



中之条町全景



中之条町役場



国指定重要文化財「薬師堂」

此圖係由本村各戶
 調查所得之實況
 其間之村落及
 田畠等處均係
 本村所有之土地
 其間之田畠等
 係由本村各戶
 所有之土地
 其間之田畠等
 係由本村各戶
 所有之土地

此圖係由本村各戶
 調查所得之實況
 其間之村落及
 田畠等處均係
 本村所有之土地
 其間之田畠等
 係由本村各戶
 所有之土地
 其間之田畠等
 係由本村各戶
 所有之土地



田村繪圖 六年五

此圖係由本村各戶
 調查所得之實況
 其間之村落及
 田畠等處均係
 本村所有之土地
 其間之田畠等
 係由本村各戶
 所有之土地
 其間之田畠等
 係由本村各戶
 所有之土地



中之条町章

昭和48年1月1日付制定。中之条町の「中」を図案化したもので、中の文字を白線で区切ってあるのは、4ヵ町村が合併して新しい中之条町を形成していることを示している。

中之条町民憲章

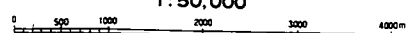
美しい山河と、輝かしい歴史と伝統にはぐくまれてきたわたくしたちは、その喜びと自覚のもとに、中之条町の産業・教育・文化が限りなく発展することを願い、郡都としての誇りと責任をもって、この憲章を定めます。

- 1、健康で働くことに誇りをもち、豊かなくらしをきずきましょう。
- 1、あたたかい愛情と協力によって、明るい家庭をつくりましょう。
- 1、公德心を養い、自然を愛し、清潔で美しい郷土をつくりましょう。
- 1、年寄りを敬い、青少年の夢を育て、住みよい社会をつくりましょう。
- 1、きまりを守り、教養を高め、文化の香りに満ちた町をつくりましょう。

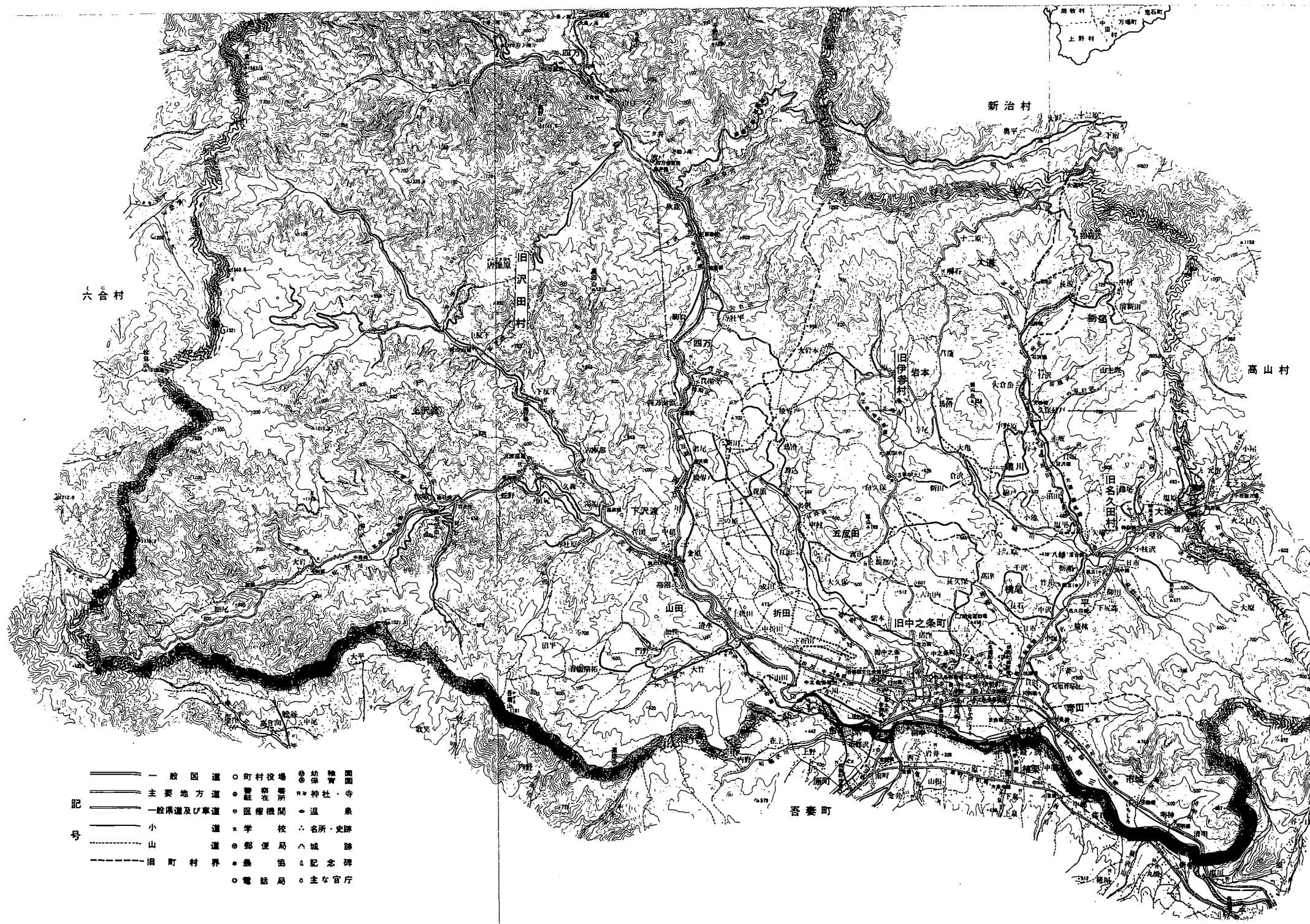
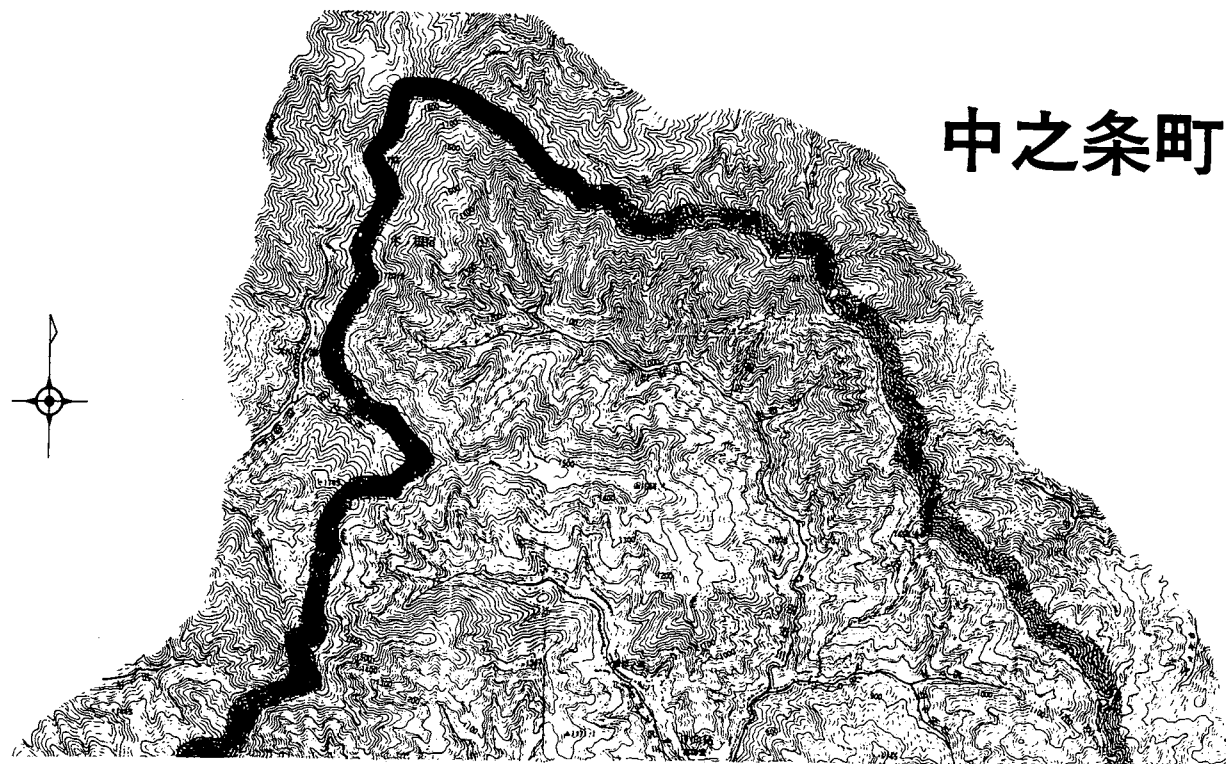
昭和50年11月21日制定

中之条町全図

1:50,000



群馬県の市町村

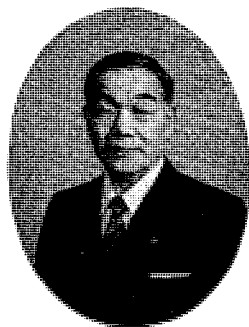


- | | | |
|-------------|--------|---------|
| —— 一般国道 | ○ 町村役場 | ◎ 幼稚園 |
| —— 主要地方道 | ○ 警察署 | ◎ 神社・寺 |
| —— 一般県道及び車道 | ○ 医療機関 | ○ 温泉 |
| —— 小 | × 学校 | △ 名所・史跡 |
| —— 山 | ○ 郵便局 | △ 城跡 |
| —— 旧町村界 | ○ 農協 | △ 記念碑 |
| | ○ 電話局 | ○ 主な官庁 |

発刊にあたって

中之条町誌編纂委員長

中之条町長 福島 真一



南に榛名の霊峯を仰ぎ、西北の峯の果ては信越の国境に境する。そこに流れてやまぬ細谷川の遂には吾妻川に注ぐそのほとりに、山紫水明の地、わが里中之条町があります。

いま、この地を拓き続けた先人の跡をたどれば、それは遠く原始古代にさかのぼり、下って鎌倉時代に及べば、すでに越後および信濃に通じる街道の要地とし、徳川中期以降には近隣農山村を背景に市場町として、また、明治以後は郡内主要官公衙の所在地として発展、現在は吾妻広域町村圏の中核として群馬県西北部の政治、経済、文化、また交通の中心として益々発展途上にあります。

しかし、この繁栄は、我々の先人が風雪に耐えて荒野を拓き、あらゆる苦しみ耐え抜きながら、その時代、その時に全智を傾けて努力された積み重ねによる血と汗の結晶であり、あるときは喜び、あるときは悲しみ、この繰返しによって現在に至っていると思われませんが、確信をもってこの成り立ちを語り伝えることのできる人は数少ないことと思います。

「知るは愛する始め」といいますが、わが郷土の自然を知り、そこに営みつづけた先人の跡をたずねて現代を明らかに記しておくことは、我々としても、また我々の後に続く人びとのためにも、より大いなる郷土の発展の礎石とし

て、今に生きる我々に課せられた務めであると思います。ここに、この希いをこめて発足したのが町誌の編纂事業であります。

かつて先輩の中には、郷土の実態をまとめて後世に伝えようと計画したことも幾度かあったように聞いておりますが、広く一般町民各位の目にふれることなく書庫に保管されて今日にいたっております。

このたび、町村合併二十周年記念事業として昭和四十六年から発足した町誌の編纂は、全町をあげての協力のもとに、編集委員が資料収集や調査研究をすすめて参りましたが、このほど第一巻が発刊の運びとなりました。

この町誌が、町の皆様のこよなき座右の友となるよう、また、郷土を離れている方々には郷土に想いをはせる縁となり、一層活躍される原動力となるよう祈念するものであります。

最後に、乏しき町財政の中から町誌編纂費を議決くださいました町議会議員各位、基本方針等決定いただきました町誌編纂委員各位、貴重な資料を快よく提供された方々のご好意、また、資料の収集や執筆に精魂を傾けられた編集委員の方々のご熱意とご労苦に対して、深甚なる謝意を表するものであります。

昭和五十一年三月



発刊を祝して

中之条町議会議長 高橋 福治

中之条町誌の刊行は、旧中之条町では第十七代町長伊能八平氏るとき一応企画されたが実現せず、第二十四代町長小池遵正氏の時代にも資料蒐集を開始し、その他の旧村でもその企てのあったことを仄聞いたしましたが、これらは着手の段階で見送られてしまいました。このことは遺憾に存じておりましたが、それほど町誌の編纂ということは困難な事業なのであります。昭和三十年四月十五日、中之条町、沢田村、伊参村、名久田村の四カ町村が合併して、新しく中之条町が誕生し、爾来今日まで二十年の歳月を経ました。この合併二十周年記念事業として中之条町誌の編纂が企画されたのは昭和四十六年の新春で、その年三月、十一名の編集委員が委嘱され、十月には更に九名の追加委嘱があり、これに引続き町誌編纂委員会規則の制定、編纂委員会の結成など強力な実施態勢が確立されました。

それから四カ年、編集委員皆様方の真剣な努力研鑽が美事結実し、美しい郷土、郡都中之条町にふさわしい町誌第一巻の刊行をみましたことに私は無上の喜びを覚えます。

更に続刊となる現代誌編、社会誌篇、自然誌篇、民俗文化誌篇等にも一層の御努力をお願いするものであります。なぜならば、全三巻の中の条町誌は、心のかけ橋、子孫へのこよなき贈りものとなるのみならず、次代を担う人々の処世の良き指針ともなるからであります。この大事業に対し貴重な資料の提供等町民各位のご理解あるご協力に対し

深甚なる敬意を表するとともに、支障困難をよく克服、銳意地味な編集、執筆に当られた小池委員長をはじめ編集委員のかたがたのご労苦をねぎらい申上げ、心からなる謝意を表し、簡略でございますが発刊の祝詞といたします。

昭和五十一年三月



編集によせて

中之条町誌編集委員長 小池善吉

戦後三十年をへた現在、わが中之条町誌も漸く発刊の運びとなった。この町誌の編纂は町村合併二十周年記念に計画された事業であつた。私たち編集委員が委嘱されてから四十年余の歳月が流れたが、その間ほとんど毎月の定例会の開催をはじめ、各班別の探訪踏査会、地区別の巡回座談会等をつみ重ねてきた。顧みると、まことに感慨無量である。

戦後県内の町村誌の多くは、町村合併を機会に刊行され、吾妻郡内でも大半の町村が四十年代前半頃までに町村誌の刊行を終えていた。したがって中之条町では、県内他町村に比して町誌の発刊は遅れたが、それだけに新町二十年の歴史と現状をふまえて、新しい観点にたつて、郡都としてりっぱな町誌を編集しなければならない立場にあつた。そこでまず編集の基本方針が幾度か検討され、つぎのような事項が決定された。

(一)合併の中之条町を新しい私たちの郷土としてとらえ、ここを拠点とする住民の歴史と現状を取扱う。広い視野にたつた、国や県、特に吾妻郡全体との関連性を十分に配慮する。併せて町の将来とのつながりも考慮にいれて取扱う。(二)従来の町村誌では極めて不十分であつた明治期以降の近代と現代の歴史と現状に特に重点をおく。その扱う内容と方法には創意を要する。(三)町民による、町民のための、町民の町誌を編集することを目標にして努力する。

さて中之条町誌の特色をあげると、第一に内容構成が新町成立を画期として、歴史編と現代編に大別し、歴史編では通史と特論、現代編では自然誌、社会誌、民俗文化誌に区分した。これに各編の重要資料を一括して資料編としてそえることにした。まず通史では町の歴史の一貫した流れを中心に述べ、ここで十分に記述しつくせない重要事項は別に特論を設けて扱った。温泉観光の歴史、戦争と生活、明治以降の主な団体の歴史をはじめ、町の特色を示すいくつかの主題について記述した。特に町民生活の基盤として家と村の歴史、さらに女性の歴史も併せて特集してみた。

つぎに現代編の社会誌では、合併後の新町のあゆみと現状について、社会機能の各分野別に、特に社会福祉と生活環境などを重点にして扱うことにした。自然編では、郷土の特徴ある自然環境の歴史と現状について、人間生活との関連性を視点にして取扱った。そして民俗文化誌では、長く郷土の人々の間に伝承されてきた庶民生活の各分野にわたる数々の文化遺産と、私たち郷土の先人たちが創造してきた各種の文化財を広く掘りおこして記述することにした。またこの町誌ではあえて人物編を設けなかったが、これは決して町誌における人物の役割を軽視したわけではなく、町史の流れのなかに人物の動きをおりこんで記述する方法をとったためである。町誌に登場する多くの町民をあえて人物編の枠にいれず、各々の時代のそれぞれの場面における生々した動態を通じて町民に知ってもらいたかったからである。

つぎに町誌の第二の特色としては、町民を中心にした編集と執筆の趣旨をつらぬこうとしたことである。その理由は、もともと町村誌は県史郡史とちがって、地方社会の底辺を構成する町村民が特有の倫理や心理に規制されているので、なによりも住民心情の機微のよくわかる地元民を主体にして作成されるのが望ましいと考えたからである。そこで地元の少数研究者たちと一般町民との日常のつながりを背景にして、どのようにしてこれを実現するかに大変苦労した。資料では町民のなかに秘蔵されている多数の古文書古絵図はじめ、明治以降の書籍書簡手記写真類、町の現

住者出身者を含めて広く町に關係をもつ多くの人たちからの投稿や報告、さらに地区別項目別に必要事項に関する大きな聴取談話等々が各編集委員によって収集された。この町誌では編集委員はまず編集の仕事、ついで執筆者の役割もはたしたが、この町誌の執筆には編集委員のほか相当数の町民が投稿報告手記等を通じて参加している。各種の資料提供者を含めると、すでに多数の町民が町誌の作成に参加している。第二巻からの現代編になると、さらに、多くの町民による町誌の作成が実現されよう。

明治大正はすでに遠くなつたが、最近では戦前の昭和もやがて遠くなろうとしている。戦後三十年の現在、私たち中之条町民によってつくられる町誌は、中之条町のすべての人々、特に新しい世代から将来の世代の町民に、なにをどのように伝達してゆくかについて、限られた紙数のなかで集約して記述した。私たち編集委員が全精魂を傾注して町民に披瀝したものは未だ極めて不十分のものである。広く現在の町民各位はもとより、後代の町民諸氏からも厳正な御叱正をまちたい。

昭和五十一年三月

凡 例

一、読みやすくするために

1 本文はつとめて現代かなづかい、当用漢字を用いることとした。やむを得ないものにはかなをふった。

2 史料は読み下しを原則とし、原文はつとめて短いものの引用にとどめた。このため第三巻に資料編をおくこととした。

一、氏名の敬称は省略した。

一、時代区分や町村名の時代による相違等については文中に付記した。

一、写真は執筆者の採扱によったもので撮影者、提供者名は省略した。

中之条町誌 第一卷

目次

発行にあたって	中之条町長	福島 真一
発行を祝して	中之条町議会議長	高橋 福治
編集によせて	中之条町誌編集委員長	小池 善吉
凡 例		
口 絵		
中之条町地図		
中之条町民憲章		
第一部 歴史編 通史		
第一章 原始古代		四
一 無土器文化と中之条		五
二 縄文文化のひろがり		八
1 早期の遺跡		一四
細尾遺跡		
三 弥生文化時代		一四
1 縄文から弥生へ		一五
有笠山遺跡と町内の遺跡分布		一五
2 前期の遺跡		一六
3 中期の遺跡		一八
4 後期の遺跡		二三
5 晩期		二三
戸敷石住居跡／(4)壁谷の筒型土偶		二三
(1)清水敷石住居跡／(2)四方途中遺跡／(3)棚界		二三

中之条町弥生文化遺跡／有笠山遺跡

四 古墳文化

- 1 中之条町の古墳
(1)古墳の概観／(2)昭和十年古墳一斉調査／(3)中之条町の古墳の現状
- 2 古墳時代の人々の生活

五 律令制の施行とそのうつりかわり

- 1 大化の改新と吾妻郡の建置
(1)吾妻郡建置の時期／(2)郡名の由来／(3)郡郡の設定／(4)郡域(5)郡司の職務／(6)郡家の機構(7)戸について／(8)郡家の位置の推定
- 2 郷里制
(1)郷と里／(2)郷の位置の推定／(3)郷名の由来
- 3 条里制
(1)土地私有の進行／(2)蝦夷経営と上野国／(3)律令制の衰退／(4)伊参院長田院
- 4 律令制度の衰退

六 古代の生活と文化

- 1 古代の家族と集落
- 2 農業その他の生業
- 3 重かった課役
- 4 農民の生活
- 5 衣／(2)食／(3)住居／(4)土器鉄器他
- 6 文化
- 7 吾妻郡万葉東歌

七 神社信仰と仏教のひろがり

- 1 稲妻地神
(1)山の神・水源神・雷神／(2)三代実録の稲妻神と岩鼓神／(3)上毛野坂本朝臣と稲妻神／(4)稲神所としての岩鼓神とその変遷
- 2 古代の神より中世の神へ
- 3 仏教のひろがり
(1)古墳文化と仏教文化／(2)平安初期の火葬墳／(3)金井廃寺／(4)布目瓦の出土地帯／(5)天代廃寺

八 市代牧

- 4 古代大陸文化の吾妻郡への伝播
(1)単弁蓮華文を中心にみた日韓交流／(2)金井廃寺と天代窯跡／(3)大和・山田寺／(4)百済の古寺様式／(5)中国南朝と百済／(6)大陸文化伝来の経路

九 武士団の発生

- 1 上毛野氏と馬
- 2 律令制の牧とその崩壊
- 3 延喜式による牧
- 4 市代牧の構成
- 5 私牧化された市代牧と武士の発生
- 1 武士団の発生
- 2 武士団の興起とその背景
- 3 関東武士団発生の概要
- 4 吾妻郡の武士のおこり

(1) 藤原吾妻氏／(2) 源氏吾妻氏

第二章 中世史……………二三

一 中世史の概観……………二四

二 中世村落……………二七

1 中世村落……………二七

(1) 中世村落とその復原／(2) 行政区画／(3) 中世的地名からみた中之条／(4) 名久田川流域の中世村落の形成

2 豪族屋敷……………二八

三 南北朝時代より室町中期にいたる情勢……………二八

1 南北朝時代……………二八

(1) 吾妻氏の衰退と飽間氏／(2) 青山氏と青山郷／(3) 南北朝～室町初期の造塔

2 室町前期……………二八

(1) 和利宮城主塩谷氏その他の土豪

3 南北朝時代より室町時代に至る人間移動……………二九

四 道覚上人と浄土宗……………二九

1 浄土宗の東国伝播……………二九

(1) 浄土宗西山派の東国への伝播／(2) 光明寺と道覚上人の善光寺詣り

2 道覚上人の事蹟と善福寺……………三〇

(1) 飽間氏の帰依／(2) 無量寿寺・久福寺の創建／(3) 道覚の鎌倉出向／(4) 善導寺の創建と吾妻

教系／(5) 善福寺の創建／(6) 善光寺三尊仏

五 和利宮と神道集……………三〇

1 和利宮について……………三〇

2 古代の和利宮……………三〇

3 中世の和利宮と神道集……………三一

4 中世中後期の和利宮……………三一

六 中世の産業……………三一

1 戦国時代の農村……………三一

2 大堰の開削……………三二

3 中世の市場・二日市と七日市……………三二

七 中世の交通……………三二

1 中世の交通概観……………三二

2 道路橋梁関所……………三三

(1) 戦国諸将の作戦行路／(2) 尾根道と棧道／(3) 中世の橋／(4) 中世の関所

3 中世の宿駅と伝馬制……………三三

4 武田氏の戦時交通政策……………三三

八 中世の神社……………三三

1 中世の神……………三三

2 中之条町諸社別中世史……………三三

九 中世の仏教……………三三

1 中世における各宗派……………三三

(1) 天台・真言宗と修験道／(2) 浄土宗／(3) 禅宗

／(4)其の他の宗派

2 いろいろの信仰……………三三

(1)観音信仰／(2)三十三番観世音札所／(3)斎藤越前守の吾妻三十三番札所再建

3 民間仏教……………三〇

(1)知高六阿弥陀／(2)十王信仰／(3)不動信仰／(4)薬師信仰／(5)毘沙門信仰／(6)むすび

十 仏教文化……………三八

1 建 築……………三八

(1)日向見薬師堂の由緒／(2)薬師堂の構造

2 彫 刻……………三三

石造仏教建造物

(1)宗本寺の宝篋印塔／(2)五輪塔／(3)板碑／(4)中世遺物一覧表……………三四

十一 戦国時代の軍政・軍略・軍規……………三四

1 武田氏支配下の中之条町の地侍層……………三三

(1)武田氏治下の中之条町／(2)地侍層の分布／(3)上杉武田支配の相違／(4)武田氏の所領安堵の宛行／(5)武田氏の領地区分

2 戦国時代の軍略……………三六

(1)忍びの者／(2)鉄砲伝来と郷土の変貌／(3)八幡山番帳

3 戦国時代の軍規……………三三

十二 戦国時代の中之条町……………三六

1 上杉武田氏の争覇と嶽山合戦……………三六

(1)関東管領上杉憲政の没落／(2)上杉謙信の吾妻郡経営／(3)武田信玄の支配と嶽山合戦／(4)武田勝頼の支配……………三九

2 真田氏の支配……………三九

(1)小城八幡要害の陥落と尻高氏の滅亡／(2)真田昌幸の支配……………三九

十三 中世の城砦……………三五

1 中世の城砦の変遷……………三五

2 城砦の構造……………三六

(1)吾妻城／(2)城峯城／(3)伊参城／(4)和利宮城(5)小城／(6)内山城／(7)千貫屋敷／(8)吉城／(9)山田城／(10)桑田城／(11)入道城／(12)嵩山城／(13)横尾八幡城／(14)壁谷の寄居……………三六

第三章 近世前期……………三六

一 真田領時代の概観……………三六

二 真田信幸治下の中之条町……………三六

1 真田信幸の戦後復興策……………三六

(1)検地と知行地の給付／(2)諸社への寄進・社寺復興／(3)吾妻諸城砦の破却／(4)境界線の確定／(5)交通整備・宿駅建設と村落の変容／(6)農民の定着化……………三六

2 文禄の役と田村雅楽尉父子の渡海……………三七

三 関が原役・大坂の陣と武士農民の窮乏……………三七

四

1	関ヶ原役と吾妻郡……………	三六
2	大坂の陣と吾妻郡……………	三九
3	(1)大坂冬の陣／(2)大坂夏の陣 大坂陣後の武士と農民の生活…………… (1)伊勢おどりの流行／(2)武士の軍役負担の加重／(3)農民の窮乏……………	三三
	中之条宿駅の発達・中之条町・伊勢町の町割り……………	三〇

五

1	大塚宿の興亡……………	三〇
2	中之条町宿駅の変遷……………	三〇
	(1)中之条町の三遷／(2)河原宿の景観／(3)長岡宿の建設／(4)中之条町の景観……………	三四
3	中之条町の町割…………… (1)王子原への移転／(2)町割の状況／(3)新中之条町の景観／(4)町割り後の異動……………	三三
4	伊勢町の町割…………… (1)移転の理由／(2)町割の状況／(3)町割の内容……………	三九
	近世前期の村落と農民の家族構成……………	三九

六

1	郷村制より近世の村へ……………	三九
2	近世村落の成立……………	三二
3	近世前期の農民……………	三三
4	農民の家族構成…………… (1)天和二年折田村宗旨手形／(2)人口構成／(3)複合家族と婚姻／(4)下人……………	三三
	真田時代の行政制度と地方知行……………	三三

七

1	行政制度……………	三三
	(1)沼田藩の概況／(2)吾妻郡奉行所／(3)代官所 (4)庄屋・組頭……………	三〇
2	地方知行…………… (1)地方知行について／(2)中世の知行制との関連／(3)真田信幸の地方知行制の実施／(4)大坂陣後の地方知行と俸禄制／(5)寛文の検地と諸家の欠所……………	三九
	真田氏の租税制度……………	三九

八

1	天正より寛永に至る検地……………	三九
2	寛文の検地と延宝の林検地…………… (1)寛文三年の検地／(2)寛文十二年検地／(3)延宝四年林検地……………	三三
3	真田伊賀守時代の貢租…………… (1)年貢米の納入／(2)年貢の分納未進と水牢／(3)雑税について／(4)年貢米の廻送……………	三三
	真田時代の産業……………	三三

1	農業……………	三三
	(1)土地／(2)作物／(3)用水の開削と新田開発／(4)秣場山鳥獣害・飢饉／(5)領主の救農対策……………	三九
2	養蚕業……………	三九
3	林業…………… (1)山林の区分／(2)真田伊賀守の林政(3)森林の濫伐と津留め／(4)山論……………	三九
4	商業…………… (1)近世市場の発生／(2)沼田市場と在市／(3)中……………	三三

之条の市の成立背景／(4)中之条市場の構造／
(5)市場の機構と商品／(6)市場の紛争／(7)伊勢
町の市場／(8)領主の保護政策

5	工業	四〇二
6	鉱業	四〇三

九	真田時代の土木事業と交通	四〇三
---	--------------	-----

1	土木事業	四〇三
	(1)用水／(2)堤溜池／(3)川除／(4)橋梁／(5)渡舟	四〇三
2	真田領時代の交通	四〇三
	(1)大坂陣後の道路網の変化と発達／(2)真田氏 の交通政策／(3)宿駅の新設／(4)真田氏の伝馬 制	四〇三

一〇	真田領時代の宗教と統制	四〇九
----	-------------	-----

1	寺請制度と宗門改め	四〇九
	(1)寺請制度と宗門改帳／(2)沼田藩のキリシタ ン	四〇九
2	真田領時代の社寺の状況	四一八
	(1)寺院の創建と再建／(2)寺院の移転(3)神社の 再建	四一八
3	仏教神社の統制	四二二
	(1)寺院法度／(2)朱印地・黒印地・除地(3)諸社 祢宜神主法度	四二二
4	民間信仰	四二四
	(1)庚申信仰／(2)馬頭観音信仰／(3)蟻川・山田 の経巻／(4)塩平の古塔信仰	四二四
5	庶民の墓碑建立	四二六

十一	真田時代の社会状況と真田氏の改易	四二九
----	------------------	-----

1	沼田藩財政の推移	四二九
	(1)黒字財政より赤字財政へ／(2)伊賀守時代の 赤字財政／(3)寛文検地と延宝林検地／(4)給人 の欠所	四二九
2	青柳源右衛門父子の欠所と農民の抵抗	四三〇
3	延宝の大飢饉	四三六
	(1)飢饉の状況／(2)飢饉と世相の悪化／(3)飢饉 の被害状況／(4)藩の飢饉対策／(5)小淵喜右衛 門の美挙	四三六
4	両国橋事件と真田氏の改易	四三九
	(1)伊賀守の借財／(2)両国橋事件と真田氏の改 易	四三九

第四章	近世後期	四四四
-----	------	-----

一	代官支配から大政奉還まで	四四四
---	--------------	-----

1	元禄―享保時代	四四四
	(1)伊賀守の改易とお助け縄／(2)村絵画にみる そのころ／(3)血の通う堂寺石仏／(4)この時代 の村風	四四四
2	田沼時代	四四五
	(1)転機と世相／(2)商品経済の進展と村と町／ (3)小前百姓の反抗／(4)田沼時代を語るもの 大御所時代	四四五
3	寛政改革のころ／(2)いわゆる大江戸時代／ (3)文政の改革・寄場組合の設定	四七七

4 維新への胎動……………五〇四

(1)天保時代(田中両之助の建白にみる前期・高橋景作の日記にみる後期)／(2)幕末十五年

二 生活と文化……………五元

1 支配とわが里……………五元

(1)支配の交代と推移／(2)巡見／(3)年貢御割付と皆済目録／(4)助郷

2 産業……………五四

(1)村差出帳にみる生業／(2)農業／(3)養蚕業／(4)商業

3 交通……………六〇六

(1)絵図にみる近世中之条町への道／(2)橋／(3)吾妻川の通船／(4)渡船

4 教育と文化……………六四六

(1)法度と教育／(2)社堂と教育／(3)師匠と教学／(4)門人教育／(5)旧家に見る蔵書と教養／(6)名主扱い文書中に散見する文書と教養／(7)古物店に見た古書と郷風／(8)文学と文人

第五章 明治前期……………六八

一 幕領下の明治元年……………六八

1 支配の空白と民衆……………六九

(1)一揆の勃発と岩鼻役人の逃亡／(2)赤報隊・権田村残党の萩生峠侵入の報に自衛にたつ吾妻の村々／(3)官軍の東下／(4)東山道総督府の声明―地方支配の空白／(5)一揆の高潮と小栗

上野介の救援／(6)一揆をみなかった吾妻の考察

2 前橋藩鎮撫所から岩鼻県治へ……………六九

(1)前橋藩鎮撫所の回村／(2)三国戦争と中之条町／(3)原町鎮撫所時代／(4)岩鼻県の発足と大音電太郎の就任

3 明治元年の幕領の年貢……………七〇

(1)幕府崩壊直前の年貢／(2)天領支配の年貢／(3)元旗本領の年貢

二 明治の新政……………七〇

1 行政の変革と推移……………七〇

(1)肝煎名主／(2)戸長の任命と壬申戸籍／(3)大区小区制時代／(4)都役所の開設と連合戸長役場／(5)第一次町村合併

2 文明開化……………七三

(1)文明開化と道／(2)学校

3 富国強兵……………七三

(1)勸業議會／(2)吾妻畜産会社／(3)県の農事通信開設と農事通信員／(4)中之条生糸改方出張所／(5)生産会社／(6)上毛物産会社吾妻出張所／(7)物産調にみる明治前期の農業の実態／(8)生計と蚕業／(9)国民皆兵

4 郡都中之条町の発展……………八三

(1)物価にみる中之条町／(2)戸口にみる中之条町／(3)中之条町の営業／(4)寄留人口にみる中之条町

第六章 明治後期…………… 八三〇

一 新町村の成立と発展…………… 八三〇

- 1 新制町村の成立…………… 八三〇
 (1) 町村役場の行政機構／(2) 創成期の町村議会
 ／(3) 新町の初年度財政
- 2 新町村の行財政の展開…………… 八三三
 (1) 明治二三十年代の新町村政／(2) 明治四十年
 代の新町村政

二 産業と経済の発達…………… 八三六

- 1 総説…………… 八三六
- 2 土地と農民の動き…………… 八三六
 (1) 地価地租／(2) 土地集積の進展／(3) 地主制と
 小作慣行
- 3 農林業の発達…………… 八三七
 (1) 耕地の拡大／(2) 農業技術の進歩／(3) 耕種農
 業の伸長／(4) 畜産と林業／(5) 養蚕業の発達
- 4 商工業の発達…………… 八三六
 (1) 明治後期の商業形態／(2) 商況と物産流通／
 (3) 会社と銀行／(4) 製糸業の発展／(5) 糸繭商人
 の台頭と発展

三 交通運輸と通信…………… 八三六

- 1 道路と橋梁…………… 八三六
 (1) 道路改修・新道の開さく／(2) 橋梁改修と新
 橋の架設

2 交通運輸機関…………… 八三八

- (1) 交通運輸機関の推移／(2) 交通運輸企業の発
 生／(3) 町村民の交通事情

3 郵便電信電話…………… 八四〇

- (1) 中之条地方の郵便のはじめ／(2) 明治後期の
 郵便電信電話

四 文化と思想…………… 八四六

- 1 新しい文化思想のめざえ…………… 八四六
 (1) 明治二十年前後の新文化の胎動
- 2 新しい地方文化の成立…………… 八四五
 (1) 販売書籍にみる吾妻文化人の思想／(2) 教育
 会雑誌の刊行／(3) 吾妻学友会雑誌の刊行
- 3 日清日露戦争と文化・思想…………… 八五六
 (1) 日清戦争下における戦争観／(2) 日露戦争前
 の思想家の影響／(3) 日露戦争下の思想
- 4 日露戦争後の文化と思想…………… 八五六
 (1) 戦後の青年意識の変化／(2) 青年集団の変貌
 ／(3) 日露戦後のキリスト教と社会主義思想
- 5 明治の俳句…………… 八五三
 外来者の来条と文化・思想…………… 八五五
 (1) 二三十年代の外来者たち／(2) 四十年代の外
 来者たち
- 6 明治後期の教育…………… 八五〇

五 明治後期の教育…………… 八五〇

- 1 教育制度の変遷と中之条町…………… 八五〇
 (1) 学区の改正／(2) 吾妻高等学校時代／(3) 中
 条男子校女子校時代／(4) 尋常高等小学校時代

／(5)群師附属小学校としての四万小学校／(6)実業補習学校／(7)中之条農学校

2 教育の目標と行事儀式……………二〇三

(1)教科課程／(2)校規校則／(3)体操運動会

3 校舎建築・開校式……………二〇六

(1)名久田小学校の開校／(2)沢田尋常高等小學校

4 明治終末期の教育……………二〇〇

5 明治後期の中之条小学校の思い出……………二〇三

六 世相と生活……………二〇四

1 明治後期の世相の変遷……………二〇四

(1)二十年代の世相／(2)日清日露戦争と町村の世相

2 生活の諸相……………二〇六

(1)衣食住の生活様式／(2)明治後期の家計・町と村の暮しの経済

七 明治後期の伝染病……………二〇六

1 明治二十九年の赤痢病の流行……………二〇九

(1)赤痢病の蔓延状況／(2)赤痢病対策の諸相

2 明治三十年以後の赤痢病……………二〇五

第七章 大正期……………二〇六

一 大正期の町村政……………二〇六

1 大正前期の町村政の展開……………二〇六

(1)中之条町／(2)沢田村／(3)伊参村／(4)名久田

2 大正後期の町村政の展開……………二〇五

(1)中之条町／(2)沢田村／(3)伊参村／(4)名久田村

二 産業と経済……………二〇四

1 総説……………二〇四

2 土地と農民の動き……………二〇〇

(1)耕地集積の進展／(2)小作慣行と小作料問題／(3)耕地整理の進展／(4)耕地増大の動き

3 農林業の展開……………二〇〇

(1)耕種農業／(2)畜産と林業／(3)養蚕業

4 商工業の股盛と停滞……………二〇四

(1)大正初期の商工業／(2)大正中期の商工業の股盛／(3)震災後の商工業の停滞／(4)中之条銀行の合併統一の動き

5 水力電気事業……………二〇七

(1)吾妻温泉馬車会社の発電事業／(2)伊参水力電気会社の発電事業

三 交通運輸と通信……………二〇〇

1 道路と橋梁……………二〇〇

(1)大正期の道路／(2)大正期の橋梁

2 交通運輸機関の発達……………二〇六

(1)大正前期の交通機関／(2)大正中期の交通機関／(3)大正後期の交通機関

3 郵便・電信・電話……………二〇六

(1)郵便電信の伸長／(2)電話の導入と普及

4	ラジオの導入	三三四
---	--------	-----

四	大正期の文化と思想	三三六
---	-----------	-----

1	大正デモクラシー	三三七
---	----------	-----

(1)	大正冒頭の護憲運動と一青年／(2)選挙と大正デモクラシー	
-----	------------------------------	--

2	大正期の自由な文化と思想	三三四
---	--------------	-----

(1)	中之条青嵐会の文化活動／(2)村の文化活動／(3)俳句の隆盛／(4)「創土」の刊行／(5)中之条農業学校々友会誌	
-----	--	--

3	大衆文化の発生	三三四
---	---------	-----

(1)	娯楽文化の変貌／(2)遊びとスポーツ／(3)新聞と雑誌	
-----	-----------------------------	--

五	大正期の教育	三五五
---	--------	-----

1	四大教育方針をうけて	三五七
---	------------	-----

(1)	就学督励／(2)基本財産の増殖	
-----	-----------------	--

2	大正期の学習	三六二
---	--------	-----

(1)	教科課程／(2)教科書／(3)体育と運動会	
-----	-----------------------	--

3	大正期の学事活動	三六三
---	----------	-----

(1)	講演講習会／(2)研究会／(3)教師の派遣	
-----	-----------------------	--

4	大正期の補習教育	三六六
---	----------	-----

(1)	講話会／(2)教育会雑誌／(3)講習会／(4)学事視察	
-----	-----------------------------	--

5	大正期の吾妻教育会	三七二
---	-----------	-----

(1)	大正期の教員と教員団体	
-----	-------------	--

6	大正期の教育の状況／(2)教員互助会・女教師会の成立	三七三
---	----------------------------	-----

7	中之条小学校の校舎建築	三七九
---	-------------	-----

8	大正期の教育・学校の思い出	三八〇
---	---------------	-----

六	世相と生活	三八三
---	-------	-----

1	大正期の世相の変遷	三八三
---	-----------	-----

(1)	大正への移行期の世相／(2)第一次大戦中から戦後の世相／(3)関東大震災と中之条町の世相／(4)震災後の世相	
-----	--	--

2	生活の諸相	三六六
---	-------	-----

(1)	衣食住の生活様式／(2)大正期の家計／(3)米価の高騰と町民の暮らし	
-----	------------------------------------	--

七	大正期の伝染病と社会問題	三五五
---	--------------	-----

1	大正期の伝染病	三五五
---	---------	-----

(1)	大正期の赤痢病の流行／(2)大正期のチブスの流行／(3)スペインカゼの流行	
-----	---------------------------------------	--

2	大正期の社会問題	三六八
---	----------	-----

(1)	町の税金問題／(2)村の税金問題／(3)米価の騰貴と町民の動向	
-----	---------------------------------	--

第八章	昭和戦前期	三六八
-----	-------	-----

一	昭和不況下の町村政	三六八
---	-----------	-----

1	中之条町政と議会	三六九
---	----------	-----

(1)	町政の展開／(2)選挙と町会	
-----	----------------	--

2	沢田村政と議会	三七七
---	---------	-----

(1)	村政の展開／(2)村議選挙と村会	
-----	------------------	--

3	伊参村政と議会	三七四
---	---------	-----

4	(1) 村政の展開／(2) 村議選舉と村会 名久田村政と議會……………	三五一
---	--	-----

	(1) 村政の展開／(2) 村議選舉と村会	
--	-----------------------	--

二	昭和不況下の産業と經濟……………	三六〇
---	------------------	-----

1	土地と農家の動き……………	三六〇
---	---------------	-----

2	(1) 昭和戦前期の農地の動き／(2) 昭和戦前期の農家の動き／(3) 地主小作関係と小作料の問題 昭和不況期の農林業……………	三六九
---	---	-----

2	(1) 農業の技術指導と農家の現状／(2) 水田耕作の慣行農法／(3) 米と藁の生産状況／(4) 其他農産物／(5) 畜産と林業／(6) 昭和不況と農家經濟／(7) 經濟不況下の農家対策と農民の動向 昭和不況期の商工業……………	四〇一
---	---	-----

3	(1) 町の商業の不況／(2) 企業会社の停滯不振／(3) 昭和不況と製糸業／(4) 不況下の製材業／(5) 昭和の金融恐慌と中之条銀行	
---	--	--

三	交通運輸通信の發達……………	四三三
---	----------------	-----

1	道路と橋梁……………	四三五
---	------------	-----

2	(1) 道路／(2) 橋梁河岸改修 交通運輸機關の發達……………	四三〇
---	-------------------------------------	-----

3	(1) 昭和初期の電車交通／(2) 昭和十年前の自動車交通／(3) 省営自動車の開通／(4) 貨物自動車運輸の發達 郵便電信電話とラジオ……………	四三六
---	--	-----

3	(1) 郵便電信電話の状況／(2) ラジオの普及	
---	--------------------------	--

四	文化と思想……………	四四〇
---	------------	-----

1	昭和の地方人の文化と思想……………	四四二
---	-------------------	-----

2	(1) 青年の思想と文化／(2) 同人雜誌のつどい／(3) 俳句と短歌 大衆文化の發展……………	四四五
---	---	-----

2	(1) 映画／(2) 芝居その他催物／(3) 流行歌／(4) 新しい遊びとスポーツ	
---	---	--

五	昭和戦前期の教育……………	四四六
---	---------------	-----

1	概説……………	四四六
---	---------	-----

2	昭和不況と教育……………	四四七
---	--------------	-----

3	(1) 教育費の諸相／(2) 教員の俸給待遇／(3) 不況と貧困児童／(4) 不況と学校給食 昭和戦前期の學校生活の思い出……………	四四五
---	---	-----

4	學事會の活動……………	四七六
---	-------------	-----

六	世相と生活……………	四七六
---	------------	-----

1	昭和戦前の町村の世相……………	四八二
---	-----------------	-----

2	(1) 天皇崩御と昭和開幕の世相／(2) 經濟不況と世相／(3) 昭和の摩登ニズムと世相 經濟不況と町村の生活諸相……………	四九二
---	---	-----

2	(1) 不況下の町村の暮しの經濟／(2) 經濟不況と町村の生活施策	
---	-----------------------------------	--

七	不況から戦争へ……………	五二二
---	--------------	-----

あとがき

第一部 歷史編 通史

第一章 原始古代

第一章 原始古代

南に榛名連峰、西に岩櫃山、北に嵩山、東に十二カ岳、四方を山々に囲まれた中之条盆地に、いつごろから人類が住むようになったのだろうか。古く、二、五〇〇万年も前の第三紀の時代に、中之条盆地は海底であったことが知られる。山田川のサバ、カレイなどの化石はその当時の名残りである。その後、数十万年前の洪積世の時代には、榛名山や、赤城山などの火山活動が盛んであり、約三万年前頃まで断続的に激しい噴火をくりかえしていた。

約一万年前の沖積世の時代になると、縄文文化が広がってくる。中之条町の遺跡分布は、伊参、沢田、名久田地区の山地を中心に、縄文文化が栄えた。弥生文化の遺跡分布は成田原の台地から中之条高校のある宝満寺の台地にあるが縄文に比べて弥生文化の時期は短かく、遺跡の数も少ない。古墳文化となると、市城、青山、小川、名久田川の流域と、川に近いところに遺跡が残っている。中之条盆地が、経済や、行政の中心になるのは、もう少し後の時代であり、原始時代には、獣を追う木の実を採る採集経済に適した地域が生活の場であり遺跡分布がそれを物語っている。

律令制の時代に入り、大田、伊参、長田の三郷が設置された。東吾妻の中心である中之条盆地にあったこの三郷を中心に、古代文化の花が開いた。また、この地方は、名馬の産地として知られ、市代の牧が置かれたという。そして牧をよりどころに、武士団発生の一因をなしたと思われる。確実な史料の少ない原始古代では、出土する土器片にしても、古瓦一枚にしても私達の郷土の先人の歩みを示す資料として貴重なものである。遺跡、遺物については現在までに発見されたものをとり入れたが縄文式文化の宝庫とも言えるほど遺跡の多いわが町には新たに発見される遺跡

も多いと思われる。

一、無土器文化と中之条

昔、この中之条町に、はじめて生活をした人々は、けものを追い、木の実を拾って暮らしていたと思われる。しかし、いつごろから人々が住みつくようになったのかよくわからない。中之条町で発見される最も古い土器は、約九、〇〇〇年前の縄文早期のものである。それ以前の無土器文化の遺跡については、現在までのところ確認されていないが、全くないということではなく町内にもいくつか遺跡らしいものがある。

無土器文化とは、土器の使用を知らない、石器のみの文化で、洪積世の時代の文化をいう。現在の私達の時代を地質の面から区分すると、沖積世の時代である。洪積世はその以前で約一〇〇万年も続いたが、人類の先祖が出現したのもこの時期である。洪積世の末期から、沖積世の初期にかけての地殻変動により、日本列島の四つの島は、大陸から完全に分離した。約一万年位前のことである。火山活動の活発であった洪積世時代の地層は、関東ローム層と呼ばれる赤土の層をいう。その関東ローム層中の無土器文化が、認められるようになったのは戦後のことである。それまで日本最古の文化は縄文文化であり洪積層中の文化の存在は否定されていた。この学界の常識をくつがえしたのが、相沢忠洋の岩宿遺跡（新田郡笠懸村）の発見である。昭和二十四年岩宿の関東ローム層中から、黒曜石製の石槍を発見した様子を次のように述べている。

岩宿遺跡の発見（相沢忠洋、世界史大系月報第十二号）より

昭和二十一年の暮、私は相変らず商売の小間物を背負い

（中略）岩宿稲荷山前へきたとき、約二メートル五〇センチから三メートルほどの両側断崖に注目した。その崖は三・四〇センチの黄褐色耕土の下に一メートル程の赤土があり、その

下は褐色の粘土層となっていた。この粘土層は近所の人が壁の材料に利用するので、ところどころポケット状にえぐりとられ、そのところへ上方の赤土が断層状に落ちこんで崩れていた。私の眼はその周辺へむけられ、その赤土崩壊層の表面に二つの黒耀石片を発見した。(中略)私はふっと細石器の剥片に似ていると思ったが、細石器などこんなところにあるはずはないし、また一片ではどうにもなるまい、他に類したものが出てくるかどうか、(中略)と思いながら崖をあつ

その後、県内の赤城山の南面地方を中心に、勢多郡新里村武井、元宿、不二山、夏井戸、勢多郡宮城村榊形、伊勢崎市権現山、新田郡笠懸村西鹿田等に遺跡が発見され、全国では一、二〇〇カ所以上を数えることが出来る。

県内の旧石器時代の遺跡は、赤城南麓に集まっており西毛地区には一カ所も発見されていない。中之条町にも、遺跡と確認され調査された場所はない。しかし、縄文早期の遺跡のある、蟻川の天台、奥山原等から旧石器に類似した石器が出土している。

放射性炭素による年代測定(山川出版社詳説日本史教授資料)

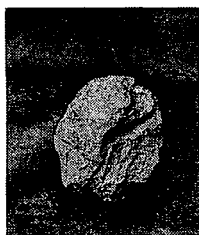
生物は空気中の炭酸ガスを吸収して体を作る。その炭酸ガスを構成する炭素には一定の割合の放射性炭素、 C_{14} が含まれている。 C_{14} は、その生物の体内に一定量蓄えられる。そしてその死後、次第に崩壊して、五五七〇年で半分に減る。この原理を年代測定に利用するのである。例えば木炭を使用する

にした。

昭和二十四年の春(中略)定形石器の発見と類例遺跡の調査、それに並行して縄文早期文化の遺跡調査をすゝめていた。(中略)その年の七月初旬(中略)私は何十回目かの足を現地へ向けた。(中略)注意深く掘っていくと、最初はおが目を疑ったくらい立派な完形石槍様石器であった。石器についていた赤土を手ではらったときの感動は終生忘れられないものであった。

と、その木炭の C_{14} (放射性炭素)の減り方で木炭の年代が知られるのである。この方法で、縄文早期の神奈川県夏島貝塚から出土した貝殻を調査したところ、九四五〇年±四〇〇年という数値が出た。これは土器をとまなう文化としては世界最古のものであり、愛媛県上里岩遺跡より出土した縄文式土器の場合、一二一六五年±六〇〇年という数値になっている。

なお、今後の調査により旧石器時代の遺跡発見の可能性をもっている。



⑥奥山原出土の石器

新井嘉男報

天台とは、名久田川をはさんで西方の台地である奥山原からも、チョッパーによく似た石器が出土している。(写真⑥)

この他、郡内では吾妻町深沢からも同様の石器が出土しているという。(吾妻町原町、

これらの石器は、縄文文化の中で最も古い形式の土器を出土する地域から発見している。

器(サイドスクレーパー)、片刃礫器(チョッパー)らしい石器が出土している。天台は、蟻川岳の中腹部に位置し、同地点から縄文早期より後期までの遺物の出土している場所である。



④蟻川字天台出土の石器(飯塚正治蔵)

縄文早期の時代が放射性炭素による年代測定の上から約九、

〇〇〇年以上の昔であろうと推定されている。そして、旧石器

時代の研究がすゝめられた結果、旧石器時代から新石器時代

(縄文文化)の空白部分が縮められつゝある。中之条町からも

縄文以前の石器ではないかと推定される石器が出土している。

次の写真④は、中之条町大字蟻川字天台^{てんたい}出土のもので中之条町

伊勢町、飯塚正治の採集したものである。当時の石器には、握

槌(ハンドアックス)、横形搔器(サイドスクレーパー)、従形

搔器(エンドスクレーパー)、石刃(フレイド)、尖頭器(ポイ

ント)、片刃礫器(チョッパー)等がある。天台からは、横形搔

二、縄文文化のひろがり

沖積世にはいると日本各地に縄文文化が展開する。縄文文化は、北は北海道から南は沖縄までの広範囲に、また長期間にわたって栄えた。わが中之条町には縄文文化の遺跡が、多く発見されている。

縄文文化は、縄文式土器が使用された時代の文化という意味であり、石器のみの岩宿文化に比較すると、生活の上に大きな進歩があったことになる。岩宿文化の場合と異なり縄文文化の場合は、土器片や石器とともに、住居跡が発見されている。これらの出土品により、具体的な生活のあとを知ることができる。なかでも、縄文式土器は、形や文様などにより、年代を推定することができる。完全なものは少ないが、土器片は町内各地より出土する。一般的には色は黒または黒褐色で、厚手のものが多い。焼成度の低いためと、粘土質が粗いので、質がもろく吸湿性の強い土器である。製作については、粘土を帯のようにして、それを捲きあげたり、粘土の輪を積みかさねたりして作ったものである。また、縄文前期のものには、胎土に繊維を入れたものがある。土器の表面に、様々の模様がつけられている。山型のきざみをつけた小さい棒を土器の表面に押しつけてつくる回転山型文、細い撚り糸を棒にまきつけたものを回転させてつくる撚り糸文、竹を半分に割り、連続的に押しつける半截竹管文、貝殻の縁でつくる貝殻文、竹べらでつくる沈線文、粘土のひもをはりつける隆線文などがある。なかでも多いのが、縄目をつけた縄文であり、後期には、一面に縄文をつけた後、部分的にすりけしてつくる磨消縄文（すりけし縄文）が出現している。このような文様と、器の形により、縄文土器の編年を、早期、前期、中期、後期、晩期の五つの時期にわけている。器形の方も、尖底（とがり底）から深鉢、それから平底となり円筒型が出現し、かめ型、浅鉢、わん型となり、注口土器（土びんの

二 縄文文化のひろがり

第1表

編年区分	年 代	土 器 の 特 色
早 期	B・C七、五〇〇	深鉢・尖底土器・熬り糸文や押型文。
前 期	〃 四、〇〇〇	円筒型・平底土器・縄文が発達繊維を粘土の中に入れて焼いた繊維土器。
中 期	〃 三、〇〇〇	甕形土器・粘土のひもをつけたもの多し。厚手で立体的、文様が派手になった。
後 期	〃 二、六〇〇	器形の変化が目立つ。磨消縄文。 複雑な器形精巧なもの、無文ふえる。
晩 期	〃 一、一〇〇	

(備考) 年代は放射性炭素の減衰率によって推定したものである。(岩波講座日本歴史1より)

ような形の土器)までつくられるようになった。縄文土器は、約七〇〇〇年の間使用された。(表1)

このような長い間使用された縄文土器は、地域により差異が生じた。「前橋市史」第一巻、古代上(尾崎喜左雄著)、序章によると、「石器、土器、住居跡には種類が多く、その傾向によって分類し発展のあとをたどることができる。石器の変化は短かい間に急に起こることはない」と推定されるが、土器の場合は、急速に進歩した。現在では、土器を早・前・中・後・晩の五期にわけ、その傾向の期間を約一〇〇〇年とし、一期間毎に早期を除いて、三形式の変化をまとめていく。しかし、これは南関東地帯のことであって、本県ではこのような研究にまでいたっていない。南関東の傾向に準じて(編年を)考えられているが、早くこの地方のみの変化の系列を造りあげることが必要である。縄文土器が使用されたのは七〇〇〇年ぐらいの間と見られている。この長い期間には気候の変化もあったことが考えられる。赤城山の中腹の標高六〇〇メートル(大胡町金丸)のところまでは縄文土器の早期及び前期のものが発見され、住居跡も発掘調査されている。中期のものはそれよりもややさがり、後期になると最も高いところで二五〇メートルである。こ

れがもし氣候との關係として見られるならば早・前期のころは氣候が全般的に高く、後期になると山の高处に住みにくくなったとも見られよう。晩期のものになると、一五〇メートル以上のところにはほとんど遺跡が見当らない」とある。そして、さらに続けて縄文土器の地方的な特色によるその地方の編年の必要なこと、七〇〇〇年におよぶ長い年月に、氣候的な変化があったのではないかと、前橋市、特に赤城山南部での遺跡分布からの推論を述べている。

中之条町と前橋市（赤城山南面地方）とでは少し遠いが、氣候条件の変化などは同様に考えられる。中之条町の位置を考えてみると、南関東地方からの文化伝播と共に、裏日本からの尾根づたいの文化の影響が大きいように考えられる。黒耀石を考えてみても長野県和田峠産出の原石が、縄文文化の時代に県内に入っている事実をみても、信州とは交易圏にあったと推定される。中之条町の縄文文化時代の編年は、今後、町内の縄文式土器の調査を進め、中部山岳地帯、長野県の編年表や、南関東地方・県内の平地部などの編年表をみた上で作成さるべきである。

わが中之条町の地形をみると、東と、北と西の三方に山地がある。そして南は吾妻川を経て榛名山に對している。東の十二カ嶽は標高一二〇〇^{メートル}、北から西にかけて屏風の様に連なる山々は、栃窪から大道峠附近までは、標高一〇〇^{メートル}程であり、四万の奥、上越国境に近い山々、赤沢山は一四五四^{メートル}、稲包山は一五九七^{メートル}、木戸山一七三二^{メートル}、相ノ倉山一五六七^{メートル}と高山が続き、暮坂峠へかけて次第に低くなり一〇〇〇^{メートル}級の山が高間山、吾嬬山（一一八一）、薬師岳（九七四）、岩櫃山（八〇六）と続いている。

このような山々の間に、名久田川とその支流の赤坂川、蟻川、桃瀬川、胡桃沢川、山田川とその上流の四万川・支流の反下川・沢渡川・大竹沢などの河川が吾妻川に流れ入っている。

人間生活にとって水は必要なものであり、山々の間に流れる清冽なこれらの河川は、古代の人々の生活を支えた源であった。中之条町の縄文文化の遺跡をみると、多く河川の近くに分布している。（新井嘉男の調査記録及び中之条町遺

二 縄文文化のひろがり

跡調査台帳により作製した。）

早期

- | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----------|----------|----|---------|---|---------|----------|------|------|------------------|----|
| ⑪ | ⑩ | ⑨ | ⑧ | ⑦ | ⑥ | ⑤ | ④ | ③ | ② | ① | 前期 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 中之条町大字大塚字塩原（諏訪原） | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | | |
| 山田字清水 | 五反田 〃 後貝戸 | 横尾 〃 奥山原 | 天台 | 岩本 〃 上組 | 平 | 横尾 〃 千沢 | 〃 寄居（日向） | 〃 壁谷 | 〃 寄居 | | |

中期

- | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|------|---------|-------|---------|-------------|--------------|---------|-------------------|--------|---------------|---------------|--------|----------|--------|---------|
| ⑨ | ⑧ | ⑦ | ⑥ | ⑤ | ④ | ③ | ② | ① | ⑮ | ⑰ | ⑯ | ⑱ | ⑲ | ⑳ | ㉑ |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 中之条町大字西中之条字柴本（枯木） | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 横尾 〃 千沢（奥山原） | 〃 天台 | 岩本 〃 上組 | 平 〃 平 | 横尾 〃 千沢 | 大塚 〃 寄居（日向） | 大塚 〃 塩原（諏訪原） | 大塚 〃 寄居 | | 〃 〃 久森 | 上沢渡 〃 蛇野（石の平） | 四万 〃 三本木（五輪平） | 〃 〃 八尺 | 下沢渡字念仏久保 | 〃 〃 細尾 | 大字山田字白上 |

後期	⑩	中之条町大字五反田 (美の原)
	⑪	〃 (上矢城)
	⑫	〃 (後貝戸)
	⑬	〃 大道 (十二ヶ原)
	⑭	〃 五反田 (白久保)
	⑮	〃 山田 清水
	⑯	〃 下山田 (峠)
	⑰	〃 (白上)
	⑱	〃 四万 秋鹿 (途中)
	⑲	〃 温泉 (山口)
	⑳	〃 高田
	㉑	〃 寺社平 (三本木)
	㉒	〃 下沢渡字八尺 (八尺)
	㉓	〃 上沢渡字久森
	㉔	〃 蛇野 (石ノ平)
	㉕	〃 牧場 (棚界戸)
	㉖	〃 反下 (広尾)
	①	中之条町大字大塚字塩原 (諏訪原)
	②	〃 (日向)
	③	〃 平
	④	〃 横尾 千沢
	⑤	〃 長久保
	⑥	〃 平
	⑦	〃 岩本上組 (泰峰)
	⑧	〃 天台
	⑨	〃 横尾字千沢 (奥山原)
	⑩	〃 蟻川字行沢
	⑪	〃 五反田字白久保
	⑫	〃 親都 (上矢城)
	⑬	〃 美の原
	⑭	〃 大道 十二ヶ原
	⑮	〃 山田 (清水)
	⑯	〃 字下山田 (峠)
	⑰	〃 (白上)

二 縄文文化のひろがり

⑲	中之条町大字四万	寺社平	(五輪平)
⑳	〃	〃	秋鹿(途中)
㉑	〃	〃	山口(温泉)
㉒	〃	〃	上湯原
㉓	〃	下沢渡	(八尺)
㉔	〃	上沢渡	字久森
㉕	〃	〃	反下(広尾)
㉖	〃	〃	蛇野
㉗	〃	〃	唐操原
㉘	〃	〃	牧場(江ノ倉)
㉙	〃	〃	(石ノ平)
㉚	〃	〃	(棚界戸)
⑬	〃	〃	〃
⑭	〃	〃	〃
⑮	〃	〃	〃
⑯	〃	〃	〃
⑰	〃	〃	〃
⑱	〃	〃	〃
⑲	中之条大字大塚	字寄居	(日向)
⑳	〃	〃	横尾
㉑	〃	〃	千沢
㉒	〃	〃	平
㉓	〃	〃	大塚
㉔	〃	〃	岩本
㉕	〃	〃	字上組(泰峰)
㉖	〃	〃	〃天台
㉗	〃	〃	横尾
㉘	〃	〃	字千沢(奥山原)
㉙	〃	〃	山田
㉚	〃	〃	清水
㉛	〃	〃	〃
㉜	〃	〃	〃
㉝	〃	〃	〃
㉞	〃	〃	〃
㉟	〃	〃	〃
㊱	〃	〃	〃
㊲	〃	〃	〃
㊳	〃	〃	〃
㊴	〃	〃	〃
㊵	〃	〃	〃
㊶	〃	〃	〃
㊷	〃	〃	〃
㊸	〃	〃	〃
㊹	〃	〃	〃
㊺	〃	〃	〃
㊻	〃	〃	〃
㊼	〃	〃	〃
㊽	〃	〃	〃
㊾	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃
㊿	〃	〃	〃</

以上の遺跡は、遺物の土器や石器などにより推定される所であり、学術的な調査が実施されたところは少ない。発見の当初調査したのは中期の四万途中遺跡、棚界戸遺跡、清水遺跡等であり、他の遺跡はどのような規模を持ってい

るものかほとんど判明していない。

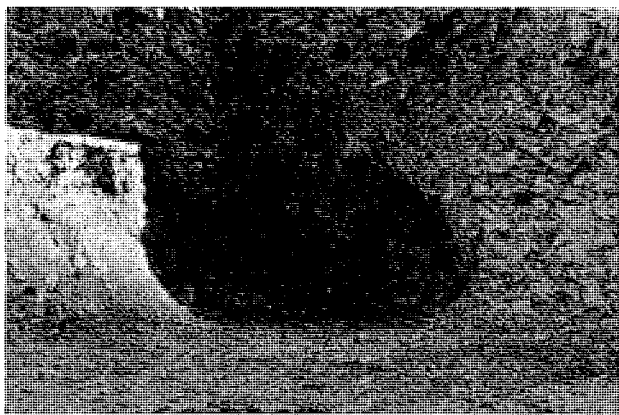
全般的な傾向としては、山地の多い沢田地区、名久田地区、伊参地区に、早期、前期の遺跡が集中している。以上の様に、出土品から推定される早期四カ所、前期一八カ所、中期二六カ所、後期二九カ所、晩期一八カ所の約百カ所に近い出土地（包蔵地）を列記したが、今後の調査によって更に増加することであろう。各時代の代表的な遺跡について概略述べることにする。

1 早期の遺跡

早期の遺跡は、岩本遺跡（大字岩本上組の太子堂畑から南斜面の畑地一帯）・天台遺跡（蟻川岳の南斜面、山頂より三〇〇米ほど降った地点の一帯）・清水遺跡（大字山田字清水）・細尾（大字上沢渡字大岩・蛇野川の上流）の四カ所である。四カ所共に住居跡のプランは明らかでない。早期の土器片が発見されたという程度である。岩本からは押型又土器が出土している。天台からは、稲荷台式、茅山式の土器片が出土、清水からも押型文土器が出土している。細尾の場合も、尖底土器及び獣骨などが多量に出土しているが、林道工事中に発見され、十分な調査の機会がなかった。

細尾遺跡（大字上沢渡字大岩）

昭和四十八年十二月十八日、営林署の林道工事現場で、大型機械を使用しての作業中、営林署勤務飯塚正明によって発見された。遺跡は暮坂峠へ至る県道が大岩部落をすぎて細尾部落へかゝる途中に、鉄筋コンクリートの橋がある。この橋を渡り右側へ約一三〇メートルほど入ったところである。この間、林道は大岩川に沿って上流へと通じているが、遺跡付近では、川面より約二〇メートル程高いところに道路面がある。この道路の拡張工事のため、道路



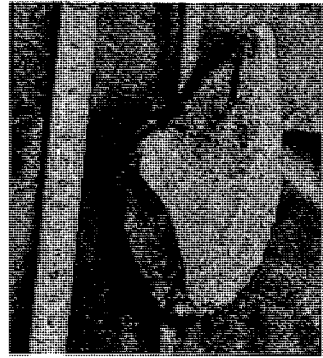
細尾岩陰遺跡

にかぶさるような形で張り出している岩を除く作業をしているとき、岩根附近の土の中から遺物を発見した。遺跡は、標高約九〇〇メートル、北西に向いた洞穴になっている。付近は、雑木が生い茂っており、岩根のところまで土が埋っていた。表土より、一、二メートルの所から約八〇センチ位の層が遺物包含層であった。この洞穴（或は岩陰といった方が適当か）を斜めに林道が通るため、岩びさしの部分を崩し、縄文以来何年となくつもった土を除いて遺物包含層につき当たったのである。

出土品は、土器、石器、獣骨などがあり、土器も、バラ／＼に出土したので、ほとんどが細かな破片であった。早期の土器と推定される尖底土器の底部が出ている。また前期の土器も出土している。注口（片口のようなつぎ口についているもの）のついていて円筒状のものである。

石器は、石斧（石のおの）、石鏃（石矢じり）、石匕（皮はぎとも呼び、動物の皮をはぐときに使用する）などが出土した。中でも、粘板岩製の大型石匕（長さ一四センチ、幅七・五センチ）は、立派なものである。表土から十二メートルの所から約八十センチ程の層が、灰を含み土の色

が変っている。この層が遺物包含層である。この層の岩根寄りのところからまとめて獣骨が出土した。かもしかのあご骨、兎、鳥などの骨であった。岩びさしは、ほとんど崩され、岩根も三分の一位が道路になってしまった。しかし、獣骨などを含む遺物の層はまだ残されている。現在では川の面から二十メートル位高くなっているが、縄文早期



細尾出土大型石七

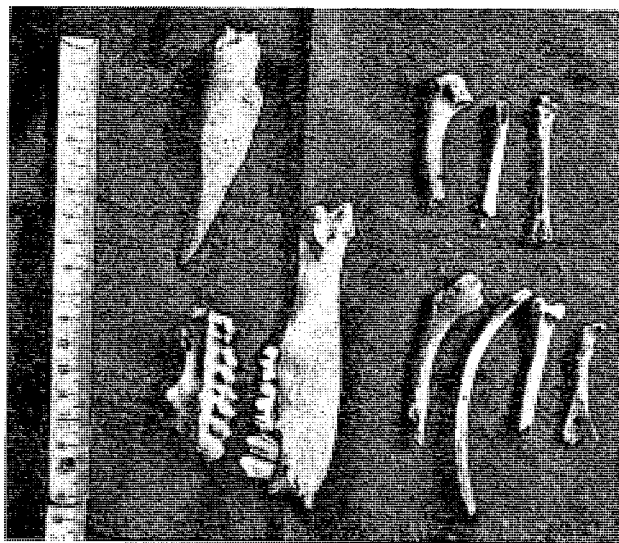
の時代はどうであつたろうか、恐らくは川の位置も高く、住居は岩びさし西向で、夏の雨を防ぐに適しており、たくさんのお骨からみて、狩をして暮すのによい条件を備えていたと考えられる。又獲物を追って小集団で移動した当時の人々の生活から、狩のための仮の住居、つまりキャンプ場として利用したとも考えられる。県内の同様の遺跡として、松井田町千駄木岩陰遺跡、万場町青梨洞くつ遺跡、桐生市梅田町不動穴遺跡などがある。この三つの遺跡からも、細尾の場合と同様に多量の獣骨が出土している。そして、千駄木の場合は細尾と同様の岩陰であり、他の二つ、青梨と不動穴の場合は洞穴となっている。どのような使い方をしたか、当時の縄文人の生活など、今後の詳細な調査が必要である。

2 前期の遺跡

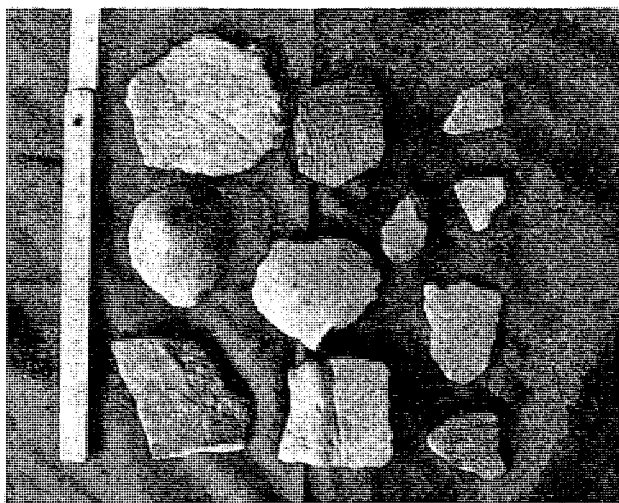
縄文前期の土器を出土する遺跡地になるとその数が多くなってくる。名久田川に沿って大塚、寄居、壁谷、塩原、日向、平、籠林遺跡があり、横尾へ入って千沢からも出土している。伊参地区では、岩本上組の太子堂附近、五反田の後貝戸、蟻川岳の南斜面にある天台、高津から蟻川へ越える奥山原等に、前期の遺物を出土している遺跡がある。沢田地区では、山田川の下流、下山田の白上、清水、四万川の流域にある下沢渡の念仏久保（金原の部落より美の原へ登る登り口付近）、大字四万寺社平より岩本へ越す尾根近くの五輪平遺跡等がある。それから、山田川の上流の沢渡川に沿って、下沢渡字八尺、上沢渡字久森、石ノ平、細尾等の遺跡がある。

二 縄文文化のひろがり

これらの遺跡は縄文式文化前期の単独住居跡としては存在していない。いづれも各時代にわたる複合住居跡として発見されている。また、出土の土器片も小さくて、完全な形のもの、町内の遺跡からは出土していないようである。



細尾遺跡 獣骨 アゴの骨はクラシシ(かもしか)のもの



細尾遺跡 出土土器(尖底土器底部も出土している)

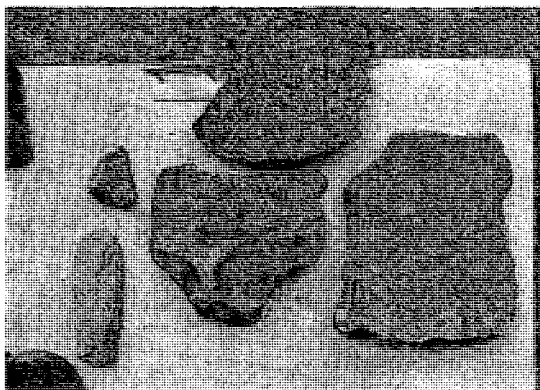
3 中期の遺跡

中期から後期にかけての遺跡の数はさらに多くなっている。この時代は縄文式土器が最も発達し、文様も大きく派手になっており、厚手で大型のものが出て来た。勝坂式・五領カ台式、加曽利E式、阿玉台式などの型式があり中之条町の遺跡からは、そのどれもが出ている。

中期の土器の出土している遺跡として、名久田川に沿っては、大字大塚の寄居遺跡（阿玉台式、勝坂式、加曽利E式）が出土、打製石斧をはじめ石器多し。寄居遺跡の西側の段々畑になっている一帯を日向遺跡と呼ぶが、この辺からも阿玉台、勝坂、加曽利E式の土器が出土している。なおこの辺一帯は遺跡の宝庫で、前期の諸磯式、後期の堀之内式、加曽利B式、晩期の安行式などの土器も併出している。大字平の籠林遺跡（阿玉台式、勝坂式、加曽利E式）横尾の千沢遺跡（勝坂式、加曽利E、阿玉台式）の両遺跡も名久田川に沿っている代表的な中期の遺跡である。

伊参地区と沢田地区は、縄文遺跡の数が目立って多い。伊参では、前期の土器及び後期の土器が併出している岩本上組（阿玉台式、勝坂式、加曽利E式）、大字蟻川（五領カ台式、阿玉台式、勝坂式、加曽利E式）大字五反田後貝戸遺跡（五領カ台式、勝坂式、阿玉台式、加曽利E式）、奥山原遺跡（五領カ台式、阿玉台式、勝坂式、加曽利E式）の四遺跡の他、白久保、上矢城（親都、小林文一宅付近）、十二カ原（大道）、蟻越（大字蟻川）美の原等の遺跡がある。

沢田地区では、早期より晩期にいたるまでの各時代の土器を出土している大字山田の清水遺跡（五領カ台式、阿玉台式、勝坂式、加曽利E式）、前期より晩期までの土器を出土する大字下沢渡の八尺遺跡、大字山田の城上遺跡、大字四万より岩本へ越す途中の五輪平遺跡がある。また、中期、後期の遺跡である上沢渡の久森・石の平・広尾（下



久森遺跡土器、町田盛造蔵

吾妻郡沢田村久森石器時代遺跡の報告（「毛野」一四〇七）
一、位置

吾妻郡沢田村大字上沢渡字久森地内、南に上沢渡川を眼下に見降し、西北は一山越えて（約一杆にて）沢渡温泉、東北部は上沢渡川に平行せる小分水嶺沿いの畑地に連つていて、上沢渡川を約一杆上泉すれば、石棒を多数（径六寸内

反下）、棚界戸（字牧場）の各遺跡、大字四万の高田・途中、四万温泉の各遺跡、下山田の峠遺跡がある。

中之条地区には、縄文中期の遺跡が少ない。西中之条の柴宮神社の北西の高地にある枯木遺跡から加曽利E式の土器が出土している。同西中之条の永田原遺跡からも加曽利E式の土器が出土している。上の台遺跡からは、前期の土器から須恵器に至るまで出土しているが中期の土器として五領台式、阿玉台式、勝坂式、加曽利E式が出土している。

以上の中期遺跡の中で、大字上沢渡の久森遺跡は、沢渡温泉の南方、沢渡川に向つて張り出した扇状地にある遺跡で、地表散布の土器や石器などの多いところである。県文化財専門委員、山崎義男が、雑誌「毛野」に久森遺跡について次のような報告書を発表している。

外、長一〇〇程度、石質緑泥片岩、安山岩、頭部に彫刻を有するもの等）出土せし（昭和三年頃）蛇野石器時代遺跡（現在水田と化し付近に當時を想像することは出来難いが現在する土器片の二、三を驗すれば久森遺跡と同文化圏と思われる）に達する。又、北方、二山越えて約二〇〇の地点、反下川沿いには、広尾石器時代遺跡に達し得る。（中

略 加曾利E式安行式の注口土器を発掘し、一コは山崎義男所有他は関文雄所有。南部は、上沢渡川を隔て、前尻遺跡に届して、その背部は山越しにて吾妻川筋岩島村に達する。東南が割合に開けて、西北に山を有しているので冬季と雖も甚だ暖く、当時住居地としては好適地と思われる。現在付近住民は約十戸、当遺跡より三百メートル下流の約二十メートル程度降った川沿に集落している。又、遺跡地域は約三反歩。麦、桑の雑畑で東京湾中等潮位は五百メートル程度である。

二、遺物

昭和五年営林局によって、この遺跡の掘部に道路が作られた。その切取断面によって験すれば六十％程度の腐蝕土の下に火山灰層あり、その下層は赤色粘土層になっている。遺物は上層腐蝕土中に包含されている。

(A) 石器 吾妻の遺跡には平均石器は少ない様に思われなければならない。もっとも勢多郡あたりを想像する故にか、どうも物足りない感がある。二回の踏査によった結果をあげれば、石鍬、黒耀石逆刺式三、粘板岩逆刺式一、同上三角形式一、計五コ他に黒耀石多数。石斧打製粘板岩短冊形一、以上

(B) 土器

(1) 勝坂式 甕の肩部断片？、単方行、粗大な縄文地に雄渾な隆線文を横に作っている。稍黄褐色、焼成稍不完、厚

一五ミ、一断片。

(2) 加曾利E式 甕の胴部断片？、単方行縄文地に上下部に隆線文の痕跡あり。赤褐色、内面は竹べら状の物で砥磨されている。焼成良好、厚一六ミ、一。甕の口縁部？二条の隆起文を有する小片、厚一六ミ。

(3) 堀ノ内式 加曾利E式の味充分なるもの甕の肩部？隆線渦巻紋の二条加上部にあり、二条一組の従隆線がそれに連り、地紋は縄文で隆線上は竹べら様の物で正痕が加えられている。やゝ黝色を帯びたる褐色、焼成良好、厚一〇ミ、一。

(4) 加曾利E式 鉢型土器口縁、口縁は一八ミリの水平に向っている。沈線が縦に口縁から五条並行に深く作られたる地文の縄文を区切っている。黝色。焼成良好、雲母片を点々と見る。厚八ミ、一片

(5) 安行式 (A) 安行庄の畑系(結論参照)鉢型土器頸部、孤部に一条の隆起文を環らし、隆起文の以下は全体に条線文が縦に書かれている。縄文なく条線紋が地文をなしている。黝色。焼成稍良厚八ミ、一片。

甕の肩部か、隆線渦巻紋が縦方向にあり。地文は斜行条線紋で地文を区切っている故か条線の方角は互に反対である。黝色。焼成稍良、厚八ミ、一片。

鉢型土器の胴部、無地文。薄肉の隆起文(粘土紐を張り付けた如き)に依って円形の残欠があり円孤型に、工具で

二 縄文文化のひろがり

簡単に彫した様な攝線が一行に作つてある。淡褐色。焼成良。厚六^〇、一片。無地文の上に、薄い粘土片を魚の鱗状に重ね付けた上に貧弱な紐線文を張り付けてある一小断片。淡褐色、焼成良、厚七^〇。

縄文の代りにアガヒ紋の如き条痕で土器面を整えている一小断片。黝色。焼成稍良。厚七^〇。以上五片。

(B) 安行亀ヶ岡系(結論参照) 浅鉢型口縁部、口縁は丸

三、結論(略)

味を帯びて内屈し、器面は数条の彫刻的な沈線内に更に竹管で刺突による円形、孤形を作った精密なもの。黝色がかった淡褐色。焼成良、厚八^〇、一片。
碗型土器口縁部、他二片。以上四片。

(6) 土師器 坏の口縁部一。説明の要もあるまい。在来見受ける古墳出土品の赤褐色、焼成強き断片一。

この報告書の中に見られるように、久森遺跡は、縄文中期のみの遺跡ではない。前期から末期まで、そして、土師器まで出土している。ゆるやかな南傾斜面の舌状地であり背面に沢渡の山を背負い、前方に沢渡川に面した住居に適した環境で、長い間、集落をなしていたと考えられる。このことは、伊参地区の奥山原や、天台、白久保、名久田地区の大塚、沢田地区の清水遺跡などと同様である。むしろ、ある時代のみ単独遺跡の方が少ない。山崎氏は、奥山原遺跡についても「毛野」一二一六号に「蠟川石器時代跡に就て」と題して発表しているがその中に「石器として、逆刺式石鏃二、土器として④蓮田式？一、⑤加曾利E式、浅鉢土器の把手二、⑥堀之内式、加曾利B式の如く縄文地に擦消文にて雲形を作りたる土器の肩部と思われるもの一、縄文地に直線の擦消文を作れる口部と思われるもの一、飾把手一の計三片。⑦安行式、絡縄文を彫刻的に隆起せしめたつばの肩部一、加曾利B式の擦消縄文の進化したと思えるような帯状紋に麻布の布目の如き細き斜状の縄文を作るつばの肩部一、刷毛目文を有する灰赫色の胴部断片一、E奥州式、碗型土器の口縁部と思われる平行絡縄文が半肉彫式に浮文され、緻密で焼成固く灰黒色のもの一、白赫色のもの一」を二時間半ばかりの調査の中で採集したと報告している。

4 後期の遺跡

後期の遺跡数は、中之条町の縄文遺跡の中で一番数が多くなっている。縄文後期の土器は、磨消縄文の文様が盛んであった時代である。土器を製作するとき、縄文をつけたのち、残った縄目文をすり消したもので、土器の型式として加賀利B式、堀之内式などの土器が出土している。また、中期から後期にかけて出土してくる土器に注口土器^{ちゅうこうどき}がある。現在の急須やしょう油さしに似た様な形の土器であり、何か液体を注ぐのに使用されたと思われる。

この時代の土器や石器などを出土している所は、名久田川に沿って、大塚（寄居、壁谷、塩原）平、横尾の千沢に出土品が多い。伊勢地区では、岩本上組、台峯、蟻川の蟻越、天台、奥山原、上矢城、白久保、大道（十二カ原）五反田、美の原、行沢に出土している。沢田地区では、大字山田の下山田（峠）、清水、白上、大字下沢渡の八尺、大字上沢渡の久森、蛇野、石ノ平、江の倉、反下の広尾、唐操原、大字四万の途中、四万温泉、上湯原、五輪平などに出土している。

中之条町の縄文遺跡の中で、住居跡のプランが発見されているところが何カ所がある。その中で、敷石住居と推定されるところが、中之条町四万字途中遺跡、大字上沢渡字牧場の棚界戸遺跡、大字山田字清水の清水遺跡である。この他にも、敷石の遺構があった所として、岩本、長久保などにあるが、炉の石組のことを指していたかも知れないし、確認していないので省略する。このような敷石住居跡が、中期から後期にかけて存在している。その中でも、遺物も多くプランのはっきりしている清水遺跡と四万途中遺跡・棚界戸遺跡について簡単に書いておくことにする。

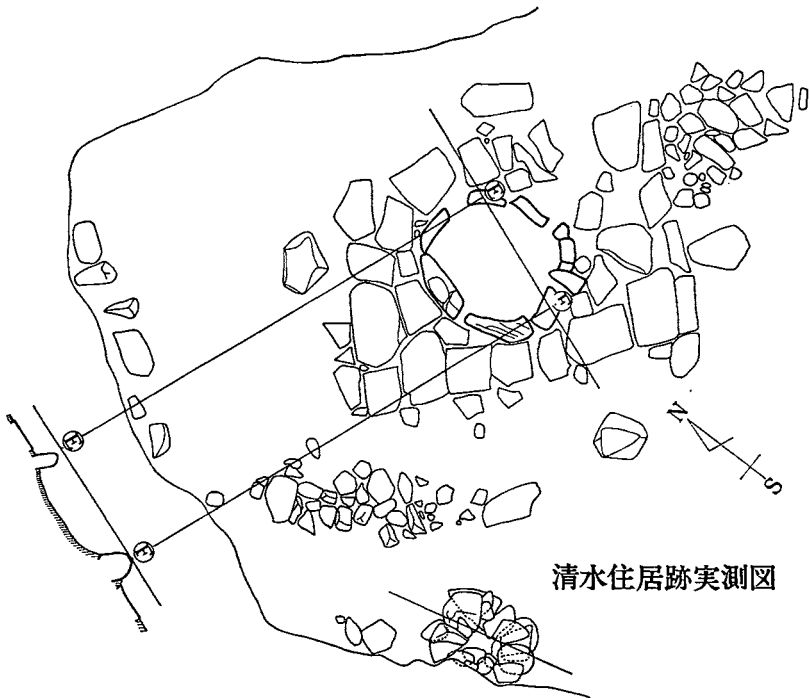
(1) 清水敷石住居跡（大字山田字清水二二八九—三）

大字山田の清水は、東に山田川の河谷で、大字折田の部落と境を隔て、南は、行沢川（吾嬬山より流れ出て、山田川

に合流し、吾妻川へと続く）によって、下山田部落と境し、西と北は山となっており、西北へ山田川に沿って高沼部落に通じる道が開かれている。この清水部落は、湧水もあり、山を背にしてよい生活環境を持っているためか、縄文早期より末期、古墳時代に至るまで遺跡の多いところである。新井嘉男の調査（昭和四十年より四十三年まで五回の層位調査）によると、行沢橋を渡って清水部落に入った、道路の西側の畑で表土より約三十センチ、東側で約二十センチ程のところから遺物が出土している。清水より出土の土器は、早期の回転楕円押型文土器片、前期の諸磯式、中期の五領カ台式、勝坂式、阿玉台式、加曽利E式、後期の堀之内式、加曽利B式、晩期の安行式、大洞式、千網式などが出ている。弥生式文化期となり、岩櫃山式・樽式などの土器が見られ、さらに土師器も多く出土している。また、同所の町田研作方の所蔵品の中にも各時代にわたっての土器がある。中でも、中期から後期にかけての土器の量が多かった。その中には、約十センチ位のピーマンを二ツ割にしたような形の土器が四点あったが、狩猟の際の毒つばにでも用いたものであろうか。また、耳栓や、玉などの装身具と共に、土偶・土板なども出土している。

こうした遺物の出土の多い清水から、清水敷石住居跡が発見されたのは、昭和四十年十月のことである。大字山田字清水二二八九の三番地の畑は、山田部落から行沢橋を渡ってすぐ右側に細い道があり、曲り角より約三十メートルの所の町田家（この地方の旧家、町田三右衛門の家）墓地に近接した畑（一場理一郎所有）である。この辺の畑は、石畑とよばれるほど石が多く、石を畑から取除く作業をしていたところ、そこに調査に来ていた、原町の新井嘉男によって石組みが発見された。この石組は、表土より約九十センチのところにあり、さらに調査をすすめたところ、鉄平石状の石が床面に敷きつめてあった。敷石の床面を追って行ったところ、円形の住居跡のプランがあらわれた。径約五メートルの大きさであり、中央に径七十センチの円型の炉が自然石でもってつくられていた。また、住居跡の西南のすみに、径五十センチ、高さ五十センチの石組がつくられていた。何のためにつくられたものか不明であるが、

清水遺跡平面実測図



清水住居跡実測図

近くから炭化した柿の実、栗などの出土しているところから食物の貯蔵に用いられたものか、あるいは吾嬬山の方に向いているとも考えられるので信仰上の特別の意味をもって考えた方がよいのかどちらとも言いがたい。発掘者新井嘉男の報告によると、住居跡に接して祭壇らしいものが三例あったと報告している。

A 住居跡の北端、祭壇を高くして石剣を置きその下に祭礼用土器、石器、耳栓等が置かれた。

B 南端に粘土の土盛りがありその上に長方形の平らな石が置かれ、その上に石棒と、六個の丸い石（御霊石^{みたまいし}）がのせられている。土板、耳栓、土玉、土偶などが併出している。

C 十センチの粘土の土盛に長方形の平な石を二枚重ねて祭壇をつくり、その上

二 縄文文化のひろがり

〃 中期 五領カ台式 阿玉台式 勝坂式
〃 後期 堀之内式 加曽利B式 安行式
〃 晩期 大洞式 千網式
弥生式土器、岩櫃山式 樽式



清水遺跡・炉

に岩板三点、左下に舟の刻線画の土器、石剣、土偶などが出土している。

以上の遺跡は、清水遺跡とはほぼ同時代の安行式、大洞式と推定している。このことから清水住居跡の石組みも信仰のための遺構であろうと考えられる。

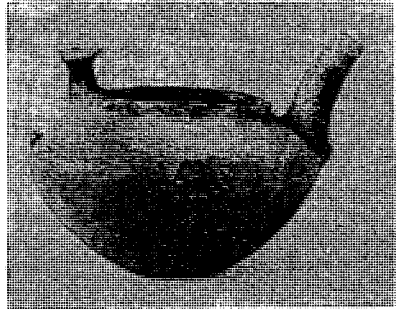
次に出土品についてみると、

A 土器 完形品は少なく、次の写真の様な堀之内式に属する注口土器が出土している。高さ十一センチ、口縁部の径九センチ、注口の長さ六センチであった。敷石の床面からの土器は、縄文式後期、堀之内式のものが多かったが、この場所は、古い時代からの住居があった場所であり、他の時代のものも多く出土している。リング箱に八箱程、破片があり、分類したところ

縄文早期、茅山式（押型文土器も少数であるが出土している。）

縄文前期 諸磯式

加曽利E式



清水敷石住居跡出土注口土器(新井嘉男蔵)

B 石器 石器類の出土点数も極めて多かった。石鏃・石斧などについては、同

所、町田研作、吾妻町原町、新井嘉男宅等にまとまって所蔵されている。種類としては、石斧(打製、磨製・分銅型・バチ型など)石棒、石剣、独鈷石、石皿、石鏃、石匙、石鏃、石槍、石鏃、石鏃、槌石、砥石、紡錘車、御霊石

右のような石器の出土品全部が後期の遺跡である清水の敷石住居跡につく遺物でないことはもちろんである。

C 生業に関する遺物資料

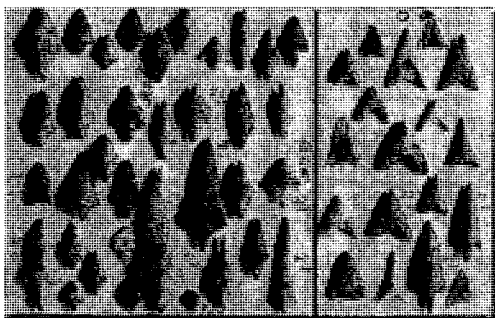
縄文文化時代後期になると原始的な農耕(陸耕)が開始されていたといわれているが、清水遺跡からは、採集経済であることは、主として採集、狩猟の生活であった。かなりの獣骨が出土していることから知られる。

又、果実(栃の実、栗、桃)などの炭化したものが多数出土している。

D 装身具その他

縄文後期に、出土例の多い耳栓や、土製勾玉、土玉、石製勾玉、石玉などの出土品がある。とくに、耳栓については、敷石住居跡以外の近くの遺跡地からも発見されている。

又、土板、岩板、石棒などの信仰の対象として使用されたと思われる遺物の他に、土偶も出土している。敷石住居跡より発見された土偶は、高さ十五センチの



清水出土石鏃(新井嘉男蔵)

二 縄文文化のひろがり



耳栓と線刻のある石（町田研作所蔵）

山形土偶である。口元に、いれずみを表わした刻みがあり、背面に線画がある非常に珍らしいものである。背の線画は二重丸に向って、からかさ様の刻みがある。この解釈はいろ／＼であるが新井嘉男委員によると、「二重丸は女性

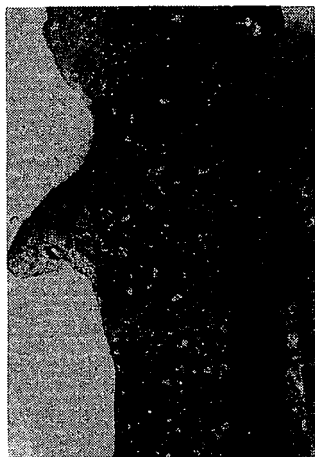


清水敷石住居跡出土の土偶
（新井嘉男所蔵）

の、からかさ状のものは男性の性器を象徴的に表現したものではないか」としている。土偶が、生殖や狩猟などの豊かな稔りを祈る呪術的なものとして考えると、この説は妥当なのではないかと思われる。また、何を書いたものか不明であるが、線刻のある石も出土している。

(2) 四万途中遺跡

清水の敷石住居跡とは同時代の遺跡と推定される遺跡である。四万温泉観光開発株式会社が、四万字途中のゴミ焼却場の近くに、四万ボーリング場を昭和四十七年五月に建設した。その基礎工事をしていてる最中に、敷石住居跡の一部が発見され、地主である四万温泉組合からの依頼により、県教育委



土偶の背面の線画

員会文化財保護室の森田秀策係長他二名が調査に来町した。文化財保護室では、昭和四十七年五月三十日に予備調査をし、六月二十日から七月一日までの十二日間、森田秀策係長、大江正行、佐藤明人の三氏が調査にあたり町の文化財専門委員等もこれに参加した。この間の事情を新聞は次のように伝えている。

縄文期の住居跡発見、四万温泉、新名所、地元喜ぶ（四十七年五月三十日、朝日新聞）

四万温泉近くの中之条町四万秋鹿地区で縄文（じょうもん）時代の住居跡と土器が発見され、三十日から県文化財保護室が、本格的な調査をはじめ。田んぼだった場所に四万温泉組合が客集めにボーリング場をつくろうと地ならしをしていて作業員が見つけた。同組合では復元して観光資源にとボーリング場の設計を変更して保護する方針でいる。

作業員が見つけたのは二十五日夕。組合が工費一億五千万円で十二レーンのボーリング場をつくるため数人がブルドーザーで地ならし作業をしていたところ、みかん箱一ばい分ほどの土器が出て来たので組合に届けた。組合は「大昔の土器」と中之条町教委へ連絡。（略）

住居跡は約五メートル四方で平らな敷石が並べてあるが、こゝはボーリング場の食堂予定地。組合では「よい観光資源が出来た。文化財保護にも役立たせたい」といまから、新名所、づくりに余念がない。（略）

ほぼ原形で発掘 四万遺跡の居住地、土器やじりの材料も（四十七年六月二十二日、朝日新聞）

中条町四万で発見された縄文時代中期の住居跡と土器などの発掘をしている県文化財保護室と同町教委は二十一日「第一号住居跡」をほぼ原形のまゝ掘出した。名称を正式に「四万遺跡」と名付けた。作業は今月いっぱい続ける予定。発掘作業は、文化財保護室森田秀策調査員ら約十人で二十日から始った。森田調査員の話では発掘と土質調査から遺跡の広がりを知り、いつごろのものを割出し意義づけるのが目的。

同日までに発掘されたのは「第一号住居跡」のほか、「第二号住居跡」、土器、炭、やじりの材料となった黒耀石。「第一号住居跡」は直径約三・五メートルのだ円形。中央の炉を遠まきにした山からの平な石、川からの丸い石が並べられ、「炉のそばを囲んだ松井田町の入山遺跡など従来のも」と比べ石の並べかたが違い、「四万遺跡の特徴がみられる。一号と二号の炉の間は約十メートル。炉は地表から数十センチ下の黒色土上にあり、ローム層よりは上の場所に集落をつくっていた。

土器の種類は、高さ約四〇センチ、口径約三〇センチ、厚さ一・三センチのかめ形ではっきり縄文がついている。現場

二 縄文文化のひろがり



四万途中遺跡 一号住居の敷石炉の部分

は、四万温泉まで約三キロの地点。山側の住居跡から四万川まで約百メートル、土地所有者の四万温泉組合の長井久夫事務局長は、「保存については発掘後、具体的に、県、町と相

談し計画をたてたい。将来は地区に伝わる家宝なども納められる民俗資料館なども建設したい」と熱意をみせていた。

遺跡の地形は秋鹿地内の四万川右岸の川に面して張り出している地形で、約四〇アールの平地である。

調査は、幅一メートルのトレンチ（試掘調査）を十七カ所にわたって行なわれたが、その結果、三個の住居跡が発見された。一号住居跡は、最初に発見されて、今回の調査のいとぐちとなった住居跡であるが、東西三・三メートル、南北三・一メートルの部分は敷石があり、中央に炉が発見された。炉は東に向って開口したコの字形で、一辺が約四〇センチ、七個の自然石で作られている。この炉を囲む敷石部分は、偏平な山の石と、丸い川原石（約十個ほど）を敷いているが、炉のそば五〇センチほどの周辺は石が敷かれていない。その理由として、炉の近くには、何か敷物を使用したために石が置かれていなかったのであろうと思われる。全体の形としては、隅をきった方形であり、柱の穴が南北に三個づつ計六個あり、当時の家を復元する貴重な手がかりとなっている。

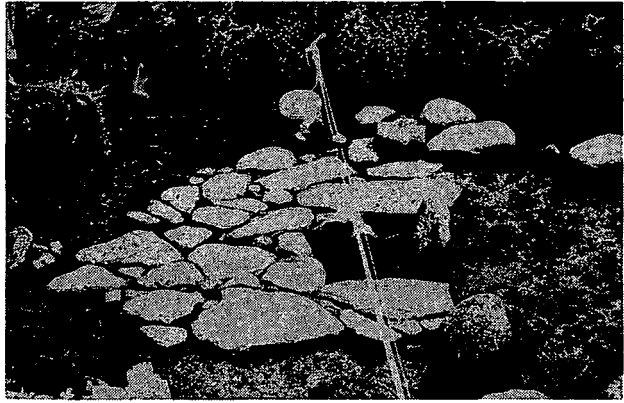
二号住居跡は、一号から一〇メートルほど県道側に発見されたが、ローム層上に作られており、全体の形がはっきりしなかった。

第三号住居跡は、一号の北側で炉のあとが発見され、炉の上に土器も

較研究の必要がある。

(3) 棚界戸敷石住居跡（大字上沢渡字牧場）

中之条町内の縄文遺跡の中で、沢田地区に敷石住居跡が三個所発見されている。四万と、清水と、この棚界戸であ



牧場棚界戸敷石住居跡

発見された。三号もローム層上にあり、全体の形ははっきりしなかった。

出土品としては、土器片が出土しているが、完形品はなかった。しかし、口縁部や、底部などの形から、縄文中期の加曾利王式の土器と推定されるものがあつた。その他、勝坂式、縄文後期の堀之内式の土器片があり、全般的には、土器の量がやゝ少ないように思われる。

石器には、石斧（打製）、石鏃（やじり）、石七（皮はぎ）などのほか、軽石に穴があけられた用途不明の石器も出ている。

この他、炭化物が出土しているが、炉の周辺から出土しているものと、住居跡の床面から出土しているものと二通りある。どのようなものの炭化物かはっきりしない。

この遺跡の南方二キロメートルのところ、四万字駒岩、四万字寺社平（四万川の左岸）、遺跡の北方一キロメートルの、大字四万字温泉口にも遺物の出土地がある。さらに、遺跡の対岸の高地や、四万温泉地内にも縄文遺跡がある。これらの遺跡と、途中遺跡との関連について今後、比



土偶実測図（江坂輝弥著「土偶」より）

る。三カ所の遺跡の中では一番早く発見された遺跡である。

発見場所は、弥生の洞穴遺跡で名高い有笠山の北側である。沢渡温泉より暮坂峠の方面へ向って約二キロメートル、蛇野川に沿っての道が、川の北側へ渡り、さらに唐松橋を渡り、牧場の集落へ入った道路の左側にある。

昭和三十年、土地所有者の関口敬次が畑を水田に改修する工事を実施していたところ、地表より約六〇センチ程のところに炉のあとを発見した。炉は南北四五センチ、東西六〇センチ程のものであり、自然石を組み合わせて作っていた。そして住居跡の西南の半分に、約五〇センチ位の平な石を敷きつめている敷石住居跡であった。東半分にも石があったと思われるが発見されなかった。半分だけ敷いたものではなく、何かの機会に半分は石が失われたのではないかと思われる。住居跡からは、土器片と石斧、石鏃などの遺物が出土している。この辺から、縄文後期の土器が広く出土しているし、有笠山の真北にあたる台地で、近くに泉もある南面傾斜の黒色土層の土地であり、清水、四万途中遺跡と共に後期の代表的な敷石住居である。現在は水田化した土地の中で炉のあとが保存されている。

(4) 壁谷の筒形土偶

中之条町の縄文後期の遺跡からは、清水の他にも土偶が出土している。土偶については中期末から後期初頭の堀之内式土器にとまあうと思われるものを第一類とし、続いて堀之内式土器から加曽利E式土器までに伴出するものを第二類、後期末の岩井式（安行1式）土器から晩期前半の安行式（安行2式）石神式（安行3式）土器などに伴出するものを第三類として分類されている。

（江坂輝弥著、「土偶」P.49）江坂輝弥は、一類を二つの型に分け



筒型土偶、赤坂出土（金田寿雄蔵）

て、第一の型の典型として郷原出土の土偶をあげており、第二の型として、壁谷の筒型土偶をあげている。

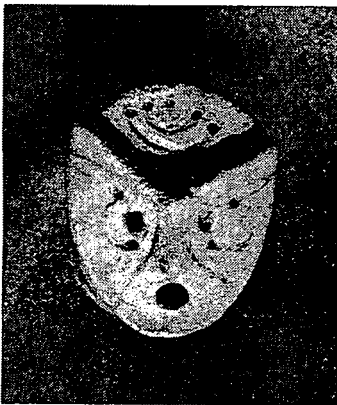
この土偶の所有者は、大字赤坂の金田寿雄で、大正十年、伊参水力電気株式会社の水路工事の際、近くの大塚字壁谷から出土した。

土偶の様式は、円筒型の胴部で、手足を欠いている。筒形の胴体の上方に向いて顔がつけてあり、顔の面には、三又状の突帯がありその一端が鼻となっている。髪の毛、目、口は穴をあけて、そのまわりには、いれずみのような模様もある。胴体部には、堀ノ内式の特色を示す模様もある。高さ八・八センチ、底径四・三センチ、顔面直径五・七〜四・五センチで少し小判形をしている。

江坂輝弥の説によると、この種の土偶としては、最も北から発見された例とされている。

5 晩 期

晩期の遺跡数は、中期や後期の遺跡に比較すると数が少なくなっている。中之条町の晩期の土器は、安行式、千網式などの形式の土器が出土している。安行式は、口縁部に装飾があり胴部以下は無文のものが多



筒形土偶顔の部分

二 縄文文化のひろがり

い。千網式は、桐生市川内町の千網谷戸遺跡出土の土器を標式として千網式と名付けられたものであるが、工字文が特色である。晩期の特色として、一般的に言えば、複雑な器形を持ち精巧な製作であること。無文が増えてくることなどがあげられる。



晩期の土器 清水出土

この時代の中之条町の遺跡としては、大塚（塩原）、平（菅田）、横尾（長久保、千沢）、蟻川（天台、奥山原）、岩本（上組、台峯）、五反田（成田原）、美野原、山田（清水、白上、山田分校）、下沢渡（八尺）、上沢渡（久森）、四万（上湯原）、西中之条（小川）に発見されている。その数は、後期に比較すると少ない。

成田原遺跡（大字五反田字成田）

中之条町の縄文式晩期を代表する遺跡である。昭和三十三年土地所有者の山田管治が畑を水田にする工事をしていた際発見した。大字五反田から折田へ通ずる道路の近くに成田不動尊がある。標高約四五〇メートルの台地で付近から、縄文、弥生までの土器が出土している。発見は、畑を水田に改修する作業中に山田宅寄りに住宅跡が発見された。住居跡の床面は明らかでないが、炉のあとが残っていた。又、土器は、工字文のある千網式と思われるものが出土している。成田原遺跡は、弥生式に近い晩期の遺跡と思われる。

三、弥生文化時代

1 縄文から弥生へ

七千年以上に及ぶ長い縄文文化時代のあと紀元前三～二世紀ごろから、紀元後二～三世紀にかけて弥生式文化時代が展開する。弥生式土器を用いた文化という意味であるが、一般的に言って、弥生式土器は、縄文式土器に比して、赤褐色であり、うす手で焼度が良好になっており、土器の形が簡単で均斉のとれたものになっている。文様についてみると、縄文土器に比べて少なく、幾何学的な直線や、平行線などを用いたものが多い。

弥生式文化は、北九州からはじまり東日本に及んで来たと考えられる。縄文文化の十分の一以下の短かい年月であったが、とりわけ変動の大きかった時代であった。即ち、水田農耕の開始である。水田に種をまいて米を作る。採集経済から農耕へと変化し、定着生活に入った人達は階級社会をつくり集落が変化してくる。これが次第に統合されて国家を形成してくる。こうした統一への動きが進み、北九州地方より次第に東の方へと広がった。先進文化である弥生文化の伝播の様子を土器の形式の変遷からみたのが次の表である。

第2表 弥生土器の変遷による時代区分

区分	年 代	土 器 の お も な 特 徴
前 期	B. C 三〇〇	幾何学的へらがき文、西日本に分布
中 期	B. C 一〇〇	櫛目文土器、畿内から東北中部へ
後 期	A. D 一〇〇	無文、古墳文化の土師器へ移行

(NHK 高校日本史より)

このような特色を持った弥生文化は、どのようにして

中之条地方に及んで来たのであろうか。北九州より瀬戸内海を通り畿内から東海道、南関東を経てのルートと、信州を経て山岳づたいに来た二つのルートが考えられる。中之条の場合は、縄文晩期の土器なども信州系の土器が多く出土しており、信州経由のルートであると思われる。

弥生文化の成立事情を考えるために、文化の要素を三つの点にまとめて考えることがなされている。（岩波講座日本歴史1、佐藤真）

A 大陸の要素（大陸より伝来した要素）

1 舶来品（中国・朝鮮） 2 技術・知識 3 思想習俗

B 縄文文化からの伝統的要素

1 品物・技術・知識 2 思想習俗

C 弥生文化で固有の発達をとげたもの

縄文文化の時代が長かったこと、地理的な面と、地形的な面の両方から考えてみると、中之条町の弥生文化は、Bの要素が非常に強くあらわれていることが特色である。このことは土器の特色や険阻な洞穴に住居跡のある有笠山遺跡などからみても縄文文化からの伝統的要素を多く伝えていることが、大きな特色である。

2 有笠山遺跡と町内の遺跡分布

町では縄文遺跡の数が非常に多く、縄文土器の出土も多いが、弥生土器の出土は数が少なくなっている。また、縄文文化の遺跡は、沢田地区、伊参地区、名久田地区の山地に多かったが、弥生文化は、それよりもやや平地に多くなっている。一般的にいうように弥生文化は農耕文化であり、生業が大きく変動したことにより、住居の条件も変ったと考えられる。しかし、中之条町の場合は有笠山遺跡のように、農耕をしたとはとても考えられないような立地条件の

ところに住居跡が発見されているのである。

第3表 中之条町弥生文化遺跡地

伊 参	名久田	地区	遺跡地名	備 考
行 奥 蟻 白 岩 沢 原 山 久 本 台	大 塩 壁 寄 小 塚 原 谷 居 沢 平 技			縄文土器と出土 " " " " " " 縄文土器と併出 縄文土器と併出 縄文土器と併出

中之条	沢 田	西 門
宝 伊 小 永 天 満 勢 ノ 田 田 神 寺 森 川 原 原	白 山 清 高 成 美 菅 寺 棚 唐 有 大 五 寺 上 峠 水 沼 原 野 田 社 界 操 笠 岩 輪 社 原 上 峠 沼 原 田 戸 圃 山 窟 平 平 平 の 原 湯	縄文土器と併出 " " " " 縄文土器と併出 " " 縄文土器と併出 縄文土器と併出



有 笠 山 遺 跡 (×)

中之条

竜ヶ鼻
市城拾本
長田原

縄文土器も出土

中之条

山崎
古町

有笠山遺跡（中之条町上沢渡字牧場）

弥生文化時代になり、水田農耕が開始され青銅器、鉄器の使用、族長の出現などが特色としてあげられているが、その常識的な考え方を破るような遺跡が有笠山遺跡である。有笠山は沢渡温泉の西方、暮坂峠へ至る県道の左手に、獅子の首でも置いたようにそびえ立っている。標高八八四メートルとさして高くないが、切り立ったような岩山であり、頂上に立った人も少ない。そのためか山上には沼があり白い大蛇がいるという伝説がある。この山は、北側は岩石がそびえ立っていて、とても登ったりすることは出来ないが、南側の吾妻町松谷へ通じる林道からみると、傾斜はきついが登れないことはない。この南側に蛇野川に合流する小さな流れがあるが、その小川から凡そ三〇〇メートル程、有笠山へ登ったところに、間口約二十五メートル、奥行約十五メートル高さ十五メートルの洞窟がある。この洞窟を発見したのが、吾妻町川戸の金沢佐平である。昭和二十八年、金沢佐平の長男淳が、この洞窟内で土器を発見した。金沢親子は、昭和十三年に発見した岩櫃山の鷹ノ巣洞窟と同様の



有笠山遺跡出土の土器（加藤春樹撮影）

出土品として、石器（磨製石斧・打製石斧・他石器のはく片など）、弥生式土器は、櫛目文（波状文）があり、口縁部に縄文のある土器が出土している。また、獣骨が多量に出土していること、山地の洞窟遺跡であること（弥生文化期になっている）について、「遺跡は語る」毎日新聞前橋支局編はつぎのような興味深い記事をのせている。

厚く積もった灰の中からは、大量の焼けた獣骨が出てきた。イノシシ、シカが多い。ほとんどの骨が打ち砕かれていた。「骨の髄までしゃぶった」らしい。鑑定を依頼した古生物学の直良信夫教授から、興味深い指摘が寄せられた。「イノシシの歯が野生のイノシシにしては鋭さがなく磨滅している状態からどうも家畜化が考えられる」というのだ。

遺跡ではないかと考えた。そして昭和二十八年五月、群馬大学文学部史学研究室、尾崎喜左雄教授により発掘調査が実施された。当時の沢田村観光協会（会長町田浩蔵）の後援により、五月二日から七日まで、学生七名が参加して行なわれた。

洞窟の中には、三個の住居跡が発見された岩場の平坦な場所を利用して作られた住居跡の大きさは鮮明ではなかったが、それぞれに炉があった。焼けた土と、灰の層があり、鉄平石の石が敷かれていた。洞窟の中で雨風にさらされなかったためか、堆積土も少なく約一〇センチ位であった。

弥生時代に牧場があったと証明するものはない。ただこの指摘から松島さんは考える。「この人達は、岩陰を狩猟期に猟の基地として使ったのかも知れない。土器のセットからも弥生時代の生活をしていたことは間違いない。この岩陰のほかに、平地の住居をもち、シーズンで使い分けていたのかもしれない」という。

有笠山遺跡は、中之条町の弥生文化の遺跡中でも特異な存在である。ここから出土している土器の様式には信州系の傾向もあり、中之条町のみでなく、吾妻郡や、県の弥生文化を考察するための重要な遺跡である。

四、古墳文化

1 中之条町の古墳

(1) 古墳の概観

群馬県は全国的にも有名な古墳の多い県である。古墳は、日本国家の創造された時代の王や豪族の墳墓であって古墳から出土する副葬品などにより当時の文化や、人々の生活、社会等を知ることが出来る。

一般的に古墳文化とは、四世紀から六世紀ごろにかけて、大和朝廷の統一事業が進められていた時代の文化を指している。しかし、古墳の発生は、三国志魏志倭人伝の中にあるように、女王卑弥乎が死ぬと、大きな塚を作ったとあり、三世紀末には作られたと考えられる。そして、仏教の伝来により火葬の風が広まったことや、朝廷の権力が拡充されて、各地の土豪の独立性が失なわれたことなどにより七世紀末期には、古墳が作られなくなっている。

群馬県の場合は、四世紀後半と推定される天神山古墳（前橋市後閑町）が、最も古く、新しいものでは、墓碑銘（上野三碑の一つである山ノ上碑）によって、天武天皇十年（六八一年）辛巳歳と、七世紀後半の築造であることがわかる山ノ上古墳、それよりもっと年代の新しいものと考えられ、仏教文化の影響もみられる史蹟宝塔山古墳（前橋市総社町）や、史蹟蛇穴山古墳（前橋市総社町）などは、八世紀の初期のものと考えられている。このように、群

馬県（群馬県）の古墳の築造は、大和などとは少しずれて四世紀から八世紀までの間になされている。

昭和十年一月、群馬県知事として赴任した君島清吉知事は、全国ではじめての県下の古墳の一斉調査を実施し、昭和十三年三月、群馬県史蹟名勝天然記念物調査報告書第五輯『上毛古墳綜覧』を刊行している。この報告書によると、県下の古墳総数は、八四二三基であった。この数は、実際にはもっと多かったと、考えられる。即ち、調査もれや、当時すでに墳丘が破壊されていたりしている古墳も相当数あり、一万基を越す古墳があったことが推定される。このことは群馬県が、東日本の政治や文化の上で重要な場所であったことを示すものである。

このように、群馬県は全国的に有数の古墳県であるけれど、吾妻郡には数が少く、吾妻川とその流域に分布している。中之条町は、吾妻郡東部の盆地に位置しているので郡内ではやや多い方である。中之条町の古墳分布は渋川方面から中之条町へ入ってすぐの、大字市城から伊勢町にかけての吾妻川に沿った地域に、古墳が存在している。ついで、名久田川に沿っての、大字横尾、大塚にも残っている。また、山田川に沿って字小川、折田の山田川の東岸と大字山田に残っている。

(2) 昭和十年の古墳一斉調査

昭和十年の古墳調査によると、中之条町及び吾妻郡、全県の古墳数の比率は次の表のようになる。

この表によってみると、県内の古墳は、南部の平地部に集まっており、吾妻郡は、八四二三基中の二七四基と、三・二パーセントである。そして、中之条町の分布は、中之条が四〇基、名久田が一八基、沢田が七基、伊参は〇となっている。他の吾妻郡内の町村と比較すると、中之条町の合計六五基は、吾妻町の三分の一であり、原町の八〇基に及ばない。

昭和十年調査当時の状況を、上毛古墳綜覧によって次に掲げる。同書の巻末にある群馬県下古墳一斉調査担当者名

四 古墳文化

第4表

長野原町	六合村	計	吾妻町				高山村	東村	中之条町					吾妻郡	群馬県		
			岩島村	坂上村	原町	太田村			吾妻郡の %の	計	名久田村	伊参村	沢田村				中之条町
二〇		一七四	四六	一二	八〇	三六	一二	一六	24	六五	一八	〇七	四〇	3.2	二七四	八、四二三	古墳数
二〇		四	二二	〇〇			一	〇		二	一〇	〇一			九	三九五	前方後円墳
〇〇		一	一〇	〇〇			〇	〇		〇	〇〇	〇〇			一	三四	方墳
〇〇		〇	〇〇	〇〇			〇	〇		〇	〇〇	〇〇			〇	九	上円下方墳
〇〇		一三三	三八	八六	四三		九	一二		五八	一四	〇五	三九		二二七	七、二二三	円墳
〇〇		三六	五二	一六	一三		二	四		五	三〇	二〇			四七	七七二	型式不明その他

簿をみると、中之条町の調査委員は次の人達であった。

中之条町 町長	伊能 八平	同	伊参小学校長	小林 正
中之条小学校長	宮崎 貴	同校 訓導	町田和五郎	英
同校 訓導	丸山勇次郎	同	片貝己代四	
中之条青年学校教諭劍持 恒昌		同	田村 英夫	
沢田村 村長	佐藤喜代平	五反田小学校長	小池吉良治	
助役	山田頭太郎	同校 訓導	金井 弥	
沢田小学校長	佐藤新治郎	同	相京 亦次	
同校 訓導	角田馬喜太	名久田村 村長	高橋 弁次	
同	古屋 次雄	書記	小池 安次	
同校使丁	本多英一郎	名久田小学校長	小池 邦	
	山田 弘	同校 訓導	高橋 雄司	
伊参村 村長	町田 浩蔵	同	伊能 孝作	
書記	唐沢 李平	同	霞 寅五郎	
富沢 伊三		同	金井 信六	
茂木 俊一		同	小嶋 栄次	
飯塚 晋		同	劍持 千郷	

昭和十年の群馬県古墳一斉調査の中之条町調査結果をまとめてみると、

草津町
婦恋村

四一

〇〇

〇〇

〇〇

四一

〇〇

四 古墳文化

① 中之条町の古墳数は合計六五基である。

② 分布をみると、中之条の場合、小川に八基、市城一一基（字亀石だけで七基）只則四基、大字西中之条字永田原一三基で、他に青山、石ノ塔、王子原などにある。

沢田の七基は、折田に一基（小川に近いところ）あるのみで他は全部大字山田にある。名久田は、平、大塚、横尾にある。

③ 伊参村には、一基も報告がない。

④ 「上毛古墳綜覧」の原本となった古墳調査票は、前出の各町村の担当者が記入したものであるが、それによると、沢田の票には写真がついている。名久田の場合は誰が書いたかわからないが、画用紙に各古墳のスケッチを付けている。名久田には、分布図もついていた。他の町村（中之条、沢田）も付けてあったものと思われるが残っていない。

⑤ 調査委員として、町（村）長、小学校長、訓導、他の氏名があげられているが、古墳調査票の原票の担当調査員氏名欄には、中之条・丸山勇次郎、沢田・助役山田頭太郎、校長佐藤新治郎、訓導角田馬喜太、同古屋次雄、同本多英一郎、名久田・校長小池邦、訓導高橋雄司の氏名が記入されている。

第5表

中之条町（旧町村）

古墳番号 古墳名称	形状	現状	所在地	面積 歩	規模 大サ 尺 高さ尺	所有者	備考
1 寺前の塚山 越後守墓跡	円型	雑草地	市城明神一、一九七	五、二九	二四	塚田松五郎	石宮アリキ
2 ノ塚	同	山林	同 曾利三五二	三、一二	不詳	中沢 親次	中沢越後守ノ墓アリ(倉刀)
3 御座石ノ塚跡	同	畑	同 御座石二五九	三、〇四	"	中沢 貞三	(刀髪差数本)

24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
				狩野塚				塚間山												立
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	円型	前方後円	同	同	同	同	同	同	同	石
同	畑	同	水田	芝生	同	畑	道路	墓地	櫛石アリ	同	同	雑草地	櫛石アリ	同	同	同	同	草地	同	同
同	同	同	同	同	同	同	中之条町長田原五六ノ一	同	同	同	伊勢町只則四三四	青山小貝戸乙四四六	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	石塔三九三ノ一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	永田原一九〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	七二	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	七五	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	一八六二	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	一八八四ノ一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六、一四	二、二四	八、〇七	一〇、二六	六、一八	七、二七	三六、〇四			四一、〇三	四一、〇三	一九			四、一七	六、二八	一、一七	三、一〇	一八、〇〇	九、一二	七、一七
三〇	一三	一四	一三	二〇	三二	不詳		三〇	不詳	二七	一六	六九	不詳	一一	二三	一五	一九	二四	二六	〃
一、二	四	四	四	八	三			六		四	五	後四五	五	五	七	四	五	五	五	
萩原 種吉	唐沢 染吉	田村 喜八	同	狩野巳之作	剣持 真平	小池元治郎	群馬県	木暮 寿雄	小池松次郎	同	小林総太郎	宮崎 関平	群馬県	塚田松五郎	狩野 守吉	永井佐一郎	中沢 多作	中沢豊三郎	角田 上村 博	中沢佐五郎
				石櫛開口ス	(曲玉土器)	(土器剣)	(土器経石)	外五名		石櫛アリ	(刀剣土器)	石櫛アリ							石櫛整然タリ	石櫛アリ

四 古墳文化

[illegible]

15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 火塚															名久田村		
同 同 円型 同 墳丘ナシ 不詳 円型 前方後円 同 同 同 同 同 同 円型															7 往還塚		
竹林 同 芝地 田 同 田 同 石置場 芝地 宅地 石置場 同 同 同 芝地															同 不詳 同		
同 同 横尾三六六 同 七八二 大塚甲五八二 同 二、〇五八 同 二、〇四七 同 二、〇三八 同 二、〇三〇 同 二、〇二六 同 二、〇二九 同 二、〇二七 同 一〇五七ノ一															同 高沼甲二二六 山田清水二、二九〇ノ一 折田離山甲三〇		
一三 二八 一〇 七、一七 九、一三 三、〇二 一、二七 三、七六 三、二四 二、一七 一一 七、〇一 一、二三 三、二四															同 三、二 一七、〇一 三〇六、〇五		
三〇 三一 三三 不詳 不詳 三三 五一 五二 五〇 四二 五〇 二二 五二															同 不詳 東北二五 東西三〇		
六 関 七 伊能 七 山田 七 剣持 村有 飯塚定之助 後前六 五 剣持 小洲 七 剣持 七 剣持 六 三沢 九 関 五 剣持 九 剣持															六 折田九平次		
道雄 八平 是る 波平 学校敷地 (古刀一鉄鏃十数) 喜兵 美好 喜兵 石柳アリ 石柳アリ 石柳アリ 六三郎 さわ 喜兵 喜兵															町田 義一郎 柳石アリ 町田 和造 (金環玉刀土器) 同 不詳		
石柳アリ 石柳開口ス 石柳開口ス 石柳アリ 石柳アリ 石柳アリ 石柳アリ 石柳アリ 石柳アリ 石柳アリ 石柳アリ 石柳アリ 石柳アリ 石柳アリ 石柳アリ															(刀鏃與殘欠不動) 尊		

18	17	16
同	同	同
芝地	石置場	
同	同	同
二〇四一	二、〇三二	一、三〇五
二、〇二二	六、一二二	一、〇六
三〇	三〇	三九
五	五	一〇
同	三沢 幸右エ門	関 群次
		石槨アリ 小祠アリ

昭和十年当時の各町村毎の調査結果は次の表のとおりである。当時の古墳調査票（一部は県、一部は町村保管、現在県教育委員会文化財保護課所蔵）によって特色をみる。

中之条町の四〇基の中で前方後円墳は、12号の青山小貝戸の古墳一基だけで他は円墳である。その中で墳丘もあって、石室もあるものは次のとおりであった。

中之条第五号墳 墳丘は上部の土が失なわれて横穴式石室の蓋石を露出している。「石槨長方形（別紙）ノ整然タルヲ有ス、周囲ハ畑地ナリ、頂上東南方ニ人ノ出入可能ナル穴ヲ有ス、土器數個ヲ出スト伝ヘラルモ現存スルヤ不明ナリ」とあり、石槨の図面は見当らなかつた。

中之条第八号墳（亀石其ノ四） 市城の亀石にある七基中の一つである。亀石も古墳の天井石であらうと思われるが（中之条第十一号墳）、この古墳は亀石古墳群の中で昭和十年当時墳丘、石槨共に存在していた一基である。「雑草ヲ生ジ、東南隅ニ横穴ヲ開ク円墳ナルモ形崩レテ長方形トナル、出土品アルヤ否ヤ不明」

中之条第十二号墳（青山）

中之条町の唯一の前方後円墳である。全長六十九尺、前方

部高さ四尺、後円部高さ七尺で、最大の規模を持っている。現状としては「雑草ヲ生シ、樺ノ木ヲ生ズ、前方部頂上ニ二八石宮アリ、形状ヒサゴ形ナレド或ハ円形墳ナリヤ否判定セズ、発掘セラレズ」とあり石槨については不明である。

中之条第十三号墳（只則）

只則地区の古墳は四基報告されているが、第十三、十四、十六（塚間山）の三基は墳丘がみとめられる。十三号には、「四十年程以前ニ発掘セラレ石槨ヲ露出ス、刀劍、土器ヲ出シ、刀劍ハ郷社吾妻神社（和利宮）ニ現ニ保管ス」とある。

中之条第十四号墳（只則）

十三号墳と同じころ発掘されたらしく、「発掘セラル（約四十年前以前）石槨石ヲ有シ頂上ニ穴ヲ有ス、出土品ハ土器ヲ出スト聞ク」とある。

中之条第二〇号墳、加納塚（西中之条）

小川入口の加納巳之作宅の前にある古墳である。「直径三十尺、高サ八尺加納巳之作ノ庭園トナリ墳丘ハ三方埋レテ上部ハ芝生ナリ、発掘セラレズ、但シ石槨道ハ東南面ニ開キ露出ス。出土品ナシ。塚ノ前部ノ石穴ニ人骨ヲ有シタルモ其ノ儘ニ入レ置キ、其ノ奥ニハ手ヲ入レズト伝フ。現ニ竹竿二間半ノモノヲ入ルコトヲ得」とある。

中之条第三十一号墳（小川其ノ七）

山本求馬所有の古墳で、維新以前には、石槨内に五六名の

沢田村は、七基の報告がある。全部の古墳のベスト判の写真（町田浩蔵撮影）がついている。七基のうち五基は墳丘石室がみとめられるが、他は古墳たるを証明する遺構が残っているという程度である。様式は第六号（形式不明）以外は円墳である。

沢田村第一号墳 笛吹塚（山田）

田村夏蔵所有の原野にある円墳。「径三十二尺、墳丘ノ高サ六尺五寸、芝地ニシテ櫓等ノ小雜木多少アリ。発掘サル。

維新前後ラシキモ不詳、現在石槨ノロヲ開キ玄室、羨道共ニ殆ド満足ニ視ルコトヲ得。尚明治二十数年前後モ再掘セシコトアリ。曲玉、管玉等多数出土セシ伝説ナルモ保存者不明」とあり。なお現状説明に、「墳上ニ万延元年ノ庚申塔数尺ノモノ建テリ。尚墳上ノ上及周囲ニハ小ナル板状自然石ニ刻セル庚申塔数十極メテ不整理ニ或ハ集リ、或ハ散在ス」と書いている。

人が入り、中で賭博をしたと伝えられている。「直径二十六尺、高サ六尺、雜草生シ、小石多ク堆積ス。発掘セラレ東南方ニ、横穴ヲ露出ス。（年代ハ不明）出土品アリタルヤ不明」

中之条第三十五号墳（小川其ノ十一）

小川の上、折田に近いところ田村朝信の畑にある円墳、「直径三十五尺、高サ五尺、雜草ヲ生シ頂上ニ石槨ヲ露出ス、発掘セラル年代不詳。石槨ノニ側方完全ナリ。出土品アリタルヤ否不明」

沢田村第二号墳（山田、勝負瀬）

岡田太郎所有の原野にある円墳、「南北ノ長サ五十尺、東西ノ長サ四十尺墳丘ノ高サ七尺、芝生ニシテ周囲ハ皆畠ナリ。南方入口ニ近キ墳上ニ桜樹一本アリ。発掘サレ、第一回、第二回共殆ト一号墳ト同様ナリ。一号ニ比シ羨道ノ状稍ニ破壊サル」とあり石室の存在を示している。又、墳丘の近くから出土した石を、皆古墳上に集めてそのために墳丘の形状が変っている。

沢田村第三号墳（山田、勝負瀬）

山田兵太郎所有の円墳、径三〇尺、高三尺で、墳丘の土

がほとんどけづられて、石室の天井石が露出してゐる。一号、二号墳と同様、二回にわたって盗掘された上に、土をけづられて、羨道は失なわれて石室も露出するという状態で破壊の状況が著しいと記してある。

沢田村第四号墳（山田、勝負瀬）

宮崎庄平所有の畑の中にある円墳で、径二十五尺、高さ三尺の大きさである。現状は、三号墳よりも破壊がすすみ、「最モ原型ヲ損ジ只玄室ノ跡ノ穴状ナルト石組ノ一部ヲ見ル」と記している。

沢田村第五号墳（折田、離山）

折田九平次所有の畑にある円墳、「南北ノ長サ三十尺、東西ノ長サ二十五尺、墳丘ノ高サ五尺五寸、小灌木ニ蔓性植物

名久田村の古墳は十九基であり、古墳分布図がつけられている。そして、調査委員の一人であった金井信六のスケッチがあり、当時の古墳の状態を残している。十九基の古墳の中で、三号、六号、十一号、十二号、十九号の五基は、墳丘を滅失しており、水田や宅地となっているもので、出土品や、伝承等により古墳跡とみとめられるものである。

名久田村第一号墳（火（樋）塚（大字平））

沼田より中之条に至る国道一四五号線が中之条方向へ向つて名久田川を渡る手前のカーブの右手側、名久田川左岸の河岸段丘にある古墳である。墳丘の径五十一尺、高さ九尺の円墳である。剣持喜兵（現在孫の剣持太郎）所有地にある

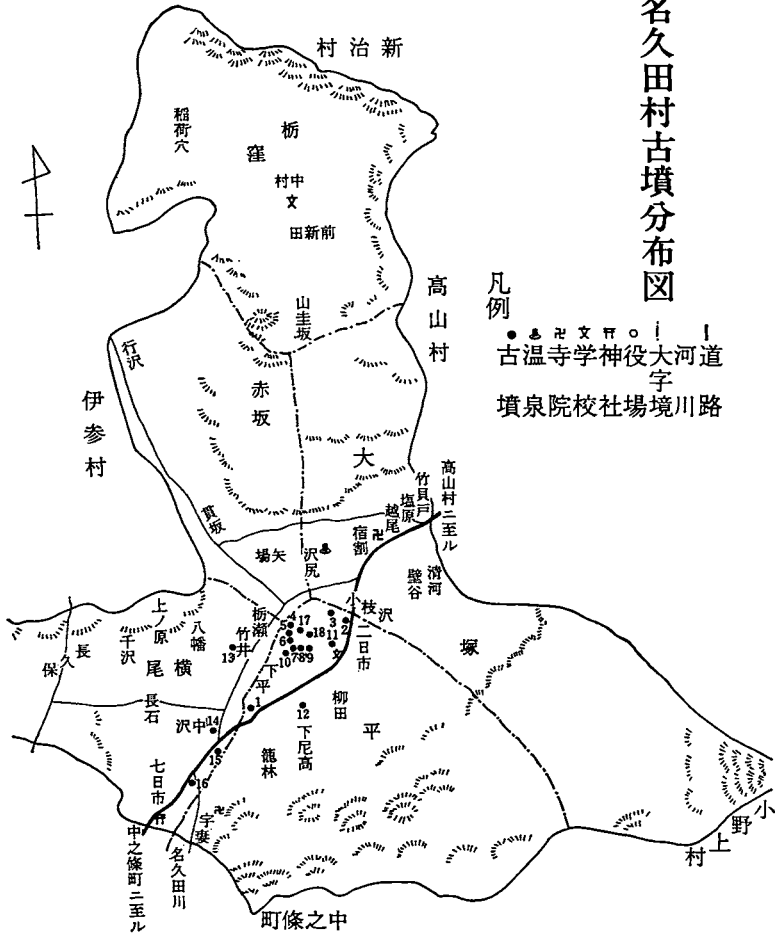
茂リテ全クノ藪ナリ。明治二十年前後発掘サル。今ソノ跡ヲ見ルニ、後方西側ノ所ヨリ直チニ玄室内ニ掘リタルモノナリ、錆ビ朽チタル刀一振り出タリト云ハル。崩レテ現在セザルベシ」と記している。

沢田村第六号墳（山田清水）

町田義一郎所有の円墳は、道路敷となり、一部を残すのみであった。天井石らしきものもありその下に土器を出土している。又附近より古墳の副葬品等が出土しているので、この附近かなりの古墳があったと想定される。又、沢田村第七号墳、往還塚、町田和造所有（山田高沼）もすっかり畑地となつてしまつたが、王冠が名前となつて残っており、金環、曲玉等の出土があつたという。

「明治初年頃（年月不詳）発掘、石槨ヲ存シ、口ヲ開キ居レリ。出土品トシテ、不動尊像一、古刀一、鉄鏃数ヶ、甲、腐蝕片数ヶ（不動尊像ハ堂宇ニ祀レルヲ盗マレタリト伝フ）以上ノ出土品アリタリト伝ルノミニテ現在生存セル人ニハ見タル人ナシ。現在不明。石槨ノ天井石ニ天正平和ノ文字アリ。石

名久田村古墳分布図





名久田村第1号墳 火塚（昭和10年金井信六スケッチ）

柳ノ入口西方ニアリ」この古墳は尻高三河守重治の墳墓という伝説があり、天井の年号や不動尊像などはそのことと関連があるかも知れないがはっきりしない。昭和十年当時はかなりの藪であったということもあり、比較的変らずに残っている。

る古墳の一つである。

名久田村第二号墳（平）

剣持さわ（現在剣持尚一）所有の畑にあり径二十一尺、高さ五尺の小円墳である。

名久田村第四号墳（平）

三沢幸右衛門（現在、三沢正紀）所有の山林中にあり、径四十二尺、高さ六尺の円墳で横穴式石槨を有す。

名久田村第五号墳、第七号墳（大字平）

二つの古墳共に、剣持喜兵（現剣持太郎）所有の畑にあり径五十尺、高さ七尺の円墳であり、五号墳には石槨がある。

名久田村第八号墳（大字平）

名久田村の中の唯一の前方後円墳である。小淵良平（現在孫の小淵賢一）所有で全長五十一尺のもので、石置場となっている。

名久田村第九号、第十号墳（大字平）

九号、剣持久平（現剣持久雄）十号、小淵良平所有地にある径三十尺、高さ五尺の円墳である。発掘の伝承はないので石室も不明である。

名久田村第十三号墳、横穴（大字横尾字竹井）

山田はる（現山田徳財）所有の山林にある径三十三尺、高さ七尺の小円墳であるが大正三年頃発掘され、横穴式石室を持っている。

名久田村第十四号墳（大字横尾字中沢）



名久田村第13号墳（金井信六画）

中之条町伊能八平所有の畑地にある。径三十一尺、高さ七尺の円墳で石櫛がある。

名久田村第十五号墳（大字横尾字小塚）

関道雄所有の竹林中の円墳である。「墳丘ノ全長三十尺、高サ六尺、発掘セラレザルモ明治四十三年頃、名久田川増水ノタメ崩壊シ、石櫛ノ過半ヲ失ナフ」とある。

名久田村第十六号墳（大字横尾字小塚）

関群次（現関貞夫）所有地にある円墳で墳丘の全長三十九尺、高さ十尺、発掘の年月は不詳であるが石櫛がある。

名久田村第十七号墳、第十八号墳（大字平）

両古墳とも三沢幸右衛門（現在、三沢正紀）の所有地にある円墳であり、共に径三十尺、高さ五尺の大きさである。

名久田村第十九号墳（大字大塚）は、飯塚定之助（現在、

孫の飯塚欣一）所有の田から、昭和十一年十月十四日、耕作中に次の出土品を発見し古墳跡と認められ、台帳に追加で掲載された。出土品は、直刀一、鉄鏃一五、貝殻二である。

(3) 中之条町の古墳の現状

昭和十年の古墳一斉調査から四〇年の歳月が過ぎ去った。その間、未曾有の大戦と戦後の目まぐるしい変化により中之条町の古墳も、古墳綜覧とかなり相違して数が減少している反面新たに発見されたものもある。

① 古墳数の減少

古墳の数が少なくなってくるこの原因は道路の拡張、住宅の建設、鉄道の敷設などのことがらがあげられる。そ



名久田村第16号墳小塚（金井信六画）

の例を二、三あげてみると、

(1) 国鉄長野原線の敷設工事による古墳の消失があげられる。中之条町の古墳の中で、市城古墳群や、石ノ塔の古墳などの古墳群の中に線路が通っている。国鉄長野原線（現吾妻線）は、昭和二十年に、軍需品である群馬鉄山の鉄鉱石を運搬するために開通された。中之条町第十八号墳（石ノ塔一号）、第十九号墳（石ノ塔二号）などの石ノ塔古墳群の中に線路が通ったが、戦時中のことで古墳などに顧慮する余裕もなかったようである。

(2) 宅地化などによる開発の進行によっても古墳が少なくなっている。昭和十年の調査のときもすでに地目が宅地となっている例もあるが、中之条町近辺の宅地化がすすみ古墳のあるところが住宅地の真中となり、わずかに天井石などが庭石と共にころがっているという例も出ている。

(3) 道路の拡張などによって破壊されてしまった例もある。中之条町第四十号墳（王子原）は、町の中にあつた古墳跡であるが、町道の道路敷となっており、天井石（蓋石）のみが近くの天理教会の庭にあり、古墳綜覧にも「天理教会ノ庭園ニアル大石ハ古来ユワレアリトテ、石屋ノ割ルコトヲ禁ジタリ」とある。

また、昭和四十九年五月、名久田村第一号墳（火塚）の近くを通る国道一四五号線の改修工事の計画によると大字平



石ノ塔古墳石室写真（群大史学研究室撮影）

から名久田川方向に道路を直線にするため、火塚が道路の一部にかかるというので、中之条町の文化財専門委員会では、道路改修計画の手直しによって火塚にかからないように陳情して、古墳の破壊を阻むことが出来た。

② 昭和十年の一斉調査以後発見の古墳。

昭和十年の古墳調査では、伊参村には一基も報告がなかったが通称鳥見塚（大字岩本字池久保）は、古墳であることがわかった。（伊能保則談）また、中之条町小川の石ノ塔古墳が耕作中に偶然発見された。これらは、古墳綜覧にない古墳である。昭和十年調査に調査もれになっている古墳は今後も発見されるかも知れない。

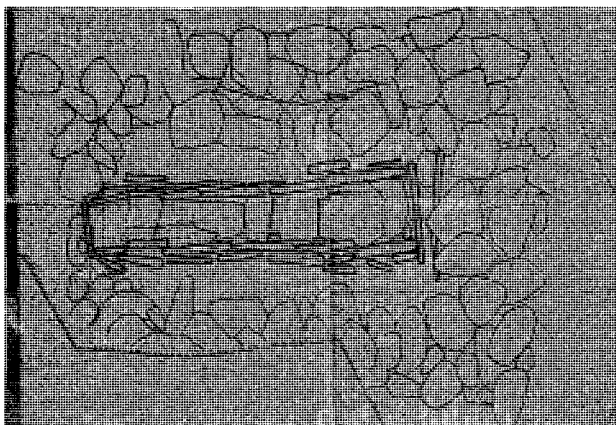
石ノ塔古墳（中之条町字小川）

石ノ塔古墳は、中之条バイパスの小川口付近の吾妻線の線路南側にある。吾妻川と山田川の合流点の北側、河岸段丘上にある。この位置は、小川古墳群や、青山古墳群などの台地と高さの同じ位のところであり、この付近にも、古墳綜覧にあるとおり、石ノ塔古墳群があったところである。

大正八年六月発行の「中之条町郷土誌」によると、

石ノ塔古塚、石ノ塔ハ鞍石ノ上ニアリテ五重ノ大塔ナリシ石ノ上ニ松樹近年マテアリシカ近傍畑ノ妨ケ故ニ枯サレタリ。塔ハ宝暦年中本町天王宮後ニ移シ修建シ神宝ヲ納メシ鞍石ハ吾妻七石ノ一勝ナリ。此地ヲ石ノ塔ト称セリ。同所南二十間ヲ隔テ、大ナル塚アリ周囲十七間アリシ。如何ナル故土ノ墳墓ナルヤ不明。同塚ヨリ西南三十間ヲ隔

四 古墳文化



石ノ塔古墳実測図（群大史学研究室作図）

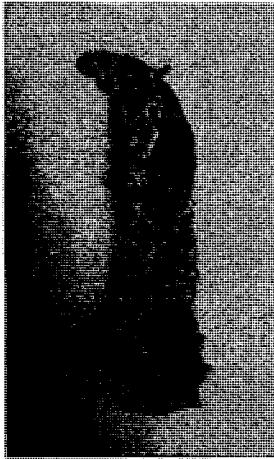
テシ林中ニ一対ノ古塚アリ。是ハ慶長以前ノ墓地ナリシヤ。小川林ニモ数カ所散在セリ。とある。大正の頃までは墳丘もはっきりと認められていたが、現在ではすっかり変ってしまい、耕作中など偶然の機会に発見される以外には古墳の位置すらわからないようになってしまった。

石ノ塔古墳は、耕作者の山田文雄が、昭和三十八年三月耕作中に偶然発見したものである。牛蒡の穴掘り中に石組をみつけて、中之条町教育委員会の方へ連絡した。そして中之条教委の依頼を受け、群馬大学史学研究室の尾崎喜左雄博士により発掘調査がなされた。

古墳は、墳丘もすっかりなくなっており、畑になっていた。しかし、石室の出た部分を中心に周囲がやや低くなっており、径三〇メートル〜四〇メートル位の墳丘があったのではないかと推定される。埴輪や葦石などは発見できなかった。

石室は表土から約一・五メートルほど下から発見された。竪穴式石室であり、側壁及び蓋石は鉄平石状の安山岩で、約五〇センチの石を用いている。長さは、一・八五メートル、最大幅四八センチ、最小幅三八センチであり、石室の周囲には、径二〇〜三〇センチ位の自然石が、裏ごめとして使用されていた。

出土品としては、直刀二、刀子二、鎌二、斧一の他、人骨が発見されている。



古墳出土 石ノ塔 塔出土 石ノ塔
古墳出土 石ノ塔 塔出土 石ノ塔
古墳出土 石ノ塔 塔出土 石ノ塔
(群馬大学考古学研究所撮影)

第6表

(単位cm)

	全長	身長	身巾 (刀)	備考
直刀A	86.0	73.0	3.3	
" B	67.5	54.2	3.3	
刀子A	18.2	6.2	1.6	柄鹿角製
刀子B	10.1	6.1	1.5	
鉄斧	10.8	—	4.4	
鉄鎌	15.5	—	3.0	

出土品の中で、鉄製の刀子（小刀）は鹿角の柄がついている珍らしいものであった。鎌や、鉄斧なども錆びてはいないが、しっかりしたものが出土している。

調査に当たった群馬大学研究室、尾崎喜左雄教授によると、五世紀頃の古墳であり、中之条町の古墳としては古い方に属するものである。当初は墳丘も、大きなものであったと思われるが、崩されており、天明三年（一七八三）の浅間山の大噴火の際に押し出した泥流により埋まり平夷されたと考えられる。

2 古墳時代の人々の生活

農耕の発達により集落の規模も大きくなり村が統合されて小国家となった。小国家が統合されて古代国家となる。この時代の有力者は、死後の世界を信じ、自己の力を誇示するために古墳を構築した。群馬県地方の古墳は四世紀から七世紀ごろまでつくられた。

中之条町では、名久田川流域、山田川流域、吾妻川の北岸に古墳が分布している。川の近くの平地に古墳が多いことは、縄文時代の高地から、農耕生活に便利な低平地へ集落が移ったことをはっきりと示している。そして、人力のみに頼っていた当時

四 古墳文化

の人が、巨大な石（例えば市城の亀石など）を動かして古墳をつくったのであるから、たくさんの人々の協同作業が考えられる。そうした作業により作られた古墳に葬られたのは、特定の有力者である。たくさんの人を支配している豪族の存在が知られる。

古墳文化時代になり、人々の生活が農耕中心の生活になったことは、住居跡によっても知ることが出来る。この時代の人々は、弥生式土器よりもっと進んだ土師式土器を使用している。土師式土器は、縄文土器や弥生式土器と異なり文様がない。非常にうす手の焼度の高いものが出土している。また、脚台付土器のように、煮沸用として用いられたと思われる機能的な土器も出現して、形も多様化している。このような土師器を伴う遺跡として次のような場所があげられる。但し、中之条町の土師住居跡のうち、住居跡の平面が確認されたのではない。いずれも炉のあとが発見されたとか、土器の出土等により推定したものである。

第7表 土師式、須恵式土器出土地

須恵式土器併出の遺跡は○印、須恵式のみは△

地区		出土地
名久田	菅田	○菅田
伊参	○十二ヶ原	○長久保
	○天台	○高津
	○後貝戸	○竹井
	○白久保	○下平
	○胡桃田	○千沢
中之条	○山田川	○古町
	○小川	○宝満寺
	○石ノ塔	○柴宮
	○永田原	○永田原
沢田	○清水	○とんび
	○高沼	○中井
	○菅田	○菅田

宝満寺A遺跡（大字中之条町字宝満寺）

昭和四十年四月十日、耕作中に石組を発見した剣持三郎の報告を受けた。教育委員会では、群大へ調査を依頼し、群大史学研究室より井上唯雄（当時三年）が来町し、町から、岩田芳明・一場貞（中之条一中教諭）唐沢定市（中之条高校教諭）がでて調査をした。調査の結果、次の図のような遺構を発見し、土師住居につく「登りかまど」であることがわかった。土器は、こしき、つば二箇他に破片が出土している。宝満

○大塚	○八幡	○七日市	△小塚	△下尻高	△柳田	△小枝沢	△百々
○伊勢宮前	○上ノ台	○只則	○市城	○河原町	○天神		
○寺社原	○金原	○湯原	○前尻	○石ノ平	○苗圃	○大岩	○折田
						○成田	○赤岩
						○下折田	

を発見、こしきなどを含む土器三点、破片数点をみつけた。中之条町文化財専門委員奈良秀重を中心に調査を行なったが、住居跡のプランをはっきり出すことは出来なかった。

古墳時代の人々の生活を残す土師式住居跡は、この他にも、伊勢町の駅の近く、徳茂麴屋の裏から遺跡が出ている。また、名久田の七日市にも遺跡があり、かなりの多くの出土品（土器）がある。中之条町の古墳は、川に沿って分布しているが、住居跡も、縄文文化時代に比べると、川に近い台地に集中している。土師の住居跡に対して須恵器を伴出する住居跡は中之条名久田地区に数が多くなり沢田地区は少なくなっている。その分布は、土師の遺跡と重なる場合が多い。縄文の時代から、弥生、土師と次第に吾妻盆地に下り、土師の時代となって吾妻には本格的な農耕社会に進んでいったものと思われる。

寺の台地には、土師の住居が存在していることは推定されるが、完全な調査をしたところはなく、この遺跡の場合も、このかまどの発掘のみで終了してしまっ

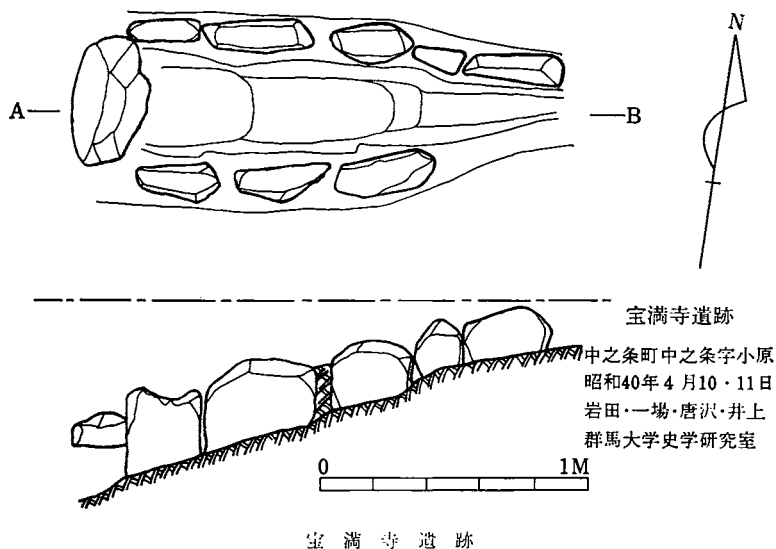
た。

宝満寺B遺跡

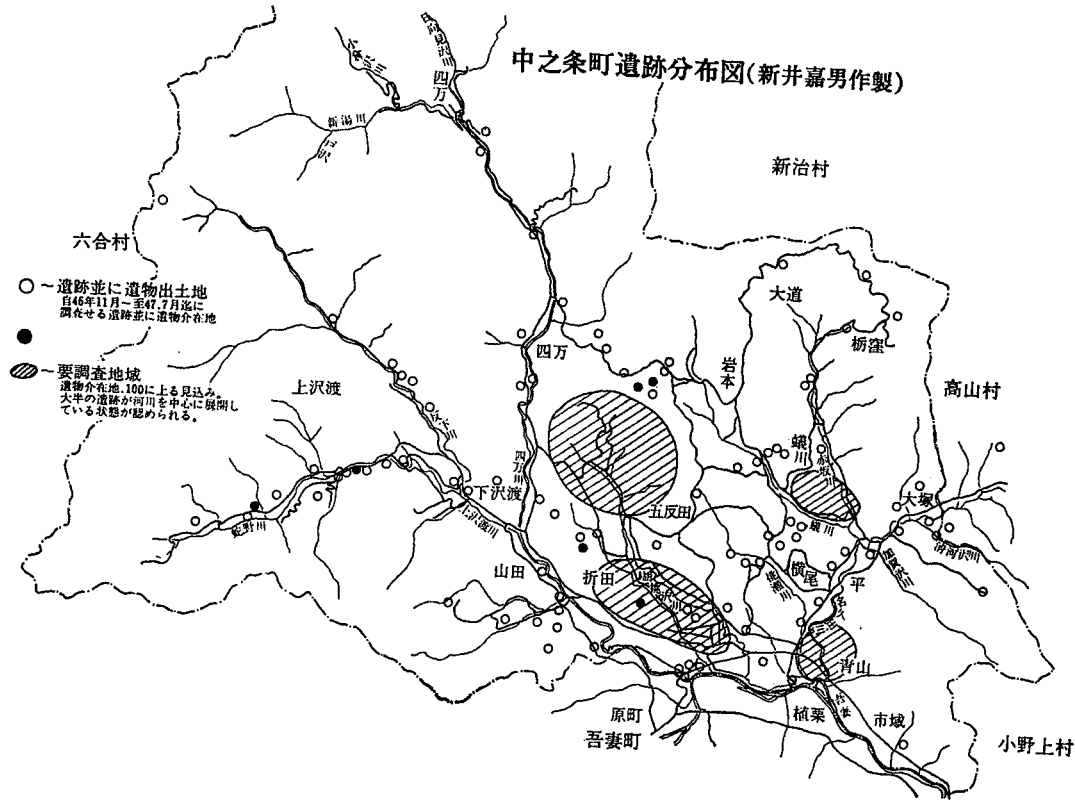
宝満寺の台地には、古墳時代の人々の遺跡が多い。

中之条高校校庭、中之条中学校校舎、などと共に、宝満寺B遺跡は、昭和四十三年外丸元次の住居建築の為に、基礎工事を実施中、鈴木初男（旧姓吉田）が石組

四 古墳文化



宝満寺B遺跡土師土器出土状況

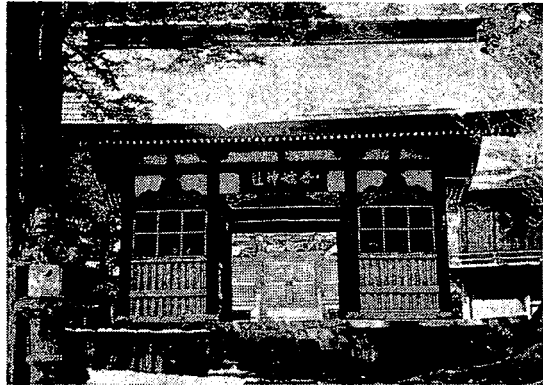


五、律令制の施行とそのうつりかわり

1 大化の改新と吾妻郡の建置

(1) 吾妻郡建置の時期

大化の改新（六四五）は私有地・私有民を廃して歴史発生的な豪族政治を否定し、天皇による中央集権的統一国家を建設して官吏制度を始めたいというものであった。そしてこれには唐の制度が多く採用され、ここに氏族国家に変わり、新たに政府官僚によって組織された古代統一国家が誕生したのである。この改新によって地方の政治は大きく変り、長期にわたった国造支配から国司・郡司の支配へ移った。翌大化二年（六四六）の詔をみると、諸国に国司、郡司を新たに置くことがみえている。しかしこのような画期的な大きな事業は、そこにたとえ準備期間があったにせよ直ちに実現するには困難が多く、これが完成をみるまでにはなお約半世紀の時間を必要とした。したがって郡の設置も全国一律に行なわれたものではなく、大宝律令の制定（七〇一）ごろまでの間に一応できあがったものようである。したがって郡とか郡司（郡の長官）という名称も新政と同時に言われたものではなくて、郡を評、郡司を評督と言ったらしい。（那須国造の碑参照）それが郡、郡司と言うようになったのは約半世紀後の大宝令制定以後であろうとされている。最初の郡域も上毛野の国造であった上毛野氏に隸属していた豪族の支配範囲（それが吾妻郡の場合誰であったかわからない）がそのまま評となり、ついで郡という現在いわれている名称になったものと思われる。吾妻郡が新しく設けられたのも大化の改新（六四五）より大宝律令制定（七〇一）にいたる約五十年間



上妻姫を祀る吾嬬神社（中之条町山田）

の出来ごとであるのであるが、その確定年代は不詳である。

(2) 郡名の由来

- ① 吾嬬者耶あすまはやの説：吾妻郡誌をはじめ、古来より本郡に伝わる説として「吾嬬者耶」説があることはご承知のとおりである。すなわち日本武尊やまとたけるのみことが東征の帰途、碓氷峠（あるいは本郡鳥居峠）にのぼってわが妻、弟きょう、媛みこをしのび、三嘆された。それにより郡名がおこったといわれる。
- ② 県あかたのつまり説：吾妻郡が県（成務朝の国県制）のつまり、すなわち上毛野国の県の西北部で、土地のつまった処より、「あがつま」という名が出たという説（上野名跡考）その他いろいろの説が流布されている。

(3) 郡・郷の設定

大化の改新で国郡の制を定めたとき、従来の自然発生的の村に人為的工作を加えて約五十戸をもって郷とし、その下に里において行政区画の単位とした。郷は現在の村であり、里は現在の大字の前身と考えてよからう。郡については大化制と大宝令とは異っており、第8表のとおりで、大化制は大、中、小の三等級、大宝令では大・上・中・下・小の五等級に分かれていた。これによってわかるように郷は五十戸と令で定められていたが、郡には一定の郷数の定めがなかったようである。吾妻郡は三郷で編成されていたので最下級の下郡に属していた。つぎにその郡域のきめ方であるが前項でものべたとおり、大化の改新以前におけるその土地の豪族の勢力範囲で、そのまま成立せしめたものようである。郷

五 律令制の施行とそのうつりかわり

第8表 郡の等級

等級	郷 数	大領	少領	主政	主帳
大 上 中 下 小	16~20	1	1	3 (1)	3 (2)
	12~15	1	1	2 (1)	2 (1)
	8~11	1	1	1 (0)	1
	4~7	1	1	0	1
	2~3	1		0	1

()内は739年以降の定員

第9表 郡の里数

郡の等級	大 化 制	大 宝 令
大 上 中 下 小	40里	16 ~ 20郷
		12 ~ 15
	4 ~ 30	8 ~ 11
		4 ~ 7
	3	2 ~ 3

(注) ここにいう里は靈龜元年以降郷と改称する(出雲風土記)

はその内部で五十戸をもって整理していったものである。

つぎに郡司にはいかなる人が選任せられたかという、新政のとき国造を郡司にするということが規定されていた。したがって国造のいない郡では国造以外の適当な豪族が郡司に任命されたようである。わが上毛野国のように一国一国造で、郡が十三(和銅四年多胡郡が建置されて十四郡となった)も設けられると、郡司はその土地の豪族が任命されたようである。上野国(大化の改新によって上毛野国が上野国に改称された)

においては当時上毛野氏の宗家は和和の都に移住していたものらしく、本國上野に残留していたと思われるその一族がまず郡司に任命されたようである。吾妻郡においては一族である上毛野坂本朝臣がおそらく任命されたものと推定される。

つぎに郷であるが、人為的に五十戸をもってきってしまったから、その広狭も勿論区々であつたろう。一例をとれば郷と郷がもし接していなかったとすれば、その境界も明瞭でなかったであろう。また令では「若し山谷岨嶮にして地遠く人稀れの処あらば、便に随つて量置せよ」と命令している。吾妻郡の西部地方はこの例にあてはまるもので、山谷岨嶮で、人煙稀な地区は郷名のつけようがなかった。空白になっていたのである。といつても全然人が住んでいなかったのではなかつたろうが、租を負担させる対象にはならなかつたのである。

(4) 郡域

建郡当時の吾妻郡は現在（明治二十九年以後の郡域）の地域ではなく、吾妻郡東部、現在の中之条町および吾妻町

の大部（坂上地区を除く）を指しての狭い地域と考えられる。昔から、中之条・

原町盆地をさして吾妻と言ひ、またこの辺には吾妻の地名を冠した地名が多いことは初代吾妻高女校長の八木昌平からも早くから指摘しているところである。

また当時の古墳の分布は、よりよくこれらの事実を有力に物語ってくれる。

高山村・吾妻町坂上地区は往古より最近まで群馬郡に属していたことは、諸文献の明示するところであり、吾妻郡西部四カ町村も鎌倉時代までいづれに属していたか明らかでない。

(5) 郡司の職務

上野国の国司（今の県知事にあたる人）がいたところが国府（現、前橋市元

第10表 吾妻郡における古墳分布
（昭和10年調査による）

旧町村名	基数	旧町村名	基数
中 之 条	41	坂 上	12
沢 伊 参	7	長 野	2
伊 久 田	0	姫 恋	4
名 久 東	18	草 津	1
太 田	16	六 合	0
原 田	36	高 山	12
岩 島	82	計	276
	45		

総社町付近と推定）であり、郡司（郡の長官、大正時代までの郡長のような格の人）のいたところは郡家、あるいは郡衙、郡院といわれた。郡家の地には郡司以下諸役人・雑役の人も相当数おり、郡民も蟄集していたので国府と同じように、郡家集落といつて地方の小都市の形態を呈していたといわれる。

国司の守・介・掾・目の四等級と同じく、中郡以上には、長官は大領、次官は少領、判官は主政、主典は主帳の四等級をおいたが、吾妻郡は小郡であつたから、長官は一人、大領、少領の区別なく、ただ領といい、主政も主帳一人であつた。

郡司は中央から赴任した国司のもとに、百姓の中から任命された郷長をひきい、司法、行政、特に租税の徴収な

ど、郡の行政一般を司ると共に、軽度の裁判なども行った。大宝令によれば前掲の四等級から構成されている点は中央諸官庁や国府と同じであるが、官職に相当する位階が与えられず、その任用に当っては、德行、才幹、功勞というような規準によらないで、家柄を第一としたことは、律令制官僚機構の中で異彩を放ったものであった。そして原則として終身官でもあった。

つぎに郡司の特権としてあげられることは、国府にあった国学への入学がある。郡司の子弟で年十三以上、十六才以下で優秀な者は国学生に採用された。さらにそのうちで身体が強健でしかも弓馬をよくする者は、拔擢されて京に上り宮城禁門の警護にあたる兵衛となることができ、また郡司の女子は采女となることができ、中にはその才幹を認められ京において異常な出世をするものもあった。

また郡司の職分田は大領六町、少領四町、主政、主帳二町で大国の国司が二町六反であるのに比し、大きな開きがあったことは、郡司が官位相当官でないため季録の支給をうけることができなかったことによるものであろう。国司と郡司は上下被官の關係におかれ、郡司は国司に直屬して、その監督支配をうけていた。また国司は毎年一回国内の諸郡を巡行して民情を視察しなければならなかった。

(6) 郡家の機構

郡にはそれぞれ宿屋、副屋の中心の建物と厨屋、納屋、厩屋など付屬施設を一つとした郡庁館と、別にそれより少し規模を小さくした一館から四館までの四つの建築群をもっていた。また郡内各地には土倉、板倉とりまぜて、多くの倉庫をもっていた。また吾妻郡は延暦以後長田院、伊参院、□郡院というそれぞれ倉庫群をもつ行政区域をもっている。(群馬県の歴史交替実録帳の項より)これは十一世紀ごろの郡家の機構の概要である。上野国交替実録帳所載の郡家の様子を記すと次のようである。(長元三年(一〇三〇)ごろ)

吾妻郡

正倉参宇

東一甲老宇 東甲倉老宇 北一甲倉老宇

三館

宿屋老宇 向屋老宇 長田院雜舍老宇 伊参院東一屋老宇
字 北一屋老宇 雜舍老宇

官舎

長田院雜舍老宇 伊参院東一屋老宇 北一屋老宇 雜屋
老宇

□郡院

東一屋老宇 西屋老宇 東一板倉老宇 南一屋老宇 掃

郡司の邸は郡家にあつて館と称した。正倉（郡倉）の管理責任は郡司と国司とが分つたようである。

郡司の下には主帳のほか、多くの雑役の人が無給で勞力奉仕をしていた。その主なるものを挙げれば、郡書生、税長（田租や出^{すい}舉の稲の收納）駈使丁（收納の際の護衛）炊事の厨長、紙すきをする者、松明^{はさま}を司る採松丁、暖房のためには炭焼丁、厩には苜^{まき}丁等、自給自足の面が多くあつたので多くの勞力を擁し、その人数はおよそ二〇—三〇名位と推定される。

(7) 戸について

このころの一戸というのは現在のような単家族ではなくて複合家族であつた。これを郷戸^{ごうと}という。現在の一世帯に相当する戸は房戸^{ぼうと}であつて、房戸がいくつかよつて郷戸を編成していた。そしてこの郷戸主が一族を引率していたのである。であるからして郷戸は数十人から百人以上もの大きな家族の集まりであつた。岸俊男の「正倉院戸籍の研

守屋老宇

厨家

酒屋老宇 西納屋老宇 南備屋老宇 鼈屋老宇

一館

宿屋老宇 副屋老宇 向屋老宇 厨屋老宇

四館

宿屋老宇 副屋老宇 向屋老宇 厨屋老宇

郡庁屋老宇

東屋老宇 公文屋老宇

大衆院東一屋老宇 南一屋老宇 雜屋老宇

究」によると、一郷平均の人口を平均一、一九一人と推定している。吾妻郡は三郷の編成であるからこの三倍の約三、六〇〇人がごく大まかな人口である。これが約千年昔の本郡の姿なのである。

(8) 郡家の位置の推定

吾妻郡の郡家（郡の役所）の位置がどこであったのか、それは現在のところ全くわからない。延喜式所載の郡は全国で五九〇郡を数えるが、その郡家の位置のはっきりしているところは、ごく稀で十指にも満たない。本県においてもやや確実視されているのは建郡の記念碑とみられる多胡碑のおかれている多胡郡位であろう。国府の位置さえ明らかでないのであって、千年という時の流れはすべてを土と化してしまうものなのである。

大正以来先学の人々によって、川戸、折田、郷原の三説が唱えられてきたが、これは地名からの類推の域をでない。戦後この種の研究も漸く進み、地名、伝承、考古学等の成果を総合すると、現在の段階では吾妻町原町の大宮付近から館の内付近（たつち）の地が第一の候補地と考えられる。その推定の根拠とするところは次のことが言える。

第一、郡家の位置は郡中の要衝でなければならぬ。この地付近の土地は郡随一の肥沃地であり、水利の便も良好である。つぎに大宮神社は古代官庁守護の神であったこと。県下の郡家推定地には必ず大宮が祀られている。そしてここにはこれを物語る樺（けやま）の巨木があり、五世紀ごろのものと推定される古鏡、七、八世紀のものと推定される藤手（ふで）の太刀（いすれ）も伝世（たつせ）のものは郡司の権威の表徴であったと考えられる。郡庁舎跡と思われる原町小・中学校の台地は昔よりあった地形で最近の盛土（もろつち）でなく、ここより明治末年夥しい土師（はじ）、須恵（すえ）の遺物が出土している。この台地の南は弦巻（つるまき）という地名を冠している。軍団と関係ある地名であろうか。第二に地名から考察してみると、尾崎喜左雄博士は県内郡家推定地は「御門（みかど）」の地名を冠していることを指摘している。利根・碓氷・勢多・多胡・那波・新田・群馬に二カ所（東西二郡）所在している。しかし吾妻にはミカドの地は見当たらないが、川戸がそれであろう。ミカドの「ミ」

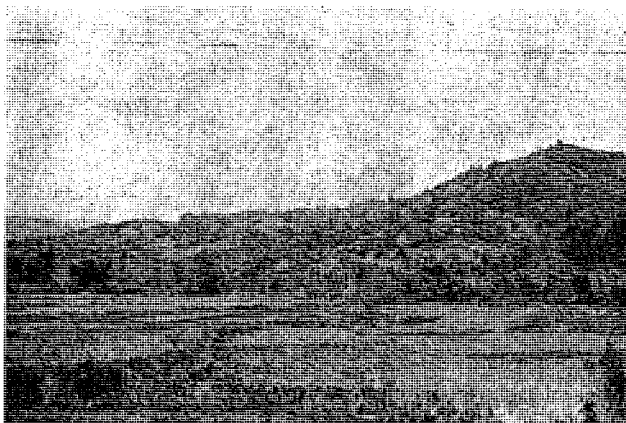
を冠すればミカアドとなる。中世この付近一帯は川戸村と称していた。(下沢渡、宗本寺宝篋印塔銘) 次に郡衙建造物の遺名とみられるものに「館の内」があり、竈屋の遺名とみられるものにその北に当って「釜貝戸」がある。昆布貝戸の地名も古代国府を「コオ」と称したので吾妻の国府の意で「コフ」が「コブ」に転訛したのではあるまいか。簡単に地名考証の一端をのべたが、最も有力なきめては考古学的な成果である。大宮付近の出土例の外に、この付近には相当数の奈良、平安時代の堅穴住居址が埋没していること。七、八世紀の古墳がこの地を中心に点在すること等があげられる。吾妻川を隔て指呼の間には古代建造とみられる金井廃寺址があり、郡司の祀ったとみられる稻裏神が北北西にあたって位置し、古代の建立とみられる、一宮・浅間・太田・親都の各社の拜殿のすべてがこの大宮に向って開口していること。これは一つの飛躍した推定であるが、国府八幡があれば郡家にもこれと類似のものがあつたと考えられる。再編吾妻記所載の中条八幡(中之条町八幡)がその鬼門にあたって所在したこと。さらに大宮遺跡からは唐の鑄造にかかる「皇宋通宝」が出土している。(官人の使用したものであろう)。等があげられる。最後に伝承であるが、大宮の地には高豊長者という長者があり、上毛野氏との関係が語られ、その姫上妻姫(山田吾嬬神社祭神)は上毛野氏である荒田別王の妹であること(総社記)。御殿の構造を記した円聖法印の記述は中国の四神思想を表わしており、上妻姫と日本武尊との関係は大和朝廷との結びつきをのべているものであろう。

2 郷里制

(1) 郷と里

大化の改新によって国郡の制が定められ、今までの自然発生的の村落に人為的工作を加えて郷としたことは、戸令の「凡そ戸は、五十戸を以て里と為す」によつたものである。この里という名称はその後霊龜元年(七一五)里を改

五 律令制の施行とそのうつりかわり



名久田川流域の村。長田郷か

めて郷とし、郷の下に里を置くようになったものようである。すなわち郡↓郷↓里というのが行政区画の末端組織であって、このような地方制度、村の形態を「郷里制^{ごうりせい}」という。

幾世紀も続いた上毛野氏の国造支配下の私有地、私有民はここにはじめて収公され、あらためて班田^{はんでん}収授^{しゅうじゆ}の法^{ほう}によって口分田^{くぶんでん}として満六才になると良民の男子には二段、女子にはその三分の二、賤民には良民の三分の一の田が政府より分ち与えられたのである。班田をうけた農民はこれによって納税の義務を負うこととなる。しかし吾妻郡の場合、そのほとんどの土地は山林、原野であり、このころ耕田可能の土地としては、名久田川・温川・深沢川・四万川の支流である細流を利用してのわずかな田しかなかった筈である。田一に対して畑九の比率にもおよばなかったと考えられる。上野国交替実録帳を見ると、国府に納めた吾妻郡の租は穀（たなっもの、田畑につくる作物の実を食用とするものの総称）穎、米、糠（ほしいい、飯を乾したもの）雑穀となっていて畑からの租もあったことをみると吾妻郡においては、そのほとんどが畑租であったことであろう。何分有史以来の大変革であったから、いろいろ耕作者との間に紛争もあったことであろうし、法令も徹底しなかったかと思うるので一律にはいかなかった。したがって郷の成立過程においても勢い郡成立の場合と同様、編成のできた郷から順次成立されたと思われ、その間、約半世紀

は費したであろうことが、郡の成立をおくらせた最大の原因であつたとみられる。なお、本郡においては山間部であつたため、それはごく少数であつたろうが、農以外の狩猟や木地屋等で暮しを営んでいた者もおつたであらう。これらの人々は租税の対象には当然ならなかつたので調の一部を負担したことも考えられる。四万、沢渡の奥地や吾妻西部地方は耕作地帯もごくさやかであつたろうからその対象からはずされ空白地帯として残されたものと考えられる。このような事情であつたから郷と郷との境界も、自然の山河でこれをしきることができなかった。五十戸を単位としていたから飛地もあつたろうし、余戸も生ずる。現代のように戸口も稠密でなかつたから郷と郷の間が空白になつたり、その逆に入組んでいたのかもしれない。どこまでも地形によらず人為的そうさによつたことに注目したい。

郷の長を郷長、里の長を里正といった。郷長は村の百姓で実力者が選ばれた。これを郡司が選任し国司に報告、国司は政府に報告するだけであつた。主な職務としては郡司を補佐し、郷内を見廻り、勸農や収税が主な職務であつた。六年一度の戸籍の改編にあつては郷毎に戸籍が作られたから、このようなときは多忙をきわめた。

郷長に誰がなつたかわからないが、伝承によると伊参郷の伊参笹戸、長田郷の長田使主（百済為君王の裔）大田郷の大田氏等があり郷の名をとつた郷族の名が伝えられている。

なお延喜式、和名抄所載の長田、大田、伊参の三郷を俗に古来「吾妻三郷」という。里の数は出雲風土記によると郷の約三倍の数をしめしている。

（注）租税課役制度の概要：今の税制は、大化の制をうけて、租・庸・調の三種が本体であり、これに若干の雑税が附加され、また別に兵役が課されていた。それらのために、戸籍と計帳がつくられて、全国民の動態が明らかにされた。田

租の率は、しばしば改変があつたが、だいたい、一段につき
いて、稲一束五把であつた。口分田の一段の穫稲は五十束ぐらいであつたらしいから、租率は百分の三程度であつたわけである。
調は課口から徴収する絹・純・絲・綿・布・その他海産物や農民の手工製品などを用いるのであるが、それらはそれぞれ

一定の率にしたがって、庸とともに、八月中旬以後、年内に納付する定めであった。

課口には、一年に十日間、官のために働く労役があつて、歳役と呼ばれ、これを布にかえて官におさめるのを庸といつた。そのほかに、国司が六十日間までの労役を課することができ、これは雑徭（ざうじやう）といわれた。

また国内正丁の三分の一は兵士となり、地方の軍団に入団して国防、警備の任に當ったり、九州の防人（さきもりう）や都の衛府の衛士の任務につく規定があつた。租率は軽くとも、庸・調・徭役・兵役の負担は重く、それらが農民生活の窮乏をひどくしていた。

(2) 郷の位置の推定

古代の郷が現在のどこの地にあたるかはわからない。大田郷、伊参郷とあるから、昭和三十年合併以前の太田村・伊参村の村域であろうかと早合点をするのは、はなはだ危険である。この村名は明治二十二年の町村制成立にあつて、村の識者が勝手に付けたものであるから、対象にはならないであろう。明治以来たくさんの学者が、いろいろの説をのべているが、これを探りあてることが甚だ至難（しなは）のわざであるが、考古学的見地、民俗学、地名考証等の力をかりて推考してみると、おおよそ次のようなことがいえそうである。

①大田郷：現在吾妻町川戸・厚田に太田という小字が残っており、厚田に太田神社という古社がある。これより推して諸説は旧太田村・金井・川戸・厚田・三島にわたる吾妻川々南の地域を推定している。

②長田郷（ながた）：現在小字名は消えてしまっているが、西中之条と折田の間に「長田」という小字があつた。これを根拠に古来四万川（山田川）流域の地域を推していたのであるが、名久田川流域一帯の地、現在の名久田地区・高山村の一部がこれに当るものではなからうか。名久田川は長田川の転訛（てんぎ）でもあり、弥生・須恵・土師の土器が数多く発掘せられ七・八世紀ごろの古墳もその流域に点在している。長見山も長田山の転訛ともみられ、高山村大字尻高泉照寺（現、廃寺）縁起の古記録にも長田郷浪江村の名が見える。

③伊勢郷いせま：伊勢町に伊参の小字が残っている。中之条町・伊勢町より原町付近にかけての吾妻川北岸一帯の地域が推定できる。

④その他…岩島地区の川南三島・厚田村付近は古来大田郷といわれてきたが、川北の松谷・岩下・矢倉・郷原は古記録に岩間郷となっている。碓氷郡に石間郷いしまがあり、現在推定地不明であるが、あるいはこの時代、碓氷郡の郡域であつたのであろうか。かくみると碓氷郡俘囚郷も推定地不明で西部吾妻のある地域とも考えられる。俘囚郷は古代蝦夷えぞの捕虜ほりよまたは帰化した人をおいた郷といわれている。

(3) 郷名の由来の一考察

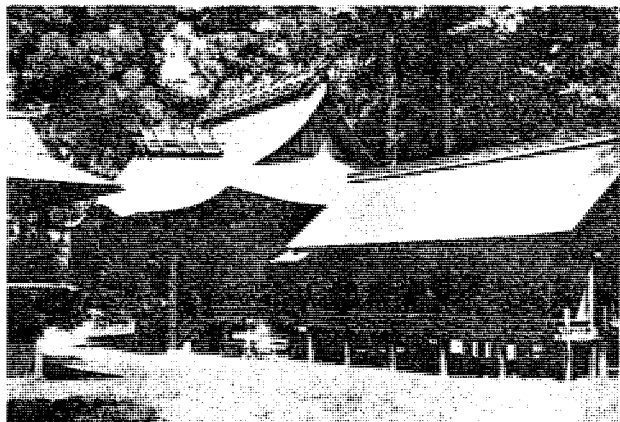
大田の地名は全国各地にみられる。現在太田は「太」を用うるが、和名抄の大田郷の「大」は「太」ではない。大田の郷名は「大田植え」または「大田」の語からとつたものではなからうか。田植えは元来村の共同作業であるところから、田の神祭の行為でもあつて、一日のうちにすませるものであつたらしい。男女多数の村人たちが参加して、早朝に神を迎え、晴れの装束に身を装い、笛・太鼓・鉦を唱和しながら、夕方には植え終つた。民俗調査によると「田植え」の古風な様式は、このような大規模な組織と機能をもっていて「大田」または「大田植え」とよばれた。古代においては、田植労働団はおそらく血縁的な大家族集団で組織されていたから、村の生産生活が共同体的結合によって運営された時代には、田植えは村落規模で行われたと考えられる。平安時代の文献にも大田植形態の田植労働団が京都付近にあつたこともみえるし、栄華物語・中右記・長秋記等にも、このような田植えの記事がみえる。(平山敏次郎の説による)

長田については名久田川流域の地形的な描写からとられた郷名ではなからうか。

伊参については古来いろいろな説が流布されているが、最も当を得ているのが、利根郡金子安平の説である。これ

ろいろに関係するものである。

本郡に条里制が施行されたかどうか不明である。本県においても前橋市六供町、高崎市倉賀野町、大八木町、甘楽町、渋川市有馬、太田市、邑楽郡大泉町付近にその遺構がみとめられるが、その詳細は明らかにされていない段階で



伊勢郷の守護神親都神社

によると、海神族である磯部族^{いそべぞく}はイサマという住居地を必ずもっていたという先学の研究がある。吾妻郡伊勢郷はこの磯部族が碓氷郡より移住し開いた土地であろうという。この磯部族は、貞観時代^{じょうがん}吾妻郡司であった上毛野坂本朝臣真道と同族である。また金子氏は伊勢郷は「坐摩神^{ざま}」という石の御神体の敷き坐す^お地域であろうとのべている。(上毛及上毛人) 嵩山、岩櫃山等伊勢郷推定地はまことに岩石の多い地帯であって、傾聴に値する説と思う。

3 条里制

条里制とは、おおむね郡ごとに土地を六町間隔で、縦横に区切り、六町間隔の列を条、六町四方の一区画を里と呼び、一里はさらに一町間隔で、縦横に区切って合計三十六の坪として何国何郡何条何里何坪とよんだ。これは平城京(奈良の都)の条坊制と同じもので土地を基盤の目のように割った壮大な地割法である。これは唐制に倣って大化改新前後より全国に行われた形跡があり、人民に口分田を給するほか、収税などい

ある。中之条・五町田・五反田をはじめ東村、太田地区には田や坪のつく地名が相当数散在している。中之条も中世は中条といふ条里制と何か関係がありはしないかともいわれており、字小川には昭和初年まで整然とした地割がみとめられ注目されたこともあった。しかし今のところ調査、研究も不充分で、これに適確な判断をくだすまでにはいたっていない。

(注) 中之条町における条里制に關係ありとみられる地名は次の通りである。

大字中之条町…中条(古名)割石、四反田、中西上割

〃 西中之条…長田、西中条(古名)

〃 五反田…和利、わりあはた、岩坪、割坂、ひとろ町、

あわた、和利嶽(嵩山の古名)

横尾…割の宮(現、吾妻神社、和利宮の古名)

四万…和利

現在、以上の地名の消えているところもある。

4 律令制度の衰退

(1) 土地私有の進行

奈良朝のかがやかしい文化をつくり出したのは政府・官僚・寺院・貴族たちであるが、これを可能としたのは確固とした経済的基盤があったからである。これら寺院、貴族は国家から田地や俸給を与えられていたが、神田・寺田・職田などは租税を納める輪租田であったが、いつの間にか不輪租化し、さらに私有地になる傾向がみられ、律令の土地公有制が早くもくずれだしてきた。中央政府は人口の増加による口分田の増加と増産の国策にそって荒地の開墾を奨励した。そして大宝令(七〇一)がでてから僅か二十数年後の養老七年(七二三)には三世一身の法を施行し、政府自らの手で土地公有制をくずしてしまった。官僚たちは折角開田した土地がふたたび荒れるのをおそれ、大仏建立の詔(てんひょう)のでた天平十五年(七四三)ついに土地の永代私有を許可した。これは土地公有制の完全な否定である。この

ようにして、ひとたび土地の私有が認められると貴族、寺院や力のある農民は争って土地の開墾をはじめたり、寺院などへ土地を寄進する者が次第にあらわれ、土地の私有が急速に進行し、律令制の基盤である班田収授法もだんだん行われなくなる傾向をしめし、班田農民も土地を売却したり、開墾に目をむけるようになった。

(2) 蝦夷経営と上野国

七～八世紀のころ、蝦夷の勢力圏は東北地方南部、越後の一部にまでおよんでいた。上野国はじめ関東の諸国は蝦夷経営の根拠地であったため、兵士の徴発や軍需物資の輸送に、さらに武装移民として移住を強制せられるなど農民生活はおびやかされた。これは戦前我が国が国策と称して満州に出兵したり集団移民をさせたことと類似している。

口分田の不足を補うための大和朝廷の国策であったのであろう。延暦八～二十三年（七八九～八〇四）陸奥の胆沢地方におった阿互流為が大規模な反乱を起し、坂上田村麻呂が征夷大將軍となってこれを鎮圧したことは有名な史実である。このとき上野からも多くの兵士が参加し、伝説によると吾妻郡からも伊参郷におった伊参笹戸（伊勢町伊参城におったという）をはじめ七人の者が阿武隈山脈中の大嶽根山の戦や磐城国田村郡神俣村（以上現、福島県）において戦功をたてた話が伝わっている。その後蝦夷の反乱は間断なく続いたので、その都度上野をはじめ東国の住民は東北に送られ戦闘に強制移民に、九州防備のための防人、京警備のための衛士の勤務とともに農民生活に大きな負担を与えたのである。元慶二年の出羽の反乱には上野押領使権掾南淵秋郷は上野の兵六百人を引卒し秋田に出兵している。（元慶の乱）この蝦夷の独立要求の事件は都の貴族たちに大きな衝撃を与えたものであって、元慶四年の四万稲裏地神の昇格は北狄鎮庄祈願のためのものであったと考えられる。

（註） 四万寺社平の住居址（六世紀）から挂甲着装の土偶大きさ約十二センチのものが出土しているが、明治大学教授小林三郎の鑑定によると全国的にも珍らしいもので蝦夷征伐との関連も考えられるとのべている。

(3) 律令制の衰退

奈良時代に始まる初期の荘園は一項でのべたように開発と既墾耕地の買得や寄進がその構成要素であったのであるが、九世紀になると大きな変質をとげ、農民の口分田の私有化、貴族へ給与された田地の私有化、墾田の開発等がますます進行した。貴族たちはいろいろの名目をつけて、その経営地からの租税をのがれようとし荘園の不輸化をはかり、その特権を得ることに努めたので荘園はますます拡大され、国司支配地である国衙領は極端に減少し、しだいに班田制も行われなくなっていく。上野国においては仁和元年(八八五)をもって断絶し、校田だけが延長三年(九二五)まで続いた。(上野国交替実録帳による)

十世紀をむかえると、地方の地主層の形成が著しくなり、荘園の数は激増し、十一世紀藤原道長の時代(九九六～一〇一六)になると藤原氏の栄華はその頂点に達した。そして天下の土地はすべて摂関家(藤原氏)の家領となり、国衙領は立錐の地もないといわれるほどになった。そのころ上野国や吾妻郡の状況はどんなものであったろうか。

道長が死んで四年目の長元三年(一〇三〇)に書かれた上野国交替実録帳という記録が九条家にのこされていて、上野国のことが詳しく記されているので、これによって上野国府を初め諸郡の状況をのべてみよう。

.....(上野国交替実録帳より要約).....

上野国府の荒廢は全く手のつけられない状況であった。庁屋(役所)には重要書類である戸籍・校田図・班田図などあるが、戸籍は天元三年(九八〇)まで、校田図は延長三年(九二五)班田図は仁和元年(八八五)までのものしかなく、それ以後は全く放置されて作成されていない。戸籍は最古の庚午年籍(天智天皇時代のもの)と最近五度の戸籍だけしかなく、他は廃棄されていた。奈良朝末期から十二年に一度班田する原則は全く乱れ、仁和元年以後は断

絶し、戸籍も五十年間もそのまま放置されたままであった。各郷、一巻として作製されるので九十二巻あったということは和名抄記載の郷数と一致するものであり、少くも十世紀までは郷の増減がなかったことをしめしている。次に蝦夷や国内の反乱等非常の際に用いる官兵使用の兵器をみると大刀、槍、鉾、弓、矢、手弩、甲冑等が保管されてはいるが長徳三年（九九七）と長和四年（一〇一五）の二度にわたる火災によってほとんど使用出来ない状態となっていた。

国司の管理下にある国分寺（金光明寺）の状況をみると金堂内に安置してある本尊、金色の釈迦三尊（本尊釈迦八尺、脇侍の普賢、文殊は一丈）をはじめ諸仏像の金箔ははげ、一部朽ち落ちて破損がひどい状態で、二町四方ある築垣は全くくずれおち、南大門、西大門、東大門、僧房、倉庫などの主な建物は崩壊してすでになかった。官寺（定額寺）はさらに破損がひどく、金堂は大風で倒壊し、講堂は焼失し、仏像、建物はほとんど原形を失い寺領の田畠十六町余も奴婢（男女の奴隷四十六人）は死亡したり、逃散して耕作はされてなく荒れるにまかせたままである。これに比して各郡所在の神社の荒廃はあまりひどくない。このことは神社に封戸があつて百姓が改修していることによる。また各郡にある郡衙の庁舎は全く荒廃に帰している。郡部が比較的荒れていないのは、郡を根拠とする地方の地主層の形成がいちじるしく進んでいることをしめしているものである。

「この世をば わが世とぞ思う望月の かけたることもなしと思えば」と道長がその榮華を誇った都の華やかさにくらべ、全く悲慘の一言につきる地方の姿である。

(4) 伊参院・長田院

延暦十四年（七九五）閏七月十五日の太政官符によると、現在諸国の郡倉（郡衙にある正倉院）は一カ所に建置されているが、農民が遠方に居住していると、その貢納にもたいへん不便であるし、倉庫が連立していると、火災の場

合全部焼失してしまうおそれがあるから、郷毎に分散して建て、本年から新しい倉庫に収納すべきことを布達、統一して同年九月十七日にはさらに近隣相接している郷にあっては、その中央に倉庫をつくつてもよいと令している。(類聚三代格卷十二正倉官舎の事の条)

前掲の長元三年記述とみられる上野国交替実録帳をみると「院(倉庫)」の設立せられているのは群馬郡の東院(場所不明)八木院(現、高崎市大八木町、小八木町付近)小野院(高崎辺か、一説に現在の小野上村・高山村・東村と子持村の一部)と吾妻郡のうち、現在の中之条町にあったとみられる伊参院(伊参郷)長田院(長田郷)の五郷ぐらいで、他はいったん設立されたが、荘園化されて撤去されたか、全然設立されなかったものか不明であるがここには記載されていない。当時上野国には八十八の郷と四駅家よきやがあり計九十二郷あったのである。

このことは以上の五院(?)を有する郷のみが国衙領であるが、他は荘園化されてしまったとみてよいのではなからうか。この時代は藤原道長の子頼通の時代で天下はすべて藤原氏の荘園で、「国衙領は立錐つぎの地しか残されていない」という言葉をよく表現しているものとみてよからう。言葉を言いかえれば、国司の手のとどく所は国府付近の二・三郷と、上野国内においても当時最も僻地にあつて、地力も低い吾妻郡の伊参、長田の二郷だけが、荘園化されず、国衙領として残存したということであらう。

(注)

- (1) 三世一身の法、堀田永代私有法：養老七年(七二三)定められた。これは新たに池溝を造り開墾した者には、その田地を子孫三代まで、荒れた田を再興した者には一代の私有を許すという法。

- (2) 吾妻七氏：延暦十三年坂上田村麻呂の征夷に従事した者

は箱島の小野氏、村上の村上氏、伊参(伊勢町)の伊参笹戸、蟻川の蟻川氏、折田の長田氏、厚田の太田氏、尻高の尻高氏(或言、山田の山田氏)伊参笹戸の墳墓といわれるものが笹塚であるという。(伊勢町小城所在)

- (3) 上野国交替実録帳：九条家に伝わる延喜式二十八巻の裏書にのこる勘解由かぎゆ使案文の断簡。また九条家本延喜式裏文書

ともいう。十一世紀前半、前司、上野介藤原家業と新司、上野介藤原良任の交替引継ぎに関する訴陳状で、平安後期の上野国の情勢を示すものとして重要な記録である。竹内理三編、平安遺文にあり。

(4) 校田図、班田図：律令制度の基礎をなす班田収授法では、

戸籍を作成し、それにもとずいて新たに田を支給される人、返す人を記録した校田図が作られ、最後に班田図が作成される。奈良時代には、戸籍↓校田図↓班田図が一年きざみで順次作成され、三年間で班田、すなわち国家による田地の班給が終了する仕組みになっていた。

六、古代の生活と文化

1 古代の家族と集落

律令制時代といわれる大和、奈良、平安の時代は貴族の時代といわれている。天平の昔筑前守であった山上憶良が貧しい人の身になってよんだ「貧窮問答歌」はよく地方農民の心情と生活状態をあらわしているが、都の華やかさに比べて、地方農民の生活はくわしく伝えられていない状況である。そこで、どうしても考古学の力をかりなければならぬが、最近の開発ブームによって、これら貴重な文化財が、つぎつぎと心ない人々により葬りさられてゆくことは、まことにやりきれない思いがする。いま数少ない資料によって約一千年昔の生活の一部を復原してみることしよう。

まず古代の家族の状態はどうであったのであろうか。このころの家族は血縁者である家族と、非血縁者であるところの奴婢（どれいのようなもの）、寄口等からなっていた。寄口とは貧乏のために独立して暮せない人たちが、血縁をたどって有力な戸に編入されたものをいう。その家族構成についてはすでに前項でのべたところであるので省略す

る。

このころは現代とちがって農業技術も幼稚で機械等もなかったから、今より遙かに協同作業が多かった。農業、狩猟等の生産面だけでなく、生活のあらゆる面で親子だけの小人数では生活ができず、親類、縁者が互いに頼りあわなくてはならなかったのであろう。生産の面だけでなく、衣食住すべての面で共同生活をしていたものである。この時代の遺跡の図（一三五頁）をみると、名久田地区の大塚や伊勢町字只則の上の台付近に大きな集落地があるのは何故か原因かわからないが、原町の大宮付近は郡家集落（くみけしゅうらく）といって郡役所を中心に一つの集落があったことがわかる。金井付近の集落跡は、金井廃寺の関係とみられ、ほかに岩井や植栗の新田原にも集落があったらしい。

2 農業その他の生業

このころ、この地方のすべての人は、一部を除いて農業に従事していた。吾妻は山間部であったから、田はいたって少く、主として畑地であった。肥料といっても、下肥（しもどえ）はいまだ使われず、野火を放っておこなう焼畑式の原始農業であった。その収穫量も上田で一反一石程度であったとみられる。田植等もいまだ行われなくて、すべて直播で、収穫のときも、穂首を刈りとるだけであって、そのまま倉庫へバラ積みされた。この方がかえって鼠害が少なかったようである。雑穀も相当作られたが、奈良時代においては農民の主食とみられる、あわ、ひえの耕作がさかんであったようである。

農具もくわ、すき、鎌が使われた。奈良朝後期になって鉄器も随分普及したのであるが、まだまだ木製の農具が普及していたもので、鉄鍬は荒地の開墾や畑用に、田等には相変らず木製のものが用いられていた。農業以外に狩猟等も前代に引き続き相当行われていたらしく、原町在下より土錘が発見されているのは山田川等で網によっての漁

獲が行われていたことを物語っている。

3 重かった課役

このころの租は約3%であるからたいしたことはないが、調・庸は土地の名産、主として絹布や、麻布でおさめたから、これらはいいてい女性の仕事であり、農閑期であっても忙しかった。中之条高等学校の桑園や原町上野、平沢あたりから、このころ糸をつむぐのに使った紡錘車ぼうづりが出土している。

十一月の末までに納められた租の大部分は国府や郡衙等地方の役所の費用にあてられたが、その一部は玄米として都に送られた。その輸送には馬が利用され、一頭に五斗俵で三俵積まれた。馬とこれを輸送する人夫の費用は農民の負担であった。

調・庸の品で絹・絶あしぎぬ・布などは国ごとにまとめられ、貢調使となった地方の役人が都まで運んだものである。この運搬は運脚うんきやくといつて人夫がこれにあたつた。貢物のほか、自分の食糧を背負い、京まで歩いていった。この運脚は農民の大きな負担となつた。

その外雑徭ざつじやうといつて成年男子は一年に六十日国司に使われた。道路や堤、橋などの修理のほか、国司の職田まで耕やされたのである。これはたいへんな負担であつたのに、そのうえ、成人男子三、四人につき一人の割でえらび出された兵士は農閑期に軍団にかよつて訓練をうけ、その中から都の警備のための衛士えしや、遠く北九州沿岸から壱岐、対馬の防備のための防人さきもりまでつとめさせられた。はるか西海に向つた上野国防人の歌が万葉集に四首のついているが、みな故郷の妻子や家族を恋する心情がうたわれている。「ひなぐもり碓氷の坂を越えしだに妹いが恋しく忘らえぬかも（他田部子磐前）」（大意）碓氷の坂を越えただけで、もうお前（わが妻）のことが恋しくなり忘れられないなあ。三年の

期間は守られず、白髪になるまで帰してくれなかった。どのくらいの人が上野から一回に九州に行ったかというところ、二百五十人ぐらいと推定されるから吾妻郡からも二十人程度の人が応召したと思われる。都の官庁で小使役をつとめる仕丁しちやうも同様で、一郷平均二人出すしきりであり、残りの四十八戸はその食糧や手当を分担しなければならなかった。

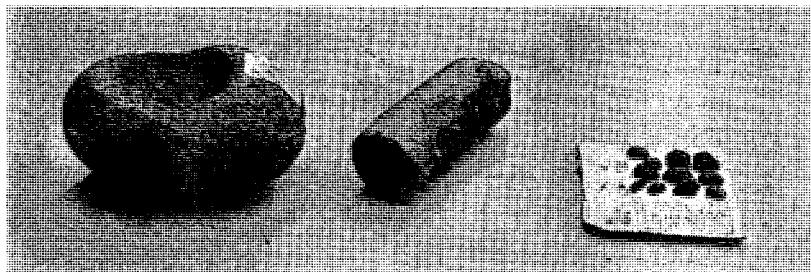
また奈良へ平安期にかけて引き続き上野国は北方蝦夷経営の最前基地であり、出兵に強制移民に血の出るような苦難を味わったが、このことは律令制の項で詳述したので省略する。以上が主な課役であったが、税金は軽いようでも、度重なる労役が過酷であったので、農民の苦しみは非常なもので、都に上った運脚が帰れなくなって都でじきに
なったり、果ては餓死する者まであらわれたという記録もみえる。

4 農民の生活

農民個々の私生活はどのようなものであったかを衣、食、住の面からみてみよう。

(1)衣 衣料は藤とか麻の繊維が用いられた。綿といっても、現代のような綿ではなく、楮しよなどからとった綿である。着色にはドングリなどの実を煮て染めることが多かった。貴族の使う絹、絁、布など一生懸命織っても、これを着用することはできなかった。

(2)食 米と雑穀が主食であったが、山間僻地のこの地方では、租としての米を出せば、あとはなにも残らなかったであろう。米がいつごろから耕作されたかはわからないが、原町小学校庭から出土した樽式土器の中に粃痕が付着しているものが発見されているので、遠く二世紀ごろ、すでに作られていたことがしる。上野国交替実録帳をみると租として米のほか雑穀があげられている。麦、粟、稗、黍、豆等いわゆる五穀もしいにつくられていった。この山間地

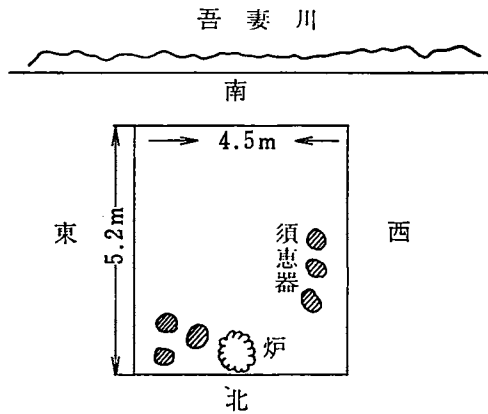


石臼、石錐、栗（炭化）

帯では、あわとひえが農民の主食であって、麦はまだつくられた形跡がない。米をむして食べるのには土製の甑こしきが用いられ、強飯こわめしをつくったのは七世紀ごろまでで、奈良期になるとあまりつかわれなくなり、かめ等を使って粥かゆでもつくったものであろうか。山田字清水の敷石住居址（縄文後、晩期）からは栗、ぶどうの実、橡くさくなどの炭化したものが多量みつかっているが、原始時代に引続いて、この時代も山からのこれら木の実は重要な主食の補給として使われたものであろう。また原町の住居址からは十五センチ×十一センチ厚さ八センチの小さな石臼が二個発見せられている。食肉は原始時代より住民の重要な蛋白源食料であったのであるが、仏教のひろまりとともに天平十三年（七四一）天平宝字二年（七五八）と二回にわたって禁止令が出ているので、しだいに使われなくなったと思うが、鹿や猪、山鳥その他の禽獣はこのころまでは、つかわれていたものであろう。

(3)住居 この時代の農民の住居は原始時代とあまりかわらない堅穴住居である。それでも六世紀はじめに、「かまど」が使われはじめたのは生活の一大改善であった。中之条、吾妻両町にはこの時代の住居址が農耕中に、あるいは住宅建設の際など相当数発見せられてはいるが、そのほとんどが破壊せられたり、そのまま埋設せられたりして、正式の発掘調査の行われたものは皆無である。中之条町においては、その調査例がないので町誌編さん委員新井嘉男調査の報告例があるので左に概説する。

(A)

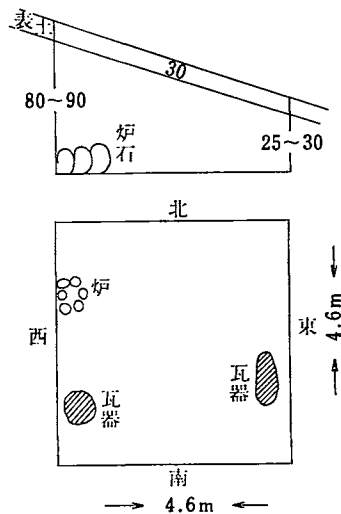


やや長方形の竪穴住居址があった。北壁に接し、石積の炉があり（内径四〇センチ）炉の南と西壁に接し須恵器約十点が発見された。炉内に灰と木炭が介在していた。

縄文、弥生式時代の住居址は右の図Aの型をとる住居址であるが、この時代になると並列の型をとるものもあらわれ（B型）円形もあるが、正方形、長方形のもので小型である。

吾妻町東橋
西方二百米
（原町跡場）
にある遺跡は
平安初期のも
のと推定され
る。（現在埋
滅）
表土三〇センチ、
ローム四〇センチ
を掘り下げた
ところに東西
四、五メートル、南
北五、二メートル

(B)



原町大宮神社北四〇メートル地点で、住宅建設の際出土したもので、四・六メートルの方形に近い竪穴住居址で、これは傾斜地に作られた例である。西側ローム八〇センチ、東側ローム二五センチ掘り下げて作られたものであって、南西端、東壁、南寄りより瓦器を出土している。炉は西壁北寄り石積み内径四五センチ、炉に灰、木炭が介在し、木炭片は栗樹で、土器は工事中に毀損したが一部は復元した。

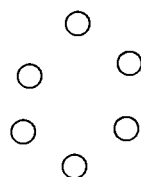
5 文 化

国府にあった国学に入学できるのは郡司の子弟に限られていたことは、前項

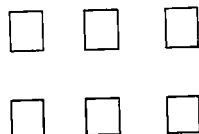
るロクロを使って飛躍的な大量生産が行われたらしく、この時代には土師器は煮たきを使うカメとサラにかぎられ、むしろ須恵器の方が一般に使用されていた。罎、坏等は茶碗として使用せられたもので、珍しい出土例として、昭和三十九年出土した薬壺がある。これらの須恵器のなかには釉薬を施したものもあり、中之条町大塚や原町上野一本松、上野原にその発見例がある。

考古学的にみると奈良時代には鉄器が思いのほか普及した形跡がある。原町大宮北接の住居址の炉の周辺より相当多量の鉄片の出土があり、大宮には平安末期時代とみられる斉鋳が社宝として保存せられている。吾妻川の砂鉄は比較的良質であるといわれている。

縄文弥生時代 ④



須恵の時代 ⑤

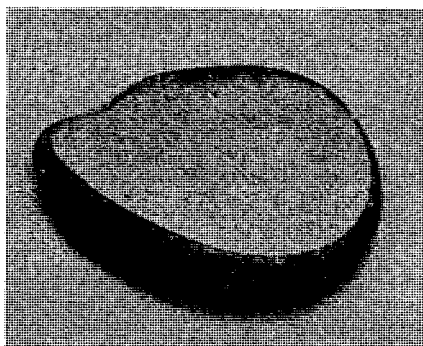


(4) 土器・鉄器その他

須恵器は六、七世紀までは貴重品であり、一般はごくわずかしかもつこ
とができなかった
が、八世紀に入る
と高速度で回転す



奈良平安時代の土器（須恵器）
蓋のあるのは薬壺、破片は釉彩土器片、
坏、罎等、左より3番目に「韓」の字の墨書がある



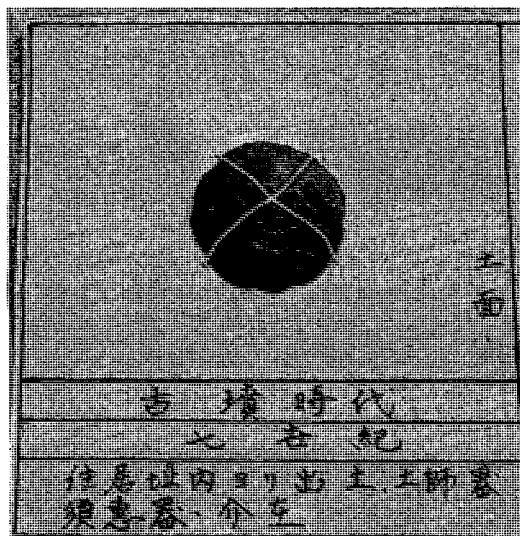
奈良時代の硯

で詳述したとおりで一般にはその門戸はとざされていた。律令制時代は郡衙の役人を始め、一般農民も都への貢物の輸送にまた警備に、市代牧の駒牽きに、想像以上の往来があった。そのうえ北九州防備の防人や、蝦夷の出兵、移民など全国にわたる広い範囲にたくさんの住民が移動している。都をはじめ各地の文化は、おもに東海道の海道と東山道の山道を通じて、この山間の地まで導入されたと考えられる。そしてその文化の程度がどのくらいであったかは知るよしもないが、考古

学的な出土品から、その一、二をとって考察してみると、

①韓国の文化：原町込塚^{くらふち}出土の平安時代のころと思われる鈕の外側に「韓」と判読される墨書がある。白鳳～奈良時代の創建とみられる金井庵寺は、その礎石や瓦の文様より明らかに大陸文化の影響が考えられ、韓国文化がこの地方まで浸透していたことを物語るものであろう。

②硯：六^{センチ}×五^{センチ}の硯であるが、吾妻町岩井山根より須恵器と共存して発掘された。奈良時代のものとは推定せられ、奈良



土 面

正倉院御物と極似している。なおこの時代のものには「うみ」は刻まれていなかった。

③土面：六ツの円形に近い土面で吾妻町植栗新田原住居址より須恵器とともに出土したものである。古代祭祀用として用いられたものではあるまいか。

6 吾妻郡万葉東歌

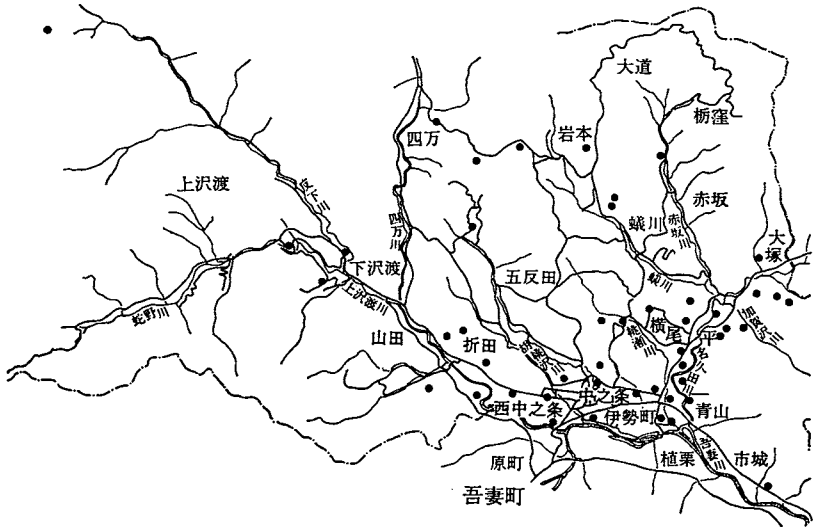
万葉集には天皇から名もない農民までの歌約四千五百首がおさめられており、その中で関東においては上野国歌が最も多く二十六首を数える。これを地名別に分類してみると集団をなしているといわれ①伊香保中心の九首、②多胡、佐野中心の五首③安蘇、新田中心の四首に分けられる。上野の地は上毛野氏が遠い昔より三韓と交渉をもち大陸文化をうけてこれを東国に伝えたのを初め、その後中央の官人としても活躍していたので東国文化の中心をなしたと考えられる。

防人の歌は万葉集中には巻七、十三、十四、二十にのせられており、土屋文明、万葉集上野国歌私註に「東国の武勇なる防人も亦一面には作歌者であったことが知られる。上野国防人の歌は巻二十所載のもので、それは天平勝宝七年（七五五）交替した防人の作である。此の時は万葉集の撰者に擬せられる大伴家持が、兵部少輔として難波に於て各国の防人を検校したので、殊に多くの作歌が残されたものと見える。」とあり、上野国防人の歌は拙劣のもの八首を除いて四種が採録されてある。

上野国歌で中之条町に関係するものに沢渡の歌がある。歌碑は地元沢渡温泉丸本旅館の先祖福田六右衛門建立のものである。

土屋文明著「万葉集上野国歌私註」所引

奈良平安遺跡分布図



「左和多里能手兒爾伊由伎安比安可故麻我
安我伎平波夜美許等登波受伎奴」

三五四〇 沢渡の手兒にい行きあひ赤駒が足掻を速み
言間はすぎぬ

(語釈) サワタリ、地名であらう。沢渡、佐度、佐渡等の字をあてた所は諸国に少くない。私は美濃恵那郡の字名の中に三四所も沢渡のあるを知って驚いたことがある。美濃には其の他に名の聞えた沢渡があること周知の如くである。吾妻郡沢渡に定めることの不可能なるは言うまでもない。さりとて美濃とはなお更考えられぬ。東国では常陸、磐城等にも此の地名がある。○テコ 若い女子
○アカゴマ 赤駒 ○アガキ 馬の歩み
(大意) 沢渡の手兒に行きあいながら、乗って居た赤駒の足の歩みが早いので、言葉もいわずに來てしまった。
(余言) 私は吾妻郡の沢渡を見たが、その何によって命ぜられた名であるかを明らかにし得ないで居る。「沢のあたり」とすれば一応は理解されるであらうか。今沢渡温泉に此の歌の歌碑が存して居る。私は「伊香保背よ」

六 古代の生活と文化

（三四一九）の歌の解に此の歌を照会したが、それは決して伊香保背、沢渡手児と並べて現在の伊香保、沢渡に引きつけて考えるつもりではない」とある。

なお昭和九年十一月陸軍特別大演習に天皇の来県を記念して、高山村で建立した赤見山の歌があるが、赤見山の位置についても定説がない。

赤見山 草ね刈り除け あはすがへ

争ふ妹し あやにかなしも

第11表

奈良・平安時代遺跡分布一覽表（吾妻東部）

中之条	沢田	伊参	名久田	原	町	太田	岩島	坂上
○宝満寺 ○小川 ○小城 石ノ塔 柴宮前 永田原 只城 市城拾屋 天の台 ○上の台 ○（只則） ○伊勢町下宿	山田、峠 寺社 寺社 成田原 上折田 大竹（中井） 城上	後谷戸 岩本上組	宇七日妻 白井沢 横尾一帯 ○平柳 柳下尻 壁谷原 長久保 小枝沢 菅田 ○大塚 ○高山千木	○大宮神社 東上野 権現山 館谷戸 釜谷中 田深沢 上野原 松上野一本	柳沢 ○昆布谷戸 稲荷城 田辺城跡 市頭 ○水頭 東上野 下之町 踊場 宿跡 念仏宮 上の宮	○岩井山根 ○岩井西 ○センネン 植栗鹿島 宮泉 小泉 原牧 荒井八幡 田中 松の木 大泉寺	○新田原 泉沢純屋 ○古谷戸 ○四戸 ○上反井 親沢 郷原 厚田 万木沢	後所谷戸 上大戸 貫原 黒原 古賀良 下中 宮谷戸 須賀尾 大石

(備考) 1 ○比較的規模の大きい聚落址

2 ◎大きな聚落址

3 奈良、平安時代の須恵介在地である

七、神社信仰と仏教のひろがり

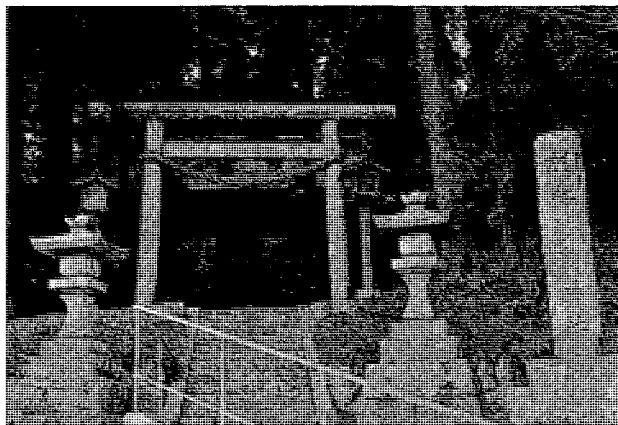
1 稲妻地神

(1) 山の神、水源神、雷神

中之条・原町盆地から眺め、その北北西にあたってひとときわ高く雪をいただく稲妻山(いなづまやま)(一五九七・七^{メートル}、大字四万所在)は上・信・越三国に跨る高峰である。この聖なる山は遠く古代より郡民の畏敬のまどであった。夏、この峰より発する雷雲は、必ずこの地方に沛然とした雷雨をもたらしている。土俗の辞に「西が暗い」というのはこのことをいう言葉であり、またこの峰より発する清冽な水は四万川(山田川)となつて、吾妻川に注ぐ。農民たちには山の神は春に山から里に降りて田の神となり、秋の収穫が終ると、ふたたび山に帰って山の神となるといふ素朴な信仰があった。この日本人固有の山岳崇敬の念は古代よりあったもので、このように稲妻山は山の神、水源神、雷神としてあがめられてきた山であったのである。

(2) 三代実録の稲妻神と岩鼓神

この稲妻神が初めて神として歴史にあらわれるのは九世紀の後半である。すなわち三代実録に「元慶四年(八八〇)



稲妻神社（大字四万貫湯平）

五月二十五日戌寅、上野国正六位上稲妻地神に従五位下勲十二等を授く」とある。

今まで稲妻神は甘楽郡の稲舎神（いなやぐみ）であろうと考えられてきたが、「稲妻」の地名は上野国内においては、ここ以外にはないのであって、この地に間違いないと思う。なお、原町岩鼓神社は稲妻神社の転訛したものと考えられる。「いな」が「いわ」に、「つつみ」が「つづみ」になったと解される。また「裏」はつつむであって、俗に「裏」（うら）の字を書く人があるが全くの誤りであることを付言しておく。

かくみるとき四万の奥、稲妻山にある石宮（本宮）であって原町大宮岩鼓神社は里宮であったのであろう。四④においてその傍証の一、二を記してみることとする。

(3) 上毛野坂本朝臣と稲妻神

六国史の一つである三代実録にも記されている国史現在社である稲妻神（いなづま）を祀った土地の豪族がおったわけである。それは上毛野氏の一族である上毛野坂本朝臣であったと考えられる。元慶四年（八八〇）をさかのぼること十八年前の貞観四年（八六二）四月十日、吾妻郡擬少領外正六位上毛野坂本朝臣真道の訴訟のことが政事要略八十二に所載されている。これによってこのころ吾妻郡司は上毛野坂本朝臣であったことが知れる。吾妻郡司は初め吾妻国造家がこれに任ぜられていたものであろうが、いつの時代か碓氷郡坂本郷におったとみられる上毛野坂本朝

臣の系の者がこの地に移って郡司となったものであろう。郡司は世襲であり、大化改新以降は郡内の豪族で、適任の者がこれに当ったものであろう。

上毛野坂本朝臣はもと石上部いそのかみべであり、西上州に居住した。石上部はさらにその先をたずねると物部氏もののべしである。「上野国の信仰と文化」(尾崎喜左雄著)によると貫前神ぬきさきと抜鉾神ぬきことはもと一緒に祭祀せられたもので、その祭祀者は水源神とも考えられ、抜鉾神は石上神いそのかみと雷神が加わったものと考えられると説いている。物部の流れをくむ上毛野坂本朝臣が稲裏神を水源神、雷神、石上神として祭祀したことは当然考えられるところである。

(4) 稲裏神としての岩鼓神とその変遷

原町大宮岩鼓神が稲裏神である傍証としてつぎのことが考えられる。

①裸まいり…明治二十年ごろまで四万の稲裏神社より原町岩鼓神社へ毎年青年達が一団となって裸まいりをし、また原町からも四万へ裸まいりをしていたというが、現在は中絶して行われていない。(原町、故新井伊三郎談)

②岩鼓神社の社宝

(イ)神鏡…五世紀ごろのものと推定される古鏡が秘蔵されている。古墳出土のものではない。(ロ)蔵手の太刀…七、八世紀のものとみられる我国においても数少い伝世刀の蔵手くらでの太刀たちが保存せられている。この太刀は江戸中期のころ偶々社殿より発見せられたものであるが、おそらく上毛野坂本朝臣が奉納した刀であり、のち同社の御神体となっていたものではあるまいか。前掲のように坂本朝臣は石上部であり、石上部は石上神宮いそのかみじんぐうを祭祀していた。奈良県天理市にある旧官幣大社石上神宮は物部氏の流れである石上氏が祭祀し、武甕槌命たけすけのみことが使ったという布留御魂剣ふりぞみたまのこを御神体としている。よって古代より神剣、神宝の寄進が多かったことで名を知られているが、坂本朝臣もこの例にならって岩鼓神の御神体を蔵手の太刀としたのではなからうか。(ハ)神木…昭和四十年代に伐採せられた櫨の御神木は樹令約千年近

い稀にみる巨木であった。神社の年代推定の基準として神木の樹令を重視しているものであるが、この大宮が古代よりこの地に鎮座していた有力な証左となるものである。

③高山真滝の祭祀

江戸中期にいたって大宮岩鼓神社の神官高山真滝（しんえん）は五反田、田村次郎兵衛家（現、田村武一朗家）にあった古記録「原町いなつつみ大明神」をみて岩鼓は稲裏であると断じ、享和三年九月二十三日稲裏山に登り、頂上に石祠を建て、ついで文化三年四月、四万温泉譲葉平に里宮として一小祠を建立、その傍に真滝の師山田の町田延陵撰並書になる「上野国稲裏地神之碑」（原町誌六九六P参照のこと）を建てた。

④稲裏神社の遷座

明治十年七月二十七日四万の人們は、稲裏山は遠隔、峻岨の地にあり、歳次の祭祀に困難を感ずるので四万貫湯平にある熊野神社に遷座、稲裏神社と改称現在に至っている。遷座の祭神は軻遇突智神、須佐之男命、大山津見命の神である。なお、昭和四十八年同社において鎌倉期と推定せられる懸仏一面、室町末期と推定せられるもの一面の懸仏が発見せられた。（中世十、仏教文化の項参照のこと）

注(1)山岳崇拜：日本の山岳崇拜には突出した山の頂上に神霊が降臨するという考え方があって、天孫ニギノミコトが高天原にくだったという伝承もこの考え方による。また、最終年回の供養をうけた後の先祖のみたまは、尚村のあたりにとどまって、子孫の生活を見守るものとの考えがあり、そういう祖霊の住みどころが、村の近くの丘のようなところとされた。山の神という神名がほとんど神と同義語となっているの

も生活と山との関連の深さを物語るものである。山の神の祭神は大山祇神とも木花咲耶姫とも女性の神とも、あるいは天狗ともいわれる。

(2)雷神は司水神として崇敬をうけている。

(3)吾妻国造家：太田亮は吾妻郡の国造は上毛野氏とは別のものであるとし、古事記景行天皇の条を引用して東国は吾妻国であり、その国造は火焼老人であると断じている。日本書紀

では火燒老人を乗燭者のりろうしやとしている。また大日本地理志料の著者村岡良弼、陸路記も同様の説をあげている。このように東国造は吾妻国造なりと推定、東国は弟橘姫おとこはなひめの御名代みなしやうとして建てたものであると結んでいる。国造本記によるとこのころ我國には百五十ぐらゐの国造家があった。この説は学者の間

に疑義のあるところであるが参考のため記しておく。

貞観四年四月十日

從六位上行右少史宋人朝臣永繼

(6)上毛野坂本朝臣：姓氏錄に「上毛野坂本朝臣、上毛野朝臣同祖豐城入彦命十世の孫佐太君之後也。続日本紀合」とある。大宝元年(七〇一)上毛野坂本君を賜わり、神護景雲元年(七六七)三月左京の人正六位上、上毛野坂本君男島、碓氷郡の人外從八位下、上毛野坂本公黒益に姓上毛野朝臣を賜うとあり、拾芥抄にも坂本朝臣は上毛野朝臣であるとのべている。坂本朝臣はもと上上部君で、石上朝臣の族であり、碓氷郡坂本郷、磯部郷におつた豪族と思われる。石上部、天平勝宝元年五月上野国碓氷郡の人外從七位上石上部君諸弟、

(4)政事要略：平安時代の寛弘五年(一〇〇八)ごろ、明法博士惟宗允亮が撰した法制書。一三〇巻、項目ごとに關係法令、その判決令、その私案をしるす。年中行事、文替雜事、糾彈雜事、至要雜事の一部二六巻だけ現存するが、平安時代の法制を知るうえに重要な資料である。

(5)政事要略八十二

太政官符刑部省

應徴贖銅訴人上野国吾妻郡擬少領外正六位上毛野坂本朝臣真道事

副過状巻紙

右真道所進訴狀立内不指陳実事省宜承知依件徴贖符到奉行

從五位上守右中弁兼行中官亮藤原朝臣家季

当国、国分寺に知識物献上とあり、位階よりして碓氷郡司であることは確かで、貞観ごろその一族が吾妻郡司の候補となつたものと考えられる。石上氏はもと物部氏で、石上氏の祖は石上麻呂で壬申の乱に大友皇子(弘文天皇)にしたがい天武、持統兩朝に任え右大臣となつた人で、六八五年朝臣を賜い物部氏を石上氏と改氏した。物部氏は大連で軍事、警察を司つた豪族である。

2 古代の神より中世の神へ

各氏族の管理下に伝承せられてきた古代神話の神々は、平安時代にはいつて延喜式の神名帳にもれなく登録された。ここにおいて神の公式の格付と、固定化が初まったとみてよからう。これら古代の神々は律令制下の国家的、公

式的儀礼の対象となつて、一時的にせよ、庶民信仰からは遠のいていったらしく、これら有力な神社の中から伊勢、石清水、賀茂等の二十二社が選定されたのは、平安末期の永保のころとされている。この二十二社の成立につづいて、諸国に一の宮や総社の発生をみるようになる。永仁六年（一二九八）如正本書写之の奥書のある上野国神名帳（総社神社蔵）によると、吾妻郡に十三座あり、うち七社の名をあげ、余社六社としている。このうち前掲の稲妻地神の所載のないのは律令政治の衰退によって、その崇敬が遠のいていったことをしめすものであらう。そして新たに、その筆頭に白根神と浅間神が初めて登録されてくる。十二世紀ごろと推定される白根火山と、弘安四年（一二八一）の浅間火山の大噴火は吾妻郡民に大きな驚威と畏怖の念を与え、このころすでに台頭しつつあった修験者たちも、その信仰の面において大きな衝撃を与えたものであらう。その他の諸社を見ると、現在の吾妻町の地域に集中しているのは、在庁官人であつたと推定される吾妻氏と関係のある社とみてよからう。

次に、南北朝時代の延文年間の成立とみられる神道集所載の神社をみると、婁東宮（鳥頭神社）を除き、すべて神鳳抄所載の白井御厨と勅旨牧市代牧をめぐる地域に六社が存在している。このことは伊勢神宮、伊勢御師、その他のことが考えられるが、このことは「第二章中世史第五節和利宮と神道集」の項にのべているので、ここでは割愛する。神道集説話の時代は古代末より中世初めと考えられる。子持神と和利神との夫婦愛の物語、これにまつわる馬や舎人のことも語られている。人間臭のするこれら中世の神々が、初めて明神、権現という名のもとに登場するのである。このようなことは、古代の神々にはかつてなかったことであつて、民衆たちの生活を直接擁護してくれる神への自由な信仰を、民衆自身がはじめて獲得したことであつて、ここに古代の神より中世への神への大きな変貌をみるこ

とができるのである。

(注) 上野国神名帳所載の吾妻郡十三座

従一位白根明神(草津町草津山) 従二位小白根明神(草津町本白根山) 従三位浅間明神(吾妻町川戸、または萩生宮ノ下の浅間神社) 正四位小磯明神(東村大字奥田白鳥、または小泉の白鳥) 従五位小不多明神(吾妻町厚田馬渡太田

神社か) 従五位佐奈明神(吾妻町萩生(大柏木地内、宮谷戸)

従五位新湊明神(吾妻町郷原榛名神社か) 余社六社(一ノ宮本五社)

神道集所載の吾妻七社は第二章第五節参照のこと。

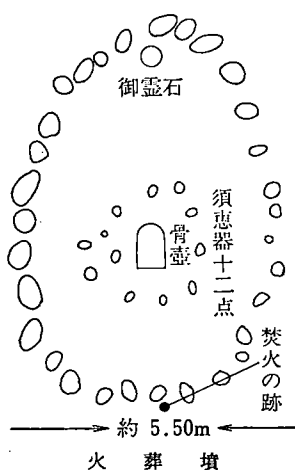
3 仏教文化のひろがり

(1) 古墳文化と仏教文化

仏教が我国へ公伝されたのは宣化天皇の三年(五三八)百済の聖明王が仏像と経論を我国へ送られたことからじまるといえるが、大陸より帰化した人々の間ではそれよりさき信奉せられていたという。新しい仏教が伝えられると火葬がさかに行われるようになって、古墳はしだいに営まれなくなってくる。しかし仏教が渡来したからといって、直ちに古墳ができなくなったわけでもなく、上野国においては八世紀になっても、まだ古墳は造られていたが、その数はしだいに減少していった。壮大な宝塔山古墳の石棺や観音塚古墳の出土品、上野三碑の一つである山の上の碑(天武天皇の九年(六八一))と山の上古墳の関係をみると、古墳文化がゆるやかではあるが仏教文化の影響をうけてゆく姿が認められる。

吾妻郡においてはどのような形態をたどったかを概観してみると、資料の湮滅によって現在ここに証明することが不可能のものもあるが、次のようなことがいえる。

① 昭和十年の県の古墳調査の結果が郡誌追録に所載されているが、名久田の古墳と原町稲荷城所在の塚から仏像がそれぞれ発見せられている。いずれも管理の不手際と盗難によって現在所在不明である。



② 昭和の初頭吾妻町植栗の古墳から出土した勾玉に梵字が刻まれていた。

③ 昭和三十年代中之条町宇小川の古墳から銅製の経筒が盗掘され、これは他に転売されてしまった。

などが挙げられる。仏教文化がすでに古墳時代末期に吾妻地方に伝播された一端を知ることができるのである。いまここにこれを証明する資料をもたないことは残念のことである。以後このような失態が起らないよう、貴重な文化財を無断で郡外に持ち出されないよう、お互の良心にうたえて十分に注意しなければならないであろう。

(2) 平安初期の火葬墳

吾妻郡においてはいつごろから火葬の風がおこったか、はっきりしたことはわからないが、ここに平安初期と推定せられる火葬墳の発掘調査例があるので、その概略をみてみよう。ただし、奈良時代以降火葬に付された人は郡においても特殊の人々に限られており、一般農民はそのほとんどが昔ながらの土葬であったものと推定される。西中之条においては現在でも両墓制をとっている家がみられ、例えば、埋葬するところは柴本であるが、拝む墓は自宅裏の城峯となっている。その他、町の各地にこの例はみられる。

・火葬墳の構造の概要：表土より一、二六〇地点に所在した。直径約五、五〇の円形で、周囲には約二〇〜三〇センチぐらいの石がビッシリならべられてあり、その中央に須恵器の骨壺が安置されていた。壺の高さは二十四センチぐらいで、蓋がされており、底部には意識的に破壊した穴があいてあった。骨壺の周囲には故人の生前使用したと思われる須恵器の高坏、鉢、坏、水がめなど十二点ぐらい散乱しており、特にそのなかに薬壺一つが含まれていたのは珍らしい。円型墳の南に焚火の跡が

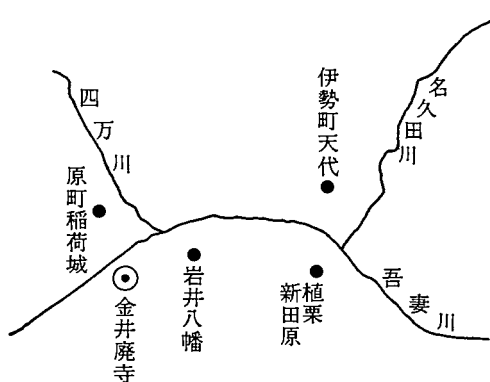
ある。これは死体埋葬のとき火を焚く風習があったことをしめしている。これは遠く縄文期の昔よりある風習で「燔火の風」といつている。円型墳の真北、図に示す位置に御霊石が一個おかれてあった。御霊石は神のみたまがやどる石であるので、縄文式時代より御神体とみなされており、ここにすでに神仏習合のきざしをみることができる。神仏習合の先駆をなすものは、奈良東大寺の大仏鑄造の完成のために、宇佐八幡神が託宣をたれて入京したことが神仏習合の先駆をなすものと考えられている。(昭和三十九年調査)

上野国においては特に赤城南麓に火葬墳の遺跡を多くみるが、これらの土地からは骨壺、あるいは石櫃の中に骨壺を入れたものが発見されている。この地方は古い時代から仏教が盛んであったことが推察できる。これに対して西上野地方は骨壺による埋葬が比較的多いという地域差がみられる。

(3) 金井廃寺

吾妻町金井の金井廃寺の創建は、一説には飛鳥時代ともいわれているが、奈良時代初期というのが現在定説となっている。上野国においてはこのころ地方の豪族によって、しきりに私寺が造られた。伊勢崎市の上植木廃寺、前橋市の山王廃寺等その数は十数カ寺にのぼっているが、現存している寺院は一カ寺もなく、すべてその礎石や出土の瓦等によって、ありし昔をしのぶにすぎない。

金井廃寺の調査研究はあまり進んでいない現状である。その最も手がかりとなる出土瓦を調査した結果によると、あぶみから瓦そべんねけもんの素弁蓮華文は大阪の四天王寺のものに、たんべれんげもん単弁蓮華文は奈良の山田寺のものに酷似している。文字瓦の出土もいたって少く、現在まで「矣」の一字を記した布目瓦ぬめがわらが出土した例をみるだけである。礎石もその原位置を離れているので、寺の規模を知ることとは全く不可能のことであるが、今後の発掘調査に期待したい。寺の南方丘上には同時代とみられる円墳があり、そのなかには古墳の内部を朱によって彩色された古墳もあったが、現状は剝離してあまり明



注

○ 奈良時代の瓦出土地

● 平安時代の瓦出土地

奈良平安時代の布目瓦出土地帯

瞭でない。寺の建立者は上毛野氏の一族で、吾妻郡司であった上毛野坂本朝臣であろうと推定される。瓦の鑑定により鎌倉時代まで寺は存続したらしいが、上毛野氏の衰亡とともにその運命を共にしたものであろう。寺址よりの出土品としては錫杖しやくじょうがあるほかあまり聞いていない。

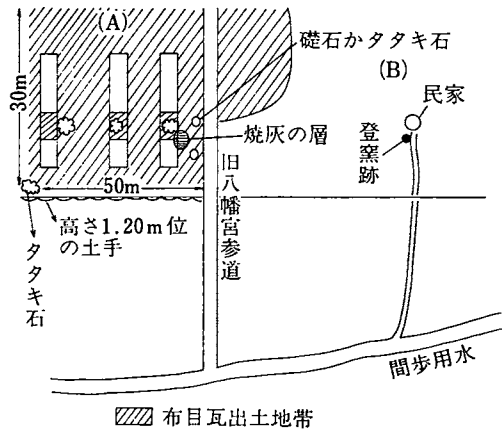
(4) 布目瓦の出土地帯

金井廃寺の断絶以後、南北朝期の善導寺創建まで、仏寺の建立について確実なることは不詳である。ただし、平安時代の平瓦や竹瓦を出土しているところは金井廃寺のほか四カ所挙げることができる。それは(A)岩井八幡：竹瓦出土、(B)植栗新田原：平瓦出土、(C)原町稻荷城西方四百¹地点：平瓦出土、(D)中之条町伊勢町字天代付近である。そのほかの場所においても、古代の瓦を出土しているところもあると思われるが、いまのところ明瞭でない。これらの瓦出土地帯は古代寺院址か窯跡か判然としない。寺院址とすれば、金井廃寺に関係のあった僧侶によって建てられた寺院址とも推定することができる。

その他、伊勢町の旧柳田隆養宅邸内（現下田家宅）に平安時代と推定される瓦塔がたがあったが、天代廃寺址の窯場から出土したものであったろうか。

(5) 天代廃寺Ⅱ天代窯跡

①布目瓦の出土：中之条町大字伊勢町字天代、伊勢町保育所の南、東西五百¹にわたる一帯の傾斜地は、平安時代初期の布目



天代窯跡要図

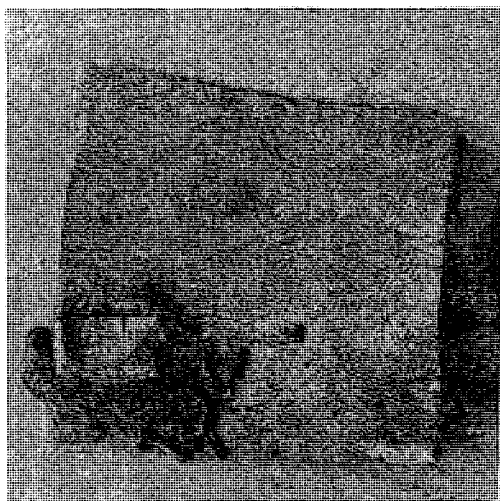
瓦の出土地帯であって、昭和の初頭より一部の人たちに注目されていた。その後廃寺址であろうという推定のもとに、調査、研究が進められているが、発掘調査ができなかったため、いまだその実体を把握するにいたっていない。

② 登窯跡

寺院址であれば、必ずやその瓦を焼いた登窯跡があろうという想定のもとに調査を進めていったところ、昭和四十年三月、その窯跡らしいところ（図参照、地下約一メートル）をさがしあてたが、民家がある、そのために十分な調査ができなかった。なおA地区は相当数の布目瓦（厚手のもの）が畑に散乱している包含層であって、三カ所を選定してトレンチした結果、地下約一メートルのところに一面に小石が敷き詰められていることが確認された。また焼灰の層をなしているところが一カ所、タタキ石と思われるもの二、三が出土したので、この地域は寺院址ではなく、登窯遺跡であって何基かの窯があったが、畑耕作のとき、瓦が四散したのではないかと考えられるにいたった。この土地は南面の傾斜地で登窯を作るには最適の諸条件が備わっている土地である。すなわち(A)土地の傾斜が二〇—三〇度であること。(B)原料としての良質の粘土が得られること。(C)運搬の便が良好であること。(D)付近に湧水や池等もあり、水と燃料の補給にも最適であること等があげられる。よって現段階では寺院址より窯跡としての推定が強い。

発掘された丸瓦は行基葺式で、あふあわち 鑑瓦にはたんべんれんげもん 単弁蓮華文があり、吾妻町大字金井の金井廃寺址出土の鑑瓦と全く同じ

地は約百坪ぐらいの地域であるが、わずかに出土する瓦をみると天代の瓦とは異っている。また農免道路の開設の際、地下一メートルの地点から五輪塔二基が発掘せられたが無銘であった。②諏訪神社跡：水道山々頂に林昌寺所有の土地（山林）があり、その昔、諏訪神社（B）が祀られていたが、昭和二十年ごろ、山林を畑にした際、多数の墓石が発掘されたが、北側の土手に埋められてしまったという。約一町歩ぐらいの平坦地である。

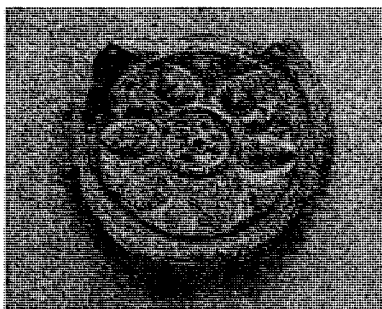


天代出土の平瓦

である。このことは金井の陶工（大陸の人であろう）がこの地に移転し、登窯の作業を行ったものと考えられる。瓦の焼成だけでなく、ほかに大量の須恵器の生産にも従事したことであろうし、この須恵器の日用品は、この近在の農民の需要を満たしたことであったろう。このころ瓦の需要は寺院、宮殿にのみ限られていたので、問題の寺院は一体いずにあったのであろうかという疑問が起ってくる。

④寺院推定地

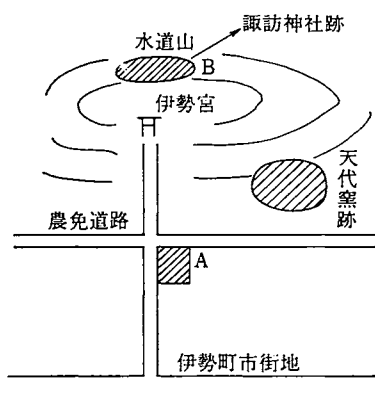
寺院の推定地としては次の二カ所が考えられる。①寺屋敷：地名等からおしてAの寺屋敷の地が考えられる。この



天代出土の単弁蓮華文 鏡瓦

⑤ その他の登窯跡

宝満寺登窯跡は「古墳時代の人々の生活」の項を参照せられたい。



天代廃寺の推定図

(注) (1) 登窯…寺院、宮殿などの屋根瓦を焼くかまどは、七一

4 古代大陸文化の吾妻郡への伝播

(1) 単弁蓮華文を中心としてみた日韓交流

現代における日本の文化は、古代印度、中国、韓国をへて日本に輸入せられた東洋文化と、日本固有の文化、そして近世我国に伝えられた西洋文化が融合、織りなして現代のような高度の文化ができたのである。しかしその

八世紀の寺院では、その近くにこれを築くのが一般的であった。瓦窯は一般に瓦を並べて積んで焼きあげる焼成部と、その前の燃料をたく燃焼部と煙道の三つの部分からなり、日本の瓦窯には焼成部の床を階段状にした登窯と、そうでない平窯の二種類がある。登窯は全長十一メートル、幅一・六メートルのトンネルを三〇度位の傾斜でくりぬいて作ったもので、朝鮮の百濟のものと同じものが大和の飛鳥寺にある。

(2) 須恵器…大陸から渡来した帰化人たちは、製陶術の上にも著しい改革をもたらした。須恵器とよばれる陶質土器の製法の移入がそれである。ろくろを使用する大量生産的方法により形成し、登窯を用いて千度以上の高火度で焼成した須恵器は在来の土師器に比べ、はるかに堅くて、吸水性の少ない優れた土器であった。

基幹となった仏教を中心とする東洋文化が、いかなる経路をたどって、吾妻の地に伝播されたかは全くわからない。それは資料の欠如によるものであるが、私達が最も知らなくてはならない重要な問題でもあるので、主として考古学の力を借り、これを馳駆して大胆ではあるがこれを考えてみたいと思う。もちろん、これは試論であるが、伊勢町天代窯跡出土の鍔瓦に刻まれている「単弁蓮華文」をとらえて、その伝播経路をさかのぼり、大陸文化輸入の経路をさぐるうと試みたものである。

(2) 金井廃寺と天代窯跡

金井廃寺の鍔瓦を二大別すると、大阪の四天王寺式の素弁蓮華文と、これより少し時代がくだるが、奈良、山田寺式の単弁蓮華文の二つになる。天代窯跡の鍔瓦の手法が金井廃寺と同型であることはすでに述べたとおりである。四天王寺と山田寺は同じ四天王寺式の伽藍構造であるが、四天王寺のことはさておき、この山田寺と金井廃寺の鍔瓦を作った工人は同一系統とみて差支えあるまい。その構造が全く酷似しているからである。さてその工人が誰であったかはわからないが、長田郷におったとみられる長田使主^{ながたるおみ}の一族の者ではあるまいか。長田使主は河内国を本貫として、全国に分散しておって長田郷に居を定めていた百済の王族為君王の裔といわれるところより百済工人と一応推定する。金井廃寺の建立者は上毛野坂本朝臣であらうと思われるが、その私寺創建にあたって、当時大和にあって朝廷に力があつた宗家上毛野氏を通じて、長田使主系の工人の派遣となつたものと考えられる。

(3) 大和、山田寺について

単弁蓮華文の主流は大和、山田寺出土の瓦、通称山田寺式である。この寺は舒明十三年（六四一）起工、皇極二年（六四三）金堂^{こんどう}の建立をみたが、大化二年建立者、蘇我倉山田石川麻呂^{そがくらやまのいそ}が讒言^{ざんげん}により一族とともに金堂前において自殺したため、工事は一旦中止となり、天智二年（六六三）工事を再開、天武十四年（六八六）四十余年を経過して建

立されたといわれている。この山田式瓦の分布は、東は関東地方から西は兵庫、鳥取におよび、さらに九州の一部にも飛火している。そして関東に厚く、西にうすいのはいかなる理由によるものであろうか。六六〇年百済が唐と新羅の連合軍の前に滅亡ののち、その遺臣の多くは我国に帰化したり亡命しているが、これら百済の技術者集団が造寺活動の中心となつてつくられた寺が山田式の瓦をもつ寺であつたのであろう。史によると推古朝三十二年の寺院数は、全国で四十六カ寺であるが、持統四年（六九〇）には五四五カ寺を数えるにいたつてゐる。

(4) 百済の古寺様式

百済は紀元前十八年～六六〇年にわたる朝鮮の王国で、我国との文化交流は応神天皇の十五年（二八四）上毛野祖荒田別が招聘使となり、博士王仁が文字と儒教を我国に伝えたことに始る。以来仏教・暦学・医学・易学・工芸等あらゆる部門にわたつて、その教師を定期交代制をもつて我国に派遣、日本からも留学生の派遣、百済よりの日本への帰化、移住と、特に文化的に交流が深かつた。公州発見の単弁蓮華文の石槽、金鶴里発見の単弁蓮華文のある舟形石光背などは五～六世紀のもので、全羅北道の弥勒寺址や軍守里廃寺などは四天王寺式の遺構であつた。

(5) 中国南朝と百済

百済の文化は多元的であるが、開国以来中国との交通が繁く、それは文化摂取を目的としたもので、そのなかでも南朝との交通が圧倒的であり、南朝風であつたことに特色をもつてゐた。その粋といえるのが仏教であり、その伝来は枕流王元年（三八四）東晋より伝えられたといわれている。

(6) 大陸文化伝来の経路

話をもとにかえして、伊勢町天代窯跡より出土の単弁蓮華文を作つた工人は、どのような流れをもつて、ここに土着したものであろうか。

七 神社信仰と仏教のひろがり

古代大陸文化伝播経路一覧表						
国 別	印 度	中 国	百 濟	日 本	吾 妻 郡	中之条町
仏 教	前564 釈迦生る 前484 釈迦死す	紀元前 後ごろ	⑬枕流王元年 384	⑭宣化天皇3年 538	650~700ごろ	↔
仏教建築 (様式)		南北朝時代 南 朝	(四天王寺式) 弥勒寺 軍守里魔寺 平百濟塔寺	大阪 四天王寺 (587)	金井魔寺 四天王寺式瓦 素弁蓮華文	↔
同上創建者			聖徳太子	上毛野坂本朝臣(?)		
鑑 瓦 (様式)		南朝(梁)	単弁蓮華文 公州の石椁 金鷄里, 卍形石 (5~6世紀)	単弁蓮華文 奈良山田寺 (641~686)	単弁蓮華文 金井魔寺 (7世紀後半~8世紀)	単弁蓮華文 天代魔寺 (9世紀ごろ)
同上創建者			蘇我倉山田 石川麻呂	上毛野坂本 朝臣(?)		(?)
造瓦技術者			梁の造瓦 技術者	百濟工人	百濟工人 (長田使主)(?)	百濟工人(?)
備 考	→伝播経路 (?) 推定					

百濟様式の瓦は百濟と特に関係の深かった中国南朝の梁の造瓦技術者が百濟に伝えた。百濟の熊津に都があったときに、すでに単弁蓮華文のあったことは、その発掘によって証明されている。この造瓦技術者(以下工人という)が海をこえて日本に渡来し、大和の山田寺造営にあたった。そして七世紀の後半に上毛野氏の招きによって吾妻に來り、金井魔寺等の造立を手がけたものと思われる。この工人というのが長田使主の一族であったのであろう。百濟はすでに六六〇年山田寺造営中に滅亡したので、その帰化人、移住者によって建てられたものである。金井魔寺を創建した百濟の人たちは伊勢町宇天代に移住、窯場の作業に従事した。百濟王朝時代以来連綿として伝えてきた単弁蓮華文の手法を伝え、そしてここにそれを残したものである。これを一表にまとめたのが上の図であるので参考のためご覧いただきたい。

(注) (1) 中国南北朝：四三九年に北魏が北中国を統一してから、中国は北朝と南朝に分裂した。北朝は鮮卑族のたてた国で、北魏―東魏・西魏―北齊・北周と王朝が交代し、南朝は漢人が宋―齊―梁―陳と王朝をたて、五八九年に陳を滅ぼした隋によって南北が統一された。わが国に伝えられた高句麗様式の瓦は中国北朝―高句麗―百済の系譜をひくものであり、百済様式のものには南朝の梁の技術が百済に伝えられ、ついでわが国にもたらされたものといわれている。

(2) 百済：三韓の中の馬韓種族が建てた王国、王室はツングー

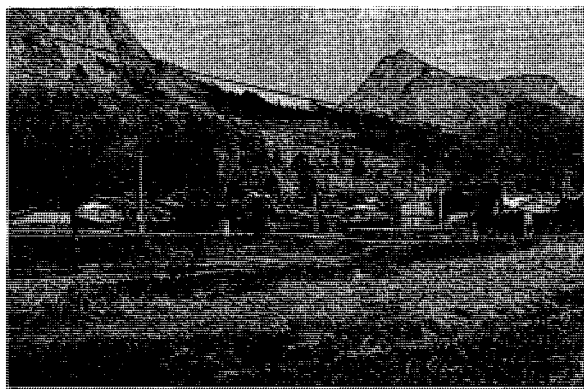
スの扶余族であり、人民は韓族の外、帶方郡の遺民の漢族を含む混成である。四世紀半ごろから四七五年まで漢城に都したが、高句麗の圧迫をうけて、都を熊津（現、忠清南道公州）へ、さらに五三八年には、泗水（忠清南道扶余）へと移った。七世紀には唐と新羅の連合軍に攻められ、六六〇年に滅亡した。

(3) 長田使主：百済の帰化人であって、河内国あたりを本貫としていたらしく、その一族は全国に分布していた。百済為君王の裔といわれ（姓氏錄）吾妻郡長田郷にもおったらしい。

八、市代牧

1 上毛野氏と馬

馬は大陸から渡ってきたものであるというが、わが群馬県と馬とは約二千年におよぶ歴史がある。上毛野氏の国造である上毛野氏は崇神天皇の第二皇子豊城入彦命がこの地に下って、その始祖となったことは日本書紀に崇神天皇の四十八年（紀元前五〇年）と記されているが、その後数百年の間大和朝廷の重鎮として大軍団を擁しての朝鮮半島の経営に、また蝦夷の平定に大いに活躍している。このような東国きつての大豪族であったから馬匹とは深い関連があった。同じく日本書紀第十によると、応神天皇の十五年（二八四）八月上毛野荒田別が博士王仁の招聘使として渡韓しているが、このとき良馬二頭を貢馬として我國にもち帰っている。また本県や本郡より出土の古墳より、馬、馬



具、馬の装飾品等の埴輪^{はとろ}の出土をみるのも、馬と本県の歴史の深さを示すものである。そしてこのころすでに農耕の時代に入っていたので農耕用馬としての利用度も高かったことであろうし、上毛野が他国に比し馬匹の増産には特別の配慮がなされていたことが考えられる。

市代牧は、十世紀初めの「延喜式の上野九牧」のことが初見で、唯一のものであるが、延喜の時代において創設された牧場ではなく、遙か昔上毛野氏の時代より、その軍用馬匹の供給地として、その飼育は行われていたものであろう。

市 代 牧 跡

古代市代（市城）には中之条湖（仮称）の一部である市城沼があったと伝承され、馬匹飼育の必須要件である水と草は特別豊かであったであろうし、また市城字原には七〜八世紀ごろと推定せられる十一基の古墳が、かつて存在していた。そしてその付近より弥生式土器や須恵器である坏^{くわい}や盃^は等をたくさん出土していることより、このころ牧場関係の豪族たちが居住していたのではあるまいかと考えられ、古代市代牧傍証の一つとして考えてよからう。

2 律令制の牧とその崩壊

牛馬などの放し飼いのために設定した区域を古くはむまき（馬城）といい、牧はその略称であるといわれている。

上古（大化以前）に発生した馬牧は、上代に入るにおよんで飛躍的の発展をとげるようになった。その主な原因は大宝令に牧の制度を規定し、全国に画的にこれが設置を強制したことによる。大宝令は唐制によったものであって、令制の牧は大化の改新当時に求めることができるが確証はない。

天智天皇七年七月諸国に牧をおき、さらに文武天皇の四年三月には諸国に牧地を定めた。この令制の牧は全国的に設置せられたもののようである。

① 当時わが国は三世紀ごろより大陸に進出しており、相当大規模の軍団を擁していた。一国に少くも三軍団（一説に各郡ともいう）はあったもののようで、上野国も群馬郡に軍団があったほか確証はないが、兵員とともに相当莫大な数の馬匹を国が必要としたことは事実であった。諸国の牧はかような経緯によって発展したものであって、兵部省の被官である兵馬司の管理に属していた。ところが天智天皇の時代、半島白村江の戦において我国が一敗地にまみれて以来、大陸進出の途はとざされ、勢い諸国の軍団の数も漸次縮小されるに至った。軍団制の崩壊が、牧の崩壊につながるものである。

② 律令政治が整ってくると全国を畿内、七道にわけ、上野国は東山道のなかに入り、それらの国々を結んだ官道も同じように東山道とよばれた。延喜式によると上野国には、坂本・野後・群馬・佐位・新田の五駅がおかれ、これらの道は中央、地方の役人、西国まで往復した防人、朝廷への貢物（庸や調などの租税）を始め官物輸送などにこの官道は利用せられ、この駅通用の馬匹の需要もにわかに増加していった。

③ 当時の馬牛飼養は農耕用牛馬を含めて、放し飼いが主であり、厩飼が従であった。

以上のような諸条件によって律令政治が整うと諸国の牧はその隆盛期をむかえたのであるが、その後、律令制の崩壊と相俟って奈良時代の中頃より平安朝初期においてその原形を失い、令制の牧は崩壊した。人文の発達には牧を田畑

と化し、牧監以下地方官は姦偽の行為に走り、駒の課欠の数を増加し、貞観ごろを下限として絶滅したと解せられる。

(注) (1) 市城沼：その昔、中之条町付近一帯は中之条湖(仮称)であったといわれる。大字折田より出る魚類の化石はこの辺を如実に物語るものである。その後火山活動も漸く衰え、縄文時代ごろ(?)はこの湖水も消滅したものと考えられるが、その一部市城を中心とする市城沼は伝説にもこのつ

ている。明治の末期字滝沢、塔本の吾妻川岸より出た埋木は相当時代の古いものであり、この木で仏壇を作った人もいるほどで吾妻線市城駅工事の際も相当数の埋木を出土している。今、歴史時代まで沼が残存していたものとも思われる。今の吾妻川岸より兩岸五十メートル以上は沼沢地であったものであらう。石器時代の遺物である石斧や石棒等も一段高地である御

3 延喜式による牧—上野九牧

律令制のゆるみ、動搖につれて令制の規程に變動を生じた平安初期の状況を延喜式の規定にしたがってみると、国家の指定する牧は、(一)諸国馬牛牧(二)御牧(勅旨牧)(三)左右馬寮牧(近都牧)の三つに区分され、(一)の諸国牧は兵部省、(二)、(三)の御牧、寮牧は左右馬寮の所管で主として朝廷の用にあてて馬牛の飼養、生産を目標とした牧であった。その分布をみると御牧(勅旨牧)は甲斐三、武蔵四、信濃十六、上野九で、主として東国に集中されていて、すべて馬牧であった。上野の九牧は12表の通りである。寮牧(近都牧)は摂津三、近江、丹波、播磨各一で諸国貢上の駒を

座石、龜石辺より出土しているので、少くも二、三十頭の位の水位を有していたのではあるまいか。(山口武夫—市代牧考昭和三十六年刊上毛史学)

(2) 厩牧令によると、各牧には長および帳(書記)一人をおき、放馬中の一群(一〇〇頭)ごとに牧子を二人おく定めであった。牧馬牛の管理は厳密な規定があり、毎年九月には国司立ち合いのもとに、その点検が行われ、そのとき二才に達している駒は、官印を押して馬牛帳に登録し、朝集使(国司の成績上申を司る人)に付して太政官に現勢を申告することになっていた。(厩牧令—永原慶二)

第12表 上野九牧

牧の名	推 定 せ れ る 現 在 地	
	群馬の歴史(尾崎喜左雄、山田武磨監修)	荘園分布図(竹内理三)
利刈	沼田市周辺か	北群馬郡子持村北牧付近
有馬	渋川市有馬	有馬島牧とあり、渋川市有馬
治尾	吾妻郡東部または渋川市付近か	吾妻郡長野原町羽根尾
久野	?	沼田市上久屋付近
市代	吾妻郡中之条町市城	吾妻郡中之条町市城
大塩	甘楽郡南牧村か	(記載なし)
拝志	赤城山西方のふもと	[吾妻郡長野原町林(?) 沼田市北部(?)]
新屋	甘楽郡甘楽町新屋	甘楽郡甘楽町新屋
塩山 (長野)	甘楽郡下仁田町付近か	甘楽郡下仁田町付近 利根郡月夜野町上牧、下牧

飼養した。機能面では令制時代、主として軍馬、駅馬であったのに対し、延喜式においては主として中央への貢上を目的としていることが大いに異なっているところである。

令制の牧はかようにして一度絶滅したのであるが、全国の牧が全部一律に廃牧化したというのではなく、そのいくつかが残存した。これが官牧、御牧(勅旨牧)諸国繫飼馬、私牧として再発足したものである。

市代牧は、このうち勅旨牧として再興したものと解するのである。勅旨牧とは皇室の料馬を供給する牧場であって、内蔵寮―馬寮の所管に属していた。旧制の勅旨牧は多分に私牧的の性質を有するものであって、親王等に与えたものもあった。上野においても利根郡長野牧を弘仁二年(八一)九月三品葛野親王に与えたという史料はこの辺を物語るものである。

ところが新制の勅旨牧は延暦十六年(七七七)以降の文献に出るものであって、その所在は前掲の甲・武・信・上

の四カ国で、信濃の牧は望月牧を中心として延暦のころより、上野その他は天慶のころ（九三八～九四七）その形態を整え、延喜のころは三十二牧を数えるにいたっている。

諸国の牧の長官は牧監もくかんといつて甲斐・上野は一人、信濃は二人、武蔵は牧監をおかず別当べっとうをおいた。国司、牧監は牧馬を検校し、駒四才以上を明年八月京都へ貢進したもので、これが世にいう「駒牽こまひき」である。延喜式による貢進馬は上野においては五十頭（甲斐六十、武蔵五十、信濃八十）入京期限は八月二十八日であつて、所属馬寮は右馬寮であつた。

諸国の牧の貢進数は二四〇—三二〇頭で、その他の牧からは合せて五〇〇頭内外が京都へ貢進せられ、貢進馬外の馬は民間に売却し、国の課税と混合せられた。

では上野の馬は何頭位いたか。これは記録がなく不明であるが、天長四年（八二七）甲州が一、〇〇〇余、信濃が二、二七四頭とあるから、上野も少くとも一、五〇〇頭はおつたと思われる。（西岡虎之助、荘園史）

勅旨牧の官吏の構成は上野には九牧の長官として牧監一人があり、各牧の構成は令制の牧の場合と全く同じである。この中で牧長は牧の長官であつて、おおむね地方の郡司がこれにあつたもののようで、市代牧においては吾妻氏の祖がこれに當つたものと思われる。また牧長は初位以上六位以下の有位者並に七等以下の勲位を有するものとされていた。牧官は徭役を免除され、位階の進級があり、牧馬の増加に対する賞与として牧田が与えられた。また馬が課欠される時は罰せられた。その数は一〇〇頭に付一〇頭までとし、また仔馬二頭増すごとに、稲二十束が増された。また病馬には脂薬が官給されたことがみえている。

勅旨牧の廃退：天慶の乱以降、諸国大いに乱れ、国司以下地方官の政務の不正不法行為は勅旨牧を凋落させた。長久のころ（一〇二八～三七）になると、信濃望月牧および陸奥国交易馬の制度のほかは貢進馬は廃絶したといわれ

る。文治二年（一一八六）信濃の牧が庄園化した。土豪、領主は牧司という荘官に転化し、関東武士の多くは、このように牧から転換した庄園の下司であった。こうして牧は漸次庄園化し耕地に転化するという傾向をたどり、開発の進行とともに、放し飼の禁制が厳しくなり、また農家のうまや肥料用の普及とともに厩飼いが増加し、牧はその分布地域を圧縮され、島部や東北、九州などの未開発地に縮小されてゆく傾向をたどった。

4 市代牧の構成

市代牧址は中之条町大字市城村落の東方にある。東に岩井堂山、それより北に唐沢山、仏体山、唐堀山（八四二）扇平山（七四八）と北より西にわたって七〇〇～八〇〇級の山々が屏風のようにならんでいる。その中を東より久保沢、沢入川、滝沢川の細流が吾妻川にそそいでおり、牧地は村の東方より北方一帯がそれであるとされている。（村落の標高は三二〇位）ここは東西約一、五〇〇～二、〇〇〇、南北約一、五〇〇級の地域である。牧地は大約四〇〇～五〇〇級の高地に久保沢、沢入川があり、その間に、マセ・月毛耕地・馬生・横婦毛・居待・尾牧・木戸場・馬場・馬捨場・牧場登路・馬見平等の馬と関連のある地名が片言のようにのこっている。また笹平・城見平・上ノ平・風平等の馬の見張りに関係すると思われる地名も牧場周辺に残存している。

マセの地名と牧長館跡（？）

牧は上代ムマキといい、畜園の意であって、園とは藩をめぐらした苑のこと、苑は獣を飼う場といわれる（厩牧令）周囲のカキのことを当時ウマセあるいはマセとよび、馬柵または柵櫓の字をあてた。牧の周囲に隄（水のない堀のこと）をめぐらしたとあり、柵（獣等をつなぎつける棒）を立てて馬柵を設け、その外に堀をめぐらし溝渠とした。牧馬の逸脱と外部からの危害を保護したものである。市代牧址は幸いにも村の北方の耕地より比高一〇〇～二〇〇以

上のところにある耕地化されず、山林、原野であるため、比較的原形に近いものが認められる。宗福寺より急坂を登ってゆくと、「マセ」という地名の存するところにいたる。ウマセのあったところであろう。東に久保沢の谿流が二〇^ノの崖下を南流し、西は沢入川が十五^ノ位の下をこれも南流し、丁度馬の背のようなところにこの地名が残っている。ウマセ、マセの言葉は古語で万葉集や古今集にも出てくる。このマセ付近が最もその遺跡のはっきりしている所であつて、マセの東方には当時の石垣と認められる石が二列に南北に連っている(石の大きさは直径約一^ノ五〇^{センチ}位) 二列の間隔は約三^ノ五〇^{センチ}あり南北約四〇^ノ位認められる。多年の風化により石のみ残り隄跡は認められない。これと直角に高さ一^ノ五〇^{センチ}の土塁と石垣が二段にわたつて東西に走り、石垣と土塁の間隔は約七^ノある。すなわち東西南北が土塁と石垣をなしている。これは馬が東西の谷に転落しないように、二重の隄をつくつたものであつて、この内側に馬柵即ちマセをやつたものであろう。木戸場という地名も付近にあり、下段への馬の逸脱を防いだ遺跡と考えられる。このマセの下段の台地に「上の屋敷」と称する所が山林中にあるが、これが牧長の館址とも推定される。またマセにも七〇^ノ五〇^ノの屋敷址と称せられる所があり一面の平地で現在山林となっている。

牧場址 マセより登ること四、五分で川は開け通称市代牧址にいたる。北に唐沢山、仏体山の広い緩斜面があり、そのなかを久保沢の上流が静かに西流し、マセ付近で南に折れて吾妻川に注ぐ。牧としては最良の適地で、草も豊富で、川の水も清冽である。厩牧令によると牧地は正月以後雑草を一面から焼きはじめ、草の発生期である二月中(旧暦)すっかり焼きおわる定めであつた。井戸カ町の西方にシンドセと称する石塁がある。約一〇〇^ノ以上にわたつて南北に走る石垣が残存しているが、これは猪を防ぐための猪垣であらう。明治中期までは石垣の内面は一^ノ以上の隄であつたと古老は伝えている。昔の馬柵を後世「猪垣」として利用したものであらうか。石垣の高さは約一^ノ五〇^{センチ}以上のものである。

月毛耕地と白頭馬明神



青山駒形神社跡

市城は伝説によると、村上天皇（てんりやうく）の天曆元年（九四七）八月白波（しろなみ）という名馬を産し、これを朝廷に貢上した。この馬は月毛の馬（白馬）で立派なものであったので、天皇より非常なおほめの言葉があり、よって一白（いちしろ）という地名を賜ったと言ひ伝えられている。この月毛の馬を出した場所をいま月毛耕地といい、絶好の牧地である。この耕地に居待という地名が残っているが牧子の馬の監督に關連を思わせる。また沢入川の注ぐ付近字明神部落の北方に白鳥神社が祀られている。小さな石宮一つを残すにすぎないが、これがもと白唐馬神社（しらとうま）といって吾妻七社の一つであった。（神道集所載）この祭神は名馬白波であつて、白唐馬と称する社は、吾妻川の対岸吾妻町小泉、東村奥田にも祀られている。ただ白唐馬の由緒を知らないで日本武尊伝説とからみ合わせ、近世にいたつて白鳥神社と改称していることは残念である。

牧の發展 市代牧はその後ある時代に相當の擴張が行われたらしく、吾妻川を隔てて対岸新巻、奥田村にまで牧域はおよんだ。いま新巻に市代牧の廢牧址がある。新巻はもと新牧（あらまき）（あるいは荒牧（あらまき））といい市代の旧牧に對して稱したもので、奥田ももと奥牧といい、一番奥の牧という意であらう。十五世紀後半の文明年間まで新巻、奥田は一村であつて市牧村と稱した。新牧はまた牛牧を兼ねていたものか、牛窪、牛石、赤牛渕等の地名を残してい

る。なお奥田には上野国神名帳所載の小磯^{こいそ}明神があったところと擬せられており、新巻の西、小泉もまた市代牧の一環であつたらしく、小泉白鳥神社も古書には白頭馬明神とあり、その西の植栗の鹿島宮境内社にも駒形神社が合祀されている。いまこれらの地を一括測定してみると、吾妻川をはさみ南北約三、五〇〇^ミ、東西約三、〇〇〇^ミが市代牧址と推定せられる。

5 私牧化された市代牧と武士の発生

中央の貴族とその統制の統廃は地方豪族をたい頭^{たいとう}させ、牧官であつたものはその後牧を私有し武士発祥の温床となつた。では本郡においてこのような基盤の上に武士化したのは一体誰であつたらうか。このことは次項武士団の発生の項で述べることにする。(以上市代牧址の記事は昭和三十六年四月の調査による山口武夫)

第13表 市代牧関係の神社一覧表

旧神社名	現在の神社名	鎮座地	備考
白唐馬明神 ^{しらとうまみんじん}	白鳥神社	中之条町大字市城字明神	明治四十年伊勢町伊勢宮へ合併 戦後独立
白唐馬明神	吾妻神社	中之条町大字横尾	旧和利宮の境内末社 神道集に白専馬(しらとうめ)とあり
白専馬明神 ^{しらせんまみんじん}	駒形神社	中之条町大字青山字駒形	明治四十年十月伊勢町伊勢宮へ合併、神道集に「今至」とある 地名は青山村尻坂の中程、駒形神社神域の一部(青山永井文書)
白頭目明神 ^{しらとうめみんじん}	白鳥神社	東村大字奥田字宮貝戸	貞享三年白頭目、明治十年白鳥と改称、上野国神名帳の小磯明神であらう
白頭目明神	白鳥神社	吾妻町大字小泉字宮貝戸	吾妻郡略記に白頭目大明神とある
駒形神社 ^{こまがたじんしゃ}	鹿島宮	吾妻町大字植栗字山根鹿島峯	前の鎮座地不明、明治四十年鹿島宮へ合併

九、武士団の発生

1 武士の興起とその背景

律令制度の崩壊の過程は前項においてのべたとおりであるが、平安時代を通して土地制度や軍団制度も大きな変質をとげた。なかでもこれと平行して発展していった荘園制のなかで荘園を守るためには、豪族たちの武装を貴族、社寺ともに容認せざるをえなかった。その武力というのも農村内部の中小地主や名主の力を結集して発揮されたものであった。

ここに主従関係に似たかたちで武士の団結ができあがり、すでに封建制の芽ばえをそこにみることができる。このような豪族の武装化は領主の利益を守ることが第一の目的ではあったけれども、土地や農民と密着しなかった荘園領主の支配や律令国家機構そのものへの反抗の一面もうかがえるのである。

さらに中央政界に志を得ることができなくて地方へ下った藤原一門の受領や清和源氏、桓武平氏、その他の名門が結びつけば、当然そこに武力組織の強化もはかれるものであった。

2 関東武士団発生の概要

八―九世紀にわたる蝦夷^{えみ}征討にあたって、東国の兵はその騎兵集団の攻撃の前に、予想外の弱体を暴露した。九世紀に戦闘力強化のための軍制改革が行われた。それは馬をより多く導入して機動力をたかめ、大弩^{おおやち}を増して射撃力を増強することになった。この改革は郡司の子弟である健児^{こんでい}、蝦夷の俘囚^{ふしう}を中核とし、国府の在庁官人、郡司、農村の

土豪たちが中心となつて、官兵（國府にある國軍）と私兵を設け、專業の武装集團として再編成された。これは血縁などをもとにして党をつくつた。この党の中に僦馬いりうばの党というのがあつた。昌泰二年（八九八）上野國を中心として、この党が群盜にかわつて略奪をほしにまゐにした。僦馬とは雇馬の意である。（類聚三代格）

十世紀に入るとこの武装集團である党相互、あるいは國司と党の対立があらわれる。延喜十五年二月上野國司藤原厚載が射殺された事件はその一つのあらわれである。（日本紀略）このような事件は散発的に起つたが、その底流には政府の支配をうちくずしていこうとする、たくましい力が貫いていた。天慶二年（九三九）の平将門の反乱も関東各地における國司と地方豪族の対立に端を発するものである。

在地の土豪（富豪）たちは土地・農民を直接支配し、地方村落の指導者、支配者としての性格を濃厚にしてくる。農業經營の方法も、村の家族的な組織をこえた、もっと広い同族結合を組織することも必要となり、一つの社会的勢力をもつてくる。それが政治、社会的不安に直面して、自分を守り、自己の力を拡大するためにも、また村の成立のためにも、敵を制すべく、武装して現われてきた。これが地方武士団であつた。

3 吾妻郡の武士のおこり

(1) 藤原吾妻氏

藤原鎌足の末裔秀郷は通称を田原藤太といい、平将門の乱において大功があり、下野掾押領使となり、その後その一族は下野、上野の各地に繁延した。秀郷三代の孫兼光に三子があり（系図参照）長男が頼行、次男が兼助（洺名氏）三男を行則（太田氏）といった。頼行の子が兼行（洺名氏）である。洺名庄は那波郡にあつた大庄で、平安の末期、前太平記によると、洺名兼行、兼助、武行の三人は源義家にしたがい、陸奥において戦功をたてた。この兼行の流れ

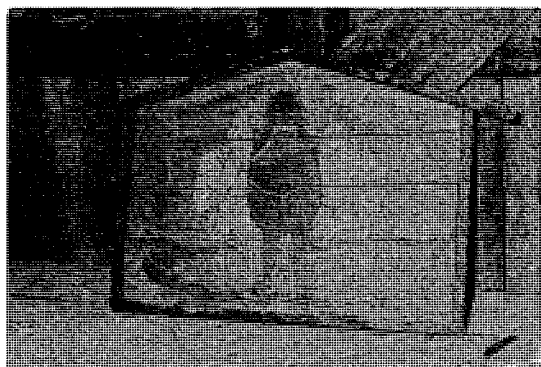
が瀧名氏の嫡流であつて、その子孫は下野および東上野において大いにさかえ、下野に小山・足利・佐野・赤堀氏、上野に太田・山上・園田・大胡・林・佐井（西）・佐貫・大屋・古海の諸氏を出している。

二男系の兼助は本朝武家系図によると吾妻權守ごんのかみ、上野介すけと称しており、その子兼成も吾妻權守といっているところより、この兼助の時代に吾妻郡に來り、吾妻氏を稱したものであらう。權守は国府の目代もくだい（次官）であるので、上野国府の在庁官人でもあつて、上野介であつたから事実上の国司の役を代行したものとと思われる。（上野は親王の任国で遙任ようじんであつた）思うにこの兼成の二、三代目の子孫が吾妻鑑にいう吾妻太郎助亮すけあきであり、原町館たちの内に居住していたものと推定する。

弓馬の道といわれるが、古代より中世にかけての戦闘は騎馬戦が主体となつた。戦国期にいたつて鉄砲の出現により、その戦術の様相は一変したが、当時の地方武士団が馬匹を確保するということは、戦勝をおさめる最大の要訣であつたことは言をまたない。藤原氏が利根川、吾妻川を溯り、吾妻の地をもとめた目的は優秀な馬匹の供給源を確保することにあつた。このころ本郡においては中之条町に勅旨牧である市代牧があり、その他拝志牧はやし・治尾牧はりそがあつたと考えられ（竹内理三、荘園分布図上）、まずここに着目してこの私牧化をはかつたものであらう。

養和二年（一一八二）正月二十八日、大神宮に奉納する神馬、砂金を頼朝に収めた。各進納の武士は潔斎してこれを献じたことが吾妻鑑にみえるが、その中に「一疋栗毛、駿、吾妻八郎進」とある。駿とはハクと言ひ、毛色の一様でないぶちの馬をいう。この馬は吾妻郡の牧から産出したものであらう。このことより本郡が名馬の産地であつたことが知れる。吾妻八郎の統柄は不明であるが、すでに源頼朝の有力な家人となつてゐることがわかる。

清和源氏と吾妻氏がどのようにして結びついたか詳しいことはわからないが、吾妻鑑建永二年（一二〇七）の吾妻四郎助光の条をみると、吾妻氏は源氏の譜代の臣であり小名であることが知れる。すなわち平治の乱に瀧名次郎家包いなかほ



神 馬 の 奉 額 (吾妻神社)

源氏のために尽したことは平家物語にあり、兼助以下三名の者が奥州において源義家のもとで戦功をたてたことは前述したが、吾妻氏は平安末期より清和源氏とより深い関係にあった。

また当時の武士は館やかたにあって、平時は数多の農民をその邸の内外において農耕に従事させた。当時の武士は近世と全く異り、半農半武士であったのである。

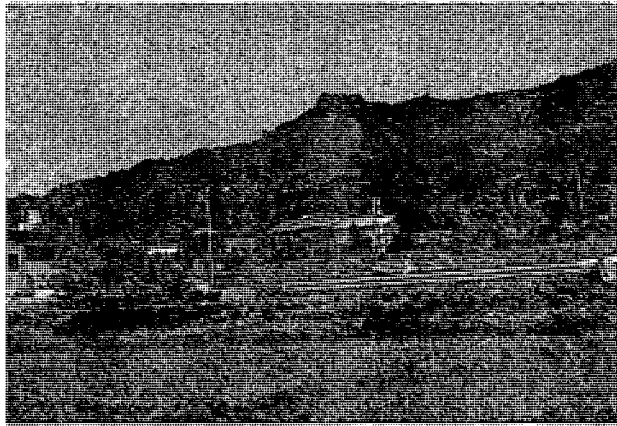
土地の開拓も、このころ、これらの農民を使って盛に行われた。開発された土地は別符べつふの名と称して、国府の土地台帳に登録され特別地域に指定され、館の主人は別名べつなの名主なぬしとして、この地域からの年貢を徴収し国府の税所に支払う役柄となっていた。これらの名地は別符といわれ、中には数百町歩におよぶ別名も存在した。これらの領主を大名だいみょうとよび、ごく狭い別名を小名しょうなといった。なお江戸時代の大

名、小名とはその意義を全く異にしていることを付記しておく。

(2) 源氏吾妻氏

源頼信は満仲の子で御堂関白記によると長保元年（九九九）九月上野の介となり長元元年（一〇二八）勃発した平忠常の乱に大功をたてた。尊卑分脈によると頼信の子頼清が村上氏を名乗り、その末裔は上野、信濃の二国に分れて武士化した。上野に居住したものが源氏吾妻氏となり、信濃に移ったのが信濃源氏村上氏で、東信の豪族に成長し、武田信玄と争った村上義清はその末裔にあたる。

源氏吾妻氏もまた村上氏を称し、北群馬郡小野上村村上に住し岩井堂城



花山院のよった青山郷

主となった。中世以前村上は吾妻郡であったので、吾妻氏を称したものであろう。尊卑分脈によると村上頼清六代の末孫に吾妻五郎親基がある。義経記に所載の源氏吾妻氏はこの人であらう。太田亮、姓氏辞典によると親基はのち九州種子カ島に下り島主となったといわれる。

源氏吾妻氏は市代牧の中央(当時東村、旧太田村植栗まで牧場であったと思われる)岩井堂の館(天明三年浅間山大噴火により流失)にあって市代牧を開発し私牧化したものと考えられる。同族である清和源氏、新田義重は新田庄の十九郷の私領を形成し、保元二年(一一五七)摂関家の分家である花山院藤原忠雅に寄進した。忠雅は義重を荘官(下司職)に任命、十九郷の新田庄を成立させたが、その後嘉応二年(一一七〇)新田郡全域におよぶ新田荘へと拡張された。(正木文書) この縁故によるものであろう。南北朝時代花山院師重は尹良親王を奉じて新田荘によった。くだって元中元年(一三八四)師重は尹良親王を奉じて吾妻郡青山郷に依っている。(大日本国史辞典) あるいは青山、市城付近は花山院の故領であった故かとも考えられる。かくみると市代牧は村上の吾妻花山院家に寄進され、同家の荘園であったとも考えられる。

氏によって押領開発され、新田荘と同様、

九 武士団の発生

(注) 村上氏の墓…北群馬郡小野上村大字村上字上の開戸にある。五輪の塔の苔むしてその文字はわからない。寛保二年の大水害によって埋没したが、のちこれを掘りおこし五輪の支離したのを多く集めた。この墓は岩井堂城主山田太郎為村(村上氏)村上彦四郎義光、村上掃部等村上氏累代の招魂墓といひ伝えられている。(明治十年村上村誌) この墓こそ清和源氏吾妻氏の墳墓であらう。

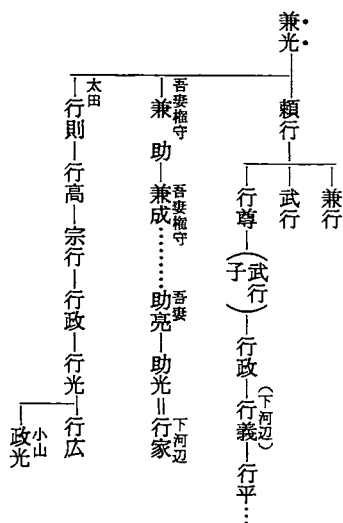
(一) 藤原吾妻氏 (秀郷流)

房前(北家)―魚名―秀郷―洸名氏―吾妻氏

○鎌足……(略) 秀郷

千時
千常・文脩

文行
兼光



一、源氏吾妻氏 (尊卑分脈)
清和天皇―貞純親王―經基―満仲―

頼信 頼義

村上
頼清 仲宗 顕清

仲清 盛満 為国 基国
親基 号吾妻
基 村五郎
頭基 村上郎
成国 五郎
義基 飯田郎
四郎

一、藤原吾妻氏 (異系)

二階堂氏 相模 (藤原南家、工藤氏族)

工藤二階堂系図

時理 維遠 維光 行遠 行政 行光

維元 (吾妻太郎)

行村…

第二章 中 世

第二章 中世

一 中世史の概観

この中世の章で取扱うのは建久三年（一一九二）源頼朝が征夷大將軍となり鎌倉幕府を開いてから、十三、十四、十五、十六世紀の約四百年、天正十八年（一五九〇）七月小田原の北条氏が豊臣秀吉によって滅ばされるまでの期間の郷土の歴史である。この時代はいわゆる封建制（武家の政治）の時代であり、中世末期より近世初期にわたって封建制の再編成が行われ、江戸時代より明治維新にいたるまで約七百年の長きにわたってこの政治形態は続く。明治初年より現在まで百年を経過したが、この長期間続いた封建制度は、我々の生活に根強く浸透し封建的な思想や慣習は封建遺制として、我々の郷土に現在においても種々な影響を与えている。今日民主主義の発展をさまたげる最大の障害が「封建的なもの」となっているからには可成りである。では日本の封建制がどのようにして郷土に根をおろし、そしていかように移り変り、我々の生活そのものを封建化していったかということ、そして「封建的」というが厳密には何を意味するかということ明らかにすることは今日の我々に課せられた重大な課題となってきた。

元来、封建制度とは中国で中央集権の郡県制度に対し、天子が土地を封土（領地）として臣下に分かち与え、建てて諸侯とするという支配組織をさしたものであり、すでに早く周代にこの制度が行われ、西欧においてもこれと同じ制度が中世に行われていた。我国では將軍が領地を分けて家臣に与えその地を領地とし、領主はさらにその領地をそ

の家臣に分ち与える。これに対して家臣は將軍にそれぞれ忠誠を誓った。これは土地を仲立ちとして行われていた。この主従關係は「御恩」に対して「奉公」といい、封建制の根幹をなしたものであった。

さて中世の郷土の歴史はかかる意味からも最も重要な時代であるにもかかわらず、資料の欠如をはじめ、いろいろの阻害条件が多々あって、その解明は思うにまかせない現状であつて、これを究明することは現在不可能に近いものがある。しかし我々にとって、この中世の歴史をどうしても究明しなければ、近世史を正しく理解することはできないであろう。ここにおいてこの章では至つて粗雑であり、不統一のものではあるが、今日まで知り得た少ない史料をもとに大胆にもこれを試みようとしたものである。

源頼朝が鎌倉に幕府を開いたころ、吾妻郡の東部には藤原秀郷の流れをくむ吾妻氏と、清和源氏の流れをくむ信濃源氏の分脈である源氏吾妻氏があり、西部吾妻には信州滋野氏の流れである海野氏が三原庄を中心に勢力を得ていた。(吾妻鑑)ともに鎌倉幕府創立にあつた功臣であり有力な御家人であつたのである。吾妻氏はその後承久三年(一二二二)の承久の変に戦死して以来漸く家運も衰退し、その一族である下総の豪族で幕府の重鎮である下河辺氏の支族がそのあとをつぎ吾妻氏を称して引続き東吾妻をその支配下においた。吾妻・海野両氏は共に鎌倉幕府の地頭であつたと考えられる。元弘三年(一一三三)東毛の新田義貞がたつて鎌倉幕府を滅したあと天下は南北兩朝に分かれて、いわゆる南北朝の動乱期に入るのであるが、本郡も他地域と同様この渦中に巻きこまれた。吾妻氏は西毛碓氷の新田一族である里見氏の攻勢にあつて一敗地にまみれ貞和五年(一一三四)五月滅亡する。また南朝の青山師重は後醍醐天皇の孫尹良親王を奉じて中之条町青山郷による等互いに相争つて動乱の余波はこの山里におよぶのであるが、当時川戸の内出城に足利氏の支族吉良氏の流れをくむ飽間氏が台頭し、この地方を掌握していたものようである。延元三年(一一三八)足利尊氏によつて室町幕府が開かれると、この地方は守護大名上杉憲顕の支配下に入るの

であるが、永享の乱以降再び関東の動乱の渦に引きこまれてゆく。そのころ越前より吾妻に入った斎藤氏が漸く力を得て室町中期ごろ岩櫃城主となつて本郡を支配するのであるが、これら国人の相剋によつて応仁、文明の乱（応仁元年一四六九）以降約百年にわたる戦国の世を迎えることとなるのである。文明以後この地方は平井（現、藤岡市）の関東管領、山内上杉氏の支配をうけたが、天文二十年上杉氏が滅びると、その遺命をうけついだ越後の上杉謙信は永禄三年以降三国峠をこえて関東に進出し管領家の復興にあたつた。この当時の吾妻郡は岩櫃城の斎藤氏（岩下衆）、尻高の尻高氏（沼田衆）大戸の大戸氏、羽根尾の羽尾氏（両氏とも箕輪城主長野氏の配下、箕輪衆）が分立していたが謙信の支配下におかれた。そのころ信州に出兵していた甲斐の武田信玄は甲相同盟のよしをもつて鳥居峠をこえて初めて吾妻に進出、永禄六年（一五六三）岩櫃城を、同八年嶽山城を攻略、上杉氏の勢力を駆逐し、この地方は武田氏の分国となつた。天正十年（一五八二）武田勝頼が天目山で滅亡ののちは、武田氏の遺臣信州小県郡の豪族真田氏がその分国をそのまゝうけついで真田氏統治の時代をむかえる。天正十八年七月北条氏滅亡後、翌八月沼田藩を豊臣秀吉により賜つて近世の藩制期をむかえるのであるが、このことは次章に譲ることとする。

つぎに中世の農民がいかなる生活を送つたか。そしてどのような推転をもつて近世の時代を迎えたかについては、非常に大きな課題であるにも拘らず史料の欠如によつて、その詳細は残念ながらわからない。しかし文献が欠していることを理由としてこれを放擲するということは郷土文化を知るといふ大きな問題を前にして許さるべきものではないと思う。そこで地名や中世石造建造物調査、民俗学の力をかりて、中世の未開拓の原野に鋤を入れる努力を試みてみた。昭和四十九年早春から秋にかけての石造建造物調査において某調査員は連日二百余日、折からの霖雨と三十度を超す酷暑の中を生業をなげすめて山を越え谷を渉り、丈余にわたる叢莽の中を一日四十キロにもおよぶ行程を、たんにこれを探し求めるという精力的な搜索を続けた結果、幾多の貴重な資料を求めることができた。よつて先学諸

氏の貴重な研究の上に幾分かの積重ねができた。しかし、もとより所期の目的の何分の幾つかという成果であって、到底町民の皆様方の御期待に副うものでなかったことは充分に反省しているものである。

中世は洋の東西をとわず宗教の時代といわれている。浄土宗の東国伝播に伴う道覚上人を中心とする吾妻教系の文化活動、南北朝時代唯一の史料である神道集を通してみる下層宗教家の布教、山岳という地の利と人の和をもって盛行をみた修験道のあゆみ、草津を始め温泉地の開発と中央文化人との交流史等々、郷土農民文化のいい明期の研究もやつのことで山の麓にたどりついた感がある。将来さらに新進気鋭の郷土を愛する人々によって、郷土文化源流の解明を待望すること切なるものがある。

二 中世村落

1 中世村落

(1) 中世村落とその復原

古代和名抄に記載されている長田・伊参・大田の三郷は、いかようにして中世的村落に変転していったのであろうか。

中世の村は莊園と国衙領および御厨・御園・牧等が混在しており、すこぶる煩雑な形態を呈していた。さらに鎌倉幕府の創設とともに守護・地頭の設置によって、その内容は一そう複雑化してくる。本町においてはこれらを物語る文献は全く存在しない。いまここに古代—中世の遺物・遺跡のあとを辿っての考古学的な成果と、中世的な地名をた

よりに中世村落を復原してみることにする。

縄文式文化時代の遺跡をみると、全町域にその分布をみるが、現在の村落より比較的高所にその遺跡を辿ることができ、これは狩猟時代であったためで、農耕社会に入った弥生式文化時代となると一段下った山の台地や各河川の流域に散在してくることは必然的なことである。さらに古代になると、その遺跡は弥生式文化時代の遺跡の上に重相してあらわれてくることがわかる。中世遺跡は板碑^{いたひ}を始め石造建造物等を中心としての分布図であるが、これもまた古代遺跡と重相してあらわれてくる。ここに注目されることは名久田川流域に中世遺跡の分布が特に多く、かつ縄文式遺跡があまり認められないということである。このことは農耕時代に入って開発された土地であることを物語っている。また上反下の奥、六合村との境で標高一千^{ふた}をこえるう^う、い^い原や上沢渡で元温泉湧出の伝説をもつ湯原、大塚、四万山口にその遺物の分布をみることは、すでに古代より土民による温泉利用があったとみてよからう。現在最も人口稠密地区の大字中之条町近辺に中世以前の遺跡が乏しいのは、当時は山林原野であって、近世以降の開発地であることを物語っている。

(2) 中世村落の行政区画——長田院・伊参院について

中世の村は和名抄的な古代村落や近世村落（現在の大字）と異って荘園や国衙領が入り乱れており、所領を中心に存在していた。

中之条町は古代伊参郷と長田郷によって成立していたであろうことは現在定説となっている。伊参郷は大字中之条町を中心に、長田郷はそれより西、四万川流域を中心に比定していた。（長田郷については今迄疑義はあったのであるが）今回の中世遺跡調査により名久田川流域が長田郷の中心であったことが、遺跡分布により推定されるにいたった。名久田川は中世涙川とも言ったが、長田川の転訛であり、長見山（五七一）は長田山の転訛であろう。また尻高

泉照寺の古記録にも長田郷浪江村とあることより考えられるのである。

律令制の土地制度の中心となった班田制は十世紀初頭廢絶したが、古代末期長元年間（二〇二八—三七）に書き記されたと推定される上野国国司交替実録帳によると十世紀後半の上野国の郷九十二（和名抄一九）とあるところより、この時代まで和名抄的な郷が存在していたことがわかる。この記録によると吾妻三郷のうち、長田郷は長田院に、伊参郷は伊参院と院の名にかわっている。しかし呼称を異にするだけで実質的には同じとみてよからう。院は国衙領とみられているので中之条は国衙領であったのであろうか。大田郷には大田院が存在していないところより、吾妻町地方は国衙領でなく、古記録にその名がみえる太田庄の中心地域であったのであろう。その他市城を中心に延喜式所載上野九牧の一である勅旨牧市代牧があった。その地域は白頭馬明神の分布区域である市城、青山、新巻、奥田、小泉、植栗が推定される。

古代末より鎌倉時代にわたって在地領主である武士や土豪の勢力は遂次高まり、これら荘園、国衙領、牧場等の地は次第に押領せられて行く。吾妻氏は吾妻庄を、源氏吾妻氏（村上氏）は牧場や国衙領を押領したものと考えられる。そして中世中・後期にはこれら荘園等は全く姿を消し、戦国大名制の村落へと移行してゆく。中之条は中世中条あるいは中の庄と称されていた。（伊勢町海蔵寺碑銘）中条は古代条里制の遺名とも考えられる。中の庄は荘園時代の遺名であろう。中世この付近は一面の原野で未開拓であったのである。

(3) 中世的地名からみた中之条

田屋、垣内等の地名は中世の開発に關係ある地名とされている。田屋とは中世開発に當った農民がおった所で、垣内は始め一家であったものが、惣・庶の關係で次第に分立した家々よりなつた塊状村落で、本来は屋敷地であつたらしく、おそらく有力な名主の一族が居住して一画をなしたもので、私領的性質を帯びた集落とされている。田屋は大塚

にその名を残し、垣内は現在場所により、界戸、貝戸、海道などいろいろ書かれているが中之条町所在の垣内名を拾ってみると左の通りである。

伊勢町―古垣内、青山―小貝戸、四万―御堂貝戸、殿界戸、上沢渡―上界戸、未代界戸（蛇野）棚界戸（反下）、下沢渡―古界戸、五反田―後界戸、平―鍛冶貝戸、九藏貝戸、大塚―竹貝戸

竹の鼻、堀ノ内の地名は中世の豪族屋敷地といわれ、中之条に竹の鼻（中之条町上ノ町と新田町の境付近）の地名を残している。また「オカタ」も御館の転訛で前記と同性質の地で、中之条町反町にその名を残している。横尾の七日市、平の二日市は中世市場の開かれた地の遺名であろう。

(4) 名久田川流域の中世村落の形成

中之条町のうち名久田川流域（名久田川本流、赤坂川、熊野沢、桃瀬川流域を含む）は弥生式時代以降中世に至る間の遺跡、遺物の分布が特に多い地帯であるので、ここを例題にとりあげ中世村落の形成について考えてみよう。この地区は蟻川岳南麓地帯、高津、千沢台地、壁谷付近の縄文式時代遺跡を除き、すべて農耕社会の成立した弥生式時代以降開拓された土地である。前述したように、弥生、古代、中世期の遺跡が重なり合って中世村落を形成していたことがわかる。

中世の開発はその右岸は蟻川、千沢台地の山間部より始まり、赤坂川、熊野沢、桃瀬川の各河谷におよんだものとみられ、左岸は十二カ畝中腹の通称「ボクボク弁天」の湧水による開発が大きいとみられる。この湧水量は一日約一万一千屯におよぶ莫大な量の水で、そのうち約四、八〇〇屯は現在中之条町の上水道に使用され、残余の水による灌漑面積は現在十四町歩である。この驚異的な湧水が、古代、中世この地方の開発を容易ならしめた大きな原因である。



ボクボク弁天水源地

中世の水田は自然の湧水、沢水等の細流を利用した自然灌漑であり、農業形態も未熟で粗放農業で、畑地は焼畑農業であった。吾妻川は酸度の強い死の川であり、名久田川は河床が深くこれを利用することはできなかった。

開発と灌漑……その開発は赤坂川、熊野沢等の谷戸毎に百姓屋敷が耕地とまとまって存在している。これを谷戸田開発と言っている。この流域は比較的地力も高く、自然灌漑であったため、耕地は連年耕作は困難で、一、二年―数年毎に休閑地としていたことが現在定説となっている。しかし湧水の低温、土壌の劣悪、日照時間の不足はあっても平野部の洪水や旱害の不利な条件よりましであったのであろう。このような不安定の耕地であったから、休耕した水田（片、あらしと言ふ）田代（荒廃田と区別された水田予定地）が散在していたため開発と再開発がくり返し行われていたとみられる。特に灌漑についていえば雨量が多ければ水田を溜池とし、少なければ。特に自然に対して充分備えがなかった耕地であったわけで、これが中世農業の大きな特徴といえる。この点左岸の年中水量の増減のない豊かなボクボク弁天の湧水を利用した平地区は片あらしや田代はあっても水の点では天の恵みを最大限にうけたと言えよう。当時の生産力は反当一石―一石三、四斗とみられ、肥料は南山および蟻川岳等の共同採草地を利用したものと考えられる。

十三世紀には全国的に水田の二毛作が実施せられたことは文永元年の幕府法にもみられるところで田には稲と麦、

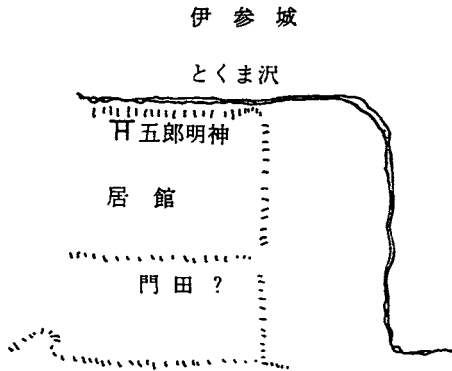
畑作の場合は夏麦と秋麦、または大麦と小麦と大豆の二毛作が可能となって集約経営が行われるようになる。この開発、再開発に当たったのは在地領主、名主^{ななうしゅ}で、吾妻氏、蟻川^{ありがわ}の蟻川氏、尻高^{しりたか}の尻高氏、中条の（近世以降中之条と称した）伊参氏などがこれであると考えられる。これら土豪は門田^{かどだ}を直営地とし、水田排水施設・農業技術面を独占し、また山野の利用も思う儘にして肥料を収納し、一般農民はあとまわしにされたものである。二日市、七日市等の市場が開かれたのも、このような農業の振興によることも大きな原因であるが、このことは項を改めてのべることにする。

在地領主は本領のほか各地に散在する所領があった。その最少の単位が田畑^{いへ}何町何反、在家^{いへ}何字^{いへ}というものである。耕地と労働力の一体化した生産単位で、売買、譲渡も行われた。南北朝時代の観応元年（一三五〇）村上の藤原季長は北箱島小野子の在家一字と田畑田作人弥次郎入道と季長重代相伝の私領を小野子如意寺に寄進していることがみえる（如意寺文書。村上文書）。

中世も後期になると在地の開発領主による開発にかわって農民的の開発が行われる。ここにおいて農民相互の結合をみ、近世村落の芽ばえをみるのである。

2 豪族屋敷

鎌倉時代の農村は土豪的名主の屋敷がいくつか集って形成された豪族屋敷村である。散村であって、その中で特に有力なものは幕府の御家人^{ごけにん}である地



頭となるものもあった。吾妻氏はこの例であろう。

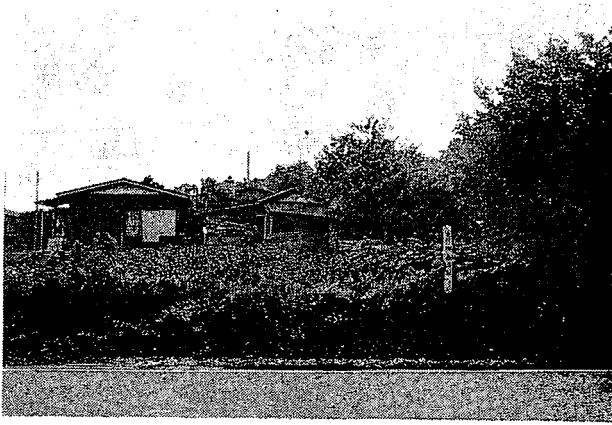
本町において当時の豪族屋敷と考えられるものに伊勢町字五良の伊参城がある。城といっても館址である。この屋敷は鎌倉時代初期鎌倉権五郎の裔と称する大野氏が正治年中（一一九九—一二〇一）以降おった所と伝えられている。（伊勢町覚書）

この遺址は現在全く当時の形を失っているが、北より東にわたって「とくま沢」の流れがあつて自然の濠と用水を兼ねている。明治初年の記録によれば東西一〇〇間、南北八十三間とあるから、ほぼ正方形の館址であつたものであろう。北側に土塁の址が一部残されていたが現在これを失っている。その南方一段低い所が門田畑であつたのであろう。西南に屋敷の登口らしい址が残されている。旧土塁に近く祖神である五郎（御霊）神社が祀られている。ここは近世までこの社の大きな森であつた。

このころの館は居住設備が主で、武備としての要素は従であつた。邸内には大野氏の館と下人をおいた屋敷があり、自作地である門田、門畠が所在していたものであろう。当時の武士は在郷にあつて農業を営んでいたことは近世の武士と大いに異なるところである。屋敷内の自作地は手作地であつて、下人や奴婢を使って直接耕作にあたり、その他の農地は作人に小作をさせ、小作料として年貢を徴収していたものである。このころの土豪は用水の権利や、肥料源である山の権利、苗代、農具まで独占し、用水等も土豪優先であつた。農民は地主である名主と作人に分れており、さらに小作人も名主に隷属している。名主と普通の小作人に分れていた。この普通の小作人の中には独立して被官・給人となるものもあつた。農民は村内に小規模の住宅をもち、これに若干の付属畑を持っていた。これらの賦課の対象となつた百姓の家を在家とよんでいる。

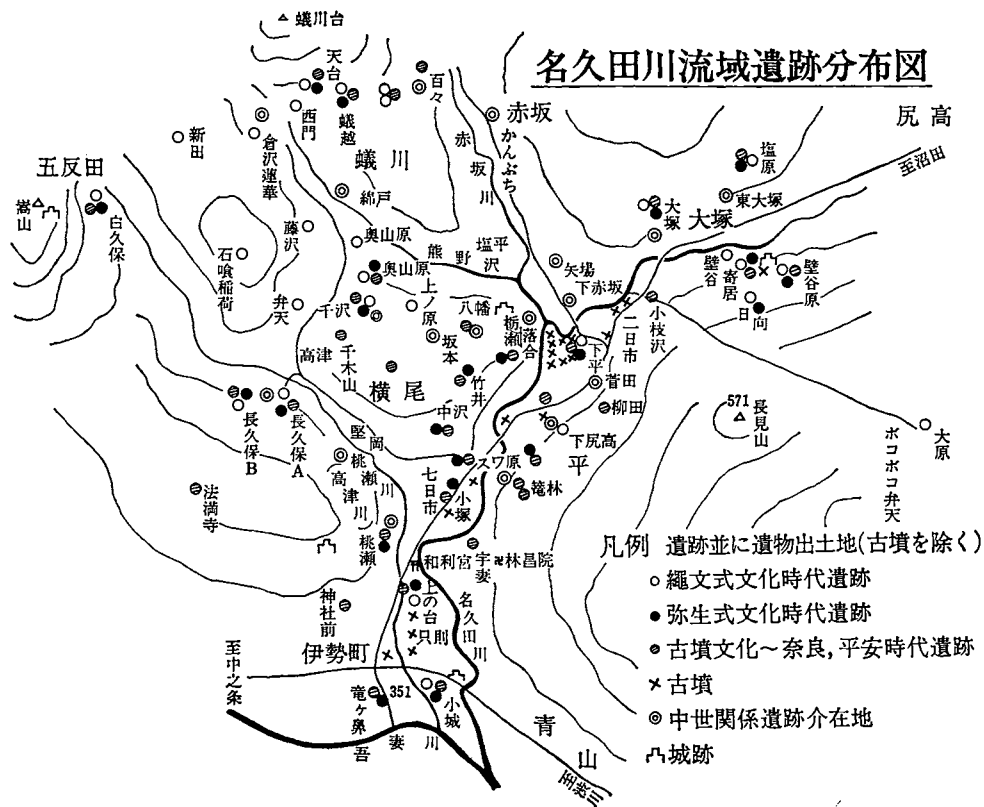
中之条町所在の豪族屋敷として他に次のものがあげられる。

竹の鼻…中之条上の町、西中之条新田の間
須川固屋…伊勢町、所在地不明、大野氏館址
吾妻城址…中之条町反町、通称オカタ、オクリの地域
千貫屋敷…折田、成田原



伊勢町 伊参城址

蟻川氏古宅址…岩本太子堂付近、五十間×四十間
大塚古宅址…大塚にあり。尻高氏の古宅址であろう。
南北朝時代以降戦乱が断続的に続くようになると、このような平坦
地では、武備の少ない館には居住ができなくなる。そこで和利宮城の
ように、山の中腹に館をもつようになり、さらに戦国の世をむかえる
と、武士は常時内山城や八幡城、岩櫃城のような堅固な山城に移り住
み、一般農民は根古屋ねこやと称する山麓に常住するようになる。



三 南北朝時代より室町中期にいたる情勢

1 南北朝時代

(1) 吾妻氏の衰運と飽間氏

承久三年（一二二一）承久の変が勃発すると吾妻助光は北条義時の命令によって幕府軍に加わり京に進撃し、宇治川の戦において戦死をとげた。その後吾妻氏は衰運に向かい、加沢記によるとその一族は川戸内出城にあって、あるかなきかの有様であったという。そのころ内出城に飽間氏が二の曲輪におった。飽間氏はまた「飽馬」「秋間」とも書き、碓氷郡飽馬郷（和名抄所載）によった豪族である。正慶二年（一三三三）、元弘三年（東福寺の僧良寛という人が記した「楠木合戦注文」という書に、正慶二年河内の楠正成討伐のために発向した幕府の上野国御家人名中に「飽間一族」の名がある。いつのころからかその支族が吾妻郡に移って、斎藤氏（岩櫃城主）と深い関係を結ぶようになったらしい。室町時代書かれた京都某寺所伝の「三和上変相流布記」にもその名がみえる。この飽間氏は足利氏の支族である吉良氏の流れをくむものである。このころ吾妻氏にかわって足利氏の支族である飽間氏が東吾妻の有力武士であったことがしれる。

(2) 青山氏と青山郷

元中元年（北朝の至徳元年、一三八四）花山院師重は吾妻郡青山郷（現、中之条町大字青山）に宗良親王の御子尹良親王を奉じて拠った。以来花山院師重は青山氏を称したという。しかし青山には青山氏に関する旧記、伝説の何物

をも伝えていない。(大日本国史辞典)

師重は藤原頼通の流れで藤原北家、花山院堀川流である。右大臣家忠(花山院)を始祖とする。寛政皇譜には花山院堀川師重は後醍醐天皇の忠臣で、その子信賢、その子師資、その嗣師重(実は師賢の弟)となっており、元中元年(一説に三年ともいう)新田氏の一族は後醍醐天皇の孫、尹良親王を迎え、上州寺尾城にうつし奉ったとき中将師重はこれにしたがって下り、青山郷に住した。親王の軍は利を失い、師重等は親王に供奉して三河にうつり、のち再び寺尾に還^{こじやう}従し、さらに信濃に赴いた。応永三年(一三九六)三月二十四日信濃を發して三河に向ったが途中浪合^{なみあひ}において一揆のために討死したという。その後青山忠允のとき、丹波篠山城^{たはさやまじょう}にうつる前に青山が祖先発祥の地である理由から、この地に築城を計画したが、村民が耕地の減少するのを憂えてか何故か取やめになったと口碑に残っている。

(3) 南北朝～室町初期の造塔

中世村落の項でものべたが十三世紀以降農業技術は異常の向上をみたようである。これが日本の歴史において稀有な社会変動の時代といえる南北朝の動乱期であったことは一体何故であったのであろうか。中之条町において江戸期以前における造塔をみると、この時代は、他の時代を引きはなして最高の伸率^{のびりつ}を示していることに気がつくのである。この中で特に注目されるのは宗本寺の宝篋印塔^{ほうきょういんとう}である。これは吾妻庄河戸村内山田村(吾妻庄河戸村のうち山田村)の四郎二郎入道が父母の追善供養のため康永三年(一三四四)四月に建立したもので特に立派なものである。このころの農民と言っても名主層に属する者の墓碑とみられるが農業再生産がいかに伸びていたかをこれを通してもうかがうことができる。

(第1表) 中之条町 鎌倉—室町初期造塔一覽表

年 号	西 曆	区 別	場 所	備 考
文永七	一二七〇	板 碑	上沢渡出土	沢渡温泉 丸本旅館蔵
文永八	一二七一	"	伊勢町林昌寺	画像板碑
正慶	一二三二	板 碑	青山円通寺址	再編吾妻記所載、現在不明
建武二	一二三五	板 碑	折田滝沢	阿弥陀堂
康永三	一二四四	宝篋印塔	下沢渡宗本寺	県重文、銘あり、四郎二郎入道供養塔
康永四	一二四五	"	"	
応安二	一三六九	板 碑	横尾	
応永〇	一四一三	宝篋印塔	横屋千沢	
応永一〇	一四一三	宝篋印塔	蟻川大霜	
応永二一	一四一四	五輪塔	市城	
正長元	一四二八	"	蟻川倉沢	
長禄元	一四五七	"	百々	中沢重清墓

2 室 町 前 期

(1) 和利宮城主塩谷氏、その他の土豪

永享十一年(一四三九)足利持氏が足利の將軍職をのぞんで滅びた。このとき白井の長尾昌賢は上杉憲実を奉じて白井に走り、ついで憲実の副となり持氏を討った。このようにして白井城はその渦中に投じたのであった。(永享の乱)

三 南北朝時代より室町中期にいたる情勢

の余勢をかって塩谷氏をも討たんとした。しかし塩谷掃部介治秀は門葉が多かったため、容易にこれを倒すことができなかった。このころの塩谷の領域はおよそ中之条町全域を領有していた。尻高氏、蟻川氏等は塩谷の一族であったので勢威すこぶる盛んであった。

文明五年（一四七三）春のこと、塩谷治秀は一人の息女を甥すなわち塩谷日向守元治の子、源二郎元清に嫁した。元清は折田の仙藏城（内山城）におったが夫婦仲が円満でなくついに離婚となり、息女は和利宮城に帰ってきた。父治秀は大いにその我儘を怒って、これをおい出してしまった。困った息女は事もあろうに敵将大野氏のもとに走った。

大野氏は天にも昇らんばかりの喜びようで家の子齋藤孫三郎、富沢勘十郎に申しつけ、家老蜂須賀伊賀守にこれを預け、格別鄭重な取扱いをし、大野はこの姫を「マロウト」殿と尊称した。マロウトとは中世の言葉で賓客の意である。この姫は懐妊していたので塩谷氏に知れるように居城の追手に産屋をたて大釜を据えおいて、その誕生を待った。ほどなく男子が出生した。一門、家の子の喜びようは大変なもので、その名を一場二郎忠親と名付けた（加沢記）（五



和利宮城址（伊勢町）

このころ吾妻郡は原町稲荷城主大野越前守、中之条和利宮城主塩谷日向守元治、川戸内出城主飽間三郎の三家の分割するところとなり、各々地頭となった。これを世に吾妻三家という。

文明四年（一四七二）長尾景信および上・武の一揆は足利成氏と戦い、金山城主由良国繁は成氏と戦い大いに武名をあげた。このような兵乱のときこの三家は相争い、稲荷

反田、唐沢文書）そして大野憲直に託して、その子憲親の弟とした。かくて塩谷は娘と孫を同時に人質にとられてしまったわけで、施す術もなくその軍門に降った。これより大野氏は下野守義衡、越前太郎憲直と父子相ついで一郡の地頭となった。そして金山城主由良（横瀬氏）国繁に従って家はさかえたという。（加沢記）しかし大野は塩谷を殺そうとして、塩谷の一族、蟻川、池田、尻高氏および割田、佐藤、中沢等と内通し、ついにこれを誅してしまった。なお和利宮城は慶長時代と称する中之条古地図には「田嶋丘砦」と記してある。現在の伊勢町伊勢宮の鎮座している一帯の地域がその館址と推定せられている。

塩谷治秀は殺されたが一門族が多かったため、その一族は吾妻の雄族として、その後も岩櫃の斎藤氏、真田氏に属し、戦国時代を通して活躍した。塩谷掃部介、源二郎の名をその後もしばしば見うけるのは、その一族の末孫であろう。

塩谷氏の出自は全く不明であるが、原町稲荷城下に塩谷一門の墓として三十数基の古い五輪塔を含む墓碑をみることでできるが、その本貫は原町の稲荷城付近であつたろうか。

一方大野氏はその後家臣である岩下城主斎藤越前守憲次に討たれ滅亡した。代って憲次が岩櫃城主となった。男子一人、女子一人あり、長男を憲広のりひろといい越前守を称し、のち入道して一岩斎と言った。一女は大戸城主大戸真桑斎に嫁した。

蟻川氏：蟻川氏は蟻川岳の麓、熊野沢流域の土地を中世開拓した名主である。現在蟻川氏墓地に「正長元年（一二四二）」銘の墓碑があるところより応永以前からの土豪であることが知れる。文明のころは和利宮城主塩谷氏の配下となり、のち岩櫃斎藤氏に属し、その後武田・真田両氏に服属し、天正年中伊勢町小城主や嶽山城代にもなつて活躍した。子持村史によると白井城主長尾一井斎憲景（永正七―天正十一、七十三才）の妻は勅使河原左近将監たけもとの女である

三 南北朝時代より室町中期にいたる情勢



大 岩 不 動 堂

が、将監の兄は蟻川治部少輔である。かように蟻川氏と長尾氏は姻籍関係にあった。

成田氏・小泷氏：折田仙藏城は塩谷氏のと成田氏が城主となったが、延徳（一四八九—九二）のころ、成田長門守忠言が奥州において戦死すると、これを境にして衰えた。折田小泷系図によると、明応二年（一四九三）三月、下総国葛飾郡小泷城主小泷信盛は足利義植の命（この点疑義あり）によって折田の城に移った。そして成田氏の遺領をそのまま所領にしたといわれる。信盛は永正十三（一五一六）年没した。菩提所は箕輪の法峰寺で法名を「法峰院殿豊州徳翁信盛大居士」という。足利將軍の命でなく長野氏の命によって折田に來たのではなからうか。

中条氏：中之条町の土豪、新田氏の臣中条入道の後裔は南北朝のころ寺尾城主世良田政義に属した。その末裔に（応永ごろか）中条村に正統の家があった。世良田政義は応永三年（一二九六）四月新田義則に代り信州筑摩川にて戦死、その子親季は徳川氏、宗良親王を奉じ、元中三年（一三八六）尹良親王を迎えて寺尾城に入り応永某年卒。このとき中之条に來

たものであろうか。前掲の青山氏の項を参照せられたい。子孫は中之条川原町にあり、関東管領上杉憲政のまねきをしりぞけ、金山の岩松（由良）家には勤臣のように仕官していた。その後修験者となり、川原町に普門山大聖院中条寺を建て、王子原移転ののちは下之町に居住、大聖院は近郷諸社の別当を兼ねていたが天保年間断絶した。墓地は清見寺にある。（新田家臣祖裔記、増補中之条町誌、中之条町役場文書）

3 南北朝時代より室町時代に至る人間移動

南北朝時代より室町時代に至る動乱期において、戦乱により敗残の身となったもの、あるいは戦乱をさげ、多くの人々が放射状に四散した。吾妻郡は四囲山にかこまれた絶好の隠れ里であったため、いろいろの人が入ってきた。そののち土豪となった人達は左の通りである。

（第2表） 南北朝時代・戦国時代中之条町への人間移動

（一） 南北朝時代				
氏族名	移住場所	前住地	移住の時期	備考
中沢氏	中之条町市城	吾妻町川戸	鎌倉末期 （正中年間か）	元、里見氏
青山氏	青山	大和国	南北朝期 元中元年	尹良親王を奉じて青山による。再び三河へ
山田氏	山田	伊勢国	応安四年 （三七二）	山田家重、山田鞠岩に土着、再び伊勢へ

（二） 室町・戦国時代

三 南北朝時代より室町中期にいたる情勢

・関東地方・上野国内より				
中条氏	中之条町中之条	新田郡	室町中期(?)	修験大聖院 延宝ごろ小原崎開拓、大聖院原という
桑原氏	"	群馬郡箕輪	戦国	元、長野氏に属す
伊能氏	"	佐位郡伊与久村	"	武田、真田氏に仕う
二宮氏	"	佐位郡二宮村	"	"
関氏	" 上沢渡大岩	群馬郡南室(勢多)	文明十二年	関憲勝大岩郷へ転住
柏原氏	" 下沢渡	伊豆国	永正以前	大永三年不動堂建立
小湊氏	" 折田	下総国葛飾郡小湊城	明応二年 (一四九三)	修験大蔵院
綿貫氏	" 蟻川	群馬郡綿貫村	戦国	折田城主
小坂橋氏	伊勢町	碓氷郡か	応永三十三年 (一四二六)	越後へさり文禄のころ再び来る 和利宮紀官
・北越地方より				
平川戸 中之条町五反田	中条町中之条	越前国大野郡	応永十二年 (一四〇五)	のちの岩櫃、嶽山城主
齊藤氏	本へ	越中国新川郡	天文以前	天文十五年植栗城主 永禄九年岩本へ
神保氏	吾妻町植栗のち岩			
・甲・信より				
青柳氏	中之条町伊勢町	信濃国青柳郷	天正二年 (一五七四)	のち伊勢町郷士となる
田村氏	五反田	甲斐国	戦国	武田・真田氏に仕う

・郡内より

湯本氏	中之条町青山	吾妻郡三原庄	戦国	柏原城主
富沢氏	上沢渡	岩下	"	斉藤氏に属す
唐沢氏	"	"	"	斉藤氏一族
割田氏	五反田	横尾高津	"	一説に矢沢氏（信州）の分れという
塩谷氏	伊勢町	吾妻町平川戸（?）	南北朝末	伊勢町和利宮城主

四 道覚上人と浄土宗

1 浄土宗の東国への伝播

(1) 浄土宗西山派の東国への伝播

法然上人を宗祖とする浄土宗は、禅宗・日蓮宗とともに、鎌倉新仏教の代表的な宗派である。法然は唐の善導大師の観無量寿經の疏を読んで、すべての人が平等に迷いの世界から救われて、浄土往生を期する正しい行法は唯念仏することであることを悟ったのは、承安五年（一一七五）三月、四十七才の時といわれている。

この教えは古代貴族仏教のむずかしい教義と異り、どんな罪深い者でも、阿弥陀仏に帰依し、南無阿弥陀仏を唱え

れば、ことごとく仏の救済にあずかれるという、きわめて平易な教えであったため、当時の民衆はひでりに水を得たように吉水よしみづの草庵をたずねておしえをこい、たちまち洛中、洛外にひろまっていた。

関東の武士の中でも、まず熊谷次郎直実（蓮生房）、宇都宮頼綱等の御家人ごけじんが帰依者きえしやとなり、上野国においても、大胡隆義・同実秀父子、藺田成家、山上に住した行仙編（念仏往生伝）所載の往生人十六名のうち八名までが上野国の住人であることは、浄土宗が、かなり早くから盛んであったことを物語っている。

法然の門弟数百名のうち、弁長・証空・隆寛・長西・親鸞等は特に高僧のほまれ高く、各一派を立て、中でも弁長の鎮西派は、徳川時代以降幕府の被護をうけて浄土宗の正統とされ遂次教線を拡げた。また証空は西山派、親鸞は一向宗じやうしやうの派祖となった。このうち西山派は、現在では京都東山禅林寺（永観堂）、西山粟生光明寺および誓願寺を本山としている。浄土宗の教義は法然の遺言としてしるした「一枚起請文」につぎるものがある。その經典は「無量寿経」

「観無量寿経」「阿弥陀経」の浄土三部経を所依の經典としている。証空の開いた西山派は、その後京都を中心として教線を弘めてゆくが、その法弟のうち、浄音（西谷流）の教系は観智—行観と相承し、行観は武蔵国鵜之木うのき光明寺（現、東京都大田区鵜之木町）に下って光明寺を開いた。

鵜之木光明寺の草創は遠く奈良時代の天平年間、僧行基の開いた寺といわれ、弘仁（一四七〇）年中弘法大師が再興し、関東高野山宝幢院といい隆盛であった。鎌倉時代にいたって寛喜年中（一二二九—一二三二）北条泰時の時代浄土宗に転宗、関東浄土宗西山派の最初の道場と定めて、大金山宝幢院光明寺と号し、また「鵜之木寺」とも言っている。

西山派の派祖証空は高僧で、善恵房ともまた弥天鑑智国師とも言う。「当麻曼陀羅注記」十巻を述作した。ある時、大和国大麻寺に参詣、曼陀羅の模写を発願し、感謝のあまり、画工を呼んで大小十三鋪を模写して有縁の道場に

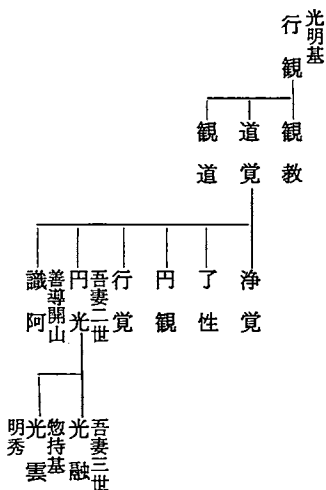
贈ったといわれ、この新しい視聴覚説法の方法は、当時他宗に例をみない西山派独得の布教の手段として考案されたものであった。

この西山派のうちことに西谷流、吾妻教系は吾妻善導寺を中心にして、この当麻曼陀羅信仰を最高の教学として伝承した。

証空は始め朝廷、後嵯峨院、花園院、その他皇族・貴族に講談して上流社会において盛行したが、一般民衆には、その批判をおそれて曼陀羅講説は行わなかったとも伝えられているが、その相伝は初期においては「心伝口授」を旨とし、明観のとき始めて談義所（檀林）の講談が行われたという。

(2) 鶴之木光明寺と道覚上人等の善光寺詣り。

京都、養福寺系譜によると



となり、行観に三人の法弟があり、観教が光明寺二世、道覚が第三世となっている。

道覚は武蔵国の産で、幼くして俊敏、行観の坐下にあって、その学問は特にすぐれていたといわれる。以下三和上

変相流布記（以下流布記という）によって上人の事蹟をのべてみよう。

鎌倉末期、道覚上人は同じく武蔵国の産で、高弟である識阿、円光（一説に行覚とする説もある）の二僧を伴って信濃国善光寺参詣に旅立った。聖地善光寺は鎌倉時代西方浄土になぞらえられて、その参詣は盛行であった。しかし道覚にはほかに大きな目的があったにちがいない。

これよりさき派祖証空上人は嘉禎三年（一二三七）九月、曼陀羅の模写を九条殿の御沙汰として信濃国善光寺に納め、その他十数幅を諸寺院におくり、一方印板に刻んで多量に流布したといわれている。道覚の善光寺参詣は、この曼陀羅の模写にあったのであろう。流布記によると、これを暗示するかのように次のことがのべられている。「善光寺に参籠の折、内陣において謹んで法施を捧った。すると傍に一人の法師がおった。道覚は彼の法師に『拙僧は浄土曼陀羅の模写を求めている。』というと法師は『丁度よい。拙僧は画師である。私が画いてあげましょう』というので、道覚は喜んで国に帰り、弟子たちにこの旨を相談し、絵具代として五〇〇疋を絵師に渡した。すると絵師は京に上り絵具を求めて帰り、三年を費して立派な曼陀羅を画きあげた。ところが完成とともに、その絵師も絵も、その夜のうちに行方不明となってしまう。この曼陀羅は権化の所作であったのではなからうか。」と記している。

2 道覚上人の事蹟と善福寺

(1) 鮑間氏の帰依

このころ太田庄川戸村の内出城に鮑間氏（土地の文獻にいう秋間氏）という武士がおった。鮑間氏の本貫は和名抄の碓氷郡鮑馬郷であると考えられるが、その支族がこのころ、この城におったものであろう。鮑間氏のもと鮑馬氏とかき足利氏の支族吉良氏の流れをくむものである。その史にあらわれるのは元久二年（一二〇五）六月、源実朝の時

代、北条時政が平賀朝雅の讒により畠山重忠父子を殺したとき、御所方安達景盛（上野国の奉行人）の配下に飽間太郎が出てくるのが初見で、（吾妻鑑）次は楠合戦注文の中に、正慶二年（一三三三）正月頃、河内の楠正成討伐のため京都大番役に勤仕中の上野の御家人の中に飽間一族の名があり、楠正成の守る赤坂城、千早城攻めに参加しているのがみえる。いずれにしろ碓氷、吾妻両郡に蟻踞していた鎌倉幕府の御家人であったことがしれる。流布記によると「領主飽間殿が吾妻河の川上から帆かけ舟三そうがおりてくる夢をみた。このことを家臣に語ると、高僧三人が城下の平川戸にたどりついた。」とのべており、加沢記にも大同小異の記事がみえる。ただし、同記は吾妻氏を領主としているところが異っている。また郡内の旧記によると飽間氏を秋間備前守泰則としている。

流布記によると飽間氏の一族に田部重阿という人がおり、子がなかったので識阿を猶子としたことがみえる。

(2) 無量寿寺、久福寺の創建

道覚は飽間氏の願いによって平川戸溝口に無量寿寺を創建した。そして刺繍して造った掛軸様の阿弥陀像をもって本尊としたという。これが善導寺の前身の寺であって現在平川戸（現、吾妻町大字原町付近）には溝口という地名はないが、原町字新井、岩櫃城址登山口の付近に古寺院址があり、昭和十八、九年のころ吾妻線の鉄道工事にあたって、ここより多くの板碑と遺物を出土しているので、この地ではないかと推定している。不動沢と吾妻川の合流地付近一帯を溝口と言ったものであろうか。

道覚と飽間とは師檀の關係にあつたにもかかわらず、互いに不和の間柄となった。そこで道覚は無量寿寺を出て、弟子の円光の開基した久福寺に入つて余生を送り八月十五日（年月不詳）に示寂したといわれる。久福寺がいずれの地であつたかこれも全くわからないが、修驗岩櫃語には「普光山善導寺は川戸田辺に識阿開山、滝沢山善福寺は滝沢にあり。中代より断絶、円光開山、柳水山善光寺は山田にあり。中代より善福寺と号す。道覚開山。」とあり、また

加沢記には円光は青山（現、中之条町大字青山）の遠通寺を開いたごとくみえるし、この久福寺は滝沢（原町字滝沢、現在の善導寺付近の地）か青山の遠通寺跡がその遺跡ではあるまいか。

遠通寺については古記録を総合してみると「貞治元年円光、識阿、道覚（加沢記に行覚とある）の三上人が来り、円光は青山遠通寺を創建したが、兵火にかかり戦国時代焼失、のち廃寺となり、江戸時代に観音堂、薬師堂を建てた」とあり、また再編吾妻記（享保五年円聖述）によると「青桐山観世音、青山邑、本尊十一面観世音、恵心僧都作、石碑の銘に正慶の年号あり。そのころ円通寺という寺あり。兵乱の節断絶と申候。」とある。正慶（一三三二～一三三三、南朝の元弘二、三年）の年号の石碑は現在不明であるが、このころ久福寺も創建せられたものではなからうか。

(3) 道覚の鎌倉出向。

元弘二年春（一三三二、決定往生秘密義によると元弘三年十二月晦日とある）道覚は派祖証空述の当麻曼陀羅鈔を求めて吾妻より鎌倉に上った。まず鶴ヶ岡八幡宮に参籠して、その成功を祈願したのであるが、不思議にも傘の厨子という場所で一軸の巻物を拾得した。ひらいてみると「当麻曼陀羅鈔、寛法所持」と記してあった。驚喜した道覚は名越の寛法のもとにいたり、若干の浄財を寄進し、師に随って、建武元年に至る三年の間に、この秘鈔を書写し、相伝することができた。この秘鈔はなかなかの難解のものであったが、神仏に誓願し、その霊驗をもって通達することができたといわれる。

この秘鈔は「曼陀羅注記」「観経秘決集」「選択集密要決」等三十八巻の抄物として永く秘められ、この道覚の寛法よりの相伝が西山派史における初見であるといわれている。文明十五（一四八三）年、明秀は「曼陀羅注記鈔」十巻をあらわし、秘抄としての注記の公開を憚る時期において、これを著したことは一つの偉業であった。明秀は若いとき吾妻善導寺二世円光に学び、のち南海道（和歌山）において驚くべき教化力を示した名僧である。

証空のこの秘鈔は流布記によると、上人の在世中は世人の誹謗^{ひぼう}を考え公表しなかった。そこで高弟の淨音に命じて宇治の宝蔵に秘符して収めておいたものであったが、その後幾年かののち、律音という者が、この宝蔵に潜入し、この鈔物を盗みとり、関東に下って鎌倉の寛法に授与したものであるといわれている。

道寛の鎌倉に上った翌年、すなわち元弘三年五月、上野の新田義貞は鎌倉を攻め、同年五月二十二日、北条高時は自刃し、ここに北条氏は滅び、鎌倉の町は戦火におおわれ、太平記によると死者六千人といわれ、鎌倉幕府はここに滅亡した。道寛のこの大動乱の中における苦闘は一通りではなかったことがしのばれる。

○東京都東村山市徳蔵寺の元弘の板碑についての一考察

東京都東村山市野口字西宿、徳蔵寺境内に、大正三年八月二十五日国宝に編入された「元弘の板碑^{いたひ}」がある。新田義貞の鎌倉攻めの際、元弘三年五月十五日、武州分倍河原^{ふばいかわら}の戦において戦死した若武者飽間斎藤三郎藤原盛貞（二十五才）同孫家行（二十三才）同年五月十八日相州村岡の戦において戦死した飽間孫三郎完長^{（忠）}（三十五才）の追善供養のために建てられた全国でも珍しい板碑である。もと激戦地であった將軍塚の傍、芳春庵にあったものを徳蔵寺に移したものであるという。玖阿弥陀仏が勧進し、遍阿弥陀仏が執筆したことまで記されている。この僧の名前より浄土宗関係の僧侶によって建てたことがわかる。

飽間姓三名のこの若武者は碓氷・吾妻二郡に土着していた飽間一族（楠合戦注文所載）の者ではなからうか。加沢記にも、「秋間三郎」の名は、川戸内出城主として散見されるところで、道寛と何等かの関係があったものかどうか興味ある問題なので、記して参考に供する次第である。

なお、讃岐国善通寺文書に「暦応四年、讃岐国弘田郷地頭飽間斎藤三郎入道」とあるといわれる。（上毛及上毛人上野国の飽間一族のものであろうか。

(4) 善導寺創建と吾妻教系

道覚は鎌倉において寛法より相伝された秘抄を携えて吾妻に帰り門人にこれを講説した。おそらく善導寺談義所の講説であつたろう。よつてこれより曼陀羅の法門は諸国より集まつて学問をしていた学僧によつて諸国に弘通したといわれている。

道覚は溝口の無量寿寺退去ののちは、總の阿弥陀の本尊と、曼陀羅の聖教を高弟識阿に与えたという。

ここにおいて識阿は延文年間（原町誌には貞治年間とあり）川戸の地に領主飽間氏の外護のもとに普光山無量寿院善導寺を創草し第一世となつた。寺紋に現在㊦の足利氏の家紋をつけているのは飽間氏が吉良氏（足利氏の一族）の出自によるものであろう。識阿のあとは円光が久福寺より入つて第二世をついだ。この円光も高僧で、その母が榛名の沼に入水して蛇身となつた伝説は吾妻地方に知れわたつているところであるが、その法弟に四人の高僧があらわれた。光融は善導寺第三世となり、明秀は赤松氏の一族といわれ、のち紀州において十数カ寺の寺院を開くという、驚くべき教化力を示し、曼陀羅抄注記、その他を著し、蓮如と比肩されるまでに至つた。光居（智通菩薩）は吾妻退去ののち、美濃の名利立政寺に入つた。後光厳院、後円融院、後小松院三院の篤い帰依をえた寺である。相殿上人は上野国群馬郡の人で、吾妻より京に上り、足利將軍の帰依をえて常楽寺を開く等、吾妻教系の最盛期を築いた人々である。

この善導寺は檀林寺であり、現在の仏教大学のような格の高い寺で、天文年中まで川戸にあつたが、飽間氏断絶ののちは岩櫃斎藤氏の外護によつて城下霧沢にうつり、引続き檀林であつたことは「郷原談義所」と言われたところより知ることができる。善導寺代々記によれば、美濃、尾張、信濃、陸奥等の国々まで末寺すべて一二〇カ寺とあり、貞享四年、同寺二十代林普上人の記録には、七五カ寺の末寺を有していたことがわかる。この教系を西山派、西谷流、吾妻

教系という。

元和元年岩櫃城破却ののち、現在地滝沢にうつり、寛永年間江戸芝増上寺の末寺となり鎮西派に改派した。

(5) 善福寺の創建

善福寺の創建は寺伝によれば康永元年（一三四二）となっている。寺の記録が火災によって湮滅し伝わらないのは遺憾であるが、次のような推定ができる。

しるがいわづものなり
修驗岩櫃語によると

柳水山善光寺は山田にあり、中代より善福寺と号す。道覚開山」とあり、さらに斎藤系図によると「原町稻荷城主大野下野守義衡は法名を善福寺殿と号す」とある。義衡は加沢記によると文明五年（一四七三）ごろ内出の飽間氏、中之条和利宮城主塩谷氏を倒して岩櫃城主となっていることがみえる。また慶長十九年（一六一四）の金剛院文書によると原町金剛院の地はもと「善福寺隠居屋敷十疋」の地であったことがしれる。

以上の史料によって考えると、善福寺は最初原町滝沢の地に円光によって滝沢山善福寺として創建せられたことがわかる。あるいは草創当時久福寺と称したのかもしれない。円光が善導寺二世に転出したのち寺は衰えたので中代に至って断絶してしまった。金剛院の地は、この滝沢山善福寺の隠居寺の地であったのであろう。道覚は山田に善光寺を創建した。文明のころ大野義衡が一郡を平定して、岩櫃城主となるにおよんで一旦断絶した善福寺を再興し、山田の善光寺と合併し、山号寺号をそれぞれとって、柳水山善福寺として中興したのではあるまいか。五代、玄澄の時代ごろと推定せられる。

道覚の入寂年月日も次の異説があつて定かでない。

加沢記

貞治元年八月十五日説

善導寺代々記 貞治四年八月十五日説

禅林寺記録 応永二年八月十五日説

また道覚の供養塔は善福寺にあるが、墓は川戸にあるという伝説がある。加沢記に「上人は貞治元年八月十五日遷化し給いけり。御墓所は反辺の傍首の社（現、川戸神社）の辺に一字の阿弥陀堂を建立せり。」とあり、寺では上人の遷化の年を貞治元年とし、昭和十三年六〇〇年の遠忌を田辺の地において執行った。第二世了性、第三世浄覚は京都養福寺系譜によると道覚の法弟となっている。

(6) 善光寺三尊仏

寺には道覚上人が善光寺より持ってきたと伝える金銅善光寺三尊仏が古来秘仏として伝えられている。往古より十二年に一度午年に開帳が行われる例となっていて、現在、群馬県の重要文化財に指定せられているが、日本四十八体中第四十五番の尊像といわれている。この仏像は鍔抜の型式で、鎌倉時代中期ごろの作と推定せられる。三尊像ともはめこみ式に作られた古いもので、中尊の三国伝来善光寺如来像は高さ四十六センチ、渦髪で白毫はないが、衲衣（法衣のこと）は前面に美しい衣紋をえがき、両手は来迎印を結んで一部に鍔金のあとがある。脇侍は右が観世音菩薩像、左が勢至菩薩像で、ともに三十四センチで同型、仏鉢の両手は腹にあて、宝珠を抱く姿をしている。

この善福寺の三尊仏と同型で年号のあるものを示すと、日覚寺のものは文永八年（一二七一）、国立博物館のものには建長六年（一二五四）銘のものがある。なお、台湾善光寺縁起抄によると「後嵯峨天皇は京都泉涌寺に新善光寺を御建立、如来分身四十八軀を御鑄造、各地に御奉安遊ばさる」とあり、吾妻鏡寛元四年（一二四六）の条に「三月十四日、信濃国善光寺供養あり。大蔵卿法印良信導師たり。名越故遠江入道生西の賢息等遺言を受くるに依て大檀越となり、些会をなす」云々とある。この大供養は後嵯峨天皇の思召しを奉じて行ったものかどうかはわからない



善光寺三尊仏(善福寺蔵、県重文)

が、寛元四年正月天皇は讓位している。また口碑によると、

開山道覚浄弁上人は加賀の国の人で、康永元年、生国加賀国より当寺秘仏日本四十五番善光寺如来を尊信のあまり負い来り、同時に一字を建立す。今の善福寺にして白山神社は上人の氏神として遷座奉信し鎮座、上妻神社は尾州熱田明神を遷座し奉信せるものなり」と伝えている。また道覚は浄弁、寛阿とも称した。

(7) むすび

道覚は今より六〇〇余年前、吾妻の地に鎌倉期新仏教である浄土宗を弘通し、善福寺を開いたのみでなく、その法弟をして名刹善導寺を起させ、あるいはこれを継ぎ守らせ、吾妻の地に浄土宗の全盛期を開いたのみでなく、東国における浄土仏教の大修業場、根本道場の一つとしての基を開いた。道覚は浄土宗の法脈、法系の上からみても偉大な存在であり善福寺の開山上人であったばかりでなく、無量寿院を開き、さらにはそのさき原町善導寺とともに東国における浄土仏教の根本道場であった武州鵜之木的光明寺第三世の住持でもあった。なかでも特筆すべきことは、南北朝動乱の渦中にあつて鎌倉に上り、曼陀羅抄外三十八巻の秘鈔を書写し、「曼陀羅絵とき」という時宜に適した、現代でいうなれば視聴覚伝導法の基を開いた。このことは本邦仏法流布の上からみても実に画期的の成果をあげたことは特筆大書すべきことである。

江戸時代にいたって寛永年間、善導寺が鎮西派に改派したため、同派に付会した誤った伝記が残されていることや、京都禅林寺の記録等により、寺の歴史が曲折して今に及んでいることは誠に遺憾といふべきであらう。

一例をとって言うなれば、原町誌所載の京都禅林寺を嗣いだこと、南北朝時代の歌人であったこと等は全くの誤伝であることを付記しておく。

注

(一) 三和上変相流布記

中世より浄土宗西山派西谷流（主として吾妻善導寺の系統）に伝わったもので異本がある。室町時代の作で、天正年代の奥書のものもある。三和上とは道覚、識阿、円光の三上人のことで、変相とは曼陀羅、いまは当麻曼陀羅のことである。原文は漢文で書かれている。地元の善導寺は数度の火災により全記録を焼失し伝わらなかったが、今回山口市法界寺の辻田稔次師の好意により、これを写得することができた。加沢記、代々記、歴代名誌より古い史料で、文面に「筑紫」や「鎮西流」のことが全然のっていないことは注目すべきところである。

(二) 当麻曼陀羅

奈良県北葛城郡当麻寺（むかろくぐんたいまじ）の観無量寿経によって阿弥陀如来主宰の極楽浄土の図相をあらわした、つづれ織の掛物で、縦横一丈三尺（約四メートル余り）の大幅。これに関する注釈書も証空、西替、義山、大順ら浄土宗の僧によって、つぎつぎに出版されている。

(三) 三尊仏同型の銘

（国立博物館蔵）

中尊背面鐫銘（ちゆうそうへんけんめい）

善光寺如来（ぜんくわうじにょらい）三尊（さんそん）于時建長第六甲子正月廿日、下野国那須御社円東与世村勸進上人西忍生年廿七。奉安置之依夢相之告鑄模之。

（注、鐫刻はりつける）

同両脇侍背面鐫銘

建長六年歲次甲子正月廿日鑄移西忍生年廿七

(日覺寺)

後光附日覺寺台座柄鑄銘

文永八年十月十九日四十日鑄奉鑄物師 加茂延時

道覺上人關係系譜

① 京都、養福寺系譜

法然房源空上人——聖光房弁長(鎮西派)

善慧房証空(西山派)

淨音(西谷流)
円空(深草流)

房州朝阿

觀智——道空

了音——光明基

聖達——智心

(遍)

觀道——光明寺二世
光明教

注(光明三世、善福寺開)

觀道——道覺

(注) 道覺以前の系譜は省略してある
円光以下

識阿——吾妻善導寺開山

円光——吾妻二世

行觀——(注遠通寺基か)

円觀——了性(注善福寺二世)

淨覺——(注善福寺三世)

了性——(注善福寺二世)

円觀——(注善福寺二世)

行觀——(注善福寺二世)

吾妻二世

吾妻三世

教神——神吉常樂基

神吉常樂基

光明秀

惣持基

光融

吾妻三世

光空

吾妻四世

召常念基

光空

吾妻四世

觀惠

正法基

乘運

曼陀羅基

了性

了性

了性

② 宗派諸

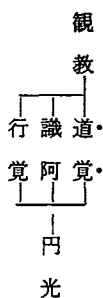
觀教——道覺

識阿

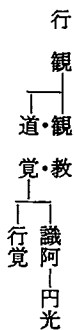
円光

四 道覚上人と浄土宗

③ 血脉譜



④ 倍山本



(四) 鶉之木光明寺代々(浄土門流譜)

○行観→観教→道覚→唯忍→如実→明観→意観→了円→観達→性観→妙観→教忍
 (四) 上州吾妻庄普光山善導寺代々(浄土門流譜)

○識阿→円光→光融→光栄→利栄→浄辨→覚辨→行覚→普天→了性→天澤→覚融→于國→円観→秀旭→教信→観照→空秀→空眼

清賢

(四) 西谷光明寺代々(浄土門流譜)

○浄音→了音→義勝→観性→観道→道空→専称→聖意

(第3表)

(京都 池田円曉提供資料による)

善光寺仏四十八鉢札所一覧表

札所番号	所在地	寺院名	札所番号	所在地	寺院名
第一番	京都	清涼寺	九番	大坂	和光寺
二番	京ノ	海雲寺	十番	同	天王寺
三番	京ノ	殊勝寺	十一番	同平野	大念仏寺
四番	京ノ	光龍寺	十二番	河内く に 小山	善光寺
五番	京ノ	善光寺	十三番	同く上ノ太子	恵福寺
六番	同	覚光寺	十四番	大和のく に	当摩寺
七番	同	仏堂寺	十五番	同く	立花寺
八番	大坂	鏡寺	十六番	同く	阿蘇賀寺

※吾妻善福寺代々

開山 1 道覚 2 了性 3 浄覚 4 寂玄 5 玄澄 6 龍應 7 光然 8 慈観 9 了海 10 了演 11 真了 12 光観 13 貞應 14 智辨 15 大譽 16 光譽 17 清譽 18 □譽

19 眞譽 20 念譽 21 行譽 22 梵譽 23 行譽 24 経譽 25 聲譽 26 頼譽 27 範譽 28 知譽 29 宜譽 30 目譽 31 得譽 32 戒譽 33 祥譽 34 賢譽 35 瑞譽 36 順譽

(善福寺文書)

五 和利宮と神道集

1 和利宮について

和利宮は現在吾妻神社（元、郷社）といい、大字横尾に鎮座し、その昔は吾妻大社ともいい、割宮、和流宮、和理宮ともいった。吾妻郡だけでなく、利根、群馬郡にも信者のあった地方の名社である。吾妻七社の一で祭神は不明であるが、土地では大穴牟遲神おおあなむちのかみと言っている。明治十年、四十一年の神社合併で、中之条町名久田地区、高山村尻高所在の五十余社を合祀した。

氏は江戸期、中之条町、伊勢町、横尾村の総鎮守となっているが、明治以降は中之条・沢田・伊参・名久田・高山・原町の全域におよんでいる。文化九年（一八一二）の火災により、旧記古文書「七社鎮座の縁起」「祭祀の旧記」その他を失い、中世以来の祀官である小坂橋家においても旧記録の多くを散失して、その由緒の詳細はわからない。しかし南北朝時代延文年間（一三五六―六一）京都安居院あぐいで編集されたとみられる神道集所載の「上野国児持山大



吾妻神社（元、和利宮 中之条町横尾）

るといわれている。

中之条を初め条里制と関連ある地名も数多く存在しているが、これは省略し、中之条町字小川より西中之条にかけて条里制の遺構と推定される長地型地割の歴然としたものが残されていた。（大正中期中中之条沢田耕地整理組合測図による）親郡神社と郡衙址（ぐんがあと）とみられる大宮は南北一直線上にあり、その中程に小川（中之条町の小字）の地割が認められる。

明神の事」、郡内に昔から伝わる「和利宮縁起」「吾妻七社明神縁起」「親郡明神縁起」「和利宮略縁起」（小板橋家蔵、江戸末期小板橋秀雄著）等が伝えられておりその大要を知ることができる。その鎮座の地も嵩山（たけやま）（神道集の見付山すなわち和利の嶽）麓の五反田に最初祀られておったが、中世中之条町大字伊勢町、伊勢宮の後方丘陵の地御手洗山（みたらしやま）、さらに中世末期現在地に遷座された。

2 古代の和利宮

古代は前掲の通り五反田にあった。割の宮の名のしめす通り、古代大化改新前後において全国的に行われたとみられる条里制施行（じょうりせい）のとき、その拠点となった場所に安置せられた神で、土地制度の大改革を記念すべき土地に、国司、郡司の名によって祀られたものではあるまいか。備後国世羅郡の和理比売神社は条里制施行のとき祀った神であり、武蔵国府中市の坪宮もそうであ

3 中世の和利宮と神道集

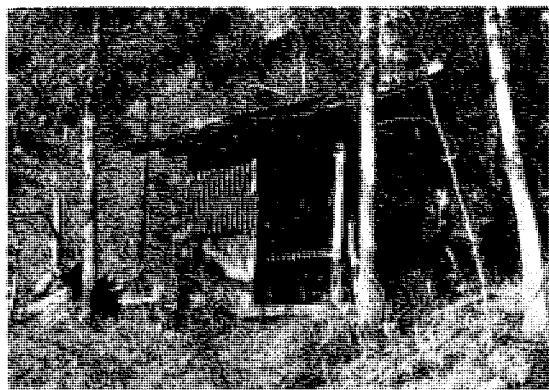
延文年間（一三五六—一六一、十四世紀中頃）に編集せられたという神道集という神道説話集の巻第六、第三十四「上野国児持山大明神の事」の条に和利宮の縁起が詳述せられている。その内容の大意は「奈良時代のころ、和利の宮の神（加若和利）と子持明神（子持姫）とは夫婦であり、ともに伊勢国の生れであった。伊勢国司が美しい子持姫を横恋慕したことより、和利は下野国室の八嶋（現、栃木市内）に流される。子持の神は諏訪神、熱田神等の援助によって夫を救出し、再び結ばれてこの地に神となる。関係の者達もそれぞれ各地に神に祀られ、吾妻七社明神となる」というくだりである。元来、神道を仏教的に説いたものである。その基幹となった詞章はほかにあった筈で、この土地に古くから伝わる「子持山縁起」であり、「和利宮縁起」であったと考えられる。

古代貴族社会が崩壊し、中世の武士の世となると、在地領主の実力は漸次高まって地方の莊園を蚕食し、鎌倉新仏教の抬頭は古代貴族仏教（天台、真言）に大きな打撃を与えた。このような大きな社会変革の中にあつて、私たちの住む郷土はいかに変わっていったのであろうか。いまここに神道集を足がかりに、その成立のころの農民の精神的生活の一端を考えてみよう。

中世前期の吾妻地方の状況の詳細はわからないが、吾妻東部には吾妻庄という莊園があり、吾妻氏が勢力を頭わし、勅旨牧であつた市代牧（中之条町市城付近）は源氏吾妻氏、（のちの村上氏）に押領せられたもので、白井を中心にあつた白井御厨（伊勢神宮の神領）は鎌倉中期建保のころ（一二一三—一二一九）長尾氏によって押領せられたという。これに対して中央の莊園領主である貴族や社寺、（伊勢神宮を含めて）はただ手を拱いて傍観していただのではない。これら在地の実力者である武士を自分に引き付けるための方策を講じた。それは中央の霊神靈仏の利益

効験をとくと共に、信者を檀那として組織し、その尊敬や信頼を確立するために、御師や山伏やその他下層宗教家を地方に遣つて、その信仰宣布の網を拡げ庄園の保持に全力を尽した。またこの中世初期は封建制が確立していなかった。近世のように人を土地に束縛することもできなかったし、したがって庶民を把握していなかった。そこでこの体制から疎外された人、離脱した人、権門社寺に隸属した賤民、民間の下層宗教家である呪師、唱聞師、山伏、巫女、鉦叩、鉢叩、放下僧、絵解き、比丘等々は諸國に漂泊、流浪した。このようにこの時代は我々の想像以上の多くの庶民が旅から旅へと移動した。これらの人は都市よりは地方農村へと道を辿り、貧しい農民と接触してゆく。彼等は地方の神仏の口碑や伝説を取材し手を加え、絵にかいて農民に説教（唱聞という）したり（絵解きという）物語り風に説教したりした。当時の地方農民は全くの文盲であり、知識などもち合せなかったもので、これら漂泊の下層宗教家たちの媒体によって初めて土地の鎮守神、即ち和利宮や子持明神のような神々の前世物語りや垂迹説を知ったのである。これら土地に祀られてある神々は貧しい農民の生活を擁護し、村落共同体の安全を守護することも初めて知る驚異であつたのである。古代の神は官符の神であり、農民たちの近より難い存在にみえたものが、実は和利神や子持神のように人間臭い、農民と同じように苦しみも、かなしみも共にあつた神であることを知ることによって彼等に非常な親近感を与えたことであろう。このことは農民の神に対する意識の大きな変貌であり、中世の農民はここに初めて自由の信仰を自分自身の手によって、とりもどしたとみてよからう。神と人との異常なまでの接近は以後和利宮の神が地方農村の精神生活の支柱となつて近世へと続いて行く。

このことは丁度同時代善福寺を開いた道覚が浄土宗流布のため、視聽覚伝道法ともいふべき曼陀羅講説（絵とき）相伝のため元弘年間鎌倉に上つてこれを取得し、吾妻に帰つて一般に公開したのと全く軌を一にするものであり、南北朝という動乱期の農民の精神生活を知る上に、注目すべきことであると言えよう。



和利社（大字五反田親都）

吾妻七社の場合誰がその媒体となったか知る由もないが、一説におそらく伊勢出自の唱聞師（説教する人）が上野子持山の神人としてその唱導に従事するとき生じたものかともいわれている。和利宮縁起には中世の奥書のあるものがあり、おそらく鎌倉時代初期より伝承せられたもので、前掲の人々により加筆され訂正されて、農民にわかり易く唱導せられたものであろう。また嵩山周辺には修験道的ないろいろの行事や遺跡もかすかず残されている。例えば旧十月十日夜行われる石薬師の火祭や熊野三所権現（いしくし）、石薬師（いしくし）、熊野新宮、本地薬師、弥陀堂（熊野本宮、本地阿弥陀如来）和利堂（熊野那智、本地十一面観音）大天狗、中天狗、小天狗、不動堂等がこれである。また山麓には時宗（じむね）の寺とみられる宝蔵寺跡が残されている。

4 中世中・後期の和利宮

南北朝動乱以後在地領主の力は確立し、逐次庄園は消え、神社は領主の意志によって統制される。戦国の世をむかえ武將は領民統治の一方策として神社を保護しその維持につとめるようになる。

永享のころ吾妻郡は大野、秋間、塩谷氏の三氏に分割所領せられるが、伊勢町和利宮城主塩谷氏は中之条・高山地方をその領域として勢力があった。塩谷日向守の時代（推定）支配力の強化のため総鎮守である和利宮を自分の城域である伊勢町和利宮城の東北に移転したらしい。和利宮城の名称もこれより生じたものと思われる。五反田に鎮座のときは代々神田氏が祠官としてつとめていた。永享年間小板橋氏が祠官となっているとところよ

り、領主の意志により神官の交替が行われたものであろう。

小板橋氏は吉隆の父景隆（山左衛門尉）が応永三十三年（一四二六）上杉氏の乱をさけ吾妻郡に来住、吉隆は美作掾、和利宮太夫といい、永享十二年（一四四〇）初めて吾妻七社神主となった。和利宮中興の神官で、文明十年（一四七八）死、梅林貞凌神主という。その子吉忠も和利宮太夫をつぎ永正十七年（一五二〇）死去した。現在伊勢町伊勢宮境内に永正十七年小板橋氏と刻した石宮があるが、その霊を祀ったものであろう。以来明治に至るまで連綿としてその祠官をつとめた。その子正成、永禄十二年（一五六九）死、その子貞正、天正十八年（一五九〇）死、このとき男系が絶えたのか、正家は天正十八年松井田落城により遁れて伊勢町に來り、神官の家をつぎ慶安元年高齢で没している。

（小板橋系図）

社殿のあった所は伊勢宮後方丘陵の東にあり、現在も御手洗山みたらしやまと言う。本殿がここに建てられ、現在の地（東北三町のところ）は拝殿だけあった所といわれる。御手洗山の山頂より、その後本殿の礎石、鳥居、灯籠の石片を発掘した。また伊勢町に「鳥居原」の地名を残している。

横尾の地への移転：現在地に移転した時期は不明であるが、小板橋家蔵、和利宮略縁起に、「弘治二丙辰年（一五五六）九月十九日、和利大明神やまとあきみじん加若次郎かわじろう和利之御魂、本宮大名持命ヲ齊キ奉テ唯一之神ト崇メ奉ル。社領三貫四百四十文古来寄附、年月未詳」とあるところより、このころ現在地に移転したものと推考される。和利宮城落城後、この地方には尻高氏しつたかが進出しているので尻高氏が守護神としてこの地へ移したものであろう。永禄以後この地方が武田氏支配下に入ると、永禄七年（一五六四）真田幸隆は若干文の地を武運長久、戦勝祈願のため寄進した。天正十年正月その子昌幸も横尾の和利宮、嶽山たけやま近戸ちかどの明神に社領の寄進があり、天正十八年八月、その子信幸は沼田入部にあたり諸名社に社領を寄進している。

一、為和利宮社領而七貫五百文寄附畢、弥於神前武運長久懇祈可抽誠候者也。仍而如件。

天正拾八年八月 日

北能登守奉之◎

その後代々真田氏の崇敬厚く、寛永十六年（一六三九）四代真田信政、明暦三年（一六五七）五代真田信澄と土地の寄進が行われている。

和利宮移転のちも五反田の故地には吾妻七社明神（現、親都神社、元禄六年古図による）があった。また同社には古来次の神領があった。

「親都田所在地」…横尾高津に田畑、五反田成田に畑、蟻川倉沢に田、五反田日やけに同社領計永八貫文があり、親都田または「わり田」といった。割田の姓もここから生れたものであろう。和利堂は大字五反田字和利にあり、永禄年中焼失、寛文八年再建、この地は和利宮最初の祭祀地であらうか。

（第4表）

（注）① 吾妻七社明神（神道集による）

神社名	祭祀の場所	祭神	本地	備考
児持大明神	群馬郡白井郷	武部山 児持御前	如意輪観音	現、北群馬郡子持村、子持神社
和利大明神	吾妻郡横尾 （最初見付山の麓）	和利嶽 加若和利	十一面観音	現、吾妻郡中之条町横尾、吾妻神社
禿頭大明神	吾妻郡岩下（石下）	岩下 若君	請観音	現、吾妻郡吾妻町矢倉、鳥頭神社
半手木大明神	群馬郡中山村	鳥山の北 侍従局	文珠	現、吾妻郡高山村中山、中山神社

山 さん 代 だい 大明神	同 尻高村	尻高 藤原成次	十一面観音	吾妻郡高山村尻高
笹 ささ 尾 お 大明神	利根郡笹尾村	河田朝日向 藤原成次北の方	請観音	現、沼田市川田、篠尾神社
白頭 びやくかう 目 め 大明神	吾妻郡中之条町	岩尾山今里 舍人、馬	十一面観音	吾妻郡中之条町市城、白鳥神社

※① 南北朝時代本地垂迹関係、如意輪—伊豆権現、十一面—熱田、白山、北野 請観音—伊勢神宮（内宮、鎌倉末）神道集には鳥頭神社は婁東宮（トツキトウノミヤ）とある

② 安居院…比叡山東塔の竹林坊の里坊のことで、天台宗竹林坊流の道場として有名。平治物語で有名な信西入道通憲の子天台宗の僧澄憲は唱導（説教のこと）の名手で、その子孫にも名手が出た。のち浄土宗に入る。安居院に住んでいたこの門流を安居院流といい、唱導の本宗の地位を占めていた。

③ 神道集…因位説、垂迹説に基づいて全国の神社の縁起を集録したもので、全十巻、五十章からなり、そのうち上野国関係八章、京都安居院にて南北朝時代の延文年間（一三五六—六一）編集されたとみられている。神道を仏教的立場から説いたもので、南北朝時代より溯って平安後期ごろの伝承と思われる。

④ 御厨…主として伊勢神宮（内宮および外宮）の中世の所領をいう。田を御厨といい畑を御園みそのと称した。鎌倉時代作「神鳳抄」の上野関係は十カ所ある。東村新巻に御園の字があり御園の地と推定せられ、白井にも白井御厨があった。下尻高地方（名久田）も御厨の地と推定せられる。

⑤ 和利宮の梵鐘…明治の排仏毀釈の際廃棄され、利根郡新治村大字新巻今宿の曹洞宗功德山徳巖寺に移されていたが、銘はつぶされて、わずかに和理宮の文字が見えていたといわれ、第二次世界大戦の末期昭和十七年金屬回収の際供出された（尾崎喜左雄、上野神名帳の研究）

六 中世の産業

1 戦国の世の農村

侍分である名主層が独立して地侍となると、地下分である零細百姓は名主層の名田を耕すようになり、ついに名主層に頭をつらねる者も頭われてくる。しかし、これはほんの一部の百姓で、多くの百姓はいつ果てるともしれぬ戦乱の渦に巻きこまれていったのであった。

当時の百姓は重い年貢と諸役の外、戦乱のときは領主のために臨時動員させられて農兵として敵と闘うという大きな任務を負わされていた。応仁の乱以後戦闘は集団戦となり、天文の鉄砲伝来以来は持筒衆（鉄砲隊）としての農兵の参加は時代の下るに従ってその数を増していったのである。武田氏は寄親、寄子の制度を整えていた。農民は有事の際には寄子となって戦った。農民即農兵というのが戦国の世の村の姿である。これは農民の再生産に対する大きな破壊であった。

永禄六年の長野原合戦の際も「民農業の時分なれば在家に下りて小勢なれば云々」（加沢記）とあるように長野原城も農兵の援助がなかったため落城、城将常田隆永（真田幸隆の弟）は討死した。天正に入ると、戦闘も大型化し、総力戦の様相をおびてくる。

天正十二年、真田昌幸が上田城において徳川軍と戦った時などは、城地二里四方の百姓を全部城郭内に入れ、男性だけでなく、女性、幼童まで総動員している。女、童は石つぶてをもって応戦し、この時、動員された農民は二千余人

といわれ、大きな犠牲をもたらした。翌十三年九月、北条氏が沼田城を攻めたときも、百姓、出家、社人にいたるまで残らず城につめて応戦している。このように百姓は二重、三重の苦しみをうけたので、在所を払っての逃散、集団離村、欠落等も間、かつ的に行われたので、村は荒れるにまかせる有様であった。

永祿二年、岩櫃、嶽山領の百姓は岩櫃の斎藤氏の庄政に堪えかねて北条領である小野子村に逃散している。（小野子、如意寺文書）同七年には鎌原村の百姓が国境を越えて信州に逃散し（鎌原系図）天正二十年には今度は信州より鎌原領に逃散している。（下屋文書）そして天正十年本能寺の乱後の吾妻郡内の混乱の様子を加沢記は次のようにつたえている。「兵乱頻りなれば国々の僧侶深山峨々たる処を、よき住居と相尋ね、財宝を持運び動揺すること限りなし」と。僧侶だけでなく一般百姓も山中にのがれ、その難をさけようとした有様が目にうつるようである。

戦国大名間の戦争が総力戦化されるにつれて、さらに経済戦へと移行していった。百姓も領主ともに最も恐れていたのは農業生産物の破壊と、兵火による農家の焼打ちであった。そしてその間を縫うように素破やワッハ達の良民への襲撃が加えられてゆく。生きるということの厳しさ、戦争の恐ろしさをイヤというほど身に知らされたのはほかならぬ百姓達であったのである。

永祿七年五月、武田信玄は西上州へ破竹の進撃をした。そして敵地の麦作を全部刈取り、苗代をなぎ払い、その上、農家に放火して引上げた。元龜二年八月、信玄は吾妻より白井領に乱入したときも、小野子庄、渋川を焼き払って、疾風のように東上州に抜けた。天正十四年春、小田原北条氏が利根、吾妻二郡に侵入を企図したとき、とりわけ困ったのは、その境目の農民であった。農民は仕付けもできず、その大半は哀れにも餓死した。このとき、北条氏の部将であった中山城主赤見山城守は川田表に乱入し、早苗を踏み散らし、麦作を刈取ったので、ここにおいても大半は餓死したといわれる。



大堰、町立第2小学校第1分校付近

2 大堰の開削

以上は戦乱の世の農村の姿である。しかし農業やその他産業に関する文献はほとんどと言ってよい程残されていない。この少ない史料から二日市、七日市の市場と大堰の開削をとりあげ、このころの村の様子を考えてみることにする。

中之条町大字上沢渡蛇野地内の晩釣橋^{ばんつりばし}付近より蛇野川(上沢渡川の上流)の水を引水し、上沢渡川の南の山麓を堀削し、前尻部落の上約十^{じゅう}位の所にその水路の痕を認め、堀幅は一^{いち}八〇位で、それより寺社原部落の下を通り大字山田字高沼―清水―下山田と四万川の西岸の山裾を堀割り、吾妻町大字原町在下稻荷城にいたる約八^{はち}以上^{じょう}にわたる用水を土地では大堰^{おおぜき}とよんでいる。この用水について、いつ、誰が、どのようにして開削したか記録を全く残さない。その全貌を知ることとはできないし、今まで学術的調査もまた行われていない。ただ口碑に「蛇野川より水を引いて稲荷城の濠に流した。しかし三日しか通水しなかった。」という伝承だけが、わずかに残されているのみである。この水路跡は山の裾を見えかくれに通っており、現在まで開発の波にも幸いあらわれないので、ほぼその遺跡は完全に残されている。この伝承によって中世に開かれた水路であるということが推定せられる。現在でも、町立第二小学校第一分校(山田)付近においては、当時の水路を復原して立派に用水として利用している。

この伝承をたよりに、この水路の開削者は誰かという稲荷城主ということになるのが妥当であろう。この城主の歴史も確実な史料を残してはいないが、江戸時代に書かれた記録によると①吾妻太郎藤原行盛(南北朝時代)②大野氏説(室町時代文明以降)となる。さ

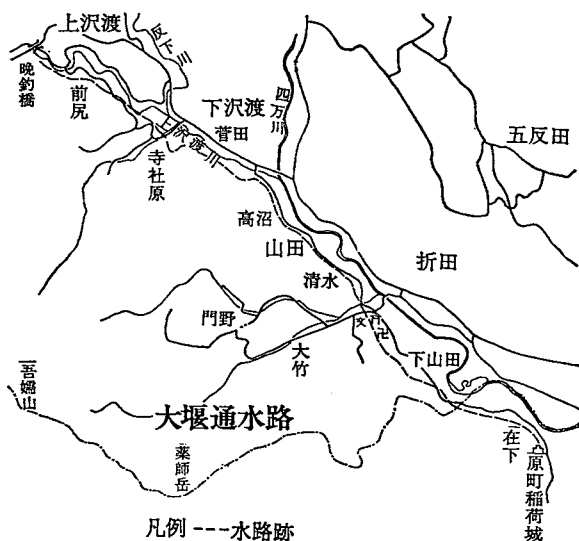
てこの大野氏も諸説が分かれている。そのいくつかをのべてみると④大野氏はもと越前国大野郡の豪族で室町時代の初期本郡に來り、吾妻郡の地頭となった。⑤加沢記によると室町の初期大野氏は「吾妻三家」の一であったが、下野守義衡のとき、文明のころ郡を統一して岩櫃城主となり、新田金山城主由良氏に属した。⑥折田小渕系図によると、小渕興元は越前国大野郡より出た者で、大野下野守と改め、上杉定政に代えて二五〇貫文を領したという。天文三年二月、七十三才で没し、妻は岩櫃城主斎藤越前守の女で、弘治元年四月没、その子式信は信州に移住し、大河原下総守と名乗り信玄に属した。⑦伊勢町覚書によると伊勢町小城主大野氏は白井長尾氏と一族で、相州大庭氏おほはの流れであるという。

以上のように諸説紛々として、いずれをとってよいかわからない。つぎにいつごろの開削に成るものであろうか。まず第一に考えられることは(一)吾妻氏である。吾妻氏の館址は原町字「館の内」ほとのうちと伝えられるので、この付近一帯の地に通水するために行ったものかとも推定せられる。時代は鎌倉末期く南北朝時代ということになるが、その遺跡の様子よりみて室町中期く戦国時代というのが順当と思われる。時代は文明年代以降と言うことになるが、一郡を統一した程の実力者であれば大野氏説が最も妥当ということがいえよう。また推定を許さるるならば、上杉家文書「関東幕注文」中、吾妻郡の部に、岩下衆斎藤越前守と並んで山田氏がある。幕紋は斎藤と同じとあるところより、岩櫃斎藤氏と深い関係があったことが知れる。あるいは山田の土豪山田氏が斎藤氏とともに、戦国時代開削したものであろうか。

伝説によると測量技術の発達しない当時においては、夜間提灯を利用して、その高低を測り、掘削したものと言ひ伝えられている。いずれにしても中世において、この地に用水路の切り開きが行われたということは、一大驚異といわなければならない。

なお上野国において、中世開発された用水路として①榛名山麓より高崎市に至る長野堰がある。これは箕輪城主長

六 中世の産業



野氏と伝えられ②邑桑、新田地方には大谷休泊の開削という休泊堀③前橋の赤城山麓地方には、有名な女堀の遺構が残っている。しかしその開発の歴史は、全くわからないのである。

3 中世の市場、二日市と七日市

中之条町大字平に二日市、横尾に七日市の小字がある。いずれも中世において市場が開かれた場所であって、古記録の何物をも伝えていないが、両地ともに市神を祀った天王石が残されている。

第二節でのべたように名久田川流域は中世最も農業生産が高かった土地とみられる。市場の立ったのはいつの時代か明らかにないが、南北朝時代～室町時代初期と推定せられる。市場成立の背景として、前記農業生産高が増加したこと、このころ宋銭による貨幣流通が増大したことが考えられる。ここは当時尻高氏の所領であって白井長尾氏に属していた。下人、所従を隷属した地侍を対象としての年貢銭納化の現象によるものであろう。いま一つの推定は、吾妻記に年代は下るが、文禄のころのこととして「伊勢神宮へ五貫文のところ下尻高村三カ組（大塚、赤坂、平）で神納していた。ただし粗で五十五石五升で一俵は京舁で四斗五升入、百文について、一俵一升であった。」という記録がある。古記録によると「白井の保」は御厨（伊勢神宮へ米その他を納めていた私

のまま御厨として中世残存し、土地の物産を神納していたものではなからうか。
 年貢の銭納化（伊勢神宮への神納も含めて）は中世の荘園においては、遠隔地ほど、その現物輸送は不自由であり、かつ山間部においては山林や畑の加工生産物等の米以外の年貢があった関係上、銭納化は近畿地方より先行したといわれている。



二日市（手前の石が天王石）（大字平）



七日市天王石（大字横尾）

領地）であると記され、吾妻郡東村新巻（市城の対岸）に御園という地がある。御園は伊勢神宮へ畑物を納めていた地名といわれているので中世、この下尻高村も白井の保の一部として御厨のおかれていた場所であって、白井御厨は建保年間（一一三三～一九）長尾氏に押領されたとしているが、この地はそ

二日市は赤坂川、熊野沢、名久田川の合流地点に位置した関係上、沼田街道と三国峠―大道峠―赤坂川を下りてくる越後よりの物資等もあったと考えられ、七日市は名久田川と吾妻川の合流点に近く、白井道と暮坂峠越え信濃道、白井―木根宿―浅貝道のいわゆる越後道の合流する地点でもあり、交通の要衝であった。当時中之条、伊勢町、原町は一面の原野であったのである。中世末期、上杉、武田氏の侵入によって戦国大名の支配下となるにおよんで年貢は現物納となっていたので、これら市場も自然衰退したものであろう。

なお、当時は市場には飯屋（いひや）という固定した設備が設けられており、市の開かれるときだけこれを利用して、商・農も未分離であったので付近で農耕にたずさわる農民がここにおいて商取引を行ったものであろう。市日は月一回か、あるいは三回位、二、七日の日において開市したものと推定せられる。

当時市で取扱った商品は土地の農産物で、伊勢神宮への貢献品は衣料品が多かったといわれるが、寒冷地でかつ肥沃の地に適するといわれる麻類等が取引されたものであろうか。古来東北、北陸、信濃、越後の青芋、麻布は著名であった。このころ吾妻は信濃のうちの吾妻とみなされていたといわれる。また室町時代作の庭訓往来（ていしんまいらい）には上野の綿（真綿のこと）の名がみえている。

七 中世の交通

1 中世の交通概観

古代貴族政治が崩壊して鎌倉に幕府が建てられ武士の世となっても、地方の荘園は一握になくなったわけではな

く、その余命は室町の中期ごろまで残されていた。荘園領主は多く奈良や京都の貴族や社寺であったから、在地の荘園を直接管理している政所まさところとの間の年貢輸送や、そのたの連絡について地方との交通は頻繁であった。吾妻氏のような幕府の御家人は鎌倉や京都の大番勤務をつとめなければならなかったで、これとの往復もあった。鎌倉街道といわれる中世の道が開かれたのもこのころであり、吾妻よりのこの街道は平川戸（原町）―大戸―三ノ倉―和田（高崎）を通ったものと考えられる。

貴族政権の崩壊は、これと深い関連をもつ諸社寺もその勢力を失ってゆく。これら大寺院や大邸宅に仕えていた下層宗教家や、その従者たちはその職を失って地方に流浪した。また熊野や伊勢神宮の御師みしのように、地方と師檀関係を結んで、その往復の旅を重ねてゆく者もあった。「和利宮と神道集」の項でみたように漂泊の人々が、このころ沢山いたことは現在我々の想像する以上のものであったろう。中世の人々は一遍上人いつぺんしやうじん絵巻にみるように、旅をこの上もなく好んだ。それは何故だろうか。いろいろそこに要因を求められるが、近世の封建時代のように土地と農民が緊縛されることもなかった。言い換えれば後期封建制時代のように、その制度が徹底していなかった。未完成であったことが、その要因であると考えられる。人の移動があれば交通路も開けるのは理の当然のことである。

十四世紀の南北朝の動乱に引続いての関東の動乱、戦国の世と時がたつにつれて少しずつ交通の関係の文献もあらわれてくる。

戦乱も漸く激しくなろうとする応仁、文明以降、戦国の世にかけて、我上野国を京都の文人が幾人か訪れ、「北国紀行」「梅花無尺歳」「廻国雜記」「東路の津登」等の紀行文をのこした。この記録によって、おぼろげながら上野の交通路の一端をのぞくことができる。我吾妻郡には万里集九や、宗長、宗祇等が、草津入湯のために足をふみ入れている。このころ国府より草津への道は、国府―三ノ倉―大戸―草津道を通ったのが主な往還で、今のうちに中之条、

原町、長野原、草津道は通れなかった。越後への道も渋川―沼田―新潟ではなくて、渋川（白井）―北牧―中山峠―中山―三国峠の三国街道を通るのが常道であった。このように現代とは全く異なった道を彼等はかよっている。

2 道路、橋梁、関所

(1) 戦国諸將の作戦経路

戦国の世になると、同じ中世でも前期と全く人の動きが異ってくる。打つづく戦乱のためである。上野の国はこの時代、我国の戦国の大々名といわれた上杉・武田・北条の草刈場であった。このような時代においては城砦が武將の作戦行動の中核となり、攻略に防衛に城地を中心に道路網の発達を促したことは言をまつまでもないことである。いま「加沢記」「吾妻記」等に記載されている記録をもとに道路の状況を復原してみると次のようになる。天正八年武田氏によって沼田城が攻略されるまで、吾妻の交通は、その首城である岩櫃城を中心に、その支城、郡外、国外へと開けてゆくことが知れる。中之条町を含めて東吾妻は岩櫃城を中心に、その地形そのものが自然に防衛の型をとっており、北は三国山脈の屏風のような重畳たる山岳を隔てて越後の国に、西は鳥居峠、南は浅間山を境して信濃国と、吾妻は上・信・越の緩衝地帯であったため、このような戦乱の時代においては、作戦上要衝の地でもあったわけである。いまその武將の行動の軌跡を一表にまとめると次のようになる。

戦国時代の道路

○越後口

1 三国峠越（三国街道）

永井―三国峠―湯沢

2 清水越

湯槍曾―直越―越後の内、志水谷

3 木ノ根峠越

四万―木ノ根峠―越後、浅貝

4 大道峠越

中之条—蟻川—大道峠—須川—永井

○信州口

1 鳥居峠道

真田道（上田道）

上田—大日向—鳥居峠—大笹—大戸—原町—中之条

沼田

保科・仁礼街道

須坂—仁礼—菅平—鳥居峠—大笹

2 波峠越 湯田中—波峠—入山

3 万座山越 信州高井郡—万座山越—千俣その他

4 浅間驛道 沓掛—六里力原—大笹

○上州口

1 大戸道 大笹—鎌原—須賀尾—大戸—三ノ倉—室田—

2 暮坂道 暮坂峠—細尾—沢渡

3 榛名山越道 吾妻郡—榛名山越—伊香保

4 赤城山越 前橋—赤城山越—白井野原—沼田

5 子持山越 群馬郡—子持山越—中山

6 日陽道（市城口）

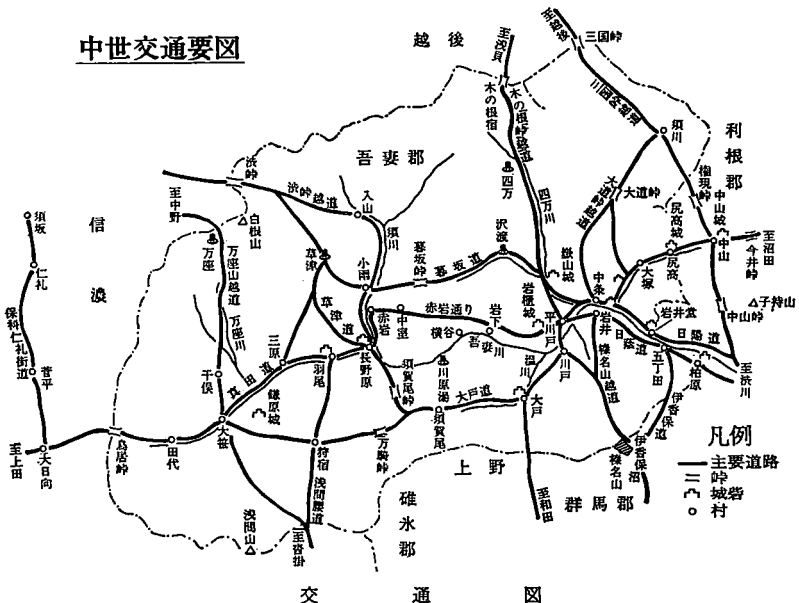
7 日陰道（柏原口）

白井—小野子—市城—中之条

柏原（箱島）—岩井—厚田

至中野

中世交通要図



(2) 尾根道と棧道

現在の道路は吾妻川を始め、その支流の河谷にそって道路網ができあがっている。しかしこの時代は多く山の屋根や山腹を道としていた。いわゆる尾根道で、首城岩櫃城より吾妻郡西部への道を例にとるならば、現在の吾妻峡は交通が不可能に近かったので、城地の裏より郷原の古屋にいで、それより山の屋根を通り、高間山—中室(六合村赤岩)—須川谿谷—長野原へとつらなっていた。戦国の時代においては、いずくの地においても最短距離をよしとしたことは、現代とかわりはないが、作戦上このことは喫緊の要訣であったのである。天文、永禄以降鉄砲の伝来は、特に作戦道路に特段の注意を払わなければならなかった。今のように河谷を通ることは、敵の隘路攻撃の絶好の目標となることである。少々の難路であっても、まず味方の身を護ることが第一であった。

現在の日陰道(岩櫃—柏原—茨川) 日陽道(岩櫃—岩井堂—白井)に例をとってみても、みな山の中腹を縫って道路は開けていた。自分の身を山の樹木によって遮蔽もできるし、第一、吾妻川の両岸はところどころ断崖があり、人の通行を許さなかったのである。

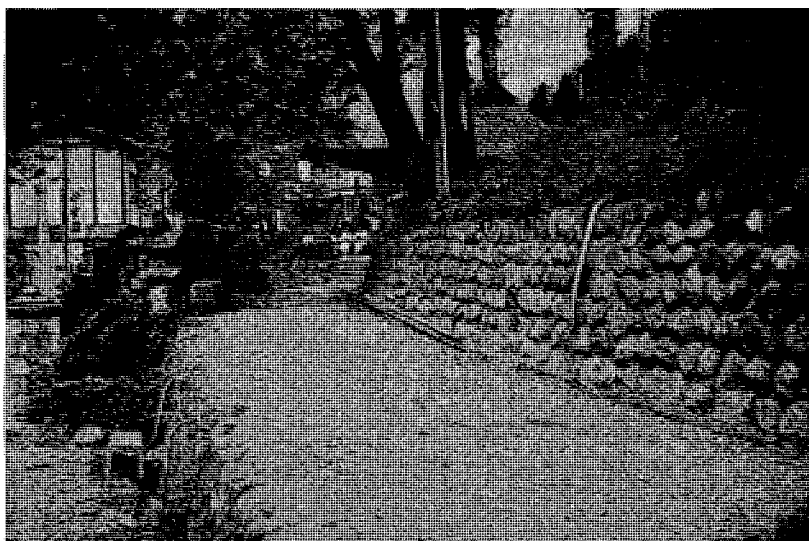
北国紀行の著者である京都の歌人堯恵が文明十七年(一四八五)九月、「白井の城より、棧道を伝いて、草津の湯に行く」という記事がみえる。ではこの棧路とは一体何であろうか。棧路とは「かけはし」のことである。かけはしとは「道のけわしい所に板などならべ棚のように造った道をいう」のであって、これが断崖の道であれば、有名な中国の四川省の「蜀の棧道」我國の「木曾のかけはし」のように、文字通り危い橋で、断崖の途中につくられた人一人しかやっと通れない道を通過しなければならなかった。白井よりおそく中之条へ出たものであろうが、小野上辺の断崖の道、中之条—四万道のうちの「きりどうし」のような所を言ったものであろう。「きりどうし」というのは折田

と下沢渡の間の險路を言っているが、ここはその昔「木根のかけはし」と言われた難所であった。前掲のように、中之条―四万―木根宿―越後道を「木根宿通り」という中世の道が走っていた。「きりどうし」に元禄四年建てられた「木根の掛橋」と刻まれた道標があり、現在折田の定光寺観音堂境内に移されて保存せられている。いまの四万街道は越後への重要道路ではあったが「木曾のかけはし」にも勝るとも劣らない難所であったので、中世「木根のかけはし」と言われたことがあったのである。（木根の掛橋の注末尾）

(3) 中世の橋

戦国時代にあった橋として記録にのこるものに「山田川の橋（中之条―原町間）」太田の橋（中世茶臼の橋とも書かれ、今の長須橋、郷原―厚田間、吾妻川に架橋）忠度の橋（伊勢町―青山間、現在の松見橋、名久田川に架橋）須川橋（長野原、須川）琴橋（長野原、吾妻川に架橋）等の名が散見される。このころの橋はすべて刎橋式にできていたものであろう。山田川の橋と太田の橋は岩櫃城付の要害の橋であったもので、特に長須橋（太田の橋）はいかなる吾妻川の出水にも落ちないといわれた橋であったので、古来「万年橋」の名で郡民にしまれていたものである。中世、上信越交通の扇のかなめの役を果たしてきた重要な橋であった。

さて、折田文書によると「山田川の橋」は、もと「山田橋」といい、現在の山田善福寺付近より折田にかけられていた四万川上の橋梁であったが、戦国の時代、現在地付近に移され、「山田川の橋」と改称されたといわれている。橋梁は戦略上にも重要な役割をもっていた。兵員、物資の輸送は勿論のことであるが、いざ戦争となると、これらの橋は必要によって切って落された。かような意味で刎橋としていたものである。永禄六年九月の長野原合戦の際、長野原城には真田幸隆の弟常田新六郎が守っていたが、岩櫃の斎藤勢の攻撃にあい、城兵不足のため城を保つことができなくなって、須川にかけてあった「須川橋」と、吾妻川に架橋してあった「琴橋」を落して防いだ。これに対して



中世の日向見関所付近

斎藤勢は王城山みことやまの材木を伐って須川をうめ、長野原城を攻略したことが加沢記にみえる。

(4) 中世の関所

吾妻郡に中世の関所と伝えられるものに、応桑の「狩宿関」と中之条四万の「日向見関」がある。大笹関所由来記に「四万の奥、日向見薬師堂の前を少し下った所に関所があったが、猿カ京関が三国街道に出来てからそこに移され廃関となった。」とある。猿カ京関ができたのは寛永八年四月のことである。このころ越後、信濃への山抜道やまぬきみちが三カ所あった。

①木根宿通り、中之条—四万—木根宿—越後浅貝、②渋峠越え、入山村—渋峠—信濃湯田中③万座山越え、千俣—万座山—信濃高井郡、の三カ所で、武田信玄は越後へのこの山抜道には特に警戒の目をひからしめ、土地の地侍に申し付けて、その通行を厳しく監視させたといわれる。日向見関はこのような理由により設けられたものであろう。この外、越後への抜け道として、三国越えの外、間道として合瀬、初越（ともに利根郡）の二道があったが、近世の初期、猿カ京関設置とともに、その通行を停止した。また信玄は戦時「人

留め」を行ってその往来を禁じた。中世の関所は、元来ここを通る商人から関税を徴収し、これを軍費にあてることが目的とし、信玄もこれに重大な関心を有していたが、この「日向見関」は専ら人の往来を監視したものであろう。しかし「狩宿関」は物資流通面に関連した関所とも考えられる。

3 中世の宿駅と伝馬制

戦国時代の宿駅には、岩櫃城下の平川戸宿、礪山城下の親都、木根宿通りの木根宿、赤岩通りの中室、真田道の長野原、大笹等があった。中世の宿駅は「在家千軒」といわれるもので、千軒あったわけではなく、多くの人が聚落をつくっていたという意味である。

この時代は岩櫃中心の時代であったから、平川戸宿を中心に道路がのびていた。この宿は宿といっても僅か四、五十軒の小さな根古屋町で、近世の城下町の先驅をなすものである。親都は「親都千軒」といわれ、当時中之条付近の中心的存在であったらしい。寺も市場もあった形跡がみえ、中室は六合村赤岩の大字にその名を留めているが、この地も中世「中室千軒」といわれ、平川戸―長野原間いわゆる赤岩通りの中継宿駅であったというが、その後宿は退散した。長野原、大笹は武田時代、上田―平川戸―沼田に至る、いわゆる真田道の宿駅として発達したものである。草津も町をなしていたであろうが、宿駅とは言えない。

木根宿は白井―中之条―四万―越後浅見間のいわゆる「奥州故道」の宿である。一時は遊女等もおったと伝えられている。須川記第二十「須川名所並に因縁の事」の条に「四万の境に木根宿とて町あり。これは越後より吾妻へ通路。享禄年中（一五二八―三三）強盗ども押かけ焼とり故退転。彼山の内に宝蔵と云谷あり。この谷へ狩に行けば鳥獸沢山とれる。故に宝蔵の蔵と名のり云々……」とある。享禄年中、山賊のため宿駅が焼かれ宿が廃されたことがみえる。

武田信玄が吾妻を占領するや、必らず伝馬制をひいたと考えられるが、これを伝える文献はない。鎌倉幕府は駅馬を各郡に常備し、その輸送に当らせたという。戦国時代、北条・今川・武田・上杉等の東国大名は「伝馬」という駅制をつくり運輸に供した。街道上にある宿で駄馬や乗馬を継ぎ立てる制度である。この宿には旅人を泊らせるとともに、その宿の人々に伝馬役、つまり公用の馬匹継立ての役を勤めさせ、公用のものを無賃で輸送させた。武田氏の伝馬制度の初見は天文九年信州佐久郡海之口に実施させたことがみえる。武田氏の伝馬は一日四匹で、北条氏の三四より多い。これは無賃で勤めなければならない。勝頼が天正九年信州大門郷に下した捷書によると、ここの伝馬は十七人で番を定め、順次にこれを勤めたといわれる。

武田氏滅亡ののち、天正十二年十二月真田昌幸は平川戸宿の一場氏に、

吾妻問屋の事、相違あるべからざるの条、前々の如く申付くべきの由、御意に候者なり。仍てくだんの如し。

天正十二甲申極月（十二月）十六日

竜善坊これを奉る

市場右京進殿

（伊勢町一場文書）

という書付を与えた。「前々より」の言句は武田時代伝馬制があったことを暗示している。市場氏は平川戸の乙名であった。旅宿と伝馬業を営み、真田氏に対して伝馬の課役を負担した。市場氏はこの配下に教軒の「伝馬屋敷」をもち、伝馬業者を指揮して真田氏の伝馬役を勤めたものである。

その代償として旅人、商人に対する伝馬業を許可され、街道を往還する行商人は悉く問屋に宿泊しなければならぬ、市場の管理権も握っていた。真田氏の伝馬制については詳しくは近世の項においてのべることにする。

4 武田氏の戦時交通政策

戦時など非常時になると武田氏は「よんどころなき火急の公用においては、その時に至りて御下知（ヒゲチ）を加えらるべき事」と無制限の継立を規定している。なお戦時には飛脚役・道路橋梁修築役・兵糧運送役などが課せられた。（奥野高広、武田信玄）そして戦時には全領民が徴集されるのであるが、宿駅の伝馬業者は除外された。

信玄は元龜二年八月、吾妻郡を横断し、白井領の第一の関門岩井堂城をぬき、村落、宿駅を焼き、東上州へ進撃した。（双林寺文書）このとき信玄は黒鋳隊（くろくわ）という道路工作隊を特別に編成し、作戦道路を新たに開削しつつ進撃した。黒鋳とは畔鋳（くろくわ）のことで、田畑を開墾し、または石垣などを築くことを業とする者をいうのであるが、信玄は戦時火急の際は、このような特別工兵隊をもつて、ことにあたったのである。

時代は溯るが永禄十年五月四日、信玄は六月一日より九月一日まで、草津へ入湯に来る貴賤一切の者の出入を嚴禁した。（湯本文書）

来る六月朔日（きつじち）（一日のこと）より、九月朔日に至る草津湯治の貴賤一切、これを停止おわんぬ。近辺の民、御訴訟申すに依つて此の如く仰出され候者也。仍て件の如し。

永禄十年丁卯五月四日

跡部大炊助（ききまへ）うけたまわる（丸竜朱印）

三原衆

草津入湯にあたって戦国の荒武者たちの乱暴浪藉を土地の人達が嫌って、草津近辺の地侍を主とする三原衆の信玄への申し立てによって、入湯禁止の触れが出されたものである。このような道路交通の遮断は何故に断行せられたものであろうか。

八中世の神社

1 中世の神

本町は北は越後、信濃と境し、南は榛名山をもって平坦部と、東は利根郡、西は吾妻峡をもって西吾妻の山岳地帯に連る山岳重疊の山国で、わずかに中之条町付近が小さな盆地を形成している。

この年八月信玄は信州・甲州・西上州の武將に、信州生島足島神社いしくしまるしまにおいて、信玄に対して絶対の忠誠を誓わせた。武田氏家臣団の弱点は、家臣団を城下町に移住させることができなかったところにあった。これは何故かという扶持米を支給するほど土地の生産力が高くなかった関係上、家臣を在村させねばならなかった。新しい時代にそった「専門的武士団」をつくることができなかったところに武田氏の家臣団統率の弱さがあった。三原衆という地侍層に対する信玄の統率の脆弱さがうかがわれる。なお武田勝頼が、天正八年五月二十三日、岩櫃城代海野幸光うんのゆきみつに与えた軍令においても、地衆（地侍層）に対しては狼藉ろうせきをしないよう懇切にこれにあたることを第一条に示している。（第十一節戦国時代の軍政・軍略・軍規の項参照のこと）

（注）木根の掛橋

中之条町大字折田字定光寺観音堂に左の供養塔があり次の銘が記されている。基部に「木根の掛橋」とあり、「元禄四未辛五月二十日開之、中之条町、四万本邑、伊勢町、西中之条村、上沢渡村、横尾村、青山村、折田村、平村、市城村」と刻されている。

山岳信仰は日本の歴史とともに遠い原始の時代からあった。農耕社会の成立とともに、灌漑用水の供給源である山を水分神（みくまりのかみ）のこもる山として仰ぐ習いは、大和の吉野山と同じように我郷土にもあった。上信越国境の高峰に祭祀された稲妻神は水分神であったのである。山の神は春は平地に降りて田の神となり、農事が終わると秋に山に帰るといふ素朴な信仰もあった。農民の山を仰ぐ目には特別のものがああり、山に一つの畏怖感をもって朝な夕なに接していた。山々には「山の神」十二山がどこに行っても祀られている。上野における古代の神の格付として鎌倉時代の永仁六年に書写されたという総社神社の上野国神名帳をみると吾妻郡に十三座の神がのせられてある。従一位白根明神、従二位小白根明神、従三位浅間明神、従五位上小不多明神、その他小磯明神、佐奈明神、新湊明神の名を連ねている。吾妻郡上位の諸明神はすべて火山神を祭っている。このことは本郡が本県唯一の火山を有する郡であること。当時の吾妻の人々がいかに火山活動という神秘的な自然現象に大きな畏怖の念をいだいていたかが知れる。このような畏虔な地域住民の神に対する在り方に大きな変化を与えたのは一体何であったのであろうか。

中世を迎えて古代貴族社会から武士の世へ、荘園制の崩壊から武士の押領へ、貴族仏教の衰退と鎌倉新仏教の抬頭等物心両面からの大きな変貌が次第に進みつつあった。

その中で古代貴族仏教といわれる天台、真言兩派の衰勢、貴族の勃落はここに仕える数多くの宗教家やここに働く人々を地方に分散させた。伊勢神宮も熊野神社も同様であった。御師あるいは先達といわれ、その他もろもろの下層宗教家は京や奈良などの都市よりは、むしろ地方へその教線の拡張と宣布網を拡げようとした。彼等は持前の特技をいかして唱導師となり、修験者として地方へその生活の場を求めた。

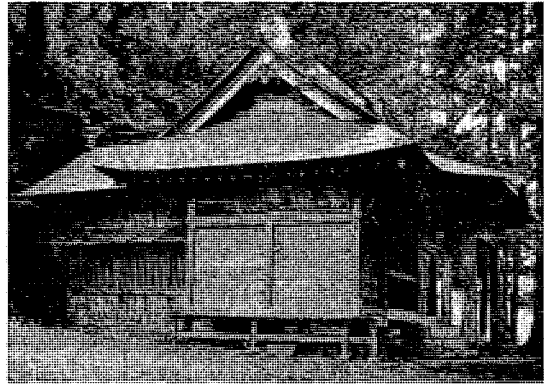
鎌倉中期以降、特にこの地方では熊野山伏の活動が目立ってきたことは「修験道の項」で述べた。古代末より中世にかけて神と仏が習合した本地垂迹説という考えは、もともと仏教々団側から起ったものである。この傾向は農民の

神に対するゆるぎない信仰をあますところなく利用して行くのである。名久田川上流地域や嬭恋村門貝付近はこの熊野先達が媒体となって熊野本山と師檀関係が結ばれていたらしく、多くの熊野神社の創建をみている。また加賀の白山に根拠をもつ白山山伏も、この間を縫うように、熊野神社と交錯して白山神社の鎮座をみることが出来る。しかし中世末における白山と真田氏との結びつきもみのがすことのできないことである。

鎌倉幕府の創設とともに武士の守護神である神や鎮守神の勧請をみるのも中世の大きな特色である。伊勢町の五良神社は白井長尾氏との関連が考えられ、南北朝時代里見氏の分流である中沢氏などの新田氏系の祭った北野社、雷電社等は在地領主の農民鎮撫の一方策の先鞭としてみてよいのではなからうか。

吾妻郡における神社の分布上特異なことは諏訪神が夥しく多いことである。明治十年の神社調査によると西吾妻の八割以上は諏訪神で、東部地区でも坂上、岩島、中之条町のうち沢田、伊参、中之条地区に特に多く祭祀されているのはいかなる事由によるものであろうか。諏訪神は源頼朝が「日本第一大軍神」として大いに崇敬、これを祭祀したので、御家人がこれに倣ったといわれるが、戦国時代当地方がいち早く武田信玄の支配下に入り、信玄の最も崇敬する諏訪神をこの地に勧請したのも彼一流の占領宣撫工作によるものと思われる。武田氏は分国統治の基幹を在地の地侍層を直接把握することにおいた。

地侍層は各地にあった支城を中心に散在していた。近世村落は、この支城を中心として形成せられていったものであり、この諏訪神が農民の精神的支柱の中核となって地域住民によって氏子の組織が行われ、現在みるような各村落共同体としての神社がつぎつぎに創建せられていったものようである。



熊 野 神 社 (蟻川)

2 中之条町諸社別中世史

(1) 勧 請 神

熊野神社。熊野三山神仰は平安後期、朝廷を始め、貴族社会を中心に信仰をあつめたが、庶民への働きかけは鎌倉幕府の弾圧に相反して庶民の間に浸透したともいわれている。熊野山伏、熊野比丘尼、御師等は熊野本山と師檀関係を結んだ在地信者との間にあって、本山の案内役や布教の先頭に立たされた。本町においては群馬郡の水沢寺が媒体となり、榛名山大房と大塚の宰相坊が中心となって尻高三社権現の創立をみたのは鎌倉中期と推定される。この三社とは尻高、大塚、赤坂の三社をいう。この社が中心となって熊野神社の分祀が進められたようである。尻高熊野神社の社木は明治初年合併のころ伐採されたが、推定千年以上の古木であったといわれ、その由緒の傍証となるであろう。(尻高古老談) また四万貫湯平の稲裏神

社は江戸時代までは熊野三社大権現といわれた古い社で、吾妻郡においては珍らしい懸仏かけぼつ二面を秘蔵している。銘がないので確定年代はわからないが、鎌倉期のものであろう。江戸末期の熊野神社は平宇妻、大塚字塩原、赤坂字矢場、赤坂、蟻川、大道新田、山田、上沢渡字蛇野、四万字貫湯平の計九社で、その祭祀地が名久田川流域と沢田地区に集中している。

白山神社。白山社は石川県石川郡鶴来町に本社があり、白山比咩神社しろやまひめという。伊弉諾尊いさなのみこと、伊弉冊尊いさなろのみことを祭神とし以前は

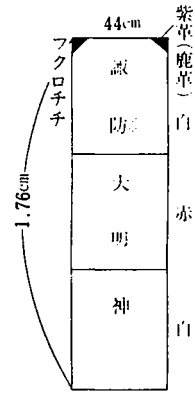
白山権現はくさんごんげんといった。中世、白山山伏の修験道の一大道場であり、神殿、仏閣四十余宇、衆徒四千人を算したという。

本町の白山神社は中世のものかどうか不明であるが次のようであった。①蟻川うばらん字宇原野②大道日影③吾妻神社境内社③西中之条柴宮神社境内社の四社である。以下記す神社は江戸末期の数によって記載したので現在神社所在のないものが多いことを付記しておく。

五郎神社。御霊ごたま神社は鎌倉市長谷に鎮座し、鎌倉権五郎景政を祀る。長尾氏が氏神として祀ったもので、白井、総社にも分祀されている。伊勢町五良神社は鎌倉権五郎を祀ったもので、その創建は鎌倉初期の正治年間と伝承されている。(伊勢町覚書)天明三年浅間荒れるとき流されたが、当時樹令七、八百年の大木があったといわれ中世の古社であることを実証している。同書に長尾氏と同族の大庭おほば氏の末流がこの地に土着したとのべている。平字柳田にも五郎神社があった。ともに白井長尾氏と関係深い神社であることがわかる。現在二社とも合祀せられた。

北野神社。この社は京都北野神社を勧請したもので、祭神は菅原道真である。市域にもと北野神社があった。新田氏の支流里見氏の流れをくむ中沢重基が川戸村いちしろより一白(市城)に移住し住所と定め、正中二年(一二三五)北野社と不動堂を建立したという。この神社が名久田川流域にのみ祭祀されているのは里見氏の勢力範囲を示すものであろうか。大塚宿割、赤坂、栃窪中村、伊勢町天代、伊勢町只則の計六社があったがいずれも合祀されて現存しない。北野社はまた武田信玄の崇敬した神社でもあった。

諏訪神社。諏訪社の本社は信州諏訪にある。上・下二社に分かれ、諏訪上社は諏訪市、下社は諏訪郡下諏訪町に鎮座し祭神は建御名方たけみかた当命は上社、八坂刀売命やさかぬきのみことは下社の祭神で、ともに出雲系の神であり、太古狩猟時代は「狩猟神」、農耕時代は「農業神」、武家時代は「武神」として全盛を極めた神である。特に源頼朝は「日本第一大軍神」としてその尊崇あつく、武田信玄も深く氏神として崇敬し、その分国にくまなく、これを分祀したといわれる。



訪敵大明神の軍旗

折田の折田神社に「諷防大明神の旗」が秘藏せられていて「武田信玄の軍旗」との伝承がある。現在報徳折田神社の社宝となっている。永祿のころ折田將監壽賢、佐藤豊後守重広（のち折田を名乗る）は同時に信玄に仕え、戦功によって信玄の尊信していた「諷防大明神」の軍旗を折田氏に下賜せられたものであるという。折田豊後守は將監の聲である関係より両氏にて戦捷報謝として諏訪宮を創建し、この軍旗を奉納した。報徳折田神社は諏訪、妙見の両社を合祀したものである。旗は地は絹。諏訪神の本郡における祭祀は他の諸神を抜んで多く所在している。前掲の如く、西吾妻地方はほとんど諏訪信仰圏で、東部吾妻においても中之条町沢田地区、伊参地区、吾妻町坂上、岩島地区に多く分祀せられている。ただし中之条町名久田地区（旧尻高領）吾妻町原町、太田地区、東村方面に比較的に祭祀が少ないのは上杉氏、白井長尾氏との関係の深さを物語るもので、諏訪神の勧請は武田氏の勧請によるものである。ただし、あるいはさらに溯って一部は狩猟、農耕時代の古代におよぶとも考えられるのである。諏訪神の分祀地域は次の通りである。

中之条地区

- ① 中之条長岡 ② 伊勢町天神 ③ 西中之条柴宮

境内社

沢田地区

- ① 山田 ② 山田 ③ 折田 ④ 四万字君の尾 ⑤

- 四万字貫湯平 ⑥ 四万字駒岩 ⑦ 上沢渡押野

伊参地区

- ① 上沢渡 ② 下沢渡 ③ 岩本

名久田地区

- ① 五反田名沢 ② 五反田和利 ③ 岩本

計

- ① 平字竹井 ② 平字柳田 ③ 枋窪前新田

十八社

八幡宮。八幡宮の祭神は、品陀和氣命（菅田別尊）とあり、ともに応神天皇である。八幡神としたのは貞観元年（八五九）宇佐八幡宮から京都男山に勧請してからのことであろうといわれる。のち清和源氏が鎌倉鶴力岡へ分祀し

てから源氏の守護神となり、のち関東の御家人の守護神として各地に分祀せられるようになった。現在中之条町に八幡宮跡が十四社ある。八幡神は稲荷社とともに屋敷神として近世祀られた場合もあったので、すべて中世のものとはいえないが、中之条八幡の八幡三所権現は岩櫃城代海野長門守幸光の崇敬の厚かった所で旧記に「中条八幡」とあり八幡の地名が残り、伊勢町久保田氏の天正十八年銘八幡宮の石碑、名久田横尾の八幡も吾妻古戦録に天平神護元年(?)創建と伝えられ八幡の名と共に八幡要害の地名も残っている。また折田八幡宮には永禄七年の棟札が残されている。その主な祭祀場所をあげると、中之条町八幡、中之条町字小川、伊勢町天代、青山字若宮、西中之条柴宮境内社、山田吾嬬神社境内社、折田、四万字湯原、横尾吾妻神社境内末社、横尾字八幡、大塚字壁谷の計十四社となる。

伊勢宮。伊勢宮はまた神明宮ともよび、伊勢大神宮の神霊を遷座したものである。これは中世伊勢御師の活躍によって創建せられたものもあると思えるが、明確なものはない。本町のそのほとんどは近世になって祀られたものであろう。大坂の陣後伊勢踊りが流行し、その踊った場所に記念に伊勢宮を建ったことが吾妻記にみえるが、このころの勧請が多いのではないだろうか。中之条伊勢宮は中之条の郷土鹿野氏が中世の末、鹿野氏一家持の神として祀ったものが、のち大字中之条町の氏神となったものである。鹿野氏は天正の末年下尻高村の代官をしていた。このころ、同地は伊勢神社へ祈禱料を納めていたので、鹿野氏が大家で祭祀していたものを慶長以後中之条へ移して祀ったものとも考えられる。大字平の伊勢宮も同様な関係で祀られたものであろう。伊勢宮の現存するもの、および合祀せられたもの合せて中之条町に十六社を数える。その内訳は中之条七、沢田七、伊参一、名久田一である。

大山祇神社。本宮は愛媛県越智郡大三島町にある。またの名を三島大明神、大三島神社ともいわれ、大山祇神を祭神とする。元来山の神であるが、のち水軍の信仰をも兼ねて山海兼備の神としてあがめられ中世においては武門の守護神であった。伊予国一の宮である。本町に祀られているのは山の神としてであって武門の守護神ではなからう。轄



四万新湯、湯前神社

内にその祭祀場所が十四カ所認められる。その主なものは山田、四万字湯原、赤坂行沢、五反田字嵩山、五反田字馬滑、岩本等山間部に多い。

湯前神社。四万、沢渡、大塚には温泉の守護神として湯前神社が祀られている。大塚のみは現存しないが、その昔は各温泉場に医薬の守護神として薬師が祀られていた。現在四万新湯に湯前薬師神社、同じく山口に湯前神社、沢渡温泉に沢渡神社がある。大穴牟遲神、少名毘古那神を主神としている。

賀茂神社。当地方では珍しい神社で一社だけ赤坂字貫坂に祀られていた。京都の賀茂神を祀ったもので、当社の信仰は中世以後全国的のもので、その分霊は全国各地に祀られている。鎌倉時代には荘園六十余カ所、二十三カ国にわたり、伊勢、石清水とともに「三社領」といわれた。吾妻郡略記にもすでにのせられている神社で、荘園と何等かの関係があったのであろうか。その他祭祀の多い神社を列記すると、菅原、稻荷、琴平、厳島、

八坂、大鳥、愛宕、飯綱、北辰、榛名、秋葉、阿夫利などの諸社があったが、近世の祭祀になったものであろう。明治の神社合併によって合祀された。

(2) 産 土 神

産土神うぶすなのかみというのは、その土地に住みついた人が、その地で神として祀った土地についた神で四万の稲妻神社、和利宮、吾嬬神社等みなこれに属する。

○吾妻神社（和利宮）。「和利宮と神道集」の項参照のこと

○吾妻七社関係社。五反田親都神社は中世吾妻七社明神と言った。（元禄六年五反田古絵図）吾妻七社とは、第五節に掲げた七神をいう。当町内でその関係社をもとめると平字二日市の山代社がある。青山の駒形社は市城の白唐馬神と同じく和利の馬を祀ったものである。この白唐馬神も土地の人人によって白鳥社とおきかえられた。白鳥神の祭神は日本武尊であつて神道集にいう白唐馬という馬とは全然関係のない祭神となっている。西中之条柴宮は一説に親都神社の里宮という伝承があるがその関係は不明である。ただし榛名神社と深い関係があつたことが知れ、最近まで宮座の組織らしいものを残していた。中世からの古い神社と思われる。古代当地方開発にあたつて祭祀した神であらうか。

○吾嬬神社。山田字花曾根にあり、中世は上妻明神、近世、吾嬬明神と改称された名社である。本郡屈指の古社で伝承によると日本武尊東征の折原町大宮の地に高豊長者という富豪があり、その姫に上妻姫（一名吾妻姫）という美姫がおつた。この姫との間に生れたのが大宮若彦命、別名岩鼓尊である。この若君を祀つたのが原町大宮であり、この姫を祀つたのが、この上妻明神である。社はもと吾嬬山の中腹にあつたが永正のころ、この地に移したという。一説に上妻姫は御諸別王の皇女とする説もあり、上毛野氏との関係の深さを暗示している、同社に「永正二年の神像」、「慶長十七年の棟札」がのこされている。

九 中世の仏教

1 中世における各宗派

(1) 天台・真言宗と修驗道

平安時代に引続いて上野国においては天台、真言、修驗道しゅげんどうが隆盛であつた。そして天台宗は西上州に、真言宗は東上州に特に弘まった。中之条町においては平安の初期伊勢町天代に天代廃寺という古い寺が創建されたというが、中世を迎えて古代仏教といわれるこの宗派は振わなかつた。僅かに近世まで余命を保ち現在廃寺となつた蟻川の真言宗福正寺があつたのみである。このことは郡に大きな豪族がいなかつたことにもよるが、四囲山に囲まれている吾妻の里は山岳信仰の一形態といわれる修驗道の発展には絶好の土地柄であつたことによるものといえよう。もともとこの修驗道は天台、真言宗という密教系から派生したものである。

平安時代中期以降になると一般に神仏習合の傾向が進んでくる。これは主に仏教々団側から出た説であるが、神も仏も同体であるという考えが強くなつてきた。神は元來仏が日本に姿を変えて現われたものであるという。本地垂迹ほんぢしじやくの思想が顯われてきたので、人々は仏の力に頼つていれば、神の怒りは気にすることは無いのである。そして日本古來から流れてきている山岳信仰に密教の教義と、山岳仏教の修行法を加えた修驗道が、次第にひろまりつつあつた。

修驗道は秀峰の山に登拝修行し、拔群の呪力の獲得をめざす実践的な信仰であり、験力を得たもの（これを験者げんさ、



修驗十二道具の一部（原町金剛院蔵）

あるいは山伏^{やまぶし}という）に格別帰依信仰することを用いるのである。その発生は平安末期より鎌倉初期といわれ、十四世紀ごろになると天台宗の系統を引くものが本山派^{ほんざんは}（園城寺^{おんじょうじ}、聖護院^{しょうごいん}に属す）真言宗の流れを引くものは当山派^{とうざんは}（三寶院に属す）と別れてゆく。

本郡における修驗道の派生を辿ると、すでに十二世紀のころと想定される笹塔婆^{ささとうば}（修驗者使用のもの）が草津白根山湯釜より発見せられており、嬌恋村門貝熊野神社裏の石窟よりは鎌倉時代末、文保三年（一一一九）の修驗の石刻文字もみいだされている。文献としては嬌恋村三原下屋家の鎌倉時代―江戸時代に至る修驗関係の文書等があり、相当古い時期より修驗道が行われていたことがしれる。

中之条町においては室町時代末期と想定される宗学寺文書によると、上尻高村より下尻高村にわたって鎌倉時代初期と推定せられる時期に（永延二年（九八八）とあるが疑わしい）群馬郡の天台宗水沢寺を媒体として熊野山伏（本山派）がこの地に相当の教線を形成した。熊野山伏は熊野信仰と深い関連を有するものである。古代末より中世の初め、三井修驗（本山派）の成立をみた。これは園城寺を根拠とする修驗である。このころ熊野三山（熊野本宮、新宮、那智）の経済的軍事力（主として水軍）は強大なものがあつた。この力を背景に熊野の師職と先達^{せんたち}による師檀関係の開拓があつた。その時期は鎌倉の中期ごろと推定されるが、そこに全国各地に一定の縄張り、すなわち檀那場の成立がなされた。熊野在庁の御師は各檀那場を開発維持するため、輩下の先達を各地に派遣し、また現地に在住の先達と

契約連絡を結び、彼等は信徒を獲得して引檀那とし本山に先導誘引して在庁の御師にひきつぎ、本山と地方檀那の間に立って、本山の宗教的權威をつないで、民衆教化にあたり本山の経済力を強化した。熊野山伏は陸路だけでなく水軍を利用して教線の拡張につとめたので熊野信仰は全国にひろまった。

彼等はその教化の一方として語り物、祭文、その他芸能をもつようになり、熊野比丘尼は曼陀羅等を利用して絵解きをして民間に漂泊し、通俗な仏教説話を各地に説き伝えた。上、下尻高村においては尻高の福蔵寺（本宮）大塚の普賢寺（本宮）赤坂（那智）に熊野三社権現を勧請し、ここを根拠として教線の拡張にあたった。先達（山伏）は一般農民に「アビラウンケン、ソワカ」というような簡易な經典を誦誦し、呪術や病気の治療、予言等を行い、農民生活の内部に入っていた。のち山伏は「法印さん」と呼ばれるようになり、熊野山伏は本山修験で、入峯の場合は熊野大峯の道を、当山修験は吉野大峯の道を通り自ら区別されていた。

嵩山…この山は中世においては見付山、和利の嶽といったことが神道集にみえている。山伏修練の道場であつたらしく小天狗、中天狗、大天狗等の地名を残しており、また山麓に熊野三社権現があつた。石薬師の旧十月十日夜に行われる火祭も中世修験の遺習であらう。山中の弥勒菩薩像とその信仰、観音信仰の形態は、その昔ここを浄土とみなしての想念からではないだろうか。

大蔵院…下沢渡に柏原大蔵院という修験があつた。ここに「永正三天丙寅霜月三日本書の如く之を写す」と奥書のある「天狗祭文」一卷が残されていた。同家においては往昔より三島神社を祭祀しており、家の伝承によると伊豆三島から移住したという。戦国期以前からの修験である。

大聖院…中之条町にあつた本山修験の房で、中条氏が修験であつた。新田氏の臣中条入道の後裔で、中世新田郡金山の由良氏に属していた。中条川原町のころは普門山中条寺大聖院といい、のち改氏して中沢氏を称し数多くの神

社の別当を兼ねていたが天保時代断絶した。

文殊院：横尾字八幡にあった本郡屈指の修験寺で、本山修験、京都聖護院に属していた。寛永時代の修験の無縫塔の存するのをみれば、中世より存続した寺院であったのであるが、その草創の年代は不詳である。一説に林昌院の隠居寺であったともいう。元禄三年四月、吾妻巡礼札所中興に力をつくした吉祥院の中に山田左衛門吉正、嶋村半左衛門久信の名がある。（吾妻順礼中興縁起による）幕末弘化元年（一八四四）のころ高野長英が高橋景作を訪ね、ここに久しく隠れていたという伝承が残されている。明治初年ここに小学校が開設されたこともあり、その廃寺となった年代は不詳である。その東の丘陵上に文禄二年の宝篋印塔があるが山田氏との深い関係が考えられる。

上野国本山人伏名所記によると中之条町の本山修験は次の通りである。（寛政六年書改め）

中之条町	大聖院	沢渡村	大藏院	文殊院
伊勢町	三藏院		西光院	平村善徳院
〃	法覚院		正覚院	（尻高村）福藏寺
〃	本龍院		光福院	（注）吾妻郡五十一カ寺
〃	法泉院		泉藏院	中之条町十八カ寺
折田村	教法院	四万村	本明院	上野国三百三十三カ寺
山田村	覚内院	大塚村	普賢寺	
四万村	三光院	横尾村	金性院	

伊勢町、沢渡村に特に修験者が多い。当山派修験は記録なく不明である。

中世においては修験者は郷中きつての知識階級であった。原町金剛院は戦国時代武田氏の佑筆をしたり、陣中使者などを勤めていたことがみえるし、四代頼詮は吾妻においては稀にみる学者で九代頼盛は「愛染符形」という書物を大

永四年（一五二四）著わしている。思うに吾妻第一の古書であろう。大光寺法弘も戦国のころ「修驗十二通」を著した。また山伏は牒報機関にたずさわっていたことがみえる。

吾妻の修驗者は戦国時代武州幸手不動院鎮良の支配下にあったが、慶長十年不動院の弟子、緑野郡藤岡町桜本坊頼順の支配下に入った。（甘菜、群馬、緑野、吾妻の四郡）のち寛文と天和の二十年間、沼田城主真田伊賀守は領内修驗の管理権を掌握し、郷原の潜竜院、川戸金蔵院、林大乘院を郡内修驗の三組頭とした。これを「吾妻三院」という。京都住心院の支配をうけたが、貞享三年八月より再び藤岡桜本坊の支配となった。明治五年修驗宗は廃止されたが、今なお民俗慣行の中に、その信仰は強く残されている。

(2) 浄土宗

鎌倉に幕府ができるとこの吾妻も文化の中心地に近くなったので、その影響を強くうけるようになった。鎌倉新仏教もかようなわけで比較的早い時期に上野に入ってきた。鎌倉幕府の御家人大胡隆義や、その子実秀およびその妻は法然より直接その教化をうけ、その他山上の保の行仙房等多くの人たちが念仏の信者となった。

本郡に浄土宗を伝えたのは法然上人六代の法孫道覚上人であろう。その法弟識阿上人は川戸に善導寺を創建、浄土宗西山派吾妻教系の道場として永く檀林寺であった。したがって吾妻には浄土宗寺院が多く残されている。くわしくは第四節「道覚上人と浄土宗」の項を参照せられたい。なおその他中世に建てられた寺院は左の通りである。

○清見寺：中之条町字長岡にあり、長岡山安養院清見寺という。東京芝増上寺の末で本尊は阿弥陀如来である。長禄二年（一四五八）僧西現によって創建せられたという。昔は西見寺と称した。創建された所は現在地ではなく①西中之条②中之条町字小川③大塚の三説があるが詳しいことは不明である。永禄のころ兵火にて焼失したが、その後程経て今の地へ移したという。岩櫃城主斎藤越前守より寺領の寄進があり、永禄十年武田信玄が再興して清堅寺と改称した

という。一説に頓誉上人が永祿年中、中興したというのが確証はない。慶長元年崇誉^{きやう}叡山^{きやう}という僧が京都より来り古跡によって再興現在地に移したともいわれる。開基は当地の郷土鹿野和泉守である。鹿野氏は文祿のころ大塚にあつて大蓮院夫人^{だいれんいんふじん}（真田信幸の妻）領の代官役を勤めていたことが吾妻記にみえるが、あるいは大塚より現在地に移したものであろうか。叡山の作として次の歌がのこされている。

三保うつすこも清見の寺なれや

外にたくいは浪の松原

正保年間三世専悦が駿州清見瀉になぞらえて清見寺と改称した。（江戸時代以降の寺の沿革は以下すべて省略する。）

吾妻郡略記に春日の作、阿弥陀の秘仏があつたと記してある。大正十年四月十一日の火災によって焼失したが、当時文部省へ国宝指定の申請中であつた。（故伊能八平談）

・宗本寺：大字下沢渡字舞台にあり。東京芝増上寺末で浄土宗東部に属す。本尊は阿弥陀三尊で、応永元年（郡誌に康応六年とあるが康応は二年しかない。六年は応永元年）真誓誓故の創建という。吾妻郡略記に「この寺に恵心の正筆二十五菩薩の掛物あり。什物なり」とある。境内に南北朝時代康永三年、同四年銘の県重要文化財指定の宝篋印塔^{ほうきやくいんとう}二基がある。また開山堂^{かいさんどう}は沢渡の土豪沢渡氏の持仏堂であつたものを移築したものと伝えられ、寺の西域に元、六合村入山へ移築になつた銀山寺の址がある。

・善福寺：大字山田花曾根にある。原町善導寺の末寺で浄土宗東部に属す。本尊は阿弥陀如来である。創建は康永元年（一三四二）と伝えられる。寺に善光寺三尊仏がある。昭和三十三年県の重要文化財に指定せられた。本尊は古来秘仏で往古より^{うよこし}千年毎に大開帳を営んでいる。昭和四十一年四月十日丙午の年には信州善光寺百二十代一条智光上人の親修による大開扉が厳修された。明治二十二年六月二日の火災により古記録を焼失したので詳しい寺の由緒はわか



遠通寺境内の古塔

らない。なお詳しくは「道覚上人と善福寺」の項を参照せられたい。

○円通寺：大字青山に寺址がある。現在の円通寺観音堂のある所が寺址である。戦国のころ兵火にかかり廃寺となったので、文献も伝わらず、しかとわからないが諸書に次の記述がある。

①正平十七年（貞治元年、一三六二）円光、識阿、道覚の三上人がこの地に來り、円光は遠（円）通寺を創建した。のち戦国の兵火にあい焼失、廃寺となり、江戸時代に観音堂、薬師堂をその址に

建てた。寺址は東西十六メートル、南北九メートルである。

②時代不詳、法然上人九代の法孫行学（行覚であろう）がこの地に來り、一仏刹を開基した。（加沢記）

③再編吾妻記に、「青桐山観世音、青山邑、本尊十一面観世音、恵心僧都御作、石碑の銘に正慶（一三三二—一三三三、南朝の元弘）の年号あり。その頃円通寺と申す寺あり。兵乱の節断絶と申し伝う。」とある。

京都養福寺系譜

法然……… 鶴之不光明基
行観……… 善福寺基
道覚……… 善福寺基

浄覚（善福寺三世）

了性（善福寺二世）

円敏

行覚（円通寺基？）

円光（善導寺二世或は円通寺基）

識阿（善導寺開山）

（注）

（一）内は筆者の註書

(3) 禪 宗

浄土宗よりおかれて本郡に入ってきた。白井の双林寺の系統に属する寺院が多いと思われるが、詳しいことはわからない。

○林昌寺…大字伊勢町にあり、宝満山白雲院林昌寺という。曹洞宗で、本尊は釈迦如来、群馬郡富岡長純寺末である。文安年（一四四四—四九）中僧長馨が伊勢町字川原町の地に創建したという。太平洋戦争中供出した安永四年銘梵鐘に「…宝満山林昌寺者昔日天台禪師挿艸而篤請乃師長馨和尚称始祖之地也。而其派出一州和尚之裔世世建法…」（以下略）…とある。一州和尚は双林寺二世で名僧の誉れ高い人で、月江正文（双林寺開山）の高弟である。この裔が代々住持であるところをみると白井長尾氏と深い関係があったらしいが詳しいことはわからない。一説によるともと天台宗であったが、永禄三年、舜達和尚が曹洞宗に改宗したともいわれる。現在長純寺の末寺となっていてところより箕輪城主長野氏とも関係があったものであろう。長純寺は長野氏の菩提寺であるが、寺の焼失によって古記録を残していないので手がかりがない。中之条は天文二十年平井の上杉氏滅後一時期箕輪の長野氏領となったことがあるので、このとき再建せられたものであろうか。一説には文禄二年桑原源右衛門盛元が箕輪より移したとも伝えられている。永禄六年以前に岩櫃斎藤氏より寺領若干文の寄進があった。永禄七年、戦乱のため堂宇が破壊せられたので真田幸隆の弟矢沢頼綱が再建した。よって寺紋に真田家の紋六連銭むつれんせんを用うようになった。天正—文禄の間川原町より中之条長岡に町が移ったので文禄二年長岡の地に寺を移した。文禄三年十一月矢沢頼綱が中興開基となつて林昌寺領として一貫三百文の寄進があった。このころ宝満寺を合併し、寺号を宝満山林昌寺と改め、寛永元年（或は寛永十六年ともいう）七世祥瑞のとき、現在地に移転したといわれる。

・宗福寺…大字市城字明神にあり、仏体山宗福寺という。曹洞宗で本尊は釈迦如来、大照（聖）不動明王である。北群

馬郡子持村双林寺の末寺で開基は飯塚喜伝次（貴山道錢居士）である。室町期には清明山十王庵という小堂であったが、戦国時代僧大空なるものが建立して清明山十王寺と称した。この大空は双林寺僧であろう。その後寺が大破したので寛永九年双林寺十三世大通實徹が地を移し再建し、仏体山宗福寺と号した。天保八年九月の火災により古記録を失った。なお再編吾妻記に、市城不動尊は知証大師の作で、靈仏であると記している。この不動尊は土豪中沢重基が鎌倉末期市城へ移住のとき持ってきたものであると伝えられる。

・宗学寺：大字大塚にあり、転輪山宗学寺という。臨済宗永源寺派で本尊は釈迦如来、滋賀県愛知郡高野村永源寺末で、開基を樹翁伝薫という。寺伝によると長元三年（一〇三〇）碓氷貞光が当地に來り草庵を結び、貞光庵と号した。居ること三年にして四万村に移住し、日向山貞光寺を建てかえたといわれている。その後五百余年寺は断絶戦乱のため大破したので、尻高氏の臣林霜台入道正林という者が、天文十五年（一五四六）長峰山より樹翁伝薫をまねき中興の開山となし、この時臨済宗に改宗した。境内に碓氷貞光の墓というのがある。和利宮城主塩谷日向守の墓であろうか。郡内の諸書は碓氷貞光と塩谷日向守定光を同一人のように記述している。また寺宝として観世音木像一体（当寺本尊で碓氷貞光の納めたものという）石薬師一体（碓氷貞光が自ら彫刻したものという）がある。

○海蔵寺：この寺は伊勢町、中之条町立第一小学校の旧奉安殿付近を中心にあつた鎌倉時代の当地方唯一の古い寺で、現在は廃寺となっている。この寺址の一段下の台地に第二十七番札所であつた海蔵寺観音堂址があり、ここに左の石刻文字があつてこの寺の由緒を知ることができる。

海蔵寺観音堂址の碑（原文漢文）

中野庄弘誓山（くせいざん）海蔵寺往古有り。文和三（一二三四）甲午年建立、同大永二年（一五二二）壬午堂を建つ。

吾妻三十三番順礼、ひろくしてちかひは深き海蔵寺、不思議の波の立ぬ日もなし大永二壬午八月日我妻二十七番札所。同

年中之庄川原町□同、御願文掛物堂供養中条に於いてあり。御堂開眼供養並に、馬頭明王祈所奉修卅三ヶ所、六観音法□□大永七丁亥六月十三日 空心叟 斎藤越前守 久保田氏記之（一）内筆者注



伊勢町海蔵寺の碑

この碑によると海蔵寺は弘誓山海蔵寺といひ往古よりあったこと。南北朝期の文和三年（一三五四）と室町期の大永二年（一五二二）八月寺を改築し、同大永七年六月十三日海蔵寺観音堂および馬頭明王並びに吾妻三十三番観世音札所の大供養が行われたことがわかる。なお中之条を中之庄、大永の時代は中条と言ったこともしれる。この石刻文とはほぼ同じものが、「修験岩櫃語」と吾妻町矢倉字行沢の渡軍平蔵「観音堂棟札之覚」にみえる。棟札の写を抄記してみると

観音堂棟札之覚

（矢倉、渡文書）

于時 大永七歳丁亥六月 日 永禄十二歳己卯迄百七十三歳
に成 奉勤修守於中条海蔵寺堂開眼供養並馬頭明王禱所 築
修三十三番之六観音法所 時代斎藤越前守 大永七暦丁亥六
月十三日 此迄已前之□也

梵字 目天子 梵天帝尺 目天子 四大天王

馬頭観世音三面六臂吾妻郡三拾三所順札之初、二十一番行沢
寺 本願 岩下村権律師行連

わたるより ころも涼しなめ沢の

水はかんろをそそぐわが身に

この石刻文は元禄三年吾妻三十三番札所を再興したころ刻まれたものであろうか。或いは天正の末年かもしれない。ここで重要なことは行沢馬頭観音像はもこの海蔵寺にあったものであるが、斎藤越前守の命で矢倉の行沢寺へ移されたものと考えられることである。(矢倉渡文書観音堂棟札の写の文中、大永七年六月十三日の末尾に此迄以前之□とあり)この海蔵寺は吾妻郡略記に禅宗とあり、明治十七、八年ごろ西隣りの林昌寺へ合併された。現在林昌寺に保管せられてゐる文永八年の画像板碑も海蔵寺より移されたものであろう。

× × ×

なお上沢渡曹洞宗永林寺(元和九年創建)平宇妻曹洞宗林昌院(慶長十八年創建)岩本字高榎天台宗清滝寺は近世初期の創建にかかるので、この中世史の項からは当然除外したことを付記する。

(4) その他の宗派

・宝蔵寺……中之条町字王子原、元、鐘衝堂の下にあって金光山宝蔵寺と言ったが、現在廃寺となる。念仏宗(融通念仏宗)で旧鉦打という沙弥が本郡に仏法流布のため建立したものである。清見寺に合併された。鎌倉新仏教の中で最も庶民的な流派といわれた時宗の寺であろう。口碑によると寺はもと嵩山山麓親都にあった。江戸時代初期中之条町今市の地に移り、さらに清見寺に合併したものである。

宗旨不明

・定光寺……折田にその寺址あり。寺屋敷、大門田という地名に、寺址の名残りを存している。四万日向見薬師堂の前身で、永延年間(九八七―九八九)(あるいは万寿三年(一〇二六)ともいう)源頼光の臣塩谷日向守定光の建立と伝えられ、その守本尊閻浮檀金の薬師如来を安置したものといわれる。永享年間(享禄、天文ともいう)四万へ移つてのち廃寺となり三十三番札所のうち第二十五番の馬頭観世音をそのあとに祀り、現在、定光寺観音堂といわれている。

る。折田定光寺の扁額は現存しているが鎌倉時代のものと推定される。

2 いろいろの信仰

(1) 観音信仰

平安末期三十三身説にヒントを得て行尊、覚忠らによって観音霊場三十三番巡礼が案出され、庶民の間にまで流行するようになり、のち秩父、坂東などの地方的な三十三所巡礼札所が成立した。

観音は阿弥陀三尊の一つであり、来迎思想でも聖衆の随一として重要な役割を演じているために、浄土教の興隆に伴って、その信仰はいよいよ民衆化し、地藏信仰とならんでもっとも庶民の信仰を獲得した。

吾妻郡においても、その起原は明らかではないが中世すでに吾妻三十三番札所が成立し、観音信仰が盛行を極めたことがうかがわれる。

(2) 吾妻三十三番観世音札所のはじまり

戦国時代に書写された大塚宗学寺蔵の「上州吾妻順礼縁起（永禄七年林新十郎書写）」によると、平安時代の末期永延二年三月、知高熊野三社権現を建てて祀った。これは尻高（新宮）赤坂（那智）大塚（本宮）の三社でこのころ吾妻三十三番の札所を定めたことと記されているが、年代に付ては疑義がある。元弘、建武のころより南北朝の動乱期に入ると西国、坂東の巡礼を志す者は、その途にして殺害されたり、あるいは監禁されたり、剽盗に衣類金品を奪われる等思うにまかせなかった。その上吾妻の観音札所の堂宇は悉く荒れ果てて巡礼も断絶しようとした。このとき榛名山大房法蔵坊と大塚の林左馬介義秀（宰相坊）の兩人が霊地の再興を願ひ、毎年巡礼を行ったので（年代不詳）土地の人に仏を尊ぶ心がおこり、遠近の国々の人々までが吾妻を訪ねて巡礼をするようになったといわれる。

応仁・文明以来の乱世で盜賊、悪人がはびこり、仏法を尊はず、神道をあがめず、堂塔伽藍は兵火にやかれて盜賊の棲家となり、仏像経巻は売りつくされ、各所の靈場は野原と化し、建武以来二百余年続いた吾妻巡礼も、ついに断絶したという。

この「吾妻順礼縁起」によると当時北群馬郡小野子までが吾妻郡に入っており、札所の一番が小野子の妙法寺、二番が村上岩井堂の岩間寺となっているが、江戸時代元禄の再興以後は一番を植栗田中堂、二番を小泉の桜堂におきかえていることは注目すべきことである。

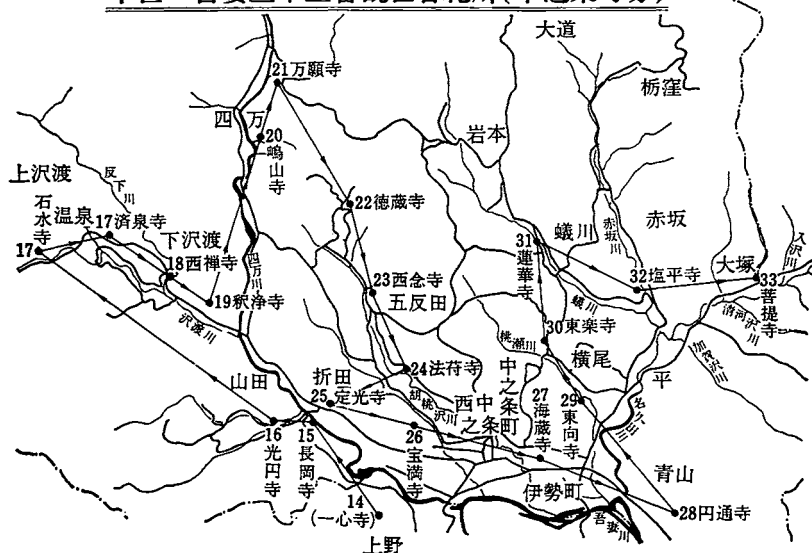
原町金剛院円聖著「吾妻原町記」によると「長禄、大永前後の春、当国吾妻順礼観音あり、中頃当国乱撃騒動により順礼中絶すること二百五十余年云々」とあり、室町時代すでに巡礼が行われていたことをのべている。また同人著修驗岩檀語にも「吾妻三十三番の観音の札所は前の斎藤殿（斎藤越前守行弘、長禄―応仁のころ）の御代より有之云々」とある。

(3) 岩檀城主斎藤越前守の吾妻三十三番札所の再興（大永年代）

修驗岩檀語巻上によると岩檀五代の城主斎藤越前守行連は深く神仏を崇い、五十余才にて剃髮して仏門に入り、斎藤入道権律師行連といった。そして大永七年（一五二七）六月吾妻町矢倉行沢の観音堂を再建した。入道願文の掛物にも「奉建立吾妻三十三番順礼」とあり、大永七年前後三十三番の札所を再興したものと考えられる。

この斎藤越前守は伊勢町海蔵寺碑（前掲書）ならびに矢倉渡文書によると大永七年六月十三日、中条海蔵寺において、大永二年八月再建された海蔵寺観音堂（二十七番札所）の開眼供養を兼ね、盛大に吾妻三十三番観世音札所（六観音信仰）の仏事を勤行していることがみえる。天文二年（一五三三）二月上旬、鎌倉の快元僧都が、鶴ヶ岡八幡宮造営の勧進旅行をしたとき、上野武士の寄進者の中に斎藤越前守がみえ、馬、太刀等を奉加しているが、恐らく同一

中世・吾妻三十三番観世音札所(中之条町分)



人物であろう。

このように斎藤氏の再建になった三十三番札所も天文以来の兵乱によって跡形もなく廃絶してしまったという。

元禄初年、横尾の吉祥院、大塚の普賢寺、尻高の福蔵寺、大塚の林権左衛門幸盛、その他九人の人々は札所復興を計り、非常な苦難をおかし、ついに元禄三年四月十七日古跡を尋ねて再興した。この元禄再興後の三十三番札所は第六表の通りである。

(第5表) 中世吾妻三十三番札所順礼縁起歌

番号	所在地	山 号	寺院名	順 礼 歌
1	小野子	生母山	妙法寺	世の中に花もたへなる法の寺、月はいくもに光あまねし 昔よりたれか仏といわい堂、ゆめをさますかみねの松風 春は花、夏は立花、秋は菊、いつもみそのでながめけるかな た、たのめくぬきに立つは正光寺、道引給へくるもしらぬも にごる身も心も清し泉沢、ふかくそ願う観世音かな 松かげの岩井の水はふかみどり、有いの波風立つや寺沢 今よりは新井心をひるがへし、仏をおがむ後の世のため 夜終いわやにひびく法のこへ、ちかいかも深き谷川の音 菊水の流れのおくをむすひ上、僉も長きみてりなるらん 仏をは、いつも三嶋とおがむへし、今は願いに大みどうか 渡るより心も涼し行沢の水は甘露をそ、ぐ我身は 生れこや末はいくまのくわんせおん、参る人之は利生有べし いさぎよく光をはなつ光原寺、明らかなかれややみをはらさん 紫の雲の上野に生るるは、心ひとつの内にこそあれ 門の外、いそぎて法の車堂、火宅の内と聞くにつけても くりきよりくりきにのと明星の、日諸共に山もかがやく
2	村上岩間堂	峯松山	岩間寺	
3	新巻	三苑山	観音寺	
4	泉沢	苦抜山	正光寺	
5	同	高慈山	泉沢寺	
6	岩井	岩井山	長福寺	
7	厚田	新井山	浄慶寺	
8	大戸仙人	岩谷山	福聚寺	
9	三嶋	大竹山	長僉寺	
10	同大御堂	三嶋山	普門寺	
11	岩下	岩水山	行沢寺	
12	江原	小矢山	生馬寺(江原寺)	
13	同奥	宝玉山	光原寺	
14	同	上野山	一心寺	
15	山田車堂	法車(華か)山	長岡寺	
16	同	明星山	光円寺	

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	17
大塚	同	蟻川	同	横尾	青山	伊勢町	西中条、山崎	折田	西中条	五反田	五反田、馬滑	四万、寺社平	三嶋仏堂	下沢渡、辻堂	同	同	上沢渡
亦榛名山大房	海名山大房	洗板山	高須山	百瀬山	青相山	弘誓山	音羽山	日向山	岩崎山	和利山	馬王山	法平山	大悲山	菅田山	湯原山	湯峯山	白石山
苦	塩	蓮	東	東	円	海	宝	貞	法	西	徳	万	嶋	釈	西	済	石
提	平	華	楽	向	通	蔵	満	光	花	念	蔵	願	山	浄	禪	泉	水
寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺
心をは白石沢であらへたし、深き願いにさわりある身を 人の身に薬とならん湯のみねへ、参る心にくるしみもなし 一念に弥陀を願えよさいぜんじ、無量の罪もきえうせぬべし すがだには月のかげさす白露に、いつも心をみがく玉瀾 みどうには大ひ慈護のうす霞、たなびくかげに仏三尊 神仏みならびたり寺社平、此世あのを世を守り給へや 老の身も願いをかけよ馬王堂、西の都にひびくたきつば にごりしな清き沢べのくわんぜおん、わりのお山のちかい頼 もし 仏には成田か原の一切衆生、ゆわさきにわふ法の花かな 朝日より夕日かゝやく定光寺、御手洗川にかけぞうつらん 音羽山さきそめけるかさくら花、後は菩提のたねとなるらん 弘くして誓も深き海蔵寺、ふしぎの波の立たぬ日もなし ひとすじに参りておがむ円つうじ、心みだすなむねの白糸 人ごと二求両願のねがいなば、百世と頼後の世までも くわんおんの慈悲はあらたか古へとけて祭願の叶わぬはなし 分入りて浮身の悪をあらいたの、大悲のちかいふかく有川 夜ひるの六時さし引瀬手波に、引かれて浮ぶ願礼 この世にてぼだいの種を植置くは、御法の花も開く後の世																	

22番 馬王山徳蔵寺（五反田）



25番 日向山定岩寺（折田）



「(梵字) 推古三十五年惠灌上人開榛名山大房、号満行院菩提寺、是は榛名坊中にて今は知高・蓑輪の両坊退転、榛名一ヶ所あり。往昔かくの如し」とあり

「上州吾妻順礼縁起」に永禄七年甲子仲春十五日、林新十郎書置之とある。この写本により作製した。

二世迄とかねて頼みしおひすりを、ぼだいの寺にぬきて納る

九 中世の仏教

(第6表) 近世吾妻三十三番観音札所(元禄3年以降)

番号	観音名	場所	堂名	祭日	別当	備考
1	千手檀	栗田	長堂	3月17日	正泉寺	(小野子、妙法寺)
2	十一面小	泉桜	堂	"	"	(村上、岩間寺)
3	馬頭新	巻御	園	5. 18	長徳寺	延文5.3藤原季長創建という
4	正観音泉	沢苦	抜			
5	如意輪	"	糍屋			
6	千手岩	井寺	沢	{ 4. 18	長福寺	現在長福寺にあり
7	正観音厚	田新	井	9. 18	浄清寺	
8	千手大	戸仙人	岩窟	88夜	大運寺	
9	馬頭三	島沢	尻	1.18, 4.18	浄清寺	
10	正観音三	島唐堀	大御堂	10.18, 12.18	"	
11	千手矢	倉行	沢(渡)	4. 18	応永寺	
12	正観音郷	原生	馬			
13	正観音原	町光	原寺	毎月 18	頭徳寺	頭徳寺にあり吾妻最古の観音という
14	千手原	町上野	うらまち	4. 21	金剛院	
15	十一面山	田車	堂	1. 17	善福寺	善福寺内
16	明星山	山田寺	谷戸寺	毎月 18	"	現在善福寺車堂内
17	正観音沢	渡白	石沢	"	林昌寺	林昌寺にあり明治17.18合併
17		湯峰	横堂			
18	正観音上沢	渡湯原	西禅寺	4. 18		沢渡とらや前
19	千手下沢	渡菅田	玉淵			永禄7年斎藤憲行
20	馬頭四万	貫湯平	御堂谷			3男唐沢大炊助建立という
21	正観音四万	寺社平	寺社平			
22	十一面	五反田	馬滑馬王(まおう)堂	3. 18	宗本寺	
23	千手五反田	中村和	利堂	3. 17	清見寺	
24	馬頭西中之	条岩崎	毎月 18	"		頼朝建立という明治17.18合併
25	馬頭折	田定光	寺	秋彼岸 中日	林昌寺	
26	正観音西中之	条山崎	音羽山	毎月 18	"	現在林昌寺
27	如意輪伊勢	町海蔵	寺	"	"	明治17.18合併
28	十一面青	山円	通寺	3. 18	宗福寺	
29	馬頭横	尾桃	瀬	4. 3	林昌院	現在林昌院 高津へ合併
30	如意輪	"	高津高	4. 3	"	"
31	正観音蟻	川洗	板	一	清見寺	天正3.10.18知勝院正覚住
32	千手	"	塩平	一	"	大正2.5.28合併
33	正観音大	塚大	房	1. 18		

(注) 原本、寛政10年 三島沢尻観音別当小池重左衛門筆写、三島浄清寺本より作製

2 民間 仏教

(1) 知高六阿弥陀

知高六阿弥陀しなかうあみだは同縁起書によると弘仁十二年（八二一）七月空海が東国巡回のとき定めたとあり、その真偽のほどは不明だが相当昔からあったようで、その後永享十二年（一四四〇）上杉の乱以降廃絶したが、元禄三年大塚の林幸光等が中心となって吾妻三十三番札所の中興とともに再興したという。

知高六阿弥陀

一番（南）上尻高村 竜王山 泉昌（照）寺

一、後の世をふかしたのみに泉昌寺、参りて拝 南無阿弥陀

仏

二番（無）上尻高村 小矢山 法楽寺

一、極楽は十万億土とききしかど、とおくはありし 南無阿

弥陀仏

三番（阿）大塚 榛名山大房 無量山 菩提寺

一、九つの品こそかわれ菩提には只一こえぞ 南無阿弥陀仏

(2) 十王 信仰

大房菩提寺十王

榛名山大房満行院菩提寺は推古三十五年恵灌上人が開いたといわれるが、大塚はこの大房から分かれたもので、箕輪と知（尻）高の三カ所にこの房があった。その創草はいつか不明であるが、寺伝によると弘仁年中といわれている。こ

四番（弥）大塚 清河山せいでん 威徳寺

一、三つ瀬川くせい（弘誓）の舟のいとくにて、彼岸につく

南無阿弥陀仏

五番（陀）大塚 転輪山（天王山） 貞（定）光庵

一、光明はあまねくてらせ、やみぢ迄、たれもまよわじ 南

無阿弥陀仏

六番（仏）平村 縁王山 平等寺

一、平等に万ほどこし安楽の 国に生れん 南無阿弥陀仏

（知高六阿弥陀縁起による）

の大塚大房菩提寺は建仁元年（一二四九、鎌倉北条時頼の時代）鎌倉の仏師安阿弥が榛名山へ参詣のとき、ここが榛名山大房との深い由緒によって十王仏を作って安置したものといわれる。その後応仁の大乱以後中絶したが、大永年間再興、のち文禄元年に仏師浄慶をまねいて再興、江戸時代に至って明暦元年三月仏師秀転を、宝永三年には仏師栄玉を越後より招いて再興したという。（大房菩提寺十王記による）現在大房の地名が残っている。

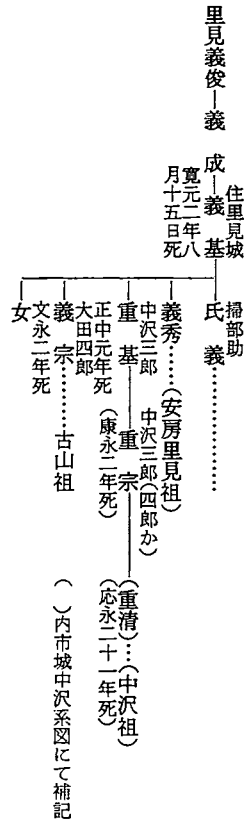
十王垂迹とは不動、釈迦、文殊、普賢、地藏、弥勒、薬師、観音、勢至、阿弥陀をいう。

(3) 不動信仰

山岳地帯である当地方の古代人の山岳崇敬、畏敬の念は深く、その山岳信仰は根強いものがあつた。このような素地の上に中世に至って不動尊を守護神とする山岳信仰の一形態である修験道は、民衆の俗信仰に適合した呪術を通じて山林修行之験者（山伏）によって急速に弘められていった。従つて土地の豪族は争つて修験道に帰依し、その力によって庶民を統治することを忘れなかつた。岩櫃の斎藤氏、鎌原氏等はすべてそうであつた。彼等は郷村の知的指導者として庶民の上に宗教上にも君臨した。このようにしてこの地方には、不動信仰は一般庶民にも受け入れられ、かつ弘まっていたのである。

○市城不動尊：新田義重の子里見義俊の孫義基の長男掃部助氏義は建長三年（一二五一）有名な勢多郡赤城村宮田の不動尊像を建立した人である。市城中沢系図によると「我孀郡川戸居住」とあり、二男は義秀（安房里見祖）三男の中沢三郎重基（正中元年十一月没）は鎌倉の末期同郡一白邑（現、市城）に移住、その子四郎重宗（新田族譜に三郎）は正中二年市城不動堂を建立した。（市城中沢系図、新田族譜と符合）その子中沢六郎重清（応永二十一年没）の墓は同地内に現存している。のちこの不動尊像は宗福寺に移され秘仏として伝わっている。再編吾妻記に「この不動尊は智証大師（園城寺開祖）の御作と申伝寔靈仏なり。岩山あり。滝有り。景地なり。」とある。

里見系図（新田族譜による）



○大岩不動尊…金剛山大岩寺不動尊の尊像は行基の作と伝え、相模国大岩不動尊、伊賀国細滝不動尊と共に、日本三跡不動尊といわれる。関氏は藤原鎌足の裔佐藤忠信（源義経の臣）より出で、室町時代、憲勝の時代相模国より文明十二年（一四八〇）三月上州吾妻郡大岩郷へ転住、その子憲清は関東管領上杉憲定に仕え、晩年再度隠退して大永三年（一五二三）八月この不動堂を創建した。

※不動尊の由緒…奈良時代聖武帝の時代、行基は諸国を遍歴、国土安穩のために作ったこの木像を難波（現、大阪）の四天王寺に奉納、寿永三年（一一八四）源義経がこれを請いうけて、守り本尊とし、のち奥州へ下向にあたり、その臣佐藤三郎忠信に伝え、忠信はその子肥後守清忠（源頼朝の臣）に伝えた。長門国赤間カ関（現、下ノ関）に転住し、所の名をとって関と改姓、この本尊を同地円乗寺に安置した。その子憲久は北条泰時に仕え、孫憲直は小田原に移住、憲景、憲光、憲重、憲信を経て憲勝の代大岩に移住した。その子憲清は関

東管領上杉氏に仕え、群馬郡のうち横室南室三百五十貫文を領したが、晩年大岩に退く。（天文十一年四月十九日没、善福寺位牌銘による）その長男利久は勘解由左衛門尉と称し、吾妻日影、赤岩百七十貫を領し、子孫は大岩に土着、二男某は真田昌幸に仕え利根郡恩田、硯田百六十貫を領し、子孫は平、横尾に土着、利久の子孫は各々山田高沼、四万殿界戸（四万関氏の祖）矢倉等に土着し、土地を開発した。吾妻関氏の総本家である。利久は永禄二年武田信玄に属し、のち真田氏に仕え、その後大岩に土着帰農し、祖先伝来の靈仏不動尊を守

護、関氏の一族はその後吾妻各地に分散、土地の開拓にあたった。棟札に天平三年、年代不明二、永久五年、延徳二年、寛永九年、元禄十五年、正徳五年、安政三年の九枚がある。現在の堂宇は元禄十五年のものである。境内に高さ二十丈ばかりの滝があり、中程に不動尊の形岩が自然にあり、滝を「霧降り」の滝」という。堂の傍の岩窟内に祖先の供養塔と思える古

塔約十基、うち戦国期のもの四基がある。(昭和四十九年八月調査) 明治二十年遠祖関肥後守清忠の記念碑を建立、遠忌を行う。参道に古い杉並木があったが現在これを失い、うち三又杉は昭和三十三年三月二十二日県の天然記念物に指定された。縁日は毎月二十八日であるが、三月二十八日が特に賑かである。(新井信示、大岩不動尊由緒)

関氏略系図



○成田不動尊(付、滝沢不動尊)……本尊は弘法大師の作と伝え、初め武田信玄の守本尊であったが、その後家臣成田長門守忠時(成田要害城主)に与えた。そこでその居城内に安置したが、永禄六年岩櫃斎藤氏のために滅亡のものち、家臣折田、佐藤両氏が滝沢(折田地区)に引移し再建したが文政九年九月焼失した。成田の故地には天明二年八月石造の不動尊像(高さ八十センチメートル)を再建し現在にいたる。その翌天明三年が天下の大飢饉であったため「困窮不動」の別名がある。滝沢の堂内には建武二年の板碑外数枚が保存せられている。

○大聖不動尊……修験中条氏がまつた不動尊で室町中期、中条川原町の時代、普門山大聖院中条寺を建て、その境内にまつたのが始めである。その後長岡——王子原と町が三遷ののち中之条町下ノ町に移転ここに安置したが、天保年間絶家となった。



お茶不動境内の古塔（伊勢町）

○お茶不動尊：伊勢町南裏にある。由緒不詳。境内に室町初期応永の頃とみられる古塔十数基、板碑四が所在する中世墓地である。割田氏、中沢氏ら文明年代滅亡した和利宮城主塩谷氏の遺臣とみられる墓地であってみれば亡君の守本尊である不動尊を永く守護するために建てた不動堂ではなからうか。お茶を献上、追善供養するの意であろうか。なお、境内に中世中条の旧族、二宮、青柳、関等の諸家の墓地も所在している。今に至るまで信者が多い。

○その他の不動尊：(イ)岩本不動尊：中世のものか不詳。享保五年銘の棟札があり、別当泉藏院の立替えである。境内に籠堂がある。(ロ)下沢渡修験大藏院不動堂（永正頃のものであったろう）(ハ)赤坂矢場不動尊(ニ)山田大竹(ホ)清水の不動尊(ヘ)平宇妻の不動尊等があるが、その由緒を明らかにしない。

(4) 薬師信仰

薬師は万病を治癒して人の寿命を延ばすことを本願とする仏として信仰されている。この信仰は早くから地方民間にも普及したが、特に中世仏教民衆化の一般的傾向に伴って一層促進され各処に薬師がまつられた。この信仰は現在まで宗派に関係なく、強く民間に生きつづけており、諸病の平癒、ことに眼病の治癒に効験があると信ぜられ、祈願がかなうと絵馬を納める風習が残っている。

室町中期以降草津温泉を初め、各地の温泉が漸く民衆に利用せらるるにおよんで、温泉地に湯前薬師がまつられ、この信仰は農村地帯にもおよんだ。戦国時代末期天文四年、湯前薬師として四万日向見薬師堂が建てられ、沢渡・大塚等にもそれぞれ薬師がまつられ、諸病平癒を祈願する風があった。五反田親都の石薬師等も眼病、腫物治癒の効験

があると信ぜられ信者が多い。

(5) 毘沙門信仰

毘沙門は多聞天であり四天王の一つである。(イ)北方を守護し、仏法を守護する戦勝の神とされ(ロ)財宝福德施与、子宝授与の神でもある。上杉謙信が深くこれを尊崇し、戦場に「毘」の軍旗を飄がえしたことは有名である。永禄年代以降この地方は上杉氏の分国であったためか、本郡の他地域と比較してその信仰が強い。四万の奥木根宿通り奥州故道があったため、現在より、より近い処に越後が所在していたのである。天正の初年中之条の郷士伊能新左衛門が越後浦佐の毘沙門天に参籠したのは中之条市場の創設と戦勝祈願にあったといわれている。武士は(イ)を庶民は(ロ)を祈願しての信仰であったと考えられる。今にいたるまで当地方で浦佐を訪れる人が多い。平字菅田(天正八年まで上杉氏系の尻高氏領)の毘沙門堂境内には寛永以前の古塔が散在しており、その他大岩の堂(吾妻郡略記所載)山田字中島の堂(宝暦九年再興)市城、下折田(田村家)等に毘沙門堂があった。(現存の堂宇もある)。

(6) むすび

中世になって仏教は貴族仏教から庶民仏教へ、京、鎌倉等の都市中心型から地方辺土へと浸透していったことは、すでに述べたところである。応仁、文明以降世が乱れ戦国時代を迎えると明日をも知れぬ生活にさらされてくる。文化水準の極めて低い当地方の人々が理想や超現実的、超人間的な信仰を捨て去って、多分に人間的な要素をもつ民衆とともに生き、共に喜び、共に泣くⅡ現世利益的な民間仏教へと傾いていったのは、当然の帰結であつたろう。

救世を本誓とする観音信仰、多分に呪術的要素をもつ修験道の本尊とする不動尊信仰、悪疫退散や疾病の治癒を願う薬師信仰等々はその現われである。ここに庶民が菩提寺の本尊を信仰する傍、むしろこれより信仰度の高かったとみられる民間仏教を信奉するという、仏教の二重性格の源流をここにみいだすことができる。この流れは強く、現在

にいたるまで尾をひいているのである。

第7表 中之条町の信仰調査表（元禄年間述、吾妻郡略記による）

村名	観音	薬師	不動	毘沙門	十王	虚空蔵	地藏	その他	計
中之条町	●		●						一
西中之条村	●					●	●		一
伊勢町	●								三
青山村	●								一
市城村			●						一
上沢渡村	●	●		●	●				五
下沢渡村	●								二
折田村	●	●							三
五反田村	●								二
蟻川村	●								二
平村	●			●	●			●	四
大塚村	●	●						●	四
赤坂村	●								一
横尾村	●								二
四万村		●							一
計	一六	六	三	二	二	一	一	二	三三

第8表 中世石造建造物一覧表（昭和四十九年三～九月実施）新井嘉男作製資料による

地区名	種別	数量	計	備考
中之条	宝篋印塔 五輪塔 七	八九 七一	八八	古塔は五輪塔その他混合したもの 時代は元和末年（一六二四）まで。推定のもの も含まれている
沢田	宝篋印塔 古塔（五輪塔等） 他 一三二 一四〇 一三三	二〇 一四 三	一六九	（石臼一、石製鷄尾二）
伊参	宝篋印塔 古塔（五輪塔等） 三六	一七 六	五九	
名久田	宝篋印塔 古塔（五輪塔等） 四六	七 六	五九	
計			三七五	

十 仏 教 文 化

1 建 築

(1) 日向見薬師堂の由緒

国指定文化財：仏教の信仰に伴い、仏教文化も進んだ。そして寺院も数多く建てられた。しかし南北朝以来の動乱、これに続く関東の動乱、戦国の世を迎えて、上野は上杉・武田・北条の侵略によって隅々まで荒され、多くの文化財が殆んど滅び去って、いま残っているものでは四万日向見薬師堂が県内においてもほぼ唯一のものとなった。このような意味においても特に貴重な存在といえるのである。

天文年中の創建について：寺伝によると天文四年（一五三五）美濃国住人清水八郎実次が現在の薬師堂を創建したと伝えているが確実なところはわからない。しかし天文六年七月十六日の棟札が残っているとより、この時創建せられたものであろう。この棟札をしらべると、薬師堂内陣にある宮殿（厨子^{ずし}）がこの年に創建せられたものと考えられる。棟札は墨地に朱書されたもので縦五十四センチ、横約十七センチあり左のような文字が認められる。

持国天多聞天 上野国吾妻庄四万村日向見 本願道親

梵字 奉薬師玉玉光如来造立宮殿本伊伽守盛重

広目天増上天 美濃国

米田村
住人

藤原宗次八郎四郎

天文六年丁酉七月十六日

※「玉玉」は「瑠璃」の略

日向見の古堂

明治四十三年

吾妻郡案内より

温泉を距る東北十余丁、紅葉橋より
大小二禪瀑を賞しつつ登れば巨杉一
団空を摩するものあり。中略、老杉
に囲まれて一字の堂あり。日向見山
定光寺という。…中略…後左甚五郎
の彫刻に係る薬師仏を安置し日向見
の薬師と称す。

(以下略)

これによると道親という人が本願主となって造立したもので、建築した工人は美濃国米田村の藤原宗次八郎四郎である。吾妻古戦録によると「門窓殿を建立したのは美濃国住人清水八郎次という人である。清水は病を得て、草津に入湯に来ていたところ、或夜夢枕に老翁が来り『私は四万日向見の者である。薬師の宮殿を建立すれば、お前の病氣は治癒するであろう』と告げられ夢醒めたという。清水は早速四万日向見に来り、天文四年着工し、二年有余の歳月を費し天文六年十一月（棟札に七月）十六日落慶式をあげ供養をした。」とある

※薬師：薬師瑠璃光如来という。仏経に「如来の名東方淨瑠璃国（瑠璃光土ともいう。）の教主にして日光菩薩、月光菩薩を脇侍とし、これを薬師三尊という。この如来は十二の誓願を發し、人間、天上有漏の苦を医すという。また医王、薬師如来、薬師仏、薬王、善逝ともいう。現在温泉地は

観光地としての意味で訪れる人が多いが、昔は湯治客として訪れるのが主目的であった。各温泉地にはそれぞれ湯前薬師があった。上州の三名湯（草津、伊香保、四万）をみても何れも湯前薬師が祀られている。ここは四万温泉の湯前薬師である。

慶長三年の薬師堂の建立：現在の堂宇は慶長三年に建立せられたもので、その棟札によって建築の模様を知ることができる。本願主は伊勢国山田の住人で鹿目喜左衛門藤原家定という人である。当薬師堂といかなる関係であったか詳かでないが、領主である真田信幸の武運長久を祈って建立したものである。

この建築に当って活躍した人たちは四万君の尾の山田与惣兵衛、同与助、娘の簪にあたる反下の山口織部ならびに

又右衛門等であった。落慶式は慶長三年三月、大檀那である真田信幸は特にかねて崇敬していた榛名山巖殿寺の天台学頭供奉法印である宗海を導師として招き厳肅にとり行われた。大工は梶内匠助で、鍛冶は源七郎と与左衛門がこれにあたった。番近衆新十郎、新次郎、惣次郎は塩谷源次郎の一族と思われる。

江戸時代以降の変遷：江戸時代においては慶長の建立以後たびたびの屋根葺替が行われている。元和三年（一六一七）享保十三年（一七二八）同十六年（一七三一）延享三年（一七四六）慶長の棟札と合せて五枚が現在保存せられている。

明治四十五年二月八日室町末期の建築様式をよく伝えるものとして特別保護建築物（旧国宝）に指定せられた。昭和二十五年八月二十九日、国の重要文化財に指定され、同三十年一月十一日にはさらに宮殿一基と棟札五枚が追加指定され、四十二年一月～十二月復元工事が総工事費八百六十二万円をもって行われた。

(2) 薬師堂の構造

本県における建築史家矢島胖は次のように紹介している。（上毛史学昭和二十七年夏季版48P）

「構架と唐様建築のこと。この堂は室町末期の建築である。三間に三間（間口と奥行）の堂で周囲に廻した廻縁から支柱を軒に立て、下部を板で囲ったので、堂の全景をみるには都合がわるい。正面中央の間に棧唐戸を釣り、その上部に戸の軸うけの裏座がある。下部のは失われているが室町末期頃の線形がよく現われている。組物は唐様出組、枳の形、木鼻の絵様渦巻の形など見落してはならない。

内部は後から一間目の柱の列で境がしきられ、前方は外陣、後方が内陣となり、外陣は板の間（拭板敷）であったのを現在畳敷としている。ここで注意すべきは、この建物の構造が非常に簡素な点である。必要の最小限という言葉がこれほど適切な建物は類稀だといえよう。一つの構架部材を外してもガラガラとくるであらう。

内・外陣の境の柱上に梁（大虹梁）を渡し、この梁と直角に外陣の上に二本の梁（虹梁）を架し、この中央上方に四本の虹梁を井桁のように渡し、そこへ棧かきのない天井板（鏡天井）を張っている。これらの梁はそれぞれ板墓板いたかきまいたにのせている。この天井裏から対角線の方向に堂の四隅の柱上に、下り棟の斜材（陽木）を下している。天井の部分の構架の骨組はこんな簡素なもので、小さな方形の天井が中央にあるだけで、屋根裏が檼と共に眺められる、いわゆる化粧屋根裏になっている。

内陣には凸字形の壇があり、中央の凸出部は上下対称形の出入のある須弥壇すみだんとなり、上に宮殿形の厨子ずしがある。堂造立の由来、寄進者、工事関係人などの名を連ねた板（棟札）があり、現在管理者が保管している。それには天文六年とあるが、堂の建築はその頃のものと思われる。

上端を少し細くした柱（綜柱）料を載せた肘のような肘木の木口を四分一弧に削った点、柱の上方を貫いた貫（頭貫）が柱から出た末端（木鼻きはな）の線形、頭貫の上部に接して井桁状に組んだ台輪の末端の木鼻の形、龕座の線形、そのほか拭板敷、鏡天井などは、唐様建築の標式的な手法であって、特に注意すべきである。」とのべている。

2 彫 刻

(1) 善光寺三尊仏：「第四節道覚上人と浄土宗」の項を参照せられたい。

(2) 日向見薬師堂の仏像：堂内にある小さな木像十数体のうち、左の墨書銘のものがある。

「道德禅門、念仏百萬遍、奉造立供養処、本願永順阿（闍脱か）利 永禄二（一五五九）己未四月一日敬白」

(3) 山田吾婦神社永正の神像：吾婦神社に永正二年（一五〇五）の墨書銘のある神像がある。この神像の裏に、「彩色成就精诚祈処、永正二年乙丑十月十八日照順刀」とあり、彫刻者の名がみえる。他の一体は「于時元和六庚申」とあり



永正2年の神像(吾嬭神社蔵)

「彩色太夫行長」とある。元和六年のものである。吾嬭神社はもと吾嬭山中腹にあったが文亀三年（一五〇三）野火の災にあい、永正二年（一五〇五）現在地に移ったものといわれ、この神像は石宮の中に祀られていたものといわれている。

(4) 市城宗福寺不動尊像：市城宗福寺に知証大師作と伝える秘仏の不動尊像があり、明治四十一年二月四日当村字御座石の不動堂より移されたものである。

(5) 日向山定光寺の扁額：もと折田定光寺じやうくわうの額で、寺の移転とともに四万葉師堂に移されて保管されている。縁の上部に、日天、月天、左右に登り竜、降り竜、下部に蓮弁の彫刻がある。中央に「日向山」「定光寺」の二行の文字が筆法通りに彫刻せられている。足利学校の「学校」の額の二字と同方式の彫り方で、鎌倉時代のものであろう。



市城宗福寺不動尊像

(6) 四万稲褰神社の懸仏：四万貫湯平の稲褰神社いねせんに懸仏が伝わっ

ている。本郡としては稀有の珍しいもので年号はない。懸仏は平安中期の神仏習合の信仰により生まれたもので従来神社の御霊代みたましろとして祀られていた。鏡の表に神像や本地仏をあらわしたものであった。毛彫けぼりしたものから鏡を使用せず、円板に神仏の像や種子などを浮彫に鑄出したり、半肉彫のものを取り付けたりした。鎌倉時代に多く、室町時代も末期になると本地垂迹説の消長に呼応するかのようにな衰えていった。



稲妻神社懸仏（四万貫湯平）

この神社はもと熊野神社と言ったが、明治十年七月稲妻神を合祀し社名を変更した。この社に二面の懸仏が伝わっている。(一)青銅製で径三一・一、厚さ〇・五、耳輪間一八、耳の径四・三、表面に狭い外線を取り虚空蔵像外二体を半肉に鑄出してある。中央の像は一三・三×八・三で、右像は一〇・二×五・四、左像は一〇・五×五・八である。鎌倉期のものと推定される。(二)薄い青銅製のもので径一九・五、中央に像がある。像の高さは八・七であって鍍金を施した痕跡がある。両面とも無銘。中世後期のものではあろうか。この神社の別当は本山修験の四万村の本明院で、嘉永四年の棟札（一五・二×七五）（以上長さ等センチメートル）に別当四万坊良融とあり表面に「奉修復熊野三社大権現諸願成就之所」とある。なお吾妻順礼縁起（永禄七年仲春十五日林新十郎書写、宗学寺藏）によりその垂迹関係をみると

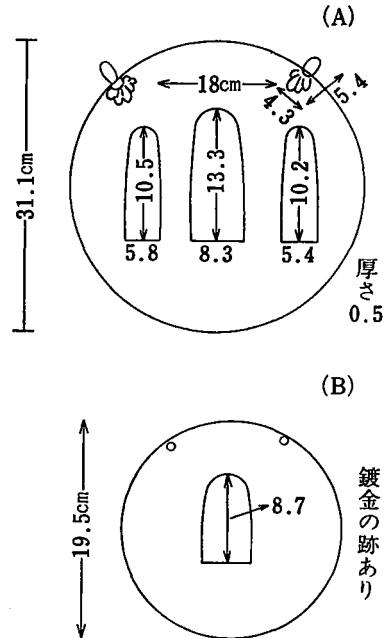
次のようにある。

本宮	伊弉冉尊	本地	阿弥陀如来
新宮	事解男尊	本地	薬師如来
那智	速玉男尊	本地	千手観音

（又は若一王子、飛竜権現）

県内の懸仏で著名なものに、建久八年（一一九七）銘の吉井町辛科神社蔵、弘長四年（一二六四）銘の伊勢崎市下植木赤城神社蔵、弘安四年（一二八一）銘の榛名町榛名神社蔵、天正十四年（一五八六）銘の前橋市総社神社蔵のものがある。右のうちで辛科、赤城両神社のものは銅板に毛彫で仏像を表し、榛名神社のものは鉄製盤にあった仏像を失し、総社神社のは盤から仏像を鑄出している。

懸 仏



主斎藤越前守の権力によって矢倉、行沢寺に移されたものであろう。鎌倉時代作の立派な像で総高一丁七十五センチ、台座が十五センチあるので本体は一メートル六十センチの等身大のものである。桧の寄せ木作りで、首ははめこみ式である。三面仏で腕が六本あるいわゆる三面六臂の像で鎌倉時代のたくましさがある。吾妻郡略記に「行沢寺馬頭観音堂、本尊長六尺立像、運慶の作という。棟札に大永七丁亥六月十三日、斎藤越前守」とある。

(c) 中之条町清見寺阿弥陀像は吾妻郡略記に、「春日の作なりとて弥陀の秘仏あり。什物なり」とある。大正十年のころ国宝指定の申請中、(故伊能八平談) 同四月火災にあり、おしいことに焼失した。

3 石造仏教建造物

(1) 宗本寺の宝篋印塔

(7) 稲裏神社神像：四万貫湯平稲裏神社(元、熊野神社)の御神体は木彫の男女像で一六・五×九・七の木の台に立っている尊像で、男子像は二四・八センチ、女子像は二四センチと僅かに小さい。熊野本宮の主神伊弉那岐尊、伊弉那美命(当社主神)であらう。素朴の感じのする神像で無銘。いたみがはげしい。

(8) その他：(i) 吾妻町矢倉の行沢馬頭観音像はもと伊勢町海蔵寺にあったものを大永年間岩櫃城



宗本寺宝篋印塔（県重文）左康永3年 右康永4年のもの

下沢渡、宗本寺の境内に勾欄付の二基の宝篋印塔がある。一基は康永三年（一三四四）銘のものでその基部に左の陰刻文字がある。これによると河戸村内山田の住人四郎二郎入道という者が父母の追善供養のため建てたもので、塔身には四方仏の梵字が刻まれている。吾妻川沿岸には渋川市金井金蔵寺にもこれと同型式の塔があり本県としては異型の宝篋印塔である。昭和三十三年県指定重要文化財に指定された。

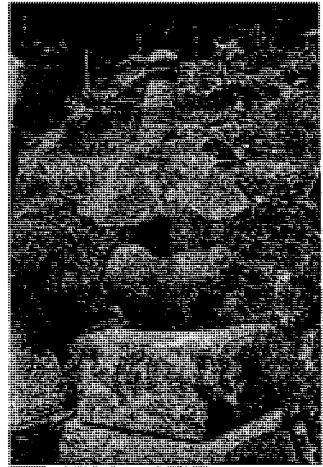
「上野国吾妻庄河戸村 内山田住人大檀那四郎 二郎入道奉造立塔也
右志者為過去慈父慈母 之幽儀乃至法界衆生 平等利益也 康永三年
卯月上旬 大檀那四郎 二郎入道」

もう一基は塔身と相輪は別のものであるが同型式のもので、基礎に左の銘文がある。

「康永二年 酉 卯月十九日
大檀那沙弥道禅 敬白」

康永三年（一三四二）は南北朝時代の年号で、中世にはこのあたりまで河戸村であったことがわかる。康永二年は康永四年と同じ。

宝篋印塔は仏塔の一種で、宝篋印陀羅尼経を納めたもの、イン



市城の古塔（応永21年）

ドのアシヨカ王が仏舎利を分けて八万四千の塔をたてた故事になり中国の呉越王銭弘俶が同数の銅塔をつくった。この影響をうけて同型で簡略化した石塔が供養塔としてつくられたが、これも宝篋印塔とよんでいる。塔身の四方には四仏または梵字を刻む。石造塔が多く、鎌倉時代から供養塔あるいは墓塔として建てられた。

(2) 五輪塔

仏教に宇宙万物を生成する元素とされる地、水、火、風、空の五大を方円、三角、半月形（如意球）で象徴して五輪といい、これを石、銅などでかたどって下から順に積みあげた塔を五輪塔、五輪卒塔婆という。各面に五大の梵字を刻み、中に舍利を奉安する。平安中期から南北朝時代にかけて供養塔に適用され、武将や門閥家の墓標にも転用された。後世の千本卒塔婆、角塔婆はこの形に準じている。墓標にこの形をかたどることは平安中期から鎌倉時代にかけて流行し、専ら石で造られている。本郡における五輪塔で代表的なのは吾妻町岩井の吾妻太郎藤原行盛の墓塔で、南北朝時代貞和五年（一三四九）の銘がある。

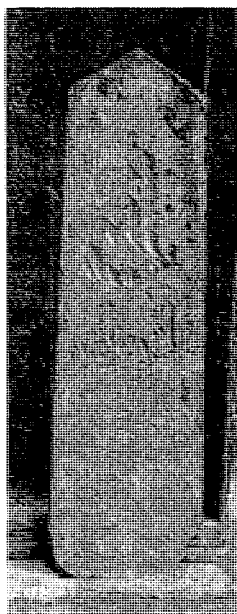
中之条町においても南北朝期より室町期にかけて非常に多くの五輪塔が建てられ、特に名久田川沿岸から蟻川地区に多く散在している。（第十一表参照）

(3) 板碑

卒塔婆の一種で、故人の追善供養や、自分の後生安楽を願う（逆修という）ために建てられた緑泥片岩の薄い板石製のものが多く、頭部を三角形にした長方形で、鎌倉—室町時代に流行した。梵字は十三仏の種子のほか、仏像には地

(4) 中世遺物一覧表

墓がつくられていたことを物語るもので史料のない中世の歴史を知る上に重要な手がかりとなる。本町で特に有名なのは伊勢町林昌寺蔵の鎌倉時代文永八年（一二七一）二月の銘のある画像板碑で周縁は一つで上部に瓔珞がある。その下に弥陀の立像があり、左右には花瓶一対が陰刻してある。東隣にあった海蔵寺址から出土したものであろう。



折田不動堂板碑(建武2年) 林昌寺画像板碑(文永8年銘)

蔵、観音のほかに、弥陀または弥陀三尊のものが多いいのは当時のこの地方の信仰の大勢を示すものである。関東地方、徳島地方に多いのは、この地方に緑泥片岩のような板状の石を多く産したことによる。この塔婆は、墓の上なり、側なりに立て供養したので今日の板塔婆と同じ性質のものである。また長さが一メートルに満たないのが普通なのは当時の墳墓が高さ五〇―六〇センチの土饅頭のを普通としたからで、この板碑出土地は中世の墓地であるから、中世そこに住家があり、墳



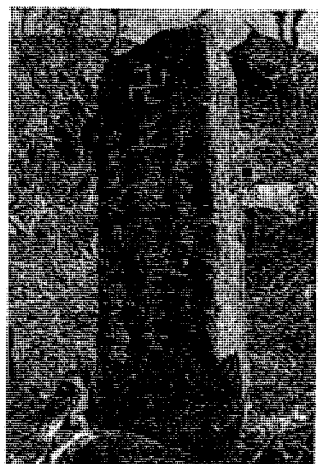
小林貞夫家墓地の宝篋印塔（赤坂）



正長元年銘の蟻川氏古塔
（蟻川、倉沢）



関家の五輪塔（上沢渡、大岩）



永正2年の古塔（下沢渡念仏久保）

第9表 仏像・神像・鰐口・懸仏・扁額その他一覧表

番号	種類	西千曆支	銘文	所在地	備考
1	鰐口	一四四五 乙丑	文安第二天丑 二月日願主元吉	元利宮	現在不明 大塚宗学寺文書所載 元吉は加沢記所載の植栗河内守元吉か
2	神像	一五〇五 乙丑	彩色成就 精誠祈処 永正二年丑十月十八日 照順刀	山田 吾嬬神社	吾嬬神社はもと吾嬬山中腹にあったが、文龜三年野火のため焼失、高さ五四センチ烏帽子狩衣の形状 石宮の中に安置せられていた。外に元和六年銘のもの一俵あり（木像） 背後に墨書銘がある（木像） 薬師堂は方三間単層四注造 茅葺、国重要文化財 丸山瓦全（上毛及上毛人二一一号所載） 相川竜雄（上毛金石文年表所載）
3	仏像	一五五九 己未	道徳禪門 念仏百万遍 奉造立供養処 本願永順阿利 永禄二己未四月一日敬	四万、日向見 日向見葉師堂	金銅仏、鑄込、はめこみ式、鎌倉中期の作と推定、秘仏にて十二年一度午年開帳、中尊四六センチ脇侍観世音勢至菩薩ともに三四センチ、県重要文化財
4	（仏金） 善光寺 三尊像			山田 善福寺	
5	神像			四万、貫湯平 稲裏神社	この社は明治以前熊野神社といひ神像は二俵で男像二四・五、女像二四・〇

12	11	10	9	8	7	6
軍 旗	太 鼓 胴	仏 像	扁 額	仏 像	懸 仏	懸 仏
		一五七〇 庚午				
		永祿十三年 庚午四月二十四日 (四月二十三日改元、 元龜)	日天、月天、日向山 定光寺			
折田 折田 神社	大塚 吉田松太郎	山田善福 (山田迦葉、薬師堂伝 来のもの)	四万、日向見 薬師堂	市城 宗福寺	同	同
武田信玄の軍旗と伝う 一七六センチ×四四センチ地は絹(白、 赤、白)諏防大明神と墨書され折田将監に 賜ったものと伝う	尻高城主尻高左馬允所有のものと伝う	山田迦葉の薬師堂にあったもので現在善福 寺であずかっている。	元、中之条町大字折田定光寺より中世末期 四万に移したもの 縁の上部に日天、月天、左右に登り竜、降 り竜を彫刻、下部に蓮華の彫刻あり。彫刻 の手法に特徴がある。鎌倉期と推定	木像、不動尊像、伝知証大師作、秘仏で元 御座石不動堂にあったものを明治四十一年 二月四日宗福寺に移したもの	銅製にて板薄し、直径一九・五尊像一： 八・九室町後期と推定	金銅製、径三一・一、三像があり中神像一 三・三両脇の神像が一〇・二一〇・五、 鎌倉時代の作と推定

第10表 板碑一覽表

番号	西曆	種子	銘文	所在地	備考
1	一二七〇 庚午	阿弥陀立 像	文永七年十二月	上沢渡 福田敷一	九四 ^サ ×二八 ^サ 周線一、喫路あり。丈三五 ^サ の阿弥陀像を刻す。上沢渡林仲次郎が昭和五年十二月七日御堂谷戸の桑畑より発掘（現、沢渡病院敷地付近）昭和二十年沢渡大火により損傷する。
2	一二七一 辛未	阿弥陀立 像	文永八年二月	伊勢町 林昌寺	一・一五×三四・八（以下 ^サ を略す） 周線一、上部に喫路あり、その下に背光ある阿弥陀の立像あり、左右に花瓶一對陰刻す。画像板碑、東隣にあった海蔵寺址より出土したものであらう。
3	一一三五 乙亥		建武二年四月二十三日	折田 阿弥陀堂 （折田家不動産）	一・一五×三〇
4	一一六九 己酉		応安□年酉	横尾 （元）宮崎浦平	応安□年酉は応安二年 破片にて上部中央から左半部花瓶陰刻
5		梵字六	□□年辛未二月十六日 （右）志者為 （左）妙山建修	山田 田村十代二	辛未の年は文永八年、元弘元年、元中八年、 宝徳三年、永正七年、元龜二年 破片にて三九×三〇 画像板碑 昭和初年滑沢川にて発見 同地に寺屋敷あり、元善福寺のありし所と 伝う。

14	13	12	11	10	9	8	7	6
梵字						梵字		
					「御」一字		御「二字」	
伊勢町 お茶不動	伊勢町 お茶不動	伊勢町 お茶不動	伊勢町 お茶不動	伊勢町 林昌寺	伊勢町 林昌寺	西中之条、柴本 篠原しな	西中之条 山崎観音堂	中之条町、八幡 八幡三社権現址
六三×二八	三六×二四 中部より折れたものの下部	三六×二二 周縁あり、これを金泥をもって塗りたり。昭和六年五月二十九日青柳惣太郎墓地より発掘	上辺二四ばかりの破片	四七・五×三一・七	四六・五×二三 蓮座上御字一字	六四×二六 五反田後谷戸より出土という	高さ八五×二三 「御」一字、長野、四万街道分岐点、同堂裏	破片、一基は昭和三十年ごろ関西の学生により持ち去られる。 詳細不明。

十 仏教文化

24	23	22	21	20	19	18	17	16	15
梵字一			梵字三		"	"	"	梵字	
四万渡戸	折田 田村祐平	上沢渡 (元)関億平次	上沢渡 永林寺	下沢渡 宗本寺墓地	"	"	"	"	折田 折田家不動堂
現在所在不明	五八×二九 田村家墓地内にある	五七×一八、丈一八の阿弥陀立像 明治四十年二月関億平次が御堂谷戸の畑地より発掘 現在不明	上沢渡黒岩軍次の庭内にあったものを永林寺へ保管を依頼す 四五×二一 現在不明	五一×二一 破片	五四・八×二〇・四 破片	二一・四×一七 破片	二〇×二四 破片	五五×二〇・五	七〇×二六・五 頭部の欠けた阿弥陀立像 その丈一五

34	33	32	31	30	29	28	27	26	25
梵字		キリーク	キリーク	キリーク	キリーク	キリーク	キリーク	梵字六 破損	
							蓮台		
岩本、竹越 綿貫 嘉伝治	蟻川 松寿庵 墓地	大道、日影 森 清	,	蟻川、倉沢 蟻川重郎兵衛墓地	,	蟻川、池田 割田長次墓地	蟻川、綿戸 富沢家共同墓地	蟻川 須藤恒司	四万二タ井 島村長松
鉄平石か 五一・七×三四	吾妻郡誌追録に同地に数枚ありというも現在不詳	地藏堂内にあり 四七×一八・八	極く小形の板碑、石質右に同じ	三二・五×九・五 厚さ四 完形 極く小形の板碑、終末期のものであろう。 石質凝灰岩	破片 二七×一九・五	八六×二九 破損 墓地の台石に嵌入	五二×三三 半分程にて下部折損	直径二三の丸形の破片 出所不明	一四・五×九、稻荷堂より出土、破片

十 仏教文化

44	43	42	41	40	39	38	37	36	35
			キリーク	キリーク	キリーク				キリーク
画像板碑					一代、二代、三代と後世の彫込みあり				
平、籠林 富沢 武次郎	平、宇妻 林 昌 院	平、宇妻 林 昌 院	横尾、千沢 松本 仁一	横尾、長久保 薬師堂 跡	横尾、堅岡 原沢平吉 墓地	"	横尾、百瀬 百瀬観音堂	五反田、親都 割田勘三郎 墓地	岩本 清瀧 寺
一五・六・八・七、破片 画像部分あり、小さく破壊せられている。 付近の畑より出土	破片、三六 上部と下部なし 推定高さ一・二〇位	破片、三六 六〇×三〇 破片 破片、周線上部二、推定一・〇五位	四八×一八 蓮座なし 昭和四年十一月千沢二三五四宅地より発掘	五八×三九・五 厚二・五 半分折損 周線環珞あり	五七×二四 厚二・五 台石に嵌入	破片 二〇・八・一二・五	破片 三八×一七・五	破片下部折損 三一×一五・七	七二・四×二一・三 完形

第11表 五輪塔・宝篋印塔、その他調査表						47	46	45
番号	種類	西暦	銘文	所在地	備考			
1	不明	一三三二 一三三三 一三三三	正慶	青山 遠通寺址	再編吾妻記所載 現在不明			
2	宝篋 印塔	一三五六 一三六一	延文	蟻川、大亀 篠原氏共同墓地	二二×一三・五 石質ウキス、乱積 基礎に延文の銘あり 馬耳形突起に特徴あり			画像板碑
3	同	甲申 一三四四	上野国吾妻庄河戸村 内山田住人大檀那四郎 二郎入道奉造立塔也 右志者為過去慈父慈母 之幽儀乃至法界衆生 平等利益也 康永三年卯月上旬 大檀那四郎二郎入道	下沢渡 宗本寺	県重要文化財 別記参照 二・〇九×六六	赤坂、かんぶち	横尾、竹井 新井友次郎	山田四〇〇 山田堅一郎
						現在不明	道路工事の際発掘された	二四×八・五 破片 笛吹塚墓地出土

11	10	9	8	7	6	5	4
宝篋印塔	古塔	同	宝篋印塔	五輪塔	同	同	同
一四五七 一六〇	戊寅 一四五八	一四五七 一六〇	戊申 一四二八	甲午 一四一四	癸巳 一四一三	癸巳 一四一三	乙酉 一三四五
長祿	長祿二年	長祿	正長元年	応永二十一年 十一月廿〇日	応永二十年十一月 逆修道仙	応永廿年十一月	康永二年乙卯月十九日 大檀那沙弥道禪敬白
上沢渡、湯原	上沢渡、湯原	蟻川、百々 百々薬師堂	蟻川、倉沢 蟻川重郎兵衛墓地	市城 字塔本	蟻川、大霜 阿弥陀堂	横尾、千沢 割田氏(良治) 観音堂跡	下沢渡 宗本寺
高さ二一、幅二七 基台のみ 管理者、湯本氏	高さ四四、蓋と塔身欠 湯原、関口氏管理	基礎のみあり、横三五・八 高さ二六、五長祿と判読できる。文字基礎 にあり	高さ九〇、幅二七・八 基礎に銘文あり 塔身と相輪は異なる	高さ一・〇八メートル 中沢重清墓 磨損して文字みえず 安山岩	高さ六六 文字雄雅にして明瞭、塔身欠 阿弥陀堂に あったのであるが現在墓地に移された。	七七×三〇 乱積、基礎に銘文あり 蓋と基礎は同じもの 石質ウキス	県重要文化財 別記参照 一八二×五九

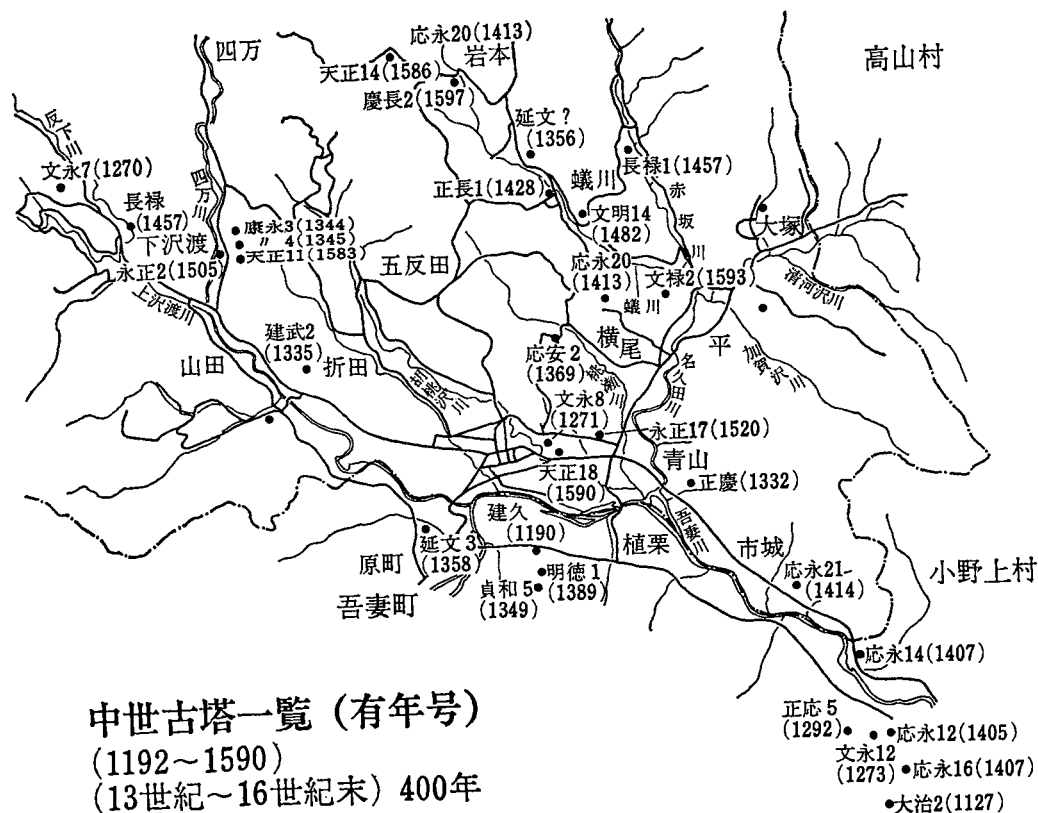
17	16	15	14	13	12
古 塔	宝蔵印塔	無縫塔	家形古塔	古 塔	同
丙戌 一五八六 丁酉 一五九七	癸巳 一五九三	癸未 一五八三	庚辰 一五二〇	乙丑 一五〇五	壬寅 一四八二
天正十四年 慶長二年	(表) 文禄二年祭祀 (裏) 横尾村竹井山田氏	天正十一年末九月十九日	永正十七年 小板橋氏	永正二丑年六月二十五日 正巖了徹居士 小池氏先祖塔	文明十四年四月十六日 (他は欠損して不詳)
岩本 神保家墓地	横尾、八幡 山田朝重郎墓地	下沢渡 宗本寺境内	伊勢町 伊勢宮境内	下沢渡 念仏久保	蟻川、綿戸 原沢徳太郎墓地
神保家先祖の墓(近世の作か) 天正十四丙戌天十月十八日重心院到替春岸 居士慶長二年丁酉天三月十日慈心院円替智 鏡大師	八幡山要害域城内にあり 修験者の祭祀せるもの(山田氏)完形 北面に銘文あるも不明	高さ一・四八メートル 開山直替上人の墓	高さ一・四八メートル 家形の古塔で和利宮祀官小板橋吉忠は永正 十七年没、その霊を祀ったものである。	高さ一・〇三メートルの石(自然石) 本多字平管理、沢田の本多氏祖、利根郡新 治村本多氏の祖といわれ新治村東入須川金 泉寺本多和善が春秋祭祀を行っている 小池氏も同姓	高さ三八、幅二三 乱積み、基礎に文字あるも欠損して読解不 能 真田伊賀守文書にある原沢宗七は原沢家の 祖、大先祖の墓といわれる

第12表 中世棟札一覧表（元和年間まで）

番 号	1	2	3
紀 元	庚戌 一四九〇	丁酉 一五三七	乙丑 一五六五
年 号	延徳二年九 月	天文六年七 月十六日	永禄八年三 月吉日
所 在 地	大字上沢 渡字大岩	大字四万 日向見	大字折田
社 名	大岩 不動尊堂	日向見 薬師堂	八幡宮
存 否	現	現	否
創再建別	再	創	再
住 所	上沢渡大岩	美濃国米田 村	折田村
氏 名	関 氏	藤原宗次八郎四郎 （清水八郎四郎宗 次）	武田信玄 家臣折田地頭、折 田將監寿賢
備 考	天平三、永久二年、文字不 明二あるも省略する 関 茂 三 郎	一七・五寸×五・六寸厚 〇・三寸 黒地に朱書、宗本寺、国重文	折田 折田 正 寿

20	19	18
石 片	宝篋印塔	古 塔
庚寅 一五九〇	鎌倉期 か	庚寅 一五九〇
天正十八年		天正十八年
伊勢町 久保田茂雄所蔵	赤坂 小林貞夫墓地	大塚 宗 学 寺
八幡宮、久保田氏の銘あり、昭和五十年邸 内より発見	高さ一・九五メートル 塔身二五・五×三〇・八 尻高景照寺より移したものと伝う。	碓氷貞光の墓と伝う

7	6	5	4
庚亥 一六一七	壬子 一六二二	戊戌 一五九八	庚寅 一五九〇
冬 元和三年初	十二月 慶長十七年	月 慶長三年三	八月吉日 天正十八年
日向見 大字四万	花曾根 大字山田	日向見 大字四万	大字折田
薬師堂 日向見	吾嬬神社	薬師堂 日向見	八幡宮
現	現	現	否
屋根葺替	再	再	再
四万村	西中之条村	伊勢国山田	折田村
修驗 三光院	唐沢大和守行長	鹿目喜左衛門家定	折田下総守 折田治郎兵衛
四七・八寸 山形桧材、宗本寺、国重文	八寸一分×二尺八寸 神社、群馬郡北条郷とあり 吾嬬	五二・三寸×一七寸 厚一寸 山形桧材、宗本寺 国重文	折田 折田正寿



十一 戦国時代の軍政・軍略・軍規

1 武田氏支配下の中之条町の地侍層

(1) 武田氏治下の中之条町

中世中期から近世初頭にかけて変貌した農村構造は、独立の小農民を中心として村落共同体的の性質が強いといわれている。後進地帯である中之条地域において、その史料をみることでできないので、はっきりはわからないが、中世石造物金石文調査によると、その代表的土豪である蟻川の蟻川氏は応永―正長のころ、原沢氏は応仁、文明のころ、割田氏もほぼ同時代ごろの墓碑の存するのをみても、このころより小農民の自立が、ゆるやかではあるが進められたことが考えられる。

戦国大名である上杉氏が吾妻に手を染めたのは永禄三年であり、これに対抗して武田氏が侵出してきたのもほぼ同じころであるが、永禄六年十月岩櫃城が落城すると現在の吾妻町以西はその勢力圏に入るのである。しかし中之条地域が武田氏の傘下に入るのは嶽山が落城した永禄八年十一月以降である。しかし名久田川流域はなお上杉系の尻高氏の所領であった。尻高氏の滅亡は天正九年正月、武田氏の滅亡は天正十年三月であるので、中之条全域の武田氏支配はこの約一カ年ということとなるのである。

(2) 地侍層の分布

当地域における永禄―天正にわたる地侍層の分布を図示すると第一三表のようになる。ここで特に注目されること

は嶽山城周辺に有力地侍層の多いこと、その他成田要害、小城、岩井堂城など中世の城砦近辺にその分布をみるのは当然の帰結ではあるが、四万川、沢渡川流域の地侍は戦時は前記各城砦の守備にかり出されている。名久田地区の地侍層の少いのは記録の欠如によるものである。いま加沢記、吾妻記等の資料を中心に各支城守備の地侍を列記すると左のようなになる。

第13表 中之条地侍層の城砦守備一覧(天正三年—十年)

城砦名	天正三年	天正七年	天正十年
八幡		富沢豊前守	富沢豊前守
壁谷		(尻高氏)	〔割田新兵衛〕 〔蟻川庄左衛門〕
岩井堂	塩谷掃部介、割田下総、佐藤将監 入道、富沢豊前、唐沢玄蕃、山田 与惣兵衛、割田新兵衛	富沢大学 湯本左京	池田佐渡守 湯本左京
柏原	湯本左京進	湯本九右衛門	中沢越後 桑原平左衛門
小田沢		唐沢玄蕃	二宮勘解由、塩谷将監、唐沢玄 蕃、伊能孫五郎
大戸越 蟻川要害	蟻川入道、蟻川庄左衛門 神保佐左衛門		
蟻川口			原沢弥三郎
大戸		割田下総、塩谷掃部	



永禄7年の折田将監安堵状（折田茂家蔵）

小	城	池田佐渡守、桑原大藏、町田、鹿野	鐵川入道、桑原大藏、割田掃部介、割田孫三郎、高山左近	鐵川入道
嶽	山			
成	田			割田掃部、鹿野志摩、鹿野和泉、兵衛、福田

(3) 上杉、武田両氏支配の相違

上杉氏の占領地内在地地侍の把握は直接これを行わず、吾妻においては岩下衆、沼田衆の尻高氏、箕輪衆の羽田氏、大戸氏等の衆という集団を上より把握した。すべて衆の御館おやかたに一任せられた。これに引きかえ武田氏は地侍層一人一人の個人宛に所領安堵の宛行を行って在地領主を確実に掌握している。（尾崎博士説）したがってその軍役も上杉氏は衆に対していくらかけてきたが、武田氏においては各個人に軍役をかけてきているという大きな相違をみることができる。

(4) 武田氏の所領安堵の宛行

武田氏が吾妻侵出のころ鎌原氏および折田氏にあたえた宛行は第十四表の通りである。永禄六年十月岩櫃城の落城により、ほぼ吾妻中部地域までその勢力圏に入ったので信玄は翌七年二月その論功行賞として折田氏、下沢渡富沢大学等（新恩分）に宛行をなした。この時点において信玄の勢力が中之条町の一部地域までのびてきていることがし

十一 戦国時代の軍政・軍略・軍規

(第14表) 武田氏の所領安堵および宛行(中之条町関係)

年 月 日	氏 名	区 分	高	備 考
永禄 7. 2. 14	折 田 将 監	本領塚越分6貫 新恩宮ノ前在家5.8 塚越内1.5	貫 13.3	折田 折田茂家文 書
〃 7. 2. 16	富 沢 大 学	新恩分中条外	20	富沢文書
〃 7. 2. 17	湯 本 善 太 夫	羽尾領内、立石、長野原	170	湯本文書
〃 7. 3. 11	富沢治部少輔	上野之内	90	吾妻古戦録
〃 8. 11. 10	池 田 佐 渡 守	山田郷	150	加沢記
〃 9. 3. 30	湯 本 善 太 夫	羽尾ノ内林村	20	嶽山合戦 加沢記
〃 9. 3. 30	富沢六郎三郎			同 上
〃 10. 5. 1	鹿野新左衛門 外24人衆	沼田川西ノ内		熊谷文書
〃 11. 5. 11	折 田 豊 後 守	横尾、平 100 市城、青山 50	150	折田文書

れる。

永禄八年十一月嶽山城が落ちると初めて中之条地域にその勢力が伸びてきた。そして翌九年三月晦日その論功行賞として在地地侍層に所領の宛行をした。その後天正十年武田氏が滅びると、真田氏は武田氏の遺領を踏襲し、その支配を行っている。

(5) 武田氏の領地区分

武田氏の領地は最低十貫未満から最高七百貫といわれ、そのうち十貫から四十貫がその半数を占め、貫高は一定耕地の年貢負担高であるから生産高と貫高とは必ずしも一致しないらしい。(奥野高広説) 大部分は純然たる現地知行である。武士の知行の客体は、恩^{おんち}地^ち、名^な田^{でん}、踏^{ふみ}出^{だし}、名^な屋^や敷^{しき}その他となっている。また恩^{おんち}地^ちには本領、本給、重恩、新恩の区別があった。このころの武士は土地の生産高が余り高くなかったので城下町に彼等を集

中することができなかったの、みな在郷で農耕生活をしていたことは近世の武士と大いに異なるところである。

しかし兵農分離、城下町の成立という時代の進展によって、在村した加地子名主（地代だけを取得する権利をもつ名主）は沼田町のような城下町に集中して専門の武士となり、土着した者は郷士となった。この郷士は、この辺では御館^{おやかた}とよび一町歩以上の土地を保有し、その地方の代表者となってくる。中之条町反町^{さうまち}の「オカタ」はこの御館の転訛であり、尻高にも「オカタ」の地名が残っている。

大名は彼らを利用して年貢などの徴収を完全にしようとして、宿老、中老、乙名^{おとな}等の家格で定められた身分制で村落の自治を行わせた。岩櫃落城後は真田幸隆が当城にあって郡の軍政と民政を司っていたが、永禄九年より海野長門守、同能登守が吾妻郡代となりこれにあたった。海野の郡代はその後真田昌幸の誅伐をうけて滅亡する天正九年十一月まで続けられた。

2 戦国時代の軍略

(1) 忍びの者

戦国も永禄、元亀、天正のころとなると戦闘も大型化してくる。もはや古典的な易^いと兵^い学^{がく}だけではとても勝ちぬけない。新しい戦力兵器の採用こそが何よりの急務である。この要請にそって出現するもののうち、特に注視されたのが忍び^{しの}の者と鉄砲である。

敵情を素早くとらえ、自分の作戦を有利に導くことが戦勝の要訣であることは、中世も近代戦も同じである。このような要請から生れたのが忍^{しの}の者、またスッパ、忍者^{にんじや}である。そのころ関東には乱波^{らんぱ}というくせ者が数多くいた。これらの者は盗人のように盗人でなく、かしこくてよく働く。それで戦国大名はラッパをきそって召し抱えてスパイと

して使った。

スッパ（忍者）が関東地方に数多くいたことは天正十年三月武田氏が滅亡のとき、真田の人質が甲州より信州へ帰還の途次、信州のスッパ、上・武州のワッハが約千人待ちかまえて襲ったことが加沢記にみえる。

戦国諸大名の忍者の利用について武田信玄は特に名高く、その遺鉢をついだ真田氏の忍者は全国的に著名であるが、記録的には乏しい。真田氏の忍者が吾妻郡に集中して多く、その中でも現在の中之条町地域に集中しているのは如何なる理由によるものであろうか。それは次のことが考えられる。

武田氏には信玄の手足となつて働いた富田郷左衛門がいる。そのほか吾妻と関係深い出浦対馬守がおつた。出浦はもと村上氏の一族で、信州埴科郡坂城町出浦の士である。更級郡上平の城主となり、その後信玄の配下となつた。武田氏滅亡後は織田信長き下の海津城主森長可に仕え信望があつた。信長の死後天正十一年九月昌幸のき下となり小県郡武石村にて三十貫文を領した。同年以降吾妻に來り岩櫃城内に居住した。現在「でうらぶち」の名を存している処が出浦の屋敷址であるといわれる。その後真田氏の重臣として吾妻にあって活躍し元和九年八月八十余才の高令をもつて没した。初め上総介といい、のち対馬守と改名した。出浦が信玄の配下のころ、真田家戦功録によるとスッパを預り、その隊長であつた。部下の忍者が他國の城にいったときはその忍者より先にその城内に入つて情報を得て歸つたといわれる。部下や信玄の信望も厚く、吾妻に來てからも真田氏から厚く遇せられ岩櫃城代や吾妻郡奉行の要職にあつた。中之条町を中心に忍者が特に嶽山城を中心に多く輩出したのは出浦氏の特訓によるものであろうか。

武田・真田氏の戦法として特異なのは人的損耗を少くし、調略をもつて敵を倒すことであつた。これには敵状のこまかな資料が必要となつてくる。吾妻の戦國史で忍者の初見は永祿六年十月岩櫃落城のとき、斎藤方の忍者角田新右衛門が真田方に内応して功をたて、これによって城は落ちた。横尾高津の割田下総は忍者の達人で、川中島合戦のと

き謙信秘蔵の名刀を奪い、天正十二年には中山城に忍び入って功をたて、十三年九月白井城において松田尾張守の名馬を奪ったことは有名である。沢渡の唐沢玄蕃、横尾の割田新兵衛もこの道の達人で、永祿の末、中山城に忍び入り城主中山安芸守が関東管領より拝領の金の馬鎧を奪ったことも有名である。その外天正三年長篠の役のち柏原要害に忍び入った真田方の八右衛門も忍者の達人といわれ、城に放火して戦勝の端緒を開いた。

上杉謙信についての忍者の記録はみないが、小田原の北条氏も忍者の養成には特に力を入れたといわれ、天正十七年十二月長尾氏の部下で猿坊という岩渡りの名人の忍者が岩井堂城に潜入放火したことがみえるし、同十八年二月長尾の忍者が伊勢町古城に潜入、城代蟻川入道を追放したことなどが加沢記に散見される。このように吾妻は北条、武田、上杉の互に侵す処であったので忍者活躍の舞台であり、その地形からも特別の訓練場であったとも考えられる。

(2) 鉄砲の伝来と郷土の変貌

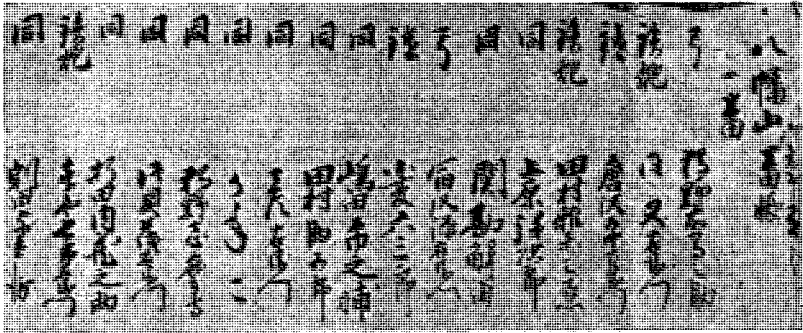
中世末期の戦国動乱時における西洋文化の伝来として二つの大きな事態がおこった。その一つは天文十二年（一五四三）八月、ポルトガル人によって初めて鉄砲が種子カ島に伝来したことであり、他の一つは天文十八年、ザビエルが鹿児島に上陸してキリスト教の布教を開始したことである。キリスト教の伝来はさておき、鉄砲の伝来が当時どのような形で郷土に大きな変化を与えたか、それがさらに後世に与えた影響は何であったかを考えてみよう。

天文二十二年六月、鉄砲伝来より十年のちのことである。新田郡金山城主横瀬成繁（のちの由良氏）は足利十四代將軍義輝に鷹を献じた。その返礼として義輝は種子カ島銃と劔を賜った。これが鉄砲が上野に伝来した最初であろう。つぎに吾妻郡においては永祿五年鎌原氏（武田方）と羽尾氏（斎藤方、上杉系）が嬭窓村地内において交戦し、互いに鉄砲を使っている。これが吾妻での鉄砲使用の初見であろう。吾妻にいち早く鉄砲が伝来したのは金山の由良氏と関係の深かった上杉氏よりの伝授ではあるまいか。武田氏の鉄砲使用の初見は弘治元年（一五五五）で、善光寺

平の旭山城に鉄砲三〇〇挺を送りこんでいることがみえる。信玄は堺よりの直接導入であったのであろう。かようなわけで吾妻においては鉄砲伝来以来わずか十九年目、長篠戦より十三年も早く、これを実戦に供していることが知れる。

本郡における火器使用の歴史をみると前記永祿五年のことはさておき翌永祿六年九月、長野原合戦において斎藤軍は王城山より鉄砲をもって真田の守る長野原城を銃撃し、同月真田氏は大戸方面より岩櫃攻撃に向ったが、大戸手古丸城において真田方の大戸真桑斎は鉄砲を使って戦闘を有利に導いている。しかし永祿―元龜のころは鉄砲を使用したといえ小規模のものであった。ところが天正三年長篠の戦い以後は戦国諸大名はその戦訓によって大々的に戦術の中にとり入れてゆく。天正十七年暮の吾妻合戦の際北条軍は一万余の兵をもって吾妻を包囲するが、中山口より進撃した北条の勇将富永助重は八幡要害を攻撃したが、その銃撃の音は天地をゆるがすさまじいものであったという。このように天正以来銃撃戦も次第に大規模になっていったことを示している。戦国の戦闘方式も元寇のころから騎兵戦より歩兵戦へ、応仁の乱より刀から槍へ、個人戦より集団戦へと移行し、ここに初めて足軽が登場する。農民のうち強暴なものが足軽となり、昼強盗とのしられた無頼の徒も集団戦に活躍したり、十六世紀以後すなわち鉄砲伝来以後は弓矢から鉄砲へと戦術も大いに変わり、足軽も鉄砲足軽といわれ、戦運を左右するまでに成長してゆく。

このように吾妻においては岩櫃城を首城とし、八幡要害のような支城がいくつもあって戦時は勿論戦闘の行われないうときも、支城を中心として軍政、民政が行われていた。このような戦国の村組織が近世の村へと結びついて行くのである。しかし前にみたように鉄砲が次第に普及してくると動員される農民の数も正比例して増加してゆく。しかし鉄砲による戦術戦法が次第に複雑化してくると、山城や平山城は非常に使いずらく、旧来の戦法、築城法にあわなくなってくる。そして近世の平城へと移行してゆく。したがって近世となって武士の城下町集中が義務付



八幡山番帳（平、関征児家蔵）

けられると郷土の村の姿も一変してく
る。岩櫃城に例をとれば大坂の陣後、か
ような時代おくれの山城は不要の長物
と化し廃城となった。その根古屋町で
あった平川戸宿も自然解体して今の原
町へ移転する。村落が高所から低い原
野に移ると、これに従って道路も橋梁
も、田畑もあらゆるものが移動し、新
設され、改築される。そして近世の町
が、そして村が生れた。天文の中頃九州
の僻地種子カ島に伝わって一世紀もた
たない七十年後の大坂の陣後の郷土は
全くその様相を一変することとなった。

(3) 八幡山番帳

真田昌幸は天正十六年（一五八八）
四月二十六日老臣北能登守に命じて、
八幡要害（中之条町横尾所在）の勤番
衆を定めさせた。北は命によって通称

(第15表) 八幡要害編成表
天正16年(1588) 4月26日

二 番 隊	一 番 隊	編 成	
2	2	隊 長 格	
0	1	弓	兵
15	15	鉄砲	
17	16	鎗	
25	27	侍	分
7	5	地 下	分
34	35	計	
		備 考	

① 表中無姓のものを地下分、有姓のものを侍分として計上した。

② 装備は鉄砲、鎗がほぼ半数ずつであることに注意されたい。

当時の装備をみると、今までのような低い装備では到底日進月歩する戦闘に勝つことはできない。今の言葉でいう「装備の近代化」が強くさげばれ、かつ進められていった時代である。鉄砲の利用はますます進み、この番帳をみると鉄砲伝来より僅か四十五年目で鉄砲は急速な利用度をみせ、鉄砲という新兵器の火器と在来の槍とが半数ずつであることをこの番帳は示している。いざ戦闘となるとまず最初に一番隊の銃撃、つづいて白兵の槍、二番隊の銃撃、つづいて槍とこれが繰り返えされる。このころの兵器の状況が知れて誠に興味深いものがある。なお隊員はこの付近よりの地侍や農兵達で編成せられていた。

中世八幡山とは砦のことをいう通称である。横尾宇析瀬の西北の丘上、屋根の末端が名久田川にのぞむ崖上にこの

「八幡山番帳」なる編成表を作成して、この城の隊長格である、

富沢豊前、狩野志摩、同右馬介、折田軍兵衛に示した。この番帳の中にある通り城将富沢豊前守の長男桑原大蔵は川戸金蔵院を嗣いだ人である。こんなわけでこの番帳は近世まで同院に秘蔵せられていたもので、当時活躍した人名並に当時の兵器を知る上で、貴重な資料となっている。

この番帳をみると相当数の農兵が動員されて戦列に加わっていることがわかる。伊勢町覚書によると、天文二十年関東管領上杉憲政が越後に落ちていったとき、小城主大野氏もその供をして越後に落ちた。浪人となった小城浪人衆は、その後徴用されて、この八幡要害の守備に当らせられたという。

要害は位置する。中之条盆地東北口を抑える要衝に築かれたものであり、名久田川流域全般を見渡せる好地で、たもと「とりで」の転訛したものであらう。

3 戦国時代の軍規

優秀な軍配者が精密な作戰をねり、新しい戦力としての忍者や鉄砲を採用しても、戦力の土台となるものは一般兵士、農兵の厳格な軍規の確立にあることは昔も今も変りはない。また日常の作戰に備えての周密な合戦準備である。ここに武田勝頼の下した法度と条目があるので、当時の武田軍の軍規の一端をみる事ができる。

天正八年五月二十三日、丁度武田勝頼の沼田城奪取が六月十八日なのでその約一カ月前真田昌幸が勝頼の意を奉じて各城の在番衆の法度を定めたものが、横谷（現在の吾妻町大字松谷地内）の横谷家（真田氏の重臣）に伝わり加沢記、吾妻記にも転載せられている。ただし加沢記には第三条以下は欠文となっている。吾妻記によるとこの法度は岩櫃城代である海野長門守、同能登守、中之条八幡要害の金子美濃守、柏原要害の渡辺左近等に布達したもので、このうち小川、名胡桃城へは、このうち二カ条をぬいて布達したものであるという。（原文でなく要訳である）

法 渡

- 一 地衆（地元の人々。在地の土衆、百姓をいう）に対しては乱暴を致してはいけない。懇切を加えるよう致すこと。
- 一、二之曲輪よりうちへは地元の人々を絶対に入れてはいけないこと。
- 一、守備担任の曲輪（武田軍では、曲輪ごとに守備の将を定めてあった）は各々相談して、城普請はか油断なく勤仕
- 一、喧嘩口論は一切禁止する。付、えこひいきをもって徒党を組んではいけないこと。
- 一 敵地の計策については油断をしてはいけない。使者や書状を遣すような場合には岩櫃城代海野長門守に談合の上

で、これを差し出すようにすること。

一 在城の衆はどのような私的な遺恨があろうとも、作戦に
ついては表裏なく相談いたすようにすること。

一 在城の衆は当番のときは勿論のこと、たとい非番のとき
であっても城外に宿泊してはいけないこと。

右の条々について若し違背するような者に対しては職務怠
慢として嚴重に処罰する。

天正八年庚辰五月廿三日 (真田)
昌幸(花押)

この法度は七カ条より成っており、第一条、第二条は地元の人々に対する在番衆としての注意であり、第三条は守
備担任の曲輪の警備の上で、城普請を特に注意して行うべきことをのべている。特に夜間警備の上で忍の者に対して
特段の注意を払うべきことをのべ、第四条は城兵の喧嘩口論と徒党の禁止をのべている。第五条は敵地の計策につい
ては充分注意し、たとい書状や使者をだす場合でも岩櫃城代海野長門守に連絡相談すること。第六条は作戦のことに
ついては各個人の私情を捨て大局につくべきことをのべ、第七条では防牒上絶対に城外に宿泊することを厳禁してい
る。戦国の時代は岩櫃城のような本城と八幡要害のような各支城を中心として民政と軍政が行われていたもので、第
一条は地元の人々に対する宣撫について特段の注意を払っている。各城郭の秘密が外部に漏れないよう万全の防牒上
の心得がのべられ、さらに各城の武士の間の親睦と徒党をくむことの禁止項目は、各城の団結について細心の注意を
払っていることがうかがわれる。

勝頼は約一カ年後の天正九年六月九日にも昌幸を通して次のような軍令を布達している。(要訳)

条 目

一 岩櫃城の警備と城普請については、落度のないよう申し

付けること。中山城のことも岩櫃城と同様に心得るこ
と。

(幸光)
海野長門守殿 (岩櫃城代)

(輝幸)
海野能登守殿 (岩櫃城代)

(泰清)
金子美濃守殿 (中之条横尾、八幡要害)

(綱秀)
渡辺左近殿 (箱島、柏原要害)

(この先切れて見えず)

(内筆者注書(横谷文書))

一、猿方京要害の警備と城普請、その他の仕置についても念を入れるよう申し付ける事。

一、沼田城の城普請や仕置については特に嚴重に申し付けること。百姓を普請役にかい出すことは今年は取止めるが、各領主は各自雇って普請等は行うこと。

一 沼田の知行割の模様はよく聞きとどけ、怖けざるよう策謀すること。

一、二カ条の密計（二カ条の密計は何であるか不明）は油断なくこれを行い、調略を専一とすること。

一 佐竹氏が奥州を統一したということを聞いている。であるから武田領内の道路も間違いないよう相談すること。会津表も同様であること。

一、当番衆の普請を糺明すること。

以上勝頼は真田昌幸が上田へ帰城するにあたって岩櫃城をはじめ、各城砦の警備と城普請、これに関連する、いろいろの仕置を嚴重に申し付け、さらに知行割、道路、橋梁、次期作戦、諸法度の励行、旧来の在城衆の住居や、社領のことまで、書状の形式でことまかに申し付けている。特にこの年、百姓の普請役を免除していることは、武田氏の民政の上で注目すべきことであらう。

一 来るべき作戦の支度を油断なく整えること。付、沼田衆についても同様である。

一、御閑橋之事（利根郡月夜野町後閑であらう。）

一、庄内の諸法度以下前々より定めた法のように申し付けること。

一、藤田、可遊斎（小川）、渡辺住地のこと（藤田は藤田能登守、可遊斎は小川可遊斎、渡辺は渡辺左近允で、旧来の在城衆の住居についての指示）

一、一宮御社領のこと（上野一宮貫前神社の社領のこと）付天郷上

（天正九年）六月七日

真田安房守殿

（真田家文書）



凡例

◎は城砦 ●は地侍 □おもな地侍氏名

十二 戦国時代の中之条町

1 上杉・武田氏の争覇と嶽山合戦

(1) 関東管領上杉憲政の没落

天文二十年（一五五一）北条氏康は平井（現、藤岡市内）の関東管領上杉憲政を攻めてこれを破った。憲政は二十一年一月城を出奔し、越後の守護代長尾景虎（政虎、輝虎、晩年入道して謙信と号す）を頼って落ちた。このとき管領職、錦旗、綸旨、上杉の系図等を携え謙信に譲り、関東管領の復興をたのんだ。ここにおいて謙信は長尾氏を改め、上杉氏を称するようになる。一説にはこの時憲政は白井より中之条町を通り、木根宿を通過したともいわれている。

吾妻郡は文明年間上杉顕定が平井城を築き関東管領となつて以来、岩櫃城主斎藤氏、鎌原城の鎌原氏らは上杉氏に服属していた。上杉氏滅亡前の上野の情勢は、総社、白井、足利の三長尾氏を始め、東上州の雄、金山の由良氏、西上州箕輪城主長野氏は互に対抗しながらも、小田原北条氏の前に共同戦線をはっていた。天文二年二月九日、鎌倉の僧快元の記録に（前橋市史による）快元僧都が上野方面へ鶴力岡八幡宮造営のための勧進を行ったときの奉加した人々の名が残されているが、この中吾妻関係の武士として斎藤越前守、羽子尾某、岩下某、飽間右衛門太夫の名がある。斎藤は岩櫃城主、羽子尾は羽尾城主である。つぎに永禄三年上杉謙信が初めて関東に進出したときしるした「関東幕注文」という上杉家の記録が残されている。幕注文とは当時上杉謙信方に参陣した関東各武将の陣営に張る幕を注文させた控帳で、特に上野関係が多い。その数を上野関係だけ記してみると、白井衆九、惣社衆十七、箕輪衆十九、厩

橋衆四、沼田衆十四、新田衆三十、桐生衆九となっており、吾妻郡は岩下衆として御館斎藤越前守、山田と二人だけ記載があり、残念ながら以下欠文となっていてわからない。吾妻郡に關係ある武將は前記岩下衆として斎藤、山田氏のほか、箕輪衆として大戸中務少輔（真築齊か）羽田修理亮（羽尾城主かあるいは吾妻町大柏木の羽田城（大柏木城）主であろう）沼田衆に属するものに尻高左馬之助がのっている。大戸氏は大戸衆ともいえる格であったが、長野氏に従属していた。永禄六年以降武田信玄に属し、その所領は岩島三島より坂上郷、坂下郷より上室田におよび、その支族は渋川―多比良（現、甘楽郡）にいたる所領をもつ豪族に生長した。（浦野文書）羽尾氏は長野原町大字羽根尾におった土豪で信州滋野、海野氏と一族である。岩下衆のうち山田氏は、山田城主山田源太左衛門であろう。永禄のころ折田の土豪成田氏と争い自滅した。その子孫左衛門は天文十八年山田城に生れたが六合村の日影に亡命した。妻は羽尾氏である。尻高氏は白井長尾氏の一族といわれているが沼田衆となっている。東吾妻の豪族で、尻高より名久田、旧中之条地区の東半分を所領としていた。その史にみえるのは文明九年（一四七七）の上杉氏五十子の陣である。長享二年（一四八八）秋京都の僧万里が尻高左京兆景清の館を訪ねて詩を賦していることが梅花無尽蔵（県史所収）にみえる。尻高左馬助は土地の記録に景家となっており、憲政越後落にあたって伴をして越後におち、また憲政に従って厩橋に入っている。中之条小城主大野氏も憲政とともに越後に落ちた。妻は越後の土豪本庄清七の妹といわれ、大野氏退去のちこの城は箕輪長野氏の領有となった。岩下衆の御館岩櫃城主斎藤越前守は主家である上杉家没落のち近郷を押領した。天文一弘治のころ、三島の江見氏を滅しその地を奪った。そのころ西中条城、嶽山城には永田氏、蟻川氏がおった。永禄三年（一五六〇）上杉謙信が関東進出の直後、斎藤氏は永田氏を荻宿の森（いずれの地か不明）に謀殺してその地を押領した。重臣蟻川氏は嶽山によって戦ったが敗れ上杉氏の仇敵で最後まで謙信を手こずらせた。のち下野の佐野昌綱を頼って亡命した。このころ斎藤氏の治政はあまり良好ではなく、永禄二年十月二

十三日付の小野子如意庵文書によると岩櫃、嶽山領下の百姓は悉く小野子村に逃散したことがみえる。

(2) 上杉謙信の吾妻郡経営

永禄三年八月～九月、上杉謙信は上杉憲政を奉じて大軍を率いて三国峠をこえ関東に進出、沼田、岩下（岩櫃）秋間等の北上州の諸城を攻略した。吾妻古戦録によるとこのとき謙信は吾妻の仕置として中之条小城に武田伯耆守を、

尻高戸室の城下の館に代官を派遣してこの地方を治めたといわれる。

白井、惣社の長尾氏、箕輪城主長野業正、金山の由良成繁等上野の諸將はことごとく謙信に服属した。ついで翌永禄四年三月長駆して小田原城を包囲したが成功しなかった。鎌倉、鶴ヶ岡八幡宮において関東管領に就任した。このとき上野より多くの部将がこれに従い、大戸丹波守もその名をつらねている。このころ甲斐の武田信玄は北条氏康の要請により上杉掣制のための関東進出を企図していた。謙信の永禄七年までの関東攻勢はめざましいものがあり、その主力は北条氏の打倒と関東を上杉氏の守護領国体制に復帰することを目標としたものであった。

永禄初年謙信が北関東制覇のころ、西吾妻の三原庄には箕輪衆の羽尾氏と鎌原氏の二大勢力があった。両氏は信州滋野の出で同族でありながら領地のことで互に争っていた。斎藤憲広は両氏を闘わせて漁夫の利を得ようとしていた。永禄三年春、鎌原氏は信州平原（佐久郡内）



小 城 跡（伊勢町）丘陵の上が城址

において信玄に謁し援を請うた。信玄もかねがね西上州進出を考えていたので渡りに舟と、四年八月、かの有名な川中島合戦のうち八幡原決戦の行われた前月信玄は兵二千をさき、甘利(小諸城主)、真田の二将をして岩櫃城を急襲させた。憲広はなすすべもなく降服した。そして翌五年三月信玄は鎌原・羽尾領の地を検地して境界を正した。これは羽尾氏には不利なものであった。そこで斎藤憲広は越後春日山城に軍使を送り、その軍事援助を要請したのである。謙信はこれを快諾し、親書を憲広に送った。かくて斎藤、鎌原の争いは大きく進展して上杉対武田両氏の争いとなる。

翌永禄六年五月、信玄は鎌原に兵糧を送り、鎌原、西窪、湯本氏等の三原衆をして斎藤に抗せしめる挙に出た。斎藤も八月下旬沼田衆、白井衆の援護を得て大挙鎌原氏撃滅の作戦を企図したが、機先を制した武田の部将真田幸隆は九月下旬三原、大戸の二道より岩櫃に進撃したが天険の要害に阻まれ不成功に終った。しかし翌十月幸隆は再度岩櫃城を攻撃した。かねて計画した内応工作が功を奏し、憲広は十月十三日城を落ち謙信を頼って四万の奥木根宿通りを越後へと落ちた。当時嶽山の城には末子城虎丸が籠城していたが幸隆の子昌輝の部下が退路を遮断したため城は孤立した。謙信が岩櫃城を失ったことは事実上の吾妻郡の放棄を意味するものであった。

さて嶽山城においては翌永禄七年三月雪だけを待って越後よりの援軍の到着と、白井衆、沼田衆の増援を得て岩櫃城奪回に腐心したがすべて武田の術策に翻弄され、翌八年十一月真田幸隆の攻勢によって落城した。この戦は当時戦の続いていた川中島合戦の一端ともみられ、上杉氏の勢力が吾妻より大きく後退したことに大きな史的意義があるのであるが、その詳細は次の項に譲ることとする。上杉は当時小田原北条討伐と関八州一帯の戦線で兵力を分散していたので吾妻に充分の兵力を注入することは不可能であったのである。翌九年閏八月謙信は沼田城より出撃して、吾妻の攻略をはかった。しかし時すでにおそく信玄は長野原城に兵を入れてこれに備えたので、その目的を果すことがで

きなかった。(武家事紀による)その後謙信は大道峠までたびたび兵を出しその機をうかがったがすべて徒勞に終り、この攻勢をもって吾妻への反撃作戦は終りをつげたのであった。それというのも同年九月西上州の最重要軍事拠点であり、信玄渴望の箕輪城を武田軍が奪取したことは西上州の情勢を一変させたものである。かくて上杉も北条も上州において優位に立った信玄を共同の敵とするようになり、このような戦況のもとに永禄十二年閏五月相越同盟の締結をみるに至った。

その後天正元年信玄の卒去、同六年の謙信の急死は上杉氏の関東進出を断絶させた。謙信の死によって起った「御館の乱」には上野の武士の多くは北条氏より養子となった景虎を擁した。上田長尾氏出身の景勝を擁したのは、尻高左馬允唯一人であったが、この乱は景勝の勝利に終り、景勝は武田勝頼と甲越同盟の締結、西上野の所領放棄を宣言したので西上野の情勢は大きな転回をみるにいたるのであった。

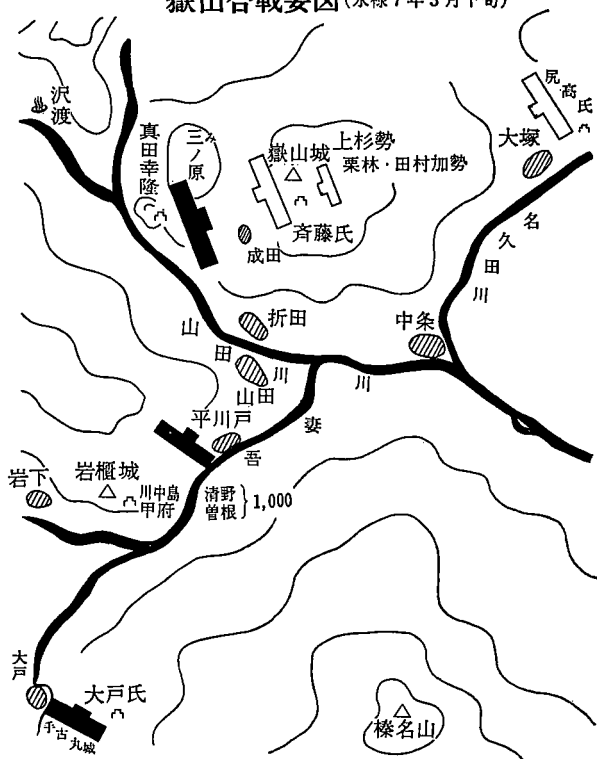
(3) 武田信玄の支配と嶽山合戦

永禄六年十月、岩櫃城が陥落すると吾妻郡のうち現在の吾妻町以西は概ね武田氏の支配下となったが、現在の中之条町のほぼ全域と高山村地方はいまだ上杉氏の残存勢力があった。すなわち嶽山城(たけやまじょう)(現在の嵩山)には斎藤憲広の末子城虎丸が、上、下尻高郷(名久田地区を含む)を中心に尻高氏が盤居していて武田氏の進撃をはばんでいたのである。

嶽山合戦

嶽山城は中之条町五反田にあり、山全体が自然の城郭をなしている。この城の開かれたのは白井城主長尾景春(伊玄入道)が白井城団の一つとして開城したもので「蟻川の城」と言った。明応・永正頃(十五世紀末—十六世紀始)と推定され天文のころまで白井領であったらしい。(長尾遺臣書状)根古屋町「親都」(おみと)は北郷(きたごう)(現、中之条町高山村)

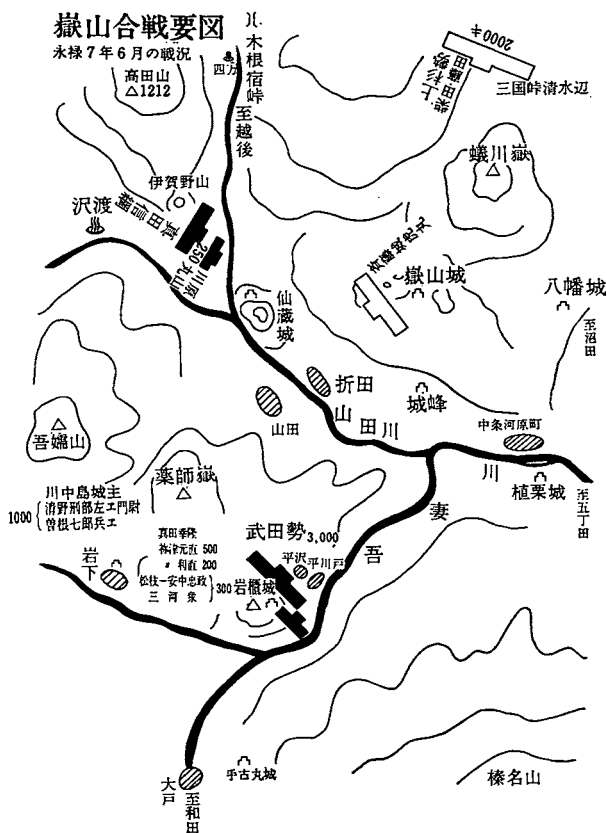
嶽山合戦要図(永禄7年3月下旬)



の中心であり「親都千軒」といって相当の集落があったことを物語っている。なお嵩山は中世「嶽山」と書いたので「嶽」の字を用うることとする。加沢記には「武山」とある。

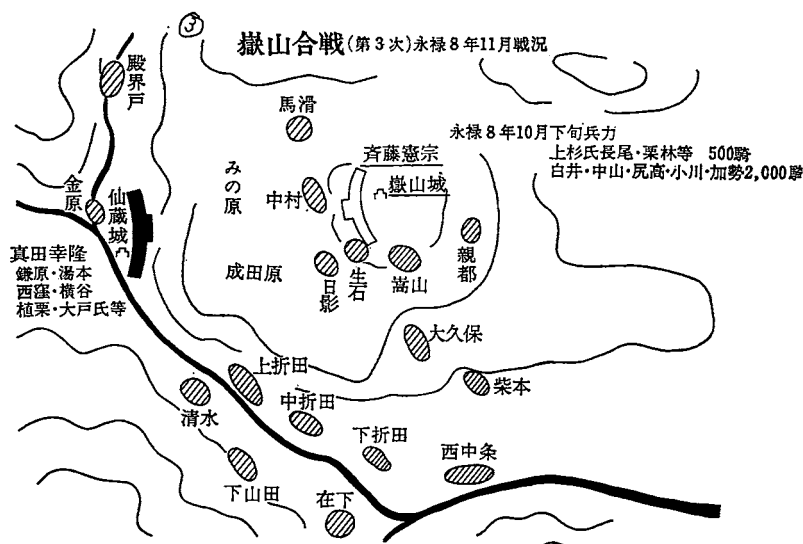
(1) 永禄七年の戦況

永禄六年岩櫃落城後はさしたる戦局の変化もなく越年した。あくれば七年三月下旬、雪解けを待って上杉謙信は、栗林・田村の両将を嶽山城救援のために急派した。その兵力は不明であるが相当の兵力であったらしい。これに対して武田信玄は岩櫃の真田幸隆の急報により、事態の切迫を察知し、当時奥信濃より帰陣間もない川中島城主清



野刑部左衛門尉と甲府から曾根七郎兵衛尉を將とし岩櫃城へ約一千騎の兵を送った。兩軍は山田川、吾妻川を境に對峙の形勢となり、三月下旬、成田原、みの原の原野においてその緒戦が行われた。丁度このころ信玄が上信国境余地峠（現、甘栗郡）をこえて箕輪に着陣したという情報が入ったので斎藤勢は兵を引いて籠城した。五月、嶽山勢は白井衆の増援をえて、一挙には岩櫃城奪回戦を企図した。これに対し信玄は三河衆と松井田城主安中忠政に三百騎をつけて五月下旬岩櫃に急行させた。謙信も柴田・藤田の兩將に二千余騎をつけ四万の奥木の根峠越し、

十二 戦国時代の中之条



三国峠清水の辺に張陣して後備としたので、戦雲は東吾妻の山野を覆い一触即発の緊迫した戦況となった。幸隆はまず長子信綱を上杉の援兵をその途に阻害し、嶽山と対峙する伊賀野山（沢渡温泉の手前）に陣をとらせ攻勢に転じた。岩櫃城には称津元直、利直を中心とする援軍七百がさらに着陣し、在地勢力を合せ三千騎にふくれあがり、敵襲来に備えて籠城の構えをとった。このとき斎藤氏の重臣池田重安より、城虎丸の命乞いを許すならば、重安は真田の家臣となって忠勤をはげむ旨の申し入れがあった。幸隆はこれを入れ人質をうけとって和談は成立した。かくて上杉、武田両軍の増援の兵は徹兵したので、ことなく年を越したのである。

(2) 永禄八年の戦況

あくれば永禄八年信玄は今年こそ箕輪城の占領をと必勝の決意をもって嶽山城（斎藤氏）白井（長尾氏）総社（長尾氏）の諸城の早期占領を企図した。かくて同年二月七日、日ごろ深く信仰している信州の諏訪上社、新海明神の両社に願文を捧げ戦勝を祈願している。信玄の決

意の程がうかがわれる。

武田信玄願文（諏訪上社宛）

「天道の運数に任せ、甲兵を利根川西に引率するの日、先ず諏訪上宮明神に詣ず。其意趣は、箕輪の城殆んど十日を経ずして撃砕散亡せしめんこと必せり。粵に太刀一腰、有銘、孔方十緡、竝に神馬一疋を進納せしむる所なり。神威猶余あり、惣社、白井、嶽山の四邑輒く予が掌握に属し、凱歌を奏して帰安泰ならば、則ち神前に於て清心御を請し、五部の大乘経を説み、以て神徳に報じ奉る可し。急々如律令。維時永禄八年乙丑二月吉辰信玄敬白す（花押）（原文漢文）、（信州守矢文書）

武田信玄願文（新海明神宛）

今茲に永禄乙丑春皇二月七日涓びて吉日良刻となし、天道の運数に任せて、吾軍を上州箕輪に引卒するの日、先ず願文を新海大明神祠前に献ず。その意趣、殆んど箕輪の城十日を過ぎず撃砕散亡せんことは必せり。それ当社は、普賢菩薩の垂

跡なり。人の願殿に乗り苦を救う。しかのみならず、細軟の衣を鎧となし、瓔珞冠を甲となし、如意鉄を干戈となし、大白象を駿馬となし、百億の化身濡つて吾が方に満たば、迂誕なかるべし。粵に太刀一腰（銘あり）孔方五緡進納せしむるところなり。神感なお余りありて、惣社、白井、嶽山、尻高等の五邑、輒く予が掌握に帰さば、心御衆を請じ、神前において、三百部の法華経王を説誦し、以て神徳に報謝すべし、急々如律令。

時に永禄八年乙丑二月吉辰

信玄（敬白す）花押

（原文漢文）（長野県南佐久郡白田町、山宮寅二氏蔵、

（注）瓔珞……玉を連ねたくびかさり

孔方五緡……あなあき錢五貫、緡はせにさし、千錢を一緡にさして一貫とする

心御衆……心御は比丘（びく）即ち僧侶、僧侶達

新海明神は信州佐久郡所在。諏訪系の神社である。

長男斎藤憲宗は永禄六年父とともに越後に落ち、越後国魚沼郡早川郷に居住し浪々の日を送っていたが、謙信の加勢と諸浪人を召集めて約五百余騎、八年十月下旬嶽山に入り舍弟城虎丸と合流再起をはかった。その後白井衆、沼田衆の援軍の約束を得たので同年十一月急に嶽山城に兵をあげた。幸隆はさすが智略の武将であつたので岩櫃城にかく籠って嶽山城の調略にかかった。まず軍使を斎藤兄弟のもとに送り「私が信玄公との仲に入り、君達を岩櫃に帰るよう取り計いましょう。」と甘言をもって油断させ、さらに重臣池田重安の引抜きを計った。幸隆は池田に「信玄公

の嶽山攻略は間違いないから、私の言う通りぜひ信玄公に忠節を尽してくれ。そうすれば山田郷百五十貫の処は其方に贈るであろう」といううまい話であった。事実幸隆は信玄より池田あて百五十貫文の安堵状を示したので、池田は嶽山を去り岩櫃城に入って真田氏に属した。ここにおいて若い斎藤兄弟は白井、沼田衆の加勢をたよりに一戦を決意したのである。

幸隆は、ここ十一月（新暦の十二月）ともなれば越後は雪の深いところ故、まず謙信の援軍は到来すまい。白井、沼田衆が援軍をくり出せば事態は面倒になる。この好期を逸しては再び好期は至るまいと決意し、十一月十一日嶽山城総攻撃の采を振った。そして自ら三百騎をもつて嶽山城と指呼の間にある折田仙蔵の城を戦闘指揮所とした。斎藤勢も城を払って出撃、その勢およそ六百騎、五反田の台においてお互に相遇戦となり火花を散らして戦った。この戦いにおいて西窪治部は斎藤勢の強敵早川源蔵のために討たれ、真田勢の戦勢は必ずしも有利に展開しなかった。窮鼠猫をかむ斎藤勢必至の攻勢はすどかった。大勢をみてとった幸隆は自身自身の槍をひっさげて独り敵將斎藤憲宗めざして突入した。この勢に吞まれた斎藤勢の隊勢はにわかに乱れ、正午ごろより午後四時ごろまで七度も白兵戦が展開され、斎藤勢は二百余騎、真田勢も百五十騎の犠牲を出すという激戦となった。晩秋の夕陽はつるべ落しに西山に落ち憲宗は貝を吹いて兵を引かせその夜は嶽山城に籠城した。

真田勢は踵をかむように夜中嶽山城を包囲し、竹たばをつけて斎藤勢にくいさがった。竹束というのは竹を束ねて楯とするもので、銃丸を防ぐに用いたもので、天文年中武田氏の土、米倉丹波守の創意といわれている。両軍とも鉄砲を使用していたことが知れる。この城は南方の登り口が最も峻険で大手の唯一の道となっていた。入口に巨岩があり、そこにいま「巢籠りの松」という大樹があるが、ここが有名な嶽山城「一の木戸口」である。

この大手の木戸口辺に強敵早川源蔵が立ちはだかって真田勢の突入を防いでいた。唐沢奎之助、富沢六郎三郎、湯

本善太夫はここにおいて激戦を展開したが、唐沢、富沢は遂に討死をとげ、湯本善太夫も深手を負いながらも早川を討取り、信玄より感状を授与された。一の木戸口の要所を突破した真田勢は勢に乗って山頂めがけて四方より隙間もなく岩間をよじのぼり最後の突撃にかかり、その戦線を縮少していった。かくて戦は逆転斎藤勢に不利に展開し、夜に入って天險をたのみ山に籠ったのが大きな敗因となった。憲宗は今やこれまでと山の頂において越後の山を伏しおがみ三十八才を一期として自決し嶽山城の花と散った。舎弟城虎丸も紅顔の十八才、追いつがる敵をふりきって天狗の岩より飛降り自決した。そのほか従う一族郎党、女房、子供に至るまで、今はのがるすべもなく、次々に岩の上より身を投げ壮烈な集団自決をとげた。戦国の世の習いとはいえ、いとも凄惨、鬼気迫る斎藤一族の最期である。時に永禄八年十一月十七日であった。

戦後信玄は池田、川原、鎌原、湯本の諸氏を城代としておき、幸隆は岩櫃城にあって一郡の支配を行った。永禄九年三月晦日、信玄は嶽山戦の論功行賞を行い、遺族には感状および所領の安堵状を下付した。

（信玄袖判）

父治部嶽山において戦死、寔に忠信之至り感入候。然れば知行等の事、異議無く相談すべき者也。仍て件の如し

永禄九丙寅年三月晦日

西窪藏千世殿

（東京都、西窪文書）

注 西窪治部、名は重知、蔵千世丸はその長男、重宗という。

妻は湯本三郎右衛門女、本領西窪、中居、門貝、荒井、羽尾を安堵された

唐沢全之助討死に付、唐沢於猿宛同様文書略、

去年十一月嶽山一ノ木戸口辺において、強敵早川源藏討捕り、其身も数カ所手負い晴の勝負、則真田処より注進せられ候。比類なき次第に候。之に依って羽尾領内の林村において式拾貫文の処加増せられ候。猶戦功に仍って重恩を加うべき者也。仍て件の如し。

永禄九年丙寅三月晦日 信玄在判

湯本善太夫殿

（湯本文書・加沢記）

武家事紀によると同九年閏八月には謙信の軍は沼田より出撃し、吾妻郡攻略を図ったが、信玄は長野原城に軍勢を入

れてこれに備えたのでその目的を果たすことができなかった。これは謙信の信玄箕輪攻めに対する掣制作戦であった。

(翌九月二十九日箕輪落城)

信玄の嶽山城奪取は西上野最大の軍事拠点である箕輪城攻撃を有利ならしめた。九月箕輪城は落ち長野氏は滅んだ。信玄はここに内藤昌豊を入れ城将とし、ここにおいて武田氏の西上州支配は完成されたといえる。

甲・信・西上野を制覇した信玄は永禄十年八月七日、三国のすべての武将から信州小県郡下之郷大明神(生嶋足島神社)に起請文を捧げさせ、信玄に忠誠を誓わせた。(生嶋足島神社文書)西上野関係では、安中・小幡・高山・和田氏ら三十余名の名が見えるが、吾妻町矢倉の渡軍平方にこの写しがあるので吾妻関係の者とみられる者を掲げてみると、

浅利右馬助殿

(真桑斎)↓後に記したのか
大戸丹波守幸善(判)

浦野右衛門尉幸隆(判)

猿渡宇左衛門満繁(判) (?)

御奉行所

関 亦助光吉(判)

武田信玄岩櫃城に来る。

元亀二年信玄は真田、清野の両将を従え岩櫃城に入り、それより中之条を通過、尻高、中山両城を降し高山村の不動峠に陣をすえ沼田城を睥睨して兵をかえた。八月上旬、信玄は真田を先手の大将とし吾妻郡を横断、黒鍛隊という道路工作隊をもって途々新道を開削しながら中之条より岩井堂(白井方)の砦を破り、小野子庄を焼き、横川(場所不明)に寄居をきずき、柏原の城を焼き、伊香保の北に寄居を構え、渋川の宿を焼き払い疾風の如く東上州に進出した。さらに八月下旬には武田勝頼がそのあとを追い白井城を攻撃、白井の宿を焼いたので長尾憲景は不動山の館に

退避した（長尾昌賢影像記）

信玄は程なく元龜三年秋大軍を擁して宿願の西上の途に上り、三河に進出したが病を得て甲州へ引きあげる途中、信州駒場こまばにおいて没した。巨星遂に落つ。時に天正元年四月十二日であった。

(4) 武田勝頼の支配

武田信玄が没するとその家督は勝頼がついだ。そして翌二年その跡を追うように真田幸隆が没した。家督は長子信綱がついだのである。天正三年五月三河の長篠ながしほにおいて西上の途についた武田軍と織田・徳川の連合軍が激突した。この戦いは史上武田の騎馬隊と織田の新しい鉄砲隊との戦闘で日本史上著名な戦いである。勝頼は連合軍の鉄砲隊の一斉射撃の前に徹底的打撃をうけた。物的人的な損害はとりかえしのつかない痛手で、ここに武田家は滅亡への悲運の第一歩を踏み出していた。真田信綱も弟昌輝とともに戦死し、吾妻郡からもほとんどの武士達が参戦し、多くの討死と重傷者を出し在地土豪の盛衰を一変するほどのものであり、山田の住人富沢豊前は緒戦において武功をたてたが、富沢治部も戦死する等とくに富沢一族の打撃は大きかった。

天正六年三月上杉謙信が急逝すると謙信の養子景勝（上田長尾）と、同じく養子である景虎（小田原北条氏政の子）とは互にその家督をめぐって相争い、いわゆる「御館城の乱」が勃発した。この乱も翌七年三月景虎の自殺によって景勝側の勝利に帰した。当時上野の武士で景勝側についたのは尻高氏一人であった。この乱に乗じて北条氏は沼田に乱入し概ね利根川東地区をその勢力圏に入れた。しかし川西地区において川田・名胡桃なぐつみ・小川・猿カ京・中山・尻高の諸城は上杉残存勢力としておかれていたので、利根、吾妻は上杉・武田・北条という戦国大名の草刈場となり全くの戦乱の巷まちと化した。

武田勝頼は御館城の乱で景勝に協力し、ここに甲・越同盟が成立し、上杉の所領のうち信濃、西上野の地は勝頼に

譲られることになり、上杉・武田の勢力圏は大きな変化をよぶこととなる。その後真田昌幸は勝頼の命によって北条氏と争い、天正八年六月十八日早旦、武田の名において沼田城に無血入城し、ここに信玄以来の宿望は達せられたのである。

2 真田氏の支配

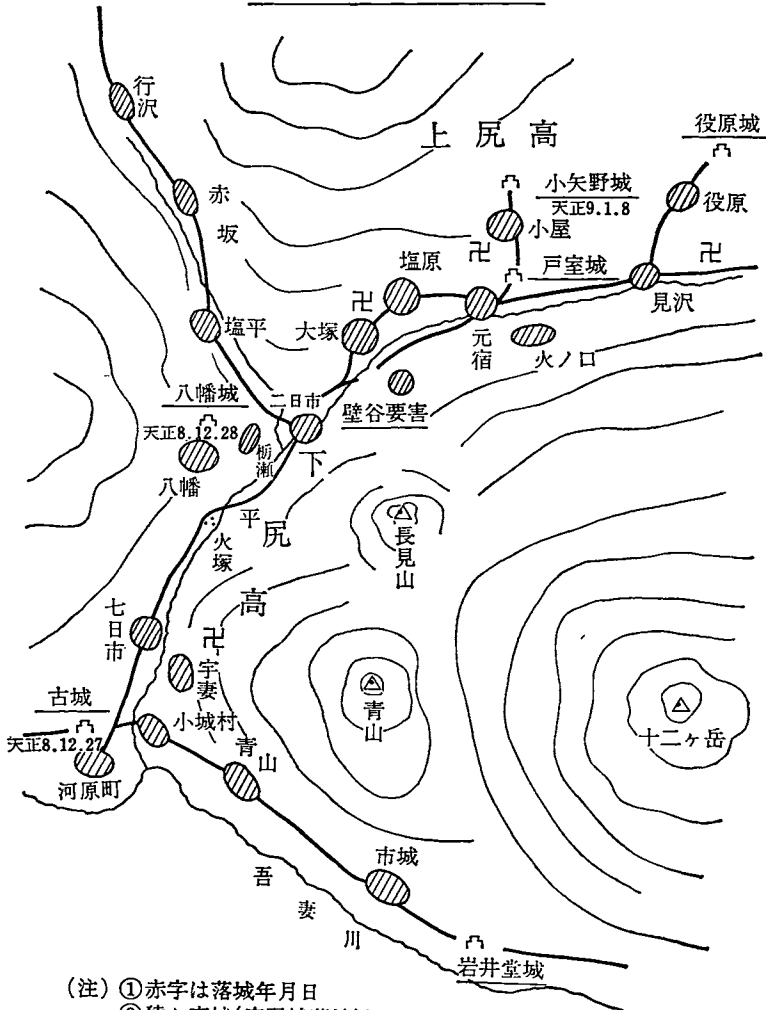
(1) 小城、八幡要害の陥落と尻高氏の滅亡

尻高氏はこのころ尻高および中之条名久田地区、中之条のうち伊勢町・青山・市城、北は須川におよぶ領域を支配する土豪であった。

天正八年八月、上杉景勝に最後まで孤忠をつくした尻高左馬之亮義隆は猿カ京城(宮野城)を守備していたが真田のために城はおち、義隆はこの地で自刃した。尻高小矢野の本城は尻高三河守、伊勢町小城は尻高摂津守が守備し、横尾八幡要害は、家老塩原源太左衛門がこれを守り、岩井堂城もその傘下におさめていた。天正八年夏、利根・吾妻二郡は武田氏による支配が確立した。しかし北上州のうちに孤島のように尻高領だけがそのまま残されていた。勝頼としても尻高氏は上杉景勝系唯一の土豪でもあるので、甲・越同盟のよしみもあり、その征服をためらっていたのであろう。天正八年十二月二十七日夜、真田氏は池田重安以下三百騎の兵力をもって深雪の中を小城を包囲急襲した。城には尻高摂津守以下、下尻高(現、名久田地区)の農兵等約百四十騎が籠城していた。急をつかれた尻高勢は総崩れとなり、城将摂津守は本城尻高をさして宇妻川原まで落ちのびたが、真田の伏兵に襲撃され翌二十八日自決した。その遺体を埋葬した所に塚を築いて手厚く葬った。この地が平の火塚である。

その翌二十八日真田勢は余勢をかって横尾八幡城を襲った。この城は去る九月下旬富沢豊前等約五十名の者がこの

戦国時代の尻高領



- (注) ① 赤字は落城年月日
 ② 猿ヶ京城(宮野城落城)は天正8.8.15

城を攻めたが、鉄砲隊の威力の前に屈し敗北したことがあった。そこでこの度も富沢豊前を将とし二百五十騎の兵力をもって城の上の山から鉄砲二、三十挺をもって銃撃を加え城を落すことができた。

明れば天正九年一月八日、本城尻高小矢野城も真田勢五百騎の攻撃の前に落城、城主尻高三河守は白井に落ちた。北毛の名門尻高氏も応永八年以来百七十八年をもって滅亡した。かくて中之条地域は完全に武田の支配下となったのである。

天正十年三月勝頼は織田・徳川の連合軍の前に全く戦意を失い諏訪の陣より新府へ後退した。真田昌幸は勝頼を岩櫃城下、現在の郷原字古谷元潜竜院の地へ主君を迎え武田氏の再興を計ったが、小山田の叛乱によって吾妻への潜入は不成功に終り、天目山の露と消えた。天正十年三月十一日、名門甲斐源氏武田氏は二十八代にして滅亡し、吾妻の支配もこれをもって終ったのである。

(2) 真田昌幸の支配

武田氏が滅びると、その旧領はすべて織田信長の手中に落ちた。信長は滝川一益を厩橋城（前橋城）において関東管領とし、沼田領（利根・吾妻二郡）は一益の甥益氏が沼田城にあってこの地方を統治した。実に昌幸としては空前の危機に遭遇したのであるが、幸運のことに武田氏が滅んで八十三日目に信長が京都本能寺で明智光秀によって殺されるという事件が勃発した。昌幸は岩櫃城にあって事態の急変に備えていたが、我雄飛の好機再来とばかり、弟の昌尹まさひこをして沼田・名胡桃・小川の諸城を収めさせ旧領を回復するとともに武田氏の遺臣もまた真田に降る者が多く、その再起のときに備えていた。一益の去ったあと織田氏の旧領には南より北条氏、駿河より徳川氏、越後より上杉氏がなだれの如く上・信めがけて殺到した。中でも最も敏捷であったのは北条氏で上野より信濃に乱入、さらに南下して甲斐に迫った。徳川氏も駿河より甲斐へ北進したが、このとき北条、徳川の間に和談が成立した。それは甲・信二国

は徳川領とし、上・武二国は北条領とする盟約であった。この協約によってかねて昌幸が占領した上州沼田領は早速北条氏に返還しなければならなくなったのである。

天正十年という歳は、武田勝頼、織田信長両雄の死によって私達のふるさととは支配者不在の有様となった。民心の動揺は大変なもので皆山中に逃げ込み退避の姿勢にあったと当時の記録は伝えている。六月二十一日、滝川一益が厩橋を發し西上したその日、昌幸は草津の領主で昌幸の信望厚い湯本三郎右衛門に次の書を送っている。昌幸の敏速な行動の一端を示すものである。

直談申す如く、早々吾妻に著城、堅固仕置任入り候。仍て竜善坊指置の地これを除き、西中条の地、先々勘忍分として之を進置候。恐々謹言。

壬申（天正十年）六月廿一日 昌幸（朱印）

湯本三郎右衛門尉殿

（姫路市、熊谷文書）

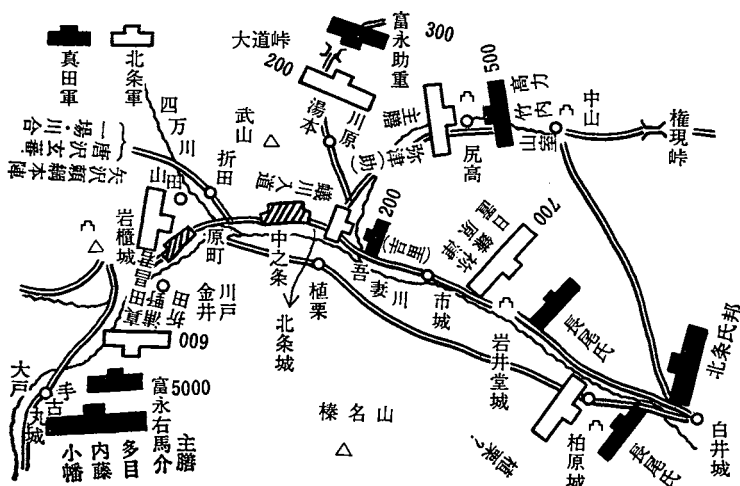
「直談したように、早急に吾妻城（岩櫃城）に入城、堅固に城を守り、いろいろの仕置は貴殿に任せる。竜善坊（もと武田氏の臣でのち昌幸に服属した）にやった土地を除いた西中条（現、西中之条）の地をとりあえず勘忍分として貴殿の知行地に与えるという意味で、勘忍分とは不足の宛行ながら当分これで勘忍せよとの意で、扶助料、扶持米と同意のことである。

湯本三郎右衛門は長篠戦で戦死した湯本善太夫の嗣子で智勇兼備の部将である。同年岩櫃城、羽尾城の守備で武功をたて信州において五五〇貫文の土地を給せられた。（熊谷文書）妻は昌幸の従兄矢沢但馬守の娘である。湯本氏と中之条とは関係深いものがあり、このころより中之条の各地に給地を与えられた。（五反田村文書）青山の湯本九右衛門、同左京進も一族で柏原、岩井堂城の城将をつとめた。また沢渡の湯本氏も同族であろう。

天正十年夏以降、北条氏は利根、吾妻二郡に侵入を企て進撃を開始した。同年九月北条氏は厩橋より室田を経て大

十二 戦国時代の中之条町

吾妻合戦両軍配置図（天正十七年十一月十五日の戦況）



戸城の攻略にとりかかった。岩櫃城主真田信幸（昌幸の長子）は城をいで大戸に出撃し大いにこれを破った。以後北条氏は沼田城攻撃一本にしほり、天正十二年十月、同十三年九月、十四年五月と連年前後三回にわたり大攻勢をかけたのであったが、沼田城代矢沢頼綱の作戦妙を得てその都度これを撃退し、北条氏の利根進入を許さなかった。天正十五年豊臣秀吉は北条氏の上京をうながしたがこれに応じなかった。氏政は秀吉に対して、北条、徳川盟約による沼田領の問題を関白の力で解決してもらいたい。その上で上京する旨返答した。そこで秀吉は天正十七年八月検使を沼田に遣し、沼田領の分割を真田昌幸に認めさせた。その内容は利根川以東を北条領とし、以西は小川城を除き真田領とする条件であった。名胡桃城は真田墳墓の地であるとしてこれも除いた。そして真田にはその替地として徳川領である信州伊那郡においてこれを与えることとした。かくて真田軍は利根川以東より撤去したのであるが、同年十月沼田城代猪俣邦憲は謀略をもって真田持城である名胡桃城を奪取し、つづいて同年十二月、吾妻郡を包囲し、小野子・柏

原・大戸・中山・大道口の五道より一万有余の兵を進めて岩櫃城奪取をねらったのである。当時岩櫃城代は矢沢頼綱であった。これを吾妻合戦という。十二月下旬、市城口、横尾八幡周辺において小規模の局地戦があっただけで北条氏は兵を引いた。秀吉の小田原征討の報が入ったからであった。

十八年二月上旬、北条氏は長尾氏をして伊勢町小城を占領させた。そして二百余騎の兵を籠城させ、岩櫃城出撃の拠点としたが二月下旬、一場茂右衛門以下少数の部隊によりこれを奪回した。これを「北条合戦」という。

さて秀吉は十七年十一月親書を昌幸におくり北条氏討伐の決意を明らかにするとともに、その進攻に備えて周辺の警備を厳にするよう命じている。そして天正十八年春、二十万の大軍をもって陸海両道より小田原城を攻めた。北条氏政はさすがに驚いて陳弁これつとめたが秀吉は頑として承知しなかった。かくて同年七月小田原城は落ち、北条早雲以来五代百年にわたって関東王国を築いた北条氏はここに滅亡した。

この小田原の役あと秀吉は北条氏の領有であった関八州の地を徳川家康に与え、上州沼田領は家康の所領となったが、家康はこれを昌幸の子信幸に与えた。時に天正十八年八月であって、ここに真田氏の沼田藩が開かれ利根・吾妻・北勢多の一部百七十余カ村はその支配下に入ることとなった。

(注) 尻高氏……尻高氏の家系は明らかでないが、応永十年ごろ白井長尾氏の一族尻高重儀が尻高城を築城し、尻高氏の祖となったという。長祿―文明のころ、上杉氏のき下に尻高新三郎があり(前橋市史) 関東幕注文(上杉家文書)によると沼田衆の中に尻高左馬助がみえる。天正八、九年にかけて真田氏のため亡はされた。その後裔が現在東北地方にあるという。

火塚……大字平にあり。尻高三河守の墳墓と伝う。万延元年三月塚を穿ち仏像及刀、鎧等の腐鉄が出て二十日余り参詣人群集し、当時一堂宇を建立して本尊を安置した。昔雨夜に霊火を発したというところから火塚というようになった。(吾妻郡城塁史) 昭和十年八月の県の古墳調査書によると全長五十一尺、高さ九尺、明治初年ごろ発掘された。石槨の天井石に「天正平和」の文字が記されているとある。

十三 中世の城砦

1 中世の城砦の変遷

現在我國の城下町にみられるような豪壮な城郭は近世初期に構築せられたものであって、中世においては天險や丘陵、崖端等を利用し専ら戦闘の用に供するための城砦であった。通常山城、平山城というのがそれである。

鎌倉時代は平和の時代であったので土豪（武士）の居住地は「館」という居館に常時住居していた。土塁や簡単な濠を配したり、自然の地形を利用したものであって、伊勢町の伊参城や吾妻氏の館址といわれる原町館の内等はこれに類するものである。南北朝時代以降漸く戦乱も地方に波及してくると、平時は館に、戦時は付近の丘陵や崖端を利用した実戦用の砦を使用するようになる。山田の桑田城は戦闘用のもので、吉城は平時の館（里城）であったと考えられている。和利宮城のように山の中腹を利用した館もこの時代の特徴といえよう。しかし応仁の乱以降戦国の世となると専ら戦闘用の城砦が盛んにつくられるようになって居館即城郭という城の形態をとるようになる。岩櫃城を初め中世末期に造られた城はみなこれに類する。中でも嶽山城のように山そのものが要害であり人工の土居や濠をつくらないというのもあった。城の設備も戦闘本位の簡素のもので、壕も空壕で櫓や逆茂木等も簡単なものであった。城は山城、平山城、平城に三大別されるが中之条の城は殆んど山城、平山城で築城年代もすべて中世中期以降の築城である。天文年代鉄砲の伝来は戦術に大きな変化をもたらし再び山を降りて平地に築城されるようになる。また城には

本城（岩櫃城）と支城（岩下、柏原、岩井堂等）の区別があり、この支城を中心として軍政や民政が行われていたものである。

2 城砦の構造

当時の城の構造を高崎市の城堡研究家山崎一の調査を「吾妻郡城堡史」より抄録して次に転載する。

(1) 吾妻城（所在 中之条町大字中之条町反町、大字西中之条新田）

中之条市街地の西南部、伊勢宮北側を流れる奥沢という小流の左岸一带にこの城址がある。西北―東南の長さ約四〇〇メートル程であるが、東南部と西北部とは別城であるかも知れぬ。東南部は鹿野氏の城、舌状台地の突端を占め、奥沢に添う部分に腰曲輪をもつ。「おかた」、「おくり」と呼んだ旧家があり、その間には堀切りがあったと思う。さらに西北の城の東南端から測ると一〇〇メートル程の所にも堀切りがあったのであろう。城の西北の部分が字内出で、中心をなす神社の境内は古墳を利用したものであろう。そのあたりを中城という。ここは岩櫃の出城で、東南部はより古い遺跡と思われる。貞享二年、文政五年、安政五年の古地図があるがこれは第三巻に掲載する。

(2) 城峯城（所在、中之条町大字西中之条城峯）

この城は本城と物見郭とからなる丘城で、本城は東西八〇メートル、南北七〇メートル西側は堀切られ、その余土は内側に盛られて、長さ五〇メートル、高さ三メートル程の土居となっている。北から東、南に腰曲輪が繞らされ、土居の南端に西南に向う虎口受けの小郭がある。通常、虎口は堀切りの土橋に開くのであるが、この手法により堀切りは完全に城内外を遮断しているのが面白い。追手は腰曲輪の東南部に開く。物見郭は、本城から東に一五〇メートル離れており、径四〇メートル程で中央の物見台はさらに四メートル高い。旗塚と呼ばれ古墳を利用したものであろう。

(3) 伊參城（所在 中之条町大字伊勢町字五良）

小城の西二〇〇^び程の所に濠にそって一筋の土居を遺すのみで（現在土居は撤去されてない）形も広さも把握できないほどである。延暦のころというから館址であろうか。

(4) 和利宮城（所在 中之条町大字伊勢町字天代）

伊勢宮の境内が和利宮の館城址と伝えられているが、背後の丘上には築城の形跡は全くなく、境内にも館城当時の形を推定する資料が発見できない。もともと碓氷郡松井田町の西城跡と伝えられる金剛寺もここと同様で、古い館城にはこのようなものがあったのであろう。塩谷氏の城と伝えられ、増補中之条郷土誌付図には慶長の古図として「田嶋丘砦」の名で呼ばれている。

(5) 小城（所在 中之条町大字伊勢町字古城）

吾妻川の段丘の端を只則川がよぎって流出する所を利用し、その西の小流との間に挟まれた所に小城がある。本丸は西南に偏より、東西五〇^び、南北四五^びの長方形で北面、東面の濠と土居とがよく遺る。二の丸はその北と東とを囲み、北側に鍵形の堀と土居がある。追手虎口は二の丸西面中央で、小流の崖端と土居にはさまれているが、崖端部には、土居か塀があったのであろう。本丸虎口もこの崖端に添っているので塀がなかったと思われる。二の丸の東の一段低い突出部は第三郭で搦手虎口が開く。この城で特に注意を要するのは土居全面が野ずら積み、石垣で覆われていることで、ここが河原に近く、石が手に入り易かったからでもあろうが本県には例が少ないので、ぜひ保存したいものである。

天正八年十二月の岩櫃勢がこの城を攻め落した物語りや、天正十七年十二月の只則川の合戦（加沢記の北条合戦）の史実がこの城の石塁を凄惨にいろどっている。

(6) 内山城（仙蔵の要害）（所在、中之条町大字折田字内山）

四万街道から沢渡温泉へゆく道の分岐する所の東側崖上に内山城がある。本丸最高所までの比高一五二・七[㍉]、屋根式並郭構成の山城である。城址は中央の大堀切りによって南北に二分され、北部の中心は三角点五七八・七[㍉]の本丸であり、南部の中心は石宮のある二の丸であって、二の丸付近が城中最も幅広く、東西五〇[㍉]に及ぶ。こういうようにこの城も、吾妻に多い一城別郭の縄である。今、便宜上北を北郭、南を南郭と仮称する。南郭は二の丸の最高所を基点とし、蟹の缺状に南にのびる二つの尾根にそれぞれ築城している。北端は東に折れて堅壕となる。壕内道の南端は腰曲輪となって東に曲りその南側に堀切りがあり、外側の郭は八〇[㍉]の間に二分郭が見られる。この部の幅は二〇[㍉]程である。東南側の尾根にも二〇〇[㍉]程の間に二つの堀切りを認められ、この筋が大手であろう。

北部は乙字状の構造で、本丸は南側大堀切りとの間の五〇[㍉]の部分に四段の段状築城がみられ、最高所の郭は南北の長さ二〇[㍉]、北側は二段の段状小郭があつて、その北が堀切られている。この北にさらに三筋の堀切りがみられ、構えられた各小郭は長さ二〇[㍉]、三〇[㍉]、二〇[㍉]で幅一五[㍉]ないし二〇[㍉]、本丸に近い二つは二段となっている。

最北端の物見郭は長さ三〇[㍉]、最高所は径八[㍉]で二段の腰曲輪をもつ。本丸のやや南よりに、東にのびる尾根があり、東側が堀切られている。この堀切りの外は六、七段の小郭と腰曲輪が三つの堅壕によって三部に分断されている。この形式は雉郷城（榛名町中里見）、鑰掛城（倉沢村岩水）等にもみられる。上部四小郭の南側下にある腰曲輪は大堀切りの底につづく。城の最北端に近い部から西にのびる尾根は搦手筋で、一二〇[㍉]の間に七段の小郭があり、中央のものには低い土居と武者屯がある。この尾根は北に曲ってつづくが、その曲る部分もまた堀切られている。以上のようにこの城の構造は極めて複雑である。

はじめ成田氏の城で後、折田将監居城というが、永禄八年、嶽山合戦に真田幸隆が嶽山攻撃の対城とした史実は名

高い。

(7) 千貫屋敷^{せんぐんやしき}（所在 中之条町大字折田字千貫）

加沢記巻之四「信州にて家康公え御礼並上田吾妻御行の事」の項に「成田の要害に割田掃部、鹿野志摩、同和泉、田丸、福田を被し籠ける」と、真田昌幸が天正十年八月、本能寺変後の動揺に備えて配兵したことが記されているが、この成田の用害と千貫屋敷とは一応同一であろうと推定される。

中之条町大字折田字成田聚落の西南三〇〇^ぶに千貫という所があり、千貫様の屋敷址と言い伝えている。沢口に六戸の農家があり、北側に八^ぶ程高い舌状台地を負う。台上は耕地整理の結果削平されて旧状をもとめ難いが、突端から一七〇^ぶ西に、壕の西端と思われる痕跡が遺っている。おそらく梯郭式の丘城であったことであろう。壕（堀切り）の長さは一〇〇^ぶということになる。下曲輪は東西二五〇^ぶ、南北七〇^ぶ、西寄りに著しい湧水がある。

(8) 吉城^{きち}（所在 中之条町大字山田吉城）

寺山は（桑田城）もと善福寺（永林寺か）の寺領であったのでこう呼ばれるようになったのである。この善福寺付近を吉城というので桑田城の里城と推定されるが、築城の形跡が見当らない。西南二五〇^ぶの丘上に若干工事の跡らしいものが認められるが城址とは断定出来ない。

(9) 山田城^{やまだ}（所在 中之条町大字山田（下山田）字吉城）

四阿山の峯から東北に向う尾根の末端に近く構築されている城で、一つの池のある長さ一〇〇^ぶ、幅四〇^ぶ程の平坦地を中心として東、北、南の三方に階段式築城が施され、浅い堀切りが三カ所認められる。南と西には土居もあるが、西側は殆んど開放のままである。このことから、この城は高野平城^{こうやひら}（四阿山城）の別郭であったものと推定される。池の北方の平坦地は両城関係の居住区であったと考えられる。

(10) 桑田城（所在 中之条町大字山田字寺山）

並郭式の山城で、やや西寄りにある本丸は二段の腰曲輪をもち南下段の中央に井戸跡が遺っている。最上段腰曲輪の東北部には低土居がある。本丸の西には二つの郭と三筋の堀切りが構えられ、西側二筋の堀切りは豎壕となる。本丸の東には堀切りを隔てて東郭（仮称）があり階段状の構造である。これらが城の中心を形成し、東西三〇〇^{メートル}に及ぶ。中心の郭の東端から北に折れて一五〇^{メートル}程の尾根にも築城され一カ所の堀切りもある。追手は東南麓に開き、堀手は西に向う。遺構は完全で、一城別郭、並郭式の構造が明らかに認められる。南の「古城」はこの城の里城であろう。

(11) 入道城（所在 中之条町大字上沢渡字入道城、字城の腰）

この城を何故に「ぎ」と読んでいるのか解し難い。北麓に城の腰の地名が遺り、山頂部に削平された所もあるの
で、城だったことは間違いあるまい。一カ所の堀切りも見られないが、永林寺は居館址であろう。穴山入道居城と伝えられる。

(12) 嵩山城（所在 中之条町大字五反田字嵩山）

嵩山は古くから山伏の道場であるが、斎藤城虎丸等の立籠った古城址でもある。標高七六〇^{メートル}、南麓の嵩山村落からの比高二三〇^{メートル}の岩峯上に築かれた尾根式山城で東西五〇〇^{メートル}に及ぶ。堀切りは一カ所も認められないが、岩峯のため必要がなかったのであろう。東部の中心「無情平」が本丸に当り、現在そこに数十体の石仏がある。そこから東南に向かい二段の郭がつづき、東南端は岩盤となって絶壁にのぞむ。永禄八年落城に際し、籠城の婦女子が投身自決したのはここである。本丸から東北に大天狗の岩峯があるが、本丸との間の鞍部は一郭をなし、南北五〇^{メートル}、幅二五^{メートル}、城中最大の郭である。本丸の北側には三段の腰曲輪があり、最上段のものは西部の郭への通路になっている。こ

の通路を七〇^ヤ進むと一つの武者屯があり、そこから北に突出する尾根に一三〇^ヤにわたり郭取りしてある。最北部は物見郭であろう。武者屯から一五〇^ヤ西に進むと、小天狗の岩峯の西側に四段の郭とその北側の腰曲輪がある。ここから北の尾根を伝う道は、北の下曲輪と池の平の水の手に通じ、西に尾根をたどれば西部の郭につづく。西部の郭は四段の郭と、その北側の三段の腰曲輪から成り、東側の鞍部から南に下る道は追手虎口に達する。また西に向かえば小天狗の岩峯に達する。小天狗は西の物見台であろう。追手虎口は嵩山部落の北側にあって五段の追手部からなる。追手木戸は下から二段目の巢籠すくもの松まつのある段にあり、現在石宮ののっている巨岩の北側に内木戸があって、その間が枅形状となっていた。最下段は大横郭の構えである。唐沢奎之助の討ち死した「一の木戸」はここであろう。「池の平」は本丸から西北千^ヤの所にあり、中村から入る搦手筋の北側に当り、湧水をたたえ池が造られていて、そこに数十体の石仏がある。この方面に根古屋ねこやがあったと伝えられる。

(13) 横尾八幡城よこおはちまん（所在 中之条町大字横尾字栃瀬）

栃瀬西北側の丘上、尾根の末端が名久田川にのぞむ崖上に横尾八幡の城址がある。東北へ西南の長軸は二〇〇^ヤあまり、囲郭式、三重構造の遺構がほとんど完全に遺っている。本丸は径四〇^ヤに過ぎず、高さ四^ヤ程の土居をめぐらし、東と西南とに虎口があった。現在南端に開口しているのは後で作られたものである。中央に近く一体の石仏がある。

二の丸は本丸を繞って腰曲輪状に付き、西部に枅形状の虎口をもつ。この枅形には北、西、南に高さ二、三^ヤの土居があり、東面は高さ二^ヤ程の段になっている。南北三〇^ヤ、幅一五^ヤの規模である。枅形の西南端に虎口が開き、その外は壕内道になって乙字形に追手虎口に通じている。枅形の北に当る二の丸の北縁には高さ二^ヤの土居がつき、西端には一段低く小郭がある。三の丸は二の丸の周囲に腰曲輪状につき、北側の部は幅六^ヤ、長さ一〇〇^ヤの直線状の腰曲輪になる。東側は幅四〇^ヤに及び東縁に高さ一^ヤ程の土居がつき、その東下に小郭がある。南側の腰曲輪は幅

三、四段で狭い。西面は長さ一二〇段あり縁に低い土居が断続する。この部分の中央は壕内道となり、南部に井戸跡が認められる。壕内道の外側にはさらに長さ二〇段程の腰曲輪がつき、外縁に低土居が築かれている。追手筋は西南にのび長さ九〇段の壕内道となる。東北には長さ九〇段、幅六〇段の外郭がつく。この郭には西北面と東南面とに土囲が築いてある。

この城は中之条盆地東北口を抑える要衝に築かれており、天正十七年末、北条勢の攻撃を支え、撃退した史実がある。

(14) 壁谷の寄居（所在 中之条町大字大塚字壁谷）

寄居と呼ばれる標高四八〇段、比高九〇段の台上は只平坦であって見るべき遺構はない。高地端から南三二〇段の所に真田信澄の名を冠した伊賀堀という用水がある。しかし中腹四四〇段標高の段丘面には築城の跡が明らかに認められる。

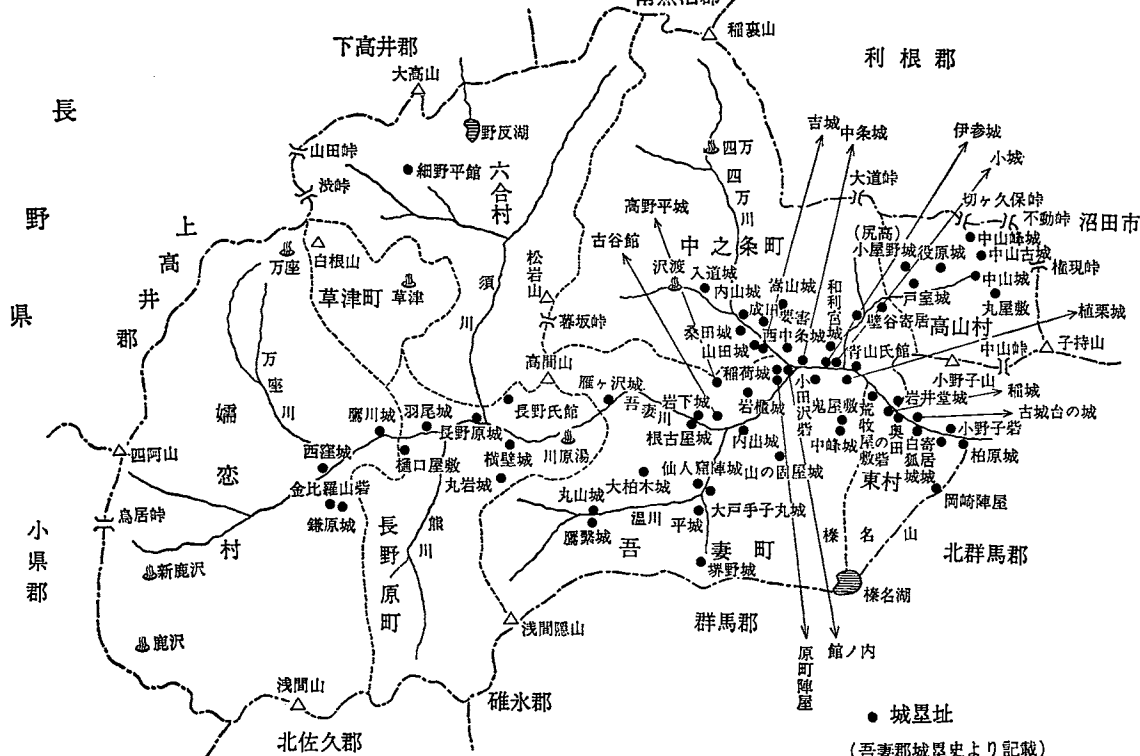
壁谷から新道で寄居の台上に登る途中、東側に八幡の小祠がある。そこから旧道の跡が通っているが、祠の東一五〇段の間が塁址で東縁に高さ一・五段程の土居があり、東西方向の濠址と思われるものもある。

大塚、壁谷の地侍の寄居であろう。（城塁址の実測図は第三巻資料編へ掲載）

第16表 中之条町古城塁址一覧表

城名	場所	型	保存状態	形式	備考
吾妻城	中之条町、反町、内出	□	不良	不明	岩櫃の支城、鹿野氏の城
城峯城	西中之条、枯木	○	良	郭	岩櫃の外堡
伊参城	伊勢町、五良	■	消滅	不明	伊参笹戸居宅址？

新瀉県
南魚沼郡



第三章 近世 前期

第三章 近世前期

一 真田領時代の概観

この章であつかうのは十六世紀末、天正十八年（一五九〇）八月十五日真田信幸によって沼田藩が開かれ、利根・吾妻・北勢多一七七カ村が一円知行となり、十七世紀末天和元年（一六八一）十一月二十二日五代城主真田信澄が改易となって沼田真田氏が滅亡にいたる九一年間の中之条町を中心とする歴史である。

天正十八年七月小田原北条氏が滅亡し、豊臣秀吉政権のもと徳川家康が同年八月一日江戸に入府し、家康によって真田氏は沼田領を与えられたのである。その後慶長五年関ヶ原役後徳川氏は天下の覇権を握り慶長八年ここに江戸幕府が創設された。それより大坂の陣にいたる十余年の間は徳川・豊臣両氏対立時代ともいえる時期であるが、大坂の陣後豊臣氏滅亡によって徳川の政権はますます確固たるものとなり、元和偃武により以後徳川二百有余年の泰平の世の道は開かれるのであるが、五代將軍徳川綱吉の世、真田氏は改易となるのである。

名君の誉れ高い初代城主真田信幸は沼田入城早々、百余年にわたった戦乱の世の戦後処理に力を尽し、まず手始めに岩櫃一城を残して中世の諸城砦を毀ち、天正、文禄の検地に着手し、荒廃した農村の復興に努めたのであるが、文禄、慶長の役・関ヶ原役、大坂の陣と天下は不安定の時代が続く。その間江戸城普請、沼田城改築、城下町の建設、

大坂陣後一國一城令によって岩櫃城を元和元年破却し、それまで沼田・岩櫃両城を中心とする中世より存続した政治を切り換えて、沼田一城を政治の中心とする近世封建制支配の形を整えた。原の新町を建設して、ここに吾妻郡奉行所をおき沼田藩庁の支庁とした。元和二年長子信吉に沼田城を譲って上田城に移り、その後元和八年松代十萬石を徳川秀忠より賜わり松代に移封するのである。信吉は父信幸の遺業をよくうけ、中之条町の建設を初め、原町代官所の設置、地方知行制より俸禄制への移行等見るべき治績を挙げたのであるが不幸病を得て寛永十一年治政僅か十八年をもって没した。長子熊之助はわずか三才で三代城主を継ぎ信吉の弟信政が後見役として補弼の大任にあたったが、寛永十五年七才にして熊之助が夭折すると、その後をおそって四代城主となった信政は、開発狂とまでいわれる程領内の開発に精力的につくし、伊勢町の町割、間歩用水の開削を始め産業・交通の上にも大いに治績をあげた。近世村落の村切り、すなわち近世村落(現在の大字、江戸時代の村)の独立分村も慶安のころを頂点として行われたものではあるまいか。しかし信政も僅か十八年にして父信幸のあと松代十萬石相続のため、沼田を去り、明暦三年五代城主として伊賀守信澄(信直)が小川城より移って叔父信政のあと宿望の沼田城主となった。しかし政治的手腕に欠け、倭臣の言を用い、よき補佐役にも恵まれず、日本封建史においても余りその例をみないという寛文検地において三萬石の領内を十四万四千余石に拡大検地して良民を塗炭の苦しみに追いつめ、続く寛文十二年の新田改め、延宝四年の林検地等、つぎつぎに行った苛政は自らの首を自ら絞める結果となり、伊勢町青柳源右衛門、利根郡政所村の松井市兵衛、月夜野の杉木茂左衛門等の越訴や農民の逃散などの抵抗も漸く活発化するに至り、つづく延宝八年の大飢饉、江戸兩國橋事件は遂に伊賀守の命取りとなって、天和元年十一月二十二日將軍綱吉の激怒をかって沼田改易となり、遠く戦国の昔真田幸隆以来数代築いた社稷を失うに至り、名門沼田の真田氏はここに滅び去ったのである。

近世前期のこの時代は自給自足の領主中心の経済の時代であって、村落は本百姓上層を中心とする小族団どうしが

結合した形態であつて、小農の自立は他に比べて遅れをとつたのであるが、慶安、承応のころ十七世紀なほはを半過ぎると小農の生活の舞台とする近世村落の発生をみ、その再生産も漸く興り、寛文、延宝期を迎えて中之条市場も次第に活気を呈するにいたるのであるが、これが機縁となつて、これより明治初年まで隣郷原町との市出入がおこり、両町の政治的・経済的の損失は計り知れないものがあつた。またこのころより榛名山論を初め各地の秣場論争や国境論争も頻発してゆくのである。

また交通方面では大坂陣後中世的な道路網より近世的道路の脱皮が図られ、各地に関所の設置等もあつたが、寛永時代参勤交代制、江戸在府制等の制定があり、温泉地の殷盛、農林業の勃興等により交通も次第に繁くなつてくるのである。これよりさき、中之条町は慶長十九年藩より正式に三国裏街道の宿駅として公許されたが、寛永以来さらに市場町としても公認せられるにいたつて商業方面へと活路を開く端緒をも形づくるのである。

このように真田氏治政九十年は、その功罪をいろいろ取沙汰されるであらうが、荒野に新宿を開き、近世の村を立て、道を開き、水を引き、中之条町発展の基礎を開いたのはこの時代であつて、このことは高く評価せねばなるまい。

二 真田信幸治下の中の条町

1 真田信幸の戦後復興策

応仁の乱以降約百年にわたる戦乱も、北条氏の滅亡によつて、関東の地から戦雲は消えた。沼田領内の荒廃は全く目を蔽うもので、特に中之条は天正十八年二月の伊勢町北条合戦の最後の最後まで、その侵攻をうけたため民家を始

め、諸社寺は戦火のため焼かれ、田畑は荒れるにまかせたままの悲惨な状態であった。二十三才の若さをもって沼田藩主となった信幸に課せられた重要な課題は戦後の領内の復興であった。

真田家文書によると「文禄二年十二月七日、豊臣秀吉は、長束正家、増田長盛、石田三成、前田玄以を通じて、当時伏見城の城普請の軍役に従っていた真田信幸に、明けて、文禄三年以降、この伏見城の普請役は免除するから早々領内に立ち帰り、その開削に力を入れるように。」との有難い御詔をうけている。沼田藩が長年の戦乱でいかに土地が荒廃していたかが知れる。

(1) 検地と知行地の給付

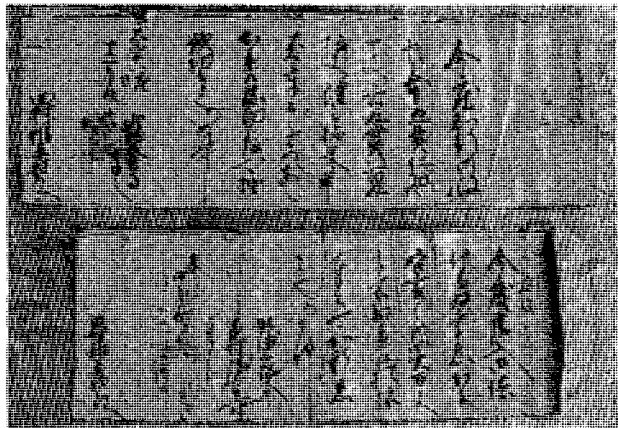
信幸の開藩早々に行った大事業は領内の検地であった。現在沼田市下川田町生方家に、天正十八年八月二十五日付の「下河田検地之帳」という群馬県最古の検地帳（水帳）が秘蔵されているが、このとき領内全域に真田氏最初の検地が行われたもののようである。この検地は貫文制をとっており、有姓の百姓、すなわち侍的農民が非常に多く、有姓の百姓の耕地筆数一一七筆に対し、無姓の百姓は三〇筆である。小田原役後約一カ月余しか経過しておらず、兵農分離が未だ行われていなかったことがしれる。何しろ着任後僅か十日目に行った検地であったことは驚異に値するもので多分農民の指し出しによってなされたものであろう。加沢記によると、矢沢頼綱、浦野（幸景であろう）を検地奉行として領内を検地したことが述べられている。そして同年十二月十日、二十日に領内の給人に知行地を宛行っている。

一、今度知行御改めのところ、本五貫二百五十文のところ、九貫八百九拾文に検使せらると雖も、年来奉公のため、前々のごとく出し置き候。いよいよ向後戦功を抽んずる者也。依ってくだんの如し。

天正十八庚寅十二月廿日 北能登守うけたまわる在判

田村雅桑尉殿

（五反田、田村文書）



田村家文書（上、天正18年知行状。下、文祿元年の唐入文書）

右の田村家の知行状をみると、大体従前の約二倍にのぼる率の検地であったことがわかる。この数字をみただけでは、信幸が苛酷の検地をしたとは断言できない。何故ならば戦国期の知行高はおよそ各人の勝手な申告（指し出し）によったものであろうし、この知行高がおそらく初めて竿を入れての正確な数字であったからである。

天正十八年十二月の知行替は、昨十七年十一月豊臣秀吉の調停によって沼田領のうち利根川以東の地を北条氏に真田氏は割譲し、その替地として信州伊奈郡において同高の地を秀吉より与えられたが、十八年七月北条氏滅亡によって利根・吾妻は再び真田信幸領として賜わり元に復したわけである。そこで伊奈郡に替地を与えられた唐沢玄蕃や折田軍兵衛（表の※の武士）等は、十二月十日付で吾妻郡にその引替として知行を賜わったが、十二月二十日さらに知行地の移動のなかった吾妻の諸士は検地によって計り出した分（出目）を、そのまゝ差し引くことなく引替の証文としてこの文書を下付し、その知行地を与えたものであると考えられる。従って十日と二十日の文は全くその文言が異っている。この文書は吾妻諸士中へ皆引替の証文として出されたものである（宗学寺文書）

①唐沢玄蕃丞宛

年来奉公ニ付我妻之内本領拾七貫三百六拾文川北武拾八貫八

百文猿渡之内五貫貳百文、中条之内七貫四百文岩下之内合五拾八貫七百六拾文出置候。弥向後奉公可致者也。

二 真田信幸治下の中之条町

第1表 天正18年(1590)知行改め

給 人 名	検 地 前	検 地 後	増 加 率
	貫	貫	倍
田 村 雅 楽 尉	5,250	9,890	1.88
割 宮 太 夫	7,600	0	—
蟻 川 左 京 進	2,800	0	—
伊与久右京亮	5,390	16,875	3.13
※唐 沢 玄 蕃 尉	58,760	0	—
山 口 織 部	3,000	8,000	2.67
※折 田 軍 兵 衛	40,000	0	—

天正十八寅十二月十日 信幸④
 大熊勘右衛門
 唐沢玄蕃丞殿
 木村渡右衛門奉之
 追而佐久郡□□は又相当の地重恩可相渡候
 追て右之分見出しとし重恩候。
 ②蟻川左京進宛
 以上
 天正十八年寅十二月廿日 信幸印 北能登守奉之
 蟻川左京進との
 線の箇所を注意せられたい
 今度知行御改の処拾貳貫八百文如前々出置候。弥向後可抽戦
 功者也。仍如件。

現在中之条町に残る十二月十日、二十日に出された知行状を一表に示すと第一表の通りである。

(2) 諸社への寄進、社寺の復興

同じく八月信幸は領内の著名な神社に土地を寄進し、武運長久と領内安全を祈願した。その寄進をうけた吾妻郡の諸社は次の通りである。

(和利宮文書)

和利宮社領の爲め、七貫五百文寄附畢ぬ。武運長久懇祈り誠を抽す可き候者也。依つて件の如し

天正十八年八月 北能登守うけたまわる

(以下同文)

また、領内の給人・郷士達も、その終戦を祝い諸社を再建して、武運長久と領内安全を祈願している。折田の八幡宮は折田の郷士、折田下総守、折田治郎兵衛が再建したもので(現在合併して存在しない)つぎのような棟札が折田正寿宅に保存せられている。

第2表 真田信幸寄進神社一覽表（天正十八年八月）（吾妻古戦録による）

貫文高（寄進）	社名	現在の社名	鎮座の場所
七貫五〇〇文	和利宮	吾妻神社	中之条町大字横尾
八、〇〇〇	親都社	親都神社	中之条町大字五反田
五、〇〇〇	上妻社	吾嬬神社	中之条町大字山田
三、五〇〇	鳥頭社	鳥頭神社	吾妻町大字矢倉
五、〇〇〇	頭宮	川戸神社	吾妻町大字川戸
七、〇〇〇	市宮	一宮神社	吾妻町大字金井
七、五〇〇	大島宮	巖鼓神社	吾妻町大字原町
三、〇〇〇	鳥頭社	鳥頭神社	吾妻町大字三島
二、五〇〇	七沢社	浅間神社	吾妻町大字川戸
六、〇〇〇	林、諏訪社	諏訪神社	長野原町大字林
五、〇〇〇	今宮	白山神社	嬬恋村大字今井
一、〇〇〇	天王免	？	不詳

（表）

天正十八年
奉造立八幡宮一字処
願主 折田下総守
折田治郎兵衛

（裏）

武運長久領内安全也

その他中之条の鹿野氏は慶長元年伊勢宮を中之条町に創建している。

信幸は矢沢薩摩守頼綱名儀にて中之条町林昌寺（当時字長岡にあり）へ、次のように土地を寄進して、その再建をはかっている。頼綱は信幸の祖父幸隆の弟で、信幸の後見役であった。林昌寺に真田の家紋六連銭むつれんせんの寺紋をつけているのは、これがためである。

（林昌寺文書）

一、其方望に任せ、我（吾）妻の内林昌寺屋敷分壹貫三百文の所進め置く者也。仍て件の如し

矢薩（朱印）

文禄三年（一五九四年）午霜月二十一日

林昌寺

また僧炭山きゆうざんは京都智恩院より来つて古跡を訪ね、慶長元年清見寺を再建し、真田信幸は、慶長三年、四万日向見薬師堂を改修している。（第十節参照のこと）

(3) 吾妻郡の諸城砦の破却

再編吾妻記によると天正十八年のころ、吾妻には大小数十におよぶ小城や砦とりでがあったが、信幸は岩櫃城の一城を除いて、その全部をとりこわしたという。破却の詳細については明らかでない。

(4) 境界線の確定

中世においては、尻高領は現在の高山村大字尻高と、中之条町名久田地区（大塚、平、赤坂）を言ったが、室町時代文明のころ、この名久田地区が分村して下尻高村となり、上、下尻高村の二村に分村した。天正十八年八月、藩が置かれると、上尻高村は箕輪藩主井伊直政領に、下尻高村は真田信幸領となり、二藩に分かれて統治されることとなった。中世以来、上、下尻高村境界線を含む、いわゆる南山みなみ一帯は入会山いりあひやまであり、境界が不明であった。そこで天正十

八年秋、両藩立ち会いのもとに境界線を正した。信幸は林弾左衛門に三貫文の屋敷を与えて、両村の境目「大坊^{てふぼう}」という所において、これを監視させた。

しかしこの問題は中々むずかしく、真田領有時代を通じて紛争がたえなかった。詳細は「第二巻特論、山論」の項を参照せられたい。

このほか、藩成立とともに、隣藩との境界は不明な点が多く、西吾妻地方においては、特に信州との国境論争も、長くその尾をひいて藩制期を通じて争われた。

(5) 交通の整備、宿駅の建設と村落の変容

東部吾妻においては中世、岩櫃城（岩下衆、斎藤氏）尻高城（沼田衆、尻高氏）大戸城（箕輪衆、大戸氏）を首城とし、その支城を中心に民政や軍政が行われていた。沼田開藩とともに、大小の主として山城である諸城が破却されると、その根古屋部落（城下町的のもの）はしたがって平地へと移ってゆくこととなる。嶽山城下の嶽山部落、伊勢町小城下の川原宿等の移転が遂次行われ、新しい近世的な宿駅がつくられると、これに従って道路網も移動することとなり、村落も自然大きな変貌を余儀なくされ、近世の村落がそこに形づくられてゆく。川原宿は中世末小城下の根古屋聚落として発生したものであるが、天正九年領主尻高氏の滅亡と共に、天正十四年（文禄四年）にわたって、中之条町字長岡、俗にいう「したの町」に移転することとなり、嶽山部落は村落へ還元する。道路も山の中腹や尾根道であったものが平地へと移動する等大きな変容を余儀なくされるのであるが、このことは九の交通の項に改めて詳しくのべることにする。

(6) 農民の定着化

このように世の中が静かになり、いろいろの制度や施設が次第に整備されてくると、いままでも各地に避難し、また

二 真田信幸治下の中之条町

は逃散していた農民も遂次懐しい故郷をめざして帰って来るようになった。蟻川の綿貫氏はもと京都の高市郡に住していたが、のち東国に下り、上野国玉村郷に移り、さらに群馬郡綿貫村（現、高崎市岩鼻、綿貫の地）に移住した。ところが戦乱も漸く激しくなった天文十年、戦火をさけてこの地を去り、吾妻郡蟻川村の宇原野に逃散したが、この地も安住の地ではあり得なかったもので、さらに山を越えて越後国魚沼郡須賀田村に走った。ところが戦火も治った文禄元年、再び真田信幸領の蟻川村宇原野に帰住している。山田の山田氏もこの地を去って室町初期伊勢国へ転住したが、同じく文禄元年山田宣重の代、山田村に帰り、土地の開発にあたった。その他、蟻川の蟻川氏、岩本の神保氏等も中世の末期、この地に来て土着するなど、漸く農民も土地に定着化するようになってきた。

2 文禄の役と田村雅楽尉父子の渡海

天正十九年正月（一五九一年、この年十二月改元、文禄）豊臣秀吉は征韓の諸將を部署し、三月自ら大軍を率い肥前国名護屋に到り、征韓の軍は海を渡ってここに文禄の役が起った。上田城主真田昌幸、沼田城主同信幸父子も秀吉の命をうけ同年七月二十二日韓国出兵の軍に編成せられ名護屋に在陣している。このとき両藩より出陣を命ぜられたものは約七〇〇人にのぼり、そのうち韓国に渡ってその戦場に投入された兵は約五〇〇人であった。韓国出兵を当時「唐入り」または「高麗陣」と言った。秀吉は全国から兵を募って外征したのであるが、その軍役の割出しは四国・九州等の西国は高一万石に付六〇〇人であったが、関東は二〇〇人であった。当時沼田藩は二万七千石の表高であったのでこの割合によると五四〇人の軍役となるが、実際にはこの数を大きく下廻っており、一万石に付一〇〇人程度の軍役であったと推定せられる。（信濃資料）

この役にあたって五反田の田村雅楽尉父子は信幸の命に依って出陣を命ぜられ四月十二日渡海し、現当主田村武一



田村雅楽尉 朝鮮役に使用の櫓

朗宅にはその関係文書が残されている。文禄の役関係の文書は非常に少なく、郡内においては他にその例をみない貴重なものである。

田村雅楽尉清宗父子はその唐入りにあたって天正十九年正月二十八日付で信幸より、出浦上総介（のちの対馬守）木村渡右衛門奉之のかたちで、吾妻郡のうち九十貫百文を賜わっている。四月十二日名護屋を出発韓国に渡った。そして再度八月十九日にも高四貫文の土地を戦功の内渡しとして、北能登守、大熊毅負奉之としてその恩賞をうけている。我軍は破竹の進撃をつづけ五月にはその首都京城に入り六月、小西行長は平壤を落し、十月加藤清正はオランカイを攻略、翌文禄二年正月には碧蹄館の戦に明軍を撃破したのち四月和議おこり、五月諸道の大軍は帰国した。

田村氏の在韓中の行動は詳かでないが、帰国にあたって捕虜として和助（和名）を伴い来って同一屋敷内に住まわせた。ここを現在も和助屋敷といい、その裏に墓が残されている。ただし没年は延宝三年五月となっている。文禄二年より延宝三年までは八十二年であるので、この墓は和助の子供か、或はこの年和助の墓を建立したのかもしれない。なお同家には朝鮮役において雅楽尉父子が使用したと伝える鎗および刀剣を秘蔵している。

※田村家はその系譜によると清和源氏の流れをくむものである。

源頼光の弟である頼親の三男頼基が初めて田村氏を称し田村右京進といった。十三代大学頭重将は南北朝時代の観応三年新田義宗に従い武蔵野合戦において戦死した。二十

三代清宗は武田信玄に仕えたが、武田氏滅亡の後には真田氏に属し初めて吾妻郡に入り、岩櫃城内に居住していた。清宗は雅楽尉といい、その子が雅楽之助である。この雅楽助は天正十八年の松井田合戦においても大いに武勲をたてた。清宗は長生して寛永二十年没、雅楽之助は早く慶長五

年に没した。その子孫は真田氏に仕官したが、その改易後は五反田村に帰農した。

※宗学寺文書に

一、文禄元年壬辰高麗陣に御定めの時昌幸公、信幸公より御供の衆へ御重恩に御知行増下されおき候。是は太閤秀吉公天正十八年よりの評定にて、同十九年に朝鮮国への船割軍役人数割、正月廿日より同三月十五日まで國々人足当国信、上、奥、野州筋は高一万石に貳百人宛に出す由に仰せ

付けられ候。然るに安房守昌幸公、源三郎信幸公筑紫名胡(ママ)屋へ御供也。同一家中衆に重恩下され候。

一、同年壬辰卯月十二日に九州名胡屋を立、朝鮮国へ渡海し給う。秀吉公は名胡屋に御座成られ、日ごとに御飛脚舟を遣し給うとあり。然に御母公御□命に付七月廿二日九州より御帰り、廿九日京着遊され候。御母公御死去の後また九州へ御越し遊ばされ候由。

とある。

三 関力原の役・大坂の陣と武士・農民の窮乏

1 関力原役と吾妻郡

慶長三年八月豊臣秀吉が没した。これより大坂の陣までは天下は徳川・豊臣両氏の対立時代をむかえる。慶長五年七月会津の上杉景勝が家康に叛したので、その征討の兵がさしむけられた。いわゆる会津征伐で、上田の真田昌幸も沼田の真田信幸父子も従軍を命ぜられたのであるが、下野大伏の陣に滞陣中、西軍の総帥石田三成よりの密使が真田の陣中に到来した。ここにおいて昌幸は西軍に、信幸は東軍に属して戦う運命に立たされた。昌幸は急拠下野より赤城山をこえ、沼田城に入ったが大連院夫人(信幸の室)の勇断によってその入城を拒絶された昌幸は、大道峠より岩櫃城をさけて吾妻郡を横断、途中横谷氏の館に立寄り何かを画策し、大笹の宿に火を放ち、そのあかりで鳥居峠をこ

え上田城に帰還した。(三河後風土記、上田横谷文書) 一方徳川秀忠軍は下野の陣より反転し中仙道を西進したが、いち早く上田城の昌幸は頑強にその前に立ちをはだかつて、その進撃を遮断するの挙に出た。このとき信幸は秀忠の軍にあったのである。

家康はこの戦況を重くみて異母弟である松平定勝(久松松平)を吾妻の首城岩櫃城にいれ、白井城より鉄砲隊をうつしてその戦力を増強した。その主要目的は上田・沼田道の遮断と北国を押える戦略であったのであるが、吾妻郡には永く昌幸の恩顧に応える地侍層も多く、これが行動をおさえ、かつ監視することも重大な任務であった。なお、大胡城主牧野康成や上田七本槍と称する旗本七騎は上田戦の失策により、岩櫃城に幽閉されたものである。

上田の攻防戦は昌幸の徹底抗戦によって秀忠軍を悩ました。中之条町大塚の郷士林弾左衛門(寛永七年没)も、このとき昌幸軍に投じ、多くの吾妻の地侍や農民たちの奮戦の模様を目撃したことが吾妻記に端的にのべられている。翁物語によると昌幸はこれら地侍や農民に「敵の首一つに知行百石」の恩賞を与える旨の甘言をもって多くの人々を

上田戦に投入させている。

他方、信幸の居城沼田よりは莫大な量の糧秣や軍需物資の輸送が開始された。この輸送のため宿場から宿場へ領内の農民が狩り集められた。中仙道は徳川軍への輸送のため輻輳ふくそうしていたのでこれをさけ、吾妻郡・甘楽郡の脇往還の二道よりこれを継立つことになった。吾妻道の物資は三国街道の中山宿に、それより中条・平川戸・長野原・大笹・真田・上田へと通送されていった。このように平時の伝馬駅の外、戦時の臨時の継立場も設けられたり、その筋の村々は助郷として人馬が徴用せられていった。

いつの時代でも一旦戦乱が起ると、一番ひどい目に遭うのが戦場にかり出された兵達に言うに及ばず銃後を守る一般農民であった。このように吾妻郡は準戦場化され、領主真田氏が東西に分かれて戦ったので、上田陣に徴集せらる

るもの、宿駅の輸送に徴用せられる者もあり、これまた二派に分れ、その課役を強制せられたのである。

上田戦、関カ原役ののち死一等を減ぜられた昌幸・幸村父子は紀州高野山九度山くどやまに放たれた。信幸はこの役の功によって翌慶長六年二月父の居城上田三万八千石を増され、また沼田二万七千石も三万石に加増、これより上田、沼田を併せ領することとなった。信濃史料によると同年八月二十二日戦勝奉謝のため領内の寺社に一斉に寄進状を発している。

2 大坂の陣と吾妻郡

(1) 大坂冬の陣

徳川家康は関カ原役の戦勝によってその覇権を確立し、慶長八年二月待望の江戸幕府を開いた。江戸の町づくり、諸大名の江戸城修築の課役は慶長九年から同十九年まで十一年間、大坂の陣突発直前まで続けられ、沼田城改築も慶長十一年より同十八年までの八年間という長期にわたり、五層の天主閣の造営を初め、石垣の修築、これに附帯する工事、沼田城下町の建設は利根・吾妻・上田の各領内より多くの農民の苦役によってなされた。ここにおいて農村に中世以来分散していた武士たちは城下町沼田に移住させられたが、これら藩士の外、このころ郷土といわれた地侍がなお農村に散在していた。この郷士の消滅してゆくのは寛永の中頃と考えられる。

豊臣秀頼の京都方広寺の鐘銘問題に端を発した徳川氏との間は日毎に險惡さをまし一触即発の緊迫した空氣が流れていた。このような世情の中で慶長十九年秋、岩櫃城内平川戸の市は近来にない賑いを呈した。家康は信幸が「市に名をかりて、もしや浪人集めをしているのではないか」という大きな疑惑をもつようになった。明敏な信幸は直ちに岩櫃城を破却し、平川戸を引いて原町の地に移したことが吾妻記にみえている。

慶長十九年十月家康は豊臣攻撃を決意し、諸大名に大動員令を下し信幸もまた大坂に出陣することとなった。同年十月十四日信幸は吾妻の郡奉行出浦対馬守に命じ、その出陣にあたってその不在間の吾妻郡の防備について左のようなことを布達した。

寅十月十四日

出浦対馬守

(御朱印)

渡り右馬助殿

(矢倉、渡文書)

一、我(吾)妻、三原、鎌原、尻高において火急の事が起った場合は、御料所(藩直轄領)知行方(給人の支配地)足輕給(下級武士への給地)通り、人別に申し付け、人馬を召し遣すこと。但し足輕給地のうち、親、内男は出動しなくともよい。

一、御料所百姓、地下人(百姓ら)は前後共に主人を勝手に取ってはならない。

一、安堵していない牢人を一さい、領内に置くことを禁ずる。

右のことがらを触れをもって申し付ける。そして郷村を改めることを申し付ける。郷戸よりの掟であるから、もし違犯することがあると嚴重に処罰するであらう。

(慶長十九年)

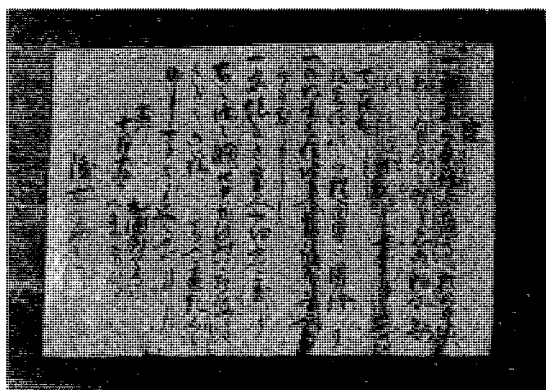
この定書にみるように信幸は、郡における農民ならびに牢人の動向に対して相当深い注意を払っていることが知れる。

高野山にあった弟幸村は諸国の浪人を率いて大坂城に入り豊臣氏に属した。吾妻の武士たちの中には横谷氏(吾妻町大字松谷)のごとく東西に分れて戦う運命の一族もあった。

(1)我妻は現在の吾妻町および中之条町付近、三原は吾妻川以北の西吾妻、鎌原は同以南の西吾妻、尻高は中之条町のうち名久田地区、高山村尻高、当時吾妻郡であった利根郡新治地区、中世の領の区域をそのまま信幸は行政区域としていたらしい。

(2)元和四年と推定せられる岩井村の所領区分をみると、御料所分五貫、給人知行地(私料および被官分)百三十四貫、足輕給地(持簡分、出役同心分)三十二貫寺領五百五十文となっている。(岩井、伊能文書)

(3)「親」は武田氏以来の遺制寄親、寄子の制によるものである。内男は隸農。



書文渡

(2) 大坂夏の陣

冬の陣は約一カ月のち和議が成立したが、翌慶長二十年四月（元和元年）再び戦端を開くにいたり、豊臣氏は五月ついに滅亡した。夏の陣には信幸は弟幸村と相まみゆることをいさぎよしとしないで病と称し、長子信吉、三子信政を従軍させている。戦国生きのこりの武士・郷士としてはこれが戦功を建てる最後の機会であるとしてその活躍は誠に目をみはるものがあり、沼田藩中においても特に吾妻武士の活躍が著しかった。鎌原・西窪・湯本・横谷らの「吾妻四騎の衆」を先頭として戦った。真武内伝によると沼田藩の戦死者士分十六人、重軽傷者四十一人、殊勲者も中之条関係では池田甚左衛門、福田久太夫らがみえる。

中之条出身の戦死者の中に蟻川の蟻川左内、蟻川久三郎がある。蟻川氏のもと岩櫃斎藤氏に仕え、その落城後天正三年十一月蟻川村の倉沢に土着した地衆（地侍）である。長子左京之進がその遺産を相続し、次子左馬之助は前橋酒井氏に仕官し、三男左内は沼田真田信幸に仕え、この大坂の陣に武勲をたて壮烈な戦死をとげた。左内討死ののちはその跡式は正蔵が相続した。

（蟻川文書）

（吾）

左内跡我妻において百石沼田原地において二貫文の所出置候。其方奉公に依って加増せらる可き者也

（元和三年）

巳之拾貳月式日

信吉朱印

蟻川正蔵との

(注、沼田原地は蟻川村の小字沼田である)

忍者の活躍

いつの時代でも、相手方の情報をいち早く、より正確に捕えるということは戦勝につながる最大の要訣である。戦国以来武田氏の忍者の活躍は拔群の評があるが、その遺鉢をつぐ真田氏の忍者は当時日本一の称があり、この大坂の陣は鉄砲と忍者の戦いの場でもあった。現代風にいえば新兵器と情報機関の活躍が最高度に発揮せられた戦いであったといえる。それだけに下級武士や浪人らの力を最高度に発揮する場が広げられていたことを意味する。真田の忍者は半ば伝説的に喧伝されている嫌いがあるが史料によれば特に真田藩中において、その達人の出たのは他でもない吾妻郡で特に中之条付近がその中心であって、すでに割田下総や唐沢玄蕃らのことについては前章中世史においてのべたところであるが、この陣においても拔群の働きをなし信吉より褒賞せられた中で、中之条に関係ある者に称津同心剣持喜右衛門（平出身か）五反田村の田村左次右衛門清隆がある。左次右衛門は戦国以来勇名を馳せ、文禄朝鮮の役にも出陣した田村雅楽之助の長子で、初めは真田幸村に仕えたが、のち夏の陣には信吉方について殊勲をあげた。この役後五反田村に帰ったが故あって元和四年六月十日自殺した。その墓は田村家の墓地にある。

そのほか信吉の軍で名をあげた者に、矢沢同心岡山源右衛門、木村同心広田岡右衛門等が挙げられている。

軍需品の運送

関カ原役と同じように、沼田・上田より大坂へ軍需品輸送のため、多くの農民がかり出された。中仙道を利用して輸送する外、甘楽・吾妻の二郡を通り、信州經由にて送ったものである。吾妻郡を通過する輸送路を当時北街道と言った。北街道は沼田より中山―中之条―原町―長野原―大笹―真田つぎで上田に一旦集積された。中之条（当時は中条



中之条町伊勢宮

といった）は下の町^{した}にあったところで慶長十九年宿場御朱印をもらい、正式に初めて宿場として認められたので伝馬役^{てんまやく}として立馬、立人足を毎日立てておくよう義務付けられていた。かようなわけで、いずこの宿駅にも差村（のちの助郷）に行くことは免ぜられていた。桑原家は慶長以来の本陣格を有し、問屋^{もんや}と本陣を兼ねて勤めたといわれる。

中之条の小池弥左衛門は大坂役出陣の証があったと古記録にあり、桑原氏の分家桑原八郎左衛門（中之条町桑原喜平氏先祖）は大坂陣に出陣し分取りした槍（穂先一尺七寸、柄一丈余、明治二十六年ごろ火災にて焼失）を保存していたといわれ、その他各地に伝承もあって多くの郷土や農民がかり出されたことを物語っている。

3 大坂の陣後の武士と農民の生活

(1) 伊勢おどりの流行

大坂の陣が終わると領民は、平和到来の世を寿ぎ、これで戦国以来の戦乱も全くなくなったと、もろ手を振って文字通り雀躍^{せつやく}りして喜び合った。このころその願れとして東国に「伊勢踊り」が燎原の火のように流行していた。

伊勢おどりは伊勢国で謡った小唄である「伊勢音頭」に合せて踊るおどりで、戦国時代永祿のころ、すでに駿河の今川領に伝わったがその声曲、舞姿ははっきりしない。近世初期にいたって慶長十九年秋のころよ

り、伊勢国より再びはやりだし江戸、東国各地に伝わった。老いも若きも、坊主も女も浮き立って踊る乱舞の踊りである。しかしその歌謡、舞姿等は残念ながら伝わっていない。吾妻記によると吾妻郡においても、二、三カ村づつの村人がお互に寄り合つてこの踊りを楽しんで、太平の世の到来を謳歌したとある。そして純朴な村人達は、その場所に平和の記念塔として伊勢大神宮を建立し、永遠の平和を祈念して子々孫々にいたるまでこれを伝えようとした。五反田の伊勢宮（現存しない）も中之条町伊勢の森の伊勢宮（慶長十九年現在地へ移転）もこのとき建てられたものである。乱舞し狂喜する農民の姿に、その平和の喜びをしのぶことができる。

しかし、このような農民の喜びとはうらはらに、このころの農民や武士の毎日の生活は本当に喜びあえる姿であつたのであろうか。次の項でこのことを考えてみよう。

(2) 武士の軍役負担の加重

藩士は主君から知行地や俸禄米をもらっているが、その給与に対する義務としてその俸禄の高にしたがつて軍役を負わされていた。御恩ごおんに対する奉公ほうこうで、これが封建社会の基幹となっていたものである。江戸時代初期、関ヶ原役より大坂の陣にいたる間は戦争という幻影におびやかされて、その緊張から片時も解放されることがなかった。常に上司の命令一つで出動しなければならぬ体勢にあつたのである。このことは藩主も藩士も同じであつた。

この出陣という軍役ばかりではない。江戸開府による江戸城の修築真田氏の軍役は慶長十二年（一六五五）年、高田城普請（慶長十九年）徳川秀忠上洛供奉（慶長十年）沼田城普請（慶長十一年（一六五六）年）吾妻においても慶長末年の岩櫃城破却、原町の建設、これに付帯する道路・橋梁の諸工事等々、江戸においても地方においても大規模な工事が次々に行われた。元和二年七月、武家諸法度の制定によって諸大名は江戸への参勤が義務づけられ、大名は以上のような相次ぐ軍役の資金不足をさらに家臣に負担させたり、借入金等によって辛らうじてその場をきり抜けたりにいた。

大名の苦しみもまた大変なものであったのである。

このような軍役の過重は勢い藩士や農民の経済生活を破綻へと追いつめていった。元和三年真田信吉は江戸参勤への諸費用を家臣達に割りあて徴収しようとした。参勤にあたって藩主とともに江戸へ詰めること自体が大きな消費生活であり、その上費用を調達することは藩士の生活をいやが上にも窮乏への道を辿らせた。岩井伊能文書によると元和三年六月十二日、中之条町の郷士狩野右馬之助、岩井の郷士伊与久采女ら十名の地侍は沼田藩庁に是非この役金（賦課金）は我々は少い知行や俸禄をもらっているものであるから何とか免除をしてもらいたいと歎願している。その結果この願いは取り下げとなった。かように領内の武士達の強い抵抗を受けたことは事実である。武士の窮乏はひとり沼田藩のみでなく、全国的傾向であった。しかしこの軍役の加重も武家諸法度により城の増改築等が認められなかった等の条件により寛永・慶安の軍役と時代が下るに従って次第に軽減の線をとるようになる。ちなみに地侍伊与久采女は当時の位の経済状態であったかというところ、岩井村の私領分百二十三貫のうち、手作、小作地合せて十貫七百六十文を所有していた。これは同村の耕地の約八・一％強に当るものであった。そして小作地対手作地の比率は大體小作三に対して手作り七の割合で、この三の耕地を十一人の小作人が耕作していた。中之条の郷士伊与久左京之進も天正十八年約十六貫九百文の土地を給付されており、采女とは一族の関係にあった。世にいう十貫侍であったわけでも、このような軍役の負担は肩にきたらしい。伊与久氏にしてなおかつこのような状態であったので、それ以下の農民の窮乏はおして知るべきであろう。

(3) 農民の窮乏

秀吉の兵農分離によって、武士となって城下町に移住した者と、武士であったが帰農した者とに分れた。帰農した人達の中には村の割元や肝煎（大庄屋や庄屋）となって、戦乱に荒れた村の再建につとめた者はよい方で、それ以下

の者が数多くおり、また浪人に近い生活を送っていた階層もあった。「元和偃武」の世となり、これらの人々にとつては毎日歟をふるって營々と働くことは決して生やさしいものではなかったであろう。武士と同様に農民も各種の戦争にあたって軍夫として徴用される者、宿駅において伝馬役を始めいろいろの公儀普請の夫役等、慶長時代の課役は過酷な苦役の連続であった。これら半永続的であった課役は農民の再生産に大きな影響を与え、その生活を窮地に追いこんでいった。

慶長十九年正月、中条・平川戸（岩櫃城下の町）の両宿に掲げられた高札をみると、知行人から被官人までが、伝馬役を勤めている農民に乱暴を働くので、農民は伝馬役をいって欠落者が次第にふえてゆくことを伝えている。同正月五日、郡代出浦対馬守より一場太郎左衛門あて書状（松代一場文書）を見ると、近年百姓がめっきり不足していることをのべ、同年十二月十一日付の原町問屋文書には、原町に立てた高札をみると、原町に新しい町立てをしたが町民が集まらないで欠落している者が多くなっていることを物語っている。そして郡奉行出浦氏は沼田藩の命令として（一）



割田下総の墓（横尾長久保所在）

原の新町に来る浪人には五年間の伝馬役の勤役の外はすべての夫役を免除する。（二）吾妻の者で欠落している者があるが、このたび新町に帰って来て伝馬役を勤めれば、今より以前の年貢米の未納や誰人から借りた借入金や借財もすべて帳消しにする。（三）町の移転に当たって種々のめめ事で喧嘩をしたり、どさくさに紛れて盗賊をする者もある、これらの者は重く罰する旨を布達している。このような荒廃した世情の中で大坂の陣をむかえ農民はさらに軍夫として徴用されて過酷の課役に苦しまねばならなかった。元和以降世の中に平

和が訪れたとはいえ、江戸幕府の相次ぐ統制の重さは骨身にこたえ、苦しみもだえるのが在地の農民の姿であったのである。

元和四年七月、吾妻記の伝える折田村の戦国の勇者佐藤豊後と、同じく五反田村の富沢和泉の中之条町清見寺における決闘や、同年九月下旬、同じく戦国生き残りの忍者である横尾高津の割田下総捕縛事件等は、世の中が大きく変わろうとしつつある時代の流れの中で、帰農した戦国武士の末路の悲惨さをいかに伝えている。

四 中之条町宿駅の発達・中之条町・伊勢町の町割

1 大塚宿の興亡

大塚鉱泉は湯泉薬師縁起書ゆせんやくしえんぎしよによると、その創始は平安時代の弘仁十二年（八二二）とも鎌倉時代の建仁二年（一二二〇）ともいわれているがその真偽の程はわからない。中世に至って尻高氏がこの地を所領すると温泉の開発も行われたらしい。戦国時代の大永元年、尻高越前守が湯泉薬師堂を再建、さらに天正十五年、湯守ゆもりである萩原市之丞が再建したというから、このころより大塚宿の宿割りが始められたものであろう。現在小字に「宿割」しゆくわりの地名を残している。

天正十七年八月豊臣秀吉の調停によって、北条・真田両氏の沼田領分割が行われ、沼田城が北条氏の領有になると真田信幸の室大蓮院夫人の奥方家老北能登守は沼田を去り、ここ大塚の田屋たやに移り館やかたを建てこの地に住し同年秋より大塚宿の宿割りにとりかかった。（吾妻記）



大塚宿址

この下尻高附近（現、中之条町名久田地区）は大蓮院の所領であったことによるものであろう。ではこの大塚に宿駅を建設する理由は何であったのであろうか。

温泉の開発を第一義にしたことは勿論であるが、病弱である大蓮院夫人の温泉療養地としてこの地に野屋敷（別荘）を建てようとしたものか、あるいは沼田―上田道の真田幹線道の要衝宿駅としてこの地を見立て

ての宿割りであったのであろうか。この地は赤坂を通り三国峠越え越後道との分岐点にも当る要衝でもあるのである。

北氏の宿割りが十七年秋開始されると間もなく十月には北条氏が名胡桃城を奪取し、十二月にはこの地も北条氏進攻によるいわゆる吾妻合戦の戦場と化し、つづいて翌十八年春には北氏は小田原役の前哨戦であった松井田合戦に参戦するため出陣している。かようなわけでこの宿割りに手をつけてから、いろいろの大きな障害があつて困難をきわめたが、この大事業も完成し、百軒の足軽町、二百軒の町人百姓町、計三百軒がのきを連ねる宿が建てられ、北氏は鹿野志摩、同和泉をその代官としてこの地方を治めた。十八年八月、沼田藩が開かれると北氏は再び沼田に帰ったもののようである。しかし隣接する尻高村が箕輪の井伊氏の所領となるにおよんで沼田―上田道はこ

ヌル湯（明治四十三年吾妻郡案内より）

：土曜、日曜などの休暇日は官公吏、学校職員、学生などの遊浴するもの多し。温度低き硫黄泉なり。名久田川に沿ふて眺望又侮るべからざるものあり。：（略）：蛇くひ、火傷、皮膚、腫物に効能あり。

の地において遮断されることとなり、その中間宿駅としての大塚の経済的価値は最初の予想に反して大いに低下したものと考えられる。

天正十八年より十七カ年をすぎた慶長十二年三月、外丸勘藏の家から出た火は、またたく間に宿を焼きつくした。外丸勘藏は外丸勘之丞の甥に当る者であるが、火元であったため、この地に居住することができず、いずれへか立ち去ってしまった。また宿も、時代の大きな変転によって、その必要性もなくなってしまったので、真田氏もその再建には消極的で、その見透しは全くたらず、そのうえ温泉の温度も低下してしまったので、宿の人々は散り散りに退散し、自然、宿は消滅してしまった。そして「幻の宿駅」といわれる大塚宿もその地名に僅か「宿割」という二字を残すのみとなったのである。

ここに湯の温度が降って、ぬる湯となった言い伝えに次のような物語りが残されている。

佐賀茂兵衛の下女某は、年毎に大塚の湯が繁昌するにつれて、その勤めはますますつらくなるばかりである。そこで一案を考え、或日馬の骨を湯槽の中に投げ入れたところ、湯の守護神である湯泉薬師は怒って、いずれともなく飛び去ってしまったので、湯は忽ちのうちにぬる湯となってしまったと言いつた（吾妻記による）

（注）1、大塚の湯泉薬師……この温泉地にも温泉の守護神として医療を司るといわれる薬師が祀られていた。大塚の湯泉薬師は、またの名を「宿割薬師」とも言った。宗学寺文書によると「大塚山湯平院永泉寺（現存しない）」の薬師如来であった。弘仁十二年弘法大師の作とも伝教大師作とも伝える如来を建仁二年茂木五郎が所持していたものを納めたともいわれている。

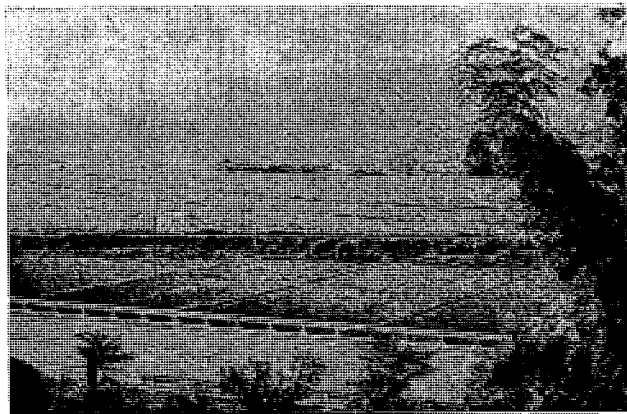
2、大蓮院夫人……初代沼田城主真田信幸の室、小松姫とも言った。徳川四天王の一人本多忠勝の女で、のち家康の養女となる。天正十七年九月沼田城にて婚儀がとり行われた。二男二女あり。慶長五年関ヶ原役前夜、舅である真田昌幸の入城を拒否したことは有名。日本烈婦伝中の一人とうたわれた。元和六年卒、上田芳泉寺、沼田正覚寺、武州鴻巣の勝願寺の三カ寺に分骨埋葬された。法名を「大蓮院殿英誓皓月大姉」という。

2 中之条町宿駅の変遷

(1) 中之条町の三遷

中之条は中世中ノ庄といわれたという。(伊勢町海蔵寺碑) 吾妻庄の中央に位置していたのでその名が付けられたのであろうか。また吾妻原町記によると、中ノ庄は山代庄ともいわれたという。(神道集参照のこと) 中之条町字長岡の地が山城国長岡の地形に似ているので、その名が付けられたともいわれている。

中之条町の母体は河原宿に始まる。戦国時代の享祿・天文のころ(一五三〇年ごろ) 吾妻川と名久田川の落合付近に近い伊勢町小城下の根古屋聚落として生れた。このころ小城主は尻高氏で、城の名を「中城」と言ったので、河原町を「中城町」(明治九年郷土誌) といったともいうが、中世文書には「中条」とあるので、中条町が正しいのであろう。天正九年尻高氏が滅亡すると宿はその西に当る中之条町字長岡の地に移転した。天正十四年(文祿四年)にわたってその移転が行われたという。特に天正十八年(一五九〇)二月伊勢町北条(小城)合戦によって戦火をうけたので急速に郷土伊能左京進等を中心にその機運が高まったものと考えられる。長岡に町があったのは豊臣政権下の文祿四年より徳川三代將軍徳川家光治世の寛永二年(一六二五)までの三十年間で当時町の名は中条町といわれた。この時代は我國の政情もめまぐるしく変った時代であり、また吾妻郡を含めての沼田藩



長岡宿址

も従って大きな変容をとげた時代であるが、このことは別項で述べることとする。中条町が根古屋集落より近世の宿駅の形態を整えたのもこの時代であった。巷間では長岡町の時代を「したの町」と言って天明三年（一七八三）の浅間山大噴火の被災によって現在の王子原に移ったようにいわれているが、これは全くの虚説である。明敏な町の人々は時勢を洞察し、宿場町と市場町の創設を一貫した町是とし、新しく建設された原町との関係、後背地である寄場四十カ村の関連をも考慮し、元和九年のころより現在の王子原の地への移転の議をおこし、寛永二年王子原の地に町を引いて、ここに始めて中野条町の名を冠し（明治以降中之条町の文字を用いた）現在に至っている。

それより二十九年を経て、河原宿に残留していた民家は中之条新町との連絡の不便さと市場町建設を目途として承応三年（一六五四）現在の伊勢町の地に町割りし、いま見るような景観の市街が建設されたのである。次に河原宿時代より詳しくその状況をのべ先人の残した労苦を偲びつつその輝かしい業績をのべてみよう。なお集落が三回も移動するということは全国的にみても稀有のことであることを付記する。

(2) 河原宿（中城町）の景観

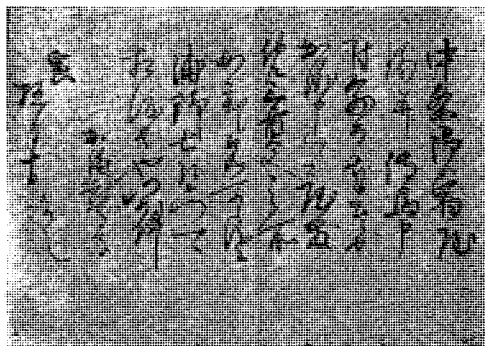
河原宿は天王宮（^注市神）を宿の中央に祀り、町北中央に諏訪神社、その西に修験^{しゅげん}である中条寺大聖院^{ちゅうじようだいせいゐん}があり、宿の東北には郷士伊能氏の氏神、五郎明神があつて、その東に伊能氏が邸を構えていた。小タキ川を隔てて尻高氏の居城「小城^{こじょう}」が城郭を構え吾妻川に臨んでいた。天正八年十二月、真田氏の攻勢にあつて城が落ち、翌九年正月尻高氏が滅びると、その庇護を得ることができなくなり、郷士伊能左京進等が中心となって宿の移転の議が起った。その理由として河原町が小城の庇護から離れたこと。北条合戦の影響をうけたこと。吾妻川の洪水により河床が変更して北岸の地が浸蝕され、その水害を恐れたこと。長岡の地は不毛の地であり山林・原野であり採草地として利用していた土地である。ことなどがあげられる。河原宿より長岡へ移住したものは全町の六割位で、旧町に四割程度とどまったと

いわれる。なお長岡の戸数は約三十戸程度と推定される。

(3) 長岡宿（中条町）の建設

文禄四年、中之条町字長岡へ町が移転を完了すると翌々慶長二年町の名も「中条町」と改められ同年始めて絹市場が開かれた。（群馬県蚕糸業沿革調査書による）ただしこれは藩より公許された市場ではなく、私設の市場であったのである。

天正八年（一五八〇）武田勝頼が沼田城を占領し、同十年真田氏が利根・吾妻を手中に入れると上田・沼田間の真田街道は上信を結ぶ最重要幹線道路となった。岩櫃城下平川戸宿は中世以来問屋がおかれ、天正十二年市場氏がその問屋の権利を領主真田氏より与えられた。問屋には伝馬次（輸送部門）伝馬屋敷（宿泊施設）市場（商品の売買取引）の特権が附与されていた。文禄四年、慶長十二年平川戸宿に下された文書（伊勢町一場文書）によると、伝馬次の宿駅は長野原―平川戸―沼田と定められ、それ以外の道路、宿駅の使用は厳禁され、旅客は伝馬宿に必ず止宿すること、商品の売買、即ち市場の開設、取締りの権限も問屋の指揮監督のもとで平川戸宿が吾妻郡一カ所の市場と定められ、他所の開市は許されなかった。ところが慶長五年関ヶ原役にあたっては中条町も臨設の宿駅ではあったが、立派にその機能を果たした。慶長七年十二月十日の文書（長野県岡野弥太郎元忠相伝文書、長野県立図書館蔵）によると、中条の郷士狩（鹿）野右衛門助（寛永八年四月没）は御宿屋敷（伝馬屋敷）と伝馬差し出し（伝馬次）の功頭著であるとして領主真田信幸より褒賞として屋敷免三貫文を賜っている。このことは中条町が宿駅としての機能を有していることを物語るものである。これは如何なる意味を有するものであろうか。私的に真田氏が中条の宿駅を認めたものであろうか。あるいはその類推を許さるならば関ヶ原役の功賞とも解せないでもない。降って慶長十九年正月、平川戸、中条両宿に下した伝馬取扱についての文書をみれば中条町も真田氏によってその宿駅を認められていること



(慶長7年12月の文書) 中条宿あて文書
(長野県立図書館蔵)

が知れる。同年秋～冬季にかけて起った大坂冬の陣においても、軍需物資輸送の責を果したので同年十二月十一日真田信幸は中条に宿場御朱印を与え、初めて真田幹線道路の宿駅として公認されるに至ったのである。

慶長中期以来三国街道が、関東と越後を結ぶ重要な公道として認められ、渋川・金井宿等の諸宿が割られたのは慶長十五～十八年のころで、その後元和二年参勤交替の制が定まると、この街道の利用度と重要性はますます昂まり、本之関(現、渋川市、吾妻川にのぞむ川関)において吾妻川増水による川止めの際は北国諸大名はこより日蔭道を西進し、郷原・厚田間の長須万年橋をわたり、原町―中条―蟻川―大道―三国道という脇往還を利用することになったので中条宿の地位は必要不可欠のものとなってきた。また中世末以来の草津・沢渡・四万等の温泉の繁栄も温泉道の開発をうながし中条の交通上の地位を高めていった。中条宿公認も以上のよう

な時勢の進運と相俟ってなされたものである。ただし市場を開くことだけは平川戸宿が中世以来の特権を有して、藩により公認せられなかったのである。

(4) 中条町の景観

宿は長岡の現在吾妻線のレールと平行するように五町の間に割られていた。市神「天王宮」(注参照)がほぼ中央にあって東西に町がのびていたものである。その南域は当時吾妻川が岩井の明神下を流れていたので現在の面積よりは相当広い地域であったのである。河岸段丘上には慶長元年僧叡山再興にかかる浄土宗清見寺、八幡に八幡三所権現、稻荷社、清見寺の東南隅字杉木に慶長元年建立した郷士鹿野氏の氏神である伊勢宮、諏訪明神、町の西北にあたって五反田親都より移転したといわれる時宗の寺法蔵寺があり、八幡下には曹洞宗林



中之条町天王石、鍋屋旅館前

昌寺があった。吾妻城（元和年間廃城と伝う）には鹿野氏が居住し町を一望のもとに見下す高台にあって郷土として町を支配していた。伊勢の森の西には修驗金剛院があった。一般民家は一段下の平地に道路にそって、ほぼ短冊形に並んでいたものである。

3 中之条町の町割

(1) 王子原（現在地）への移転

元和八年当時の中条町の町役人、桑原重郎右衛門、鹿野新左衛門、二宮伊右衛門、伊能新左衛門らは話し合って再び長岡の地より現在地王子原へ町を移すことを計

画した。その理由として、(一)長岡の地は吾妻川出水による川瀬の変更によって川欠（かわかけ）を生じ危険である。当時吾妻川が百年毎に河流が変更するということは古老の言い伝えにもあり、土地の常識となっていた。従って将来町の大きな発展を期するには土地が余りにも狭隘であること。(二)長岡の地は肥沃であるが、王子原は瘦地で不毛の地であることなどが挙げられ、領主真田信吉に町を引くことについての願い出の主なる条件であ



昭和初年の中之条町

ったのであるが、実は町民の願望は宿駅の整備とともに宿願である市場の創設を目的としたことは表面にあらわせない重大な目標であったのである。

中条町の人々は最初より王子原への移転を決定していたわけではなく、まず候補地として、王子原、上の原（現伊勢町の地）小川を選定した。雪の降った翌朝、この三カ所の各地点における人々の往来の状況を、その履物の足痕によって調べ、これを比較検討してみると、王子原は夜間より未明にかけて、その足痕を夥しく多く認めたのである。この交通量調査は数回繰り返えされ、町割りの参考資料としたといわれている。先人の生活の智慧をここにみる事ができる。中でも今市の地は当時辻道で、大道（中之条道）越後道（四万・草津道（信濃道）の追分道であったため特に交通量が多いことが確認された。町を移転したとき、ここに始めての市場を開いたこともこのような正確な基準となる統計によったものである。

(2) 町割の状況

町役人は移転に当って(一)移転に際しての費用を藩において補助してもらいたいこと。(二)領内から相当数の課役の人足を出してもらいたいこと(三)引地は町民の総意によるもので、藩の企画ではないが、便宜上公儀普請（藩直轄工事）としてもらいたいことの三点を出願し、これらの諸条件はすべて領主の認めるところとなり、元和八年より四年の歳月を費して寛永二年完結した。町割奉行人は矢沢志摩守で、沼田の役人が測量から監督一切を引きうけて行われたものであり、これを「真田の町割り法」と言っている。当時の町役人の承譜をみると中世名主の承譜を引くものであることを付記しておく。

元和、寛永初年の王子原は今市に僅かの村人と鉦打ちが住居していた以外は一面の芝野と山林であった。王子原の地名はこの地に王子稻荷社の分社があったのでその名が付けられたというが、実は天文二年すでに皇子大明神（現在

位置不詳)があつたことよりして(中之条樋田文書)、この神社名からつけられたものであろう。町割りに当つては口碑によれば薬師岳の山頂を測点とし、東西七町のうちに、上・中・下・立(堅)町の四町を割つたと伝えられる。

まず長岡にあつた林昌寺を現在地に移転した。七世応山祥瑞和尚の代で寺では中興の開山としている。時に寛永元年(一説に寛永十六年ともいう)のことで、このとき宝満寺を合併し宝満山林昌寺とした。清見寺はそのままであつたため現在のように町より下の段に位置するようになった。町用水、通称「芝本用水」は胡桃沢(くわみづ)の水源地芝本地内より引水、その延長は約二十町余である。町の中央を東西に流したが、明治十四年現在のように町の片側に移した。この用水の川尻は田用水となり、天神、河原町へ七分、八幡に三分引水したので古来「七分三分の法」といわれている。明暦年間領主がこれを裁許したものであるという。

町の道路の幅を現在のように思い切つて広くとつたのは市場を開設する目的であつたためである。その後約十年を経て寛永九年町民待望の市場の開設は藩主真田信吉により公許せられた。以来江戸時代を通じて、原町と中之条町は月交代で開市したのでその後約二百余年にわたつて両町の市出入の紛争が繰り返えされることとなった。

屋敷はこの道路に対して直角に両側に短冊型に割られた。当時宿場町として慶長十九年公認せられていたので、当然伝馬を出す義務を負わされていた。この伝馬差し出しの基準は時代は下るが真田伊賀守の時代には居屋敷表口十二間、奥行二十五間に馬匹一頭を出す規定になっていた。(長野原羽根尾・唐沢文書)このことを充分考慮に入れての町割り屋敷分けであつたことがわかる。町の屋敷の広さは寛文三年の検地帳によってみるとおよそ一軒の家を間口十間(例外はあるが)奥行三十五〜四十間の割にとつていてるところより、これが当時の伝馬差し出しの基準であつたのであろうか。真田時代は一日馬匹五頭人足五人が割り当てられていた。

町役人は町の中央にそれぞれ屋敷割をし、その面積も一般町民の二倍以上をとつていた。二宮伊右衛門家(現、町

田儀平宅) が町の中央北側に大きな屋敷を構え、ここを中之条町の中宿なかじゆくといった。寛永二年(一六二五)町割当初の町割図、町割の検地の状況、その他くわしい記録を失っているので、その詳細は不明であるが、町割後三十八年後、真田伊賀守信澄の検地した寛文三年(一六六三)検地帳によって当時の町の状況を見ると屋敷数八十一屋敷、その面積は九町三反五畝十四歩であり、さらに寛文三年より二十三年後の貞享三年(一六八六、町割りより六十一年後)の検地帳によると屋敷数一〇〇軒、屋敷面積計九町四反九畝二十一步となっている。

また宅地の囲除かこりよけの地を免祖地とし、栗、柿、梨、桑の四木を植付けさせ、また宅地内に櫨を植えさせた。これは良材となり、その枝は薪炭用とし、また燃料とした。また防風林と日用品自給自足の建前から町の両側に竹林を設けさせた。栗は焚火止めに功があるといわれ、防火上と秋食の補食用として植えさせたものである。特異な屋敷としては寛文の検地帳に郷倉が二屋敷ある。飢饉に備えての米穀を貯蔵した倉で、その外胡桃沢に「風呂屋敷」(免租地)があるが、共同浴場であったのであろう。(面積四畝三步)

以上のように町を割り東方胡桃沢より一町西に町入口を定め、東より通る者は南側を、西の入口を坂下に設け、西より東に通る者は北側を通行させた。当時市日に馬を利用したことがその理由であって、現在の対面交通の先驅をなすものである。藩では近郷の真田領の者に限って中之条新町への殖民を奨励した。この新町へ移住した者の前住地は旧長岡宿、河原町、郡内各地となっている。中之条町は王子原に移転のち中世以来称していた中条町を改めて町名を「中野条町」と改めた。中之条町の文字を用いたのは例外はあるが明治時代以降である。

(3) 新中之条町の景観

市神天王宮は上の町(現、鍋屋前)の用水上に安置せられておって、この前方(東)町の両側に上・中・下の町の三つの市が順番にはられた。祇園祭はこの市神の祭りである。江戸時代はこの市神を齊いっき祀まつって月に六度開市したので



中之条町祇園祭

は町の北裏の山頂にあり、毎年一月二十四日の愛宕祭りは町の重要な祭りであったが明治後廃された。修験三蔵院（伊勢町）が別当で、本町の防火の神として祀ったものである。大正院はもと普門山中条寺大聖院といい、寛永二年、現在地（下之町）に河原町から移転せられたもので、長岡稻荷社の別当であった。清見寺、伊勢宮、八幡宮等は従前通りである。中之条町は上ノ町、中ノ町、下ノ町、立町（堅町）裏町、袋町、反町、新屋敷、小川に分れており、明治九年現在の戸数は一六四戸であった。

(4) 町割り後の異動

今市は袋町より藤木上の西部の地域を言った。現在今市の名を残しているが、今より広い地域をさしての名称であった。寛永のころ土地の物産、青果物等を肩荷して土地の人が辻売りをした所で、町で最初に市が立てられたところである。明暦二年中之条町の上の町に編入し、その代替地を長岡の中棚耕地に出して西中之条と交換した。

「六^{ろく}斉^{さい}の市^{いち}」と言い一、六の日が市日であった。現在の下之町丸通宅前に地藏尊が祀られており、これより曲^{かま}の手^てにかけて坂になっている。これを地藏坂といった。この地藏尊はのち清見寺に移され、太平洋戦争中供出せられた。高札は中之条町の用水分岐点（中ノ町）付近にあり、十二宮は中之条町役場の地に、堅町には秋葉神社が祀られていた。法蔵寺はもと時宗の寺であつたらしく、通称鐘付堂^{かねつきどう}といった処がこの寺の跡で清見寺に合併せられた。この寺はもと五反田親都^{ちかと}にあつたといわれ、江戸時代に今市の地に移され、清見寺の鐘楼は法蔵寺鐘楼の遺構である。愛宕社^{あたごしゃ}

新田町はその後真田伊賀守時代、内出下の地を割って新田町とした。堅町も最初町をなしていなかったが、ここも同時代町割りされたという。急坂であったので階段をつくって往来したものである。

町割りより二十数年をへた慶安年代を境に商品の流通が活発となってきた、経済伸張の波もこの山里にゆるい流れではあるがおよしよせてきた。このころより仁礼街道を通る商品荷物も急増し、慶安三年、幕府の裁決によってこの街道も公道として認められるのである。このような中でこの三国裏街道の中之条においても町の交替がおこってくる。伊与久市左衛門は町の郷土であるが、承応二年小板橋七左衛門の所有する町屋敷百二十八文を買取ったのであるが、わずか八年後の万治三年九月には中之条町の間屋桑原伝十郎にこれを売り渡している。承応四年四月岩本村の六右衛門は町屋敷八十六文と畑三百七十七文を経済的な没落から桑原家に売り渡している。また万治四年三月には町の太兵衛が法満寺の畑三十文を同じく桑原家に売却している(中之条町桑原文書)。このように慶安期より万治期にかけて、この町においても経済界の不況によって、一般農民はゆきづまりを生じ、地主の土地集中の傾向が顕著となってくる。

(注)天王宮……市場の神、市神で、祭神は素戔雄尊、櫛稲田

姫命二柱である。河原町時代より祀られていた。その御神体は天正のころ、伊能新左衛門が越後六日町の天王宮より奪ったものと伝えられる。中之条樋田家記録に天文二年中央大明神とあるのも市神である。長岡宿の時代は町の中央天王塚(八坂塚ともいう)に祀られ、天正のころ真田昌幸が社殿を寄進したといわれる。王子原移転のちは上ノ町用水上に安置し、真田信澄が社殿を再建のち弘化元年四月の火災で古記録を焼失、嘉永四年四月再建、その大祭を祇園祭といい町の大祭であり、江戸時代は六月二十一日、明治

の初年は八月六日、現在は八月一日が祭日となっている。

江戸時代は伊勢町の小板橋丹波が祠堂であった。明治時代は須賀神社、八坂社、中央明神と呼称せられ、明治四十二年四月十五日村社伊勢宮に合併。元社殿は大國魂神社、英靈殿と呼ばれている。もとの社殿は建坪五尺三寸×七尺二寸である。

芝本用水……町用水の堤は芝本にあり、堤長さ十四間。横幅二間、西中之条を経て町の中央に至る。中の町において東西に分流、本町より芝本まで堰路十九丁、馬路二十丁、堰幅六尺より八尺、深淺三尺より二尺、町堰中四尺、深さ二

尺であった。

風呂屋敷：室町時代永享のころ来朝した朝鮮の使節、卜

瑞生は当時日本の各地に銭湯があり、銭を納めて入浴して

いるのに驚いている。万治二年十一月伊勢町一場家所蔵皆
濟目録に風呂屋敷は郷藏と共に免租地となっている。

4 伊勢町の町割

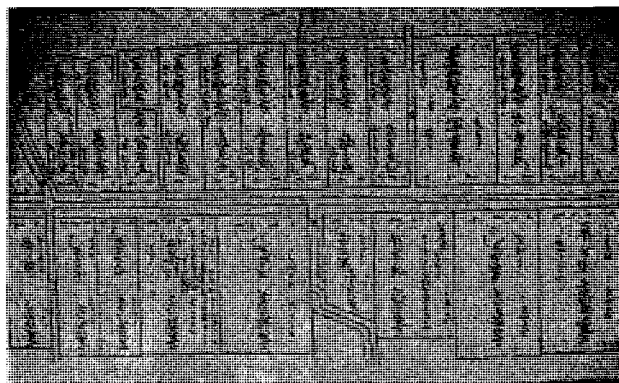
(1) 移転の理由

河原町より中之条の新町である長岡の町へ移転したものは全町の約六割ぐらいで、残りの約四割ぐらいの者は元の住地河原町に居残っていた。当時長岡の町の戸数は約三十戸位と推定せられているので、二〇〇〜二五戸位の民家が残置せられていたと思われる。この河原町を当時元宿と言っていた。

寛永二年中之条の新町が王子原に町割りされると、何としてもその連絡が悪くなってきたので、三代將軍徳川家光の末年ごろから町を上原へ移転する話が急速にもち上ってきた。しかしこれは表向きの理由であって、町民は中之条町と同様に市場を開くことが最大のねらいであったのである。狭い中之条、原町の盆地に吾妻三町が鼎立するといふことは、共倒れとなる危険性は、十二分にあつたわけである。すでに寛永九年、中之条と原町は、市の出入でい（訴訟）を行っている段階にあつたので、為政者は容易に伊勢町の開市を許可しようとはしなかった。真田伊賀守の時代暫時の間これを許可したといわれているが、その後二百年、將軍の代替りごとに來町した巡見使にその都度歎願はしてみたものの、いずれも不成功に終っている。かくて藩政期を通して遂に伊勢町の開市は実を結ぶに至らなかったものである。ではこの町の移転の話を積極的におし進めていったのは一体どのような人達であつたのであろうか。

このころ伊勢町の庄屋役をしていたのは青柳源右衛門であつた。青柳家は村の草分けの家柄である。この村に住み

四 中之条町宿駅の発達・中之条町・伊勢町の町割



伊勢町町割図《木暮久義蔵》寛文時代

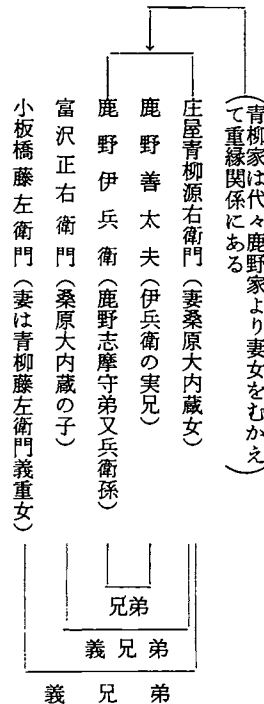
ついたいきさつを調べてみると次のような次第である。

戦国の昔、青柳家は信州青柳の郷外五郷を知行していた土豪で、武田信玄に属し、天正二年目付として岩櫃城に派遣され知行永十二貫文を賜る身分の侍大将となり、その後その子孫が天正十八年伊勢町の小城攻めに功を立て、このとき伊勢町との関係が生れた。その後郷土となり、源右衛門の代に始めて庄屋役を仰せつけられた。伊勢町の町割りの話も、この源右衛門を中心に進められていたのである。そして七人の村の有力者が願出人（発起人）となって沼田四代の城主真田信政にお願いしたのであった。この七人の人々は源右衛門の外鹿野善太夫、鹿野伊兵衛、市郎左衛門（姓不詳）小坂橋藤左衛門、富沢正右衛門、庄左衛門（姓不詳）の人々である。この七人の願出人の系譜をみると不明の二人を除いてすべて中世以来名主の系譜を引くものであることは中之条の場合と同様で、お互に深い姻戚関係をもって結ばれてい



現在の伊勢町

た。そしてさらに庄屋源右衛門を中心とする同族であることが知れる。鹿野善太夫は沼田藩の家中で、中之条の郷士鹿野氏と一族で伊兵衛は善太夫の弟に当るものである。富沢正右衛門は吾妻七騎の旗頭、富沢豊前守の孫に当り、小板橋藤左衛門は松井田城主大導寺政繁の臣小板橋重種の裔ともいわれている。七人の親族関係を図示すれば次の通りである。



また領主真田氏とも深い関係があり、源右衛門の子賀右衛門の妻は中山村の豪農後藤弥兵衛の女であるが、実はこの女は真田昌幸（時の領主真田信政の祖父）の内室大善の息女である。（青柳文書、小板橋文書）

(2) 町割りの状況

町割りの出願は、村役人より沼田の奉行所あてになされている。吾妻記によると「真田信政の時代、金井弥平兵衛が伊勢町を割った。伊勢大神宮へ参宮致し、伊勢町と名付けた。」と簡略に記しているが、信政の命によって重臣である金井が責任者となって町割りをしたことがわかる。金井は真田信政の信望が特に厚かった人で、明暦三年信政が松代入部るときこれに従い、信政が臨終のときにも金井には入念な遺書を書き残している。（真田史料）

村引願書

中条新町が引地したので、元宿川原町では通用が悪いので、上の原へ町を引きたく、このようになりますれば御家中様の御通行にも宜しいと思いますので、ここに御願い申し上げます

御奉行所様

庄屋源右衛門（青柳）

慶安五年九月六日

善太夫（鹿野）

（注九月十八日承応と改元）

（伊勢町覚書）

市郎右衛門（？）

藤左衛門（小板橋）

正右衛門（富沢）

庄左衛門（？）

伊兵衛（鹿野）

（内は筆者注記、記述

承応元年十一月十五日（九月十八日改元）沼田より勘定衆の信沢孫兵衛と舟田吉左衛門の二人が来町し十九日まで五日間の詳細な下見が行なわれた。そして同年十二月、一柳九右衛門、寺尾太郎左衛門名で庄屋源右衛門宛の許可書が下りた。町の人々は十一月より源右衛門を中心に協議を行い屋敷割りの細部の協定ができあがり、その地割りは庄屋一任とすることに決定した。ただし伊兵衛分だけは行商のため信越方面へ出かけて不在であったので、兄の鹿野善太夫と伯父である鹿野理悲内が引受けることとなった。承応二年正月より町割り屋敷わけを行った。源右衛門の屋敷は町の中央に約三反八畝余をとり、その子供達にも相当広い屋敷地がとられ、青柳一家の屋敷総面積は実に一町六反八畝におよんでいる。そして庄屋屋敷は伊勢町の中宿^{なかつど}といい、現在もその名を残している。その他六氏の屋敷も相当の広い面積をとっているがこれは省略する。

町の人々は伊勢崎の市が繁昌しているのをみて、その市神の土を盗みとってきて、町の中に榎を植えその根もとに土を埋め伊勢町と名付けた。時に承応二年三月二十三日のことであった。また神明の宮を建て、桜の木を記念に植樹した。榎は伊勢町の入口に植えた。（注、この榎は一里塚としてのものではなかったろうか。交通の項参照）十月伊兵衛が帰ったので上の町を割り、ここに待望の町割りが完了したのである。同年十一月十六日約十カ月にわたった町割りも

終ったのでその完成祝いの祭典が盛大にとり行われた。この記念興行には群馬郡惣社町の曾我重郎兵衛、五郎兵衛一座の「あやつり」をよび庄屋の庭において盛大な興行が行われたのである。年が明けて承応三年二月、屋敷検地のため、沼田より小野儀左衛門、尾見治太夫の二名が来町し、その検分を行った。このとき源右衛門はまだ町用水の開削がなされていなかったで、この兩名を通してその開削を願ひ出た。

この堰は間歩用水といわれるもので、赤坂川より通水し、横尾村を通り、伊勢町の町用水となすと共に、その川尻は伊勢町南部の田用水とするものである。この工事は非常な難工事であったが、開発狂とまでいわれた真田信政の公儀普請によって、おそらく承応三年早々に工事は始められ、信政が松代入部の直前、明暦二年には多分工事の完成をみたものであろう。沼田領品々覚書にはこの間歩堰を中野条堰と記載している。明暦元年十一月横尾村堰代として畑三反、下畑四反六畝を信沢孫兵衛、寺間瀬兵衛両役人立会いのもとに納めた。明治九年の地租改正まで伊勢町に大字横尾の飛地があったのは、この土地であったという。

(3) 町割りの内容

承応二年の町割り当時の屋敷割図は現存しないが、約十年を経過した寛文三年検地の屋敷割図（伊勢町、木暮久弥家蔵）があるので、ほぼその全貌を知ることができる。

これによると、町の道路の両側に短冊型に南側三十一軒、北側に二十九軒、計六十軒が割られており、一屋敷当りの反別は平均約二反歩強である。最高は九郎兵衛屋敷の七反二十歩、最低でも九兵衛屋敷の一反二畝二十五歩で相当余裕のある町割りであることが知れる。中之条町の町割は平均一屋敷当り一反歩と推定せられている。反別ごとの表を示すと第3表の通りである。このような屋敷割はいかなる理由によるものであろうか。まず考えられることは中之条、原町の移転がすべて公儀普請であるのに対して伊勢町の場合は自普請であったこと。このため、町割り参加の人が予

四 中之条町宿駅の発達・中之条町・伊勢町の町割

第3表 伊勢町屋敷割表

区 分	屋 敷 数
1 反 5 畝 以 下	8
1 反 5 畝 ～ 2 反	38
2 反 ～ 3 反	3
3 反 ～ 4 反	9
4 反 ～ 5 反	0
5 反 ～ 6 反	1
6 反 ～ 7 反	0
7 反 以 上	1
計	60

(第4表)

町 名	創 設 年	藩 主	奉 行	目 的	工事の種類	町並 敷数の	町 用 水	元 の 宿
伊 勢 町	(承応二年 一六五三)	"④ 信政	金井弥平兵衛	宿駅	自普請	(寛文三二)	間歩 "	河原宿
中之条町	(寛永二年 一六二五)	"② 信吉	矢沢志摩守	市立・宿駅	半公儀	(寛文三二)	芝本 "	長岡
原 町	(元和元年 一六二五)	真田① 信幸	出浦対馬守	宿駅、役所	公儀普請	(貞享三二)	不動沢用水	平川戸

想外に少なかったこと。そこで庄屋源右衛門を始め町割発起人は、その責任において一族を動員し、その余った屋敷地に屋敷割をし補填したものはなかろうか。これ等町役人の一族の平均屋敷確保数は約一町歩におよんでいるのである。

吾妻三町といわれる原町・中之条町・伊勢町の町割の状況を比較してみると第四表のようである。

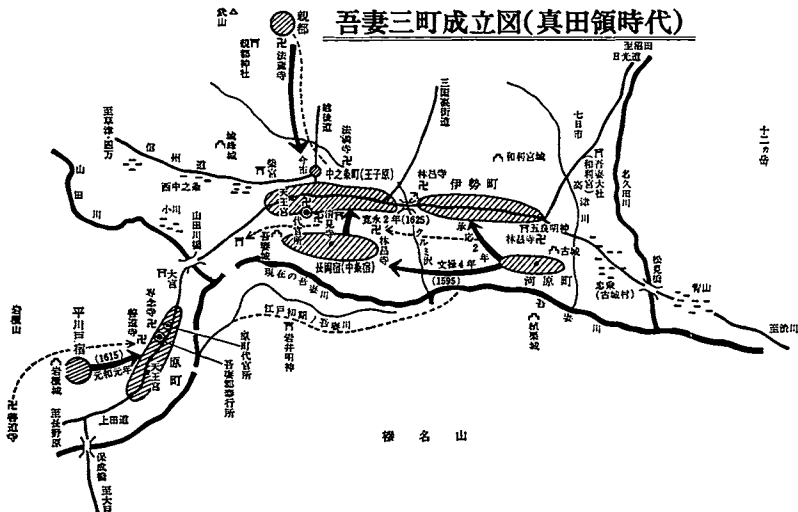
(第5表) 三宿面積比較表

参考表

	河 原 宿	長 岡 宿	王 子 原
東 西	4 町	7 町	8 町25間
南 北	2 町30間	3 町	5 町余

(第6表) 北上野市日一覧表

市 場	中 之 条 町 笹 原 大	茨 川	月 夜 野	沼 田	白 井
市 日	1.6	2.7	3.7	4.8	5.10
備考 長野原市は12月のみ、市日不詳					



五 近世前期の村落と農民の家族構成

1 郷村制より近世の村へ

近世の村というのは現在大字○○といわれているのがそれである。この村は中世の郷村制の村から誕生分村してゆくのであるが、これに関連した文献は誠に少なく、その内容を知ることが不可能に近いのである。いまここにごく僅かな資料を手がかりにその輪廓だけをしらべてみよう。

戦国時代永祿の初め記された上杉家文書「関東幕注文」によると吾妻郡は岩下衆（岩櫃城主斎藤氏の所領、現、吾妻町、中之条町の一部）沼田衆（沼田氏の所領、その家臣である尻高左馬助の支配地、現高山村、名久田地区）箕輪衆（箕輪城主長野氏の所領、羽尾氏（西部吾妻）大戸氏（吾妻町、群馬郡の一部）の三勢力の分野となっている。そしてその衆の長である御館（斎藤氏等をさす）のいる本城がその衆の政治、経済の中心地であり、各地に散在していたその支城がこれを取りまく村々の民政、軍政の中心となっていたことが考えられる。このころ中之条町は岩下衆（沢田、伊参、中之条地区の西半）と沼田衆である尻高氏（名久田地区、中之条地区東半）が領有していた。

さてさかのぼって永享のころ（一四三〇ころ）加沢記によると中之条町は和利宮城主（伊勢町）塩谷氏が領有していた。文明のころ（一四七〇ころ）塩谷氏が滅びると西中条城、嶽山城、折田城を中心に成田氏がこの地を横領し、戦国の末期（一五五〇ころ）山田城の山田氏（岩櫃斎藤氏一族か）を討ってこの地を併せ、この四城を中心に勢力を保ったがこれが西中之条郷の母体であると考えられる。一方室町前期応永のころ（一、四〇〇ころ）以降尻高氏が尻高

郷より興って名久田地区より中之条地区東部に進出した。文明七年（一四七五）尻高郷は二分され、上、下尻高郷が生れたという。下尻高郷は翌八年分郷して大塚、赤坂、平組になった中世の郷村である。西中之条郷は武田氏滅後、斎藤氏・真田氏がこれを領したが、天正十八年沼田開藩とともに中世の城砦は廃され、西中之条・折田・山田・五反田の各組を一郷として西中之条郷が成立したものと考えられる。慶長のころは西中之条内出の武兵衛（蟻川氏であらう）が割元（大庄屋格のもの）となって四組をまとめていた。

沼田藩の初期にはまだ中世の郷、庄がそのまま引継がれ十七世紀中ごろまでこの制度は存続したらしい。今に伝わる中世―慶長ごろの棟札等によってその行政地名を見ると（第7表）吾妻郡は総て群馬郡と記されている。これは中

（第7表）天文～慶長期棟札一覧表

（場所記名のあるもののみ掲載）

番号	西 暦	年 号	記 名 場 所	社 寺 名	備 考
1	一五三七	天文六年七月十六日	上野国吾妻庄	日向見薬師堂	現存
2	一五六九	永禄十二年今月今日	上州群馬郡吾妻庄西、条、郷、岩下	行沢観音堂	修験岩櫃語所載
3	一六〇一	慶長三年三月二十八日	上州群馬郡吾妻庄	滝峨山不動堂	同
4	一六二二	慶長十七年十二月吉祥日	上州群馬郡吾妻庄北、条、郷、山田村	上妻神社	現存

（注）西谷愚要鈔奥書に「文安四丁卯於上野吾妻庄西、条、郷、内、岩下村談義所云々」とある。

世国郡制度の混乱によって記されたものであらうが、特に注目されることは(2)の銘に西条郷とあり(4)の銘に北条郷とあることである。吾妻庄を東西南北に分けて郷名をつけたものであらうか。また吾妻古戦録その他に西中条郷の名もみえる。慶長十九年十月の矢倉渡文書（郷村改めの文書）によると真田信幸は中世の「領」の区域をそのまま踏襲して

五. 近世前期の村落と農民の家族構成

行政単位としたりしく我(吾)妻(現中之条町、吾妻町) 尻高(高山村、中之条町名久田地区) 三原(西部吾妻の北部) 鎌原(同南部)の四地区に区分していることがみえる。

(第8表) 中世の郷村名一覽表(吾妻郡誌による)

中世の村名	郷の長とみ られる地衆	現在の 大字名	備	考
中条村	中条氏	中之条、伊勢町	承応二年分村	
市城村	市城氏	青山、市城	永禄三年分村という	
西中条村	成田氏	西中之条、折田、山田、五反田	元和のころ分村か	
横尾村	横尾氏	横尾	設置年月不詳	
四万村	?	四万	同	
沢渡村	沢渡氏	上沢渡、下沢渡	分村年月不詳	
蟻川村	蟻川氏	蟻川、岩本	(天和、貞享の間) 大塚、赤坂、平は文明八年分組	
下尻高村	尻高氏	大塚、平、赤坂	(天和、貞享の間) 大塚より板窪、赤坂より大道新田分村	

右は吾妻郡誌によって中世末期の村を推定してみた。この郡誌の資料は明治の各村郷土誌によったものである。で、その確度はわからない。参考表としてみていただきたい。

2 近世村落の成立

江戸時代以前の農民は前項に記したように郷、庄といった中世の単位で生産をし生活をしていた。用水や秣山の利

用も、それが共同利用であったとしても郷、庄を単位としている。この郷の構成農民はいわゆる中世的名田名主百姓であったと考えられる。

この郷・庄から近世の村への分村、独立は、「村切り」といわれる藩主の政策によって行われたらしい。中世以来の規模での名田地主がお互に連繋しあっている村の情勢は藩主としてみれば全く不安定な農村の形態であり、いつ彼等が連絡をとって藩主に反抗的な行動に出るかもしれないということは常に予測せられていたことであろう。しかしこれら名田地主を全然抹殺するわけにはいかなかった。それは当時の軍役の上からみて領主（大名も給人も）はその夫役Ⅱ労働地代をこれら名田地主に依存するということは引続いて絶対に必要であったからである。藩主としては小農の自立によってその生産力の向上を計らなければならないという事態を充分知悉していたが、こういう相反する利害がそこに横たわっていたのであった。十七世紀の中頃慶安のころとなると、慶安三年四月の仁礼街道の紛争にみられるように、小農の自立も序々に進んできたようである。

それで藩主は次のような方法で村切りを決定したものと考えられる。まず郷・庄という中世の村組織を解体し、そのなかで用水や採草地等で地域で互いにまとまりをみせている小地域の組（五反田組、折田組というような）を村として独立させた。このように中世の郷はいくつかの小さな村に分村せられていたのである。そしてその村の耕地はその村の農民によって耕作すべきであるという方針のもとで出入作地の大々的な整理が断行せられたものと考えられている。このようにして生れた新しい近世の村は小農たちの生活単位の村であったわけである。出入作の整理の対象となった土地のすべては中世からの名田名主たちのものであった。このようにして小農たちの生活の単位である村は藩の農民支配の単位として確定されていったのであろう。中世からの肝煎から各村々は村役人として庄屋、組頭がおかれるようになり、近世の村は農民支配の末端機構として成立するのである。

現在中之条町にある十八の大字は皆近世の村であるが、その村の成立の資料として確定年代の判明しているのは承応二年の伊勢町だけで他の村々の成立事情や年代は全然わからない。伊勢町の中の条町よりの分村は文献上では一応伊勢町村民の総意とはなっているが、藩主真田信政の村切り政策によってなされたと見るのが妥当であろう。一例を中世からの名田地主である伊勢町青柳氏を例にとってみるならば、大戸城主であった浦野氏、中之条町の鹿野氏、丸山氏、桑原氏、西中之条の権田氏、中山の後藤氏等の名田名主と互に縁組をしているところより、その相互連繫、団結は誠に密なるものがあつたであらうし、このような在地の小族団が万一反領主的行動に出るということは真田氏としては一大脅威であつたろうということは充分に考えられるところである。伊勢町の分村の時点前後、即ち寛永―寛文の十七世紀中後期に近世の村々は次々と誕生していったものと考えられる。また真田氏滅亡の天和元年まで独立分村しなかつた村に原岩本村、大道新田、栃窪村の三カ村がある。原岩本村は蟻川村に、大道新田は赤坂村に、栃窪村は大塚村に属していたが、吾妻郡誌に原岩本村は延宝三年、大道新田は不詳、栃窪村は寛文五年分村と記しているが、天和元年十一月の時点においては以上三カ村はいずれも分村しておらず、貞享三年検地帳に初めて独立の村として記載されていることより、天和二年―貞享三年の五年の間に独立分村したことがわかる。

3 近世前期の農民

江戸時代は士・農・工・商の身分の確立した時代で、武士にも上は將軍から下は足輕、同心まで幾階層があつたと同様、農村における住民構成をみると、百姓が中心となっていることは勿論であるが、農民も武士と同様また幾階層があつたのである。この農民を大きく分けると高持百姓とそうでない者とはに區別される。高持百姓とは検地帳にのせられた土地を持つ百姓をいい、その中で屋敷を持つ者を本百姓といい、屋敷のない者、下人、門など本百姓といわ

れる上層農民を中心として小族団を作り、その協同作業によって再生産を行っていたものである。本百姓の大部分は中世の名主層であるという説もあり、領主に対して年貢負担、夫役の負担者であった。このような領主に対する義務は自然村の中では権利となり、それが家格を表すようになった。慶安／寛文のころ、即ち十七世紀の半ばになると労働地代（夫役）が低下するにつれて、小農が漸く自立の方向をみせてくると、石高所持を基本にして農民の身分が編成替えされてくる。真田氏としては初めてであり最後となった石高制の検地である寛文検地は、このような見地からも重大な意義を有するものである。そして石高所持が中世的なものと大いに異なる百姓身分を決める重要な要素となり、高持百姓を本百姓と呼ぶようになってくる。そして以前のような家格や伝統は次第に影をひそめ石高の大小によって身分の上下とするように変わってくる。この考え方は今も根強く封建的な農村に残っているのを見ることが出来る。この本百姓が近世村落の中心的存在となるのであって、高何石を持たなければ名主になる資格がないとか、組頭になるのは何石以上が必要であるとかいわれてくるのであって、このことは農村の家格や伝統をみる上でも重要なことであるのである。

さてその外、高を持たない百姓があり、小作により生活をする農民を水呑みずのみといって区別した。また分付百姓ぶんぷしやうとは百姓の二男、三男が分家をせず、惣領から土地をいくらか譲られて惣領の名で耕作するものをいい、また門屋かどやまたは門ともいった。これには血縁関係がある場合とは限らず、折田の天和二年の宗旨手形にも幾人かの名がみえている。その他家抱けほうといって下男へ田畑を譲って主人の分として耕作する者もあり、以上は一戸をもって耕作することには一般百姓と何ら異ならないが年貢諸役は本家へ納めた。耕作権が確立していなかったためである。庭子にわこ、名子なこ等という下人層があるが、これは譜代の下人で主人の屋敷内に同居生活するもので、独立の生計はできなかった。その外血縁分家、奉行人分家、他の百姓の没落によって名子なこや被官百姓ひくわんしやうの関係が生れた。

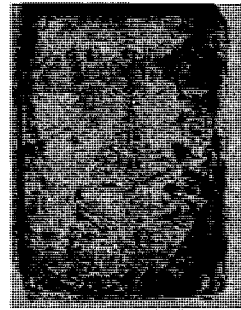
さてもとにかえて本百姓にも種々の階層区分があつて一概にこれを言いあらわすことは困難である。以上の外、村に居住するもので特別な取扱いをうけたものに僧侶、山伏、社家等があつた。近世前期は村に商人の居住は許されなかつたが、農業の副業として行っている鍛冶、酒造、紺屋などがおつた。

以上は農村を主にたての糸としてみたのであるが、こんどこれを横に見てみると近世の農村は中世と異なり住民の大部分が高持百姓であり本百姓であつて中世の農村にみるような武士の存在もなく平等の立場に立つようになったといふことは近世村落の大きな特徴であると共に大きな発展であつた。またこの時代は自給自足の領主中心の経済時代であつたから自分独りの力では生活することは絶対にできなかった。結の慣行がそれであり、庚申講（注参照）、二十三夜講等の講仲間、本家分家の血縁関係から姻籍関係、いろいろの親分、子分の関係、氏神の祭礼等枚挙に遑ないが、お互に助け合いながら近世の農村の生活は進められていったのである。故に「村八分」や「若者仲間の制裁」を加えられるようなことがあればその生活は成立しなかつた時代でもあつたのである。

4 農民の家族構成

(1) 天和二年折田村宗旨手形について

十七世紀後半、今より約三百年前、真田最後の城主真田伊賀守時代の中之条町の農民の家族構成はどのようなものであろうか。ここに真田氏時代永代庄屋えいたいしやうやをつとめ十二人扶持給人格、苗字帯刀の家柄であつた折田村きつての旧家小淵喜右衛門充豊の末裔にあたる小淵みどり宅に「天和二年壬戌二月、上野国吾妻郡沼田領折田村宗旨手形調」といふ、現在群馬県最古の宗門人別帳が秘蔵せられている。伊賀守は天和元年十一月二十二日改易せられており、宗門人別帳は毎年二月に調製せられる例となつているので、天和元年現在伊賀守治政の最末年の農民の家族構成を再現す



天和2年
折田村宗旨手形
(小淵みどり家蔵)

ることができる。史料の制約があるので、この折田村を通して中之条町全体の当時の農民の姿を再現してみていただきたい。これまで文献の方面から主として世に苛政で悪名高い伊賀守時代をみてきたが、こんどはこの資料を分析し統計的にみて、どのような影響を数字は今の我々に物語ってくれるのであろうか。まず手始めにその史料である宗旨手形の一端を紹介してみることとする。

人数合拾七人

右の者共浄土宗にて代々当寺旦那にて御座候処紛れ御座無く候。御公儀御法度の吉利支丹宗門と申ものに御座無く候。何時成とも拙僧罷り出急度申し分け仕るべく候。後日のため依って件の如し

天和貳年二月 沼田領原町浄土宗善導寺 林蒼
(最後の葉に)

惣人数合三百廿四人(この数字中味と合わず)

内男百拾八人女百五十人 童仁拾人 女子三拾零人

注 宗門人別帳

江戸時代、武士、農民その他一般にキリスト教信仰を禁止し、キリシタンでないことを毎年申告させた制度を宗門改という。幕府は慶長十九年禁教方針を明らかにし、島原の乱後、寛永十七年宗門改役をおいて直轄領の宗門改めを制度化し、寛文四年に諸藩にも宗門改役人の設置を命じ、五人組制度を利用し、これを励行し、寺請制度を厳守させた。宗門人別帳は宗門

沼田領原町浄土宗善導寺旦那
指上申宗旨手形之夏

女年八十二歳

男子八兵衛
年廿五才

下人勘三郎

年卅五才

一、喜右衛門

年五十八歳
如房年十九才

同 長四郎

年廿九才

如房年四十八才

男子作之丞
年廿仁才

下女 みの

年廿三才

同 三介

同 たん

年廿六才

同 しゅん

同 はる

年十四才

男子長六

弟善之助

年卅四才

如房年廿

(庄屋小淵喜右衛門の項)
抄録、以下略

改めに際して作成される。支配ごと、村、町ごと、あるいは寺ごと、との人名簿でキリシタンではなく、何宗何寺の檀家である旨、

寺院の証明をえて宗門改役人に提出させたもので、戸籍の役割をも果たしたものである。

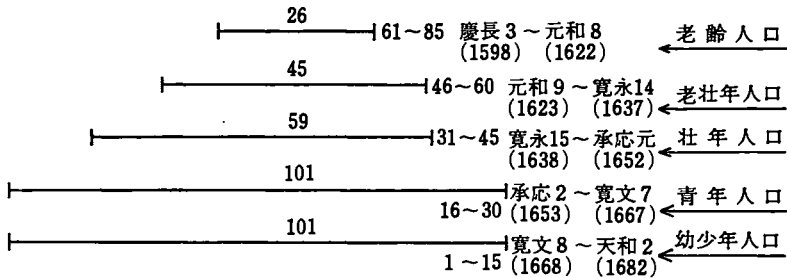
(2) 人口構成

戸数と人口 この資料によると折田村の戸数は四十八戸、総人口は三百三十二人である。ただし資料末尾の総人口は三百二十四人とあり符合しない。この年令別人口構成をグラフに示してみると「釣鐘型」の類型に入る。戦後我国は人口革命によって、明治以来永年のピラミット型より一九六〇年以降「釣鐘型」に移行しつつあるので、その内容については全く異なるが表の上では現在我国の人口構成と全く軌を一にするものであった。

右のグラフによってみると幼少年人口（一才以下）一〇一人は寛文八年（天和二年二月までの出生者の数字である。寛文三年検地以降農民がその苛政に苦しんだことは「社会情勢」の項で詳述するが、農民が六公四民という高い租率の年貢米の強奪によって貧困者が激増し、その上延宝八年の大飢饉には折田村では同八年十二月現在二十五人（三三二人のうち）の死者と馬四十九頭の犠牲を出した。そして沼田領の飢者は藩の調査によると六千人をこえる食糧不足に襲われたことは、その出生率低下の大きな原因をここに求むることができる。「貧困は個人の責任ではない」という新しい原則を如実にグラフは物語ってくれる。なお青年人口の一〇一人も承応二―寛文七年までの生れであることにも注目せられたい。

男女の比率 性別の比率をみると男一八一：女一五一となっており男性が一・二倍、「十」三〇という数字を示している。この不均衡な男女の比率は何によって生じたのであろうか。女子人口の少いことは明らかに間引き墮胎によるものであろう。間引きの風習は当時普遍化していた時代であり、このころの間引きの場合は女子の方を先に間引く慣習があった。これは将来の労働力を勘案してのことであったという。幼児を圧殺したのち「こも」等に包み、男の児

折田村年齢別人口構成表 (1682)



(第9表) 天和2年折田村年令別人口表

年 令			1~15	16~30	31~45	46~60	60 ~	計
種 別	性 別							
A	総人員	男女計	54	51	28	28	10	181
			47	40	31	17	16	151
			101	101	59	45	26	332
B	一般農民数	男女計	51	38	21	28	8	146
			42	24	28	16	15	125
			92	63	49	44	23	271
C	下人の数	男女計	3	22(1)	7	0	(2)	32(3)
			5	15(1)	3	(1)	(1)	23(3)
			8	37(2)	10	(1)	(3)	55(6)

備考 ()内は門屋

(第10表) 夫婦と子供の数

子供の数	0	1	2	3	4	5	計
夫婦組数	10	17	7	15	3	0	52
	34組			15組	3組		
	63%			29%	5.7%		

五 近世前期の村落と農民の家族構成

には扇子を、女の児には杓子を持たせて川の中等に捨てたものといわれる。

子供の数 夫婦の間にどの位の子供を持っていたかを調べてみると折田村の夫婦組数五十二組のうち、子供の数〇—二人の夫婦は三十四組で、六十五%と過半数の数字を示し、三人の夫婦が十五組で二十九%、最高の四人は僅か三組で五・七%となっている。この三組の夫婦は庄屋で富農である喜右衛門家の甚左衛門夫婦ならびに十左衛門、与右衛門の夫婦であつていずれも村において富裕の農家に属している。そして夫婦の平均の子供数は子供総数÷夫婦組数〇一・六九人となり、二人にも満たない数字となっている。このことは家族の人口を支えるだけの食糧を保有していなかったことを示すものであつて、折田村の貧困さをあらわしている。折田村は真田時代中之条町全域においては右の表に示す通り最高の開発率を示している村で比較的地味も良好であるにもかかわらず、なおかつこのような状態であ

(第11表)
中之条町開発率表

村 名	倍 率
折 田 村	3.3倍
中之条町	3.0倍
伊 勢 町	2.9倍
青 山 村	2.6倍
山 田 村	2.6倍
市 城 村	2.3倍
西中之条村	2.3倍
五反田村	2.2倍
下 沢 渡 村	2.2倍
平 村	2.1倍
横 尾 村	1.8倍
蟻 川 村	1.8倍
赤 坂 村	1.5倍
大 塚 村	1.4倍
四 万 村	1.3倍
上 沢 渡 村	1.0倍
大 道 新 田 村	—
原 岩 本 村	—
栃 窪 村	—

(備考) 寛永二〇年検地と貞享三年検地の対比によって計算したもの

ったのであるから、他村の状況は推して知るべきであらう。土地の開発による食糧増産には自ら限度があり、人口の増加に追いつけなかったという伊賀守苛政下のこの地方の事情を物語るものである。前述の間引きの外墮胎、さらに捨子等も相当行われたことも推察される。このころ出された豊年税書に「未進の者の中で分限に過ぎて子供を養いお

く者は心掛けが悪いのであるから、よくよく教戒すべきである。」とあるが、教戒される者はどうすることができたであろうか？

平均年令 現在我国では老人問題が真摯にとりあげられているがこの当時はどうであつたろうか。六十一才以上の男一〇：女十六、計二十六、七十才以上の男四（二％）：女十二（八％）計十六人（五％）となつており老人層が非常に少いことを示している。女の最高年令は庄屋喜右衛門の母で八十五才、男の最高年令は新左衛門の父で八十一才で両家とも下人をおく村の富農層である。このように老人人口の極めて少いことは、永年にわたる栄養の失調と昼夜をわかつたぬ苛酷な肉体労働と心労によつて死期を早めたものではあるまいか。以上をみていえることは富農でなければ長寿もできなければ子供も産めないという結論がでそうである。これを総括してみると平均年令は男三〇・三才、女二九・四才となり平均三十才という低率を示していることが知れる。このことは幼児の間引き等の人口制限の外、疫病による幼児の死亡、老人が早死であつたこと等が考えられ、現在我国の平均年令七十才以上と比較して雲泥の差が認められる。

(3) 複合家族と婚姻

複合家族…折田村の家族構成の中で最も注目されることは複合家族の多いことである。四十八戸の中で複合家族は二十七戸、単家族は二十一戸で、実に五十六％が複合家族であるということである。複合家族は中世以来の遺制で、その後進性を示している。下人の同居が甚だ多く六十一人と約五分の一以上を占めている。この中には中世からの譜代下人もあろうが年貢上納に困つて女房、子供を売り、富農がこれを買取つて下人化した者も多くあつたと思われる。次に農家の二、三男の同居が目立って多いのは何故であらうか。寛永の分地制限令によつて当時高石、土地一町以上を所有していないと分地は不可能であつた。なぜならば、分地して農地を細分化することによつて主家はその担税

(第12表) 折田村未婚者数調査

1682

種 別	年 令 別	男女計	男	女	後 家
未 婚 者	20才以上の男女	29人	20人	9人	
"	30 "	11	8	3	
"	40 "	2	2	0	
"	50 "	1	1	0	
	計	43	31	12	(43)
後 家					2

力を失い、分家もまた同じことになる。これは領主も地主も望むところではなかった。たので自然農家の二、三男以下は長男の家に寄生するか、あるいは奉公に出るかのいずれかであった。当時在地における商業は認められなかった。たので、長男以外の者は長男の家に一生部屋住するか、あるいは新開地を開墾して出る等の方法しか考えられなかった。このような余剰労働力によって地主は資本を蓄積し、二・三男以下の者、下人等は地主に労働力を安く提供するだけで、一生涯奉公人、譜代の奴僕となりその日食って抜けるだけのものではなかったのである。

婚姻 この村の家族構成の中でいま一つ大きな特徴は未婚者が非常に多いことである。十六才〜四十五才までの男八九、女七一のうち、男三一人女十二人計四十三人の者が未婚者で約四人のうち一人が未婚者であった。前述の通り分地制限令によって長男以外の者は惣領の家に同居していた。中之条町の資料によると一町歩以下の農家六〇％以上の者が分地することができなかった。(貞享の資料による)独立の生計を営むことはこのころとしては夢であったわけである。またこの時代の結婚は夫婦のためのものではなく相手方の財産、家格等と見合った家のために結婚したのであって、嫁をとることは農家としては人手を得ることで、労働の上では最も重要な事柄に属したにも拘らず諸種の事情がからみあって果されなかった。

延宝五年の仙台藩の例によると三十才以前の嫁取りを禁じ、二男以下の結婚年令を制限した。結婚によって子供が生れると人口が増加し飯米が不足するからであっ

(第13表)

① 下人をおく農家とその数

下人数	1人	2	3	4	5	6	7	8	計
戸数	7戸	3	2	2	1	0	1	1	18戸

② 下人年令別調査表

() 内は門屋

下人・門屋	年令	1～15	16～30	31～45	46～60	60～	計
	男	3	22(1)	7	0	(2)	32(3)
	女	5	15(1)	3	(1)	(1)	23(3)
	計	8	37(2)	10	(1)	(3)	55(6)

た。沼田藩のような小藩においてはことさら、このような食糧不足をきたすことは火をみるより明らかなことであつたのである。

(4) 下人

折田村では戸数四八戸のうち一八戸が下人あるいは門屋(かどや)をおいている。

勿論この家は村の上層に属する農家であつたことは言うまでもない。これを性別にみると下男三二人：下女二三人計五五人、その外門屋男三、女三計六人を加えると、下人の合計は六一人の多きに達する。また年令別に見ると別表の通りで青年層三九人、壮年層一〇人となつていてそのほとんどが働き盛りの者ばかりである。これらの人の中には小淵氏、折田氏のごとく中世名主層の家にはその昔より家臣として仕えていた者がおり、主家の帰農によつて下人となつた者もある。しかし一方重要なことは、江戸初期には人身売買は盛んで、年貢上納に詰ると子女を売り、女房を質入れることは通常であつた。五反田田村文書によると女房、子供、下人の身代を十七両で売つた証文が残されている。名田地主である富農は彼等を買取つた、譜代として質に取つたものを労役に使役した。寛文検地による苛政はこのような年貢滞納によつて下人化したこれら下人層の幅を広げていつたのである。天和二年記岩櫃山記録にも「有徳(とく)(富農)なる者は益々肥り、貧農は路頭に迷つて、貧富の差が甚しくなつた」とのべている。小淵喜右

衛門が延宝飢饉に当って多くの貧民救済に領主名儀で二百兩という大金を出すことができたのも庄屋小湊の財力の程が偲ばれる。参考までに真田氏と並んで苛政で名高い出羽庄内の酒井領においては元和八年より八年間男女とも五、六千人の人が身売りし欠落の者は二百六十軒に及んだといわれる。

沼田藩においては藩の見地より、早くより食糧の増産や、農業開発等につけたのであるが、人口の漸増特に江戸初期は人口が激増した時代なので、食糧増産と人口増加の比率はこれをおきかえ、社会の貧困と罪惡の発生する温床と化したことは注目に値するものである。

六 真田時代の行政制度と地方知行

1 行政制度

(1) 沼田藩の概況

沼田藩の領域は西は信州境鳥居峠より、東は奥州ひのへ、また沼（現、尾瀬沼）まで三十三里十九町、南は沼須渡し場（現、沼田市）より北、三国峠まで八里二十三町という広大な領域でその藩政の中心地が沼田城である。北上野の山嶽重畳地帯でその大部分が森林と原野である。気候は冬は雪深く、夏は冷涼で土地は火山灰土にその大部分を蔽われた瘦地で、決して良好の土地とはいえない。

その藩勢の一端を示すと第十四表の通りである。第十五表は真田伊賀守時代延宝頃の沼田藩家臣団の編成である。中世以来の数多くの家臣団を表高以上に擁していたことがその特徴といえよう。これが藩の行政、財政、その他の方

第14表 沼田藩勢一覧表（真田時代後期）

（※岩井伊能文書、月夜野後閑文書により作成）

区 分			数 量	備 考
支 配 地	利 吾 勢	根 郡	石斗 18,213.9	95カ村
		妻 郡	11,077.2	75カ村
		多 郡	708.6	7カ村
	計		30,000.0	177カ村
戸 人 牛 社 社 山	数		17,329	7才以上
	口		65,516	
	馬		8,686	
	寺		157	
	人		125	
	伏		158	
年 貢	田 畑	方 方	50,145俵	枳にて
			12,088両	

第15表 真田氏の家臣団編成（延宝ごろ）

区	分	人	数	備	考
知	行	取	210		
扶	持	米、功米取	316		
足		輕	504		
そ	れ	以下	176		
	計		1,206		
合	計	石	高	39,419	
城	下	侍	屋敷	228	13軒家なし
輕	き	扶持	の小屋数	2	
足	輕	長	屋	2	30間1 20間1

面に大きく作用した影響は大きい。

(2) 吾妻郡奉行所

開藩（一五九〇）より慶長十八年（一六一三）までの約二十三年間の支配体制は沼田城（利根地方）と岩櫃城（吾妻地方）を中心としての中世以来のそれを踏襲し、吾妻地方統治のためには岩櫃城に吾妻郡代（当時出浦氏）をおいたが、慶長十九年正月六日より藩の支庁ともいえるべき吾妻七十七カ村支配のため、吾妻郡奉行所を原町に設けた。そして出浦対馬守、大熊勘右衛門を郡奉行に任命している。（信濃史料）このとき信幸は兩名に対し「沼田・吾妻郡中の支配をお前達にまかせるが、権門を恐れず、下を賤しめず、憲法の沙汰に申し付くべき事」という支配の大綱を示している。ここに名君といわれる信幸の政治理念を知ることができる。武治より文治への方向がうかがわれ、郡政も村政もこれを時点に大いに変わろうとしている。岩櫃城破却ののちは原町字御殿の地（現、原町日赤病院）に奉行所の庁舎を新築してこれに移った。その編成は吾妻郡奉行衆二人、同心八人である。（五反田、山田文書、真田分限帳による）寛文三年、この建物は故あって原町顯徳寺に施入され原町上の町矢島権兵衛宅に移ったが、天和元年沼田滅亡とともに廃された。支配の系統は藩主―評定所―勘定奉行（郡奉行）代官所となっていたものと思われる。付属建物として南町に牢屋があった。入牢者で吾妻郡に縁故のない者は沼田の牢舎に移送された。折田、小淵文書によると、奉行が沼田へ出張のときは、折田の小淵喜右衛門と山口織部が留守居役として勤務したといわれる。

(3) 代官所

藩の直轄地支配のため代官所が郡内各所におかれた。代官には大代官と村代官とがあり本郡には後者がおかれていた。二代真田信吉の時代までは直轄地は至って少なかった（伊能文書）が元和八年二月、地方知行制より俸禄制の移行によって直轄地が急増したのであろう。同年三月十一日信吉は市場右京進を原町代官所の代官に（原町問屋文書）



中之条代官所址（反町前屋敷）

市場太郎左衛門を三島代官所の代官に任命した。（信濃史料）これが真田氏の代官所設置の初めである。

真田信澄治世の万治三年、幕府より郡中制法が出され、これに示された郡奉行と代官の職務規定をみると(1)諸郡に数名の代官を置くこと(2)国民撫育のため田畑修理を怠らず、その所の荒れざるよう(3)百姓農業を勤めざる者に所^{しよ}作を教え(4)百姓の驕りをおさえること等九カ条から成っている。年貢の徴収は勿論その職務であるが勸農に力を入れていることがみえる。この郡中制法と寛文三年検地によって藩の直轄地が急増したため代官が吾妻にもおかれるようになった。その設置の確定年代は不明であるが寛文時代であることはま^まず間違いない。その結果利根、吾妻には十三人(十五人ともいう)の代官がおかれ、うち吾妻郡は林利右衛門、早川弥五兵衛、一場権左衛門、伊与久市郎左衛門、一柳九右衛門の五人が支配した。(原町誌の四人は誤りである)この支配地の区分は第十七表の通りである。林利右衛門の代官所は中之条町大字中之条町袋町にあった。現在前屋敷^{まへやしき}と言っているところがそれである。

代官の給与は如何程であつたろうか。分限帳によると林利右衛門Ⅱ(三両二人扶持)早川安左衛門Ⅱ(四両二人扶持)一場権左衛門Ⅱ(三両二人扶持)伊能十三郎Ⅱ(四両二人扶持)といずれも下級武士に属していた。しかし大代官一柳九右衛門は百二十石、小幡四郎兵衛は百十五石となっている。吾妻郡の代官支配表および、中之条町の実田信澄領時代の代官、給人の支配地は第十七表の通りである。

六 真田時代の行政制度と地方知行

(第16表) 真田領代官支配高表(吾妻郡)

代官名	総高	給人	御料地	比率	村数	備考
林 利右衛門	七、二三七石	六八七石	六、五五〇石	〇・九四九	六	
早川 弥五兵衛	七、七〇七	四一五	七、二九二	〇・六六八	八	
一場 權左衛門	七、八二五	二、八八〇	四、九四五	三・六六三	六	
伊与久市郎左衛門	五、〇一二	二七三	四、七二九	〇・五四三	一六	
一柳 九右衛門	七、〇五六	一、五二二	五、五三四	二・一五七	八	
計	三四、八三四	五、五一一	二九、〇五七	一・六五八	四四	
(鎌原縫殿)	五、五一一	七五四	〇		一四	
(西窪治左衛門)	四一、一〇〇	二一、〇四二	二九、〇五七	二・九二九	五九	
計						

(第17表) 真田信澄領分代官支配地中之条町分

代官名	村石高	町村名	給人知行	備考
林 利右衛門	一、二二九石	中之条町	(元湯本圖書) (八〇〇石)	合計 七、二三九石 給人 六八七石
	九八六	伊勢町		残 六、五五一石
	七五二	西中之条	一〇八大館安太夫	
	八五〇	折田		
	一、〇〇九	四万		
	二、四一一	蟻川	(二二三真田織部 二〇九斎藤源右衛門 一五六恩田庄助)	

早川 弥五兵衛	一、一一六 八三八 七三六	山 沢 田 上 沢 渡 下 沢 渡	五〇堀田九兵衛	外 岩島川北、原町、横谷 合計 七、四二〇石 給人 六五石 残 七、三五四石
一柳 九右衛門	四一一 三四六 一、四八二 九七七 一、三七〇 一、一二二	市 城 青 山 横 尾 大 平 赤 坂	〔七四〇岩松主殿 二五二堀田九兵衛〕	外 須川分、東村の内新巻 吾妻町の内泉沢 給人知行 一、〇三三石 残 二一、三五八石
伊与久市郎右衛門				長野原、草津、六合 五、〇一八石 給人分 四、五二六石
一場 権左衛門				岩島川南、吾妻川南 七、八二七石 給人分 二、六一一石 残 五、二一六石

(参考) 利根郡……一柳九右衛門、小幡四郎兵衛、小幡左源太、片山安左衛門、西川孫太夫、林権右衛門

(4) 庄 屋、組 頭

天和元年現在の沼田領一八〇カ村(初め一七七カ村であった)のうち一七五カ村が本郷で、五カ村が新田となっている。沼田町には検断が三人おった。検断は藩の警察権の一部をも委任せられ特別の権力を有していた。その外沼田町に名主が五人おり、郷村の名主の役を勤めていたのが当時郷村庄屋といわれて一九四名おり、沼田領全域で沼田の

六 真田時代の行政制度と地方知行

第18表 中之条町庄屋一覧表（天和元年）

村 名	庄 屋 名	村 名	庄 屋 名	村 名	庄 屋 名
中 条 町	伊 兵 衛	折 田 村	喜 右 衛 門	蟻 川 村	太 兵 衛
西中条村	市郎左衛門	上沢渡村	源 兵 衛		市 右 衛 門
伊 勢 町	太郎左衛門	下沢渡村	作 右 衛 門		惣 兵 衛
青 山 村	清三右衛門	四 万 村	善 兵 衛	大 塚 村	与 右 衛 門
市 城 村	吉 右 衛 門	五反田村	吉 兵 衛	赤 坂 村	長 右 衛 門
山 田 村	寛 右 衛 門	横 尾 村	金 左 衛 門	平 村	長 左 衛 門

（備考）（沼田領品々覚書による）

栃窪は大塚村に、大道新田は赤坂村に、原岩本は蟻川村に属していた

名主を含めて二〇三人おった。沼田改易後幕府代官領となると庄屋の名称を廃して名主の名称に変わるのである。天和元年現在の中之条町の庄屋は第十八表に示す十八名であった。現在の大字が当時の村で、蟻川村に三人の庄屋をおいたのは、当時蟻川村は二、五九二石の大高村であって、離れている部落がいくつにも分れていたので三人をおいたものである。（沼田領品々覚書による）

庄屋は初め中世の遺名である「乙名」（文禄四年伊勢町一場文書）と言っていたが、のち「割元」ともいわれ（伊勢町青柳文書）大坂の陣前後のころは「肝煎」の名称をつかっている。その後近世村落が生れると「庄屋」と言ったが、初めのころは中世以来の名主層の末流の者が多くこれにあたり永代庄屋といつて世襲の者が多かった。伊賀守時代になると村によつては年毎に交替する年番庄屋があらわれてくる。庄屋在職中は諸役は免除せられ、俸禄米をもらっていたものもある。その権力は絶大なもので、領主―武士―と農民の間にあって年貢の取立てを始め、一村の万端の取締りと運営に当たっていた。また一年のうち何日かは村民を自由に使役する権利をもっており障子の張り替えまで一般の百姓にやらせた程であった。一例を折田村の庄屋小淵喜右衛門にとってみれば、彼は中世名主の末流であるが吾妻郡奉行所の留守役まで仰せつけられた程

で、留守居役に出張するときの出立は一、士一人、二、槍持、三、挾箱、四、草履取りという上下五人で出張した。これを一騎という。挾箱は右、鎗は左で、当時郷士といわれていた階層で、武士に準ずる待遇が与えられていた。家格も給人格以上で、十二人扶持をもらい、鎗一筋を御免の家柄で伊賀守時代の代官（四両二人扶持）以上の処遇をうけていたことがしれる。代官からも「殿付」の取り扱いをうけていたというからたいしたものであった。（小淵文書）その外村役人として庄屋の補佐役である組頭があり、百姓代とならんで名主、組頭は村方三役といわれたが、この時代にはまだ百姓代は村にあらわれてきていない。

2 地方知行

(1) 地方知行制について

地方知行は十七世紀の前半我国全般に広く行われていた。この制度を簡潔に言えば大名の家臣である給人がその知行を地方で給与されることであって、これには二つの内容をもっていた。一つは給人の知行地がどの村のどこであるかを指定されること、その二はその村の何某という百姓がどの給人の百姓であるかということが指定されることである。この百姓を拝知百姓または給地百姓と言っている。この制度は軍役にあたって給地百姓を給人が軍役のため使役するために、その夫役を搾取する必要から布かれた制度であるといえる。この給地百姓というのは中世からの系譜をもつ家父長制的地主であって、多くの隷属する小農（小百姓）を使役して農業を営んでいたのであった。近世初期は関ヶ原、大坂の陣、その他城郭の増改築、参勤交代制等多くの軍役があったので、この軍役を遂行するには是非ともこのような制度が必要であったのである。いざ出動という時は給人はすでに隷属しているこれらの給地百姓を引きつれて出役したのである。給人には宛行われた土地と農民の私有を許され、領主といえどもこれには関知しなかつ

た。中には年貢米の収奪が苛酷だとか、不法があるとかいろいろの問題を投げかけた給人もあったわけである。しかしこの制度には次の大きな矛盾があった。このように家父長制的地主の社会的存在意識が強くなると小農の自立を困難にすることになり、領主が小農の自立に力を入れれば年貢の増収は望めるが、軍役の義務の遂行はうまくゆかないということになる。真田の沼田領は中世以来その領土を獲得する過程に問題があり、地方知行制も広く行われていたので、ここに真田領の後進性の大きな理由がひそんでいたことになる。

(2) 中世の知行制との関連

真田時代の後期寛文時代の吾妻郡の地方知行の実態をみると、広大な西部吾妻地方（現、嬭恋、長野原、草津、六合）のほとんどが地方知行である給人の知行地であった。また東部においても、厚田村、川戸村、岩井村、植栗村等現在の吾妻町の川南地区、中之条町のうち西中之条村、蟻川村にその形態をみる事ができる。（第十九表参照）ではこのような広範囲にわたる知行制はどうして成立したのであろうか。中世よりの経緯をみてみよう。

真田氏が戦国時代甲斐の武田氏に属していたことは中世史においてこれをみたのであるが、武田氏がその領国を経営するにあたって一つの大きな特性がみられる。上杉謙信は領国支配にあたり在地の衆の御館ごだんを把握した。衆の御館とは沼田衆の沼田氏、白井衆の長尾氏、岩下衆の斎藤氏（岩櫃城主）等をいう。これに対し武田氏の在地領主の支配は在地領主の一人一人に所領の宛行いを行った。そしてその所領の貫高に応じて各々の軍役を確定し在地領主を確実に把握している。（前橋市史①九五六頁）武田氏はこのようにして永禄七年二月十四日岩櫃城攻略戦に当たった恩賞としての部将の宛行をはじめ、嶽山戦の永禄九年三月晦日の行賞に対する土地の宛行等多くの知行を在地領主に与えている。このような次第で吾妻四騎の衆（鎌原、湯本、西窪、横谷）の知行地は吾妻西部全域のみならず東部吾妻にもおよんだ。天正十年三月武田氏が滅びると真田氏はその所領をそのまま踏襲し、天正十八年八月の沼田開藩にいたって

(第19表) 真田伊賀守時代地方知行地 (延宝ごろ)

(吾妻郡東部)

村 名	石高	給 人 名
西中之条	石 108	大 館 安 太 夫
蟻 川	213	真 田 織 部
	209	斎 藤 源 左 衛 門
	159	恩 田 庄 助
山 田	50	堀 田 九 兵 衛
三 島	300	岩 松 主 殿
厚 田	377	新 井 刑 部
川 戸	151	真 田 七 兵 衛
	103	春 原 庄 兵 衛
	119	河 合 求 馬
	116	朝比奈治郎左衛門
岩 井	157	富 沢 外 記
	294	大 館 安 太 夫
	84	朝比奈治郎左衛門
	146	中 島 斎 宮
植 栗	144	恩 田 庄 助
	304	桃 井 清 兵 衛
小 泉	149	斎 藤 源 左 衛 門
	207	塚 本 舍 人
	229	高 野 甚 五 左 衛 門
計	3,619	

(吾妻郡西部)

鎌 原 氏	石高	西 窪 氏	石高
村 名	石高	村 名	石高
羽 根 尾	石 116	西 窪	石 734
大 笹	665	中 井	89
田 代	702	新 井	102
鎌 原	716	門 貝	197
干 俣	130	芦 生 田	?
赤 羽 根	243	計	1,122 + ?
今 井	386	横 谷 氏	
袋 倉	308	横 谷 林 松 尾	石 350
古 森	132		81
小 宿	352		15
与 喜 屋	402	計	446
狩 宿	259	湯 本 氏	
門 貝	197	草 津 六 合 外	石
芦 生 田	462		800
計	5,070		800

六 真田時代の行政制度と地方知行

(第20表) 武田氏、真田氏の主なる所領安堵と宛行

年 月 日	西暦	受 給 者	領 主	内 容	数量	史 料
年 月 日 永禄 7. 2. 14	1564	折 田 将 監	武田信玄	本領塚越分6 新恩宮の前在家 5.8 塚越内1.5	13.3	貫 折田文書
" 7. 2. 14	1564	唐 沢 奎之助	"	沢渡15、新見河内 分13冠3同1 柿平2.5	35.0	宗学寺 文書
" 7. 2. 14	"	八須賀縫殿助	"	本領川戸外9	18.9	姫路 熊谷文書
" 7. 2. 15	"	湯 本 小 次 郎	"	草津湯並沼尾25	25.0	"
" 7. 2. 16	"	富 沢 大 学	"	中条1.5外18.5	20.0	富沢文書
" 7. 2. 17	"	鎌 原 重 澄	"	赤川南200	200.0	鎌原系図
" 9. 3. 30	1566	湯 本 善 太 夫	"	林村20	20.0	加沢記
" 9. 3. 30	1566	西 窪 蔵 千 世	"	知行安堵	?	"
天正10. 6. 21	1582	湯本三郎右衛門	真田昌幸	勘忍分	?	熊谷文書
" 10. 10. 13	"	"	"	海野の内50 川中島寺尾外500	550.0	"
" 18. 12. 21	1590	"	真田信幸	本領180.5 草津 100	282.5	"
慶長 5. 8. 1	1600	横 谷 左 近	"	松尾、林90	90.0	横谷文書
" 9. 11. 25	1604	湯 本 惣 助	真田信幸		20.0	熊谷文書
万治 2. 10. 5	1659	湯 本 図 書	真田信澄	草津谷800	800.0	"

備考 (内容欄の数量単位は貫)

いる。このようにして藩制期を迎えたため真田氏は表高以上の多くの家臣団を抱える結果となり、徳川家康と共に中部地方五カ国より関東に入り、新しく所領を与えられた他の上野諸藩とは大いにその内容を異にすることとなった。

(3) 真田信幸の地方知行制の実施

真田信幸は天正十八年八月十五日沼田藩を開くと直ちに同八月末検地を行い、同年十二月吾妻地方には北能登守奉之の形で従前からの知行地に計り出した増加貫高を加増して諸給人に知行の宛行をした。(第二節参照) この当時の所領区分は藩の直轄地と給人による地方知行地、すなわち私領と足輕給地と寺社領に分けられていたが、そのくわしい区分はわからない。しかし藩直轄地(御料所・蔵入り地)が著しく少なかったことは、慶長五年関ヶ原役ののち利根郡片品村花咲の地衆、星野彦右衛門が上杉景勝に従ったという理由で欠所され、星野氏外三六〇人にも上る地衆がその所領を召し上げられたことにも直轄地拡張の一方策の一端をみることができる。(利根郡片品村星野文書 群馬文化一五三号所収)

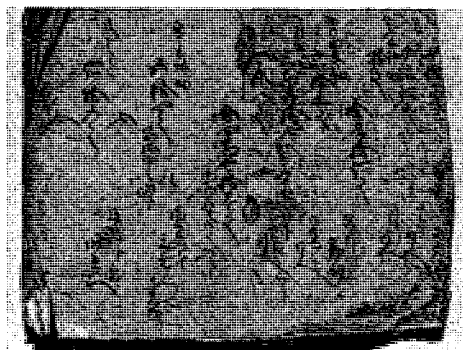
(4) 大坂の陣後の地方知行と俸禄制

信幸は慶長五年関ヶ原役の功により上田六万三千石を加増され、これまで二万七千石であった沼田も三万石になって以来、沼田城主として沼田三万石と上田六万石を併せ九万石を兼ね領したが元和二年上田に移り、さらに元和八年八月川中島十萬石を賜わり松代に移った。元和二年信吉はそのあとをおおい第二代沼田城主となったのであるが、大坂の陣の恩賞は父信幸にはあったが信吉には一坪の領地の加増もなかったわけである。しかし家臣団にはその恩賞としての知行の宛行いはいなければならないという苦境に立たされていたのである。ここに元和四年とみられる岩井伊能文書「岩井村田畑貫文分帳」により岩井村の所領区分をみると第二十一表の通りである。これによると藩の直轄地(御料所分)は全体の僅か三%、足輕給地の私領が十八%、給人の私領分七十八%と断然多いことが注目される。

第21表 元和4年岩井村所領区分

支配区分	所領区分	貫 高	比率
御 料 所 分	藩直轄領	貫 文 5,440	3%
持 筒 分	足輕給分	31,123	18 "
出役同心分		1,460	
私 領	私 領	123,212	78 "
被官4人分		11,000	
専念寺分	社寺領 (除地)	500	1 "
薬師分		50	
計		172,785	100%

この私領は十二人の給人による地方知行地である。この数字をもって沼田藩の全般を推考することはできないが、ごく大よその見当はみることができる。さらに、このころのものと推定される「五反田辰之改帳」「折田高改帳」という名寄帳をみると、折田村高五七貫二三七文のうち直轄領は一〇貫五二一文であり、私領は給人十二人とその足輕給分である。五反田村は高六一貫九二三文のうち一〇〇%が給人の私領地で九人の給人の所領となっている。この三つの史料を比較検討すると、この三カ村の私領は、その大部分の給人は大坂の陣において活躍した給人であることがしれる。五反田高改帳を分析しその経歴をみると第23表の通りとなる。



折田高改帳

第23表

給人の経歴調査表

(名寄帳記載の名) (給人名)

大勘右分 大熊勘右衛門

(同心)

(略歴) 元、越後国頸城郡箕冠城主、のち武田信玄配下となった大熊備前守の子孫、大熊五郎左衛門の弟、大坂の陣の軍奉行いくさまへりとして武功あり。

可ぬい 鎌原縫殿(?)

吾妻郡鎌原城主、父石見守は大坂陣にて戦傷

狩右馬 狩野右馬介

中之条吾妻城主、寛永一五、五、七死、墓清見寺にあり。三五〇石取。

湯三左 湯本三左衛門

草津の領主、湯本三郎右衛門の子。大坂陣にて拔群の功あり。(戦傷)

割掃部 割田掃部介

横尾の郷士、真田氏家中となる。大坂陣出陣か(?)。

出うら同心 出浦対馬守同心

出浦対馬守は信州村上氏族、元、武田氏の臣、信州更級郡上平城主、坂城町出浦の士、初め上総守、のち対馬守、初代吾妻郡奉行、大坂陣は、岩櫃城留守居役、元和九、八、一八死。

祢式部同心 祢津式部同心

信州祢津城主、武田氏滅亡後真田氏に属す。式部志摩守幸直、長男主水は大坂にて戦死、宮内は真田氏家老一、五〇〇石取り。

福久太 福田久太夫

真田信利の勘定奉行、大坂陣にて武功拔群。

田 忠 左 田中忠左衛門

真田昌幸、のち信幸の家中となる。大坂陣にて武功。

堀久兵同心 堀田久兵衛同心

堀田は中之条の郷士、のち真田家中、大坂陣戦傷の堀田角兵衛の一族か。

原長左同心 原長左衛門同心

原監物の子か、大坂陣にて功あり。

ゆ 九 右 湯本九右衛門

中之条町青山の士、草津湯本氏の一族。

市 茂 右 市場茂右衛門

原町の士、先祖、武田、真田氏に属し、昌幸のち信幸に仕う。大坂陣にて武功、松代藩へ転出。

原けん物同心 原監物同心

原監物の祖、隼人佐昌胤は武田氏の臣、長篠役にて戦死。監物は沼田城代海野能登守の孫を室とする。大坂陣にて武勲を立てる。

備考

◎田中忠左衛門の場合

・天正十年滝川一益の臣田中忠次郎は病のため嶽山城に残置、その子が忠左衛門であろう。

・田中忠左衛門知行状（文禄二年真田信幸より）別而奉公候間於我妻廿八貫文所出置候。猶依奉公可令加増也。（信幸朱印）文禄二巳年極月二日 田中忠左衛門殿

・慶長六年田中忠左衛門より割田与兵衛宛文書、今度知行替に付、沼田へ引越候。依之我等知行の高拾参貫文の内三貫文之所貴殿へ相渡申候。為後日如斯候。和利田与兵衛殿、和利田喜□之助、田中忠左衛門、大坂ノ陣文書、御鉄炮玉薬之覚（慶長二十年）略・元和八年文書、吾妻為知行替永楽七貫文出置候（元和八年）戊二月二十三日、木村帯力、松沢五左衛門奉之、田中忠左衛門殿

（五反田辰之改帳、宗学寺文書により作成）

第22表 俸禄一覧表（信濃史料、宗学寺文書）

年	月	日	家 臣 名	俸 禄
元和	8.	2. 23	出 浦 対 馬 守	同心 1 人 給 300文
	"		伊 与 久 七 十 郎	2, 624
	"		原 長 左 衛 門	同心10人 給 17, 874
	"		湯 本 源 左 衛 門	同心27人 給 50, 350
	"		蜂 須 賀 十 兵 衛	3, 750
	"		蟻 川 正 蔵	8, 000
	"		富 沢 大 蔵	924
	"		西 窪 伊 兵 衛	同心 2 人 給 4, 605
	"		林 正 寺	324
	"		田 中 忠 左 衛 門	7, 000

これによってみると給地の大部分が大坂の陣による恩賞によったことがしれる。次に大坂の陣後、天下が平穩になると郷土の存在は以前より重要視せられなくなってきた。またこのように私領の多いことは大坂陣後の江戸の在府やその他の軍役に何かと出費のかさむ藩財政の窮乏に拍車をかけることとなった。ここにおいて信吉は郷土の知行地を整理したり、どうにもならない藩直轄地の増加をはかり、蔵米による給付、即ち俸禄制にきりかえる処置を行ったものようである。時に元和八年二月二十三日であって、吾妻地方、松代地方においてその記録がのこされている。その一端を示すと第二十二表の通りである。

(5) 寛文の検地と諸家の欠所

寛文の検地は三万石の領地を十四万余石に拡大検地したことによって、いろいろ問題を投げかけているが、知行地の面からみるといま一つの大きな問題を提起している。それは検地によってさらに一般士分にまで俸禄制の切替えを行ったことである。また寺社の除地までこれを検地して藩に召し上げてしまい、別途に各社寺に蔵米くらまいを給している。しかしこのことは貞享

の検地によって再び元に復された。伊賀守は寛文三年検地直前の寛文元年九月、地方知行制と俸禄制の併給をまず行つたらしい。永四貫（五十石）の内三貫を地方にて錢にて与え、一貫を蔵米で給している。寛文三年石高制の検地を行い同八年十一月全面俸禄制への移行にふみきつたらしい。（折田文書）本郡においては、寛文検地以来、湯本氏、鹿野氏等の重臣を初め数多くの藩士が伊賀守によって欠所せられた。一説にはその数八十余家に及んだという。その基本方針として、いまだ俸禄制に切替えるに至らなかった特殊な地位にあつた重臣達の所領を没収し、これを収公することによって直轄領の増加をはかり藩財政の窮乏の資にあてようとしたもののようである。

七 真田氏の租税制度

1 天正より寛永に至る検地

封建社会においてはその経済的基盤は農業生産であつた。したがつて領主は何においても土地制度を確立することが急務であつた。検地はこのような目的で領内の田、畑、屋敷を一筆毎に測量して、その生産力とその貢租を負担する農民を把握することが最大のねらいであつた。そして領主は可能な限りの年貢を収奪することにつとめた。また検地は農民を土地に縛りつけるという年貢収奪以外に大きな意義を有していたのである。寛文期以前の検地帳は本郡においては皆無に等しい。若しあつても断片的のものでその全貌をつかむことはむずかしい。それというのは伊勢町寛書、林昌寺文書によると真田伊賀守が寛文のころ、再三にわたつて古検の検地帳を一般農民から引き上げ、江戸屋敷において焼却したことがその原因であるらしい。

中世はさておき近世になって豊臣秀吉が全国的に太閤検地を実施したが、この地方にはこれを行った形跡は認められない。

天正十八年八月の検地：真田信幸は天正十八年八月十五日沼田藩を開くと間もなく同月二十五日利根郡川田村地方（現、沼田市内）に検地をしている。この検地帳は沼田市下川田屋形原の旧家生方家に秘藏せられたもので「下河田御検地之帳」とあり県下最古の検地帳である。貫高制の検地でこれが真田氏が最初に行った検地であったことが知れる。沼田開藩後十日にして実地に検地したとは到底考えられずその様式からして、とりあえず川田地方の生産力と年貢負担者の確定を目的としてなされたものであって、おそらく土地からの指出^{きだ}しか旧来の年貢勘定帳によりこれを作成したものであろう。有姓の百姓（侍的百姓）一一七筆に対して無姓の百姓は三〇筆で近世初期の農村を知る貴重な資料である。しかしこの検地が沼田領（利根、吾妻）全域に施行せられたか否かは不明である。

天正十八年十二月検地：加沢記に「其年の暮（天正十八年）矢沢、浦野を以って領地を検地した」とある。現在吾妻郡に天正十八年十二月十九、二十、二十一日付の給人に渡した知行状が数多く残されている。これをみるとこのころ検地したことが知れる。利根郡下にはこの種の知行状が残っていないところをみると吾妻郡にのみ施行した検地であったろうか。北能登守が検地奉行をしたらしく従前の貫高より一五—三〇%増の検地であり相当の厳しさが見え、その増加分を給人にそのまま給付している。真田氏は天正十七年に利根郡を秀吉の命で北条氏に譲り、その替地として信州伊奈郡を賜っているが、このことは実現しなかった。これに関連した検地と考えられるが、この検地も実測ではなく各人の申告による指出し検地であったのであろう。

文禄二年十月検地：この検地帳も前記下川田屋形原の生方家に保存せられている。貫高制のもので田畑一枚毎に地籍を「時」で表示し貫高とその所有者名を記している。貫高は天正十八年検地とほぼ同じである。田畑に上・中・下

の等級はあるが一升蒔の面積についての貫高についてみると石盛と同じ方法である。一筆毎の田畑生産力と年貢負担者の確定を主眼としたもののようで、これも指出し検地と思われる。矢沢頼綱が中心となって施行したらしく全領域に実施したかどうかは不明である。真田氏はその後代替り毎に検地を行い、また関ヶ原役や大坂の陣等のあとも行つたらしいが確實なる史料はない。信濃史料によると慶長六年八月十二日金沢勘右衛門尉に対し本領安堵状が出されているが差し出し検地によつたことが明記されている。

元和の検地：岩井伊能文書によると抄録したものであるが元和四年岩井村に検地したことがわかる。「上野国吾妻郡岩井村田畑貫文分帳」とあり、大坂陣の勇者清水与左衛門、吉田伝左衛門が検地奉行で真田信吉の命で行つたものであろう。これと同年代で無年号のものが折田の小淵みどり家所蔵の「足利領（真田の家中の名）折田高改帳」と五反田、田村武一朗家所蔵の「五反田辰之改帳」であると推定せられる。ともに名寄帳様式のもので、年代の確定はむずかしいが、信濃史料巻二、三巻及郡内史料によると元和八年二月二十三日沼田領においては地方知行制から俸禄制の一部移行があつたらしく、この日宛行状が出されている。小淵、田村両文書はその内容を検討したところ元和八年文書と深い関連があるらしい。

寛永時代の検地：寛永時代の検地帳は古検または古水帳といわれているものであるが、伊勢町覚書によると寛永八年検地をした記録がみえる。岩本神保（彦憲家）文書によれば寛永十五年二月二十日に蟻川村に検地が施行され村高五百三十五石五斗と石高制で記され、検地奉行に清水与左衛門外六名の名がみえる。吾妻記によると同じく寛永十五年十一月十八日には下尻高村に検地を施行し大塚組八十二貫二十七文、平組八十貫、赤坂組五十二貫と永貫高制で示している。検地役人の名は神保文書と同じである。この検地を「芝まくり」と言う。この両記録を比較すると石高制と貫高制と同じ年の検地で異っているのはどうしたものであろうか。寛永十六年十月十三日真田信政は領内に宛行状

第23表 寛永20年、貞享3年検地対比表（中之条町）

村 名	寛永20年 検地石高	貞享3年 検地石高	比 較 増
中 之 条 町	237	711	3.000
西中之条村	(189) 167	387	2.300
伊 勢 町	219	647	2.900
青 山 村	77	199	2.600
市 城 村	91	218	2.300
上 沢 渡 村	207	217	1.000
下 沢 渡 村	163	361	2.200
山 田 村	261	684	2.600
折 田 村	(161) 189	628	3.300
四 万 村	224	313	1.300
蟻 川 村	535	452	—
大 道 新 田	—	56	—
五 反 田 村	257	570	2.200
原 岩 本 村	—	451	—
横 尾 村	328	620	1.800
平 村	217	474	2.100
大 塚 村	304	425	1.400
赤 坂 村	246	390	1.500
栃 窪 村	—	30	—

(注) 1 ()内は岩下竹内文書によりその他は利根郡月夜野町小野文書による。

2 伊勢町がまだ町割していないのに記載してあるのはどうか？

3 蟻川、大道、原岩本、栃窪は分村のため比率は計算できない

を出しているのが郡内にもあるが、この寛永十五年の検地はその基礎となったものであろう。信濃史料によれば、寛永十七年十一月二十四日、松代の真田信之（信幸は晩年信之と改名）は出浦半平（対馬守の子）を真田兵吉領（のちの伊賀守で利根郡月夜野の小川城におった）に遣わして、その年貢算用にあたらせていることは注目せねばなるまい。利根郡月夜野町小野文書に寛永二十年検地の沼田領石高表があり、吾妻町岩下竹内文書と比較してみると大同小異であ

る。ともに石高制の記載であるが検地帳はともに伝わっていないのでその実状を確認できない。寛永十九年を中心に全国的の大飢饉があったことより、総検地ではなく、前記の寛永中期に断続的に行った検地を集録して一表にしたものではなかろうか。いずれにしても寛永期まで検地を行った記録はいろいろある。しかしいずれも指出検地か一地域を限ったの検地であったものか？。その総検地は真田伊賀守の寛文検地を俟たなければならなかったのではなかろうか。現段階においては寛永以前の検地を具体的に示す資料は残されていない実状である。

2 寛文の検地と延宝の林検地

真田伊賀守の検地は寛文三年の本検地と寛文十二年の新田改めの検地に分けることができる。さらに延宝四年には林検地を行っている。以上の検地は古来伊賀守の苛政として全国的に有名なものであるが、その内容についてはいろいろ論議のあるところである。

まずその石盛からみることにする。石盛とは田畑一反歩の収穫高を米に見積ってつけたその土地の位付をいうのである。貞享検地によれば田畑を上々・上・中・下・下々の五等に分け、上々の田一反歩の収穫量を一石五斗とおさえ、これを「十五」の石盛といった。上々田は殆んどなく、大抵の村では上田が最上位にあり、上田の収量は上々田の収量から二斗を減じて、一石三斗とみ、これを「十三」の石盛とした。以下中田「十一」、下田「九」、下々田「七」の石盛を普通としている。これを二つ下りという。畑は上々畑を上田と同じ位にみ、上畑を中田に、中畑を下田に、下畑を下々田に、下々畑をその下にあてており、屋敷は一般に上畑と同じ位にみている。これを一表に示すと第二十四表のようになる。岩井伊能文書によれば、ところにより寛文検地において、上、中の間に並田、並畑と特別の位付をして等級を増し、貞享検地においては下々畑の次に山下畑とさらに一等級下の等級を設けて公平を期しているのが注目



寛文3年検地帳（中之条町）左

寛文12年新田改帳（"）右

される。

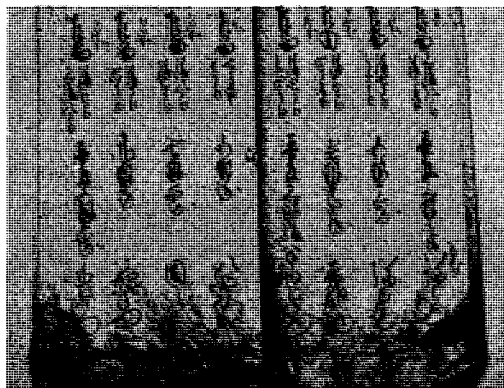
第24表 石盛表

種別	田	畑	屋敷
上々	一五	一三	一
上	一三	一一	一一
中	一一	九	一
下	九	七	一
下々	七	五	一
山下	一	三	一

(1) 寛文三年検地

伊賀守は松代相統問題に失敗すると深刻な松代との対立関係にあって、性急に事を運び松代十萬石を凌ぐとして苛酷の検地を行ったとい、（沼田町史）また伊賀守はほとんど連年、城郭の修覆、江戸屋敷、沼田町割、寺院の改築や移建、修理、土木工事等々を次々に行い、その他出費のことが多く、藩の財政は赤字続きとなり、これをきり抜けるため領内百姓に重税を課するに至ったという。いずれにしても以上のような原因で三萬石を十四萬四千余石に検地したのである。寛文元年八月、当時すでに隠居の身であった狡猾な青柳六郎兵衛の進言を用いて、この検地は断行されたといわれ、翌二年より同四年に至る間領内一七七カ村に竿入れ（きい検地）を行った。その後約十年を経過した寛文十二年、さらに伊賀守は「新田御改め」といって、寛文三年以降開墾された田畑を細大洩れなく、一步、二歩という些少の土地まで細かに検地を行った。

この寛文三年の検地は封建時代においても他にその例をあまりみない苛酷の検地で「沼田年譜」によればその増加



中之条町寛文3年検地帳

石高を十四万六千三百石としている。寛文の検地帳は中之条町においては、そのすべては残されていないので現存する（中之条、伊勢町、折田等）検地帳を分析してその内容をみてみよう。

沼田藩は、この検地に検地奉行として舟田吉左衛門、中村七兵衛、尾見治太夫、小野儀左衛門を派遣しているが、中之条町にはこのうち小野儀左衛門、舟田吉左衛門が検地しており、これに従った検地役人の員数は不詳である。折田村は寛文三年十月十四―十六日、中之条町は十月晦日―十一月九日、伊勢町は十一月〇日―十一月十日の間前記二名が施行した。

この検地は沼田真田氏滅亡ののち、前橋藩主酒井氏によって執行された貞享検地と比較の上においていまままで研究せられたところ（児玉幸多等により）によると①面積を増した②寛文十二年検地には一歩、二歩の零細な土地まで検地している。③田畑の等級をあげている④石盛を上げている。という四項目を指摘している。しかしながら大字中之条町に例をとってみればいろいろの問題が提起せられてくる。第一に①の面積の問題であるが沼田領の庄屋数名が代表となつて、天和三年三月再検地を願つて代官所に差し出した訴願状によれば「寛文の検地は一反歩の所五畝六歩しかない。その理由は検地の際、大石、大木の類を除くことなく、大礪小礪（礪とはあぜのこと）の分けへだてなく、一面糸釣の如く検地したからである」と訴えている。はたしてそうであつたらうか。中之条町の検地帳をみると貞享の検地とはほとんど変つていないことがわかる。ある場所においては、この

ような不正があつたかも知れないが、こと中之条町にみるかぎり、面積を不当に増して検地した事実認められない。ただし寛文十二年検地においては、その間開発された田畑を微細にわたって検地し、七町五反七畝余を検出してゐる。あるいはこの事を言っているのであらうか。②の田畑の等級を引上げたこと③の石盛を不当に上げたことについては全くその通りの結果がでてくる。実にこれによって石高を増したことがわかる。上田と下田、上畑と下畑を例にとつてみるならば、貞享検地に上田二町四反の処を寛文検地においては十町八反と約四倍以上、中田は約二倍以上、上畑は二倍半以上等級をつり上げているのに比べ、反対に下々田は貞享検地において三十八町歩のところを僅かに三反歩にしており、実に約四十分の一、下々畑十五町のところを四十五町と約三分の一に検地して等級を全般にわたつてつり上げていることが明白である。なお、貞享検地においては下々畑より、さらに等級の低い山下畑の位付を新設して公平を期している。またこの検地において並田、並畑という等級を上と中の間に位付けしていることは他に例をみないことで注目されるところで、屋敷は両検地とも、ほとんど同じ数値を示している。以上のことは従つて一反歩当りの石盛にも関係していることで、石高の増嵩となることは勿論である。なお伊能文書による田畑の位付、石盛は別表④の通りである。藩においては、ある村の上田はある村の中田となるように、極めて克明に比率を算出していることが知れる。

最後に中之条町全域をみわたすと、どのような結果であつたであらうか。寛文三年の石高とそれより五年前伊賀守が城主をうけついだ頃（万治二年）の石高を対比してみると、その増加率は実に平均四・四％以上という大きな数値を示し、沼田領三万石が十四万余石になったこととその数字は全く符合するのである。

七 真田氏の租税制度

(第25表) 中之条町寛文3年検地、貞享3年検地対比表 ()内貞享検地

区 分		面 積	石 高
上	田	町 反 畝 歩 (2. 4. 6. 27) 10. 8. 9. 26	石 斗 升 合 (32. 0. 9. 7) 163. 4. 8. 0
中	田	(1. 9. 5. 21) 4. 6. 4. 11	(21. 5. 2. 7) 60. 3. 6. 8
下	田	(3. 7. 2. 14) 2. 4. 7. 07	(33. 5. 2. 2) 27. 1. 9. 6
下	々 田	(3. 7. 9. 2) 3. 8. 15	(26. 5. 3. 5) 3. 1. 0. 5
上	畑	(5. 8. 2. 26) 14. 9. 9. 08	(64. 1. 1. 5) 179. 9. 1. 2
中	畑	(5. 9. 5. 02) 13. 3. 9. 22	(53. 5. 5. 6) 133. 9. 7. 3
下	畑	(16. 8. 2. 28) 34. 9. 6. 17	(117. 8. 0. 5) 279. 7. 2. 5
下	々 畑	(45. 4. 8. 03) 15. 7. 4. 21	(227. 4. 0. 5) 94. 4. 8. 2
山	下 畑	(10. 1. 5. 29) 0	(30. 4. 7. 9) 0
屋	敷	(9. 4. 9. 21) 9. 3. 5. 14	(104. 4. 6. 7) 112. 2. 5. 6
合	計	(105. 6. 8. 22) 106. 8. 1. 21	(711. 5. 0. 8) 1,054. 4. 9. 7
内	田 方	(11. 9. 4. 4) 18. 3. 7. 16	(113. 6. 8. 1) 254. 1. 4. 9
訳	畑 方	(93. 7. 4. 19) 107. 3. 5. 21	(597. 8. 2. 7) 800. 3. 4. 8

(備考) 寛文検地の面積合計は田方、畑方の合計と数字が合わないが記録通りに記載した。

第26表

中之条組

……林理右衛門支配

岩井、伊能文書

村名	上田	並田	中田	下田	下々田	屋上敷畑	並畑	中畑	下畑	下々畑
赤坂村	八斗三升	七斗三升	六斗五升	五斗〇升	四斗〇升	一三〇文	一八〇文	一四〇文	七〇文	四〇文
前船平分				二、一	一、五	一一五	八〇	六〇	四〇	二五
○大道轉石組分			三、〇	二、一	一、五	一一五	八〇	六〇	四〇	三〇
大道轉石分				二、一	一、五	一一五	八〇	六〇	四〇	三〇
轉石分				二、一	一、五	一一五	八〇	六〇	四〇	三〇
○蟻川村	七斗九		六斗五	五斗三	四斗〇	二〇〇	二〇〇	一〇五	七〇	四五
字原野分	六斗五		五斗四	四斗二	三斗四	一六五	二二五	一〇五	七〇	四五
○蟻川村の内原岩本組	七斗九		六斗五	五斗三	四斗〇	二〇〇	二二五	一〇五	七〇	四五
字原野			五斗四	四斗二	三斗四	一六五		一〇五	七〇	四五
五ヶ村分	六斗一		五斗一	四斗〇	三斗〇	一四〇		一〇〇	六五	四〇
原岩本分	六斗一		五斗一	四斗〇	三斗〇	一四〇		一〇〇	六五	四〇
□新田分				二、八	二、七	一五〇		一〇〇	六五	四〇
本村分	六斗九			四斗九	三斗九	九〇		六五	四〇	四〇

七 真田氏の租税制度

○五 反 田 村	○み の 原	白 く ぼ 分	○西 中 之 条 村	○中 之 条 町	上 組 分	下 組 分	小 川 林 分	下 組 分	伊 勢 町	上 組 分	下 組 分	平 村 入	折 田 村	上 組 分	下 組 分	下 組 分	○下 沢 渡 村	み の 原
八、二			七、〇	七、〇	八、五	七、〇			六、九	八、五	八、五	八、六		七、六	五、六			
二、一			五、〇	六、〇	六、一	七、五			六、一	七、五	七、五	七、五		六、一	四、七	六、五		
五、三			四、二	五、〇	五、一	六、五			五、一	六、五	六、五	六、五		五、二	三、九	五、五		
四、〇			三、四	四、〇	三、一				三、八	五、五	五、五	五、五		三、五	三、三	四、五		
二〇〇			一二〇	一九〇	一九〇	二八〇	一三五		一八〇	二四五	二四五	二四五	(七斗五)	二七五	一八五	二九五		
														二〇四		二七〇		
一六〇			八〇	一四〇	一三五	一八五	一〇〇		一三五	一八五	一三五	一三五	(六斗五)	一九〇	一四〇	二〇〇		
八〇			六〇	八五	八〇	一二五	八〇	(米畑直)	五斗五	一二五	八〇	八〇	(五斗五)	九〇	九〇	八〇	九五	
六〇			五〇	七五	六五	六五	六〇	四、五	四〇	八五	六〇	八五	(畑直)	六五	六五	五五	八五	

三原組之内

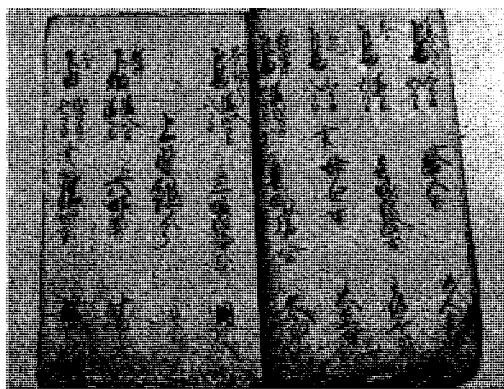
……伊能十三郎支配所

○上沢渡村	湯原湯廻分	大岩分	◎沼田領石盛一反に付
一石五斗			
一石三斗	五、八		
一石一斗	四、四、八		
○石九	三、四	三、八	
一石二斗	一九〇	二八五	
一石〇〇	一六〇	一九〇	
一五〇	一六〇	一〇〇	
一〇〇	八〇	六五	
六石	五〇	五五	六五

中之条へ入	折田上組へ入	〇四万村	みの原分	渡戸より上組	〇山田村	大竹分	寺社原	細尾分	本村	大竹組
七、〇	六、八	八、九	七、八							
六、〇	六、一	五、八	七、九	六、四	五、〇					
五、〇	五、二	五、一	六、五	五、〇	四、〇					
		三、六	五、〇	四、〇	二、八					
一九〇	二二〇	二九〇	二四〇	一五〇	八〇	七斗九升				
一四〇	一三〇	一〇〇	二二〇	一六五	二二〇	五〇				
八五	七〇	九五	六〇	一一五	九〇	三五	六斗八			
五〇	八五	四〇	七五	六五	二〇	五斗八				

明するならば次のような情況であった。

大道、礮石部落といえは中之条町においても利根郡境の大道峠の麓で最も土地の悪い僻地に属するが、このとき新開した分は大道新田（二町八反）礮石（一町四反）計四町歩位の山下畑であるが、検地した筆数は大道が実に二〇八筆、礮石が一四二筆計三五二筆にものぼった。猫の額にもいかなない新開地をたんねんに検出したものの、役人としては思ったより少い面積であったのであろう。彼等は「田畑直し」といって修正のため再度測量をしておして一反一畝歩の土地を測り出している。たたいでも塵がでないというのはこのことであらう。飢を凌ぎ山や谷を開いた純朴な百



中之条町寛文12年検地帳

(2) 寛文十二年検地

寛文十二年検地はその後約十年を経過した十二年の夏、検地役人である松田藤助によって実施された。中之条町、伊勢町は閏六月十四日に、大道は閏六月十七日に執行されているところより、この新田改めの検地は寛文十二年閏六月ごろを中心に行われたものである。

この検地によって中之条町は新たに七町五反七畝余、伊勢町は六町三反四畝余、大道新田は二町八反一畝余、礮石は一町四反七畝余がそれぞれ新開地として新らしく検出されている。この検地をみると一歩、二歩という僅かな田畑が実に克明に検地されていることと、新開の土地であるため、ほとんど下田、下々畑であることである。伊賀守検地は農民を「骨までしゃぶる」という諺の通り、まさにこれにあてはまる苛酷なものであることがまざまざと知らされる。さらにこれを大道、礮石について細部に補足説

第27表 寛文12年赤坂村のうち大道・礮石新田改め、零細なる田畑検地例

検 地 場 所	等 級	長 さ 幅	面 積	氏 名
か ん な 沢	下々畑	2間 3間	6歩	半 四 郎
石 か み 沢	下々田	1間 1間	1歩	□ 兵 衛
上 う け	下々畑	1間 2間	2歩	仁 左 衛 門
大 戸	下々畑	2間 2間	4歩	忠 三 郎
□ 細 沢	下々畑	2間 1間	2歩	三 十 郎
□ ろ め き	下 田	4間 2間	8歩	忠 三 郎 以下略

姓の辛酸は並大抵のものではない。弱い者いじめの役人は血も涙もない。年貢を取るのではなくて収奪するという言葉の真の意味がうかがえる苛烈なものであったことに我々の胸をしめつけるものがある。その零細な田畑の検出例を抄出したものが第27表である。

(3) 延宝四年林検地

延宝四年沼田藩は財政の窮乏がますますはげしくなってきたので、遂に林検地を実施するにいたった。全国諸藩において藩財政が窮乏すると、最後にこの山年貢に目をつけて農民を搾取したものである。伊勢町の林検地帳によると延宝四年五月三日検地役人尾見与一左衛門、信沢孫左衛門兩人によって実施されている。中之条町、伊勢町両町の検地高を示すと第28表の通りである。この検地は藩の所有林である御林ごりんの測量は誠にずさんなものであり、百姓林の方は綿密に測量せられていることがしれる。当時の年貢高は百姓林および竹藪については一〇〇坪につき十八文の山年貢、三島村は一〇〇坪につき十四文で四文安であり、ところにより多少の差異が認められる。

貞享検地の際の山年貢の率は五文すなわち三〇〇坪につき五文の割合であったから、延宝のそれと比較すると約十倍の高率の山年貢を徴収していたこととなる。この林検地は田畑の租率と相俟ってその苛政のほどがしれる。

七 真田氏の租税制度

第28表 延宝4年林検地表（中之条町、伊勢町分）

中之条町				伊勢町	
御林	1ヶ所	6反7畝3歩		御林	14,709坪
百姓林	53ヶ所	6丁3. 7. 21		年貢林	7,654
百姓藪	1	2. 4		神社森	6,609
御竹藪	3	1. 9. 8			
神社森		?			

3 真田伊賀守時代の貢租

(1) 年貢米の納入

封建時代は將軍、大名等の領主は武力にものをいわせて、土地に農民を縛りつけ、年貢生産のために酷使した。一般農民は年貢生産のための機械であったわけである。この年貢は大きく分けて本年貢と小物成（こものなり）という雑税の二つに分けることができる。本年貢はまた本途物成（ほんとものなり）ともいい、田租である米と、畑租である大豆、もしくは金納と二大別された。その算出方法は、田畑の面積に租率をかけて、これを各人別、さらに一村を集計してその石高とした。租率は毎年の作柄によって異なるもので、検地をしたあと、川欠（かわかけ）、永荒（えいあ）などによって不作のときは、これを年貢高より差引き、また反対に新田畑等開発された場合は、これを加えることになっていた。その租率をきめる方法に毎年坪刈りをしてきめる検見法（けんみんぽう）と、数年の平均の租率をみてきめる定免法（じやうめんぽう）があった。検見引きをするとき中之条町では名主、組頭が神文（しんぶん）いたし引き方を帳面に記し上申したという。一村の収穫を規準にして村単位の租率がきまると各村ごとに藩の勘定奉行から代官に通達される。これを年貢割付状（ねんぐわりけいじょう）または単に免状（めんじょう）という。各村の年貢が、このようにきまると庄屋は各人の割当てをきめて通常毎年十一月に上納するのであるが、この年貢は一旦、各村の郷藏に納められ、さらに代官を通じ藩庫か江戸へ回送されたものである。年貢が全部上納されると皆済（かいさい）

目録が下付となる。伊賀守時代の初期は一場氏が代官をしていたが寛文以降は数人の代官によって支配された。

このころ吾妻郡において、吾妻町岩島地区以東の村々の米は、江戸の扶持米として遠く江戸に廻米せられていた。ただし西吾妻の米、雑穀は品質が劣っていたので、すべて金納という定めであった。また米納の場合は、その運搬により生ずる枅ますべり、同こばれ米に対しては欠米かみまたは込米こみといつて三升ないし五升を余分に納めていたので、沼田藩の一俵は四斗入であったが、これによって四斗俵が四斗四升〇四斗五升にもなったものである。

次に沼田領においては、農民の收穫高の何割位年貢米としてとられたかというところ、このころは大体五公五民が全国平均であった。しかし当地方は六公四民となっている。六が年貢、四が農民のとり分であったのである。繰り返していうが、当時の年貢の徴収方法は現在のような累進課税と異なつて上に軽く下に重かつた。五公五民してみると十石をとっている農民の手持高は五石、一石の人は五斗、五斗きり収納のない農民、このころはこの階層の者が多かつたのであるが二斗五升しか手元に残らない。高持百姓は比較的余裕があつたが零細農の貧困は目を蔽う惨状であつたことに特に注意せねばなるまい。

検地の項でのべたが、この地方はおよそ田一に対して畑九の割合で完全な畑作地帯であつた。その上気候も不順の上、土地の等級は頗る悪く八割以上が下田、下々畑であり、その上三万石を十四万余石に検地したのであるから、農民は一体どのような暮らしたのであろうか。かような次第であつたから一度飢饉に見舞われると夥しい餓死者を出したことは当然の話である。余談ではあるがこのころ農民から年貢をとるときは規格より大きい枅はらを用いた。これを納枅おさめといい、扶持米等をくれるときは小さい枅を用いた。これを払枅はらといつて區別した。伊賀枅い（月夜野茂左衛門資料館蔵）は四升八合六勺入で年貢米一俵に対してこの枅一杯分を余分に納めさせたものであるという。

(2) 年貢の分納・未進と水牢

折田村庄屋小湊喜右衛門が後世のためにと書き残した寛文十二年の年貢分納に関する記録がある。

寛文十二年折田村の年貢分納

庄屋 小湊喜右衛門		四谷安左衛門へ	
飯田勘右衛門へ	八兩	九月 七日納(初納)	同
同	六兩	九月 八日納(二納)	同
同	一兩一分	九月 十六日納(三納)	計 四十九兩
			(度々納めた手形は手元に所蔵してある)とある。

このような苛酷の年貢であつたため、農民は一度に納めることができなかったもので右の表のように分納している。

そこで藩では増代官^{ましだい官}といつて、飯田勘右衛門、四谷安左衛門の兩人を現地にやつてこれを徴収している。一回目の分納を初納、二次を二納、三納^{さいな}：皆済^{かいさい}という。このころ折田村は中之条町の代官林利右衛門の支配下にあつた村である。

伊賀守末期になると藩の赤字財政はますますひどくなり、農民も担税能力を全く失つて未進(未納、滞納のこと)

額がますます多くなつてくるのである。沼田領品々賞書によると天和元年現在(真田氏改易の年)の沼田藩の未納は

一兩一万六千五百九十八俵(約五〇%)内八百八十三俵は地方給人物成未進^{じがたきやうじんものなりあしん}、二百七十一兩も同じく地方給人未進とな

つて、どうにもならなかつたことを示している。年貢が滞ると役人がやつて来て、明年の種粃まで強奪したり、田畑、

家屋敷、家財道具を競売に付したりした。農民は年貢上納のため女房、子供まで売りとばす始末で、現在その文書が

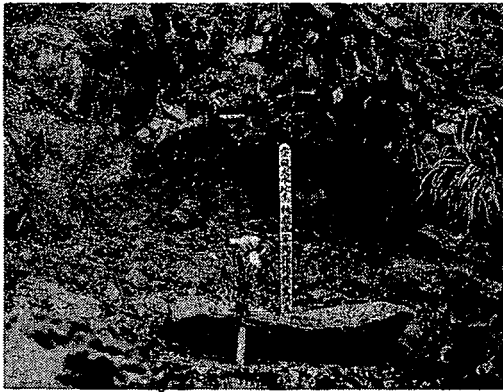
幾通も残っている。そしてなお不足のときは代官は人質をとつて親類や縁者、庄屋を呼びつけ、その眼前で苛責を加え

たり、あるいは水牢に入れたりして責め立てたのである。現在中之条町全域に寛文以降延宝にいたる相当数量の財産

売却(不動産である土地、家屋)の記録が残っているが、みな年貢を納めることができなかったことが記されている。

岩櫃山記録(天和二年記)によると貧農は田畑を売払い小畑等は有徳^{うとく}なる人(財産家)に無理に酒一升をつけて押

し付け、他国へそつと逃散^{ちやうさん}する者もあつたといひ、金銭取り回しのよい人は田畑を多く所有するようになって、貧富



桃瀬水牢跡（中之条町横尾）

の差が顕著になってゆくことをのべている。また百姓が逃散すると潰百姓が増えていつて、二男三男が潰百姓の跡を立ててゆく有様も記録されている。丹波篠山藩においては未進者や潰百姓の結婚を禁じているが、天和二年折田村宗門手形によると、沼田藩にもこのようなことがあったのであろうか、相当数の未婚者を数えることができる。

水牢：年貢は通常十二月までには納めさせたもので、もしこれが滞ると、寒中水中に入れて苦しめた。これを水牢という。水牢遺跡は沼田藩の中でも主に東吾妻に残っており、西中之条芝本・川戸・矢倉・平沢・蟻川・折田・横尾字桃瀬・新巻等にその遺跡が残っている。中でも大字横尾字桃瀬の水牢跡が最も原型を残しているようである。大字平宇妻関文書に水牢のことが記されている。これによると大きさは約十二、四方で、周囲に粗朶をゆい、木戸を設け、周囲は石垣である。中に女を入れる場合は、水を約七〇センチ程入れ子供のある人はこれを背負わせ単衣にして水牢に入れる。通常五人程袖から袖に縄を通し一つなぎにして入れたものであるという。水牢の底に舟底石という大きな一枚石があって、この上に立たせたという。滞納した夫や父親はこの悲惨な妻子のなきさけぶ姿を見て庄屋や隣近所の人にすがって年貢を納めたのである。この水牢を昭和四十五年中之条町文化財専門委員の手によって発掘整備した。さて男を入れる場合は通常首まで水がつかるまで入れたので、体温降下のためついに死にいたったといわれる。無慈悲な牢役人高橋某にまつわる陰惨な伝説等かずかず残されている。

桃瀬役所

伊賀守の末年、その苛政によって未納者が続出した。真田氏はこれら農民の滞納処分のため、中之条町大字横尾字桃瀬の地に役所を設けた。横尾村に郷長をおき、この郷長が直接この処分にあたった。この役所には水火の責め具や、また水牢屋を設け、未納者にビンビン体刑を加えた。この水牢屋というのが現存する「桃瀬の水牢跡」であろう。郷長はまた未納者の親戚、組合の者を喚問して、その代納をさせたという。

また真田氏は、近くにある和利宮は三カ村の総鎮守であり

(3) 雑税（小物成）について

本年貢の外に、小物成といつて山林、原野にかける税の外連上（現今の事業税のようなもの）冥加永、中世の課役の金納化した夫錢等いろいろの雑税が課せられた。次に掲げるものは延宝四年西中之条村の上納目録で、他の町村も概ねこれに準じて雑税が課せられていた。

一 夫錢：中世以前においては農民に対して一年のうち何日という課役があったが、近世になるとこれが米納あるいは金納化されてくる。中之条町の場合は明暦三年より賦課されているが、農民は賦課の理由は不明であると申し立てている。万治元年より米納となり米四石九斗余を納めていたが、延宝四年より金納となり銀十一貫九百三十七文を納付している。

一、狗役：藩主が鷹狩りに出るとき、ひきつれてゆく犬の飼料を代錢で徴収した。

産土神であるから崇敬するよう指導した。そのねらいは子供が生れると、神官は必らずこの子供に産土守札を与え、これをもって年々の人々の増加を計上し、また寺院の埋葬届を確認して、その人口減を捉え、現住人口を明らかにしたという。（小池折八、増補中之条町誌）

しかしこのことに関する文献の何物をも現在まで見ることができない。したがって将来の研究にまつこととしたい。

なお平の林昌院に明暦二年の矢沢氏息女銘の墓、延宝五年の祢津忠直の墓碑が現存するが、この桃瀬役所と関連あるものであろうか、不詳。

第29表 西中之条村上納目録

延宝4年(1676)5月3日

中之条町役場文書

税 目	税 額	上 給 の 別	備 考
夫 錢	5貫275	上 { 4貫516 給 { 762	
狗 役	548	上 { 446 給 { 78	
掃 除 給	1貫366	上 { 1貫168 給 { 194	
納 木	78駄	上 { 23駄 給 { 4	薪
薬 草	55駄	上 { 47 給 { 8	秣
鉄 炮 役	1貫000	上 { 832 給 { 164	5挺
漆 年 貢	432	上 { 412 給 { 20	
林 年 貢	5貫963	上 { 5貫533 給 { 430	
備考 ① 上…上納地 藩直轄地(御料) 752石264 ② 給…給地…給人大館安太夫の給地で 108石594			

一、掃除給…掃除場に出る課役の金納化されたものである。掃除場というのは街道を沿道村々に分担して修理または監理させることをいう。

一、納木…薪を現物納させた。中之条町の場合、延宝四年より納木二十五駄半の代、鑑二貫五五〇文を金納した。ただし一駄につき百文宛、伝馬役があるので他村の二分の一でよかった。（通常は五十一駄分）

一、葉草…藩の馬糧としての秣であろう。

一、鉄炮役…鹿、猪等が多く出沒して農作物を荒らしたので、農民に鉄炮を渡して、これを退治させた。この税率は一挺につき鑑二〇〇文であった。

一、林年貢…百姓林および竹藪に一〇〇坪につき十八文の山年貢を課した。これは貞享検地と比較すると約十倍の高率であった。連上林は代官領となつてから割増徴収されたという。吾妻記に「延宝四年、尾見与市左衛門、沼田領へ林検地、御年貢林に罷成候。亦うるし年貢、秣、薪等まで新規に取立申候。」とある。

岩櫃山記録（原町、富沢寛一郎家蔵、天和二年記）にみえる雑税には次の二種がある。

一、出間戸役…戸を立てるところ、すべて二階窓まで課税した。一間に付二〇〇文。

一、苧ぶけ役…女の嫁に麻布を織ると、女一人に付二〇〇文ずつ、五人ある家まで一貫文を課した。ために着物類等すべて売り払い、あるいは質におき、農民は単物（単衣）ばかりになったという。農民のささやかな抵抗であった。

その他の記録にみえるものに次のものがある

一、板運上…板一枚に付鑑二文。（岩井、伊能文書）

一、挽引運上…杣に課した税。大字四万等に例がある。

一、市場運上…中之条町の市場その他の市に賦課。

一、酒屋運上…酒造に対して課した税で内容は不詳。

一、湯銭…沢渡は湯銭一年に鑑四貫文、四万は一カ年七—八両—十両を納め、年々増減があった。一人に付一〇〇文を徴収している。現在の入湯税である。草津八百貫、川原湯は鑑三〇貫であった。(沼田領品々覚書)

一、山札…山へ入った者に馬札一枚に付三〇〇文、歩行札一枚に付一四八文を賦課した。山札とは馬を草刈に入山するときに料金を徴収した。その時の通行札をいう。馬札は馬を引いて入ること、歩行札は単身にて入山する時の札をさすものである。在々より毎年札数をもって納めた。もしこの札を紛失したときは、その村の庄屋、ならびに札主に、たしかに請負わせ、手形をとり札を出した。

以上の外、杉木茂左衛門訴状、百姓総代七名の訴願状、松井市兵衛嘆願書にみえる、やや伝説的な雑税をあげると次の通りである。

第30表

種別	内容	種別	内容	種別	内容
池役	池に課したもの	網役	漁業に課した	鍛役	鍛に課した
野役	原野に課した	川役	川狩	煙管役	キセル
井戸役	井戸	山手役	山	廻状給	毎年代官に納めたもの
婚礼役	婚礼	産毛役	嬰兒が生れると課した		
地覆役	家屋の地伏に課したもの	鈴羊役	かもしかを狩猟するものに課した		

(注) 伊賀造り…家屋の地覆に課したので、領内には地覆のない家が増加したという。この家を「伊賀造り」といった。やや伝説的のもの。利根郡新治村、中之条町伊参地区にいくつか現存している。



伊賀造り

伊賀守はこれらの証拠湮滅のため、江戸屋敷において、いろいろの書類を焼却しているので、その税制の中にも不明の点が多く残されている。

(林昌寺文書)

これらの悪税は伊賀守自身の発案になるものとは考えられない。側近の塚本舎人、麻田権兵衛、宮下七太夫等の佞臣によってなされたものと思われる。

(4) 年貢米の廻送

吾妻郡のうち雁力沢（現、吾妻町松谷地内）より以東の村々の年貢米は、江戸の扶持米として江戸に廻送された。吾妻峡より以西の村々、現在の西吾妻四カ町村の年貢米は地味が悪く、従って米質も悪いので石代（金納）で納入された。代金納はその年々の相場により大分差異を生じたものである。延宝末年、東部吾妻の村々より江戸へ廻送になった扱は、一、九〇五俵で、代官の指図によって送られている。

各村において納入された年貢米は、一旦各村の郷藏か庄屋の蔵に収められた。その輸送に当っては「上乘」と「納名主」がついてこれが輸送に万全を期した。上乘、納名主は中之条町の場合二十八カ村の組合で、納俵一、〇〇〇俵に付二人ずつ、名主、組頭の中でその人を選定しこれにあたった。船中のこと一切は上乘を責任者とするが、納名主は租米を納入するときの責任者であった。さて吾妻の各村々よりの年貢米の駄賃、その他雑費は、群馬郡総社まで原町より九里の里程があったが、それは各村百姓の自己負担であった。これも当時としてはなかなか馬鹿にできない額

である。総社より佐波郡玉村町五料の新河岸までは約五里あり、この間は沼田藩において駄賃一駄に付一〇〇文ずつを支給した。五料の新河岸には沼田の御用商人善左衛門の米蔵があつて、ここに一旦集積せられた。この五料河岸の藩の米蔵の修覆費用等はすべて沼田藩の負担であつた。五料河岸から江戸浅草までの舟賃は百俵に付三兩三分であり、これも勿論藩の支払いであつた。

幕府の貢米で浅草の米蔵に納入されるものを廻米、その他に納入するものを詰米といい、大部分は浅草に送られたのである。また水揚げから蔵納めまでの費用や、納名主の旅費を含め、すべての出費は村方の負担であつたから、多額の出費を要したのである。これは元禄期の記録であるが、中之条町の在、大豆等の畑年貢は質が不良のため江戸で買納めさせられた。次にどの位農民にこの廻送に要する費用がかつたかという点、通常各村より五里までは各村の負担が通例であつたが、沼田藩は総社まで原町より九里あつたのであるから、吾妻の農民は大変な割を食つたことになる。五里以外の駄賃は、五里外駄賃といつて、領主が支払う例となつていたのである。上乗、納名主の諸入用、雑費、小遣、礼錢、その他の諸費用は約百俵に付錢一〇貫文ずつ納人が帰村後、村々が割合によつて勘定することとしていた。また欠米、口米として百俵につき二、三俵ずつ組合二十八カ村で高に應じて抛出した。それから納入についての雑費は一俵に付買納諸入用欠錢として一貫一三〇文かつたので江戸相場でこれを分担した。なお上乗、納人に対する礼金として一人に付、金三分ずつ組合村々より俵数に應じて出すしきりであつた。そのころ沼田役人で大代官である小幡四郎兵衛という者が、万事我儘勝手に年貢取り立ての算勘を入れ、一般百姓が大いに迷惑したので、次のような落首が吾妻のある町に落とされてゐた。

小畑をみなよきところ思うらん

作りて見ねばしろうよいなし

八 真田時代の産業

1 農 業

近世初期の農業経済は、領主経済中心の時代であり、封建制度の徹底した自給自足経済の時代であった。このような情勢下農業はどのような推移をしたかをみることにしよう。利根、吾妻地方は天正十八年小田原北条氏滅亡の時限まで戦乱がつづき、田畑の荒廃も甚だしく、農業の後進地帯であったばかりでなく、その地勢も山岳地帯であり、地力も極めて低く、かつ氣候も不順で、氷雪も早く訪れるという悪条件が重なり合っていた。ために農民の苦心も一通りではなく、飢饉、風水害、火山爆発、害虫、鳥獣害等もこれに追いつけをかけた。沼田初代藩主真田信幸以下五代の藩主は農政に力を入れたのであるが、その詳細をしる史料は乏しい。

(1) 土 地

中之条町全域を集計する史料に欠けているので、大字中之条町を捉えて、その土地の情勢をさぐってみよう。寛文検地の資料もあるが、これは拡大検地であり、信用できないので、時代は少し下るが貞享検地によってこれを集計してみると左のようになる。

これを見るとおよそ、中之条町（現大字）では、田一に対して畑九の割合であることが知れる。地力の状況を見ると、田約十町のうち下田三町余、下々田三町余と約七割をしめ、畑九十町のうち、下々畑が約五割の四十五町、山下畑十町という状態である。このことは、大字中之条町が中之条地方としては比較的良好の土地を占めているにもか

第31表 貞享検地大字中之条町の土地の状況

種 別	反 別	種 別	反 別
上 田	2町4反	上 畑	5町8反
中 田	1. 9	中 畑	5. 9
下 田	3. 7	下 畑	16. 8
下々田	3. 7	下々畑	45. 0
		山下畑	10. 0
		屋敷 (上畑と 同じ)	9. 4

第32表 貞享検地大字中之条町の土地の状況
(享保16)

種 別	反 別	石 盛	石 数
上 田	2町4反6セ27	1.3	32石0斗9升7合
中 田	1. 8. 5. 01	1.1	20. 3. 5. 4
下 田	3. 0. 8. 10	9	27. 7. 3. 8
下 田	2. 1. 9. 20	7	15. 3. 5. 8
中 田	1. 0. 20	1.1	1. 1. 7. 3
下 田	6. 48	9	5. 7. 8. 4
下 田	1. 5. 9. 20	7	11. 1. 8. 2
上 畑	5. 2. 26	1.1	64. 1. 1. 5
中 畑	5. 9. 5. 20	9	53. 5. 6. 0
下 畑	13. 9. 8. 50	7	97. 8. 7. 2
下 畑	30. 5. 8. 20	5	152. 9. 3. 6
山下畑	10. 1. 5. 29	3	30. 4. 7. 9
下 畑	2. 8. 4. 23	7	19. 9. 3. 0
下々畑	14. 8. 9. 23	5	74. 4. 7. 0
屋敷	8. 8. 4. 06		
総反別	105. 6. 8. 22	—	
田	11. 9. 4. 4		113. 6. 8. 1
畑	93. 7. 4. 19		597. 8. 2. 7

わらず、悪田、悪畑で労多くして実収なしという結論がでる。さらにこの時代は、その六割は年貢として沼田藩庁にとり上げられてしまったのであったから、農民の苦しみは話にならないものであったろう。なおその石高計は田方一三石、畑方五九七石となっている。

(2) 作物

これらの田畑に何を作ったかを、元禄五年中之条村差出明細帳によりみると



中之条用水芝本取入口附近

田…稲の種類…北こく、えび、永らく

畑…粟、そば、大麦、小麦、大豆、小豆、稗、大角豆、煙草、麻、荏草、茶、木綿

荏草、大豆は畑年貢として出したもので、大豆一升に粃一升替であり、荏草は主に江戸市民の行灯の油として使われ、重要な作物であった。煙草は主要な換金作物であり、特に沼田・中之条・折田地方はその主産地であった。真田氏は宅地の畝除の地を免租し、畑には茶を仕立てさせ、木綿、煙草、荏草、麻等を作らせている。木綿、麻は日常の

衣料の原料であり、麻は中之条地方はその栽培面積は少なかったが、万治二年の年貢割付状をみると、吾妻東部一貫二〇〇文に対し、吾妻中、西部は一六六貫六四〇（年貢高）となり、このころより岩島地方を中心として麻が特産物であることがわかる。

(3) 用水の開削と新田開発

用水の開削

中世以来灌漑用水は自然の湧水、細流を利用していたもので、その使用も名主等によって独占せられていた。真田氏治世となって用水の開削も漸く行われるようになったが元和期以前のことはわからない。寛永二年に中之条新町が町割されると芝本用水（中之条用水ともいう）の開削があり、町用水の川尻は天神、八幡等の田に用水としておとされ、天神、河原町へ七分、長岡の八幡へ三分引水した。この分水を七分三分の法といい、分水の争いもあったが明暦二年真田信政の裁定により裁許された。信政は大い

に領内用水の開削に力を入れ承応年間、間歩堰まほせきの開削によって初めて村単位による用水の利用が始まった。つづいて五代真田伊賀守信澄も熱心にその開削に力を入れ、中之条町全域に用水堰、堤、溜池等の構築工事を行い、このころより水田も開かれるようになってくる。その主なる工事を列挙すると

用水堰：（名久田地区）大塚用水、壁谷堰、矢場用水、横尾中堰、忠兵衛堰、横尾上堰、赤坂上堰、赤坂中堰、鳴沢用水、平用水、宇妻用水うづまづみ（未完成）

（沢田地区）折田堤（上折田）

（中之条地区）宮沢溜池、山崎溜池、猪の窪溜池（詳細は第九節土木事業の項参照）

近世前期の約百年間は、史上かつてない高度成長の時代であった。したがって用水の開削と新田開発は全国的規模で行われたものである。上野国においても総社藩主秋元長朝は慶長七年（一六〇二）に工事に着手、同九年に完成をみた利根川の水を引いての大工事である天狗岩堰の開削によって、多くの新田を開発し、つづいて関東郡代伊奈忠次も、この用水を利用し玉村領七千石を開いた。降って寛文九年代官岡上景能は笠懸野に岡上用水という大工事を施工成功した。休泊堰、長野堰、天狗岩堰、岡上用水を上野の四大用水と言っている、吾妻郡においても岡上景能は祖父、父と三代にわたって東村岡崎に榛名湖から流れ出る沼尾川を引いて、難工事の末、七ヶ所の堀をつくり二十ヶ所の荒地を田、畑にかえ三つの新田をつくった。その後笠懸野に移り住んでその開発にあたったものである。真田氏の間歩用水と岡上氏の岡崎用水は吾妻の二大用水といわれている。なお参考までに現在中之条町の主な用水の受益面積をしめすと、間歩三〇ハル、青山・市城三七、横尾三三、中之条・沢田八八、千沢三〇であり、岡崎用水は二五となっている。

新田、畑の開発

十七世紀後半の中之条町の各町村別の田、畑の開発を、寛永二十年検地（一六四三）と貞享三年検地（一六八六）

とを対比し、この四十三年間の増加率を調べてみると約二倍強の増加という大きな数値を示している。これによってみると本町は真田時代後半期において飛躍的な新田、畑の開発が行なわれたことがわかる。ただし寛文、延宝期の石高の増加は全国的傾向であったのである。入山地方（〇・九倍）中山地方（一・〇倍）中之条町においても大字四万、上沢渡、蟻川、赤坂というような山間部はその増加率も非常に低く一％台にとどまり、入山村などは却って減少している。このことは中世以来、落人部落として、早く開拓されたことを示し、蟻川等もその中世遺跡をみれば（応永文明年号の金石文等）入山等と同じ系列に入るものではなからうか。

これに比して、本町においては、山田川、吾妻川、名久田川流域の村々がこの時代に開拓されていたことがわかる。特に折田村は三・三倍で最高の伸び率を示し、次いで中之条町が三・〇倍とこれに続いていることは注目に値するものである。（第23表参照のこと）

また、領主は自己所有の御林等も百姓に開放し開発させている。その例として五反田村において百姓市左衛門、伊兵衛の両名が延宝八年（天和二年の間、五反田御林一町二十歩を払い下げ、その跡地に新田を開き、二一石余の実績をあげているのは特異な事例であろう。（旧伊参村役場文書）

(4) 秣場山（肥料）鳥獣害、飢饉

肥料：開発が次第に盛んになると、必然的にそこに施される肥料源が大きな問題となってくる。現在のように金肥のない近世において、田畑の重要な肥料は、榛名山その他の入会山より秣を刈り、馬にふませて馬肥にして、水田その他に施した。かようなわけで草肥は当時としては重要な肥料源であったわけである。その他森や林より落葉を集めて堆肥とし、人糞尿、家畜の下肥、わら等もまた重要な肥料であったのである。では当時どの位の草肥が田に施肥されたかというと、日本農業史の著者古島敏雄は一反当り生の柴肥は二〇〇貫（五〇〇貫と述べているが、ここに

中之条町大字伊勢町の一場氏文書の元禄十一年「享保六年の「田作りの覚」という書付によると、この地方は特に瘦地であったためであろうか、一反当り実に一、〇〇〇貫^一二、〇〇〇貫を施肥しているところよりみて、膨大な数量の草肥が入会山より運搬されたことがしれる。

中之条町には秣場の入会山として、古来より榛名山秣場、これは山付十二カ村と川北一〇カ村、外に白井領を加えての入会地であった。その他として原町山、山田山、上沢渡山、四万山、原岩本山等があった。

牛馬：沼田領においては伊賀守時代約八、六八六頭の牛馬があり、重要な農耕勞力源であった。中之条町の史料は欠いていて不明である。馬はこの外伝馬用にも使用せられたので相当数飼育せられたものと思われる。

鳥獸害：このように苦心して作った農作物もいろいろの害獸や害鳥、害虫等によって食い荒らされるという被害があった。元禄五年の指出帳によれば、このころ鹿、猪、狼、熊等が多く出沒して、人畜や作毛を荒らすので、領主より鉄炮を下げ渡してもらい、これを退治した。これを四季打鉄炮という。大字中之条町においては鉄炮九挺が払い下げられていた。沼田領内においては狩人所持の鉄炮は七八三挺におよんでいる。勿論一挺に付^び二百文の税金を支払わなければならなかった。この外農民は猪垣^{いづ}といって、石垣を山の中腹等に構築し、畑に闖入する野獸、特に猪の害を防いだ。市城村、三島村の山中や、その他の村々にもその跡を認めることができる。

その他農民の最大の悩みは、波状的に襲う飢饉であった。これに対して領主はどのような対策を構じたかをみてみよう。

(5) 領主の救農対策

①種貸付：伊賀守は農民に、米、麦、荳等の種子を貸しつけ年賦で償還させた。領内へ初七、九九二俵を延宝二年より貸渡し、農民より手形をとっている。中之条町においては延宝九年種粃を領主より貸し渡された。これによると

天和二年より二十五カ年間無利子で一カ年米一石七斗九升ずつ定納するという定めであった。この返納は沼田改易以降も続けられた。

② 夫食：延宝九年正月より無利子で二、〇六八貫二七三文が領内に貸し渡された。

③ 郷倉：領主は飢饉対策として、およそ各村毎に郷蔵を建てこの中に貯穀させた。中之条町のもは六間×二間半のものと、外に領主の上納米を入れる郷蔵の二棟があった。ちなみに吾妻郡の郷蔵所在地は三十九カ所あり、沼田領全域には一一四カ所あった。

2 養 蚕 業

養蚕がこの時代から行われていたことは、元禄五年の中之条指出明細帳に「かいこ少々云々」とあることより推察される。小池折八編、増補中之条町誌に「この頃は、天然の山桑があつて、これによって飼育した。この蚕は完全な形状をなさないで、「大ミコ」という二化蚕があつて、天然育でも必らず熟蚕する強壯の蚕種であつたという。真綿原料の外は操糸にならなかつた。延宝年中、伊賀守は桑苗を貸し下げ畦畔に植え付け、養蚕を奨励し、小物成税を課したことが、古い割付帳に見えている。」と述べている。慶長二年中条宿（長岡の宿）において絹市場を開いたというが確実な史料を欠いている。

3 林 業

平安時代までは山林、原野、川、海等よりあがる物産は公私共にするのが慣例となっていた。ところが年代が降り、荘園が全国各地にたてられるようになると、地方の領家や地頭は、山林・原野の物産を逐次横領し、鎌倉時代に入

ると、領主は一般住民に山手、草手の税を課するようになった。そして往古より土地の農民が所有していた広範囲な入会地は、これら豪族によって縮小されるに至ったのである。室町時代以降数カ村の入会山、自村内の入会山が史にあらわれてくるようになる。戦国時代より江戸初期にかけて大名制が確立すると領主は益々この入会山を庄迫し、自己の所有地に編入していった。藩の窮乏が激しくなると、全国的にこの傾向ははげしくなつて、この山に小物成である運上、冥加永（ともに税金）をかけていった。

近世初期になると江戸を始め全国的に都市や城廓の建設が急速かつ大規模に行われ、沼田藩においても慶長十二年以降沼田城の築城、城下町の建設、新宿の創設、草津を始め温泉地の殷盛はますます木材の需要を高め、波状的に襲う風水害、火災等のため、すでに寛永のころになると、山に良材を求めることが漸く困難になってきた。原町山口家文書によると真田信幸が江戸藩邸の扉の樫を見つけるにあたって榛名山中を物色苦心することなどがみえる。岩井伊能文書によれば伊賀守時代になると植林が伴わなかったため寛文十二年現在樅、桧等の良材は皆無に近く山は大方禿山になっていた。沼田真田氏断絶の原因となつた延宝八―九年の両国橋事件は、このような情勢下におこつた事件であつた。

(1) 山林の区分

江戸初期の沼田藩の山林を大別すると三つに区分することができる。①御林と称する幕府、沼田藩の山で、今の官林である。②百姓林といつて百姓所有の山林で、現在でいう民有林であり、共有林である。農民は自己消費の木材、萱、下草（肥料）を得るため数カ村の入会山を各地に所有していた。③神社、寺院の森：免租地である。その他鷹巢山といつて御林の中で幕府や藩で鷹狩りに使う鷹をとるため、これを保護して雛を育てる指定の山林があり、立ち入りは禁止されていた。

中之条においては御林には、小川林、嵩山、四万山等があった。小川林は元吾妻城主鹿野氏の所有林であったが、延宝四年伊賀守のため欠所されると藩に没収されて御林となった。面積は一町二反余で、下草は百姓に払い下げられていた。百姓林は大字中之条町に例をとってみると五十三カ所あり、五十一人の共有で、七町三反を有していた。神社、寺院の森林としては、清見寺の約一町の外十三カ所あり、免租地となっていた。鷹巣山は、大岩山、蟻川山、上沢渡山、反下山、四万山等があり、外に西吾妻に九カ所、利根郡に十二カ所指定されていた。

(2) 真田伊賀守の林政

四木の植栽：栗、柿、梨、桑等の四木を宅地の反歩のある所や、周囲の山野に植えることを奨めた。これらは桑を除いて果樹であるが、秋食の補助として補植せしめたもので、栗四本、柿二本、梨二本の割であった。一説に栗は焚火止めとなったので防火の役を果たしたともいう。桑のことは吾妻町大字金井の貞享検地帳にも見える。

櫟：山林だけでなく宅地にもつとめて植えさせた。これは良材を得ることと枝を燃料とすることが目的であったという。

竹林：宅地の周囲に植えさせた。家屋の修理用、竹細工等の用に供するためのものである。中之条、伊勢町市街地の裏に東西に走る竹林があり防風の役にも立たせたものである。

茶：畑の周辺に植栽し自給自足を計った。

漆：伊賀守は各村々に漆を植えることを奨励している。天和元年中之条町に九十七本、寛文八年五反田村に九十五本あったことが資料にみえる。漆には雌、雄樹の二種あり、雌木には実がなり、その実は円く扁たく大きき一分許りで黄褐色をし煮て上品な蠟をとることができる。山漆は山中に自生し大樹はない。漆を出すことは少ないがその実より蠟をとった。寛文八年の五反田漆改帳（唐沢姫雄家蔵）によると植栽した者十六名、その本数八十八本（内四十一本枯

木)その外四本「みなり」、三本「みなし」とあり九十五本を算するが、秋になると沼田藩庁から役人が出張しこれを蒐集して蠟をとった。推定町全域には一千数百本あり、沼田領内で約八十貫の実を收穫した。また一本に付鏝二文の漆年貢を徴収している。

楮^{こうぞ}・畦、芝地に苗木を貸下げ、これによって製紙を行った。

沼田領から主に出された材木は桧、樺、櫟^{もみぢ}等でその他万座山より天和元年の記録によると笹板五千枚、挽板五十枚が運上として出されている。

(3) 森林の濫伐と津留め

岩井、伊能文書によると、延宝六年以前、濫伐であつたので、山が次第に禿山になっていったことをのべている。農民は現金収入を得るため山稼^{やまかせぎ}一方となり、田畠の耕作を怠つたので、山は次第に禿山となつた。そこで藩は濫伐防止のため、四カ村(西部の村であらう)の毎年伐り出す板木七、七〇〇枚を半分に制限し、運上金の納付を命じ、さらに津留^{つどろ}の命令を発して藩外への移出を厳禁した。大笹、狩宿の關所、入山番所は人の往来のほか、物資の津留^{つどろ}めの監視をも兼ねて設けられたものである。一方、入会山である四万山は四万村の外、五反田村、原岩本村、蟻川村、横尾村、西中之条村、伊勢町、青山村、赤坂村の八カ町村は運上を納めないで、春^{はる}、鋤^す、鋤^すの柄、荷鞍等の材料を四万山から伐採し中之条の市場で販売した。自家消費のものは従前通りでよいが、四万村だけ伐挽^{きりひき}運上^{うんじやう}を納め、毎年の濫伐によって櫟の木は伐りつくされ、このままでは杣人は生活することはできないとして、時代は少し降るが元禄十六年代官所に訴えている。そして早急に植林されることを要望した。このころ、四万山その他から中之条市場に出た林産物は中之条村差出帳に「当町六斉日には四万村より御運上の板木伐出し、商人当町へ参り売買仕り、この外近郷近在より大三寸杭木、板木売買仕候。」とある。

(4) 山 論

上、下尻高村、南山山論（天正～延宝期）榛名山入会株薪山境論（寛文期）は第二卷特論「市出入と山論」の項を参照されたい。

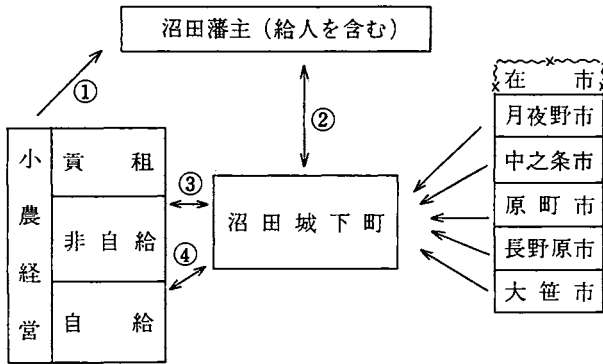
4 商 業

中世中之条町には名久田地区に二日市、七日市の二市場があったが戦国期以前に消滅した。岩櫃城下平川戸の市（仁治二年開市と伝う）は吾妻氏創設の中世市場といわれ、町が原町に移ってから一郡一カ所の「吾妻市」と称してその特権を保持していた。近世となり沼田藩ができると、藩の領域経済圏の確立という経済政策のもとに、古い勢力にかわる中世的性格（家父長的地主即ち中世的な名主）市場圏という商、農分離策に立脚した新しい一定ブロックを単位とする小農自立化の育成のためとみられる農村市場の再編政策にそって、新市場である中之条市場（寛永九年開市）伊勢町市場（真田信澄時代開市）の設立がみられた。ここにおいて必然的に全国的にもその例の少ない長期にわたる市出入について対立をみることとなる。天和元年沼田藩の崩壊によってこの藩領域経済圏構想は終止符をうたれるが、これを基盤として中之条町は元禄以降に郷商人の台頭があり、文化文政期にいたって初めて固定化店舗の発生をみる。ここにおいて明治以降の商業の飛躍的発展の基礎がぎざかれるのである。

(1) 近世市場の発生

江戸時代初期の経済は「領主中心の経済」であった。領主とはここにおいては沼田藩主である真田氏、そしてその部下である給人をさす。そして領内の土地は藩主の直轄地と給人知行地が入り乱れて散在し、農民を土地に縛りつけて年貢を収めさせた。年貢は分けて田租と畑租に分けられるが、田租は年貢米、畑租は大豆、荏草等の現物納もあった。

第33表 領主、小農、市場の関係



①生産物地代

②領主米(年貢米)の換金化、領主の必要資材の購入

③貢租貨幣納のための生産物の換金化

④非自給生活資材および生産用具の購入

(流通史(豊田武・児玉幸多編)により作成)

たが概ね石高に換算して金納であった。領主は現物納である年貢を換金して沼田や江戸の諸経費にあてた。給人も概ね同様であった。これに対して農民は畑租等の年貢を換金化すると共に自給自足を立前とする経済の中にあっても、どうしても自給することのできない塩やその他の海産物、衣料品の一部を買わなければならない。これを非自給生活資材という。また生産用具、即ち農具等のスキ、クワ、カマ等も購入しなければならなかった。このようであったから江戸初期の経済機構そのものに、市場や城下町等の都市発生の必然的な諸要素が多分に含まれていたのである。しかし城下町が形成されても、沼田市場は経済力に乏しくこれを消化するには余りにも微力であった。ちなみに天和元年の沼田領の年貢米は粍三万六千四百俵、畑租は一万二千余両である。であるから吾妻の年貢は江戸に直送されたり、また沼田の商人に直接買納められたりしていた。年貢の大部分は江戸という大きな中央市場(大坂、京都も同じ)に依存し、ここにおいて直接換金せられ藩や江戸の諸費用

に充てられていたのである。

(2) 沼田市場と在市

沼田領は東西三十三里余、南北八里余にわたる広漠な領域であり、山岳重疊して幾河川がこれをぬい、いくつもの豁谷を形づくっている。したがって沼田市場に領主米を集散すること自体不可能のことであり、また経済力も微力な市場である。そこで真田氏は各地に在市^{ざいし}を設け、城下町市場の出張所(支店)的 성격のものとして育て、これら在市を統括することによって経済的に農民(小農)を支配し把握しようとした。吾妻郡はその特殊性を考慮しこれを一つの経済圏とみなし、一六、六斉の市日に統一している。封建制の厳然たる身分制度下にあった時代であったので、農、商分離の立前から、ある一定の日時を定めて農民に一定の場所で商売を行わせた。これが在市の性格である。沼田領下の在市としては次の五カ所を挙げることができる。①月夜野の市、真田信澄が利根郡新治村の新巻の市を引いて創設したもので、三七、六斉の市である。②原町の市：一郡一カ所の吾妻市が創始で一、六、六斉の市、寛永中頃より中之条と月交替で開市③中之条の市：寛永九年開市、一、六、六斉の市で原町と月交替で開かれた。④大笹の市：嬭忍村大笹で、信州街道と真田道の要衝、給人鎌原氏の所管にかかる一、六、六斉の市⑤長野原の市：開市不詳、十二月だけ開市。ちなみに沼田の市は四、八、六斉の市である。

(3) 中之条町の市の成立背景

①畑作地帯と金銭納Ⅱ中之条付近一帯は畑作地帯でおおよそ田一に対して畑九の割合の地であったので年貢も概ね金納であった。小農は畑よりの生産物を換金化しなければならず、領主(含給人)もその一部を金銭化しなければならなかった。②農業生産力の向上に伴う農業生産物の飛躍的展開Ⅱ真田氏歴代の治績と全国的な経済成長によって農業生産力は承応・慶安より寛文・延宝期にわたる約三十年間に二倍強の上昇を示した。③沼田市場の形成と中之条市場

Ⅱ元和以後、中世以来郡の中心地であった岩櫃城を破却し沼田が名実共に藩行政の中心地となると城下町を整備し経済的にも一円にこれを支配する体制をとった。藩はその経済政策として古い中世的市場(原町市場)の旧勢力を排除しつつ分身的(支店、出張所)な在市を吾妻郡に新設し、新しい農村ブロックを背景とする農村市場圏の中核にすると共に、これを通して農村を経済的に支配しようとした、当時吾妻地方が中世的な大家族制の家父長的地主(天和二年折田村宗門手形参照)を中心とする後進的な農業形態地帯であったので、小農の自立を育て農民総参加の市場としての藩のねらいがあったのであろう。沼田市場は城下町(問屋制など)の整備が遅れていたもので、在市と同じく商品流通の立地は定期市におかれていたとみるべきであらう。④交通の発展と後背地(温泉地等)の開発。Ⅱ元和と寛永期に入ると全国的に道路網が漸く完成期に入り、特に三国街道の裏街道の宿場町の地位は元和の参勤交代制の制定と相俟って高まった。また後背地農村ならびに草津を始めとする温泉地の賑盛は重要な通過駅として旅行者への物資の供給等が著しく増大していった。⑤統一貨幣の鑄造流通Ⅱ寛永十三年以降の寛永通宝の引き続いての大量鑄造は貨幣の流通を早め、かつ通貨の信用度を高めた。

(4) 中之条市場の構造

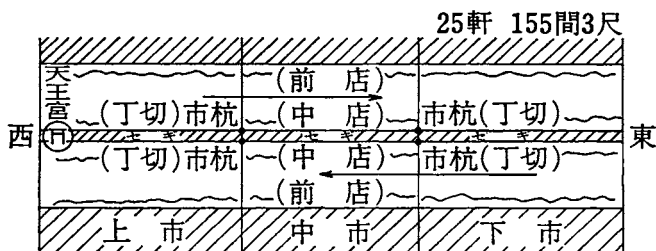
①市場人口Ⅲ中之条町の人口は真田時代の統計資料がなく不明であるが、戸数約一〇〇戸、人口七〇〇人位と推定される。②天王宮の祭祀、上の町に市神を祀る天王宮があり、この市神を齊いっき祀まつって月六回の市を立てたので六斎の市という。明暦三年十二月十日、真田伊賀守はこの宮に薄銭百拾文を寄進。(小板橋文書)これより天王宮の祭りを六月二十一日と定めた。これが中之条祇園祭の始めである。その後延宝年間伊賀守はこの宮を再建した。また毎年正月十一日には初市の祭礼が行われていて現在におよんでいる。③市場の区域と市日Ⅲ寛文三年検地の際、上、中、下の三町を均等に区画した。桑原文書によると下の町の区画は間数一五五間三尺、この反別一町五反七畝十二歩、屋敷



今 市

二十五軒となっているので、三町の軒数は七十五軒となる。上、中、下の三町の市を、それぞれ上市、中市、下市と言った。延宝九年八月の三町の紛争のとき、中之条町の代官林理右衛門はこれを裁定し、各町の境に市杭として石の杭をうめた。(中之条町、高橋高治郎家蔵) 藩政期奥州仙台の町では町々の境には「丁切」という柵を設けていたというが、中之条町の場合はこの市杭をもって「丁切」としたものである。(中村吉治編社会史第五章近世の商工業と都市193頁参照)

市の立つ日は、上の町：十一日、二十六日、中の町：六日、二十一日、下の町：一日、十六日であった。店の張り方は、中央の堰を背にしてその両側にはられた。(396頁参照) 堰を背にして道の中央に張られた店を中店、両側の店を前店と言った。市に来る人、即ち市人は東より来る人は南側を通し、西より来る人は北側を通しその混雑をさけた。馬を引いて来る市人が多かったので、かく規定したものである。④今市と新田町、今市は現在西中之条に地名として残っている。この地は、大道峠を越えてくる越後道と、中之条―沢渡―暮坂峠―入山―信州沓野へ通ずる信州街道の合する辻にあたっていたので「今市の辻」といわれた。四万への道も当時ここから通じていた。このような地理的条件から早くから近郷の村人達は村の物産を背負ってきて立売するものが年々多くなり、自然に三、七、十二月の三ヵ月は一、六の日に人が群集して市を立てるようになったので「今市」という地名が生まれたという。真田伊賀守のころ今市の地を西中之条より分離して、中之条町の上の町に編入し、その替地を字長岡のうち中棚耕地に出して西中之条村と交換した。上の町の市場



中之条市の区画図

として繁昌したといわれる。このころこの地に法蔵寺という寺があり、時宗^{じしゅう}であったので、市を利用して盛んに布教が行われたという。新田町は上の町の続きではあるが市を立てたことはきかない。

(5) 市場の機構と商品

①市場の役人 問屋：市場の取締り全般についての責任者で、伝馬次、宿泊（伝馬宿）をも兼ねていた。庄屋：行政的な発言権を有していた。市場取締人（仮称）：各町内に三人宛おり各市場のいろいろの業務を司った。代官所：市場の取締り、監督を行う。伊賀守時代袋町に代官林理右衛門の役宅（現、前屋敷）があった。郡奉行所：原町にあって代官所の上にあり市場の監督に当った。②市場の商人、主に沼田、月夜野、須川等からの商人と、近郷近在の農民が物産を背負って群集し取引した。町の人は前店で市日に限って取引し、他所から来る商人は問屋に宿泊し、問屋以外にも定宿があったのでここに宿泊した。宿泊料をとっているので別に露店の店賃は取らなかった。ただし雑用の分は一日錢五十文を徴収した。市場に対する税金：元米藩としては徴収しなかったが、伊賀守時代に限り市冥加永^{いちみょうえい}を徴収したがその詳細は不明である。天領になってからは村役人の歎願により免除された。③市場

の規定：市場にはいろいろの規定があったが、主なるものを列記すると左の通りである。

一、原町と一月交替で店を張ること。

二、市は、上・中・下の三町にて開くこと。

三、前店にはその屋敷主がはること。中店は市間いちま（上市の場合、中市、下市が市間となる）の者がはること。

四、下市は代官伊能市郎左衛門の命で、炭、薪木、板木、馬等すべて山物の分を独占してはること。（座的のものである）

五、市場以外の日および場所にては絶対に商売してはいけない。

六、**楽市、楽座**的のもので座はなかった。

⑥市場で扱った商品：塩、茶、真綿、麻布、木綿、煙草、穀物。春：穀物、麻布。秋：麻、たばこ、木綿、その外小豆、大豆、荏等が少しずつ売り出されていた。下市においては、前述のように山から出た産物として板、杭木、薪、馬等が売買された。板、杭木は主に四万村から、近郷より板、薪、材木（三寸角）等が出されていた。天和元年の文書（原町、富沢文書）に不断の棚に、塩鱈、筵、薪の類が売られているが、常店の原型をなすものが、このころからあったのであろうか。

(6) 市場の紛争

寛文、延宝以来、小農は苛斂誅求かれんしゅうりゅうによって困憊こんばいしていたが、農業以外の林業や商業にも手を出して、その生活の支えにしようとした。寛永九年の第一次中之条、原町市出入の裁定の結果、両町は月交替に開市することとなった。寛文二年、同七年に起きた原町との紛争、延宝五年、同九年の町内同志の市場紛争は町民の追いつめられたあがきの上に組立てられた一連の事件であった。このことは特論編「中之条原町市出入」の項で詳述するので割愛する。

(7) 伊勢町の市場

伊勢町は寛文検地によると田畑合計九十八町歩、うち畑七七三石、田二一三石となっている。畑のほぼ半分が下畑、下々畑となっており、いかに土地に対して実入りが少いかがわかる。そこでこの僅かな農業収入によるほか、中之条町、原町と同様新市場を立てて、商業方面への進出を町割り当初より企図していたのも、またやむを得ない情勢に

よるものであった。これに対して沼田藩も前述したように新市場を立てて、これを通して経済的に農民を支配しようとした企図がうかがえる。伊勢町青柳文書によると、真田伊賀守は一カ月三度、三斉市を立てることを許可した。しかしその詳細を知る資料は見あたらない。しかしこの新市場の構想も中之条町の猛反対によって沼田改易とともに断絶した。ここを時点にして中之条市場も沼田市場の経済圏から離れることとなるのである。その下限は元禄の頃と推定せられる。(青柳文書)

(8) 領主の保護政策

中之条市場の開設は真田氏の経済政策の一環として、また町役人(中世名主の系譜を引く家父長制的名主と考えられる)等の堅い決意によって行われた。その新宿建設に当って町に移住を願う者には真田領内の農民に限り土地を無償で提供し、地子銭などの租税を免除し(真田伊賀守時代は除く)また座を設けしないで楽市、楽座的な自由取引の保障などはそのあらわれである。伊賀守時代にいたって市神天宮に土地を寄進したり、これを再建したりしていることは領主の中之条町に対する一つの精神面からの援助とみられよう。しかし領主は農民にこれら「商」の機会を与えながらもその周辺の荒れ地を開発させ、その貢租量の増徴を期待したことは見逃すことができない。このことは王子原(中之条町)や上の原(伊勢町)が当時ともに荒れ地であったことなどは共通の事態であったのである。

なお江戸時代は農民からの年貢は累進課税ではなく、高の何割と課していたので、富農には有利で、貧農は困窮した。町の人々がこの苛政から逃れようと商業(市場)に $\parallel$ 農業の副次的存在であった商業ではあったが $\parallel$ そこにかばそい一縷の望みを托して苦闘を続けるその姿は悲壮でもある。またこのころの商業に対する課税は農業と異なり本人の申告によったもので、市の冥加永(市場の税金)も町そのものに賦課したものであって、各個人に対する課税ではなかったという有利性があった。ここが現代と大いに異なるところである。

5 工 業

近世初期においては、いまだ現在いふところの工業とよべるものは存在しなかったが、中之条村差出明細帳によると、その源流ともいえるいろいろの手工業形態のものが、勿論農業の副次的のものではあったが、すでにその芽ばえをみせている。

一、酒造業：沼田領品々覚書によれば、沼田領内には酒造家が利根郡三九軒、二、五八〇石、吾妻郡十四軒、五七四石と記されている。中之条町にも二宮一族による酒造が四家に分れてすでに行われていた。うち二家は元禄初年の創業である。酒造米の大部分は越後米で、三国峠を越え永井本陣をへて大道峠より中之条町へ運ばれたものである。

一、鍛冶：三軒、これは主に農具等の修理、その他を行なったもので農業の間の副業的なものであった。寛文検地帳によると中之条町に弥左衛門なる鍛冶がおったことがみえる。元和、寛永以前には中之条地方にも二、三の刀工がおった。その系譜は不明であるが、その一は西中之条芝宮前口に権田伊賀守という刀工があり、その屋敷跡よりカナクツが発見される。伊勢町庄屋青柳源右衛門と縁組をしている。その二は長岡に町があったころ町田豊後守重成という刀工があった。慶長の初め利根郡より移住、中之条町の郷士鹿野氏より妻を迎えた。稻荷石稻荷の北側に豊後守使用の井戸が残されている。慶長十五年八月十六日没、町田家はその後寛永のころ曲の手に移住している。

一、櫛巻：寛文三年検地帳に中之条町に「つかまき」を業としたものに仁左衛門なる者がある。刀の櫛巻を業としたものである。刀のさや木は沼田領の特産で、利根郡発知山、川場山がさや木の主産地であった。

一、大工、木挽：各一軒

一、麻綱…麻綱は沼田領の特産品であつて、他領へ多く移出せられていた。原町、矢島五郎兵衛は領内の吟味役にあつた。

一、家庭内の零細工業…その他家用に零細に行つていたと思われるものに、繰糸、製布（麻布、木綿、絹布）竹細工、製茶、搾油、製縄、製糸、製蠟等が考えられる。

6 鋤業

天和年間の四万温泉絵図に「水晶岩」が明記せられているところより、水晶の堀削もこのころより行われたものであろう。元禄六年の五反田村絵図によると、嵩山に金山（かなやま）二カ所が記されている。この時代何かの堀削が行われたものと考えられる。上沢渡の砥石山も戦国期ごろよりの利用があつたと思えるが何等の資料も伝えられていない。

九 真田時代の土木事業と交通

1 土木事業

(1) 用水

間歩用水 沼田四代の藩主真田信政は寛永十六年—明暦三年まで約十八年間、領内に多くの水利事業や土地の開発を行ない、開発狂とまでいわれた程で、いかに精力的にその全力を土地の開発に費したかが推察される。現在はっきりしている中で利根郡下においても有名な四カ村用水を始め、月夜野堰外七用水、吾妻郡においてはこの間歩用水を肇



間歩用水

行く人へ、あとから来てもの申すには「お前は何を持って参った」「これは源右衛門の死出の旅の六合の団子だ」(注、六合団子は六合の飯ともいい死者にもたせる団子のこと)。などと罵りながら通っていったと記されている。

この堰は初め「間歩堰」、「源衛堰」、「せん堰」などと呼ばれたが、沼田領品々覚書によると「中野条堰」となっており現在は「間歩用水」と呼んでいる。引水コースをのべると赤坂矢場の岩壁の下から赤坂川を取水し間歩ずい道

げることができる。この用水は岡上景能の開削した東村岡崎の岡上用水とともに郡における代表的な大きな用水の一つであって、それは赤坂川の水を引き、途中切貫岩(間歩)を削岩し、横尾村より伊勢町に落とし、町用水となすとともに伊勢町南部の水田に導水したものである。現在この用水は真田伊賀守開削のごとく宣伝されているが真田信政の時代が正しいのである。①青柳源右衛門の出願と工事の状況。伊勢町覚書によると承応二年伊勢町の町割が完成すると庄屋青柳源右衛門は町用水と田用水を兼ねるこの堰の開削を藩主に願いでたところ早速許可された。この工事がいつ初められたか明らかでないが、おそらく承応三年(承応四年四月改元明暦)中には初められたものと思われる。この工事のための人足は吾妻郡全域から夫役として駆り出されたものである。同覚書に「入方田代辺より初め、三原中の者が集まって来た。これらの人々は伊勢町の町を通りながら庄屋源右衛門の悪口雑言をはきながら町を通った。」とのべている。その中で先へ



間宛」と見えている。中之条町役場蔵明和六年八月「吾妻郡中野条町、伊勢町用水路御普請所絵図」による間歩付近の構造は別図の通りである。天和元年この間歩用水の最初の修理が行われ、このとき伊賀守は大樋の用材を利根郡藤原村御林より、入用木のうちで桧で下げ渡し地元農民を修理に当らせている。

(注) 間歩：鉦坑のことをいう。元来鉦夫（かねほり）の語で、鉦山にて堀り入る穴、横穴、トンネルをいう語。また金山の
上に穴を開いて光を取るをまぶという。

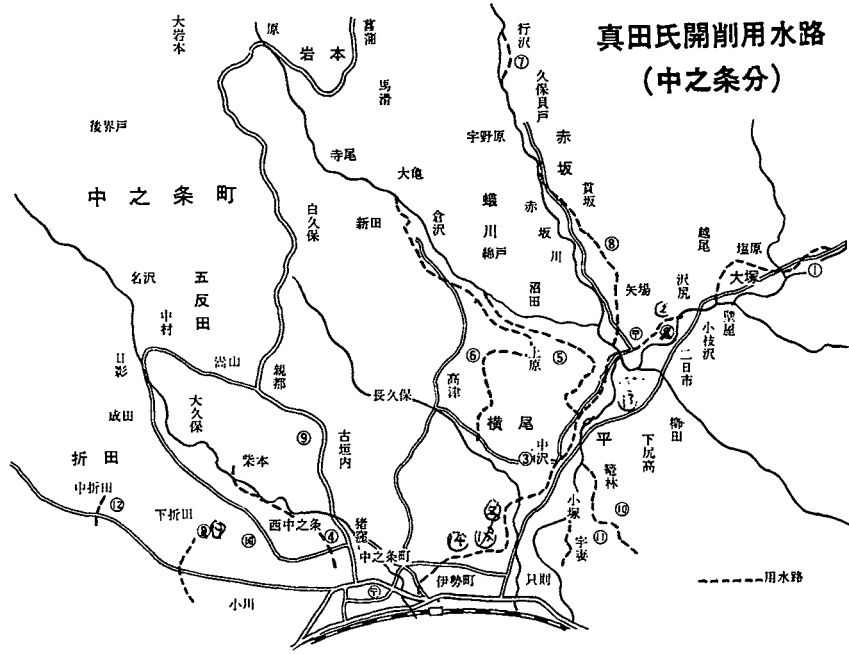
中之条用水（芝本用水）

中之条用水は別名を芝本用水ともいい、寛永二年中之条町が王子原へ移転すると、その町用水として開削されたもので、その流末は田用水として利用されている。この用水は西中之条字柴本の柴本川（胡桃沢川の上流）の取入口（堤）より水路を開き、その延長は中之条町の分水場まで約二十町余である。また、この用水は芝本川の堤付近において非常用水等として利用せられた宮沢溜池より流出する水を合せて南流しているものである。

この溜池の貯水は主として干魃^{かんばつ}時や、町の火災時等の非常用水として放流せられたものであるが、その概要は次のとおりである。この貯水池の創築の確定年代は明らかでないが中之条用水開削以前、すなわち寛永以前に開かれたものであると伝えられ、その流末は、往昔、日向林用水といい、約五町歩余の日向林田圃の用水として用いられていたもので、日向林の田に七分、その他に三分利用せられていたので古来「七分三分の法」といわれている。宮沢の地は市街地の西北約二十町余にあり、現在町有地となっている。面積約三反歩、そのうち貯水面積は約二反歩、深さは五尺一丈である。江戸時代の池の規模は第34表を参照せられたい。東北は山に囲まれ、南西に堤防を築き、南堤防の中心に必要時放流する立樋がある。栗板で高さ十二尺、一尺二寸角の箱状であって、ヒノミの穴は直径三寸、二尺間隔に五箇設けられていた。常時はヒノミに桐製の栓をして満水にしておくが、干魃のため灌漑に利用する時はヒノミ

一本宛を抜いて使用したものであって、また町に火災が発生する等の非常事態勃発の際は二本を抜いて防火用水に供した。

この町用水も古来水源が枯渇したときは田用水優先としたが、祇園祭の前後三日間だけは必ず非常用水として放流する例であった。その流末、字胡桃沢に分水堤があつて、天神・川原町田圃へ七分、長岡のうち八幡田圃へ三分（七分三分の法）田用水として分水したものである。この水源である芝本川も寛永以来幾多の被害を被っている。すなわち、寛保二年八月の大水害の際は芝本川、吉池・胡桃沢筋に多くの川欠を生じ、砂入地も多く、堤も決潰したが、幸いにも宮沢溜池だけは被害をうけなかった。（猪窪、山崎溜池は決潰）明治二十五年の水害の際も芝本川筋に大きな被害を与え、二名の水死者まで出す程で、吉池・林昌寺下の間は一時沼となつて堤は切れ家屋の流失もあった。つづく明治四十三年八月六日～十一日の大洪水の際は宮沢溜池の東岸の山が崩壊したため、西岸の堤防が決潰し、一時に貯水が流出したため、柴本川の合流地点を大きく決潰、それより下流に多大な被害を与えた。その後町民の間に貯水池堤防の再建、非再建をめぐつて議論が沸騰したが、結局見送りとなつて、近世初期より灌漑用として、また町の重要な防火用水として大きな役割を果たしてきた貯水池の再建は遂に成らず、以後中之条用水も柴本堰の水量一本に依存するのやむなきに至つたのである。その後貯水池跡は望月藤吉が借り受け二公八民で、六十年期限になる杉の植林がなされた。（戦時中は中断）しかし後年中之条、沢田耕地整理の完成によつて、この用水も過去のものとなつた。その後河床の変化によつて堰の位置も変り、戦後柴本川も準用河川に認定せられ、河川の改修も行われ、堤の位置も三転して現在の箇所となつた。昭和二十年五月、食糧増産の国策にそつて、戦時食糧増産隊の労力奉仕によつて農業用貯水池として復活した。しかし戦後美野原用水の完成によつて柴本川の水量が増加したため、貯水池としての必要性も漸減したので、一時養魚池として鯉の放流などもなされたが、その後永い歴史を秘めながらも放置するのやむなきに至



- | | | | |
|--------|-------|-----------|------|
| ①大塚用水 | ⑤横尾中堰 | ⑨大堀 | ⑬平用水 |
| ②矢場用水 | ⑥横尾上堰 | ⑩鳴沢用水 | ⑭間歩堰 |
| ③忠兵衛堰 | ⑦赤坂上堰 | ⑪宇妻用水(未完) | |
| ④中之条用水 | ⑧赤坂中堰 | ⑫折田堰 | |

って現在をむかえている。

次にこの用水の修築は、古来中之条町並毎戸人足を勤めるならいで、江戸期は諸色、費用は各家の高割によつたものであった。春、秋二季の定例の堰普請の外、臨時の修繕の際、その工事の大きいときは全町民がこれに当り、小破のときは人足番の者がこれを行つたものであった。(小池折八・増補中之条町誌、西中之条芝本・唐沢豊米蔵報)

芝本の水池と水庫

明治三十八年、町の有志によつて、中之条用水を利用し、柴本の日影地内に長さ二十五間、幅七間、深さ三尺の水池がつくられ相向いの山懐ろに三間×五間の水庫が建てられた。少ない用水をさいて採水に回したことは、当時いかに水の需要が緊迫していたか推測するに難くない。水切りは寒風をついて夜通し篝火をたよりに作業が続けられ、翌朝分厚い氷が整然と高く積みあげられた光景は実に壮観であつたという。

この採水の作業も昭和の初頭まで続けられ、当時盛んであつた蚕種の貯蔵を始め、この地方の水の需要を満たしていたのであるが、次第に榛名湖周辺の道路が整備されて「榛名水」の移入によつて二十余年間続けられたこの事業も採算がとれなくなり終りを告げ、現在池や水庫の跡を僅かに認めるにすぎない。

(西中之条柴本、唐沢豊米蔵報)

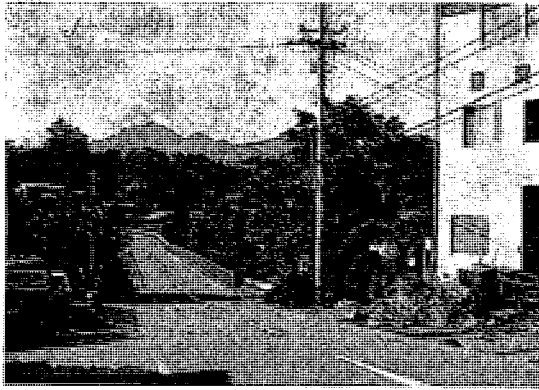
(第34表) 真田時代開削の用水、堤、溜池

1. 中之条地区のその他の用水

用水名	水	路
大塚用水 (尻高村用水)	尻高元宿にて名久田川より取水。――名久田教会前――中之条町、高山村境界――塩原――五十嵐――名久田川へ	
矢場用水	大塚沢尻にて名久田川より取水。――矢場――赤坂川、名久田川へ	

九 真田時代の土木事業と交通

横尾中堰	蟻川洗板付近蟻川より取水——久保田——へそ岩下——八幡要害下——枋瀬の上——横尾坂本——中沢田圃用水。流末は横尾小塚にて名久田川へ、支流は桃瀬川へ。
忠兵衛堰	間歩用水は七日市——桃瀬川を横断——伊勢町へ向うが夏の渇水時には桃瀬川の水も併用できるよう堰堤がつくられている。
横尾上堰	蟻川大亀より取水——池田の下方を水路通水——倉沢——奥山原——横尾上の原——千沢——長石——東光寺田圃。
赤坂上堰	赤坂豆腐貝戸にて赤坂川より取水、南下して折越に至る。
赤坂中堰	蟻川百々にて赤坂川より取水——馬場貫坂——釜淵——下赤坂上組の田用水となる。
鳴沢用水	平の鳴沢から湧水して籠林東南山林西流——籠林田圃
平用水	大塚壁谷「ボクボク弁天」——壁谷——小枝沢——二日市——平一の瀬川に合流。その水を堰堤にて第五小学校前へ引き、平、下平、柳田、鍛冶貝戸——菅田、下尻高等約二十町歩に引水する。現在中之条上水道もこの水を利用。
宇妻用水 (未完成)	平宇妻の北端「せんち」から取水——白井沢——青山——市城に給水する伊賀守の計画であったが、真田氏滅亡により中断。その故をもってこの近辺の村民は茂左衛門地蔵への参詣をしないという。 最近、青山、市城土地改良区の事業で三百年ぶりに完成。
大堀	折田より中之条町小川に至る用水路。折田と西中之条の境にある排水路がこれであるという。
(2) 堤、溜池	
折田堤	沼田領品々覚書所載、十二平——神社、上折田の黒崎花雄宅の東に村堤の形跡を認める。
宮沢溜池	西中之条芝本、長さ二十二間、高さ三尺——七尺、横二十七間、埋樋長さ十二間、埋樋松にて十二間——一尺、五町二反の田に用う。(中之条用水の項参照)



今の山田川橋

(3) 川 除

大川通り（吾妻川沿岸）…杭木、根籠をもって工事を行った。籠竹、杭木は小川御林より出され、人足は近村より夫役し、扶持米が支給され、公儀普請である。植栗川原・岩井川原・忠乗（只則）川原…この川除に必要な雑木、松枝、駕籠竹は野林より出された。前者同様の夫役であったが、貨幣による

入用はなかったという。

(4) 橋 梁

公儀橋、山田川橋

山田川（四万川の下流をいう）の下流に架けられた沼田信州往還、江戸への往還にあたる重要な橋梁で、すでに戦国時代には架橋せられていた。

（加沢記）真田領時代は長さ九間、幅九尺あり、欄干付の橋であった。

橋には藩で一切の費用を出して架橋する公儀橋（御入用橋ともいう）と百姓自普請橋の二種があったが、この橋は勿論公儀橋であった。橋の構造は勿（は）である。勿橋とは両橋詰から大木の刎木を組み出し、その刎木の上にナブリという角材を架け渡して板を敷いた橋のことで、山田川橋は刎を三の刎まで組み出した刎橋であった。橋の架替のときの人足は吾妻三十五カ村

山崎溜池	西中之条山崎、二十間、長さ二十二間、高二間、一町七反の田に用う。現在その痕跡を残すのみ。
猪窪溜池	西中之条猪窪、福田豊三郎宅西方に痕跡がある。

第35表 山田川橋普請人足差出表
(寛保元年) 中之条町役場文書

村 名	村 高	人 足	備 考
中之条	石 711	人 377	
中西伊青市	388	205	
奥新小泉植	648	343	
岩原川金郷	199	106	
厚矢岩松横	218	116	
三折山上下	172	91	
四五原蟻大横	430	228	
赤枋大	413	219	
	235	125	
	771	409	
	737	390	
	1,131	600	
	711	377	
	205	109	
	222	118	
	224	119	
	175	93	
	607	322	
	296	157	
	134	71	
	1,181	626	
	628	333	
	684	362	
	217	115	
	361	192	
	313	166	
	570	302	
	451	239	
	452	240	
	56	30	
	631	335	
	494	251	
	390	207	
	30	16	
	425	226	
計 35カ村	15,503	8,215	

より村高によって課役した。これを橋組合三十五カ村という。(第35表参照)

人足には一人一日米五合が藩より支給された。材木は上沢渡御留山より、板木は四万御留山、原町岩櫃御留山より出す例となっており、特に四万村は敷板を出していたので人足は免除されていた。金子は木工、木挽作料、釘、鋸等の費用に当てられた。ただし伊賀守時代末期に至っては藩の財政が赤字で悪化していたので、金子は沼田、吾妻惣村割懸りとなっていて、沼田の勅旨河原五郎兵衛が藩の命令で集金して納めていた。

橋の位置もこの時代は現在より約一町半ないし二町上流に架けられており、小破損のときは橋元である中之条町と原町が立ち会いで自普請をする例となっていたのである。

第36表 真田伊賀守時代中之条町公儀橋一覧表

場 所	橋 梁 名	長 さ	幅 員	備 考
中之条町大字四万	湯原の橋	間8	間1.5	延宝年中破損してなし
原町・中之条町間	山田川の橋	9	1.5	
中之条町大字大塚	大塚の橋	6	1.5	
中之条町大字四万	渡多戸橋	12	2	

中之条町所在の公儀橋をあげると第36表の通りである。この中で大塚の橋は延宝末年に落ちて天和元年現在架橋することができなかった。真田藩財政の破綻をここにもみることが出来る。以上公儀橋架設の方法等その他すべて山田川橋と大同小異であるのでこれを省略する。

百姓自普請橋

・奥沢橋：延宝元年まで中之条町より吾妻川の対岸岩井村に渡る奥沢に榛名山より秣や萱刈りのためこの橋が架設してあったが、毎年大水で橋が落ちるので渡舟とするようになった。その外吾妻川に榛名山秣場への通路として市域に一つ橋があった。（橋名不詳）

・栄橋：中之条町、伊勢町間にある胡桃沢橋（現、栄橋）は中之条町、伊勢町の立ち会いで行う自普請橋であった。材木は原町、蟻川村、平村三カ村の御林より無料で払い下げられ、その他は百姓が立ち会って自普請をした。他の村々の橋もこれに準じて百姓が自普請をしていたのでこれを省略する。

(5) 渡 舟

伊勢町の渡舟：中之条町の奥沢橋は延宝元年以降これを廃して伊勢町裏へ新らたに渡舟場をこしらえ、榛名山よりの秣かや運搬のため農民の便に供した。舟は一艘で長さ八間、横八尺あり、中之条町・伊勢町共同でこれを維持していた。ただしおよそ四、五年ごとに舟を新調した。領主は利根郡藤原山の御運上木を舟の材として払い下げ、

また綱杭は中之条町小川御林より払い下げとなった。舟頭二人を抱え、この扶持米は夏は麦十二俵、秋は雑穀（粟、そば、ひえ）粃十二俵、計二十四俵を近村および群馬郡までを含む四十カ村より集めて扶持とした。この風習は渡舟の廃止せられた昭和初期まで続けられていたものである。

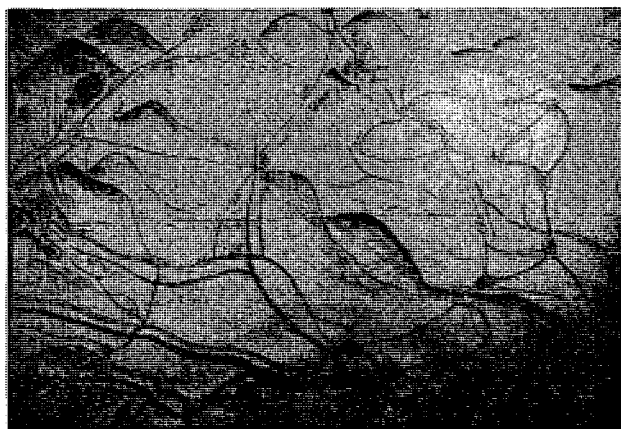
2 真田領時代の交通

(1) 大坂の陣後の道路網の変化とその発達

江戸幕府は大坂の陣後天下が泰平となると、まず第一に道路の整備にいち早く着手し、五街道の制を定め、江戸を中心とする道路網が完成するとともに、その他の脇往還も逐次完備された。関所の新設、駅伝の制、参勤交代の制等の制定によって宿駅も次第に整備されていった。

元和元年一國一城令により中世以来本郡の首城であった岩櫃城が破却されると元和二年原町が立てられ、続いて中之条町（寛永二年）伊勢町（承応二年）も相次いで荒野の中に町立てされて新しい宿駅が誕生した。

本郡においては戦国時代、岩櫃城を中心として各支城にいたる道路が布かれていた。城下の平川戸宿を中心として主要道路は、すべて山の尾根や中腹を縫って形づくられていた。これは現在のような河谷に沿っての道は敵の隘路（あふち）攻撃やゲリラ戦の好目標になること、敵からの遮蔽陰蔽、攻撃から身を守る考慮からなされたものであったのである。世の中が静かとなって、農林産業の復興、温泉地の殷盛、新町の設立等は旧来の道路では到底不便この上ないものとなってきたのである。そこで大坂の陣を一つの大きな転機として道路の配置を大きく変えていかなければならなかった。例えば現在の日陽道は、小野子、子持山の中腹を通ったものであり、日蔭道も、榛名山の中腹を、岩櫃―長野原間の道路も岩櫃城の裏手より山の尾根づたいに赤岩の中室（当時中室千軒といわれた宿場があった）へ出て、須



江戸時代交通図

川を下り長野原に出たものである。これらの道路は、いずれも元和・寛永年度より吾妻三町の成立と相俟ってほぼ現在の位置に引き下げられた。このようにして中世の道路で廃道となったもの、通路をかえたもの、聚落の移動や宿場を廃されたものもあった。

江戸初期の主要幹線道路は高崎―新潟の三国街道、三国裏街道（日蔭道―長須橋―原町―中之条町―蟻川村―三国道）、高崎―大戸―大笹―信州間の信濃街道、上田・松代と沼田をつなぐ上田街道（当時真田道といわれた）がそれである。天正時代より草津温泉は急激の発展をとげ、沢渡、四万その他の温泉を訪れる人人も増加し、その道路も整備された。

(2) 真田氏の交通政策

真田氏代々の藩主は産業の振興策と相俟って、かつてない種々の交通対策をうち出したがその概要は左の通りである。

関所および口留番所の設置

関所は幕府が封建制の確立とその安定を図るためとった政治的目的によるものであって「入鉄炮と出女」の一言は関所新設の意味をよく表わしている。上野国には十五の関所がおかれたが、特に本郡は上・信・越三国の要衝であったため次の四関がおかれた。寛永八年、幕府によって新設せられたものに大戸関（信州街道、草津街道）猿カ京関（当時吾妻郡、三国街道）の二関があり、降って寛文二年十二月幕府

の許可を得て真田伊賀守が新設した大笹関（信州街道、真田道）狩宿関（草津道）の二関がある。狩宿関は始め狩宿番所として設けられたが沼田改易後関所に昇格した。中世武田氏時代からの関所といわれている。口留番所は自領と他領を連絡する要地に設けられた小規模の関所のことで、人の出入の検索、物資の移出入をも監視することを主な目的として設置したものである。

第37表 沼田藩内の関所および口留関所

関 名	街 道 名	設 置 場 所	設置年月日	設 置 者
大 戸 関	草津街道	吾妻郡吾妻町大戸	寛永八年	江戸幕府
猿カ京関	三国街道	利根郡新治村猿カ京	"	"
大 笹 関	信州街道	吾妻郡嬬恋村大笹	寛文二年	沼田藩
狩 宿 関	"	長野原町応桑字狩宿	"	"
戸 倉 関	会津街道	利根郡片品村戸倉		
入 山 番 所	信州沓野道	吾妻郡六合村入山		
湯野松曾番所	清水越、越後道	利根郡水上町湯松曾		
合 瀬 番 所	三国街道裏道	利根郡新治村永井合瀬		

日向見関の移転

吾妻郡より信越への抜道が中世より三筋あった。④四万より木根宿を通り越後浅貝へいたる木根宿通り（奥州故道）

⑤入山より信州沓野へ越える間道⑥万座山を越え信州高井郷へ抜ける間道。真田氏は藩の防衛上、この間道より他国

の者が出入することにいたく神経を尖らせていた。寛永年度より万治年間にいたる三十年間、その付近の百姓に百姓役として一人宛番人をおきその通行を監視させたが、百姓であったため通行人におどかされて充分にその効果をあげることができなかった。そこで寛文二年末、大笹、狩宿二関の開設とともに、この三つの間道を閉鎖した。大笹関由来記によると、四万日向見の薬師堂付近に中世の関所（番所程度であったのであろう）があったが、寛永八年猿力京関設置に伴いこれを廃止して猿力京へ移転したといわれる。

一里塚構築

一里塚の制は織田信長がこれを始めたといわれ、徳川家康はこの制をうけつぎ、慶長九年東海道外二街道に一里（約四キロメートル）ごとに道路の両側に五間四方の塚を築き、これに榎を植え路程標とした。その後諸大名もこれにならって各地に一里塚が築かれていく。嬌恋村大笹、元禄十四年上信国境紛争文書によると、真田氏も沼田町より鳥居峠をへて上田までに一里塚を築いたという。しかしその詳細のことは不明である。

(3) 宿駅の新設。「第四節第二項中之条町宿駅の変遷」を参照のこと。

(4) 真田氏の伝馬制

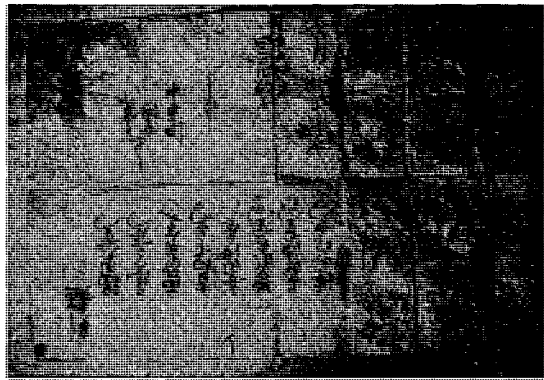
上田城と沼田城を結ぶ上田街道（真田街道）は最重要な幹線であった。当時この街道の輸送の主力は馬であった。そして公用物資を輸送するため設けたものを伝馬てんまという。伝馬は武田氏時代既に設けたと思うがその史料を有しない。天正十年武田領をうけついで真田昌幸はこの街道上に宿場を定めて「伝馬の制」を整備した。各宿場には問屋をおき、ここに一定の人馬と人足を常備する義務を負わせた。また宿泊（伝馬屋敷）市場支配の権利をもっていた。公用の荷物は無料であったが、その乱用防止のため、公用である旨を証明する伝馬の朱印状を藩主が発行した。また公用に支障のない限り宿場の馬を賃金を払って私用に使うことも許されていた。これを駄賃馬という。運搬する荷物は公

私をとわず必ず宿継ぎ（村継ぎ）といって一つの宿場毎に馬を継がなければならなかったのである。

真田昌幸は天正十二年十二月市場氏を岩櫃城下の平川戸宿の問屋に任命した。市場氏は伝馬問屋として江戸前期まで、その市場と伝馬の実権を握ることとなる。伝馬次の宿は最初大笹―長野原―平川戸―沼田に限られており、それ以外の宿と街道の使用は厳禁せられていた。一日の差し出し人馬は真田氏末期は五匹五人であつたらしい。駄載量も慶長十二年、本馬十貫、乗懸荷四貫の定めであつたが、同十九年は本馬三十二貫乗懸荷十二貫と改定した。駄賃は延宝九年には堅尻一里二十四文、乗懸荷は同三十文であつた。商人荷は公用物資の次に輸送されるを例とした。文禄四年二月の定めによると「荷留」（注）は確かな手形を用うることを規定し、朱印は藩主の朱印であるが、慶長十九年の定めでは朱印の外、上方よりの御物や他国よりの使者等緊急を要するものは郡奉行の裁定によってできるようになつた。各宿の馬匹、人足差し出し基準は居屋敷表口十二間、裏行二十五間につき馬匹一頭を出す規定であつた。

・伝馬の村継ぎ―地頭伝馬といつて真田伊賀守所用の伝馬は総て村継ぎで行われた。その伝達の順序は藩主―藩御用人―沼田町奉行所と勘定奉行宛文書にて示達―沼田町検断（大庄屋格のもの）／＼郷村庄屋問屋（原町、中之条町等）／＼各百姓という経路である。延宝九年四月朔日付中之条町役場文書によると郷村庄屋、問屋にあらかじめ渡されている勘定奉行の判鑑と照合して伝馬は差し出されていた。そして村から村へと伝馬は引きつがれ、その勤めを果して行く。

・真田氏伝馬制沿革の概要―信幸が沼田藩主となると父昌幸時代の制度をそのまま引続いて市場氏を吾妻問屋とし、文禄四年十二月および慶長十二年十二月伝馬制に関する諸種の規定を定めた。元和以降信吉が領主となるとその整備に力を注いだ。このころになると漸く伝馬の乱用が激しさを増してくる。文禄四年・慶長十二年にも信幸は伝馬乱用に付注意をうながしているが一向に改められなかった。同十九年一月中条、平川戸両宿に出した制札によると武士だけでなく被官までも乱用するので郡奉行所にその裁定の権利を与えて取締らせた。百姓はその横暴のため逃散する者も多



判鑑（延宝9年中之条町役場蔵）

く、慶長十九年十二月原の新町に出した制札に、町へ移住する牢人には五年季の伝馬役の外は諸役を免除するという牢人起用の対策を考え、欠落^{かけおち}の者が新町に立ち帰り伝馬役を勤めればそれ以前の負債や借金を免除するとその対策に苦慮していることが知れる。

・中之条町の伝馬制：関カ原役、大坂冬の陣の際中之条町が臨時の宿駅としてその機能を果たしたこと、岩櫃城の破却、原の新町の設立等諸情勢の変転によって慶長十九年初めて中之条にも宿場御朱印がおりて公式に宿駅として認められた。これよりさき、慶長七年十二月十日、中之条町の郷士鹿野右衛門助は中之条の御宿屋敷（伝馬屋敷）伝馬差し出しによって特別の功があり、屋敷三貫文を免租された。この文書は中之条町も伝馬次をしていたことを物語るものである。（長野県、岡野家文書）伝馬宿には市場が開かれていたので、おそらく慶長七年ごろ市場が非公式ではあるが認められていたのではあるまいか。右衛門助は中之条町郷士鹿野氏の一族で、商人頭をしており、伝馬問屋を兼ねその市場を掌握していたものであろう。

※荷留^{にぎどめ}：戦国時代、敵の経済封鎖を目的とする他領向けの物資の統制を行った。これを荷留という。荷留は戦國の一時期を有利に導くためのものが大部分であり、近世の津留^{つどめ}に類する政策の初歩的なものがあらわれてきたところに、領国経済圏のある程度の進展をみるべきであろう。（伊勢町一場文書、長野原町羽根尾唐沢文書、信濃史料、顕徳寺文書による）

一〇 真田領時代の宗教と統制

1 寺請制度と宗門改め

(1) 寺請制度と宗門改帳

慶長十九年キリシタンの禁制が厳しくなると、キリシタンの宗旨をかえた者には、寺院にその旨をしたためた証明書を出させることにした。この証明書を寺請証文てらうけしやうもんという。寛永十四年の島原の乱後は一層キリシタンの弾圧は厳しさを加え、国民は必らずキリシタンかそうでないかの宗門改めをすることとなった。国民がキリシタンではないということを経院から証明してもらうためには、どうしてもいずれかの寺の檀家でなければならぬこととなる。このようにして元来個人の信仰から始った仏教を崇敬することが、幕府のこのような強制から各家ごとに寺と結ぶようになり、ここに寺と檀家という深い関係が生ずるようになって、ただ形の上の信仰へと変った。このようにして江戸時代信仰の自由は一つの政治的な強制により奪われることとなったのである。この宗門改めは村ごとに行い、村人の寺院の証明書は、村で一まとめにして藩主に提出された。これは毎年行われたものである。村民の家族ごとにもめたものであるから、人の調査を兼ねることとなり、これを宗旨人別帳しやうじんべつちやうとか宗門改帳しやうもんかいかちやうといった。現在江戸時代の戸籍や人口移動を知ることができる重要な資料となっている。

○寺請証文の一例

差上申一札之事

一 一場茂右衛門儀代々浄土宗にて当寺檀那にて紛無御座候。若御法度之宗門之由申すもの御座候はゞ、拙僧罷出申

分け可仕候。為後日如件

(伊勢町 一場文書)

元禄七年戊十月 上野国吾妻郡原町

浄土宗善導寺

これは一場茂右衛門が狩宿関所番になるとき、代官竹村に提出したものである。

竹村惣左衛門様 (住職) 門 随

(第五節四の家族構成の記載例参照のこと)

(2) 沼田藩のキリシタン

元和六年、フェルナンデスという宣教師が江戸より沼田に入り十三日間逗留して布教した。このとき天使のような待遇をうけ、多くの信者を得た。彼はそれより信濃を通り越後より金沢へと布教の旅を続けた。(日本キリシタン史) このとき沼田領内を通過したことは間違いなく、吾妻郡にも布教の足跡を印したかどうかはわからない。その後伊賀守時代の万治元年幕府が全国のかくれキリシタンをさがした報告書に、上野国の中で特に沼田領と緑野郡(現多野郡)鬼石付近がその重要拠点であったことをのべている。そして藩制期を通してかくれキリシタンが潜在した模様である。

2 真田領時代の社寺の状況

永い戦乱が終ると吾妻の里にもやっと平和な春が立ち帰ってきた。まず第一に着手せられたのが社寺の再建・創建であった。これは土地の知行人や郷土等によって行われた。郷村制の村から近世の村へと新しい村づくりが始まり、荒野に新しい宿がつくられると、これに伴って社寺の移転も必然的に行われていった。この近世の初頭は江戸幕府の統制も元和以降のような厳しさはなく、幕府も藩も仏教の保護政策をとっていた。

(1) 寺院の創建と再建

林昌院：中之条町大字平宇妻所在、曹洞宗。永禄年間、関勘解由左衛門尉利久開基の寺で、初め林松庵と称した。

慶長八年伽藍を新築し以後林昌院と改称した。吾妻郡誌には慶長十八年七月觀芝文察という僧が、平村関小左衛門と協力して創建したとあるが、文政十三年三月の火災により古記録を焼失してしまったので詳しいことはわからない。

永林寺：中之条町大字上沢渡所在、曹洞宗。

慶長二十年三月、岩下の名利永寺が全焼した。時の住持は第四世快宵かいしやうけいやく恵鶯であつた。師は文祿二年より二十二年間その住職として寺運の興隆に尽したのであるが、不幸にもこの厄に遭い深くその責任を感じ、老令でもあり後嗣もなかったのを寺を退き、上沢渡の古座部に小庵を結びその余生を隠棲の生活に入つたが、それより九年を経た元和九年遷化した。応永寺の名僧聚易は深くこれを悼み、沢渡の人々と話し合つて恵鶯の一生を哀れんで一字を建立した。これが竜谷山永林寺で、開山の第一世とし、さらに応永寺の門主もんす（末寺の頭あし）としてこれに報いたのであつた。（応永寺史による）吾妻郡誌に文祿元年十月恵鶯が創建したとあるのは誤りであらう。

日向見薬師堂：慶長三年三月、伊勢国山田の住人鹿目喜左衛門家定が真田伊豆守信幸の武運長久を祈つて再建したもので、降つて元和三年冬屋根の修理を行つたことがその棟札にみえ、その後享保十三年、同十六年、延享三年在銘の棟札六枚が保存せられている。

慶長三年の堂再建の際真田信幸は榛名山巖殿寺の宗海を導師として落慶式を行い寺領として京錢一五一文を寄進した。貞享元年別当三光院文書によると二町三反五畝十五歩の寺領があり、寛永六年には真田信吉が二七〇文を寄進し参詣しており、寛文四年には信澄もこの堂に参詣する等真田氏代々の崇敬する所であつた。（三光院小淵文書による）なお堂再建にあつたのは山田与惣兵衛、同与助、丸山主水、青木市之丞等が助力している。（吾妻古戦録）

その他：宗福寺（中之条町市城）は戦国の争乱により大破したので、寛永九年双林寺十三世大通貫徹が土地を移して再建し寺号を宗福寺（元、十王寺）と改めた。宗本寺（大字下沢渡）は寛文元年火災にあつたので十五世諒海教密

が再建、善福寺（大字山田）は中世以来荒廃に帰したので延宝中年虎伯が中興した

(2) 寺院の移転

慶長・元和・寛永・承応にわたって吾妻三町といわれる原町、中之条町、伊勢町の三町が新しくできた。これに伴って必然的に寺院の移転が行われた。

林昌寺：天正ノ文禄にかけての河原町の移転に伴い、文禄二年川原町より長岡の地に移り、寛永元年（或言寛永十六年）長岡の町が王子原へ移転に伴い三遷して現在地に移築した。

清見寺：寺はもと西中之条村、中之条町字小川、大塚村にあったという三説があるが不明である。長岡に新宿ができると慶長元年、京都智恩院より岾山きふさんなる僧が来り現在地に寺を移建した。当時は西見寺と称したが、正保年間三世専悦が清見寺と改めた。開基は当町の郷土鹿野和泉守である。寛永二年町が王子原に移転に際しては寺の移動は行わなかったの、寺院が市街地より下に位置することとなったのである。

なお原町の設置にあたっては当時岩櫃城下郷原の桐沢にあった善導寺は元和三年現在地滝沢に移り、岩櫃城の外廓にあった金剛院も元和元年現在地に移転する等寺の移動がしきりに行われた。

(3) 神社の再建

天正十八年八月、真田信幸は吾妻郡の著名な神社に戦勝報謝のため、それぞれ寄進したことは前述したが、さらに関カ原戦の戦勝を祝して、慶長六年八月十二日、領内の社寺に寺領を寄進している。（信濃史料）

中之条町山田の名社吾嬬神社は慶長十七年十二月、唐沢大和守が祠官のとき、この宮が大破していたので再建した。番匠ばんじょう（大工）は平川戸の治郎左衛門である旨が棟札に残されている。奥宮は吾嬬山中にあって立派な石宮が建てられている。慶長十七年極月の銘のある棟札銘の中で「上州群馬郡吾妻庄北条郷山田村」とあるのは、特に注目され

るところである。棟札は横八寸二分長さ二尺八寸のもので銘文は資料編に掲載するのでここでは省略する。つづいて慶長十九年、中之条町の伊勢宮はもと長岡の杉木、清見寺の東隣りに鎮座し郷士鹿野氏の鎮守神であったが、現在地の伊勢の森に移建した。

3 仏教・神社の統制

(1) 寺院法度

徳川家康は戦国大名のいずれもが体験しているような一向一揆を始めとする宗教による団結の強さを十二分に経験していたので、慶長六年より元和元年までの間に、寺院制度をつくって寺院の統制をはかった。このことは各宗派、各大寺ごとにきめたものである。そして寛文五年には諸宗にわたっての寺院法度をきめ、これを統一的に守らせるようにした。

(2) 朱印地・黒印地・除地

幕府は寺院制度に加えて、寺領も強く統制した。幕府から領地を寄進することがあり、これを朱印地といった。そして大名の寄進地は黒印地といって区別した。朱印地も黒印地もない小さな神社や寺院は除地といって藩主からその租税を免除された。幕府がこのような経済的な統一をしたことは、その統制上重要な意味をもっているのである。

朱印地 幕府の朱印地は吾妻郡においては、真田氏の領域外であった須賀尾村の諏訪神社のみであった。寺院においては、現在吾妻郡で当時群馬郡に属していた高山村大字尻高の泉竜寺唯一カ寺のみである。ただし、高崎市飯玉町字佐見正親所蔵「上野国拾四郡御朱印村々貫目帳」によると下沢渡の宗本寺は吾妻郡唯一の朱印寺で、幕府より二十石の朱印地を下付されたことが記されている。宗本寺を調査したところ寺伝も伝承も全く残っておらないという。

あるいは慶安二年朱印を下賜せられ 寛文元年の火災までの短期間朱印寺であったものであろうか。将来の研究にまつこととしたい。

黒印地 幕府の朱印寺のほか、沼田藩主（大名）より寺領が寄進せられると、たとえ藩主の朱印が押してあっても黒印地といつてこれと区別した。真田氏時代中之条町のどの寺が黒印寺であったか定かでない。相当数あったと思われるが各寺院が大半火災の厄にあつて古記録をなくしてしまったからである。現在まで黒印寺として判明しているのは中之条町の清見寺と伊勢町の林昌寺のみである。現在原町大宮神社および林昌寺に残る黒印状は次の通りである。なお朱印状と同様、黒印状も藩主の代替りごとに下付された。ただし三代真田熊之助は僅か三才で相統、在城四年で没しているので安堵状は出さなかったらしい。現在までみたことがない。

・沼田初代藩主真田信幸状（原町、大宮文書）

今度社領就御改ニ、本五貫之所七貫百文に雖令檢使、如前々大宮へ付置者也。仍如件。

天正十八庚寅十二月十九日（朱印）

大宮大夫

北能登守奉之

・二代 真田信吉状（林昌寺文書）

吾妻為知行ノ替ト永楽三百二十四文出置者也（朱印）

木村 帶刀

（元和八年）
戊二月二十三日

木村五左衛門奉之

・四代 真田信政状（林昌寺文書）

林昌寺領永楽三百二十四文之所、如前々出置候者也。

（黒印）

原 右 近

（寛永十六年）
卯之十月十三日

中俣才兵衛奉之

.....

清堅寺屋敷分京錢三百文ノ所出置者也（清見寺文書）現存せず

（寛永十六年）
卯十月二十五日

（黒印）

原右近奉之

・五代 真田信澄状（大宮文書）

覚

一、薄錢三貫二百五十文 原町之内

以上

明暦三年丁酉極月十日

青柳六兵衛[㊟]
舟田吉左衛門[㊟]
青柳五右衛門[㊟]

川合六右衛門^⑤

貞享検地の際再び除地としての給付があった。

※寛文検地のうち蔵前より三十一俵三斗八升九合が給せられた。

この宛行状^{あてまわしじょう}をみると、二代まで朱印を用い以後黒印を用い、信政まで奉之の書式をとっているが、五代信澄より全く書式が異っているのに注意されたい。信澄は明暦三年には除地を与えているが、寛文検地以降は蔵前より粃を支給している。ここにも歴代藩主の各社寺に対する態度がうかがえる。

除地 朱印地、黒印地でない小さな社寺領はみな除地といって免租地とした。真田氏は寛文三年検地まで社寺地は除地としていたが、前記のように寛文検地以降は除地としての土地を与えないで蔵出しの粃を給付してこれに替えた。

(3) 諸社称宜神主法度

寛文五年、幕府は諸社称宜神主法度^{しよしゃねいじんめしほうど}を定め、京都の吉田家と白川家に神社、神職の支配権を認め、一部の神社を除き全国の大部分の神社、神職はその支配をうけることになった。中之条町横尾和利宮の神官であった小板橋美作^{いままかひのり}椋藤原吉房は翌寛文六年四月十三日、早々上京し、吉田家に謁し神階正一位と烏帽子、狩衣着用の許可を得ている。(和利宮文書)

一、寛文六丙午年四月十三日上京して、神祇道長上管領家吉田殿に拝謁し奉り、免許を蒙り奉る。

神階極位正一位和利宮祇官美作椋藤原吉房、烏帽子、狩衣着用裁許之状、伝子孫藏之。

藤原吉房

※注 神主号、大官司号などを称するには吉田家に謝礼金を納める必要があり、神社の大明神号、権現号も同様であった。正一位の神階には寛保以後勅裁を要し、その官金は百両を必要とし、神職が〇〇守従五位下に敘せらるゝにも勅裁を要し、官金十五両を要し、それらは氏子の中から集めて京都に上り、その位を得た。本郡には何人もいなかった。

4 民間信仰

(1) 庚申信仰

庚申にあたる日の禁忌行事を中心とする信仰で、本来は中国道教の祭典であつたが、日本には遠く古代に移入され、庚申の夜には謹慎して眠らずに夜を過すという「守庚申」の信仰は、平安貴族社会に盛行した。中世に至って武家社会にも「庚申侍」といって徹宵会食談議する風があつたが、一般地方庶民の間にこれが行われるようになった時点は今のところ明らかにされていない。しかしわが中之条町においては十七世紀中頃の建立にかゝる五反田村の明暦二年銘の庚申塔ほか二基が残されているところより、一般庶民の間にもこのころより行われたものと考えられる。

近世の庚申侍には中国の道教の影響は、ほとんどなく、むしろ仏教の影響が強く働いているようである。そしてこの民間の庚申信仰は地縁的協同組織の一貫として行われていたということは、五反田村の庚申塔に「五反田村〇〇三十九人云々」とあるところより、これを知ることができる。またこのころ同志が相寄つて催すこともあつたという。

なお、五反田村の庚申塔は元阿弥陀堂境内(現在堂宇は現存しない)にあるもので、阿弥陀信仰が庚申信仰に強く作用した一例と考えられる。俗信仰は現在の利益を念願するものが多いが、これによって来世の救いを求めることになる、庚申に弥陀的な要素がなければ無意味であり、弥陀の信仰↓観音信仰↓月侍信仰↓庚申信仰の線が考えられる。

五反田の庚申塔 この塔は明暦二年(一六五六)十一月(あるいは閏十月か)に建てられた三重の塔で、高さ一一〇センチ、横三七・五センチあり、二猿と二鶏が正面に陰刻されている。向つて右側面に明暦二年十一月、奉庚□仏、左側面に、五反田村・・・三十九人とある。元阿弥陀堂のあつた境内に建立せられたもので、現在五反田字中村和利の森田新松の管理にかかつている。明暦二年は丙申の年にあたる。

平の庚申塔 平字下尻高にあり。高さ二四〇センチ、寛文九年銘のもので、管理者は同地の剣持四郎である。

大塚の庚申塔 字小枝沢の山中にあり、延宝四年の銘がある。延宝八年は庚申の年に当ってはいるが、延宝の大飢饉、真田伊賀守の庄政等のためか低調であったもののようで、現在真田時代の造塔は前記三基が現在までの発見例である。

(2) 馬頭観音信仰

馬頭観音は六観音の一つであって、馬頭は転輪王の宝馬が四方を駆けまわって、敵を威伏するごとく、一切の諸魔をくじ伏する威力を表したものである。中世吾妻地方においてこの信仰が盛んであったことは、「中世の章のうち吾妻三十三番観音札所一覽表」をみていただければ明瞭なことである。

このように「馬頭」という文字から馬専門の菩薩のように思われるが、元来馬とは無縁なものであった。しかし江戸時代になると農村の労働力の最たるものは馬であった。馬の健否は直ちに農民生活に重大な影響をもたらしたので、馬に関する関心は極めて深く、馬の無事息災を念ずることも自然の情で、今日馬頭観音の供養塔を随所にみるこゝとができるようになった。江戸前期に建立せられた塔はいまだ発見されていないが、岩本字後界戸の本多和作家には正保元年（寛永二十一年、一六四四）銘のある馬頭観音像（高さ四十四センチ）が秘藏せられており、中世に引続いて、この信仰が拡められていったことが知れる。

馬が大切であれば、その守護にあたる猿の信仰も自然的に考えられることで、ここに庚申信仰と馬頭信仰が結びつく可能性もありうるであろうと鈴木繁「庚申研究」では説いている。

(3) 蟻川・山田の経巻

蟻川部落には最近まで、大般若経六百巻が部落有として所蔵せられていた。この経巻には奉納した信者の氏名が記

されており、信仰の深さを物語っている。奥書に「延宝丁巳（注、延宝五年）四月、黄檗山、宝蔵院」の刻印がある。現在、中之条町清見寺で保管している。また、山田内野の不動堂には法華經八卷（元和二年）大般若經三十卷（延宝五年）が秘蔵せられている。このように江戸時代初期、部落で経巻を所有していたことは珍らしく、寺院からも遠かった山村の特色を示すものであり、また部落住民の信仰の深さをここにみることができる。

(4) 塩平の古塔信仰

蟻川字塩平^{しほだいら}では部落に所在する古塔をすべて先祖として祀り、村中でお参りしている。現在でもお盆には全村の人々が墓参しているが、祖先崇拜の美しい風習である。

5 庶民の墓碑建立

一般庶民の墓碑建立の状況を、昭和四十九年春―秋季にかけて行った墓碑調査の結果をまとめて一表にしめすと次表の通りとなる。これによると一般庶民（主として農民）の墓碑の建立はごく一部を除いて寛永時代を初めとしている。この時代は戦国時代の地侍層が漸く世を去った時代で、その大部分が旧地侍層（旧名主層^{みょうしゅ}）の墓碑であることがわかる。そして十七世紀の中頃、慶安の時代ころより、一般農民の経済状態が急激に上昇すると上層農民である家父長的地主層の建碑がまずみられるようになり、一般農民のそれは、寛文・延宝期を待たなければならぬことがわかる。この時代は真田伊賀守の時代であるが、寛文検地、延宝の林検地等の実施とにらみあわせて、庶民の経済状態の一端を知ることができる重要な裏付けと考えられる。

真田時代一般庶民の墓碑建立状況

○文禄 二（一五九三）〓横尾・宝一。

○文禄 四（一五九五）〓青山・一。五反田・一。

○慶長 二（一五九七）〓岩本・一。

十 真田領時代の宗教と統制

- 慶長 五(一六〇〇) || 五反田・一。
 ○元和 二(一六一六) || "・一。
 ○" 五(一六一九) || 中之条・一。
 ○寛永 一(一六二四) || "・一、伊勢町・山田、
 上沢渡・ム一、下沢渡・一、四万・一、平、大塚・像
 一。
 ○寛永 二(一六二五) || 蟻川・一、横尾・一。
 ○" 三(一六二六) || 中之条・一、市城・一、蟻川・一
 横尾・ム一、大塚・一。
 ○寛永 四(一六二七) || 中之条・一、青山・一、市城・一
 横尾・一。
 ○" 五(一六二八) || 市城・一。
 ○" 六(一六二九) || 平・一。
 ○" 九(一六三二) || 四万・一、蟻川・一。
 ○" 一〇(一六三三) || 四万・一、横尾・一。
 ○" 一一(一六三四) || 伊勢町・一、蟻川・一。
 ○" 一二(一六三五) || 山田・一、平・一。
 ○" 一三(一六三六) || 山田・一。
 ○" 一五(一六三八) || 中之条・一、市城・一、平・一。
 ○" 一六(一六三九) || 折田・一、四万・一、平・一、大
 塚・一。
 ○" 一七(一六四〇) || 大塚・一。
 ○" 一八(一六四一) || 中之条・一、伊勢町・一。
 ○寛永 二〇(一六四三) || 大塚・一。
 ○正保 一(一六四四) || 中之条・一、伊勢町・一、山田・
 一、青山・一、五反田・一、平・一。
 ○" 二(一六四五) || 上沢渡・一、平・一。
 ○" 三(一六四六) || 折田・一、五反田・一、平・一。
 ○" 四(一六四七) || 中之条・一、伊勢町・一、四万・
 一、平・一。
 ○" 五(一六四八) || 中之条・一。
 ○慶安 一(一六四九) || 岩本・一。
 ○" 二(一六四九) || 中之条・一、赤坂・一。
 ○" 三(一六五〇) || 中之条・一、青山・一、市城・
 一、折田・一、下沢渡・一、岩本・一、赤坂・一、大
 塚・一。
 ○" 四(一六五一) || 中之条・一、市城・一、山田・
 一。
 ○承応 一(一六五二) || 中之条・一、西中之条・宮一。
 ○" 二(一六五三) || 山田・一、蟻川・一、横尾・一。
 ○" 三(一六五四) || 赤坂・一。
 ○明暦 一(一六五五) || 伊勢町・一、折田・一、五反田・
 一。
 ○" 二(一六五六) || 中之条・一、伊勢町・一、青山・
 一、五反田・庚一、一、大道・一、平一。
 ○" 三(一六五七) || 中之条・一、青山・一、山田・一、

平・㊦、横尾・二。

○明曆 四（二六五八）〓中之条・一、岩本・一、五反田・一。

○万治 二（二六五九）〓伊勢町・一、横尾・一。

○三（二六六〇）〓中之条・一、伊勢町・一、市城・㊦、五反田・二、横尾・一。

○四（二六六一）〓青山・一、横尾・一。

○寛文 一（二六六一）〓中之条・㊦、三、伊勢町・㊦、二、下沢渡・一、平・㊦、横尾・㊦、四、赤坂・㊦、大塚・一。

○二（二六六二）〓中之条・一、伊勢町・一、青山・一、山田・一、下沢渡・一、横尾・一、赤坂・㊦、大塚・一。

○三（二六六三）〓中之条・灯一、一、伊勢町・二、折田・㊦、一、上沢渡・二、四万・二、蟻川・一、横尾・一。

○四（二六六四）〓中之条・一、伊勢町・二、折田・一、四万・宮一、一平・㊦、横尾・一。

○五（二六六五）〓四万・六、平・一、横尾・一。

○六（二六六六）〓中之条・一、下沢渡・二、岩本・一、五反田・一、板窪・一。

○七（二六六七）〓中之条・㊦、一、伊勢町・一、折田・二、上沢渡・六、下沢渡・一、蟻川・二。

○寛文 八（二六六八）〓中之条・㊦、三、伊勢町・二、市城・供一、上沢渡・㊦、一、四万・二、岩本・一、蟻川・一、赤坂・一。

○九（二六六九）〓中之条・一、伊勢町・四、市城・㊦、山田・㊦、一、折田・㊦、一、下沢渡・一、五反田・一、平・庚一、一、横尾・一。

○一〇（二六七〇）〓中之条・一、伊勢町・一、上沢渡・㊦、下沢渡・一、五反田・一、平・㊦、二。

○一一（二六七一）〓中之条・二、伊勢町・一、山田・一、折田・一、五反田・一、平・一。

○一二（二六七二）〓西中之条・㊦、伊勢町・三、市城・㊦、五反田・三。

○一三（延宝二）（二六七三）〓中之条・二、西中之条・一、伊勢町・一、四万・一、五反田・一、横尾・㊦、一、赤坂・㊦、二、大塚・㊦。

○延宝 二（二六七四）〓中之条・㊦、一、伊勢町・四、上沢渡・二、下沢渡・一、四万・一、岩本・二、五反田・一、蟻川・二、横尾・二。

○三（二六七五）〓中之条・四、山田・一、折田・一、下沢渡・一、岩本・一、大道・一、平・供一、横尾・一。

○四（二六七六）〓中之条・二、伊勢町・五、市城・一、上沢渡・三、下沢渡・一、四万・二、岩本・二、五反田・一、蟻川・二、平・庚一、横尾・一。

十一、真田伊賀守時代の社会情勢と真田氏の改易

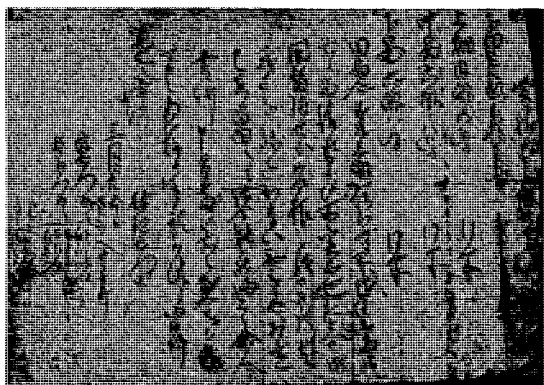
1 沼田藩財政の推移

(1) 黒字財政より赤字財政へ

沼田初代の藩主真田信幸は名君の誉れも高くその施政も宜しきを得て、財政的にも比較的豊かであった。信幸・信吉父子の民政をみても農民に諸役を免除したり、正租を減じたりして善政をほどこしている。藩財政が豊かになった原因は種々あったであろうが、慶長・元和期にかけての利根郡下の金・銀・銅山の発見と開削、吾妻郡の白根硫黄山の開発、特産品としての木材、麻等の移出が順調であったこと等が考えられる。そして信幸の晩年の遺金は黄金三十万両といわれ、寛永十六年信幸は信吉の遺金を一時預ると言って十万両（八万両ともいう）を沼田城より松代へ移したといわれ、また明暦三年四代城主信政も松代移封にあたり七万三千余両の金を沼田より持って行っており、伊賀守は

○ 五（二六七七） 中之条・三、伊勢町・二、青山・
一、折田・一、四万・一、五反田・一、蟻川・二、平・○、
一。
○ 六（二六七八） 中之条・一、伊勢町・三、五反田
・○、蟻川・○、横尾・二。
○ 七（二六七九） 伊勢町・二、四万・二。

○ 八（二六八〇） 中之条・一、伊勢町・一、山田・
○、一、下沢渡・一、四万・二、平・二、横尾・一。
○ 九（二六八一） 中之条・三、伊勢町・三、折田・一、
下沢渡・一、四万・一、五反田・三、蟻川・三、横尾・一。
（注）○は万年塔、宝は宝篋印塔、△は無縫塔、像は石像、五は五
輪塔、庚は庚申塔、宮は石宮、供は供養塔、灯は灯籠。

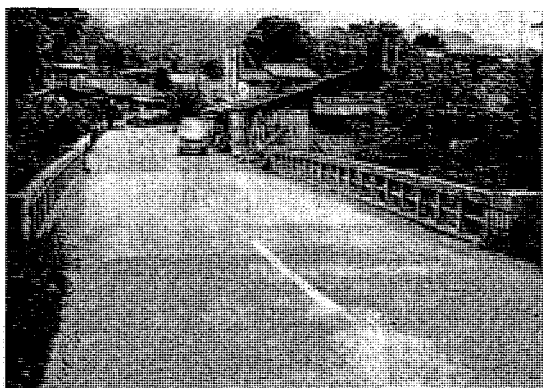


代官林理右衛門の証文（寛文8年3月）

松代を相手どり寛文年間、その遺金分配問題を幕府に提訴して敗訴となっている。（真田家文書）伊賀守信澄の沼田相続にあたっては以上のような諸事情もあって藩庫も乏しいものとなっていた。伊賀守の治政は真田氏九十一年のうち約二十五年におよんだが、この時代の藩の社会的不安は上、下を問わず深刻なものがあつた。その主要な原因の一つと考えられるのが藩の財政窮乏であり、このことがあらゆる方面に直接間接にからみあつて大きな社会的な動揺を巻き起していることは否めない事実である。この項においてはこのことを中心に述べてみよう。

(2) 伊賀守時代の赤字財政

この時代の財政の窮乏は全く想像以上ひどいものがあり、寛文元年原町の吾妻郡奉行所が大破しても修復費がなく原町の顕徳寺に施入したり、延宝五、六年ごろには公儀橋である大塚の橋、赤岩の橋、小雨の橋が落ちてもこれを架橋することができなかったことをみてもその一端をうかがうことができる。ではこのような異常なまでの財政破綻はどのような原因によつてなされたものであろうか？ 勿論沼田藩庫に眠っていた巨萬の黄金が松代に移されたことも一因であろうが、その根ざすものももっと深いものがあつた。その第一に考えられるものは、積年にわたる幕府への軍役による莫大な出費と、参勤交代、江戸在府制による消費がある。これを一表に示すと第38表の通りである。その他、地方知行制による藩直轄地の狭少、藩財政立直しに対する無策、家父長制地主農業にみる生産力の低下による農政の立遅れ、人材の不足等があげられる。また巷間いわれるところ



今の大塚の橋

の伊賀守自身による社寺の増改築、城の改修、江戸屋敷の豪華な普請等は徳川実紀等にも明記せられ、その直接な原因にも考えられるが、これは藩財政の放漫な無計画さを物語るものであろう。しかし何と言っても加賀前田氏の改作法を始めとして、諸藩がその財政再建のため、やっきとなっている時、その有力な補佐役にも恵まれず、ただ民を搾って年貢を取り立てるという、極めて単純な政治的理念しかもち得なかった信澄の政策の稚拙さによるものであろう。ここにおいてすでに沼田真田家改易の黒い影がしのびよっていたのである。

(3) 寛文検地と延宝林検地

この検地の詳細は「七、真田氏の租税制度」の項において詳述したところであるが、これは一般に言われている松代への体面のためすなわち「十万石の格式」のためばかりではなかったであろう。佞臣で思慮の浅い青柳六兵衛の献策と伝えられるが、三万石を十四万四千余石に検地し、農民を塗炭の苦しみに曝したことは我国封建史上にも余りその例をみない苛酷のものであった。その社会不安をかもし出した責任は大きい。さらに延宝四年の林検地は、窮迫した大名の最後に使う手で、遂に山林にまで検地を進展させたことは、農民生活を路頭にまよわせるまでに至らしめている。

(4) 給人の欠所

寛文・延宝期の検地によっての年貢の増徴は全国的にみて、すでにその担税力の限界に達していたので、藩主も予

第38表 真田氏の軍役、普請役等負担表

年 月 日	用 務	備 考
・ 軍 役		
天正19. 7. 22 文禄元 慶長 5. 6. 17 " 19. 10. 9 " 20. 4. 10	朝鮮出兵、名護屋滞陣 " 関ヶ原役 大坂冬の陣 大坂夏の陣	昌幸、信幸父子 700人 渡海人数 500人 11月11日信吉・信政京着 信吉・信政、7月18日上田帰陣
・ 普請役		
文禄 2. 12. 17 慶長12閏4. 1 " 15. 12. 25 " 19. 2. 19 元和 7. 7. 6 寛永 6. 1. 3 " 13. 1 " 16. 8	伏見城普請 江戸城天守石垣修理 " 普請 高田城普請 江戸屋敷類焼普請 江戸城普請 同 上 江戸城西丸普請	{ 270人(半役)～110人(5分1役) 3年3月1日～8月迄 沼田領給人不残、足軽 200人
・ 供 奉		
慶長10. 2. 24 元和 3. 8. 25 " 5. 3. 29 " 5. 9. 9 " 8. 8. 26 寛永 3. 9. 6 " 11. 6. 12	秀忠上洛 " 湯治に付 秀忠上洛 松代移封 家光上洛 同 上	4月26日参内 人員 100人 迎馬70頭

(群馬文化157、丑木幸男作成資料による)

想以上の未進（滞納）によって所期の目的を達するには到らなかった。そこでその後着目したのが給人の知行地への蚕食である。給人財政と藩財政は必ずしも一致するものではなく、むしろ平行線的なものであった。伊賀守はまずこの知行地の収公によって、その財政破綻を食い止めようとあせったのである。

寛文の検地後、沼田藩内には二つの勢力の潜流があった。それは検地賛成派ともいえる家老鎌原縫殿かんばらぬいの一派と、その反対派と目される家老禰津宮内ねすくないとの暗闘である。禰津派は伊賀守奥方（土佐山内忠豊の女、豊昌の妹で大老厩橋城主酒井忠清の子忠挙ただたかの室の姉）の家来がその中心となっている。伊賀守奥方を中心として何かがあったのであろうが詳しいことはわからない。ここに目をつけた伊賀守は禰津派弾圧の挙に出た。その弾圧を蒙り欠所となった家臣は家老禰津宮内（一、五〇〇石）湯本図書ゆもとずしよ（八〇〇石）鹿野勘助（三五〇石）春原徳右衛門（三〇〇石）矢沢八左衛門（三〇〇石）清水三郎兵衛（二〇〇石）木暮加兵衛（三〇〇石、郷原の人か）等である。中之条に関係ある給人の欠所の概要は次の通りである。

①禰津宮内……真田氏代々の家老職の家柄で一、五〇〇石を領していた。寛永十六年、四代信政のとき知行一二〇石をもらい横尾村の割田八兵衛屋敷を住居とし、横尾村の百姓高橋七郎兵衛を代官として地方知行を行う。横尾時代の禰津は悪名が高かったが、のち沼田に入り家老となり両国橋事件に関連して欠所、のち川田村に隠退した。（吾妻記）

②湯本図書……武田氏以来の功臣、中之条、草津等八〇〇石（真田分限帳による）の給人で真田氏代々の忠臣であった。中之条町には天正十年本能寺の変後西中之条に知行地を賜ってから関係が生れた。奥方家来で寛文五年六月十八日図書が没すると同年七月二十七日、その跡式相続の件につき伊賀守の怒りにふれて欠所され草津湯本氏は断絶した。

（赤岩、湯本文書）

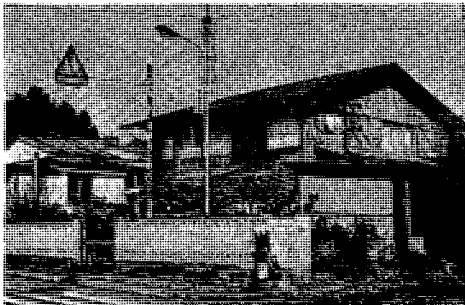


鹿野一族の墓（中之条町清見寺）

沢氏先祖と考えられる。矢沢氏は矢沢頼綱の裔で湯本家と親戚関係にあり、図書断絶欠所事件と深い関係があった。奥方家来三〇〇石

以上のように給人の欠所された者は多く奥方家来であり、中之条町と特に深い関係を有することは注目されるところである。

- ③ 鹿野勘助……戦国時代よりの中之条町の地衆で吾妻城主、吾妻郡奉行を歴任した。その一族は多く真田氏家中に列した。寛文年中（三年ともいう）欠所、その原因は苛政への諫言といわれている。小川林は当時鹿野氏の山林であった。のち鎌原村へ牢人し家は断絶した。延宝三年四月没、墓は清見寺にある。勘助退去ののち代官林理右衛門を袋町において（前屋敷）その跡を監視させたという。天和のころ再興、剣持氏を称した。
- ④ 堀田九兵衛……中之条町田の頭（上の町のうち）に居住していた地衆で欠所の原因、年代共不詳、天和三年再興して青柳九兵衛と称した。寛政のころ絶家となる。山田郷五〇石を伊賀守時代領していた給人である。
- ⑤ 矢沢八左衛門……中之条町横尾の矢



伊勢町中宿

2 青柳源右衛門父子の欠所と農民の抵抗

このような農民の疲弊を見るに見兼ねた伊勢町の庄屋青柳源右衛門とその子賀右衛門^{かえもん}は、その窮状を沼田藩に訴えた。伊賀守は兩人を捕縛し、原町の牢に百日間押しこめ、その上、家屋敷・田・畑等の財産を没収し欠所した。その詳細は不明であるが、その全財産は競売に付され、中山村五領の後藤弥兵衛は五十五両でもってこれを買取った。賀右衛門の妻は弥兵衛の娘であった縁故によるものである。この娘は実は真田昌幸の側室大善の息女で弥兵衛が養女として養ったものであった。沼田改易の後欠所をとかれたので、その財産はそのまま後藤家より青柳家へ返還された。青柳家は元信州青柳郷の郷士で武田氏に仕え、天正年間岩櫃に來り真田氏に属した。源右衛門が信政に願ひ出て、伊勢町の町割や、間歩堰の開削につくしたことは前述したので略すこととする。源右衛門は名を重之といい、先代源右衛門重隆の長男で、幼名を長之助という。慶長九年生れ、元禄五年二月、八十九才の高令をもって没した。妻は西中之条、権田六郎左衛門の女である。賀右衛門は方重といい、重之の二男、幼名を亀之助といい寛永十三年生れ、元禄十三年七月、六十五才をもって没した。(伊勢町、青柳文書による)

この青柳源右衛門の欠所をみて、吾妻郡の農民は恐れをなし、この後に続く者となかった。しかしこの後、利根郡政所村^{まさしろ}の松井市兵衛や、月夜野の杉木茂左衛門(通称、礫茂左衛門)の越訴があり、これが伊賀守改易の端緒となったことは人の知るところである。その後農民は抵抗の方法を逃散の型に方向変換して行く。延宝八年の冬から九年にかけての大飢饉に当り、中之条町、原町の農民は自分の田畑を放棄し、山田山・薬師嶽・沢渡山へ逃散し、小屋掛けをして家族残らず引越す者が日毎に増していった。山野から葛、蕨等を採って、かろうじて露命をつないでいた。九年の歳は天候も順調であったが、農民は作る意欲を失い、作物の仕付を大半の農民が放棄した。ためにこの年の未進は沼田

藩の記録によると実に一六、五九八俵（三六、四四四俵のうち）の多額に上り、どうにもならない財政的破局へと追
い込まれていったのである。

3 延宝の大飢饉

このような社会的不安の中にあつて農民生活をさらに窮地に追い込んだのが延宝の大飢饉であつた。しかしこれは天災ではあつたが、また大きな人災でもあつたのである。

(1) 飢饉の状況

延宝八年の春より秋までは天候不順で雨量が多く、麦の刈取りや夏作等も播種することができなかった。その上同八年閏八月六日、西海道東海道、関東、の諸国を襲つた台風は甚大な被害をもたらした。これによつて同年晩秋より九年春にかけては食糧事情は極度に悪化し、次々と餓死者を出すに至つた。吾妻記にもこの有様を「天和元年酉、前申年兩年、大風吹き、諸作実らず、民百姓困窮して、道路、辻堂、或は阡陌に餓^が孚みちみちたり。中々目もあてられぬ風情なり。」とのべている。この飢饉を当時の人は「申酉の飢饉」と言つた。農民が山田山等へ逃散したことは前述した通りである。粟、稗稗、藁などをひろつて粉にして食つた。自給自足の経済体制下の中で最も困つたのは非自



山 田 山

給物資である食塩で、塩一合三〇〇文の高値であったが、中之条町の市場には全然その姿は見えなかったし、穀類等は販売されてはいたが高値でとても農民の手に入るものではなかった。

(2) 飢饉と世相の悪化

このころの狂歌に「風吹けば起きつころびつ倒れ死す、白浪立ちて夜半に行かれず」とあり、盗賊が多く出没して、その犯罪も次第に兇悪化していった。また破れかぶれの農民は田畑をすて、利那的なとばく、に身を投ずる者が日毎に増していった。藩では延宝八年十一月十三日 右のようなとばく、嚴禁の法令を出している。

一、奉公人（武士階級をいう）は高下に依らず、その分限の半分を取り上げる。

二、町人や百姓は、家、田地の半分を欠所する。

三、末々の者、出家、社家、山伏は五十日、戸を結んで謹慎する。

しかしこのようなキツイ御達しであったが、少しも改められるふうはなかった。また喧嘩や放火等も各地に頻発し農民の不安をかり立てた。（天和二年記、岩櫃山記録・小渕文書・一場文書・吾妻記）

(3) 飢饉の被害状況

加沢記の著者加沢平次左衛門述「沼田領品々覚書」によると、この飢饉で沼田領の飢高五九、四九九石、その村数一七七カ村の内一二五カ村におよび、飢人は一二、九八九人を算した。藩の調査による中之条町の被害状況は第39表の通りであり、比較的被害の少なかったのが、中之条町、伊勢町、西中之条村、青山村、市城村、山田村の一部、下沢渡村、平村、横尾村の一部のいわゆる標高約三五〇—四〇〇^リ高地帯であった。しかしこの地帯の中でも折田村庄屋小渕喜右衛門の記録によると、延宝八年十月一日より十二月二十七日までの間の折田村の餓死者二十五人（人口三十三人のうち）におよび、馬四十九頭死となっている。困窮の著しい地帯は西部吾妻地方で、中之条町、吾妻町におい

第39表 延宝飢饉における中之条町飢高調査表

(天和元年・沼田領品々覚書による)

① 当分より残らず飢に及ぶべき場所		② 当分より半分程飢申すべき分 残り段々飢申すべき分	
飢 高	村 名	飢 高	村 名
石 196	大塚村の内栃窪村	石 1,260	横 尾 村
300	赤坂村の内大道、しゃべり石	1,500	蟻 川 村
1,287	大塚村	782	下 沢 渡 村
80	平村の内二日市、九蔵がいと	1,400	五 反 田 村
300	横尾村の内、千沢、長久保		
	高須		
?	中条町ノ内(?)	4,942	計
100	西中条村の内乗元	備考 吾妻郡 15カ村 1,779人 8,893石 ①+②(沼田領) 125カ村 12,989人 59,499石 内① 8,000人 ② 4,989人	
150	中条町の内小川林新田		
200	五反田村の内、白窪新田、		
	まなめり		
874	上沢渡村		
1,100	蟻河村の内原岩本村		
1,067	四万村		
600	山田村の内細尾、高沼、寺社		
	平、大竹		
6,253	計		
吾妻郡 42カ村	4,200人 15,750石		

ても前記場所を除く標高四〇〇〜八〇〇^尺地帯の山間の村々、新田開発地は甚大な被害を出している。

(4) 藩の飢饉対策
藩では「^{ふじもやしわだし}夫食貸渡」といって飢饉に対して金を貸渡している。これによると延宝九年正月より無利子で^{びん}鏝二、〇六八貫を貸渡してはいるが戸平均一貫二〇〇文に過ぎず、物価の高騰のため焼石に水であった。また種子を年賦で貸渡した。中之条町の記録によると天和元年より種枌を貸渡し

ている。天和二年より向う二十五カ年間の無利子で一カ年に粗一石七斗五升づつを返納する予定であった。

(5) 折田村庄屋、小渕喜右衛門の美挙

折田村庄屋小渕喜右衛門は村内から二十五人に上る餓死者を出したので、藩主伊賀守に飢人対策費として金二〇〇両の拝借を願い出た。ところが藩では「折田村のみの飢饉ではないので一村だけ特別貸出すわけにはいかぬ」と拒絶してしまった。そこで喜右衛門は金二百両を自腹を切って出し、村民には特別伊賀守が折田村に貸付けてくれたことにした。すなわち「領主名義」で百姓個々に貸渡した。そして塩何程、米何程、金何程と右の三品の貸付帳をこしらえ渡したのである。ところが真田氏は改易となったが、元禄二年百姓達はその恩儀を深く感じて喜右衛門に皆済した。困った小渕は原町の菩提寺である善導寺住職林蒼上人に相談したところ、半額の百両は喜右衛門が納め、残り百両は永代逆修のため寺へ梵鐘を寄進してはどうかということで話がまとまった。現在の善導寺の梵鐘がそれで、元禄四年三月佐野天明（現、栃木県佐野市内）の鋳物師によって謹製されたものである。

4 両国橋事件と真田氏の改易

(1) 伊賀守の借財

赤字財政は延宝五年以降ますます窮迫をつげてきたので、伊賀守は家臣を通して一時凌ぎの借財をして回っている。折田文書によると延宝七年、御用人、寺社、勘定、御台所の各奉行、各代官に命じて各代官支配地ごとに庄屋三名宛、中之条町庄屋伊兵衛外十三名を保証人に仕立て、安中領石原村（現、渋川市）吉三郎外二名より延宝九年までの期限で金六百両を借財した。天和元年沼田改易ののも幕府代官所よりこの金を上納金として差し出すようにとの命をうけた。驚いた庄屋達は代官所に歎願したが、その後の状況は明かでない。つづいて延宝八年十二月には三文字屋徳

兵衛(江戸の商人か)から同九年六月までの返済期限で金三百両を借りうけていることがみえる。また江戸の笠原理右衛門(伝不明)からも借財し天和元年まで両三度江戸に送金している。(折田茂家文書)これらは地方文書にみえる伊賀守借財のほんの冰山の一角にすぎないものであろうが、その財政がいかに行きついていたかがうかがわれる。このような藩財政の逼迫の中でその反面、寛文十一年より延宝八年に至る十年間、片野六太夫という家中は伊賀守二男信秋の奥方と結託し各方面に高利で金員を貸付け暴利をむさぼっている。寛文十一年本金二〇両は十年後の延宝八年には二三両余に達した。このように家臣団の綱紀は全く乱れ、全く手もつけれない腐敗した状態であったことがしれる。

(2) 両国橋事件と真田氏の改易

延宝八年閏八月六日関東地方に來襲した大暴風雨によって江戸両国橋が大破した。幕府はその工事を江戸の大和屋久右衛門に九千五百両をもって請負わせたのである。大和屋はかねて関係のあった伊賀守にその材木の下請けを相談した。家老であり伊賀守の叔父である禰津宮内は「一国の大名が請負師の下請けとは家門の恥辱である」として大いに反対し遂に欠所されてしまった。塚本舎人外の佞臣等は私腹を肥す方便としてこれに賛成し、火の車であった伊賀守は、材木代三千両に目がくらみ、この一事が真田改易の原因となることは露知らずこれを引受けたのである。ところが領内の山は既に寛文十二年現在において総ての良材は伐り尽され、出しの悪い、草津山、利根郡下の藤原山、発知山、佐山、東入山に僅かの木材があるだけであった。かてて加えてこの年は未曾有の大飢饉で年貢米は未納となっており、餓死寸前の農民は一万三千余人に達していたので、到底この話は始めから不可能に近いことであった。藩では納入期限である延宝九年八月末まで用材六六四本を搬出すべく必死で、この厳しい課役は当然各村々の百姓に割り当てられた。寛文検地の苛酷な年貢米の搾取と、延宝の大飢饉と、両国橋用材搬出の苦役という三重苦の前に十五才以上六十才までの男子は領内から総動員せられ、伐採を強要され、勿論無給で自分弁当の苦役であったのである。

飢饉下食糧は底をつき、そのうえ夜を日についての課役のため倒れる者は数知れず、同年五月よりの長雨で百姓の苦難は筆舌に尽せないものがあり、また九年七月の大雨のため材木集積小屋は、利根・片品両河川の満水で流失し、さらに材木集積小屋三十軒のうち二十三軒は山火事のため焼失するという痛手をうけた。おそらく怨みをもつ農民の放火であったのであろう。この一カ年藩の動員した人足は延十六万八千六百余名、食糧約五千二百俵、金銭八千二百二十七両の巨費を費したという（沼田町史による）。農民は疲労困憊し、天災にはたたかれ、遂に納期限の延宝九年八月まで江戸への用材の搬出は不可能という重大局面に直面するにいたったのである。

將軍綱吉は激怒し、大和屋は投獄、奉行は閉門、伊賀守は天和元年（九月改元）十月、老中よりの令状をうけ、その罪を問われた。そして江戸評定所に長子信就と共に出頭を命ぜられ、糺弾十カ条（略す）を幕府よりおしつけられたが、これに対し父子共々何一つ答弁できないまま十一月二十二日真田氏は改易となり、沼田三万石は没収され、伊賀守は奥州山形の奥平昌章に預けられ配流の身となったのである。真田家一族は離散の憂目にあい、家臣はそれぞれ浪々の身となった。

沼田領に残されたものはただ寂寥たる荒野と、そこに佇むうつろな農民の哀れな姿のみであった。天正十八年八月十五日名君真田信幸が沼田藩を百年におよんだ戦国に明け暮れた利根、吾妻の大地を切り開いてより約一世紀、天和元年十一月二十二日まで五代、九十一年にして名族沼田真田氏は、ここに幾多の功罪を残して滅亡した。

※真田伊賀守の名はいくつもあり、最後の信直が本当であるが、通称信澄が通っているので本章ではこれを用いた。

第四章 近世後期

第四章 近世後期

ここに、真田伊賀守の改易の後をうけて一つには大政奉還に至る時代の流れをおって眺め、二つにはその生活と文化をこの章にたずねて見よう。

一 代官支配から大政奉還まで。その時代の流れを追って

1 元禄——享保時代

はじめに

一六三九年（寛永一六）の鎖国以来半世紀。幕藩体制はいよいよ整い、太平の中にいわゆる一時代を画した元禄時代が展開する。

つい先年、池田首相の所得倍増政策に、昭和元禄とその好況を称えたが、わが里にも、いま二世紀をへだてたこの元禄を、今に語る数々がある。例えば、吾妻三三番観音の札所に、嵩山三三番観音に、あるいはまた、一八〇余年の

銘、一打鐘声・脱三界苦の鐘声を、いま、朝な朝なにあの愛郷の慈悲にきく、元禄四年折田村庄屋小湊喜右エ門寄進の善導寺の鐘に、そして、村々の辻に、あるいは堂社にひっそりと立つ庚申塔、道祖神・供養塔、それにご先祖様の眠られる家々の墓地にこの時代を語るものが多い。

いまこの元禄の象徴を語る前にまず大いなる変革、沼田城主真田伊賀守の改易から見ていこう。

(1) 真田伊賀守改易とお助け縄

伊賀守と云えば水牢を思う。それほど、その、酷政が今に頭にひびく、たとい、まぶ用水や開田が今を利するとしても、その先人の苦痛の日々を痛ましく感じないわけにはいかない。

天和元年、この伊賀守の改易に、天領となった時、おそらくほっとした先人達であろうが、まだかしそこには、重い年貢は依然としてつづいていた。時に天和三年（一六八三）この新任の代官に対し次のように歎願した。（宇平関征児家文書）

乍恐以書付奉願上候御事

北上野国沼田御領内吾妻郡共ニ真田伊賀守様御知行所ニ御座候、然所ニ寛文三卯ノ年より子年迄ニ十ヶ年内両度迄ニ御検地被仰付被遊、古高三万石ニ御座候処を、田開免共に拾四万

四千石余ニ被成候。此訳ハ大石古木之類を不除、一面ニ糸釣ことく、御検地候間、宥反之處五畝六畝之外ハ無御座候ニ付惣百姓困窮仕大勢餓死仕候故多分荒地ニ罷成難義仕候。沼田御領内之義ハ四方ニ高山立廻リ東ハ武尊山、日光山、南ハ



元禄8年から村を守りつづける
白久保の道祖神

赤城山榛山^{マツ}浅間山白根嶽、北ハ三国峠迄峯繞屏風を立たる。こ
とく、雪積る事無限、彼嶽々吹下嵐烈敷、雪霜ハ時不待、
耕作不実故惣百姓難義仕候間、御慈悲ニ荒地高御除被下、有
来候通之本田御検地被仰付、総百姓永統仕候様ニ被遊下置候
ハバ難有仕合ニ奉存候以上（ルビ・ママはそのままでの意）

天和三

（利根）川場村

助左衛門

（、）白岩村

重左衛門

癸亥三月

（北勢多）生越村

吉右エ門

（利根）硯田村

一太夫

（、）間庭村

市右エ門

竹村惣左衛門様

（、）上川戸村

新左衛門

熊沢武兵衛様

（吾妻）大塚村

一郎右衛門

（、）川戸村

新左衛門

とある。○印は吾妻郡誌と違う所である。なお、同郡誌には、願人中の最後の二人が、伊勢町加右エ門 同村所左
エ門とある。（なお上毛義人薩茂左エ門伝駒形庄吉著もこれと同じである）

なお、関家は当時平村の名主格の家である。この願書が、吾妻郡誌のものと、多少の違いはあっても、その意は全
く同じである。ただ代表に、同家のもは伊勢町の二人を外しているが、貞享検地に伊勢町を見ると、加右エ門は案
内人をつとめているが、所左エ門は、屋敷にも田畑にも全く見えない。そのあたりをどう考えべきか、それと、○印
の相異力所も、検討をまちたいところである。（以下氏名の衛をエとした力所もあることを付記する）

いずれにしても、もと真田領吾妻・利根・勢多の総百姓六万余を代表した九名は、その積年の苦痛を訴えて再検地



天和3年の訴状

を請願した。

ここに、貞享元年（一六八四）四月、検地奉行として、前橋藩主酒井河内守家老高須隼人らが来郡し、同三年九月、一切を終えて、いわゆるお助け検地（貞享検地という）を村々に渡した。岩本綿貫嘉伝次家文書には、「先年真田伊賀守様―地押（検地）ご吟味にて惣百姓他国へ散乱いたし、或は飢死、残らず滅亡仕るべきところ、酒井河内守様ご慈悲のご検地を以て相続仕り候」とあるが、この、『高須隼人を生祠に祀った所がある』ときくと前橋市史にはある。また五反田の斉藤庄平家の五反田村検地帳の写の表には、小さく「おたすけ縄」と記されている。

世は、元禄の太平を迎えた今、長く真田の酷政に堪えてきた人々に、この新政は、まず幸運の訪れであった。

明治四十三年編の中之条町郷土誌はそれを、「本町の古検三八三石ト聞キシヲ真田一、二〇〇石余ニ打出セシト云、貞享三年訂正検地高七一石五斗八升トナレリ、五百石ヲ減ジタルハ後來貞享ノオ助ケ縄ト云。又当地方ニテ欠所セラレタル者ノ名跡ハ再興シ狩野新左エ門ハ剣持太左エ門ト云、伊勢町青柳六郎兵衛は青柳加右エ門ト名乗ル、真田事件ハ永久忘ルベカラザル民難ナリ」と、酷政をいまいましげに記している。

以下貞享検地の実体をみていこう。

① 検地役人 二四八名、来中約四十名とその検地の実体

折田茂家の文書によれば、「検地役人として酒井河内守様ご家老高須隼人助云々」と以下十三名を記し、「貞享元年四月二二日始め、八月十五日（新暦九月中旬）迄ご奉行一手に四人宛二十手に分れ」とその組別の氏名がある。利根郡誌には、「下目付足輕・御医師・勘定衆・右筆衆合二四八人が旧沼田領一七七カ村を四区に分けて四月二三日に始めた」とあ

る。また、原町誌には、（伊勢町の青柳家文書として）、「吾妻郡は貞享元年七月二十六日、一行原町に到着。山口三郎兵衛方を総奉行の宿所とし、善導寺を勘定所として翌月半ばに終了した」とある。また、宝暦二年の赤坂の小林貞夫家の文書には、「貞享年中沼田ご領分残らずお介けのご検地お入れ下し置かされ候処に、其節吾妻郡にて赤坂村ご検地始めにござ

候故、村方名主年寄ご検地の様子を存ぜず候間」ととトップを受けた村役人は、何も分らず、大石も除かず悪地も設け

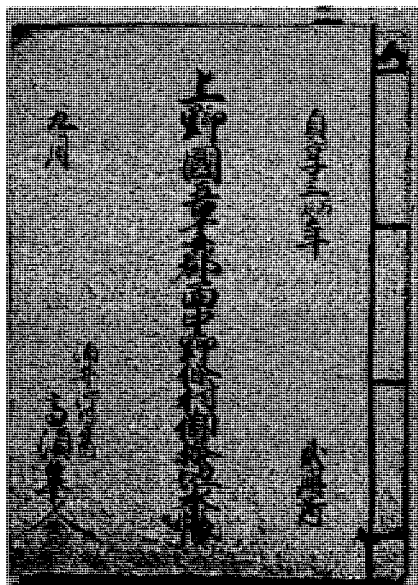
その検地の実体を、山田・折田・両村の野帳に見れば、来村の検地役人、村役人、それに、地主総出のまさにみのりの秋の吾妻は、田畑の格付のタイミングもよく、画期的検地が展開された。そして、屋敷囲り一間を除き一分の砂摺を加えた一間一分四方を一坪とし三百坪を一反とし、二間二分竿で測っている。

検地に正直を誓紙したといい、検地をしたらその日に持主に知らせて間違いないかを確かさせよとあるが、この確認の上で、右筆が清書したものであろう。今に見るお家流のその筆の、いわゆる「御水帳」として、折田など桐の箱に納められ(区長文書)村の最も重要なものとして代々の名主に引継がれていた。

検地の日程 山田村貞享元年甲子七月二十九日検地合帳とある(表紙裏に芦谷甚三郎様片山太郎兵エ様御改とかいたものもある。)野帳が十八冊ある。(中之条役場蔵)この野帳にその日程(第1表)を見よう。

この九一八筆は、山田村全耕地の約半分であるが、八日間の九一八筆と一日最高二三七カ所の記録は信用できよう。帳付の梅本は修験で、角之助は案内人の一人であるが帳付角之助と野帳に記し、検地役人の芦屋、片山両人の名を書きそえている。(折田・山田は同じ役人なので、折田へは外の二人長沢・松沢の両人が来て同日にやったと思わ

ず、きびしくやられて、今に困窮を続けている」とと減免歎願の一つに入れている。



貞享検地水帳 (西中之条)

第1表 検地野帳日程表

月 日	方 面	筆数	帳 付
7. 28	本村、大竹、寺社原	69	梅 本
"	荒地、同上	4	"
7. 29	本村	89	"
"	大竹	25	"
"	"	13	角之助
"	本村屋敷	12	"
"	新起	4	"
"	新畑	7	?
7. 30	本村屋敷	4	角之助
"	本村、滝平	15	梅 本
"	屋敷	2	"
"	"	5	?
8. 1	大竹	100	梅 本
8. 2	本村、大竹	70	角之助
"	"	36	"
"	花ぞの	30	"
"	本村、大竹	63	"
"	花ぞの	38	梅 本
8. 3	大竹、花ぞの	130	角之助
"	大竹	88	?
8. 5	細尾村	43	?
8. 7	本村(畑)(田)	71	角之助
計	内 訳	918	
7. 28		73	1
7. 29		150	2
7. 30		26	2
8. 1		100	1
8. 2		237	2
8. 3		218	1?
8. 5		43	?
8. 7		71	1
計8日		918	10+?

すでにふれたように検地役人は七月二十六日原町到着八月半は終了とあるので、山田には七月二十八日から八月七日まで十日間いたことはたしかである。

れる) 八月二日に角之助扱い一九九筆を時間にあてると、十時間労働と見て一時間に約二〇筆、三分に一カ所の割となる。予測もし、杭もうち、人足総出で、検地役人の改める縄の声に、書役は書き続けたのであろう。時はまさに、二百十日も過ぎて垂れそめた稲田に、山畑の粟・稗に秋風の渡る中秋である。しかし、その広い荒地や大縄場とある山林の検地はどうやったものか。(現大字に町村名が大字の改正迄はあったのであるが以下略した処もある)

この測量と共に土地が格付(年貢の部)され、石高がきまり、年貢が決定されたのである。

第2表 貞享検地の結果（荒地の荒は荒地・新は新検で共に面積）

町 村 名	① A. 田		② B. 畑		③ A : B		④ C 屋敷		⑤ 古 : 新	⑥ E	⑦ D	⑧ $\frac{D}{E}$	⑨ 荒地
	新 検	古 検	新 検	古 検	新	古	反別	$\frac{C}{A+B}$	面積比	古 高	新高	$\frac{D}{E}$	荒地 荒/新
中之条町	1,194	1,837	9,374	10,735	13	17	949	9.0	84	1,269	711	56	?
伊勢町	1,335	1,605	7,888	7,860	17	20	1,391	15.0	97	1,027	647	63	8.7
青山村	194	883	2,283	2,163	8	41	96	3.8	81	376	199	53	11.0
市城村	492	643	2,703	3,214	18	20	145	4.5	83	436	218	50	11.0
西中之条村	1,024	1,472	6,012	5,921	17	25	253	3.5	95	748	387	52	8.4
折田村	704	976	9,575	10,246	7	10	155	1.5	92	909	628	69	—
山田村	1,380	1,736	7,618	8,418	18	21	222	2.5	89	1,235	684	52	39.6
下沢渡村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	782	361	46	—
上沢渡村	46	47	6,863	7,070	0.7	0.7	219	3.1	97	874	217	25	54.1
四万村	383	—	10,024	—	4	—	—	—	—	1,067	313	29	—
五反田村	2,172	2,484	11,265	10,615	19	23	212	1.6	103	1,247	570	46	14.0
蟻川村	1,674	4,228	7,649	7,929	22	53	219	2.3	75	2,592	452	17	14.2
原岩本村	1,701	1,941	8,714	8,446	20	23	270	2.0	103	1,115	451	40	—
大道新田	149	143	2,066	2,225	7	6	45	2.0	94	271	56	21	47.7
赤坂村	1,555	1,822	5,357	5,508	29	33	219	3.0	94	942	390	41	40.4
横尾村	2,466	3,449	8,459	9,204	29	36	301	2.7	87	1,569	620	38	20.9
大塚村	1,726	2,196	6,795	7,182	25	31	293	7.4	95	1,287	425	33	77.0
平村	1,253	2,145	6,074	6,641	21	32	299	4.0	83	1,026	474	46	?
栃久保村	91	135	1,211	1,547	8	9	34	2.7	77	198	30	15	70.5

(注) ① 反別の畝以下、石高の石以下は切捨てた数字である。 ② ⑨の平均は42%である。

貞享検地の持つ意味 年貢も夫役もこの検地できまり、以後二百余年、実に明治の地租改正に続く基礎がここにおかれた。いま、これを真田末期と比べて見るとどうであろうか。

第2表は、貞享検地（新検）と、寛文の検地（古検）との比較を、各町村に見たものである。

まず、①②は田畑の新旧面積、③は、田畑の新旧面積比である。ここでは、真田藩政が田にウエイトをおいたことがわかり、最も大きく変ったのが青山村である。④は屋敷の反別で新旧の比較はないがさすがに町は広い。昔の宿割の名残か、大塚村が第三位にあって目をひく。（屋敷(C)に対する耕地の比は、最高は伊勢町の一五％で、最小は、折田、五反田の一・五～一・六％である。この両村が、不思議と共通の、古い貫高制の名寄帳をもち、共通の地侍の給地となっていた事も研究に値しよう。）⑤は、古検に対する貞享検地の面積比である。最も減反されたのは蟻川村の七五％で、五反田と原岩本の両村は、共に一〇三％にふえている。⑧は、古検新検の石高比である。そこに、栃窪は八五％蟻川は八三％、以下上沢渡七五、四万七一、大塚六六、赤坂五九％と大きく減石された。（旧真田領十四万石が六万石に減税され四三％に下ったが現中之条町は四二％であった。）

この時、この恩典にあずかることの最も少なかったのは折田の三一％で、大字中之条町は四四％である。

検地の後 ①減免の訴え この時、折田村名主甚左衛門は村の倒壊を憂え、次のように減免を願い出た。時は、まさに元禄改元の年である。

「乍恐以書付御訴訟申上候御事」とし、そこには、④吾妻郡がご検地をお願いして、ご慈悲を頂いたが、折田村は迷惑している。⑥田畑屋敷共一〇二町八反一二歩内一毛作の地八四町歩余もある。お割付を里方並にされては迷惑する。⑦成田原六〇町歩は悪地で、みのりが悪い所である。相応のご年貢を願いたい。と訴え、さらに、「前々伊賀守様ご代に、上分の百姓大分潰れ申候、當ご領所に罷成、上分の百姓六軒潰れ申候（天領になって一年に一軒の割で

ある) 上分の百姓、百姓に立かね申候、地面相応のお取付(年貢)願ひ奉り候」。と積年のにが苦しい酷政に今に上分の百姓が、落ちて行く。それが元禄の初期であり、名主の意気を見るのもまた元禄である。

折田村では、名主のいった通り、検地に案内人を勤めた名主伊兵エが、元禄八年を最後に、十年には、「近来違作続きで百姓取続き難く」と、お役ご免を願っているが、以後名主は全く新人に代っている。

②凶作 それに、元禄期は凶作が続いた。十二年八月同村の名主八兵エは、先の喜右エ門にならって、金百両の拝借を代官に願ひ出ている。(小淵家文書) その他同家に、僅かな土地を「年貢にさし詰り」と手離している多くの証書を見る時、元禄太平記に見るような決して華やかさは村には見えない。

次にその証書を見ておこう、

①しち置手形の事

一、屋敷うらの林に金一分二三四文借り申所実正にご座候、来ル六月中返還まかり成らずば、永代におかしきりに仕るべく候、たとえどのような新儀、ご座候共違乱申すまじく後日の為仍て件の如し

元禄三年 午ノ十二月廿三日

折田村 借主

峯本④

宝善院④

八兵衛殿

(注) この借主は、仏教保護にすたれる修験であり、金主は新しい名主である。

②永代に売渡し申す田地手形の事

一、山下々畑二畝六歩の所、銭六一六文に永代に売渡し申所実証也、親類の者に至る迄一言違乱申すまじく候。後日の為仍如件

元禄五年申ノ十月十日

上沢渡村畑主

角之丞④

同

角兵二④

金左エ門殿

平兵エ殿

と、伝兵衛・善兵衛・平右エ門・五兵衛・久兵衛・七郎兵エ、の六人の組頭と名主甚之丞が捺印している。寛永二

○(一六四三)年の田畑永代売買禁止令(解除は一八七二年)はどうしたのか、村役人中認めている。

五反田の高橋孝茂家には、元禄十二年の凶作で後述する飢人救助米の記録があるが、同十五年に同所道心空閑坊が嵩山に三三番観音を建立したのも、この世のさまの救済に関連しているであろう。

広い荒地と狭い一筆田畑 貞享検地で不思議にさえ感ずるのは、広大な荒地である。(第2表の⑨)その大塚の七七%ほか、この田畑をひらいた時点と、それが、荒廃して行ったその事点を考える時、この貞享の検地との比に更にさかのぼった先人の苦闘と村の歴史を考えさせられる。

今一つは、一筆当りの狭い田畑である。特に大道・蟻川の田の三・四〇%が一畝未満であるところに、すでに間歩用水以前、山谷の水田は開拓されつくされていたと考えられる、この荒廃と開拓を踏まえて、元禄は新発足するのである。次に当時の絵図に村々を尋ねて見よう。

(2) 絵図に見るそのころ

元禄の村 元禄時代の村を語るものに元禄六年(一六九三)の山田村(吾嬭神社蔵)、五反田村(高橋孝茂家)、赤坂村(小林貞夫家)、枋窪村(区有文書―これは年号はないが推定)の村の絵図がある。どの絵図にも家が記され、その名がある。数えて見ると、赤坂は七二戸で、貞享の検地より一二戸ふえている。中せぎ、薬師、十二神があり、山田は七六戸と御蔵、御竹藪、明神、寺、上妻山(入会山、原町、中条町、折田村、西条村とある)細尾山入会山(下沢渡村、上沢渡村、山田村三カ村)橋は記していないが、さい勝、菖蒲瀬、高渡橋の三橋(道があり、○で村境を示してある。

絵図の裏に、「表之通り絵図村中立合、吟味仕、少も無相違仕立差上ケ申候 以上

上野国吾妻郡山田村
元禄六年酉之三月 名主 九右エ門

組頭 四兵衛・権右エ門

九郎右エ門

年寄 次郎兵衛・安右エ門

と記している。百姓代はまだない。

枋窪の絵図には、約二十戸が、諏訪、稻荷、天狗、天神、十二神を祀って分散し、山は御留山、御年貢林、林、秣場、耕地としては、田畑の大まかな場所が記され、道は須川境、大道境に通じて古道を示し、水路に水上を示している。(枋窪を枋久保としているのが度々見える)

五反田村(口絵参照)

右方に次のようにある。

西中之条村へ巳ノ方ニ当、道乗三十仁町、折田村へ未ノ方ニ当、道乗一里、下沢渡村へ酉の方ニ当り道乗三十町、四万村へ亥ノ方ニ当、道乗一里、原岩本村へ子午ノ方ニ当、道乗一

里ノ余、蟻川村へ寅ノ方ニ当、道乗一里程、横尾村へ卯ノ方

ニ当、道乗一里余、伊勢町へ辰ノ方ニ当、道乗一里十五町。

一、五反田村 東西二十二町 南北四十仁町

とあり、色別に田畑・大野・道・水・○は他村田畑山とある

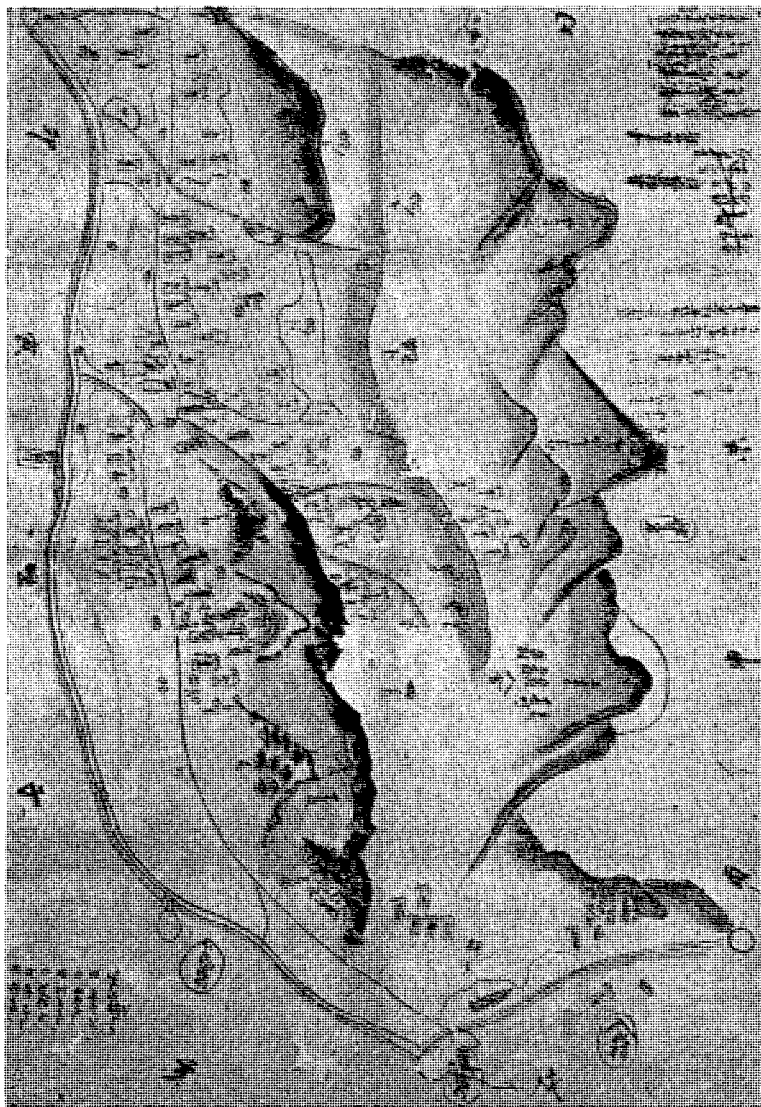
享保の村 折田村の絵図は、享保二十年(一七三五)のもので九三戸の持名があり同じように裏山に氏毎の十二神・天神・十王堂・不動・稻荷・八幡・毘沙門を祀り、古代からの折田村の発生を思わせる総鎮守の諏訪が成田の水源地諏訪にあり、里宮の妙見、諏訪が、折田用水の源近くにある。成田原に八幡と大神宮があるが成田の不動様はまだない。

この時代の信仰については、貞享の検地からまとめて見たが、後述の社寺誌でのべることにしよう。

(3) 血の通う堂社・石仏

一 代官支配から大政奉還まで。時代の流れを追って

元禄6年の絵図(山田村)





元禄6年の絵図(赤坂村)

堂社石仏に一時代を画した一つにこの元禄時代がある。以下それを見ていこう。

吾妻三十三番巡礼札所の再興 吾妻三十三番観音縁起に次のようにある。

「徳川の時代も太平を謳歌する元禄の初年、横尾の吉祥院大塚の普賢寺、尻高の福蔵寺大塚の林権左エ門幸盛その他合計九人の人々は、天文以来百五十年中絶した札所を復興しようとして、元禄三年（一六九〇）四月十七日、信心ある人々をいざなって古跡を尋ね、荒れ果てた道を開いて巡礼を再

開したのであった。しかし、過半数の霊場は跡もなく、残された堂宇も軒は傾き、屋根は朽ち果ててしかと見分けがつかぬ所が多かったが、苦心の末、その霊場をたずねて根気よく在地の人々の力を借りて再興したのであった。」

それから三百年、いま、五反田の本多和作さん（八二才）は、昭和六年、三七才の時から四十五年間（昭和五十年は同行十三人）齊藤今朝太郎さんらの同行信者と巡拝を続けられて、同四月、馬王堂境内に記念碑を同志と共に建立されたのにも、現代に血の通う貴い信仰の流れを見る。この復興のほかに特筆すべき嶽山三十三番の道心空閑の建設もこの元禄にあるが、後述する寺社の部にゆずろう。

庚申塔・道祖神、廻国供養塔 庚申塔・道祖神 中之条町地域の古い庚申塔の明暦・寛文ら三基についてはすでに見たがやはり時代を画して出現するのは元禄時代であり、道祖神の建立を見るのも、また、この時代である。これらの信仰については後編の民族の部にゆずるが、小さな村の意気がこうした塔の建立に結ばれて長く続けられていることにも、やはり元禄時代が見直される。そして民家の墓石にその新興がうかがわれる。

元禄——享保期の庚申塔年表

年号	数	場所	等
貞享3	1	古町伊勢宮前（二猿）	

貞享4	1	市城宗福寺、「当村住人各教目」
元禄1	2	名沢・柴本（当十七人五月吉日）
2	4	横尾八幡跡（横尾村十一人）、清見寺（十一月願主二十三人）、（矢場伊能久次家墓

無常―寂滅為楽、天下和順日月清明…」の鐘銘の時の鐘は、東部吾妻に、鳴り渡ったものであらう。

惜しいかなこの鐘も太平洋戦争のさ中に、鉄資源の不足の中に、鐘堂の名跡と鐘銘をのこして供出を余儀なくされ戦陣に消えた。

以上見てきた中にも元禄風と見られる村の気風の一端が見えるが以下更にのべて見よう。

(4) この時代の村風

寄合の酒と節酒令等 ①村役人の酒 五反田の高橋孝茂家

に、「申八月朔日より酉七月晦日迄諸事入用帳、我妻郡五反田村」の横帳一冊がある。これは元禄五年八月一日から同六年七月三十日に至る一カ年の五反田の村入用帳であるが、村入用帳としては吾妻ではこれ以上の古いものを見ない。これを見て思うことは、費用のすべてが村役人の手当であり、多くが酒であることである。

すなわち、八月一日に始まる「殿様お着遊ばされ中野条町にまかり出で諸事相談仕り候時小遣い、三日、右同、孫兵エ庄助権七四日原町にてご検見の儀につき諸事申上げ候」とこの三日間すべて酒計三十三文、十日原町にて名主組頭神文の

時十三人参り候、同日かみ代十三日原町にて田方ご訴訟、名主組頭食の代、十五日、河原ゆへ口上、十六日原町一九日以後二〇、二一、二三、二六―二九、と

村差し出し、検見と、年貢の減免願をめぐる一カ月間。川原湯・中之条各一回の外は全部原町（太右エ門―現在の増田寛一家）集合で田畑改め、絵図作り、日でりに付減免訴えて、六〇%が何と酒である。その頃、中之条の市に塩



清見寺の鐘（昭和50年）

・茶・薪炭・ま綿・麻布・木綿・たばこ・穀物が売られ、繁栄を誇った二宮三家の酒造米は一四八石、伝右衛門九三石、三郎右衛門二〇石があるがさこそとうなずかれる。(元禄五年差上帳・二宮家文書)

②元禄の節酒令(中之条町役場文書) この会合と酒に吾妻の元禄の一面が考えられるがそこに節酒令もでている。

覚

前々も酒、猥ニ給(し)申間敷旨相触候得共、近年八木(米)

如斯御書付出候間享遣し候 右の趣急度可相守者也
巳十月廿四日 竹村惣左エ門

(元禄十四年) 上州 利根

払底の儀ニも候間、婚礼又ハロロ立候祝儀の外客来有之候
共、酒出し候儀停止たるべし、然上ハ祝儀取かわしニも酒ハ

群馬 郡

無用ニいたし樽代可用の者也

我妻

十月

村々

と、この酒の消費の記録の後に、酒のもてなしが禁じられている。時に凶作飢人の記録の中にまことにわからない時勢である。

③きびしかった出火の責任 時は元禄八年三月二一日、五反田の次右エ門が、夫婦共畑に出た留守中子供が火事を出し、類焼の家は駒二疋を焼死させた。本人は宗本寺へ入っているが、何分江戸からのお差図があるまで預かっておく、次右エ門には馬屋でも、居屋でも屋作はさせないと組頭が代官に届けている。きびしかったものである。(唐沢姫雄家文書)

④生類憐みの令 この駒二疋の焼死一件と共に当時の生類憐みの令に次のものがある。(中之条役場文書)「牛馬其外にも生類が煩ってる中に捨ててはならない。訴人には褒美をとらせる」というのである。

近郷を招いたあやつり人形 次は、先の孫兵衛の覚書の一節である。

享保四年（一七一九）亥七月あやつり時酒遺物出し申さず、
とあり、

三文 大蔵院へ遣す 茂平次
四八文 甚五右エ門
亥の七月すわ祭時 しゃみせんいと代
当子三月（享保五）空閑方へ払い申し候

八文 四万衆へ 三之助

六文 横尾衆へ 竹山一平八

六文 〃 〃 わり一平助

六文 〃 〃 竹山一権兵エ

七文 とのかいと衆へ 李之丞

七文 〃 〃 庄兵エ

（注）道心空閑は元禄年中 嵩山三三番観音造立の指導者で、元禄
十三年の宗門帳には弟子の開札と二人暮しのようである。いま
中村わり堂の前の畑の端にその石塔がある。

あやつり人形が四万衆、殿界戸衆、横尾衆とあるのを見ると、三か村が参加している。思えば元禄の江戸の文化
が、空閑のひく三味線の調べに村人の語る義太夫に合せるあやつり人形芝居が静かな五反田の森を湧かせている。親
都の杜であろいか。

正徳享保期の出奉公（五反田村） この元禄の太平の中に商業が発達し、村から町へ出て行く奉公人がある。
第3表は五反田村の出奉公人の行先である。町がその半数を上回る。

第3表 出奉公先

出先町村	享保 10	正徳 2
中之条町	18	
伊勢町	2	
青山	5	
横尾	3	
蟻岩	1	
山本	2	
西中之条	1	
折田	3	
原田	3	
沼郡	2	
群馬	10	
高崎	3	
伊香保	9	5
金井	1	
（吾妻）	1	
須賀	1	
四万	2	
江井	0	
松田	0	
安坂	1	
赤坂		
計	69	13
村内	1	
合計	70	
全人口の内	11%	
その内方保	51%	13
全町の伊香保		

（注）① 正徳は届書、享保は宗門帳による。② 正徳の伊香保は八月中。外は十一月の短期の出稼である。
③ 江戸は中間奉公、群馬郡は同郡下の村々である。④ 町への出奉公が五二%で、高崎へも三人行っている。

第4表 出奉公人の実体（五反田村、全戸数113）

1戸からの 出奉公人	その戸数	石 高	その戸数	身 分	人 数	年 令	人 数
人		石				歳	
1	28	0～1	2	男 子	33	11～15	10
2	10	1	9	女 子	15	16～20	19
3	3	2	10	甥	6	21～25	14
4	2	3	6	姪	2	26～30	16
5	1	4	4	主 人	1	31～35	5
		5	6	妻	1	36～40	1
		6	4	伯 父	1	41～45	3
		7	1	嫁	3	46～50	1
		8	1	孫	2	51～54	1
		9	0	従 弟	1		
		10	0	譜 代	1		
		11	0	弟	4		
		12	1	(男女 49 21)	(男女 49 21)		
計	44		44		70人		70人
全戸の39%		3石以下—39% 4石以下—44%		子 供—59%		20才以下—41.4%	

この享保の七〇人の出奉公を石高・身分・年令別に見ると第4表のようである。

(註) ① 折田では享保18年1月、人口433人の中78人(18%)が奉公に出ている。(同年差上申一札の事今井家文書)

② なお、五反田村に村外からの入奉公四万、山田、岩本、入山、大前、下沢渡、袋倉ら計9人、村内、譜代12人、水呑2人があり、計23人の奉公人がいる。

五反田村へ他村から奉公に来ている者は、六合、嬌恋方面に多いが、これも山から町への傾向である。こうして町に近い五反田村は全戸の四割近くが町へ出ている。年令別では二十才以下、身分別では子供、(特に男子)、石高では三石以下が、大勢を占めている。あわれにも一戸から四人・五人、中には新妻を奉公に出している家もある。出奉公五人の家は、伝四郎で、子供五人、(男子二人・三四才・十八才。女子三人・二六才・二二才・一四才)を奉公に出して夫婦二人(五〇才・五三才)で四石余を作っている。出奉公は五反田村ばかりではない、元禄から享保に入ると、もうこんなに変っていくのであり、これは凶作の部でのべるが、享保十七年の折田村など一日麦二合の割しか持っていなかった。これは、江戸の繁昌の裏の山里であるが、この田舎町にも、先の酒造でのべた富豪二宮三家の繁栄があり、その一家清左エ門は沼田城主本多侯の好遇をうけ吾妻五千石の地代官として権勢を誇り、有金一万三千両余それに後述する田畑使用人に見るような優勢が続いた。(2表⑨に、荒地の多い村をここでも見直したい)

年貢に困り、町から借りる村 五反田村の高橋孝茂家に名主孫兵エ扱いの元禄九年から享保一二年に至る村内の借用証文がある(第5表)。

江州商人のかつぎやが村に入っていることとそのきびしいやり口がわかる。貸主の、組中とあるのは、享保四年七月三日、組頭半兵エが組内五人の連名で、村内の名主孫兵エに新金一両一分を、「来る十月中荏草その時々相場新金一分ニ付三升増に相渡し申すべく候」というのである。

その他の組中の借金は、同七年七月二六日五反田村名主孫兵エ組頭十名外村役人十五名連署で金一七両三分田畑屋敷一町四段二畝一四歩を抵当に、中之条町の二宮平八から、「十月中米・荏草・大豆取入次第名主組頭方へ請取、その節相場次第代替急度返済仕るべく候」という。秋の収穫を目当に村中して町の平八に借りているのである。

同家からの村中の借金は、同日付で金二〇両新金一枚と、外一札があり、翌年二月十二日に金四両「年貢に差詰

第5表 村の借金・件数（元禄一享保期の五反田村）

年 号	数	金 主		金 額		借 主		質 別			
		村内	中之条町	村 内	中之条町	組中	個人	田	畑	山林	やしき
元 禄	1	1	0	2両	0	0	1	0	1	0	0
宝 永	1		1 (四万)		6両3分	0	1	1	0	0	0
正 徳	4	4	0	13両	0	0	4	1	4	0	0
享 保	34	8	25 1(江州)	両 分 文 10—1—800	両 分 文 70—1—1438 1分(江州)	3	31	20	7	3	1
計	40	13	27	25—1—800	77—1—1438	3	37	22	12	3	1

(注) ① 村の金主は六左エ門三左エ門の合同1、孫兵エ、六之丞の合同1、清兵エ次兵エの合同1で、外は孫兵エである。

② 村外の金主は中之条町の二宮平八で、外は四万の喜三郎・半之丞と、江州日野商人から訴訟された享保6年7月15日に村内の五左エ門外1が合同で借りたもので、麦作を質に借りたが恐らく江州商人から反物を借りて返せず訴えられたものであろう。

り」とまた借りている。

質入は、田が最も多く、中には屋敷迄いれている。返済できないので田畑が町の大家に集まり、利息の為に奉公に出るものもある。

なお、この証文の金主の六八%は村外で、しかもみんな中之条町のさきに見た二宮家当主平八である。町と村はこうして格差がついて行った。

なお、質入の利息を見れば、享保十六年の中之条町の村差出帳に合せて見ても、二宮家の利息は高い。孫兵エの覚では二割五分払っている。これでは、一度借金すれば、もう利息におわれて小作人になり、また高い小作料をとられ、果ては一生奉公で利息を働く事になる。借金のもととは、「年貢に差詰り」である。閉鎖された封建社会の分化は、村に町に、まず貨幣経済の発達の中についていく。

おわりに

時宛も、元禄の太平を迎え、かねて幸いした貞享のおたすけ検地に、いくらかの余裕と、享保の改革

に増産を見る時、田舎まで寛永通宝の行き亘り、江州商人の村に入る時、わが里にかつての土豪的庄屋に代る新人の名主層が出現したのも、「上分の百姓」の落ちて行くのも、この時代であり、世に云うあまりにも華やかというイメージの元禄時代も、寺堂、古塔、石仏、墓石に、元禄の新風を留めながらも哀れをさそう貧しい文書が多い。そして、日本史で称賛する吉宗の享保の治も苦しい幕政の立て直しに、米の増産と年貢の収奪に百姓は追われ、あるいは、村を出る奉公人、町の大家に年貢納めで土地を売る村方、こうした中に田沼の商業時代を迎えるのである。

2 田沼時代

はじめに

辻善之助は、この時代をいわゆる田沼時代として日本最近世史の序幕とし、学問、経済の発展と積極的な経済政策を高く評価している。ここに、前章の終りをうけてこの評価をうける田沼時代のわが町がどのようなであったかを見てゆこう。

(1) 転機と世相

第6表は町の史料目録を中心に、宝暦—天明期三七年間の時代相見集計である。

つづく凶作 第6表の1は凶作と米価を見たものである。そこには、天明の凶作の前線が見える。宝暦四年の四万村の村差出帳(当役場蔵)は夫食拝借と返納を次のように記している。そのつづく凶作の中に。

一、ご年貢ご未進ごさなく候、諸作損毛の節、袖乞まかりいで候程の儀、たびたびごさ候へども、当十四、五里四方の儀は、すべて山中の村故、袖乞仕る場所ごさなく飢死候外

ごさなく候に付、先年より左様の節、拝借下しおかされ、ご慈悲を以て百姓相続仕来り申候村方に、ご座候
一、米 七石四斗二升 夫食拝借

第6表 宝暦一天明期の世相
()は二項にわたるもの

No.	件名	時代				計
		1751- 宝暦	1764- 明和	1772- 安永	1788- 天明	
1	凶作 米価	回6 下落→	1	1	4 高騰	12回
2	検地	1	1	2	2	6
3	入ち人れ賊人			1 3	1 2 ◎多	2 5
	借お倒れ	1				1
	村欠飢行盗殺	1				1
	けんかろ		1 (年貢持参人) (2人)			1
	けわいす	(1)			(1) (1) (1)	(1) (1) (1)
4	取締	1				1
			1	1		2
				1		1
		1 (酒やでの 呑み禁止)			1 (造)	2
5	出入・争い			1		1
						1
						1
		7		1		8
		4				4
		1	1		2	4
6	商業				1	1
						7
				1		1
		1	5	3		9
6	商業	1		1		2
		(味そ・塩・せと物・醤油) まゆ・蚕種				

右は当二十三年以前(享保一七) 夏作雨腐、早霜にて百姓
餓死仕り候ニ付拝借仕り候(十カ年賦にて返上)
一、米 一四石八斗五升一合
一、稗 三石五斗七合
右十三年以前(寛保二) 戊の八月大水にて困窮拝借(五カ
年賦にて返上)
一、稗 八八石四斗九升

右は延享三年(一七四六) 寅年、夏作雨腐れ秋作早霜にて
諸作損毛、百姓餓死仕候ニ付拝借(三カ年々賦にて返上)
一、稗 三四石一斗七升四合四勺
寛延三年(一七五〇) 午の春(宝暦の前年) 大雪にて麦作
種を失ない、秋作早霜にて諸作種を失ない、飢え、百姓で
きず、宝暦元年の春拝借、同二年(一七五二) から六年ま
で五カ年賦にて返上仰付けらる。」

享保十七年（一七三二）以来の凶作と拝借を記し、この後をうけて、名の宝暦ならぬ二・五・六・七・八・九と六カ年の凶作である。特に五年の赤坂村など稲葉が、何にも使えなかったとある。（小林貞夫家文書）この時、米価は、浅草お張紙が、百俵に付、六年 四五両、八年 四一両、十一、十二年 三六両と下落して、信越の米が入り、地米は下落する。宝暦二年には、保科の領下七カ村は年貢の減額を願い、領主から借金している。あの繁栄を称えられた町の二宮伊兵衛は同五年「近年世柄悪しく酒造等も少々に仕入れ、金子不廻りに罷り成り」と、元沼田城主の本多侯へ、かつて融通した金の中、五百両の拝借を申し立てている。

大石慎三郎の「江戸幕府の年貢率」（日本歴史の視点三一・二九二頁）には、宝暦期を年貢の最高期としているが、保科家では、翌六年には米代金納と、昨年の凶作に、今迄の浅草相場の三両増を五両増で先納を申し渡す。「それは困る」と、出府した村役人は、一度は断わりながら、「お物入多く先納おゆるし難く……お請申候」と吾妻七カ村代表は仰せのままに帰ってくる。

年貢米に依存した支配者は急落する米価の不足を百姓に申付ける外にない。先の二宮家の本多侯も、今は去ってしまつて駿州田中の城主、城主の下の民のあわれさに大名貸しの難にあったのは二宮家であつた。

多くなった出入 この武家の苦しさが百姓にかかる時年貢の収奪はそのピークに達し、百姓は凶作の中に生産に挑む、そこに必然的に起るのは秣場をめぐり、橋人足をめぐる争いであり、ここに一郷が湧き、共に疲れて、中には、岩本、山田、平のように自村まで対立の悲劇を生む。（第6表）

思えば、享保の改革による年貢増徴策が、この宝暦にピークを出現し、この年貢収奪と凶作の中の争論は、大金と労力の消費に、さらに貧窮を深め、果ては、明和、安永、天明と、さらに村を荒廃させて貧富の差を大きくし後述する農民の離村が必至となつていく。

漸減して行く村の家 第1図は、この論争しきる宝暦を境に（元文二―天保九）戸数の漸減の姿を見たものである。

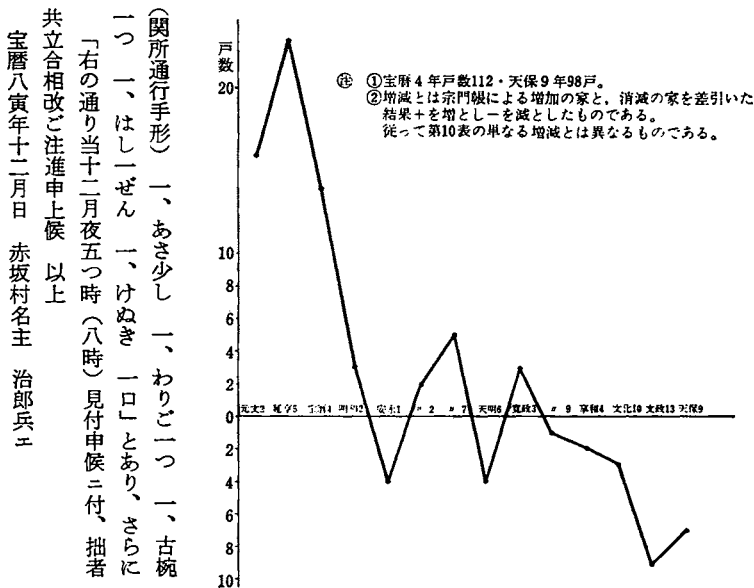
この戸数の増減に、田沼期を見ると、延享を増加の山として宝暦に、幕末の衰退に向う転機を見る。対象が折田村一村であるが傾向の一つとして差支えあるまい。

行きだをれ人 これらに関連するものとして諸国行脚の旅に、赤坂の路傍に倒死した一巡礼を見よう。そこに

「六十余と相見え申候男、下には□しゆの□てを着し、上にはとびいろ単へ物を着し、古単えも引のきれを着し」と歳末の旅とも思はれず、一、手拭一すじ 一、首には、はち袋（托鉢して布施を入れる袋）じゅうずをかけ 一、巡礼かわご一つ 一、奉順礼秩父坂

東現世安穩後所善所、上野国我妻郡入山村願主六郎兵衛 一、けちみゃく（血脈）一本（仏師から弟子に与える法門の伝統） 一、観音経一卷 一、銭四文 一、旅絵五本 一、はち袋二つ ひえ粉五合程 一、あふち扇一本 一、往来

第1図 元文2～天保、折田村戸数の推移（宗門帳から）



(2) 商品經濟の進展と村と町

①村と町の富豪 中之条町の桑原雄一郎家に宝暦九年（一九六俵）と明和四年に前橋、高崎の城米を買い入れてい
る一札があり、産業の部で見える村方でも、山田家のような大農が店を開き、いつの頃からか原町、沼田に支店を出

この明和安永期を中之条

町の奉公人に見ると第8表のようであり、その最高は、六三石余の二宮清左エ門で奉公人二四人馬五疋とある。このころの村と町の富豪はやや相似ているが在方の山田家の石高は町の一番をしのいでいる。しかし、町全体のその奉公人の拵がりは、さすがに町は信州、須川も合せて、その優勢を見せる。

② 奉公人に見る中之条町の発展 第8表はこの村と町の奉公人の出身地を見たものである。(明和七年宗門帳より)

第8表 中之条町へ出た奉公人の出身地

町 村	男	女
中之条町山城	28300	13000
中之条町平	11124	11211
横大赤蟻	10042	00033
岩柄大五折	82371	12033
四上下山原	21020	01201
郷岩松三厚	12000	01111
大岩植川尻	1012	0110
村須信不		
計	62	35
奉公人をおく家		
石 高	戸 数	
5 石 以 上	15	
1 - 3 石	6	
計	21	

最も多いのは、近隣の西中之条、山田で、これについて四万、五反田で、殆んど東部吾妻に亘り、取引先の信州もある。合九七人は、町の人口の一四%にあたり、最低は下男一人をおく、持高九斗の家である。その中の二石台の甚助は、奉公人五人をおき家族七人と十二人暮しである。この頃折田にいた学僧性源が武蔵の久喜から折田の九右エ門に宛てた手紙に中之条塩屋甚助というのがある(折田茂家文書)が、恐らくこの家であろう、町の商業はこの石高の少ない層の雇人にも見える。

こうした時在方の小百姓も商売に動いている。すなわち、原町の山根組の百姓三人が延享二年(一七四五)十一月、伊奈半左エ門の役所へ、「町へうどん、煮うりなどの外は持ち出さない、町の商人の邪まをしなさい」(原町役場

文書)と一札を出しているが、村の百姓も、町に進出し、麻、蚕、煙草の増産に向い、上沢渡、四万では鍛冶炭を焼き農具の柄をつくって原町・中之条の市へ出している。

後述する宝暦十二年の、岡崎地内の年貢金持参人の殺害事件の時のアリバイにも赤坂の小百姓が商いに動いている事がわかる。

③奉公 ここで奉公人の一札を見ておこう。

奉公人請狀の事

(折田茂家文書)

一、此周助と申す男に為^み身代金^{みしろきん}金二両三分に請取候当未の二十日より酉二月二日迄中一年季にご奉公に指置申処実証にごさ候

外に上給として錢一貫五百文宛年々可被下候 衣束の儀ハ

お家並に可被下候然上はご公儀様ご法度の儀ハ不及申にお

家のご作法何にても為相背申間じく候、お氣に入不申候

は、いつ成共ひまお出し可被下候、

万一害死等仕候時、本金は不残返済可仕候、病死候はゞ本
金御用に可被成候
二年の中首尾能ご奉公相勤申上候はゞ本人え押切お隙可被
下候 為後日証文如件

天明七年未二月 折田村

(年季の切替は二月二日であつた)

人主 喜左エ門^印

請人 五左エ門^印

九右エ門殿

これが年季奉公である。なお、明和五年の同家の一年季では、金二両と衣束であつたので、少し安くなっているようである。五年、十年季もある。

ここで先に見た山田の棒丸の明和七年の奉公人を分析して見よう(第9表)。

なお家族は五二才の治郎兵エ外八人合計三九人暮しである。この奉公人の範囲で同山田家の地場産業の取引範囲が想像され、三島・岩下・矢倉の麻、原町・沼田の支店、近村の折田・上下沢渡など雇人に見る村の富豪の経営が想像される。

第 9 表

年 令	人 数	
	奉公人	譜代
12 ~ 15	2	2
16 ~ 20	5	0
21 ~ 30	8	1
31 ~ 40	5	1
41 ~ 50	3	1
51 ~ 60	1	1
61 ~ 82	0	1
計	24	7

出身地	人数
岩 下	1
上沢渡	4
下 井	1
岩 井	1
小 雨	1
三 島	2
原 町	2
折 田	3
蟻 川	1
五反田	2
矢 倉	1
利 根	1
平	1
自 村	3
譜 代	7
計	31

糸まゆ商人 蚕種を、用留に初見するのは（山田正治家文書）安永四年（一七七五）である。折田の名主太右エ門が商売を始めるためと、二一兩を大戸の加部安に借りたり、糸繭商人から、稼ぎ上げて六〇石の高持に成長して名主に推された福田彦平（名主の部参照）のスタートもこの時点である。

茶屋 ①うづま林昌院境内の茶屋 この商業活動の繁栄は、人の往来を盛んにし、さきに見た入山村の巡礼もその一人であるが、宝暦四年の二月にうづまの林昌院辺の百姓仙右エ門ら七名が、そのころ、同寺のお天狗様にお参りをする人が多いのに目をつけ、境内で茶店を始めた。ところが、本山大類村の慈眼寺から「聖場の寺の境内で茶店を開く事は成らん」という。そこで仙吉らは、茶店の場所が見つかるまでと猶予を願い、そのかわり、その間、ここで嫌嘩などの問題が起っても、絶対に迷惑はおかけしない。と林昌院と宗福寺に一札いられている。（関征児家文書）

その後この茶店はどうなったか、おそらく、文化、文政にかけて、お天狗様のお詣りは、ふえて行ったにちがいない。

②草津―沢渡道の折田の茶屋・ゆすり。こうした人々の浮かれる中に今一つ安永九年に折田の茶屋で、平と五反田の者が飯みあった嫌嘩がもとの大騒動があるが、このころ中之条―沢渡―草津街道の折田には人馬の往来にそなえた

茶店が、所々にあったらしい。珍らしいのは、安永六・七年に、昔先祖が貸しておいた金を返せと、ゆすり歩いた清左エ門の一団がある。ついに手錠を仰せつかって落着したが。こうした世の変転の中に、成り上がりの富豪に小作人が文句をつける事件もある。

それに、非人餌差の行為を「非人にあるまじき不法」として取締る触書の出るのも（以上折田茂家文書）貨幣経済の進展にゆれて行くこのころの山村の姿である。

(3) 小前百姓の反抗

小作人の成り上がり富豪への反抗（折田）・橋論の中の平・山田・岩本の村々は前にふれたが、この外横尾村役人と対小前百姓、それに、保科領下七カ村と、地代官根岸への支配拒否一件、山田村名主入札騒動や、年貢勘定違い出入がある。横尾事件は、二年がかりの大騒動で宝暦十一年の信州千人講一揆の起った年であり、名主の勘右エ門が村の外れで寄合にも不便である。それに、組頭をきめるのに、小前百姓に相談もしない。しかも、村役人をみんな親類で固め、村入用も見せないで取立てる。と、それを横暴と訴えたものである。（高橋忠夫家文書）

そのころ名主の彦右エ門が死んで、跡役の事を代官に伺った時の文書が割田文男家にある。

覚

此度名主彦右エ門就病死跡役の儀惣百姓願之通入札たるべく候

一、名主役可相動器量の者入札可致候、相動り兼の体の者入札数多く候とも其札取上間敷候

一、名主役相動可然筋目のもの可為入札候筋目無之者共入札

とあるもので、支配者は村役人側に立っている。この横尾村の役人不信任事件のあった翌年の春のこと。保科家の

数多く候とも被仰付間敷候

一、入札入候者共各名印可仕候

右の通被仰付候趣惣百姓ニ可申渡者也

宝暦十一年三月七日 岡安右エ門④

横尾村 組頭エ

地代官根岸扱いの七カ村の年貢先納金を持って、三月二十二日。伊勢町の役所を出た飛脚横尾村の茂兵エと、伊勢町の基助が、さきにもふれたが岡崎の道中で殺されたという大事件が起った。この時、アライバイを調べられた記録が、赤坂の小林貞夫家にあるがその時の、調書に、さきに見た、赤坂で、その日、他所へ出た者が四人で、その中の二人は、大豆を馬につけて、中山通りで浜川町の七之丞へ行き、小野子通りで帰った。一人は、栗板を馬につけて同じく中山通りで浜川町へ行き、喜右エ門の店で大久保村の松兵エに渡し、外の一人は、群馬郡の石原村の七郎左エ門の世話で八木原村の弥五右エ門で日雇をしていた。

残りの九五人は、「農業仕り作に出で候」とある。

思えば春を迎えたこの静かな山村に、この年貢金強奪殺害事件は大きく響いた事であろうが問題はここに始まる。すなわち、この事件の、入用代を、保科領七カ村に割付たところ、その六月、村方の百姓が、「得心不仕此度御屋敷様ご訴訟に罷出申候」と出府する。とその留守に、地元代官根岸から、「相残り候一組一人宛、伊勢町の役所まで出頭吟味をうけよ」という。村では、江戸に行った者が帰るまで待つてもらいたいと、名主次郎兵衛、組頭七郎兵衛、同又左エ門から、代官へ願ひ出る。村は、もう村役人だけでは動けなくなっている。この事件が、きっかけとなったものか、その八月惣百姓が「此度お屋敷様へ私共惣村中、連印を以て、伊勢町お役所相離れ、直御上納願書差上候」と小前百姓が地代官に直訴する、が、結局代官は、「村役人の奥印がなくては取り上げない」という。最後は、村役人を通すのであるが、事件は、小前百姓と村役人を離していく。(小林貞夫家文書)

山田の事件は、明和四年(一七六七)の「勘定出入」で、古料の百姓二五人が、名主外村役人三人を年貢の勘定が違うと、奉行に訴えたもので、それは、二五年前の寛保三年の村年貢に遡ってこの年持出したものである。恐らく宝暦の山論の中にあつた村役人への不服が、ここに年貢の二重取りなどの疑いが洗い出されたものであろうが、結果

は、村役人が処罰されている（吾嬭神社文書）。今や長い伝統の名主―村役人の村治に一新期限が画され、百姓も、黙ってはいない。という、役人批判が展開してその本質をついてきている。ここに始めに述べたいわゆる最近世史の序幕がわが里にもある。

(4) 田沼時代を語るもの 永林寺の富籤 明和六年（一七六九）丑四月に日影村龍沢寺を筆頭に、上沢渡村の村役人六右エ門、金右エ門、吉兵エ、平右エ門、太郎左エ門、文兵エ、二郎右エ門、半兵工の八人が、永林寺の大般若經並同經安置堂建立講入數六百人一口掛金一分、外六〇本世話方籤計六六〇本を出した一巻がある。当り一番は二五両である。寺の富くじは、幕末の化政期に盛んとなるが、これは、この時代を語るものとして珍らしい。（横尾割田文雄家文書）

中之条町の大火と町の変貌 さきの中之条町郷土誌には次のように安永の大火を記している。

「安永年間ハ町役人変更アリ、田村与五兵エ、劔持源八、町田重兵エ、小池重左エ門等動キシコトアリ、桑原・青柳動続同 町ニアル地藏堂大聖院ノ不動堂焼失し時鐘樓焼落タリ、此ノ八年ノ頃、本町ニ大火アリ、丸山氏ヨリ中ノ町ヲ全焼シ、大云、當時土蔵板葺家ナク萱家ナルニ暴風アリ、七月九日昼聖院屋敷ニアル興藏共有庫モ焼落シト云、天王宮及下ノ町ノ事……」と町の変ほうを記している。

天明の浅間あれとつづく凶作 この時代を語る歴史のものに天明の浅間あれと大凶作がある。今静かに噴煙を続ける浅間山の大爆発が、大きく日本の歴史をかえていく一契機となったのが、この時代であるが、これは第二巻の特論にゆずろう。

なお、成田原に立つ野ざらしの不動様は、この天明二年壬寅八月、六〇町歩の畑の災害を除くための建立と考えられるが、翌年この浅間あれである。今に、「困窮不動」の名で呼ばれるのもこの為であろう。六年はまた凶作で、

「小売酒当年來致すまじく候」と申合せる（折田茂家文書）。（成田畑の虫除け祈願の文書もある（同））

明和・安永の古塔 この時代を特徴づける古塔に写真に見るような宝篋印塔形式のものが多く、新井委員の調査を見れば、

- | | | | |
|--------|----------------------|--------|----------------------------|
| ① 享保九年 | 甘池一 | | |
| ② 延享四年 | 藤沢一（願主寛香） | ⑦ 安永二年 | 百々（願主体禪） |
| ③ 明和三年 | 林昌寺一（石工信州伊奈郡、施主田中永八） | ⑧ | 下赤坂 薬師堂 |
| （一七六六） | 貞行） | ⑨ | 五年 山田 願主山田三郎右エ門（石工伊奈郡伊藤清六） |
| ④ 同 | 桃瀬二九番札所跡 | ⑩ | 文化四年 四万湯薬師（石工信州伊奈郡） |
| ⑤ 同 五年 | 馬滑二一番札所 | ⑪ | 文政四年 しゅべり石（願主得全） |
| ⑥ 同 七年 | 下折田田村雄平毘沙門堂裏 | | |
| ⑧ 八年 | 銅牛の墓（定光寺観音堂道心銅牛の墓であ | | |

この十一基があるが明和・安永の僅か十年間に七基ある事にこの時代の何故かを、しかも、その多くは、観音、毘沙門、薬師の堂にあり願主に堂守の道心。例えば、明和安永を通じて定光寺の観音堂在住の性源が庶民の教化に八十余才の生涯をつくし、「漏さで救え」の誓に、南無地藏大菩薩を建て、寺子屋師匠又右エ門を教え、民衆の教化を今に見るのもその一つである。記録に残らない村々の庵主堂守が、元禄の五反田の空閑や、定光寺観音堂のこの性源のような存在があったにちがいない。それをこの時代の特徴のある古塔に思うのであるが、ご検討を頂きたいところである。

おわりに

年貢のすべてが貨幣納に変わり、江戸代官、旗本の支配に直結するわが町は、江戸の空気を肌にかけて、年貢のすべ

が貨幣納となり商品経済はいよいよ農村に滲透し、在方に大商家を出現し、小前百姓まで年貢の金に市場へ集まる。しかし、思いもかけぬ中之条町の大火、それに世紀の浅間の大爆発と続く凶作は、この商品経済の発達とまって農村の階層分化を促進し、ゆらぐ封建制の中にいよいよ農村は疲弊していく。



安永2年 下赤坂



安永2年 蟻川百々

3 大御所時代

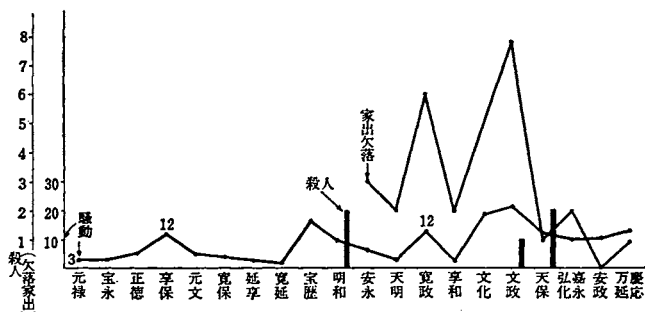
はじめに

ここに江戸文化の全盛を見た大御所時代を中に、ゆらぐ幕藩制下のわが里を見ていこう。

(1) 寛政の改革のころ

ゆらぐ封建制下の村々 定信が幼將軍軍家斉を補佐して老中に就いたのは天明三年の浅間荒れに続く六年の凶作の

第2図 昭和49.11.11現在の中之町史料目録に見る事件々数概数グラフ)
 ⑨年間の平均でなくその年号内の合計である



後で、それはまた歴史的な一大揆が大江戸にわき起った翌年でもあった。しかもその暴徒の群は、九尺二間の裏店住いで、その四人に一人は、村を出て来た貧しい百姓だったと「江戸町人の研究」にはある。

①村方騒動 第2図に村方騒動を見ると、離村農民欠落は寛政期から上昇し第9表の諸国巡拝は、出稼ぎを禁じた安永期から増えている。こうした時田沼の重商主義の後をうけて一揆発生源の離村民の帰農を勧奨し世を享保の治に返そうと、神に祈ったといういわゆる定信の寛政の改革がある。

②かけおち この貧民の離村のころをまず欠落人に見よう。岩本文書に見るこの最初は、安永五年（一七七六）正月二十八日で原岩本村百姓吉右エ門、五十一才の一家七人が、持高三石二斗余を捨てて去った夜逃げで、驚いた五人組、名主外組頭は、連署して代官所に届け出た。石高三石二斗（五反歩に近い）といえば、村の中流である。恐らくかさむ借金に、困り果てた末の一家離村であろう。次はその一年後、三一才の一人男で、これは、一人暮らしの貧しさに町を夢見たのであろうか。

折田では、同九年正月十八日、医師玄有が、「私儀不思議なるご因縁をもって、善太郎儀名跡相統仰せつけられ」と、この者は、宝暦の宗門帳に石高四斗八升の潰れ家 善太郎の名跡にとり立てられていた者であるが、そこには近年打ち続く勝手不如意、借用多く、とても相統仕りがたく……退転仕り

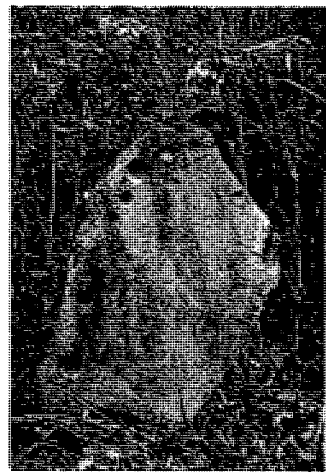
たく……」と、これは夜逃げならぬ組頭半四郎への申し出である。江戸本石町二丁目近江屋茂兵エの薬種代内済証文もそえている。

この三件の離村文書は、岩本は綿貫嘉伝次家、折田は折田茂家のものだが、これは、岩本と折田に限った事ではない。こう考えると、第2図の数は、現中之条町の十九カ村ではこの十倍の数も考えられよう。「都市の空気は自由にする」という西諺があるが、監視の壁の堅い田舎の百姓より、「隣りは何をする人ぞ」と云った自由の町へ、たとえその日ぐらしでもと、特に江戸の空気に直結する幕領は、大江戸に憧れて出て行ったむきもあろう。しかし、村では、さきの綿貫文書に、寛政四年三月、久右エ門の弟惣五郎が欠落した時の届に、「浅間荒れの後、村方が人少なになり、自然荒地も起返せず、引戻したく……。とあるが、寛政の帰村奨励令では旅費迄出して帰村を奨めたり、浮浪者を集めて授産したり、あるいは村内の古書にもしばしば見る心学教を中沢道二に説教させたりしている。しかも図に見るように、離村民は、後をたたず、特に文政五年の四万村など、五月、八月と続いている。(中之条町役場文書) こうして、天保の改革の人返し令となるころは、江戸の町人の三分の一は、離村農民だったと前掲江戸町人の研究(三八七頁)はいう。それでも、この人返し令のためか、この町の史料に見る限り、天保期は家出欠落が急減している。

③巡礼 次は、諸国巡礼の増加である。往来一札とその巡礼記念碑をまとめたものが次の表であるが、それを字別に見ると下山田が5、大竹・伊勢町が4、高沼・五反田の馬滑が3、青山、寺尾、下沢渡中組・前尻・甘池(栃窪)下反下、細尾が、それぞれ2で外は1であり全くない所もある。そこに小さな村の信仰の歴史もたずねられる。元禄の二八番観音の青山の巡拝碑や、同六年(一六九三)七月十日とある高沼の西国秩父坂東(施主関利兵エ)の巡拝供養碑など、芭蕉の奥の細道(一六八九)の行脚も連想される。巡礼・回国とあるもの23、同供養塔とあるもの41、(百番とは西国三三番、坂東三三番、秩父三四番の札所である)がある。これらは新井委員が今度三、四カ月も回り



大竹、宝暦6年66部供養
(山田村願主 菅園とある)



五中の北裏の巡拝碑
(奉納大乘妙典 日本回国 天下泰
平、日月清明 蔵州秩父郡、信州、
二合 拾二人、行者勇吉など読める)

歩いて調査したもので、今後出て来るものもあろうが、これで見ると、巡拝とあるものは、下尻高阿弥陀堂の寛政十一年大乘妙典日本回国碑以後中絶して天保期以降となるが、これもまた僅か五基にすぎない。

そのかわりといってよいかわからないがその供養塔とあるものが、安永以後特に文化の六基を最高に多く見えてくる。これに合せて表中に見る往来一札は、さきにふれた宝暦の行倒れ一件を除いては、あの高山彦九郎が京都の三条の橋で皇居を拝したというこの寛政期から見えてくる。ただ、この往来一札に見る巡拝碑のないことが残念であるが、この往来一札の、十一件も、僅かに残る文書にすぎず、これも村々に可成の数があると思われ、これを、さらに供養塔に、合せて考えると、巡拝もまた家出人と共に、少なくとも天保期ごろまでは増えて行ったと考えられる。

〔送り状〕 こうした巡拝者の一つの姿をその送り状に見よう。

送り状一札(赤坂 小林貞夫家文書)

其お村百姓助左エ門倅己与松と申者当 日の夜、村方往来筋

ニ相煩罷在候ニ付、村役人共立合介抱仕候、相改申候処、寺
往来所持仕り右之者村方へ罷り帰り申度候へ共大病にて歩行

相成兼 無_レ廻差送申候 依之宿村々無_ニ相違_ニ順達可_レ被_レ下候

名主 七右エ門
役人中

四月廿日（年不明）

吾妻郡赤坂村

宿々村々お役人中様
同郡林村お役人様

とあり林村の巡礼の大病の村送りである。

往来手形之事（関征児家文書）

上野国吾妻郡平村

曹洞宗 林昌院圓

一、横尾村百姓茂右エ門並ニ女房いさと申者此度坂東為_ニ拝礼_ニ罷出申候間、国々所々、お関所無_ニ相違_ニお通し被_レ下候、若又此者共及_ニ暮致_ニ難儀_ニ候節ハ、以_ニ慈悲_ニ一宿頼み入申候 万一病死等仕候ハバ其所之以_ニ作法_ニ、お取置可_レ被_レ下候。此方えハ御届ケ及不_レ申候 為_ニ念_ニ之往來一札仍而如件

国々所々

御関所

御番衆中

所々村々

役人中

寛政十一年末ノ正月日

坂東三三カ所の巡礼に、横尾の茂右エ門は夫婦してこの正月、この往来一札を持って、鎌倉を一番とし、房州など村の寺を三三番とする札所巡りに立ったのである。そこには、日が暮れて難儀の時は一宿を願い死んだらその仕来りで始末して下さい、お知らせ下さりなくもよい、というのである。思えば、不帰を覚悟の巡礼の先の宝暦の行倒れや、林の重病人の村送りにその苦しい旅の姿の一つを見るが、ここに回国供養塔は、まさに、大いなる記念碑の思いを新らたにされる。

この回国は、折田村伊左エ門悻丑五郎のように、西国迄足をのばして琴平詣りことびらまいりをしているのもある（寛政十二年）。

札所巡拝記念碑と供養碑・往来一札年表

元禄	宝永	正徳	享保	元文	寛保	延享	寛延	宝暦	明和	安永	天明	寛政	享和	文化	文政
二	〇	〇	二	二	一	二	一	二	〇	三	一	一	〇	〇	〇
青山、高沼	寺尾、下山田 寺社原、中組(下沢渡)	大亀	林昌寺、大竹	塩平	富士沢、寺尾	菅田(下沢渡)、宇妻、まのめり(五反田)	下沢渡中組	下尻高							
一	〇	一	四	〇	〇	〇	〇	二	一	二	四	二	二	六	三
甘池	下山田 馬滑(五反田)、塩平、下反下、山崎	下平、君の尾	大竹	甘池、日陰(蟻川)	赤坂(行沢)、宇野原、親都、細尾	大竹、柴本	長久保、金原	前新田、高沼	大倉岳、中村(五反田)、大岩、清水、只	馬滑(五反田)、下反下、下山田					
一	〇	一	六	二	一	二	三	五	三	〇	〇	〇	〇	三	〇
三	〇	一	六	二	一	二	三	五	三	七	三	五	二	九	三
供養碑 石像 木像	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地
往来 一札	往来 一札	往来 一札	往来 一札	往来 一札	往来 一札	往来 一札	往来 一札	往来 一札	往来 一札	往来 一札	往来 一札	往来 一札	往来 一札	往来 一札	往来 一札
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計

こうした諸国への巡拝を方面別に見れば、五七%の巡拝碑、六〇%の供養塔が百番（西国坂東秩父）巡拝であり、中には大乗妙典日本回国とあるものもあるが、祈りは同じ「天下和順、二世安楽」が刻まれている。

何年かかったものかその記録がほしいものである。

その巡拝の記録は、明治になってからのものには、蟻川の綿貫良一家と、反下の唐操の唐沢家（回国供養碑もある）にあるが、いずれにしても、これらに残る真実は信仰と自由を、この苦しい旅の中に求めたもので、あの芭蕉の「旅に寝て夢は荒野とかけめぐる」の奥の細道の心境にも通じよう。しかしまた一方、この寺社詣での風潮は、この旅の難儀を一堂に、西国三三番までの一切を勧請した平の毘沙門堂もある。この堂に宝暦七年の棟札があり、一切経購入の寄付帳もある。その縁日が、近郷の人々を集めて観衆の時ならぬ賑わいを見せたことも想像される。以上、い

計	天保	弘化	嘉永	安政	万延	文久	元治	慶応	不明
二二三	三	一	〇	一	〇	〇	〇	〇	二
	胡桃田、前尻、大竹	青山		下山田					殿貝戸、横尾
四二	二	一	一	〇	〇	一	一	〇	五
	金原、只則	細尾	前尻		長久保	中之条（町女中方）			菅田、壁谷、伊勢町、下山田、駒岩
一一	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
七五	七	四	一	一	〇	一	一	〇	六

ろいろと述べて来たが、こうした世情に寛政の改革の一つの狙いがあったのである。
ついでに、時代は下るが関所手形を見ておこう。

往来一札之事（小林貞夫家文書）

此者一人（名前はなし）碓氷峠まで参り候間

御関所

御通行可被下候、為後日往来一札仍而如件

久世平右エ門知行所

上州吾妻郡蟻川村

というのである。

関所は、暮六つから明け六つまで、堅く門が鎖されて、旅の一夜をその宿場にまたなければならなかった。

④心細い戸口漸減 天明七年の江戸の打こわしのそのころ、江戸の人口は町方だけで一三〇万に近かったとある

（×印は減少を、○印は増加を示す）

第10表 折田村戸口の推移

	戸数	人口	増減
天和 2	48		
貞享 3	66		
享保21	93	417	○
元文 1	102		
宝暦 4	112	440	○
明和 2	118	435	×
安永 7	120	527	○
天明 6	116	492	×
寛政12	120	441	×
享和 4	115	421	×
文化10	112	416	×
文政13	102	430	○
天保 9	98	411	×
嘉永 2	92	392	×
明治 9	96	423	○
〃 13	99	442	○

名主 儀兵衛

弘化三年午ノ九月二日

横川

御関所

御番人中

が、この離村民の江戸集中の流れと共に毎年諸国巡行の旅に立つものが多く、人口は心細い漸減の道を辿って行った。ここに、その全体をのせるベースがないのでそれは資料編にゆずり上沢渡村と折田村をあげてその人口の動向を見よう。

④折田村の戸口の推移 ここに全町

一 代官支配から大政奉還まで。時代の流れを追って

第11表 上沢渡村の戸数人口

	期 間	戸 数	人 口
1	明和2～享和1 (37年間)	+10	?
2	享和1～天保8 (37年間)	-4	-18
3	天保8～明治6 (37年間)	-8	-2
	享和1～明治6	-2	-20

(享和1年戸数166、人口766人)

第12表 天保8年～明治6年の出生、
死亡。同5年に至る婚姻等
による増減表(上沢渡村)

		人数	年平均	增 減
出 生	死 亡	563	18.16	-0.58
		581	18.74	
婚 入	男	51	5.16	-0.30
	女	104		
	計	155		
姻 出	男	39	5.46	
	女	125		
	計	164		
離 入	男	13	1.60	+0.27
	女	35		
	計	48		
別 出	男	13	1.33	
	女	27		
	計	40		

の数を示せないが、この折田村は全町の動向を示すものとして捉えてみた。すなわち、大きく見て漸減は天明を境とし、上昇は享保・安永期に色こく、下降の中に、僅かに文政に人口の上昇を見るが、天保の凶作後は急減して維新を迎える。

④上沢渡村の人口動態 明和二年から明治六年に至る上沢渡村の人口の動きを要約したものが11表で、三十七年間宛の動きの相異を見たものであるが、戸数と人口の減少の比例しない事に注目される。ここに、この時代の特性がある。なお、表示を略したが一戸平均、四人台は殆んど変っていない。さらに、天保八年から明治六年の三十七年間で、記録の揃っている三十一カ年の生死と、同明治五年に至る三〇年間の婚姻関係だけを見ると、12表のようである。これで見ると、維新前後の出生、死亡共に一八人台で、死亡が〇・五八人上回る。

第13表 中之条町店借りの実体（文化6、13年）

出身地	職業									計
	日雇	酒造	菓子	かじや	商	とうや ふや	大工	桐油屋	かみゆい	
信州	1	1								2
前橋			1		1					2
勢多郡						1				1
西中之条					4					4
山田					2			1		3
下沢渡	1									1
岩本									1	1
平							1			1
横尾					2					2
川戸					1					1
岩井					1					1
三島				1						1
計	2	1	1	1	11	1	1	1	1	20
文化6年	2	1	2	1	7	0	1	0	1	15

この下向が、このまま続いて今に至ったとしたら、五九人の減で六八七人ということになり、現在より遙かに遠い。思えば幕藩体制の行きづまりは、すでに減って行く村人に必至と迫っていたのである。なお、婚姻・離別を他村関係に見ると、婚姻は出入共五人台で僅かに他出が多く（〇・三人）離別は共に一人台で、出戻りが僅かに多い（〇・二七人）これは他村関係だけの数であるが、結婚と離婚の比は平均三六人に一人ということになる。今と比べたらどんなものか。

⑨町の様子（中之条町の店借） こうした人口漸減の中の中之条町はどうだったろうか。

明和三年九月の山田村宗門帳に、水呑□右エ門四九才同人女房四〇才、水呑□九郎六一才が共に「中之条町に店借り罷出候」と

第14表 中之条町の化政期の
店借と町の戸口

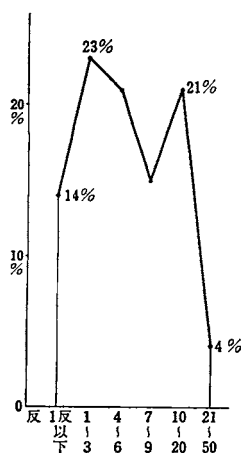
	店 借		全 町	
	戸数	人口	戸数	人口
文化 6	15	42		
” 12		(大 火)		
” 13	20	56	193	723
文政 3	21	54	193	706
” 4	19	50	189	677
” 5	14	41	184	654
” 6	15	42	184	661
” 7	11	30	181	636
” 8	13	33	183	637
明治 13	?	?	183	770

うである。文政四年以後店借りも減り、町の戸口も漸減していく、しかし、後述する18表に見るように村はこのころ渡世人が多くなっていく。どういふことか、考えたいところである。

高まり行く貧富の差 ①貞享検地の時点 第3図は、貞享検地当時の現中之条町（2表の○印村を除く）、の合計持高別グラフである。一町歩以上が二五％三反歩以下が四七％という構成である。

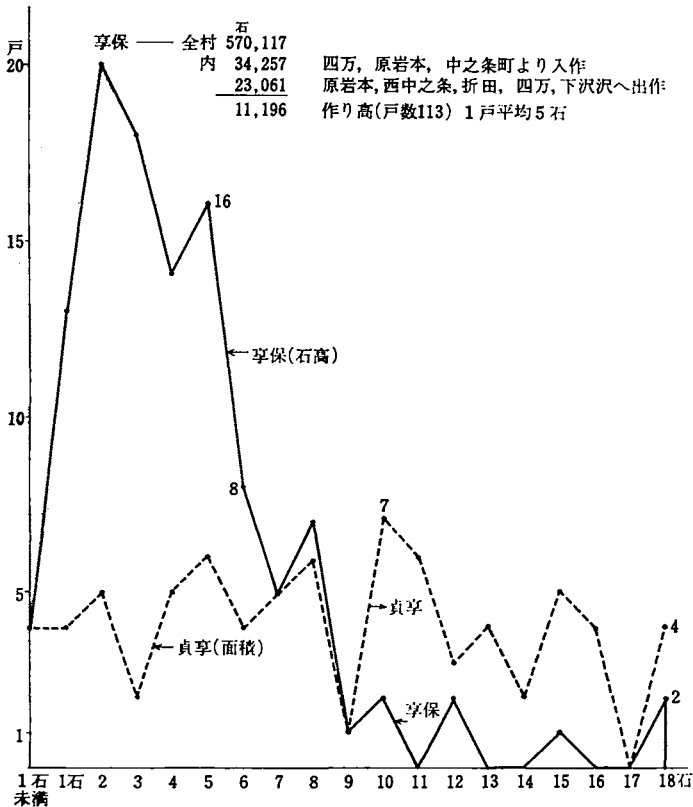
②四十年後の持高の変化―第4図は五反田村の貞享検地と四十年後の享保十年の持高の変化である。少数の持つ者と多数の持たぬ者の数がこんなに開いてい

第3図 現在の中之条町の貞享
検地当時の1戸当持高表



あるが、村の貧困の中に田畑のない貧民層が、この頃商業の進む町に集まって行った一面を見る。第13表は文化十三年の店借りの実体である。さきに見た山田村の二人もここに商業として入っているが、ただ、商人とあるのが半数をこえている。その外、信州の酒造り人、前橋の菓子屋、麻の本場の三島の麻や、かじや・たたみや、駄賃稼、髪結い、大工、豆腐屋と村を出た者が小商いを営む町の風情がある。なお、店主が一家。店借り二十戸の人数は五六人で、一戸三人弱であり、町全体の戸口を見ると第14表のよ

第4図 貞享検地40年後の五反田村の1戸当持高の変化（五反田村）



る。どこの村もみな同じコースを辿って、昭和の農地改革に続くのであり、農村生活はこれにおかれたのである。

③八五年後の中之条町の持高の変化 第5図は、貞享の検地(反別)から八五年後の(明和七年)の石高「桑原雄一郎家蔵宗門帳より」の変化を見たものである。戸数三〇%増、一石が七九戸で五〇%、一石未満二六%で全町の四分の三は三石以下である。最高の二宮清左エ門は、六三石七斗余(同じ頃折田の最高三七石余五反田村一八石余

一 代官支配から大政奉還まで。時代の流れを追って

第15表 四万村の持高と
耕作・宝暦～天明

反 別	戸 数	
	① 持高	② 耕作
0 反	6	0
1—2	61	9
3—4	42	23
5—6	38	31
7—8	16	27
9 以上	10	39
計	173	129

(注) 耕作別は天明3年
持高別は宝暦4年
(四万村々差出帳
による)

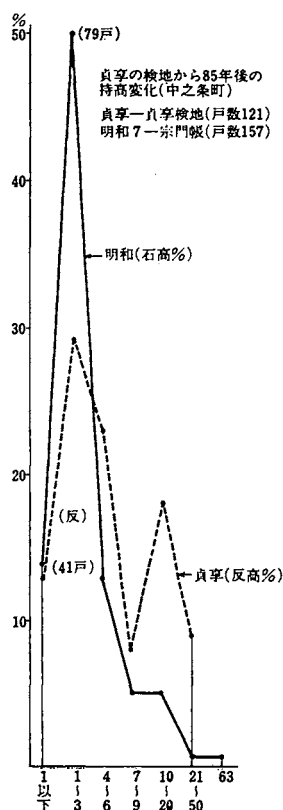
この階層分解の甚しい中に宝暦を当てると二反以下は三八%強になる。これが平均耕作は六反歩の余になるので、小作で暮す者が八〇%ある事になる。小作料が一反当り銀一〇〇〇二〇〇文、田は小作に出す者はないとさきの宝暦の村差出帳にある。こういう生活の中に、何で小作料をつ

④ 村の階層分化と小作百姓 こうした土地所有の大きく格差のつく中で、その耕作の實際を四万村に見ると第15表のようである。①は宝暦四年の村差出し帳②は天明三年の検見願のもので、農家が四四戸も減っているのに驚くが、耕地と合っているので間違いはない。天明三年の耕作の最高は三町三段七畝一七歩で、一戸平均は六反三畝余であ

見たところである。
いた農村が、商業の発展の中に町と村の格差がついて行く、この明和七年の中之条町に雇われている奉公人は、すでに

僅かな寺と山伏を除
変化はわかる)
高と反別であるがその
ふれた。(第5図は石
大家であることは前に
である) 男女二四人の
奉公人と馬五疋を持つ

第5図 中之条町の持高変化



くり年貢を払ったかである。

郡中取締 ①取締必至の世情 寛政四年の春、関東郡代設置以来の名門伊奈半左エ門の改易と共に、郡代は勘定奉行の兼任となり、文化二年の岩鼻代官の支配に至るが、この階層分化とさびれる村の人口漸減に世情の騒がしくなる時（第16表）無宿者や博徒の必至の取締に迫られ有力層を任命したのがこの郡中取締で、寛政十二年十二月本郡では原町の山口六兵衛、大笹の黒岩長左エ門が任命されている（原町誌）以下、山田村名主治郎兵エのご用留を中心に見

第16表 安永—享和期の世情

年	無宿者その他取締触	年	無宿者その他取締り触
安永二・四 (一七七三)	○無宿者横行の取締触	九	○上州辺百姓不穩の情勢
三・一	○こむ僧のねだり横行訴出取締	寛政三・二	○宗門帳の書方改め、牛馬まで記すこと
四・七	○鑓川の百姓□兵エ倅□次郎二八才（殺人逃亡の人相書）	四	○陰陽道の乱れに注意
六	○在の者が農業をすてて町へ奉公に出る者が多い	九・二	○博奕取締、祭狂言・芝居取締
六・八	○羽州下男嘉吉の人相書	九・五	○人相書、武州本庄忠次郎 30才位
七・二	○殺人、越中ことば（23才位）人相書	一〇・三	○徒党取締
七・四	○無宿者徘徊、一夜でも宿をかすな	三	○人相書、殺人逃亡元下人六太郎（京三条）
天明一・二	○悪党召捕届出のこと	三	○関東在方の通者という身持不埒のもの長脇差しをさし、目立った衣服をつけたもの、不届きなり
三	○浅間あれ	一二、一二	○郡中取締り任命
八	○代官原田清右エ門巡視		

ていこう。(このころ町村の有力層には苗字が許されているものが見える)

②取締任命以前の郷村申合せ 天明八年凶作の後を代官原田清右エ門が巡視しているが、第16表のような世情の中で、寛政二年戊九月「相定申す連印一札のこと」として中之条町外原町在組合一九カ村が(支配別二―青山・市城が入っていない)次のような申合せをしている。(折田区有文書)

郡中、この頃盜賊、押取^{せとり}が、しきりに入り、みんな困っている。これを取押えて政道の村にしよう。④村々に辻番をおき、見付次第出合って取押える。⑤小村は近村が助ける。⑥盜賊の江戸送り費は、石高割で出す。と組合で申合せている。それから十カ年後の寛政十二年四月新任代官稲垣藤四郎は、④五人組前書の徹底、強訴逃散の嚴罰。⑤家業第一、不忠不孝、惡業の取締。⑥公事出入は百姓困窮の基。⑦年貢速納。⑧火の用心。⑨博奕嚴禁。⑩經費節減。を申し渡し、そして最後に「ご料所村々の内近來風儀惡しく、年貢を家業をやめて奉公に出て払う者がある。文化の頃江戸の奉公人は年三兩で米の飯が食べられたと。いうが町へ出たいのも無理はなく、田園は荒れて行く、そこで、以來奉公出稼はもちろん、他国へ出る事も成らん、餘儀なき者は許可を得よと、村々に申し渡す。(中之条町役場文書)

なおこの頃の俸約令に金回りは悪く、寛政二年戊十一月二八日、山田村の半藏・弥次兵エの発起で「商内相統講定書」をつくり、一口一兩二四口を、下沢渡1、上沢渡4、郷原2、中之条2、山田村17、計26人の会員で資本金の融通を図っているのも、寛政の改革の金詰りと、不況と犯罪の相関に取締りはまた必至となる世情を物語る。(山田正治家文書)

③任命と役目 この年十二月、山口六兵衛らが郡中取締に任命されたその一年後の享和元年十二月山田名主次郎兵エは(山田正治家文書)「差上申御請書の事」と原町誌三九頁の山口六兵エの任命文と全く同じものをうけている。い

まこれを要約すれば、郡中取締の仰せで居村持場の、博奕、長脇差、目立った衣服、寛政十年の仰せの身持不埒の通り者の取締。盜賊のうわさ者のきき出し取締べ。訴え出は早々せよというのである。要はバクチの取締りである。如何に博奕の横行をおそれたかが想像される。時に任命をうけたものは、上野国緑野郡三本木村、名主幸七（2月）同群馬郡三ノ倉名主平右エ門（＃）加部安左エ門（4月）草津村年寄安兵エ（＃）山田村年寄治郎兵エ（6月）で、治郎兵エの場合は、享和元年六月、年貢納めで役所へ行くと仰付けらたとある。

この時の、分担区を、享和二年二月の書上帳に見ると

○加部安左エ門 十二カ村（川原畑、旧坂上村、旧岩島村）

新井、羽根尾）

○六兵衛 十カ村（原町、在組、中之条町、西中之条、平、

○善兵衛 十カ村（現在の草津、六合の外長野原町、横壁、

市城、新巻、五丁田、箱島、岡崎）

川原湯）

○治郎兵衛 十一カ村（現中之条町から六兵衛持場を除く）

○金右エ門 九カ村 明治一九年に利根郡の管轄になった旧

○黒岩長左エ門 十一カ村（現在の嬌恋村外狩宿、与喜屋、

吾妻郡の村

なお、取締は行政も併せて扱っている。その一つ享和二年五月、草津帰り原町泊り山田通りの代官が菖蒲瀬で別れる時、郷倉のない村は、建てるようにと命ぜられ六兵衛、治郎兵衛は承り、治郎兵衛は村々に触れ一括して届けている。その廻状順を見ると、上沢渡―下沢渡―四万―折田―五反田―蟻川―原岩本―大道新田―栃久保で次郎兵衛の持場である。（山田家文書）

なお、任命された大戸、原町、山田の三名は、よく会合して江戸の司令や村々の情報を交換し、郡外の取締とも文書で連絡している。

その頃はすでに飛脚が発達し、高崎の飛脚問屋嶋や、京や、十七や、江戸みのや五郎左エ門など文化十年代の文書

に見える。

④取締の実体 任命をうけてからの事件の二、三を見よう。享和三年（一八〇三）八月十四日、永井、猿が京、相俣村役人から、この度佐渡行御立目籠十一丁、十二日夜永井村に泊る、夜中、二番（当三〇才）三番（二八才）が抜け出す。四万沢渡の湯ばへ走ったやも知れず。（無宿者を捕えて佐渡の金山へ送ってる文書は安永七年に見えている。群馬県遊民史一六二頁）

十月五日、上沢渡一件に付代官稻垣藤四郎手付二人郷原村へ止宿につき参る。十一月六日、狩宿村百姓仁左エ門、母に孝養につき褒美として銀五枚。同母に一生のお扶持下さる。翌文化一年十一月十六日にはご用あり、全取締役上沢渡村止宿。などがある。

(2) いわゆる大江戸時代

大御所家斉の大江戸文化の栄えた化政期には、札所巡拝供養塔にピークを見たが、これと関連して、勸化・浪人・座頭・船倒・乞食の往来もこの頃にピークの一時期があった。（17・18表）

大戸の下の方の、文化八年の日本回國供養塔が長州赤間関の男女五人の名で建てられて道知るべとされているのも明かに往来の賑ったこの時代がみえ。そして、吾妻への文人墨客一九も永世もこの流れの中に訪れてくる。

この頃を村に見れば文化七年上沢渡湯薬師で揚弓場建設、同十年滝沢（折田）では不動堂（細工十三両）を建立、若衆が俄狂言を催し、同十三年には、碓氷郡八幡の太々神楽を招待しているように、弓・俄狂言・太々神楽などが村々に賑わい、江戸では市川団十郎の助六が人気を呼び、吉原が繁昌する太平ムードである、

このムードの中に中之条町では、若衆八人が（中には名門年寄の忤もいる）髪結房吉と問題を起して、戸障子をうち破る騒ぎや、山田の祭りで相撲見物帰りの反下の力蔵が折田の茶屋で呑み合った仲右エ門と嫌嘩をして大事件とな

り、中之条町の十郎右エ門、西中之条の庄右エ門、五反田の四兵衛など近在の口ききが入ってやっとおさめている騒動や、文政七年には、「当春札所参詣に同道罷り越し、途中にて咄合^{はし}い有之由を以て村方（折田）半七仲人相頼み、おえい（小川）御無心申し上げ候処」と札所めぐりが結ぶ男女を、娘の親の不承知で難行する一件など、若衆の動きが多くなるが、いっぽう文化十年には、貧困にやるせなく、「拙者儀ご存知の通り不如意にて」と、一家三人が「坂東の方へ罷り可出候……明日に罷り帰り世間の笑い草に罷成可申や……」とこの世情の中に、権八を一人残して出て行く子供づれの伴右エ門もある。（以上折田茂家文書）

この頃を岩井の伊能光逸家の文書に見れば文政一三年（天保元年）（和利宮神社が立派に落成した数年後にあたる）

祭りの事、ご改革とはいえ、村々少々つつの風祭り有之につき去丑年秋の末稽古初め候所、風聞あしきお出役様可有之につき相止申候、……両三日けい古いたし正月二四日二五日夜踊興行いたし候

西組弥惣治宅を片取やがて舞台をかけ、少しの催ござ候、当春と相成り金井村二月十一日十二日同様「俄」にて、植栗村二月十二日、十三両日「俄」有之候、

伊勢町買芝居二月九日十日有之其の外下沢渡、村上にも買

芝居有之、（時に名主は天保の建白をかけた両之助であつた）

天保二年

蟻川村無宿（村の人別帳から外された人）ロ八が、岩井の甚助の後家を髪^{かみ}そりで手傷を負わせた大騒動がある。思えば風聞の悪いお出役様が来たといい、ご改革（文政十年）だといつても、もう、村々の芝居・俄は一郷待望の催しでそれを欠く事は出来ないまでになっていた。そんな中に、無宿人の刃傷事件もあるところである。

文化六年・二十一カ村協定・①浪人勸化の定 この世情の中に、年と共に多くなる勸化・浪人の来郷に、文化六年四月二一カ村は次のようにとりきめ（山田文書）また、同一四年、文政一、三年と再々協定を確認し続けている。（中之条町役場文書）

相定申一札之事

一、浪人、船倒、旅僧、山伏、座頭、盲女、諸勸進類

これは、明和六年（一七六九）安永三年（一七七四）に再びお触があったのに、近年ゆるみ出して困ったものだ、これらの者の施しは格別、その上たとえどのようにねだっても出さない。

と、すでに支配をこえた、現在の大中之条町一体の協定が成立している。この協定は、郡中取締や、八州廻りの博徒取締の外の被害協定であり、そこには、

④ この頃浪人の銭ねだりがふえてきて困る一度に四人も来る日がある宿を貸せというので百姓家に頼むと、役宅でなければいやだという。

◎ 船倒だと云って宿を乞い、そ飯ではいやだという、郷原

と、ある。折田村の勸化を村入用に見ると第17表のようである。（折田茂家村入用帳）

第6図は原岩本村の村入用帳に見るこれらの傾向を見たものであり、18表は、その類別合計である。

浪人と座頭は宝暦三年から、船倒は同二年から、ござは明和九年に一回四人だけ、旅僧は文化四年に同一人、鉾夫は文政三年から、火消人は天保六年から、善光寺参りは天保九年に二人だけである。

浪人の中には、長州から奥州迄あり、女子供連れもあり、一人二四文のもらいが普通である。船倒は船だおれ・船こぼれと云い紀州・奥州が多い。

この表にはないが、その後のもので草津入湯の途中、金に困ってわらじ銭をもらっているものもある。

また、寺社の勸進の人足には応じない事にしよう。たつて

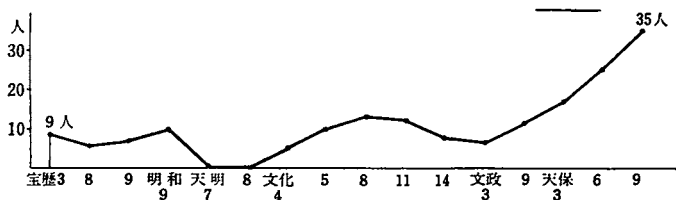
願う時は記帳して貸しおく、強いてねだるものは訴え出る。

その入用は高割にする。と村上、市城、青山、伊勢町、平、横尾、大塚、栃久保、四万、五反田、折田、上沢渡、下沢渡、山田、西中之条、中之条町の村役人が調印し、これを破る村は、脇村から意義を申し立てる。

村では、船倒がきて難炭を申しかけ、役所へ駆込んで迷惑した。

◎ 山の中だと思つて馬鹿にして無法を申しかける。村費が増し、村役人もできかねる。

第6図 原岩本村を訪れた浪人等(第18表の年次別グラフ)(村入用帳より)

第18表 浪人等来村数
原岩本村

人 別	人 数
浪 人	82
船 倒	51
鉾 夫	11
座 頭	18
僧	1
ご ぜ	4
火 消 人	6
善 光 寺 ま い り	2
計	175

第17表 寺 社 勸 化
折田村

	勸 化	村内総計費
明和 1	貫 文 0	貫 文 30.079
2	500	33.074
8	0	41.060
安永 1	548	30.936
" 7	990(6)	39.439
天明 6	2朱898(7)	?
" 7	2朱 (1)	83.184
◎寛政 3	1分3,887(28)	51.385
◎ " 9	6,352(39)	?
" 10	2朱1,100(?)	61.680
" 12	5,031	60.124
文化 1	1,331	62,016
" 5	?	66,816
" 10	384(1)	64,916
文政 3	1,567	46,864
" 12	963	?
" 13	1分2朱 224	?
天保 1	2,152	79.164
嘉永 3	4,493	116.848
" 4	5,843(28)	117,164
◎安政 2	1分3朱 14,321(56)	204,390
明治 2	2,150(15)	847,093

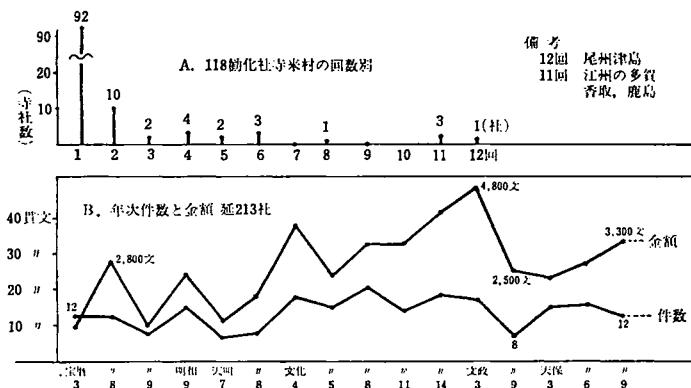
備考 () 内は件数 ◎最多(勸化)

文化6年の協定の前年は0、文政3
年からまたふえる。

天明に下がり、文政三年以後ひどい上昇でゆらく幕末の村がそこにある。(第6図)

一 代官支配から大政奉還まで。時代の流れを追って

第7図 原岩本村寺社勸化調（宝暦3—天保9）（村入用帳より）



(注) ① Aは同一社寺勸化の来村回数、1回だけが92。

② 来村の山は文化文政期である。

②村を訪れた寺社 勸化は、年毎に多くなり、折田では明和二年八月の津嶋様ご祈禱料に始まり、寛政九年には、次の四〇社にのぼっている。

いなり山正学寺、蟻川の祭、江戸就頼寺、湯殿山、三坂御師、榛名山(四回)、京都誓願寺、沼田円法寺—高崎清海寺より、江戸芝増上寺、羽州庄内奉加、新田郡清泉寺、甘楽郡宇佐大明神、江戸草□□寺、本宿大楽院、信州浅間別当真楽寺、信州諏訪ご師、江戸深川□□願寺、朝熊山普明院、沼田大手先内宮、信州佐久郡升天、常州河内郡神宮寺村勸化、尾州春日井郡豊場村□殿建立、湯殿山普正院、伊勢国松坂東海坊、多賀院、光神様、熊野山三光坊、一宮、熊野本宮、吾嬬山、上州みたけ山、三国山、津端山、鹿嶋様、戸穂山、多賀社、富士浅間山、石尊山、上の諏訪社

所もかいてないものがあつて分らないものもあるが、何しろ幕末の一風景がある。その年次の動向を岩本の入用帳(綿貫嘉伝次家)に見たのが第7図で、ここでは、折田のこの年に該当する年次はないが、おそらく同じ傾向にあったであろう。

③協定の中の勸化 しかし潮流は抑え難く文政十二年の五反田村入用帳(高橋孝茂家文書)などには、「三月二三

日。一、筑波山ご師の儀去年当四兵衛殿、後向ハ（これからは）順村（村を順に回る）致さざる趣対談仕り候処、尚、又、当年、順村、致し、候に、付、右の趣相断^{ことわ}り候処、其段幾重にも承知仕候へ共」と承知しているが回ってきている。

五反田では、今年だけは荷物を折田へ継送ってやるが、とお札や装束などの荷物を村から村へ継送っていたらしく、来年は送らない、人足も貸さないとよくよく断っている。しかし、五反田でも決して村中の信心をたつたわけではなく、四月十四日には、このほど嶽山にたびたび出火があり、天狗山にもあり、不思議な火だと心配し、村中、四文づつ出して、常業院に村中安全五穀成就火防ご祈禱をやってもらっている。他村も同様だが祈禱は、安政以後の動揺の中にますます多くなり、浪人・僧侶・座頭の来村はいよいよふえていくのを見る。

八州廻り ①火付盗賊改めの設定と博徒の逮捕 文化二年「この年関東取締出役が発足したといわれる」（八州廻りと代官一七七頁）とあるがこの八月三日、さきに博徒・通り者・盗賊の取締に発したものが、江戸町奉行火付盗賊改^カ戸川大学組増田吉次郎（駒込四軒町寺町）の触れに変わっている。これは、郡中取締次郎兵エの書留と一致する。

この戸川が同年五月三日に中之条町に泊っている。事は当村□兵エ妹しゆんと同悴□吉両人の召捕である。（理由は記していない）またその八月、平村□平を博奕の風聞で逮捕している。ところが、この□平が入牢中病気になる、翌三年三月、村中で帰宅療養を歎願している（上山田家文書）。（当時の牢舎は、不衛生で、取調べの酷しさが加わり牢死する者が多かったという）

この火付盗賊改めで廻村したのが、八州廻りで、河出の日本歴史大辞典には、「関東取締出役ともいう、定員は二一名、郡代・代官に付属一八二七年（文政一〇）に設置され、水戸藩領を除くすべての警察を司った」とある。原町誌及び先の中之条町郷土誌には、文政五年発足とある、が、いずれが正しいのか。

②道案内人 八州廻りは、その土地を知らないので道案内人（岡引）をおいた。増補中之条町誌小池折八には、

「文政五年、改革制度を施行し、関八州取締役おかれ、常に管内を巡回・取締は佐蔵という岡引頭に捕えさせ、佐蔵はまた下っ引という子分に探偵させた」とあり原町誌には、この佐蔵は原町の「道案内人」作兵エの娘かねの婿だと、ある。これを中之条町の諸事書上帳に見ると、天保十五年九月、吾妻郡東部四十カ村組合は、次の様に道案内人を撰んで届けている。

林部善太左エ門様御支配所

上州吾妻郡四万村 百姓 久太郎

同 御代官所

同州群馬郡玉村宿 百姓 佐重郎

同 同

同州緑(野)郡新町宿 百姓 栄蔵

右は私共組合村々をご廻村お召捕のございます時の道案内の事、これまでも仕来り通り、その筋をよく心得た者をお召連でございました処、左様のことでは一体筋合も定らず、不都合の儀もあり、旁々この度一般に右人数お取極おかされま

すお積り、依って大小惣代の者共において、得と人撰いたし書面を以て申立てべく、もつともこれ迄、道案内人のなかつた組合も、この度新規に差出すようとの事ではないが、臨時急ご用の出来ました時、お差支えに付「中略」と、早速大小惣代寄場役人は勿論組合村相談の上人撰いたしました処、書面の者共は身元慥で実体であり、その筋も心得ておりますのでお用弁に成る者でございます。どうぞ右の者へ村役人代りとして道案内をさせて頂くようお願いいたします。若し願の通りお聞済下さいました上は、身分の事は追て私共引受証文をお差し上げ申します。

と、寄場役人、小惣代・大惣代から、関東御取締御出役、瀬戸順一郎様としてあり、四万の久太郎も案内をしたようである。景作日記にも、八州廻りが二十何人も通った事を、記しているが、岡引も、八州廻りも、村民にいやがられたようである。

(3) 文政の改革と寄場組合の設定

農間稼 文政十年の改革の一環として農間稼人を調べ、さらに、天保の改革でその九年に農間質屋並古着古鉄買渡

世の者の取締りとなるが、すでに見た商業の発展とその巷の博奕の横行の現実に二つの改革の方向がある。まず村の農間稼を見よう。

文政十年亥七月二十一日、農業並に農間渡世人銘帳、山田村名主兵衛門の届をまとめれば第19表のようである。

僅か二五軒の村の半数は農間渡世で、しかも、二十年三十年前から（寛政文化期）始めていることになり、中でも豪農の山田家に見てきた麻、まゆ、大豆の土地産の扱いは古い。しかし、新しいその渡世人の持高は平均六斗九升という貧困である。（文化九年宗門帳）その後、天保の改革でこの農民の商業活動を抑える時、

「今般在中農質貨物並に古着古鉄渡世のものの共の儀に付從て奉行所被仰渡の趣右渡世の者共一同御呼出し厚くご教諭被成別紙御請証文差上候……」と、取締りに答えているが、若し許されなければ生業が成立たぬとある。その天保九年の山田村の農間稼の届けを見ると

第19表 農業・渡世人調

職 業、石 高	戸数	何年前
農 業	13	—
し と や 升 5	1	—16
刻 み 煙 草 148	1	—24
か じ や 34	1	—40
た た み や 18	1	—22
大 工 150	1	—40
桶 杣 73	1	—30
菓 子 や 52	1	—22
子 や 72	1	—13
まゆ、麻 買 い 4,800	1	—70 —100
せとも、ろうそく 4,800	1	—63
質 間 も の 4,800	1	—65
小 間 も の 350	1	—
新 太 も の 350	1	—
まゆ、大豆 かい 種 師 350	1	—
業 医	1	—
計	25	

羽倉外記支配所
清水御領知
河野長十郎知行所
村垣左太郎知行所
一、高六百八拾四石二斗二升六合山田村四給
此家数一六七軒江戸へ三八里、

内 一〇四軒 農業一統渡世

六三軒 農間商並諸職人類渡世

と純農家は六二％である。その農間商いを見ると、酒屋4、馬口勞1、古着屋8、樋屋5、かじ屋、たたみ屋、大工、菓子屋各1、外は、文政十年の18表の終りに見るまゆ・麻買い、醤油・せと物・ろうそく・質屋等の三戸の外にまゆ買い五軒がプラスされている。文政・天保の改革はこういう中の農本政策である。（以上山田正治家文書）

博奕の取締 さきに見たように貨幣経済の発達と階層の分化は農村を荒廃させ、必至と博奕の取締りの必要に迫られ、さきに述べた八州廻りが、横行する博奕の取締りに向ったが博徒は連絡をとって八州廻りの先をこし、国定忠治の逮捕に長年かかったようになかなかつかまらない。中には、八州役人の權威をかりて、偽役人となって良民を苦しめたものもあり（前掲八州廻り）善良の農民はさらに迷惑している。この取締りを名の長脇差の上州に出役をいただいたにもこのあたりの博徒の横行を裏づまるものがある。

親村 すでに第2図で見たように騒動事件の山は文政期であったが、文政三年には、平村の農婦が路上で通りかかりの素浪人に殺されて関係費用三八貫余の大金を使い二二カ村で割出している大事件が起ったが、この悪化する世情に文政十年八月吾妻郡を東西に分け支配をこえた親村をそれぞれ定めて、大惣代（親村）——小惣代——名主の一連の取締り組織をつくる事が申し渡された。

これについて荒川秀俊は天保改革町触史料（六頁）に「文政の改革による関八州領国化の強化は、あきらかに幕府の政策的基盤が関東にあることを示したものであるまいか」とあるが、ここに二つのご用組合が吾妻につくられた。

千俣公民館文書に、差出申一札の事として、関東御取締出役が大戸の旅館に、村々を召集し、西部は大戸村を親村として四十五カ村の寄場組合をつくり、その下部は、最寄で小組合をつくり、「御村方を親村とし、当年お願申し入

候処御承知下し置かされ恭なく存じ候さればご用向は申すに及ばず村々取締方お差図次第に仕るべく候、諸役の儀もお差図次第私共村々引受仕るべく候……」と大笹、大前、西窪、門貝、田代、鎌原の各村の名主が、千俣村御名主千川小兵衛殿御取締小左エ門殿と六カ村の小組合をつくる中にも、親村をきめているがこの小親村をまとめたのが大親村の大惣代である。東部四十カ村の寄場組合は親村を原町と中之条町の交替制とし、原町の山口六兵衛と中之条町の町田重兵衛が交替して大惣代となり共に明治を迎えた。

この時、東部吾妻は、いつ四十カ村組合をつくったか、どのように小組合をつくったのか。

文政十一年二月十七日

「関東お取締ご改革の儀につき差急ぎご用これあり候間、此間願上書差出ご印判持参、来ル二三日迄まかり出でべく候、極差急ぎ候間日限延引いたし候ては相すまず候」云々とご領知方お役所から、飛脚が来ている。

これに対し、「吾妻郡八カ村惣代中之条町、山田村役人共

申し上げ候。」「ご改革のご趣旨によれば、中之条町を親村として四十カ村組合とする事を、御取締御出役から仰せられたが（中略）今度四十カ村という大組になると、自然と経費が多くなるので今まで通り八カ村組合でおいてもらいたい」というのである。

この八カ村組合は、恐らく清水領下の八カ村であろう。然し結局は同月二十八日付で、「今後ご改革お取締組合立て候に付、まかり越し候間、兼て用意宿一軒用意いたさるべく候」と関東御取締出役山本大膳手代河野啓助から来ている。代官は奉行にたたかれて急いでいるが、時は、城下町の衰へ、商業都市の進展を見る化政期。商都中之条町の進出に東部吾妻は、西部の大富豪大戸の加部安とは違つて両町が市を争う時、結局は親村交替におちついたらしく、出来上りは文政十一年二月と見てよからう。なお現在の中之条町の小組合は中之条町・西中之条・折田・山田・五反田・市城の六カ村が一組合であったことは中之条町の天保年度の諸事書上帳からわかる外は保科領の伊勢町・青山・横尾・大塚・赤坂が一つであり、外は四万・岩本・大道、蟻川、平、栃窪・上・下沢渡はどうであったの

か。ただ小惣代は原岩本伊能佐五衛門・平劔持喜兵・市城中沢重兵衛とあるほかは分らない。

郡中取締役四十余年 この改革と共に取締役は「文政十二年六月二六日、仰せ渡され候ニ付銘々名前受印仕候とあり(山田文書)また、同十三年三月、大原四郎右エ門様ご支配尚又取締役仰せ付られ御廻状左の通り、と、板鼻宿名主平右エ門親源左エ門、草津村名主平兵衛年寄安兵エ、猿カ京村年寄十郎右エ門、原町年寄六兵エ、山田村名主治郎兵エに、「其方儀支配山本大膳方にて取締役申付置候に付此段曾我豊後守殿に申立、我等支配中猶又取締役申付候間……」と、寄場組合成立の中にも引続く。さらに、天保六年七月二二日、原町年寄六兵衛代親類郡蔵、山田村年寄次郎兵エ倅角馬から、取締役御請一札を、代官羽倉外記の役所へ差出し、その後同八年八月六日の御取締向御用留を見ても、羽倉時代(天保一一・九)迄。少なくとも、享和以来四十余年その任にあった事は間違いなく、その後の幕末も引続いたものと思われるが、それを証明する史料がまだ見当たらない。

いきな化政期の灯笼 灯笼に時代色があるが、このゆれる世のさわぎの中にもさすがにその大江戸文化に、いきな



文化14年下山田 菖蒲瀬道
(とうろう場)



享保15年 シャベリ石

ほればれするような美しいのに化政期の名を刻むものが多く、その石灯籠一つにも時代色が見える。写真の下は元禄の名残を留める円筒の灯身を見る享保で上は文化文政時代から多く見る流線形にえぐった灯身である。

おわりに

ゆらぐ田沼時代の後をうけた寛政の改革が家出農民の統制に発し、風儀の肅正博奕浪人の取締りの為に郡中取締を任命して持場を分担させ、寄場組合をつくらせ、自警組織をつくらせた。それが、図らずも明治の新政に利用されて大小区制の前提となるのである。

しかし、この組織ある取締りも、頻発する強盗に、果ては村中総出の山狩が年中行事化し、巷間のバクチは公然化し、縄張り争いの博徒のけんかも花々しくなつて人々に世も末を思わせるのである。

4 維新への胎動

ここに爛熟した化政期の後をうけて人心のいよいよ荒廃する天保期から大政奉還に至るわが町の先人の動きを見よう。

(1) 天保時代

保科知行下(伊勢町・赤坂・大塚・横尾・岩井・金井・川戸)田中両之助の建白書に見る天保前期 約半世紀に亘り政權の座にあった大御所家齊の死によって、世を享保・寛政の治に返そうとした天保の改革が老中主座水野忠邦によって始められた。当時年毎の赤字財政に大御所の放漫の後をうけた幕府を始め、諸藩の斉しく立直しに留意したが農村の救済更生を考えたものは少なかった。時に、荒廃して行く農村に立つて農民が農に徹しその生業を楽しむ村の改革を意図した者に、当時岩井村名主田中両之助がある。その建白書は、あたかも日本大凶作の天保七年(大塩の乱

の前年)に発し同九年の凶作の年に終るが、奇しくもこの七年は、高野長英が、福田宗楨を沢渡に、柳田禎蔵を伊勢町に訪れ「医学概要」の版行の資金を頼み、宛も食膳の沢渡のそばと伊勢町のじゃがいもに、世の凶作にひ益した救荒二物考の著作の機となった年である。

さて、両之助については、太田村誌に詳説されているが、ここで述べたいのは、彼をして、身命を堵して迄建白書を書き続けさせたその時代背景である。思うに両之助の見つめた村は商業経済の発達と凶作に愈々太って行く加部安のような大富豪と、年貢と飢餓に泣き、奉公に、家出に欠落に村を離れて行く多くの貧民に、その人氣の荒む荒廢の村に、博奕がはやり盜賊が横行する(国定忠治が大戸の関所を破って二十余人の子分と共に信州へぬけたのも、この頃である。)そこに「天恩を忘れ、太平の和にほこり、衣食住の奢日々に増長し、農業を怠り、国々の都会へ集り候間、繁華の地は日々に盛に、田舎は月々に衰え、米穀を作り出す人は減じ、是を食する者は殖候間……」と、百万の大江戸と、すでに見た人口激減に荒廢する農村を見つめ、さらに、奢の本は工にて、其の次は商にて候」と太平の世の武士の消費に繁昌する工商達と、その農村への滲透に「田を作りては不合、穀は買方徳用なり」が関。東田舎の通り語となったと云い、「家屋敷まで売払い他所稼仕候者、人別帳には家持のように致置候へ共、人別帳五人組帳も虚文にて、実は家持の農人は六七分に相成候儀にご座候」と農村の人別帳虚文の実体と村の荒廢を述べ、「壮年の者無妻に候へば、身持不埒に罷成、果は博徒盜賊其の外種々の悪業も出来致候間」と、盜賊博徒發生の必然をのべ、この改革は、「万人へ産業均しく被成下穀禄平に相成候はば、国に窮民貧民なく百姓均しく天禄に安んじ業を楽しみ可申奉存候」と以下土地均分を説き、「百軒の村方にも大百姓は漸々三、四軒にて、残りの窮民の膏血を削り奢に長じ候儀、百姓に恒の産業無御座穀平かならざる故にて(孟子の恒産なき者は恒産なしの思想)……」と村々の二、三の大家、富豪と、みすばらしい多くの貧家の現実をみつめ、この持たざる貧民に二反五畝三反歩お渡し下され、と農村更

生を均田に求めているのである。

特にこの建白書は、天保七年六月に始まり同九年五月に亘る日本大凶作の中に、村の救済を綴るその儒教的の一語一語によく天保時代の吾妻を否日本の崩れ行く社会更生の赤誠を見るのである。この両之助の誠心がどうひびき、どう村を動かしたか、残念ながらその史料を知らない。しかし、両之助が第一回の建白書をかいたその年の暮、中之条町、原町の役人惣代が岩鼻代官に差出した次の一文と天保七年申極月取究連印帳（西中之条村—中之条町役場文書）がある。

「乍恐以書付奉申上候

上州吾妻郡中之条町西中之条村両村役人一同奉申上候として、十二月十五日、この月明の夜に、伊勢森（中之条町）に集って徒党を企てようとしたその張札が同月九日の夜、方々に貼られているのに驚き、早速組合村四十カ村へ警戒と取締

方を触れた。七日には、小前達一〇一名が、興味がましく騒がないことを連署している。幸いに、村々に徒党の企はなかったが「等閑にできがたく申上候」とある（中之条町役場文書）。

思えば、世は世直しを叫んで一揆の高潮を見たこの時、ついに一揆を見なかった吾妻にとってこの動きは、特筆すべき事件であり、しかも、それは、両之助の世均し的思想と相通じるものがないとはいえない。

高橋景作の日記等に見る天保後期　ここに、田中両之助をして慨歎させた天保の村のあとをうけてさらに崩れて行く幕制下における動きを長英門下の俊才、郷土の儒者であり、文人であり医者であり、かつ村役人でもあった横尾の高橋景作の日記を中心に見て行こう。（以下景作日記と略させていただく）

①天保九年（一八三八）　もとより、幕領の吾妻は江戸の情報が早かった。「九月十二日高野先生へ書状ヲ根岸へタノム」とそ景作の文通や（この根岸家とは、さきの両之助と同じ保科領の伊勢町役場の地代官根岸である）。それに村役人も保科屋敷に出かけるので外の旗本領もそうであつたろうが、幕領の吾妻は「江戸を敏感にうけていた。そ

して、九月二十日。今晚夢に「海原の大海原の海神のうなじふらるる恋ぞわびしき」と詠ジタレバ、友人秀雄（小板橋式部）恋ノ歌トシテヨクモアルマジトイヒタルト見タリ」とあるが、景作はすでに天保九年十月長英が夢物語を出す前に知っていたのであろう。これらを思い、この時を考える時、この景作に見る異国。両之助に見る村。まさに、内憂外患の思いをこの里に見る。

このころ江戸の米相場「両に四斗五升」中之条で「米百文ニ付五合五勺、挽割麦八合、酒一合代三二―四〇文、莫大ナ値ナリ……」と高騰する諸物価に江戸と中之条町を比べている。十二月二十日彦八出奔する。十二月二十五日、須川ニテ御門訴出スル村アル由、と村騒動につづく須川の騒動を記している。この須川は米・酒・魚、それに稼入の越後―長井―須川―大道―蟻川―中之条の三国脇往還を行き交う駅である。景作はすでに述べた教養と医業にその広い視野で各地の情報を書きとめているが、この年の瀬を次のように回顧している。

「今年モ秋作実ノリ悪ク此辺ハ田畑共ニ六、七分位ノ取ナリ。原岩本上組・大道・栃久保辺ハ田作一塚多ク取タルモ一斗ニ過ギスト云。麻四月ノ霜ニアイテ皆無同前也。三嶋村ノ内、唐堀・志渡百軒斗ニテ麻蚕ノ違イ入金高不足ノ分凡ソ千五百両余ナルヨシ、三嶋村小池利八郎話ス。
又此辺モ四月霜ニテ桑悉ク茶殻ノ如クナリ、銘々蚕種ヲ減

少シ掃立タルニ、蚕大外レニシテ近郷平均シ種代程ハ繭金入マジキヨシ人々云ヘリ

右ニ付年ノ暮ニ至リ金銀詰リタルコト覺エザルコトナリ。其人気悪クナリ、入須川並ニ岩本村（景作日記を綜合しこれは現在の中之条町の岩本か）等百姓驚立強訴ノ噂アリ」

と、一昨年（天保十年）の日本大凶作のいえるまもなくまた今年も凶作で物不足・金詰りの穏かならぬ年の瀬を記している。

②天保十年以後 さてこの不穏に明けた天保十年は、一昨年六月浦賀に日本の漂流民をたすけて入港した米船モリソン号を砲撃した幕府の仕方に、憤機論を書いた渡辺華山が、また、夢物語を出した高野長英が共に逮捕された（蚕社の獄）

この年一月一日、尻高村百姓五十人強訴に出る。しかし、牧でとめられた由尻高六右エ門来話。俄^{どわか}狂言一月一六日平（若者けんかして中止、同二日和談）二月一二日西中之条村で二日間開催。一八日蟻川村二日続きの祭、三月四日伊勢町芝居、八日赤坂村俄祭り、と。祭り芝居、俄が村々にある時、「末だ飢人の来ること毎日二、三人宛」と流浪する飢人の姿を記す。そして四月、「当春ヨリ八州御取締火方衆悉ク入牢、其外所々オカ引ドモ皆召捕或ハ御呼出しコレアリ、其後八州方盜賊方不殘新役ニ改マル、サレドモオカ引ハ止ミ不申、人々之ヲ迷惑ガリ申候」とやくざとでもぐるになったのか取締る八州役人が処罰されて新顔になるという世の中に、なお、いやがられる岡引が依然として歩き廻っている。

そしてまた秋には八月一日、青山、九月四日、八日和利宮に芝居があり、村の男と女一組の欠落ちがある。師走の十七日には原町の道具屋が伊勢の森で渋川の者に首を絞められて金をとられる等。天保改革前のすさんだ村と不安が記されている。（以上景作日記）

この中に行われた天保の改革は、さらに貧民層を苦しめている事が次の天保紀事に見える。すなわち、天保十三年八月、一朱銀の停止の触に、二朱三朱所持の貧民極難渋、一分判吹立間に合い兼一人につき三両宛朝四つ前取替、江戸表へ罷出旅籠や逗留、金子百両持参なら十日も逗留……銭相場六メ五百文、此方米相場石一斗位にて金銀融通甚だ悪し同十四年八月御上の御役人毎月しくじる人出来申候、異国船浦賀辺度々見え候由、と記し、さらに。



天保の改革を、この年二月七日夜の天体の不思議一彗星の出現に合せて世の不安を天保紀事（桑原雄一郎家蔵書）の作者（高野長英と親交ある伊勢町蘭医柳田禎蔵と推定）は見ている。天保十二年、この危機の打開に、すでにふれ

天保の改革が行われる。そして、あたかも時を同じくして本町誌上に特筆すべき大論争、いわゆる原町、中之条両町の市日開催の争いに両町とも巨費を投じてしのぎをけずる。この市出入で投獄された中之条の明七は、はからずも伝馬町の牢屋で、高野長英の知遇を得たという。（長英は弘化元年の火災に脱獄し、吾妻の弟子や知己を訪れたと伝えられたが、嘉永三年惜しくも江戸に自刃する）

(2) 幕末十五年

歴史的な封建体制を築きあげた徳川幕府が商品経済の発達と進展する世界状況の中に崩れ去る幕末のわが町はどのようなであったか。時、すでに十九世紀の中葉、列強の斉しく、残された極東日本に開港を迫る時、「祖法侵すべからず」の鎖国の伝統を墨守して断り続けてきた幕府も、その黒船の威力の前に、ついに開港を約束すれば、後は、是非をめぐる混乱と治安の乱れの中に、遂に大政奉還に至るそれは、あえて説くまでもあるまい。ここでは、この争闘の慌しく織りなす十五年の日々をわが町の先人はどのように生きどのように守り続けて来たか、それを、明けて行く明治の夜明け前として見ていきたいと思います。

以下嘉永六年のペリーの来航から主に高橋景作の日記をもとにして見ていこう。

黒船来る （この年から景作の日記に多く平仮名が使われてきた）嘉永六年（一八五三）Ⅱ長英の没後三年から景作の日記がある。そして、この年は、黒船来航の歴史的な年である。

六月二日 快晴 田植、夜 雨ばらつく。今日北アメリカのペリーと云う人浦賀へ来る。

六月四日 晴 此頃日々大に暑し、田植終る。七つ時（四時）雷、暮方雨ばらつく、諸大名海岸お固め江戸の騒大方ならず。

六月七日 アメリカ船四十間二隻、二五間二隻、上総沖へ来り諸大名方御カタメ御手当大サワギナリ、とまさに「太平の眠をさますじょうきせん」の狂歌そのものである。

反下村永宝年代記には、「この年六月唐船見え、同月ご公儀様（十二代家慶）ご他界」とあり、翌安政元年には、アメ

リカ船相州浦賀辺へ押寄せ將軍は申すに及ばず諸大名大騒ぎ申し候とあり、反下の人々も唐船からふねをアメリカ船と改める。また先の小池町誌（増補中之条町誌）には「六年、浦賀沖に米國船渡来し通商交易の國書を捧げたり、此時の騒動驚怖は前代未聞にして各藩軍備に騒然たり……」とある。まことに江戸の騒ぎの大変に、この町もまたその噂で持切りである。それが、いづれも、諸大名大騒ぎとある。

六月十三日 晴暑し風涼し暮方雨ばらつく、アメリカ船浦賀出帆、江戸のさわぎしづまる」と、ほっとしているが、これから急に世の中がそしてこの町も騒然として来るのである。

「八月 異國船度々渡来に付、沼海お堅かた其外武備お調に付ご公儀様五カ年（丁度開港の年になる）ご儉約のお触に付大小名ご儉約、是は武器お調えのためなり町人百姓にはお触なし」と、まだ、町人百姓には関係なしである。

「アメリカ人交易を請う、これをきいてロシア人長崎へ来りて交易を願うと云」と情報に驚くように早い。

十月十日 雨やむ、アメリカ人ノ上書ヲ見ル、日本へ願フ所石灰・食料・和親交易・日本近海ニテアメリカ鯨トリ。船破損ノ節、難民荷物等大切ニシ返ス様トノコト、日本南地ニ於テ船着場一カ所ナリ。

十一月十七日 アメリカ人交易の願來春御返答の由仰付られ候ニ付其節合戦にも及ぶべくやの思召にて御知行所は諸村

定法じやうほう百石三兩仰付られ又ハ多分の御用金仰出され、お代官ご支配ハ國恩金と称し中より上の百姓金一兩以上、上納可致由お手代衆ご出役被遊、原町お旅館へお呼出し仰付有之候。分限に應じ、五兩七匁又ハ三十兩五十兩百兩上納致候也（この徴収金で金詰りとなり、売るものは安く不況が続く）

十一月二十五日 伊勢町根岸氏江戸ヨリ帰リテ話ス、と、ロシア船に大疫病が発生して五六十人死んだ由。「當時江戸武家屋敷、琴・三弦。音絶へテナク、石ビヤ鉄砲ノ音斗リニテ、モハヤ戰國ノサマナリ」と。太平の夢の一変する江戸の戦国模様を伝えている。

十一月三十日 保科様ご知行所伊勢町横尾村大塚村赤坂村岩井、金井、來春アメリカ人來ルベキニ付江戸詰メ歩人足二六人外苗字帶刀ご免ノ者六人、來ル二月上旬出發ス……と、しきりに合戦・戰國の非常用語が使われ、ご國恩の名の金と人が支配下の百姓にかけられ、村も町も金詰りで不景気になる。

十二月十六日 中之条市へ行。金錢甚だ詰り、諸品値下げ、市人買う者甚だ少なし。

十二月十七日 平「山喜」へ行。同家にて話す。沼田ご領主軍用金お取立甚だ厳しくご用達に町田吉郎兵衛千兩上納、其外鉄砲大筒ご新造用三千兩上金、猶其餘も被仰付候様子ニ付、商売相休ミ、手先商人へ少しも出金無之段、ご用達一統の事故、米、たばこ其外共売捌方甚だ悪敷、沼田並ニ中山

(中山もこの商業園だった)に至る迄、必至と差支え候由、金銭不融通諸地一般(どこも同じ)の事に付都鄙盜賊多く此頃沼田町家一軒 惣社の寺□強盜押入候由、是も同家にて話す。

十二月二十一日 大雨夏の如し昼八つ時過止む。中之条市人出ず、中店甚だ少なしとぞ。江戸雷大雨降るといふ。と江戸の天気まで不穩である。

例年なら正月の買物に賑う師走市も、今年は寒い雪あれの日、買う人の少ない群集のざわめきの中に、異国船やアメリカ渡来ものぞきがあり、万国絵図が中店でうられている。

和親と海防 ①正月十四日祭 伊勢町、異国船のねりもの。安政元年の正月には八、九十の人も覚えぬ暖かさで所々に梅も咲き、餅や醬油がかびたとある。その正月十四日。このころはねりもの(山車)をつくって町をねりあるき、伊勢町では和利宮神社へ行った。(この頃鳥追太鼓は和利の宮にお参りしてから始めたという)その日

「風ありて寒し、中之条町、祭休みにて昼、宮廻りしたるに付、いせ町いき通り先へ森に入りたる故、村方三組のねり物鳥井外より帰る。いせ町にて異国船のねり物を引来る。森の入口にて木の間にはさまり引返す事ならずここより返す、

去年より異国船一件三付日本国中の騒動、上々様にても一方ならぬご賢慮お傷めあらせられ候時節、右体の出し物拵へ候事心なき事に候也とて人々嘲り候也 暮方より雪ふる」

とある。山車は村方の三台と一台の伊勢町である。巷のこえの異国船を山車につくった伊勢町のそれが、余りにも大きく、森の入口の木に引かかって引こめない。これを笑いと不安に見ている参詣の人の群である。

思えば後十四年で天皇の世となることを誰が思ったろうか。この山車の象徴する異国船が、現実として世を変えて

十二月二十三日 村曇り甚だ寒し、二、三日以前つうらく(横尾)へ追はぎ出て越後者へかかる。折節人通りありて無難なり。今井七左エ門宅へ押借来り金子とられ候由
十二月二十六日 晴雪あれ寒し、市へ行、異国船の図、その外万国絵図など売る者多く出でアメリカ人渡来ものぞきも出たり。

いく事も。そして、これを引いている若衆達に、明けて行く維新が担われていたことも……。ただ大きな黒船の山車が森に入れず寒風に曝されて引返して行く正月の十四日である。

②海防・金詰り

一月二十三日 晴風ありて寒し、アメリカ人再来—文珠院上京。

一月二十五日 晴風あり今日アメリカ人国王誕生日トテ猪煙ヲアゲ石火矢ヲ打ツコト終日、其ノヒビキ三里半ノ間ハ戸障子ニヒビキテ雷ノ如シト云ヘリ、と細字で余白をうめている。

一月二十七日 平村五郎左エ門一昨日岩鼻より帰って話す、江戸表甚だ物騒にて一夜廿カ所にて追はぎ切取等町奉行

通商へ ①横尾の文珠院の鐘 安政元年（一八五四）三月三日和親条約締結の後、「三月十七日晴、海浜を固めお引払い世々一統穩かならず」（景作日記）と開港後も不安が続いた。その年九月にはアメリカ襲来のデマがとび。景作日記には蒙古襲来に帰った者は三人と書きそえている。

安政二年二月十日、「異国船防禦の為寺鐘を大砲小銃に鑄替（いがへ）につき取上げ、禁裡より宣下」と、横尾の文珠院の鐘の重さや大きさを調べている。（この攘夷が、禁裡—徳川実紀には京都とある—から出たことに注目される—攘夷論者が京都に集ってくるそれと思ひ合せて）。この持出しの記録は知らないが、他の村も推して想像される。

こうして海防が村に求められる。そして二月十七日には、「異国船松前、長崎を犯す由」と不安のデマがとぶ。

②領主の貧困—安政の危機 この年の暮には、保科家では総知行で百両の上金を申し渡し、村々でその出金の寄合

所へ申出ると云う風聞とぞ、と、米艦七隻が小柴沖で条約締結の示威運動をしている。爆音が三里半の遠くまでひびいている。この江戸の町に盗賊が頻発する。この江戸に領主のいる幕領の吾妻である。

二月十八日 アメリカ船対談 柔和に行届帰帆なる由、世の中の噂静かになると、まさに世の中の騒ぎは異国船の去就にある。

をしている。(この使途は或はこの年の大地震の復興とも思われるが)村は黒船来航——の不安の中に大地震があり、助郷があり、支配の徴発があり、儉約の申合わせが続く、それに連年の凶作である。そして世はおしなべて金詰まりであり物騒な。名は、年号の安政にそむく数年が続く。

この間、雄藩ではいわゆる安政の改革を断行し、憂国の志士が天下の危機を叫んで横行する。安政の大獄はまさにこの志士の上にかかったのである。

③皇国学者の来郷 安政五年五月八日の景作日記に、皇国学者嵯峨の人橘夏樹という人が景作を尋ねて来たとある。夏樹を日本人名辞典に見れば「国学者讃岐の人、京都府第一高等女学校教諭兼御歌所参侍たり、屢々推講の榮を担う、明治四五年八月二日歿、年七八」とある。この人だろうか? 尊王攘夷の志士達が幕府の断庄から諸国を遊説するこの頃、この吾妻の学者高橋景作を訪ねている。

④若衆の俄狂言 吾妻も、時代の動きの中にあつたこんな時、目につくものに反骨はいざ知らず若衆の動きがあり若衆の「俄狂言」がある。俄はすでに前々からではあるが、それが安政二、三、四年と連続して問題になっている事であり、その外八州廻りに召捕られる若衆、中にははでな着物をつきたと思われる衣装一件もある。特に安政四年の八月二日など折悪しく八州廻りが中之条町にくるとその日の予定の平村の若衆の「俄」が文字通り俄にやめさせられる。八月五日、平の村役人、中之条の名主、大惣代原町の山口六兵衛まで呼び出されて取締を申渡される。しかし、八州役人が帰ると、もうその後、折田ではその十七、八日と二日続きで「俄」をやっている。

「俄」があると近郷から集まったように、安政二年の二月十六日の岩本の時など、そこで横尾の若衆と蟻川の婿が喧嘩をし、横尾の若衆は十人も岩本へ泊りこみ、四、五日かかって仲直りをしているが、二里や三里の夜道なんか日常茶飯事であった。翌三年には近郷十八カ村の若衆が中之条の芝原で狂言を演じてまた、八州様にお叱りをうけてい

る。こう考えると、この安政の不況と不安は盛りあがる志士とはいわなくも若衆が動きだしているのを感じる。

この年八月二五日、暴風雨の為、江戸では永代橋が落ち、家が流れ西の丸が焼けた。これらの災害と、海防のご用で、ご国恩金が村々からまた取立てられる。

その一つを中之条町に見ると、一五〇両・町田儀兵エ、一〇〇両・町田重兵エ、桑原重郎右エ門、七〇両・田中甚兵エ、二五両宛・小池政右エ門、二宮半兵エがあり。この献金で、拾両に対し白銀一枚宛賞与されたとある。

通商条約の後〔物価高騰―攘夷論〕①狙けつするコレラ さて、安政五年六月一九日に通商条約に調印されると、鎖国から開港へまさに百八十度転回するのはあえて説くまでもないが、折しも狙撃したすぐ死ぬので「卒死病」ひどく吐くので「暴瀉病」―「ころり」死ぬので「ころり病」といわれたいわゆるコレラがものすごく流行した。この時、三五才の若き將軍家定の死に、これは、水戸家の陰謀による毒殺でそれが露顯して切腹を命ぜられたとその人名まででている。それに、異変を思わせて、四間半もある大きな彗星が西の空に出ると景作は記している。

②村定一札 安政五年正月、折田村では、「近年村定の儀猥りに相成候と申儀にはご座無く候へ共、年相改まり何事によらず一統打寄相談の上取計い度」と今後相定致置候処仍て如件」とここにも安政の危機を思わせて、惣役人一同連印している。これも、世の不安の中の一つと見てよからう。

まゆの高騰 然し景気は約一年たった翌安政六年七、八月頃から好調となり、経済支柱の繭は、一貫匁三両、糸は六十匁一兩と奔騰し、金は金銀の交換比の利に目をつらられて、高値の中にほとんど海外に流出する。それにつれて銅も米も諸品も高騰して貧民と消費者の生活を脅す。

赤坂村小前百姓の逃散 ここに、伊勢町・赤坂・大塚・横尾を知行する保科家が物価の高騰に、万延元年閏三月五日 正米納を命じた。この時、赤坂・大塚の百姓はこれに強く反対して傘連判状で強訴し一村逃散を宣言し

た。ここに吾妻の農民史としては特筆すべき山入事件がある。連判状調印は六八名でその発頭人は不明の訳であった。がついに、百姓九右エ門が江戸に呼び出される。

保科栄次郎内

馬喰町二丁目 瀬下 与五郎

伊勢屋 浜名 良平

嘉兵衛殿 神田宇右エ門

上州 赤坂村 百姓 九右エ門

親類

八月十三日

差添人 孫兵衛

右の者共え相尋儀有之候間 明十四日四ツ時召連屋敷（江
保科家）へ可罷出者右村組頭彦左エ門え 被相達候

以上

と、ついに九右エ門召連を組頭彦右エ門に申し渡す。事件から約五ヵ月たっていた。（以下の状況については資料編にゆずる）

権力を以て百姓を抑えれば、百姓は逃散する。結局一時百姓が負けたが、処罰もなく済んでいるのもすでに時代である。その十二月、

御役場様（伊勢町根岸）

「前略 先般山入逃散ニ付呼び出し等に相成候諸入用の
儀は、早々割合銘々出金致すべき旨仰せ渡され承知畏れ奉り
候、之に依って差上申お請書件の如し

万延元年十二月二十三日 赤坂村 百姓 弥右エ門

長 吉

前書の趣 私共立合の為承知畏れ奉り候

之に仍て奥書印形差上げ申候 以上

右村 名主 金右エ門

年寄 近右エ門

この山入一件は、この年の暮まだ完了していない。

正米納に反対傘連判状(写真)

一、此度正米納之儀ニ付連印仕候

上ハ縦何程入用相掛リ候共

高割にて無異儀差出し可申候

依連印一札為念如件

安政七庚申年

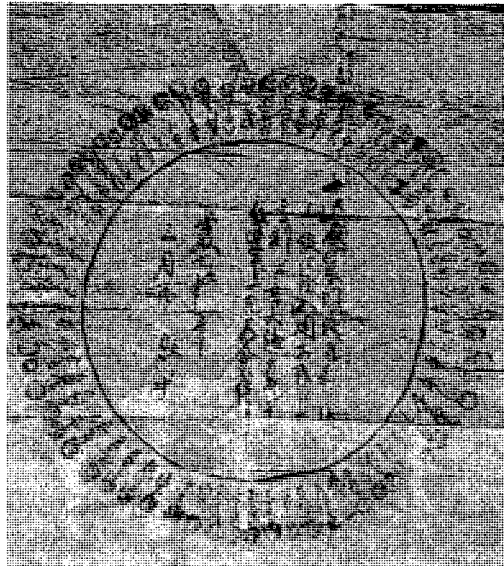
三月卅日 夜六ツ時

なお、この月二十日、天神(横尾)次郎右エ門が打潰しはあったと景作日記にある。思えば、桜田門外に井伊大老が暗殺され、世の大きく変わるその頃である。

①小銭不足 この年十二月一日、横尾村で村役人が年貢集めに行くと、

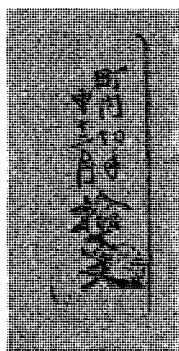
小銭四文銭甚だ少なく当百(天保銭)のみにて五十文以下差引せず。甚だ不自由なり。中之条にては、小銭なきに付名主より札を出し差引に用う。もっとも、市内(町内)限りの札なり、古来聞き伝えにもなきことなり」とある。翌文久元年その値下りを記しているが、この銭相場の値下りは、いうまでもなく貨幣価値の下落であり、それはまた物価騰貴をあらわしている。

小銭がなく、物価高という、何か今の時勢を思わせている。



赤坂村傘連判状

にも、三月一日、小銭益々少なく、六四文下は当百の差引なし、甚だ不自由なり、銭相場六貫五百文、小銭は五貫八百文位(景作日記)と



町条中之元年永嘉
文16 手切行發

②交易停止の噂―浪人の横行 この一見好況と見える中に、この文久元

年二月二日には「中国浪人その外一揆をなし、交易相場止度旨公儀へ申

出候由（物価高を交易によるものとして）噂取々なり」と記し、同三十日

には、平村森八江戸より帰りて話す、来月四日、交易場引払申付諸々海岸

お固め諸大名被仰付、禁裡□衛十頭被仰出候 とおだやかならぬ交易中止の（七カ年開港開市延期の要請（文久一・三・

二三）によるものであらう）噂が流れ、それに、二月七日（統、徳川実紀文久元年一七頁「夜中ご門」の出入当分の中相成

らず」の覚書によるものであらうが、「江戸お固め等甚だ嚴重にて町々辻番新たに幡を立て……」と江戸の異状な警

戒ぶりをきいたと付け加えているが、それは、すでに万延元年八月和宮降嫁の決定に幕府の攘夷決行の約束を含んだ

ものであり、それは修好通商条約をアメリカで交換して（万延一、四）から僅か四カ月しかたっていなかった。

この物価高や、金銅の流出の中に派生した交易中止云々からまた世は大きく揺れ動いていくのである。しかし、こ

うした中に、文久元年三月晦日、「諸色高直なれども、村々芝居乞食芝居等所々にて興行……世間何となく騒やかな

る体なり」とある。そして翌二年五月十九日の日記には、

「薩摩・鍋島・中川浪人の凡そ二千が京都に上って夷人の 浪人七百余人が殿山の夷人屋敷の半出来の所へ浪藉した。虚

打払いを禁裡に願ひ、若しお許しなれば、江戸征伐の宣旨 実は知れざれど記す」

を下される様願出た―その二二日は当月始め水戸・薩摩の

と、討幕のさわがしい動きがきこえる。

こうした虚実のほどは知らぬ中に、攘夷討幕のうわさは文久三年元治元年と続き世はまさに攘夷論一色でぬられて
行く時、かつては、異国船の出没に不安の日々を送ったものが、今は、交易の中の攘夷論と、横行する浪人にその不

安が変えられていた。

治安なき村 ①文久三年―村に半鐘―年貢は鉄砲でまもる。將軍家茂の上洛、攘夷の決行、八月十八日の政変、禁

門の变、天誅組の横行と政局の西に移り、攘夷論の最高潮に達した文久三年のわが町を、高橋景作の日記に見れば、

一月一日 赤坂村おつこし友蔵焼失馬二疋焼死外二軒類焼

一月十二日 夜青山村吉右エ門、十四日祭 下村との和合
扱いに来る。(十四日祭りは騒動が多かったようである。)

一月十四日 祭扱い一件来年まで延になる。祭礼事なく済む。(祭礼には事件があったようである)

二月十三日 將軍家茂上京(三月四日、二条城着)

二月二十三日 長久保の長吉・兵賦人足で出府

三月三日 イギリス軍艦神奈川表に入り糸蘭大下落

三月二十日 イギリス軍艦申入により合戦の動き、保科様の奥方品によりては(都合によつては)伊勢町にお立退の事、尻高お地頭向井様は百兩持つて人足と共に、奥方をお迎えに出府すべきと仰せられし由。(妻子の国元への帰国が多かった)

三月二十二日 イギリス 生麦事件の解決訴え

三月二十七日 合戦の模様あり、大名の妻子帰国さる。か
ご三倍の値になる。関所の繁忙に付自分断で通行を許す(片
山保左エ門の日記には、文久三亥年品川表軍艦渡来に付大小
名家族国邑へ相越候儀御差許ニ相成候とある)

四月五日 松井田から当分助郷申し来り出る。

四月十一日 松井田宿の人足扱い悪く断る。

四月十九日 同伴につき折田、金井、伊勢町、横尾、平、
大塚、赤坂、五丁田、入須川の九カ村出府する。

六月六日 長州の儒者関口奎司来り宿を乞う。

六月十六日 今日追分杵掛河宿問屋、当廿日より加助郷村
々人足触飛脚：還御お迎の者の趣：

六月二十五日 十六日に家茂が一三二日の旅を無事に還御
された事を祝つて、「我々まで大慶ニ付酒相整二五日夕刻道
酒を捧、下番一人にも酒肴を遣し恐悦をうたいしに酒肴代四
〇〇文相調候のみにて祝い致し候、後世に至り余り祝いと申
すもおかしき事に思い馳せり可申候へ共当時の身分は漸く此
位のものにて候、尤此節節儉専一に相守り申候事也」と、二
十石二人扶持の狩宿関所番は記している。

八月六日 蟻川、久兵衛宅に二人組悪党押入る。昨日五反
田に「俄」あり、留守を見込んだものか、この悪党八人組連
判状を落して行く。

八月十七日 悪徒入込たる風説に四十カ村山狩。

八月二十一日 中之条町狂言初日

九月十三日 (狩宿関所番片山日記) 所々悪党共乱暴いた

し候趣ニテ同役方へ飛脚遣ス（悪党多人数徒党―大柏木―川原湯刃乱暴、―大戸徘徊、―今日村々山狩―関所は下番二人宛増加―鉄砲持参で警備につく、―九月二三日まで続く。

十月一日 火付盗賊改めにより吉右エ門、彦八へ差紙。

十月十二日 八人組強盗役原へ押込む、此者羽場村へも押込む。

十月二十二日 八州廻り取方二〇人ばかり沼田へ通る。

（八州廻りは道案内人をつれて二〇―三〇人で廻った）

十月三十日 大塚村の弥惣次の土蔵を切破りて金銀衣類をとる。長州侯江戸の命に従はず長州征伐の風聞あり（第一回征長は翌元治二年八月十三日発令）

十一月二日 世間穏かならず、盗賊の防ぎ方及びご改革お触に付惣村中、無量寺に相談、村中小売酒屋を中止。

十一月三日 先月二六日江戸十組問屋や浪人多数切込即死手負多しの風説。

十一月二十一日 松井田助郷願不叶七分助郷となる。同日（片山日記）関所非常警備の為四関共鉄砲拝借願ひ（大笹関所は五十挺願出）

十一月二十四日 公方様また上洛の風聞、沼田城焼却の張

と、村々に半鐘が立ち、年貢を鉄砲で警護関所まで狩人を集めて非常警備を敷く。

合戦の動きに大名は妻子を国元へ帰し、それが家茂の上洛帰還と共に、助郷は重く、駕籠は三倍にあがり、帰国の雑沓に関所手形も不用になり、関所番の人改めは無用に等しくなる。

札あり警戒嚴重、戸鹿野橋十枚を放し番兵をつけ岩鼻陣屋同断、高崎藩警固。

十一月二十九日 悪徒多く処々に盗賊押借の風聞あるに依り村々非常の備にとて高き階子を立て、此に半鐘或は板木をかけ何処に悪徒来り候ともこれを打つ時は出逢う定なり、実に恐るべき世の中になれり。

十二月二十五日 岩鼻ご陣屋より仰渡され、ご支配村々より狩人共鉄砲持参にてご年貢番に出る、これ浪人乱暴を恐れてなるべし。

十二月三十日 公方様方ご上洛に付板橋等に新木戸を立て、お役人出張にて領主地頭其の外は印書所持の者ならでは往来する事能はず、ご府内も夜分は敵敷木戸を閉し往来相止―中略―江戸の淋しき事言語に尽し難し―中略―かくの如きご嚴重なるも皆浪人共横行し上方筋所々ご陣やなど打破し、その外行長の木像の首を刎ねお国学儒者など井伊様安藤様同意の者は私に首を刎、獄門にかけて、その差置難き次第を立札に致し置く事数多なりけるを恐れてのお計いと思はる。

これが、一八六三年、後、五年で明治となる時の山郷の姿である。

②元治元年（一八六四年）　そして元治元年には、噂のように家茂がまた上洛し、また噂の如くその八月第一回長州征伐に出るのである。この浪人の横行にもっとも被害をうけたのは、將軍家茂の第二回上洛（元治一、一、一五）中の四月二十二日（三、二七武田耕雲齊ら筑波山に挙兵）で景作日記には

四月二十二日　浪人大勢集り鎗を立、渋川宿に上宿し、近　六人にて馬一疋籠三丁人足三人出させ渋川出立、金井・箱島辺の富家へ差紙をつけ、呼び出し身上に応じ用金を申付候由　・市城繼にて二日夜八ツ時中之条町名主方へ着の由。
風聞。

四月二十三日　明日中之条町へ来る―中略―市城村繼立にて来り止宿す、何という世の中に成行し事にや。右浪人は風　達請書出し候分二千七百両也　仲之条出立にて前橋へ行候説なりし人、先触水戸木村元治郎家来大関久作川崎藤七上　由、尤　六人の内三人は大道甚兵エ方へ出金一件に行き候との事也。

とある。また中之条町郷土誌には、この時のことを思われる次のものがある。（第20表）

「此年水戸浪士太平山ニ依り搜夷ノ勅命ト称シ上野下野ヲ横行シ軍用金ヲ募集シ、本町ヘハ鈴木三郎、同十治郎外五名、渋川ヨリ来宿シ生糸商人豪農豪家ヲ旅宿ニ呼出シ強迫ニ獻金ヲ命ジ良民難儀ニ及ヘリ、当時出金ノ災ニ遇ヒシモノ左ニ記ス」と次のものがある。

第20表

両	所	氏　名
300	尻　高	松井万右エ門
300	箱　島	大　塚　伝兵エ
100	五　丁	唐沢太左エ門
100	村　上	庄　右　エ　門
100	西中之	高橋市五郎
100	山　田	町田庄右エ門
80	中　之	田　中　甚兵エ
60	＂	小池政右エ門
60	植　栗	茂木甚右エ門
50	中　之	町　田　重兵エ
50	＂	桑原重郎右門
50	＂	町　田　儀兵エ
50	＂	田村安右エ門
50	＂	伊　能　八兵エ
50	＂	高　橋　七　藏
100	原　町	高山　六兵エ
80	郷　原	菅　谷　与兵エ
50	植　栗	茂木利右エ門
50	市　城	中　沢　重兵エ
1780		19名

王攘夷派の武田耕雲斎らの筑波山の挙兵による上野侵入の一こまである。なお、この時、どこにどうついたものか、起原蘭齊文書中に次の一札がある。蘭齊は、中之条の樋田定四郎家の生れで折田へ養子に行つた者である。

差上申一札之事

何兵衛

一、金何程

水戸

右者今般御国体を被為重尊王攘夷之基被為度当国江御出張

○西 重治郎様

被成候御志深感伏仕候、因前文之品為亘加奉差上度段奉伺

木村元治郎様

候処御聞濟被成下難有仕合ニ奉存候 伏而一札相添奉上納

○鈴木 三郎様

候 仍而如件

御家来 大関久作様
川崎藤七様

元治元年

子の五月廿三日午ノ上刻 何村

(○印は当町に來た者である。)

景作がいう、「何という世の中に成行し事にや」村中で昨年建てた非常用の半鐘も。∴。後述の万延元年四月の村狩の夜景作が予言した通り流れこむ浪人は二千七百両の大金を一晚で巻上げて去った。

今や、治安なき社会、まさに戦国の世である。もう後三年の大政奉還を待つ迄もなかったようである。

③盗賊の出没と四十カ村総出の山狩 このころ大強盗がしきりに出没して村々の富豪を襲った。村々は郷中申合せで山狩をした。(万延元年から慶応三年まで五回)その初回の万延元年八月二三日を見れば、「このころ押借り、悪党が所々に現れるので四十カ村組合が原町で会合を開き、山狩をきめた。」とあり、この日、青山の金左エ門へ三人組の盗賊が夜八つ時過押込んだ。ところが質入に來た人が居合せて抜きつれた刀を打ち落し一人をからめとったとある。百姓もその頃、武術を心得ていたのが思える。外の二人は平村へ逃げ去った。そこで宇妻青山の者が鉄砲を打ち立てほら貝を吹き拍子木をたたき三時間ばかり大騒ぎをした。とある。

元治元年七月二十九日の山狩は、その月十九日の夜 大道の甚兵エへ悪党八人が押込み主人其の外男は残らず縛り、二百両とも七百両ともいわれる大金を奪って立退いた事件で、後にこの盗賊の頭の名は名胡桃村の山伏でこのころ召捕られたという風聞とある。高橋景作は、さきの青山の強盗山狩の夜次のように記している。

「予平生云、若し乱世ともならば、此辺は山中にて江戸よりも格別遠からざれば、泰平に育ち臆病不忠武士も多からんされば、命がけの軍に恐るる者どもは、主人の大事も見捨て逃来り、白昼と雖も切取強盗多からんと語りしに只食穀高直

のみにてもさわがしき事かくの如し、近年さしたる凶年不作というもなきに、米麦雜穀に至るまで、かくまで高直なること合点ゆかぬ事也、是についてはひそかに思う事あれど、口外に出すべき事にあらねば黙しぬ」

と、盗賊の山狩の夜、鉄砲の音、ほら貝の音の騒ぎを聞きながら、思う事あれど……黙しぬ」と筆をおいている。
④ばくちうち 博奕、賭の諸勝負の厳禁はお仕置五人組のトップの第一条で、名主が小前百姓に常日頃読みかきかせもし、八州廻りが回り、郡中取締りが取締ったが、ご法度を知らながら、止むものではなかった。

天保の頃となると大前田英五郎とか国定忠治のような多くの子分を持つ親分も現われ、後述するように中之条町に千葉作一家あり、五丁田に、嘉四郎一家あり、その外嬢恋の○五郎、草津の○五郎は幕末の取締役今の目明しになって小ばくちの細民を苦しめていた。

数年前九十才の余で亡くなった折田の綿貫宗平翁に折田の博奕の話を書いたことがある。

翁の少年の頃、明治十年代と思うが「裏の山へ行くと、今日にはばくちをしているというのがわかった。それは折田の天神の裏あたりの山の中で、子供が行くと黙ってると菓子なん

かくれたものだ」、「村々ではばくちをする場所はきまっていた」と伺ったことがある。

ばくちでもうけた話や、身代をよくくすった人の話は今でも話に出てくるが、おもしろいのには市城の中沢重平手

記があるが、余裕がなく割愛して次の博奕のあやまり一札を分析して見よう。

安政三年の長文の博奕あやまり一札に見る内容の分析、(上沢渡村兵助外十八人) この長文の一札は、どこで、誰と、どの位やったかの調べに対して自白したものである。(第21表)

第 21 表

月 別	
1 月	2
2	6
3	7
4	13
5	1
計	29

場 所 別		
野 田	11	
河 原	10	
山 中	1	
大 師	2	
奥 不	1	
中山	2	
崎 荷	2	
大 ？	2	
計	29	

村	別
中之条	5
伊勢町	3
村 内	6
沢 渡	2
四 万	2
平 村	2
原 町	2
下沢渡	2
山 田	1
大 岩	1
奥 田	1
中山崎	1
大 崎	1
計	29

名の見えるものは

村	人 数
上 沢 渡	1
四 万 田	3
五 反 田	1
中 平 之	3
原 之 条	3
在 町 組	3
小 野 子	一
村 上	2
	2
計	18

この十八人の一月から五月に至る二九回の博奕の多くは五、六十文の回り筒賽博奕で、その中に「名所不存の五、六人」と、知らない者も入れてやっている。中之条の市日の帰り、不動薬師の参詣などの日が目につく、場所は野田か河原が多い。結果は、「博奕いたし候を不存罷在候段平日心得方不埒に付村役人急度お叱り組合のもの共はお叱り被置候」と、村役人は重ねてさせない旨を、川上金之助岩鼻役所に差出しており、時は安政三年八月二十七日である。(唐沢姫雄宅蔵) 割愛した市城と云い、この十八人組といい、こうしたところに幕末の村の一面あったのである。

〔元治の大けんか〕

高橋景作はこの年の博奕打ちの喧嘩を次のように記している

「六月十八日朝、中之条の千葉作、信州の者をかたらへ六人、一方は五町田嘉四郎がたの博徒四十人ばかり槍を携へたる者一人、鉄砲三挺其外技身を持ち向い来る。嘉四郎子分ら渋川坊主亀という者即死外一人深手、千葉作かた一人も手負なく逃去りしとなり。」

もともと、最初立合の時分は嘉四郎方の者九人のみにて外大勢押来る時には、千葉作方は行方知れずたり候よし、もともと、死骸手負等嘉四郎早速取原町へは一切苦難相かけざる由なり」

さきの小池中之条町誌にもこの両者の出入がきわめて詳しく実況でも見るように照会されているが次の山狩だけあげておこう。(原文を交えて意識したものである)

〔博徒の山狩〕

元治元年十月頃から翌年(慶応)まで国越えした博徒はひそかに立ち帰り押借強盗を働き、(或は殺害された者もあり)両徒交々立入るに依り地方の豪家の困却は一方ならず、彼らに恨をうけた者は土地を退去する者もあり、岩井村の馬五郎は一家三人殺された。

この事を地頭代官所に訴出ても、更に政事は乱れて取締もせず、偶々八州廻りがあり組合村と寄場会議の上、不時のある時は町村助け合いで防ぐ事をきめて警鐘を各村に数カ所建て、合図に応じて悪徒捕えの手配をした。

然し徳川幕府の威光地におち、代官所旗本の知行所は無政府の如く悪徒横行し、慶応二年の五月頃には嘉四郎組が偶々

郷里(五町田)に帰って泊っていたので、怖れて却って彼等敬する輩もあって白昼でも押借を働き、千葉作組は草津へ帰住し、温泉は賊の巣のようであった。

この為入浴人も逃げ去り、又来浴者も止まり大いに疲弊したた小店・飲食店の外は困り果てた。この事を岩鼻役所に歎訴する事数回に及んだ。たまたま中山誠一郎殿のお手代が巡回して中之条町に來泊した時、町村役員が出頭して鎮静方を言上した。ここで、本町寄場四十カ村は沢渡へ進み、西の方大戸寄場村三七カ村は、長野原口から人足を進めて、召捕方を添え、人足は思い／＼の得もの、槍鉄砲を添へ、東方は暮坂峠で人歩分をし、一手は入山から湯の沢口並に渋峠口へ向

い、一手は小雨から進み、長野原からは草津入口から塞の川原迄の間を固め、翌日未明から屯宿米五郎宅を砲撃した。

砲声を相図に八方から攻撃し声を合せて進んだところ、博徒は不意に驚き単衣のまま起き出して一刀を帯び信州へ逃去ろうとして浜峠口に出た所を入山から進んだ人足が、数挺の鉄砲をうちかけた。彼らは逃げ口が無くて抜刀を打ぶり進んで来る。それを連発するが当らず、砲下の道を横行して逃げるのを追撃すれば途を渡る坂道で千葉作が左の足を打貫かれて打伏した。一味が助けて負わんとするが、砲丸雨の如く、止むを得ず千葉作を谷間の草むらに迂り落して残徒六人は逃げ去った。此手は芳が平迄追撃したが引返し、千葉作の打たれた道の血痕を追った。そこに、一人の手負が若痛を忍んで隠れていた。打殺そうと、鉄砲を向けると、尋常に捕えよと刀を投げ出すのを捕縛して草津へ引上げ、大戸村を通り岩鼻代官へ送った（中之条へ出なかったのは故郷の中之条町を恥ぢる願いであったと）この時の山狩の費用を平の関伸一家の文書に見ると、「草津山狩一金五両二朱二九四文入用」へ渡したとある。千葉作は、岩鼻の獄で傷を治療し江戸へ送られたが後に牢死したという。

その後、慶応三年迄事もなかったが、十月西方の小惣代萩原太郎右エ門宅へ白昼六人の博徒が不意に來り、酒造杜氏と主人が酒を飲んでいたので「前年の恨」と拔き打に切付けた。杜氏が主人を救はうとしたのを切殺し、太郎右エ門を無惨に

切殺し首を打って立ち退いた。

この者らは草津の米五郎、江戸生れの清五郎外四人であったが信州へ立退いた。

彼等は常々相ノ川又五郎方に食客としていたが、当時制度の不完全で、関東から手を入れず、信州では又五郎は地頭代官所の目明しとして中野陣屋の捕えを兼ね博徒の親方をしていた。正邪両端の曲者を目許し、否養置上の不正推すべき、此者らを明治元年五月尾州勢中野陣屋に入るとき悪奸を斬殺した。

吉田屋千葉作の兄は、堅儀の営業をしていたが、弟の為敵の恨みをうけるので武州児玉郡小川町の知るべを頼って行き正業に働き売って帰郷した。

嘉四郎は越後に住し、子分共の仕送りで安住していたが、数多い子分中不正の所業を行う小連があつて、大道新田・尻高村・小野子村・村上村等で押借強盜を成す事数回に及んだ。越後ではそれを知らず博奕で儲けと思つていたが、明治元年官軍下向の前、暴徒蜂起の際、細民を先導し打潰し掠奪の所業を働き、官軍下向の時会津藩に従い、三国峠に出兵し、数日陣営を張り、六月追討され、其の後不祥。

嘉四郎は王政の恩典に浴し旧悪を謝免されて帰郷し八十九年の長寿を保ち、立派な葬式を行った。とある。
幕政地におち何ともできなかった終末である。

幕政終るの年 大政奉還の年の村触れ、事件などこうした今は無力にも等しい幕府の最後の年はどうであつたか、高橋景作の日記を中心に見てゆこう。

慶応三年

一月十二日 主上崩御、ご普請鳴物停止。小正月も遠慮すべき由にて餅つきも夜分ひそかにつく、(慶応二、一二、二五孝明天皇没す)

一月二十日 中之条・伊勢町等へ酒蔵改、役人随意に來り隠し造を吟味致し中之条柏屋蔵伊勢町上、下蔵・蟻川蔵等封印になり且小売酒屋皆止らる。

一月二十二日 米白一兩に九升と空前の高値になり同二六日には二九日迄穀類を他村へ売出す事を止る由名主から触れが出る。

二月二十八日 宗門改め、夫錢取立(白井沢川原悪党手当人足十人夜七ツ時平村名主非常人足出勤表(関伸一家文書))

二月二十九日 公儀より仰出、諸民家追々異国風の装束ニ相成、髪鬚等をらず小手にて焼く等いたし、衣服に縫くるみの異人の出立にて沓をはき登城しご前にて腰掛にかけ日本人の風更に無之、異人に和せられし有様見るもいま／＼しき由、実に口をしき事なり。

三月十五日 正月十四日祭ご停止ニ付延引、今日あり。

三月二十二日 八幡平三郎宅へ今夜盗人入り、大麦一俵、

扱一俵、白米一斗四・五升、水餅等とられる。

四月三十日 当時地酒無之ニ付越後信州より買入候て是造酒小売候者も有之候―中略―酒造共申合せ造酒屋の外一切他国より酒買入候事相成らず。

十一月八日 千石以上のお旗本当年よりご収納金高の内、半分公儀へ差上候旨仰せ渡され候由、地頭所より申し来る。

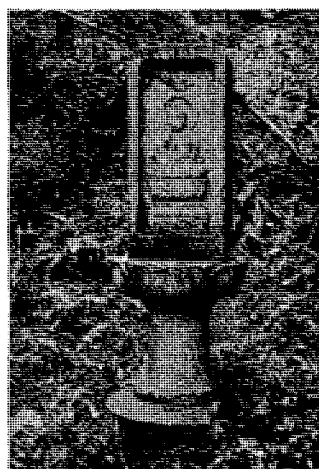
十一月十三日 酒造五〇石の株は四ト一造り、以下へお差留。新酒小売一合二三文、信州酒二〇〇文」と、明治の新政につぐのである。

十一月十四日 悪徒立廻り候由にて四十カ村山狩にて四方の山々鉄砲の音おびただし。(関東御取締お出役渋谷様仰せ渡され山狩、鉄砲薬、黄手拭、人足六三人平村前掲関文書)

十二月十五日 此節又浪人共横行する由にて五町田辺迄「鉄砲持」にご陣屋番人足当りたるよし。

十二月二十日 青山村徳左エ門宅へ強盜六、七人押込、金子其外衣類等とらる。

十二月二十五日 今晚下村栄五郎車へ大徒來り女房をしばり、米其の外、節買物不殘取去。



西中之条の女人講中、山崎山中
(天保14年)



寺社原観音の女人講中
(天保10年)

盗みの多くが食物にあり、幕府のふれは、酒造改めや減石にあり、米価が空前に高く、一時は村内米の移動を禁止する、そして旗本に収納の半分を幕府に納めさせる。これが最後の年の布令と村の姿であり、大晦日の日「雲有、風はげしく雪度々吹来りて寒し」とこの慶応三年の日記を終るが、幕府も大政奉還につき鳥羽伏見の戦を誘発されて天皇の代の幕はきっておとされるのである。

この頃をしのぶ石仏 この頃、天保時代に特に目につくのは石仏の頭に馬の上をのせた馬頭尊である。苦しい百姓の仕事に骨を折った馬の霊に感謝したその祈りである。次は女人講中と刻まれた念仏供養塔である「念仏供養塔」とあるものは、小枝沢の延宝三(一六七五)年という歴史的のものがあ、以後となると、第22表のようであるが、女人の念仏講を明かに刻んでいるものにはどういものか天保期が、もっとも多い。けだし、封建社会の最下層におかれた女性の祈りであろうか、この時代の象徴と思える。観音堂や地藏堂に大きな珠数を送りながら念仏や和讃に十六日の夜の集いを持ったものであらう。

第 22 表 女 人 念 仏 講 年 表

元文 4	君の尾	沼尾平 在家女中
延享 2	菅田 (観音堂)	十六夜念仏供養塔
安永 4	青山 (観音堂)	十六夜念仏
天明 1	下反下 (薬師堂)	女人念仏供養塔 善女人 二十七人
文化 3	上湯原	念仏供養塔 女中講
文政 6	中村 (観音堂)	十六念仏 女人講中
文政 2	下湯原 (地藏堂)	女人講中
天保 8	駒岩 (観音堂跡)	十六夜念仏 女人講中
天保 8	長久保	十六夜念仏講
天保 10	寺社原 (観音堂)	女人講中
天保 14	西中之条 山崎	十六夜 女人講中
同	市城 (宗福寺)	女人講中
弘化 4	貫湯平 (観音堂)	女人講中
嘉永 5	岩本	女人講中

写真は、このころの記念塔である。

おわりに

明治維新は天保にさかのぼるともいうが、同七年の田中両之助の建白にも、すでに大塩中斉の乱を前提として、「ご威光に恐れ屈伏致し候へ共、本心には地頭領主を恨み候者もこれあるべく、一中略—困窮人は如何様掠め取られ候ても右難儀を告げ訴へべき所もこれなき候姿に成り行き候間、人情もとより落入る時は、恐れず己むを得ざる事は闘と申す古語の如く一揆徒党も相起り候儀と恐れながら存じ奉り候……」と貧民の一揆必然を必然の動きとしている。

ここに翌八年。四六才の陽明学者大塩中斉、三八才の国学者生田万が共に貧民の為に立って死し、宛も、その年アメリカ船モリソン号が来航するのであり、すでに述べたように内憂外患交々至る時であった。

そして、島国の世の太平の長き眠りの夢は黒船の一撃に破られて今は、支配の途に迷う時、まさに両之助の予言した一揆。そして景作の盗賊の山狩の夜の「行末いかに成り行くらん」と歎ぜしめたまさに、行先知れぬ不安の中に、われらの

先人はおかれたのである。

二 生活と文化

1 支配とわが里

ここに、真田氏改易から明治維新に至る支配者の治政と、その民衆の忍従の姿と、また時には年貢に抵抗を見せる約二世紀のわが里の先人の歩みを追って見よう。

○ 支配の交替と推移

天和元年（一六八一）の伊賀守の改易かいぎに因らずも、その酷政をのがれて、幕府の直轄支配となるが、裏を返せば徳川政權の拡大による要地の奪取で後は大名・旗本に時に応じて分与し、人民は各支配の異なる江戸の屋敷へ、岩鼻代官所村へ、役人が参上する年中行事が生れてくる。

いま、その年次を追えば（第23表）まず、元禄の地改めの余波か、その十一年（一六九八）、伊勢町・青山・大塚・赤坂、それに横尾の一部が、岩井・金井と共に旗本保科領となり、横尾の残りは、土屋甲斐守に、後、宝永二年（一七〇五）に富永主膳の知行となって共に明治に至る長い支配におかれる。

同じ年、中之条町、西中之条、折田、五反田など第23表に見る町村が、沼田城主となった本多侯の支配をうけて二六年。ついで、延享四年（一七四七）平・市城は、松平宮内少輔の支配となって二一年。また、寛延四年に上沢渡は、僅かの間長岡城主の支配をうける。文化八年（一八一二）旗本の膨張と加増に、西中之条原岩本・平山田の五カ

第23表 江戸時代の支配

年		1590	1682	1705	1730	1747	1749	1767	1811	1824	1855	1868			
町村	年	天正 18	天和 2	元禄 11	宝永 2	享保 15	延享 4	寛延 2	明和 4	文化 8	文政 2	7	// 9	安政 2	明治 1
大 道,新 田	沼 田 真田領 92年	天 領													
四 万,枺 森		天領91年													
中之条,折 田		沼田城主													
下沢渡,五反田		本多													
上沢渡		26年													
西 中 之 条		天領24年													
原 岩 本		天 領													
蟻 川		4													
市 城		松平宮内少輔 21年													
平		(吉井藩)													
山 田		(新領)本 26年 多													
横 尾		12 2 (古領)													
伊勢町,背 山		土 ②													
大 塚,赤 坂		富 永 164年													
		保 科 171年													

(注) ① ②は天領で代官支配 ②町村名の町, 村を略す
③框中の2, 4, 12, の数字は上の年号 ④土一土屋甲斐守

村が旗本に分けて与えられる。(分郷)さらに文政七年(一八二四)には、さきに本多支配をうけた中之条町外は、三卿の一つ清水卿の成人に達すると共に十万石中の五千石としてその支配に入り、安政二年に至る三十九年がある。

この変転する支配下に本多・清水の五七年間を除いた中之条町・西中之条の一部、折田・五反田・市城及び岩本の一部、大道新田・栃窪、それに有用材のお林のある上沢渡(短かい長岡城付の外)四万・平の村々は長く天領にあってたのである。

もっとも、多く分割支配にあったのは、米所の山田村で四領主の支配(四給)となり、西中之条、岩本、蟻川、横尾の四カ村は二給を続け、その他は、支配の交替はあったが分割は免かれた。これら錯綜の中にも、本多侯の去った享保十五年以来岩鼻代官設置以来は別として、支配は江戸の役所にあったわが町は、一国一城の大名支配とおよそ違った大江戸文化と天領という徳川の家風に狭い藩治とは異風の幕政を肌にくけた生活と文化の歴史があった。まことに、いりんだ支配であるが、これから史料に基いて尋ねて行こう。

○ 代官の交代

天領の代官交代名を資料編に回して省略するが、ここに五三回の交代と四七氏があり、その中三回が伊奈半左衛門と山本大膳、外、二回が五、後は一回である。この一八七年間の支配の平均年数は、享保十五年迄五年半、それから、天明八年迄とその後は三年余で平均三年半である。この前後の相違にまず歴史が潜む。

もとより、幕府の狙いは、年貢の増徴であり、そこに定免制がしかれたが、そのトップは享保十年の山田村で、外の村々も、やがて、仰せのままになって行った、この享保十年はまた口米が代官の収入から外されて官吏化して行く初年でもあった。ここに「一粒でも余計に取り立てるのを働きとして昇進させ」る(近世農民生活史、九八頁)その支配の下に農民はおかれたのである。安永五年(一七七六)山田村古料名主治郎兵衛のご用留に、

「その村々布施弥一郎殿当分お預り所に仰せ付られ候ニ
付、今十五日より郷村引渡し候間その意申し伝え候、
申ノ二月十五日 野田弥市右エ門

蔭山外記

役所

この廻状——同廿一日朝受取、新領へ見せ上沢渡へつぐ。
同じ日、同じ飛脚で、江戸小石川布施弥一郎からくる。兩代
官の話し合いの速報であらう。

その新代官の伝達は、その村々この度我等当分（この当分ということばに、すでに交替が含まれている）……と、
あり、さらに、次のような申し渡しをよこしている。

① 先々お仕置筋の儀追て我ら方より申渡候へ共、是迄支配
にて申渡候趣急度相守り申すべきこと。

③ 尤^{もと}その外請書物等は追て申し渡すべく候
榜^{はう}示^し杭^{かい}建^{けん}て来^きり候場所ハ早速^{さつそく}建替^{けんかひ}申すべき事（文久三年
（一八六三）に伊奈から小笠原が引継ぐ時も
ほとんど同文である）

② 宝曆五亥年（一七五五）より安永三年（一七七四）迄二
〇九年割付写、明和二酉年（一七六五）より安永三年迄十
九年皆済目録写相認め、本紙相添え早々差出すべく候、

まず法の遵守を、そして、年貢と榜示枕の建替である。交代があると、名主は忙がしい。これが平均三年に一度で
ある。

間もなく、三月二日、過去十二年間の罪人報告を求めてくる。年貢と治安である。「幕府権力は、法令によって郡
代・代官の業務の細目を規定すると同時に、幕政の直轄領への貫徹は各代官の民政手腕に任せていこうとする傾向が
強いのである。」と幕府代官史料県政集覧にあるが、年貢の増徴が招く一揆をうまく抑えながら、いかにして、より
多くの年貢を上げるかのそこに全国四二名の郡代代官（天保八）を見る勘定奉行のにらみがあった。

勝海舟は、かつて、「代官は小身の一官吏その属員の如きも手付・手代と称する軽輩僅かに算筆の勞を執るに過ぎ
ず、一墨のよるべき無く、一兵のたのむべきなし、」と、その代官論に述べており、また、寛政のころ柴野栗山は、

「只今のお代官は、只ご年貢を取納め候ばかりをお役目のように覚え申候」(栗上上書)とあるが、伊奈半左門の千石、山本大膳の六百三石を除いては、三〇俵の小身もあり、属僚も殆んど江戸詰で、地方陣屋詰は不安の迫る文久以後に僅かに強化を見るに過ぎず、それはまさに海舟の指摘した通りで、あの慶応四年の一揆に岩鼻代官の逃亡も無理からぬ姿である。この姿なればこそ、寛政以後の郡中取締、八州廻り、寄場組合となり……代官は、「只、ご年貢を取納め候ばかり」の評に甘んぜざるを得なかったのである。

次に、その出先機関の岩鼻陣屋をのぞいて見よう。

○ 岩 鼻 代 官

寛政四年(一七九二)ロシア船の近海出沒に、老中定信は、伊豆、相模の海岸を巡視して諸大名に海防を申し渡す。内には、天明の凶作以来のしきる一揆にいわゆる寛政の改革の一環として設けられたのが岩鼻代官所であり、ここに村役人の岩鼻行が始まり、その後慶応元年(一八六五)幕末争乱の中に、関東郡代が置かれて、上野、下野、武州の六郡五〇万石を支配におくのである。この岩鼻陣屋の支配下に、当所関係の十二カ町村がおかれ、国防の名のご国恩金や、江城の守りの農兵隊にかり立てられたのである。

岩鼻代官所の陣容 万延元年の山田村名主ご用留の、ご年始の控に次の記載がある。

「三分武藤様、二分大越様、一分飯岡様、五百文ご門番、同御足軽、一貫六百文小者四人、二貫五百文女中五人三百文水夫、二朱下代外水引、宿雜用合為金一九貫六四八文」

これで見ると、岩鼻代官所は、四人の番士と、後は人足の類である。これでは、廻村と年貢徴収の外に何ができたか?と疑いたくなる。それでも、文久三年の混乱のピークに小笠原甫三郎の着任で江戸詰十人、岩鼻詰を九人に増員し、高百石について永六百文を陣屋の修覆、長屋の建設として取り立てている。(山田正治家文書) 以下領主と村の関

係を見ていこう。

本多侯支配下の村—中之条町外（第23表） 本多侯時代を吾妻郡誌に見れば、

「享保三年本多遠江守これを領す」とあり、明治四三年版の中之条町誌には、宝永元年中川吉左衛門支配の時、沼田へ本多伯耆守城主となり吾妻郡にて五千石利根郡を合せて四万石を領し本町二宮半重郎方を陣とせられ五千石を支配す、一宮清左エ門同半兵衛家臣に列す、（中之条町、原町、郷原、山田、上下沢渡、折田、五反田、須川五ヶ村、布施村までなり）

享保七年本多侯は駿州田中へ移り本町は池田新兵衛支配所となる」とある。

折田綿貫家文書には、宝永二年から本多侯とあり、享保十七年に、池田新兵衛の支配となったとあり、また文政十年三月の山田村古料村差出帳には、「宝永二年酉年本多伯耆様ご領分仰せ付けられ新料と唱い候」とある。

また、寛政の諸家譜には、正永（伯耆守）の項に「宝永二年（一七〇五）三月十八日上野国利根、吾妻、河内国古市、讃良四郡のうちにおいて一万石を加へられ、すべて四万石を領す」とある。以上の史料から見て支配開始は宝永二年三月が正しいようである。

本多侯は沼田の廃城の回復に、「土木費三千両を賜わる（群馬県史）」とあるが、ここに、本多支配をうけた村々は、この人足に苦勞している史料が今にのこり、本多侯の転出後は沼田城支配から離れることを必死に願ひ続けている。

すなわち享保十七年三月、中之条町・西中之条・五反田・折田・山田・原町、郷原の七カ町村の惣百姓は、「この沼田へは、中山峠の峻嶒があり、ご用にも、二日泊り、ご普請人足も一日が三日がかりである。労費が多く惣百姓は困っている。」と、沼田城付のご免を願ひ出た。漸く願ひが許され同年七月五に天領に復帰し、以後沼田城との関係はなくなるのである。（中之条二宮家、五反田高橋孝茂家文書）

この本多侯の沼田在任中その知遇をうけた二宮家の威勢の盛んな姿やその後については「市出入」の項にゆずって

第24表 沼田城の人足割

村 名	人 足
西中之条村	58人
五反田	86
折田	94
山田	36
郷原	33
計	307

ここには省略するが、沼田城付時代の史料の中から人足の割当の一つを前掲文書に見よう。(第24表)

次の人足共八月十二日の朝五つ時(八時)までに会所に集合せよ、遠方につき前日夕方につくよう、名主組頭出頭せよ、原町は自普請がその中にあるので除く、とあり、中之条もない。折田が一番多い。なお、人馬の沼田行きの労苦を語る史料も多いが、これは、資料編にゆずろう。

清水郷の支配 先の本多侯の支配をうけた七カ村のうち、原町を除き、市城・岩下・松尾・三島・矢倉・郷原を加えた東部吾妻の十三カ村約五千石は文政七年(一八二五)二月十八日、前髪をそったばかりの清水式部郷十萬石の一郷となり、同十年、その死後は清水恒之丞の支配となつて安政二年七月に至る三十一カ年があるが、この治政を特徴づけるものに二つある、一つは、群馬郡石原村の平形半七が群馬、吾妻両郡清水領の代官をつとめた事と、一つは清水郷の農村更生政策である。(なお吾妻郡誌には文政八年とあるが、七年九月が正しい)

この平形半七好晴の墓碑(北群馬渋川の歴史八五四頁)に、清水郷の命によつて父の職を継ぎ里正として群馬・吾妻十九カ村惣督。文政丙戌九年社倉を造り、天保の凶作にも窮乏を免れたとあり、その子半七の墓碑にもその社倉の功績を称え、併せて弘化度郡中取締に任命されたとあるが、この碑に清水治政の二つの功績が刻まれている。

以下その村触れ(折田茂家文書)から見ておこう。

〔その一 先触ご用、清水―伊藤庄蔵〕

覚 寅(天保十三年)二月十六日

一、人足一人 但し両掛一荷

右は清水ご用につき……武州、上州分村々別紙順帳の通
り廻村……

〔その二 回章 寅三月廿六日〕

(前略)「石原村取締役方に書面差出し候処、明二七日、半七殿私方まで出向き申す段」と、名主の会合を求めている内容は日光社参の人数の事であった。

〔その三 回章 寅四月六日〕

「昨日は各々様お出会い下され……、猶又先達て取締衆石原、郷原ご兩人お呼びの節……」と中之条町名主重郎右エ門は、中之条地内の村々へ会合を求めている。

以上三つの回章にも、清水領十三カ村は、石原の取締をうけて、始めは郷原の菅谷勘右エ門が、嘉永四年からは中之条町の重兵エが中心にやっている。

まず農村更生としての社倉について見よう(凶作に備えたこの歴史は凶作の部にゆずる)

①清水卿の社倉申渡しと救民 文政七年就任のその九年称賛の清水卿の救民事業が開始されたのであり、それは、石原の社倉見廻役半七を中心として④米の貯穀と⑤貧民貸与の資金を扱わせたのである。

その活動の一部は、清水卿上知にあたる安政二年の項にゆずるが、まず、その資金の積立てを見よう。

覚

取候

一、八貫七百四十八文 子(文政十一年)人別割合

一、金巻両二分ト七百七十五文 五カ年賦割

右ハ五カ年賦割(文政七年開始カ)並に人別割共ニ儲ニ受

文政十二年丑正月

石原村 社倉見廻役 半七④

折田村 御名主 小兵衛殿

この人別出金割については、岩島村誌七五頁に、「七才以下七十才以上を除き一人二四文宛取集め年々お役所江差出申候」とあるが、これを折田村の安政二年三九四人の人別に当ててもほぼ同額でこれを裏づける。

以下社倉の申渡しから上知までを見よう、

〔社倉申し渡し〕

〔その一〕

「麦作は百姓夫食第一の義に付銘々分限に応じ年々貯え置き候はもち論の事に候処夫食手薄の村々これある趣相聞候、……。上にて厚き趣意を以て社倉のご仕法相立て」と仁政を説き、「みだりに売捌致さず成べく分限に応じ夫食貯え置候様。寅七月（文政十三年）上州群馬郡石原村 半七。ご領知御役所」と、とあり、さらに、九月一日までに持参せよと、見廻り役半七は村々に回達している。（折田茂家文書）

その一の筆頭に、百姓は麦作を第一義とするに始まり、手薄の村もあるときくあたり、麦を食う者ときめている百姓と清水卿の懸隔を思わせるがそれにしても共に貯穀は、人別出錢を延年して迄やらせているところあたり……。その裏には凶作における農民の一揆の恐れもあろう、が、この貯穀出錢が、凶作に役立った事は、さきにのべた半七の墓碑が物語っている。さて、清水卿の去った後、この社倉はどうなったか。

〔清水卿の上知と社倉〕

この清水支配が安政二年七月二十八日（折田綿貫、今井家文書）上知となり、代官小林藤之助預りとなる時、の様子を見ると、

④安政二年三月 折田村名主九右エ門

「社倉ご拝借ご返納二カ年分」
去る丑年人別出錢ご拝借分

取立寛帳

社倉御蔵

〔その二〕 天保五年二月

「社倉穀の儀も凶作の節お手当お備え厚き趣意これあり候儀に付一中略すでに右を以てお救い拝借仰せつけられ、但し去る巳年（天保四）の儀は世上一統違作に付積戻……に人別出錢共年延も仰せつけられ候へ共、当年の儀はなおまた油断なく出精積み立て申すべきこと」（折田村ご廻状名主彦平留）とある。

組合十三カ村 金百両ご拝借 取締 中之条町十兵衛
右返納 辰兩年（安政二、三年）取立

として、折田村では一石当り十二文六ト、一人当り二六文四厘と割付けて、今まで融通願っていた金も、二カ年で返済する訳だが、清水卿の留任願いにはこの借金返済の事は関連しなかったものか。

④安政二年九月中 社倉御蔵造立、「ご拝借金今般ご上知に付卯辰兩年お引立高割並にご開穀石原村より引取駄賃入用高割粃つけ社倉蔵人足寛」を見ると、清水卿の上知による石原の社倉の粃の中之条への移動がわかる。そこには馬と人足が、四八〇俵の粃の中之条への運搬におそらく十三カ村から出たであろうが、折田村では九月十三十六日、十八、二十と六日間に、

「彦兵エ、九右エ門、吉右エ門、太右エ門、孫兵エ、孫七、太郎左エ門、彦四郎、平六、定右エ門、五郎左エ門、新左エ門、清左エ門、与兵エ、孫右エ門、八兵エ、重兵エ、藤七、太郎兵エ、要蔵、重次郎、利右エ門、又右エ門、孫四と、分穀に村中出ている。

⑤安政二年卯十月

ここに④の後をうけてその分穀に要した経費を記しておこう

社倉お困穀 石原村より分穀引取諸入用

粃 四百八拾俵

諸用惣メ 一二両一分一朱。

一七六貫五六九文也

この鑑 二五六貫三四二文

(以下略)

目詰 二四六貫 九〇文
人馬二つ割 一二三貫 四五文 高割

一二三貫 四五文 人別割

と、ここから折田村でも人別割(三九四人)と高割を出しているがここには省略する。こうして清水卿の上知と共

に石原の社倉の扱は中之条町へ移されたのである。なお折田村入用帳に安政二年に石原村の分穀を裏づける次の記録がある。

六月二十三日 郷原会合

九月十三日 社倉蔵つけ穀ご出役小川林蔵様お出で

九月十四日 同午才料太郎左エ門殿平六殿小遣

九月二十日 お田役様社倉ご封印

九月二十一日 社倉入用勘定

十一月三日 中之条町平八方にて十三カ村会合

十一月日 ご上知に付十三カ村割合折田分出し 五兩三分

二朱四三文

十一月十八日 社倉造立木寄土寄並に石原村扱引取り人馬

駄賃二兩二分二朱と五三六文

十一月十八日 清水領今般ご上地ニ仰せ出されお歎願村々

惣代に付村方定助頼みまかり出で、道中にて足痛にて難義馬

代(二分二朱) 以上

この十三カ村とは、清水領分であり、度々の会合をもっているが、前にのべた九月十三日に始まる社倉の引取、上知による今までの費用支払い、そして最後には清水様の留任歎願に、村々から江戸へ上っている。

②その後の社倉 貯穀の実施は、その後も年々続いた。次はその巡回の一つである。④安政四年五月の見分。

「先触 川上金吾助手付 岩佐幸兵衛

一、人足三人

内二人 乗駕籠一挺

一人 両掛 一荷

右へお林伐出並に貯穀見分ご用の為、五月二十日明六ツ時、岩鼻陣屋出立……」

と、倉が野宿から発し昼を渋川でとり、小野子で貯穀を見分し、市城(泊)、二十一日、お林伐出し、貯穀見分、(昼)平村、同中之条町、同 原町(泊)、二二日、昼九ツ時原町出立 貯穀見分 原町在組 同山田村 下沢渡村 お林伐出貯穀見分 上沢渡村(泊)とある。お林伐出しは、山田橋普請用である。(山田川橋の部参照)

⑤中之条町の郷倉 明治八年の町の支出の報告に金十六円四十一銭九厘二毛、郷蔵普請入費とあり、翌九年四月の

第25表 幼児養育費出金額

村名	人員	金	高 分
山田	?	両1	
西中之条	?	1	
上沢渡	14	20	
下沢渡	5	7	
折田	7	20	
五反田	4	13	
市中城	4	3.2	
中之条	4	27.2	
矢倉	?	3	
三島	10	26	
郷原	5	27	
岩下	7	7.3	
松尾	8	6.3	
合	68	136.2	
◎清水卿		36.2	
合計		200両	

米の報告に、「郷蔵、旧清水領十三カ村持」とある、清水領時代の十三カ村持は依然として存続していた。

◎西中之条村の社倉「文久元年西四月の西中之条村の社倉穀借請連印覚帳には、「今般社倉お困穀積み替えに付、先ご領知十三カ村惣数二三八石三斗の内」とかつての清水時代を、そのままうけており、「お貸し渡し相成り当村の分粗三石四斗五升書面の通り前渡しなされ借りうけ候処相違ござなく候と、名主九右エ門、与頭孫三郎、百姓代権右エ門外百姓十九名が連署し、惣人数九七人、一人に付三升五合六勺を借りている。（西中之条唐沢善平家文書）」

◎折田村の社倉　そして、明治十九年四月のさきの折田村では、共有として積穀の規程を設け、その第一条に「積穀ハ村内困民者ヲ撫育シ勉強心ヲ起サシムルノ根拠トシ、該事務、村會議員ノ担任トシ現穀取扱ハ各組伍長ノ世話タルベシ」と、その担当と扱者を定め、第五条には、「遊惰ニシテ自ラ貧困ニ陥ル者ニハ貸与セズ、第六条には、返却の節は一割を増して精撰穀を出す事」とあり、借用証には、積穀世話人宛に借受人・証人・伍長が連署している。郷倉は、幕藩制の中に守られ、清水卿時代に社倉の増設となり、明治前期には、貧民の相互扶助に使われている。

第二の救民事業は、幼児の育成費の調達と給与である。農村の人口減の傾向についてはすでに見たが、ひもじい貧民の間引・だ胎防止に、妊婦を調べ、幼児の養育費を与えたのはまた有名の話であり、その資金を見れば25表のようである（天保二年、八月二三日付折田茂家文書）

多いのは中之条・郷原・三島、折田、上沢渡で、人数から見ると、福田宗禎を筆頭とした上沢渡の十四人、次は三島の十人で、

「取締役郷原村年寄の賞谷勘右エ門の二十両、十二両二分
折田村同彦平、十両中之条町名主重兵エ、同年寄甚平、五両
儀兵エ、同上沢渡村医師宗禎、同五反田村、惣左エ門、平右エ
門である。以下中之条町関係の出金者を見れば、上沢渡村善六
太郎左エ門、半之助吉兵エ、紋左エ門、佐兵エ、清右エ門、
紋兵エ、新左エ門、長左エ門、伸右エ門、五兵エ、角右エ

門。下沢渡村―庄左エ門、卯左エ門、寅松、七兵エ、善兵エ、
折田村、藤七、九兵エ、善右エ門、小兵エ、定右エ門、新左
エ門。五反田村―長兵エ、忠右エ門、惣左エ門、平右エ門。
市城村―本左エ門、七左エ門、十兵エ、五右エ門。中之条町
―十郎右エ門」

で、山田と西中之条は何故か名もあげてない。出金人の多くは、村役人であるが、中には百姓も見える。「合せ
て、一六三両二分、外四分一お差加え、都合二〇〇両也、当初天保二年よりお貸付但し年八分利付」とあるので、清
水卿は三六両二分補助していることになる。

そして、その趣旨を具し差出金代表として、中之条町名主重兵エ、上沢渡村外七カ村惣代として上沢渡村百姓紋兵
エ、折田村組頭庄右エ門、三島村同四郎兵エ外二名が、次の意味のことを、ご領知方役所にあてている。

① 村々には、子供が多いと貧乏するといつて二、三人の外
は間引したりだ胎をする風習がある。

② そこへ災害が重なって人は減り、人が減れば土地が余
り、そこで村は荒廃していく。

③ この村を更生する為に、取締役重兵エと元取締役勘右エ
門に百姓小児養育のご仕方の仰せがあり、その資金として
の村々の差出金に四分一をお差加えになつて金二百両とな

った。

④ この金で同年から身元に応じて、惣領を除いた三児が三
才になるまでお手当を下さるのでこの上とも、旧来の悪風
を除き、人口を増加して村を更生させよう、

⑤ 村々に妊婦の見廻り役を設け、臨月の者は別して繁く見
廻り、安産したらまた、取締役へ申しあげ、ご趣旨に添い
たいと思う。

第26表 養育手当支給調 (天保10年29戸)

	總 2,000文	1,800	1,600	1,500	1,400	1,000	?	計
下沢渡	2	0	1				1	4
五反田		3	2		1			6
折 田		1	1				2	4
山 田	1	1						2
上沢渡	2							2
矢 倉		3						3
郷 原	2	1	1			1		5
三 島			1	1				2
岩 下	1							1
計	8	9	6	1	1	1	3	29

と、あり、折田では、天保二年十一月十五日「右の仰せ村中惣小前一同承知おそれ奉り候」と請印している。

このころ、農村の荒廃はすでに見た田中兩之助の建白にもあったとおりで、この人口の減退に荒廃する農村の対策としての間引防止は他藩にもあった。が、この仁政にこそ、真田伊賀守とは逆に、はるばる江戸へ留任歎願に出るといふ異例な美談が今に語り伝えられるのである。

これらの政策の中に、④村の潰百姓、⑤独身者、⑥農間稼

同上手当をうけた金高別家族数及石高

	家 族 人 数							同持石高 (単位石)						
	人 2	3	4	5	6	7	計	0~ 0.9	1	2	3	4	5	計
總 2,000文			6		2		8	5	1	2				8
1,800		1	1	3	4		9		7	2				9
1,600		1		1	2	2	6		2	3	1			6
1,500				1			1				1			1
1,400						1	1				1			1
1,000			1				1	1						1
?	1		1		1		3		1			1	1	3
計	1	2	9	5	9	3	29	6	11	7	3	1	1	29

その手当額は、第26表のようである。

右は「天保十年中の出生手当（岩島村誌七六〇頁）願書」から作ったものであり、清水領十三カ村中の九カ村であるが、その手当合計鑑四五貫七百文は元金の二百両の八歩にはほど遠い。その中の支給不明の三名は高持が二名である。受給者は二石以下が主力であり、家族数は四人以上で六人が最も多い。

なおこの表にはないが、二男―七、三男―一、四男―三、二女―八、三女―四、四女―二、五女―二、不明―二、計二十九人で二男二女で半数を占めているのが注目される。



清水卿の小児養費渡方帳（西中之条）

この善政の幼児養育政策をこの年（天保十年）の米価に見ると、反下村永宝年代記には百文に六合位秋より一升二合となるとあるが、一升二合としても、最高の受給者、鑑二貫文で二斗四升、一日一合には三・五匁足りない。この仁政が、しかれる中にも、すでに見た上沢渡の人口動態のように、貧困と災害と、幼稚な医術に、ただ減少の一途を辿るばかりを見る。

旗本の支配下 ①保科家の知行―伊勢町外 元禄十一年（一六九八）から明治元年に至る約二世紀という長い治世を保科領下にあったのは、伊勢町・青山・大塚・赤坂・横尾（分郷で一部、七日市あたり）と川向うの岩井・金井を合わせた七カ町村で、これと江戸をつないだのが、伊勢町の役場」といわれた根岸家で、岩井の船渡の道もこの家の前から拓いたのだときく。保科家の先代正静は、信州高井郡保科の生れであるから吾妻とは地縁的のつながりも深い。元禄十年七月二十六日群馬・吾妻の二郡から二五〇〇石の采地を賜るとあるので、精しくは前年からである。（寛政

重修諸家譜第四）群馬郡とは十文字・白岩・松野沢の三カ村で、この上野十カ町村はよく行を共にしている。

享保十一年に、正静の子正純は伊勢の山田奉行に就任しているが、伊勢町の伊勢宮はこの正純の勧請といわれている。保科家関係の文書は、中之条町役場、（元禄より宝永迄保科様ご知行以来お割付九本の写し、その外諸書付等の覚一冊）赤坂の小林貞夫家、横尾の割田文男、茂木宏保、高橋忠夫、関真次郎（御幕方御仕用帳）の諸家にある。

これらの文書を拝見して特筆すべきものの第一は、年貢にからむ支配への抗争で、①宝暦十三年三月の根岸一件。

②文久元年三月の赤坂村百姓の正米納への挑戦である。第二は、旗本の窮状の中の出金と、特別な月割年貢徴収と、行事となっている名主の年始である。第三は、江戸情報速報であり、第四は、保科家の学問ともいうべきものが領民に、影響を与えていると思える事であり、伊勢町の国学者小板橋好里や横尾の高橋景作などがそれである。

以下、その一・二をのべておこう。

〔その一〕根岸一件

宝暦十三年（明和元年）三月のこの関係文書に、「差上申御請証文の事」と伊勢町古名主十左エ門、金井村名主太兵衛、横尾村名主安左エ門から保科家へ差出したものと、「差上申御受書の事」と、吾妻郡七カ村名主から、同所へ差出したものと、伊勢町惣百姓、総組頭連印で、名主重右エ門に出した礼状がある。

ここに詳説のゆとりを持たないが、要は、保科領の吾妻郡下七カ村の取締り役である根岸伴助に対して、青山・大塚・赤坂・岩井の四カ村が、「その支配請難し」と伴助を拒否し、以後年貢は江戸へ直納したいと申し出した事に始まるものである。この問題は、「右出入中の儀故、去る年より去る未暮までの郡中割合相済まざる旨思召……」とあるのを見ると、事は宝暦十二年（午）に発しており、以後村役人も、当伴助も度々江戸の屋敷へ呼び出されるが、結局、伴助は退き跡役に忠右エ門がついて一件落着した。この事件が年貢の江戸直納願出にあるのは役場伴助の年貢扱

第27表 保科家の年貢取立額（元禄13年）

村 名	米	永
岩 井	俵 394 (174)	貫 文 60.450 (20,518)
伊 勢 町	189 (96)	77.268 (35,871)
大 塚	255 (91)	45.369 (21,939)
赤 坂	249 (56)	43.515 (15,951)
金 井	104 (25)	20.098 (5,502)
青 山	30 (18)	31.069 (10,179)
横 尾	123 (60)	21.295 (8,770)
白 岩	72 (37)	16.211 (3,694)
十 文 字	21 (7)	12.000 (2,091)
松 野 沢	17 (7)	5.200 (1,863)
合	1,454 (571)	332,979 (126,378)
国 米	41	
小 物 成		13,857
国 永		11,082
惣 合	1,495	357,918
◎米 実 納	1,500俵	2 斗 6 升 9 合

（茂木宏保家文書）

不信である。思うにすでに見たように、山論・橋論村役人論のしきる宝暦時代、特にこの十二年三月二日、年貢持参の江戸行き二人が、岡崎新田で殺されたのも不信にからむ一つであろう。それにしても、横尾・伊勢町・金井の三村は、役場側に付き外の四カ村と揆を一にしなかった事にも、この三カ村の保科家・根岸家との親交か何か考えさせられる。

〔その二〕吾妻七カ村・中之条地域の年貢・月納・多い臨時費

（注）

① 米は俵以下を切捨てたもので、実際は、◎印の数で一俵は三斗五升入である。
② 括弧内は「卯の年より上り」とあるもので昨年（元禄十二年）の凶作に納められなかったのをこの年に加えた分である。

凶作の減免は次の年に繰越してとったのであり、これも華かなという元禄の一駒である。

元禄十三年の「田畑御納成固銀詰の事」(茂木宏保家之書)を見れば、保科家二、五〇〇右中、吾妻の年貢は、この年、一、五〇〇俵近くの米と三百貫余の永が同家に運ばれ、うち中之条地域五カ村、米八四六俵、永二一八貫余(六六%)を担っている。その全金納は、宝暦十二年からで、その皆済目録は、明かに、米約九六石の代永一二二兩を金で上納している。

しかも、年貢を月割納としその上度々臨時ご用金を命じる。岩井村の伊能文書によれば、

「天保五午年御年貢前月納御御付、正月分前年十二月納一金拾四兩貳分、二月分一金拾壹兩貳分貳朱、三月分、一金三拾兩三分、外壹兩貳分、と以下年間月々割当、メ金百八拾兩三分一朱也」とある。その上、臨時ご用が大きい。

御屋敷様江差上候御臨時左之通り、

一、文政十一年子年御幕方不足ニ付上納金七ヶ村ニテ金百廿兩割、一金三拾壹兩貳分貳朱四十文、御利足金三兩貳朱百拾參文被下候(御幕方仕用帳に月割納がきめてある)

一、文政十三年寅十二月(天保元年) 一、金二拾九兩六百四拾文、是ハ七ヶ村ニテモ御請不仕候共、御役所様御立替御上納被下候ニ付証文根岸様ニ上ル。

以下同年中、三月、七月、八月、十月、と臨時金計貳拾兩貳分参朱、

一、天保元年合金四九兩二朱六四七文、上納 前々より計金八〇兩三分二朱二七七文、外先納天保二年御賄金として去十二月上納」とある。こんなわけで、

「右之通御臨時金多分被仰付候間当卯(天保二)年も被仰付候テハ甚難波ニ付拾ヶ村(群馬郡三カ村が入る)相談之上御免出府、卯二月廿七日立」とあり、伊勢町、横尾の組頭が代表して出府した。

ところが、「右之願御取用ハ不相成ニ付又々相談之上、村々一人宛出ル」と、七人の村代表が出府する。一日銀四匁五分宛と村の費用もまたかさむばかり、こうした臨時納金は、その後、凶年の翌年天保五年にまた出て来る。即ち御地頭所御不勝手ニ付臨時金「当年五月中御知行拾ヶ村金九拾五兩御臨時金被仰付 岩井村金二十兩一朱年五月十五日伊勢町(代官所)へ上納也、此金利足三分十五文御添元利御下ヶ之訳合ニテ又々八月中七ヶ村ニテ金百兩御臨時被仰付候、「中略」外当冬迄七ヶ村ニテ金百拾六兩御用被仰付候、村々難波ニ付半金御請候」と、あり、支配の村宛に臨時金の納金を申しつけ、更に、

外ニ、御知行十ヶ村、人撰ニテ御用金被仰付候、当村方左之

通り（七カ村ニテ七十人程）

金二百両 貞藏 百両 安平

九月五日

一金五十両 彦左エ門（天保六年名主）

一金三十両 平次右エ門（当時名主）

一金十両 十郎右エ門、吉兵衛、久右エ門、与左エ門、

久太郎、長八、市之助、七兵衛、

ベ金百七十両 被付仰候。

この時、病気の久太郎を除き外は十分の一上納でうちきらせて頂いた。それに対し領主からかわらけ一つ宛と金二朱を下さったとある。さらに「御屋敷様も御借財金千百〇二両有之候由、依之御取続相成難ク諸事御行詰御暮方御減シ被遊候旨、御用金差上候へバ一割ノ御利足被下候由被仰渡候 午九

天保七年という日本凶作の年に、何の用捨もあらばこそ、取りに取るご領主様である。すでに見た田中両之助の建白書は、この時この中にあったのである。こんな中にも、上司への御年礼や廻村のもてなしは、また鄭重をきわめている。これは岩井ばかりでなく、同領の現中之条地区内も恐らく同じであつたろう。

岩井村で天保二年九月三日、代官に河原の御見分を願った時の昼食夕食の膳を見ると、「座付、酒、吸物、坪、平、皿にもられた切いか、焼玉子、すし、なし、白魚、ぬきくる

み、大根、みょうが、栗、椎茸、かんびょう、なす、ごぼう、ねりふし、にんじん、あゆ」等実に二八品がある。伊勢町の根岸代官のもてなしである。

しかし、第三にあげた江戸の情報、この根岸と直結する保科家が情報を伝え、高橋景作の日記に見る驚くべき江

月五日」と、天保年間中の旗本の財政の行詰りに、年貢外の臨時金の仰付は大金だった。

さらに、天保七年には、大凶作の中に、「殿様御逝去、御家督栄次郎様エ御願済、御入用割、申八月出ス」と、総代の出府さらに「御出棺ニ付御入用格別、御臨時金五十両也 御知行拾ヶ村へ被仰付候、先例ノ通り割合早速上納可致候様被仰出候 金十両 群馬郡三ヶ村、金四十両 吾妻郡七ヶ村「中略」内岩井村出高申五月一日伊勢町加右エ門へ渡ス、小前より月弁御年貢として、取立ル」と、出棺費を出し、更に「殿様御家督ニ付御臨時金被仰付左ノ通り出ス」と、知行十カ村からまた金百両が命ぜられて上納している。そして最後に「御家督恐悦ニ惣代伊勢町加右エ門出候」と、ある。

戸の詳細な動きも想像され、第四の学問も江戸の保科家と根岸の繋りにあったと思われ、そこに、小板橋好里、高橋景作との交流親交を思うのである。

② 大久保平右エ門知行下村、原岩本村 文化八年。原岩本村（現在の岩本）は天領から、約四二四石（九二%）が分郷されて大久保平右エ門の知行となった。当時大久保の知行が本県にどの位あったか知らないが、吾妻郡には、この原岩本だけで、天保八年一月上総国望陀郡神納村・同国下郡村の三ヶ村でご用人武内瀬兵エの我儘増長を、遠山半左エ門御内堀七兵エ宛に訴え出ているのを見ると、本県では岩本だけだったようである。以下ここに本郡町村に分郷の行われた年、文化八年（一八一）から見ていこう。

○分郷と村。一つの村のある地域をわけて異なった領主に支給されるのを分郷といったことはすでに見た。家々の田畑は、場所の違いで各支配に分れ、年貢は支配毎に計算される。この支配の違いに、何かと問題が起り、対立が起り易い。まことに村民には迷惑したこの分郷は、旗本の任命や加増のためで、天領の村はその度に被害をうけた。

○分郷と原岩本村。遠い支配と飛脚分郷は放漫経済の元禄時代に始まるが、その例にもれず、大御所時代の文化八年、次々に村々を分郷して行った。岩本の綿貫嘉伝次家の文書によれば、

十月廿二日 二六五文

これは布施村郷分に相成候ニ付河野周助様長々ご滞留なさ

れ候ニ付ご機嫌伺いに罷り出で候進物代、蟻川、大道新田栃久保村方四カ村割合にて出し申し候

と、布施村が一番早い。

十一月十七日 二一九文

是は山田村分郷に付、吉野鉄平様お旅宿（ご機嫌伺

十一月十九日 四百文

。是は原町、山田村などご領主替り又は分郷に相成候ニ付、村中氣遣（心配）に存じ候ニ付、災難除ご祈禱いたし清滝寺泉蔵院布施に遣し申し候 と分郷の災難除をしている。

十二月一日 三百文

是は原町在組山田村私領に相成候ニ付館勇次郎様原町お旅宿へご機嫌伺いにまかり出で候

十二月十日 三百文

是は蟻川村へ河野周助様お越あそばされ、長々ご滞留に付、(分郷)ご機嫌伺いにまかり出で候遣にご座候

十二月 九貫文

そして八日、また分郷について、古文治、清之丞の出府に、十五貫文を費している。まさに、土地人民は、幕府の意のままである。しかも、費用は人民負担とは。

文化九年申正月分郷御用留帳、原岩本村名主安右エ門(当主綿貫嘉伝次)とある一冊に差上申一札の事として、分郷に当り申渡された事の御請書がある。そこには、「当村の儀此度大久保主斗様御知行所為ニ御代知ニ御分郷被仰付候ニ付被_レ成御越_ニ、御取調之上別紙小前帳差上候通相違無_ニ御座_一候、右ニ付御願筋へ勿論御分郷被_レ来方御非分ニ存候義無御座候」と、小前(百姓)帳を差上げ、分郷にお出でのお役人をひどいなどと思わないと述べさらに、逗留中は有合せの米で一汁一菜でご馳走がましい事はしないなど、その心得を次のように請けている。

① 此度一村が、御領私領と分れた事に付互に意地を張り、新法の儀などの申し立ては一村不和合となる基であり無益の失費もかかるので、この事をよく弁える

② 仕来りを改めなくも差支ないものは万端これ迄通りとする。

③ ご用向その他神事祭祀、用悪水路道橋川除普請等に至る

「是はご年貢金ご上納に勘之丞出府仕候所、元々様仰せ聞かされ候は、其の村方より私領渡しに相成、二三日引き渡しこれあり候ニ付日間取、一三日出立、晦日に帰村仕り候日数十八日、(普通十二日)の路用にござ候と、年貢を上納に行くと、分郷になったといわれ、六日も滞在している。災難除のご祈禱も空しくまことに思わぬ沙汰である。

迄都て一体にする事は、御領私領の隔て心なく、何事によらず仕来り通りに心得て万事差支ないように相談の上取きめる。

④ 御年貢その他は、日限通り急度^{きん}上納する。と、村中連印の請書を出している。

第28表 原岩本村の分郷前後の組別石高

字 名	文化 8 年	文政 9 年	天保 3 年
下 組	石 55.312	49.998	48.45
五カ村	138.076	151.762	165.51
中 組	110.921	105.692	112.42
岩本組	115.851	85.077	97.54
役高引	53.000	47.000	47.000
分 郷	—	36.624	36.624
実 高	473.160	476.158	—
表 高	460.160	423.536大久保分 36.624天領	

(注) 資料は年中諸役本付帳によつたものであるが、分郷直後のものがなく文政9年のものである。

その「御分郷帳面仕立覚」に「宗門帳、五人組帳、反取帳、村差出明細帳、見取絵図(是へ家居名前書記田畑場所記申候二冊)、定免請証文(御料私料共二冊)、鉄砲証文(御料私料と持主分、浪人鉄砲取上箇訳書付)、畑地ニ住居候百姓名前書一冊、貯穀小前帳(申西戊三カ年出穀小前帳拝借小前帳二冊)、同断御下穀預り証文、御料私料高反別小前帳。」がある。現在の岩本は、この時分郷されて明治に至る、今、分郷前と後の土地の差を見よう(28表)。

ただ注意したいのは、岩本組が上組と名が変り、村役人の手当が

第29表 原岩本村の年貢の飛脚扱い

	飛 脚 経 路	江戸 より	上総 より	江戸へ	上総へ
文 化 11	京屋扱 高崎—江戸	1	2	1	1
” 12	” ”	0	1	3	1
” 14	島や扱 高崎—岩本	1		6	
文 政 3	” 高崎—江戸 高崎—上総			4	1
” 9	中之条町重兵ニ扱い	2		1	
” 12		1		3	
天 保 3	渋川—中之条町	3		1	1
” 6	渋川—熊飛脚持参	2		2	
” 9	中之条(重兵ニ扱)—渋川—高崎—江戸				

五石減っていることで、天領三六石余の人々はこの岩本組から分かれたものであろう。そしてこの岩本組の三六石余は各小字に分散していたものであろう。ただ不思議に思うのは、五カ村が一三石余何うして増えているのだろうか。開拓かそれとも移住であろうが、考えて見たいところである。当時天領は岩鼻代官の支配にあったが分郷で、江戸の大久保の屋敷通いとなり、上総の二カ村と連絡し合うという不便さである。

しかも、その年貢は天領時代を上廻る。それに、文政三年には年貢の前納を申し付、一割の利息をとっているらしいが、以後岩本では、大道あたりから借金してやりくりしている。しかも遠い江戸で、文化八、一一、一二文政三、九、一、二、天保三、六、九年の村入用帳に見る限り領主も手代も一度も来村していない。

文化十一年の村入用帳を見ると、

四月 六貫五百文

三日路用

これは藤右エ門帰任願並に名主替り届け、その外ご用に

同 考分ト三六四文

付、三月二十九日出立、古文治出府、四月十一日帰村、日數十

これは右出府の節上総へ土屋持参雑用にござ候

と、同領、上総へもよっている。名主役替りの届けは、後には年礼と併せて行い、それに歳暮がある、しかも年々増えている。いま天保九年年始五メ五百八文の中、「殿様、殿様お娘子。忠蔵様・仲間・女中・お侍様ご用人様」金子の外小松、半紙、のり、もろあじ干物、青さし、菓子など十品を携えて道中滞在十数日をかけている。さきの、藤右エ門帰任願いというのは、春の役人選挙で高点にあげられた一人の藤右エ門が、役人を引請けないところから起ったもので、それを江戸へ届けると、村のし来りに従わない無法者は、村にはおけないと、追放を命ぜられる。

村人は、命により、村役人級の藤右エ門を追放して、跡はその子に継がさせる。その後、何の縁故か村上村の役人が帰村を取りもち、村役人がお殿様に願ひ出て、帰村が許されている。（お殿様と村人は書いている）

こうして、事件毎に原岩本一村で出府している。その外に岩鼻行もあるが、それは取締り関係と、年貢で、江戸の年貢は飛脚を使っている。

文化十一年九月十五日 九百文

是は秋成ご年貢金高崎定飛脚にて相納候ニ付、組頭清次郎

に遣し飛脚賃錢並に清次郎遣共に相渡し申し候

同十二月十六日 五六五文

これはご年貢金高崎より江戸迄の飛脚賃錢にござ候

と、高崎までは持参している。

その頃、岩鼻十二月十三日〜十七日迄これはご年貢上納、岩鼻村ご陣屋へ勘之丞まかり出で候路用、と五日間を要している。江戸の支配と共に、岩鼻代官所へも行っているが、この辺が分らない。大久保領内の天領分なのか、どうなのか。文化十四年江戸への飛脚六回はすべて年貢送りである。文政九年の貢納は、すべて、「中之条重兵衛殿に頼む」となっている。飛脚が、中之条―渋川―高崎―江戸と、中之条から江戸に開けてきた。しかも、同十二年の三月二五日には、江戸屋敷より去亥子兩年の皆済目録、しま屋便りにお送り下され、中之条より百蔵持参とあり、島屋が中之条に手を伸ばしていたと思える。その送金内容を見ると、

天保三年二月十四日

同 二月二十六日

南銀十二両

一、金十九両一包

小判 三両 金十九両也

一、宗門人別帳 入袋一つ

式分判四両

一、名主役替願書

右の通り佐五右エ門殿に借用、―中略―

右は中之条町十兵衛殿へ熊吉持参相渡し申候。

と、春の提出物と共に納金を、中之条の重兵衛に頼んでいる。出府せず、飛脚で送っているのである。同八月二五日には金十四両但し南銀四両二分、一朱銀五両二分、一朱金四両合十四両也、右の通り中之条十兵衛殿へ持参相渡し

二 生活と文化

申し候」とある。当時の通用金種で年貢は、こうして封じて中之条から送金している。天保六年にはまた、「九月十六日 五八一文…これはご年貢金鳥や送り渋川より江戸賃銭にごさ候」とある。この年には、ご用状、渋川宿より熊飛脚持参とあり、熊はさきの熊吉であろうがまた、渋川迄となり、天保九年には、また年貢を中之条町の重兵エに頼んでいる。

要するに飛脚の発達の中に原岩本村は江戸の年貢諸届を、飛脚問屋島屋に頼むようになっていた。（以上綿貫嘉伝次家文書）なお、年貢の飛脚依頼については、寛政五年に西中之条村の年貢に島屋がある。（西中之条村入用帳）

これら飛脚関係は、通信の部で述べるべきであったが、分郷により江戸に遠い避地の岩本が、飛脚の発達の中にそれを、領主も村も互いに利用していく関係に代表させて見た。（29表）

次に四給の山田村の分割状況を見よう。

○山田村の分郷と村役人（天保九年十月一日信州軽井沢へ差出候下書先の農間稼の届とは石高がちがっている）

名 主	馬	人 数 (人)		家 数 (戸)	石 高	古 料 (御料)	同 清水領	同 村垣料	新料 河野料
		女	男						
兵右エ門	六	四一	六三	二四	九八石八一四		一五二石六五六	一九八石一五九	二四三石六三三
仁左エ門	四	八六	九五	三七				四二	六四
庄右エ門	二	八一	七九						
利兵エ	三	一三七	一三一						

年寄	仁兵エ・忠兵エ・次郎兵エ	三郎左エ門・長兵エ・文左エ門	安左エ門、所左エ門	五兵エ・伊兵エ
組頭	七郎兵エ	太左エ門	市郎右エ門	友四郎
〃	吉兵エ	仁兵エ		李兵エ
〃				紋兵エ
〃				安之丞
〃				文右エ門
百姓代	万五郎	十左エ門	甚之丞	源兵エ
範圍	下山田中心	大竹中心	高沼中心	清水中心
分郷	文化八年	文政七年	文政二年	宝永二年

六九一石(六八四)は、四支配に分割されて、各村に数のちがう村役人があった。()内は表高(山田正治家文書)

(2) 巡 見

巡見の歴史 万葉の古歌にも「国見」のことがあがあるが、徳川將軍が就任すると、国見といわれた廻村使が全国に派遣された。それを巡見といった。それは、

中之条町の史料やその他原町誌などを総合すると六代家宣の宝永七年五月、八代吉宗の享保元年十月、九代家重の延享三年四月、十代家治の宝暦十年十一月、十一代家斉の天明八年五月、十二代家慶の天保九年四月の六度がある。

上沢渡の名主平右エ門の「ご巡見様お出で、被遊候覚」に
 「正徳六年（一七一六）申ノ三月十一日の晚いかをお泊り、
 同十二日の晩山田村お泊り、同十三日上沢渡村お通り、草
 津へお出であそばされお泊り被遊候。（山田通り草津行）

中村文左エ門様、神尾市三郎様、片岡政右エ門様

申の七月一日より享保と改元、国見巡見様お通り、享保元
 年申ノ十月廿四日の晩、大戸お泊り、同廿五日に原町お通

り、中之条お出あそばされ候。（大戸―原町―中之条通り）

荒川内紀様、御手洗新太郎様、留永弥右エ門様上下共に六
 一人にてお出で……とあり、

延享三年（一七四六）四月、

一、大御巡見様お出であそばされ、四月五日の晩、原町お泊

り

松平新八様 宿、矢島五郎兵エ

天野伝五郎様 宿、山口三郎兵エ

諏訪右近様 宿、一場茂右エ門

右三人、九四人、大戸―長野原町泊―原町泊―中山泊、

一、小巡見様、ご料所地方 右同年同月同日

近藤平重郎様 宿、二宮清左エ門

鈴木市重郎様 宿、二宮次右エ門

西村惣左エ門様 宿、二宮伊右エ門

須川通り―中之条（五、六日両晩泊）―七日原町通り―榎田

（泊）

一、大巡見様十七カ村組合、当村（上沢渡村）より
 人足一七人、馬七疋勤申候

一、小巡見様四人にてお出で、人足・馬は、中之条町、原
 町、折田、西中之条で勤める。さらに、ご巡見さまご廻村
 あそばされ候儀は宝暦十年（一七六〇）辰十一月

大巡見さま

板橋与五左エ門様

三上与九郎様

長谷川藤右エ門様

長野原より原町お泊り、中山へお越しあそばされ候 上下
 五一人にてお出であそばされ候

小巡見様

竹嶋安左エ門様

河合勝重郎様

丸山七三右エ門様

中之条町お泊りにて渋川へお越しあそばされ候

右ご巡見様人馬勤め村の儀は、原町、山田、上沢渡、四万、
 五反田、折田、西中之条、伊勢町、青山、市城、平、横尾、
 赤坂、大塚、蟻川、岩本、大道、栃窪、中之条町

右村々にて人馬相勤め申候と記し

高山村誌には、「この時大塚村名主市郎左エ門、組頭源藏、
 年寄友八は中山村に下尻高がお休所に指定されたが、原町か
 ら近いし、在郷であるから、お休場を引うけて下されば、歩

人馬から諸入用まで私共で引うけるとの証文を出した」とあるまた前掲上沢渡文書には、

大巡見様原町お泊りへは、金左エ門、吉兵衛罷り出で申候

小巡見様中之条町お泊りへ平右エ門その外一人兩人にて罷り出で申候」と村役人が出る

(唐沢徳武家文書)

十一代家斉が將軍職についた翌、天明八年五月小巡見中之条泊・大巡見原町泊。そこに、一山田、上沢渡、下沢渡、四万、五反田、岩本、大道新田、栃久保、赤坂、青山、市城」の現在の中之条町の十一カ村に割付けた六九頭の馬を、村々に正馬がないので地元の原町が請負って金を徴収した一札が吾妻町役場にあるとある。(原町誌)

この、馬の割当と出金を折田村名主九右エ門文書(折田茂家蔵)「相定申一札の事」に見れば、時は、天明三年の大凶作、また同六年の凶作で村々のひどくつかれている時、折田村では増米を仰せつかって、よんどころなく引請けたのである。思えば、その、窮乏の中の巡見である。この時、人馬を原町で割当て賃錢も原町で割合し不承知の村もあつて問題があつた。

そこで、また組合役人が、意見を加え今回限りとの割付で済ませた。ところがまた、天保九年に原町に頼むと、人足が多すぎて目ざわりだから引返せといったことや、賃金でももめて、今度からは伊勢町に寄村を頼もうという事になった。原町も高崎迄様子を見に行っているが、問題の種となり、人馬や賃金でもめた。いま、天明八年の巡見を五反田村名主ご用留に見ると、

一月十日 原田清右エ門役所から心得と巡見使の達しがある。

四月十四日 原町名主三郎右エ門よりの廻文で地図三通用意と村々のご伝馬割当がある。

五月八日 原町名主から廻文がある。

右は、ご巡見様ご通行に付……日限の儀はお先触次第申上候以上

五月十五日 廻文、大戸より、十七日中之条お泊りの儀に付、明日お出合無用に候。

と村はその日を待つ。

第30表 巡見使の人足

町 村 名	馬	人足	かご
山 田	14	36	2
上 沢 渡	4	11	2
下 〃	7	19	0
四 万	6	16	0
五 反 田	11	30	0
折 田	13	33	2
西中之条	8	20	0
中之条	14	37	2
計	67	202	8

五月十五日 蟻川村名主平七より。

ご巡見様明十七日中之条お泊り。：明日九ツ時（正午）中之条出合い。：と原岩本村名主に出している、要は夫食種代拝借十カ年延期願ひであり、巡見の場に願ひ出たのである。

五月十六日 覚 中之条町名主十兵エより蟻川村名主平七様、横尾、平、赤坂、栃窪、大道新田、原岩本、五反田村、右村々御名主中、と人馬の件が廻る。

五月の巡見が、正月から申し渡され、そこには、宿の修理無用賄道具は有合せ、宿は一寺でもよい。米・みそ・酒・肴はその相場でよい、商売物を脇から入れるな、金銀衣類など一切、内々につけ入れてはならない、野道の馳走を新規に用意するな、とあるそれが五カ月前からであり、村の心配も大へんだったであらう。この、六月の農繁期に、若者はさかやきをそり髪を結い、大勢の巡見使の荷を持ち、お駕籠をかつぎ、馬をひいたのである。

五月十六日 廻文 中之条町名主 十兵エ

蟻川村 〃 平八

ご巡見様のお泊り又候延期候と、待たせに待たせる。

○ 御伝馬触出覚（第30表）

当日の晩原町、ご巡見様お泊りに付、割付通り夜九つ（十二時）原町お宿（五郎兵エ）前迄、人馬無遅滞。

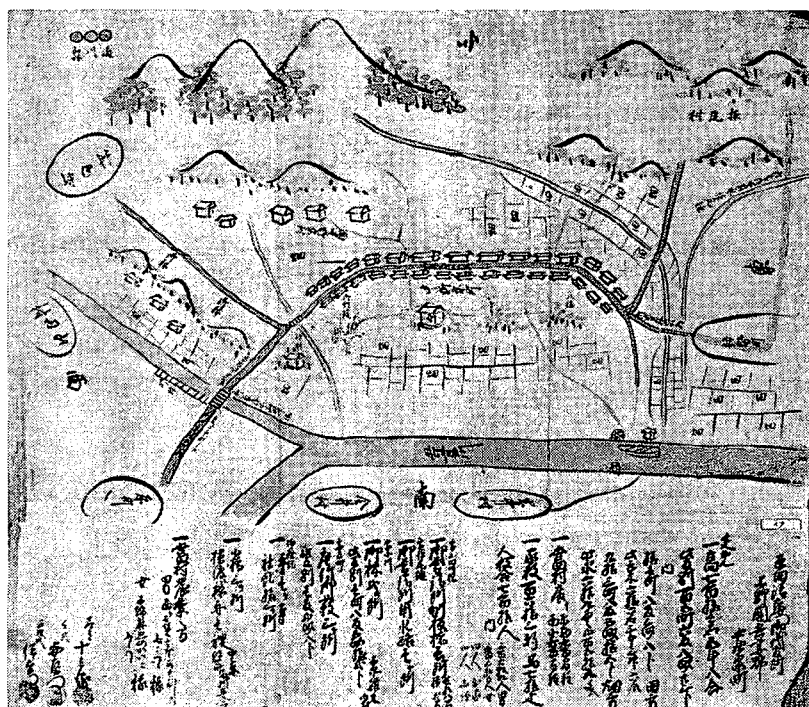
一、馬十四疋 山田村

一、人足三十六人 同

内八人 お殿様お乗物人足、月代きりかたをきれいにそり大勢揃候者にて、袖合羽持たせ成さるべく候、

山駕籠 二挺 組ふとん合羽共にお添え可被成候（かごのふとんである）

一、馬 四疋 上沢渡村 馬の儀はこちらにて相勤め候、とある。この時の中之条町の巡見使通行に差出した絵図には、村高、人口等を記し、「ご巡見様御道」として、山田川橋を渡り、町の中を通り、伊勢町へぬけている。



天明8年中之条町で巡見に出した絵図控

天保九年四月の巡見と折田 江戸より武蔵、安房、上総、下総、常陸、伊豆、下野、上野までとある。十二代家慶の代替りの巡見使である。この年四月巡見があった。小巡見は十日に権田に泊り（山田では村明細帳を持って権田の宿へ行っている。山田古料山田正治家文書）大戸から入って十一日に、中之条町（名主十兵衛・十郎右エ門・甚兵衛・平次郎）に泊り、翌日北牧村から伊香保へ向った。大巡見はその八日後長野原町十九日原町二十日中山に泊った。天保紀事に、伊勢町の大巡見の様子がある。町中の堰の石垣を積み直し、道にもり砂をしき、村役人は羽織袴で出迎えている。巡見使は、駕籠の中で神社仏閣などを聞いて残らず筆記されたところがあるが「百姓の事をきいたと

はない。なお、小巡見は大道新田通過の予定を道順が悪いと変更して伊香保で二泊している。(小渕泉家文書)

折田村名主のご用留(折田茂家蔵)

ご巡見ご伝馬人足割付帳、馬一三疋 人足三三人 折田村

彦四郎、孫太郎、年寄彦右エ門、又右エ門、年寄彦兵エ、榮七

○山かご二挺 ふとん合羽ともご持参被下度候(天明の巡見の時と同じ数)

○弁当持 太郎右エ門、市右エ門、三郎右エ門、七郎兵エ、五郎兵エ、權之丞、長三郎、五郎右エ門、弥左エ門、勘三郎、甚左エ門、組頭久左エ門、太郎右エ門

○弁当持、額左エ門、善右エ門、善左エ門、組頭新左エ門、

○弁当持 太左エ門、太郎兵エ、瀧藏、孫七郎

基四郎、七郎右エ門、吉太夫、吉兵エ、長左エ門

○弁当持 重次郎、孫兵エ

○弁当持 安兵エ、小四郎、組頭 左兵エ

年寄 藤七、名主 九右エ門、年寄 九兵エ

○おかご 長左エ門、八兵エ、紋左エ門、市兵エ、五右エ門、竹右エ門、仲右エ門、年寄小兵エ、長兵エ、久右エ門、年寄茂右エ門、伝四郎、權兵エ

百姓代 定右エ門、庄右エ門、孫右エ門

○おかご 伝右エ門、久之丞、組頭清四郎。定助、太兵エ、

○おかご 重右エ門、奎左エ門、七兵エ

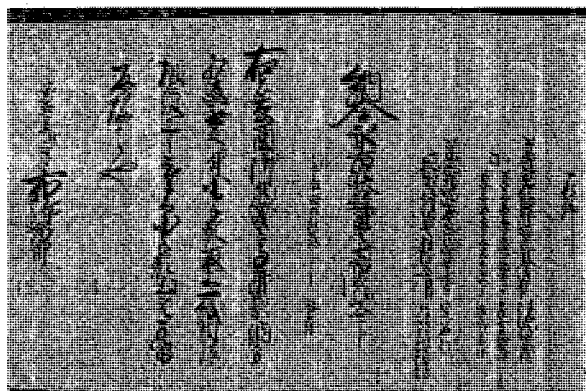
この顔ぶれを見ると、上折田から、組の順に下折田へきているようで、割当人足三三人馬一三疋とあるのに、

内七人弁当持才料共とある。

人である。時の折田の戸教は、九八戸である。病人や後家もあらうことを思うと、村中といってもよい。これは折田だけではあるまい、それがまた大凶作の後であるとはいえない。「原町の新井嘉男家に、天保九戌四月二十日御巡見様御通行の砌霞村議定所蟻川村」という袋があり、議定書はないがその中に、覚として一、人足三人 番場寅五郎但口入具足一疋以下四三名のお供に、人足四〇人本馬十疋、外に本馬一疋 村松家中早川国助という長文の一巻がある、本馬一疋だけのお供が二人あるのを見ると乗りついでいるのであろうか。

この袋の四月二十日は、中山泊りなので、蟻川は中之条―中山の道中の助郷をしたのである。

(3) 年貢御割付と皆済目録 嘉永六年に生れ、少女時代を幕末に生き、百三才でなくなった折田の小渕まん唄が、



安永6年の年貢皆済目録（中之条町）

若き日のにがきしい思い出を、「ご年貢がすむと、けえせえ（皆済）でおめでとうがんすと、赤飯をたいて組中廻ったものだ」とよく話されたとお孫さんの現当主みどりさんからうかがった事があるが、あの慶安の「年貢さえ済まし候へば、百姓ほど心やすきものはこれなし」といったお触書は、「けえせえでおめでとうがんすと」と、回らずにはいられなかったであろう。

折田区有文書の、貞享二年から宝暦十一年に至る七七年間を書き写した名主彦兵衛の年貢割付とその後をうけて元治元年に至る代々の名主が書きついだ年貢割付の大冊などその年貢の重みを感じないわけにはいかない。

実にこの年貢割付・皆済目録は、村を護り続けた先人の手にした辛苦の一札であり、何百年たつた今、多くは旧家の筐底に過ぎし昔をひめている。ここに、寛政の改革の頃の山田村新料の一つを見よう、それは町田三右エ門という富豪や書聖町田延陵が現存していた当時の村である。

田、四町八反五畝余、畑二六町八反一畝余で、田は一五％、（石高で二二％）である。それに、「連々引」とある荒地などの免地が七％ある。高入では、午の（天明六年か）新田高入の、畑二町二反三畝一五歩（二石七四合）が開拓でプラスされている。

以下、この割付状（納税通知書）と、その皆済（納税領収書）をあげて、当時の年貢を見よう。

①年貢割付とその皆済（寛政三年山田村新料の場合） ここでは年貢割付

と皆済の記載は資料編にゆずって項目について考えていこう。

まず、この厚いごわごわした紙の百十行の割付と薄い紙の四十三行の皆済目録を手にして、時の名主が江戸篠山の役所に恐れ参上した往復七二里 八日（滞在を入れると十二日）のわらじの旅に、汗の匂いさえしみる思いがある。

代官―名主―組頭―五人組―家の系列の中には、村役人の立合う割付から取立てまで、村は一つである。一人の未納も、許されない。まさに人の命は、この年貢にかかっていたのである。以下項を追ってのべよう。

② 定免と破免 まず本途（本年貢）の肩に「酉より丑まで五カ年定免^{じようめん}」とあり、「高」の中に見取（検見取^{けみどり}）というのがある。

定免（免^い年貢）についてはすでにふれたが、五年なり十年なりの期間一定の年貢をきめたもので、幕政が動揺を始めた享保の改革の一環として、始められた年貢増徴政策である。

いま、わが町の定免の歴史を見ると、平の関征児家に、享保二十年（一七三五）三月、代官池田新兵衛役所へ名主小左エ門外組頭二十名が訴えた次のような一札がある。

① 平村は春は晩く、秋の早い、みのり悪い村である。

② 十カ年以前に（享保十年）定免を願えと仰付られたが、小百姓とも相談して検見取に願っていたところ、又々の仰せで、一国一郡が定免となる時、一村ばかり、検見取では人馬が多くかかり、それに、百姓が不精^{がしちう}になる。（検見取は、でき工合でとるから、百姓は、増収を考えないでなまける）と、是非なく、仰せの通りご検見取十カ年の平均で定免をきめた。

③ その後、四分増税の上に、またまた、国役金を仰せ付

られ、定免以来増税を続けている。

③ しかも、定免をきめてから、凶年続きである。去る寅の大損毛で検見をお願いすると、定免中は、四割以下の損毛では引かないという。

④ 去る春中のお書付で向後三割以上でご検見をして下さると改まり、ご見分をうけた。しかし、

⑤ 高くきめられた定免の後の凶作続きで、村は年々衰えていくばかりである。定免の中にも検見の場も願いたい。とある。

同じく、同年同月、上沢渡村名主平兵衛外組頭六名、百姓代安左エ門は、享保十三年定免切替後、一カ年もよい年はなく去寅年の凶作にも考えて下さらず、と村の衰亡を訴えて検見を願っている。(上沢渡唐沢家文書)

折田の文書に、定免は、切替毎に増税されて困るとあるが、定免は、検見請や、その労費もなく、定納後は、自分の得分になるので、働らく張合も出て、自然に収量も多くなったことは事実である。破免とは、享保十九年に、定免中三割以上の減収の時には検見取を許されたもので、天明三年なども論検見取でその時は破免状をうけている。

中之条町区内で定免の歴史のはっきりしているのは、享保十年の山田村、同十三年の上沢渡・四万・平村であり、外の町村も恐らくこの頃と思われるが、折田の割付帳に出てくるのは、寛延二年で山田より二四年も遅れている。

山田村古料の名主ご用留(山田正治家)に、宝暦八年(一七五八)八月の伊奈半左エ門役所からの触書に、

「得心これなき村々は、当年に付、検見取の儀願書差し出さるべく候、吾妻郡検見取十三カ村」とあり、また、「その村々去丑年(宝暦七)迄、検見入に候処、近村村々段々定免

年より定免の積り、米永辻、別帳の通り村々相談いたし、定免請村方は、案文の通り、お請文認め、当月二五日迄の内、役所へ書付差し出さるべく候」

請村数多くなり、検見請候も迷惑の旨寄々申し出候ニ付、当

と、八月十一日付で五町田から須川村まで廻状している。これを見ると、全郡が定免に切替えられたのは、この宝暦八年ごろであろうか。

この定免法は、年貢の増徴を進めたが、凶作の傷手は収獲の少ない小農には、余裕のある大農と比べて遙かに大きくそれが、農村の階層分化を促進させたことは否めなかった。

③検見法 これは定免法に先行したもので、このお割付の見取とあるのがそれである。この場合は、「定免」の中で、耕作の日が浅い田畑に、実収で取ったものであるが、一村の検見取は全耕地を見たものである。さきに見た宝暦

七年には、すでに定免制であった山田も、折田と同じく、検見取を願ったのか、宝暦七年八月、伊奈半左エ門役所へ出した「検見に付仰せ渡され候」の一札がある。いま、それを要約すれば、すべて検見の時は、

一、下見帳に「收穫なし」と多く書いてあり、改めるのに倍もかかる。有体につけ。下見帳と坪刈の場を違わないようにせよ。

一、細見竹を一枚毎に立て、名主が一坪でも案内せよ。

一、酒肴を出すな。
一、酒代を出してはならない。
一、休泊の米・木銭は支払う。一汁一菜の外一切出すな。家
居の修理はいらない。

と、ある。その実際を見ると、九月十八日「田方検見の為、我ら来る十六日頃、江戸出立相越し候……」十八日五丁田到着—中之条—西中之条—折田—山田—五反田—原岩本—蟻川—平—入須川—湯宿。と順路を示し、追て検見の済むまで稲刈はしてはならない。なお、三、四日延引するかも知れないとある。旧暦九月十八日といえども新暦では十月も半ばを過ぎて、寒さをさそう青空に帰雁を見る頃であり、山里は村中総出の麦蒔時である。「当田方ご検見殿様お出であそばれ候節迄、早世稲こばれ難儀至極仕候間」（中之条町役場文書）と、刈りおくられてこぼれる稲に、検見を待っている村が、検見請には、しばしばあったという。また、もてなしの酒の無用をいうその裏の氣遣いはどんなものだったろうか。村入用帳にはその出費がのぞいている（元文四年平村名主佐次兵エ文書（福島真一家蔵）

④ 鉄砲役 享保期の定に（折田茂家文書）

一、在々にて若鉄砲打候もの有之候ハ、申可出、御留場の内にて鳥を取申もの捕候や見出し候ハ、早々申可出

申所相違無御座候 以上

急度御褒美可被 下置者也

吾妻郡 折田村 名主 九右エ門◎

享保六年二月

年寄 利兵衛・
組頭 孫兵衛・

右被仰出之旨趣領分之者共急度可相守者也 右之通写差上

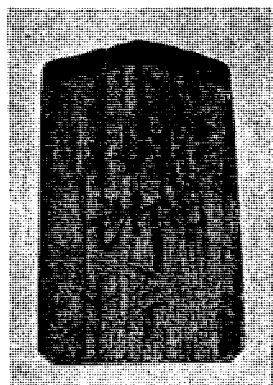
と、あるのを見ると、この頃村に鉄砲の入っていた事を裏づけている。同十七年には、「差上申一札の事」として、「今度鉄砲御改被仰付候 当村の儀は先規より御訴訟申上猟師鉄砲六丁持主六にて致所持仕候て渡世送り申候」と六人をあげ、右猟師鉄砲の外は鉄砲はない旨を、沼田御役所と届けている。

その後、寛保三年（一七四三）浪人 軍兵衛分一丁、五十七年以前からと、その歴史をのべて届け次に寛延三年（一七五）には、この一丁と前記六丁の届、天明元年（一七八一）同、寛政十二年（一八〇〇）同と改めて同様に届けている。この外、上沢渡村は享保一四年三月、鉄砲十五丁を、「当村の儀猪鹿狼多く出で田畑を荒し百姓難儀仕候所に、この度江戸十里四方の外は四季共に鉄砲ご赦免仰せ出され候趣承知仕候」とその心得方を認めて、池田新兵衛役所へ差出しており、四万も同じ、十五丁を届けていた（村差出帳）五反田村の文書では、天明八年十月、名主孫兵衛、組頭庄兵衛、百姓代庄右エ門から十七丁を届けている。中之条町には、文化三年一月の猟師鉄砲証文帳があり、九丁の所持者に、その五人組を全部書き列ね、稲垣藤四郎役所へ差出している。ずい分酷しかった事を思わせる。さらに、この鉄砲取締のきびしさを思わせるものにまた「鉄砲鍛冶道具御取上御請証文、上野国吾妻郡中之条町組合」の一札がある。（山田正治家文書）そこには、「差上申御請証文の事」として、原町の百姓兼鍛冶職作平が、焼鋳原町錐一本、同タガネ一丁、同鑄引三丁、同ヤスリ三丁、同綱錐一丁、同鉄鎚二丁を、

「右は私儀文化九申五月中江戸表へ罷出鉄砲鍛冶富岡左太郎弟子ニ相成其後農間鍛冶渡世罷在、当子正月中焼□仕候処、此度鉄砲修覆等仕候儀被及御聞御礼、仰付奉恐入候、然ル処今般御恵之趣御改正ニ付修覆相用候道具類へ書面の通御

取上其筋ニ御差出ニ相成候間。其旨可相心得向後張立修覆等堅致間敷、若相背候ハバ重料可被仰付旨被仰渡承知奉畏候、依テ御請証文差上申候所如件」

とある。天保十一年三月、作平と共に大小惣代が連署して御請けしている。このきびしい鉄砲の村所持の歴史は知ら



鉄砲鑑札 裏に上野国吾妻
郡四季打鉄砲1挺 玉目
3匁4分 平村百姓与兵
衛とある。

の存在を裏づける。村毎の鉄砲の数は分らないが、天保十年三月の関東御取締出役の東部四十カ村組合の改めを見ると（岩井伊能家文書）「五六〇丁御改め差出候内七十丁御取上ニ相成候・残四八八丁程」とあり、一村十二丁となるわけである。なお、安政二年十二月の五反田願人長兵エとして、鹿一疋、猪二疋を、御拝借の鉄砲で打留めたと年内の届けがある。折田村には、明和二年（一七六五）八月に猪鹿麦喰荒し申すに付村中鉄砲打玉薬相調候也、日々夜々鉄砲打候、今年九月二四日、朝鮮人御用仰せ付けられ猪鹿狩り候などあるが、山狩は幕末には行事化し農作物保護と共に打留めた者へはほうびを与えていた。

⑤百姓林 これは貞享検地で定められた個人持の林である。（青山村の貞享三年九月内藪検地帳写の表紙には林一反に付永、十三文四分とある。）

⑥水車運上 村で、唯一の水力利用の工業である。

⑦漆年貢 近世前期で見た通り、年貢の額は本数にかかわらず同額を前のようにとっている、年貢を払いながら、漆の木はないと報告している中之条町や折田村もある。（村差出帳）

⑧薪役 薪を出す代りの年貢である。以上を小物成として、皆済目録では一括している。

ないが、真田時代の中之条町に五丁あったとある。天領となつての年貢は、この割付に見ると二八一文とあるが何丁なのか、その他の町村は一丁五〇文であり、この端数がどういうのかわからない。この吾妻の山村に比較的鉄砲の多い事は、野獣の野荒しや、あの嘉永の通船に江戸行の鹿皮や、明治初年の中之条町の市に並ぶ熊の皮や、料理屋の鹿の肉の多い事が狩人を生業とした多くの人

⑨酒造冥加 これは、町田三右エ門の酒造である。三右エ門の豪勢を今に語るものに宝暦時代に同家寄贈の山田村の吾嬬神社の随神門、拝殿の中の灯籠武者絵など、それに、いつの頃かおばあさんの臍くりで建てたというあのすばらしい彫刻のある清水の弁天様がある。あえて、ここに付記しておこう。

水車一カ所運上、これを小物成と分けたのは、おそらく、三右エ門の酒造米所であったのであろう。

⑩夫銭 人足代〔伝馬宿入用〕五街道の間屋本陣の給米や費用。〔六尺給米〕六尺という江戸城中の台所で働く男の食糧で高百石に付米二升の割。〔お蔵米入用〕浅草の入用で、この伝馬・六尺・お蔵米の米蔵の入用を、高掛三役といって石高に或割合をかけたもので、夫役や雑税に準ずるものである。なお、馬用の大豆、燈用の荏、餅用の細餅太餅及同粃代が付加された。その他、馬用の糠・藁代も幕末には加えている。

⑪山役銭

なお、四万村には、己より新規の山役銭この反別一町二段とあり、天秤棒、鍬の柄作りや、雑木板運上永五百文と山に働く税を見のがさない。それに、温泉運上永二百文があり、上沢渡は、二五〇文で四万より高かった。

以上見たように、割付や皆済にその時代の村がわかる。なお、この年貢の計算を宝暦三年三月とある上沢渡村名主平兵衛の手記に見れば、「村高に六をかければ伝馬高（百石に付六升）荏は一をかけ（百石に一升）大豆は二をかけ、

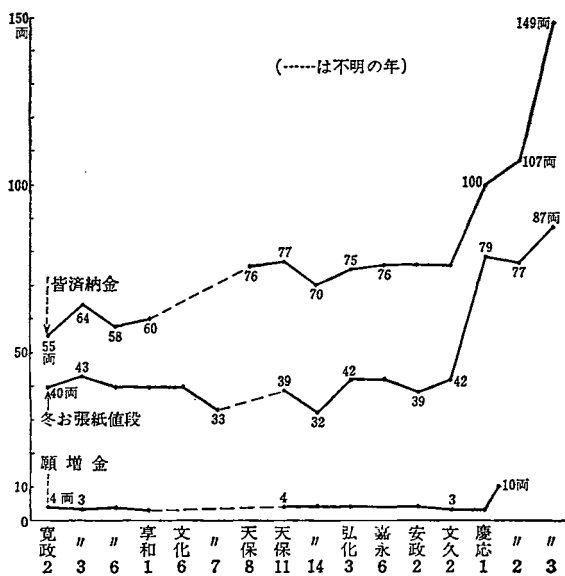
赤坂村（私領）	西中之条村（天領）
国米 一俵に付一升 （種貸米を除く）	同上
国永 百文に付三文一ト （但し夫銭を除く）	三文

なお、一俵は三斗五升入である。

御蔵前は百石に一分（金）がけにござ候……」とあるのもおもしろく、もう村人の頭にはしみこんでいたのである。

⑫口米・口永 これは、米永の扱い手数料である、これを、本領保科家（赤坂小林家文書天保元年）と天領の西中之条村（中条町役場文書）に見ると、天領が僅かに安い。

第8図 山田村新料・幕末の年貢高



⑬ 割付を上まわる皆済目録 皆済は割付を上回っている。それをこの年(寛政三年)に見ると御張紙値段亥年四六両(一三五石の公示値段)で換算すると割付より一〇%多く納めていることになる。

それは、小物成や高掛その他の雑税が付加された上に、斗立^{はかりたて}という増米と、御張紙値段によって決められるもので、全国の米相場がこの年貢にひびくのである。

それに、米納を金納に願うための、「願い石代」というのがあり、御張紙値段にプラスされた。それは、三両が普通であったが、旗本領は、天領より高く、それに幕末には第8図のように、ここでは四両増となり、慶応二年には十両増になっている。

⑭ 包み歩銀 皆済では、金座で貨幣を処理する手数料としてこれを添えている。

尚、皆済目録には、「此払」として、次のようにわけて、ふれている。

此 払

米三斗八升三合

荏大豆代米渡

米三斗三升

餅米粃代米渡

米四升三合

貯夫食二十分一御下穀

米二五石七斗五升三合 定石代

此代永三三貫八四六文ハト 但し亥冬御張紙値段段三兩増、

米三五石に付金四六兩替（これがさきにのべたものである）

米納から金納へ まず城米納めの実体から見ている。

①城米納め 関東の米は正月から納めた（近世農民生活史）というが朱で「用米と大書した立札を立てて利根川を下ったといわれる上乗の記録が、平の関征児家に（正徳四年）村入用は福島真一家に（元文四年）見る。

一、米一八五俵一斗一升五合、三斗七升入お蔵詰米

この船賃米三石七升五合

川井河岸より、浅草お蔵前迄

この金、四兩二分永八五文

斗立三五石に付五二兩替

一、鑑 二三貫八四三文

但し右の駄賃二俵に付一駄にて二四文宛

五里の外九里半分 金三兩四貫一文

この金、五兩一分鑑八四四文

合拾兩鑑二〇三文

右の通り慥に請取申候

荏 二斗五升五合 買納

此代永三七五文 但金一兩ニ付六斗八升替

買納めはすべて願ひ出によるもので、明和四年十月の蝕書

にも、

一、上州大豆 金一兩ニ付五斗三升

一、餅米 荏 これは割紙高並に値段未だきまらず候間去年の値段にて取立てべし。

正徳四年三月七日

上州吾妻郡平村 名主 茂右エ門

御代官様

とある。

山田村、	元禄九年	一五五俵
宝永元年	二〇〇俵	
折田村、	元文四年	三三俵

そして、元文元年には、

〇印 四万村 二五俵

〇印 山田村 七二俵

ト印 下沢渡村 一三俵

二印 平村 一五〇俵

× 二六〇俵 但し三斗七升入

とある。が村内の外関係の村で度々相談している。(平村)当時一俵は三斗五升入であったがすでにのべたように、二升の欠米を見込んで入れることになっていた。(西中之条の

村差出帳にも、年貢米玄米三斗五升を三斗七升にて納め候とある。)なお、同家の元文の上乗記録の終りに「浅草米納宿、伊勢屋清左エ門、手代若兵衛」とあるが、この伊勢屋は、札差で、享保一六年には、買米三百石の指定をうけ、寛政元年の葉捐令には、一万三、一二九兩余の貨金棄捐額があった(宝暦―天明期の江戸時代の札差「江戸町人の研究」家である。

山田村の正徳三年の村差出帳には、「ご城米の儀、当村より小野子まで五里付け出し、小野子より川井河岸まで十里(平村から十五里―関伸一家村差出帳天保四年)一駄一里に付二四文宛下しおかされ、川井河岸より川道法五五里程運賃五分五厘下され、その外百姓入用にて納め候」とあり、元文期の皆済目録には米一五石二斗九升四合ご廻米。船賃川井河岸より四分五厘(六斗八升八合)とある。山田村の宝永元年など一村で二百俵出している。思えばこの茂右エ門の二六〇俵は、中之条から陸路十六里の河岸までの馬一三〇頭の列である。馬に水をやるたて場、茶店。問屋。川井河岸の繁昌。五五里六日間(高山村誌三七九里)を水にぬれないように米をかばう舟の旅。そして代官が納入に立合う浅草の蔵前。ここで大任を果たして江戸でゆっくり遊びたいところである。ところが



上乗茂右エ門の城米納め文書

「御蔵米、御蔵納め相済み、書替手形請取次第、早速まかり帰るべく候。無用の逗留少しも仕るまじき事」と、申し渡されている。そして納めが済む迄の逗留も、「博奕ばくちその外賭ぐの

諸勝負一切仕る間敷候、尤、火の用心堅く相守り、喧嘩口論等無作法なる儀、仕る間敷候。」

とある。こんな注意のあるその裏もあらうが、こうして年貢米を、年々江戸へ運んだのである。

②米の金納は寛保二年の洪水の年から この米納が金納に変わる年は、原岩本、山田、折田がともに寛保二年の洪水の年である事は同村の村差出に明かであり、宝暦四年の山田村の村差出帳（山田正治家）には、「御年貢米の儀前々米納にごさ候処、去る戌年大水にて道筋難所にごさ候に付石定代納ニ仰付けられ候、値段三兩増願ひ石代にてごさ候」とある。米の金納が、米將軍の名の吉宗の享保の改革で、米が出回り、それが商品經濟の農村滲透の時点に、定免法の施行と時を同じくしている事は、折田村年貢皆済目録の宝暦十年以後、金納となる事でもわかる。なお北島正元の「元禄時代」には「元禄から享保にかけて金納が増し一七三〇（享保一五）年には全体の約六割を占めた」とあるが、こゝは少しおくられていることもわかる。

③その外の地米の行方 さらに、地米の行えを同山田家の古料皆済目録に見れば、①西部吾妻の米不足か、狩宿の関所番の切米と扶持米を山田から出している。皆済目録の宝永三年、二人分、同四年一人分一〇石、二五四合、（二〇俵二人扶持一俵三斗五升入）片山安左エ門とある（厚田現当主片山喜四郎家）、寛政二年、四二石二斗四人分（関所番人全員である）寛政八年には、大笹、狩宿関所番人とあり、以後文化八年の分郷まで続く。一里一駄二四文十一里分永、二貫六四九文（享保二年皆済目録）と、山田から狩宿の関所まで馬で運んだのである。折田からも、時には、狩宿へ出しているのが折田の皆済目録にある。④足尾銅山手代御詰扶持渡し、文化年中に岩鼻に代官所が始まり、足尾を分知した代官が着任すると、文化二年には二石八斗（八俵四駄）の山田の米が、遠く足尾まで行っている。⑤御田圃、

第31表 年貢の納期割

納 名	納 高	納 期	
		1 回 払	2 回 払
夏 成 金	$\frac{1}{3}$	5 月30日	5 月20日 6 月20日
秋 成 金	$\frac{1}{3}$	8 月20日	8 月 5 日 9 月 5 日
冬 成 金	途成外 本小高掛	12月10日	

寛政十一年から始まる。初四六石六斗七升八合、郷倉の囲籾を山田から出す。
 ①普請人足請扶持米。元禄九年、下沢渡橋普請。寛政八年、狩宿、大笹両関所
 普請人足扶持米を始め、山田川橋、万年橋等の普請の人足扶持米も出してい
 る。米が金納になると、地米はこうして各面に動いてその扶持米にあてられて
 いた。

納期と督促 ①納期 旗本の保料家では、月割制をとったが、天領は、夏、
 秋、冬の三季で、時には、夏秋を二分して五回にした時もある。

安永三年の山田村古料には、三回払と五回払いを選ばせている。(同)用

留(第31表)

②厳達

「十二月十日、皆済の事、と厳しく仰せ渡され村役人出精
 取立、右日限遅滞なく急度相納めべし、難渋の者これあり候

はば、日限以前一人別召連れ、罷出で吟味うけべく候万一納
 方等閑の時は、きつと咎申付候」

と毎年同じように厳達されている。なお、横尾は十二月一日取立がきまっていた(高橋景作日記)

③督促 天明元年十一月二十日付に(山田正治家)用留)

「その村々当お年貢米買約代金は迄一向相納まらざる村方
 もこれあり甚だ不埒至極に候、当年の儀は浅草お蔵納格別お
 差急ニ付日々ご催促ニ付この節残らず買納仰せ付られ候間買
 納代金飛脚のものを着次第早々持参致し出立相納むべく候、此

の上延引に及び候村方……急度咎申付候」と代官原田清右エ
 門役所から、山田古料、箱島、五丁田、北牧、川嶋、中山、
 村上七カ村の名主組頭宛にきている。未進の村である。「古
 料分永二八貫二四一文八分、十一月十五日限」とある。

翌天明二年八月、また、「御蔵米甚だ急ぎの儀につきと買納代金三五兩に付仮値段段四十兩の積りを以て、来る九月二五

日まで持参まかり出でべく候」と、ある。天明の大凶作前の幕府の内幕であり、田沼時代の末期である。

④延納の訴え 以上見たように、督促に早納に傷めつけられた天明期をすぎた寛政期の年貢はさらにきびしかったが、文政の末期には商品経済の発達から農家が収入の時期に合せて年貢の延期願を出しているのがある。すなわち文政十一年十二月、

年恐以書付奉願上候。

上州吾妻郡組合八カ村役人惣代五反田村名主四兵衛折田村

年寄茂左エ門奉申上候

当村の儀へ、深山谷合にて悪地勝の場所故諸作方年々実法向後ニ罷成候土地柄、夏成六月十日、秋成九月十日にてハ難儀仕候間、夏成ハ七月上旬、秋成ハ十月上旬、御猶予被仰付被下置、皆済ハ十二月二十日限ご上納に仕度」と、その詳細を次のようにのべている。

夏上納……米ができて売れる七月上旬に願いたい。

秋上納……大豆・小豆の売買できる十月上旬に願いたい。

冬上納……足台とはいえ、吾妻郡は作方(田畑)から一向出金しないので、手稼ぎに出精してつくる、第一蕨^{しるし}、荷縄、松杉の板、伐挽を稼ぎ、中之条の市場へもって行って売って取るので十二月二十日頃上納してきた。その後篠山重兵^{しげ}様(寛政時代)の時、日限が嚴重になり、取立方に甚だ難儀した。

五反田、折田、中之条、西中之条、市城、山田村古料、上沢渡、下沢渡の八カ村を代表して、五反田村、百姓代与七、組頭惣太郎、名主四兵衛、折田村百姓代久右エ門、名主小兵衛、年寄茂左エ門が御領知方御役所にあてている。(唐沢姫雄家文書)

なお、付言すれば、年貢の割付の交付は、多く十月中旬であるが、金納は、この時のお張紙値段で計算するわけで、すでに払った三分の一ずつの夏成、秋成は予想相場であり、最後の冬成で差引を支払う事になっていた。天領の年貢 旗本領の年貢については、すでにのべたので、ここには天領の年貢の一部を見よう。

第32表 天領の年貢

寛政・文化・万延度の天領の年貢

村 名	冬年貢	夏 成	
	文化5	寛政3	万延1
市 城 村	両 分 36.0	両 分 8.0	両 分 9.0
平	83.0	18.0	18.0
中之条町	96.0	24.2	26.2
西中之条村	55.0	15.2	○ 2.1
折 田 "	48.2	18.1	19.3
大道新田	8.1	2.2	2.2
栃 窪 村	5.1	1.1	1.1
山田古料	57.2	15.0	○ 3.1
" 新料	61.1	7.3	○ 2.0
上沢渡村	60.2	18.2	18.2
下 " "	67.0	17.2	18.0
四 万 "	68.0	20.1	21.0
五反田 "	57.0	16.2	18.0
原 岩 本 "	65.0	16.0	○ 1.1
蟻 川 "	93.0	23.0	(旗本領)
計	861.4	222.2	161.1

(赤坂村 120 貫 909 文 (全) 旗本領)

(注) ① 寛政、文化期は折田村名主九右エ門文書(折田茂家)

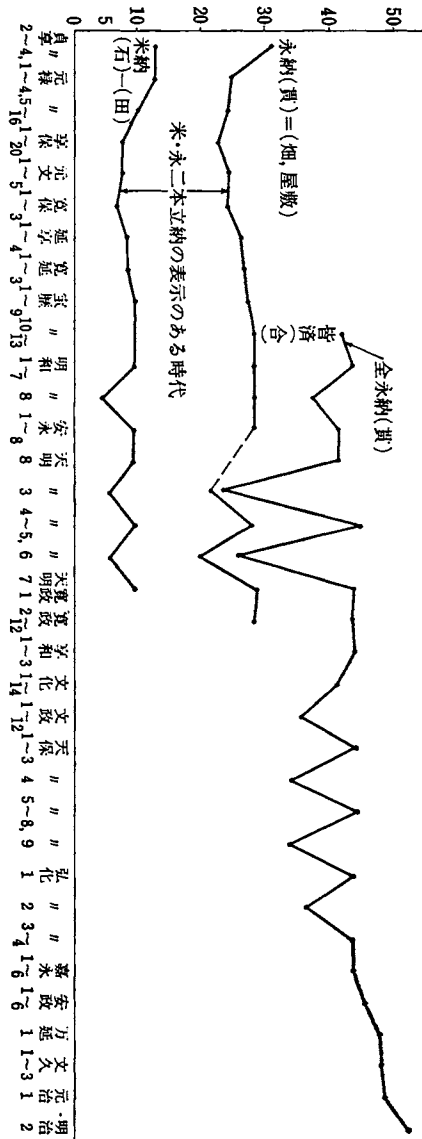
② 万延期は山田村名主次郎兵エ文書(山田正治家)

③ 万延に非常に少なくなった村○印は分郷により旗本領となった村であり、旗本は、およそこの差額をとったのである。

④ 文化五年は、本途の三分の一及び小物成、高掛その他を合せたもので、これに、夏成、秋成は入っていない。なお同年度の皆済目録が揃えば全町の年貢がわかるが、これは後の問題としよう。

この一部で、その全体はおせないが、少なくとも、文化五年現在の中之条町から、八六〇両の余の年貢が、年の暮に出て行き岩鼻へ集ったことと、寛政と万延の夏成の差額にすでに見たて年貢と関連して、その上昇が見える。

第9図 折田村の年貢高の変遷（年貢割付より）

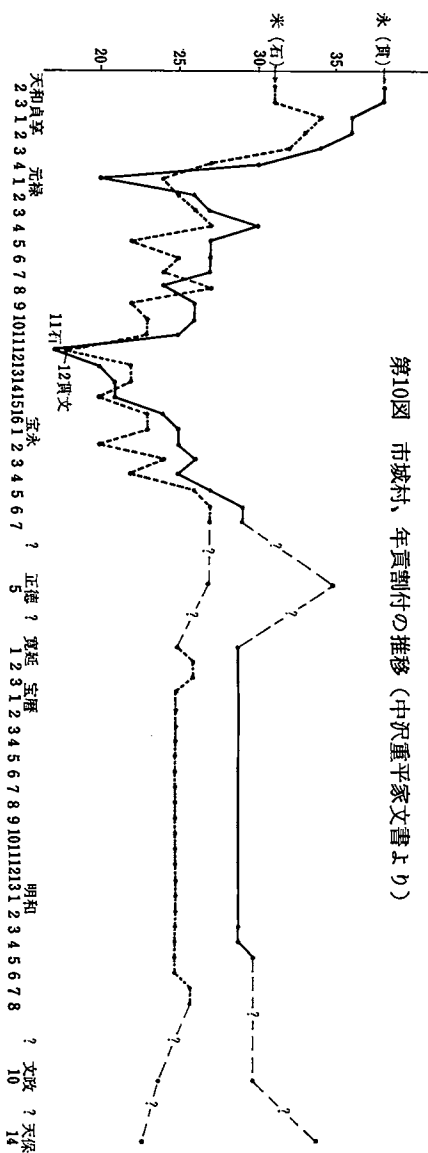


年貢の変遷 ①折田村の年貢から 第9図は折田村の年貢割付と皆済から見たものである。図中、特別の凶作は別に出した。宝暦十年に金納一本となるので、それからは金高で見た。(岩本の全金納同八年、綿貫文書)元禄享保期の十年間は不明である。この表からわかることは、米相場との関連を見ないので、その正確さはないが、米、永に見る限り、その山は、④元禄四年までで、同五年の凶作から下降する。⑤延享期から上昇して宝暦がピークとなる。⑥天明期は、凶作年を除いて最高を行く。⑦文化以後曲折が続き、豊凶の不安が見える。⑧嘉永三年以後は物価高と共に上昇して明治に入る。⑨米租の曲折に稲作依存の経済の不安定を見、畑永の僅かの上昇に、凶作に生きつづけた麦稗

のおかげが思われる。

②市城村の年貢割付から（中沢重平手記） 市城村の中沢重平の年貢の記録に、延宝元年（一六七三）からのものがあるが、伊賀守改易後の変革から宝永七年まで。享保時代が中絶して、寛延元年（一七四八）から明和八年までつづき、外は、文政、天保に一年ずつしかないが、まず、貞享三年の検地の翌年、米納は八七％に、畑永は八八％に減額された。以後元禄元年、五年、九年、特に十二年の凶作には、米は十石に、永は十二貫に減税せらるた、凶作はその後も続いている。寛延以後の畑の金納は明和四年まで変わらず、米納も殆んど同じで僅かに明和六年に上っているが、このあたりはさきの折田村と同じであり、なお、変動のない定免制時代は、それ以前の検見制時代より、年貢の増額が見られる。（第10図）（第10図）

第10図 市城村、年貢割付の推移（中沢重平家文書より）



年貢率 元禄二年の平村の年貢率は、田畑平均四一・四％で、同十三年の赤坂村は、三ツ八分八厘と記され三八・八％であり、共に四公六民に近い。この年貢率を知るものに、村々に田畑の高下による年貢表があるが、これは資料編にゆずることとして次の全国的の研究をのせて、さきに見た四公六民の当地と比較しておこう。

すなわち、大石慎三郎の「幕藩体制と社会」に、新井白石が政權を握っていた正徳二年（一七一二）には二ツ八分九厘を割る」と三公七民に達しなかったと述べ、日本歴史の視点（近世）に33表ように記している。

第33表 年貢収納率

年 代	年貢免率
享保 1 一享保10 (1716)	0.3387
・ 11— ・ 20	0.3302
元文 1 一延享 2	0.3438
延享 3 一宝暦 5	0.3763
宝暦 6 一明和 2	0.3721
安永 5 一天明 5	0.3356
天明 6 一寛政 7	0.3217
寛政 8 一文化 2	0.3420
文化 3 一文化12	0.3359
文政 9 一天保 6 (1835)	0.3281

年貢の基準となった石盛 田畑に等級をつけて年貢の基準としたものに石盛があった。上田石盛十三とあるのは、反当収量一石三斗の事であるが、この上田の石盛十三は中之条町、伊勢町、折田、山田で、十一は西中之条、九は四万であるように、村によってその石盛は、田畑のすべてに同じではない。ここに各町村を掲げる余裕がないのでこれも後述する資料編にゆずる事にする。

年貢外上納 この、年貢の外に、ご普請金、川々国役金、兵賦御取立金、助郷出費、それに、年末、年始、慶弔臨時ご用金もある。次にそのいくつかをあげてみよう。

安政七年（万延一）（山田村古料名主文書）

五両

市城村百姓重兵衛、平村百姓元右エ門、山田村年寄兵馬
山田村名主次郎兵衛、五反田村名主孫兵衛、下沢渡村年
寄庄左エ門、上沢渡村名主善六

七兩貳分

平村年寄喜兵衛、中之条町名主重兵衛、中之条町年寄十
郎右エ門、中之条町年寄儀兵衛、中之条町年寄政右エ門、
上沢渡村年寄太郎左エ門、四万村年寄政右エ門

十兩

中之条町組頭甚兵衛、折田村（三人合十兩）名主九右エ門、年寄藤七、年寄栄七

十二兩貳分

大道新田（二人合）年寄六左エ門、百姓甚兵衛

これは、五月十六日付で岩鼻役所から村役人宛に、六月十日限りの上納を達したもので、「右はご本丸ご普請ご用途の内エ銘々二カ年割を以て上納金相願候ニ付その筋エ伺の割願の通り仰せ付候間、且一カ年分金高書面の通り」とあるのに対して村の重立ちが寄進しているものである。

(4) 助郷 官用の往来にそなえた人馬常置の宿駅制度は、遠く古代にさかのぼるが、江戸時代になり、ご伝馬宿入用を、例えば五反田村年貢割付には寛延二年（一七四九）にお蔵前入用と共に納めているが、この常置の人馬がその需要に應ぜられなくなった時点で、近郷に人馬を求めてくる、これが助郷制度である。

その発生の時点の一つは、商業経済の発達による物資の流通に、いわゆる中馬稼ぎの発達にあらうが、中之条町にも真田時代の伝馬の上に立馬が常置され（明和二年十月中之条町役場文書）蟻川村と共に、三国脇往還の往来の需要に備えて、近郷（西中之条、折田、伊勢町、横尾、平）五カ町村の助郷を頼んで来た（文化十二年、中之条町役場文書）。なお、蟻川村問屋でも、五反田村、原岩本村、大道新田、栃久保村、赤坂村の助郷で、古来から越後大名その他のお武家様のご通行に備えてきた（嘉永六年、蟻川文書）とある。

こういう中之条地内だけの問屋、助郷制度のあるところへ、本街道問屋から、助郷村に目をつけられてきたのが、文化十二年からで（中之条町名主扱諸事書上役場文書）その年九月、年寄十兵衛が、さきにのべた中之条町の助郷の歴史と状況を述べ、別紙に平村、西中之条村の石高を標記して同文の報告も添えてある。

以下中山道問屋側からの助郷の申入と交渉の実体について（掲載の余裕がないので）その概要と特筆すべき二、三をあげておこう。

年 月	助郷申入宿	免 除 願	結 果
文政九、九	坂本	坂本へ一六里、二里、貧村である。	免
天保三、五	中本	〃	〃
天保九、一〇	坂本	助郷となれば一村退転する。	〃
弘化四、一一	追分	横尾・青山・伊勢町・出府ご免願い。	〃
嘉永一、	輕井沢	伊勢町惣代出府。 輕井沢宿役人村柄見分來郷。	〃
安政六、九	蟻川村	宿窮乏し、道中奉行に敷願して休役。吾妻郡下十七カ村代助郷村となり、山田村がその中に入れられ、十五カ年間の輕井沢助郷が続く。	〃
安政六、四	須川	越後の廻米を入須川から伊勢町の河岸まで運ぼうとする大道新田、栃窪、蟻川、原岩本、五反田の村々の願い出結果不明。	〃
六、一〇	輕井沢	蟻川村から五反田、原岩本、大道新田、栃窪、赤坂の五カ村は古來からの蟻川の助郷村である。と免除を願う。	〃
	小井	中之条町自体の繼場の実体、安政四年馬一〇七疋人足七六五人同五年馬五二三疋。人足一、五八四人を勤めている、他郷に出た事はない。	結果不明

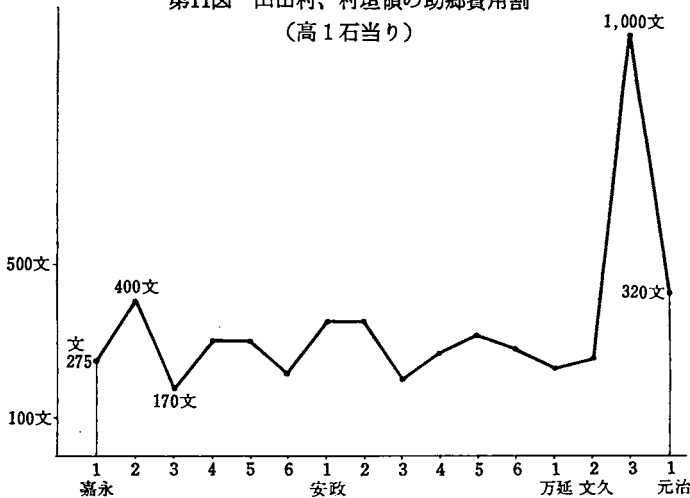
(注) 黒船の来航の異変から諸大名の往来しげく、助郷に町村が苦しんでくる。

以上が経過の大要であるが、次に、助郷の実体を山田村の代助郷と和宮の降嫁の場合を見ておこう。

① 軽井沢宿代助郷山田村 ○安政二年、「この度は人足が格別かかり、高百石、三両二分位のつもりにてお出かけ」と、羽根尾の当番役から来ている。この年は江戸に大地震があり、その費用まで助郷費で取り立てた。「ばかばかりで、全部支払はない」とある。第11図は代助郷村山田村―村垣領の石当りの助郷費である。文久三年以後の重庄を見る。

② 和宮様ご降嫁と助郷 幕政のゆらぐ中で公武合体政策のために、孝明天皇の御妹和宮の第十四代將軍家茂へのご降嫁の道中はあまりにも有名で京都から日本橋まで一三四里半・ペ二三宿泊りの中山道の通過には特筆すべき大助

文久一、	沓掛	和宮降嫁の大助郷に出動	
〃	松井田	蟻川村外五カ村へ助郷の出金申入（須川宿の困窮）	
〃	須川宿	蟻川村から免除歎願	
一、九	板鼻	飛脚問屋、島屋京屋から運賃引上げ通知。	
〃	〃	助郷申入拒否、九カ村役人出府、松井田宿と争い開始	
〃	〃	五反田村外道中奉行に出訴	
慶応二、	追分	中之条町に申入	
〃	沓掛		
〃	軽井沢		
明治二、	坂本	これ迄の助郷問題七五円で一切解決する	
明治六、六			④願出はすべてご免願である

第11図 山田村、村垣領の助郷費用割
(高1石当り)

郷があるが、枚数にゆとりがなく、高橋景作の日記の一部をお借りしておこう。

十一月二日、大雨夏の如し、沓掛宿より人足割継来る。高百石に付二五人、馬十二疋なり、これによって夜無量寺にて寄合。沓掛宿へ半分松井田宿へ半分勤めることとなる。役人は明三日七つ時沓掛着、人足は四日七つ時(四時)着の廻状廻る。勘左エ門、安左エ門沓掛へ立つ。人足十人に宰領一人宛つく。

三日 晴 早朝七太夫、伝蔵松井田へ立つ、沓掛宿人足未明に立つ
四日 晴 松井田人足朝六つ時立つ、布施宿の者坂本人足、今晚中之条に出る

五日 晴 須川辺坂本人足午時中之条を通る。

六日 晴 尻高村坂鼻人足に出る

九日 曇 和宮様沓掛お泊りの由、坂本宿人足不足に付松井田より繰上げになる由、出人足を忽なきよう、鎮守両社にて今晚から二夜、三日祈禱 夜雨

十日 暖かなり 沓掛宿よりお割付持参すべき由急廻状来るに付名主宅寄合、別してきびしく夜番申しつける。村中家内一人宛寝ずの番すべき廻廻る、今晚諏訪宮より怪敷者一人を見付け追い出す。午前より雨度々降る。

十二日 晴 松井田人足帰る

十四日 晴 残り役人太郎左エ門帰る

十五日 晴 松井田助郷一件(布施の者が、松井田でそだを數物

二 生活と文化

第34表 文久3年4月9日
松井田宿助郷割

村名	①		②
	人	馬	人
横尾	87	13	45
伊勢町	90	13	40
金井	29	4	8
五丁田	37	5	19
折田	88	13	50
大塚	39	6	16
平	67	10	35
赤坂	37	5	15
計	474	69	208

(注) ①はご印書ご証文写し

②は出動実数

高100石20人馬3疋

高100石を70石分勤とする。

にしたり、焚いたりしたといつて弁償金を申し入れ、二十カ村組で十五両出してわびて(る)で無量寺に会合。

思えば、その、無事を神に祈った帰宅までの約十日間の村々である。

③松井田宿助郷紛争 文久三年四月五日に次の割当て明後七日暮六つ時、松井田の間屋

につくように触書が来た。(第34表)

旧の四月九日は、太陽暦の五月中旬の農繁期である。ここで五百両九カ村で出すから免除して頂きたいと道中奉行へ出したものであり、(関係文書も多いが資料編にゆずる)、結局は問題は残されて明治六年まで解決は持ちこされたようである。

日光御社参の人足 「徳川將軍が神祖の忌日に、日光廟で行う四月の大祭に参詣することで、(中略)、大勢の御供、江戸より日光迄人馬一続きとなり、この大儀がすむと、祝宴を張り猿樂を催し、天下の泰平を随喜した」と河出の日本歴史大辞典にはある。この随喜の陰にこの辺は助郷にかりだされて大金を使っている。

その一つ、享保十三年(一七二八)のものが平の関征児家にあり、これを裏づけているものが、大戸の区長文書に(日光御社参覚書、大戸御関所)ある。そこには、「四月十三日、の出発から同十六日、日光着。十七日参拝。二一日帰城。「御治世万々歳恐悦仕候」と関所番は記している。

この人足は、「御料私料の別なく関東一帯である人足云々」で、もう五カ月前から、江戸への伺いの往復が始ま

る。三島村など「夫錢割につき、組頭と百姓出入」や、ある組では、出勤中小屋から火を出して

「以後たばこ道具等御取上げ十六日までたばこも吞不申、食も三度候得共水悪しく候や味悪しく人足食物すすみ不申難儀申、湯水のみ申す事自由ならず、日光迄勤め申候人足は、など「帰った者からの聞書である」と関所番が一帳に細々と記している。（大戸区長文書）

関征児家には、「享保十三年四月十日、平村茂右エ門、上野国我妻郡五五カ村差上帳」として、吾妻郡二一カ村（西部）同六カ村（中部）一八カ村（東部）の高合一三、六四石六三四同、人足二五〇人、宰領四二人、伊奈半左エ門様御役所宛とあるものがある。

その東部関係には、触継伊勢町浅右エ門、平村茂右エ門、山田村宰料喜太夫、下沢渡村角兵衛、四万村四兵衛、原岩本村惣右エ門、蟻川村伊兵衛、平村庄左エ門、横尾村勘左エ門、川戸村平六、伊勢町武兵衛、赤坂村善兵衛、大塚村源兵衛、岩井村市三郎、金井村清六、伊勢町源太夫、平村長吉、青山村権之丞の十八名がある。（中之条町の助郷村のためか、中之条、市城、五反田、西中之条、折田、上沢渡、の六

とある。この十八カ村、一三二人の人足は、一人三百文、宰料一人一分宛十六人とあり、惣高百拾兩三分ト四百十

七文、十八カ村にて割と、平村四六貫余を始め各村に割当てている。

勤めの中には、矢来結び、諸小屋普請、飼料、飼桶すすぎ洗い、米たき出しなど、支払には、碗、米代木賃、提灯、ろうそく、水夫渡し小屋代等がある。

カ村はない。そして最後に、

「右之通相違無御座候、尤先達而於江戸表被仰付候通り十五以下六十以上之者人足召連不申候、随分堅成人足共召連申候、若相違御座候ハ、何分ニモ可被仰候、仍如件

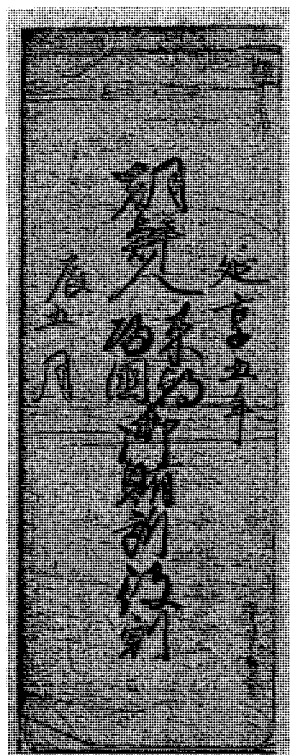
上野国我妻郡

享保十三年

触次 平村 茂右エ門

右組総代触次 岩下村 清右エ門

(一七四八) 辰五月である。(写真)



朝鮮使節来朝賄所役割

貴重な史料であるが、枚数に余裕がないのでここに割愛する。が、將軍の日光ご社参りは、先人達の大仕事だった。

(3) 朝鮮人來朝歸國御賄所役割

五反田の田村武一朗家に標題の一冊帳がある。時は延享五年(寛延元年)

略)

朝鮮人來朝歸國御賄所 品川泊り、

三使 上々官一七人、当用上々官小童子共に、長野原村橋

詰治郎右エ門、坪井村小林助右エ門、山田村町田三右エ門、

同村山田治郎兵衛、せわ役四人 人足一五人―中略―一、下

官草津湯本安兵衛人足九人。一、下官草津宮崎文右エ門人足

八人。一、下官二九人草津中沢善兵人足八人。一、下官一五

人草津村中沢左右エ門人足六人―中略―右之通可相勤者也。

一、四月二五日ハ朝鮮人來朝ニ付役向々神文被仰渡―中

略―面々勤方書付目付衆詰所へ被差出候間其旨相心得候様ニ

被仰聞。

歴史年表には、この年「六月一日、將軍家治朝鮮使節を引

見する」とあり、この一冊帳には、「神奈川宿ご修覆並伊奈

半左エ門家来役割とし、一、上々官十七人、上判事外十七

人、上官二十九人、中官三人ここに松井直右エ門、五反田村

田村治郎兵衛―人足八人、中官一五人―四万村田村文左エ門

人足六人、中官三人―下沢渡村田村半兵衛人足七人、中官

三〇人―大笹村土屋十兵衛人足九人、中官一三人、蟻川村―

山崎權之丞人足七人、中官三二人、横壁村―豊田孫兵衛―人

足一六人、

下官二〇人 大笹村黒岩長左エ門人足七人

下官二四人 根小屋村神戸治郎左エ門人足七人(中略)

一、神奈川宿よりほとがや迄継送り返り、木牧森継申候(中

と以下心得がある。朝鮮の使節の来朝に、吾妻から神奈川まで人足にかり出されている。

なお、折田村には、その度毎の国役金の請取が何枚かある。「一永一貫・二七五文、辰八月七日。稻垣藤四郎と、その後文化七年、同八年七月、（この年五月対馬で朝鮮礼節をうける）同九年十二月」と、殆んど同額を連年、朝鮮使節来朝費として納めている。

おわりに

この「支配と村」で、最後に村の生活の仕組としての村役人、村定、村入用帳等があるがこれは、特論の「村」にゆずり、村明細帳は、資料編にゆずり、この項を終ることにする。

2 産 業

(1) 村差出帳に見る生業

まず村差出帳に現金収入源を見れば、

西中之条村 男の稼 作の間は縄・苧・自分焼用薪支度、達者の者は渋川、高崎、松井田へ日料取申候、女、作の間、少々宛蚕、麻布、冬木綿布織申候、少々煙草作り商売出し申候、畑作には、大麦、小麦、粟、大根、稗、きび、そば、苳、粟、秣山入会六カ所、上沢渡、四万、五反田、原岩本、山田、原町、右六カ村へ古来より入り来り、春はうど、わらび取り少々売り申し、秋はちがや取りござ作り少々売り申候、運上出し候儀ござなく候（文政期）

伊勢町 農業の外余業なく、蚕のみ。猪、鹿多く作物を荒し、四季打鉄砲拝借、昼夜油断なく、十人宛山際より村境迄相廻り申候（慶応二年）
折田村 漆役ご上納仕候、当分漆の木ござなく候、御大豆ご金納にて上納仕候、菜種正納（物納）仕候
男の稼 二月より十月迄耕作仕、霜月より正月迄私用縄・苧・ねこ・秣・薪貯え申候、外に渡世一切ござなく候。女の稼 二月より十月迄耕作、水仕致し、霜月より正月迄麻布仕

着用ニ仕候外、稼一切ござなく候（寛政十二年）

市城村 当村作の外、駄賃少々附稼ぎその外商売稼何にて
もござなく候

当村の儀、土地ハ砂地黒土にござ候、田方ハ掛田にござ候。

畑方ハ麦作りその外、秋毛ハ粟稗大豆作り申候所ニ高山々方
故近年猪鹿大分出で作物荒し候ニ付、惣百姓昼夜追防申候え
共黒猪鹿荒し防ぎ兼惣百姓迷惑ニ御座候。女の儀、作間に
は、麻木綿布少々仕候（安永七年）農業の間に男の儀ハ同郡
中野条村より群馬郡渋川村迄駄賃付送り申候（寛保三年明和
四年）

山田村 畑方作物上中は大麦小麦、秋作は稗・粟・大豆・
小豆、下は一毛作りにて稗・そば・荏作り申候、夫食は麦少
々おもに稗にござ候、農業の間に男女の稼何にてもござ無く
候最寄市場原町へ一里程中之条へ一里程ござ候（宝暦四年）

中之条町 蚕少々（元禄五年）蚕・木綿・麻・布少々宛耕

以上には時代の相違もあり、あるいは、村により、煙草（折田・五反田）、麻（五反田・上沢渡・平・山田）など
外の文書には見えながら書いてないところもあるが、一応現金収入源と思われるものをまとめて見ると次のものがあ
る。すなわち、鍛冶炭・雑木板・わらび・うど・ゴザ・蚕・麻布織・木綿布織・米・河苔・煙草・荏草・蕈・繩・
ねこ・大豆・小豆・漆・菜種・出稼・日料取・駄賃稼・猟師・温泉等で、最も多いのは蚕・煙草でそれに家用とあ
る麻布織と木綿織がある。温泉や町の商家は別として農民の金銭収入源はこれらの生産と労働の中にあり、始めから
商品を目的とした蚕や、細美のように家用の麻布織から成長するものもあるわけである。

作の間、煙草・大豆売出し、入会山より薪茅萩引取の外縄・
蕈少々出し、商人諸荷物温泉旅人駄賃稼仕り候（享保十六、
文政六年）

原岩本村 畑方作物の儀麦・大豆少々・粟・稗・そば・
菜・大根荏少々。男農業の間高崎熊谷辺に罷出申候、女
諸作の間は麻布少々ずつ着し申候、最寄市場の儀ハ中野条
町へ道法式里程ござ候、深山続き故猪・鹿多く作物荒し申候
（鉄砲九挺）（文化六年、文政六年）

平村 農業の外稼なし（享保五年）桑少々ござ候、麻作り
申さず候、秣・薪四万村、上沢渡村山より前々に取来り申
候、秣・かや木岩本村、栃久保村山より取来り申候（天保四）
上沢渡村 畑作 麦・粟・稗・そば・大根・小豆・小麦
男の稼鍛冶炭少々仕候、ご運上ござ無く候、
女の稼一切ござなく候、温泉ご運上仕候

(2) 農 業

「百姓は米を作るもので、食べるものではなかった」というが「夫食は麦少々、主に稗にごさ候」（山田村明細帳）とあるように米作は年貢のためだった。そして畑は米の年貢に換算されて金納させられ、やがて米も金納となるが、こうした中でどんな農業が行われたであろうか。

耕地と農業 まず耕作の基底である耕地から見よう、いま貞享検地に石当反別と耕地の田の割合（35表）を見ると、田の多いのは間歩用水の上流と名久田川流域の赤坂・横尾・大塚・平で、最も少ないのは、上沢渡の1%四万・栃窪の3%で反当石高は普通石高一石につき一反歩とされているが、平均一反九畝で、四万は三反三畝・栃窪は四反三畝であり、田は全耕地の14%である。（下沢渡？）

第35表 1石当りの反別と全耕地に見る田の割合

町 村	石当反別	田・耕地
中之条町	1.6反	11%
伊勢町	1.6	14
青山村	1.3	8
市城	1.5	15
西中之条	1.9	15
折田	1.7	7
山田	1.3	16
上沢渡	3.3	1
四万	3.3	3
五反田	2.4	16
原岩本	2.4	16
赤坂	1.8	23
大塚	2.1	20
平	1.6	20
横尾	1.8	23
栃窪	4.5	3
大道新田	4.0	7
蟻川	2.1	18
平均	1.9	14

村々はこの条件下で何を作って食べ、何をもって年貢の金にかえたかである。ここに田3%の四万村と、田一六%の山田村の豪農の家の二つをあげて考えて見よう。

①四万村 凶作とは知らず例年の通り作付したがあまり

の凶作に検見を願ひ出た天明三年の全村一二九戸の作付別である。（第36表）

畑が全耕地の九七%の四万村の主食は、その七〇%の粟・稗、きびとその裏作の麦で、換金は九%の煙草、大小豆

二 生活と文化

第36表 四万村の作物

作物	反別	面積比
大豆	畝歩 474.15	9
小豆	352.02	
粟	1585.15	70
若粟	662.16	
稗	3652.04	
きび	324.20	
苳	670.29	8
菜	23.29	9
大根	462.20	
いも	67.01	
そば	228.00	
豆	164.15	4
煙草	331.20	
計	8999.26	100

畝歩
 ② 貢納面積 畑 9789.18
 田は 3町8反1畝
 高313石3斗6升

八%の苳である。四万温泉の田村・積善・小倉屋、田村喜一郎の当時の大家の平均作付は八反六畝でその四〇%は稗であった。
 ここに同村の村差出し帳にその生業を見よう。(宝暦四年、安永四年、当町役場蔵)

「農業の間に男の稼、鍛冶炭少々並に薪・雑木板伐挽き少々仕候、右の品、中之条町にて売申候、当村至て山中、田畑不足故農業斗り候てご年貢上納出来仕らず候ニ付、先年真田伊賀守様より運上差上げ、山内残らず何木によらず伐挽仕来り申し、運上の儀、板数相改、板一枚に付鋸二文かけにて種月上納参り申し年々高下物にござ候、市場中之条町へ四里

程、原町へ五里程、夫食の儀は稗第一並に大根次に麦粟少々用い申候、猪・鹿・猿、田畑殊の外喰い荒し百姓難儀仕候、獵師鉄砲十五挺、年々お役永上納仕候、大工・鍛冶その外職人、商売屋、水車、ござ無く候、米一俵三斗五升より四斗入にて売買仕候」

と、主食の稗、多い大根が食生活を裏づけ、特別の山運上に金取りの山仕事がある。田が少なく、温泉客の出入もあるだけに米の売買もある。

② 恵まれた土地の富豪の農業 山村としては比較的田に恵まれた山田村は高一石当り一反三畝である(35表)。いまこの村の古くからの豪農山田次郎兵衛家の時代は下る安政期の作付を見れば第37表のとおりである。最も多いのは麦で、次は米であり、秋作の畑で最も多いのは大小豆で次が稗である。

第 37 表

作物	作付面積	
	文久2	安政3
ごぼう	塚 $3 + \alpha$	塚 $3 + \alpha$
だいこん	α	10
もろばち	1	3
粟	11	11
稗	8	4.5
大豆	37	27.5
小豆	55	80.5
麻	1	0
計	$116 + \alpha$	$139.5 + \alpha$

- (注) ① 米—104塚
表—108塚 安政4年
- ② 面積を塚で現わしている。1塚はおよそ45坪である。

この最高の大小豆の九六%は大豆であり、これはすでに宝暦三年（一七五三）から別家常次郎が大豆を買っており（文政十年農間稼届同家文書）八年から醬油と味噌を造って商っているように、商品価値の高い大豆からさらに加工に入っている。

大麦は安政四年に三五石余、小麦は約二石で、作田は一〇四塚で田畑計三町三反歩

の大農である。

この米麦も多く商品化したに違いないが、恵まれない四万村とも稗と大豆の多い事が共通している。こうして余裕のある農家は、米麦まで商品化し、さらに日用食料品を加工して利得の増大を図っている。

なお養蚕を見ると、同家では嘉永六年までは、離山・折田・成田の遠い畑を二八塚も作っているが、文久二年には遠方は四塚に減らし、田作も半減している。いっぽう養蚕は、その掃立枚数は分らないが、切った桑の駄数の書き上げを見ると、安政四年の三七駄は、文久三年に四五駄となり、元治元年からは、繭かきの助人の記録が新らしく見えるのも蚕への増産の動きである。こうして、農業は換金の為に時代の流れにさっと動いていく。

農 作

肥料 「尿」の字を「こやし」と読んでいるように、尿尿が肥料で、それに「田こやし青草用い候、畑同断」（上沢渡村々差出）と、あるように草が重要な肥料だった。そして、

「一、粟・稗・きび肥し馬屋より出し重ね置候を見積り一反歩山灰一俵下肥四桶入れ能々踏み立て八駄に至し畑へ持運び又程合の節、水を入れ踏み立て作り申候、一、大麦・小麦肥

しは馬屋肥よく腐り候を一反歩八駄程下肥四桶灰四俵入れ、程合いの時水を入れ踏み立て蒔付候、」

と（これは宝暦四年の干侯村の村差出帳であるが、当地ではその他少量の糠・干鰯も使った処もあるらしい）下肥、堆肥・灰の三つの混合は、筆者の思い出に残る大正時代も全く同じである。そのころ、家々に肥庭（堆肥舎）があり、朝草刈は日課で馬のある家では、まだ薄暗い中に山田山へ出かけて一駄の草を刈って帰るとやがて昼をつげる工場の気笛がなったもので、春の藤の葉とりにも行ったもので、秋は干草刈が年中行事になっていた。麦蒔となれば干侯村の宝暦の頃と全く同じで堆肥に下肥を入れ、木灰を入れて、素足で踏み立てて練りまぜたものをつまじり桶に入れ、それを肩にかけて右手で握ってきりたてたさくにボタン／＼とおとしたそこへ蒔いたもので近世もまたおし知るべしである。

農作の一年 寺子屋教科書の百姓往来（以下往）に

「凡そ農人は暦の二四節四季の土用春秋の彼岸を規矩として、物の仕付、種蒔すべし、その隙には縄、草鞋を作る也。

先ず春は苗間を拵え種蒔祝、無程苗代早苗取の仕度、田植

の日は撰み、吉辰、五月女の笠手櫛銘々に渡し、中食は野先に於て亭主奔走あるべし」とある。

高橋景作の日記に（嘉永六年（一八五三）以下「景」）

二月、（太陰暦）麦ふみ、薪伐り、鶯菜は彼岸中にまけばよく生える。麦のさく切り、麦田に寒肥をやる、茄子、瓜、ごぼうの畑の下拵え

三月、（以下括弧内の数字はその日）鶯をさく（2）、ごぼ

うをまく、茄子苗をまく、桜花盛り（8）、き瓜をまく、いんげんとうもろこしをまく、田畑こやし、秣場から刈とりて作る。このころ春田をかえすべし（24）。田方種入、上中田、反当七升、下・下々田八升（四万は一斗三升程）粃種をひや

す(26)、(稻 享保期四万、ちは大・白早生、西中之条時不明、永楽、海老の子、黒餅、太餅、細餅・北国)芋植

四月、(景) 初まき(14)、蚕掃立(15)、小豆蒔(19)、粟蒔

(25)、(四万村は半夏六十日前宝暦四年村差出し)

(往) 夏氣(季)に至レハ麦秋刈込み、大豆・小豆・大角豆
茄子・粟・稗・黍・蜀黍・胡麻・綿・午旁・胡蘿蔔・等夫々に仕立ベシ肥は下肥・馬屎尿・馬の踏草・干鰯・魚腸・豆糠・油絞粕・薬灰也……小雨あるを待つてそば・粟・大根をまくべし。

五月、(景) 大豆蒔(3)、小麦刈、麦田すき(24)、あらく

れ(25)、畦塗り、小麦うち、大麦あげ(26)、まゆかき始まる、田植(27)、田かき、人じん蒔

六月、田植(3~4)、稗蒔・黍蒔(5~6)、農休み(8)、

大豆のさくきり(9)、粟の間引(10~11)、菽のさくきり(11) 田の草取(27~29)

七月、大根蒔(2)、夏蚕上族(11)、同まゆかき(16~17)、

(3) 養 蚕 業

桑の有無から見た養蚕業 貞享検地帳に「桑有・桑少」とあるのを数えると、(桑畑なし) 38表のとおりである。

最も多いのは青山村、次は市城、西中之条村の④で、最も少ないのは五反田で、まのめり・わり・白久保に各一、だけ、中之条町では川原・川原町に最も多く、石の塔・小川に少々あり、長岡・王子原は少ない、何か町三転の歴史につながるようにも思われる。(畑一面に桑をうる記録を見るのは明治初年であり、畑のきわか空地にうえた)

そば畑をすき蒔く(17)

(往) 霜月に至り御取箇附庭相場相渡候処、近年十カ年の平均にて、大半定免被仰付米永納也、鑑百文は平生通用の百文にて上納申事也

八月、(景) 糸二〇匁に下る、粟上作・田作よし、桑畑すき、菜蒔、稗取、大豆・小豆はすれと作柄を記す。

九月、(景) 浅間、白根に雪降る(6)、麦蒔(22~29)

十月、(景) 稲あげ(1)、田麦蒔(2)、麦蒔仕舞(5)、芋ほり(4)、枯木伐り、干草おろし、醬油つくり

十一月、(景) まき伐始め(10)

十二月、(景) 年貢取立(1)、煤払い(8)、

百姓往来に「すべて雨露の恵を以て万物を育つと雖も、人々の働無甲斐時は諸作成り難し、」など、働け働けと教えているが、景作日記にも、二月の麦踏から十一月一日の年貢取立までのすきまない労働の日々を見る。

二 生活と文化

第39表 西中之条村のまゆの生産

年	産額	金 額	
		繭	両
安政 6		128	138
万延 1		100	206
文久 1		96	160
	2	128	296
	3	96	224
元治 1		108	308
慶応 1		54	174
	2	105	415
	3	108	675
明治 1		126	667
	3	97	569
	3	104	624
	4	119	484

第38表 貞況検地の桑有

町 村	桑有／畑
	%
中之条町	3.5
上沢渡村	3.8
伊勢町	6.7
市城村	20.4
青山	48.9
西中之条 ①	19.2
〃 ②	1.1
山田・大道	1.2
蟻川・岩本	0.6
大塚・五反田	0.2
横尾村	10.7
赤坂	5.5

- (注) 1. ①永田原 ②その他
2. 大塚村は3冊中の1冊だけのも

き続けた永宝御年代記から、この換金作物の推移を見よう。

この年代記の最初に出てくるのは煙草である。すなわち、文化十三年子、閏八月四日、大風吹く、「煙草かいむ」とこの相場の記録が続く、この皆無の痛手に始まるこの記録から考えて何年にさかのぼるか。たばこの歴史は古く延宝四年（一六七六）の折田の年貢割付。天和二年全耕地の1%、年貢三割高（折田小淵文書）その他の村々は村差出

元禄期以降の発展 この貞享時代の桑有、元禄時代の蚕少々（中之条町）から、さらにつづく田沼時代特に山田家の宝暦時代の郡内広域に亘る繭買いに、天明三年の中之条町に「女、木綿、麻布、蚕少々宛稼」同年平村（福島真一文書）「浅間灰ふり桑洗い」など蚕の歴史を記録し続けさらに39表に見るように、この明治元年が安政の約五倍という驚くべき金額に蚕の重要な資源として成長し続ける明治以降がすでにここにあるものを見る。（中之条町役場文書）

かくして、山の畑に年々に桑がうえられ、暇なく働く蚕時に、糸の町中之条が成長していく。

反下村の換金作物の推移と養蚕業 ここに山の村上沢渡・字反下の享和二年からの記録を書

帳にすでに見た。反下村のものも、恐らく折田村あたりと同時期であろう。

さてこの煙草が蚕に地位をゆずるのが、この反下村では文政ノ天保期である。すなわち、煙草が天保八年の一兩一俵から、同十年の一兩三俵に暴落する時、煙草の記録は全く姿を消し後述する中之条町の重兵エの商いにもその時点は一致する。(その後は昭和の恐慌に少し見えるだけとなる。)

そして、この蚕は文政七年(一八二四)「百四夜大霜桑皆無蚕半吉」の記録に始まるが、これも煙草の皆無に始まるケースと同じで、すでに見た貞享検地にもあり、その歴史はずっと遡るであろうがその画期的盛況を見たのがこの文政期にあったと考えられる。

すなわち、①文政十年、「まゆ代金三四三両、翌十一年三五〇両一分二朱」と金高で増収が記録されてくるあたり、時代の波にのった蚕の高調に対する村中の喜びと意欲が記され、それはまた、この村への蚕の普及を物語る。②そしてこれを全町下に裏づけるものに後述する民家の調査に養蚕の為の家の改造の歴史がある。

さらに、これを市場に裏づけるものに、③中之条町の進出があり繭市場としての同町の成長がある。すなわち中之条町の発展は、いわゆる化政期の大江戸の繁昌―絹織物の需要の増加―足利、桐生、伊勢崎等の織物工業の発展―上州一円養蚕業の普及発展に一連の関連をもつて発展し、しかもこれは他の物資の交流(米、麦、大豆の相場表が蚕と共に歩みを揃えてこの文政期に出て来る)をも合せてこの文政期に出てくるのである。

その後蚕は、安政の通商と共に、(吾高研究紀要第八号、反下村永宝御年代を見ての別表参照)急速に躍進し、さきに見た39表の五倍の収入に見るように、農家経済の主体となって明治を迎え、そこには大きな大黒柱に見る二階三階の大家が出現するのである。

(4) 商業

町の商業の発展と在方地主の商業活動 名主間屋を兼帯し、元禄享保期に全盛を見た中之条町の二宮三家に就ては、なお特論市出入で詳述するが、そのころ、「信越米の移入と地産の麻をその隆盛もピークに達し、五反田の田村次郎兵衛は享保二年に繰糸売りを営み、同五年の麻貫帳によれば、原町・上沢渡・郷原村・平村・五反田村等々の直接生産者から麻を買い集め、その量は同年八月一六日から九月一日迄に二六三貫金にして六八兩三分七六文に及び、同年一二月一五日から一二月一五日までに煙草を折田村、下沢渡村、山田村、須賀田、五反田村の百姓から五、五四八把、箇数にして七五箇を四〇兩三分二朱で買いあげている」と、元吾高小林文瑞教諭は近世中期の商業活動として元禄享保時代の中之条町の盛んな商業活動を、岩島村誌にのせ、さらに、江戸前期の庄屋、問屋、在郷商人の多くは兵農分離に土着して、吾妻郡内でも、二宮家、桑原家、伊能家（以上中之条町）田村家（五反田）外郡内数家をあげて商業活動の成長をあげているが、この路線と全く同じく、しかもこれらの家々に優るとも劣らない山田村の山田家（次郎兵衛）があり、近世中期に今の中之条地域の発展する商業活動を見るが、以下山田家のその江戸・秩父・笠間に至る大商業圏活動とさらに麻・たばこ・蚕等の商品を地域農業の発達の関連に見ていこう。

山田家（現山田正治家）は、もとより土豪であり、伊賀守改易後は、多くは名主として、特に、享和以降長く郡中取締にあった家柄である。その商業活動は、紀州・江戸・水戸にまで及んでいる。同家の農間商は、元禄以前に遡ると推定されるが記録に残るものは正徳三年（一七一三）辰二月が初見で、金額を知るものは、享保十二年（一七二七）の原町質店帳（山田の店からか原町へ出店を出し宝暦六年六月には原町に蔵を立てている。）からである。この享保十二年初め四三五兩余の有金、新古繭三三兩余総額五六六兩とありこの帳簿は、裏返して使っているので、その中側を見ると、卯麻六二貫・同六七〇貫（代金五八兩一分）及びまゆ四三貫とある。

卯は享保八年であり、さらに遡れば、正徳元年になる。これを裏づけるものに文政十年の農間稼の届けがありそこ

には蝸買いを百年程以前末（享保十二年）としており、村差出帳には正徳三年に始めたところ。これらを見ると、さきの二宮家田村家の活動の年代とほぼ時を同じくし、この三家の商業活動にその背景とする在方の生産農民が考えられる。さらに、この一冊帳につづく「寛保三年亥十二月本日登り麻荷高井問屋並寛帳山田仙五郎」の一冊には、

「10・キ・十・市・サ・山・ヒ・カ・イ・ハ・ト・伊の印
 にすべてノを冠し、 $\times$ 四三箇、此分ハ船廻し、10上・白・
 吉・空・竹・天・大・万・ロ・仙・久・二・五も同じくノ印
 を冠し $\times$ 九箇此分陸廻し、惣 $\times$ 廿三箇外余麻右余リ兵左エ門
 土蔵ニ有預ケ、代金三六八両三分ト永七七文也、内七両一分
 組余リ……秩父遣リ売取」

とあるが大方は江戸の白子屋行である。さらに享保十二年には芋殻八駄三文、たばこ十駄、大豆がある。

延享—宝暦期の麻・煙草・繭 延享二年（一七四五）には荏を沼田・我妻・渋川に出している。荏の栽培は、中之条・西中之条、四万、にも見えており、その、取引が可成古くからあったことを裏づけ、それに、麻仕入・煙草・繭が続いている。特に麻は、本場買いとあり、おそらく岩島であろうが、外に三原、林（長の原町）買いもあり、その活動は驚くほど広い。同五年には、島や便で、江戸白子屋から百両送金され原町の山口とやっているその外、下仁田甚太郎持もあり、ここへも送っている。宝暦四年には、二千四百両を白子屋と取引している。中には返り荷に三味線の糸もあり、当時の遊芸もおもわせるが同六年には塩買入れを始めている。

宝暦二年正月の店卸帳（以下（ ）内は回数）には、まゆを沼田（3）、須川（4）、大道（2）、碓石（1）、栃窪（1）、青山（5）、市城（1）、岩井（1）、郷原（1）から買い、松井田（7）、下仁田（7）、一宮（4）、渋川（2）、高崎（4）、富岡（2）の六カ所へ送っており、富岡地方の製糸地帯を思わせるものがある。中には、須川買い—松井田—高崎廻りというのもあるが特に産地の中で、明治になって蚕種製造として特色をもった栃窪や同じく高冷地の大道、碓石、須川方面の多いことや、貞享検地にも「桑有」が畑の半分をもった青山村の多いのに考えさせられる。

二 生活と文化

第40表 山田家の商業活動

年		安永 3	天明 2	天明 3
種 別				
大 豆		一両	一両	4両
煙 草		4	6	5
ま ゆ		—	3	3
醬 油		5	15	7
味 噌		—	11	10
麦		11	13	33
手 作 質 取		25	13	?
米		16 (37俵)	?	?
小 作		?	66	61
折 田 小 作		10	?	?
質 沼 田		—	30	20
店 原 町		?	89	50
無尽(温泉)		21	21	?
利 息		24	55	?
質 利		20	3	5
そ の 他		30	—	5
計		166	325	203

明和・天明期の味噌 明和四年には、紀州の茶碗を入れ塩を買っているが、翌五年には、味噌を仕込んでゐる。ここに、大豆が、同年の三石に始まり、天明三年の十七石の最高を見る。麻・蚕・大豆・荏・味噌と山田家の商業活動は地場産業の成長を思わせ、それはまた江戸の繁昌の中に増大していく。

木材 木材の江戸行笠間行が見えてくるのが文化九年五月の諸用日記からである。そこには、大名貸しとも思われる一金七五両芝口大久保様、文化巳年証文如件也というのに始まり、以下浅草箱屋、外三十数軒に切杉四間二本、尺八三、九一二枚などの材木送り高が六く七百両ある。その中には、買主にドロンをきめられて、二九両のところをその家財を売っても五両にしかならなかったものもある。吾妻の材木が筏で江戸へ下るのはいつからかわからないが、これは化政期の時点である。

なお、このころ山の特産としての炭は、「吾妻郡山田村最寄村々より焼出候炭、倉賀野くらがの河岸まで何程にて出し候や、左之通り乍世話幸便村継ヲ以被申聞候様致し度候。一、上炭四貫目入、五貫目入、六貫目入各百俵分文政十一年四月二二日」と臨時取締山本大膳手代が中之条村役人に出しているのを見ると、

江戸の需要に応じていることがわかり、後述の吾妻川の通船に山本代官の願いにも通じる。（中之条町役場文書）（後の通船参照）

なお、40表は、以上に合せて同家の安永三年と天明二、三年の収益に地場産業をあてて見たもので八年間に利益が二倍をこえている。同家は手馬の駄賃稼もやり、質利用者は安永三年一四七人、以後一五〇人前後を年々数えている。

中之条町の町田重兵衛の商業活動 さきに、反下村の化政期の養蚕の成長に合せて中之条町の発展を考えて見たが、さらに、時を同じくする中之条町の富豪町田重兵衛の寛政七年から天保七年に至る商業と年々の景況の記録を見よう。すなわち、寛政七年には、「春より米引下がりに夏一兩に一石七升位、それより秋迄石八升位至って不景気なる年にござ候」とあり、享和元年には、「至って商事不景気、年号を改めて享和となる。但し申年（天明八年）より禁制のところ当年より少々宛初め申し候、但し未年六月祭典休む、春蝨大損毛、煙草大損毛、とありまず繭と煙草がこの地域の重要産業であったことは反下の永宝年代記と全く同じである。

酒造はいつ始めたのか、享和二年から見えて文化四、五年に増石する。同十年には、儲もろかったとある。後、天保元年に減石し、四年には、凶作の中に休んでいる。

温泉場は、文化十年が「盛ん」とある外、不況ばかりである。当時の中之条町が温泉に貸している金はここには省略するが大きい。

米価の変動が多く、信越の凶作で穀止めがあり、越後の穀止めでは常州から高崎へ入り、信州米が、中之条町を通じて月夜野まで上り、天保七年の凶作には種粃を信越に求め米買いに行っている。ここの米の商品価値は高い。

第41表は、同大福帳の年頭の店卸商品を金高に見た四期別（寛政享和期七カ年、文化期十五年、文政期十二年、天

二 生活と文化

第41表 近世中之条町商家の大福帳に見る42年間の扱商品と金高
(町田重平文書、単位 両)

	米	酒造	蕎	大豆	小豆	そば	大麦	小麦	稗
寛政7～享和3	269	517	184	280	26	58	0	0	2
文化期	300	663	117	341	19	48	2	5	1
文政期	378	665	248	375	37	43	5	5	3
天保期	1,453	1,113	1,329	295	31	48	60	44	17

煙草	荏草	糠	細美	硫黄	鉄	鯨	外	計	年平均
572	7	45	12	10	30	2	41	2,055	293
569	14	34	151	3	103	0	62	2,432	162
314	8	12	42	5	17	1	67	2,225	185
141	3	57	31	0	0	6	452	5,080	635

① 外とは下記のものである。

寛政7～享和3……矢矧(文政期迄)、水油、木葉

文化期……………越後笠、みみぶし

文政期……………篠巻、大島、ごま、茶、綿物、みそ、わらび縄、せと物

天保期……………篠巻、水油、麻、松板、瓦、塩、綿物、釘、糒

② 1両以下は四捨五入した。

③ 文政4年の煙草70俵代を20両とした。煙草は越後から入るが地煙草も多い。享和3年には四万、平、沢渡、横尾120俵、須川から15俵入る。

④ 糠は地元と越後である。

⑤ 大豆も越後から入っているが青山外地元産が多い。多く江戸へ出している。

保期(八年)合計である。
この年代別に何が動き、それがどう変っているか。
例えば、寛政七年では、
1 たばこ、2 まゆ、3 大豆、
4 米、5 硫黄の順である。
翌八年には、1 酒、2 大豆、
3 たばこ、4 米、同一一年
には、1 煙草、2 酒、3 米、
4 大豆となるが、これを各
期にまとめて五位までを見
ると、煙草・酒・米・ま
ゆ・大豆の外に文化期に細
美が出てくる。糸・まゆに
変わった進出である。これ
は、すでに享和二年四〇
反、文化一年二七反同二年
九四反同三年三三〇反四年

一二五反、六年三七一反、ここから少しずつ下って、七年三三一反、九年一二〇反、十年四〇反、十一年二九反、天保七年六二反と下降しながらも続くが、そのピークは文化期である。細美（麻織物）は江戸行と記してある。大江戸文化の繁昌が田舎を動かして村の女性の労苦がここに集っていくのである。糸まゆの上昇は、文政の反下の年代記を裏づけている。

天保期になると、米と糸繭が、殆んど同じに上ってくる。これは、同町田儀平商店の大宝恵調査（小林文瑞硫黄史の研究）にも同じ傾向が見える。それに、面白いことには、年々商品の種目が増える事で、越後笠は文化二年であり、商品の種類の新参は、文化が2、文政が6、天保が7で、年と共に増加し、その年間店卸平均は化政期の三倍になる。これは、もちろん町田家の繁栄にもあるが、農村経済の大きく変っていく事も、考えられる。天保期に見えてきた松板には、さきの後背地の山の木挽き（きり）を思わせ、瓦には瓦（かわ）ぶきの屋根が、鯉には越後の海の香をのせて、文化的の生活がほのかに見える。

最後に、天保期にトップとなる米の動きを見よう。（第42表）

これは、大福帳（一月二日の店卸総額で仕入はその前年である）に記された地米と信州米の比率に見たものであり、備考はその年の反省に合せた関連事件である。

なお、地米その他の中には、城米とある中山米（寛政十三年まで）、尻高米（享和三年～天保六）、前橋米（天保七年の凶作年）で、地米としては岩井米が多い。米が前橋・渋川の米に抑えられて行くのが天保二年からであるが何か、農業の変革か、城下町の変革を思わせるが検討したいところである。

なお、42表中、信州米・地米の比率の動きを見ると、特に天保期など、凶作の穀留による酒造りの中止、山田川橋不通の時点の一对九、八年の凶作では全く地米なく種籾まで信越に求めるあたり、よくその比率に現われている。

二 生活と文化

第42表 地米と信州米の買入れ比較（寛政7～天保8）

年	寛政七	十一	十二	享和一	二	三	文化一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
買先	信州米	四〇	四四	四五	二五	二六	三〇	五〇	六六	六六	六六	五四	五七	二〇	五	二〇	十一	十三
比率	地米	一〇六	六六	五六	八五	四八	七四	一〇七	五	四四	四四	四六	三五	三八	五	八	八	五
備考	安値、山田川橋不通 、橋不通	不況	洪水、高値、酒造復活	諸色大下落	米大下落、酒造増	大下落、高値	地米悪し	高値で損	信州米高値	ゆ場、不景氣	信越凶作、穀留、常州米高	崎へ入る	不況					

[illegible]

村の商業と地場産業、五反田村孫兵衛の場合 この商業の盛んとなった天保期を五反田村名主孫兵衛（高橋孝茂家）の覚帳から箱島の紋五郎との商品取引の動きだけを抜書して見た。（表中才みー才ミは細美。）

天 保 15 年 (辰)									
時	金	高	物品数量	貸借	時	金	高	物品数量	貸借
辰 六 月	兩・分・朱	一文	塩一俵	入	戌 四・二二	兩・分・朱	一文	丸そうめん	入
酉 九 月	〇・〇・二・	六〇〇	塩一俵	入	〇・一・〇・	九六四	二〇〇	二俵	入
戌 一・二二	〇・〇・二・	二〇八	才み代	貸	〇・〇・〇・	一九〇〇	〇・〇・	才み代	貸
一・二六	〇・二・二・	六三二	大豆八斗	入	〇・〇・〇・	二〇〇	〇	荷縄一〇 (庄印)	貸
二・二二	〇・一・〇・	二〇〇	塩二俵	入	〇・一・二・	二〇〇	〇	麦六斗入	入
〇・〇・二・	一七二	〇	才み代	貸	〇・〇・二・	二〇〇	〇	平そうめん	入
三・一六	一・〇・〇・	二二四	〃	〃	〇・〇・二・	二二四	〇	才み代	入
三・二二	〇・一・二・	一六五〇	塩三俵	入	〇・〇・二・	二二四	〇	そうめん	入
〇・三・〇・	一〇〇	七五	塩二俵	貸	〇・一・二・	一〇二	〇	小豆三斗 六升	入
三・二六	〇・一・二・	五六〇	才ミ三反	貸	〇・〇・二・	一〇〇	〇	丸そうめん	入
四・一六	〇・〇・二・	五五〇	塩一俵	入	〇・〇・〇・	一〇〇〇	〇	才み代	入
戌 四・一六	〇・〇・〇・	一九五〇	縄二〇	内	〇・二・二・	四六三	〇	大豆七斗	入
〇・〇・〇・	三二二	〃	砥石一五丁	文と 入	〇・〇・〇・	二八〇	〇	袋地一反	入
〇・〇・〇・	〃	〃	〃	〃	〇・〇・〇・	六〇〇	〇	才み代三反	入

同帳に、百数十名にのぼる人々との貸借売買がある。その一人箱島の紋五郎との取引の始めは、「天保一四」の改」とあるので、それ以前からの取引のあった事がわかる。主なる買入品は、塩、そうめん、麦、砥石で、売出し

は、細美、大小豆、荷縄・縄であり、取引は中之条町の一・六の市日である。渋川方面への五反田村の道をどんな商品が通ったかがわかると共に五反田方面の生産と需要がわかる。

次に至兵衛殿として住所がないが、天保十四年内までを見ると、麻・塩・蠟・砥石・細美織——一六文貸しとあり、村内の細美織に、これらの商品を貸しているらしい。麻布織は、前に見た西中之条、折田の村差出帳にもあり、重兵衛の化政期の細美に江戸行き的重要品を見たが、後背地の、五反田村の孫兵エの扱いに見えるのは天保後期でいま、その「麻貸し」を抜き出すと次の通りである。

中之条町	辰巳や	六二四文	横尾	喜兵エ	一貫一五〇文
伊勢町	理右エ門	一貫二百文	岩本	岩吉	五四〇八文、利兵エ
四万村	次郎兵エ	一貫文	源助	一貫一二四文	五反田
					八郎兵エ
					二朱
					新兵エ

その最後の新兵エの一つを見ると、十二月八日麻代二百文貸し、五月一日才美一反九五〇文差引七五〇文渡すとある。一冬一反織ったのである。孫兵エは麻を貸して細美を取り、その細美は、箱島の紋五郎に売って、塩、そうめんを買い、それを細美織の至兵衛に売っている。重兵エの大福帳の細美も、こうした家内工業の集積である。次に、まゆの部には、(升目はまゆ、匁は糸)

千松釜	一七升	一二五匁上り	善五郎	?	八百匁
清兵エ	三三升	二七一匁上り	うめ子	四二升	八百匁
"	一〇升	?	佐平次	二四升	八百文渡す

おまちどのとして四回渡している。不明のものもあるが、五つ六つの釜を持って繭を渡して糸をとらせている。大豆の売り先は渋川でその庄助に、三月の市日に四斗入三石四升を二両二分二朱八八文で二度に渡している。

次に天保十五年前半六カ月の当産帳に、孫兵エの店で売った商品名をあげて村の生活の一端をのぞいておこう。もとい、ろうそく、釘、麻、細美、鉄、背中あて、荷縄、縄、苳、草履、わらじ、唐墨、小豆、大豆種・笠・反物・虫薬・馬わら・醤油・油・白米・餅・ごま・鰯・塩・そうめん・ふ・酒・たばこ・扇子・水引・紙（みの紙・のべ紙・色紙）線香、の三五品目がある。

この中で扱件数は麻が一番多く三八回もある。にしん、いわしの海産物もある。白米の扱い回数も十回もあり、醤油も九回ある。苳の一八〇枚八貫百文も土地の生産として注目したい。なお、この期間外のものに、灯心・よき・つけ木・足袋もあり鉄は一丁二〇〇文、ぞうり一足十六文、わらじ一足十二文、虫薬は一包五〇文とある。

古くから名主の家の孫兵衛は（現当主高橋孝茂）名も中村の道上にあったが、町田重兵エの商業活動に見たように、天保時代飛躍する商品流通の中に、村の産物を渋川、箱島の商人と交易し、四万温泉を始め、村人に日用品を斡旋し、ここに共存する細美、生糸の織手は、工賃で生計を立てる。小前百姓は、その加工原料の麻を買いあは、原料の蚕を飼うのである。

ここに、さらに付言すれば、この蚕糸業に必要な苳、かご、ざるが造られ、釜・鎌・鉄を鑄る炭が焼かれる。こうして商業の発達にまた関連して村の諸産業が派生した。

このように村の豪農層の商業活動は、村の産業を開発し併せて、ふえて行く商品はどんな山の中もこのように見のがさない。この間、（昭和五十年七月）赤岩の篠原家で襖を張替えた時その下張りの反古に、文化・文政時代の商業活動を知る貴重な文書があったが、そこに大岩から大豆を買って味噌豆を三駄煮ており、さきの山田家と同じように、麻を江戸の白子屋へ繭を高崎へ数百両商っているのがあったが、どこの村にもこの孫兵エ家に見るように地元の産業の中にこれをまとめて市場に出し、見返りに必要物資を入れる活動が行われていたのである。

酒造業 中之条町の享保十六年の村差出帳に造酒屋六本とあり、五軒で二四五石つくり二六一石、店とある。前に見た町田重兵エ家の酒造が化政期に最高を見たが、糸繭の収入に反した農民の最大消費は酒であった。こうした事から酒屋の富はあの歴史的な正長の土一揆（一四二八）の発端にもあったが、多くは、金貸し、質屋、問屋を兼ね、あるいは村役人となって、村を牛耳った家が多い。

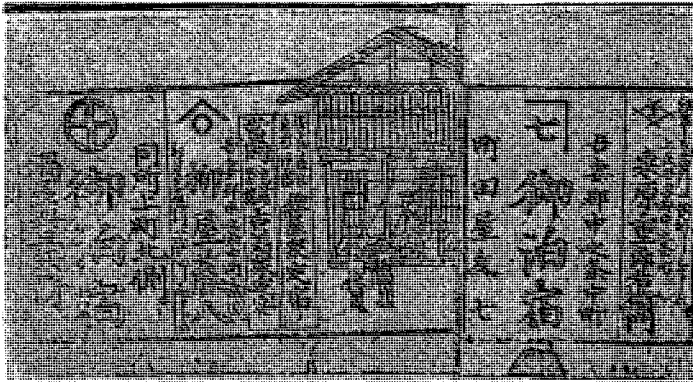
この、（中之条町役場蔵）嘉永三年の酒造会合帳の申合せに「仲間一統議定の事」があり「米相場引合酒値段取極め」など、互いに連絡をとった七カ条があるが、これは後編の資料編にゆずり、そこに連名した酒蔵だけ見ておう。そこには、郷原村辻蔵、原町松井蔵、矢島蔵、山口蔵、山久蔵、山田清水蔵、高沼蔵、中之条二見屋蔵、柏屋蔵、桑原蔵、母蔵、伊勢町上一蔵（二つ）、平村丸元蔵、宇津間蔵、蟻川村綿屋蔵、植栗金田蔵、五反田蔵、岩井蔵、小雨蔵、三島沢尻蔵、山半蔵・大戸加部蔵、萩生谷蔵、五丁田沢口蔵以上二五の酒造家がある。

この米は多く信越に依存し、杜氏とよぶ酒造りの専門家がまた米と共に入ってきて、酒造に貴重な存在となっていたのである。

諸業高名録に見る中之条町 中之条町柳屋旅館に「諸業高名録」という榛名山麓を廻る道中の旅人宿、お休所、諸営業の家々照会の絵入一冊がある。その中の「定飛脚問屋、島や佐五右エ門取次所渋川青木勘右エ門」のこの定飛脚取次所から見ると文政十年ころかと思われる。（岩本綿貫家の文書、年貢納め飛脚抜から）

いずれにしても、名の高名録に、道中にきこえた家々であろうが、盛んと云えば、さきの重兵エの大福帳に文化十年の四万の湯を最も「盛」と書いているが、この四万の温泉や青山の永井や中之条の旅人宿、伊勢町の商店など、当時の当中之条町をしのぶにふさわしい。

このころ（文政九年七月）改造されたと見える天王宮の奉加帳（当役場蔵）にも、ここに名のない、紺屋、ふるい



高名録中之中之条町の一部

第43表 旅人宿その他

所	旅人宿	茶屋	肴や	脇差	太 あら 物	薬	馬市	焼 物
茨 川	4		1	1	1 ①	② 1	1	①
箱 島		1						
五 丁 田		2						
奥 田	1							
青 山	1	①			(麻買次) ①①			
伊 勢 町					①	2		
中之条町	(板木) 間屋 7	(休所) ①						
四 万	8	(料理) 2						
原 町		5	1	(醤油) 1	2	3		そめもの 1
郷 原	3				(麻まゆ) 1	買次、 1	質、酒	造)
矢 倉		1						
岩 下	2	1						
川 原 ゆ	1				(そうめん卸) 1			
大 戸	2	2			1	①		

①は兼業のもの

う。や、あふぎや、たばこや、小間物や、車や、すしや、そうめんや、などがある。がこの家並に出ていたものである。第43表は高名録を表にしたものである。(金子、上野田、金井、三の倉、神山、室田は除いた)

中之条町を順路に見れば、太物小間物、あらもの、金、奥田村飯塚九郎兵衛御泊宿の次に「吾妻産物荒物おろし」「麻買次」「名酒土品有」、③「太物」「お休所」「商人ご定宿」と、ある青山村永井吉三郎がある。吾妻の産物荒物、地酒を売り、旅人宿もする。

次に伊勢町へ来て①「七十二種の眼病悉く治す」草津薬師御夢想御目薬 環翠堂、伊勢町 柳田鼎蔵、②草津温泉道上州吾妻郡伊勢町上市屋秀蔵 万病円々薬種あらもの品々、この外調台の寿薬品々ご座候とある。そして中之条に入る。そこには、

①諸国商人おやすみ所、信州奥州種屋定休所御茶漬 吾妻中之条東入口三升屋茂左衛門 ②諸国商人衆御荷物付送り仕

恐らく越中の葉やが、家々を廻る中に、北国の種やが、また、お得意で蚕種の注文をうけて歩いていたに相違ない。地産の板木問屋がある事は、四万の年貢の板を裏づけ、客引は一切しないとあるのも、定評の定宿を思わせる。

次は、四万の湯であるが、ここでは、多い数に想像を任せて後述の特論にゆずろう。

佐渡奉行川路聖護が柰の渡の川留に渋川から十里の旅の宿を中之条に求めているのも、そして翌日永井宿泊りとあるのを見ても中之条町が程よいとまり場として旅館が立並んでいた事を思わせる。

候、板木問屋諸国商人御泊宿 吾妻郡中之条下ノ町角中島屋平四郎 ③信州塩尻種屋衆定宿、越中富山薬屋衆定宿、私方より宿引一切出し不申候 上州吾妻郡中之条町桑原重郎右エ門 ④吾妻郡中之条中町 丑御泊宿町田屋友七 ⑤「信州塩田種屋衆定宿」当国高崎前橋古着衆定宿 今吾妻郡中之条町南側 私方にては宿引一切出し不申候 柳屋藤八、⑥同所上町北側 ⑦御泊宿鍋屋与五兵衛 ⑦⑧御泊中之条町上町 御休所、丸山小一郎と、中之条町は、七軒の宿屋があり、信州奥州の種屋（蚕種屋）越中富山の薬屋、高崎前橋の古着やの定宿がある。

3 交 通

(1) 絵図に見る近世中之条町への道

上州吾妻郡原町。中之条外三八カ村、とある絵図は、いつのものか年号がないので推定の外はない。すでに、信州道、三国道の脇道や、ご普請橋を見てきたが、吾妻川が水力電氣に利用されて（昭和初期）地下に入らなかつた。その頃、黄河の濁流を思わせた吾妻川が、鳥居峠に発して延々と兩岸をかみつ流れて、漸く広場へ出たのが、この中之条岩井河原で、まさに吾妻第一の大川となった。もう橋はかけられない、そこに三つの船場がある。

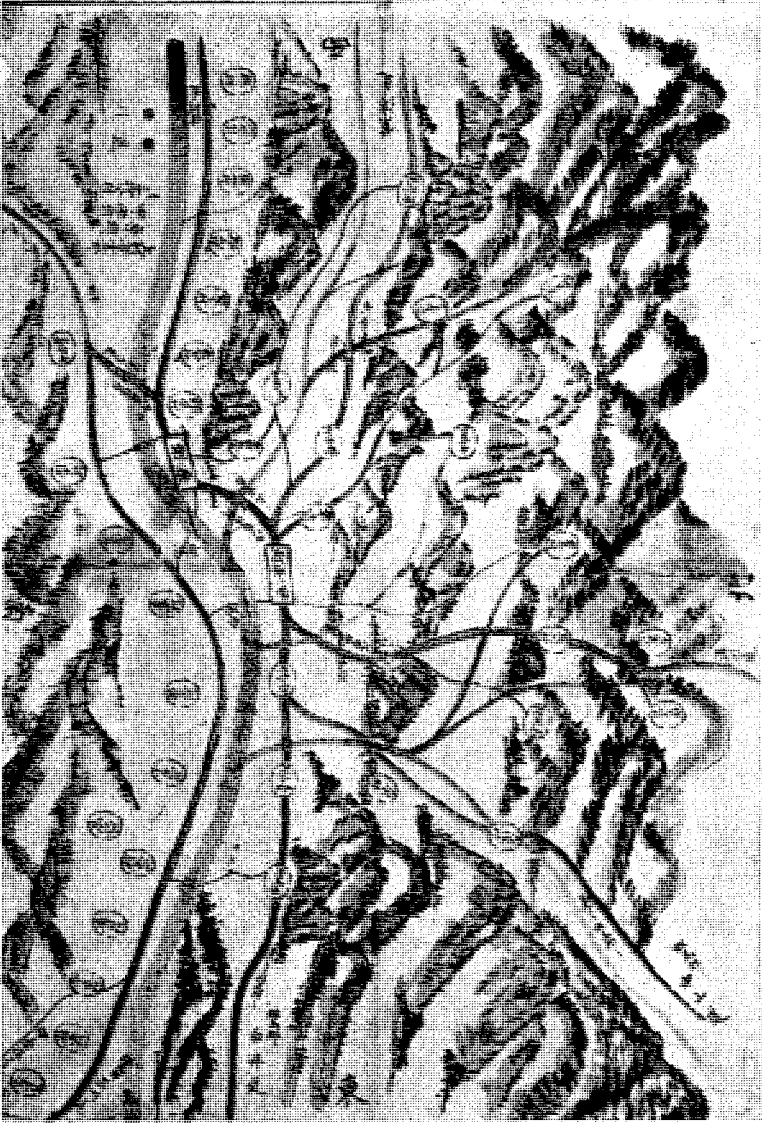
三国街道の空の渡しが不通になると、いわゆる脇往還で日陰回りの十里の道を、万年橋山田川橋と渡って中之条に來る。この二つのご普請橋は、信州米の來る道であり信州商いの道であり、また善光寺道である。さきに見た右江戸、左ぜんこうじの」の道しるべがここに役立つ。それにしても、この道標はどこにどちらをむいていたものか、お



右 しま、さわたり
左 中之条
道（親都神社裏）

そらく岩井の船渡道の江戸・信州の分れ道であろうが、今一つのご普請橋の渡戸橋は、今の沢田農協下の少し西よりから四万川にかけたこの図の草津道である。牧水は、ここを通過して草津への道にうたい十返舎一九は、草津からこの橋を渡って、中之条の一夜に、「鍋やの宿の居心のよさ」とそそる旅情をうたったのである。

文化文政時代、江戸が百万をこえる大都市の繁昌につれ、「草津千軒田舎のお江戸」と賑わうこの街道には、大岩の不動



交通図



下山田の原町、中之条道道しるべ

様の大灯籠がたち、峠をこえた生須に大庚申が建った。絵図に、沢渡り湯、四万湯とあって、村とないのも面白い。

ついでに、この湯の街の道しるべを見ておこう。一つは五反田の親都神社の分れ道に、右四万沢渡。左中之条と北国脇往還をこえてきた湯の客に備えている。中之条からの四万道は、西中之条の柴本から、枯木に入り、岩崎観音の前を通り、成田原―みの原道を通ったものである。古歌に「岩崎や成田原のさしも草花は折田に木の根掛橋」というのがある。(第二章參照)が、この「木の根掛橋」を刻む石地藏も、四万への道しるべであった。古老は五反田の馬王堂(二二番札所)のあたりに四万の湯の道しるべがあったという。いま土地の人にきくと、「炭焼がまのふたにでもしながなめえねえ」という。この堂の下の小道は、西方は見はるかす美の原高原の四万の道につづき、南方は、榛名連山を一眸にあつめている。

今一つは、原町の大宮神社の裏にある、「左さわたり」とだけあるものである。山田通りの沢渡の湯の道である。この山田へ、中之条の小川から今句碑塚のあるはなれ山へ出て、この図にもある名の記されていない勝負(菖蒲)瀬橋がある。この橋を渡って山田へ出た所に右原町左中之条の道しるべが道下にあるのも、この道の要路を語っている。

今、上妻橋の袂に立つ「宝暦三年(一七五三)八月大吉、奉造立川死霊為菩提也」と読める石地藏は、善福寺先代靈道和尚が、この菖蒲瀬橋の守りに立てられていたものを、この橋の消失と、上妻橋の新設に移転したものと、同所



葛蒲瀬橋の袂にあった地蔵様
宝暦3年(1753)から

の佐藤清協力委員は語る。この下の河原に嘉永の大願が成就して、江戸の通船が叶い、山田次郎兵衛の河岸が設けられて、当地と江戸の物資の交流場となった。道はこの橋を渡って同家の下の店に至る。その辻には、沢渡の湯から来た人の為か、さきの原町と中之条の道しるべに出会う。ここは三本辻の要衝だったのである。いま、またこの道は、大型農道に姿を変えようとし、すでに、土地関係者の売渡しも済んだときく。この道の岐路に地元の人々の呼ぶ灯籠場(中堰)に大御所時代にのせた大灯籠がある。「秋葉大明神石尊大権現御神灯山田中講中」とある。秋になると、番札が回ってきて、毎夜ご神灯をあげたものと、前記佐藤委員は語る。

沢渡道は、花園から行沢橋(今よりも上にあった)を渡り、石器時代の住居跡が、新道の改修に見えられた字清水を通り、桑原^{かばら}に出る。かつて天正の昔八幡山番帳に武名を留めた富沢豊前の墓のあたりの、四万川沿いから、町田浩蔵家の下を通り、沢渡川沿いに寺社原の観音様の下あたりから前尻―沢渡の湯と出たものであるらしい、今はただ訪ねる人も稀な前尻の古道の林の中に、寛保三年(一七四三)と刻まれた道祖神が、睦ましく座っておられる。

寛保三年といえば、大洪水の翌年である。破壊された道を更新らしくしたしるしでもあろうか。これと同型同年のものが、近くの反下入口にもある。中之条―折田通りの沢渡道も、高札坂から今は旧道となった四万川べりを通り、土地の人が往還といった治道には、大正の頃まで茶店がずい分あった、六、七軒はあったように思う。下沢渡に出ても、菅田あたりの道は沢渡川に沿っていた。その古道も今にのこる。

なお、原町―山田―沢渡温泉道に、「宿場無之候へ共原町よ

り草津温泉通り人足候儀候、農間茶屋叶屋権右エ門」(山田村安政二年村差出帳山田正治家文書)とあり、大宮の裏の道しるべの重要性が、ここにも見える山田の道である。正徳の巡見使はこの道を通って沢渡―草津へ行っている。

ここで、この図にはない折田の上妻橋の上にあったさい勝橋通りについて述べておこう。それはあの当代の碩学平沢元愷が、郷土が生んだ書聖町田延陵を、清水に(この橋を渡るとすぐ上)訪れてその帰る路、この橋の折田の岩壁に、おしみなき別離の情を……橋の袂の絶壁に揮えば、村人が、その消矢を惜しんで刻みつけたと云う、有名な磨崖碑のある道であり、中世の部で述べた山田橋はこれであらうか。

近くに、行沢川が白玉となって落ちてくるその滝の下に、名も仙下の不動様がある。

この橋の折田側のすぐ上に、近世の初期岩櫃城に仕えた折田の庄屋小湊喜右エ門の家がある、何かこの橋、この道は、この小湊家の住居とつながりがあるように思へてならない。

明治元年の夏の雨で山田川橋が流れた時、中之条から高崎へ行くのに、この橋を渡って郷原に出たという。(小池



標道の線宿湯条中之条道

折八述増補中之条町誌)が、山田、折田の人の耕作の道でもあった。明治七年の西中之条の村入用帳に、この橋と菖蒲瀬橋(天保九年の村差出帳にこの字を使っている)の掛替に税金しているが中之条町、西中之条、折田、山田四カ町村持の橋のようである。

図の北国協往還を偲ばせるものに、朝日座横町辻に立つ昭和九年四月の皇太子殿下御降誕記念の「県道中之条湯宿、柴本・猪窪・親都・嵩山・岩本ヲ経テ須川」と、あるのがある。しかし、当時の北国道は、中之条―横尾―蟻川―大道新田の道である。こ

の古道を行けば、高津道の、小藪の中に、三十番札所如輪観音堂跡があり、百日紅の大木と元禄の庚申がその昔の道を語っている。

この高津を越えて奥山原を通り蟻川へ出る。いつ頃からか、この蟻川の水が高津へひかれている。その旧道のほとりにこれも三一番の札所洗板あれた（蟻川）の観音堂が今は通る人もないこの川の辺に、石仏が草むらの庭に並んで、朽木さえ残らないただ兩岸の橋場の跡を教えている。かつての三国往還は、この蟻川を渡り、右は三二番札所の塩平しよだいら観音の道に、左は本通りで刀工で有名な蟻川波右うば門の屋敷跡のある字野原うばに出て、蟻川家の墓地の東を下り、問屋のあった「ちうぎゅうば」綿貫家の前を通り「しものくり」赤坂の久保貝戸へ出て大道新田の峠へ入って行った。

明治元年の三国戦争で、官軍が馬を走らせ、千人をこす現中之条町の人達が越後の浅貝駅まで助郷に行ったのはこの道である。

大道峠は、標高約八百メートル、この峠をこえて越後の米・酒・鮒がおよそ明治十年代まで入り続けているが、かつてこの道は、佐渡の金山の水汲みに送られる無宿者が夜中に唐丸かごを脱け出して騒がせた道でもある。それに、明治二九年まで吾妻郡だった新治村の人々の、郡都中之条町へのご用の道でもあった。

さて今一つの北国脇往還が、伊勢町―平―大塚―尻高―中山宿と、三国本街道に行く道である。かつて沼田城下にあった時代は特に公用人馬の往来が繁く、大塚橋は、大切な公儀橋であった。その街道の名残を今に留めて、沿道に立派な堂社が多く、平の鍛冶谷戸の毘沙門堂には宝暦八年の棟札があり、西国・秩父・坂東の札所の観音様が合祀されている。そして吾妻三三番最後の観音様も大塚の沿道にあり、近くに北向の観音のあるのも古道の昔を物語る。

この大塚と赤坂―蟻川―大道を結ぶ矢場の古道に、三国橋の小名があり、ゆかる名の不動坂にはおそらく、險路の難を除けるためであろう享保三年（一七一八）建立の不動様が劔をもって構えていらっしやる。この享保の昔、赤坂



享保3年から矢場の不動坂に
立っていらっしゃる。不動様

・大塚の先人の念願に、図にはもうない古道を今に見守る不動様である。

絵図に舟の絵のある所が三カ所ある。川下から見ると、まず市城の渡しである。かつて高野長英はこの渡しで伊勢町へ来十返舎一九はこの渡しで五丁田へ越した。思えば、明治に、岩井堂の難所が開削されるまで、この渡しは、渋川―中之条をつなぐ要所であったのである。中ほどが、中之条―岩井の舟渡であり、その後、竜が鼻にもあったのだがこの図にはない。

今の東橋近くのものは、岩井―原町の舟場で、東橋より少し下手にあったものでここへ板橋を掛けると、大騒動になったのが、大御所家斉が死に、水野忠邦が天保の改革を始めた翌年である。この舟渡と橋が、上下に並び、見た目には、美しい風景を見るが、舟と橋の交錯する典型的の場だけに、後述する、交通商業圏をめぐる騒動をしばしば見るのである。

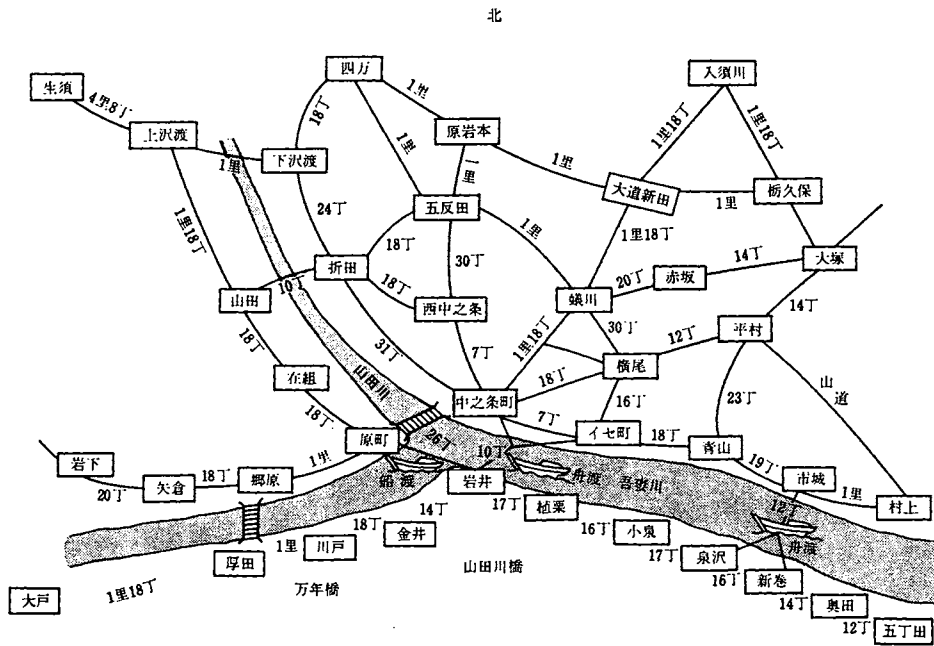
○中之条町からの道程

第12図には、その年代はないが、図を裏づける絵図から文政以降のものと推定される。(中之条町役場蔵)

この図の道程を、十八世紀の始めの「沼田領時代(唐沢徳武家文書)」と、文政二年、明治二年(中之条町役場文書)を比べると、道の推移が想像され、寛保三年と文政二年(中之条町役場文書)を並べると駄賃の変遷と、中之条町からの継場(つぎば)がわかる。

なお、ここにはないので、わからないものに「正徳三年(一七一三)の山田村の村差出帳に「御城米の儀、当村よ

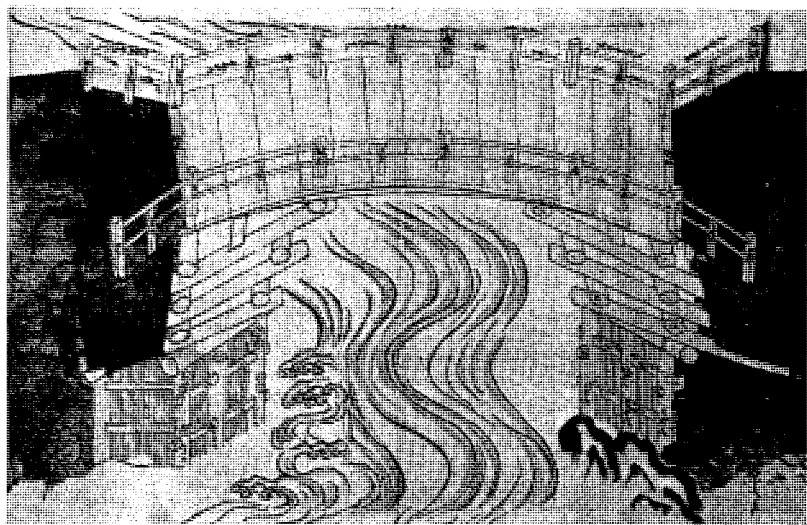
第12図 継立絵図（中之条町中心に）



南

第 44 表 中之条町からの道程と駄賃

町 村 名	道 程			駄 賃				
				本 馬		軽 尻		人足
	1702 1729	1819 (文政 2)	1869 (明治 2)	1743 (寛保 3)	1819	1743	1819	1819
大 塚一 平	町 15	町 14	町	文	文	文	文	文
平 一伊勢町	29	27						
伊勢町一中之条	7	7			22		16	11
中之条一原 町	26	26	26	36	38	25	29	19
原 町一郷 原	36	32						
郷 原一矢 倉	13	18						
矢 倉一岩 下	15	20						
岩 下一松 尾	23	36						
横 谷一川原畑	35	36						55
中之条一村 上		80	80		110	74		
” 一市 城					72		52	36
” 一五丁田		82	82	164	94	110	66	47
” 一四 万		152	152	山口 新ゆ 250 272	240	164 180	170	120
” 一上沢渡		90	102	140	151	103	113	45
” 一蟻 川		54	72	83	94	55	66	53
” 一長野原		岩下で つぐ	252					
” 一中 山	214		126	164	205	124	141	102
” 一北 牧				272		180		
” 一西中之条							16	



山田川橋の刎橋絵図

り小野子村迄五里付出し、小野子より川井河岸まで十一里分……」とあり、また、さきに見た宝暦の飛脚殺し事件の時、赤坂の百姓が小野子通りで渋川へ行っていることは。山田—小野子の道が、特に城米の道とすれば、本通りであるが、ここが、わからない。

(2) 橋

すでに、絵図に見る中之条町の交通で、三つのご普請橋を見たが、今の人にはおよそ想像もつかない三五カ村人足の橋の苦勞がある。

橋と人足 元文五年（一七四〇）の山田川橋見分積帳—大嶋・早川ご普請役人とある一冊帳（中之条町役場文書）を見ると、三五カ村組合の石高一五、四三九石中、六六石余のお林見廻役高引、中之条町立会、山田川刎橋長さ十二間（約二四^尺、現在六三・五^尺）幅二間（四^尺、現在は六・五^尺）「越後・信州の往来並に近在より江戸往還である。」と、用材・人足（うち木出し人足七、〇三五人）（第45表）などの見積書に当時の橋掛替の苦勞が偲ばれる。

第45表 山田川橋掛替用材、人足（元文5年）

用 種	本数	長	末 口	お 林	人 足
柱	3	2 K	1 尺	原町 2里余	27人
梁 木	1	15尺	1 尺	"	12
"	1	2 K	5寸 1寸	古木用	0
柱	3	—	—	—	21
一ノ 刎 木	8	4 K	1 尺	原 町	400
二ノ "	6	6 K	"	上沢渡 7里余	1,500
三ノ "	6	7.5K	"	"	1,920
中ノ 間行桁	3	—	1 尺 2寸 8寸	"	780
維 新 桁	6	5 K	1 尺 2寸 8寸	"	1,500
枕 木	12	15尺	1 尺	原 町	144
刎 尻 押 木	90	15尺	5 寸	"	450
高 梁 男 柱	4	2 K	8 寸	"	20
" "	13	6 尺	6 寸	"	13
" 間 柱	8	10尺	4 寸	"	8
" "	16	13尺	6 寸 5寸	"	32
" 笠 木	16	12尺	6 寸 5寸	"	32
" "	4	12.5尺	5 寸	"	8
敷 板	24	2 K	1 尺 2寸 1尺	"	168
計	224				7,035

その他、鉄物一〇六貫二一六匁、この代一六貫七二四文、大工二六人、賃永九貫三五九文、橋の平坪二四坪、一坪九人ばかり、

木挽 二七人一ト 賃永一貫一七四文二トこれは内二四人ハ敷板木二四本一本二通り引三人一トハ高梁木四本此通六通り……橋台両爪堀割延長十間平均高さ二間、底三間上口五間、一坪三人 二カ所 人足四八〇人

人足七百人 伐木引渡行桁渡し大工手伝
古道具片付其の他一式
計 金二七兩一分永一〇文四ト

人足八、二二五人 扶持米一人五合宛
(四一石七五合)
お林二三本、長さ七・五間一一間
末口一尺二寸一四寸。

二 生活と文化

第46表 山田川橋・万年橋人足表

町村名	山田川橋		◎万年橋	山田川橋	
	人 足		人 足	天 明 3	
	元文 5 年	天明 3	寛政 6	町村名	人 足
中之条町	人 377	人 184	人 209	横谷村	人 35
西中之条村	206	100	114	松 尾	77
伊 勢 町	346	107	190	岩 下	157
青 山 村	110	52	56	三 島	305
市 城 "	116	56	64	川 戸	184
上沢渡 "	115	56	64	郷 原	57
下沢渡 "	191	93	106	矢 倉	45
山 田 "	362	176	201	厚 田	58
折 田 "	333	162	184	岩 井	190
四 万 "	166	81	92	金 井	53
蟻 川 "	247	117	133	泉 沢	61
大道新田	30	15	17	新 巻	111
五反田村	302	147	167	小 泉	107
原岩本村	239	116	132	植 栗	199
横 尾 "	329	163	182	奥 田	44
平 "	249	122	139	原 町	292
大 塚 "	232	110	125	計	1,975
赤 坂 "	207	101	115	外勤過	3 (中之条)
栃 窪 "	16	8	9	台 計	4,004
計	4,173	2,026	2,299		

その人足割を見ると46表のようである。なお、元文五年は百石当り五三人強（中之条町だけあげた）天明三年は、二五人とある。（山田橋御普請人足御扶持米割賦請取帳中之条町役場文書）

寛政六年の万年橋の人足は、岩島村誌を参考にして（一人以下は四捨五入した）中之条町関係だけ抜き出したもので百石当り二八人となる。この年はこのお林から木を出したのか。当時の橋は、写真のように、川柱のない橋

(刎橋)で橋場から刎出した木の上に板をうったもので、三の刎の長さ約十五メートル、末口三〇センチの太木で、しかも伐り倒したばかりの生木である。それを反下―下沢渡―切通し―中折田―小川―山田川橋と片道二八キロ一本三二〇人が二日ばかりで、今に残る「でえもち引」の名に多くは樺の大木を輪切にした地車につけて、木やりのうたをはりあげてずるりずるりと引き続けたに違いない。この六本の三の刎木だけでも、三二〇人組が六組続いたわけで、人足の八六％は木出人足であった。

安永三年(一七七四)には山が険しく出しが悪く遠い村は一日が二日、二日が三日もかかり割当の四、四〇二人が実際は一万七千人余も勤めたとある。(安永二年山田川橋見分ご吟味扣)これで一人一日米五合の割当人足分だけしかもらえなかったのであるから、一人一日一合三勺、という手当になる。

第47表は、三つの橋の史料に残る掛替の年と空白、材木をとった山を見たものであるが、寛保二年の洪水には全部のご普請橋が流されて、翌年に山田川橋と渡戸橋をかけ橋場でもめた万年橋は二年の空白のその翌年になった。文政十一年六月の水害でも三橋が落ちた。これも空白をつづけて文政一三(天保一)天保二、三と連続人足に出ている。

(岩井 伊能家文書)(第47表の用材山の原は原町、四は四万、五は五反田、上は上沢渡、中は中之条)

掛替のあった明和三年を山田村名主御用留に見れば、

「五月六日、大槻憲蔵様、前野忠七様よりご廻状一通、是は本宿村大戸、郷原、中之条より平村へ遣され候処、川支にて郷原村より此方(山田)へつぎ候間、中之条へ継立申上候(山田正治家文書)」と、山田川が不通の時の継立がわかる。

五月八日、山田橋材木持運びの儀に付申達しの儀有之候へば村役人印形持参、明九日朝四つ(十時)迄に拙者私宿へ：

と橋役人が召集し、人足一六四人、内高欄等木一四本二六丁、一八人 九寸板木二本六枚、三八人ノ刎木一本、残る二四人(折田村割当)

「人足計四、四四六八六分 御公儀様より三五カ村へ仰出さる。」とある。そして

七月五日、山田川橋掛替で、古板の希望者の入札を通知。

二 生活と文化

第47表 山田川橋、掛替年表（付 下沢渡橋、万年橋）

山田川橋		長×幅	存続 年数	架替 架替年	空白 期間	流 失	備 考 (用材山)	下沢渡橋	万年橋
天和 1	1681	K 9 × 1.5	年	年			(原・四 五・上中)	1688 (元禄 1)	1691
元禄 12	99	?						1706	1701
享保 13	1728	12 × 1.5		29	?			14 28	12 21
元文 5	40	12 × 2	?	12	?			40	34
寛保 3	43	↓	3	3	1	寛保 2		43	
寛延 1	48		—	5	?				44
宝暦 3	53		?	7	?			53(見分) 54(")	53
明和 3	66		?	13	2		{ 明和2. 10 替掛願 " 3. 10 ... " 3. 7 落 成	58	63
" 6	69		?	3	?				—
安永 3	74	16 × 2	4	5	1	安永 2 " 4			—
" 5	76		1	2	1				76
天明 2	—	↓	6	7	1	天明2. 7			—
" 3	83		1ヵ月	1ヵ月	?	" 4			—
" 4	—	16. 5 × 2	1	1	1		(原町請負) (中之条請負)		84
" 6	86		2	2	0				—
寛政 9	97	↓	4	11	7	寛政 2			94
享和 3	1803		6	7	1	享和 2			1804
文化 6	09	↓	5	6	1	文化 5		1805 " 12	◎文化10 (1813)
文政 3	20	16. 5 × 2 と土橋 8 × 1	7	11	4	文政11. 6		18	1828 (流失)
天保 3	32	↓	8	12	4			31	30
" 15	44		6	12	6	天保9. 6			43
安政 4	57	16. 5 × 2 と土橋 10 × 1				安政6. 7	原町掛替 に應ぜず	53	55
明治 2	69					明治 1		63	—
" 7								69	67

(万年橋は岩島村誌による。但し◎印は折田綿貫文書)

七月九日付で、明後十三日残り人足に（前記二四人）鶴はし、鍬を二丁持参と、西中之条、折田、山田、上・下沢渡、四万の名主に回達された。

そこには、「山田川橋ご普請所へ、残り人数の中十人明日、明け六つ（六時）もつこ、二つ、鶴はし三挺外は鍬を持

掛替の見積り、値切る吟味役人 安永二年、山田川橋御見分高木恒右エ門様、御越被遊御吟味ニ付差上候書付扣中之条町役場文書）には代官と橋元村の橋の関心の相異が見られる。山田川の橋元村は中之条町・原町・同在組村三村である。この年、六月十六日から二十日迄の大雨、その十九日夜の大風雨で流失して橋元村役人十三名が連署して前津藤十郎の役所に掛替を願ひ出た。（掛替はいつもこの橋元村の願出に始まる）

七月吟味役人藤沢の手代高木の来町に橋元村見積りの検討が始まる。（○印は役人）

○「大工賃を少しに見積れ」

「今度の出水で川幅が三間押広がり、木数、鉄物、大工、杣、木挽賃がこれ迄より多くなる」、「原町側の橋台が欠けて危いので、この分も見積らなければならぬ」

○「何故遠い上沢渡のお林から用材をとるのか」（用材の極印は、検分役人立合でうつ）

「原町、平、中之条のお林は近くて安くあがるが、二、三の刎木や、行柵は、上沢渡山の外にない」

○「御出役が近村に入札を触れたことがあるか」

「ない、ただ、用材と費用と人夫扶持米を下さり、橋本村に進める」

参すべし」とある。四万あたりの遠方の人足の朝の六時の参集が思われる。

しかも、農家の忙しい七月である。

（以上折田茂家文書）

○「橋が流れてから、普請のできる迄仮橋をかけたか」

「川幅も広く早瀬で容易な事ではないので、仮橋を掛けた事はない。ただ冬季水が涸れると、歩行橋を両村で掛けた事はある」

○「流失の橋は、明和六年の掛替で、僅か四カ年しかたっていない、古材は使えないか」

「橋が流れないように、藤縄で縛っておいたが、夜中の大雨で外へも出られず、全部流れてしまった」

○「人足の扶持米について」

「人足の掛りは、百石に付五〇人 村役の扶持米は七合五勺 余りは賃米一升七合宛下さった」

二 生活と文化

○「お林見廻り役高を引くのは何故か」

「これは岩櫃山不動沢のお林守が、古来真田伊賀守様から平沢の戸数一七軒が山守に仰せつけられ、お扶持米を頂き、毎日二人宛見廻って現在に至り、人足を除いている」

○「蛇籠一本、長さ五間（約十メートル）差渡一尺五寸、此永六十七文は高い」

「これは、原町側の橋台が川上から欠けたのを防ぐ為に、仕付たもので、村請となったが、誰もやった事がなく、六十七文と見積った」

○「高すぎる」、「五文引く」

○「まだ高い」、「五文引く」

と、計十文引かせてきまる。吾妻川の堤防に蛇かごが使われた第一号で、代官のもたらした文化の一つである。

○「手間代の吟味」

その後、四カ月たった十月、役所に「目論見通り願いたい」と添えて差出している。

なお、この年八月二十四日、代官陰山外記が人足十四人馬二足を用意させて検見に来ているが、山田川橋の不通で、草津・小雨―上沢渡―折田―中之条町―須川のコースを通っている。（折田茂家文書）下沢渡橋の価値がここにある。

役人の賄（安永二年）

米一斗九升、十三泊十二昼御上下二人分

銭一貫一六文

木銭 御上御一人 泊三五文、昼一七文

大工手間代 一日永四六文五卜宛

木挽 ” ” 四二文六卜宛

杣 ” ” 三文宛

「近年段々引上げ、殊に去年中（一七七二）から江戸へ出た者もあり、これより下げてやる者はない」

○「鉄物が高すぎる」

「在方は職人が払底で江戸とは違う」

○「橋元村は、藤綱十筋と杉丸太二本で「村役」と書いているのは何故か」

「橋元村は、村役で人足を出す、藤綱をつくるのも大変である。それに吟味役人の小屋、道具置所も造る、その外、宿泊役人の接待もあり、常に修理をしている」など、がある。

御下二七人 昼八文

「右は山田川刎橋並田辺橋御掛替御目論見且荒地為御改」
先月一九日〓八月二日朝御出立迄十三泊十二昼分」

第48表 万年橋公用人馬から、山田川橋の想定

	月	利用 件数	馬軽尻	本馬	かご	人足
安政五年	2	1	0	0	2	4
	5	28	79	10	9	136
	⊙ 6	34	233	1	12	321
	7	24	178	0	4	93
	8	7	50	0	4	62
計		94	1,240	11	31	616

第49表 万年橋公用人馬
の方面別

行く先	件数
江戸越後	62
摂津越後	1
高崎越後	5
其の他越後	6
川原ゆ一高崎	1
川中一高崎	2
川中一伊勢崎	1
松尾一伊勢崎	2
白井一高崎	1
沢渡一高崎	2
四万一七日市	1
草津一江戸	2
草津一七日市	2
沼田一江戸	1
沼田一藤岡	1
江戸一出雲	2
その他	12
計	94

この月別に見る最高は雨を思わせる六月であるが、その日付に見て、卒の渡しのはと思えない。ここに、三国

と、いろいろ兼てここへ十三泊している。橋掛替の支出であるこの見積の橋掛を山田村名主のご用留に見ると「安永三年四月二五日、中之条の役人宿舎に集会。同二八日橋役人出張用材根伐立会人足五人、二四日〳〵六月二四日」の丁度一カ月、この間、五月木出しの後は、大工、石屋などに任せて、出勤五日仕上げに手伝ったようである。一カ月にして竣功である。

尚同五年の万年橋の人足は二月二十日から四月十八日まで約二カ月でできている。ここに万年橋と山田川橋のちがいがある。

山田川橋、渡戸橋を通った公用人馬 ここに、山田川橋と渡戸橋の公用人馬往来の数を見よう。山田川橋のものは、岩島村誌による安政五年十一月の北国脇往還上州吾妻郡郷原村人馬継立日べ帳から作ったものでありこれは、山田川橋に適用されると想定した実数である。(第48表)

この月別に見る最高は雨を思わせる六月であるが、その日付に見て、卒の渡しのはと思えない。ここに、三国

二 生活と文化

なお、これを行く先別に分けて見ると、さすがに三国の裏街道で越後が七一%を占めており、その外は吾妻の温泉が目につく。この記録中に見えるものは、大名の家中が大部分で、大名としては、安政五年六月二七日、堀丹渡守ご通行、勤人足一九五人、勤馬一〇五疋、後は、村松・与板・長岡の家中がしばしば見える。この時万年橋は安政二年に、山田川橋は、同四年に掛替えている。

文政九年（一八二六）五月、中山道坂本宿の助郷の御免を歎願した伊勢町の文書に、「佐州（佐渡）ご奉行様并ニ同所水没人足其外長岡様村松様右お役人其外越後往来三国通牧村渡船不通の節、隣村中之条町ご通行の砌右町方へ当村地統故真先ニ触当有之ご伝馬人足相勤申」とあり、安政六年の中之条町の町方家人別書上帳には、「牧渡舟差支の節、佐州ご奉行様山本伊予守様お泊り、同川路三左エ門様お泊り、お組頭山本新十郎様、水野正太夫様お泊り、お奉行須美六郎右

エ門様お旅宿お先触並ニ目駕籠度々お泊り、その外、北国大名様并ニご陣屋詰のお役人詰のお役人様御金荷物度々お泊りご座候
堀丹波守様度々お泊り其の外、諸御大名様御家中御通行被遊候にも前後在々の儀ニご座候間、御泊りの儀ハ町方斗りに被仰付候、大通りの節は隣村、西中之条村、折田村、伊勢町、横尾村、平村、市城村、右六カ村相頼み御継立仕候」とあり、その街道の姿を写している。

次に宝暦に争論のあった下沢渡の渡戸橋を六合村小雨の市川家の小雨駅役所とある文書に文政の頃を見よう。

天保三年九月ご朱印ご証文、人足八十人、小雨より沢渡まで継立、ご普請役山本大膳外である。この五月、始めてかごが二挺お目見える。（第50表）

この小雨駅役所の人馬継立は、沢渡から小雨、或は、沢渡から草津迄の草津—沢渡間の継立てで、しかも、対岸の生須と半月交替の規約があるので、生須の駅を考えると実数は約この二倍と見てよからう。

万年橋と、年代の相違はあるが、沢渡道はその一割にも達していない。なお、文政十二年に、公用人馬の特に多いのは、前年六月の大雨に山田川橋が流失していることにもあろう。天保三年の頃となれば、商業の発達に交通量の増

第50表 渡戸橋公用人馬継立（小雨村扱分）

年	月	使用 件数	馬		かご	人足
			軽尻	本馬		
文政11年	6	8	6			5
	7	5	6			10
	8	3	5	1		5
	計	16	17	1	0	20
12	4	3	1	1		9
	5	4	5			4
	6	9	12			15
	7	5	4			3
	8	6	4			6
	9	2	0			4
	計	29	26	1	0	41
13	4	2	2			
	5	1	1			3
	6	12	7			13
	7	4	1			1
	8	3	2			3
	計	22	13	0	0	20
天保3	5～9	17	18	1	4(5月)	96

一郷を湧き立たせた大論争があり、評定所迄出て大金をかけている。
 ここでは、ここの下沢渡橋と山田川橋について見よう。

④宝暦の下沢渡橋論争 長さ十三間（二四メートル）横一丈（三メートル）高さ三丈余の下沢渡橋の掛替をめぐって起ったものである。○発生から竣工迄三年…宝暦五年（一七五五）四月に問題が起り七月反対側十八カ村が（以後Aとす）下沢渡村役人（以後Bとす）を訴える、九月Bは人足のご免願いを出す、十月Bの返答から同二日評定所に出現、その後二カ年不明、宝暦八年二月十三日、請書前の通り三五カ村組合のご普請橋となり、四月四日検分竣工、

加は推察されるが、この年の竣工であり、これも、前者同様の関係が考えられる。

二大橋論争 吾妻の近世の広域争論に、山と橋がある。

山はその範囲の拡大であり橋はその縮少である。その論所に小雨橋、下沢渡橋、山田川橋、万年橋があり、どの橋にも

空白三年余、この争いの状況については、後述する資料編にゆずり割愛する。

②寛政の山田川橋論争―橋の流失と変る川瀬 代官の自普請の腹―八カ村の人足拒否 第47表の山田川橋の掛替に元禄から享保の間の二九年には疑問があるが、享保一三年（一七二八）から明治二年（一八六九）までの一四二年間に二〇回掛替えている。それは平均七年余りになるが、明かにわかる流失による空白三十年を数えても、その命数はさらに短かい。こうもよく流れた橋は、公儀橋としては外にあるまいし、空白の多かった事も特徴である。その空白の最も長かったのが、この寛政期で、実に七カ年に亘っている。何故なのか。この改革の中に、と疑いたくなる。それは、まず、寛政二年六月の流失に始まる。いまその前後の歴史を辿^{たど}って見よう。

安永二・六・一九、流失空白一カ年同三年 竣功

川幅広くなり、四間延長し、一六間とする。

（同七年の洪水にいよいよ川幅が広くなる）

天明二・七 流失 空白一カ年

天明三・六 竣功 七月の浅間あれに僅か一カ月で流失、川

幅がまた広くなる。

天明四年 僅か一カ年で流失（長さを三尺伸ばし、十六間半

とし、原町だけで請負って造る）

・六年 僅か二年で流失（中之条町で請負って造る）

寛政二・六 四カ年で流失 空白七年、同九年 竣功。

この命短かい山田川橋と、すでに見た三五カ村村々の人足の労苦が、特に利用度の乏しい村々にある。

この時、問題を投じたのは、吾妻川の北側厚田村―奥田村に至る八カ村である。この村々は、さきに見た宝暦の下沢渡橋の普請でも無用をのべて反対していたが、ここにも、その利用度の乏しい事と困窮の中の人足の苦しさとその

享和二・六・一九 雨で朽ちはてこわしておいた、橋材が流

される。・三年 竣功。

文化五年 流失 同六年竣功

文政三年 ？月、川幅広くなり原町側に長さ八間、巾一間の

土橋を設ける。

四月四日、中之条名主儀兵エ、原町名主六兵エ、在組名主

勘之丞より十八カ村名主宛に廻文あり、「各々様：此度山田

川お掛替ご普請お下知相済御出役今四日当着：追々ご用向お

出役より仰せ下さるべく：」と通知がある。（岩本綿貫文書）

反対の因由がうかがわれる。その言い分の中に、遠方の村の一日の人足は二日。二日の人足は三日もかかる。山田川は、吾妻川の枝川で、満水でも、一、二日たてば、水がひけて、人馬共川越しで行ける。それに、若し川越しができなくも、下沢渡の渡戸橋へ出れば、これは、万年橋と同じ天然の岩場でそう落ちる事はないから約三里（十二キロ）回り道をすればよい、と。流失してから四年たった寛政六年三月二日、八カ村惣代が、奉行所へ、「乍恐以返答書奉申上候」（太田村誌三四頁参照）と、差出している。そしてその中に、川瀬が変るまで待った方がよい。代官で駄目なら勘定奉行迄願って通したい、とある。

こうした反対村の言分の中には、前にあげた、天明四年、六年の橋の掛替に、三五カ村に相談もなく、原町と中之条が、金取りの為に代官から仕事をもらっている。という一条で、「自普請でもできるではないか」と言いたい所が腹にある。さらに、この橋の空白を大きくつくったものは、支配者側の消極的態度である。すなわち、すでに見た天明二年の流失の時橋元村で、流失を注進して掛替を願うと、「何方への往来橋に候やの旨お尋ねに付、……」の認識であり、これは、八年前の代官の見る山田川橋である。だから、寛政二年六月、代官篠山十兵衛に流失を、注進したが、変る川瀬を見ているだけで瀬の変るのを待つ方がよいとまず反対する村がある。

ところが、寛政四、五年の出水で、橋場がなお悪くなる。四年八月代官は布施に代り、（寛政五年三月西中之条村入用帳同唐沢善平家文書）「依之去丑（五年）十月中……右御掛替に付、高百石二付村役、人足五拾人宛御遣捨之由布施孫三郎様御手代より被_レ仰付_二候_一ニ付」と、代官布施から村で賄えという新規の仰付が出た（太田村誌参照）。ここに、これは、大変と反対する多くの村と、申し上げかねるという橋元両町である。この時、支配の腹は、この寛政の改革とこの延引の中に、普請橋という官用を変えて、「民間の出費」に移そうとしている向きがある。

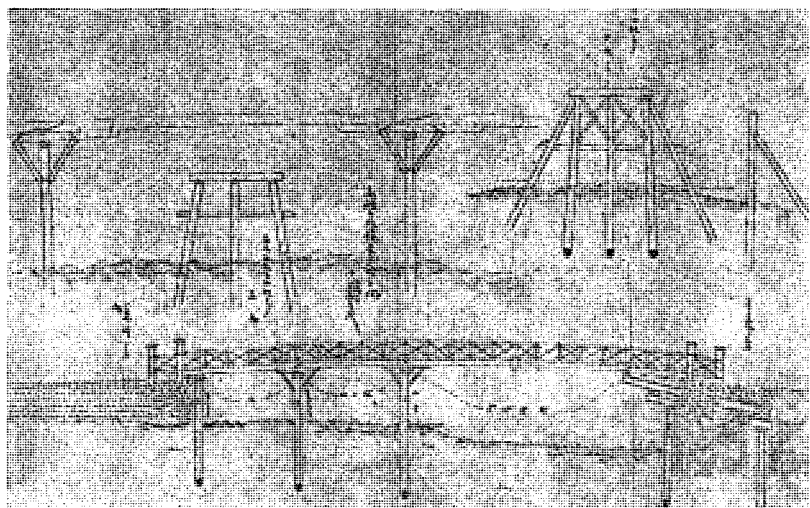
「橋」の勝れた論文をのせた（みやま文庫）元吾高の小林文瑞教諭が、商品経済の発達の中に、公儀の橋の価値観

が變つて次第に民間に移つて行くと元禄以降の歴史を説いているが、まさに、この寛政五年の山田川橋がそれである。しかも、宝暦の下沢渡橋事件でも、寛政のこの山田川橋事件でも、共に評定所まで行つた三五カ村の大橋論争が、同じく年貢の増徴の中に發生し、代官も頭痛の種の一つであつたろう。この賛否の対立の中に、代官篠山は四年間も放置し、その後の布施はこれを民費に任せて一石二鳥を狙う。もちろん、商業交通の發達も見のがせないが。それに、真田時代はその一円支配下の長さ九間（十八メートル）の橋で、そう苦勞もなくかけられたであらうが、今はこの三五カ村は一天領の外十一の旗本領に分れ、然も分郷で三九に割られている時である。大雨は年毎に原町側を削り、貞享の九間は、明和に十二間に、約五十年後の安政期には、二六間半と約三倍になっている。兩岸に天然の岩場のない山田川橋は、こうして、郷民の利用度より、むしろ迷惑度を高めて行つた感がある。しかし、結局寛政の山田川橋も、六年二月下沢渡橋と同じように、前の通りで結着するが、まだ川の流れを見続けたのか、但し来年の十月までと一年半延期し、十一月二十日から取かかかる。とある。農間と、干水かみのこの時期を予定したのであらうが、それにしても一年半とは延ばしたものである。

ところが、實際はさらに伸びて、見積りは八年四月となり、許可は、その年の十二月となつた。恐らく、竣功は、九年の春だつたであらうが。このまる七年間の空白に、当時の山田川橋觀と、その人々の交通意識の乏しさと利用度がある。ここに、その後、なお続くその形態の明治前期を見ておこう。（47表参照）

まず明治に入つて、元年の夏の洪水に流失し翌二年に掛けたが、その八月にまた流失。しかも内瀬が本流に變り民力ではとても出来ない、再三岩鼻県に願っているが、願いはいれられず、仕方なく舟を出して秣を運んでいる。（中之条町役場蔵費用明細帳）

この橋場を県の柴田少属が見に来たのは、明治六年十一月三日で、許可になつたのは、その年の終りで翌七年に



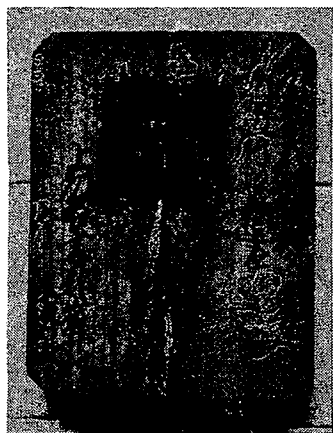
明治15年の山田川橋設計図

七、一六六人という寛政時代を五百人も上廻る大量の人足で出来るがそれがまた九年に流失して、民費で掛ける。そこで一人五厘、馬八厘、人力車八厘、荷車、かご一銭二厘という橋銭をとっている。それがまた十四年に流失、十五年にかけるといふあわれな橋である。でもこの時、写真のように、川の中に柱が立ち、近代化は見のがせない。しかし、この橋が、明治二十年に、この川原で始めての消防演習をやったところが見物人がたくさん出てこの橋の上で見ていたところ、人の重さでこわれてしまったというものである。

まとめ

下沢渡橋を渡って古城の内山城に上る麓と、この城趾を下った折田側（十二平）に共に「木戸口」なる地名がある。これは、戦国の世、岩櫃城下の万年橋と同じ意味の内山城の要害橋ではなかったか、そして、この内山―岩櫃を結ぶ橋は、上折田の下の名も示すさい勝橋ではなかったろうか。

そもそも橋の由来は、奈良平安の昔に遡るであろうが、戦国の世の武將征覇の城から城への道でも重要な公用橋であったであろう。それが、近世に至ってやがて天領となり、私領となり、その



嘉永7年11月 通船鑑札

交錯するモザイク的支配と、その、遠近による有用、無用の現実が、度重なるエネルギーの消耗と、その負担との接点に爆発して論争が展開し、空白を生み、あるいは在方商人を成長させる中に、領主は、この争いから脱却しようとして、自普請にさせ出費と紛争の一石二鳥の解決を狙うが、結局、評定所は人民の声と旧套墨守にまた、「前々の通りで結着するのである。

十四カ村協定の四万橋 開港に大獄に大きく変る安政六年七月「乍恐以書付奉願上候」と、四万村役人惣代与頭五兵衛、年寄元右エ門、名主徳左エ門から岩鼻役所に届けられた一札があり、結局売木代金四十両也を当御役所へ差出し、年八分の利息で、その筋の者に預けておき、掛替の時、その利息をお下げ願いたいというのであるが、詳細は、温泉観光の歴史をゆずることとする。

(3) 吾妻川の通船
はじめに

山田正治家に10センチ×14センチ厚さ2センチの木製の通船の鑑札二枚と、これと殆んど同形の、年貢受取の二枚がある。その、鑑札には、岩井村平治右エ門（伊能）とあり、受取には山田村次郎兵衛とある。

この通船は、外に原町の賢次郎（新井）が入るが共に名主を勤め、商業も手広くやっていた。始め三人は水戸家の御石場から魚の粕、干鰯を買い、舟で烏川河岸迄運び、そこから馬で吾妻迄十三里（二六キロ）余を運んだ。それが、年毎の諸色高値の駄賃高に困惑し、かつ

ての天保の請願の川船を發想し、ついに嘉永四年九月、取引先水戸の御会所に願ひ出たのに始まり。その後、川船役所（勘定奉行の下にあつて舟を改め、年貢をとる）、勘定奉行所、岩鼻代官所、そして川船検分役の来郡と、二転、三転、四転の障害をこえて一三カ年、漸く手にした通船の辛苦のにじむ鑑札である。この記念すべき許可の日は、嘉永七年二月二五日、桃の節句の近づくころであつた。いま、山田家に、その成功を祝し小片に書きとめた次の詩歌がある。

回船始發吾妻川、帆眸夕陽弘ニ水煙ニ

三人辛苦經三年ニ、万世功行開ニ一天ニ

鳥の鳴く あづまの川の 川舟に

波のり舟の 春ののどけさ

と、おそらく念願成るの日その祝宴の中にくりかえされ高らかに吟詠されたものであろう。今、この鑑札を手に入れば、表には、許可の大きな「焼印」の下に「小鵜飼船」とあり、裏には長さ六間（十二メートル）横に三尺八寸（一、一五メートル）とある、（原町誌には、「鵜飼船というので長さ八間、胴幅五尺、深さ二尺、三十俵積、船頭四人」など記し、太田村誌には、長さ四間幅三尺と、長さ四間幅四尺三寸の二種があり、信州から大工五人がきたとある）

表の右肩には、「上州吾妻郡岩井村より、同州五料河岸迄通船、嘉永七年十一月、上州吾妻郡岩井村平治右エ門」とある、そして、—他の山田次郎兵衛のものも、同じく「小鵜飼舟」とあり、この長錢一貫文、右は卯（安政二年）上納、来る辰八月引替の事、卯十一月十九日と円い役所の黒印があり、裏には、吉田半左エ門手付の三名が墨書してある。

二 生活と文化

第51表 舟見込荷

	積 み 荷	数 量
上 り	塩	15,000俵
	干 肴	400駄
	茶	200 "
	鉄・銅	100 "
	琉球、備中、 備後類	100 "
	砂 糖 類	100 "
下 り	計	15,000俵 900駄
	運 賃	両 分 文 19—2—100
	下駄、杓子 柄杓類	3,000駄
	硫黄、ゆ花 荒物類	1,500 "
	大豆・小豆	1,000 "
	麻 炭	300 "
	計	8,300 "
	運 賃	両 573—1—500
	運 賃 計	592—1—500

粕、水油、瀬戸物等その外品々、下り荷は、薪の類に至るまで、「その外信越のもの迄、右、見込斗り知り難く候」とある。この外沼田荷をこの一倍と見込み、その思いは大きかった。この上り荷の塩から砂糖（長崎もの）まで瀬戸内から大阪經由江戸着物で、それに見返る吾妻産は下駄・杓子、炭・麻などの江戸行である。五料迄十三里半往復五日、（下り一日、上り四日）月四回と見積っていた。思へば、この、吾妻川の舟の道は、達成の日から実に二十三年を廻り、それは前期―天保、後期―嘉永の二期となる。以下、そのたどりこし道を尋ねて見よう。

天保の請願 天保時代といえ、いよいよ商品経済が農村にひろがり誰も知る今でいえば一万円札が出た時のようなあの「当百」の天保銭が出回った時で、年毎に高騰する日用品の高値に山と町の物資交易の転機を画した時代であり、その象徴が外ならぬこの川舟の上流開さくである。しかも、吾妻では、この一大転機と、幕府の苦慮する農村衰亡の現実、代官が任地の民の救助の一環として動いているのである。

①天保三年四月代官山本大膳の川船出願伺い 太田村誌には、次の天保三年の覚を、勢多郡小夜戸村百姓正八・庄

いま、山田川橋に立って、この川に、この小さな舟に、江戸往復の船頭の姿を偲べばそこには、51表に示す嘉永五年四月立案（黒船来航の一年前）の見込荷も思われてくる。（山田正治家文書より）

外に上り荷は、干鰯・魚

兵エの願いとして取上げ、そこに、何故勢多郡の百姓が、「通船」の許可を得て、困窮の吾妻を救うかと、その事情を述べて、養蚕業の発達による燃料の需要を山の吾妻に求めたとしている。然し願中には「燃料は江戸廻し」とあるだけである。私は、この史料の見方をかえて、勢多郡の百姓の出願を代官山本大膳が、時の流れに棹して、先にふれた支配者の、離村にさびれて行く吾妻の救民政策の一環として採り上げたと考えて見た。(山本大膳は、天保八年に困民を救い天保九年には非人救助の功に黄金を賜っている。)(徳川実紀)

思えば、近郷の清水領に社倉や間引対策がこの前年から開始されている時、この救民の功に黄金を頂く代官山本を、またこの時流にのせずにはおかなかったと考える。以下この「覚書」を分析して見よう。

覚

「当辰(天保三)より戌(同九)迄七カ年季

朝比奈金平知行書

一カ年分

上州吾妻郡川戸村より

一永三貫文

松平大和守領分

上利根川通五料川岸迄

一貫五百文(朱書)

通船試験冥加永

私御代官所(山本大膳の支配であった)

上州勢多郡小夜戸村

百姓 正八

願人 庄兵衛

(注) 吾妻の天領山田村も山本大膳支配であった。

是は急流の山川取開(き)候故、試験仕(り)候儀にて其上川筋の内、岩石取除(き)新規船打立、其分多分諸入用最初相掛(り)候間、先づ為^ニ冥加^ニ聊^ニの上納永仕り候へ共、弥見込通(り)出来候得べ、年季中ニ候共、増永吟味上納為^レ仕候積。

と。ある、すなわち、代官山本大膳が、私の代官所の勢多郡の百姓が、吾妻川の川船を試しにやりたい。と申し出た。ついては、最初は出費が多いので、初めからたくさんの年貢は納められないが、うまくいけば年季中でも増させる考えである。と、これは明かに代官の勘定所への「通船」の伺いである。

そして、①右の者共饑、上州吾妻郡吾妻川筋川戸村より五料河岸迄、新規通船、試稼の儀願出(で)申立候ハ」と百姓の申立として以下その理由を述べている。すなわち、吾妻郡の饑ハ、「浅間、草津、小野子山の麓にて、其外險山危峰、三方より相聳(そ)ぎに相開き候一方ハ吾妻川の曲流を引き帯水行悪敷、殊ニ信越両国ニ隣候塞郷故、年々水田干凍饑の憂これあり、其上、五分ハ平地、五分ハ險路ニテ米穀弘底、平日夫食ニモ差支候程の土地柄、山林のみ多(く)炭・薪仕成候ニモ、右体難所故、馬付ニ成兼候処ハ、漸、背負・肩越等を以(て)持出し、六、七里の山路中々駄賃仕当ニも引立申さず、無抛、其処切の売買ニテ(安く売る)助成難成、耕地の饑も、嶺に登り、川を渡り、三畝・五畝等飛々の棚田小畑ニテ、

と荒廃して行く農地を訴え、さらに、最近の文化文政の災害には、

「去る酉年(文化十年)違作、信越両国より年々買入来候米穀、津止(米が来ない)ニ相成、他国より買入米いたし候節も、同郡の饑ハ、前書の通り馬蹄不通(馬が通らない)の難所故、彼是日間候間ニハ、夫食ニ差迫り、及飢候もの有之、猶又、去ル丑年(文政十二)大風雨ニテ、山谷打崩、所

と、災害にさびれる吾妻の村々を述べ、その救済を

作付候手数数ノミ相掛り、取実無申斐ニ、夫食ニ差迫り候ものハ無三詮方一、葛、蕨、根掘取(り)足合にいたし候次第ニテ余業無之、極困窮の村々ニこれある処」と常体の貧窮をのべて、さらに天明の浅間あれ以後の荒廃、離村の姿をのべて、「天明年中浅間山焼、火石吹出、砂降等の災異相重り、可成作付相成候耕地ハ山野と相変り、素より人少困窮故、今以起返(し)方不行届ニ、追々山林生茂り候ニ随ひ、猪・鹿居籠、諸作喰荒し、冬中ハ野火入、山間木蔭ハ寒暑の氣候も不齊、折角丹誠、蒔付候ても不時の冷氣ニテ種丈ケも取入無之、依之、農業営み候心志も自と薄く、連年荒地ハ相増(し)人別ハ少く罷成候儀ニご座候所」

々通路相止候節ハ、油・塩等ニ迄差支候程の饑ニテ、纔ニ四、五十年來の内(天明三年から五十年)度々の危難ニ懸リ(或は見こり)自と其地を疎ニ、離散を平常の事と相心得候もの有之候」

「土地柄ニ付、得と工風仕候処、と以下、川船開通の策とそれによる救済を述べている。すなわち、「吾妻川急流の場所ニハ候へ共、胴高と申す小船五、三艘も打立候へど、可成通船可ニ相成」、左候へば、米穀運送其外、材木炭・薪・江戸廻しニも相成候処（前表、見込荷参照、米穀は信越のもの迄考えていたようである）川筋の内箱島、小野子両村地先ニ蟹石と唱候岩一カ所有之、往古ハ川岸左右より張出、悉く水行を堰留候由の処、近來伐差下し候（當時伐で材木を送っていた）度々欠落當時少々手入いたし候へば通船可ニ相成、其外小石焼石等水行妨（げ）候場所ハ時々取片付候積、左候へば、水行宜く、附（就）てハ同郡水災の夏少（な）く諸事村為（村のため）ニ相成、困窮立直（り）危難御手当迄行届、②右一式自分入用を以て右賄候間、窮民為御救ニ通船被ニ仰付一度③尤、

たしかに、この覚書で、①の「右の者共願出候」以下が、願人百姓二人の申分か、それとも、山本大膳の言葉か、そして②が、「右一式自分入用にて賄候間」以下は、願人百姓の修理と思うが。③ 船の年貢は、よく取調べる……以下は、明かに最後の願人山本大膳とあるそこに百姓の願いを代官が取上げてお伺いをたてたものであり、④の「挙て」は、勢多郡の二人の百姓だけを意味しまい。

以上を総括してまず異様に思うことは、吾妻から遠く離れた勢多郡小夜戸村の二人の百姓が（それは、通船の利を考えた事はわかるが）吾妻の窮状を分析し、その救済の道を吾妻川の通船に求め、その河道を具さに調べ（吾妻川の通船の為に開さくカ所を調べた絵図がある）て、代官に願い出るその文面、しかも、文中には、自村には少しもふれ

船御年貢の儀へ、別段可ニ相納旨申し、得と取調、支配所の分へ、村々相札候処申立候通無ニ相違、素より米穀払底金銭不融通の山方、（吾妻）通船の模様ニ寄、無業の窮民助成を得（當時貧富の差はいよいよ甚しくなっていた）村為ニ相成候儀ニ付、通船取開相成候様仕度旨、④挙て相願い候間、厚き御評議被ニ成下、通船取開被ニ仰付候様仕度奉ニ存候、尤川筋の内、五料福嶋実正大渡全橋等、御関所御座候ニ付、兼テ御勘定所より差支無之罷通候様ニ御達被ニ下置候様仕度、尤冥加永御勘定所の儀ハ別紙を以、相伺候様可仕候、依之川筋粗絵図相添此段奉伺候 以上

天保三辰年四月

山本大膳

御勘定所

ず、吾妻の薪炭の江戸回し、米・塩の欠乏、貧民の生業の補いを講じているあたりまさに代官の頭である。このことを思う時、すでに、見た人口漸減を行く吾妻に、ご三卿清水様の救民活動が始まる時、もとより救民の士、山本の文政六年、十年、さらに天保二年と吾妻に三任し、具さにその窮状を知り、しかも、諸色高値の天保時代であれば一つには、貧郷吾妻を救い、二つには、江戸に低廉の薪炭を支配する山から出して山平交流をやるとういう意図がなかったとはいえない。なお、この文章が二通も、山田家に残っているばかりか、嘉永の請願にも殆んど同文が使われ、それに、④の「挙て」の終りのことばなどを思う時、すでに、在郷商人として手広く活躍していた山田家（同家は代官支配であった）に、話しかけない筈はない。思えば、後日の嘉永の請願は、すでにここに内在していたとも考えられる。大方のご一考を煩わしたい。

②天保六年正月の御留守居衆、土方出雲守、明楽飛彈守より、試稼吾妻川通船の取開キ難行の一札 この年は、代官山本が羽倉外記に引つぐ年であるが、山本の伺いに対しての御留守居衆の返答で、そこには、

「山本大膳当分お預所、上州勢多郡小夜戸村正八外一人：
およそ五駄積程の船五艘打立、新規通船取開（キ）冥加永相納
め、炭・薪・白木の類（を）下し、尤上りの節ハ水勢強き故多

分の荷積ハ難ニ相成ニ候ニ付、塩・油の類其外何によらず少し
宛積上セ候積を以て運送方試稼の儀願出候ニ付」

と、両人の願による江戸往復の積荷など、殆んど、天保三年の願いを繰返し「大膳相糺し申立候間取調候処」と、吾妻の窮状と川筋村の無故障を述べ、最後に、「五料の関所」の川中の「舟留定杭」を松平大和守の家来が申立てて難行しているが、これは、いづれも交渉するといふのである。

③その年九月の御留守居衆からの回答 要するに自分達は意義はないが、五料の関所の定杭が問題である。旧記にも、関所の定書にも、勘定所の写にも、ないのであるが、取り除く事はできない、と、前橋藩の家来が株守してい

る、というのである。（山田家文書）

④天保七年十二月の再出願 これを、太田村誌を見ると、勢多郡小夜戸村の前の願人はすでに死去し、その後を同村百姓七左エ門が願い続けており、代官は伊奈友之助に替っている。

嘉永の開通 ①嘉永三年十月請願の前駆原町 天保の請願から十四年、商品経済は、いよいよ山村に広まり、その間、天保の改革、中之条・原町市日の世紀の対決、その前後の両町の大火と試練の中に世は大きく変り、諸業高名録に見る中之条町が、郡都商業の中心の感をおぼせるこの時。ややもすれば遅れ気味な原町が、この川船運動の再現を図るのも無理はない。願人は原町年寄久平で名主年寄五名が、吾妻の窮状を訴えての川船開通の願いである。（太田村誌参照）

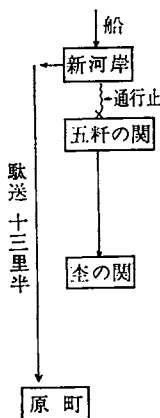
②嘉永四年の計画書（山田正治家蔵文書） ○富農層の商業拡大の夢。この原町の請願に参加して嘉永四年、これを促進させたのは、郷村に成長した富農層の商業活動へのより大いなる発展の夢である。

ここに、すでに見た地理的にも一連の川北村。山田、岩井、原町の前記三名の意気投合に、嘉永四年九月吉日の計画書（吾妻川通船見入帳）すなわち、この稿のトップに見た上り下りの川舟に年間六百両の利益を見込んだ。そこには、五料（現在佐波郡）原町、上り四日、下り一日半、舟二艘・船頭五人とある。

この大金のもうけを胸に、十月五日、岩井の平治右エ門は、「近來諸色高直難波の儀、勘考仕り罷在候」と前置して、水戸家の諸国物産交易による安価を承り……私共村々、と……物資交易を、吾妻川の通船に結び、天保三年の請願以来の推移を述べて、日頃の取引先水戸の御仕入方真野一郎に頼み同家を介して奉行所に願いた出たのである。

③嘉永五、六年、通船請願の第一義 天保の請願の第一義は貧民救済のための山―都交易であったが、この請願の第一矢に、高く掲げたものは、全く前者と同じ山―都交易による物価引下げを唱えながらも、目指すものは、嘉永五年

四月水戸の御石場役人を介した勘定奉行所請願の冒頭の一節、すなわち、御国産(水戸)魚鰯、干鰯(九十九里浜をバックした海産物)吾妻川へ登らせ候義……」と同六年二月の次郎兵エの「乍恐以書付申上候」のこれをくりかえした。その冒頭「右通船願上候義、私共……先年より水戸様御石場にて魚鰯・鰯干鰯等御私相成候を農間稼ニ引受」で、要は水戸会所の魚鰯を肥料として、吾妻へ持ってくる。



それが五料の関所が通れず新河岸で荷上げる。それから馬で行く原町までの十三里半は、途中の宿毎に荷の付おろしの手間もある。

この手間と駄賃に取られる肥料の高値の事情をのべ、これが船頭四人あれば三十俵余が途中の付おろしもなく、安く大量に運べる。この、山都物資の交流とその利益を計算して願い出たのである。だから、今は、同じ船の願も、天保期の代官的思考の貧民救済を、水戸産の魚肥に変えた事であり、これはまた、桑、麻、水田等の窒素肥料源として農民の切望するものであった。

ここに嘉永の請願の第一義があった。しかも、それは、あたかも、天保の改革に成功した水戸藩の広域商業経済政策の中に投げ入れたのであり、難関の通船の成功はここに進展するのである。山田家に残る船の鑑札の小鰯船は、水戸藩で始めたものであり、同家に水戸御用の木材のあるときくのも、この通船の成功を裏づけるものがある。

④ 吾妻東部村々の川舟開通の願と検分役人の来郡 嘉永六年二月二六日の「吾妻川より利根川筋村々并に吾妻郡組合村書上帳」のそこに、中之条、原町四十カ村組合、三八カ村寄場大戸組合としての通船開通の請願があるがこうしてこの請願は全農民の訴えとなり、しかもこれは、岩鼻役所の承認の下に、勘定奉行所へ願い出ているのである。

この与論の盛り上がる中に三月二日、岐阜の太田川の本職の船頭を招いて川船の道の、現状を見させ、修理は一切三人で持つ、と申し出している。そして、七月九日、吾妻郡より江戸出し荷物駄賃見競べ書上帳として、川を修理

した場合と、現在の儘とを比較し、現状では一艘に付一回銀四匁の損、修理すれば銀二匁得、一カ月、一艘四度往返二〇日、十日休み、二十艘稼ぎ十二カ月分、金一七六兩得とある。(これは検分役人の来郷に備えたものである。)九月一四日、御勘定所以下検分役十九名が来郷して原町に泊り、二十三日迄滞在。中二人はさらに残つて二月八日に山田川から新しい船で江戸迄乗り下したと原町誌にはあり、渋川、北群馬史にも、通船の同地を記している。その頃、高橋景作は嘉永六年八月二八日、「晴、大川舟の願い叶い初てふねを川へ入る」と郡民の願いを日記にこめていゝる。この検分役の乗った船を、この時、始めて大川に入れたのであらう。加部琴堂は、この時「伊能・山田・新井三大人呈」として。

「吾妻の流れに舟をのぼせばやと法官に訴ふ。日ならずして公命をうけ奉りし事一に天運に叶い限りなき芽出度事に侍りぬ、頃は嘉永六の年、葉月の始。着流を試んと舟に竿さし

ぬ。渺々たる兩岸には桔梗、女郎花咲きみち。尾花かたむく山風に……とたえ新らしき舟にぞ残る星が新艘悦笑」と祝っている。時は新暦の九月である。

嘉永六年といえ、黒船の来航した年であり、巷には、「異国船、加賀国へ見ゆる由、伊勢の国大湊の沖にも見ゆるといふ」(八月二四日高橋景作日記)と、異国船の話でもちぎりの年であった。

⑤大願成るの日(嘉永七年二月二十五日) 次にその許可と李の関所の一札を見ておこう。

差上申一札の事

吾妻川筋利根川通船の儀、前以て奉願、当二月二十五日御願済ニ相成、右吾妻川縁、岩井地内に河岸場取入(若しこの間に川岸場書込度候へば山田村よりの御達へ岩鼻より有之候内書入候ても宜敷と申候、但しなくも宜敷趣被申候、李右エ門伺南牧村年寄)当寅より来ル迄十カ年の間試稼被仰付罷

在当閏七月中御鑑札御下ケニ相成候儀ニ付 弥、稼方相始め申度奉存候間、御関所前通船方の儀其の時々お届け奉申上、御改を受けご法嚴重ニ相守可申候、為後日一札奉差上置候処仍而如件

嘉永七寅年九月 保科栄次郎知行所

吾妻郡岩井村

船問屋 平次右エ門

大久保友之輔知行所

吾妻郡原町

船問屋 賢次郎

林部善太左エ門御代官所

吾妻郡山田村

船問屋 次郎兵衛

本御関所

御奉行様

右岩井村平次右エ門奉願候通、聊相違無御座候 御要害中御規定の通、他人足不相交村人足にて往返共取扱、御不締の儀無御座候様可仕候間、何卒御聞濟被下置候様仕度依之奥印仕此段奉願上候 以上

林部善太左エ門御代官所

群馬郡南牧村

年寄 幸右エ門

名主 彦七

〃 権兵衛

御関所

御奉行様

本の関所への願いである。その初荷届に

乍恐以書付御届ヶ奉申上候

当御代官所、上州吾妻郡山田村名主次郎兵衛奉申上候、私外二人上利根川より吾妻川通船奉願、御聞濟相成候ニ付、当時並ニ岩井村原町三河岸より大豆・小豆等船積いたし、当月六日、五料河岸迄 初荷（乗下け）無難ニ通船相成候間此段乍恐以書白御届ヶ奉申上候 以上

吾妻郡原町 名主 賢次郎

同郡岩井村 〃 平次右エ門

兩人代兼

右山田村 次郎兵衛

寅九月十一日

（安政一年）

岩 鼻

御役所

（太田村誌には、この日三艘惣べ四十三俵をのせて下ったとある）

年号はまだ嘉永であったその九月六日こそ。この秋の新小豆、大豆を積んで初めてこの川を下ったのである。

三河岸の協定・酒場 ①協定 嘉永七年八月、前記三人の船問屋（共に名主）は河岸の荷請地域の協定をして届けている「三河岸為取替議定書之事」の一札が山田家にある。そこには、得分は三人で年々三つ割にするとあり、荷物

定は、

治郎兵衛方、山田川岸（現在の勝負瀬）

出 入山・草津・小雨・生須・上沢渡・下沢渡・四万・岩本

五反田・折田・西中之条・沓野越は今はないが出た時はい
れる。

平治右エ門方、岩井河岸

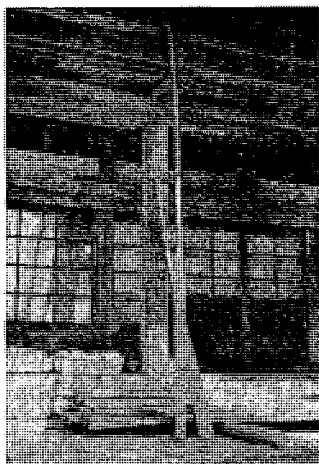
出 越後の国より大道峠越のもの全部、永井村始め入須川村

の北郷村々、現在の中之条町から、山田河岸を除いた町
村、西は鎌原村から袋倉、与喜屋、横壁、川原湯、三島、
狩宿、須賀尾、本宿、大柏木、大戸、萩生、厚田、川戸、
金井
原町河岸、沓野峠越を除く信州荷物でその中岩井河岸を除
く。

そして入は三河岸共江戸その他の荷物であるが、登り荷の中塩二口を山田河岸後一口宛を原町と岩井河岸とした。

②酒屋 議定証文の事、嘉永七年四月原町の河岸（間口十間奥行十間の場）へ、同九月山田の河岸へ、酒の出張売
場願の田中両之助一人に永久に貸すことを認めている。両之助は、人も知る岩井の旧家田中両之助で、平次右エ門の
差添人として協力して来た人である。恐らく三つの河岸に両之助の酒屋が開店したのであろう。今はその跡を知らな
い。

終りに 最後に山田家にのこる書状を見て終りにしよう。①船頭 船頭を越後の六日町へ行って六人見つけたが、
ともあり、南牧からも希望者があり三人は南牧の者にしたいというものもある。関所の通過で取調べがあったようであ
る。②管流し これは、安政二年の一月の事であるが、神保律五郎と町田十五郎の材木を江戸の深川の太田屋宛に流
し出して、舟が危くて通れず両者に交渉したり、理不尽として岩鼻の代官所へ三人で参ろうというのがある。③取引
先と品物 ○九月二日麻や清右エ門から新麻の注文。○かち栗六俵、大豆十四俵福田屋四郎右エ門行の送り状。
○初荷、板三三束叁印 山田川小屋にご座候と清水の町田十五郎よりの依頼状。○帰りが空船で気の毒であり、塩を
十俵なり十二なり送ってもらいたい、見返りに大小豆を仰せ付けられたい。江戸の高橋様へとある。



山田樺丸の家と通船のかい、二本
縁のこりの中には古文書の一部が
ある。

原町の新井嘉男家の文書には、鹿皮や黒大豆を出した事や、難船して損害をうけたが、同家の情のある処置に船頭が感謝している文書もある。

大小豆は深川佐賀町の山喜——（山や喜平）との取引が大部分のようで次の一文がある、

御紙被下 かたじけなく拝見仕候——中略——此度御印（岩井）
黒大豆小豆御積入下され、万々かたじけなく奉_レ存候、左之
通入船候

覚

九月廿七日

丹 黒大豆四駄 小豆二駄

岩井かし（河岸）九郎右門様

右之通り過日着船仕候、此段ご安心下され度候いづれも……

売付……差上候、当地諸品成行申上候、よろしく御かけ引、御

引かけ引、御引合相成品々……

と相場をかいてよこしているのが多く、中には「花々數高下も可有之哉、宣敷御賢慮可_レ被_レ下候」、と仙台、千葉までの相場を書きそえたものもある。この通船による山——都交易は、在郷商人の相場売りに迄発展している。太田村誌には、交通史の一環としての研究がのせられており、ここでもなお述べたいものがあるがその枚数がない。

思えば、天保の商業活動発展の時流にのって吾妻救民を掲げた吾妻川の通船も、嘉永六年八月の試乗から、同七年二月の許可、同九月六日、吾妻の秋の実りを初荷に乗せて下ってから、安政四年（一八五七）の休船まで四十年で、その楫_かを納めた。その信州大工の造った舟の行方は知らないが、上り瀬を引きあげた太い綱は白井の旧家「としまや」の土蔵の中

にあるといい（原町誌）その楫は、山田家にありし日の夢を抱いて居る。（写真）

最後に問題として残したいのは、水戸家の商圏と吾妻の關係であるが紙数の余裕もなく資料編その他にゆずる。

(4) 渡船

享保十六年（一七三一）の中之条町の明細帳に「吾妻大川 舟渡し船一艘」として、これは、川幅の儀積り兼申候……前々より舟木の儀先御地頭様御代迄利根入藤原山御運上御材木の内被下置候、四、五年目にははり替申候、舟頭二人抱置申候、此扶持給分ニハ近郷群馬郡迄四十カ村あまり雑穀夏秋二四俵程づつ舟頭に取集めさせ申候、総杭の儀は、当村小川林にて被下置来候、綱繩の儀はいせ町と年替りにつり申候」と（中之条町役場文書）その歴史は古く。考えて見ると山田川橋とすぐ下の岩井の船渡は（前には奥沢の土橋があった）川の最下流の橋と、渡船の最上流が並ぶ——所で橋の空白に船渡が代行し、橋の存在まで無視するかの感がある事に特徴がある。

寛政の船渡出入 山田川橋は寛政二年六月の流失以来七年間の空白のあった事はすでに見たが、この間、厚田—川戸方面の者が、榛名山の中腹を馬の背に、薪炭をつけて、箕輪、高崎方面に売りに出て、箱島村、岡崎新田に差留められた騒動（寛政七年十一月出入、同八年十二月済 証文中之条町役場文書）がある。寛政の改革で年貢を酷しくとられる中の農閑稼の一異変であるが、ここにあるのは、中之条町の名主藤八外の村役人五名が、同じこの村々の厚田、川戸、金井、岩井、植栗、小泉、泉沢、新巻、奥田の川南九カ村から訴えられたもので、「理不尽に荷物村送候出入」というのである。

訴え方という。私達の村は、中山道高崎駅から三国通り越後信州の脇道である。横渡しは、川南の村々が、秣薪を引取る細道で、箱島—村上、市城—新巻—岩井—中之条町伊勢町の三カ所がある。ところが、川南の村々は、近頃商人荷物、旅人荷物の駄賃は申す迄もなく、お武家様方に迄、色々申し進めて諸荷物を不埒に継送っている。まことに不都合

の旨を申すと村上、市城は承知した。ところが、中之条町は横渡しを差留める筋はない。もし止めるなら、中之条町は新道を拵えて通るといふ。そんなわけでお先触で、百姓をやめてまで人馬を用意していると、……一向来ない。大きい損失である。もとより、私達の村々は、田畑が悪いので、農間に駄賃稼をして百姓をつないでいる。それを、横渡しで、中之条町に横取りにされては、村々の継場がなくなる。殊に、渡舟をもつ岩井村は秣取りの細い道が荷物人馬の道となり、ことの外田畑に差障り困っている。と、奉行へ訴えている。

それは、山田川橋の空白を中之条町の問屋が岩井の船渡で埋めて稼いで居る時である。考えて見れば、商人も旅人も、橋のない山田川橋へ万年橋を回るより、最短距離の岩井からはたごも、問屋もある中之条へ渡る方がはるかに得である。この出入は、寛政九年二月、山田川橋がかかると、「差上申証文の事」(中之条町役場文書)と解決する、橋が掛れば、論外になるのがまた面白い。

文化の馬船 こうした事件の後数年たって

乍恐以書付奉申上候(文化五年十一月)

一、馬船一艘 長二丈四尺 伊勢町

横 六尺

馬 四疋立 中野条町

右渡船の儀榛名山より秣薪引取之往来にて、延宝年中(一)

そしてその翌年

「私共村々往還渡舟并作場船、此度御札の上、外稼等も無御座候ニ付、是迄通りご年貢ご免無極印にて差置可申旨被仰渡候」と

「一、右渡舟の外 川筋通舟并稼舟ニハ決して仕る間敷候

六七三(一、六八〇)、真田伊賀守様より被仰付、渡船川下ニ相成、兩村ニテ造立仕り隣郷市場通路並諸々温泉の旅人相對にて錦十文為取之船超戻、其日々手当致し来り申候、此段以書付奉申上候」と両町から川船方元締へ届けている。(中之条町役場文書)

但し渡舟の儀へ是迄外通りの賃銭取申間敷事」そのほか「造替売買譲渡の心得等をかたく守る」と、

文化六巳年四月、稲垣藤四郎御代官所へ中之条町 名主十兵衛外が届けている。

この時の通達を見ると文化年間に、市城、伊勢町、中之条町とあり、三カ所の船渡のように思えるが、何しろ商品経済の発達する中の馬船であり、商用には決して使わないという条件を入れて無年貢の鑑札をうけていたのである。

問題の船渡 天保四年に、今の東橋の前身である、原町―岩井間に作場道として板橋をかける（岩井伊能家文書）

が、たまたま、同九年六月山田川橋流失。（山口武夫著中之条原町市出入）原町側はこの掛替をのぼして岩井間の作場道を商用に用いたここに、中之条原町の市出入のキツカケがあったが、天保十五年四月、市出入の解決にあたり「原町―岩井の渡しは市場往来に使ってはならない、作業用として永続する」事となり、さらに弘化二年七月（一八四五）岩井村名主は、原町善兵衛、三左衛門宛に次の一札を出している。「其の町と村方の間、吾妻川に作場道用の為是迄川下に船有之候処、先年ニ示談の通り此度馬船ニお願被成候由」と、ここでも馬船と明示している。前々からこゝも馬船を明示するそこに、考えさせられる当時の商品経済発達の中の重農政策下の渡船があったのである。

終戦後に続く船渡 竜カ鼻、市城の船渡は、明治昭和戦前を通じ、岩井の船渡は終戦後まで使われた。今思い出を辿れば村の川原に船頭小屋が、市城は新巻に、岩井は岩井に、竜カ鼻は伊勢町側にあった。対岸からでも、オーイ、と呼ぶと、その声が、川風をよぎって船頭小屋に行く。小屋から現れた船頭は、ギイー、ギイーとこちらへこいでくる。そして岸につける。この見た目にはよい船頭風景も、大水で川留もあり、綱がいたんだり、持場の維持も大へんだった。明治六年十月の報告をみると、

（馬舟一隻 長さ七間 胴間七尺）

北第二大区五小区

吾妻郡 伊勢町 中之条町 両町持

伊香保その外近在往来 中之条町地内

平均賃錢

○人一人 八厘（當時天保錢一枚）兩掛九厘

○牛馬 一錢二厘。○本馬荷車 一錢五厘。○人力車、長

持、かご 一錢三厘。○一カ月通行見積り 人一五〇人（一

日平均五人四錢）

北荘の中之条―折田―沢渡の道、十返舎一九の中之条―沢渡の道中記等にその頃の交通と世情を知る面白いものがあるが、ここに割愛して資料編その他にゆずる事にしよう。



岩井の舟渡

で、さきに見た明治九年の山田川橋より少し高い。

明治十四年の伊勢町の予算書には、吾妻川渡船場修繕費 金十六円、内十円船網費、六円人足日当、但し人足二十人一人に付二十銭とある。これは竜力鼻の渡しである。(以上木暮久弥家文書)これは大正時代であるが、岩井では、村の人は無料の代り秋ともなれば船頭がざまごを背負って穀集めに家々を回ったという。(小林文一委員談)

またさきにのべた終戦後まで続いた奥沢の渡しを小池秀雄家文書には次のようにある。

「昭和二五年中之条岩井渡船建設 工費六万四千円

渡船料 大人三円、往復五円 小人一円、往復二円 定期一カ月四十円

中之条町六区は無料(この人達の力で建設)

舟 長さ五間一隻六万円なり。」

旅行者の日記等に見る中之条町の路

これに佐渡奉行川路聖謨の、山田川―中之条町―蟻川―大道の旅、深町

4 教育と文化

近世の教育は、すでに見たように社会規制の枠に縛られたが、ここでは、享保七年吉宗が「封建的人倫の六論を寺子屋の教科用として官版し、同六年手習師匠吉田順庵を、ご法度書を以て童子の手本とした、と聞き賞銀を与え」また「重立ったご法度書上五人組帳等を手本にも書かせ又読み覚えさせるのがよい」（近世教育史海後広岡）と称揚したこれらを考えながら、高札、五人組帳、その他の法度がどのような人間を形成し、寺子屋の果したものは何か、さらに、山伏・道心・出家は教化文化に何を受持ったか、神社はどうなのか、広く近世の教育と文化を見たいと思う。

(1) 法度と教育

ご高札 村には、立人禁止の柵で囲まれた高札が設けられ、そこは、また道程の基点でもあった。（中之条町役場文書）折田には今は古道となった高札坂の地名があるが、今はその建物は新道に移され、バス停天神原の待合所になり、黒い角柱の柵は朽ちた儘に裏側に立て掛けられている。

ありし日、この高札に掛けられた正徳のキリシタン禁令札は、近くの旧家の福田茂家にある。いま中之条町役場の御高札写帳（文政九年七月）を見れば

定（民衆の為か多く平仮名である）

一、火をつけるものをしらば早々申し出すべし

一、あやしきものあらばせんさくをとけて早々お代官地頭へ

召連来るべき事

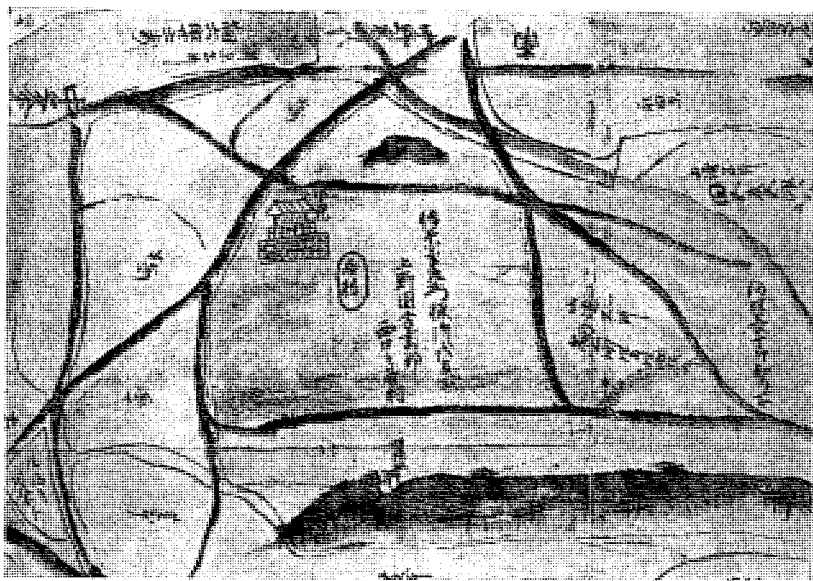
一、火事の節鍵長刀脇差等拔身になすべからざる事

正徳元年（一七一）五月

奉行

定

一、キリしたん宗門累年御制禁たり（赤坂茂木宏保家には、寛文五年正月十一日とあるキリシタン禁制のお手本用一札がある）、自然不審成者有之ハ申出べし、御ほうびとして、はてれんの訴人 銀五百枚、いるまんの訴人 銀三百枚、立かへり者訴人同断以下略



西中之条村の分郷と高札、天領の伊奈半左エ門支配に高札があった……は分郷の境

定

「在々にて若し鉄砲打候もの有之候ハ、申出すべし、……
ごほうび下しおかさるべきもの也」

享保六年（一七二一）二月奉行

定

「何事によらず、よろしからざる事に百姓大勢申合せ候を
ととう（徒党）と唱へととうして、しいて願ひ事くわたつ
るをこうそ（強訴）といひ、あるひハ申合村方たちのき
（立退）候をてうさん（逃散）と申」と、ことは平仮名
で教え「前々より御法度に候条、右類の儀有之ハ、居村他
村にかぎらず、早々其筋の役所へ申出すべし、ごほうびと
して、訴人には、銀百枚を下さるとある。

享保十六年（一七三一）の中之条町の村差出帳には、
「一御高札 切支丹札、捨馬札、鉄砲札、人宿牛馬宿札
町の内問屋前建申候」とある四枚の高札が問屋の前に建
てられていた。高札の推移を見ると、火付、キリシタン
（正徳）鉄砲（享保）徒党（明和）と、その時代々々の
治安維持を、ご褒美、訴え出で方式で取締った。それ
は、五人組相互監視方式と同じ形である。高札が長い風
雪に消えて墨入を願っている村もあった。

寺請制度 宗門帳 寺 中世の教会が、人の一生を拘束したように徳川幕府の二百余年は、神の前の平等を唱えたキリスト教が幕藩体制確立に背く時、その嚴禁と共に、寺請制度が設けられ、どこかの寺に頼らなければ生きられなかった。それは始めの頃の宗旨改めから宗門人別帳にかわり、年令、縁組、生死と村の戸籍簿となり時には、持高・奉公人・馬の数も記して階層分化の中の貧富まで判断とされ、村の戸数、人口も記させて村政掌握の目安とした。

こうして明治の戸籍に引つがれるのである。参考に、宗門帳にいわゆる山寺の和尚さんの一つ林昌院を平の関伸一家の宗門帳に見よう。

本寺群馬郡大類村 慈願寺末

同州吾妻郡平村 禅宗 林昌院 年三十九

先之住 弟子 恵長 年三十

先住 弟子 来峯 年二十

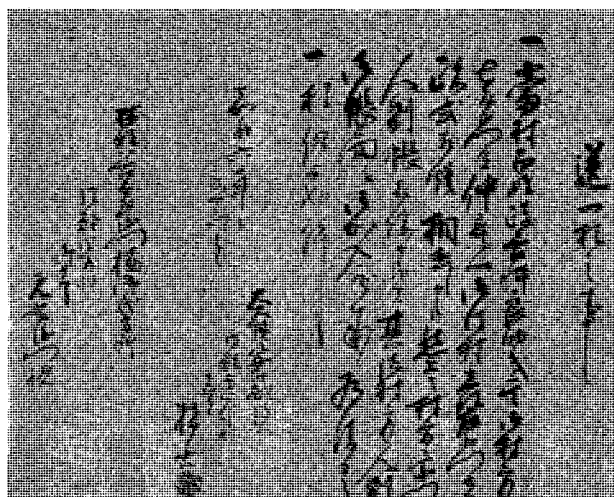
同 徳成 年十九

弟子 祖竜 年九才

と、証明するお寺までかき、その終りに右村中一人も不残相改候
処疑敷宗門無御座候 以上 天保八年酉ノ二月と

と。名主は寺の証明を請けて代官に出している。

他行・婚姻（写真送り一札）のすべてに、今の身分証明の町長の証明と同じであった。この權威と帰依に君臨し、村の紛争を裁き、世に寺子屋の名の如く、師匠もした。それは、古代中



送り一札

世の力には及ばないが、如何に權威に保護されて葬式仏教に下ったとはいえ、少なくとも、この山村に於ては、一村に文化と、教化の一面を担っていた。

御仕置五人組帳 徳川幕府が、支配組織を堅める中に、百姓に申し渡した「公儀ご法度を恐れ、地頭代官のことを、おろそかにせず……名主組頭をば真の親とも思うべきこと」（慶安のお触書）と

↓五人組 ↓小前百姓

の上下下従の支配の歴史は二百余年村を流れ続けた。しかも、その目的の為に、五人組をつくらせた。その法度がお仕置五人組帳である。

元禄十七年とある四万の唐沢文衛宅には、立派な表紙に「御条目」と認めた一冊がある。岩井の伊能光逸家の寛保元年のものには、「御仕置五人組」と、記し「延享二年丑師走上旬。書（き）おくと、かたみにおもひおりはふく（服）し給はゞ身ためなるべし。上州吾妻郡平村閨西書」とある。その条々服膺を子孫に金言として伝えているのであり、ここに五人組帳による家庭教育がある。

また、山田村名主のボロボロの五人組帳に、天明六年子霜月の日写。「右ご法度惣御力条の趣、村中に写し置き、毎月一度宛、惣百姓共名主所へ寄合ひ読み聞かせ仰せ付られ候通

り相守り申すべく候……若し違背候はば、曲事にてとのよう、仰付候とも……」と誓約させる村の教育がある。

折田の寺子屋師匠又右エ門は、これを教科書に使い、岩本の寺子屋師匠綿貫家には、掟を守るべき意のお手本がある。なお、折田には立派な木版の五人組帳があり合一四九条の掟があり、最後に

「右の通り此度申渡候間、五人組前書一同、月々再々読み諭し、悪事ニ移らず、善事ニ導き候様心掛申すべく、若し違背致し候ものこれあるに於ては、当人は申すに及ばず、組

合、村役人迄急度仰付られべき者也
天保十亥年八月 御領知方

御役所

とあり、その裏に、「右被 仰渡之趣、一同承知奉畏候 依
之御請連印差上申処仍如件」と五人組十六、計九六名が名主

彦平、組頭要蔵、組頭伝兵衛の連署で（天保十三年三月）領
主へ差し出している。

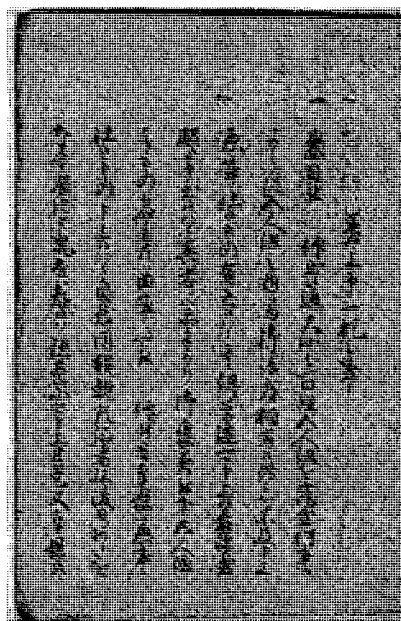
こうした五人組帳前書実行の誓いは各村々に残っている。が、この全村、全家、寺子屋を通じたこの教育力を思いながら、さて、その五人組帳前書には、何があるのだろうか。と考えたくなる。いま要とするとことを思えば、私達の考える山紫水明な長閑な村に、先祖代々互いに肩を組み、軒を並べて、風雪に堪えて、助けられたり助けたりした、美しい人情を育てる儒教の教えとはおよそ矛盾していた。

そもそも五人組の起りは、慶長八年（一六〇三）洛中における盗人防止の為の十人制度が始めと（五人組帳の研究）あるが、要は事なき世に、生産を増させて年貢を多くとする事であり、事件、違反者の密告監視の為の五人組制度であ

った。

だからそこには相互扶助の一片もなく、ただ、「不法はかくさず申上げろ」「申上げれば褒美をやる。隠しておけば同罪だ。五人組に入らないものがあれば、名主組頭の落度である。と、まことに「壁に耳あり」を思わせるこわい訴人方式をみる。

そして、いっぽう、百姓の確保の為には、田畑永代売買禁止、分地制限法、家出・欠落者の徹底した追求と帰村政策で、「百姓一軒分の跡は死失候共、百姓を仕付、一軒分の跡を立て申すべく候」と、百姓



木版ずりの五人組帳（折田区長文書）

の減る事をおそれ、百姓は働いて年貢を納める為のものであり、不精に田畑を荒らす事は成らん、博奕や賭の諸勝負、帯刀、身分不相応の衣服、奢りはもちろん成らん、と、遊びなく奢りなく、ただ働くためのものであった。さらに公共の用水溜池を私し、たとい持林でも大木は勝手に伐つてはならん。火事盗賊その他の合図に不参の者は曲事である。と減私奉公である。これが寺子屋の教科書に使われ、村の掟であつた。なお町最古の五人組帳は、私見では、貞享五年（元禄元年）三月の五反田村名主善兵衛とあるものである。（高橋孝茂家蔵）

労働が強制され、この窒息するような、お互い監視の中におかれたそこには、「女房膝元の敵」が生れ、「他人の恥はかき捨て」が生れ、あの「見ざるいわざる、きかざる」の庚申塔の三猿も、げにもとうなずかれて哀れをさそう。返答返しを、えらく悪い事とし、温順が美德とされるそれは、百姓統制の五人組前書の効果である。

元禄以降の諸学の振興も、寛政異学の禁も主たる対象は武士であつた。しかし、商品経済の農村滲透や、文化の進展相づく凶作に、人心の動揺する時、思想善導の必要に庶民の教育を説いてくるのである。

勸善の法度 文政二年の代官吉川栄左エ門の触書十一カ条の中に、孝行勤勉を賞し、親不孝怠惰を戒め、さらに孤独病弱者の耕地を申合せて荒れないように、とある。（千俣公民館蔵）さらに安政六年（一八五九）七月、岩鼻役所からの触書（大戸ねずや文書）に「武州榛沢郡伊勢島村貞次郎（二三才）が、天保七年十才の時から病弱の両親に孝行をつくし、よく働いて年貢を完納した事を賞し、

「右の趣、勸善教諭の龜鑑にも可相成儀ニ付急度申達候条名主宅へ張出置き、小前の者へ寄々申達、親孝行をつくし、農業出精いたし弥々以て宜敷風儀に押移り候様ニ可致……」

と代官伊奈半右エ門が触れているが、「柴刈り縄ないわらじをつくり……兄弟仲よく孝行つくし、手本は二宮金次郎（一七八五（天明五））一八五六（安政三）の戦前の文部省唱歌を思わせる。親孝行、勤儉力行の教育が寛政の改革

のころから見え民間に善行を集める時、加部安左エ門の天明の災害の救助を申請されているのをどこかのご用留に見たが、寺小屋は動揺する幕末と共に盛んとなり「天保元年（一八三〇）には最も隆盛を見た」と新教育史（乙竹岩造著）では説いている。

（2）社堂と教育

神社と教育 寺は宗派を異にして村を分けるが、神社は土産・氏神・氏子として、祈り、祭り、或は神水を呑んで郷中がここに帰一した。もとより、直き清明の心を尚ぶ日本人を象徴する神は、そこに一郷の民の精華が捧げられた。だから、神殿神域は、村民の誇高き精華の殿堂の場とも云える。

今、中之条町の英霊殿に参詣して石段を上れば、宝暦十二年（一七六二）建立の左右一対の大石灯籠がある。時は山田山々論の勝利の翌年であり吾嬭神社の文書に見れば、村民一同この山論の勝利を社に祈ったとある。寄進の右は二宮清左エ門、左は町中である。その書は「林氏普照庵拜書行年八十一才」と篆書の名筆である。中央の一対は天保六年、左の手洗水石は、同八年で日本の大凶作を挟む郷人の祈りを見る。さらに、東隅には、この町が生んだ俳人緑園の芭蕉句碑があり、裏手には白峰先生の碑がある。すべて郷土先人の大いなる遺産である。

①奉額 次に郷土の神社の奉額を見よう。

この奉額を見て最も多彩なのは吾妻神社で、すべてにその歴史が古い。俳句では、下沢渡の諏訪神社に文久元年とあるのも珍らしく、多いのは如月会のある親都神社と四万貫湯平の福妻神社で、特に後者には明治二十一年のもので文政の吾妻神社にも似た俳人の人物画や、句合せらしい風景を描いた秀作がある。俳句は大正の頃角力俳句が目につく。

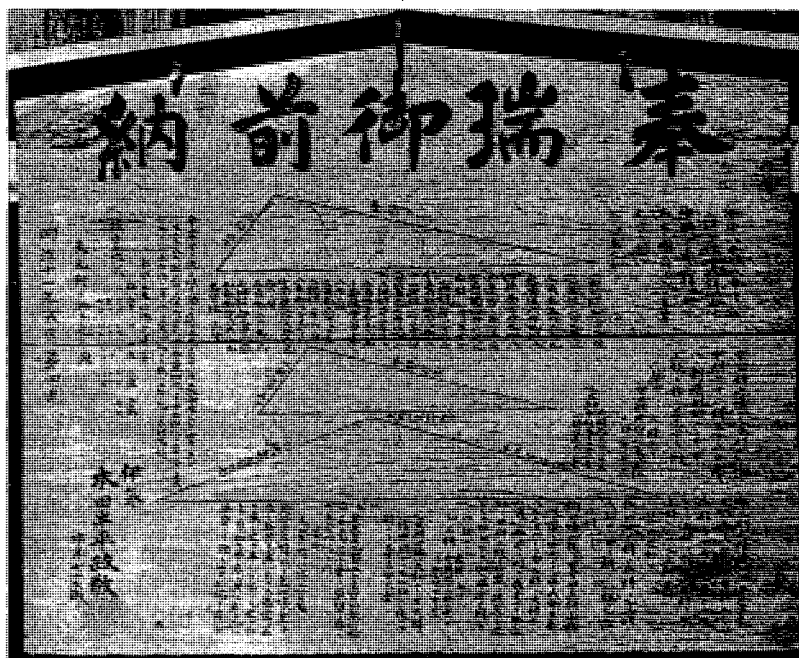
華道は寛政四年の遠州流元祖 松斉門人、寿松斉一眠の吾妻社中約百名の奉納から、報徳折田神社に見る一連と見

二 生活と文化

中之条町神社の奉額

社名	俳句	花	弓	鉄砲外
伊勢(中之条町)宮	大正15	不明1	明治21	
伊勢(伊勢町)宮	昭和15	大正14		
柴宮神社	明治25 不明1	明治33 昭和3	明治32	
諏訪神社(下沢渡)	文久1		明治30	明治33
沢渡神社(上沢渡)	昭和3728 (社殿新築記念) (沢渡温泉病院開院記念)			
稲裏神社(四万)	明治21、29、33 昭和11、33		明治28、33	
折田報徳神社(折田)	大正5 昭和13、48	昭和4	明治33 大正4	明治33
親都神社(五反田)	大正4、7 昭和6、42 不明1	明治22 昭和8	昭和2	
諏訪神社(岩本)	大正7 不明1	不明1		
熊野神社(鐵川)	明治20 昭和11	不明1		
吾妻神社(横尾)	文政6 明治21、26 大正11	寛政4 明治27	明治15、23、28	明治11(算額)
計				

(注) 改装で整理されたものと思われる吾嬭神社には見えず、火災にあった沢渡神社に古いものはない。



和利宮神社の算額

られる奉額に、郷中の歴史の一つを見る。

弓は諸流として、吾妻神社の明治十五年の奉額から昭和二年の親都神社に至るが、明治三十二年にピークがある。

鉄砲の額もこの弓の全盛の頃で、下沢渡の諏訪神社と親都神社にある。明治二十七、八年の戦勝の現れであろうか。次に中之条町唯一の算額を見よう。

②算額 中之条町の算額に明治十一年四月、伊参（伊勢町）本田半平政敬七七才の吾妻神社「奉納御前納」の一枚がある。横九二センチ、縦七〇八センチの白木に書いたもので、「天元術ニ依ツテ之ヲ開ク」とある。天元術とは中国で古くからあった算木を使ってといった一種の代数学でこの問題は上中下の米と秕を使ってつくった酒の米相場を出す問題で、程度の高い代数である。半平は、数学者剣持章行の弟子である。その墓が林昌寺の墓地にあるが、碑面一ぱいにやはり天元術の問題

と答で埋めている。こうした墓石は、県下にもこれしかない、群馬県和算研究家大竹茂雄（安高教諭）は語った。

堂守の教化 ①村の山伏・道心―折田村の場合 折田村の天和二年から天保九年に亘るその間何冊かの宗門帳に見る百姓以外の者の報告を見ると、天和二年には皆無であるが、（その後の始めはいつか分らないが、）寺のない折田では享保二十二年の宗門帳に、山伏・出家道心が三人、七人出てくるし、五反田でも最も古い宗門帳の元禄五年から見える。山伏も始めは当山派（紀州）に発するが、延享から本山派（京都）が現れ、安永七年には、本山派一つになっている。道心もその始めは分らないが、折田では山伏と同じく享保に出て享和で終り、化政期には何故がなく、天保九年には、発心者となっている。「道心」というと後には、門に立つ物貰いを云ったが、当時は、所屬の寺をもちながら寺をはなれて堂社か庵を住家として郷中を廻って喜捨を得たもので高い教養を身につけた者もあった、これらの者が、村にどういふ影響を与えたか、その史料に乏しいが、ここにその一つを見よう。

②定光寺の観音堂 延享五年の宗門帳に、道心銅牛57才・恭照60・淨鉄70・順故53・淨雲61がある。この中、銅牛の墓はこの観音堂境内の西側に並んでいる「無角銅牛」とある異色の石像であろうが、語り伝えによれば、この堂に下屋を下して道心が住んでいたという。銅牛も、おそらくその一人であろう。堂内にある高連庵六世（文政12年）の位牌の主も、西側の山裾に明かにその没年と院号を立派な無縫塔に刻んでいる。その他一列の無縫塔の主も、おそらく元禄四年に再興以来のこの堂守であろう。

外の宗門帳にある真教の墓は分らないが、折田の水出百寿家の出で学僧であり、村の寺子屋師匠又右エ門（現当主福田竹三家）の師であり、同家にその手になるお手本もある。また、この又右エ門の師であったこの宗門帳にない性源という学僧がある。私の推定では、時代的に見てこの観音堂の三世と思われる。その遺墨・遺稿は、折田の家々に多く、その「知福寿兼福」の大筆の一幅は、当時の名主田村留十郎家にある。

ここに、その生涯の多くを載せる余裕がないが、折田茂・折田次郎・田村留十郎・水出百寿・福田竹三の諸家の遺墨、遺書と、住まわれたと思われる定光寺観音堂の古碑にその事跡を見よう。まず、その一つは、この境内の東北の岩にしみいるその清流をきくそのほとりに「明和七年（一七七〇）庚天、仏成道日、かくばかり、後の世知らぬもろ人に、もらさで（無漏）すくへちかいわするな。済興三世、性源潤心八十三翁拜書、南無地藏大菩薩」と、深く刻まれた大石塔を見る。（性源は無漏庵と号した。済興三世とは、武州久喜町済興寺の僧で、それは、同寺如然が、「無漏本師性源翁大和尚」とその徳を称えたものや、折田村九右エ門にあてた書状や性源が、久喜に人をやるについて九右エ門に金子借入を申入れているのも分る（折田茂家蔵）、その二は、鐘樓の建設である。その募縁簿に、「それ鐘は法器の第一声のひびくところのもの、益をかふむらずと云うことなし……ここに淨財を求めて堂を成せんことをねごと」と、安永三年その八七才の春、心願の旅に立った。その行脚は、吾妻・利根はもとより高崎・前橋・江戸・茨城と、麦・ひき割、金子（十二兩余）の寄道を集め、最後は折田の水出家（現当主百寿）に終るが、この鐘樓の用材は、久喜済興寺（折田から送ったことは折田九右エ門宛の材木の無事着席の如然の書信や、性源が三月二三日付で原町山口六兵エ、中之条塩屋甚助に「私事無異に鐘堂造立仕候、然ハ用事有之折田へ書状遣し申し候、お届下され度奉存候……」と、兩人に託しているのでもわかる。心願を果して今の久喜市に建てたのである。

その三は、勉学と納経である、すなわち、生涯をかけた写本、随筆圖書の散佚をおそれて、この久喜市と、折田村に、一部宛保存を託して、安永三年十一月八七才で入寂した。遺言により、同年同月一日、上州吾妻郡折田村、折田九右エ門水出五郎左エ門の兩人は武州久喜済興寺一切経堂納置奉書写漢字和字契経祖縁偈頌和歌集六一巻の目録を作り、済興寺の経堂に納めている。その後を久喜市の矢島浩教授に聞けば済興寺は火災にかかり、その経堂も今はなく、檀家も少ないというが、折田には、さきにふれた次の家々にその遺稿・遺書がある。（しかし経堂の扣に見る六

一巻からは、可成かけている)

折田次郎宅(折田村元名主の家経文類) 福田竹三宅(寺子屋師匠の家) 水出百寿宅(僧真胸の家経書類) 折田茂宅(元名主の家、文書、書状類)(その蔵書名はここに省略する)

○その行動や教化 その行動半径は、鐘堂心願の広域の寄進にも見える。其の時大戸の加部安へも行っているが、安永三年の頃、山田源太夫が、性源に相相したと折田の九右エ門にわびをたんでいる。この外、原町の山口、中之条の基助、と記したもののや外名主村役人級が書状中に見える。

また、随筆の中に、甲戌の夏島がい戸の庵に到りけるに、訪いくる人もなかりければ、「これやこの憂世離るる島かいと、立戻るべき船橋もなし」とある。どこの島か、何しろ諸国を巡行してもいる。またそこに、「ともかくも八十余年おりた(折田)村、^{しよば}老婆の深計仏まかせに」とあるのを見ると、この折田村に永く人々と親しんだ事がわかる。

安永六年(一七七七)丁酉五月七日、折田村、折田九右エ門、地藏尊像建立供養諸覚帳(折田茂家文書)に、最少八文、最高三百文大並百文計一二三名外別口を合せて一四貫五百文の寄進があるが、それは、いま、永田の成田道の田村家の墓地入口に立つ安永七年三月とある地藏尊の供養と思うが、そこにご法事銭残り五百文性源老師五郎右エ門(水出)とあり、性源没後三年であれば、あるいは、この老僧の三年忌にその徳を慕った地藏建立の供養とも考えられ、大戸の加部安左エ門も、うり三つを供えており、山田・四万湯原・西中之条・浅貝もある。この寄付は、安永六年の春に始まりこの地藏尊の年号の七年の春までかかっている。(この地藏はもと下の道端にあったのだという。)性源和尚の説くところは平易な三十一文字で無漏の名の如く衆生への捨我精進の仏道と封建社会道徳の肯定である。

それを書きつけた片々に、

世をふれば、仏もわれもなかりけり

なむあみだ仏 なむあみだ仏

五月五日の 菖蒲、蓬によもぎに

人なみに 軒のよもぎは ふかねども

心のあやめ ふかね日ぞなき

淋しからんという人のありしほどに

春秋の花も 紅葉も なにならず

ひとりうき世の咲き散るを見て

と、物欲をよそにした仏の道の生涯がある。また特に目につくものに、「妻は子孫相統の為、わるさものにするな」などや、女子三従の徳などの女子教育観があるが、(吾高五十年史参照) ここには省略しよう。

このように、村々には、経書を読み布教する堂守や、修験(山伏)がいたが、檀家の権威に安住した僧侶よりはむしろ貧困に生き、広く有識層と交わり、世の民衆教化に与えた影響は見逃せない。

(3) 師匠と教学

わが里の寺子屋と師匠 次表は、吾妻郡誌にその後の調査を加えて本郡及び当中之条町わが里の寺子屋創立の状況を見たものである。

〔寺子屋師匠〕(旧町村別)

○中之条町Ⅱ田中七郎平(縁園)、二宮幸作(二見屋)、同半重郎(柏屋)、樋田瑞秋、町田重平(以上中之条町)、高橋市郎平、唐沢政四郎(政右エ門)、樋田次郎七、(開校の頃教員)(以上西中之条)、小板橋好里(神官)(伊勢町)小林仁五

郎(青山、小林安茂家)

○沢田村Ⅱ山田次郎平(名主)、山田又市、森岡千尋(神官)、一場大安、町田庄右エ門(名主)、町田重五郎(延陵)、折田軍平(名主)、福田仙五郎、起原蘭齊(画家)、福田永七(名主)、内海乙松、吉田善平、伊藤寛甫、田村半兵衛(名主)、

第52表 寺子屋年次表

年 代	吾妻郡	中之条町				
		中之条町	沢田村	伊参村	名久田村	計
享保	1					0
天明	3			1		1
寛政	3		3			3
文化	4					0
文政	2		1			1
天保	6		1		1	2
弘化	4				1	1
嘉永	1					0
安政	2					0
幕末	25					0
維新前	9	8				8
前後	59	2	23	4	2	31
明治初期	10				1	1
不 明	1					0
計	130	10	28	5	5	48

- (注) ① 享保は岩下村修験者、天明は三島村名主、植栗村郷土、五反田村名主である。
- ② 郡誌で発生の二つに跨るものは始をとる。
- ③ 郡誌に幕末時代とある五反田の田村次郎兵エは、寛政二年の弟子113名の献灯があり、天明以前とも考えられるが天明に入れた。
- ④ 郡誌に寛政の福田又右エ門(折田)がぬけているので加えた。
- ⑤ 横尾の関恒斉を明治初期にいれた。
- ⑥ 維新前後、明治初期の分類はきわめてあいまいである。
- ⑦ 表中には注記をいれた外は郡誌以外は含まれていない。

安崎安平、関房吉、宮崎市五郎、金井元治郎、田村茂三郎、宮崎竜五郎、福田良八、飯塚弁五郎、関源蔵、福田宗禎、福田浅右エ門、沢渡勝見(沢渡学校教員)、関惣次、福田又右エ門

○伊参村 森田権六、神保律五郎、綿貫安右エ門、伊能佐五エ門(以上岩本)、田村次郎兵エ(五反田)

○名久田村 高橋景作、瑚橋和尚(宗学寺住職)、田村源蔵、

小林環翁(学校保護役)、関恒斉、伊能重次郎 以上は吾妻郡誌を参考に多少修正を加えたものだが、さらにその後の史料から師匠をされたと思われる家に中之条町の望月俊(春)斎(医師)・市城の中沢重平、上沢渡の剣持予山(学者)・五反田の斉藤庄平、堀口啓吉、岩本の神保彦憲、赤坂の茂木安保の七家がある。なお、田村長右衛門(四万山口)・中沢猶吉(西中之条)がこのほど新たにわかった。

第53表 寺子屋師匠身分表

	中之条	沢田	伊参	名久田	計
名主	4	8	5	1	18
庶人	4	11		1	16
神官	1	1			2
僧侶				1	1
浪士	1				1
修験者		4			4
医家		1		2	3
画家		2			2
書家		1			1
計	10	28	5	5	48

- (備考) ① 書家は町田延陵であるが彼は村役人もつとめた。沢田の福田又右エ門を庶人に入れたが、組頭もしている。庶人の中にも村役人が多い。
- ② なお、先の七家はこの表にいられてないが、医者学者の外は名主の家が多い。

なお次表は、郡誌の中之条町の寺子屋師匠の身分を修正して分類したものである。

ここに、学問の保持者がわかり、多くは土着した武家出の名主は、文武両道を心得た人達である。もとより、生産にうごく封建治下の百姓に学問は不用と、「女子は文盲なるこそよけれ」の定信の思想もそれである。幕藩体制が、動揺し始めた享保期に、吉宗が、

封建制維持に、寺子屋教育をすすめた時点に合せて、本郡にも寺子屋が始まり(52表)動揺し始めた村々に、名主が自らの村治めのための寺子屋が拡がって行くのも一考される。そこには、あの五人組前書が教科書に使われる事情もわかる。

しかし、教育は法度教育に終るものではなく、その孝子門弟中の師匠の墓を村々に見る時(五反田田村次郎兵衛、折田福田又右エ門、青山小林仁五郎、赤坂伊能重次郎、四万金井元治郎、西中之条の唐沢政右衛門、高橋市五郎、中沢猶吉山田一場大安など門人の名を刻んでいる)、今に師恩の情の切なるものを思わせると共に、庶民の教育への自覚の拡大を思うその教育の普及度を、例えば沢田村の二十三を数える維新前後を見ても、現在の学校所在の六カ所を遙かに上回る。そこに、読み書き、そろばんの必要に立たせられた教育への関心を考えないわけにはいかない。



赤坂、寺子屋師匠伊能重次郎の碑

例えば「西中之条村小山長五郎と記した天保十五年辰正月享之」とある「童子訓禁制条目」の一冊（西中之条唐沢豊米藏家蔵）を見て、^{（一）}人と生れて物不書へ、人にあらず、これを盲目に譬たり……三つ子の心百までといえる志を起し、この恥を忘れず手習を精出し可被申事」とある。そこにその教育の時代感がある。

木村卓堂と中之条町 明治維新期の原町の教学が郡下に先がけたわけは、天保のころ旅のわらじを原町にぬいだ木村卓堂の教化によるものが大きかったといわれるが、その教化の範囲は広く（吾妻郡誌追録参照）中之条町にもその門下生は多かった。しかもその外折田の田村家の不動堂の入口に立つ青面金剛の書、伊勢町文珠堂の仏堂絵。てん刻としては、同小板橋謙斎、藤屋東兵衛、中之条町望月春斎、清見寺の印章があり、蔵書記録に四万山口田村長右エ門として風来山人、水の行恵（やくゑ）五合本一、根なし草一、風流志道行、通俗陰陽文小本全、温泉考、実語教、童子教註、浅間

記、写本として童子千字文、字林長歌黄訳、理学津梁、三河記外數十種と記して（吾妻郡誌の寺子屋師匠中に田村長右エ門はのっていないが、寺子屋師匠をやられたのではないかと思われる）その交流を思わせる。

卓堂の教育を見るものに「文字を心の字」として教えた事にまことに心をうたれる思いがする、以下その教字を知っていくかを見よう。（原町新井嘉男家蔵書より）

そこには、忠―上事於君、下交於友、内外一誠、終能長久、孝―敬父如天、敬母如地、汝之子孫、亦復如是 と文天

祥の教えや、不動如山、侵掠如火、共靜如林、其疾如風と信玄居常を記し、水の行えよりとしては「父母の恩は手拭の如し、常に頭に置くべし腰に挟むべからず。世上の渡ははつびの如し、常に潔白にすべし、垢によごすべからず。家業は股引の如し、昼夜肌身を離すべからず。詞は鳶口の方にして光るが如く草鞋の如くふまえていうべし。身持は鳶口、つき合いはかけやの丸くして鈍が如くあれ」と教えている。なお実語教については「大般若又法華四五七の実語品より出たり、從地湧出品に我今実語を説く汝等一心に信ぜよと有」とある。藩論譜全巻を写し、遺墨十数冊がある。その遺墨中には、漢籍はもとより本居宣長の国学あり、万葉集あり、蘭学あり、仏教あり、その教養の深きを見る。そして、「少而学之如日出之、陽壯而学如日中之先、老而学如秉燭之明、」と学問と人生の意義を教えている。青山に浪人師匠田村甚右エ門の門弟中の墓をさきに見たが、ここにもまた幕末異郷浪士の土着に郷土の教育が思われる。

なお、付加する事に、伊勢町柳田禎藏の書と想像される天保紀事中に、(あるいは卓堂著)卓堂文書中に見える天保八年の大塩平八郎の乱の捨文がのっている事に、何か両者の交流さえ思われる。

蔵書に見る寺子屋師匠 ①庶民の師匠又右エ門 ここに、庶民の師匠又右エ門の教育を見よう。又右エ門は、折田定光寺の「やしき」とよばれる家で、吾妻郡誌には、載っていないが、数年前新居を建てようとして、間口十間奥行五間の茅葺の二階屋を壊した時、何と古書百冊と古文書十数点が出てきた。そこに発見されたのが、寛政に始まる寺子屋師匠禍田又右エ門の全貌である。その蔵書の、年代別表は、(群馬文化一〇四号参照)ここに省略しよう。

さらに、この蔵書を分類すれば、

- ①經典関係 十七冊 ②漢籍関係 十二冊 ③寺子屋関係 千千字文 4、読本用書写千千字文
- 四五冊(ここに、寺子屋の内容がわかる。)
- 千字文 1、新刻補註千字文 2、手本書千千字文 3、童 〇孝経 1、孝経 2、古文孝経
- 〇往来もの

イ、庭訓往来 1、漢文体庭訓往来 二冊 2、御手本書

庭訓往来

ロ、商売往来 御手本書商売往来 二冊

ハ、進学往来 一冊

ニ、消息往来 御手本四冊

○童子教 1、童子教解説 2、実語童子教（手本兼）

○今川状 一冊

○女今川 一冊

○小野篁歌尽 一冊

○道徳問答 二冊

○読本用書本 1、用文章 2、手習教訓書 3、吾妻七社

縁起 4、近江八景 5、鹿島詣

○その他の読物

1、和論語 2、平仮名銭金問答 3、胴人形体機関

4、へらず口

○法規関係

1、御成敗式目 四冊 2、五人組帳 二冊

○人生観、教育観、等

1、民家分量記 2、家内用心集 3、成人文、成福文

○算学用

1、算法手引書 2、利得算法記 3、知恵車

○辞書 1、伊呂波雑韻

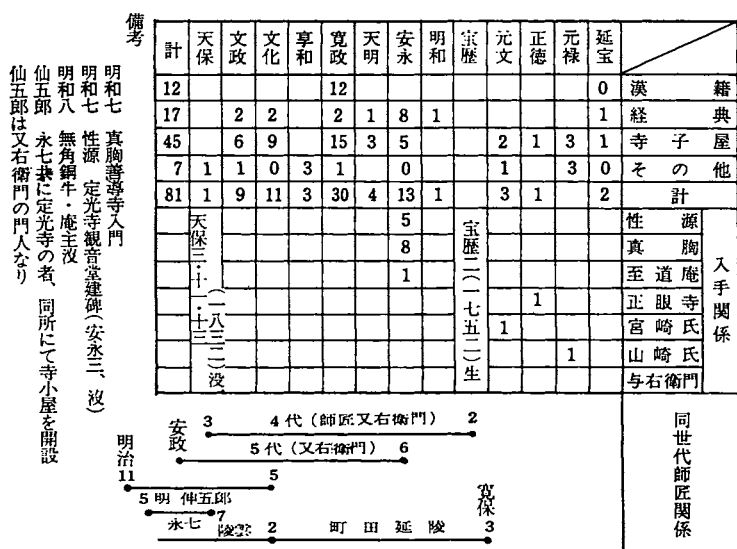
④ その他及年号不明のもの（七冊）

C、年次、種別並びに関係人物対象表（54表）

この蔵書を、蔵書年次と年令に照合する時（第54表）ここに、明和・安永期の若き日の又右衛門の勉学時代が写し出され、これに、大きく影響した性源・真胸・至道庵等の僧侶と、近郷の宮崎氏、山崎氏、与右衛門等の好学士と接触して成長していった事がわかる。そして次の第二の山の訪れる天明・寛政期に、師匠時代の展開を見、六十の坂を迎えて、いよいよ円熟する文化文政期には八十余冊の蔵書を積んだのである。（なお、生年不明のため、没年を、安永六年（一七七七）に長子亦右エ門が出生したそれを、二五才で得たものとして逆算したもので、他日訂正されるとしてもたいした違いはないであろう。）

その教育は、又右エ門も、また時代の子であり、一つには、読み書きそろばんを教え、一つには、すでにのべた五人組帳や成敗式目まで教科書に揃えて為政者の意を体している。

第54表 寺子屋師匠又右衛門の蔵書年表



近世寺子屋教育の発達が、すでにのべたように吉宗の封建反動の政策に発し、又右エ門の出た寛政の改革の頃は、人も知る天明の凶作の社会不安に、識者は教育からの封建体制の強化を考え始め、孝行と勤勉の二宮式徳目が称えられてきたころである。同時代、同所の寺子屋師匠名主軍兵衛家(折田英三郎家蔵)の「百姓往来」には、すぎまなく働く百姓の年間の仕事の読書本がある。又右エ門もまた組頭級の村役人の家であり、法度類不使用など思いもよらない事であろう。しかし、最もいたんでいるものは、商売往来のような往来物や、童子教、実語教、孝経、心学教や師匠の書いたお手本である。

なお又右エ門の教育観はその作、成人文、成福文なる二書にある。そこには、

人は人、真の人はなかりけり

人になれ人、人の人なり

考をなし、忠をつくして慈悲あれば

願はずとても福は十ぶん

と孝忠慈悲一体觀であり、さらに、世に仏に帰依する徳こそ有難けれ、今世安穩にして、必ず後所善所に至るなるべし、是を最大の福というべし」と仏教觀に立ち、「日々是好日」を思わせて、法度ぬきの暖かき師風が伺われる。いま、同家の裏山の墓地に立つ、その「孝子門人中」の一基が、この又右エ門の墓である。

師匠の購入図書に見る教養と師友 寺子屋師匠山田村名主治郎兵エの天保八年一月からの懷秘録中の支出に図書購入を見ると、年次的に天保九年三冊、十年五冊、十一年十冊、十二年四八冊とおどろくべき増加を見、蒙求というわずかしい寺子屋本を三冊一度に買っている。莊子翠、天学、文章規範、掌中詩覽、定家歌書、和歌読方指南、唐詩撰解、三体詩、易経、春秋左氏伝、千字文等実に当代の最高の本をどんどん買っているのに驚くと共に漢籍と詩歌のたしなみのほどが伺われる。

この高度の教養のその師がその友が誰であったのか、同懷秘録中に、田中両之助と、太田元貞が出てくる。

すなわち、「天保八年三月二日大田氏参り極秘田中へゆるし……その札手伝いのつもり」と金二分を田中に時かししている、この極秘が問題である。田中両之助は、この頃有名な建白書を書いている時であり、その中に儒教思想を多分に見るが、田中、山田、加部安は親戚であり、太田元貞に共に師事していることがわかる。すなわち、同十一年十一月十日、一三〇文太田先生行書物一冊書状入」あり、「同十二年一月十三日、十五日両度に金三分太田先生内一分お年玉。二分火事見舞、二分太田先生へ文章札、この時田中氏と二分宛出し会う」とあり、「同十月七日百文、太田先生餅菓子二朱太田氏へ出す、二匁古印一つ三五〇文、方一冊田中氏へ出す」とある。（元貞は亀田鵬斎の友人）治郎兵エは天保八年四五才俣角馬二三才である、母こんは岩井の伊能家生れ、大戸加都安の仲人でありその学問も、太田元貞、加部安、田中、伊能の交流の間に育てられた事が考えられる。さきにのべた田中両之助の建白も、この太

田元貞交流時代のものである事を付記して、大方の両之助研究の一つに備えておこう。

国学者小坂橋好里と伊参文庫 村の師匠又右エ門と大いに趣を異にした寺子屋師匠に伊勢町の神官小坂好里（現当主一正家）がある。

慶応四年三月「祖父好里積年の志願、復古学伊参文庫と唱え造立致度候処」とその永続を申請している一札がある。

居常唱「勤王大義」——中略——明治八年十二月十九日以病歿、年六拾有六。（以下略す）

その好里翁碑に、「累世兼奉吾妻郡中七祠神主之職、善賦和歌、已長好文学、究国語学秘奥、傍博通経史矣。

明治廿五年十二月関常子明謹撰並書（以上吾妻郡誌より）

（関は、前掲門人知常であり、蘭学を学ばんと、郷関を出た吾妻最後の人である。先日同家の蔵書を拝見して、そのぼう大とその特異性に接し、さすがに、とその思いを新たにさせられた。）

ここには、ご法度類は一冊もない、万葉集三二冊外に同写十数冊、古事記伝四六冊、国字文類二一冊、続日本後紀二十冊、玉勝間十四冊、国史算論十冊、同古史徴、同古史伝、四冊の松の屋外集、古道大意とその多くの国学関係書名実に六九、漢籍としては、十五冊の春秋左氏伝、古文孝経（享保十一年）孟子（宝暦四年）書経・礼記（文化十年）周易（十三冊）写本、易経、周易経、春秋、春秋左氏伝、詩経、論語集解、論語正文、大学参解、大学図解、幼学詩韻、中庸文脈解、漢文史記列伝、漢学論以上漢籍四三種、その高いレベルの学問を見る。

さらに、神道二五書名、医書一二書名、とその割合に少ない寺子屋関係。特に目をひかれるものに大塩平八郎の乱、生田万謹撰、それに、弘道館述義等に見る水戸学派関係である。明治三年の林昌寺の破仏事件の勃発も、その思想背景をここに思わず、王政復古をゆさぶる平田神道の光をこの伊勢町の小坂橋家に見る。村の寺子屋師匠は、すでにふれたように、単なる法度の伝達者ばかりか、明かに王政復古の高鳴りをこの蔵書に見る。

小坂橋好里の著書に文法書「言葉の道行ぶり」がある、嘉永四年三月のB版の木版である。そこに、木暮足翁・樋

田瑞秋の讃辞もある。(木暮久弥家蔵書より)

専門の道としての門人教育

ここに、門人としての特定の教育を、算術・柔術・華道に管見しよう。

剣持章行とその門人 剣持章行については、昭和十五年発刊の吾妻郡先賢小伝に詳説されている。氏は寛政二年(一七九〇) 沢渡の農家に生れ、当代屈指の算学者となり、多くの弟子を教えた。その門人を中之条町に見ると(算法開蘊卷之四)(五反田堀口啓吉家文書)

中之条町 田中甚兵衛、田中七蔵

伊勢町 本田半平、

山田村 関久右エ門

平 村 剣持虎吉

四万村 唐沢政右エ門、田村茂左エ門

その他、原町九、郡外三、県外一六名がある。沢渡十一名に驚異を感じながらその郷土への裨益を思う。その問題と答だけあげてその算術の一端を見よう。

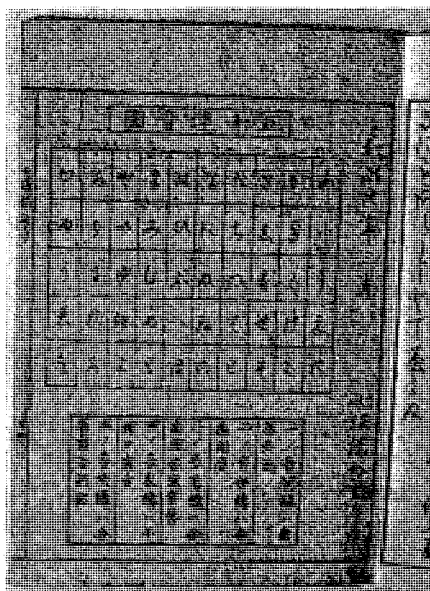
山田村 関久右エ門道賢

米七升五合代錢六六四文米錢相場各何程と問う

米相場は升位を下らず
錢相場は文位を下らず

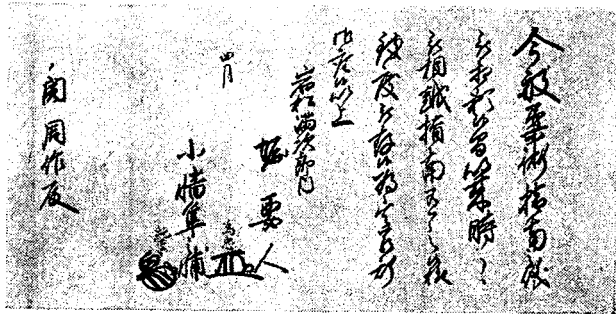
答曰

米相場七斗五升
錢 六、六六四文



小板橋好里著 ことばの道行ぶり

沢渡村 町田善太、関市之助、関口徳兵衛、福田録八、福田喜代次郎、福田徳太郎、剣持佐兵衛、福田六右エ門、関紋左エ門、関口市次郎、福田浅右エ門がある。



柔術指南依頼状、関征児家の蔵（弘化の頃）

問題には、米銭相場、田畑年貢の石盛、金利、薪の束数面積測量など当時の生活問題である。

柔術指南関周作とその門人

百姓の武芸が禁じられていた時、どの程度であったかそれを知る史料は少ない。当中之条町地域として明かなものに次のものがある。すなわち、平の関征児家に、「今般柔術指南之儀被相頼候間、以来時々被相越指南有之候様致度被存候」岩松満次郎門人堀要人小幡隼之輔から関周作の指南依頼状がある。この関周作は関征児家の方で拾二代孫とあり、幕末幸通と号し、門人五五名が記されている。その人名中には、湯本信次郎・飯塚反蔵・久保田藤次郎・有馬太平・小栗林蔵・鹿野仲吉・剣持丑五郎・坂西清吉・関口市次郎・杉木安五郎・割田伴蔵・青木隆平・後藤三代吉・関三津五郎・宮崎助五郎等、その苗字に郷土の門人が想像されるが、治安なき幕



岩本鶴生齊一方同一蒼揮花

末の村の柔術修業の一つが想像される。なお弘化四年閏周作は榛名神社に門人中の額をあげている。

華道とその門人

吾妻神社に三代寿松齊一眠翁（樋田瑞秋）小伝と門人の遠州流挿花の明治二七年九月吉辰の奉額があり、この町の神社の奉額中の古いものの一つであるが三代とあるこれから想像しても近世の末期、すでにその普及は、床の間の掛軸と共に華道が生活に親しまれたことがその他各神社の奉額あるいは碩徳碑に考えられる。（なお現代については第二巻にゆずる）古い史料はまことに少ないが、ここに幕末と想像される絵入木版一冊が矢場の伊能久次家にある、その挿花二六名中に当町関係を見ると岩本鶴岩齊一生（桔梗）同鶴生齊一方・同鶴弘齊一蒼（えにしだ菊）同鶴扇齊一要（ばたん）中之条鶴本齊一柳（馬蘭）があり、岩本が四人中之条が一人ある。

(5) 旧家にみる蔵書と教養

名主、村役人をやった家には、必ず蔵書がある。今、その一つを伊勢町の木暮久弥家に見よう。

①伊勢町木暮久弥家の蔵書

55表は、高野長英の門人高橋景作の教え子伊勢町木暮久弥家の先代茂八郎の多くは手にした同家の蔵書である。漢籍国学には、四書五経を始め老子孝経のすべてが揃い、藩翰譜筆写七冊茂八郎筆写の中庸もある。特に細かに筆で書き入れた注釈に驚く。漢籍が、寛政期に多いのは、発刊年月であって購入年月と一致するかは不明である。孟子は享保十七年版であり、同家の当時のものであろう。

日本外史明治四年再刻十五冊は、先の福田家と同じく、それは、郷土研究家新井信示が自叙伝に吾妻第一高等小学校で日本外史を学ぶ事を非常に喜んだとあるのと同じ、明治前期の識者教養の一時流である。同家には、名主の教養を思わせる詩歌が多い。本居宣長の玉銚百首。唐詩選、茂八郎筆の杜詩註解五言律序、新編幼学詩韻等である。寺子

第55表 木暮久弥家蔵書

	漢籍	国学	詩歌	寺 （読本） 小用	農業	辞典 （文法）	算法	その他	計
寛文			1						1
宝永				3					3
享保	1		9						10
延享						1			1
天明	1	2				1			4
天保	4					1			5
寛政	38								38
文化		4	3			5			12
文政	1	2	2			12			17
天保			1			2	1		4
弘化								6	6
嘉永	1			1		2		1	5
安政		2							2
文久								1	1
応永		5				1			6
明治	13	20		3	13	15		28	106
不		18			8	1		3	31
計	59	53	31	7	21	41	1	39	252

屋教科書としては宝永三年の小学句読、嘉永五年版の庭訓往来と後は全部高橋景作直筆のお手本で、消息往来、筆法文集（商売往来、吾妻村尺書簡類）、天保十四年のお手本（書状類）御成敗式目女子用紙文それに、景作没一カ月前

の明治七年十二月、半頁二八字に清書された漢字楷書の万葉集一冊がある。その他ローマ字のお手本もあり、手習に背負って行った机もあるときく。

辞典類には、頭書字彙の十五冊、寛文十二年刊、天明七年再版の一五冊があり、享保二年明和三年再版の書言享考の九冊、文化十二年草書法要二冊があり、茂八郎筆写の助語字理言解一冊がある。算法は天保七年刊行の算法地方指南があり、経典・神道書はない。

二 生活と文化

第 56 表 関伸一家蔵書分類表
書 別 年 代 別

書 別	冊数	年 代	冊数
寺子屋	33	寛 文	1
義太夫	35	元 禄	2
漢 詩	28	元 文	1
俳 諧	13	明 和	1
和 歌	2	安 永	1
絵 画	23	寛 政	3
漢 籍	7	享 和	3
国 学	8	文 化	7
算 法	7	文 政	1
紀 行	5	天 保	12
文 学	17	弘 化	1
百人首	2	嘉 永	2
花 茶	3	安 政	3
弓	1	文 久	5
教 道	3	元 治	1
大 意	2	慶 応	5
経 典	1	明 治	39
年 行	32	不 明	144
其 他	10	計	232
辞 典			
計	232		

ここが福田又右エ門と違う。

明治時代では、農業理科法律等その幅が拡がる。蔵書に家と人の教養の歴史を思わせ、そこに立つ事業が想像される。特に当家に目立って多い漢籍と辞典とその師が真心をこめた多くのお手本に幼き日の漢籍の細註の書入れに、恩師景作の弟子への親情が思われ机上に寺子が彷彿される。これは先にもふれたが、天保の頃遍歴の果、原町須郷沢に草鞋をぬぎ広く弟子を教えた木村卓堂が、自ら書いた一冊に、「心の字にて候、是は書き損に候」と書いているが、手習いは心の字として習ったそのお手本に、心をうたれるものがある。

② 平の関伸一家の蔵書に見る名主の教養と文化 関伸一家の寛文期から明治期に至るまでの書籍中拝見した二二三冊を年代別と書名別に分けて考え見た(56表)

同家は、平村の名主級の家であり多くの近世図書がある。この中特に注目されるのは、寺子屋用本の古い時代からあることで、貞享五年(元禄元年)九月とある庭訓抄(巻の下)一冊があるが、私見では中之条町のものとしては最

も古い。ついで、明和八年九月のお手本寛政十一年の庭訓往来、享和二年の御手本、同三年のお手本・商売往来。天保のお手本、嘉永元年の消

息往来、元治二年の商売往来があり（その他年代不明の庭訓往来二冊がある）何か、村の寺子屋の歴史を思わせる。（天保の算法書は同五年の日用算法大全である。）同家は、寺子屋師匠をやったのではないかと思われる。

第二は、義太夫本の多い事で、その古いのは安永（田沼時代）であり明治に至るが、これは、村に師匠があつたのか、どうか、村人の楽しんだ義太夫を思わせる。当家には、漢籍にかわる漢詩がきわめて多く、大徳二年九月（中国西夏一一三六—日本の平安末期）（新本）の漢詩本も珍らしい。この教養と趣味に加えて水墨画法書（書画の軸多数がある）、俳諧書が多く、さらに茶の湯、生花書もある。極めて趣味豊かな高度な教養が想像される。なお、元禄六年のご条目と文化五年に写した五人組前書一冊もある。

書中、興味をひかれるものに、寛文寅五月（一六六二）とある「射流（弓）啓迪写本」や、B判の武者公路大納言御染等とある伊勢物語一冊がある。これらの古書はいつ手にいれたものか。この図書を裏書するさらに多くの人物画、山水画、外「書」を拝見する時、各村々の名主級の教養と、地方文化（神社の奉額、花、弓、俳句に見る）への寄与が想像される。なお、同家の漢書には四書は孟子の外になく十八史略がある。藤田東湖の正氣の歌、古稀自賀の書、篁庵（高橋景作）七三才の書、木暮足翁の拓本、福島西湖の書がある。

なお、この分類の書名と年次に、地方文化の流入の一端が考えられる。

③ 平の関真次郎家の蔵書と関恒斉の勉学

関伸一家の近くの横尾の関真次郎家には、五四〇余冊の蔵書に、関恒斉の勉学を見るが、これは、特論中之条町と蘭学の項に高橋景作の蔵書と共に後述する。

(6) 名主扱い文書中に散見する文書と教養

名主扱いの文書中に、名も知らぬ書画がある。次は五反田の高橋孫兵衛のものである。（高橋孝茂家蔵）

(その一)

大 吉 書

般若第一教此経結縁者 雖有重業障必当作仏 天福皆来

地福円満 阿彌多羅三藐三菩提乃仏達

我立杣に真加あらせ給へや

君が代の久しかるべきためしには

かねてそうへし 住居の松

改の年のはじめに筆とりて

よろつの文字を我は書取

承応四年（一六五五—明暦一）

堅 者

正月吉日良辰

良 磐

歳徳大明神

御宝前

(その二)

元古仏頌

無位真人現面門

智慧愚痴通般若

靈光分明輝大千

神鬼何処着手脚

その一は明暦元年の改年の日、歳徳神の前によき年を祈った詩と歌であり、名主の教養を見る。その二は、年代不明であるが、七言絶句に仏教の古道を称えているもので、近世の仏教を批判し、神鬼は智慧でなく行動にあると喝破している。しかもその文字が実にうまい。

その三、関伸一家の西洋紀行の書写

慶応戊辰仲秋、友人土肥鬼城撰三餅幽人書とあり、終りに慶応戊辰歳六月桜洲生識とある。時は、明治元年である。この時、西洋事情を清書しているのである。

その四も、同家のものでこれも実に達筆で、一枚の小片に記した七言絶句であり、先述の同家の詩書思わせる。

「八幡山頂寺門前 揚柳揺金桜樹遠 勿誹酒酣無入室 落花為被枕雪眠」八幡山見花とある。横尾の八幡山の花見に賦したものである。これらはその一部分でありその年代を知らないが、家々に散見するものにそして次に述べる仕切店に出てくる古書にも郷土の先人の教養と向学の一面がうかがわれる。

(7) 古物店に見た古書と郷風

郷土の教育史を考えて久しく、職場の帰りによく伺った中之条町の真下仕切店に幸いにご協力を得て手にした古書に郷土の教学の一駒を知る。すなわち。孝学問・心学教・童子教・千字文・四書（大学中庸論語孟子）十八史略・蒙求・日本外史・女大学・女大学玉手箱・女今川商売往来・庭訓往来・義太夫本（多数）・俳句・和歌・万葉集・古今集・寺子屋のお手本・刀剣図鑑・漢字の辞典・農家調宝記（文化六）等で、始めは、よくダルマをはる人に売ってやうと聞かされたが、それ迄ずい分出たものであろう。しかし、昭和四十三、四年ごろから、殆んど見えなくなつた。大量にまとまつたものには、四書・日本外史があり、よく出るものに俳句関係があつた。寺子屋の教科用に平安時代私学の全盛時代を思惟せたあの「勸学院の雀は蒙求を囀る」の蒙求が出て来たのには驚いた。誰がいつ習つたものかと独り驚いていた。（ところが、何と、さきに見た山田正治家の文書に「一朱也蒙求三冊高崎湊や弘」とあるのにまた驚いた同家は寺子屋師匠をされたのである）。俳句には手引書の外、天保時代投句評（雪中庵一冊もあつた。そこに、上毛日影、横壁、大戸、岩下吾妻と吾妻の俳人が中央部に進出しているのを見た。大戸の琴堂。横壁の芝丸、日影の慶長がよく出ていた。その外文政十一年閑月庵とある芝丸と其友の連歌自筆一冊もあつた。思えばこの郷学、特にその多い義太夫・俳句の本など、封建道徳の義理人情のしがらみや、自然に生きた郷風を思わせる。

(8) 文学・文人

俳句

魯水と瓜人 魯水は山田のボウマルの主人、瓜人（うりんど）はその分家ボウカク的主人。山田魯水は弁蔵といひ瓜人より四つ年長、農のかたわら俳諧をたのしみ、和歌を詠んだ。瓜人は忠司といひ農の合間に剣道は指南、俳諧は宗匠という文武両道を兼ねた人物であつた。

瓜人は寛政八年（一七九六）に生まれ、十八歳で俳諧に志し厚田の有隣庵里仙につき手ほどきを受けた。つづいて東都の宗匠、春秋庵年々坊其堂、六草庵、桜井梅宝、可布庵児玉逸淵などのもとへ投句して添作、指導をうけた。これらの宗匠はいずれもこの時代を代表する俳人であった。

東都の宗匠たちと交渉を持つに至ったのは本家の魯水の推賞であったかも知れぬ。魯水と瓜人はお互に刺戟しい急速に進歩した。おなじ村内の山甫、中之条の和秀、栄技、半仏、汀秀、原町の墨丈、五丁田の二笑らと親好があり、瓜人はこれらの人と歌仙を捲いたりした。そのころ其堂のもとへ月並投句していた郡内の俳人たちを知った。横尾の山古、楚堂、平の柳溪、尻高の其秋、原町の玉繩、枝盛、新巻の可遊、岩井の九画、植栗の北雄、遠沙らと句稿のやりとりを始めた。

文政十年、瓜人は三十二歳のとき、利根の櫛淵太左衛門より神道一心流の剣道極意をうけ、免許をさずかり、弟子を二十類人とした。そのなかに鎌原城呈の子孫、縫殿重喬がいた。瓜人は利根から養子に來た人で、その関係から剣道の師を利根にもとめたのであろう。

天保四年本家ボウマルの祖母、八十八歳の米寿を迎え、魯水と歌仙一卷を捲いた。なほ和秀、栄技、半仏、一無とともに祝賀の歌仙を捲いたりした。その記録はいまも遺されている。

よろこびの白髪結はむ米の春

瓜人のその時の句である。

翌天保五年、瓜人は二十年來の自作の句中各宗匠のところで、四点以上を獲った句、二百数十句をあつめ、集録して冊子をつくった。六草庵、桜井梅宝の批評ある歌仙を付加した。天保六年には原町の墨丈と歌仙を捲き、天保十四年には本家の魯水と中之条の汀秀と三人で歌仙を捲き、可布庵逸淵の批評を集録している。これを最後に瓜人は弘化

三年（一八四六）十一月八日没した。五十歳であった。

瓜人の作品の一部

柚小家にたく火のたへぬ夜寒かな

春の月鐘つく度に疊りけり

魯水は瓜人の死より二十二年遅く、明治元年（一八六八）十月十日死亡した。七十六歳であった。（寄稿関奴湊）

吾妻神社拝殿内奉額句 現在の同神社社殿が文政四年に新築されて、社頭に大灯籠が建立されたころ、拝殿に当代の俳人を網羅した多くの人の句が、誰の筆か実に達筆なかな文字と、人物画で描かれている。

住所の記していないものが多く、名も知らぬ人が多くそれにもう読めないものもあるが次にくつかをあげて見た。

餅そめる草も足りけり閑古鳥	花悠	つままるように席の山桜	錦秋
口そそぐ水に影そう茂りかな	撫雪	菜の花の咲くや野心山心	一司
ひとつやというな桜の咲く時分	春湖	月と日の寝る白波や秋の山	澄水
山茶花や雪の衣の禎とらん	子持山女	雪霜の世にはなれたる木の芽かな	北牧とき女
興祝詞 □□あけの森の禅	伊勢町 琴露	瀬の音の外に音なし冬の川	尻高東夷
風重く衣に入梅を知る夜かな	眉月	わが夢のさむれば眠る胡蝶かな	原町墨丈
草深く匂の麦の夏野かな	中之条 言輪	松の月残りて藤の夜明けたり	伊勢町 夢路
声ききてちりけ冷たし閑古鳥	美江	古郷や夕斗りの梅くたり	沢渡 国彦
散るを見て花くたびれが出たりけり	上白井 南交	白波をはなれて月の出汐かな	以下 略
雨風をうれしく揺りぬやなぎかな	晴雨		
星一つ二つとめし竹の露	梅花		

吾妻神社奉額の吟詠募集の一片 標題のものに、年号が記されていないので、前掲瓜人、魯水のあるところを見ると文政の頃とも思われる吾妻神社の奉額詠吟のちらしがある（山田正治家蔵）。そこには、本歌、発句、狂歌各二句、題は社頭藤、帰雁、花蛙、杜鰲、春月で、大補、ヌマタ正治、ウスイ維成、クサズ如琴、イカホ一朗、ハラマチ天朗、路禎、中之条、千種、補助上毛山田瓜人、魯水、山甫、喜久良、山彦、屈所ハラマチ新井賢次郎、中之条望月俊育、主催汀秀、森住、可久とあり、「右高印奉納摺拔致呈上候 四方之諸君子賑々數御詠吟奉希上候已上」とある。屈所は原町、中之条町で、大補とある範圍も誠に広い。

閑月庵竹奴詳月次会に見る俳人達 文政二年己卯正月対江齊蓮篇と持主の記された全国的俳句投稿一冊が唐沢姫雄宅にある。そこに吾妻の俳人が多い。

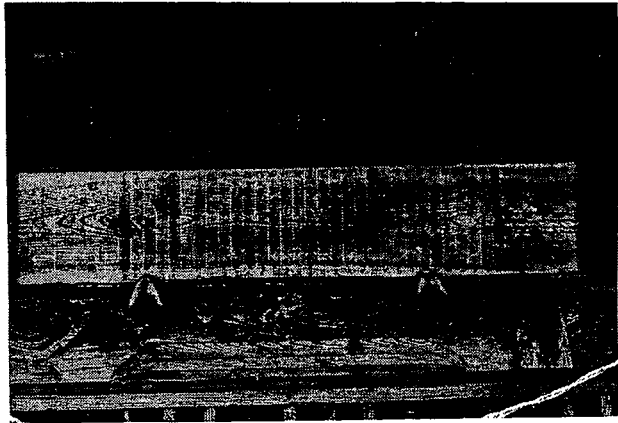
琴堂、素毛、山古（横尾）、桃李連雲鼠采は吾妻とだけあり、山田—山甫、交業、中之条—和秀、言輪、眉山。大塚—硯寿、竹雲。横壁—熊月、丸角、川原湯—岩山。川原畑—文上、農耕、存民、立石—月磨、岩下—笑雲、大柏木—林天、五丁田—二笑、小泉—草露、植栗—指鳳、春潮、北雄。まだ外にも見落しがあるが、（○印は前掲瓜人の項参照）これだけでも、二七名が投句し、何回か同一人が出ている、さきにあげた、吾妻神社の奉額に見る人も見える。次に当町関係を少しあげておこう。

山ふきに実もむすべとや子親
萩に月願がましき夜なりけり
今くれる水や柳の風さそう

和 秀（中之条）
交 業（山田）
眉 山（中之条）

糸水に春を結ふや雨の朝
寒い夜を（おとのう）カ人や雁のこえ
硯 寿（大塚）

以上に見る郡内のこれらの俳人同志の交流も多かったであろう。



文久元年の下沢渡神社の俳額

奉 額 ①下沢渡神社の奉額句 下沢渡の諏訪神社の拝殿に、文久元年の句額がある。もううすれて読めないものが多いのが残念である。

②親都神社の奉額 五反田の親都神社に幕末と思われる奉額があり、当時の情緒を思わせて面白いものがあるので照会しておこう。

戸口まで影とどきけり月の梅

(折田) 連 風

尼寺に男の声や 盆の月

(〃) 饒 秀

香におきて明る戸口や梅の客

(岩本) 英 秀

とりわけて夕日のとどく紅葉かな

(〃) 如 水

顔に来る風ひやつくや初さくら

新吉原江戸町二丁目かるや内

八重里

七十世をたつね尽してよふくと

三十日の空に有明の月

(上尻高) 滄 竜

(唐沢姫雄委員調)

新吉原の八重里など、どういつながりかわからない。この里の出身であろうか。

短歌ほか

① 短 歌

文政十一年と記した「俳歌見聞百首六之巻撰者森羅亭万象」の全国的短歌集木版摺一冊が、矢場の伊能久次家にある、同家は寺子屋師匠をされた家である。この一冊に吾妻人を拾えば、実則、一山、上毛尻高月波亭松露があり、一山の下に落款があるので家人に伺うと、この家の人だという、大塚にも一緒の人があったときいていたというので、実則がその大塚の人であろうか、その句に

ゆかしくも三十一文字やつらぬらん

都へ通ふはつ雁のふみ

一 山

時雨にも露にも染ぬ松の葉や

つれなき君の心恨めし

実 則

というのがある。この一冊の外にまだたくさんさんの書物があつたと家人はいう。

② 狂歌・連歌等

さきに見た寺子屋師匠又右エ門の蔵書中に連歌あり、狂歌があり、その趣味に、その時代の文学の一風潮を思わせるが、「玉隣舎」をある達筆の一冊の終りに、「いつもかわらぬ」の冠句に、「女郎買にかきつくしたる身の終」や、「ヒロイコトカナ」に「井の中の蛙も四海なみを立」など、まことに、見のがせないものがある。

外の連歌一冊一二〇余句（一机庵）には淵常、紀関、鯉道、夷道、和風、朱映、珀沾、季堯・夜白、砥亀丘、十一名が「郭公啼くやさつきの時明り、苗間も近く菖蒲草引」に始まる都路を行く春情をまいているが、これは。たまたま

た寺子屋師匠の収める一、二冊にすぎない。中之条町役場文書中の、狂歌百人一首ともいうべき一冊を見れば赤染右エ門「迷ひ子をたつねあくみて茶碗酒かたふくまでの月をみしかな」とそこに提灯をもった七人のお百姓が犬にほえられている絵がある。が、全部もちって、絵入一冊をつくっている。百人一首の盛行も知られるが、狂歌の盛行もまた思われる。

以上見たように、近世の特に化政期以後の農民が、自然を友とする生活の中に、俳諧・和歌・狂歌・詩、或は以下のべる書画と共に、多様に成長していたことを見る。なお、義太夫、芝居については、民俗の部にゆずることにするが、最後に農民のつれづれにたわむれ状長文を紹介しておこう。

農民のたわむれ状一札

この内容の解釈は読者の判断にお任せするが、その題目は「馴合焼持出人」で、隠間尻太衛門知行所に肥後国国

茎郡穴村、名主佐瀬藏、外六人からの訴状である。なかなかの名文で民間百姓の話題が想像されて面白い。年代は紙の質から判断して天保以降と思われる横尾割田文男家の文書中の一つである、ここには本文は省略しておこう。

③ 画

民間に見る俳句集や絵馬にも実に妙を覚える多くを見るが、ここに代表的の画家についてのべておこう。

宮崎醉山

「安政六末年ノ葉月十五日中之条竹屋楼上にて興行仕候、久不得御意候処益御安康之由奉賀候、次ニ小生名残雅会相催し候ニ付拙画一枚、進上仕度候、何卒当日御出席被下度奉待入候、恐々謹言、宮醉山拜」と同志への招待状を、表紙の裏に記した「山水画便」一冊がある。それは、「樹分遠近法」とある約二十枚の水墨画法で、写真はその一部で

ある。外に、「行義状」があり、「手習」ハ諸芸の始め修身の基、生々世々隨身の宝也、親の慈悲を以て登山仕り難有次第と、厚く相心得……」の達筆な一卷があり、寺子屋の師匠の風格も伺える。この一冊が、折田の起原蘭齊（画家）の蔵書で蘭齊はその弟子の一人である。蘭齊の画も多い。親都神社の格天井の絵は酔山の作だという。（唐沢姫雄委員調）

以下は当町の画家についての田中稻三の記録である。

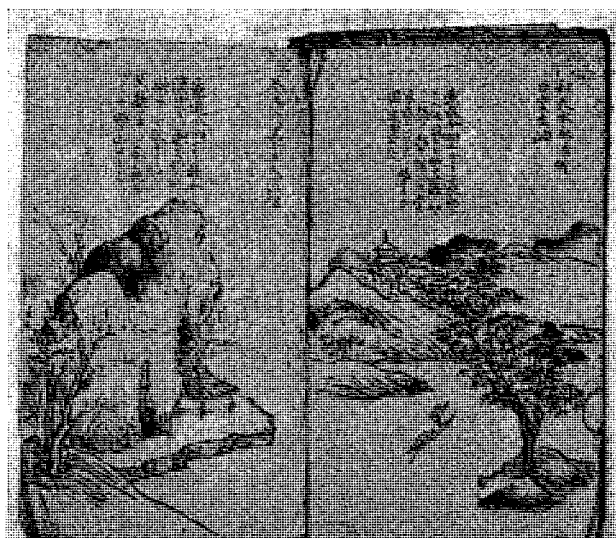
宮崎酔山

酔山は宮揮墨と号す。安永六年（一七七七）四万殿谷戸の農家に生れた。足利の天山という画師について画技を習った。一説には木崎の柿沼山岳についたともいう。和漢の学にも通じていたので多くの弟子を導いた。

天性名利を好まず、権門に出入する事も無かったので、名は東都にきこえなかったが、南宗の精神を体得して、その画は頗る高い所をねらっていたようだ。先年物故した南画家洞徹翁も激賞していた。万延元年十月郷里に逝く年八十四、酔山の後裔は宮崎清氏である。

小板橋吾卓

寛政年間？に伊勢町の神官の家に生れた。柿沼山岳につき画技頗る上達したが、福島県下の旅先で変死したらしい、三

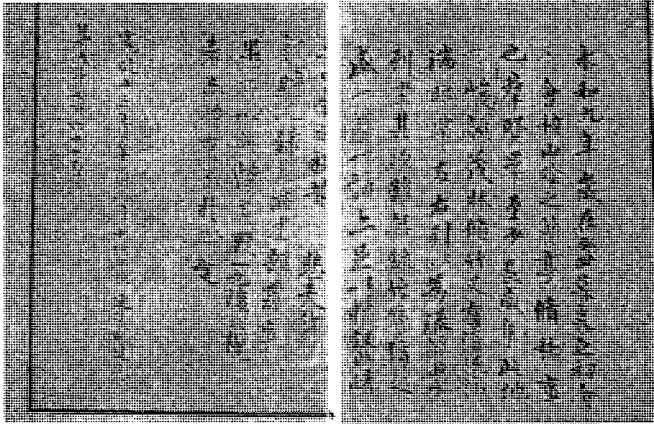


宮崎酔山の画法教科書

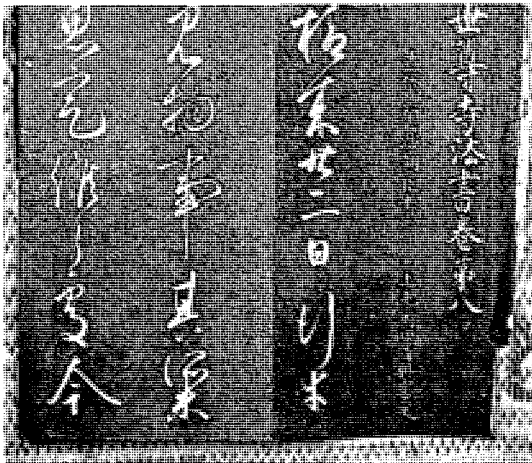
十数才であったという。伊勢町の伊勢宮に吾卓の碑があるがその上に山岳が吾卓の早生を悼んだ文面がある。それに文政十三年秋という事があるが、それで見るとそれ以前に死んだらしい。

④ 書

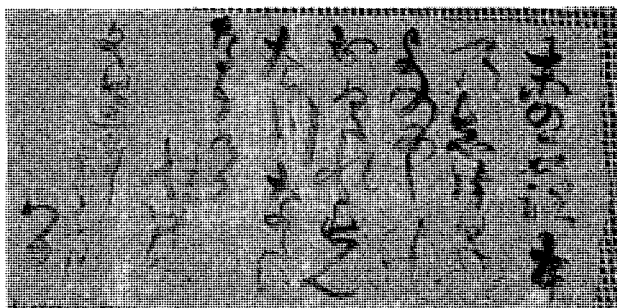
名主の書翰あるいはご用留に実に名筆と思われるものが多いが、ここにその照会のゆとりをもたないので、書聖といわれた町田延陵について記しておこう。



定武蘭亭序 5,767 本目
臨書（部分）（町田儀平氏蔵）



延陵臨書の世尊寺法書
（生家町田清家蔵）



死ぬ日にかいた絶筆

末の露本の志津くや

よの中のおくれ先たつ

ならないなりける

性張書

文化三年寅十一月八日

(生家町田清家蔵)

書聖町田延陵

吾妻郡誌をはじめとするいくつかの書籍の中に、この町田延陵については記述されているのでその学者とし、書道家としてのことはすでに知られているとうりで、市川米庵が門前ばらいされるほどの人物であり(伝説)、関東はおろか、日本の町田延陵として名声は高かったのである。

延陵は山田の豪族二代目町田三右衛門の二男として生れ、幼時からすぐれた才能の持ち主であった。父貞英は仏教を信仰し、坊さんが病気になるれば家につれてきて医者呼んでなおしてやるほであったので坊さんがその慈悲深いことをほめ「君の家は富んで男児が多い。もし良い先生を呼んで正しい教えを受けたならば、町田氏にこの子ありと言われて、あなたの一大功德になるだろう」といったところ、父貞英がたいへん喜こんだので、坊さんは「鉄翁(どこの人か不明)」を先生としてすすめ、お経を子どもたちに教授した。そのとき延陵は幼なかつたが、兄たちのかたわらで遊びながら習い覚えてしまうほどであった。大きくなるにしたがい学問を好み、平沢元愷(げんが)み、東江源鱗(源鱗流の一家をなした人)が遊びにきたとき家にまねき、先生として書学についた。その後王羲之(中国の普時代の書聖といわれ書学の中心となる人)玉献之(王羲之の子)を中心に書学に専念、特に定武蘭亭帖を

臨書すること八千回にも及んだといわれる。その一枚五、七六七本目のものを町田儀平家が保存されている。若いときのものではないがよく模されている。他には三王のものはないが、おそらく十七帖、手紙文（せきとく）等も習っているものと思われる。延陵三三才のときに書かれた般若心経の小品の細字の連綿草でかかれているのを見てもその様なことを想わせるものがある。そのうちに尊円親王（青蓮院流の祖、後に御家流を開いた）の書法を好み、藤原北家から別れた持明院氏に「みやげ物」を持っていき、尊円親王、藤原行成、小野道風等を中心とした和様の書風である。「世尊寺法書」を得て、それを心骨をかたむけて臨書し、それを井上慶寿という名工に彫刻させ世の中にひろめたという。現存する世尊寺法書には「上毛町田清興審定」とかかれてある。「審定」とは康熙字典に「循本曰言此理相守未嘗相離」如「水之守」土影之守「人物之守」物審定而中「移也」とあるので臨書を意味することと思われる。これによって都合の人たちも書を談ずるときは、この延陵を推したといわれる。

般若心経の連綿草であるが、章といい強弱といい軍年の輕妙さはとても三三歳の若さのものとは思われず、相当の修練がなければ書けないものであろう。その後源氏物語全巻を筆写したり、父三右衛門の死に合いその供養のため、大船若経六〇〇巻を一七六巻におさめ、三五年間かかって仕上げたと言われてその一部が生家にあり他は町田浩藏家に保存されているといわれているが、その途中に、延陵の充実期に入ってくるのだと思われる。

充実期においては何と言っても世尊寺法書の臨書であるが、それ以前から藤原行成のものを習ったらしく、それらしいものが見られるこの世尊寺法書を見る人はよくもこれだけのものが臨書できたものだと思心しないものはないだろう。なお法然上人の一枚起請文を書いた作品、前記般若心経、その他いくつかの作品を見るに、「王羲之」、「玉猷之」の手法を根底とし、藤原行成平安の手法を交えた筆跡のすばらしさは筆舌に尽せないものがある。延陵は持てる才能をよく發揮することができた環境が得られた生涯といえるであろうが、江戸時代には社会の情勢や交通の状況

等により、よい手本を手に入れることが非常に困難であった。それは何回も何回も人がかわって臨書したものが多く原本とはほど遠いものを大切にし習ったものであるという、それでも手本が得られる人はまだ幸であったのである。父三右衛門の力と理解、それにまして延陵の学者としての地位と向学心のしからしめたことは言をまたないところであると思う。また関東を中心として全国的に名声をとどろかせたそのかげには、なみなみならない苦勞が、執念がそうさせたほかはないのだと察せられる。

延陵は他面また仏教を中心とした宗教人でもあった。それは父三右衛門からうけたものが根底となるのだと思うが、その作品から、父の供養から、遺書などのすべてからうかがえるものである。延陵の臨書や作品から、言えることは、「本ものの書道」は何であるかを見つめ、そして執念の連続によってかち得られたもので、そのすばらし書風には言いあらわす言葉を持たない。ただただ感心させられるばかりである。私たちはこの郷土の先人延陵の残された偉業に対し深甚なる敬意をはらうものである。

〔参考文献〕 「上野人物誌」 「上毛の文人」 など

以上近世封建社会の中の教育と文化を述べてきたが、なお建築美術士芸等のこされたものも多いが、これらは後述する寺社や文化財にゆずりなおこの総括は読者の想像に任せよう。

終りに。

以上近世後期を一言に言えば、幸いに真田の酷政を免れて天領となり、その後変転する複雑な支配交代、その崩れゆく幕藩体制の中に、当時世界的の大都大江戸との密接な交流におかれたことは、他の藩領の民に比べてその文化と、政治の動きをきわめて身近にうけて文化を培い、山地に生きるその産業、特に養蚕業を育てて、その息の中に成長させてきたことは大いなる特徴である。

そしてまた、度々の凶作特に天明。天保の凶作に堪えぬき、しかも、その大政奉還後の空白を迎えては、また、藩領の民と違った覚悟と団結の必要に迫られ、決然たって、よく一揆の侵入を許さず、明治の新政を迎えるのである。

第五章
明治前期

第五章 明治前期

はじめに

ここに、旧い幕藩体制が崩壊し、新しい近代国家の建設に出發する明治維新时期から第一次町村合併に至る、わが郷土の町や村の変動の様相を、①旧い幕領（天領・旗本領）下の地方社会とその人心の動揺と不安の側面と②明治の新しい諸制度への転換がわが郷土の人々に与えた諸相、特に新時代の「文明開化」の郷土社会における行政・経済・教育の側面に現れた諸相についてみてゆこう。

一 幕領（天領・旗本領）の明治元年

十五代將軍慶喜が、慶応四年（明治元年）一月三日。鳥羽伏見の一戦に惨敗するや。後は和戦の大評定に湧く江戸城。ひたすらに恭順する慶喜、決戦に挑む幕臣・土着する旗本、あるいは脱走横行の浪人・博徒の群、一揆の波及……。この混乱に投げ出された支配なき幕領の民は、武力の庇護をもつ諸藩の民とはおよそ相違があった。

時に、高野長英門下の俊才、高橋景作（横尾村）が、「行末いかに成行くらん」と歎じ（景作日記）あるいは、反下

村農民が、「天下断絶して天長の代となり」と永宝年代記に記録しているが、時流が大きく変動する慶応四年（明治元年（一八六八））の年のわが郷里の人々の心には、まさに「行末知れぬ」不安と恐怖があった。ここに王政復古して「天長の世」に変わる幕領下の民だった郷土の先人たちの歩みをたどってみよう。

1 支配の空白と民衆

(1) 一揆の勃発と岩鼻役人の逃亡

慶応四年一月十一日、敗軍の将慶喜が海路ひそかに江戸に帰ると、
 十二日江戸——十三日岩鼻——十四日 中之条——十五日伊勢町——横尾——赤坂——大塚——青山——市城。
 渡——四万——五反田——岩本——大道新田——栃窪。と

十四日には早くも中之条町の町田儀兵衛に、十五日には村々に、昼夜刻付で回達された。そしてその文面に、「松平修理太夫（薩摩藩主）隠謀を企て……賊徒を唱導して……所々に乱暴強盗におよび……」と非難攻撃し「餘党の者潜伏致し居り候へば速かに召捕り討取るべし……」と（赤坂村名主御用留小林貞夫家蔵）

その一月十五日。景作日記は、「薩賊立廻り候へば……」と、この廻状を記し、終りに「今日狂言、天神佐五兵衛の庭にて挙行す」とその日をとじる。

思えば、天下の大変を告げる中に、村は小正月の狂言を楽しんでいたのである。

そんな時、関東御取締から第二の飛札。

「農兵お取立に付、昼夜に限らず罷り出でべし」と。

原町大惣代 山口六兵衛、中之条町、町田重平はここに夜を日について行く。十八日、熊谷の関東御取締出役渋谷篤郎の下にかけつけば、「容易ならざる御時、農兵のお取立が仰せ出された。高百石に付一人の割。（吾妻は三小隊一五〇人）よくよくご国恩を弁え、ご公儀様のご心中をご恐察申し上げてお請せよ」と……。両人は且は驚き、且はご免を歎願した。……しかしその願いはゆるされず、……。また夜を日について二十余里の道を引返す。

そして二十日。「二十三日四つ時（十時）迄に」人選の上原町へお出合い下され度候。」と現中之条には、兵士八十名と数人の宰料（引率）の割当てが昼夜刻付で廻達された。

第1表 軍用金割当表

町 村 名	割 合 金
中之条町	両 分 朱 文 14-0-2-831
伊 勢 町	12-3-2-569
横 尾 村	◎12-1-2-220
蟻 川 〃	9-0-2-308
原岩本村	9-0-2-758
大道新田 〃	1-0-0-1054
栃久保 〃	0-2-0-871
赤 坂 〃	7-3-0-440
大 塚 〃	8-2-0-0
平 〃	9-2-0-871
青 山 〃	3-3-2-924
市 城 〃	4-1-0-966
山 田 〃	12-2-2-835

(赤坂村、山田村名主御用留)

「右の通り割合金来ル二十八日迄に原町へご持参下さるべく候」とあり、その後、過不足、末納の清算を村々が督促されている。徴兵は一揆を招き、軍用金も集りかねる時旗本保科領は、また別に次のようによこしている。「三月。四ト一上納。吾妻七カ村二七〇両、来る二十三日江戸着のこと」と、ある

これもまた一カ月後の三月二十三日に飛脚で督促している。(赤坂村名主御用留

横尾の高橋景作はその日に、①兵士の取立てで村中無量寺に集る。鉄砲その他はご公儀様でお貸し下さる。支度金として百石に付二両宛原町の寄場へ差出す事、②江戸屋敷の警護に村の七太夫の忤平次郎と、上横尾の清右衛門が行く事になる。(ここは旗本保科領)と日記に記しているが、関東御取締の兵士の人選にはふれていない。また、上折田の起原蘭齊は、この渋谷(関東御取締出役)の徴兵がキッカケとなつて、上州に一揆は勃発し、やがてそれは燎原の火の如く拡大するのである。時に軍用金の割当は第1表のようであつた。

(二月二十五日出 原町大惣代山口六兵衛)

「將軍家敗軍にて正月十二日江城にご帰館の由、上方軍勢万一攻め下るべきも難斗ニ付我妻郡惣百姓百石に付一人宛差出し軍隊訓練致すべき由に付、一人前銀十匁ずつ下され候筈、これも村々より出すことにござ候、当村より六百石にて六人出る筈取きめ」とその日記に記している。

小林貞夫家蔵以下「赤・御」と略記）こうして幕領の民は、徴兵と出金で大騒ぎであった。

慶応四年、二月十二日慶喜が菩提寺寛永寺に入り、ご家人旗本に謹慎を申し渡したその日、景作は、「余寒甚し、八州

お取締渋谷鷺郎、歩兵人足の儀、一己の取計いに出でたるに付、藤岡辺（新町組）の百姓徒党し、打こわし、岩鼻陣屋をも打潰さんとするに恐れ、出奔して行衛知れず、或は榛名山ご本坊に居る由の風聞あり。

同二十一日岩鼻お代官（関東郡代）甲斐守殿一揆を恐れ出奔して行え知れず」と、

またこれを裏付けて「木村飛彈守（甲斐守の事）在方ご免、右跡、平岡越中守仰せ付候」と出奔代官は交替している（赤・御）なお、関東郡代は、慶応二年に在方掛と改名された。

(2) 赤報隊・権田村一揆残党の萩生峠侵入の報に自衛に立つ吾妻の村々

さきの岩鼻代官出走の同じ日、赤報隊相楽組の吾妻侵入の報を聞いた狩宿関所番は、急拠、関所付村々を召集して非常警戒をしていた。（狩宿関所番片山日記）中之条町もまた（その三日後）この事態を村々に伝えている。いま、この慶応四年春の一揆の動きを見れば次のようである。

月 日 一揆発生地

二、二四 吉井、倉賀野、新町

二五 一宮・宮崎・下仁田道筋数カ所、宇田村、田形村

中野谷、安中（騒動）

二八 安中

二九 板鼻

三、一 茗田・金子・引間

二 箕輪・矢原・引間

三 井手村・新井村・榛名山南・東入

四 権田村

これを鎮めようとする岩鼻役人は

「上武の者共大勢徒党致し……焼払いなど致し候に付……右は全く小前の者困窮より起り候……お役所へ願ひ出で候へ

ば致し方もこれ有べく……公辺も恐れず乱暴浪藉におよび候ては……捨置き難く候」

と、徒党の末は結局お仕置を免れない、時節柄農事に専念して悪事につかぬよう、よくよく申し諭せ。とある。

三月一日、この高まる一揆の中に、不運にも小栗上野介は、領地の権田村へ移り、仮の宿舎を東善寺にとると、早くも、四日には約二千の一揆の襲来である。この時、前掲起原は、これを「小栗上野介殿右一揆と戦い追払い申し候よし、

中之条山文これは助太刀いたし勝利を得、祝いとして中之条町中、大正月諸がかり四十両という」と記し、「赤、御」には、小栗様大勝利にご座候、

と称えている。が、しかし、その後へ一揆の萩生峠侵入を伝え、その「打毀し次第」には「村方は焼却と申す事にご座候」と触れてある。起原日記には、「同六日石原村半七両家渋川宿五、六軒打毀し候由、中之条より当村（折田）加勢頼まれ候」とある。吾妻の村々はこの一揆の対決に立ち上がる。

大戸村組合の対決 ここに①大戸村組合四四カ村は、一カ村鉄砲三挺宛を持寄り、大戸村に詰める。②郷原から上七カ村は万年橋で打ち止める。③原町・中之条も鉄砲人足を用意する。④万一渋川辺から来た時は組合境（箱島）で打つ。と、お法度（はつと）の鉄砲が持ち出されて、第一線に立つ。

原町の講武隊結成 時に原町では三月四日、さきにふれた中之条町の山文狩野文治郎が、生地権田から帰る道々、抜身の槍を提げての生々しい一揆掃討の武勇談に、慨然として立った町の勇士が、講武隊を結成して自警した。（原町誌）

中之条町の対決 中之条町では二三挺の鉄砲四門の大砲を、赤坂村では十三挺の鉄砲を用意し、原岩本では整然とした組織をつくり、折田・西中之条・伊勢町・青山・市城の村々は中之条町と一体となって、日夜警戒に當った。（中之条町役場・赤・御・岩本神保彦憲家・小池折八筆述増補中之条町誌）

この動乱期を前橋市史は、「おそらく慶応四年二月から三月にかけて、上野、武蔵両国を中心に一揆や打ちこわしが続発し、さらに関東一帯徳川方脱走兵、諸藩脱走兵が横行し、

騒然たる有様であったので、藩体制は抜きにしても、藩自体はその危険に対処しようとの認識から改革に踏み切ったのであろう」

と、前橋藩の銃陣編制に改革の原因を突いているが、幕領の民を護るものはない。天領の民吾妻は、自衛による対決

の外はなかったのである。以下、支配の空白を見よう。

(3) 官軍の東下

岩鼻代官所の終焉^{ハル} 岩鼻には、木村甲斐守逃亡（二月一八日）後、平岡越中守がつぎ、十五人の岩鼻詰（徳川幕府県治要略）が居た訳だが、一揆の襲来をおそれて逃亡を二度もくりかえし、ついにその最後が来た。すなわち「三月九日官軍ご通行の処、分抗……御高札書替のみにてご通行無滞相済候処、同日夜（十三日）武州羽生本陣屋官軍の為焼失にて……当陣屋にて驚き入り、逃亡……」（狩宿関所番日記）と、例年の春給米の請取に、十五日に岩鼻についての片山保左衛門は記している、

この九日―岩鼻役人は、堂々と進む数千の官軍の江戸行き姿を、ここで見送ったのであろうが。いずれにせよ、三月十三日、ついに上州の天領支配はここに消滅するのである。

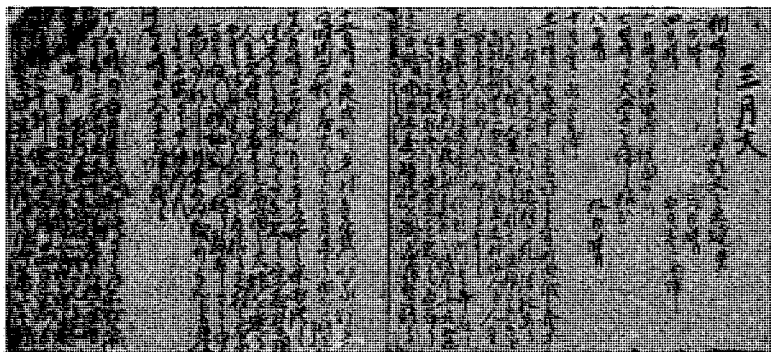
官軍の東下 官軍の東下については、二月十一日付で、岩鼻役所から「特に村々においては、け念致し候儀は無之」とふれており、村々も承知していた筈である。

(4) 東山道総督府の声明―地方支配の空白

以下順を追ってその状況をたどってゆこう。

山田村名主ご用留に見る一カ月半の空白 三月二日付のご用留に、「御取締役木沢の四日来郡ど、重要会談に付当役ご自身のお出向を願う」という触書があるが、これが岩鼻代官所の最後で、次は、四月十六日付の前橋藩回村の触書になる。

赤坂村名主ご用留に見る順序の矛盾 三月二日付の岩鼻通達は、山田文書に同じ。以下、同十二日の寄場組合の質物無料返還協定、同十一日の東山道総督府通達の川北二八カ村廻状である。すなわち、①九日に石上寺に入った。



高橋景作日記（慶応4年3月）

②上野の司会は以後ここから出す。③今回は本の開へ来て請印せよ、とあり、起原文書には、「同十四日鎮守宮敷石出来投餅これあり」と折田神社の敷石の落成祝いをかき、次に「東山道惣督府様高崎石上寺旅館にて、上州一國仕置の事申し渡し」と赤坂村ご用留同様の事を記している。

高橋景作日記から 景作日記には、三月十一日の東山道総督の回達はなく、同二十九日に「官軍一番手が当月中旬頃、東海道を下ったと記し、三月十四日の太政官布告の五枚の立札が四月十三日の前橋藩の回村の日に渡された」とある。以上の記録を総合すると、岩鼻役人の逃亡の後、官軍は石上寺に本拠をおいたが、事実四月十一日の江戸城確保までは、地方の示威回村も成らず、そこに、約四十日間、支配は空白のままにおかれたことが考えられる。

(5) 一揆の高潮と小栗上野介の救援

すでに述べたように、吾妻の自警は、権田村の一揆に刺激されて立ったのであるが、ついに、三月十三日岩鼻代官の消滅する時、幕領の民は、一揆に降伏するか、対決するか、そのいずれかをえらばなければならなかった。（以下○印は高橋景作日記△印は起原日記）

○三月十一日 今晚中之条町母重兵衛（大惣代）町田儀兵衛

（名主）等を打潰すべき由にて近村高札へ張札あり、其旨其村々人足に出でざるにおいては、後難たるべき由、当村和利宮へ出合べき趣故近村役人並に人足百余人罷出てたるも、なすこともなし（景作日記）とあり、また、その日の

小栗日記（群馬県史料集第七巻）には、

「大井磯十郎・池田伝・多田金之助其外の者ども中之条へ遣候。博徒共何れも逃去行衛相不知候ニ付、夜ニ入掃宅の旨届候」とあり、それより先八日には「中之条町役人善兵衛外二人機嫌聞ニ来ル、九日中之条町へ又々博徒共押寄候趣にて家来出張の義同所役人より頼越候ニ付」と、前記三名と歩兵二人を中之条町へ派遣している。

○三月十二日 質物無償返還等両町役人協定

△・十四日

夜、五丁田嘉四郎と申す悪党越後より帰り来り、中之条の者大筒鉄砲差向け大騒ぎ仕り候。翌日にはこの者打こわし取鎮めのよしにて来り候て大わらい仕り候

○三月十六日 平・原・中之条、打潰し徒党の来襲をおそれて昼夜警戒人足見廻り嚴重

木筒の大砲を造り、処々に仕掛け突に乱国の有様にて、村々にて大家をそねみ、騒動頻りに起り、静かなること止む事なし、行末如何に成行らんと寝食共に休まるを得ず

△同十七日 上沢渡村悪党共集り甲州無宿浜五郎と申す者張

本にて湯原与三郎と申す者の宅に集り、沢渡滝本小さぶの三つと申す奴湯原大工弟、松の木店いかけ、反下三や長下沢渡清左衛門弟喜内馬鹿者共連判致し下沢渡まで人足出させ騒動致す。

○三月十八日 白井豊島屋打潰さる、同所和泉屋其外の大家にて米千五俵差出せば許すべき由、（この日に中之条町からこの白井に出張している（中・文）状況てい察ではあるまいか。（中・文）は中之条町役場文書

○三月二十日 晴 午後雷鳴雨降る

四日以前母を打潰す由、風聞、未だその難なしと雖も昼夜騒動おびただし、

○三月二十一日 晴

昨夜五丁田村富家小市右衛門、質物を返さざるによつて焼失す

○三月二十三日 晴

今晚、村上村の人足八十人打潰し、悪徒より当て来る由、郷原へ集るべき由なりと

三月二十四日、峠の桜花咲き初める

○三月二十五日

当村百姓共八幡山へ寄合、よろしからざる相談する由

△二十五日ごろ五丁田嘉四郎来り加勢致す由にて金子を乞い候、郷中の者嘉四郎金をもらい候いわれなし、郷中の者見廻り致さすと皆法蔵寺に集り大評議致す。町内物持出金致

し凡そ千両諸色入用差引四百両残る。二百両村割り、二百両積金の由。西中之条山崎市五郎村中の者金千両米五十駄程借度き由明神森に集り大騒ぎ致し、扱い立入少々三十両程にて済候よし。

五反田村中組の者五十両借度由役元へ願ひ十九軒一軒前一兩位にて相済み下組は明神森に集り上組は観音堂に集り騒動物別れ新名主を立て候由（以下略）

○三月二十八日

遠近の村々百姓山林等に会合し、その村の大家へ損し難渋申しかけ天下なきの仕方実に恐るべきなり

中之条町役場に「慶応四年辰四月」とある五冊（出金取調名簿・同割合帳・同受取帳・金銀請取帳・借家人名前帳）の文書を見れば、四月二日付で入金同三日に精算している。その中に、金三五両余の酒肴代や米三俵半（七両）外六三俵三斗六升がある。まさか、慰勞会に、三五両はのむまいが、おそらく三月五日からの見回りや夜警の酒もあるう。………思えば、大難をここにきりぬけたこの日の慰勞会の賑わいが想像されると共にここに、東部吾妻の一揆の終焉があった。



慶応4年4月の一揆対決入用簿(中之条町役場蔵)

探訪か）玉葉代や、大砲玉拵礼——五反田長吉、などがあり、

○三月二十九日

平村二番起り、令^⑤にて金五百両と米二百俵小前へ差出候様申し、若し出さざるに於ては、居宅破却可致由申つる、林昌院清見寺両和尚出入取扱候と掛合居候、景作は「乱世の如し」といい「天下無きが如し」

といい、また「行末いかに成行くらん」と歎じている。

四月三日この日原町では、講武隊を解散して慰勞会を開き（原町誌）中之条町もまたこの日に、慰勞会をやっている。

（中之条町誌）

なお、支払いの中には、渋川・白井、伊香保・祖母島・五丁田・村上・箱島、永井、沢渡の九カ村へ（三月十四日、十八日と二十人が出張した旅費や、（他町村の情勢「木筒の大砲を造り」とあったそれを裏づけている。

第3表 町民全戸への
自警費

種 別	人数	金 高
5人組(2)	124人	両 文 340,000
借 家 人	41	61,600
舟場一 亀吉	1	2,000
計	166	403,600

第2表 （慶応4年辰4月
出金取調名前帳）

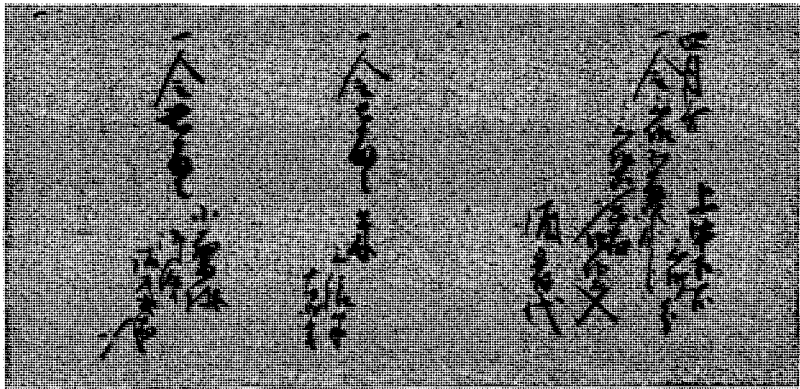
金 高(両)	出 金 名
125 150 125 100 100 50 10	名主 郎 右 衛 門 重 兵 衛 重 儀 兵 衛 甚 兵 衛 半 兵 衛 政 右 衛 門 平 八
計660両（内金473両2分）	
両 分	
48 48 48 38—2 29 24 19—1 14—2 14—2 14—2 1 1 1	安 右 衛 門 安 左 衛 門 孫 四 郎 八 兵 衛 七 藏 与 五 兵 佐 兵 次 市 郎 兵 衛 與 兵 衛 惣 左 衛 門 藤 八 太 郎 左 衛 門 勘 左 衛 門
計 327—2（内金167—2—2）	両 分 朱
合計987—2（内金641—1—2）	
備考 内金とは4月2日入金であり、3日に支出している金である	
外 両 15	丈七
15	又左衛門

今に残る出金取調名前帳には、約千両の大金が集計されるが、三日の精算に入金した金は六四〇両余である。第2表はその内訳であるが、最高は重兵衛（大惣代）の一五〇両。上位百両以上が五人で町の六割を占めている。

「一方出金割合名前帳但し渡し方」には（第3表）町民に渡した自警人足費があり、そこには、舟場亀吉にも二両渡すとある。思えばこの対決の結束は、特にその上位層にとっては、やがて明治の町をつくっていくよき試練ともなったであろう。

(6) ついに一揆を見なかった吾妻郷の考察

「人々大家をそねみ、騒動頻りに起り、静かなる事止む事なし」（景作日記）と

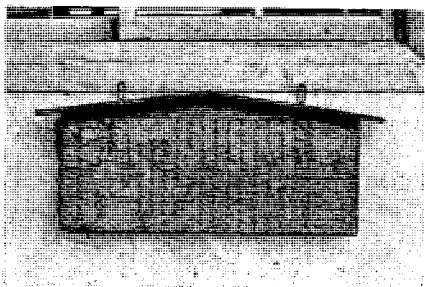


慶応4年、小栗上野介 中之条お泊りを見る出金帳

歎じ、「正に天下の大乱」と狩宿関所番一場権左衛門が、(伊勢町一場家文書)慨歎したこの危機に、なぜ、吾妻には一揆を見なかったのか。

その一つは、すでに述べた小栗の救援である。あの三月九日と十一日の救援がなかったら、和利宮神社に集った役人百姓約百人は利根の一揆のように外来の博奕によって点火され、爆発し、やがて延焼して、惨状は長く禍痕を残したであろう。今さらに、「小栗さん」といった古老の敬称に思ひあたるものがある。小栗と中之条町のつながりの発端はどこにあったのだろう。権田生れの狩野文次郎が、権田一揆の掃討に戦っている事は前にのべたが、慶応四年辰四月 金銀請取帳の中に、「一金七両也小栗様御泊り諸入用品々」の請取一筆がある。が、これで見ると小栗は中之条へ来ている。と考えてよいのではあるまいか。七両の大金を思うと可成りの厚いものでなしかつたと考えられ。第二は吾妻における関所の力である。この事は、狩宿関所番片山日記から伺える。第三は、東部吾妻諸町村の団結と対決である。それは、中之条町小池折八筆述の増補中之条町誌に詳述されている。

なお、最近の研究 「一揆の発生の要因」では「幕末から明治初期になると地主制の確立した地帯では百姓一揆は消滅している」(青木虹二「維新期の地方騒乱」とある。が、吾妻の町村はそれに該当するのか、今後の研究



慶応4年3月 伊勢町の高札にかけられた太政官の
定（木暮久弥家蔵）

にまちたいところである。

2 前橋藩鎮撫所から岩鼻県治へ

(1) 前橋鎮撫所の回村

四月十一日あの、歴史的な江戸城明け渡しの日、あたかも新政権回村の廻状がきた。その一揆対決の自警を解いたばかりの村々に……。ここにいわゆる「天下断絶して天朝の世となる」の現実には直面するのである。四月十三日市城泊り、十四日伊勢町昼食、平村で大塚、赤坂、栃久保の三村役人を（以下村名下の役人の職を省く）蟻川で大道新田原岩本両村を、中之条町泊りで五反田村を。十七日山田村昼食在組を。原町泊りで郷原村を、後は同日朝上沢渡出発とあるので十五、六の両日は折田、四万、上下渡の三村を回村し各村役人をそこに召集して新政を申し渡した、廻村使は前橋藩代官新沼扇平、谷丹三郎上下八人とある。（西部吾妻は安中藩鎮撫所）この回村に村々をさらにみれば、。

高橋景作はその日記に、「四月十三日晴、前橋侯より御出役、村々に高札五枚お渡し」と記している。思えばあの五榜の教、その他太政官布告の新政の大方針はここで渡されたのである。写真は、伊勢町の町中にかけられた高札で、名主木暮治郎衛家で保管していたものである。（木暮久弥家蔵）

平の関伸一家には、「今般王政御一新ニ付」と朱で句読点をつけた天下の平定、万民の安堵……の一札がある。恐らくその日回村役人が。（その後は名主が）

村民に読み聞かせたものであろうことを思う時、この日は、新政の一札持参の回村であった。なお、このころの景作日記に「四月十九日晴 墨農、文亭兩人来り諏訪宮にて（伊勢町の町中にあった市の神、今は伊勢宮に遷宮されている）飲み楽しむ」とある。思えば三月、行末いかに成行らんと歎じた景作が、友と酒を：汲み交わすその長閑な春の日に、何かほのぼのと明けて行く維新の町が浮かぶ思いがする。

(2) 三国戦争と中之条町

言う迄もなく三国戦争とは、慶応四年五月江城開城の後、徳川の旧恩に生きる会津の勇士一五〇余名が、ついこのごろ官軍に降伏したばかりの上州勢一、四〇〇余名と三国峠で激戦を展開したそれである。この時、官軍に徴用されたすべての数は分らないが、少なくとも現中之条町から千余人（第4表）が行っている。

（西中之条村の記録、高一〇〇石十五人の割で計算した数）

第4表 三国戦争人足

町村名	人数
中之条	109
西中之条	58 (61)
伊勢町	97
青山市	30
上沢	33
下沢	32 (42)
山田	59
折田	103
四万	95 (83)
蟻川	58
新田	69
道新	9
大反	59
五横	93 (96人馬)
平尾	72
大塚	64
赤坂	59 (46)
栃久保	10
計	1,099

（注）①カッコ内は記録西中之条村役元諸事書上帳・上沢渡・反下村永宝年代記・折田綿貫文書、横尾高橋景作日記記載の数である。

- ② 赤坂の人数は、支払者の名を数えたものであり、一人が、二回いつていることが金額から考えられるので、実際は予想数を下ることはない。
- ③ 横尾には馬九頭とあるが、その他の村にもあったであろう。

なお、赤坂の小林貞夫家の慶応四年七月の名主近右衛門扱いの「布施人足代内渡し覚帳には（第5表）四一六人の人足賃と外十六両一貫八二九文の支払がある。

人足名のある五人は

の高橋景作は、

閏四月二十一日、官兵追々三国通り相俟、猿カ京、永井の辺に屯集する由風説あり。

同 二十五日 大道山よりこの辺まで煙吹き来たり甚だ怪しき候処、会津勢越後の国浅貝宿を焼候由、同日二井宿も焼く（利根郡誌には、「二十四日午前八時敵敗退火を堂舎に放ちて退き、浅貝、二井の二宿を焼いて退く」とある。）

第5表 布施人足賃内訳（帳簿記載の計と外の渡し高が少し違う。）

	金 額			人数	備 考
	両	分	朱 文		
人 足 代			2—0	26	2朱が26人
		1—0	—0	13	1分が13人
		1—3	—0	2	1分3朱が2人
		1—0	—400	1	六兵衛へ
		1—0	—600	1	茂左衛門へ
		2—0	—600	1	徳右衛門へ
		3—0	—600	1	佐兵衛へ
		1—2	—2—0	1	彦左衛門へ
小計	10—3	—0—	948	46人	帳簿記載高
その他		3—0	—0—	700	布せ宿臨時入用
		2—0	—0		布施夜勤
		1—3	—0—	170	白米4斗
合計	16—0	—0—	1829		帳簿記載高

村役人で特に彦左エ門年寄役が最高責任のようである。普通人足は一日二朱で、米は一両に一斗七升の相場とある。その人足廻状をうけては、「東山道絵督の命の趣拝見承知奉長候。御用人足触当り次第無相違差出申候」と布施、新巻、羽場宿宛に出している、時は、四月から五月にかけて（今の五月から六月）の田植、蚕のさ中である。（しかし、忙しいのにと、くどいた記録は一つもない）。

折田の綿貫幸次家の文書には、「官軍願ご用につき中山宿へ助郷仰せつけられ、村方人足二八人差し出し申し候、三国峠にて会津勢この年四月二十九日大合戦あり人足五五人出す」とあり、赤坂村も同日出動している。横尾

同 二十六日 三国峠大般若辺にて戦争ありて官軍勝利会津勢敗走の由須川宿より人足、当村六十人明日出でべき旨申しきたる。

今晩無量寺にて寄合、村中壮健の者、残らず出でべき、とあり、さらに、「これは、敵兵逃去候故、官軍衆引取候ニ付須川宿より沼田城まで器械送り候人足なり」と付け加えてい

る。

会津の若武者が白柄の槍をふるって官軍勢に切り込み壮烈の最後をとげた話など、今に古老の口をつくのもこの人足の人達のもたらししたものであらう。

それに今一つ「この年早かご多く通る（折田綿貫文書）」と、早駕籠にこの年の慌しさを見る。

五月九日出

一 本人足三人 引戸かご一挺

一 〃 二人 泥障かご一挺

一 両掛 一荷

一 本馬 一疋

右ハ柳沢隼之輔様今八日、中之条町御泊リニ而村方御通行ニ付明九日六ツ時（六時）宇野原九郎右衛門方へ相詰メ須川宿迄人足御勤メ被下候様お頼み申上候以上

辰（明治元年）五月八日 蟻川村

名主 小左衛門

〃 惣 七

問屋 清 七

赤坂村

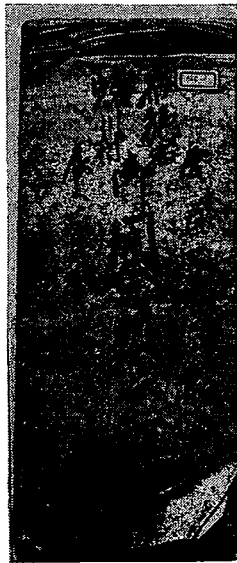
名主

役人中

一、本人足四人六ト

但し宿かご一挺

右ハ高崎ご家中今晚中之条町お泊り、明十三日村方ご通行あそばされ候、右十三日明六ツ時宇野原九郎右衛門方相詰須川宿迄（以下略）



慶応4年三国戦争人足覚

と、それを裏づけている。

蟻川は中之条―須川間の中継―問屋が、あったので、公用の人馬を近村に割当てたのである。

同じく赤坂村名主扱文書（写真）にそのころを見ると第6、7表のようである。

第6表 布施宿人足割

(註)

この帳簿には、兵賦二月原町出し（渋谷鷺郎の兵賦取立であろう）。此利足三分三朱ト五八一文とある。取立を延期しておいたものか。そして惣べ九五両一分一朱九貫七九四文村方割合とある。
その外折田伊藤家文書に「六月三日、相俣より助郷申し来り人足二八人、夜通し参る。尾州様お荷物浅員迄つぎ送り」とある。

人 員	金 額	備 考
人 133	両 分 朱 文 49—3—2—0	
22	2—3—0—0	沼田繰下ヶ
24	1—2—0—0	布施夜勤
16	1—0—0—0	繰返し半方払
	0—2—0—0	人足頭酒代
	1—0—0—700	布施臨時入用
	1—1—0—0	利足割
	2924	当役人用
計195	61—3—2—3624	布施宿メ

第7表 蟻川人足—蟻川への助郷入用

人 47	両 分 朱 文 11—3—0—0	
12	1—2—0—0	流人足、半方払
6	1—2—0—0	早かご、金測
6	1—2—0—0	流人足
9	2—1—0—0	割増人足、但し本人足4人6分
	1—0—2—0	馬2疋
	1—0—0—0	村小触増給勘定飯料
	1—0—0—0	中之条より見張人足
	3000	勘定入用
	400	増小触給孫市分
	18—2—2—3400	計

(3) 原町鎮撫所時代

明治元年の支配の変遷 幕府と交替する天皇政權成立の明治元年の支配の推移はまことにはっきりしない。が、名主の「用留（山田・赤坂）や諸事書上（西中之条）や景作日記その他から見ると、すでに見た支配の空白時代について次のようにある。

四月十三日、官軍総督府の命をうけ、前橋藩が市城から回村して新政を伝える。（前出）

六月十二日前橋郡代所から旧幕領村々へ総長申付。原町誌には六月十二日とあるが、赤坂ではこの急報を六月二十二日にうけている。渋川に総長あり、原町に二名の副総長がおかれた。

尚先の小池折八筆述には「四月より当方四十カ村を前橋鎮撫所とし、一中略一中之条町桑原宅を宿陣と成され後原町の四月十三日の廻村に、前橋藩鎮撫所時代が始まる。

総長時代（前掲御用留による）

「右の者儀今般当国旧幕領始めお預りの村々総長申付、動中駿馬捨差料お扶持方被下置お目見以上格申付其村々民政の向上始めすべて同人取扱申付候間万端差図請当役場同様相心得

と、ここに、渋川宿、羽鳥久右衛門、北牧村、寺島伝左衛門、半田村高橋惣右衛門、そして、東部吾妻には、原町の新井三左衛門、松井兵右衛門の兩名が任命された。（原町誌には六月十二日任命とある）このころを、折田の起原日記に見ると、

べく候

右村小百姓ニ至るまでもれざる様申しきかせべく候」

明寺に移され事務を扱い、五月までおる」とある。

六月十五日岩鼻開始。

七月一日軍監兼当分知県事大音竜太郎の声明。

九月十五日この日高橋景作の日記には二三日、前橋鎮撫所廃止とある。

十一月十八日大音竜太郎の回村原町来泊（十一月二十二日、西中之条回村）。

「六月十一日大戸加部安左衛門、官軍様より仰せ付られ候筋これある由にて役元へ来り教諭申し、その後、取止められ候。

同 十六日 官軍様御馬にて七騎、腰に旗を差し当村ご通行、安中様三四十人程、鉄砲携え通る」

とある。旗をなびかせ馬を走らせて官軍様が村々を回る。

七月十二日。右旧幕知県事ご支配所（旧ご領）並ニ旗本知行（例えば伊勢町の保科知行）両様共ニ「従は何（南とか北とか方角をかく）前橋鎮撫所」の分杭を立てさせ、原町に駐兵して巡回する。（赤・御）指令は、岩鼻の東山道総督、――前橋鎮撫所――渋川総長局（堀口）――吾妻鎮撫掛（副総長（松井・新井）――寄場村（親村）――村々の支配系統である。原町副総長時代は九月の廃止（原町誌、景作日記）まで吾妻・利根両郡の鎮撫に当り、八月には村から有志安民隊の報告をうけているが。同じ月、政府は藩が兵を自由に取立てる事を禁じている。この過程に次第に藩を抑えていく維新政権の意図が見える。

この鎮撫所の廃止後は、岩鼻県――寄場村――町・村と、その系統のすべてが、旧幕時代に逆もどりする。こうして、岩鼻県の誕生、兵士二小隊の常置、民政裁判所の設立など、県治の体裁の安定に伴ない、藩の力を利用した鎮撫所時代に終止符がうたれる。

なお、この総長時代のこのころを浮きぼりにした大事件（盗人脱走）があるが、増補中之条町誌小池折八筆述に詳述されているので省略する。

(4) 岩鼻県の発足と大音電太郎の就任

軍監兼知県事大音の声明

「今般天朝よりわれらへ軍監兼当分岩鼻知県事仰せつけられ候ニつては、善良を褒（ほ）め、姦惡（かんあく）を除き、細民の疾苦を問

い、王政のありがたきを知らしめたく候条、小前末々まで、心得違いこれなき様、きつと朝命遵奉候様別して申達するも

のなり。

戊辰七月朔日 大音竜太郎圖

(山田村名主ご用留、山田正治家)

とあり、(慶応四年六月十五日、岩鼻県発足) これは、時に二四才の青年知県事大音竜太郎の歴史的声明である。

その治政 ここに上、武二州に至る旧幕領、十九郡一千余カ村、三六万石余がこの治下に入ったのである。巷には尊王、佐幕の論なお止まず、新政権不満の徒の横行あり、上越国境の漸く治まると雖も、会津の反抗しきり、人心の動揺帰するところを知らず。こうした時態に立った大音竜太郎の、その若き青年の血潮と、鎮撫優先の治世は、今にその辛辣を伝えるものがある。

そこには、麦一升を盗んだ事で斬首され、耕地を草にしたと坐死させられた。

世に首きり竜太郎といわれ、「泣く子も黙る」ときく。木

集)記している。

松仙太郎は、その思い出に、「嚴重なる政治を行ない、ここ

(註) 景作日記の七月七日に「雨、岩鼻陣屋再興に付、ご分

に悪徒情民は大恐慌を来し良民は安堵した」と(新治村史料

杭改め建て候由廻状、ご領村々へ廻る」と

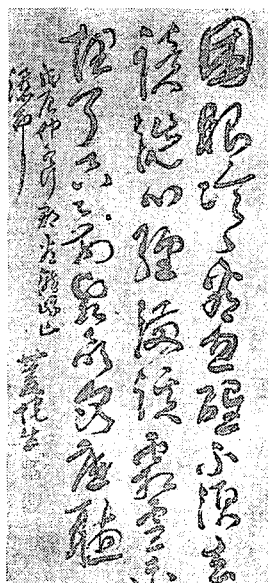
七〇八寸角、一丈一〇二尺(約四メートル)の標柱には「従は何…当分岩鼻知県事大音竜太郎簡轄所」と大書され、高札には、「面々その分限を失わず、奢^{おご}りがましき儀一切はぶき、家業相営み、在々において、格別農業出精のものはごほうび下さるべき事」に始まる六カ条の教示が掲げられた。

その回村 この若き知県事の吾妻郡の回村を知るものに幾つかある。次表の、

②は①をうけて知県事の宿泊がほぼ決定した時、中之条の名主が村役人にあてたものである。原町山口恵一方(当時名主六兵衛)の六兵衛の日記に十一月二十日泊りとある(同恵一談)が、同家に大音竜太郎揮豪七言絶句の大幅がある。(写真)

（赤坂小林貞夫家文書）

発送月日	廻村	目的、件名	発送者
明治一、一一、一〇 ①	碓氷、吾妻、群馬、利根	極老、孝子節婦孤独者等調廻村先にて提出	岩鼻県付属 高崎紋吉
同一、一一、一七 ②	吾妻	別触、岩鼻殿十八日のころ原町にお泊り、村役人参集の事	中之条町 名主 重郎 右衛門



大音龍太郎の詩並に書

そこには「戊辰初冬行郡為瀧峨山瀑布」とあり、そこに、霜雪埋め了らぬ不動の滝の清流に玄読を用いずして心経を洗うといった意味がある。原町で岩鼻県原町出張所の設置に下見をうけたとあるが、（原町誌）この時名勝瀧峨山を探訪したのであろう。

西中之条村の役元諸事書上帳には、明治元年十一月廿二日、「岩鼻県知県事様。ご巡見あらせられ候上にて、八十才以上ご褒美、金一両下され八十八才以上、二人扶持下され候」とあり、折田文書にもその記録がある。

注 西部吾妻は十一月二十三日に大戸でうけている（羽根尾唐沢元義家文書）

群馬県百年史には、

「権力政治を行なったため、えんさの声も起って、その政治生命は短く、この年の十二月七日、管内巡視の触を発した前日罷免となった」

とあるが、それはこの吾妻の回村の直後であろう。思えば、維新断行の武断政治の青年知県事のこの詩を思い、この老人、孝子の表彰に思いを馳せる時、何か思い半ばに過ぎるものがある。

3 明治元年幕領の年貢

(1) 幕府崩壊直前の支配

中之条町の政權交替期の支配の姿は、天領と六つの旗本領に細分されていたことは、すでに述べたが、この支配のままで支配の空白におかれるのである。この時保科家が、江戸城明け渡し後も年貢の交渉を持ち続けていた事はわかるが、その他の旗本領の最後はどう終止符をうったかわからない。

(2) 天領支配の年貢

幸いに岩鼻代官支配だった折田の今井次男家にその文書があるのでこれで天領の村の年貢を見よう。そこには、明治元年

夏成 八月 五日 前橋鎮撫所副総長へ納め、

秋成 九月 八日 知県事付属細野伊左衛門へ納め、

冬成 十一月二〇日 同民政部諸田潤之助へ納め、

(十二月二十七日納入)

(注) 折田起原文書には、「十月九日ご検見、坪切三合毛、七分七厘お引也。右借用相對済。權威を以て取立、ご入判等一切相成らざる旨ご布告あり」とある。

(3) 元旗本領の年貢

次に、旗本保科領の年貢を見よう。ここには年貢通帳(赤坂小林貞夫家文書)があり、すでに八月分まで保科家に納

二 明治の新政

めている。この納入分を差引いて、総額は全く前年と同じ、田租は地相場（以前は浅草相場の五兩増）で、畑租も全く前年と同じ、只、口米、本途、見取、小物の一切を一本化している。冬成は「十二月十日限り岩鼻県へ相納むべきもの也」と県民政部諸田名でよこしている。

（註）明治元年は凶作だったので、減免を願ったが許されなかったと西中之条村役元文書にはある。

以上のように、明治元年の年貢は、折田村は検見をして引いたとあるが、割付は全く前年と同じである。（ただ米相場を地相場とした所が、変っている）恐らくこれは、新政府の意図した旧幕府の租法に従う意味の東海道総督府布告（四月十日付）によったものであろう。

一 明治の新政

1 行政の変革と推移

ここでは、明治元年の激動の後をうけて町村制施行までの新制度下の地方行政のめまぐるしい変革の推移をたどってみよう。

(1) 肝煎名主

明治二年の変革 藩籍奉還の行われたこの明治二年。中央における民部官の設置（四月）や函館戦争（七月）の終末に、最初の官制改革が行なわれ、わが岩鼻県にもまた民政・地方・監察の三局がおかれた時、当町行政最初の変革があった。この年一月二十九日吾妻郡には、すでに原町民の熱望によって岩鼻県原町出張所が開所されていたが、僅

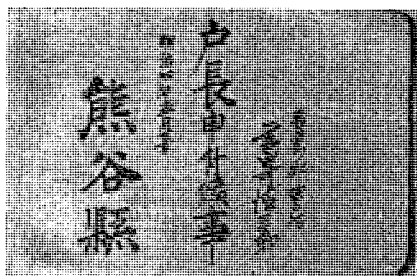
か半年で六月七日の田植調べを最後に終った。そしてその十月、文政以来の寄場組合は解体されて、七組合（箱島・中之条・岩下・大戸・狩宿・草津・太子）が誕生し、各々一人宛の「肝煎名主」と「小役」がおかれた。この変革に、当町は、大総代町田重平を肝煎名主とする川北十六カ村（市城・青山・平・大塚・赤坂・栃久保・大道新田・原岩本・四万・五反田・折田・西中之条・蟻川・横尾・伊勢町・中之条町）の中之条組と、岩下村の西山太平を肝煎名主とする十カ村（原町・郷原・矢倉・岩下・松尾・横谷・河原畑・林・山田・上・下沢渡）の岩下組に吾妻川、四万川の二つの川で分けられた。

肝煎名主・小役の給料と職責 西中之条村役元の諸事書上帳に、新設の役人の給料について「肝煎給年に金五十両、小役給年に三十六両、右入用国中割金仰せつけられ候」とある。国中とは公費の意味であり、官僚国家の第一歩である。中之条町文書には、「道案内の者自分組小役と唱え―久太郎借家歌吉」とある。この肝煎役を岩鼻県官制にみれば、「廻在の出役より差し図に及び候取締り筋はもちろん、ご布告の趣意教諭筋等、右の者より村々へ申し諭させ取締り筋万端行届き云々。」と申渡しているが、これは旧幕期と何ら変らずに明治前期を貫いている。そして、村小役は、その廻村の道案内とここにはあるが、捕亡（とりかた）のような巡回役でもあったらしい（大戸ご用留）。その給与の月割金三両は当時の米六斗になるが、今の米価になおすといくらになるだろうか。それにしても、肝煎名主の年給は、その職責に比べてどうだったろう。

村役人の変革 なお、明治二年四月十八日、名主一村一人、組頭も同じ、と支配組織が単純化された。

当町でも領主二人以上の村では、それぞれに、名主以下村役人がおかれていたが、すぐに切替えもできず、名主四人の山田村では明治四年に改めている。

他の二給以上の村々は、いっどう変ったものか。



任命された戸長

四給山田村の村役人の変革（沢田村郷土誌より）

明治元年	次郎兵衛・三郎右衛門・市郎右衛門・安之丞
二年	重郎右衛門・仁左衛門・安左衛門・伊兵衛
三年	次郎兵衛・三郎右衛門・庄右衛門・久右衛門
四年	庄右衛門
五年	町田庄右衛門（名主） 町田賢一郎（組頭）
六年	町田庄蔵（戸長） 岡田市郎・町田安一郎・町田賢次郎 関田衛（副戸長） 田村利兵次・山田次郎平（立会人・総代人）

旧領主のままに四人の名主をおく。

（名主が一人となる）

なお名主が戸長に、組頭百姓代が副戸長立合人になったのは明治五年の大小区制の実施からであるが、これも一年ずれている。

(2) 戸長の任命と壬申戸籍

明治になったからといって、急に世の中が太平になったわけではなく、新政の推進は、たたかいの中に続けられた。特に、明治四年では、徳川時代のいわゆる三百諸侯が、依然として藩知事でおさまり、全国一途をめざす新政府には、目の上のこぶであった。この封建制打開の最後の鍵となった地租改正については特論にゆずり、ここではまず人民の掌握について述べておこう。

横行する流民 由来制度の変革は、生活の変革である、時に、慶喜の二百六十余年の大政奉還は、支配階級の生活を一変させ、いっぽう維新の開国和親による転回は、

第8表 明治初年の浪人その他

①	明治2、御用留に見る人相書数41人（30才台迄が93%）
②	・ 5、25貫975文 年中浪人合力 ・ 3分1朱 名主宅出ご師、社人奉加 15貫434文
③	・ 2月5日～9月8日まで 浪人99人 5朱と20貫512文 外天保(天保銭)21枚

- ①は中之条町御用留（中之条町役場）
 ②は西中之条村入用帳中から（ ）
 ③は赤坂村明治5年村入用帳から（小林家文書）
 同 村小遣合計18両1分1朱銀365文。

庶民の生業を一変させた。

さらにまた、特に中世以来民間に透徹した神仏混淆⁵の分離は、寺僧を困惑させ、民衆の信仰心を大きくゆさぶらずにはおかなかった。この渦巻く混乱に、高まる脱走浪人、博奕、強盗、押借り、行脚道心、乞食の横行は、以下述べるご用留や村入用帳が、それをよく証明する。その巻にさまよう多くの人々の群に。ここに戸籍作りの狙いがあった。

明治二年の蟻川村名主のご用留（原沢正一家文書）に「悪徒共当郡中立ち廻り、偽役などいたし、強盗働き候趣」と、時は、三月下旬。厳しい夜警を行わせ、原町鎮撫所は、「鹿狩り」の名で山狩を郡下にふれている。当時連年の凶作で、村々には窃盗・野荒し（野の作物を盗む者）が頻出し、西中之条村など盗人についての「村定」をきめている。

以下当時の浮浪人その他を見よう（第8表）③の浪人連の最高は三月九日、四月二十五日のそれぞれ一〇人であり、泊っている者が一人である。（泊りには、一人五く〇〇文で、わらじ銭は普通百文である。女連れが三組、女子供連れが一組ある。

これは、三国裏街道赤坂村の姿である。しかし、これが不思議と九月二十三日で消失するそこに、以下述べようとする戸籍作製がなっている。同村の明治五年の赤坂村の村入用帳に、五月二十三日七月二十九日戸籍の相談と記し

ているのもこれを裏づける。

戸籍づくりの実体 ①戸長・戸長副の任命と村の組替え 以下戸籍作りの進行を追って見よう。

明治四・四・一四 戸籍法公布

二宮平八肝煎名主戸長兼務拝命

同時に村々を組替え、二宮平八は一七カ町村の戸長（い

わゆる官選戸長）となる

四・九・二五 県下五二組となる。

戸籍係として次の者が戸長副に任命される。

四八中之条組合から

中之条町名主宮崎半重郎、四万村組頭宮崎徳重郎、伊勢町組

頭根岸権六、五反田村唐沢奎平、平村 関伝八

四九岩下村組合から山田次郎平

戸長副には、名主あり組頭あり、人才本位で行ったものか？ それはすべて官選であった。

明治四・一〇・三 宗門人別帳廃止

* 五・一・一三 戸籍法心得頒布

五・一・二八 戸籍編制事布告（群馬県）

五・一・二九 壬申戸籍・人口調査実施・戸籍編成

②明治五年二月提出の宗門人別帳と訂正 明治五年二月の上沢渡村の宗門人別改帳があるが（中之条町役場蔵）従来の完門改帳と全く同じである。（史料明治百年には「明治五年一月二十九日壬申戸籍、戸籍簿編成」とある。）

（註）壬申二月一日には、これを提出したのである。それが、すっかり朱で訂正されている。

（ ）は朱書の訂正×印は不要として消される。

高式百式拾石六斗三合

上州吾妻郡上沢渡村

内式拾四石七斗五升九合越石

（一番屋敷居住）
×高九斗七升三合

（氏神○○神社）

一、（寺同村）禪宗永林寺×旦那

百姓

(同郡三嶋村百姓篠原十作長女)

(妻)

湯 本 治 平

年四十一才

×女房

よし

年三十六才

娘

いと

年六才

×三人

×女 馬 吉正

内 男 一人

女 二人

③ 壬申戸籍の完成まで 壬申戸籍作りは、今迄の宗門改帳の提出から始まっている。さきに見た赤坂村の明治五年五月七日の戸籍相談出費も、更に同年六月二十四日二十大区長が、『戸籍調整の儀差向無之』と、元戸長宛督促しているのも、戸籍法公布からすでに一年たった時である。世の制度の切替はそんなにむずかしく、政府のあせる近代化も民衆はすぐにはついて行けなかったのである。

④ 戸籍づくり遅延 今、この戸籍づくりが、何故そんなに時日を要したか、その改正の要領から見ると、(イ)戸番を決定する。一番は親村から始める事。(ロ)武士・百姓僧侶等すべてを同様に扱う事、(ハ)氏神を決定し、その氏子を記す事。(ニ)名称の改変、女房―妻、倅―長男、二男等。(ホ)不要のもの、牛馬、石高、旦那等の認印。

この中、一番問題になったのは、(イ)(ロ)である。どこを一番にするかである。聞けば五反田では、戸番は上から地番は下から一番をきめているというが、外の村々の実際はどうだったろうか。この要項にないもので困ったのは、どこへ行っているか、生死不明者が多かった事である。先の中之条町役場の中沢千秋戸籍課長の談によれば、明治以前の生まれで百才になっても生死不明の者が多かった。それを疾走で処理したが、戸籍を作るころずい分所在不明の者が

あった。

⑤完成された戸籍簿とその後 四万の戸籍簿で明治八年一月調とあるのが中之条町役場にある。そこには、

熊谷県管下北第廿大区六小区戸籍

第一番住

農 父己之吉長男

関 伊平次

嘉永二丑酉六月十五日生

年二十七

父 関己之吉

文政四年辛巳二月八日生

年五十六

氏神当村熊野神社

寺 下沢渡浄土宗宗本寺

「以下略す」

合 男四人

女三人

当郡五反田村 農

田村治郎衛長女

母 かつ

文政二年己卯十二月二十八日生

年五十七

と、まさに新規定である。表紙は明治八年とあるが、内容は明治六年作製である。同五年中一ぱいを費し十年迄使っている。

⑥戸籍作りの意図 すでに、ふれたように戸籍作りの本来の意図は、全国民を掌握し、福利民福の為に、教育・兵役・納税の三大義務推進の為に、いっぽう天下無宿の浪人を一掃し一揆騒動の禍根をたち、国民安定の道を図る事であった。

ここで、脱藩者の復籍、放浪者の帰国、六十六部僧侶の托鉢の禁止、寺社参拝出稼ぎの許可制、疾走人の長年の探索報告等、実に努力を払っている。

この徹底した政策にも、維新前後の混乱は国民のすべてを完全に掌握できず、さきにのべた、中沢戸籍課長の処理

が必要な事態だったのである。次は托鉢禁止通達の一部である（中之条町役場文書）

自今僧侶托鉢之儀被禁候事

壬申十一月 教部省

右之通被 仰出且御達ニ相成候条得其意…。

(3) 大小区制時代

大小区制時代の中之条町の行政区 由来維新政府の究局の狙いは、旧藩の遺制をほうり、天皇親政の官僚国家の建設で、あの廃藩置県（明四・七・一四）の断行はまさにこの一挙であった。ここに、第一次群馬県が誕生し、二二の大区と二四七の小区が設置され、いわゆる大小区制時代が出現するのである。時に、中之条町は次の四小区に分けられた。

五小区 中之条町・伊勢町・西中之条村・市城村・青山村

（戸長二宮平八）

七小区 原岩本村・蟻川村・大道新田・砺窪村・五反田村

横尾村（戸長伊能佐五七）

六小区 山田村・折田村・下沢渡村・上沢渡村・四万村（戸

長折田軍平）

八小区 赤坂村・大塚村・平村・尻高村（群馬郡の内）（戸

長剣持喜平）

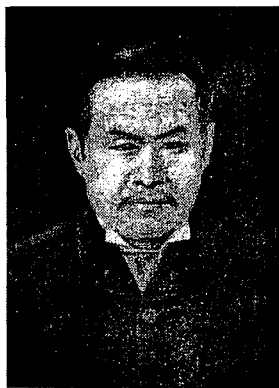
村役人の地位 こうした統一政府の目ざす近代国家への歩みは、名主庄屋の呼称を廃し、戸長（大区長）副戸長（小区長）とかわえた。

（註）①戸長は官選で十五等―官給百円、副は等外三等年給一五円―給与は戸数に応じて戸長が取立てて渡した。

②外に組頭総代人（立合人）が置かれ、給与は高百石に付三円（内六分組頭）で副戸長が取立てて人頭割で渡した。（群馬県史）。

この戸長以下村役人の階級・官給の別は、官僚国家の体制を固めていく新政府の意図の現われであった。

二 明治の新政



第二十大区長町田重平

二十大区長―田中から町田へ 時に第二十大区戸長は、岩鼻県時代の郷長田中磋一郎（大戸）で、その役所（区調所）を大戸においた。田中家は信州裏街道の大戸の間屋で、始めての県庁・高崎の便はよかった。特に田中磋一郎は、明治二年岩鼻県原町出張所廃止後（県下四人中の一人）で郷長に任命され、等外二等出仕として行政に参画していた地方官僚の大先輩であった。

熊谷県時代に入り、田中が県庁勤めに就くと文化期以来大総代をつとめてきた中之条町の町田重平が第二十大区長に官選され、郡役所開設まで在任した。

当時のご用留 この大小区制時代は、郡役所発足までであるが、名主ご用留が―明治五年はご布告記―六年は上諭書記―十一年に皇郷ご布達記と変わり、天皇国家への道行きが戸長扱い文書の表紙にも見えてきている。

（註）伊勢町副戸長木暮次郎衛は、明治五年の御布告書を写して十一冊になっている。活版の御布告が回達されたのは明治七年からではあるが、この筆写が全く不用となったのは同十二年の事である。

戸長の重責 ここで小区の様子を明治六、七年の五小区戸長町田儀平の



第20大区庁舎にあてられた町田重平家



戸長選挙投票用紙

公私繫要記でみよう。五小区には、戸長一、副戸長五（これは各村に一人、多くは旧名主がやっている）。立合人二、組頭一計九名である。

この要記は戸長のメモ的なものであるが、その用語を分類すると、取調べ（六）、書上げ（二）お届け（二）、差出し（一）、お伺い（一）、願い上げ（三）、お訴え（お届けの意味のもの）。ほとんどが上申語である。「広く会議をおこし」の「会議」は二件である。その名も区事務所とあるように日々が調査と報告にあけくれていたと思われる。しかし事務所における戸長の頭の中を、さらに要記のメモで分析すると、次の五七件が累積している。大別すると、町内のこと一七件、調査報告一二件、小区事務二〇件、区外事務三件、その他五件などである。その内訳をみると、

- ①町内の件、用水、道路、夜番、山の口、用人、祭の代参、年始、外事件六件
- ②調査報告、その内容は物価二、質屋一、神社一、駅通三、徴兵一、蚕種二、営業一、戸籍調一
- ③小区事務 布達四、会議二、伍長二、寄留一、土地三、入費調七、税一
- ④区外事件、警察、山田川のこと、
- ⑤その他、学校入費、神官給料休日退役説諭など

明治七年には山田川の大工事、山田山秣場（業師岳）の境界問題があり、さらに町内の用水・橋・舟渡・浅貝新道開削願、民間の調停、伍長への説諭までの様々の用務が山積していた。九人の役人があつたにしても、戸長一人の頭にかかる問題は多かつた。町田儀平戸長は要記の端に、「国は天正（上）に登り、事ハ山、玉翠山人」と記し、また「つつしみは腹はたつなり」とも記録しているが、それは官吏の末端におかれた一戸長が絶対主義的官僚国家の道を進む近代化の中で、郷土とともに生きてきた一人として、時の権威にも屈しきれず、さりとて職務上から民衆にも迎合しきれず、いわゆる官民の板ばさみにおかれたやるせない忿懣の吐露といつてよいだろう。

官員と村役人 さらに当時の村役人を通達に見れば、明治四年七月二十八日付に「官員の権威がましき儀これなきよう」とあるが、その裏に官吏の民衆への威張りくさった態度があり、さらに今一つ、村役人の昇殿とも見られる一札がある。

「肝煎名主戸長共儀これまで外役人同様白州呼出し来り候
処、以来その職掌に付、諸達申渡し等の節は、板縁に呼び上

げ候条此段相達し候事。但し一身関係事件糾弾の節は役人同様の事。」（大戸村御用留）

と戸長は昇格された。しかし、外役人とある戸長副や組頭、立合人の村役人は、依然として白州で申し渡され委細承知と平伏して引き下がり、わらじのひもをひきしめて村に帰ったものであろう。そのころの文書に、太政官・官庁、官費・官選・官内官省・官轄・官員・官区・官營・官林と官の字がむやみに多く、神主も神官となり四民平等がうたわれる中に官の字は、権威と官僚国家を象徴している。そこに特記したい次のものがある。すなわち、「支配者は士族である」という旧幕時代の意識をそのままもっていたことで、郷士、神官で士族の申請を願ひ出たものも多い。（文部省史料館、本県公文書）

「平民任位ノ者、勅奏、判ヲ論ゼズ、本人在官中ハ子孫ニ至ル

迄士族ヲ以テ取扱フベキ事

壬申（明治五）十一月七日 太政官（伊勢町ご用留木暮久弥家文書）とあるのもその一つである。

邏卒と中之条町 ついでに邏卒について述べて今一つの官権の力を見ておこう。

明治五年八月司法制度が改正され、やがて全国画一的な警察制度が発足するころ、第二十大区でも県の通達で次の六名のら卒が任命された。

吾妻郡大戸村 熊野善造

原町 初見佐蔵

岩下村寄留 海野宗七

五反田村 唐沢真市

箱島村 橋爪太吉

草津村 霜田波八

二ツツツ組

「右之者当区邏卒申付候ニ付、以来不時巡回いたすべく」

と、二人宛組従前の組小役の通り怠りなく巡回の事。大区中を六分して持場をきめ、巡回中賄料一飯四錢と定め、五里外一泊以上は休泊帳につけ、巡回日当は三錢を給与され、その費用は大区の総石高に割当てた。（御用留〓大戸村伊勢町）この邏卒は捕亡手の後をうけたもので

「管内保護の為捕亡手取立置候処、今般相廃し邏卒相設為取締可致候」

（明治五年）六月廿八日

群馬県庁

吾妻郡町村旧戸長（伊勢町ご用留）

とある。次に吾妻警察署の創設の頃を見よう

明治1年			
2	鎮撫所が原町にできる 組小役ができる 捕亡手と改める ら卒が任命され巡回を始める	6 7・4 8・8 12	中之条町に区庁ができる 〃 警視出張所ができる 中之条町から原町へ右を移転する 人民の献金により吾妻警察署が落成する
5年8月			

思えば明治維新の近代化の道は教化ばかりでは不可能で、力による鎮撫に出発したものであることがこの警察の発

達の歴史にも、その内容にも考えられ、後述する戸長時代の上申書を見ても（明治一四年伊勢町戸長役場）、いかに犯罪が多かったか、或は取締りが厳しかったのか、その警察扱文書の多かったのに驚く。まして明治初期の激動のもとでは山間吾妻地方でも平穩に文明開化の道を辿ってはいない。ここに警察の力が必要であった事は否めない。が、官僚国家の進む中に、巡査が、むやみに威張り回った話は多い。大正の中ほどまで、子供だましの一つに、「官区さん（巡査）がくるぞ」といって泣く子をだましていたが、こわいものの一つにされた。中之条町で、警察を原町へ移したのも、余り威張るのでいやになってやったのだ。と今に語りつたえられているのも、当時の実相の一端を示していた。

(4) 郡役所の開設と連合戸長役場

郡役所発足のころ 大小区制の実施から五年、欧化思想・自由民権運動の高まる中に、維新の余震ともいえる最後の西南戦争があった。大西郷の城山の松の露と消える時政府はさらに統制の一步を進めた。すなわち、明治十一年七月。大小区制を廃し郡区町村制をしき、ここに、大正末年に至る郡役所時代と、第一次町村合併（二十二年四月）に至る連合戸長役場の時代、すなわち維新完成ともいうべき、約十年間が開ける。

まず、この郡役所の発足からのべていこう。郡役所は始め二十大区調所。すでにのべた町田重平宅がそのままあてられて、約八年。明治二十年今の検察庁の地に板葺平屋一〇三・九七坪が人民の寄付一、五〇〇円で新築された。

いま、庁舎の入口に高く茂る大きなしだれ桜の下に立てば、半世紀の時の流をこえて様々の思い出が浮ぶ。その新築の頃を、反下村の人は、「郡役所新築相成り、其の開業式、芝居は勿論、古今比なし、花火午前十時より十二時まで、見物人町内にみつ」と、その永宝年代記に町その日の賑いを古今比なしと記している。考えてみると、そのころ中之条町には、東都では、高位高官の鹿鳴館に踊る頃、洋風白壁の殿堂小学校（現町役場）が明治十八年に落成している。その隣にこの郡役所が新築されたのである。時に、県下に十六郡が誕生し、この吾妻郡役所は、第一九、

二〇兩大区（第一九は現利根郡入須川から利根川の北辺を含む三国境まで、なお高山村は当時群馬郡、共に明治二十九年の改正で現域となる）を含む広域の政庁であった。

さて明治十一年、その年もおし迫る十二月十七日、すでに任命をうけていた初代郡長真野節外郡吏十四名の初登庁による開設式が行われた。

山口六平は、その開設を記して（日乗雜記）

「当郡郡役所開設式別紙の通り相定め候条各御心得御達しにおよび候也

さて開設時の郡役所の吏員を示すと、

明治十一年十二月十六日

吾妻郡役所

町田始め十三名」とある。

役名	族称	氏名	官等	月俸	専務	兼務	備考
郡長	群馬県 士族	真野 節	十五等相当	五〇	租税課	出納課	前第二〇大区長
書記	群馬県 士族	町田 重平	同	一六	学務	勸業	学区取締
	静岡県 士族	山口 六平	同	一六	庶務	地理	元第二〇大区長
		田中 蹇一郎	同	一六	出納	租税	
		海老原 崇	十六等	一四	庶務		
		斉藤 壬生雄	（一等巡査）		租税		
	群馬県 士族	山崎 角太			庶務		
		根津 鼎二			出納	地理	
		高山 本治	（三等巡査）				明治十一年、原町警察署に勤務中

〃	〃	〃	〃	〃	〃
折田 軍平	中井 総平	富沢 貞	福田又太郎	海老原院三郎	谷戸 捨吉
租 税	勸 業	地 理	租 税	学 務	庶 務
〃	〃	〃	〃	〃	〃
		地 理	庶 務		
		〃	〃		
		前第六小区長 初回県会議員 本宿村組頭 初回県会議員			

(注) ①地理科とは、土木、山林、駅通を担当したものである。

②海老原崇は、中之条町上諭記には「十等属」とある。

齊藤壬生雄は同書に一等巡查とある。

③県史には書記六、雇五とあり、この数とちがっている。

郡吏全員十五名。上席の書記三名及雇の折田、中井は、共に郡内ぎつての^{おおも}大物であり、外に士族三名をつらねてい

る。
山口の日記はつづく、「一、十二月十七日 各員一同午前第九時平服出頭。書記筆頭ニテ局長へ開局ノ賀詞ヲ述ブ」と。まず開局を祝う。(局は、明治二年七月、岩鼻県が三局をおいた時、すべて京都の制にならったというが、この局もそこにつながるものであろう)。さらに

「一、該局員一同当役所中ニ安置セル大神宮へ参拜。畢ツテ

各員配当ノ課ニツキ事務ヲトル。一、局長ハ庶務課ニ命ジ、

本日開局ノ旨(開局届は吾妻郡誌にあり)ヲ本県へ上申セシ

とその状況を記している。上席書記三名は、すでに十二月九日拜命とある。開所のお膳立はいつ進められたものか。

右ノ三条当郡役所開設ノ式トイタシ候事

明治十一年十二月十五日 吾妻郡役所

その、所員の数は、郡の反別・人口に比例したとある。時の本郡人口は三三、一九三人、反別七、四七五町二反九畝と記している。が郡誌記載とちがっている。いずれが正しいのか。人口三万反別六千町步迄、書記六、雇五とある。当初の経費予算を見れば第9表のようである。

第9表 開所当時の吾妻郡役所予算

支出項目	金額
郡長俸給	350.00 円
書記雇	1,190.00 円
賄方并給仕	35.00 円
小使給	49.00 円
官舎	17.50 円
非常人足給	11.25 円
宿直弁当料	14.84 円
事務繁激弁当料	16.80 円
郡長旅費	55.30 円
書記	44.25 円
庁用備付品	42.00 円
消耗品	175.00 円
書記雇筆墨料	8.75 円
営繕費	100.00 円
脚夫費	35.00 円
郵便給	28.00 円
予備費	150.00 円
計	2,322.69 円

(注)①脚夫費とは、人力車の費用、②書記雇給吾妻郡は定員十一名、月一七〇円、金額はそのままで空員、オーバー三名

集を命じている。さらに当時の県令の巡回をみると、郡役所発足半年後の十二年七月六・七日の両日であった(中之条戸長日誌)。

六日 日曜 令公(県知事のこと、揖取素彦)ご巡回、二宮平八方御旅館、郡役所へ御臨み
ここにかねての通達(六月二十七日)による諮問が行われた。

一、郡役所設置以来、郡内人心動揺概略
一、取扱事務の状況

一、養蚕米麦の豊況
一、郡内畜産物産生殖の景況(畜産が奨励され、吾妻畜産会

七カ月分僅かに二、三二
二円余。内郡長分は約一五
%、備品消耗品費は約九%
であった。ここに当時の官
僚政治の実体が知られる。

なお郡長は開局の翌日、旧
第二〇大区三ノ八小区長宛
に巡回日を通知して中之条
区調所(町田重平宅)に参

社が創立された)

- 一、学校の盛衰、就学生徒の景況(就学出席は為政者の最も苦心したところであった)
- 一、堤防、橋梁、道路修堡その他模様替等
- 一、積穀石数、蔵貯カ所及び保存方法(凶作に備えての貯穀で旧幕時代からのものである)
- 一、家屋人口の増減、但し三年前と比較すべし
- 一、人民齟齬葛藤の事柄の有無
- 一、孝子義僕の種類。(中之条町でも伍長集会にこの事項を出している)

さて、以上の「郡況諮問」はどの位つづいたものか、

「午後五時頃 須賀神社へご参詣あらせらる。共園ご遊覧、官吏十五名お付添、原街警察署より交番出張 警部外巡查三名詰める、お出迎えは唐沢政四郎外十三名、ご用伺い二宮、

すでに、六月二十日、県令のこの日の巡回の報せに、早くも「翌二十一日(土)町村会の事下調、二十三日戸長會議通達、二十四日町村会に戸長出頭。二十五日諮問事項につき状況上申、二十六日戸長會、二十七日町村会の件調査、二十八日ご巡回の趣毎戸に通達、町村会の件調。三十日町村会お届。七月二日道路掃除、三日 町内道路臨時掃除四日、ご巡回に付旧村吏伍長総代町村総代集會」と約二週間県令を迎える至上の準備があった。なお、ご参詣の須賀神社は上の町の大国魂神社であり、その年四月二十七日にあづまやが設けられ当日「郡役所官員不殘登會す」とあり、当時の町の名所であつたらしい。「七日 午前九時より 学校ご臨席生徒學業試験ご賞与頂戴あり 同十時ご還行、

- 一、元惡大凶の徒及び数
 - 一、發明及び機械□及び事項
 - 一、行路運搬の便否
 - 一、營業稅雜種稅の当否
 - 一、町村役場の景況(戸長役場から上申をうけている)
 - 一、協議費賦課の方法(同)
 - 一、試□議作の適否
 - 一、天然痘流行病者の数(この年は種痘を勵行し、またコレラ予防の爲、衛生會所をつくつて巡回している)
- (なお、郡長所管事項は吾妻郡誌にある。)

町方取締り其他役場掛戸長、共園地掛 田中七郎平、田村謙作 学校詰、町田明七」

小池政七（戸長）出頭町界までお見送り」（原町校の沿革史に、「七月七日県令金川学校へオ立寄徴集試験セラル」とある。乗物はおそらく人力車であつたろう。がこの不便の中を、その目的は郡況の視察と、生徒の試験臨場であつた。この日は、中之条町をおえて原町の金川小学校に行つたのである。

この県令の巡回を通じて当時の事情を示す四つのことをあげておこう。第一はあの県令諮問の冒頭に郡役所設置以来、人心動揺の一条があることである。思えば、知らぬ異郷の人が郡政の長として、地元の大物を使っていくという、全く前代未聞の統治方式の出現である。人心如何に思うのも無理はない。第二は、いまこの県令の来郡にその十八カ条の諮問や町の掃除に約二週間の準備を要したことである。こんなことがかつてあつたろうか。代官の大巡見でも二週間準備しなかつたであらう。官僚国家は、この郡区町村制の実施を通じて一段と推進されていったことを思う。第三は、この郡長就任による官僚化の進展である。それは、郷長といい、戸長といい、大区長というもすべて郷民である。長き同郷のつながりがある。いかに官吏の待遇を与えられても、それが、遠来の土は純然たる官吏として命を奉ずることができる。官僚政治はこの方式で郷民を抑えていったのである。平和はこの抑圧の中にあつたといえないか。最後にもう一つ付け加えておきたい。それは吾妻郡役所発第一号はすでに述べたが、つづく第二号は何であつたか。それは、戸長心得のトップにある、「布告布達ヲ町村内ニ示スコト」この為のものである。すなわち、町村の揭示場の修理、新設であつたことである。（郡役所自体も新設している）

しかもその設計ひな形まで一定の規格が示されている。明治元年三月の太政官布達が、まず高札に掲げられたが、郡政もまた、名は揭示場と改められながら、それは官庁の布達であつた。

連合戸長役場 ①その開設 郡役所が町田重平宅を借りて発足する時、小区は解体されて、新らしく町村連合の戸長役場時代を迎えた。しかし四万村は一村で進んだ。この役所名は、吾妻郡役所発第一号で「戸長役場とよぶ」と規

定された。この発足のころを、中之条町連合の明治十二年戸長役場事務日誌でみると、「二月第一日開局筆生撰挙ス」とある。この日、初代戸長小池政七・用掛二宮半重郎の二人だけで開局した。それは郡役所発足から一カ月の余もたっていた。

②戸長、副戸長の任命の実状 五小区(中之条町)事務所の上諭記には、一月二十一日迄旧正副戸長として旧をつけて事務を続けているが、同日郡役所は小池政七に「御用候条、来ル二十三日午前第十時出頭可有之候也」と通知している。新任戸長はこの日申し渡されたい。なお、用掛二宮半重郎は、その二十七日に同様の通知をうけている。この初代の戸長用掛は元戸長町田儀平がその数日前呼ばれているところを見ると、この人選に関連ありと思われる。

(註) この任命は、明治十一年の戸長選挙法によらず、明らかに官選であったと思われる。しかし用掛は戸長が選んで郡長の許可を得、筆生は戸長と副戸長で選んでいる。なお、時の筆生は唐沢、伊能の二名であった。(出勤表参照)。

ついでに、その後の戸長任命を見ると、十三年六月の改正で官選の原則をうたってはいるが、明治十一年と変らぬ三名選出、一名任命、の半官半民型であり、特に変わったのは、選挙人の資格の拡大である。この改正には、明治七年来の自由民権運動などが大いに政府を動かした現われと思われる。

③戸長役場の日々 こうした中に戸長役場は何を扱ったか。それは郡役所設置と共に十三カ条及その他がきめられているが、中之条町戸長役場の郡役所発足当時(明治十二年二月)から同十二月迄のおよそ一年間の状況を見れば次の通りである。(一)内はその条々

○郡役所関係(第一布告布達揭示)

布告も取調べも報告もすべて郡役所経由であり、直接出県することが少なくなっていくことは小区制時代と大いに異なる所である。その事項には、

戸長会、町村会、郡役所営繕、同家賃、郡長舎建設、戸長給料、役場費非常備人足費、御下げ、布達回覧簿検査活版配布、県令巡視、選挙、郡役所依頼の招魂社、高山社への醸出がある。

○予算決算関係

神官給料、祭典費、役場費月々調。

○衛生関係

種痘人員調、種痘額

このころ種痘を拒否するものがあり、前にもふれたが説諭して、させているといった当時である。

コレラ（この年コレラ流行）予衛衛生会所設立、村内を巡回する

○警察署関係（第七）

警察署新築につき献金の名で集金、捕亡届、博奕、盗賊、拾得、落し物、盗難の諸届

○学校関係（第十、幼童就学勧誘の事）

学校分離願、同設立。学資金、ご委託金、学校費、学令者調、就学不就学、生徒の試験賞与督業教師、教員住宅、生徒の一日欠席届出

○土地関係（第五、第六）

財産調、田畑売買奥印、地券書留、交換地届

○税関係（第二、地租及諸税ヲ取纏メ上納スル事）

酒税、営業収益税、山師、山稼、紺屋税、雑種税、同上納延期願、地租地方税、市場税、興行市場税、煙草仕入、芸妓免許、酒行商、売業請負、穀物商、水車営業、旅店営業、旅籠営業、彈藥売捌、狷銃、雜商人世話役、糸繭仲買開業、農車、人力車以上の鑑札下付または願出。

その他床店改組主事者選出

○戸籍関係（第三戸籍ノ事）

出生、死亡入送籍、寄留、身分異動、徴役帰郷相統跡式奥印、他行及帰郷。（善光寺まいり、出稼など）

○産業関係（右ノ外）

物価表、物産表、家畜調、養蚕、大小麦景況、蚕種出来高、督農巡回指導、良農視察、共進会出品（生糸繭）馬口労働集會、木材、板、薪相場、積穀検査

○その他

①印鑑名簿、印鑑届（第十一、町村内住民ノ印形簿ヲ整理スル事）

②伍長交代、伍長引請簿、伍長集會

○信仰関係（右ノ外）

堂社、廃社寺の調へ
祭、伊勢神宮、神嘗祭、榛名山、小川八幡、和利神社、祇園祭

大麻配布、須賀神社あづまや建設同

○道橋用水関係（其他）

舟場、山田川、川舟用水の普請、道路用水検査人、道掃除、道路番組

○町村内（其他）

番役、常夜番、火の番、山の口あけ、茅山ふれ、町内頼母子講、市場沿革書、町共有物係、市場勿銭取立、書画会

二 明治の新政

第10表 民費諸支出一覽表（蟻川村）

① 区扱所諸費

大 小 区 割	円錢 10.46
小区會議席料	6
小区割に出張	25
区 入 費	8.77
計	19.54

② 正副戸長以下給料

村 吏 給	円錢 50.00
村 吏 日 当	36
副 区 長 給 料	6.50
計	56.86

③ 神社祭典費并遙拝費

村 社 費	円錢 16
鎮 守 費	1.55
遙 拝 費	18
計	1.89

○ 郷社村社神官給料
2円16銭

○興行、娯楽（警察届）
人形興行、浄瑠璃興行、音曲音嘶興行、手踊り興行、大弓射場的願、剣術興行願、角力興行、芝居興行、手品上り高報告

○交通運輸関係（右ノ外）
七小区下の戸長役場（10表参照）七小区の中の蟻川村戸長原沢安衛の明治九年の費用帳、民費取調帳、同十年の戸長役場出勤帳などによって当時の様子をみておく。明治九年中には、次のような業務があげられている。

戸籍総計、物産調、学校委託金、徴収生徒、地租改正、社寺上知に付廻文（二月十六日横尾村送り、中之条より五反田村まで金七厘六カ村割台、横尾村よりとる）馬喰鑑札、福性寺（注蟻川村）廃寺、二円五十銭高崎支庁にまかり出納入券状書換。量地縮図解十五銭、地主惣代入札（中之条にて）、博覧会酒送り、小区へ種痘人召連、警察費村誌村図紙、大小区割なお同年の民費取調べ帳を見れば、戸数一二五軒とあり、次の支出がある（第10表）

夏成租税中之条町二宮平八方へまかり出る（九月二十日）山田川橋相談（十月二日）酒請売営業調、中之条町内明七より波川役所よりのご用状脚夫賃（十一月二十九日斎藤伴作に払う）。模範村へ罷出で、（太市、文六）等が主なるもので年末の十二月十三日から二十四日まで延七〇人が会合している。前に模範村出張があるのでおそらく地租改正であらう。

通運会社願、道路会議
○徴兵関係（第四徴兵下調ノ事）
徴兵年令調、徴兵免役連名簿、徴兵洩落人届（一人）徴兵令御改につき一人別調。徴兵届につき実父兄祖父召出し申渡し、国民軍人取調。

⑦ 県庁入費

県 庁 入 費	円錢 93
警 察 費 (半年分)	6.27
官内ご用状脚夫代	6.01
計	13.21

⑧ 道路修繕費

道 路 修 繕 費	円錢 37.08
山 田 川 へ 切 費	3.08
橋大破につき村吏出張	18
計	40.34

注 1 銭未満は切りすてた

⑨ 地租改正

改 正 入 費	円錢 566.34
---------	--------------

⑩ 貢米納済までの諸費

中之条町収納所まで 入費及び手数料	円錢 1.41
----------------------	------------

⑪小 区 会 議	円錢 6.28
⑫戸 籍 調 費	3.45
⑬学 校 費	44.20
総 計	791.76銭

(注) 帳簿に記された計は 785 円 2 銭
7 厘 8 毛とある。

④ 布達布告費

活 版 料	円錢 1.52
筆紙ろうそく	14.12(1 年分)
定 使 給	10.16(")
計	25.80

⑤ 管内限り達し調費

地 誌 取 調	円錢 66
役 場 書 類 調	18
地 誌	36
種 痘 出 張	25
区 村 ご 見 分	30
そ の 他	3.77
計	5.52

⑥ 各庁出府旅費

官林上知の儀に付	円錢 1.50
官林お払い下げ	1.50
社 寺 上 知	1.75
計	4.75

最大の計費は⑨の地租改正費であり、次は正副戸長以下給料、道路修繕、学校費の順である。

なお、明治十年蠺川村戸長役場月々扱い事務は次の通りであった。

月	扱	い	事	務
一	戸籍調、物産調、民費調（二月へまたがる）国民軍調			
二	同 同 租税取立て（中之条収税所納入）			
三	入費調。地所他所との交換取付、租税割（田）永井人足宰料（文六）			
四	入費調。種痘、召連、紛失届、道路絵図かき、福性寺払い警出。（警察出頭）			
五	警出、高裁出、代替券状書、道路人足賃調。（高裁出は高崎裁判所出頭）			
六	入費調、警出、威銃、社地の餓小区へ出す			
七	入費調、民費調、神仏合併の餓小区へ出る。祭典費、前橋出村誌につき小区へ村上耕作来り出る。村誌認め（太市）畑税			
八	入費調、入費割、岩鼻行、印鑑のことで前橋行、小区出所、村総代開区、祭典届（原町へ）、券状書替入費割、交換			
	地で五反田、岩本と相談			
九	民費調、社堂反別調、畑税割、四人原町召連、医院派出願			
一〇	出生死亡、転出入調、熊野神社の件（官地か民地か）、職猟願			
一一	卒業試験に付岩本村へ行く、社木一件、判取検査中之条、入費帳を出す			
一二	租税取立、社木一件で前橋へ出る、小区割で小区へ出る、入費調			

出勤帳中の主なるものは右のようであり、税、入費調、民費調は定期的である。

物産調と村誌、道路は、臨時のものであるが、このごろつくった郡村誌の指導に、村上の村上耕作が指導にきているのも特筆ものである。問題になったのは諏訪神社の熊野神社の移転にあたり、両社の伐木で四名熊谷県支庁の前橋裁判所で取調べられた事件である。蟻川村は七小區で、區の役場は岩本の伊能佐五七宅であったので、その小區へよく出ている。その七小區中の蟻川の役場で、もとなら名主役のものである。

戸長原沢安衛の出勤は年間を通じて十五日で、小區出張（種痘人召連道路絵図面認め村誌のこと、小區割合、村絵代人開區、医院派出、神社表）原町警察へ出頭（事件人召連、取胤銃鑑札）岩本校へ卒業試験に付、と、すべて重要な出張である。

休みは連続で繁忙のころは十日も続けて誰もいない。年間出勤一一八日、月平均十日に足りない。中之条町の小長の場合とはおよそ違う。

戸長集会和連合戸長会議 ①戸長集會 郡役所及び戸長役場の開設に、戸長集會が始まる。中之条町戸長役場の日誌に

二月十二日 決議

一 毎月第四番日曜日ヲ以テ戸長集會ト定ム

一 會議所ハ当町町田儀平書院ヲ借受集會日ヨリ、戸長集會

所ト標札ヲ掲ゲ置キ申ス可キ事

一 当日午前九時出頭ノ事、遠隔ノ戸長ハ前日到着致スベキ

ニ付、近傍ト雖モ遅刻セザルヨウ到着スベシ

と、まず場所と時間をきめて時間厳守をつけ加え、さらに、服装を規定して、「自分戸長役場在勤及び本県当役所出頭ノ節ハ袴着用成サルベキ事」とある。役所の袴風景が想像される。

②連合戸長會 郡戸長時代の発足により、吾妻郡町村連合會が結成され（連合戸長が議員）郡として共通する吾妻郡教育會、定期試験奨励費（優等生の賞与）勸業衛生等を協議し、地租割、戸数割、及有志の寄付金等で活動してい

二 明治の新政

る。

第11表 吾妻郡連合戸長会予算

年 度	予 算 額
14	758円392
15	966, 234
17	1, 313, 611
20	臨時費 3, 224, 921

る。その予算額の記録に残るものを拾えば第11表のようである。(四万田村喜一郎家及中之条町役場文書)

特に明治二十年度臨時費は、吾妻高等小学校の設立費である。明治十七年度の活版印刷の決議録には五二名の議員名があり、議長は長野原町の野口茂四郎、副議長は中之条町の小池政七(幹事、修正委員)で、当町関係の議員は、山田—山田安一郎、西中之条村—唐沢九平太、伊勢町—木暮茂八郎、原岩本村—森田安四郎、赤坂—小林次郎、四万村—田村文三郎、上沢渡村—関紋三郎、横尾—永井専蔵、大道新田—小淵文衛である。このほか番外書記二名(郡役所)がある。決議は郡長に提出してい

(註) きびしかった戸長会明治十八年六月二十四日付五町田村連合戸長佐々木一三から山田村連合戸長町田賢次郎にあてた次の一札がある。

済急事件ニ付本日戸長会有之候処、貴官等無断帰村候儀甚ダ不都合ノ趣、郡衙ニ於テ事故取札候旨口述之次第有之候条至急御出頭可有之此段及御通知候也

この件に関しては、また中之条の連合戸長根岸善作から当日の議事要項を通知しながら、さらに「郡衙へお立寄り」とやわらかく表現はしているが……。結局同じことで、官選戸長は…郡命の履行者でなければならなかったのである。(こうした事は当時の県会にも見えている)

大小区制時代から連合戸長役場時代への推移

八小区	七 小 区	六 小 区	五 小 区	大 小 区 時 代		
				戸	長	役
尻大赤平 高塚坂 村村村村	横柄五大蟻原 反道 岩 尾窪 川 田新 本 村村村村	四上下折山 沢沢 万 田 渡渡 村村村村	青市伊西中 中之 山城勢之 条 村村町村町	戸 長	明 治 十 二 年	戸 長 役
奈 良 茂 平 次	関 良 伝 八	伊 能 佐 五 七	木 暮 茂 八 郎	戸 長	明 治 十 七 年	戸 長 役
		田 関 清 三 郎	小 池 政 七	戸 長	明 治 十 七 年	戸 長 役
		田 村 茂 三 郎	二 宮 半 重 郎	戸 長	明 治 十 七 年	戸 長 役
		岡 田 市 郎	根 岸 善 作	戸 長	明 治 十 七 年	戸 長 役
		田 村 文 三 郎		戸 長	明 治 十 七 年	戸 長 役
		永 准 十六 等	根 准 十六 等	戸 長	明 治 十 七 年	戸 長 役
		町 准 十六 等	賢 次 郎	戸 長	明 治 十 七 年	戸 長 役
		田 准 十六 等	忠 綱	戸 長	明 治 十 七 年	戸 長 役
		唐 准 十六 等	平	戸 長	明 治 十 七 年	戸 長 役
		関 准 十六 等	八	戸 長	明 治 十 七 年	戸 長 役
		田 関 善 三 郎	山 田 兵 四 郎	戸 長	明 治 十 七 年	戸 長 役

(注) 西中之条村は明治十五年に中之条町に連合し、戸長は唐沢善四郎であった。明治十七年六月、すでにふれたように満期にあたり規定により上申しているが、同年の組替にまた中之条町連合に入った。

明治十年代の町村会 高まる自由民権運動の中に、明治十一年七月の三新法が公布され、町村会を開くことを許された。ここで、当郡でも翌十二年町村会議員の選挙が行われて発足した。

中之条町、西中之条連合でも、同年四月二十五日議員投票開札が行われ立会人十名の名が記されている。議事録の現存しているのは旧沢田村の山田村連合だけである。明治十二年七月十九日午後三時、高沼、町田庄蔵宅でこの歴史的な村会が開会された。(中之条町役場蔵)

戸長町田庄蔵、用掛岡田市郎出席

一番 町田賢次郎 二番 関本善五郎 三番 折田九平次
四番 福田 彦平 五番 田村利平次 六番 山田兵四郎
七番 安原佐平次 八番 関 旧衛 九番 折田 藤七

とある。以下この歴史的記録の一頁を記しておこう。

甲第一号(会議費)

議案(ヲ)朗読ス。八番曰ク、会議費ハ如此相定候上ハ每
会此ノ費額ニテ戸長ニテ請負フカ、

但増減アリヤ、番外答。是ハ概算ナレバ一定シ難シ、若シ
増額金アレバ臨時会ヲ開キ議スベシ、八番曰ク第七項……。

以下略――

と第一日を記録している。「曰ク」は漢語調であるが、「起立アレ」は、何か外国語のほん訳調である。議事録は、
こうして続いている。

この会議のトップ甲一号議案とは、同年の会議開催予定二〇日間の子算である。

十番 折田嘉三郎 議長 山田安一郎(一番二番欠席)

右着席順序相定、終テ会議規則ヲ朗読シ議事ノ手続キヲ説示
ス

番外曰、最早、甲一号議案ニ付各員質問ノ件無之様ニ見
ユ、依テ可否ヲ取ルベシ、○議長曰各員異論ナキ者ハ起立アレ。
全員起立ス。議長曰、是ヨリ総体論ニ及ブベシ、○八番
曰、逐条ノ儀ニ於テハ少々意見アレドモ、総体論ニ於テハ
異議ナシ、依テ原案ヲ可トス○議長起立ヲ命ズ。起立スル者
全員。時ニ後五時退場ス。

一金一八円二九銭

四円 書記給料 一人(二〇日分)

二円四〇銭 小使給料 毎日一人一日十銭(、、)

一円六〇銭 茶炭料 一日八銭(、、)

一円 席料一日五銭(、、)

八円 椅子新調代、議長以下書記傍聴人十二脚

一五銭 議員番号標並掛札

一円四八銭五厘 用紙料二一〇〇枚

一円五銭 筆墨料 筆八対 墨一挺(二五銭)

以上である。

新調の机、椅子、新調の番号標、掛けられた名札それに傍聴人席もある。西欧議会制がこの村に行われた初会議である。きっと、どこの村も同じ風景が見られたのであろう。

次に初回の提出予算とその修正を見よう(12表)

第12表 明治十一年山田村、折田村戸長連合会当時の予算

議案	予算	修正	備考
一 会場費	一九、一八、五厘	一八、二九、〇厘	小使給料、紙、筆墨料を減額し席料を増し、会場雑費を新設した。
二 役場費	二二、一、五五	七九、五五	戸長、用掛の俸給、夜業給を全部削る、郡役所行の旅費新設
三 戸長増給	二四、〇〇	一八、〇〇	戸長、用掛事務の臨時雇費である
四 村社祭典費	一五、〇〇	一五、〇〇	
五 小学校費	二九七、七七	二七五、七七	山田、折田両校の振合いで借家料、炭、書籍等を調整す
六 社倉積穀費	六、六〇	五、二〇	検査人日当減額
計	五七四、一〇、五	四二一、八一	

二 明治の新政

この訂正された最大のものは、戸長月六円用掛月四円、年間計一二〇円の俸給の削除である。

この戸長用掛の俸給は、お下げ金として郡から下付されたのである。（然し翌年から十六年迄は議案となって計上されているが、特に自由民権運動の最高潮に達した十七年度からは全く計上されていない。ここに官選戸長を裏づけ、官僚国家機構におかれた行政末端の役所の姿を見る。

増額されたものは、会議の席料や会場雑費の議員達に直接関係するものであり、それに戸長用掛の郡役所行きの旅費である。なお、二カ村の連合であるところから、村独自にもつ学校費など、その項目別予算に大差があつて調整されている。

質問中特に問題になったものを見ると、

その一、「議長議員無給とあるも、日当はあるや」議長「本県則により止むを得ざるものなり、然れ共郡役所より本県へ質問候処其の実効を見、然る後付与する趣なり」とある。これは十三、十四年は不明であるが、十五年度に、議員日当三十五銭、十六年度からは、弁当代として計上されている。

その二、戸長増給分について、八番「戸長受取らざるを増給となすや」議長、「当戸長は他とは違い用多の家なれば、増給分を以て筆生に給す」八番、「然らば受取らざるを名目

上付するは不可なり」議長「この増給は、さらに内申に相成候故、戸長のとは当然なり、然れども、当戸長に於ては、前格を以て給する者なり」と答えている。

その三、宿直料について、戸長用掛二名の役場に一夜一銭の宿直料が計上されて、不要論らしい質問や、小使代行論が出るとき、議長は、「役場は、宿直いたさねばならぬものなり」ときめつけている。

この第一回の村会は、二十九、三十一日まで、開催されたが、すべて午後からであった事もおもしろい。さらにこの三日間の議会での、議員の質問回数を議事録から数えて見ると（第13表）のようである。（議長と番外は除いた。なお、明治二十年ものせて見た）

第13表 3日間の会議中の議員の質問回数

年	回数	0	1—5	6—11	12—19	20—25	54	計人
明治 12		2	5	2	0	0	1	10
明治 20		6	8	2	1	3	0	20

注 ① 明治12年は山田、折田の2カ村連合で10名、同20年は、上・下沢渡が入って20名となる。

② 明治12年のずぬけた質問者は8番議員で全質問の60%をしめている。

以上を総合して感じる事は、このずぬけた質問者一人と、答弁の大部分を議長がやっていること、(議長二回、番外〔戸長〕十回)で、しかも法規で大方はきめつけていることである。それに、さきの戸長増給分などの答弁を見ても、この戸長は他と違いと言ったり、「前格を以て給するものなり」という戸長の破格扱いと、議長がすべて戸長側に立って議事を進めていることに注目される。

議長は、現在の制度では、提案者と議員の間に立って正しく議事を運営することであるが、発足当時の町村会規則では、議長、戸長が議案をつくり、答弁に立ち、かつ議事を進めたのである。もち論議長は議員の公選であったが。

ここに、幕末の封建遺制に立つ、新日本の議会史の一駒がある。

町と村の予算 次に、伊勢町連合(市城・青山・伊勢町)と山田村連合(折田・山田)の役場費を比較して14表に見よう。伊勢町は戸長以下給料及び総務取扱諸費と記し、山田村は甲二〇号と記している。

いくつかの相違はあるが、議員数は全く同じく総額もお下げ分も、ほぼ同額である。

この予算項目と額に当時の役場が想像される。ともに借家住いであり、筆、紙、蠟燭の時代である。

二 明治の新政

第14表 戸長役場諸費

項 目	伊勢町十四年度 合	山田村十三年度 合
俸給 俸給 旅費 小使 定使 宿直 小計 需用費 用紙 ろうそく 炭 茶 朱墨 筆	七二四〇〇（二人） 一〇八、〇〇（三人） 三〇、〇〇（二人） 三、六〇 〇 二二三、六〇 一二、〇〇 一、五〇 三、〇〇 五〇 一〇 二、五〇	九六四〇〇錢（二人） 七二、〇〇（二人） 一〇、八〇（県庁と郡役所） 二五、〇〇 三、六五 二二、四五 一〇、〇〇 二、〇〇 八、〇〇 三、六〇 三、五〇

参考資料 御下り 戸議員 数数金	合計	〇小計	予同役東郵脚時被提 場京日々便直服 営借家新し 繕家料聞税夫費費灯 備費料聞税夫費費灯
一六四、三〇四 一一 二五五	二五三、五五	三九、九五	四、二〇 三、六〇 一〇、二〇 一〇 二五 五〇 一、〇〇 五〇
一七、八〇四 一一 一六五（明16）	二五三、一五	四〇、七〇	三、〇〇 六、〇〇 〇 七二（月三度六銭宛） 三、〇〇（月二五銭） 〇 〇 八八（四張代）

- （備考）① 山田連合の戸長給料は、84円に修正されて月7円となっているが、そこに「是ハ戸長給料但シ官給増給協議費共」と官給をうたっている。それにしても伊勢町より1円高い。
- ② 用掛の数に差が大いにあるが、伊勢町はまた山田村より低い。
- ③ 山田村で質問事項にあつた宿直料は、伊勢町にはない。
- ④ その他

伍長 国の末端最小組織に、その歴史も古い五人組があり、明治五年の改革で、「五戸合せ、五人組トシ伍長一人、ヅツヲ置クベシ」とされ、戸数さまざまの五人組を整理して現在に至っている。その長が伍長である。この伍長交替は例年の春行われたが、官僚政治の進む中で「多村内太郎組合、伍長改選の儀に付……組合中不決に付役場よりご推挙下され度……」というのがある。（明治十二年中之条戸長日記）原則として組内で決めて報告するのだった。どんな事情か知れないが、長い上命依存の徹底が、よく絶体主義の官僚国家を推進させた。この末端の重要な基底の長である伍長に、吾妻郡長は次のような申渡しをしている。

「人民伍組ヲ設ケ、毎伍々長ヲ立ツルハ古来ノ制ニ有之候処、伍長タル者心得方区々ニテ組合ノ世話ニ行届或ハ集会等ノ為無益ノ冗費相掛候向モ有之哉ニ相聞ク以テノ外之事ニ候。自今別冊規則ヲ遵奉シ伍長ハ伍中ヲ一家ノ如ク懇切ニ世話致シ、御趣旨徹底各家業勉励候様注意可致此旨相達候事

明治十二年三月四日 吾妻郡長 真野節

とある。組内を一家のように親切に世話し、且、ご趣旨の徹底、家業の勉励を達している。

その布達された伍長心得書には

一、伍トハ五家ヲ一組トスル古例ナレ共、土地ノ便宜ニヨリ

と組内のめんどろを見させている。郷風も昔ながらのものであった。

十家又ハ二、三十家ヲ以テ一組トスルモ不苦候事。

一、公用民事或ハ水配・堤防等ノ為戸長ヨリ一時伍長ヲ雇イ上ゲ或ハ派出等ヲ命ズル時ハ、ソノ旅費日当ハ戸長ヨリ給与候条、直ニ人民ニ割賦不相成候事と戸長命による雇用は官給すると共に戸長命に動く伍長であった

一、戸籍生死の出入或ハ寄留旅行等ノ節ハ其時々無遺漏戸長役場へ届出候様添心可致事、と組の者の動靜に注意させている。これは旧幕時代を引きつぐものである。

一、非常困難ニ罹ル者有之節ハ其救ノ儀主ニナリ、助合法ヲ謀ルベキ事

一、縁組葬式又ハ神仏祭典等、分限ヲ願ミズ無益ニ消費スル弊風有之候ハバ、自今速カニ一洗候様ニ平素注意可致事、

と、これも、昔ながらの事であった。

一、若シ産業ヲ怠リ遊惰ニ流ルル者アラバ、懇ニ教戒ヲ加

へ、用ヒザレバ戸長へ可ニ申出ニ事と、伍長の任務は大きかった。「若し用ヒザレバ戸長ニ」で、戸長は、文字通りの戸長で、一村一町の全ての責任をおわされていた。

明治十二年の中之条戸長小池政七の日記にも、町民を呼びつけてその不肖を諭したり、種痘拒否者に注意を与えたりしている二〇三の例があるが、この戸長伍長の説諭取締りは旧幕の名主と同じく新政の中にも、依然として続いていた。これが明治日本を進める一駒でもあった。

下折田第五班にいつ造ったか知らないが、伍長箱があり、年々伍長の交替と共にこの箱（書類入）が今でも引きつがれている。

五反田第四区では、明治末年から納税や田畑の収穫を記録しているが、小さな村の歴史を知るよい史料である。

(5) 第一次町村合併

明治十七年七月の戸長の再連合は、ほぼ、町村合併の前駆の形を見るが、いよいよ合併する同二十二年四月の発足までは、なかなか問題があったようで、二十一年の吾妻郡新町区域取調書を見ると（県庁文書）旧伊参村については、諮問案では、四万を合せて名を四万村とし、旧沢田村は上沢渡・下沢渡と山田・折田の四カ村を合わせて沢渡村としている。それは、四万も沢渡も、温泉で知られてきた歴史を物語るものようである。ところが、五反田・原岩本・蟻川の三村は、この地が和名抄にも伊参郷とあり、四万村はここから離れたい意志を述べて伊参村とし、さきの沢田村の四カ村は、互いの経済力を述べて、上、下沢渡の沢と、折田、山田の田を合せて沢田村したいと述べ、そこへ四万村は合併したのである。

赤坂・大塚・平は、「名久田村と相唱之候習慣ニ有之候其趣キ古書ニモ相見エ候」……と名久田村と改め、中之条町・伊勢町・青山村・市城村、西中之条村は、「中之条町は、合併町村ノ中央町ニシテ其名遠近聞エタルニヨル」として中之条町としたとある。

こうして、明治二十二年四月一日の新町村の発足を前に村々の種々の談合の末町村合併を見たのであるが、詳細は特論の町村合併の項にゆずる事にする。

2 文明開化

(1) 文明開化と道

文明開化期は、廃藩置県から西南戦争までとされるが、まさにこの時代は、欧化思想とご一新の風潮に、各地に旧套を脱却する快事があった。それを道に見れば、すでに明治元年の吾妻四関所の廃止（狩宿関所番片山日記）があり、五年の間屋制の廃止がある。ここには、幕末から紛争を続けた助郷人足出入事件（助郷の部参照）が決着し、さらに年来の東部吾妻に対立する二町の市出入も、ご一新だ！、自由だ！、と、中之条町は、市日交替の伝統を一擲した。そしてまた、十四年、この両町をつなぐ山田川橋三五カ村の人足持場の伝統は消えて県道となり、一切の因襲から解放された。橋と云えば西部の村々の持場でよく紛争のあった沢渡―草津道の小雨橋が同四年に落着し、沢渡道の生須・小雨の馬継ぎの交替制も六年に解決した、（小雨、市川家文書）

ここに文明開化に明けて行くわが町の道の変革がある。

中之条町への道と商業圏 ここにまず明治初年の中之条町を見よう。（第1図）それは、すでに見てきたように、中之条町が三転する中にも、市場なしには暮せない後背の村々はその度々に町への道をつくってきた。それに「本町は

一、六の日に遠近の諸物産を売買する。その取引先は、東京・高崎・前橋・渋川に至る」(明治九年中之条町誌)と、中之条町への道は古代からの戦略的の道を、商業経済の発達の中に後背地、近郷遠隔地の商いに、自然に変更されてきた道であり、それに、名湯四万・沢渡・草津への道でもある。

いま、明治十三、四年に新築した市神の遷座のころを、大國魂神社の参道の石段玉垣の寄贈に見れば、古来からを思わせる信越の商人を始め、多くの近郷の取引地とその道を思わせる。第15表はそれを多い順に見たものである。そ

第15表

地	名	数
信	州	21本
波	川	3
村	上	3
山	田	3
西	中之条	3
越	後	2
東	京	2
前	橋	2
岩	鼻	2
厚	田	2
原	町	2
河	波	1
越	中	1
下	野	1
永	井	1
師	田	1
入	須	1
小	野	1
尻	子	1
植	高	1
岩	栗	1
川	井	1
	戸	1
計		56

の商圈の広さとその道がしのばれるであろう。

神祠石仏整理令と道の開発

①街路の変革 中之条町と伊勢町 町の通りも、明治六年古来の道の開発について福

利民福は道にあり」(明治六年、中之条町のご布達留)と政府が本腰をいれるまでは、旧態を依然として留めていた。その街路の中央を流れる用水の清流に、「年の暮ともなれば、戸毎に塩引を流れに浸たし、あるいは、街上に汗馬を走らせ、屈^たあげに首をもがれた地蔵さんが立っていた」とは今に語り伝えられているが、明治八年二月の納税に、「貸乗馬二疋小池重三郎一円五十銭、駕籠一挺六銭三厘五毛駕籠屋中」とある。人力車の発明は、明治二、三年とあるが、中之条の町にはいつ入ったのか、同十年の納税人では、人力車三台(高橋長三郎二台、田村伝八一台)外地車一、荷車四と、遅々たる文化の香の田舎町の明治初年を思わせる。

二 明治の新政

こうした中に、街路をかえていくのが、神祠社堂石仏の整理令であり、それはさきにふれた明治六年の道の開発を指令と揆を一にしてスタートする。明治六年一月三十日の高橋景作の日記に「村中道端の石仏の類、仏石を彫った石碑を取除く事になった」とあり、また七年四月二十三日には「道幅広ク作ルベキ御布告ニ付人足出ル」とあり、さらに、明治十年九月十日付の本県の通達丙第十一号には（戸長上諭記中之条町役場蔵）

「山野路傍ニ散在セル神祠仏堂合併移転、或ハ処分取計届書取纏メ、当二月十日限り可差出旨本県第二〇号ヲ以相達シ置候処、処分方遷延ノ向モ有之、依テ尚今般乙第十七号ヲ以テ相達候ニ付テハ、種々ノ石像石碑路傍ニ傾倒或ハ社宇堂塔破壊ノ儘存在ノ村々モ相見エ甚ダ以テ不体裁不都合ノ至リニ候。

右ハ古碑旧蹟有縁故摯ヒ難取毀分ニ限り、社堂ハ修繕ヲ加ヘ、石像石碑ハ囲ヲ設ケ、行路ノ妨害等不相成様可致、其他ハ総テ取毀チモ不苦、若シ朦昧ノ説ニ拘泥シ、等閑ニ付シ候ニテハ不相成候条、速ニ着手可致。尤モ碑石巨大ニシテ實際差支ノ向ハ其ノ事故取調申立候様可相心得、此旨及ヒ添達ニ候事」

とある。この二月十日を期限とされた路傍の神祠堂宇石仏の整理令に、中之条町では、同年八月一日を期して、街路にあった市神、須賀神社を——遷座すると報告しているが、それより早く六月十三日に上の町の裏のあの小



明治初年之中の条町

高い諏訪社に、街路上の地藏様は清見寺に移された。伊勢町もその六月、まず天神に遷座し、その後いつの事か古町の伊勢宮に奉遷された。こうして、この石仏神祠の整理令は、大きく町の様相をかえる第一歩となった。

しかし、一すじの用水は街路のまん中を流れ、僅かに人力車が走り、荷車が通っていた。この歴史的変革は明治十四年、「中之条町の用水が北側に移されて町幅はひろげられた」と、小池折八がその増補中之条町誌にのべている。それで、ガス灯もボツボツつき始め（明治十二年の戸長文書）郡衙として、糸の街として発展し、増加して行く車に、町は面目を一新して行くのである。

伊勢町の街路は用水変更の記録がないので、断言できないが、明治十二年、時の戸長木暮茂八郎が、揖取県令に、「幅六間半の町の中央に溝があり、両側の道が広いので路端へ葡萄ぶどうを植えて棚をかけ日陰をつくりたい」と、時の殖産興業に一石二鳥をねらって許可を得ているところを見ると、まだそのころは、いわゆる真田の町造りのままに間歩用水が街の中を流れていた。ただ、十四年の伊勢町の道路費の多額さと、特に林昌寺の深井大法が、その道路費にと金三円を寄付している所を見ると、どうも、中之条町と同じ、この十四年に用水を両側に移して道を改めたようである。いずれにしても、文明開化の中の廃仏棄釈の精神に関連ありと考えられる石仏等の整理令は、西欧の近世のルネッサンスから一息に十八世紀の啓蒙的風潮にまで発展し、それが道を変革させ、交通産業を急速に変えた一因となっている。

②村に見る神祠堂社石仏の整理の実状 以上二つの町の街路の変革が、明治六年のすで見えた整理令に発足し、高橋景作の日記にも、石仏の整理による道の拡張を知ったが、他の村々の道路も、その関連が想像される。ここに、近世期を通して建立され信仰されてきた杜堂の整理を、別に道の整理に関係づけた記録はないが、前記の関連から文明開化の一つとして見ておこう。

二 明治の新政

第16表 神祠整理統合表（上沢渡村）（明治10. 6.20現在）

社 格	村 社	無 格 社	境 内 末 社	計
創 建 社 数	1	43	25	69
合 併 社 数		36		36
職地ニツキ減社		1		1
同 上 増社		1		1
現 在 社 数	1	7	25	33
明 治 6 年 6 月 調				
社 種	鎮 守 社	摂 社	末 社	計
社 数	23	38	16	76

①上沢渡村の場合 明治十年一月～六月迄の統合をみると第16表の通りである。境内末社は別とし、実際には四四社が八社に統合された。上沢渡村戸数に対する神祠の比は27%であり、約三軒に一社の割である。その移転の実状を見ると、

移転先—移転仏堂

薬師堂上沢渡村中道—和多須観音堂、反下薬師堂、湯原観音堂、八尺十王堂、○梨木平観音堂、○柿の田観音堂、○スワ原阿弥陀堂、○笹平観音堂、○駒寄観音堂 以上九堂

上沢渡村（ゆ）観音堂—○湯大日堂、○湯薬師堂、○湯薬師堂 以上三堂

明治十年七月の報告では右の様であるが、八月一日付では○印八堂を報告もれとして届けている。どうも前後しておかしいが、ここに仏堂の移転を遅らせている内情がある。結局この報告の移転先の二堂について、再三存置願いを出しているが、「願いの趣、聴^き届け難く」と大きく朱書されて返されている。

このとき、ただ一つこの上沢渡村で存置を認められたのは大岩の不動様だけである。（明治一〇・一二・二五認可）

②下沢渡村の場合、明治十年六月九日移転

移転先—合併神祠

金原三島神社—金原三峯・金原大鳥・金原十二山 以上三社

加賀森諏訪神社—菅田十二山・菅田稻荷・イガノ十二山・イガノ十二山・イガノ稻荷 以上五社

加賀森伊勢神社—北原十二山・北原稻荷・北原十二山・中組三峯・中組稻荷・中組伊勢・中組稻荷・中組十二山 以上九社

かくて二十社が三社に統合された。

④山田村の場合

移転先—移転仏堂

移転期日

善福寺—細尾毘沙門天

明治一一、一、一七

寺社原観音堂

この二堂の移転先を善福寺とし、期日を一月十七日として報告したのは、通達をうけてから一年余もたっていた。ところが、これは、地元の納得も得られないままに督促されて届けたものらしく、細尾は善福寺へ十二キロ余、寺社原も四キロ余もある。そう簡単に重い石仏など運べない。それに村民の信仰の場で、寺社原など地域の人々が日掛けまでして建てたものであったので、強く反対した。そこで、その二月一日、村役人も二十大区長も連署して県令に存置方を願ひ出た。ところがそれが差戻された許りか、早速移転して再び届けよと返ってくる。この時山田村で存置認可となったものは、ただ山田治郎平持の薬師堂だけであった。こうして神祠の多くは、村毎の鎮守に統合され、堂宇の多くは寺院に移転させられ、しかもその扱いは、細尾・寺社原の例に見るように誠に無慈悲なものであった。

それは、その通達に見る山野に散在するものでもなく、例えば寺社原の観音堂にしても道の妨げになるどころか、この村を一眸に見る小高い山の景勝の地である。春ともなれば村中総出のここの祭りをどんなにか待ったことであらう。

う。それを遠い山の向うの善福寺へ移せというのである。思えば、文明開化の中の寺社の統合整理はその裏の中央集権国家への統合を急ぐ政府の意図が考えられるが、しかし道の整理を促進した力も大きく、中之条・伊勢町の市街もこの中に大きく様相をかえたのである。

産業の開発と道 後述する明治九年、中之条町で勸業議會を提案するその前、時代の波にのった殖産興業の声に進出したものに二つある。

一つは、神保律五郎の提唱する四万―浅貝道の切開き出願であり、一つは、市城の船渡にかかる吾妻川橋の実現である。まず、第一の四万―浅貝の道からのべてゆこう。

④四万―浅貝道切開き願 時は、さきにも見た「福利民福は道にあり」と政府が道に本腰を入れた明治六年であり。(それより前の動きと関係文書があるが資料編にゆずり六年の状況だけに記す) 出願者は、幕末以来江戸深川の木場大材木問屋太田屋と取引を続けている原岩本の令、(時に戸長神保と) 副区長伊能佐五七、それに中之条町の副区長町田儀平である。恐らく令は四万奥山の森林に着眼した江戸出しであろう。町田は、中之条の市場街に越後の米・酒・魚類の出現を狙ったものであろう。いまその全文を掲げておこう。

差上申一札之事

一、今般上州吾妻郡原岩本村より越後国魚沼郡浅貝宿迄新道切開、米穀引取方仕度旨ヲ以、原岩本村御願申上候処、為御検査御出張被遊上越後界迄御取調相成候然ル所、浅貝宿地内之儀は先般示談之上刈払致置候得共殊之外無弁(便)にて歩行之者、漸(ようやく)通行致候位にて道路格外ニ峻阻にて、雨天等引続候砌、軽身之歩行にても相成兼候位にて況荷

物等持参致し候者容易通行仕兼候義ニ付、猶又今般同宿地内丈ハ別紙粗絵図之通、字大道見と申処へ開拓仕候見込ニ浅貝宿役人共示談相調居候ニ付此段右様に付替(つけかえ)に相成候上ハ峻阻を省き里程も半道程近く相成候義に付、左候上は弁利にも相成可申旨と奉存候。

右之趣乍恐以書執奉申上置候 以上

北第二十大区小七区

上州吾妻郡原岩本村

中之条町副区長町田儀平

明治六年

戸長 神保律五郎

熊谷県地理御掛

七月

副区長伊能佐五七

宮沢熊五郎殿

(以上町田儀平家文書)

この越後への道がどう進められたか、これは明治後期に詳報はゆずろう。

② 吾妻川橋の新設　すでに見た渡船も、明治九年となると、「小水にても舟留にするは不都合なり、その都度県に報告せよ」(中之条町戸長文書)とくる。それは、明治二年に流れたままの同六年。市城の渡しに、吾妻川橋を新設する動議が地元市城村から起ったのである(新巻新道開拓示談行届取替の为一札中之条町役場文書)

そもそもこの市城の渡しは、村上―市城の境に岩井洞の嶮があり、これが明治十七年、吹屋―中之条―原町―長野県道の三等県道認定(群馬県議史(一)七〇六頁)による開削まで吾妻の東部への道は、山田川の橋か、三カ所の舟渡であつた。それに市城の渡しは、南本―中之条町―上沢渡村―信州中野道(明一〇・七・三等県道)と三国街道の最短線である大道越―赤坂―市城の要衝でもあつた。折しも、県土木掛後藤某の、さきにのべた四万―浅貝の新道見分の帰りを中之条町の宿にたずねた市城・青山・中之条町の役人が、「方今のご時勢相弁まえ、右道開拓候はば往来旅行にも相成るべき見込を以て地元村より申立て市城青山両村共罷出中之条役人立入右切開き熟談一決致候……」と、この開拓の出金二五両を決めている。

しかし、これは、始め青山が少し気乗うすだったので、市城の戸長中沢重平が、中之条町の戸長町田儀平、問屋町田明七や伊能八平達を説き、青山村の合意にこぎつけたようで、これは、市城の渡舟の殷盛に花開く――文明開化の一異変であつた。もちろん、他町村もこれに協力した。川幅約九〇メートルを一隻の船で往復することからみればどんなに便利であつたらう。高橋景作は明治七年三月二十二日の日記に「市城村渡舟この度、橋と成ニ付村中人足ニ助ケ

二 明治の新政

第17表 明治13年後半の町村状況

村 名	戸 数	人 口	酒 小 売	
			業者数	同 税
伊勢町	153	791	7	16円50銭
青山村	44	199	3	6. 50
市城村	54	237	5	9. 50
赤坂村	(明治9年) 83	415	4	?

金作、小林近吉の兩人が「永井へ遺物式朱」

「十月二十六日、永井久三郎殿：高崎越後にて酒さかな、十二月十四日、高崎支庁（計五回）三月十四日渋川宿土方、横尾、栃手堀切、村方丑三月二十一日始渋川宿平沢孫次郎殿渡

し、などが見え、惣合本金四四円二錢八厘：是は村方より受取申候 外に利足：明治九年十二月改申候」

とある。永井にも頼み——高崎支庁へ五回も足を運び渋川から土方をあげ、村の人足を頼み横尾の栃手を工事している。この道は、大道峠越・上越をつなぐ市城への道であり、赤坂は、蟻川に変わってこの最短を行く一駅となっていたのである。

ル」と記している。それは、まだ岩井洞の開削のなかった頃である。

ここに、明治前期の中之条町の商業交通史の一つがあった。当時の市城村を近村に比べると第17表の通りであった。

数は、明治十三年のものであるが、市城村の戸数の割合に小売酒屋が多い。（赤坂は同九年）当町役場の中沢千秋元商工課長が、かつての市城は飲食店もあり芸者もいて、日最中も賑かだったと、少年の頃の老人の話を思い出して語られたが、この橋の開通は申請のまま、未だに開通を見なかった越後浅貝——四万の新道を補って、大道新田通りの上越物資——の要路となっていた一時期がある。

この吾妻川橋の新設に応じて、赤坂の戸長小林近吉は、村として沿道の開削を始めた。「明治八年亥八日吉日、永井より道切開記帳赤坂村戸長小林近吉」の横長一冊に、その金銭出納を記している。それは、八年八月十四日に始まり、本多

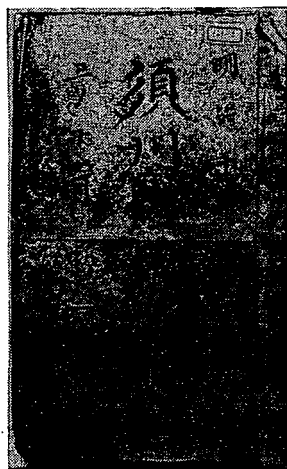
それにしても、今でこそ吾妻川の水は墜道に姿を消して広い川原になっているが、当時滔々^{とうたう}と流れたこの太川にどんな橋をかけたものか。今でもあの川の岩の上にそれらしい跡があるというが。しかし十三年になると危くなり、一人宛しか通れなくなり、ついにそれもまた十四年の秋の大水で流されてしまったらしく、前記のように船渡の昔に帰ったのである。

③赤坂駅—赤坂会社 さて、永井新道の開削をやる赤坂と吾妻川橋の消長に、東部吾妻の交通史をあてて見よう。明治十一年四月。この赤坂駅は、群馬県下内国通運会社中の一駅として、中之条駅の町田明七と共に小林近吉の経営する赤坂会社となり、村上（村上儀平太）—赤坂—須川の本多倉蔵の中間の一駅として繁昌するのであるが、そのピークはその前年の明治十年、赤坂会社開業の年である。そして、十三年一月、「追々荷物継立減少相成、終ニ継立一切無立……」と休業し、明治十七年十月に廃業届を出しているが、この休業期は、この吾妻川橋の無力化した十三年にあたるのであり、この廃業届は、岩井洞の開通による日向通りに車が通るようになった年である。ここに、越後物資の大道峠越吾妻入りの終えんがある。

（註）この消滅の契機を与えたのは、車の出現による車道の開拓と相まって、三国本街道の開拓であり、それは、山田川橋、吾妻川橋のかかった同じ明治七年に完成した上原—中山間の切が久保峠（標高八三〇メートル）同清水越新道の開削であり、ここに馬だけしか通れない合瀬—大道通りは自然に衰退の道を辿り、中之条町方面の物資交流の道の大変革と、沿道の人々の生活の異変を招来するのである。

ここで、吾妻の交通史に特筆すべき明治十年七月一日、「目出度叶」と巻頭に大書した赤坂村会社の荷物扱いを見ておこう。その荷物請払帳には「米一駄四斗入八百文（八錢）手数料共、原町まで橋銭（山田川橋の橋銭は当時八厘だった）共に金十四錢」と、まだ何百文と何銭が混用されていた。

二 明治の新政



赤坂会社継請帳

「七月一日
工印
一、入五箇 但シ綿貫庄八方へ入 小付一つ
一、入廿五箇 村上村 庄九郎
小付七つ 外に一つ小付」
七月二日
一、酒樽二本 馬主安十郎 庄八持入」
と日をおって記述されている。その支払い規定は第
18表のようであった。
次に開業当時の状況を見よう。（小林貞夫家文書）

第18表 赤坂駅よりの支払規定表

一 駄 軽 尻	方 面	賃 銭	払 い 方
	五 町 田	16銭5厘	15銭5厘
	須 川	14. 0	13. 0
	中 之 条		
一 駄 本 馬	須 川	19. 0	2コ9銭5厘
	村 上	23. 0	2コ11. 5

第19表では、赤坂会社
発足の年の取扱い商品を
上り下りに分けて表示し
たものである。上り荷物
はすべて越後で、記載の
明らかなものを見ると、
柏崎おぢやの魚・永井出
（扱い）の米・酒・新津の
茶で、受入では、三条新
月会社工印の何の包みか
筵包で一発九七箇も通っ
ている。表中、荷名の不
明の包は、おそらく、魚・
油・茶・或は新月会社の
ものである。吾妻に入
ったものは、夏は筵包み
の緋で一俵中には十貫八
百目入（これは本馬でな

第19表 赤坂駅扱い商品表

		米 (俵)	魚 (俵)	酒 (本)	糠 (俵)	蕨包 (箇)	茶 (箇)	麻	金物 (箇)	下駄 (箇)	計
下り (一〇年一・一―二・三)	中之条町	154	20	8	8						190
	伊勢町	2									2
	平	14		16							30
	五町田		8			8			6	2	24
	原町	6	4	62				2			74
	村上		3			84	80				167
	不明	6				35					41
	計	182	35	86	8	127	80	2	6	2	528
	備考		にしん 塩引								
上り 一〇・一一・九―一二・三					8	422		2			432
	計	182	35	86	8	549	80	2	6	2	960
① 上り下り2冊帳からつくった。 ② 上り下りの箇数に相違があるが時期のずれと地元おちも考えられる。 ③ 下りの荷の記録は 11月中扱い日 12日間 12月中 11日間 で23日間のものである											

いと駄目だった」とあるのもある。農家の忙しい田植蚕時の必須蛋白質源となったものである。これが年末で正月を迎えると塩引(鮭)と干鰯に切替えられる。次は米と酒で、原町の酒、中之条の米に特長がある。原町の酒は玉城屋行が多く、中之条の米は、桑原、文蔵、丸保屋、小松屋行である。原町の僅かな米は矢島と山口とある。それに平村のは主として④で他は金升である。米も出来秋を迎え、新潟のしこみの頃に需用がましている。冬場に糠がきている。越後から肥料に糠を買ったとつたえきくが、それだろうか。

荷扱い所は、夏場は入須川扱



内国通運会社赤坂駅

とある物が多く冬場は須川永井扱が多い。

さて、この商品流通の中で特に問題にしたいのは、市城村の熱意によって開拓されたさきの吾妻川橋で、ここから、五町田の通運会社へ行った。この五町田行を見ると、夏七日は原町にも迫るほどである。その米俵に伊香保行とある。越後の米が、伊香保の入湯客の食膳にこの橋を渡ったのである。それに伊香保の湯の町情緒をならす下駄がある。その外は金物が多い。さきに、中之条町の岩井の船渡と伊香保その外近在往来とあったが、こう見ると、市城―五町田路線の繁栄は、伊香保温泉とのつながりが深く、またいっぽう、一度この橋がかかると越後行の荷もこの橋を渡っていた。

とにかく、吾妻川橋の新設の意義は、越後路の伊香保・渋川への最短距離として、大道―蟻川から、大道―赤坂に転じ、ここにこの市城の発展があったのである。それにしても、五町田扱いは、冬場には減退している。冬の三国の雪か、そして冬の伊香保の客か。年末は、夏の六割にすぎない。馬の忙しいのは夏であった。しかし、そこには、秋も終る十一月八日の茶、新津発の六八箇（八十箇中）が、三十四頭の馬を連ねて紅葉の秋の山道をぬってゆく姿は風情にとんだものだったろう。

いま赤坂会社の文書を見ると、この村上―赤坂―入須川の道に働いた馬子の名が一〇二名数えられるが、当時、永井・吹路五、六〇頭猿ヶ京一〇〇―一二〇頭と（新治村史料集）ある。さすがに冬の三国越は少なくなる。

昨年、幸いにしてこの赤坂会社の小林貞夫現当主の協力で、この一線の各駅を訪ねて見た。村上駅の村上義平太家には、当時使った駅の印鑑がある。八十七才という当主国治翁にその昔をきけば、常時十頭の馬がいた。赤坂から平の学校前の山道へ入ると、村上の矢の口へ三十分で来た。荷物がつくくと旗をあげて、向う岸へ合図をした。越後からきた珍らしい荷に侵入の蟬の脱殻三駄があった。多分薬用にしたのでろうと話された。

入須川の旧駅奥平の海沢家を訪れると、昔の面影をのこしてさすがに大家で十五間の六間半もある。その頃の馬糞等を聞くと、全く知らないという。ただ昔、お殿様が来ると泊っ

た部屋があるがと広い台所の大きな端できいた。

平村生れの剣持叶雄談によれば、「同家の祖父は、永井から米を馬につけて合瀬から大道をこえ赤坂を通って家で一泊し、翌日、村上通りで渋川へ付け通した」と、その頃を語ってくれたが須川へ出ない永井―合瀬―入須川―赤坂の近道があったのである。

北国太平記によると、古くは三国峠の辺三道あり、とその中に猿ヶ京・合瀬道・初瀬道があったが、寛永八年四月合瀬初瀬を廃した。とある。

何しろ越後の往来でこの三国協往還は栄え須川―入須川―大道新田―赤坂―平村―横尾―伊勢町―青山―市城―新

巻―五町田の道は、手馬の往来で賑わった。

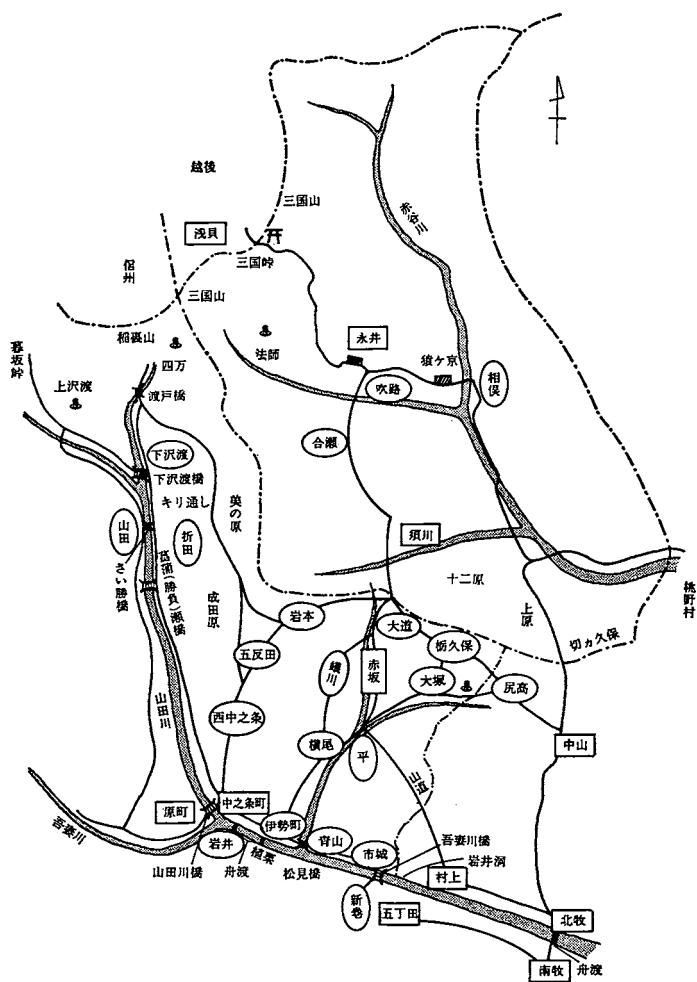
この三国協往還の衰退によって、その生業の転換が必至となった時、それがたまたま松方財政のデフレ政策と重なるのであり、この地域の人々は二重三重の不況に見舞われ、ここで、否応なしに生活を地場産業に求めているのである。

④旧街道の今昔 第1図は、明治十八年七月八日版權免許のものからつくったものであるが、この中から新中之条町の明治前期の街道の変遷を見ておこう。

①三国裏街道―問屋村蟻川 蟻川は三国裏街道の中之条―蟻川―大道―須川間の一駅であり、問屋があり、継場であったことはすでに見たが、この地図には大道―赤坂に変わっている。この道の変革の理由と考えられるその一つは、

二 明治の新政

第1図 明治前期の中之条町交通略図



大名の参勤交代も、大戸通り岩鼻代官行も今はなく、大戸が郡の中心を離れて中之条町が郡都として県都前橋に直結する事であり、その二は、明治五年の間屋制の廃止を転機として、その規制を放れた物資の最短距離と最少労費を選ぶ時これはすで見えたところではあるが馬で行く越後の米や酒が、大道―赤坂―村上^{中之条}の道が自然に選ばれて行つたからである。(赤坂―村上には大塚から入る近道があった)。かつての蟻川の間屋の一札を見れば、

急廻状

須川宿

(明治二年)

名主

会所

藤之助

入須川村より先々

外役人

寛

一、両掛 三荷

入須川村
御名主 孫右衛門様

一、馬 耆定

蟻川村
御問屋 御昼

右ハ岩鼻御取締御用にて木村清一郎様。

…明七日、蟻川村御昼、原町御泊リニ相成候間、此段御達

中様

申上候……。

御名主

蟻川村御廻状写

三月六日申中刻

須川宿

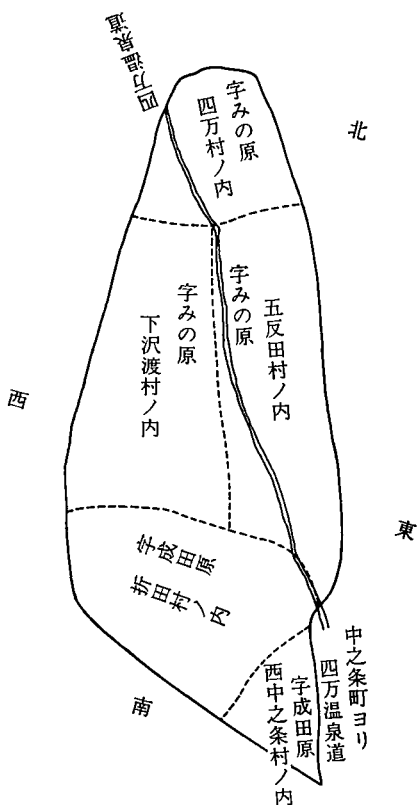
(原沢正一家文書)

と、そのころを語り、今に見るこの街道に多くの堂社あり、石仏を見るのもありし三国への道の名残である。こうして三国協往還の衰退に最初に出合うのは、蟻川と高津であった。

④四万川のみ原通り上水路計画 この産業開発の中に、四万川を四万温泉山口の川下からみの原を通して中之条へひく、昭和初期の中之条沢田耕地整理組合の魁とも見らるものが、明治十一年三月十二日に勸業世話掛町田儀平が西中之条、五反田、四万、下沢渡、折田の正副戸長に一村毎の縮図を、「何卒来る十六日迄ニ御差出奉願候也」と廻状する。

二 明治の新政

第2図 みの原水道計画図（明治11年）



記

一、四万村温泉田村八平下ノ川ヨリ水道三里十八町、此間数七、五六〇間、一間埋割金三円宛 此金二二、六〇〇円也 四万村分小みの原是ハ平均一丈ノ窪江土手築立、人足一間

二四人ニシテ十町ノ場所一人二五銭宛 此金三、六〇〇円也

元川メ上ケ取間積二、〇〇〇円也

合計 二八、二〇〇円也

と見積っている。昭和の始め、この志は、中之条町の田村喜八、折田の折田九平次らによって実現され今日に至るのである。

(2) 学 校

文明開化を象徴するものに学校がある。一九七五年の今、九カ年制の義務教育をおえて、さらに三カ年制の公立高校への進学者が九三%、私立高校を併せれば九九%に達するわが町が、あの明治五年（一八七二）、「必ず^せ邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す」の天皇の被仰出書に、寺や民家で始めた一世紀前の学校を思えば、まさに隔世の感がある。以下、初等教育創業時

代の明治前期のわが町の学校を見ていこう。まず、その始めに、「西中之条村の教学」について同村柴本の唐沢豊米蔵の研究をあげておく。

西中之条村の教学 西中之条地内の寺小屋と称するものは余り審^{つま}らかではないが、古くは下野の国唐沢山の城主唐沢越前の守正綱の三男唐沢正慶が元和元年二月の大坂の陣に敗れ北の伊参郷中之庄弁天山の麓に庵を結び村童を集めて読書習字を授けたとある。正慶は後に出家して真入坊というが、其の記録は唐沢金治家にある。又宝永の頃開山された柴宮神社下の教智院と云う寺が寺小屋だったと云う。これは明治六年十月の伊勢校の開校でやめた柴宮学校の前身である。其の外村の名門である唐沢政右衛門、高橋市郎兵衛、樋田家等が子弟を集めて寺小屋を開いて居たと今に語り伝えられる。その墓碑に残る寺小屋師匠に唐沢政右衛門がある。この家は代々政右衛門を名のり村の名主諸役を勤める傍ら、子弟を教えたといわれるが審らかなのは孫太郎からである。孫太郎は群馬郡中山駅高柳惣右衛門の二男に生れ唐沢家の養子となり村の教学に勤め信望の厚い人であったが、明治二年に死去享年六十五才であった。孫太郎に四男有り。長男は若死、次男は分家し、三男興三郎も明治十三年に三十八才で死去、それ以後は政四郎が子弟を教育していた。その孫太郎と興三郎のものに筆子の建てた立派な墓碑がある。今は屋敷跡を認めるに過ぎず政右衛門を偲ぶすべもない。次に高橋市郎兵衛を見よう。

高橋家も由緒有る村の名門であり当主が十九代目とか。同家も村の子弟の教学に勤めて居たと思われるが、墓碑に残るのは第十五代高橋寅次郎一良である。一良は数多くの子弟の教育に当ったが、明治三十三年八月、八十五才の高令で世を去った。墓碑には三十名近い筆子の名前が刻まれて居り、台石の正面には辞世と思われる一首がある。此の碑も建って間もない頃、有る婦人が婚家の敲しさに堪へかねて死を覚悟で家出し、途すがらこの碑の歌を読み翻然と悟り、婚家に帰り其の後一生を幸福に暮したという。



幕末から明治にかけて青山の小林仁五郎の寺子屋不動庵

樋田次郎七

樋田家もまた村の秀才を輩出して知られており、次郎七の外樋田滝蔵もその一族である。滝蔵は毎日打蕨を学校に持参して授業時間中も先生の話を聞き乍ら縄をない、必要な所は筆記して帰宅する迄に必ず一把の縄をない、根気良くその成績も抜群であり、今様金次郎としていたく先生からはめられたという。滝蔵は後に教育者となり他家へ養子となり増田姓となった。次郎七は天保五年西中之条村に生れ、幼名を喜代松といい号を柴里と称した。父は治郎右衛門といい

家は代々農業であるが、次郎七は学を好み安積先生の門に入り、また烏川の熊谷暢発学校に学び、教員生活実に二十六年に及んだ。明治十二年に中之条小学校が清見寺に開設されるや、群馬県小学三等訓導として同校に教鞭をとった。のち東京法学院で法理を究め晩年は帰郷して朝日劇場の北隣の舟津商店の所に、九泉義塾を開いて郷党の育英に努めた。次郎七は又寡欲で言葉小なく、奇人的風格の持主で、家計を営まず大いに酒を嗜み、遂に独身で通し、晩年は一族の世話になって明治三十九年世を去った。その後同族である俳匠樋田一卷子が「柴宮の孔子」と題して次郎七の伝記を纏めたが、同氏もまた若くして世を去り伝記の完成を見たか定かではない。

治郎七の子弟は県下各地にあり、名をなした者も多いと云う。子弟は同氏の墓に九泉義塾有志総代二宮作治、蟻川七郎次、碓氷郡有志総代山本賢造の名で石碑が建って生きている。(西中之条・唐沢豊米蔵)

寺子屋から学校へ ①明治二年七月手習師匠書上帳 寺子屋の発達につ

いては、近世の部で見たが、いま学制発布直前の初等教育を知るものに、吾妻郡中之条町外三九カ村の岩鼻県庁へ出した次の文書がある。(中之条町役場文書)

村名	身分	師匠名	筆子	村名	身分	師匠名	筆子
林村	神職	浦野大内蔵	五〇人	横尾村	医(百姓)師	高橋景作	八五
岩下村	〃	海野齊	二六	同	百姓	重左衛門	二八
郷原村	〃	祢津岩雄	六七	大塚村	神主	元山行衛	二〇
川戸村	医師	大川周三	二二	〃	与頭	慶平	一八
小泉村	神職	塩野谷民部	四〇	原町	医師	玄隆	二〇
箱島村	百姓	小源次	一一	同	百姓	善兵衛	一八
原町在組	神主	高山薩摩	四〇	計	一五	(源蔵とあり消してある)	四九〇 (平均三三人)
同	百姓	儀四郎	三〇				
下沢渡村	名主の父	右門	一六	中之条町	年寄重兵衛		

「外組合の内二八カ村無御座候」

とある。師匠十五人中、医師三、神職・百姓共に六で僧侶はない。しかも、今の中之条町には、下沢渡・横尾・大塚の三村の外にはない。先の西中之条村の教学、名久田矢場、伊能重次郎(明治九年没)も青山の小林仁五郎もぬけている。もっとも、高橋景作の八五人の広域もあるが、景作(号筆庵)といえ、すでに幕末騒然の頃の日記を拝見したが、寺子屋師匠としての明治元年以後に、「慶応四年正月五日、晴、文の始め、読書始め……三月十七日、大学を講じ終

る」と、騒動のさ中にも講義している。学制頒布の寺子屋廃止令の後には、七年一月十六日、「大塚、林台作入門、傷寒論素読、木暮茂八の請により、新論を講じ始む」十七日「孫、孫三郎平学校入学」二十五日「小板橋菱三郎全体新論を読みに来る」十二月九日、「関三郎（弟子、横尾校教員）、勸善訓蒙（小学校用）を読む」とあり、外に博物新論・小学教則・学問のすすめなどを読み、伊勢校教員茂木庄三郎、大塚校の保護役元山広美（寺子屋師匠）など門人の外に、開校の頃の学校職員の来訪を見る。

後述する明治十一年の岩本校の不就学の理由の中に入門とあるのが二人あるが、こうして寺子屋も続いていた。思えば、高橋も元山も、開校の協力者であり、補助者であった。

開校の頃――六年に四校――学区取締 明治二年に電信、二・三年頃人力車、五年汽車、六年ガス灯と目を驚かす文明開化の旋風を山村にまき上げたのは学校である。それはちゃんまげを切ったばかりの人達で始められた。まげといえど、折田村では、明治六年一月十八日、『名主軍平、大戸より帰り髪を切る。夫より若者切る事乱暴なり』（蘭齊日記）とある。この折田でまげをおとしたその三月五日に原町学校が開校した。校門には、高く飄る「文」の校旗と、校名柱（五寸角丈六尺と規定）掲示場（寄付金高、姓名相認め掲示の事、札幅二寸、丈一尺）（以上原町、山口文書）それに、教室のボード・椅子・机・柱時計がある。

もとより、この変革は、明治四年七月十四日に断行された廃藩置県の日後、近代化と集権官僚国家の一環として、日本教育史上特筆すべき文教の府、文部省が誕生する。ここに、維新政府の一つの狙い、文明開化、富国強兵のスローガンの下に、欧米先進諸国の制度を取込んで、学事の制定を急ぎ、その一カ年後天皇の仰せとして頒布されたのである。そこには、男女も貧富も別なく、維新の四民平等の主張に自身の為と論じて督励する。明治六年の川戸文書に、「この度案校と申す所、一小区に一カ所づつ拵え、子供を集め、手習案問致させ候。これ迄は、近所の物知り等

第20表 学制時代の学区

小区	学区	町	村	人 口 等 (明治6年の開校)
5	172	中之条町		(伊勢校)
	173	伊勢町		
	174	市城村		
	175	西中之条村		
	外	青山村合5ヵ村		2,229人
6	176	折田村		(沢渡校)
	177	山田村		
	178	下沢渡村		
	179	上沢渡村		
	180	四万村		
	外	合5ヵ村		2,897人
7	181	原岩本村		(岩本校)
	182	横尾村		
	外	大道新田、栃窪村、五反田村		1,186人
8	183	平 村		(平校)
	184	大塚村		
	185	尻高村		
	外	赤坂村 合4ヵ村		2,033人
計	14	(1校平均 約600人)		8,345人

に致させ候。その職役の者、給金は区内大小の者出金を以て相暮し候」とある。学制は、人口六百に付生徒百人一校と、西欧模倣の整然たる大小学区制である。山口学区取締の文書によると第20表の通りである。



尻高村を入れて十四校、（人口六百に一校）の学区が定められた。校名はこの学区名でいった。例えば、伊勢校は第一学区第十八番中学区第一七二番小学区伊勢校で、吾妻郡は、吾妻町本宿の一五七番から嬌恋村田代の二〇四番までであった。これが二十大区長田中瑗一郎から小区へ、各小区は任命された学区取締の下に学校の開設に着手し、資金を集め、父兄に説き生徒を集め、保護役、教員の任命をうけて、開校を進めた。時に原町では山口六平らの努力に地元有志の協力をえて、県下にさがけて第三番目に開校し、吾妻郡の教育の推進力となり教員の養成もした。（伝習学校）西中之条村の高橋市五郎ら三名が三十余両を器具購入の資に寄附している。そして八年には横尾の関恒太郎（恒蔵）（十才）伊勢町鹿野長助（十一才）林の浦野安（十一才）が入校願を出している。

中之条町では、その後戸長や有志の骨折にもかかわらずなかなか進まず、漸くその年も迫る頃「一小区一校」にもとづいて寺を借りて開校した。

学区は大小区名をそのまま使っているが、わからないのが横尾で、戸長関係は七小区とあるが、学校は始めから八小区に入っ

小区	校名	開校	場所	備考
五	伊勢校	明治 六、一〇、七	林昌寺	
六	沢渡校	六、一〇、一九	宗本寺	「十月十九日 朝曇と宗本寺 学校始まる」（折田の起原 蘭斎日記より）
七	岩本校	六、一二、九	清滝寺	
八	平校	六、一二、一〇	善徳院	下平にあった寺、後焼失

いる。

次に開校届および新しくたてた学校に当時を見よう

北第二十大区五小区

吾妻郡伊勢町林昌寺

西十月七日開校（明治六年）

伊勢小学校 生徒六十六人（内、女十五人）

教員 茂木庄三郎

助教 小板橋元則

・ 樋田 瑞秋

事務係 小板橋好尚

明治六年十二月十四日

戸長 木暮次郎衛

副区長 二宮平八

明治六年十二月五日開校

第十八番中学区百八十一番小学区

私立 北第二十大区七小区

一、岩本小学校 原岩本村

一、諸器械価 開校以来同月休校迄

金二五円六〇銭

一、書籍価 金五円八五銭

一、区内集金 一ヶ月二四円四五銭二厘五毛

一、生徒授業料 但、五二人分、一ヶ月二円三十六銭

一、教員月給 一ヶ月分 一人分三円

教授人 同一人 一円

一、保護役 一ヶ月 二円五〇銭 一人

一、小使 同 一円五〇銭 一人

一、営繕入費 一円一〇銭

一、炭薪費 一ヶ月七十八銭七厘

一、筆墨白墨等入費 一ヶ月分 一円十六銭

一、所有品

机十六脚、書籍七部、テーブル一脚

椅子五脚、腰掛十六脚、ボールト二枚

時計 一個、硯一面、土瓶三箇 茶碗十一 火鉢三個 水

桶一個

右之通調奉書上候 以上

明治七年二月 同保護役 森田李作印

明治六年十二月十日開校（一）内は開校の報告

第十八番中学区百八十三番小学区

私立 北第二十大区 八小区

一、平小学校 吾妻郡平村善徳院（寺）

一、諸器械価 開校以来十二月休校迄 五〇円

二 明治の新政

- 一、書籍価 同 五円二五銭
- 一、区内集会 一七円八〇銭
- 一、生徒授業料 五一人一カ月分一円二五銭
(男四〇 女一一)
- 一、教員給料 三円〇〇銭 一人一カ月分
(開校当時 茂木庄三郎 助教手伝、西山清美)
- 一、保護役並小使料 一カ月
三円〇〇銭 保護役(奈良茂平次)
二円〇〇銭 小使
- 一、営繕入費 十二月設立より同休校迄 三円
- 一、炭薪入費 二円二五銭 一カ月分
- 一、筆墨、白墨等入費 同 二円五〇銭
- 所有品
机十八脚、書籍十部、テーブル二脚
椅子四脚、腰掛十八脚、ホルト二枚
◎時計一箇 硯一面、土瓶三箇 茶碗二〇 火鉢三個 水
桶二個
右之通り

明治七年十二月二日 右保護役 新井 渡

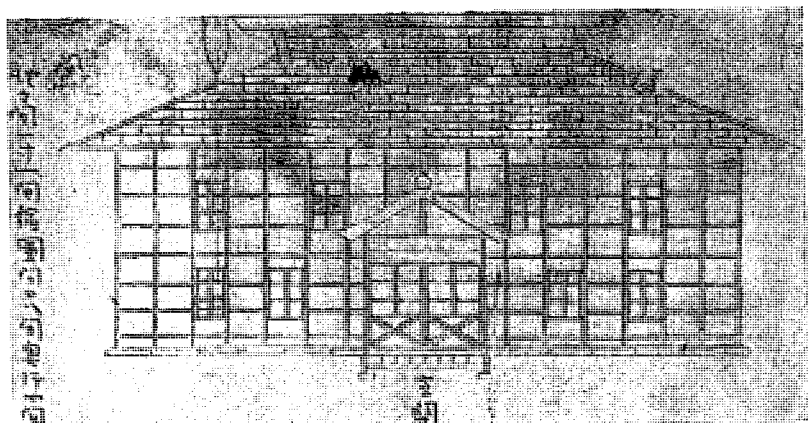
(開校時区長 清水佐市郎

副区長 剣持 喜兵



明治18年落成 吾妻第三番小学校(現中之条町役場)

寺の借家から独立して最初に建てたものは、明治十八年十月四日落成(五、三四四円〇二銭)の今の役場庁舎である。伊勢町の分教場が同十九年五月、吾妻第一高等小学校へ貸与の為、方四間の教室が一つとなり、二百円の予算で始め、総額四三八円の寄付を得て



明治19年10月の中之条小学校設計書の一部

(同年十月二十八日) いる設計書がある。この設計書に殆んど同じ風の
新校舎が、同十六年に折田に建てられて、いま公民館に使われているが、
この設計書がないので、幸いに残っているこの中之条学校の設計書の正
面図を当時の学校の一つとして見よう。当時この学校の児童数は、学令
二三人、在籍一六七人であった。

○四万学校開校(四万温泉の学校の開校届)

第二大区六小区

吾妻郡四万村

第百七十八番小学四万学校

温泉支校 田村長太郎所持家

生徒廿三人 内、男二〇人
女三人

教員 土屋百太郎

右之通り本日開校仕候間此段御届奉申上候也

右戸長 宮崎徳三郎

明治十一年十一月十八日 学区取締

山口六平

揖取群馬県令殿

学区取締 明治六年五月、学区取締が発令され学制の普及に開校を促
す時、本郡は吾妻の名門原町の山口、二十四才の俊才山口六平が就任し
た。氏の区域は本郡の外利根・碓氷・群馬の一部にわたる東西二十里、南

二 明治の新政

北十里百十六カ町村の、しかも多くが山間の僻地であった。氏の就任の辞のメモとも思える一片に、日本は西欧の文明に遅れている。勉の一字が足りない、「彼も人、我も人なり」大いに勉めようとの意味を見るが、当時東奔西走して学校開設の必要を説いて歩き、自宅に泊る日は年間の三分の一ほどしかなかったが、(日乗雜記)その労苦のほどが知られる。しかも、多くの取締の交替する中に、終始不変、郡制の施行後はなお学事書記として、県会出馬の十四年迄学校開設への努力が続いたのである。

明治前期の学校 明治前期の学校の開校。つづく分離統合にみると、その分立の最も少なく、三回で自然に分立して行ったのが伊参村で、九回もあるのが沢田村である。なお開校を年次的に見ると、学区取締の任務が開校にあったといわれるだけに、その山は当初の明治六、七年で、それが分立するのが大小区制と共に学区制の廃止されて郡区町村制と、自由の名の負う教育令の発足を見る明治十一、二年であった。当時は自由教育令の名で緩むどころか、西南戦争の終った翌年、郡長の就任で却って引締められて、不就学者を書き出させているほど(山口六平文書)である。ここに、明治八年までの九校は(尻高を入れて十校)当初の人口で見ると一校八三五人であるが、十一年に入ると解体を見た小区の中に、長い歴史を持つ俺の町、俺が村に、ほとんど村のほぼ中央に持つのが折田、五反田、四万温泉であり、五小区が解体し、西中之条、中之条町の連合で一校をつくり、計五校が生れて明治前期ピークの七八%ができる。その実施は十二年になるが、分離願いは大小区制廃止の一カ月前に六月から始まっている。(山口六平日記)さらに、残された僻地大岩の分校開校、栃窪村の通学区の変更もつづいて行われているのを見る。

十五年に、西中之条村が、柴宮神社の近くに新築して中之条町から独立したのも、十六年に蟻川が分立するのも、村の学校の宿願に外ならない。十五年の加賀森は、これを更に縮小した小域意識である。が、ここにピークの十八校ができる。しかし、また十八年の学区改正で柴宮・横尾が閉鎖され統合されて二校少なくなる。しかしこれは決して

地元民の要望とは思えない。経費、教員の問題もあろうが、それは町村合併の前提とも思える明治十七年の自由民権運動高調中の連合戸長会や、十八年の学区改正によるもので、この時本校分校が、町村合併に先立ってきめられるのである。しかし、この統合で教場は不足を告げ、中之条町は十七年からはばい合し、多くの寄付を募って、十八年に新築し、十九年に横尾は閉鎖を復活し、残された大道新田は歴史的分校を開設する。

中之条町では、伊勢校を廃して統合し市城の二校となる。二十年には、栃窪に尋常小学校（後、簡易校）が設けられ、中之条町の学校数十八となった。こうして明治二十二年四月の第一次町村合併により一村一学区となる時、どの村でも大いに統合が行われた。

まず中之条町は、東西二校を中之条校の二校とし、中之条尋常小学校と改めた。

沢田村は、折田、加賀森の両校を廃して旧校に帰らせ沢田尋常小学校と改め、四万、四万温泉、上沢渡、大岩、下沢渡を山田の分校とし、四万三、四年生は本校の山田へ通学させた。

伊参村は、堅い一村の意識で、二十四年三月村会は三分校を閉鎖して中之条のように一村一校として、伊参尋常小学校と改めて岩本校に全村を通学させた。ところが、就学が激減し、急拠臨時村会を開いて、五反田、蟻川の両校を分校として再開し、一、二年生を通学させた。なお村の本校分校の制は明治十七年に行なわれた。

名久田村は、横尾、平、大塚の三校を合併して名久田尋常小学校と改め、下平に新築して現在校の基礎をおき、横尾を分校とし、二年生をおいたが、二十九年にこれを廃し、その一部（高津・長久保）は中之条学校に委託した。

町村合併の教育に与えた影響は実に大きく、学校を統一し経費を村費に改め、尋常小学校四カ年制義務教育の体制を確立したが、それはまた、明治六年の四校の発足から十八カ年。また、拡大四尋常小学校として再発足する形となった。

就学向上の道 ①当時の農村事情　すでに農村の階層分化は近世の部で見たが、学校の開校の頃としてその一つを

二 明治の新政

第21表 明治11年花園学校月課金出金割（旧沢田村役場文書）

出金高(銭)	人数	出金高(銭)	人数	出金高(銭)	人数	出金高(銭)	人数
0.6銭以下	42	3.6~4.19	3	7.8~ 8.39	1	11.4~11.99	0
0.6~1.19	38	4.2~4.79	4	8.4~ 8.99	0	13.0~13.59	2
1.2~1.79	24	4.8~5.39	1	9.0~ 9.59	0	15.0~	1
1.8~2.39	19	5.4~5.99	2	9.6~10.19	3	39.0	1
2.4~2.99	11	6.0~7.19	2	10.2~10.79	0	計	165
3.0~3.59	11	7.2~7.79	0	10.8~11.39	0		

- 備考 (1) 花園学校は現在中之条町立第二小学校第一分校である。
 (2) 明治11年の同校の月課割台帳名簿の165人を出金高により分類集計したものである。
 (3) その63%は月課金1銭7厘9毛以下の貧しい階層である。

第22表 花園学校の住民の土地所有状況分類表（史料同上所蔵）

反 別	戸 数	反 別	戸 数	反 別	戸 数	反 別	戸 数
0.54反	25戸	3.14	14	5.54	10	9.65	2
1.25	21	4.44	7	6.1	1	11.9	1
2.48	14			7.3	3	21.7	1
—	—			8.5	1	25.6	1
—	—			1	—	65.3	1
計	60		21		15		6

- 備考 (1) 月課出金割合帳から102戸の土地所有者の一筆書きを合計したもの。
 (2) 5反歩以上の農家は、わずかに21戸で20%にすぎず、80%は5反歩未満。そのうち60%は2反5畝以下である。貧困が就学を阻止する根元と考えられる。
 （最高は6町5反3畝で、ずばぬけた1戸がある）

山田村花園学校についてみよう。同区の住民の土地所有状況は（第22表）八〇％は五反未満、しかも二反五畝以下が六〇％をしめるという零細さでは、自然に貧困が就学を阻止する根源と考えられる。さらに、十一年の当校の月課金の出金割を第21表でみると、出金高一錢七厘九毛以下の貧困階層の農家は多く、六三％もしめていた。

②開校の頃の就学観 開校の頃の学校の思い出を、唐堀の丸橋和吉さんに伺った時「学校へ行くのがいやだった。子守なので親も出さなかった。試験にきた山口六平さんが恐ろしいような気がした。授業料のかわりに薪をもつて行った。先生は着物で袴をはいていた。」「近所でそろばんを教わる方がよかった。」などと井戸端で亭屑ていせつをたく手を止めて話された事があるが、どこも同じであつたろう。明治六年十一月十五日の暢発学校議場では

「創立ノ際、人氣未ダ全ク学校ノ何物タルヲ知ラズ、不就学ノ者ハ一月毎ニ謝金ヲ学校ヘ納メサセン事ヲ、…と」
こうすれば就学させるだろうとある。（山口文書）

同七年の横尾の景作日記に、前年平校が開校しているのに、横尾は七年四月から登校を止め、八月二十三日の横尾開校迄休んでいる。とある。

山口取締は、同月三日、大塚、赤坂へ、「平学校へ生徒差出申すべく、聊と雖も空敷日暮し候ては相成らず、迅速差出候様…」と督促しているが、同村大坂学校の開校は十二月五日である。

③揖取県令臨場の徴集試験―学校と試験 明治七年十一月、本郡二九校（就学生一、六八三）の開校を数える時、十日原町校、十一日林昌寺の伊勢校へ揖取県令が巡回され徴集試験が行われた。中之条地区は十一校四三名の受験生があった。

試験を終えて県令は優等生を賞し、参集の村吏、教員に学の急務を諭し、就学（時に本郡受験校平均就学率36％）出席の向上、学校運営資金の積立を訓示した。

二 明治の新政

第23表 徴集試験宿所割

小 区		1	9	10	11	12	計
村 数		10	5	14	9	12	50
受験生		9	5	3	3	1	22
参 集 者	教員	4	2	3	1	3	13
	保護	4	2	2	1	2	11
	役 村吏	6	5	11	10	12	44
	僕 僕	0	0	0	2	0	2
	計	14	9	16	14	17	70
宿 所		館 屋	館 屋	原 沢	〃	〃	3

時に、原町校参集者の宿所割を見れば第23表のようで、十二小区は一人の生徒に十七人の同行者がおり、十一小区には僕二人がいる。

何しろ、当日午前第八時迄に参集すべし、で本郡の中西部

長野県が就学率のトップを見せ教育県として誇り得るのは、永山権令の草履ばきの軽装で、露に寝、雲に起き、風土を熟視し、民情を洞察した巡回にあるというが、(日本人と教育420頁) 群馬の揖取権令も同じで、為に群馬の就学率は、明治十三年、十六年共に全国第二位を持つ教育県であり、本郡もこの中におかれたのである。

まず、こうして、試験、賞与、督促、厳達に就学は伸びて行った。

昇級は試験で行われ、翌八年は、原町校で競術試験があり、九年には下等小学試験があり、(原町校沿革史) 共に県官のものである。

明治十年三月を第一回として年二回小試験、大試験といった卒業進級の定期試験が学校の最大行事となった。同十三年十二月八日、横尾校教員関三郎は「温習も間に合い兼候に付当十九日迄御日延願い度」と郡長に願ひ出ているが、いつしか春の休みが試験休みと呼びならされ、優等落第が流行語になり、筆答口答の試験が学校行事の重要な一つとなっていた。

は泊りがけである。これは、取締山口の手控と思える半紙二つ折の一片で、関係学校(大戸、原町)の沿革史と見合せて分ったものであるが、中之条校参集の宿舎割もあつたに違いない。(郷土)創刊号知事臨場徴集試験より)



平 学 校 卒 業 証 書

第24表 不就学の原因（明治11年9月）

種 別		村 名	岩 本 村	五 反 田 村	蟻 川 村	栃 久 保 村	大 道 新 田	計
奉 寄	公留		4	5 2	3	2	9 2	23 4
	病 気	父 本 母 人	1	1	26			1 27
出 賃 当 遠 幼 入 無	稼 困	分 い	2					0 2
	少 門	故	2	1 2	2 2	4 6	2	4 13 22 1
	貧 困		18 1	29	12	2	4	50
	計		31	40	45	14	17	147
就 学 歩 合	男		68	86	68	56	56	72
	女		30	18	3	0	0	12

(注) ① 奉公+父母病気+出稼+貧困=27.4% (本人の病
気を入れると58.7%)

② 遠い+幼少 36.8%

④ 不就学の理由 十一年九月調べによる伊参地区の五校の不就学理由を第24表でみると、貧困による子守奉公によるものが多いのが特色である。岩本は「幼少」理由が多く、栃久保では「遠い」理由が多い。蟻川では「本人病気」による不就学二六人と多いのがめだつ。こうして就学率をみると男子は大体半数をこえているが、女子はどこも低く、栃久保、大道新田では皆無であった。

⑤ 貧民対策

貧民ノ子女ヲ学ニ就カシムル願

就学不就学ヲ総計スルニ、不就七ニシテ就僅三トス。如此不就学ノ者多クシテ、就学ノ者少キハ、貧窮ニシテ就学為致兼候者ノミニ、貧乏富人ト雖モ無故就学不為致者有之、既ニ本省頒布ノ学制ニモ、子弟ヲシテ、学ニ就カシメサル者、父兄タルモノノ越度タルベキ旨モ有之候ヘハ、固ヨリ越度アルモ

ノ、相償フ之儀ニ照準シ、大ニシテハ管内、小ニシテハ、区村ニ限り、正副区戸長学校保護役協議ノ上ハ、公平規定相建テ、無故其子弟ヲ学ニ就カシメサル者ハ多少ノ償金ヲ課シ、之ヲ以テ極窮ニシテ、其子女ノ就学為致兼候者ニ扶助致シ候ハバ、自然不就学ノ者モ有之間較ト存候間当廿大区限り右方
法施行仕度比段奉伺候也（山口文書）

と、これは恐らく学区取締として、就学の奨励方法、次の教育會議の案としてまとめたものと思われるが、当時の就学不就学の割合が三対七の割合であつた時、何とかしてこの学校奨励の法を講じなければならなかつたのである。この案の結果と見られるものに、明治九年一月十七日の第一大学区の教育會議の「生徒養成ノ議試案」がある。（山口文書）

そこには、将来貧民学校ヲ設立スルハ勿論ナレ共、方今ノ民情未ダ其域ニ到ラズ、然リト雖モ若シコレヲ傍視セバ貧民

ノ子女ノ不就学ハ必然ナリ：無謝生、書籍等ノ貸与、他生ト同一ノ授業モ妨ゲナシ、但シ費用ハ公費タルベシ」と。

⑥ 御請書 「就学の一元的普及は、就学の強制によつて確保しなければならぬ」とホフマンが献議（学制論考）しているが、明治十年十月から十一年一月にかけて村々から学区取締山口六平宛に出した御請書がある（山口文書）

御請書

客歳御頒布相成候学則校則を遵奉し、仮りに左の二条を設け、一層尽力可致旨仰せ渡され畏れ奉り候

第一条

一、学会の者は、男女の別なく皆就学いたさせべく、若し故

なく不就学にして再三説諭すと雖も不肯者は、本人及び父兄姓名を記載御届け申すべき事
但し就学と雖も該月一週間以上欠席の者は、本人同様御届け申すべき事

一、資本金利子は、毎月五日を以て取り立て日とし、十日迄

に戸長に納むべき事

御届け申すべき事

但し再三督促すると雖も、十日に至り不納の者は、其の者

右の通り確立履行致すべく依って御請如件

と、村役人が連署しているが、恐らく全村学校則遵奉の誓約を取締山口に差出したに違いない。

客歳とは、明治十年で九月の本県改正学則であろう。この二カ条の一つは学校費の納入であり、他は就学出席である。

この年十月、日影校（六合村）教員津田（東京生れ）は、

「山間ノ質カ、塞地ノ風カ、方今ノ化開ヲ知ラズ、頑愚ヲ固守シ、保護（役）ヲ始メ心ヲ學事ニ止メズ……兒童ヲ就学サセザル（同校時に就学十一%）ノミナラズ、學事ヲ街談ニ誹

謗スル族ハ何トモ成シ難シ、野外ノ狂人何ゾ皇基ヲ知ラン、昨今敕令ノ布達（本県学則）アリト雖モ元ヨリ暗愚ノ土人……其ノ好ム所ハ……義太夫ト称スル絃歌ヲ娛シ……」

と慨歎し、「農家児育草」を作り教育につとめたいと熱意を学区取締山口に呈しているが、このお請書提出の頃の村の教育への無関心が伺える。

⑦就学の向上と女子 しかし、第24表に見るように男女の就学の差が、六対一と大きく開き中には就学0がある。ここに貧困の中にもまた一つの理由がある。あの寛政の改革の松平定信が、「女子は文盲なるこそよけれ」の女性観が貧困の中に根強くあった事である。就学率の向上は、女子教育の向上に比例する。いま、明治四十年度に出席95%となり、県から表彰をうけた五反田小学校の男女の就学比を（学令数不明の為男女の数を使う）見ると、明治三十二、三年に女子優位の歴史的数を見る。それが、日露の戦でまた下がる。これは、戦争の苦しさが女子小学生に齎せされたのである。そして戦後再び上昇して六カ年制の義務教育時代を迎える。

それが再び四十五年からは一線になる。戦争と教育の関係を考えさせられる。なお三十二年には、蟻川校百%、平校は男女同数になり、翌年には女子が男子を超える。

教育の目標 小学校教育の目的は、明治二十三年の学校令で明示されるが、ここには、当初の学校を見よう。次は、明治六年十一月の生徒心得の出たころと思うが、(原町、山口文書)

(イ) 校則

第一条 諸器械大切ニ取扱フベシ。若シ毀損スルニ於テハ、相当ノ償金ヲ可差出候事

第五条 故事アリテ早帰致候者ハ、其節申出許可ヲ得ベキ事
第六条 塗板ハ落書スルベカラザル事

第二条 教場ハ勿論昇降之節、路ニ於テ不行儀有之間敷事

第七条 教場ハ無益ノ玩具持參致スマジキ事

第三条 出席時間ヲ違フベカラザル事

右之条々違フニ於テハ、其輕重ニ從イ速カニ點級退学・除

第四条 疾病或ハ不得止事故アリテ、出席難致者ハ、其段可

名等校律ヲ以テ可申候也

相届候事

とある。落書・玩具・諸器械の扱い・不行儀を戒めている。岩本の学校には、長く掲示したらしく煤で茶色になった長文の小学校則があり(同校保護役綿貫家文書)。開校の頃を思わせる。

(ロ) 明治十二年四月の本県制定の小学生生徒心得 ここには、「夫レ人は幼稚ノ時ヨリ学校ニ入り、勉強シテ身ヲ修メ、智ヲ開キ、業ヲ昌ニシ……」に始まり、「登校・挨拶・敬師・挙動・朋友。遊び・遅刻・我儘・教室の出入・往復・学校・長上・子弟等について教え、最後に、物を知り、父母・長上に優るとも尊敬を失つてはならぬ」と、前の校則の行儀の外に、学業の進んだ生徒の心得を付け加えている。

(ハ) 教科 学制の二十七章に「尋常小学ヲ分テ上下二等トス、此二等ハ男女共必ス卒業スヘキモノトス」「下等小学校教科(六才ヨリ九才マデ)綴字、読並盤上習字、習字など十四教科が四年間八級に割りあてられて、時数が割当てられているが、ここには省略して上等小学の教科だけ見ておこう。

上等小学ノ教科ハ下等小学教科ノ上ニ左ノ条件ヲ加フ（十オヨリ十三オマデ）

史学大意、幾何学大意、野画大意、博物学大意、化学大意、以上である。上下共八級に分け、試験によって進級卒業を認めた。この試験が廃されたのは、明治三十三年の事である。さきに述べた明治十年代からの県外郡外教員の招来はこの上等小学の教科の教えられる先生だった。

(二) 教科書 小学校の教科書が国定になるのは明治三十六年であるが、開校の頃を学区取締山口六平の文書の「教則」に見れば

初等科の教科に、綴字、習字、単語、算術、暗算、修身口授、などのかながつけられ、その教科書が記されている。そこには、絵入智恵の環、啓蒙智恵の環、国尽し智恵の環、西洋夜話、物理訓蒙、西洋新書、世界商売往来、啓蒙千字文、行書千字文、公私用文、衛生新論、地学事始、窮理図解、世界

国尽、日本国尽、学問のすすめなどがある。孝経も論語も、すでないが、明治十二、三年には、「修身説約」が各小学校に配布されている。欧化一本の反動に、この頃見直された道

(四) 問答形式の教師用書 アメリカの開発教授の模倣に質問方式、問答型の教師用書が多い。その一つの地理初歩問答を見ておこう。

○人民住居する所の地球は一の何なるや。

○その形何に似たるや。答 殆んど橙の如し。

○地球の外面は何によりてなるや。答 水と陸とによりて成

生理学大意、其ノ他形情ニ因テハ学科ヲ拡張スル為メ、右ノ四科ヲ斟酌シテ教ルコトアルヘシ、

一、外国語ノ一二、記簿法三、図画四、政体大意

徳教育の提唱に群馬県が刊行したものである。

教科書名で面白いのは、商売往来、千字文と言った寺小屋時代の名が西欧文明の流れに立つ小学校に見える事であり、これは寺子屋の師匠が小学校の先生となった教育の名残りを思わせる。なお明治九年一月の原町朝陽堂の店頭にはり出したらしく大書した教科書値段表には小学校読本九銭を始め二七冊（字引まで入れて）があり、高橋景作が教員関三郎と読んだ勸善訓蒙初篇三十五銭もある。

る。

○山とは如何、陸地の上に土砂高く起るをいう。（以下略）

(ハ) 体操之次第

先ず生徒立並びて(一番より番号をよみ次に両手をひろげて
右へひろげん)

同

腕を曲げ上げ下せい。始め

左右拳にて胸を打てい。始め

気をつけい。頭を左右へ回わせ。始め

同

左右の腕を平に動かせい。始め

気をつけい。頭を左右へ曲げい。始め

同

左右の拳にて前をつけい。始め

頭を前後へ曲げい。始め

同

右の腕を回せい。始め、逆に回せい。始め、

同 腕を延して上げ下せい。始め

(以下略す)

こうして全体十五の運動があげられている。折田嘉善(折田生れ)先生が、体操を教えられないで生徒に笑われたとか、こっそり練習していたとか、その思い出を六合村入山世立の富沢翁に伺った事があるが。漢学の先生には無理だったろう。また学制に、体術とまずあるのも面白い事である。

教師・事務係・保護役・学務委員 「小学校の設立・自然教師に乏しく」(学務概則)とあり、教員の養成が焦眉の急で、漢籍の心得のある者が、僅か一、二カ月原町の学校で伝習をうけて教員の資格を与えられているらしいが、県でも暢発学校を設けて教員を養成し、ここで小学上等以上の課を卒業した者の教導する学校は、すべて官立学校としている。

また、従来の寺子屋も教則によらないものは、明治六年三月三十一日限り廃止させ、教則伝習の為小学校の傍へ(先
の原町校のように)教場を設け、寺子屋師匠も新教育をうける事を伝えている。先の寺子屋師匠高橋景作の日記に、
「小学、教則を読む」とあるのもそれであろう。

本郡の開校当初の教員の多くは寺子屋時代の教養に極めて短期間この新教育を受けた者で、生徒が六―九才の下等
小学時代はよかったが、上等小学に進むと教えきれず、それが宛も明治十一、二年の分立開校に際会し、郡外特に他

県に教員を求めるのである。

例えば、明治十二年清見寺に分立した中之条の開校には、すでに郡教育のセンター原町校に明治七年に奉職していた静岡土族長岡元吉が、開校と同時に着任して教員首座から初代校長として、同十六年に至るのもその一つで、特に当時教員の特質は郡外県外の土族で占められた事で、今、旧地吾妻高等小学校の高台に立つ同校初代校長福永先生も前橋土族である。明治時代の教員に一つの気骨を見るのは、この土魂が師魂に通ずるもののある事を見逃せない。吾妻教育会の五十年の回顧に（昭和十一年十一月発刊の「吾妻教育」）次のようにある。

樹下 私が吾妻に赴任した時、吾妻教育會雜誌第二號が発行されました。たしか明治二十一年七月に第一號が出たと思ひます。

青柳 あの頃の校長さんの給料など低くかった。

樹下 月給十五圓以上でなければ校長とは申さず、校長補と云ったものです。

小池 その頃、吾妻教育義會といふ會があつて、教育會と教育義會との間に何か面白くない事がある様に雜誌などにちよいと見えるが、義會の方はどんな會であつたでせうか。

樹下 義會の方は一寸急進派とでも申しませうか、同じ教育會員の中に一層教育の刷新を計らふといふものゝ集りでしたが、終りにはぐずぐずになつてしまひました。

山田 當時の教員は議論家が多かつたらしい。

小池 教師の多くは、少壯のもので土族あがりが多かつた。

新井 さよう其頃の先生は前橋藩士とか高崎藩士だとか東京

の学校の中途退學者だとか、仲々論客が多かつた。

小池 小學令が頒布されて學校を開く、先づ教師となつたものは神官僧侶でそれから廢藩の爲に土族が教師となる、土族の方が驕氣もあり、向ふ氣が強かつた。随つて議論もした様だ。

樹下 なか／＼學問、人格よりも向ふつ氣が強かつた。

新井 論客が多かつた理由は、其外にも、當時政治熱がやゝ勃興し、辯論を練る風も盛になり、村々に青年會が出来て、演説討論が盛んになり我々も其まねをして少年會をいたした事がある。そんな關係も多いかと思ふ。

小池 明治二十五、六年頃から吾妻生れの澤口萬五郎、桑原雄司などいふ人達が、教育會を牛耳るやうになつた。

（注）文中 樹下は樹下伝吉、青柳は青柳千萬吉、小池は小池富次郎、山田は山田吾郎、新井は新井信示で教育界の大先輩であ

る。

①教師の年令、資格、本籍

(1) 開校当時の教師

伊勢学校(林昌寺)

茂木庄三郎(二四・一才)父(神官)に漢籍素読、水戸遊学、伊勢町神官、小板橋好里に語学、師範学校に四月五日小学教則伝習卒業、原街学校に教授。

小板橋元則(助教)(三六・二才)近藤包山に漢籍素読、小板橋好里に皇学修業。

山田学校(善福寺)

吉水麟察(二七・一一才)善導寺住職吉水麟達に仏学を学び、東京増上寺で仏学研究、原町、後藤春蔵に漢学を学び、明治四年善福寺住職となる。六年六月十日から七月三日迄、本県師範学校入学、小学校教則伝習卒業、九月中原街学校に雇教授仕。

森岡(文六)宏輔(三〇・五才)父千廣(神官)に素読、原町の後藤春蔵に漢学研究、明治七年一月中原町校に塾学仕。

岩本学校(清滝寺)

高橋大喜(三二・二才)祖父(神官)高山真滝に皇学を学ぶ。明治六年九月、原町学校に入学。石谷清明に御教則伝習をうく。

四万学校(諏訪神社)

剣持隆肇(四五・三才)近藤包山に漢学を学ぶ。芝増上寺に学ぶ。明治八年二月原町小学校に入学。ご教則伝習をうく。

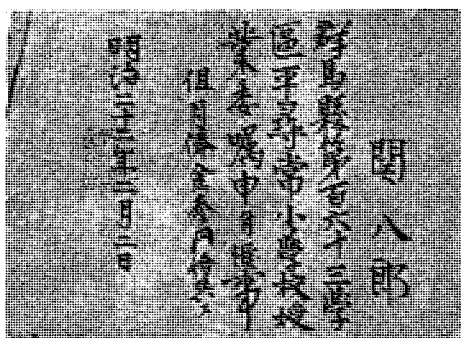
横尾学校(無量寺)

関三郎(二九・五才)高橋景作に隨身、漢籍素読。小板橋好里に隨身皇典学を学ぶ。明治六年四月十二日より六月九日迄原町小学校で、教官。石谷清明に下等小学ご教則研究。

以上は、明治六、七年の開校届に見たもので(県庁史料)上沢渡、大坂、平の三校を欠く。この七名の教師の学歴は多く漢籍、皇学で仏学が二名ある。いずれも、原町学校に教授とあるものがあるが学ばないものはない。本当に僅

第25表 教員の年令別調

生 年	年 令 (明10年)	人 数
文 政 4	才 57	1
8	53	1
10	51	1
天 保 3	46	1
7	42	1
8	41	2
11	38	1
14	35	2
弘 化 4	31	1
5	30	1
嘉 永 6	26	1
安 政 1	25	1
3	23	1
4	22	1
5	21	2
延 文 1	20	3
2	19	2
3	17	1
4	16	1
計 (平均)	(31才)	25



教 員 辞 令

かな間、教則を学んで教員の資格を得て着任している。原町の学校は、郡の教員の養成校でもあったのである。高橋景作、小板橋好里といった寺小屋の師匠に隨身している者もあり、寺子屋師匠の初等教育への橋渡しもある。神官が殆んどで、寺の住職上りは山田の善福寺住職だけである。

次に、明治十一・二年頃、小学校がかなり普及した頃のそれを見よう。

② 明治十一年頃の教員 つぎは、学区取締から吾妻郡役所の書記に続く山口六平の郡内教員名簿から年令別(25表)月給、資格別(26表)を見たものである。

第27表は、明治十一年一月から同十二年八月迄の郡内教員の辞令留(山口文書)から教員の出生地別を見たもので、初期教員異変期の構成である。年令平均三才、四〇才以上三〇%、最高は文政四年生れの五七才、最年少は、文久

二 明治の新政

第27表

(イ)

第26表

	本 籍	士族	平民	計
県 外	東 京	3	1	4
	静 岡	1	0	1
	埼 玉	1	0	1
	長 野	1	1	2
	計	6	2	8
郡 外	権 田	0	1	1
	群 馬	0	1	1
	高 崎	2	0	2
	計	2	2	4
合 計		8	4	12
郡 内	中 之 条	0	1	1
	伊 勢 町	0	1	1
	山 田 村	0	1	1
	上沢渡 "	0	1	1
	五反田 "	0	2	2
	横 尾 "	0	1	1
	大 塚 "	0	1	1
	新 巻 "	0	1	1
	五丁田 "	0	1	1
	植 栗 "	0	1	1
	川 戸 "	0	1	1
	厚 田 "	0	1	1
	岩 下 "	0	1	1
	横 壁 "	0	1	1
	応 桑 "	0	1	1
	猿カ京 "	0	1	1
	計	8	17	17
大 計		8	21	29

(注) 県外 28%
 郡外 14%
 郡内 58% (内町内28%)

月給	人数	資 格
12円	2	3等訓導
10	1	准4等
6	6	2級訓導補心得
5	5	3 "
4	3	4 "
3.5	8	5 "
(5.5)	25	(平 均) 計

(備考) 三等訓導伊勢校樋田次郎
 七、須川校鈴木鍊吉(士族)
 准四等中之条校長岡元吉。

三年生れの十六才で、二十才以下が四人である。資格は、五級訓導補心得の最低が最も多く、この下に授業生がある。出身地別では、県外二八%、郡外一四%、郡内五八%で、士族が二八%を占めている。

なお、郡内十七名が各村に一人位宛見えるのに、寺子屋師匠の継続を思わせる。それに他郡には僧侶が多いとあるが、当町では、僧は山田の善福寺住職がただ一人で、神主が庄倒

第28表 明治前期の岩本校の教員

年	教 員	助 教	事 務 係	就学生
明治 6	茂木庄三郎(神官) 植栗7.2退	桑原孫枝(神官) 川戸7.1退	森田李佐(村)	28人
7	高橋大喜(神官) 五反田		助教 兼	45
8			綿貫安平(村)	58
9				75
10				54
11	埼玉、士族 4月退			?
12	静岡、士族			61
13	群馬、士族 (3月~5月) 郡内、角田 (6月~9月) 前出、桑原孫枝		助教兼 学務委員 9月退	41
14	(就学出席法発布)		伊能官三郎(村)	84
15	前出高橋大喜		森田安四郎	?
16	神奈川、士族		助教	79

的に多いのも特徴である。

次に、出身地別に見た当時の教員を伊参村地区についてみると、次のような特色をもっていた。伊参校に郡外教員を見るのは、明治十一年から同二十年代迄続いているが、多くは、一年位で出て行く。中には三カ月の者もある。不安定の教育界である。村の出身者は第二次町村合併迄四〇%、郡中では五二%を占める。特に初めは、村の人でもっている。学校は寺で、先生は神主であった。さらに当時の岩本校の場合については第28表にみるように、明治六年十一月開校時に二人の吾

二 明治の新政

第29表 山田花園学校 (11年は折田学校)

年	教 員	助 教	保 護 役	生徒
7	吉水麟察	(善福寺住職)	森岡賢樹(村) (神官)	74
8				
9				
10				
11	森岡賢樹(村)		森岡賢樹	
12	松沢鐘次郎 (東京土) 水野綱太郎(県外)		吉水麟察	

妻町出身の教員と助教が二、三カ月で去り、後は村の神主高橋と旧名主の家綿貫が助教兼事務係を勤めた。当時は毎日生徒二、三十人が出席していた。(就学は四十五人とあるが)

そしてこの二人のコンビが破れるのが十一年四月で、県外から士族が入って長くいた高橋が退職する。ここから頻繁な交替が始まる。

さらに山田の花園学校の場合をみると、(第29表) 山田の学校は、開校から十二年まで五年間、村の神主の家、森岡と外一人である。岩本と同じケースだが十二年に東京の士族(松沢)が入ってくる。この松沢先生は十六年に逃亡したと沿革史にある。

この形は両校ばかりではない。これが、地元で教員が得られず、生徒が上級に進むと寺子屋のご師匠さん上がりでは教えきれず、他に求めれば、はるばると見ず知らずの山のお寺の学校に招かれた先生は、慣れるまもなく去って行く者が多かった。十二年の教育令で制度が弛んだというが、十三年など岩本では只一人の先生が三カ月宛で去って行く。そんな事もあってか、事務係、保護役、学務委員の学校世話役と助教を兼ねて、学校と共にあった綿貫安平が七年間の教室を去る。そして、翌十四年には、不況の

中に、就學生が激減して郡の督責をうける。中之条町も原町も、職員の落着かなかつた事は、両校の沿革誌が語っている。

まさに、教育界の異変時代である。岩本校では、県外教員の最後は明治三十年の富山県で、ただ一カ月で去っている。が、その安定は、本都として、明治十九年創立の吾婦高等小学校が開校し、教育界に同校の卒業生が送られ、さらにそれが師範学校を卒えて郡内に奉職すると、漸次県外の教師と交替するようになる。なお、明治十三年三月、吾妻郡役所学務課では、

「自今各小学校ニ於テ、教員ヲ招カント要ス時ハ、地方学務 締約ノ際卒示ニシテ、後是ガ為ニ紛論起サザルコトヲ保チ難委員ト、締結ナサシムルニ付、其締結書式ナキ能ハズ、且又 夕、別紙書式雛形ヲ相製シ告示候也」

とあり、七項がきめられている。(原町山口文書) 其の例を岩本学校に見れば(岩本、綿貫文書)

認可願

群馬県管下吾妻郡川戸村平民

桑原孫枝

天保四年六月生

明治十三年十一月

四十三年六カ月

右ハ公立岩本学校教員ヲ委嘱致シ別紙写之通り締約済ニ付御認可相成度此段上申仕候也

岩本学校 原岩本村

明治十三年十一月 学務委員 綿貫安平

群馬県管下吾妻郡川戸村平民 桑原孫枝 群馬県令殿 と締約書がつけてある。

④督業教師 明治十二年八月十一日揖取県令の通達で「本年県会決議ニヨリ小学巡回督業教師自本月配置候条……と小学校を巡回して授業を正し、試験に臨み、教師の学業の講習の会頭としての後の視学、現在の指導主事的なものが発足し、吾妻郡には、杉山義弘が、「月俸十五円給与候事、中之条町在勤申付候事」と八月十三日に発令されている。

岩本学校の督業教師出勤簿（岩本、綿貫文書）

九月 五日 巡回 杉山義弘

九月 二十六日 〃 室橋信好

十月 十四日 〃 杉山義弘

十月 二十六日 〃 津田 佛（十六年高崎学校長から原

町校々長となる）

十一月 十四日 〃 室橋信好

十二月 八日には郡役所へ差出候事とある。

何年であるか年号はないが、おそらく発令の明治十二年のものであろう。月二回三名の督業教師が来ている。明治十三年二月には、原町校教員の北山が督業教師に転出している。（原町校沿革史）

⑥事務係・保護役・学務委員兼務の先生 一校には、学校の世話をする保護役といった人を村から選んでおいだ。これを世話係、事務係と呼んだところもある。岩本学校には始めは事務係とある。保護役が学務委員に改まるのは明治十三年で、人民の選挙によったものを県令が任命する形をとっている。開校当初の事務係から保護役、学務委員と改まる中に、岩本校の綿貫安平は、その役をしながら助教を兼務している。月給は助教二円、保護役三円で計五円、教員も同じ金五円である。こうした兼助教は、二人しかいない職員の小さい学校ではよく見られる事である。

しかし、こうした形はいつまで続いたものか、岩本学校では、明治十三年九月、綿貫が助教をやめてからなくなっている。

⑦小使、学校を宿にした教員 高橋景作の明治七年八月の横尾学校の開校の日記に、今日学校出番というのがある。始めは当番制であったようである。明治十二年の岩本学校を会計簿に見ると、小使日雇人料として十銭、中之条教員荷物運送料十七銭五厘、校内掃除料五十銭、中之条五度十二銭五厘、原町へ小使一人とある。お使と掃除をわけて、必要に応じて払っている。十三年の九月に、頻繁に交替する岩本校のあとへ川戸から着任した桑原が、十二月のある日、薪を燃しつくし、拾いたくも雪が降って出かけられないので頼む、と、学務委員の綿貫に出している（綿貫家文書）が、小使はおらず、教員がとまっていたようである。折田でも、十七年の新築の学校に君島先生の一家四人が住

んでいた。学校を教員の住宅とした例は多い。

学校維持費 ①寄付金方式から資本金積立方式へ 学問は各々の立身出世の爲であるから、もとより受業料で賄うべきであるが、「土地の風習、町勢の優止むを得ざるにより、当分総雑費を毎戸毎に賦課して就学を助けしむ」と、明治五年十月十四日の通達を、大区長田中璣一郎はうけて小区長にふれている。(大戸区長文書)就学を強要しながら受業料をとり、不足を村中で出していた。

高橋景作の明治七年十一月十七日の日記に「此月十二日熊谷権県令学校試験トシテ御廻村。学校費用ノ為メ一校ニテ一カ月十五円モ利足上リ候程宛積金ヲ致シ候様被仰付、今日無量寺ニ於テ村中会合ナリ。旧曆二十日夜ナリ」とある。申し渡しをうけて翌日、村中で会合し、二十日の月を踏んで帰ったのである。この資本金については、中には学校頼母子講をつくり(三原)桑苗を各戸に渡し(嬌恋村大前)成長後は桑の金で賄うところもある。(西窪文書)が、坂上村から西部の村々には、副区長にあててその月の二十日に学区取締から回状によって督促している。

大戸学校の例を見ると年一割五分で貸している。当町関係に利息を記した記録を見ないが、資本金の一千円が岩本、横尾、大坂学校で、最高は明治十五年、四千円の伊勢校で、ここは県から表彰されている。なお小額のご委託金が学校毎に下付されて資本金として副区長が預り月利一分で保管しているが、詳細は省略する。

②臨時支出と寄付 積立金利子の外、学校の移転、新築等の大金は町村民の寄付である。

証

一金 五百貳円也	西中之条村分	五七人、中之条学校寄附金書面の通り納済云々と、同十二年
一金 千五百二十四円也	中之条町分	一月三十一日、町田儀平外三名が、揖取群馬県令宛に差出し
右は昨明治十一年十一月三十日、御指令済、町田儀平外二		ている。これは、

中之条校が分立して清見寺に移転する中之条町と西中之条村の寄付である。次表(第30表)は中之条町一五一戸の

内訳である。

第30表

金 額	人 員
円	
100	1
85	1
75	2
40	4
28	4
23	8
19	8
15	10
10	11
8	7
7	3
6	11
5	10
4	8
3	11
2	16
1.5	36
計	151

平、八五円は桑原重郎衛、七五円は伊能八平、田中基平である。

③ 学校の年間経費

(イ)折田学校は、今の中折田の公民館で、十五年に新築の話が始まり十六年に新築したもので、東京土族、君塚弥太郎が、義母・妻・息子の四人の住宅付で、妻のふみと息子が助手をして家中教師である。生徒数六六名とある。「二階と下で分けて勉強した。学校の近くで、先生が湯もらい（お風呂）にいくと、はずかしくってかくね（れ）た」とは今亡き下折田の綿貫宗平翁の話である。

学務委員が下折田の折田藤七で、必要に応じて使をやって取ったらしく、学校掛が上組・中組・下組に一人宛あって、中組の掛が使をやったらしく一円請取っている。経費の八七％は教員給である。学校の講習会出張が十回ある。白墨六箱、器械は大算盤一つである。次に中之条町の校費を、小池善吉委員のすでに綿密に研究された「明治前期の中之条町（上）」から見よう。

(ロ)明治十三年度、伊勢校（中之条校）の場合について（第32表参照）

伊勢町の明治十三年の学校諸費予算として以下項目別に示すと次のようである。（第32表）大部分は給料としての人件費である。そのうち教員三人の分が中心で、これに学務委員二人分の給料が加わっている。

こうして、中之条町の五一戸が寄付している。金額の開きは、どの村も同じである。百円は町田儀

第31表 明治前期の村の学校の年間経費

		明治8大坂学校	明治11岩本学校	明治17折田学校
収入	生徒授業料	15円38銭	29円20銭	
	区内集金、資本金利子 (大坂)(岩本) 前年度繰越(岩本)	177. 10 5. 19. 33	125. 00 (書籍払い下げ) 12. 02	
	計	197. 67. 13	166. 22	
支出	教員給料 (教員、授業生、保護役) 小使門監	66. 50 0 (諸給料)	55. 00 22. 00	円 銭 厘 183. 69. 5
	教師教官旅費 (大坂) 営繕費	48. 50 5. 00	1. 50 17. 35. 5	1. 50 45. 00
	書籍、器具費	22. 21. 26	21. 27. 5	7. 41
	薪炭、油費	9. 79. 34	25. 62. 14	8. 12
	学校、借家費	6. 00	0	0
	雑費	24. 65	0	13. 50. 9
	計	183. 85	142. 75. 14	214. 69. 4
	剰余金	13. 82. 13	11. 44. 86	
備考	就学学生 日出出席	(68人男61女7) 25人		66人
	岩本校	薪1駄10銭 授業料毎生月2銭 保護役2円 授業生3 円 教員5円		
	給料の割合	57%	55%	87%

諸費としては学舎費一二円と薪炭費が主なものであるが、全体としても極めて少額にしかすぎない。
なお、この学校諸費予算綴の後書に「学校経費の仕便方法について」「寄附金利子、資金利子ヲ以テ仕便シ、不足分地価ニ課ス。」と

二 明治の新政

第32表 明治13年度学校諸費予算（伊勢町）

	金 額	項 目	備 考（細 目）
給 料	円 銭 255. 00	教 員 給 料	10円1人 6円1人 5円1人
	36. 00	学務委員2人 給料	委員1人1ヶ月分1円50銭
	11. 70	薪 炭	
諸 費	. 45	石 油	
	2. 43	用 紙	
	. 54	筆 墨	
	12. 00	学 舎 費	諸費計27円11銭
計	315. 11		

「伊勢町明治13年度町村会議案乙第2号学校諸費予算」ヨリ

第33表

（明治19年度）

第 三 尋 常 小 学 校 費			東尋常小学校費	
	金 額	備 考	金 額	備 考
校長訓導 俸給	円 156円 372 216円	校長兼訓導1人1ヵ月13円 訓導1ヵ月10円1人8円1 人計3人	96円	1人1ヵ月8円
授業生給料	96円	1ヵ月4円2人	36円	1人1ヵ月3円
小使 給料	36円	1ヵ月3円1人	24円	1ヵ月1人1人2円
臨時看吏賃	5円40銭	1ヵ月3日雇入1日5銭	—	—
職 員 旅 費	7円60銭	訓導任免旅費	1円90銭	訓導任免旅費
書籍器械費	22円	書籍器械ブラッシュ盤算具	8円40銭	1ヵ月平均70銭
筆 墨 紙 費	30円	1ヵ月平均2円50銭	9円	1ヵ月平均75銭
炭 油 費	30円	1ヵ月平均2円50銭	12円	1ヵ月平均1円
宿 直 費	3円60銭	1ヵ月平均30銭ツツ	3円60銭	1ヵ月平均30銭ツツ
雑 費	12円	1ヵ月1円	4円80銭	1ヵ月平均40銭ツツ
営 繕 費	25円		6円	1ヵ月平均50銭
計	639円60銭		201円70銭	

ある。大小区制期の本町学校費も主として寄付金や資金利子で仕弁し、尚住民賦課は組割と戸数割によつていた。伊勢町ではこの時不足分は地価に課していた。学制頒布からこの十年代における当初の学校費は、学区に補助される扶助金(委託費)も郡内でも一校当りにすると二円から十三円余にすぎず、従つて殆ど元資金利子其他でまかない、不足分は住民寄付金に仰いだ。

(四)明治十九年度の東、西尋常小学校費(第33表参照)

明治十九、二十年の本町外一町三カ村連合町村期における教育費関係資料によつて、当時の教育財政の一端を示そう。

まず十九年三月十四日町村会の予算(甲第五号議案)によると、十九年度教育費は原案八二円七錢五厘、議定では八四六円八〇錢になっている。これは第三西尋常小学校費六三九円六〇錢と東尋常小学校費二〇一円七〇錢とからなつていて、更に夫々の項目別内訳を示すと第33表になる。

第三尋常小学校の方が教員数も多く又規模が大きいため、諸経費も東尋常小学校に比して三倍以上になっていた。尚この外両校に通じての費用として試験費(定期試験費)として五円五〇錢(原案一三円五〇錢)が加算される。

(9) その他

①夜学御届書

此際有志之徒十二銘(名)程夜学致度旨申出候ニ付、依テ本月十六日ヨリ始メ申候。且教授書ハ小学校教則申立書ヲ以テシ、夜中ノ事ナレバ不体裁無之様注意致し候間、此段御聞届被下

候様奉願上候。

沢渡小学校教員 関直司◎

明治八年二月

学区取締 山口六平殿

この夜学の開設は、本県としても珍らしく早いものである。十二名が一人の教師の下に夜間勉強しようというのである。

終りに

要するに明治前期の小学校は指令と取締りに、何とか開校にこぎつけたもので、すべての学校は寺で開かれ教員のほとんどが神官に始まり、十年をすぎて上級小学生が多くなるころ、やむを得ず外来の多くは士族出身者を招聘する。

児童は貧困と無理解の多くの父兄が、取締りの強烈な督促に尻をたたかれて出席すれば、学校は暗記と試験、そして、進級、賞与、落第の場であった恨みを免れなかった。

すべてが、人民の寄付や民費で経営された学校が新築されたのは極めて稀で、多くは明治二十年前後に至る十数年は寺やその他の家を借りて使用していた。

しかし、この遅々たる歩みの中にも、文明開化に洗われて向学の熱意にもえ、なканずく吾妻高等小学校の開設は、以後の本郡の開発に裨益したことは極めて大きかった。

3 富国強兵

明治政府が討幕で得た軍備はまことに幼稚で、そこには、まず強兵を富国に先行させなければならなかった。ところが、一度大久保、岩倉らが欧米の地を踏むと、目を奪われたその開化に、富国を強兵にかえ、いわゆる富国強兵、文明開化が維新のスローガンとなった。

この新風は、わが里でも陋習打破の風潮と相まって五年、原町との長い隔月市日の制約をほうって六斎市の自由を

宣言し、六年には、市城の渡しに吾妻川新橋の話を始め、いっぽう町田儀平は、岩本の倉らと共に延暦の古道 四万―
 浅員間に新道の開通を請願した。

翌七年山田川橋、名久田川橋が完成し、また市城の渡しの吾妻川橋への変容によって県都前橋への便を加えた。時に、元中之条町は、この道の開発と市日の自由、加えてその糸価の高値と殖産興業の国是によって、郡下を中心地としての地位をしめるに至った。

(1) 勸業議會

この時勢を本県の歴史に見れば「十三年に勸業委員会制度が創設され、管内六十一勸業区が誕生し、勸業委員一名が任命されて区内を巡視した」とある。しかし当町の町田儀平は、すでにその三年前に県勸業世話係として任命をうけ区内を巡回し、さらにさかのぼること一年（九年八月）吾妻郡内の指導層は「愛国ノ義胆ヲ振興シ」と次の趣旨の下に「勸業議會」を設立している。

「夫国家ノ富強ヲ謀ルハ物産蕃殖ニアリ、其蕃殖ヲ為スハ同心協力務メテ其ノ長ヲ採リ短ヲ補ヒ百事自己ノ偏見ヲ棄テ衆論公説ニ基クハ素ヨリ言ヲ娛タズ。惟ルニ方今各国並列、輸入品ノ夥シキ我國産輸出品ノ輸入ヨリ寡ハ遺憾ノ至、殊更其製品流化モ亦前日意想ノ外ニ出ヅ。故ニ旧慣ヲ以テ現今日新ノ景況ヲ推知ス可ケンヤ。玆ニ於テ有志ヲ募リ議ヲ創開シ、各自年末ノ実学長技ト西説トラ斟酌論講シ、以テ勸農・勸工・勸商・修身・衛生ノ学ニ至ルマデ協議踐行、而シテ之ヲ郷党ニ施シ、方向ヲ誤ラシメン事ヲ要ス。只管各本務服事勉勵シ、享利物産ノ繁殖ヲ為サバ国家ノ富強日ヲ數エテ待ツ

ベシ。而シテ民権拡張固ヨリ期スルニ足ラン。此ノ學ニ乗ジテ素志ヲ達セント欲ス。仰ギ冀ハ諸彦愛國ノ義胆ヲ奮興シ、同志ノ君子ハ姓名ヲ顯著シ捺印以テ同約アラシム事ヲ請ト云爾。

明治九年八月、町田重平、河辺半、田中瑤一郎、大川周三、新井伊三郎、小泉文四郎、町田儀平、桑原重郎衛、村上耕作、茂木利平太、関伝八、黒岩源十郎、折田軍平、佐藤弥市、関恒斉、福田宗禎、萩原耕太郎、中井総平、山口六平、篠原仙吉、小林謙平、高山茂樹、新井徳松、小池政七

二 明治の新政

以上二四名、そこには、前大区長田中(当時県庁)学区取締山口、学者高山、関、医師大川、福田、外に郡下の錚々たる人々を糾合していた。狙いは富強であり輸出の増進であり、鳴り渡る自由民権の声もあって、その影響もあるのか、あるいは、大区長召集の小区長戸長会議あたりの休憩のひと時か、しかもその「議会」の名に意気を感じる。とにかく明治十年十月、町田儀平は群馬県勸業世話掛を命ぜられ、区内を巡回している。(巡回里程簿が同家にある)。なお、中井総平、村上耕作とともに勸業世話掛であった。

(2) 吾妻畜産会社

伊勢町金幸の看板の牛の浮彫に、文明開化の合言葉として牛肉がしのばれるが、この時代の波に「山の牧場」が始まり、県下第一の「吾妻畜産会社」が設立され、十年十月薬師嶽、十二年二月高間山(七〇町歩、和洋牛)十二年七月有笠山、十六年五月浅間牧場(応桑村二、一一七町歩余(馬)の四大牧場(資本金計四七〇〇円)が生れた。その先駆の薬師嶽は、原町の山口六平が同志を糾合して四六町歩余の官地を借りうけ、洋牛二五、和牛四を入れ、同時に農場を拓きその馬鈴薯は、種薯として(吾妻畜産会社薬師嶽牧場の名で)売出している。(原町誌及び群馬県統計書)なお、同家には近代的な開墾用のカラスキもあった。

有笠牧場は折田軍平の創始であり、三五町歩余、和洋両牛と馬の放牧をした(群馬県統計書)今語り伝えるところによれば、「狼に牛がやられて成功を見なかった」という。なお県史で言う畜産会社の定款一冊(丕家)に三七カ条の規約があるが、社長は町田儀平のようである。

馬も牛と同じ年に入ってきた。それは、県勸業課地方勸業世話掛村の戸長↓百姓の系列で盛岡から導入している。丕文書の明治十年一月中「九頭御貸与被成候」とあるのが私見では、郡内の馬購入の始めであろう。しかし、県の産馬奨励に対する村の反応はまちまちであった。すなわち、

第二十大区十一小区 吾妻郡草津村

候。此段以書面上申仕候也。

右ハ先般本県第二課加藤良夫殿御派出相成、家畜産馬之儀

明治十一年三月 右村戸長 黒岩忠四郎[㊤]

御説諭之趣小前一同エ申聞候処、当分有志之者一切無之御座

揖取群馬県令殿

と、以下、入山、生須、日影、前口、羽根尾、尻高、青山の七カ村は希望なく、希望の村は、川原畑二〇、赤岩一七、小雨五、林四、本宿二一、大前四（牡馬）計七一頭で外の村はわからない。なお、すべて大前以外は牝馬で、年賦貸与である。

馬の産地として古い歴史をもつ吾妻の良馬は、ここに再びスタートするのである。

(3) 県の農事通信開設と農事通信員

今般農事通信開設ニ付、農事勸奨上将来の意見及順序等協

明治十一年三月六日 群馬県 第二課回

議致度儀有之候ニ付、来ル十八日、本県下ニ臨時會議相開候

吾妻郡中野条村

間、当日午前第九時参着本課エ可罷出此旨相達候事。

町田儀平殿

十年十月以来勸業世話掛として区内を担当していた町田儀平は、農事通信員を兼務し、稲作・病虫害・蚕種製造・紙の製造・氣候調査・苗木の斡旋をしている。その十一年には、

三月二十二日 桑苗五千本 三月二十六日同三千本

田儀平より

四月 五日 栃木県から杉、松種取寄せ一袋宛配布植林

十一月 三日 桑苗五千本

の急務を説く

十一月 四日 落花生種子 六斗拝借 勸業世話掛 村上

四月 十三日 静岡産雁皮苗木の試作奨励

耕作、町田儀平、中井総平（村上耕作は村

四月 十三日 白紙製造について、楮・桑調（同家では紙

上の者で、中之条方面を巡回して農業指導

の製造を清見寺辺でやった）

をしていた）

十月 三日 ブドウ苗木 二千本下付願（勸業世話係町

十一月 四日 桑苗、二宮半十郎、田中甚平、田村安兵衛

同 日 小池政七、町田儀平分中井総平扱
県から最寄馬鈴薯種子五升程送れと来る

十一月 七日 西洋果木注文
十二月二十二日 桑苗（霜不知）八千本

翌十二年十二月には、金一一五円四七銭余桑苗一万五千本、三カ年一期分三八円四九銭余の県勸業課へ支払いがある。特に目につくのは桑苗で、吾妻の養蚕業に、市平・霜不知が選ばれて入っていることである。

(4) 中之条生糸改方出張所

明治前期は青年期の特色ともいえるような活気が各方面にみられる。朝夕に見る薬師岳に牛の放牧を見上げるこの十年七月、時を同じくして、中之条生産会社が、前掲生産会社に資金一千余円の借用を申し入れているが、この同じ七月、群馬県第二課宛、中之条生糸改方出張所設置願を改役として長野原の唐沢太平次、原町の新井徳松、中之条町の町田儀平、頭取を本宿の中井総平（勸業掛世話役）として申し入れている。さきの借用申し入れは、あるいは生産会社の一部門としての生糸改所の開設資金とも考えられる。

勸業係の桑苗の斡旋に殖えて行く桑畑の拡張につれて、養蚕は年毎に盛況を見、糸の町中之条町に生糸改所の要請は必至であった。この改所に、勘定役兼書記役として時に二十二才の青年中之条町の田中基平があたり（町田儀平の弟）検査人に伊能八平・田村謙作・新井忠弥・湯浅孫平・大塚丈七・佐々木一二が選挙された。こうして勸業を通じて中之条町は郡都として発展してゆくのである。

(5) 生産会社

この殖産興業の活躍を各方面に見る中に、その中核となって働いたものにすでに見た生産会社がある。いま、その系統と歴史を知るものに、田中基平にあてた吾妻銀行の感謝状（吾妻百家伝）がある。そこには、

「回顧すれば、吾が株式会社吾妻銀行の創立は、明治九年 一月六日、有志鎌金の方法を以て、僅かに資本金七百万の継業



明治9年の生産会社への借金証書

会社を組織したりしに起り、明治十四年四月より資本を株式に改め第十一生産会社と称し、営業をつぎ、同十九年十二月とある。ここに金融史上の生産会社の重要性がわかる。上掲の写真を見ると、明治九年九月には生産会社第一分社として桑原重郎衛らが中心で貸金活動をしている。

満期を以て更に更めて吾妻銀行と称し、尚営業を継続したり
……」

吾妻郡誌には、「明治十年中之条町田中甚平外有志の発起にかかる中之条生産会社ありて、殖産興業の為資金を貸与し」とあり、群馬県百年史には、

「九年五月の前橋生産会社の設立を最初として、十年前後にさかに設立され、十三年には、その数はもっとも多く一〇生産会社と三六分社になった。そして、これらのうちおもなものは私立銀行へと発展してゆくのである。」明治十四年の五月二十日付の上毛新聞の中之条生産会社の開業式の様子の記事を引用して次のように述べている。

「前橋の嬉し野の料理番を雇い、大層なご馳走あり、中に一、二の紅裙も侍りしと。抑此の発起は、同所の町田儀平にて、取締は田中甚平なり」と

さらに、ここで町田儀平家やその他文書によって少し詳述しておく。さきにのべた県の勸業課の桑苗の送り状に、明治十一年三月二十三日、県第二課発送の桑苗五千本は、中之条町田儀平宛で、その四日後に同課は、中之条町生産会社宛桑苗三千本を送り、前橋通運会社

二 明治の新政



明治12年中之条町生産会社帳簿

も、同社にその運賃を請求している。十二年一月十六日には、町田儀平がさきに勸業世話掛として申請した葡萄苗二千本を、中之条生産会社町田儀平殿として送っている。勸業世話掛と生産会社々長を兼務していた町田を県でも同一に扱っているのである。

なお、さきにふれた十年七月十四日、第二十大区五小区吾妻郡中之条町生産会社第一分社として町田儀平は、町田重平・桑原重郎・衛・桑原丑松・田中甚平・伊能八平・関茂七・小池政七・二宮半重郎と共に、金一、二五〇円余を田畑三一町歩余を抵当に「右は生産入費差支候間……御貸与被下度願上候」と、生産会社宛願っているが、この第一分社こそこの九名の結社した当初の中之条生産会社であり、この社名の生産会社とは、第一生産会社前橋であり、少なくもこの十年七月以前、前橋を親会社とし、町田を社長とする中之条生産会社の発足があったに違いない。

思えば吾妻郡の明治の暁は、県下にさきがけて小学校を開校し、郡教育界のセンターとなった原町と、県下に先駆けて「勸業議會」を設け、県下第一の会員を持つ生産会社を発足させてた中之条町がある。すなわち、明治十四年一月十三日、資本金十万円、社員総数四〇五名が、五カ年内の期間つきで楨取県令に願ひ出た次の一札を示しておく。

御県下吾妻郡中之条町田中甚平、同郡本宿村中井総平外八名奉申上候。方今物産ノ興起ヲ謀リ、進取改新ノ勢ニ至リ、其ノ資財を要シ悉ク精神ヲ勞スト雖モ、資力ノ乏敷ニ依テ業ノ挙ラザル者不尠、実ニ物産隆盛ノ今日ニ際シ遺憾ノ至リ、私共深ク苦慮仕リ今般有志者同心協力資源流融ノ道ヲ開カン為、資本金十万円ヲ募リ一社ヲ結社シ、別冊定款ヲ以テ蒙允許、開業仕候ハ公益ノ一端ニモ可相成奉存候間、特殊ノ以御詮議速ニ御許可被成下度此段奉願上候也

明治十四年一月十三日

上野国吾妻郡三島村 高橋重郎次
同 岩本村 神保律五郎
西群馬郡尻高村 松井 貫一
同 榎田村 池田長太郎
吾妻郡厚田村 小泉文四郎
同中之条町 桑原重郎衛

町田 饒平
伊能 八平
同 本宿村 中井 総平
同 中之条町 田中 基平
群馬県令掛取素彦殿
前書願之趣相違無之付奥印候也
吾妻郡中之条町 戸長 小池政七

この定款は十三年十一月二十二日衆議決定とあり、一株二五円の四千株、金十万円であった。町村別株主数をみると、原町外数カ町村を除き全郡にわたり、旧坂上岩島地区や郡外の榎田川浦方面が多かったことに中之条町の商業圏がしのばれる。株主数四〇五人で、五十二カ町村にも及んでいた。株主の分布状況をみるべし、中之条町区内(第34表)の外

三島三六、大柏木二七、厚田二六、本宿二五、榎田一五、郷原二一、須賀尾八、大笹八、大戸七、尻高六、川浦六、松谷五、羽根尾五……(五株以上所有の町村数) 四〇株(一千元) 以上の株をもつ町村の株主数をさらにみると、中之条町二一人、川浦二人、他に一人の町村が西中之条、岩本、厚田、本宿、三島、大戸、榎田、信州中野などであった。

第34表

地区	旧町村	株主数
中之条町	中之条町	86
	伊勢町	3
	青山城	1
	西中之条	3
沢田村	折田	9
	山下	23
	上沢	0
	四万	8
伊参村	田川	11
	反本	3
	五蟻	2
	岩新田	8
名久田村	坂尾	3
	平塚	5
	横大	1
	栃窪	1
計		19
		185

中心の中之条町は株主総数の二一%、一千元以上の株主では五五%もしめていた。町に本店をお

二 明治の新政

き、厚田（一万八千円）と権田（一万二千元）に支店を出していた。明治十三年の群馬県統計書によって生産会社吾妻三社の状況をみると、

業 務	社 名	所 在 地	入 社 員	株 金	貸 出 金
農工資金	第一生産会社第一分社	吾妻郡中之条町	四〇五人	五二、五〇〇円	七八、四八六円
" "	第二分社	原町	二五	一一、〇〇〇	一三、七四九
" "	第三分社	岩下村	二四	五、〇〇〇	一三、三三六

当時は県下に生産会社は本社一〇と、その分社三六あった。本郡には第一生産会社の分社として三つあった。県下の多くが三、四十人以下の小社員だったのに、中之条生産会社はずばぬけて大きい。原町生産会社は木栓三四郎（輸出生糸大和姫印シモンエボス商会取引の記録もある）、岩島生産会社は小泉文四郎が社長であった。

(6) 上毛物産会社吾妻出張所

当時の吾妻地方における勸業金融には、さきの生産会社吾妻三社のほかに、上毛物産会社吾妻出張所を通ずるものがあった。原町山口六平扱いの標記会社の貸金状況をみると、郡内の生糸商人を対象とした金融であった。十年代前半から後半にかけて金融活動をしているが、十七年頃まではほとんど原町地区だけといってもよいほどだったが、不況の深まる十八年すぎには、郡内各町村で借金をするものがふえている、郡内の主な地区と新中之条町地区に対する十八・二〇年の貸金件数をみると（第35表）原町が中心で、太田、岩島地区が主であった。名久田地区も十九年に借金が多い。生糸・繭を抵当に日歩四・五銭で、七・八月の繭の出盛期の貸金が多く、この三カ月の貸金額をみると、大半が百円以下で、小口の一〇～五〇円が八三件、五〇～一〇〇円が五一件で、百円以上は二七件と少数だった。

第36表 農産物収穫量(西中之条村)

	玄米	麦	粟	大豆	蕎
明治4	石斗80.4	石斗升273.56	石斗升79.30	石斗升60.45	両300
5	75.3	258.04	68.15	53.20	500
6	81.0	234.35	80.60	62.25	550
7	83.5	246.80	59.75	55.25	450
8	60.1	250.90	83.90	57.25	400
9	79.0	274.40	70.15	61.50	380
10	80.2	183.20	77.26	44.30	130
11	60.4	281.30	73.85	58.90	700
12	80.2	265.20	32.40	62.75	800
13	50.8	215.90	57.90	31.50	920
平均	73.1	248.37	68.33	54.74	513

第35表 貸金件数

地区名	明治18年	19	20	計
原町	13	24	17	54
太田	8	6	1	15
岩島	8	5	1	14
嬬恋	11	6	1	18
中之条	2	1	4	7
沢田	7	1	0	8
伊参	0	0	0	0
名久	1	32	4	37
田				
その他	4	8	3	15
総計	54	83	31	168

た。(山口恵一家文書より)
 なお、当時の郡内の勧業を通しての貸金金融機関には、中之条町を中心とする前橋生産会社系と、原町中心の上毛物産会社系の二つがあったことがわかる。

(7) 物産調にみる明治前期の農業の実態

西中之条村の明治四一三年の十カ年の主な農作物の収穫量及平均収量(第36表)を見ると、年によって収量の変動がはげしかったことがわかる。当時は農業技術水準が低く、そのため気象、天候に一方的に左右されたためであらう。しかし、蕎の売上額は平均して年々増大、特に十一年から急増している。

つぎに明治八年(一八七五)の物産調によって、赤坂村と西中之条村の生産物について分析する。農業生産物をA(田畑の収穫物A1とその加工物A2)、B山野の収穫物(B1とその加工物B2)、C養蚕業、D禽獣類とに大別して両村の生産物の比率をみると第37表になる。

農林業(ABC)が全体の八割をしめるが、特に第一次生産物(A1B1)が五五〇%をしめていた。養蚕は赤坂村で二二%、西中之条村で九%で主要な新興産業

二 明治の新政

第38表物産額表(明治8年)

	赤坂村 (円)	%	西中之条 村 (円)	%
1. 米 穀 類	2,278	35	2,765.3	43
2. 澱 粉 類	290	4	506	8
3. 釀 造 物	593	9	423	6
4. 園 蔬 類	151	2	144	2
5. 種 子 果 実	101	1.5	32	0.5
6. 禽 獸 類	33	0.5	25	0.4
7. 菌 草 類	3	0.05	0	0
8. 飯料・食物	68	1	565	8
9. 生 糸	1,097	16	1,138	18
麻	2		4	
10. 苧	272	4	112	2
11. 縄	6	0.09	0.4	
12. 薬 細 工	111	1.6	157	7
13. 竹 木 類	128	1.9	56	0.8
14. 工業農具	60	0.9	124	1.9
15. 肥料飼料	406	6	34	0.5
16. 薪 炭	459	7	275	4
17. 薬 ふ き 草	119	1.8	0	0
18. 桑	376	5.7	67	1
計	6,552	100.0	6,462.4	100.0

(注) ①赤坂村物産調査資料(小林 貞 夫蔵)、西中之条物産調査資料は戸長役場文書による
 ②赤坂村は、戸数83、人口415、西中之条村は戸数163、人口692、1戸当り生産額は赤坂村15円80銭、西中之条村9円30銭

第37表

	赤坂村	西中之条
	%	%
A 1	41	53
A 2	16	23
B 1	19	2
B 2	8	6
C	22	9
D	0.5	0.4

への途上にあった。狩猟業(D)はすでにごく僅かであった。両村の物産額を詳細に示すと次の第38表になる。
 さらに明治十一年の赤坂・西中之条両村のほか、四万村・栃久保村の四カ村の生産状況を、米(A)と麦あむえ稗(B)の二つに分類して作

第39表 39—① 作付別

村	穀種 米(A)	麦、粟、稗 (B)	B/A
赤坂村	反 189	反 640	倍 3.3
西中之条村	147	757	5.1
四万村	93	1,295	13.5
栃久保村	45	216	4.3
計	474	2,908	5.6

付、収量及び生産額をみよう(第39表)

AとBの比は作付五・六倍に対し収量は五・二倍と、それぞれ五倍余の労働をかけながら生産金額は一・七倍という「労多くして収入少い」という状態であった。かくて生業上の貧困の源泉がここにあった。主食がB/Aに一応比例すると考えると、皮肉にも農民の苦勞に比例した麦稗食がそこにあった。

今では水田と化した西中之条も、四万川の水が美野原を通らなかつたそのころは、真田伊賀守時代の用水で開田の進んだ赤坂とは違っている。もとより、村の歴史は用水の歴史からというが、うなずかれるところである。

なお、環境に適応する生活を考えさせるものに第38表のNo.8・10・17に見る町の一角新田をもつ西中之条と、山資源に生きる赤坂の相違がある。特にNo.8・14の西中之条の菓子屋、樋屋それに共通する鎌、特に赤坂の四八〇挺など村の鍛冶屋のつちをうつひびきさえ思わせている。

39—② 収量別

赤坂村	石 217	石 701	倍 3.2
西中之条村	131	622	4.7
四万村	84	1,020	12.0
栃久保村	52	188	3.5
計	484	2,531	5.2

39—③ 金額別

赤坂村	円 1,087	円 944	倍 0.9
西中之条村	812	1,294	1.6
四万村	420	1,810	4.3
栃久保村	259	338	1.3
計	2,578	4,386	1.7

二 明治の新政

第40表 赤坂村菓製品額

品 名	数 量		金 額
	総 量	1戸当	
わらじ	5,913足	71足	41.39.1
草履	2,822 "	34 "	16.93.2
馬のくつ	4,880 "	58 "	29.28.0
たわら	800俵	24俵	24.00.0
庭	13,052枚	160枚	261.04.0
ねこ	53枚	0.6枚	10.60.0
合 計			383.24.3

赤坂には蕨をおって身上をあげた家があったときが、赤坂の菓製品も大きい。

それは、まだランプもなかったころのいろいろ火のとりと燃える炉端の夜なべ仕事である。

つぎに赤坂村の菓製品の生産状況を第40表に示す。

今一つ山資源を生かした杉皮、杉板も大きい。これは、大道・囃石・岩本の人達の話だが、家の山の木を二本も伐って冬の閑時ひまどきに自分で板に挽いて（家々に大きい板挽鋸があった）町へ持つて行けば、一年中の小遣には困らなかつた。主に中之条町の上の町の板屋（田村市郎平）へ持っていった。と、語る。

それに多いのは、さきにみた中之条町の物価安かつた薪炭であり、屋根板（笹枝）である。（まだトタンのないその頃この板（栗の木を割った）が使われたので。……大道、栃久保産が小林家の扱いには多い）

肥料として見えるのは僅かな醬油粕だけである。山の草が、合せて七、一九四駄とある。

(8) 生計と蚕業

第41表の(1)は、栃久保の米と雑穀の生産の比を見たもので、一七倍の麦、稗にその主食を思い、(2)にその生活の中の蚕の収入の比を見ようとしたものである。（明治六年物産取調）

炭、きじの収穫にもこの特色がある。さらに第42表は、糸、まゆの關係と、その成長を見ようとしたものであるが、資料がなく全貌は想像の外はない。ここでまず栃久保村を見ると、その成長ぶりに驚くと共に、自然の風穴に恵まれた栃久保村の蚕種として成長する事が糸と繭の比に見える。

第41表一(2)同 (現金収入額)

品 名	収 量	金 額
ま ゆ	石 6.45	円 67.36
炭	1,710俵	68.40
蓮	1,780枚	17.80
き じ	74羽	9.25
桑	15駄	5.44
縄	5吊	0.50
粟	5.35	29.718
計		192.648
1 戸 当		6.64

第41表一(1) 栃久保村の物産額

品 名	収 量
A 米	14.0
—大 麦	77.1
小 麦	7.9
大 豆	17.4
B 小 豆	4.5
粟	16.6
稗	99.3
そ ば	1.8
—き び	0.7
計	239.7
	B/A=17

第42表 栃久保村外の糸まゆ売上高

	中之条町		西中之条村		赤坂村		栃久保村	
	糸	まゆ	糸	まゆ	糸	まゆ	糸	まゆ
明治2	822両 400文						21円	円
5							67	
6	1,960円	5,574円						
8			682円	458円	247円	850円		
9	57貫	340貫			2,408	312		
10			547	1,404	2,808	333	200	3,902 (44貫)
11			648	1,684				

赤坂村も西中之条村も僅か二・三年に二、三倍にふえている。中之条町も四年間に二倍の余になる。明治初年の農家が、大きな大黒柱に豪壮な二階・三階の家を建てたのも、この養蚕の盛大さを物語るものであり、この養蚕の盛大に関連して、莚、かご、ざるなどの関連産業がまた急激にふえている。

なお、糸にするか、繭で売るのが問題になって来る。種屋として発展する栃久保村は前にのべたが、座繰製糸に発展して行く赤坂村は糸が多い。一般に農家は繭で売りながらも、農間の女子に座繰をやらせている。そこに、年中家々を回って買い歩く糸まゆ商人（腰に秤をさして歩いたので「秤さし」といわれた）が急に出て来た。

明治十五年の七月調、西中之条村の営業雜種報告書を見ると、急増した新規営業の中に糸繭仲買商の特に多い事が注目される。

八小区には、三十何人かの糸繭仲買商人があつたが（関伸一家文書）、村々には四、五人ぐらいは必ずいたものである。父が糸繭商だった折田の星野守一氏が思い出を次のように話してくれた。ことがある。

ずい分もうかった話もきいたが、競争で買いあさったの	前橋の商人が自転車できてたまげた（驚いた）というが、数
で、朝飯も食わずに家を出て、帰りは夜中になったこともある。	少い荷車をもっていたのもこの人達だった。その頃どこにも
る。これで体をよほどいためたらしい。これは大正の頃だが	なかった脱穀機を買って近所の麦をおとした事もある。

こうして糸繭商人は当時では村の文化の伝達者の役割をもはたしていた。こうしたなかで、また座繰製糸が発達していった。

ここで赤坂村の小林家の釜入れをみよう。十貫五百匁の繭を一〇四円三十銭にしている。その詳細には不明な所もあるが、とにかく糸の方が収益が多かったことがわかる。この小林家では六人に売っている。一、六の市日には遠く前橋・高崎・本庄・信州（生産会社の大口には信州中野の向井忠右衛門があつた）からもきて地元の秤差しとの対談

で賑わった。

私の目に浮かぶ明治の末年でも、吾妻屋、中村屋、鈴木屋など板の間に積んだ白い繭を囲んで、商談成立の手をうつのがあった。ここで中之条町の養蚕家桑原雄一郎家の、明治十一年七月の通帳から調べた同年頃の繭拵方と釜入方に分けた記帳をまとめられた研究の一つを集計して紹介し、糸の街中之条の大家の釜入方の一面を伺おう。第43表「明治前期の中之条町」小池善吉著

糸挽賃支払額は、横尾、原町は一貫匁七〇銭になるが、幾日かかったものか長屋分が一番安いようである。繭渡しは九月十六日から十一月七日迄、糸回収は十月一日から十二月四日となっている。なお、同家の繭の集荷と前掲書から集計すると、七月一日から同月二六日の間に伊勢町、横尾、中之条計四名から一石三斗三升六合、金六二円八七銭

五厘を。十月一日、尻高から糸一貫九百匁を金五十円の大金で買っている。自ら養蚕をし、その上繭を買い糸に挽かせ、あるいは糸を買って、市日に来町の商人と商った。

村の赤坂の小林家も、町の桑原家も、共に明治十一年の蚕業の実体であるが、吾妻郡全体としての蚕業の伸びはどうであったか。前掲書

第43表 桑原家の釜入方（明治11年頃）

方 面	人数	繭 匁	糸 匁	支払額
横 尾	2	3,000	645	円 銭 2.10 銭
原 町	1	1,300	275	81.2
長屋分	2	1,950	390	1.21.8
植 栗	7	7,540	1,550	3.92.9 270匁分
伊勢町	5	5,900	1,180	3.23.5
計	17	19,690	4,040	11.29.4 270匁分

第44表 吾妻郡の繭産額

年	産額(斤)
明治 9	144,265
10	98,582
11	94,346
12	120,499
13	168,066
14	191,728
15	222,731
16	185,356

「群馬県蚕業沿革調査書」中の吾妻郡の繭の産額を見よう。（第44表）

生糸役所のできた十

二 明治の新政

年は急減しているが、十二年からは目を見る躍進であり、まゆ商人の簇生も無理はない。この急速の増産と座繰製糸の民間に普及する中に、十五年五月伊勢町に木暮茂八郎、山田金伝次ら十六名によって吾妻機械製糸研精社が創設され、十八年七月、田中甚平との協力により中之条町に木松製糸所が創始された。（工場長木松定七）

なお十七年には、郡下養蚕戸数春蚕六四二五戸―九一四二石一七九、夏蚕七九一戸、一七三石八九四、（前掲書中「群馬県蚕糸業沿革調査書」より）養蚕家は（春蚕）全戸数（群馬県統計表）の約80%にあたっている。なお、この蚕糸業の躍進によって、十七年には中之条町で吾妻繭糸共進会が開催されている。この年の各郡養蚕事情調査により吾妻郡の概況をみると（群馬県蚕糸業史上三四頁）、

飼育法は、「明治十年前ニ在リテハ別ニ何法ト名ヅクル事モナク、至テ幼稚ニアリシガ、寒冷ナレバ炉ニテ松ノ木ナドヲ多ク焚キ、自然ニ温暖育ヲナスモノ増加シテ、今ハ清涼育六

分、温暖育四分位ノ割合ニ至レリ」蚕種は、「追々容易ニ信州種ヲ購入シ又良好ノ繭ヲウルニ至ル」

明治二十年農商務省の各府県当業者の蚕糸業の損益調査対象となった田中甚平家のものをみると次のようであった（前掲「沿革調査書」七六―七七頁）

等級	公租 其他	栽培費用	收穫	代 賃	損 益
上	一円一六銭三厘	一四円一〇〇厘	二五貫	一五円〇〇〇厘	益 九円七三七厘
中	〇、七〇一	四、四〇〇	一八	一六、〇〇〇	益 一、〇九九
下	〇、一四〇	一五、〇〇〇	一二	九、六〇〇	損 五、五四〇

(9) 国民皆兵

富国強兵の最後に徴兵についてのべよう。明治五年十一月二十八日の太政官布告、徴兵告諭に「皇国一般ノ民ニシテ、国ニ報スルモ固ヨリ其ノ別ナカルベカラズ。西人血税ト云ウ……御趣旨ヲ奉ジ徴兵令ニヨリ民庶ヲ説諭シ国家ノ大本ヲ知ラシムベキモノナリ」と、廃藩置県の断行に行政を一途に承襲した政府は兵権を合せ持つ必要があり、この告諭に基づいて国民皆兵の法令がしかれたのである。ところが、この告諭中の血税の語に、生血をとると解釈し、地租改正、学校設立の増税反対と結合して全国的な一揆となった（日本歴史、河出大辞典）とあるが、この地方では、格別その動きは見られなかった。

ただこの徴兵令の公布で村々に残る記録は、明治六年の十八才から四十才迄の住所氏名の調書がある。これをみると、（小林貞夫家文書）

八小区国民軍成丁簿 赤坂村

百四拾九番屋敷居住

戸主農

田村吉蔵

当西三月満廿八才

右の者本年中取調付書上候処相違無御座候

明治六年酉

立会人 小林長重郎
副戸長 伊能 廣七
戸長 小林 近吉

この調書より赤坂村国民軍成丁の年令別人数は次表のようであった

年 令	人数
18才	4
19	5
20	7
21	1
22	5
23	1
24	7
25	2
26	3
27	3
28	5
29	2
30	1
31—35才	10
36—40才	11
計	67

また、高橋景作日記の明治六年三月四日には「朝鮮征伐兵隊人足次男三男にて寅年生れのもの、御呼出し、区長にて改め、身長五尺一寸以下はご免になる」（高橋忠夫家文書）とある。

翌明治七年十一月二十五日には、「旧暦二十才以上即ち丑年生れの者取調べ徴兵連名簿期限迄に可差出旨、陸軍省

より御達し有之候条」とあるが、この取調べについて、当時の兵役に関する一般の動きを見る次の一札がある。

徴兵取調べの一札

兼てお達し有之候徴兵取調の儀は、九月三日期限に付至急各村々へご回達の儀とは候へども、何分一般依替の業に無之候間、此際に至り逃亡或は隠遁等の心得違の者有之候や難斗、二十大区においては右等の不体裁無之様其辺深く痛心罷在候。依ては各村吏警視方へ参り候ものは勿論、其他派出先に於てハ熟々説諭最中に御座候尤ご同様一心協力は職制の常に

この時、曲尺五尺一寸未満の者や弱い者、家の主人、嗣子、罪科ある者を除くとある。次に、当時の入隊通知を見よう。

明治二年二月廿六日		
第三	砲兵	群馬県吾妻郡伊勢町住居平民農
	作平 二男	
在東京鎮台常備軍三ヶ年服務申付候事		
小林 儀 四郎		

割符とは、入隊通知であらう。

(当初の徴兵検査)
封筒の表に

して論をまたずと雖も、今更釈迦に経の古語に似たれども、老婆心迄に申上致し候。一層ご尽力有之度此段申進候也
四万村より

七年八月廿五日 神保専恒[㊤]

大区長

町田重平殿 (中之条町役場文書)

昨二十九日、御差出ノ割符本日到着、正ニ領収候也、直ニ鎮台へ相届無滞入営相成候間御安心可被成候

市カ谷砲兵第一大隊

東京神田須田町鷺屋新七方

原田種

四月三十日

小林茂三郎殿

赤坂村

戸長 小校近吉殿

大至急用(朱書)

八小区 事務扱所

封印 関口

とあり、裏に九月十七日発 [封印] 相当脚夫賃相払可被成候也(朱書) [封印] とあり、

徴兵就役之者

第八小区赤坂村

至急用(朱書)

田村佐与吉

前書名前之者

先般徴兵御検査之上就役被仰付候ニ付罷在候処、来ル廿日高崎駅江 徴兵使御派出之上御檢有之候旨至急御達シ相成

候ニ付てハ、明後十九日午後第六時迄ニ高崎本町田島屋東口へ着ニ相成候様一カ村ニ付重立候役人一名差添、職無違刻当着可有之候也
 第九月十七日 当廿大区 調所御所
 右ハ本文の旨至急御達ニ相成候条得其意其村当人へ相達し置、右日限無遅刻役人差添急度御出向可被成候也。(以下略)

と、八小区副区長から、二十大区からの通知をうけて赤坂村の戸長へ渡している。八小区長は、平の関伝八であった。大小区制時代の徴兵検査に合格したものが、さらに就役にあたり、高崎で再検査をうける事の通知であり、徴兵の厳しさを語っている。(小林貞夫家文書)

4 郡都中之条町の発展

(1) 物価に見る中之条町

明治十六年の群馬県の統計書から、当町の日用品の価額を他郡市と比較して見たのが第45表である。安いのは、薪炭で米、麦その他は高い。一般に売るものは安く、買うものは高くなっている。幸い繭は高い。これによって中之条町はそして後背の村々は蚕糸群馬の一郷として成長するのである。

二 明治の新政

第45表 中之条町の物価と他都市との比較 単位円（明治16年）

	中之条町	沼田町	安中町	富岡町	藤岡町	高崎市	前橋市
米 1石	8.67	9.30	7.98	8.38	8.69	7.87	8.43
麦 1石	5.50	6.76	4.28	4.72	3.95	4.19	4.42
酒 1石	21.55	25.16	19.43	16.38	19.83	16.16	19.40
醤油 1石	20.90	27.05	8.64	14.50	17.01	10.66	11.35
味噌 1貫	30	29	20	19	24	23	24
塩 1石	3.97	3.80	2.37	2.49	2.25	3.35	3.24
種油 1石	35.25	40.00	24.65	29.33	33.25	24.38	31.45
薪 1貫	1.2	1.7	2.2	1.4	1.5	1.7	1.9
炭 1貫	3.8	4.5	5.2	6.1	7.2	6.9	7.2
まゆ 1斤	1.00	1.09	82	80	9.2	1.00	1.00

明治16年「群馬県統計書」より

(2) 戸口にみる明治前期の中之条町
 まず明治五年から二十一年の戸口を第46表に見よう。



民営当時の煙草元売捌所（大蔵省指定）……中之条町中之町
 柏屋商店明治37年（1904）7月のたばこ専売法施行以来昭和6
 年（1931）7月の法改正による専売局直営となるまでの27年間
 は、こうした民営によるたばこ卸商が、専売局と小売商との間
 にあって、たばこ流通面の主役をはたした。

第46表 明治前期中之条町の人口構成

種別	年		明治5	6	8	9	10	11	21
						人	人	人	人
戸数	持家	借家				149	143	144	
	寄社	留人				17	21	19	
職業別	寺					1	3	4	
						1	1	1	
人口	計					169	169	169	192
	兵隊					2	2	2	
人口	僧			2		2	2	2	
	農			389		(395)	399	414	
人口	工			3		10	31	17	
	商			26		36	36	45	
人口	雑業					29	45	43	
	小計			420		(474)	530(370/160)	543(38/162)	
人口	寄留人	巡查商				3	0	2	
		髪結				1	1	0	
人口		雑業				7	6	4	
		雇人			18	30	28	30	
人口	小計				18	41	36	36	
	合計		659	?	?	(684)	735	750	1,324

(注) ① 第二十大区五小区戸籍統計による。但し、二二年は「町村合併報告書綴による」とある「小池善吉著「明治前期の中之条町」による。

② 明治九、一二年の人口総計は、「戸数」は戸主一人として現わし、「人口」は戸主以外を示している。

③ 明治九年()内は推定人口である。

二 明治の新政

林てつの二軒で、てつは盲目の身で三味線を教えていた。茶屋渡世は田村伝八で、明治六年から芸妓をおいている。ここでは、人力車も入れているので、客か芸妓の送り迎えに使ったのであろう。芸妓は一六才〜二一才で、信州、越後の者が多い。中に、越後生れで、七つの時に国を出てから軽井沢―富岡―伊香保と巡り巡って中之条町へ来たが貧しい中に病氣となり、やっと回復したが金はないし、やむなく廃業した芸名の預札でやっていたのを警察にあげられた者もあった。

第47表 大字中之条町の営業人調
(明治11年)

種 類	税 金	人数
市 場 税	円 5.30	
山 稼 " "	.50	4
山 師 " "	1.50	③カ
紺 屋 " "	1.00	2
車 " "	1.25	5
馬 喰 " "	1.50	③カ
酒 清 売 " "	60.00	13
た ば こ " "	12.50	5
鉄 砲 " "	1.00	5
洗 湯 " "	0.25	1
酒 造 税	113,305	5
遊芸指南 "	1.00	2
売薬種売人		8
古 道 具 屋		1
古 着 屋		1
質 屋		1

わずかずつ全体として人口の伸びて行くのがわかる。しかし、まだ、明治十一年の農業人口は七六%を占めているように当時の町は、一、六の市日中心で、外は農業に従い、柏屋商店など今の長壁ガラス店まで一棟でその二階で百貫蚕をしたと現当主二宮一雄は語っているが、そのおまかげをわずかにとどめている(五六七頁写真参照)

(3) 中之条町の営業

第47表は、十一年の営業鑑札と納税人から町の営業の種類や人数を見たものである。

納税額の最も多いのは、酒と煙草で売薬人が酒屋について多い。鉄砲、山師はいかにも山の町で、車も五台ある。人力車と荷車であらう。また、山師馬喰税は一人五十銭のようで人数は推定である。

遊芸指南は、綿貫元造、倉

第48表 中之条町の寄留人（明治7年改め、中之条町役場文書より）

		万延 文久			元治 慶応			明治							計					
		1	2	2	3	1	1	2	3	1	2	3	4	5	6	7				
新潟県	十日町																1(6)	1		
	柏 崎																2(5)	2		
	頸城郡																1(2)	1(6)	2(3)	4
	蒲原郡																1(3)	1(3)	2	
	魚沼郡																1(1)	1		
	七日市																1(4)	2(2)	1(1)	4
長野県	高井郡	1(1)		1(1)		1(1)		1(1)	1(1)		1(1)	3(3)		3(3)	1(1)	13				
	水内郡																1(3)	8(8)	13(10)	1(3)
愛 知 県																	2(4) 1(1)	2		
埼 玉 県																	* 1(1)	1		
其の他	山田郡																1(3)	1		
	四万 上沢渡																1(1) 1(3)	1 1		
職業別	倉 屋																1(2)	?	1	
	菓子屋																1(3)	?	1	
	髪 結																1(3)	1(3)	?	2
	駄賃稼																1(4)	?	1	
	酒造稼																9	11(10)	?	20
	奉 公	1		1		1		1	1		1		6	1	6	?	19			
計		1	0	1	0	1	1	2	1	1	2	0	15	1	18	12	56			

注 () 内家族人数

風紀を乱す、青年を情落させる。と群馬県議会で公娼廃止をきめたが、無理のない時代の風潮がこの町にも見える。

(4) 寄留人に見る中之条町

第48表に明治七年の寄留人改めを見ると、まさに信越の接点を物語り、最高長野県の六四%、次は新潟県の二五%である。商売のトップは酒造稼の三六%、次は三四%の奉公である。雇入主は桑原重郎衛・町田重平、二宮平八、二宮半十郎の大家の酒造家と、小池政七・町田儀平の店である。なお、明治四年に突然に長野県から大量に來ている事も一考に値する。或は、明治三年の暮に長野県に起った大一揆で家を失った者の行先をここに求めたとも考えられる。が、六年以後信越が多くなっているのにも一考させられる。

終りに

郡都中之条町と、それをめぐる町村の發達は、まず明治六年町田重平の第二大区長の就任に続き、十一年郡役所の開設によって郡政の中心地となったことである。これに拍車をかけたものが、当時の湧きたつ殖産興業の中で町田儀平らの県と直結した勸業活動を進めたことである。それに県都糸の町前橋と結んで中之条町の蠶業製糸の町としての進展をはかったこともあげられよう。このように当時の町の有志による勸業への積極的意図と行動は、県下でも最多会員をもつ生産会社を生み、これがやがて明治後期の新しい地元の産業、交通業の金融機関となった吾妻銀行に進展していった。さらに前期には学校制度の受容を通じて貧弱な町村財政のもとで、郷土の人々が大変苦勞を重ねたことも忘れてはならない。特に十年代の後半の不況下に推進した地元民の熱意は、やがて明治後期になって町村の政治、産業、交通、文化の諸側面の發達の源動力となった。やがて吾妻高等小学校の誕生は郡内各地の人材養成の基礎となった。総じてこの明治前期は、その開幕の天長の世への轉換に際して、長く幕領下にあったわが郷土の人々は、まず折柄

の時代と社会の大変動に行先の不安と動搖に明け暮れしていたが、やがて新政による相次ぐ制度のめまぐるしい変革に幾度か戸惑いながらも、とにかく新しい時代を二十年間生き続けてきた。顧ると戸籍改正、徴兵制施行、学校制の新設、断髮令、曆制改正をして地租改正と大変革が相次ぎ、やがて旧町村は合併を重ねて二十年代の新町村制に移行してゆくが、制度上ではあまりにも急激な変化の連続のようであったが、人々の日常生活においてはこの前期には大きく変化することもなかったといつてよい。中之条の町では十年代の後半になって旧幕期以来の町の中堅だった自作農のうち不況の影響で没落する家々が多く現われた。土地の質入抵当によって家産の下降没落の運命にさらされた町民が多かった。かくて町の新旧勢力層の交代のきざしが二十年近くになって出現し、これはやがて明治後期になって表面化していった。前述のように新制度の上からの文明開化は、すでにわが郷土にも到来していたが、住民の生活や心のなかの文化開化には程遠かった。真の明治期らしい近代は前期にはおとずれていなかった。次の後期をまたねばならない。

第六章
明治後期

第六章 明治後期

一 新町村の成立と発展

1 新制町村の成立

明治二十二年四月施行の町村制によって、同年五月には新制の中之条町はじめ沢田村、伊参村、名久田村が相次いで成立した。これら新町村の成立までの過程については、別に詳述するので（特論「明治の町村合併」参照）、ここでは、新制の一町三カ村の実態について述べる。

まず新町村制によると、(イ)町村は法人として認められ、その公共事務は官の監督のもとに町村で処理すると定められた（第二条）。(ロ)町村にはそこに居住する住民中の公民より選出される議員から構成される町村会があり、その主要な権限は議決・決定・選挙の三つで、特に町村条令、町村費の予算決算、町村の事業及び法律勅令によって委任された事項等の審議が主であった。町村会は議長たる町村長が召集するが、議員の四分の一以上の者の請求がある時も召集しなければならなかった。(ハ)行政機関である町村役場の構成は町村長・助役・収入役の三役と書記・雇員・附屬員等であった。町村長は町村会で満三十才以上の選挙権を有する公民中から選挙し、府県知事の認可をうけた。助役は



初代中之条町長
根 岸 善 作

町村長の推薦により町村会が決定した(第五十三条)。書記・雇員等も町村長の推薦により町村会が選定した(第五十四条)。町村長・助役及び町会議員は名誉職で俸給をうけなかったが(第五十五条)、書記以下は俸給をうけた。収入役は書記中に含まれていたが、実際には他の書記とは格別で町村長助役とともに町村の三役として重要職であった。町村長助役の任期は四年であった。町村は町村固有の公共的事務のほか、国や府県からの委任事務をも担当させられた(第六十九条)。町村費は町村が負担したが、その財源として町村の財産収入や営造物の使用料、手数料、科料、過怠金の徴収等が認められ、不足の場合は町村税夫役及び現品徴収ができた。しかし当時は町村に財源がなく、主に租税徴収によっていた。

以上新町村は従来の町村とは制度上で大きな相違があった。全体的にみて、やはり近代性を明確に示している。かくて新町村は制度上から町村自治を進展させる基礎をつくることによって新しい地方自治発展の可能性が開かれたといえる。

さて、つぎに成立当初のわが新制町村の実態をみよう。

(1) 町村役場の行政機構

中之条町 まず二十二年五月九日の第一回の新町会で町長根岸善作(伊勢町四十才)、助役蟻川七郎次(西中之条村四十一才)が選出され、十二日から就任した。ついで収入役には中沢富茂(市城村三十七才)が六月一日に就任し、順調に町三役がそろった。(なお収入役中沢は翌年九月、就任僅か一年四カ月余で病死したので、そのあとをうけて中之条町の田村喜八が二十六才で就任している)。さらに当初の町政担当の書記

として三名、町田繁太郎（中之条町二十五才）柳田種十郎（伊勢町二十四才）田村政吉（西中之条村二十五才）が就任した。その後十一月には綿貫佐七（西中之条村二十八才）も就任して、町長助役収入役はじめ書記四、その他臨時雇一、使丁二で、役場は全部で十名となった。従来の戸長役場にくらべると新町は人的には著しく整備した。町長助役は名誉職として給料をもらわなかったが、報酬として年額町長百五十円、助役五十二円五十銭をうけた。収入役は月給八円であった。なお新町の役場は旧連合戸長役場であった大字中之条町甲九六三番地の家屋を引続き使用していた、借家料は二円であった。

沢田村 二十二年五月の第一回村会で山田村の町田賢次郎（五十一才）が初代村長に選ばれ、五月二十日に就任した。氏は村議十二人中の最長老であり、しかも長い間の戸長経験もあったので、氏を全員一致で新村長に選出したものであろう。助役には永田忠綱（十七年以来四万村の戸長）、収入役には岡田市郎（山田村五十九才）がきまった。かくして六月には村三役がそろって新行政の主軸ができた。（助役永田は十一カ月で辞任、その後二十三年八月から町

田勘平次三十一才が就任している）。

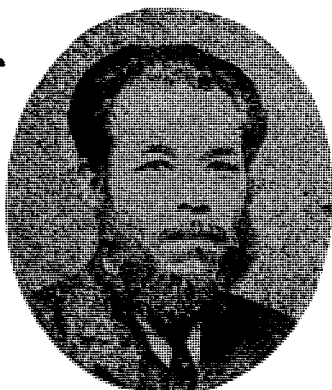


初代沢田村長
町田賢次郎

伊参村 二十二年五月の第一回村議会で五反田村の唐沢奎平（四十七才）が全員一致をもって伊参村初代村長に選ばれ、五月三十一日から就任した。氏は既に十七年以来四カ村連合戸長を勤めてきており、今度の新制伊参村の誕生に当たっても事務取扱として村議員選挙を執行したこゝと等の諸経歴はじめ出身家格や働き盛りの年令・手腕などが村長として期待されたものであろう。助役には同じ当選村議中から若手（三十七歳）の森田安四郎が村長に望まれて選定された。収入役は助役の森田安四



初代名久田村長
奈良茂平次



初代伊参村長
唐沢奎平

郎が兼務した。かくて村三役は悉くそろったが、肝心の書記に人がなかったで、同じく村議中から唐沢龍太郎（岩本村三十二才）を就任させた。かくて氏は多難の創成期の村役場の新しい行政事務の整備に主要な役割をになった。こうして新制度下の伊参村は唐沢（奎）村長のもと森田助役兼収入役、そして唐沢（龍）書記がかなりの長期にわたり一体となつて村行政を担当してきたので、堅実な村政の基礎がきづかれたといえる。当時の役場は十九年九月以来原岩本村字高嶺^{もも}にあった連合戸長役場を引続き使用していた。

名久田村 初代村長には大塚村の奈良茂平次（四十七才）が二十二年五月の第一回村会で選ばれ、三十日に就任した。この村会で助役には同じ村議中から唐沢甚平（横尾村三十八才）、収入役には若冠二十六才の剣持学次郎（平村）を決定し、それぞれ五月三十日には就任している。かくて五月中には早々と村三役が整った。ついで役場書記も採用してここに新しい村行政の人的組織が構成された。その後唐沢助役は十カ月で病氣辞職し、翌二十三年四月には横尾村の小林兵作三十三才が就任した。剣持収入役もまた僅か七カ月で同じく病氣で辞任、関小八（平村三十九才）が翌年一月に交代している。このように創成期の新村政は二人の中心人物が倒れるほどの激務多忙の連続であつたようだ。奈良村長は無事四年間の任期を満了したが、そのもとの助役はおよそ一年毎に交代が行われた。さきの横

尾村の唐沢から同村の小林へ、そしてまた同村高橋辨次へ、さらに高橋から同じ横尾村の割田重三郎へと四月の年次交代が続いた。旧村間の人的調整問題の難しさがしのばれる。ともかくも働き盛りで豊富な戸長経験をもつ初代奈良村長は一期を終え、さらに又一年半近くも村の責任者の地位にあったので、新村政の基礎づくりには大きな役割を果たしたのである。二十五年以後の割田助役は引続き六年間もこの職にあって、村政の安定化に寄与していた。村役場は引続き平村の連合戸長役場を使用した。

以上一町三カ村の新制下の行政について、主に人的構成面を一覧したが、さて、全体を通じてその特質を拾ってみよう。(イ)新制の初代担当の町村長には、維新以来の変動期の戸長体験をもち、かつ当時の町村会議員中では最高年令層の人たちが選ばれている。これは旧町村の集合体としての新町村では何よりも旧町村部落の調整と町村住民の和合が新町村政の基盤であったからであろう。それだけに経歴と年令の重味を中心に、さらに旧い家柄と人格をも併せて当代としては重みのある人物がすえられているように思う。(ロ)これに対して助役には一廻り若い三十才代の議員中の手腕家[・]が選ばれているように思う。ただ部落均衡を考えての選定だったことはいうまでもあるまい。(ハ)書記(収入役を含む)の選任には各町村とも苦労したように思う。特に学制頒布後なお日も浅く、また住民に知識人も少かった当時としては、特に山村では人をうることは中々困難だった。加えて苦しい村財政からの給与支払を考えると書記の整備は極めて苦しかった。中之条町ではこの点他の三村に比してかなり恵まれていて書記四人を採用して人的組織は整備していたといつてよい。

(2) 創成期の町村議会

さて新町村制の根幹をなすのは新しい町村会であるが、これも明治前期の町村会にくらべると法制上からは一段と近代格的になっていた。すなわち(イ)町村会は住民中からの公民によって選出された一定数(わが一町三カ村では人口一

五〇〇〇五〇〇〇人として十二人）の議員から構成された。（四）議員は一級二級に分れ、夫々一定の資格条件のもとで半数ずつ選出された。任期は六年（但し三年毎に各級半数の改選）であった。町村公民の資格条件としては、町村内に地租を納め、もしくは直接国税年額二円以上を納める者としていた（第七条）。しかも一級を選挙人中の村税納額の多い者の数を合せて選挙人全員の納める総額の半ばにあたる者とし、他の選挙人を二級とした（第十三条）。つぎに町村会の機能として議決・決定・選挙の三つに分けられるが、第三十三条に示される諸事項の議決権（町村の起業、歳出入予算の決定、予算外支出、超過支出の認定、町村決算報告の承認、使用料手数料町村税夫役現品賦課徴収法の規定、基本財産の処分：町村有財産營造物の管理方法の議定、さらに町村に係る訴訟及和解に関する議決等）を中心に、第三十四条、第五十三条の選任権をも併有して各種の権限に立脚して近代的自治機能を遂行してきた。

さて、このように規定されている町村会の構成と機能は、創成期のわが一町三カ村ではどうだったか。

町会・村会の構成

中之条町、二十二年四月の郡役所報告によつて、まず公民（選挙権を有する資格者）は三八五人、被選挙権を有する資格者三七一人を数えたが、この公民数は全住民の僅か一一％にすぎないものだった。これら少数公民から選挙された十二名の町議については資料不備のためそのすべてを列示できないが、旧町村を代表する主な議員をみると、いづれ錚々たる人たちであった。しかも財産や所得の上からの階層でみるといづれも上層に属し、殆んどが地主層であった。

さて新制下の第一回町会が五月九日開催されて以来、二十二年中に幾回か開催されていると思うが、七月十一日の町会における審議事項をみると、（一）二十年度予算ノ件、（二）町条例ノ件（条例第一号ノ第五号）（三）町費歳出取扱ノ件、（四）給料給与及旅費支給細則ノ件（五）区長設置ノ件等であった。これから推察して初期の町会は町の諸条令や町予算の

審議はじめ新町政の重要事項の相次ぐ審議決定に多くの機能を遂行していたといえる。町田儀平所蔵のこの時の町会招集通知を掲げておく。

左ノ事件ヲ議定セシメン為本月十一日ヨリ町会開設ノ条、同日午前八時
清見寺ニ来集スベシ

明治二十二年七月五日

中之条町町長 根岸善作 印

町会議員

町田儀平 殿

(註) なおこの通知の裏には右記のような町会の審議事項の五項目が示されている。

なお当時の選挙投票の事情を知る町役場所蔵の資料「群馬県第四区選挙区中之条町投票所投票票明細書」(明治二十三年七月一日付)があるので、その内容も併せて示しておく。

一、投票所管理者タル町長ハ選挙人中ヨリ二名ヲ立会人ト定メ、選挙期日六日前ニ通知シ……二、午前七時投票ヲハジメル前、管理者ハ立会人ト共ニ選挙人面前ニ於テ投票函ヲ開キ、其空虚ナルコトヲ称シ、且ツ投票箱第一蓋ノ錠ヲ卸シタル後、立会人ノ列席スル卓上ニ之ヲ置キタリ、三、投票所管理ハ到着番号順序ニ依リ選挙人ヲ呼出シ選挙人名簿ニ対照シテ定式ノ投票用紙ヲ交付シ、各選挙人ヲシテ順

次ニ自ラ投票函ニ投入セシメタリ。四、文字ヲ書スルコト能ハザル由申立ルニ依リ管理者ハ選挙法第三拾六条ニ依リ町吏員町田繁太郎ヲシテ其姓名ヲ代書セシメ、之ヲ本人ニ読ミ聞カセタリ(九名アリ)。五、四時投票終リヲ告ゲ投票所入口閉鎖。六、選挙人総員三五名、投票シタルモノ三四名、棄権シタルモノ一名。

沢田村、新しい村会の第一回議員選挙は五月二日(二級議員)と三日(一級議員)に行われた。その結果二級議員二級議員それぞれ六名が決定したが、まず第一回沢田村会議員名簿を掲げておく。

一 新町村の成立と発展

一 級 議 員		二 級 議 員	
議員名	出身大字	議員名	出身大字
折田藤七	折田村	山田次郎平	山田村
町田藤吉	下沢渡村	関謙平	上沢渡村
唐沢友八	四万村	関紋三郎	上沢渡村
山田兵四郎	山田村	町田賢次郎	山田村
関善平	四万村	折田軍平	折田村
田村茂三郎	四万村	中沢半三郎	上沢渡村
	44		53
	38		43
	35		51
	41		46
	39		41
	32		29
	年令		年令

(沢田村村会議員)

(註) 一級では、折田藤七、町田藤吉、唐沢友七の三名が六年議員で二十八年四月に満期、山田兵四郎、関善平、田村茂三郎の三名は三年議員で、二十五年四月改選になる。

二級では、町田賢次郎、折田軍平、中沢半三郎の三名は六年議員で二十八年四月に満期、山田次郎平、関謙平、関紋三郎の三名は三年議員で二十五年四月改選になる。

これによると、旧村別では山田村上沢渡村四万村がそれぞれ三名、折田村二名、下沢渡村一名ずつであった。年令では平均四十二才で五十代二名、四十代五名、三十代四名、二十代一名で、一級にくらべて二級の方が年令のたかい者が多かった。五つの旧村の集合体であったので部落の対立意識にもとづく学校や役場の位置決定や道路改修の問題などが大きかったようである。二十年代になって新加入した四万村と他の旧村間のことも課題であったろう。

名久田村、二十二年五月に新制村会初めての議員選挙が行われ、一級二級議員が夫々六名ずつ決ったが、まず第一回村会議員を掲げておく。次頁でみると、旧村別では平村が五名で最も多く、横尾村三名、赤坂村大塚村は二名ずつであった。議員の平均年令は三十九才で、五十代二、四十代二、三十代八で、若い三十代議員が三分の二をしめていた。最高五十一才。最低三十才であった。二十三年補欠で就任した剣持学治郎(吾妻養蚕講習所の講師を勤める)は実に二十六才であったことが注目される。なお平村出身の議員のほとんどが一級であったのも注目してよい。なお年令上では一級二級ではあまりちがいはみられなかった。

以上、各町村の初年度議会の構成状況を一覧したので、つぎに議会の審議を通して決定された町と村の主な諸条

令、諸規約等をみておく。

町村の条令規程の作成

新発足した町村にまず主要不可欠な条例づくりの大仕事があったが、不慣れの役場書記たちは取急ぎ日々この職務に追い廻わされた。早急に原案の作成をすませ議会の審議をへて一日も早く決定する必要があった。それだけに初期の町村役場は町村長を先頭にあげてこれに精魂を傾けて取組んだ。中之条町では、上述したように町条例第一号から第六号と歳出入取扱規定及び給料給与旅費支給細則が発足二カ月目の七月十一日の町会に早くも提出され審議決定されている。中之条町の場合は書記三名を中心に町の行政組織は村に比して整備されていたといえ、短時日の条例作成の苦勞のほどが察せられる。第一号は常設委員条例で、学務委員二名の設置、第二号は有給吏員退隠料条例で、役場吏員の身分保証としての退隠料を規定した。それに町税関係の条例として、第三号町税条例でその賦課課目を、第

一 級 議 員			二 級 議 員		
議員名	出身大字	年令	議員名	出身大字	年令
関 直 八	平 村	30	小 林 兵 作	横 尾 村	32
関 小 八	平 村	38	割 田 重 三 郎	横 尾 村	36
劍 村 喜 兵	平 村	34	伊 能 貞 重 郎	赤 坂 村	42
唐 沢 清 作			高 橋 弁 次	横 尾 村	30
補欠交代 二二二 月			吉 田 梅 重 郎	大 塚 村	38
関 伝 八	平 村	51	清 水 由 太 郎	平 村	50
奈 良 茂 平 次	大 塚 村	47			
唐 沢 甚 平	横 尾 村	38			

(名久田村村会議員)

(註) 一級議員では、関直八、関小八、劍持喜兵の三名は六年議員で二十八年四月に満期、関伝八、奈良茂平次、唐沢甚平の三名は三年議員で二十五年四月改選になる。二級議員では小林兵作、割田重三郎、伊能貞重郎の三名は六年議員で二十八年四月に満期、高橋弁次、吉田梅重郎、清水由太郎の三名は三年議員で二十五年四月改選になる。なお一級関小八は二十三年一月十日収入役に転じたので後任補欠選挙で二月十二日劍持学治郎(平村二十六才)が就任した。同じく一級劍持喜兵が二十二年八月二十二日病気で退任したので補欠選挙により十二月に唐沢清作(横尾村四十三才)が就任した。

一 新町村の成立と発展

四号町税徴収条例では、その賦課徴収の内容方法を規定した。そしてこれに関連して第五号徴収督促条例、第六号規則施行期限条例も併せて添加している（以上は木暮久弥所蔵文書による）。二十二年の町条例に対して、同年の名久田村条例文書（平村の茂木守治所蔵）によって当時の村条例の一端がわかる。これによると名久田村条例（第一号、第六号）が二十二年十二月二十日から施行されている。十二月十五日付の名久田村長奈良茂平次名で、「本村条例別冊之通、村会ノ議決ヲ經、内務大蔵両大臣ノ認可ヲ得、明治二十二年十二月二十日ヨリ施行ス」と通達告示されている。さてここで条例第一号常設委員条例の一部（第一条、第四条）と第二号退隠科条例の第一条とを例示しておこう。

中之条町条例

名久田村条例

条例第一号 常設委員条例	条例第一号 常設委員条例
第一条 本町ニ常設學務委員ヲ置ク	第一条 本村ニハ町村制第六十五條ニ依リ左ノ常設委員ヲ置ク 一、學務委員 四名 一、衛生委員 一名 一、勸業委員 一名 一、土木委員 五名
第二条 委員ハ二名ヲ定員トシ町會議員中ヨリ撰挙ス	第二条 各委員ハ公民中選挙権ヲ有スル者ヨリ撰挙スルモノトス
第三条 委員ノ任期ハ六年トシ議員其職ヲ辞シ又ハ退職スルトキハ委員ノ資格ヲ失フモノトス	第三条 委員ノ任期ハ二ケ年トス
第四条 委員ハ町長ノ指揮監督ヲ受ケ其職務ヲ担任スルモノトス	第四条 委員ハ村長ノ指揮監督ヲ受ケ其担当事務ヲ処弁スルモノトス

退 隠 料 条 例	町村有給吏員退隠料条例
第一条 町村制第七十七条ニ拠リ本町有給吏員ノ退隠料ヲ設ケ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ支給ス 一、本職四年以上八年迄年俸給年額五分ノ一 二、在職八年以上十二年迄年俸給年額四分ノ一 三、在職四年ニ至ラズト雖モ職務ノ為疾病ニ羅リ若クハ死亡シ又ハ在職三年以上ノモノ六十才以上ニ及ビ職務ニ堪エザル為退職セシ者ハ尚第一項ノ退隠料ヲ支給ス	第一条 本村ハ町村制第七十七条ニ依リ左ノ區別ニ從ヒ本村有給吏員ニ退隠料ヲ支給ス 一、満五年以上勤続セル者ハ俸給ノ十分一 二、満十年以上勤続セル者ハ俸給ノ五分ノ一 三、在職五年ニ滿タズト雖モ職務遂行ノ為ニ疾病ニ羅リ遂ニ廢疾トナリタル者ニハ俸給十分ノ一

退隠料条例は第一条ノ第四条であつた。中之条町の条例では、条例第三号町税条例の第一条で「本町ニ於テハ町税ノ賦課スベキ課目左ノ如シ一、地価割二、戸別割三、營業割」と規定している。条例第四号町税徴収条例の第一条で「国税附加税ハ地価ニ附加シ徴収期地価現在額ニ賦課徴収ス」と原則を示し、第二条ノ第五条で具体的内容を定めている。条例第五号徴収督促条令（第一条第三条）。条例第六号条例規則施行期限条例を附加している。

(3) 新町の初年度財政

新制下のわが一町三カ村の初年度（二十二年度）の財政を考察する。特に町と村の財政上の比較を行いたいのだが、村の財政資料が三カ村ともないので初年度の村の財政分析は省略する。そこで中之条町だけについて二十二年度の町の財政分析を行うことにする。新町の初年度予算はさきの七月十一日の町会に諸条例と併せてこの日の最重要の議題として提出された。諸条例とともに僅か二カ月で新制下の町予算を作成するのは大変に難しい仕事だったと思う。

まず歳入歳出についても当日の提出予算原案を款別表で揭示すると第6―1表・第6―2表になる。（資料―明治二十二年中之条町歳入歳出予算綴―木暮久弥所蔵）。この予算の大綱をみると、(イ)歳入予算の基礎は町税依存がほとん

第6—1表

款	項	歳入予算額
町	地 価 割	円錢厘 410. 20. 5
	営 業 割	388. 05. 7
	戸 別 割	493. 60. 0
	※所 得 税 割	原案に附加される
税	小 計	1, 291. 86. 2
雑 収 入	不 用 品 払 代	75. 0
	国 庫 交 付 金	16. 23. 7
	小 計	17. 98. 7
合 計		1, 299. 84. 9

第6—2表

款 別	歳出予算額
町 役 場 費	円錢厘 698. 11. 6
会 議 費	233. 90. 0
土 木 費	12. 00. 0
雑 支 出	11. 60. 0
役場新築費	284. 00. 0
予 備 費	30. 00. 0
合 計	1, 269. 61. 6

どで、国庫交付金はその僅か一割余にすぎない。こういう財政基礎では新町政の推進も中々容易でなかったように思われる。従って新制度による組織機構や資金を伴うものは当然後廻しになった。まず条例規則等の整備で手一杯というところであった。(四)歳出予算では新設に伴う役場費が五割以上をしめ、これに会議費を加えると約七割にもなっている。これは新町発足の初年度歳出の性格をよく示しているが、一つの特徴は役場新築費(二八四円)を計上していることである。しかし当時の脆弱な町財政のもとでは当然議会で削減され繰り延べになっている。

ここで新制下の町政の性格を知るために、役場費と会議費の詳しい内容をみておこう(第6—3表・次頁)。

①役場費 その中心は人件費としての給料と報酬である。

収入役を含めて四名の書記給料二八五円、町長助役の報酬年間一五七円十銭、区長十一人分の報酬四十五円(一人約四円)、給料報酬併せて人件費は約六一四円にのぼった。これに対して物件費としてその需要費は全部で百円たらずで、内訳で備品費消耗品費ともに僅少だった。②会議費 (イ)議員十

第6—3表

款	項目	予 算 額	備 考 (内容)
役 場 費		円錢厘	
	第1項 給料	384. 51. 6	月俸10円 1人
	書記給料	203. 22. 6	5円 2人
	臨時雇給料	30. 00. 0	月俸3円 1人
	収入役 "	81. 29. 0	月俸8円
	使丁 "	70. 00. 0	月俸3円50銭 2人
	第二項 雑給	229. 25. 0	町長105円 助役52円50銭 区長11人
	報酬	202. 50. 0	1戸10銭当リヲ以テ45円 但戸数600戸
	実質弁償額	26. 75. 0	月額町長1円、助役50銭、区長1円 10銭
	第三項 需要費	97. 60. 0	卓子2組 4円40銭椅子10ヶ20円書籍 代5円
	備品費	29. 40. 0	紙筆墨代30円70銭 薪炭
	消耗品費	48. 70. 0	油茶代17円 肉代1円
	賄費	7. 50. 0	宿直弁当料1ヶ月75銭
	通信運搬費	4. 00. 0	郵便料1ヶ月40銭
	雑費	8. 00. 0	借家料4ヶ分
	計	円錢厘 698. 11. 6	
会 議 費	議員実質弁償費	144. 00. 0	議員12人の会議出席実費(1人12円)
	雇給	46. 00. 0	書記1人 雇給36円 小使1人10円
	雑費	43. 90. 0	備品11円90銭 議場借家料20円 其 他12円
	計	円錢厘 233. 90. 0	

二人の会議日数八十日に対する実費弁償費として一四四円（一人に付十二円）が計上されている。(ロ)これに雇給として議会担当の書記一名分の三十六円（一日三十銭で百二十日分）、小使一名の雇給十円（日給十二銭五厘で八十日分）いさらに雑費として備品十一円九十銭、議場借家費二十円（一日二十五銭）、其他十二円、計四三元九〇銭という内訳である。

以上、七月十一日提出の予算原案についてその特徴を概観したが、短時日のため不十分な諸点も多く、特に歳入財源の捻出について当日町税関係の三号四号条例の審議と併せて議会で再検討されたらしく、この条例に多くの修正が加えられた。主要な諸点だけをあげておく。①町税賦課の課目として地価割戸別割営業割（以上原案）のほかに、所得税割が附加されたこと。②そのために町村制九十条に抛り次の特別町税を設定した。(イ)特別所得税（所得二百円～三百円未満）(ロ)料理店税（但し雇人を仕役するもの）(ハ)芸妓税 (ニ)興行税 (ホ)挽子税 ③そしてこの特別町税の賦課方法については町税徴収条例第三条が添加された。

2 新町村の行財政の展開

明治二十二年に誕生した新町村は、その後いかに展開していったか。ここでは明治後期約二十年間の歩みをたどることにする。明治後期の時期区分によって、日清日露戦争を時代指標にしながら[I]二十年代の新町村発足期、ついで日清戦争を契機に[II]三十年代の新町村の確立期、そして日露戦争終結を契機とする[III]戦後四十年代の新町村の膨張期に三分して把えてゆくことにする。従ってわが一町三カ村の行財政の歩みについても、この区分に従いながら新町村二十年間の展開を追ってゆく。そこで課題となるのは、「二十年代後半の日清戦争と三十年代後半の日露戦争が、わが町村の行財政にどんな影響を及ぼしたか」ということである。なお「町村行政がその地元住民にどんな関係をもつ

たか」も併せて問題にしてゆきたい。

(1) 明治三十年代の新町村政

新町村の成立した二十年代前半は日本の近代国家体制が整備された時期であり、地方制度も二十二年における近代町村制の確立にはじまり、翌二十三年五月には新しい府県制郡制が公布されて地方自治体制の近代化が一応整備した。すでに二十二年二月の明治憲法発布にもとづいて二十三年十一月には衆議院が成立し、国から府県郡町村につながる近代国家の行政体系も樹立された。かくて整備された国家体制下に町村の行財政も明治前期とは違って本格的な展開をはじめた。従って新町村制は出発当初において相当整備された形態をもっていた。しかしこれを受容する地方住民の側には未だ代議制的な地方自治の観念はなく、ために住民側からの対応意識はほとんどみられなかった。ただ政府年来の宿望だった条約改正事業上から、そしてこのための憲法施行の基礎工事の意味もあって、町村制の近代的整備は上からのものとして進展していった。従って多くの町村では広く住民のよりあがりとしてではなく、上からの指令による少数の上層指導者たちの献身的奉仕によって推進された。特に二三十年代の発足期から確立期にかけては町村長はじめ少数指導層によって新町村の制度的整備に献身的な努力が重ねられた時期といつてよい。個人や「家」をも犠牲にして町や村への奉仕に専念した人々も多かった。

二三十年代のわが一町三カ村の行政はどのように展開したか。町村政を人と組織の観点から、町部と村部とにわけて述べてゆく。

中之条町 まず二三十年代の町長をみると、初代根岸善作（伊勢町）について、二代は中之条町の田中甚平が就任し、夫々大体満期を勤めている。三十年に入り、はじめ三代の桑原竹治郎（中之条町）が約二年間就任して、伊勢町の木暮茂八郎に交代した。四代町長木暮は一期四年を勤めあげ、日露戦争前の三十六年から十才若い田村喜八（中之

条町)に引継いだ。新町の行政機構の組織づくりは三十年代前半までにほぼ確立しているが、その間田中桑原木暮等の幕末期生れの三人の町長によって町政の基礎がきづかれた。特に木暮町政期にはその仕上げが行われたといっている。

とにかく前述のように新町発足当初の二三年は新制度による最小限の条令や規則づくりに追われ続けたが、これを一応手がけて後はじめて新町役場の移転(二十五年九月)が行われた。この頃からは歳出予算中にも勸業費(農業技術振興のための試験費や技師招聘費)や土木費(道路費)を僅かながらも支出計上できるようになり、これを契機に三十年代には人件費以外の費目の増大の拠点ができた。さて日清戦争後の二十年代後半から三十年代にわたる期間には、さきの田中桑原木暮等の町長時代で、まさに新町政の確立期であった。町財政上からも日清戦争時の二十七八年から明かに増大傾向がみえ、特に戦後二十九年三十年になると町財政の膨張が著しくなる。これは歳入において十九年の町税が前年に比して約倍増している点に最もよく示されていた。すでに歳出経常費において二十七年からは衛生費の新設、土木費の増加、そして二十八年からは勸業費の増大となって現われていた(明治四十三年中之条町郷土誌中之条町歳出歳入表参照)。田中町政後半の二十九年には学校新築に着工するし(六月三日)、また日清戦争後の赤痢病流行を契機に衛生施設や組織の整備も行われた。戦後の三十年前から急速に国や県からの町村への指令にもとづく新しい職務が増大して町村行政は一段と多忙になる。そこで三十年度の桑原町長になると、従来の名誉助役のほか新しく有給助役を新設している。また三十年代の初頭には役場書記も増えている。初代有給助役として柳田種十郎が三十四年四月、ついで柳田阿三郎が三十一年四月就任した。そして三十年度には書記に剣持礪治・町田繁太郎・蟻川卷太郎の三名が採用された。桑原自身の町長就任当初の手記をみても、四月十日に町長事務引継を終了、十三日臨時町会(議事―衛生費補助金処分法、収入役・学務委員の選挙、区長選任等)、十五十七両日間歩用水協議会、十九日道路担

当人會議、二十日学齡兒童の勧誘のための出張など、就任早々町長としての多忙な職務の連続であった。当時の町の行政について、吾妻郡役所の巡視報告書（三十一年三月十五日付）によって、その諸状況をみておく。

一 町役場ノ事務分課及執務ノ体裁 「庁舎借家ナルモ其構造適當ニシテ物品ノ整備モ完シ事務分掌ハ適當ナリ、文書收受配付及発送手続ハ処務規程ニヨツテ実行セリ。吏員ヨク職務権限ヲ遵守セリ」

二 役場事務ノ概況 「事務ハ他町村ニ比シ稍々繁ナリ。事務最モ多キハ徴税ニシテ教育衛生戸籍ニ関スル事務之ニ並グ」

三 吏員ノ勤怠能否及事務ノ成績 「出勤普通ニシテ欠勤少ク精勵事務ニ服ス。組織選任適當ナリ。当年（三十年）町長収入役交迭シ書記三名ノ異動アリ。名督助役本年四月辞職シタル儘、未ダ後任者ノ選任ヲナサズ、本年新タニ有給助役条令ヲ制定シ有給助役ヲ置キタリ。事務処弁概シテ精速ニシテ錯雜渋滞ノ跡ヲ認メズ。徴戒処分ヲ執行シタルコトナシ。給料給与ノ規定ナシト雖モ月末支給ノ慣例ナリ。町教育衛生勸業土木等ノ事務並ニ国県郡行政事務可ナリ奉レリ。

四 町會議員選舉ノ景況 議員定数十六名ノうち二名（一名辞職、一名資格喪失）アリテ、ソノ補欠選舉ヲ執行セリ。而シテ議員選出上ニ於ケル党派ノ關係ナク選舉手続ハ適法

つぎに新町政が確立された木暮町長期（三十二年～三十六年）の諸状況を少し詳しく述べておく。三十二年二月、

ニシテ選舉ニ関シテ弊害ナク選舉ノ効力ニ関スル訴願ナシ。尚議員ノ辞職シタルモノ三名アリ。其補欠選舉ヲ行ハズ且下欠員タリ。

五 町会ノ景況 會議党派ノ弊害ナク静穩ナリ。會議ノ度数四回ニシテ其ノ最モ長ク開会シタルハ三日間ニシテ而シテ議決ノ公益ヲ害シタルモノナク、議事ノ再議又ハ停止処分ヲナシタル事ナシ。議員ハ権限ヲ遵守シ議事細則ニ依リ議事ヲ進行セリ。臨時會計検査ハ年度三回之ヲ行フ。町事務ニ関スル書類及計算書ノ検閲ヲナシタル事ナシ。事務ノ管理及収支検査ノ手続等ニ至リテハ未ダシ。訴願裁決ヲナシタルコトナシ。

六 町経済ノ状況 町税其他負担ハ赤痢病ノ流行学校舎ノ増築等ノ結果、前年ニ比シ稍々重シ。所得税賦課徴収方法ニ錯誤ノ点、生徒授業料、徴収方法ニ不都合ノ点アリ。是正ヲ命ジタリ。財産ハ負債ナシ。滞納処分ヲナシタルモノ、延納許可ヲナシタルモノナシ。

七 町吏員ノ部民ニ対スル接遇 部民ノ召喚ハ文書ヲ以テス。部民ノ口頭申出ニ依リ処分スルモノナシ。部民ニ接スル懇切ニシテ各部ニ対スル処置公平ナリ。



中之条町木暮町政期（明治32—36）の三役と役場吏員

町長の交代で桑原から木暮に継承された。まず木暮町政の初期の状況からみてゆく。

①町役場の人的構成 町三役は木暮町長（四十七才）のもと、名誉助役小池政七（四十七才）、有給助役は始め桑原町長期からの柳田阿三郎（二十五才）が三月中旬まで在任したが辞任し、四月十日に蟻川七郎次（五十一才）が就任した。収入役もはじめ四カ月は久保田爲吉が前代から引続き勤めていたが、この年七月木暮林平が就任して新三役の主軸ができた。書記も年度がわりのため多少の出入があった。町田繁太郎唐沢潤策高橋市五郎等三人、それに使丁二

人であった。当時の町長の補助行政機関としての委員では、学務委員二、勸業委員二（一名欠）、会計検査委員二、衛生委員二、伝染病予防委員二などがあった。町行政の末端機関としての区制が当時改正され、新しい区規定により十七区に分けられ、各区に区長と区長代理が置かれた。衛生に関してはこの年県訓令で大字別に五組合が創設され、組長副組長事務員各一名と外に委員も設置された。なお二十七年には新しい消防組も結成されるし、日清戦争後には青年会はじめ軍友会及び各種団体の組織化が進められ、大字単位までの系統組織化が行われた。これに伴って町にも関係の行政組織は二十年代にくらべると全く一変した観さえあった。

②町の行政処務状況 三十二年二月町会議事録でみると、

「町役場ノ事務モ歳々多忙ヲ極ムルニ至ルハ云ウマデモナク、殊ニ昨三十一一年ハ諸種ノ新法典実施ニ際会シテ從來ト其取扱方ヲ異ニシタルモノ勸カラズ……」とあって、処務の増大に加えて相次ぐ改正に伴う新規の事務取扱法の変更には多くの戸惑いがみられた。業務別状況によると、(イ)衛生 当時なお伝染病の流行が甚だしく、そのため予防策としての衛生費が激増した。施策として清潔法の施行で検閲が年七回、衛生講話会六回、隔離病舎の整備等が行われた。(ロ)勸業 当時

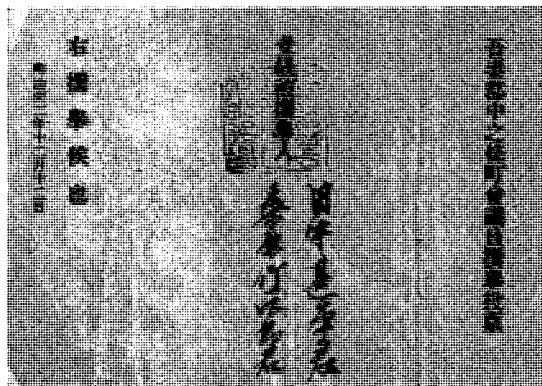
盛んになった農事講習会の開設、伊参村との連合で農産品評会の開設等が行われた。(イ)土木 県事業の地元受の土木工事十五ヶ所(七七五円六七錢三厘)のほか、町費による里道改修を実施した。(ロ)税務 物価高騰により滞納者の増加(県税五十三人町税七十四人国税なし)、通例の土地関係業務の外土木監督署の依頼による詳細な河川調査の実施等があつて、三十年代に入り税務の仕事量の増大がうかがわれる。

以上業務を一覧しただけでも、当時の町行政は戦後の町経済の年々伸長による町財政の増大に裏付けられて諸事務は繁忙化の一途をたどった。しかし町当局によると、当時においては「理事者ハ勉メテ贅費ヲ省キ不意ノ費ヲ節シ財政整理ヲ計ルト共ニ、益々基本財産ノ蓄積ヲ増殖セント期シタリ、只未ダ整理増殖ノ方法確定セズ」という状況であつた。かかる町行政の状況にはその木暮町政期における毎年の役場事務報告書を通覧しても同様な特徴をもつていたといつてよい。

④町会町会議員 町会は三十一年には七回開催、附託議案三十二件で、主要議案の歳出入総予算追加予算はじめ学校修繕費、常設学務委員規程改正、役場処務細則の改正等が可決された。なお否決されたものは退隠条例、手数料徴収条例、基本財産条例等があつた。これが三十三年には開会十二回、議事件数も三十八件にふえ、この年町議補欠選挙を実施している。三十六年には開会八回だが、議事件数は四十一件に増えている。こうして附託議案の方は例年増加する傾向にあつた。

三十一年三十四年の町会議員を次頁の表にあげておく。当時町議の定員は一級八名二級八名の十六名(二十年当初は十二名)で、三十一年の議員を大字にみると、一級では中之条町二、伊勢町四、青山村二、二級では中之条町四、西

一 新町村の成立と発展



中之条町々会議員投票用紙 (一級・明治32年)

中之条村三、市城村一、計中之条町六名、伊勢町四名、西中之条村三名、青山村二名、市城村一名と旧連合からの議員数は中之条連合九名、伊勢町連合七名であった。伊勢町青山村は一級議員だけ、中之条町西中之条村は二級議員が中心という極めて対照的特徴をもっていたのが注目される。三十四年(改選期)の町議を大字別にみると、一級では中之条町三、伊勢町三、青山村一、西中之条村一、二級では中之条町四、伊勢町一、市城村二、西中之条村一、計中之条町七、伊勢町四、青山村一、市城村二、西中之条村二となっている。旧連合別では中之条連合九名、伊勢町連

合七名であった。大字別では中之条が最も多数をしめていた。有力議員は当時はやはり一級出身であった。なお参考として三十一年三月の町議選挙人確定名簿によって町議選挙人数(公民)を大字別で示すと次表

一 級 議 員					
湯本 浜吉	山田 金伝次	木暮 茂八郎	木暮 林平	小池 直次郎	小池 彦平
					桑原 竹治郎
					田村 喜八
明治三十一年					
高橋 徳平	山田 金伝次	木暮 茂八郎	小坂 橋藤平	小池 徳重郎	田中 甚平
					桑原 竹治郎
					田村 喜八
明治三十四年					
二 級 議 員					
飯塚 喜八	関 嘉三郎	中島 平四郎	小池 政七	今井 春吉	鎌川 七郎次
					関 棟吉
					樋田 嘉吉
明治三十一年					
飯塚 喜八	二宮 勘蔵	中沢 祥平	剣持 九十郎	鹿野 浪太郎	蟻川 七郎次
					中沢 藤作
					根岸 伴次郎
明治三十四年					

第6-4表 (中之条町)

	一級	二級	計
中之条町	28	76	104
西中之条村	9	78	87
伊勢町	14	93	107
青山村	7	27	34
市城村	5	36	41
計	63	310	373

(第6-4表)になる。一級選挙人では中之条町が伊勢町の二倍も多く、二級では伊勢町が一番多かった。二級では西中之条村が中之条町よりも僅かに多かったのも注目される。これは旧村時代以来の財力(地租)の反映でもあり、大字中之条町地区が当時における経済的優位を示していたと同時に、これに立脚する政治的指導力をも示唆していたといえる。

沢田村 ④村政の展開 新村発足後の二三十年代の村政の推移をみると初代村長町田賢次郎は約二カ年在職し、病氣のため山田村の若い山田次郎平(三十二才)に交代した。山田は十三年以来十余年の戸長経験もあり、

そのうえ山田一族の総本家(屋号棒丸)として村の名門の当主でもあった。発足当初の二十年代の後半の村政を二期(五年間)にわたり担当し村行政の基礎をつくった。これには助役町田勘平次・収入役岡田市郎町田品五郎などの連帯協力による所も大きい。この間日清戦争時にもぶつかり村政業務も繁忙を極めた。戦後二十九年三月辞任して町田品五郎(山田村三十二才)が現職の収入役から選ばれて四代目村長に就任した。先輩村議の多いなかで若い現職収入役が村長に選出されたことは注目に値する。それだけに彼の才腕に期待されたものは当時何であったか。明治四十三年の村郷土誌をみても「国家未曾有の大事たる日清日露の戦役あり、町村の事務益々繁劇を加へ歳費は年々膨張し為めに画策せし事業も意の如くならず之れ遺憾とするところなり」とあるように、事務の増大歳費の膨脹によって村政は大きな悩みももちはじめたのがこの頃からである。特に三十年以降の村の年々の歳出予算にしめる教育費の比率は五〇%をこえてくる状態にいかに対処するかは大きな課題であった。この四代村長期には二十九年大岩分校が設置された、三十二年四月には沢田高等小学校が発足している。そして翌三十三年五月には校舎が落成した。その工事は

実に千十一円三十四銭九厘の巨額を要している。町田（品）村長は約四カ年の任期満了して三十三年三月辞任して、五代には村の元老格の折田軍平（五十四才折田村）が出馬した。そのあと四万村の関善平（五十一才）と続いた。初代から四代まで新村政十三年間にわたり山田村出身の村長が代々続いてきたが、三十三年から三十八年まで二代五カ年間は折田村四万村出身の村長が就任した。やがて日露戦争後の明治年間には再び山田村出身の村長になるのである。このように新制沢田村発足以来二十年間の歴史をみると、ほとんど山田村出身の村長が歴任しているが、これは新村内にしめる旧村間の経済力において山田村の圧倒的優位によるものであらう。

さて三十年代の日露戦争前から戦時にわたる折田・関両氏の村政期（三三年～三八年）は、前述のように年々膨脹する村財政と役場事務に併せて戦争になると多くの村民の出征応召はじめ銃後の軍役や援護などの新業務も累積して極度に繁忙になった。この期の役場三役をみると、日露戦争勃発前の折田・関村政の前半期には、助役に角田広作から関億平次（いずれも三十代）、収入役に中沢作馬（四十代前半）が当たった。そして日露戦争時になると、助役には前村長の町田品五郎（四十才前後）、収入役には町田藤吉（五十代）が当たった。特に戦時における町田助役の協力は繁忙多端な日露戦争下の村政運営には大きな支柱となっていた。

④村会・村会議員 村会議事録を欠くのでこの時期の村会の議事に関する詳しい実態はわからない。村会議員一覧表を示しておく（次頁）。

これで見ると、第四回選挙（三十年代前半）の頃まではほとんど初回の議員の顔触れと変わらず、そのため議員年令が著しく高令化してしまった。特に二級議員では平均五十才をこえる老令者の集りに変わった。当時村政の三役はいずれも三十代、特に村長町田品五郎は三十二三才の若さであって、村当局と議会との年令差は、やがて議会の若がへりが期待された。かくて三十代後半（日露戦争前後）からは多少なりと議員の交代がみられた。ただ当時の議員は旧村の主

第六章 明治後期

明治31. 4～34. 4				明治28. 4～31. 4				明治25. 4～28. 4				一級議員名	議令	出身大字
唐 関 山	(補)折町	折 折 町	関 山 山	関 山 山	唐 町 折									
沢 田	山 田 田	田 田 田	田 田	田 田	沢 田 田									
辰 善 次	兵 藤 藤	軍 藤 藤	紋 兵 次	紋 兵 次	友 藤 藤									
四 郎 平	郎 四 七 吉	平 七 吉	三 郎 郎 平	三 郎 郎 平	八 吉 七									
31 48 39	45 42 49	50 39 46	53 42 36	50 39 33	45 43 36									
四 四 山	山 折 下	折 折 下	上 山 山	上 山 山	四 下 折									
万 万 田	田 田 沢	田 田 沢	沢 田 田	沢 田 田	沢 田 田									
村 村 村	村 村 村	村 村 村	村 村 村	村 村 村	村 村 村									
関 関 田	横 町 中	横 町 中	関 関 田	関 関 田	中 折 町									
村 村 村	山 田 沢	山 田 沢	村 村 村	村 村 村	沢 田 田									
謹 紋 茂	孫 賢 半	孫 賢 半	謹 善 茂	謹 善 茂	半 軍 賢									
平 三 郎	平 治 郎	平 次 郎	平 平 郎	平 平 郎	三 郎 平									
51 56 25	59 61 63	56 58 60	48 45 51	45 42 48	57 47 55									
上 上 四	折 山 上	折 山 上	上 四 四	上 四 四	上 折 山									
沢 沢 万	田 田 沢	田 田 沢	沢 万 万	沢 万 万	沢 田 田									
渡 渡 村	村 村 村	村 村 村	村 村 村	村 村 村	渡 村 村									
村 村 村	村 村 村	村 村 村	村 村 村	村 村 村	村 村 村									
					</									

一 新町村の成立と発展

な家の戸主がしめていて、根本的には戸主の世代交代によってのみ議会の人的若がへりがなされた時代であった。これが実現するのは日露戦後、特に明治末年から大正期に入ってからであった。かくて三十年代の村政は人的には比較

明治40. 4～43. 4				明治37. 4～40. 4				明治34. 4～37. 4			
高 関 福 関 (補) 関	平 田 慶 龜 善	清 旧 六 右 門	吉 衛 藏 伯 平	関 高 関 福 登 町	平 田 坂 田	慶 清 善 常 太 品	藏 吉 平 吉 郎 郎	福 登 町 田 坂 田	田 坂 田 常 太 品	唐 関 山 沢 田 辰 善 治	郎 平 平
42 40 38	49 33 54	46 39 51	42 35 40	39 32 37	34 51 42	上 山 上 四 四 四	沢 田 沢 渡 万 万 万	村 村 村 村 村 村	四 四 四 万 万 万	田 田 田 田 田 田	村 村 村 村 村 村
(補) 町 登 福 田 折 山	田 坂 田 村 田 田	茂 軍 次 郎 平	三 郎 平	田 折 山 村 田 田	茂 軍 次 郎 平	福 中 関 田 沢 田 沢	田 沢 田 沢	田 沢 田 沢	田 沢 田 沢	(補) 関 田 横 山 村	孫 謹 茂 三 郎
60 43 38 45	37 62 48	33 59 45	35 69 37	32 66 34	62 54 29	上 山 下 折 四 折 山	沢 田 沢 渡 万 田 田	村 村 村 村 村 村	上 上 山 沢 沢 田 田	折 上 四 沢 万 渡 田 田	村 村 村 村 村 村

第6—5表 (沢田村)

	平均年令		
	一級	二級	計
第1回議員 明治22~25	38.2	43.8	41.0
第2回 明治25~28	41.0	49.0	45.0
第3回 明治28~31	44.3	53.0	48.7
第4回 明治31~34	42.3	57.3	49.8
第5回 明治34~37	39.2	50.8	45.0
第6回 明治37~40	42.2	50.8	46.5
第7回 明治40~43	42.7	59.8	51.3

的若い執行部と旧村時代からの経験豊かな老令議員とのコンビによって運営されていたのである。三十四年と三十七年の第四回第五回の村会議員選挙は人的交代の一つの転換期だった。そしてこれを背景にして村政は町田品五郎助役（四十代前半）を支柱とした関善平村政期（五十代前半）から町田虎五郎村政期（四十代前半）そして四十年代前半の第二次町田品五郎村政期へと展開していった。その間村会の人的構成もかなりの変化していった。最後に明治後期の第一回〜第七回までの村会議員の年令別（第6—5表）と大字別（第6—6表）の人的構成の変化を表示しておく。第6—5表から回期別に村議の平均年令をみると、明治期には初回から回期を重ねるごとに大体たかくなっていった。第一回の議員は四十一才であったが、三十年代前半には四十五才をこえ、四十年代には五十才の高令になる。これは沢田村では当時の村議の大半が引続いて何期も就任を重ねたからである。人の入替が少く、かつまた二三十年代には家長（戸主）の世代変わりもなかったためであろう。後述する名久田村議の場合も一般に共通した特質が多少認められるが、沢田村議員の方が各年次ともは平均年令はずっとたかい。初代議員の平均年令は一般にどこでも若く、名久田村議は三十九才であったのに対して、沢田村議は二才も年長ですでに四十一才であった。七回目の明治末期（四十年代初）になるとさらに十才も年長化して五十一才になる（名久田村議は四十一才で十才も若い）。このように名久田村議と沢田村議の平均年令差は七期二十年間に一才から十才に拡大した。さらに一級議員と二級議員の平均年令をしらべると沢田村では一級より二級の方が平均年令でかなりたかい（名久田村では反対に一級の方が平均年令がたかくなっている）。特に沢田村四十年

第6—6表

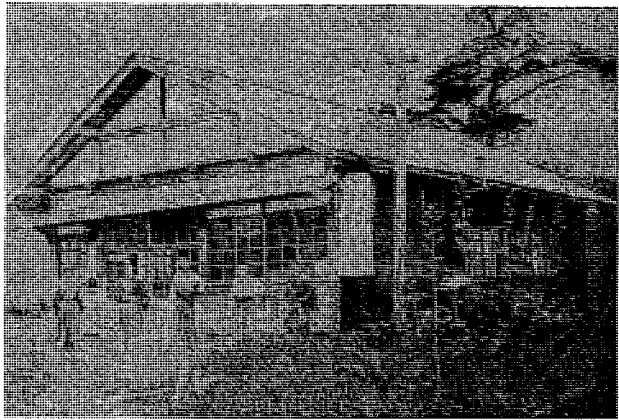
(沢田村)

	折田村	山田村	上沢渡村	下沢渡村	四万村
第1回議員 明治22~25	2	3	3	1	3
第2回 明治25~28	2	3	3	1	3
第3回 明治28~31	3	3	3	1	2
第4回 明治31~34	2	3	3	1	3
第5回 明治34~37	2	3	3	1	3
第6回 明治37~40	2	3	3	1	3
第7回 明治40~43	2	3	3	1	4

代の七期二級議員の平均年令が六十才の老令であったことに注目しておきたい。

さてつぎに第6—6表から村会における議員の出身大字別構成数を見ると、第三回議員を別にして明治後期では各期ともに、山田・上沢渡・四万村が各三名、折田村二名、下沢渡村一名というのが通例で、二十年間ほとんど固定した議会の地区別構成であった。これは旧村間の勢力分野の反映でもあったが、長い間にわたって固定化した人的構成の基盤をもちつづけていたが故に、沢田村政はとにかく安定化していた。しかしまたこのために停滞化もまぬかれえなかった。

伊参村 初代村長以降二三十年代の伊参村政の推移をみると、初代唐沢平村長（五反田村）のあとをうけて、岩本村の伊能佐吾七（五十五才）が二代村長に就任した。就任後、病氣のため初代村長が助役として協力してきたが、任期僅か五カ月で死去したので、再び唐沢平が村長に就任した（五十一才）。二代の伊能佐吾七は明治初年以來岩本村はじめ近村の官選戸長にも選ばれるほどの逸材であったので、次代村長として大いに宿望されたが、その病死は村民から哀惜された。三代に再任した唐沢村長は助役には再び森田安四郎（岩本村四十二才）を採用した。森田はすでに初代の際の助役として発足時の新村政の条例規則の作成、新村予算の編成などの新制伊参村の基礎づくりの中心として協力した人材で、再任後も引続き創業期の村政の諸般の整備に尽力した。第二次唐沢村政の後半助役には綿貫四平（蟻川村四



明治後期の伊参村役場（岩本字高嶺）と役場吏員

道の基礎をつくったこと、③日露戦争下に銃後援護に貢献したことなどである。

さて日露戦後の明治四十年代の村政は森田村長辞任にはじまる。当時森田を継承する新しい人物が未だ見出せず、そのため当時は村政から郡政に広く参与していた多忙の唐沢全平元村長が三度選任した（六十五才）。そしてこのもので初当選の村議綿貫宇十郎（蟻川村三十八才）が村長に望まれて助役に就任している。やがて第三次唐沢村政は四十

十七才）が就任している。かくて二十年代全期にわたる村の創成期の村政は二代にわたる唐沢全平村長期を通じて確立されたといつてよい。その間森田助役を支柱とし、綿貫助役はじめ創業時代の役場職員等の尽力にまつ所が大であった。三代村長以後の三十年の村政はまず岩本村の材木商やませ神保寛五郎（三十九才）が選出されたが、助役には唐沢村長期を通じてのベテランの森田安四郎（四十五才）が就任協力した。商人村長のもとの村政の実質的運営は森田助役であった。この神保村長は二カ年在職で辞任し、代って森田安四郎が三十二年四月に五代村長に就任した（四十七才）。森田村長は二期にわたり明治三十年代の村政を八年間担当して、その間伊参村政の発展と堅実な村政の風格を樹立した。森田村長のもとの助役には第一期が小林龍蔵（蟻川村三十六才）と神保参朗（岩本村五十二才）、第二期が綿貫庄平（蟻川村四十九才）と唐沢全平であった。八年間にわたる森田村長の業績としてあげられているのは、①伊参高等小学校の敷地問題解決のために尽力したこと、②中之条―伊参

四年五月その任期を満了し、新しい次代村長として綿貫宇十郎（四十一才）に移行していった。

以上二三十年から四十年にわたる伊参村政発足以来の明治後期の村政を通覧したが、この間の村政は初代以来三次の村長を勤めた唐沢奎平（四十七才〜六十九才）そして初代以来三代にわたる村長のもとで明治二十年代の助役を勤め、さらに三十年代には二期にわたる村長を勤めた森田安四郎（三十七才〜五十四才）の二人の村長が大きな役割をになったことがわかる。そして初めに森田安四郎を、そして四十年代になってからは、綿貫宇十郎という二人の人材を発見、これを抜てきして助役から村長に育成した初代村長唐沢奎平の人物と炯眼に注目したい。かくて伊参村政は唐沢奎平と、そのもと森田安四郎を中心にして明治の二十年間にすでにその基礎は築かれたといえる。そして初代唐沢奎平によって育成された次代の大正以後の村政の指導者綿貫宇十郎によって継承されていったのである。

最後に、この期の郡役所による伊参村巡視の報告書（三十年十二月二十日付）から当時の村行財政の状況を掲載しておく。

- 一 市町村事務ノ概況 事務ハ郡内最モ閑ナル方ナリ。事務ノ多キハ徴税ヲ第一トシ、平年ニ於テ字事戸籍ノ事務第二ニ位ス。然レドモ本年亦大字五反田村ニ於テ多少ノ赤痢病ノ侵襲ヲ受ケタル為、衛生事務第二ニ位ス。
- 二 吏員ノ勤怠能否及事務ノ成績 出勤普通ニシテ村長ノ欠勤多ク（神保村長）、他吏員ハ精勵事務ニ服ス、組織撰任マツ適當ナリ。
- 三 村ノ經濟ノ状況 村税其他ノ負担ハ普通ニシテ課税徴収期適法ナリ滞納者ナク、從ツテ処分ヲナセシモノ延納ヲ許可シタルモノナシ。
- 四 村吏員ノ部民ニ対スル接遇 部民ノ召換ハ書面ヲ以テシ、口頭申出ニヨリ処分スルモノナシ。部民ノ面接ヲ求ムル、之ニ接スル懇切ニシテ各部ニ対スル処置公平ナリ。

そして村会会議の状況については、「（三十年度に於いて）会議ノ度数四回、其長ク開会シタルモノ四日、会議ハ党派ノ弊ナク静穩ナリ。臨時会計検査ハ議員二名以上ノ立会ヲ以テ之ヲ行ヒ能ク実行セリ」と述べている。

名久田村 ④村政の展開 初代村長奈良茂平次は四年任期満了後引続いて第二期村長として一年五カ月を勤めた。

この五カ年余の期間で新村の初期の役場行政の基礎づくりができた。三代目村長には高橋辨次（横尾村）が就任したが、氏は若くして上京東京法学院にて新しい法律経済の勉強をし、帰郷後第一回からの村会議員を勤め、初代奈良村長のもとで二十四年度の助役、さらに二十六年には学務委員衛生委員の就任等、すでに初期村政には多くの部門にわたり参与してきていた。村長就任はまだ三十五才の若さであった。氏はその後大正昭和を通じて六期にもわたって村長を勤めたが、第一次村政期は初め日清戦争期のため出征凱旋幾多の戦時行政の繁忙に追われ、戦後二十九年には村にも赤痢病が蔓延してその対策に多忙を極めた。なおこの高橋村政期（二十年代後半期）には村にも上からの色々な新制度が導入されはじめた時期として、まず二十七年には新しい消防組織がつくられた。また村の学校制度も日清戦争後の二十九年には横尾榊窪村で分校を廃し、それぞれ独立尋常小学校とし、横尾村の一部地域を中之条町に委託するというような変革整備が行われた。

さて三代高橋村長期につづく三十年代の村長の移動をみると、三十一年から三十二年前半の一年半の間に四代と六代の三人の村長が交代している（関伝八四カ月、奈良茂平次五カ月小林兵作二カ月）、このめまぐるしい交替期をへて三十二年八月に七代村長として高橋辨次が再任した。このはげしい村長交替期の村政問題については村会議事録がないため明かにしえないが、新制度に伴う諸問題の解決に当たって各旧村間の調整等に苦慮した結果と推察する。ところで高橋村長になって約二年、つづく吉田梅重郎村長（大塚村五十才）が二年三カ月、さらに小林兵作村長（横尾村四十六才）が二年九カ月と、第二次高橋村政以後の三十年代は三代引続き比較的長期の就任をみて安定した。第二次小林村政期はちょうどその中間で日露戦争にぶつかり村民の応召出征、銃後の農業振興や軍人援護等々の累積する戦時行政に奔走した。ところで、この三十年代を通じての村政の課題であった学校統一問題と役場移転問題については、

一 新町村の成立と発展

明治25. 4～28. 3						一 級 議 員		備 考
関	高	唐	唐	(補)関	関	議 員 名	出身大字	
新	橋	沢	沢	伝	直	八	平 村	
作	次	平	清	八	八	平	村	
横	横	横	横	横	横	横	横	年令
尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	
村	村	村	村	村	村	村	村	
35	33	41	46	54	33			
						二 級 議 員		備 考
早	伊	吉	伊	割	小	議 員 名	出身大字	
川	能	田	能	田	林	兵	作	
冬	茂	梅	貞	重	重	三	郎	
藏	作	重	重	郎	郎	郎	郎	年令
大	大	大	赤	横	横	横	横	
塚	塚	塚	坂	尾	尾	尾	尾	
村	村	村	村	村	村	村	村	
31	40	41	45	39	35			

当時の歴代村長が引続き精魂を尽して苦勞したといわれているが、その詳細については不明の点も多い。組合村による吾妻高等小学校の解散に伴って名久田村にも高等科を設置することを契機に、新村単位に尋常高等小学校として一カ所に統合することに決定し、校舎の増築が行われた。吉田村長期の三十五年九月にはこの新校舎が落成した。かくて旧分教場が廃止されることになったが、当時はなお旧村意識の強かったことを思うと、部落の人々にとっては旧村学校の解消には大きな抵抗をもったことであろう。それだけに明治政府による学校神社そして役場などの移転統合政策のもと、これを末端村政において推進するには村長の指導力にまつ点が大であった。当時においては元老奈良茂平次と若い高橋辨次の二人に期待されていたように思う。

㊤村会・村会議員 二三十年～四十年代の村会議員（第一回議員は前掲）を一覧表に示す。

明治34. 4~37. 3				明治31. 4~34. 3				明治28. 4~31. 3			
吉田梅重郎	小林兵作	劍持熊吉	奈良茂平次	伊能只八	伊能只八	唐沢甚平	(関直八後任)	吉田森平	劍持元平	吉田森平	関持元平
大塚村	横尾村	平村	大塚村	赤坂村	赤坂村	横野村		大塚村	平村	大塚村	平村
50	44	29	59	33	56	30	47	45	56	42	36
綿貫勝太郎	山口角次郎	劍持爲平	吉田良平	高橋次	早川冬藏	劍持繁太郎	(三三、二月辭任)	小池斧衛	割田三重郎	小池斧衛	割田三重郎
赤坂村	横尾村	横尾村	大塚村	横尾村	大塚村	平村		赤坂村	横尾村	赤坂村	横尾村
48	35	52	33	35	39	37	53	49	59	46	56
明治三七、二月辭任				唐沢甚平後任関直八當選拒辭				後任 唐沢清作(當選拒辭)			
				後任 吉田良平(三三、四月辭任)				後任 吉田梅重郎(三三、四月辭任)			

一 新町村の成立と発展

この一覧表をもとに、さらに各回の村会議員について年令別構成と出身大字別構成をみると、第6—7表と第6—8表になる。第6—7表によって回期別に議員の平均年令をみると、初回から三回までは次第に平均年令がたくなると、第四回の三十年代前半期の村議の平均は一番高年令で四十四才であった。三十年代後半も大体平均四十二、三才である（四十年代初めの議員年令は平均四十一才と若くなるが、これは二級議員に三十代が六人中五人もしめて若がえったためである）。二十二年当選の初回議員は一般に若く平均三十九才であったのは注目してよい。一、二級別でみると一般に第三回議員を別にして、いつも二級議員が一級議員よりは若かった。就中三十年代後半からは一級二級議員の年令差が大きくなっているのが特色である。

明治40. 4~43. 3					明治37. 4~40. 3				
永 劔 小	(補)劔 持	吉 田 森 平	綿 貫 源 六	吉 田 森 平	(補)福 島 弥 次	小 林 兵 作	吉 田 梅 重 郎		
井 持 熊 兵 作	横 尾 村	横 尾 村	平 池 八	池 国 次	平 赤 坂 村	大 塚 村	大 塚 村		
良 熊 兵 作	横 尾 村	横 尾 村	池 国 次	池 国 次	平 赤 坂 村	大 塚 村	大 塚 村		
平 吉 作	横 尾 村	横 尾 村	池 国 次	池 国 次	平 赤 坂 村	大 塚 村	大 塚 村		
56 35 50	27 41 54	38 31 51	45 47 53						
小 小 綿	小 小 高	小 劍 高	小 唐 山	小 唐 山	小 唐 山	小 唐 山	小 唐 山		
林 池 貫	池 池 橋	池 持 橋	林 沢 口	林 沢 口	林 沢 口	林 沢 口	林 沢 口		
定 弁 形 治 郎	衆 国 次	国 繁 弁 次	定 七 郎 平	定 七 郎 平	定 七 郎 平	定 七 郎 平	定 七 郎 平		
吉 郎 郎	八 吉 次	吉 郎 次	吉 郎 次	吉 郎 次	吉 郎 次	吉 郎 次	吉 郎 次		
赤 坂 窪 村	大 塚 村	大 塚 村	大 塚 村	大 塚 村	大 塚 村	大 塚 村	大 塚 村		
36 36 34	36 35 48	32 59 45	33 38 38						
綿貫形治郎後任(一級劔持元達) 劔持繁太郎後任(二級小池衆八)					劔持爲平後任 綿貫勝太郎後任 福島弥伝次 一級関直八後任に				

第6—7表

(名久田村)

	平均年令		
	一級	二級	計
第1回議員 明治22~25	39.7	38.0	38.8
第2回 " " 25~28	40.3	38.5	39.1
第3回 " " 28~31	41.5	44.3	42.9
第4回 " " 31~34	46.8	45.3	43.0
第5回 " " 34~37	43.0	40.8	41.8
第6回 " " 37~40	44.2	40.8	42.5
第7回 " " 40~43	43.8	37.5	40.7

第6—8表

(名久田村)

	横尾村	平村	大塚村	赤坂村	栃窪村
第1回議員 明治22~25	人 3	人 5	人 2	人 2	人 0
第2回 " 明治25~28	6	2	3	1	0
第3回 " 明治28~31	4	3	3	1	1
第4回 " 明治31~34	3	2	3	2	1
第5回 " 明治34~37	3	2	3	2	1
第6回 " 明治37~40	3	3	3	2	1
第7回 " 明治40~43	3	3	3	3	0

＜備考＞ 第4回第5回は1級議員に欠員1名がある

つぎに第6—8表から回期別に議員の出身大字別構成をみると、一回二回の明治二十年代の議会では議員の大字別構成で平村(第一回)と横尾村(第二回)が圧倒的に多数を占めていた。特に二回では横尾村が全員の半数も占めた。三十年代になると次第に変化してくるが、日露戦争頃まではやはり横尾村と平村とが他部落より一、二名は多かった。平均して赤坂栃窪村、特に栃窪村が小村として少なく一名だった。第六回村議選挙による三十七年と四十年の議会では横尾平大塚各村から三名ずつ、赤坂村二名栃窪村一名という構成に落付いた。四十年になると、栃窪村出身が議員なく他の各村議員はそれぞれ三名ずつの構成になった。

さてここで吾妻郡役所による明治三十年の「名久田村行財政巡視の報告書」から、村の行財政と村議会の状況を示しておく。

- 一 村ノ事務 他町村ニ比シテ閑ナル方ナリ。徴税事務最も多ク兵事戸籍之ニ次グ。本年モ多少赤痢病ノ流行ナリシタメ衛生事務モ亦少キニアラズ
- 一 村ノ營造物及財産管理 基本財産金七十円アリ、内二十円ハ年五分利ニテ吾妻銀行ヘ預入レ、内十円ハ農工銀行株証據金トシテ拂込ミ、内四十円ハ金庫ニ収蔵保管、其他ハ
- 一 村ノ経済状況 村税其他負担金ノ重キヲ認メズ、財産前掲記ノ如ク負債ナク、滞納処分ナサズ、又延納ヲ許可セシコトナシ。村税戸数割賦課県税戸数割ニ対シ均一ナラザルモノアルヲ以テ精算是正ヲ嚴命セリ。
- 一 学校舎及敷地アルノミ。工事及物品調達ノ如キハ随意購入ノ方法ニシテ競争入札ニ付シタルコトナシ

そして村議会の状況については、「会議度数六回、最も長ク開会シタルハ二日、臨時会計検査ヲ行ハズ、事務ニ関スル書類計算書ヲ検討シタルコトナシ。……畢竟スルニ村ノ事務監査ハ不十分ナリ」と記述してある。

(2) 明治四十年代の新町村政

日露戦争後になるとわが一町三カ村でも役場や議会の指導者として町村長議員等の若がいりが現われて人的構成面からの新旧世代の交代がみられたように思う。また行財政の組織面でも各般の改正が行われた。新町村成立当初に作成した数多くの条令規則についても、その後の時代的変遷に応じて再検討が加えられ、戦後の四十年代には各町村で大幅の改正が行われたが、同時に新しい条令規則が附加された。またこの時期には新町村発足以来の懸案だった旧村単位の伝統的施設機関等の新町村への統合整備が大きく前進したことである。旧町村有財産の整理統合、特に旧町村所在の多数の氏神合祀が遂行されたことをあげておきたい。

町村政の担当者

中之条町の戦後町政は若い三十二才の柳田阿三郎の町長就任にはじまる(三十八年十月)。つづく四十年代の町長は



中之条町 柳田町政期（明治38—41）の三役と役場吏員

田蟻川町政期にもなお助役として町政の支柱であった。

また沢田村では九代田村村長以後は引続き明治生れの村長が代々就任しているが、田村がその先駆者になった点が注目される。氏は新世代のトップを担うにたる慶応出身で福沢諭吉の薫陶をうけた知識人であった。伊参村の綿貫宇十郎の場合は、青年時代を他郷で警察官を勤め病気で帰郷を機会に唐沢平村長に懇望されて村政に参与するに至った。氏においては他郷における警察官としての修業経歴と才腕が先輩に認められ村政責任者の地位をえたものであ

七代山田金伝次（四十才）八代蟻川七郎次（四十三才）は、前代の町長根岸田中桑原木暮にくらべると十才以上も若くなった。特に柳田は二十九才以上も若かった。明治末期になってはじめて明治生れの町長が出現したのである。この点では沢田伊参名久田の三村の場合も全く同じ事情がみられた。沢田村では明治七年生れの田村茂三郎が四十四年十一月に三十八才で、伊参村では明治四年生れの綿貫宇十郎が同じく四十四年六月に四十一才で、名久田村では明治七年生れの綿貫形次郎が四十年十月に三十四才で、それぞれ日露戦争後の村長に就任している。こうしてわが一町三カ村においては明治生れの新世代が漸く町村政の最高責任者に登場したことは、人の上からもこの明治末期が次の新しい大正時代の開幕につらなる時期に全くふさわしかった。中之条町では田中桑原木暮の三傑による明治町政支配期は終焉して新世代の町政期に転じたが、この新世代の代表者が柳田で大正前半期を通じての実力者となった。柳田は第一期町長辞任後の山

う。綿貫（字）はその後大正期から昭和初期にかけて四期九年余も村長職を勤めたが、まさに次代の大正期の伊参村政の実力者でもあった。名久田村の綿貫形次郎の場合には、当時郡内の最高学府だった吾妻高等小学校を卒業、そのままに郷して家で農業に従事していた。その間吾妻高等の校友会（同窓会）を通じて郡内他村の新世代の指導層との交流は大きな刺激であった。特にその開催する討論会や隔月刊行する校友会雑誌によって数多の先進的知識の啓発をうけた。村内でも率先青年会を結成しその会長を勤めた。また日露戦争にも出征して貴重な戦争体験もえている。

以上わが町村の四十年代の新指導者を通じての共通的特質をみると、明治前生れの前代の指導者たちと違って、何等かの意味で新しい知識や思想を身につけていることである。いづれも明治の学校教育をうけ、そのうえ青年期においては新しい時代思潮の先礼をうけているものが多い。上京して慶応に学んだ柳田田村にその典型的な様相がみられた。

町村政の組織（役場と議会）

④中之条町ではすでに二十年代から三科制による事務分掌が行われ、これが三十年代になると役場処務規程として成文化された。その後時代の進展に応じて修正加除も行われ、四十年には一応完了した。町会でも議事細則（三十五条）が三十年代前半には成文化されているが、四十五年一月になって町会会議規則（四十三条）として整備された。その他この四十年代になって町行政に関する条令規程で修正加除ないし新設されたものは多数にのぼった。主なものをあげると、基本財産蓄積条例（改正四十五年二月）小学校基本財産条例（改正四十五年二月）罹災救助資金蓄積条例（改正四十年二月）区長職務取扱規程（四十年一月修正施行）常設用水委員規程（四十年四月制定）区規程（二十一年制、四十一年七月改正）有給吏員定数規程（四十五年一月制定）学務委員規程（五人制四十五年一月改正）納税組合奨励規程（四十五年二月制定）名誉職旌表規程（四十五年三月制定）などである。

第6-9表 (中之条町)

	明治 41	明治 43
第一科	1,803	2,201
第二科	875	916
第三科	39	—
寄留籍件	501	385
戸籍件	1,361	1,239
雑件	340	309
親展	38	61
計	4,957	5,201

ここでのこの期の町の事務報告書(四十一年)をみておく。まず冒頭には

町村役場ノ事務ハ中央政府及地方行政庁ノ施政方針ニ基キ
 自然其消長ヲ来スハ言フ俟タザル処ナリトス。本帝国ガ世界
 八大強國ノ中ニ數ヘラルルニ至リシヨリ以來、帝國ノ施政方
 針又世界ノ的タルザルベカラザルハ自ラ万邦ノ見易キ処ナリ
 トス。前ニ於テ内政ノ改善外交ノ機微及ボス処ハ皆國民ノ負
 と日露戦後の町村行政をとりまく国の内外の状況の変化にまで言及しているのが注目される。四十一年四十三年の事務報告書から役場の収受文書の件数をみると、第6-9表のごとく三十年代の件数にくらべて著しくふえている。役場事務量の増大による繁忙化のほどがうかがえる。従って四十年代には役場職員の雇用もふえて、書記だけを見ると四十年一人、四十二年二人、四十三年一人、四十四年三人計七人の採用が行われている。

つぎに当時の町会については、四十三年事務報告書によると、この年の町会召集は十回、議案四十一件とあって三十年代よりは相当多くなっている。町会議員については四十年四月に改選が行われ、一級四名二級三名の異動をみた。四十年代にはこの四十年四月と四十三年四月と二回の町議の改選が行われた。その顔触をみると、一部上層家の戸主交代によって町議の若がえりがあった(町田歸一町田儀平蟻川七郎次など)。また新しい町議も幾人か出はじめた(望月藤吉、久保田爲吉、今井春吉)。この明治から大正への移行期には町役場と町会の構成において、まさに時代転換期として新顔が出現している。四十年代になると町政三役

ハザルベカラザルヤ必セリ。町村ノ事、國ヨリ其区域ヨリス
 レバ僅ニ一小部分ニ過キズト雖モ社会ノ進運ニ伴ヒ諸般ノ施
 政又之ニ応ズルノ準備ナカルベカラズ。自治ノ発動ノ機関ヲ
 以テ任ズル町村役場ノ事務年一年其繁雜ノ来スハ有識者ヲ俟
 タズシテ承認セラルル処ナリト信ズ

第6—10表 (中之条町)

大 字 別	明治31	明治41
中之条町	104	110
西中之条村	87	88
伊勢町	107	121
青山村	34	32
市城村	41	40
計	373	391

はほとんど明治生れに変わったし、議会でも明治生れの新世代が漸く増してきた。明治の一桁生れが町長はじめ議会でも中軸に変わろうとしていたが、田中桑原木暮の明治町政の実力者もなお現役町議として依然強い指導力を維持していた。しかし明治末期になるともはや三人ともに町では次第に元老的地位に退いていった。この間の町政分野の世代交代の実情について、田中甚平は四十五年の日記のなかで次のように述べている。

「町長助役はじめ中之条のものと自分及木暮氏にあきたらずして排斥にてたるもの故、暫く公事に関せざる事とす。然れども農政改良の儀は他人に委すべきことに非ざれば一意専念ず。諺に云、「うばすて山に入るべし」……」と。

注意に注意すべし、また「ここに於て自分は一切関係せずの成行をみることに確定せり。老と病とは何事もなす能はず。諺に云、「うばすて山に入るべし」……」と。

これは四十五年五月の衆議院選挙における葉住須藤両氏の支援をめぐる町の指導者間の党派的对立と旧村感情の対立意識とがからまって悶着を生じたが、この時にはさらに田中木暮等の旧世代に対する新世代で現役の町長助役町議等の平常不満が加わつての出来事だった。慧眼の田中はこの時代趨勢をいち早く察知し老令と病気の自分の身を寂しく見まもりつつ次代町政指導者に委任せんとする心情を吐露している。

さて四十年代の町会議員選挙資格者(公民)としての町民数は三十年代にくらべてどうか。大字別人数を第6—10表でみると、全町で十八人ふえている。大字別では伊勢町が十六人増、中之条町が四名増、西中之条村一名増、青山市城村は、一、二名減である。伊勢町の公民増だけはめだが、三、四十年においては町全体としてまださほどの変化はなかった。

つぎにわが三カ村をみると、③沢田村の場合、日露戦後には村の基本財産に関する諸規程が作成された。村有財産管理規程(三十八年十一月)小

学校基本財産蓄積並管理規程（四十年八月）等が相次いで整理された。偶々戦後村長には町田虎三郎が就任して澤田村の経済基礎づくりには多くの面から努力していた。旧村学校の統合はじめ、林友組合をつくり、村全体の植林に傾注したり、国有林払下げによる村有林三百余町歩を造成したりなどで、村有財産の基礎を築き、さらにその法制をも整備した。勸業殖産村長としての業績といえよう。村財政の一環として村税体制も四十年代には整備され、その一つとして県税戸数割賦課規程（四十三年三月）なども新設されている。村の条例については、すでに新村発足時にどこでもその基本的なものが設けられたが、その後の村々の発展に応じて三十年代に種々村条例が附加されていたが、日露戦争後になると村の経済整備の条例設定が行われている。中之条町沢田村の事例を示したが、①伊参村では村の基本財産蓄積条例の議決は大正二年三月、小学校基本財産蓄積条例は大正四年二月にそれぞれ議決されている、伊参村の場合の村の諸条例の改正整備は大正前期になっていて村の行財政関係の法整備も大正期に入ってからである。これら村政の整備は明治末期から大正中期にわたり三期の村政を担当した綿貫（字）村長時代であった。そして③名久田村をみると、四十年代には若い綿貫形治郎村長が登場し、約四カ年間の村政を担当した。その間勸業土木行政に尽したが、当時発展途上にあった名久田村の学校統合や旧役場の移転などの問題等が山積していた。小林兵作前村長もこのため種々奔走に努めてきた。新自治体発足二十年を迎えての村の行財政の整備の課題は四十年代から大正前半期にわたって実施されるが、諸条例の本格的整備はじめ村役場はじめ村有基本財産の整備等の多くは大正期に入ってからであった。

四十年代町村政の特色と課題

以上四十年代のわが町村政を通観して、その特色をあげておこう。①日露戦争後には国全体の産業経済発展を反映して吾妻郡にも漸く電気通信交通等の企業化が着目され、町村の指導者たちにも関心がもたれた。中之条町では町の

有力者連中によって町政の議題としても採択されている。田中基平の日記をみると、四十一年七月の町会に水力電気企業の件が協議され、そこで決定されている。十一月には町会内に水電委員が選定されて基平が委員長としてその設立に当たっている。そして翌四十二年初めにわたって水路の踏査測量等を実施し二月五日には役場で会社設立の発起人会開催までになったが、ついに中止のやむなきに至り、三月五日の協議会で正式中止を決定している（その後町有志による会社企業として設立された）。この電気企業は郡内各町村において民間会社として設立されるが、いずれも大正期になってからである。沢田村長田村茂三郎は四万温泉旅館経営主として交通には早くから強い関心をもったが、まず村長在職中に四万街道の改修を実施した。ついで大正期になると関善平猿谷倉之進等温泉有志等とともに新しい馬車交通機関の開発に尽力している。また伊参名久田村の場合にも山間村として道路の開さくには代々村長が意を用いたが、戦後四十年代には各町村ともに大きな前進をみた。伊参村では綿貫（字）村長時代に蟻川經由の岩本—中之条間の道路の開通をみた。これに先だって森田村長時代には中之条—伊参道の基礎がつくられたことも附記しておく。名久田村でもこの四十年代には赤坂—行沢間、中之条—湯宿の村道が改修されている。

③戦後の四十年代になって、各町村で幾多の条例規程の整備が行われたことは前述の通りであるが、就中この時期から町村行政の末端組織としての旧村の区制の整備が進捗したことがあげられる。町村行政の拡充に伴って末端の旧村の大字区の再編成規程や区の職務の繁忙による区の公職規程などの整備が着手されている。中之条町をみると、新町発足当時は十一区であったが、三十一年に漸く区規程ができ十七区に改正された。三十年代の町の発展に伴う役場の行政事務の増大によって区の業務もふえた結果、地域区分の細分化や仕事の能率化を目標として三十四年には新たに「区長職務取扱規程」が作成された。さらに日露戦争になって戦時行政の膨脹と戦後一段の行政事務の拡大から四十一年には区の地域的編成替が実施されて二十一区に細分された。こうして新町政の末端組織と機関が幾多の変遷を

へて四十年代になって新しく現在の区制に近いものに整備定着した。沢田村では四十年二月に「区長規程」が制定されているが、これによると十八区制であって、旧村大字地区は山田村四区、折田村三区、上沢渡村四区、下沢渡村三区、四万村四区に区分した。

○四十年代の明治末期は、ちょうど新町村発足後二十年を経過した時点であった。政府は日露戦後の国運発展の趨勢のもとで、地方町村に対してもその行財政の整備充実施策を要請している。このため町村では先述のような条例規程の整備はじめ基本的財産の樹立が実施されたのである。さらに当時においてなお未解決であった旧村単位の神社はじめ諸財産の併合、新制により設立された部落単位の学校の新町村への統合等の問題の解決をも迫った。そこで各町村は四十年代において従来からの難問題とされてきた神社合併と学校統合に取組まざるをえなかった。

神社合併 明治前期以来旧町村内にあった多数の小神社の統合は行政上経済上からの課題であって、明治十年前にも第一次合併が実施されたが、当時はなお極めて不十分であった。新町村の成立以後はその基盤確立のため早晚第二次合併が必要とされていたのを、漸次新町村の整備が進捗してきた四十年代においてこれを実施した。当時でもなお旧村感情の強かった住民の状況のもとでは幾多の問題の発生をはらんでいたが、ともかくも新制度二十年を経過したこの時期に維新以来の懸案を強行したのである。まず中之条町をみると、すでに前期の明治十年六月に第一次の氏神合祀を実施しているが、後期では三十五年十一月県訓令の神社整理令にもとづいて小規模で維持の困難な小祀を整理合併した。各大字の小社が四十二年二月と四月の二回にわたって大字地区一社に統合された。大字中之条では長岡稲荷と小川八幡が二月に、王子原内外神社須賀神社秋葉神社諏訪神社菅原社琴平社雷電神社、字五良神社が伊勢宮に合祀した。当時町長柳田阿三郎は伊勢町、助役蟻川七郎次は西中之条村であったので、両地区の氏神合併の手続は早くも四十年に終了したが、大字中之条地区のみが遅れて四十二年四月までのびたという。この神社合祀については別に

表だった騒ぎこそなかったが内心は不満もあったと聞いている。柳田町長は王子原の内外神社の所に新町一社に統合しようとしたが賛成がえられず実現できなかったと聞いている（以上中之条町田村孫次郎談による）。この時の神社合併における町政指導層の動きについては田中基平日記四十二年三月上旬から四月中旬にわたる記録にもみられるが詳細は明かでない。沢田村をみると、一部の小祀は明治十年六月に旧村の大社に合祀されたが、大半の小字の小社祀が旧村別に四十年代の第二次合併によって一社に統合されている。山田村の各小字の小社は四十年五月十一日に吾妻神社へ、折田村の各小字の小社は四十年十二月二十五日に折田神社へ、上沢渡村の各小字の小社は四十一年二月二十二日に沢渡神社へ、下沢渡村の各小字の小社は四十年九月二日に諏訪神社へ、四万村の小字の小社は四十一年六月十六日に稲包神社へ、それぞれ合祀された。沢田村でも旧村別に合併の進捗過程は異なるが、ほぼ四十年から四十一年にわたって山田村の町田虎三郎村長の時、この難問題を処理している。山田村折田村下沢渡村の三村は四十年、上沢渡村四万村の二村は四十一年になって合併が実現している。

伊参村の場合には、ほとんどが明治後期の第二次神社合併の際に統合されている。五反田村では各小字小祀が四十一年一月十一日に親都神社に合併した（配祀一神のみ十年七月合祀）。蟻川村ではすべて熊野神社に合祀された。岩本村ではまず字泰峯の大山祇社と字大岩本の稲荷神社の二社だけが四十三年三月二十七日に合併し、遅れて四十五年三月二十七日に字棚桃田の諏訪神社がこれに統合して辛うじて三社合併が成就している。しかもなお諏訪神社と菅原神社の氏子達は合祀に納得せず、夫々独立して自分等だけの氏神祭祀を営んでいた。この旧村岩本村における神社統合をみるとこの問題のもつ深刻さも予想される。とにかく伊参村の神社合併は第三期唐沢平村長によって実施されたが、村政の元老をもってもなお解消しえない程の難しい伝統的な旧村落意識の問題が蔵されていたと思われる。名久田村の神社合併は四十一年一月に実施されている。ここの合祀は各大字にある小社祀がすべて横尾七日市の吾妻神

社一社にまとめられたことが大きな特色である。平村横尾村赤坂村栃窪村のなかの全てが境内の末社を含めて統合されたが、そのほかに尻高熊野神社、見沢山城神社、関田諏訪神社熊野神社、役原浅間神社等がそれぞれの末社を含めてすべて吾妻神社に統合している。名久田村の場合は他村に比して特殊な事例ではあるが、これは吾妻神社が神社として別格的地位をしめており、それだけに名久田村のほか旧尻高村をも含めて一村一社の大統合が成立したものである。しかし当時の住民の旧村感情からすれば相当積極的施策であったように思うが、住民側からの抵抗はなかったものか。これは高橋辨次から綿貫形次郎の村政期における出来事であった。

学校統合 わが町村の学校の歴史については別に教育の章で詳述しておいた。ここでは町村政の立場からみた四十年代の学校統合問題として取上げる。すでに新町村は誕生以来学校問題は教員（人）と物的な建物施設を通じて行政上の最大の課題であった。わが国が村に一人の未就学者なきを目標とした教育政策の遂行過程において、年々増大する教育費の捻出は貧困な町村財政にとっては全く苦悩の種であった。明治前期の学校創設以来の分立した町村内の多数の学校をそのままの姿で充実にゆくことは財政上から不可能でもあったし、そこで新しい状況とも併せて新町村単位の統合を通じて教育内容と施設建物等の充実をはかることが当面の課題となった。この時期が高等科併設の三十年代を契機にして日露戦争後の四十年代に至って多く町村においてこれが結実している。吾妻郡の場合には三十二年中之条町外十一カ町村組合立による吾妻第一高等小学校の解散を機会にして各町村単位の学校教育の充実がはじまる。

中之条町では、三十二年度より高等科を併置し、三十年代前半期には木暮町政のもと助役柳田阿三郎、校長一場宇八郎の協力体制のもとで学校教育の振興が行われた。その間伊勢町に新校舎の建築をめぐる町議が二派に分れて争ったこともあったが、三十四年七月には新校舎も落成した。しかし三十六年三月限り廃校となり、三十年代後半は男

子校（伊勢町）と女子校（中之条町）の分立となった。しかし当時の進学率の上昇に伴う年々急増する生徒数によって校舎は狭隘になり、四十年柳田町長の提案で町債による伊勢町校舎の増築が行われた。そして四十三年四月には女子校が男子校に合併され、ここにはじめて新町単位の学校統合が実現した。これは中之条町の学校発展における一画期といえよう（大正八年中之条町郷土誌九九～一〇二頁）。

沢田村では、三十二年に沢田高等小学校が創立されるが、当時尋常小学校は村内四校（外に第二小の大岩分校）が夫々独立していた。翌三十二年五月には高等小学校舎が新築された（工費一〇一四円余）。その後三十年代には村内に四小学校一分校と一高等小学校の夫々並立状態が続いていた。その間小学校の生徒増が進捗して四万村地区の第三第四小学校では校舎新築が行われている。こうして戦後になって明治四十二年三月新たに沢田尋常小学校が設立され、その新校舎を下沢渡村の現在本校所在地に新築した。この年四月一日高等小学校を合併し沢田尋常高等小学校となった。他方翌四十三年四月に旧村の第一第二第三第四の各小学校及び大岩分教場はすべてこれに統合した。かくて従来の五校はそれぞれ第一第二第三第四分教場と大岩分教場となった。こうして四十三年四月に至って漸く新村の学校制度が沢田村尋常高等小学校に一元化され、これを本校とし、そのもとの五分教場に再編成された。これは八代町田品五郎第二期村政期においてであった。初代校長は山田留吉が就任した。この年の教育費予算は四七六五円であった。

伊参村では、三十四年四月伊参高等小学校が新設され、五月八日開校し校舎は原岩本尋常小学校を仮用した。当時小学校は五反田と蟻川に夫々独立して存在していた。しかるに四十一年四月には原岩本尋常小学校と伊参高等小学校の二校を統合して伊参尋常高等小学校が設立された。しかし、五反田蟻川の二小学校はそのままで存続していた。各旧村の二小学校は四十二年四十三年に旧村民の寄付（出資）によって相次いで新築している。こうして伊参村ではこの時期に岩本地区において伊参尋常高等小学校が設立され、高等科生徒のみは全村地域から通学したが、尋常科生徒

の方は各旧村地区毎の独立小学校に通学していた。従って伊参村におけるこの期の学校統合は未だきわめて部分的かつ変則的なものであったといつてよい。従つてこの統合の結果は新制の小学校を通じて旧村意識はなお強く存続することになった。さらにこの時点における学校統合を通じてみた限り当村の大字感情は当時においてはまだ相当根強かつたように思われる（四十三年郷土誌三一―三二頁）。

名久田村では、郡内町村に高等小学校が設置される三十二年以前において、栃窪地区を除いて全村単位の尋常小学校ができていた。従つて三十二年四月には早くも名久田村尋常高等小学校として設立されている。そして逐年の生徒増加によつて三十五年にはその増築が行われた。栃窪地区のみは通学不便のためか生徒のために独立の小学校が設置されていた。しかし四十二年十二月にはこれを廃して尋常高等小学校に統合し、栃窪はその分教場となった。こうして四十二年末になつてはじめて全村一単位の学校統合が実現した（吾妻郡誌七九七頁、八二三頁、名久田村町誌編集委員資料による）。

註 伊参村では明治後期の村会議員の名簿資料を欠くので議員名らを記載することができなかった。

二 産業と経済の発達

1 総説

明治前期の期末三・四年にわたる不況を終えて二十年以降からは漸く近代産業の勃興期にはいる。全国的には資本主義経済の進展が現われた時期である。遅れた山村地方の中之条町でもこの時期には養蚕製糸業の伸長がみられ、吾

二 産業と経済

妻養蚕試験所吾妻改伸社（二十二年）や吾妻社（二十五年）中之条製糸所（二十八年）などが相次いで設立された。この二十年代はこれら手工業的製糸所と多数の自宅揚返し所とが並存した養蚕製糸の繁栄期であった。これらはやがて四十年代には碓氷社中之条組の機械製糸に発展していった。そしてまた商業金融業も急速に進展したが、これは新町村制や郡制の確立による行政諸機関の新築整備さらに吾妻高等小学校や農学校の設立等も加わって町部の活況を生んだ。さらに道路の改修拡張交通機関の伸長もあって町の商工業発展の基礎をつくった。かくて従来の農業中心の村うちの「まち」形態から商業交通業官衙をまじえた「町部」の形態に移っていった。新町村としての行政制度の整備を一応完了した三十年代になると、新たに農業商業金融業等の産業制度の成立に意を注いだ。町村農会の形成（三十年前後）はじめ町部の信用組合の創立（三十五年）郡立農学校の設立（三十二年）などがみられた。商業も戸数が著しく増加して、個人商店の同業組合が組織されはじめた。町単位の宿屋組合飲食店組合のほか、郡単位の質屋組合薪炭販売組合等もつくられた。なかでも町の宿屋飲食店等のサービス業の勃興は町の産業発展と温泉地を背景にした交通運輸業の発達に伴うものであるが、これが本格的に着手されるのは四十年代になってからであった。またこの地方の産業の先駆的役割をはたしてきた金融機関としての銀行も、明治後期には一段と飛躍的発達をとげた。吾妻銀行は姉妹銀行の吾妻貯蓄銀行（三十二年）を生み、町部伊勢町には吾妻興業銀行（三十三年）が設立された。これは当時の郡産業の急速な発展によるものであり、特に三十年代以降の養蚕製糸業の著しい伸長による産業金融への要請にもとづくものである。すなわち郡内の上層有志たちの企業としての繭糸製糸業と関連性をもち、さらにこれに直結する中小系繭商への営業資金の融通を主目標としていた。しかもこれは各町村の養蚕農家の金融にも結ばれていた。なお明治後期の吾妻郡内には、このような銀行として原町銀行（三十三年）岩島銀行（三十三年）高山銀行（三十三年）なども生れた。

ところで日露戦争後（四十年代）になると、中之条地方の産業経済は一段と進展した。町の商業の專業化が進み個人商店も漸く店舗型に変貌した。三十年から表通りに進出してきた他国入りの新興商人層がこの頃からは一段と発展したように思う。町の会社組織としては主として銀行だけであつたが、この時期には保険会社（日本・富士・帝国・徴兵・有隣・共済・太陽生命の七社）の代理店が進出した。特に戦後には通信交通運輸業等が活況を示し、吾妻地方でもこの方面の企業が現われ始めた。電話局が設置され（四十三年六月）、電話が開通した（四十四月三月）。また吾妻温泉馬車軌道株式会社の設立（四十三年十月）によって電気事業も開始された。当社は四十五年五月に町に電灯を供給し始めた。さらに七月には鯉沢―中之条間の馬車鉄道が開通した。こうして明治も末期に至って漸くわが町にも新生活が導入されはじめたのである。ところで明治後期のこの地方の人々は町をも含めて全般的にはまだ農業中心の稼業であつたが、三十年代には前述のように各町村にも農会や産業組合も成立して一歩前進をみた。農業技術も多少ずつ進歩しはじめ、生産力も幾分の向上がみられた。農地の集積も僅かながら進展して地主化への傾向もうかがわれた。戦後四十年代になると国からの農政指導も強化されて町村農会にも専任技手が設置されるし、産業組合法の改正（三十九年・四十二年）をへて町村の購買組合などが設置された。明治の町村是による産業上からの町村づくりも発足した。作付農産物の品目も多少ずつ変化する趨勢もでてきたのである。

新町村成立後の明治後期は日本が国民経済発展の第一段階に入つた時期で、新しい時代として地方の各種産業が著しく活発化した。農業中心から漸次商工業への転換に當つて、新制度の創設とこれに附随する諸施設機関が設立された。物資の流通が顕著になり農地の移動も目立ってきた。地主制への発足や地方産業家の誕生がみられた。かかる状況下で町の指導層の間にも経済行動からの二つの型―企業中心の産業志向型と土地中心の前産業型―が認められた。こうした産業経済の動向は新制度に支えられて中之条の町が郡の政治経済上のセンターとしての土台を形成していつ

二 産業と経済

第6—11表 (沢田村)

明治 42 年		農 業	商 業	工 業
	専 業	戸 277	4	0
	主 業	119	2	2
	計	396 %	6	2
		98.0	1.5	0.5

沢田村産業別戸数（明治43年郷土誌による）

第6—12表 (伊参村)

明治 42 年	産 業 別	農 業	商 業	工 業	計
	人 口	人 3,860	434	218	4,512
		85.6 %	9.6	4.8	100.0

伊参村産業別人口数（明治43年郷土誌による）

た。ここでもわが一町三カ村の明治後期の産業職業上の構成を統計資料によってみておく。

職業別人口 四十二年調により村部から考察しよう。沢田村を職業別戸数でみると（第6—11表）、ほとんど全戸九八％が農家であつて、その七〇％が専業農家だつた。伊参村について、これを職業別人口数（第6—12表）でみると農業者が全体の八六％をしめて、商工業者は一四％であつたことになる。当時の職業別統計の人口数の把握はあまり正確ではなからうが、伊参村では少し商工業者が多いように思う。当時は沢田村の戸数でみるように村の大半が専業農家で、なお二三割の農家が僅か副業的な稼業を営んでいた。これに対して町部（大字中之条町・伊勢町）を含む

中之条町では同年次を示す第6—13表（次頁）により、農家は三一％、商家二三％、工家一四％、勤人（官公吏教員）三、七％であつた。なお無職業戸が一二％もあつたことも注目したい。町部と村部とを対比すると生活基盤の職業において相当異つてきていた。

なお明治末年の中之条町の産業別戸数・人口数を専業主業別に示したものを表示しておく（第6—14表）（次頁）中之条町の農家では村にくらべて専業と主業とが相半ばしていたことも大きな特色である。

産業別生産額 明治四十二年における中之条町と伊参村の産業別生産額を示すと第6—15表になる。これにより中之条町をみると、町の総生産額に対して農

第6—14表 (中之条町・明治45年)

			農	工	商	雑業	計
戸 数	専 主 業	業	281	30	45	—	356
		業	282	10	170	—	462
	計		563	40	215	104	818
人 口	専 主 業	業	843	90	180	—	1,113
		業	564	20	510	—	1,094
	計		1,407	110	690	208	2,207

〔資料〕大正6年民力調査によるなお無業人口 2,668人

第6—15表 (中之条町・伊参村・明治42年)

			総生産額	一戸当 生産額	一人当 生産額
中 之 条 町	農 工 商 雑	業	円 125,812,439	円 135,573	円 25,587
		業	8,675,000	9,348	1,764
		業	44,161,000	47,587	8,981
		業	43,432,860	46,802	8,832
	計		222,081,859	—	—
伊 参 村	農 工 商 雑	業	円 126,890,354	円 319,925	円 44,318
		業	—	—	—
		業	1,877,400	53,926	39,321
	業	業	8,598,400	69,427	69,427
	計		円 137,176,154	—	—

明治43年 郷土誌 (中之条町・伊参村より)

第6—13表
(中之条町)

職業別	戸数
農 業	274 (30.9)%
商 業	206 (23.0)%
工 業	127 (14.3)%
医	4
官公吏	27
教 員	8
僧 侶	4
神 官	2
貸付業	5
地 主	1
雑 業	126
無職業	107 (12.0)%
計	891

(明治43年郷土誌より)

業は五六・七%をしめて町の第一産業であることを示している。さらに一戸当り生産額では商業は農業の三五・一

%工業は六・九%、雑業は三三・八%である。一人当り生産額でも商業工業雑業は農家に比して相当低率であった。明治末期においては、町でもまだ農業のしめる経済的地位は極めて高かったのである。伊参村では総生産額中で

二 産業と経済

農業生産額がほとんど大半をしめていたが、この農業生産額は中之条町の農業生産額より約千円余多い。

(註) 沢田村の四十二年の産業生産額については、産業別に明かでないが全産業の総生産額は一四二、八四二円四五錢で中之条町・伊参村よりも多額である。一戸当り一七二円五三錢、一人当り二七円二二錢とあるが、この数字の根拠が明かでない。(四十三年沢田村郷土誌による)。

2 土地と農民の動き

明治後期の中之条地方の経済生活の基盤は前期に引続いて土地であった。土地に立脚する農業が全産業の主柱であって、住民の大半が土地と農業に生活の糧を依存していた。従って町村の財政経済もまた自ずと土地にもとづく地租に依存するところが大きかった。まず町と村の土地の地目別構成を示しておく(第6—16表)。中之条町は畑山林を中心とし、沢田村は山林原野が多く畑が中心である。伊参村は山林原野と耕地は畑が中心である。各町村の地目別構成の特質を比較すると、沢田村が山林原野が夫々一千町歩以上もあること、耕地でも畑が他町村よりずっと多く六百五十町歩余もあること、田では伊参村中之条町より僅かに少いこと、宅地は町部をもつ中之条町が多く、ついで沢田村、伊参村が一番少いことなどがあげられる。

第6—16表

(明治42年)

	中之条町	沢田村	伊参村
田	町反畝歩 81.3.3.00	町反畝歩 56.7.2.16	町反畝歩 98.3.9.22
畑	301.8.3.13	651.3.7.12	366.5.9.28
宅地	51.5.9.08	42.7.7.28	26.7.6.29
山林	412.8.7.13	1,459.4.4.20	902.6.9.24
原野	21.4.7.16	1,243.5.4.06	299.9.9.01
雑種地	1.0.10	675.1.5.28	5.07
計	町反畝歩 869.2.1.10	町反畝歩 825.2.9.07	町反畝歩 1,694.5.0.17

明治42年 町村郷土誌による名久田村は資料を欠く

第6—17表 (中之条町)

田	明治 25	58円42銭
	31	51円45銭
	35	—
畑	明治 25	19円13銭
	31	19円62銭
	35	18円27銭5厘
宅地	明治 25	25円19銭8厘
	31	36円41銭3厘
	35	25円11銭7厘

一般に高い。特に畑の地価は郡内最高のことが多かった。

群馬県統計書により明治二十一年の吾妻郡内平均地価は、

田四十二円五十二銭八厘、畑十一円六十銭七厘、中之条町は十八円二十七銭五厘で郡内最高、二十五年では郡内平均田は三十九円八十二銭(中之条町は極めてたかい)、畑は十一円五十七銭七厘(中之条町は最高)、宅地は郡平均二十五円十九銭八厘(最高草津村三十六円四十一銭三厘)、明治三十五年

では、郡平均田三十九円八十二銭二厘(最高原町五十四円四十二銭一厘)、畑十一円五十七銭七厘(中之条町最高)、宅地郡平均二十五円十一銭七厘(最高草津村七十四円五銭四厘)、明治四十年では田最高原町六十六円十六銭、畑最高原町三十三円三銭、宅地最高草津村二十七円、四十年中之条町の地目別反当地価資料をかく。

地租については明治前期に制度的改正が実施され、十七年地租条令で法定地価の設定税率も一応固定された。しかるに後期の三十一年には田畑地価の修正税率の引上げがされた。この間自由党改進黨の農村地主達による地租軽減要求も行われたが、日露戦争の勃発による大きな国費の必要から非常特別税法により地租は重要財源として増徴された。そのため三十七・八年には税率も相次ぎ四、三、さらに五、五と上昇して前期の倍以上になった。しかし四十三

(1) 地価地租

後期の各年代別の町村の地価地租資料がそろっていないので年代別の推移や町村別の比較などの詳しい考察ができないが、中之条町について二三十年代の田畑宅地別の反当地価をみると、第6—17表から田は二十年代より三十年代になると地価がたくなる。稀小な田に対する住民の欲求の増大のためだろう。畑も二十年代後半から三十年代初めには地価は高く三十年代半からは低下する。田畑ともに郡内各村平均地価にくらべると

二 産業と経済

第6—18表

(明治42年)

			中之条町	沢田村	伊参村
総土地 (宅地雑種地 畑山林原野)	別租		町反七歩 880. 7. 6. 27 円錢厘 5, 829. 42. 0	町反七歩 2, 366. 8. 6. 12 円錢 4, 866. 61. 0	町反七歩 1, 691. 4. 2. 12 円錢 3, 885. 68. 0
	反地	一戸当	町反七歩 1. 0. 0. 19	町反七歩 3. 5. 8. 10	町反七歩 4. 1. 8. 20
	別	一人当	七歩 2. 02	反七歩 5. 6. 28	反七歩 6. 3. 09
	地租	一戸当	円錢厘 6. 66. 2	円錢厘 6. 77. 6	円錢厘 9. 61. 8
耕地 (田畑)	別租		町反七歩 391. 1. 7. 19 円錢 4, 368. 7. 0	町反七歩 707. 5. 7. 07 —	町反七歩 464. 9. 9. 15 円錢 3, 184. 25. 0
	反地	一戸当	反七歩 4. 421	反七歩 9. 8. 23	町反七歩 1. 1. 5. 03
	別	一人当	歩 27	反七歩 1. 5. 24	反七歩 1. 7. 12
	地租	一戸当	円錢厘 4. 99. 2	—	円錢厘 7. 88. 2
		一人当	円錢厘 1. 02. 5	—	円錢厘 1. 19. 4

各町村明治43年郷土誌による

年三月地租条令が改正され地価稅率が幾分緩和された。こういう地租の制度的推移を背景にして明治四十二年における当地方の各町村の地租状況を第6—18表に示す。全土地に対する地租では中之条町沢田村は住民一戸当り六円六七十錢で伊参村が九円六十一錢余で地租負担が大きい。これを田畑(耕地)だけの地租負担で見ると、中之条町と伊参村とを比較して一戸当りの地租は中之条町が約五円に対して伊参村は七円八十八錢と負担が大きくなっていた。

(2) 土地集積の進展

前期十六七年頃の不況期を契機に土地集積が進展する。明治中頃から後半にかけて全国的に地主制が成立しているといわれるが、この時期に

第6—19表 (明治42年)

	総 土地面積 (A)	他町村所有 の土地面積 (B)	$\frac{B}{A}$
中之条町	町反七歩 880.7.6.27	町反七歩 44.9.3.13	% 5.1
沢田村	町反七歩 2,366.8.6.12	町反七歩 248.8.9.13	10.5
伊参村	町反七歩 1,691.4.2.12	町反七歩 175.8.0.12	10.4

名久田村は資料を欠く 明治43年各町村郷土誌による

第6—20表 (伊参村・明治42年)

	田	畑	山林
総面積 (A)	町反七歩 98.3.9.22	町反七歩 366.5.9.24	町反七歩 902.4.5.13
他町村所有 面積 (B)	9.6.4.19	37.8.7.27	113.5.9.16
$\frac{B}{A}$	% 9.9	10.3	12.6

資料前表に同じ

する田畑山林の各面積はそれぞれの総面積に対して田畑は約一〇%、山林が幾分多く約一三%であった。

小作地小作農の増加 十年代後半から二十年代にかけて米価の下落にはじまる全国的不況、地租地方税の加重さらに凶作等が重なって高利貸地主へ土地の流れこみが急速になった。かくてこの時期から小作地の増加や自作農の小作農への転落がめだってきた。全国的な動きをみると、明治初めは総耕地の三分の一と推定される小作地が地租改正や殖産興業の過程をへて十六七年前後の不況凶作で急速に増大する。さらに二十五年までの十年間に田の小作地化が進捗している。ついで日露戦争頃までの期間は畑の小作地化が漸進したが、田の小作地化は停滞した(中央公論社の「農

おける山間の当地方の土地集積の状況はどうだったか。

町村別の土地所有状況 明治末期四十二年における各町村の他町村からの土地所有面積(第6—19表)をみると、村部では沢田村が約二五〇町歩、伊参村一七六町歩、総土地面積に対する比率で一割余をしめていた。町部中之条町では約四五町歩、総面積への比率で五%であった。かくて明治四十年代の不在地主による全土地所有が当地方の村部ではほぼ一割であったことがわかる。これを伊参村について田畑山林別にみると、第6—20表によって、他町村の所有

二 産業と経済

第 6-21表

(吾妻郡)

		自作地	小作地	計
明治20	田	町反セ歩 660.9.0.26 68.4	町反セ歩 305.6.6.19 31.6	町反畝歩 966.5.2.16 100.0
	畑	4,743.4.1.02 80.0	1,184.6.1.20 20.0	5,928.0.2.23 100.0
	計	5,404.3.1.28	1,490.2.8.09	6,894.6.0.07
25	田	552.7.0.00 55.4	444.5.0.00 44.6	999.7.2.00 100.0
	畑	4,270.3.0.00 70.4	1,793.6.0.00 29.6	6,063.9.0.00 100.0
	計	4,823.0.0.00	2,238.1.0.00	7,061.1.0.00
38	田	712.8.9.00 71.2	288.6.0.00 28.8	1,001.4.9.00 100.0
	畑	4,641.2.6.00 76.7	1,406.0.2.00 23.3	6,047.2.8.00 100.0
	計	5,354.1.5.00	1,694.6.2.00	7,048.7.7.00

群馬県統計書(明治20. 25. 38)による各欄
の下段の数字は%を示す。

第 6-22表

(吾妻郡)

		自作	自作小	小作	計
明治20	戸	3,318	3,728	626	7,672
		43.2	48.6	8.2	100.0
" 25	戸	3,798	2,812	850	7,460
		50.9	37.7	11.5	100.0
" 38	戸	3,020	2,920	947	6,957
		43.4	42.0	14.6	100.0

資料 前表に同じ下欄の数字は%

業発達史」第一卷九一頁による。さて地元吾妻郡のこの期の田畑別自作小作地面積の動きを第6—21表に示す。これで見ると二十年から五十年間に田畑とも小作地の増加が著しい。特に田の小作地は一三九町歩と一三%もふえて小作地の比率が四五%もしめたことが注目される。その後三十年代にわたっては逆に小作地が減少し自作地が増加している。この二十年代前半における吾妻郡内の小作地化の進捗は当時の不況凶作及税金加重等によって小地主自作農の多くの土地が質流れして一部地主に集積した結果であらう。

つぎに同じ吾妻郡について自作小作別農家のこの期の変遷をたどってみよう。これを示す第6—22表でみると、この

第6—23表

(明治42年)

	自 作	自小作	小 作	計
	戸	戸	戸	戸
中之条町	106 23.6	185 41.2	158 35.2	449 100.0
伊 参 村	186 46.5	151 37.7	63 15.8	400 100.0
吾 妻 郡	2,493 35.7	3,015 43.1	1,479 21.2	6,987 100.0

中之条町伊参村各町村明治43年郷土誌による吾妻
郡は群馬県統計書（明治43年のもの）下欄の数字
は%

期を通して純小作が少しずつ増大して三十八年には一五%にふえている。自作農も二十五年には多少増加し自小作農は減少してはいるが、三十八年には再び自作農が減じて自小作と純小作がふえてきている。かくて自作農の没落と特に純小作の漸次増加の傾向にあったといえる。

二三十年代の自小作別の農家の動きについては当地の町村資料を欠くので郡資料によって考察したが、四十年代については四十二年の中之条町伊参村の資料（第6—23表）によって検討すると、郡全体としては前表による二三十年代の動きの連続として四十年代になると自作農が減少して自小作と小作特に小作農が増加している。小作農の割合も三十八年の一五%から二一%にふえる。しかもこの比率は全県平均二五・一%にくらべるとなお低く、吾妻地方の小作農化が県内では遅れていた。さて村部の伊参村では当時小作農一六%で郡平均よりさらに遅れていたのである。すなわち自

作農が半数近くもしめていて当時でもなお耕地の流動も少なかったことが推察される。これに対して町部の中の中之条町ではこの頃には自作農が全体の二五%、小作農が三五%と農家の小作化がかなり進捗していたことがわかる。以上中之条町と伊参村との明治末期の耕地所有の動きを対比すると、当地方でも町と村との間で農民分解の相当のちがいが生じていたことがわかる。

(3) 地主制と小作慣行

明治前期においては、地主は一般に豪農として耕作経営者の性格をもっていた。地方土地所有者として小作人に対

して近世以来の小作の諸慣行を継続していた。明治十八年（一八八五）に農商務省が全国小作慣行調査を実施したが、郡関係の資料は見当らない。明治後期になると、地主制の成立が全国各地でみられ、耕作経営者の性格から寄生地主的性格に転化してゆくにつれて、小作制度も確立されていった。明治後期の終りの四十五年（一九一二）には第二回の全国小作慣行調査が実施された。この時の資料（群馬県文書課文書）によって、主な項目だけについて、中之条町の慣行を示しておく。

- ①小作契約期限 (1)期限普通三〜五年、就中特例トシテ桑園
ハ八〜十二年、(2)期限解約ノ方法 小作契約ニ違反シタル
トキハ地主ヨリ解約シ、相互ノ損害賠償ハ協議ニヨルモノ
多シ。亦地主ニヨリ特種ノ必要上解約ヲ要スルトキハ、使
用スル肥料種子手間代等ヲ相当見積リテ小作人ニ賠償ス。
②小作終始期及小作返付ノ方法 小作終始ハ普通畑ハ秋畑麦

作付ヲ以テ始メ、夏作収穫ヲ以テ終リ、偶夏作ヨリ始リ夏
作ニ終ル、田ハ植付前ニ始リ、二毛作取入、亦秋収ニ於テ
田畑共其儘ノ地貌ニヨリ返付ス。

小作証書ナキヲ普通トスルモ、偶々証書ヲ取交セル者ア
リ、小作証書ニ用ヒル費用ハ小作人ノ負担トスル者多シ。

ところで大正十一年の全国小作慣行調査資料（県文書課）の町の慣行と比較すると、(一)小作契約の期限では、明治四十五年の調査時とほとんど同じである。稲大豆麦等の場合は三年になっている。小作契約の締結方法は、大正十一年頃になると、ほとんど八割までが小作証書によって実施されていた。この契約の文書化よりみても大きく前進したことを示している。契約期間の定まっているのが全部で、この点では郡内近村などと違っていた。この明治期でも小作契約には全部が期間を定めたようである。この点郡内他村よりは相当に合理的になっていたようだ。

小作料について 明治四十五年調査の町の小作料額とその比率については第6―24表に示したが、これをみると、小作料率は明治末年には五六・七％で、特に二毛田ではたかかった。一般に下田ほど小作料率は重くなっている。これに対して畑の小作料率は、ずっと低く、田の場合と反対に上畑ほど幾分たかかった。中之条町の場合、耕地整理施

第6—24表

(中之条町・明治45年)

				小 作 料	実収小作料 (A)	生 産 額 (B)	$\frac{A}{B}$
田	一毛作	上	玄 米	1.5石	1.2石	2.1石	57%
		中	”	1.0	0.8	1.5	53
		下	”	0.6	0.45	0.7	64
田	二毛作	上	玄 米	1.5	1.2	2.1	57
		中	”	1.0	0.7	1.4	50
		下	”	0.6	0.4	0.6	66
畑	上	大	麦豆	1.2	1.1	3.0	36
		大	麦豆	0.7	0.7	1.5	46
	中	大	麦豆	0.9	0.9	2.5	36
		大	麦豆	0.6	0.5	1.2	41
	下	大	麦豆	0.4	0.3	1.8	16
		大	麦豆	0.2	0.15	0.8	18

実収小作料は最近5カ年平均の実収小作料。生産額は最近5カ年平均生産額

〔資料〕 全国小作慣行調査による群馬県資料（県庁文書課蔵）

なお中之条農学校の会報第一号（明治三十九年発行）に掲載されている特別会員剣持生の「地主と小作との関係」のなかで、吾妻郡東部地方の小作上の一般状況を示したのを見ると、小作期限四五年を普通とす。小作料水田に於ては一毛作地二毛作地異なることなし。金納の場合は其時の相場による。畑も穀納なり。桑園は金納を常とす。一反歩小作料として

水田	上田	玄米	一石四斗
	中田	”	一石二斗
	下田	”	一石
畑	上等地	大麦	一石
	中等地	大麦	八斗
	下等地	大麦	六斗
			大豆 八斗
			六斗
			四斗

桑園小作料は十兩十二兩を普通とす。

小作納入期 大麦又桑園は八月納付し、大豆は十月、玄米は十二月納付す。小作料は如何に豊富なるも契約以上を取ることをなし。然れども非常に凶作には減することあり。小作に関する費用小作人の負担とす。但し小作地の公税は勿論地主の負担とす。小作法別に約なし。只石灰を肥料とせざることを、及び地力を損ずる作物を禁ずること等なり。小作証書小作人より徴すれども、私書にて公正証書少し。証書には小作反別、小作料及小作納入期限、小作料意納の場合の処分法等を記載し、保証人連署の上地主に提供するものとす。

行以前の明治後期には、田は稀小価値であつたためか、小作料率もまた相当高率だったように思う。

3 農林業の発達

明治後期の中之条地方の第一産業は農業であつた。まず農業の実態からみてゆく。農業は何よりも土地（耕地）が基盤であるので、その状態から観察することにしよう。

(1) 耕地の拡大

明治政府は早くから開墾事業を勧めてきたが、中之条地方では明治前期にはまだ目につく事業は行われなかった。新町村成立後の三十三年に耕地整理法が發布されてからは郡内の指導者達もこれに関心を寄せるものもあつたが、山間地帯として耕地整理を実施しうるものも極めて少く、一般には土地改良は進捗しなかった。三十九年六月調によつても耕地整理を施行しうる面積としては、中之条町で田一八〇町、名久田村で田二〇〇町畑五〇町があげられているだけであつた（吾妻郡誌五四八頁）。明治後期の二十五年間の土地面積の推移について三カ村は資料不備のために除いて、中之条町だけの田畑面積の変化（第6―25表）をみると、田はふえているが畑は多少減少している。元来中之条町は畑地が多く田畑では三対七の程度であつた。しかもその畑も生産力が低く農耕だけでは町民の生活は苦しかった。殊に食糧を他からの輸入に依存していたので、産米増加の途として開田への切望は大であつた。耕地の拡張、開田への要望は耕地整理事業への要望でもあつた。先覚者田中甚平は明治中頃には早くもこれに着目して開田のために踏査設計をしている。用水源が遠く用水路計画の至難と巨大な工費のため再三の企画も失敗している。この間の事情を甚平の日記でみると、明治三十一年九月九日「美濃原水路測量ノ件ニ付郡長ニ協議出頭」にはじまり、同月十九日「水利測量願書ヲ上申シ」、十月十六日には許可が下りて、関喜平に依頼し、翌年四月二十日測量に着手、二十七日

第6—25表

(中之条町)

年次 地目	明治 25	明治 31	明治 42
田	町反畝歩 14. 1. 9. 28	町反畝歩 20. 1. 0. 03	町反畝歩 24. 8. 0. 03
畑	118. 2. 1. 19	112. 3. 6. 29	103. 4. 4. 18

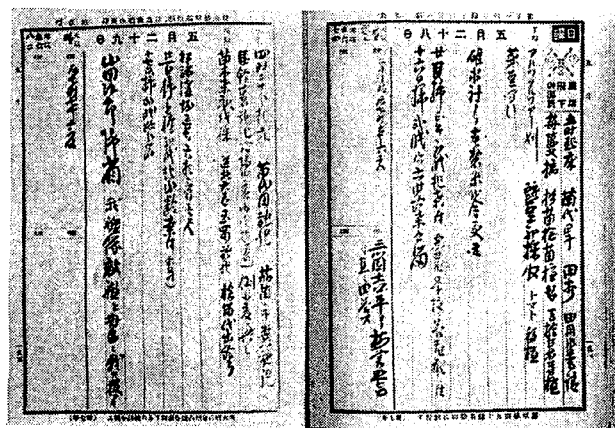
〈資料〉 25年郡役所報告 31年町治一覽
42年郷土誌

うるものではなく、一部先覚者の提唱に対して上層町民すら呼応しえず、大正期にもちこされた。

(2) 農業技術の進歩

明治前期から二十年代前半頃の中之条地方の農業については、九年の町村誌や当時の物産表によると、農作物は年により収量の変動が激しく農業技術の水準も低く主として天候気象に左右されていたように思う。農作物も畑作の麦類を中心に大豆粟黍等の雑穀本位のもので、玄米も僅か水田から収穫されていた。十年二十年代は農業生産面ではほとんど進歩がなく、長い間の慣行的農法を中心としたものだった。町部をも含めて中之条地方の人々の生業は大半が

に終了している。耕地の改良拡張は農業の基本条件である。郡内でも明治前期に南木山薬師嶽で開墾事業が着手された事情が吾妻郡誌にも記載されている(五四七頁)。しかしこれが本格的になったのは前述の三十三年の耕地整理法発布後になる。これはやはり地主制度の成立と関連し、開田事業による地價や小作料の引上げが地主の利益関心として昂まる時期が明治末年に近い地主制への進展期になる。なおこれを促進させたものとして耕地整理法のほかに、三十六年の勸業銀行に資金貸与や三十九年の政府の補助金出資などがあげられる。この整理法は四十二年に改正され、灌漑排水施設の改良を主とすることになった。とにかく耕地整理事業は全国的には日露戦争後から明治の終わりにかけて非常に盛んになった。しかるに吾妻地方中之条町の場合には地主制の遅れとも関連して、これが本格化するのは大正期になってからである。町の耕地整理を施行すべき田の面積はその総面積の二二、八%に当る一八〇町歩であったが、この事業遂行は当時の田舎町の地主自作の経済力では到底巨大な工事費の負担にたえ



田中基平日記 (明治38. 5. 28-29)

農業であつたが、絛上の低生産力の耕地と幼稚な生産技術のもとでは専業として生活してゆくことは極めて困難であつた。早晚農業の現状打開は自然の趨勢だつた。しかし地方自治制の確立をへて農事試験所農会農学校等の諸機関が設置され、府県町村の地方農家にも新しい農業技術の指導が進められるに伴つて、三十年代からは農事の各部門にも進歩が認められるようになった。二十八年五月の群馬県農事試験所の創立、二十九年八月の群馬県農会の設立、その

間二十八年二月には中之条農会が設立され、二十九年一月には郡農会も設置された。二十七年には全国農事会が結成され、続いて例年全国農事大会が開催され、度々町からも代表が出席した(田中基平山田金伝次等)。この大会を通じて農業関係の重要事項が議決要請され、三十二年三十三年と相次いで農会法と産業組合法とが公布施行された。中之条町はじめわが三カ村に農業技術員が設置され農業技術体制が整備したのは三十九年農会に専任技手が設置された後の明治四十年代からである。なお中之条町に三十二年県内では最初の農業学校が開校されて町はじめ吾妻郡の各町村の農業技術の発達にとって大きな役割を果たした。当時の農学校について、金沢佐平(原町)は、「実習地を農家の人々に見せたり講習講話には教師もよく各町村に出かけた。養蚕講習会なども開かれ、種子を学校から貰つたり肥料の配合なども学校で聞いたりした。学校は一種の農業指導機関であつた。生徒は各町村の地主の子弟が多く、教育に熱心な商人は子供を農学校に入れた。おやちの考は上手な経営をやろう

ということだった」と語っていたが、地域農家の要望にそって学校と地域農業とのつながりも強かった。郡農会の設置を契機に、日清戦争後の二十九年から三十年にかけて農事講習会や農談会等が頻繁に開催されているが、当時の農業技術に対する関心の進展がうかがえる。田中甚平の日記でみると、

二十九年一月九日 郡農会設立会、午後赤羽技師農事講話会（尋常小学校）一月二十一日山田金伝次大日本農事会出席
トシテ上京、宮崎隅司同行、二月十一日米国農具着荷、三月五日林昌寺デ農商務省技師船津次平農事懇話会、四月二十二日関定吉ニ農会試作田ヲ命ズ。十一月四日関東農区大会出席、十一月二十一日農産物品評会（なおこの年には懇話会開催の記事が多い）

明治三十年には、二月二十二日農商務省技師来郡、林昌寺ニテ懇話会。三月十六日から郡内各地で農事懇話会が開かれている。七月二十五日農商務省技師田中節三郎「浮塵子ノ件」ニツイテ農談会（郡役所報告ではこの時の傍聴人百余人とある）。なお甚平日記から三十年代には引続いて時々農談会が開かれていることが記述されている。

当時新しい農業教育をうけた技術者達が「農事巡回教師」制のものと農事講話会のために中之条地方にも訪れている。品評会も農事の各部門にわたり毎年開かれ農業振興の一助となった。甚平日記によると、一般農事の外畜産部門でも開催されているが、畜産では三十三年には他郡よりさきに吾妻郡産牛馬組合が設立され、種牡馬の借入購入放牧場の経営拡張セリ市の開催等が行われた（吾妻郡誌六九四頁）。さて三十六年十月には農商務省は農会に対して「農事改良増殖に関する論達」を発し、①米麦種子の塩水撰、③短冊形の共同苗代、⑤稲苗の正条植、⑧夏秋蚕用桑園の特設、⑪牛馬耕の実施、⑬耕地整理、⑭産業組合の設立等の十四項目にわたる重点事項を中心に農事改良が励行された。中之条町の農会では試作田を二カ所設置し種子肥料の試験をしている。四十三年郷土誌によると、「三十二年農会令発布アリテ県郡町村共ニ系統的農会ヲオコシ、技師技手ヲシテ之ガ指導ニ従事セシメ、或ハ産業組合ヲオコシテ農業資本ノ供給ヲナサシメ、又肥料共同購入ノ法ヲ講ジテ過隣酸大豆粕アンモニア等ノ買入レヲナサシメタル等種々

ノ利便ヲ保護的ニ加ヘタル結果、昔日トハ面目ヲ一新ス」とあるように、三十年代には日露戦時においても強力な農事指導が実施されていたことが注目される。

明治三十七年五月十三日付中之条町農会長より各区長宛に発した文書によると、「時局ニ対スル農事改良ノ施設トシテ其筋ノ訓示ニ基キ農事改良実行委員会ヲ設ケ左記ノ件々実行奨励セシメ候条部内一般ニ周知方御取計相成度」として十項目をあげている。一、塩水撰種ノ事 一、短冊苗代実行ノ事 一、霜害予防ノ事 一、緑肥栽培奨励ノ事（但シ麦田ノ間作ニハ大豆ヲ播種スル事） 一、黒穂拔取実行ノ事 一、堆肥舎建設ノ事 一、報公作業ノ事 一、副業ヲ奨励ノ事 一、

蚕病消毒ノ奨励ノ事 一、桑ノ赤渋病駆除ノ事。また九月十四日同じく農会長よりの指示事項（十五項目）をあげると、
 (一)作物病虫害駆除予防ノ件 (二)共同集合、苗代ノ件 (三)石灰ノ件 (四)耕地整理ノ件 (五)緑肥ノ件 (六)堆肥ノ件 (七)麦作ノ件 (八)蔬菜果樹ノ件 (九)桑園ニ関スル件 (一〇)家畜家禽ノ件 (一一)牧草ノ件 (一二)畜産組合ノ件 (一三)植林ノ件 (一四)家畜去勢ノ件 (一五)勤儉貯蓄ノ件などである。

戦時下において農事改良実行委員会が設置され、七月二十八日協議事項をみると、害虫駆除について強権をもってその実行を奨めている。命令に従わない者は警察官又は町長に通知する等が明示されていた。

(3) 耕種農業の伸長

この期三十四年代の農産物については毎年郡役所へ勸業報告として提出していたが、現存資料では中之条町のものだけである。これによって中之条町の明治二十九年～三十三年の農作物の作付面積と収穫高を第6―26表に示す。これによると、米大豆の作付増反、殊に糯米の作付増反増収をはじめ全般的に生産の向上が認められる。特に三十三年からは著しい増大がみられる。三十年代後半の資料をかくが、この時期の大きな伸長が予測される。年次により気候の変化等から収穫量のかなりの増減もあったようだが、三十年代の農産物の増収は主としてさきの農会の設立によるその技術指導の成果と考えられる。なおここで当時この地方における米の播種収穫の時期について附記しておく。



明治後期の麦打ち作業（沢田村山田町山虎三郎家）

第6—26表

(中之条町)

		明治29	30	32	33
粳米	A	453反	465	457	465.6
	B	634石	697	740	651.8
糯米	A	182反	181	175	273.1
	B	141石	235	233	308.6
田大麦	A	180反	184	184	207.5
	B	270石	312	322	348.6
畑大麦	A	1780反	1801	1800	1785
	B	3560石	4322	4500	4308
小麦	A	760反	762	—	765
	B	900石	1000	—	900
大豆	A	682反	751	765	765
	B	614石	826	918	8415
粟	A	205反	250	230	220
	B	185石	225	207	330
稗	A	310反	150	150	150
	B	372石	270	270	255
甘藷	A	10反	20	20	—
	B	180貫	320	35	—
馬鈴薯	A	48反	60	70	—
	B	105.6貫	1200	2450	—

備考 A作付面積 B収穫高

群馬県統計書に吾妻郡として掲載されているが、中之条地方もこれに含まれるので参考として記載しておく。明治二十年をみると、早稲は普通で播種五月五日、挿秧六月十日収穫十月二十日、中稲は普通では播種五月十日挿秧六月十日収穫

穫十月二十五日、そして晩稲では普通、播種五月十五日挿秧六月二十日収穫十一月一日、この地方では播種挿秧収穫いずれの日時も県内他郡に比して一番早いのが一般である。

四十三年郷土誌によると、明治後期の沢田村の農業生産について「水稻大小麦^{あま}等を主要作物とし、水田面積五十町歩（山田村二十七町歩、四万村九町歩、折田村八町歩、上沢渡村六町歩、下沢渡村四町歩）で、大半は一毛作、



明治後期 畑の整地作業（沢田村山田高沼部落）

第6—27表

（中之条町）

		明治40	41	43	44
米	作付	反 683	683	591	707
	收穫	石 400	1,935	1,409	1,314
麦	作付	反 893	895	714	705
	收穫	石 1,711	1,732	1,485	1,337

資料：郡役所報告（明治40、41）と群馬県統計書（明治43、44）による

二毛作ができるものは山田村折田村の一部のみ。畑面積六百五十二町歩（上沢渡村一六八町歩、四万村一三八町歩、山田村一二八町歩、折田村一二三町歩、下沢渡村九四町歩）であった。使用農具では、「耕墾に備中鍬、銚鍬、碎土に馬耕四つ子、除草に万能・太一車・雁爪、收穫に鎌・稲扱・麦打台・磨臼、唐箕・篩・箕」そして肥料については、「窒素質肥料が最も多く、堆肥を主に僅か金肥を配合して使用した。自家肥料として堆肥緑肥人糞尿蚕糞、米糠本草灰等、金肥には硫安・大豆粕・魚粕・過燐酸石灰等」が使用された。

さて日露戦争後になると農業生産の伸長が著しくなる。まず中之条町の米麦の四十年代の作付面積收穫高（第6—27表）をみると、三十年代前半を示す第6—26表に対比して米では作付面積收穫高ともに急増している。麦では作付面積が減少してきている。特に米の反当收穫高の伸びが大きく、三〇～三三年には平均一石四・五斗であったが、四十年代になると平均二石三斗余に

第6—29表 (伊参村)

農作物	作付面積	収穫高
	町反セ	石斗
あ わ	204.2	155.2
ひ え	396.7	452.0
き び	85.8	95.2
そ ば	112.6	47.2
とうもろこし	43.7	37.1
大 豆	708.7	298.3
小 豆	196.5	118.1
大 根	45.1	1,447.7
甘 藷	54.0	1,134.0
馬鈴薯	1.5	315
ね ぎ	2.7	129
ごぼう	6.0	360
茄 子	12.0	3600

明治43年

伊参村郷土誌より

(四十年代)における伊参村の米麦のほか、主な農作物の状況を表示しておく
(第6—29表)。

第6—28表

(明治43年)

	沢 田 村	伊 参 村	名久田村	中之条町
米	反 545	977	1030	591
	石 776	890	888	1409
麦	反 2302	1243	1255	714
	石 3456	1347	1994	1485
米	反 1,424	0.911	0.854	2.383
麦	石 1.501	1.084	1.589	1.605

資料 群馬県統計書(明治43年)による

急増収する。米の生産性の伸長が著しかった。これは前述の四十年代における農事改良の諸施策とこれにもとづく農会の技術指導による所が大きかったためであろう。わが一町三カ村の四十三年における米麦の作付収穫及反当収量を第6—28表でみると、米の作付は名久田伊参両村が多く、麦の作付は沢田村が多いのが特色だった。各町村の米の反当収量を比較すると、中之条町がすぐれて高く反当二石四斗近く、ついで沢田村が一石四斗余、伊参村名久田村では一石未滿で九斗一升と八斗五升と低かった。麦の反当収量をみると、米ほど格差はないが、中之条町が幾分たかかった。沢田名久田の三町村とも反当一石五六斗ほどであった。伊参村は平均一石という水準であった。米には生産性の格差が示されていたが、当時における生産性の差は基本的に田畑の地質条件によることが大きく、ついで当時奨励されはじめた農事改良技術の受容の相違もなお多少影響していたようにも思う。当時

(4) 畜産と林業

畜産 中之条地方は山林原野に囲まれた所として旧くから畜産と林業は住民の生計と密着してきた。

明治後期になると産牛馬組合法公布（三十三年二月）をうけて、早速同年九月二十六日に郡の産牛馬組合を設立した。その主な事業は技術員の設置牧場経営、せり市場の開設、産犢品評会の開設、種付場開設及び種牡牛馬の配当等であった。吾妻郡誌や群馬県統計書によって当時の郡内の牛馬数をみると

牛	三十三年	三四八	四十三年	六五五	馬	四十三年	四、四九七（運搬用四四二、農用三、五五九、繁殖用三四〇、其他一五六）
馬	二十三年	四、一一九	三十八年	五、五五三	豚	四十三年	二五八
	四十三年	四、四〇三（郡誌六七六頁）				羊	一七
牛	四十年	四六二（役用七九、肉用九一、乳用五八、繁殖用二五、其他九）				牛の種別は内國種三五、雜種四二、外種一五	馬の種別では内國種三八三三、雜種五七九、外種八五（群馬県統計書）

馬は日露戦争時が軍馬奨励もあって最高で郡内五千五百頭をこえたが、戦後には減少する。明治四十二年における中之条町と伊参村の牛馬豚等の頭数をみると、

中之条町	牛九、馬二二四（牡一〇八、牝一〇六）	豚一六二
伊参村	牛二四、馬二八二、豚二五、鶏一六七	（四十三年郷土誌）

沢田村では「馬約四百頭（雜種四割、内國種六割）で毎年二十頭位出産、牛は二十頭余、一ヶ年十頭位出産、馬は主もに農用運搬用に飼育、牛は乳用を主とす」（四十三年郷土誌）

明治二十二年群馬県統計書をみると中之条町牛一頭あつて搾乳高十三石一斗五升とあるが、これは田中甚平所有のものであつた。甚平は畜産面でも先覚者であつた。その日記から甚平家の畜産事情をうかがうと、

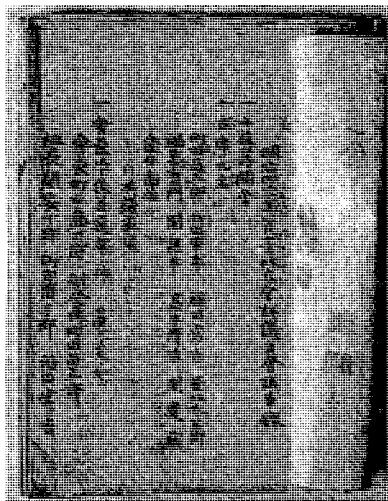
二九年六月二十五日、乳牛七八月二ヶ月乳毎日五合ツツ金 月十八日分産後産不出ニ付獣医中沢伴藏ヲ聘シテ手術ス。七
二十円ニテ木村文藏ニ貸渡三十年七月十七日牛牝犢分娩、七 月二十三日乳牛貸与約ヲナス。三十四年十月二十二日牛乳チ

ギリ一へ四合、二宮へ四合配布、尚甚平は郡産牛馬組合設立に関与し、五月二十八日産牛馬組合法協議会招集に応じて県の創立総会に出席、郡の組合創立総会で副組合長（組合長部長）に当選

三十五年十一月六日、馬匹届では九頭、四十一年十一月十日では七頭の所有、種馬を主とし農耕馬も所有していた。三十七八年戦争では徴発馬多し。三十九年二月八日濠洲馬三ツ若預り受（年額六十円）九月二十五日馬市出陳七頭三頭売却

林業 吾妻地方は山村地帯として林野面積が全面積の九割を占めている所である。江戸時代以後は材木の需要に応じて吾妻川の水路を利用して之を伐出していたが、造林伴わず又管理方法も不十分であったため林野は荒廃に帰した。維新後は更に林政の荒廃で殆んど顧られなかった。しかし明治後期に入り諸産業の振興に伴って林政も漸く着手され、三十年代には市町村及郡の基本財産の蓄積奨励があり林政発達の気運を生じた。三十五年林業巡回教師一名設置、日露戦争後の県模範林の創設や市町村造林補助規定の発布などもあって漸次林業勃興の基礎がつくられた（吾妻郡誌六三三〜六三四頁）。

④各町村の林業状況 中之条町の林業については四十三年郷土誌によると、「明治十九年頃から時運に伴って植林の必要が自覚され、漸く一部有志中には之に着手するものもあって、二十一年度奈良県吉野の土倉庄三郎が巡視にみえ林業家を説いて植林事業を企図したが成就しなかったという。しかし其後有志林業家の奮起により漸次進展をみせている。明治四十三年には林業面積六十町三反六畝余、総植付樹木三〇四、九七一本（うち杉二四四、二四七本）」と記してある。沢田村の林業については、同じ郷土誌から、「山林は村面積の九割をしめ、うち二割が民有であった。林産物は他に比して最も主要な産物で用材薪炭材併せて年間一万元以上にのぼった。当時林産物の需要増加し、その結果濫伐になる傾があるが、近時造林の必要を認め植林が行われている。その主なものは杉松扁柏落葉松樺。杉は上沢渡村四万村によく、赤松は折田村、樺は四万村に適す」と記している。



明治四十一年林友会評議会議事録

第6—30表

	学 校 林	町村基本 財 産 林
中之条町	町 3.2	町 32.8
沢 田 村	—	237.2
伊 参 村	5.2	153.8
名久田村	9.3	9.3

吾妻郡誌656—7頁

さてさきに明治後期には町村における基本財産として山林設置のことを述べたが、わが一町三カ村の実状第6—30表をみると、沢田村伊参村では村有基本財産に百町歩以上も設置した先覚者達の意図が注目される。郡内では長野原町八百五十町歩嬭窓村六百五十町歩などが最大である。

⑨沢田村林友会の活動 日露戦争後の三十九年一月二十一日に村長町田虎三郎を会長として設立された。林友会規約によると、「本村居住者ニシテ林業ニ関係アル同志ヲ糾合シ、林業ノ発達改善ヲ図リ学芸技術ヲ講究スルヲ以テ目的トス」(第一条)とあるが、林友会の活動は明治四十年代から大正前期にわた

って愛林思想を村民に培養し、村全体の植林に尽力して沢田村の経済的基盤の確立に大きな役割をはたしている。会の組織は会長副会長各一名幹事二名、評議員十二名、技手若干名をおき、会員地区を組に分け各組に組長一副組長一を置いた。林友会は町田(虎)村長就任後直ちに発足して、当時の役員をあげると、

会長 町田虎三郎 副会長 町田品五郎 幹事 関徳平次 町田
 藤吉 組長 町田清三郎 福田常吉 吉田馬造 関安十郎 関慶
 蔵 評議員 山田次郎平 関旧衛 折田軍平 福田常吉 福田六
 右エ門 中沢半三郎 登坂太三郎 関慶蔵 町田虎三郎 町田
 品五郎 金井亀伯 高平清吉

明治四十年代における会の決算報告書によって年間収支の一部を列記すると次の通りである。

明治39年7月～40年10月林友
会事業収支

入		出	
金額		金額	
四、六八九円七十一銭〇厘	請負金総額	五、一〇六七、七七、〇	障害木払下代金
五八、〇〇、〇	障害木売却代	九、〇五、〇	事業下々渡代金
三、二〇、〇	干草売却代	一六五、六〇、二	借入金利子
四、七五〇、九一、〇	計金	一五〇、〇〇、〇	監督給料苗圃手入費杉種代總會 費交際費雑費 役員報酬金
		四、五三三、九八、七	計金

差引 二一六円九二銭三厘 剰余金後期繰越
四十年事業は県工事の村請負工事である

明治40年11月～41年12月
林友会事業収支決算

入		出	
金額		金額	
一〇九円八〇銭〇厘	防火線請負金	九〇円五六銭〇厘	防火線下渡金
一、〇六二、九〇、〇	整地	八八九、〇〇、〇	整地
二三八、二七、〇	障害木売却代	一九八、二四、〇	障害木払下代金
二三五、二〇、〇	補植請負金	一三六、七八、五	補植下渡し金
五一、〇〇、〇	新植請負金	三四八、六〇、〇	新植

二 産業と経済

三二、二〇、〇 二二六、九二、三	火災地補植請負金 前期繰越金	二八、六五、〇 二〇、四二、二 一一、〇五、〇 七〇、三〇、〇 四八、五〇、〇 一〇一、五六、〇 一三、〇五、〇 二五、〇〇、〇 四三三、五七、五	火災地補植下渡し金 請負以外植付苗木代運賃 等 人夫賃 監督給料 借入金利子 諸雑費 營業税一期分 苗圃手入費 現在金
二、四〇五円二九銭三厘	計 金	二、四〇五円二九銭三厘	計 金

四十二年度事業の中心は下刈請負で代金二、六三一円六〇銭、四十三年度事業の中心も下刈請負で二、五八〇円六六銭、この年請負金総計三、六四五円六六銭、純益金五七八円六四銭、そして四十四年度事業の中心もまた下刈請負で三、〇二四円四〇銭、総請負金四、七七九円六七銭、純益金四三三九円六〇銭七厘、さらに四十五年度事業は下刈請負金三、三七

五円一七銭総請負金では五、六四七円一八銭、純益金七一八円八七銭九厘と事業及純益金額が増大していった。かくて明治末年決算報告によると、発足以来の利益金総計で二、六〇九円五五銭六厘となり、うち基本金二千元を残し、翌年繰越金六〇九円五五銭六厘としている。なお四十五年度収入は一萬一千八百円余支出一萬七千八百円に膨張している。

このように三十九年林友会発足以来明治四十年代の毎年の事業をみると下刈植付防火線整理等の仕事を通じて年々事業量事業費の増大をかさねて、明治末年には収支決算の合計で二万円を超えるに至った。別益金も三千元近くにな



明治22年洋行当時の田中甚平（左端）（イタリーのミランで）

り、基本金二千円をすえるまでになったことは注目される。そして大正になると、さらに利益金の増大が進み、基本金も増えていった。これによって学校関係の行事や備品などの寄付が行われるようになった（詳細は大正期で後述）。

(5) 養蚕業の発達

明治後期から大正期において注目される産業は養蚕と製糸である。養蚕は明治に入ってから、殊に十五年頃からこの地方の多くの農家で行われるようになったが、二十年代からの明治後期には先覚者達の努力や指導機関の奨励等によって飼育技術も改善されて中之条地方の農家にとって主要不可欠な収入源にまで発達してきた。二十年代でも村部は勿論中之条伊勢町等の町部においてさえ、住民の経済を左右するものは専ら養蚕の豊凶であった（二十七年中之条町役場事務書による）。明治前期までは養蚕飼育法は極めて不完全であり、しかも山地特有の寒冷のため稚蚕期には年々霜害をうけたり蠶蛆（きようしゅ）の被害を蒙ったりして成績不振であった。田中甚平は二十二年農商務省の命によりフランスイタリーの蚕業視察により帰国後斯業の改善に大変努力した。同志の木暮茂八郎も製糸業を中心に養蚕業にも尽力した。沢田村郷土誌によると、春蚕は五月中旬の掃立で、其時はちょうど稲の挿秧や秋作物の播種及麦の収穫等と重なる非常に忙しかった。その上降雨期ともぶつかるので養蚕農家としては一番苦しい時期であった。夏蚕は春蚕収繭後飼育される。従って其時はまだ作物の除草手入も終らず多忙のためこれ

二 産業と経済

第6—31表

(明治43年)

	春 蚕			夏 蚕			合 計	
	飼育戸数	生産高	生産額	飼育戸数	生産高	生産額	生産高	生産額
中之条町	戸 297	石 988	円 35,022	戸 331	石 283	円 7,778	石 1,271	円 42,800
沢田村	573	1,492	52,887	615	446	12,257	1,938	65,144
伊参村	314	749	26,550	362	233	6,403	982	32,953
名久田村	373	726	25,734	375	260	7,146	986	32,880

群馬県統計書(明治43年) 勸業之部119—120頁

をやらないものが多い。秋蚕は七月下旬から八月上旬に掃立、二十五、六日間で上簇した。秋蚕の方は飼育期間の短いことと農業労働の分配がよいことのために漸次盛んになっていった。しかし温度に桑葉を摘採し桑園を荒廃させる傾向があり、そのためここに着目して秋蚕専用桑園を増植し夏秋蚕の降盛を計るとともに荒廃した春蚕桑園の回復を計るようになった。飼育法については春蚕は折衷育が広く行われ、夏秋蚕はふつう天然気温に委ねた。そして蚕種は六割が長野県から輸入し、県産は三割内外にすぎなかった。

つぎに当地方の養蚕の実態を観察しよう。

飼育戸数・繭生産高・生産額 明治四十三年の春蚕と夏蚕について各町村別の飼育戸数生産高生産額を示す第6—31表から、①飼育戸数は四十三年になると各町村とも春蚕より夏蚕の戸数が多くなっており、春夏蚕とも沢田村が一番多く、ついで名久田村伊参村、一番少いのは中之条町であった。②生産高・生産額では沢田村が一番多いが、つぎは中之条町になり、生産高では名久田村が一番低く、生産額では伊参村が一番低かった。さらに第6—32表によって各町村の一戸当りをみると、春夏蚕ともに中之条町の生産高生産額が三村に比して一番高い。ついで沢田村がたかく、春蚕では生産性で名久田村農家が一番低かった。夏蚕の生産性は伊参村農家が一番低かった。中之条町の養蚕一戸平均は春蚕で生産高三・三三石、生産額百十八円とかなりよかった。これが沢田

第6—32表 町村別春蚕・夏蚕の生産性(明治43年)

	春 蚕		夏 蚕	
	一戸当 生産高	一戸当 生産額	一戸当 生産高	一戸当 生産額
中之条町	石 3.33	円 118	石 0.85	円 24
沢田村	2.60	92	0.73	20
伊参村	2.39	85	0.64	18
名久田村	1.95	69	0.69	19

前表より作成

村では二・六石、九二円、伊参村では二・四石、八五円、名久田村は一・九五石、六九円と低く、他村ともかなり格差がある。夏蚕では中之条町の一戸平均八斗五升、二十四円、沢田村の七斗三升、二十円、名久田村の六斗九升、十九円、伊参村では六斗四升、十八円であった。ところで明治四十年代になると当地方でも両表でも明かなように各町村ともに飼育戸数では春蚕より秋蚕の方が増えているが、生産高生産額では春蚕の方はずっと多かったのである。

さて明治三四十年代の養蚕内容について今少し詳しくみるため資料の関係から中之条町のもので考察する。当時の郡役所への報告書類によると、三十年代前半の頃は春蚕戸数が圧倒的に多く、ついで秋蚕夏蚕の順である。

養蚕規模 この頃の掃立規模は一〇四枚が普通で最も多く、五〇一〇枚がこれにつぐ。養蚕戸数も年々増加して三十年代に入り本格的になり三十四年がピークで以後多少減少している。ピークの三十四年をみると、全町の養蚕戸数四一四戸で総掃立枚数一、七一〇枚、内訳は一〇四枚二八〇戸、五〇九枚一一三戸、一〇枚以上二〇戸であった。町部は村部よりは養蚕戸数は少ないが、規模は概して大きかった。表通りの商業地区が村部に劣らず比較的大規模の養蚕経営をしていたのが注目される。商業的農業としての養蚕に着目していたのだろう。さて四十年代になると夏秋蚕戸数がふえるが、四十年の春蚕秋蚕の掃立規模を第6—33表でみると、春秋蚕ともに一〇四枚が最も多い。春蚕は五〇九枚がこれに多い。なお十枚以上のものが七十戸もあったことは注目される。秋蚕は春蚕に比して小規模の傾向だった。当時の養蚕はなお

二 産業と経済

「五月十二日赤熱又昔一番掃午後五時四十八度冷氣甚シ。十三日霜害降雪又昔一番掃午後三時五十九度、五月十六日給桑ニ窮ス……」とあって不順な状況を示している。

養蚕技術 群馬の養蚕業も後期に入ると本格的な隆盛期を迎えるが、これには民間から養蚕改良家が輩出して栽桑養蚕の諸技術が伸長したことや養蚕の研究所伝習所が県内各地に設立され、飼育方法の改善や蚕糸繭糸の品質改良が行われたことがあげられる。吾妻郡でも二十二年五月岩島村に片貝新十郎による養蚕伝習所が創立された。また四十二年には嬭恋村大前に郡立夏秋蚕講習所も設立されている。そして中之条町では、二十二年に伊勢町に木暮茂八郎ら

第6—33表 (中之条町・明治40年)

	～1枚	1枚～	5枚～	10枚	計
春蚕	2	251	95	17	365
秋蚕	14	277	4	1	296

明治40年郡役所報告書類綴

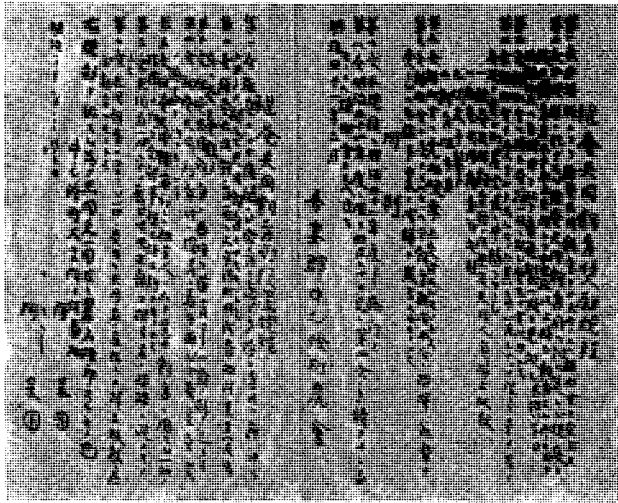
第6—34表 (中之条町)

	桑園反別			採桑量
	刈桑	立木	計	
明治 28	反 1,285	反 45	反 1,330	貫 4,398,352
" 29	1,272	45	1,317	240,952
" 30	1,292	56	1,348	4,412,710
" 32	1,289	58	1,347	3,971,439
" 33	1,293	59	1,352	2,672,750
" 34	13,385	76	14,155	2,515,000
" 35	13,390	78	14,170	2,363,000

各年次郡役所報告書類綴

一般に春蚕の方に重点がおかれていて収入源も春蚕の方が主であった。

桑園採桑量 三十年前後の桑園反別採桑量を示す第6—34表によると、三十四、五年の桑園増反がめだつたが、これは郡役所報告の備考に「本年度の増加は蚕業漸進に伴ふ結果」とあって、この頃から町の蚕業の上昇が顕著になったようだ。しかも三十四五年とも前年よりも採桑量が減少しているのは氣候不順によると報告されている。田中甚平日記三十五年をみても、



養蚕共同飼育奨励規程（明治41年・中之条町農会）

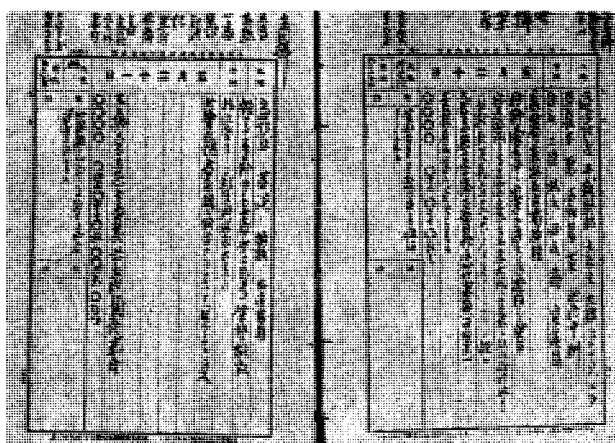
有志によって吾妻養蚕試験所が設立された。これは田中甚平が佛伊両国へ蚕業視察から帰朝した直後で、その結果の結実だった試験所は甚平を校長に西ヶ原講習所出身の飼持学次郎早川冬蔵中沢祥平の三人を講師として新しい養蚕技術を教えた（島田斎胤「吾妻百家伝」一九五頁）。なお試験所規則（木暮久弥所蔵）によると、生徒二十人、年令満十五〜四十才、在学日数九十日間、授業学科は動物学植物学理学化学養蚕検査法、害虫駆除法、桑樹栽培法飼育法等であった。二十二年収支予算をみると百円ほどであった。また大字中之条町の田中甚平の宅地内にも養蚕研究所があったという（大字中之条片貝周平談）。詳細な内容は不明である。さらに明治後期には町に蚕種検査所も置かれた。当地方の蚕糸業の勃興の背景には町民中の養蚕改良家にまつところも大であった。中之条町では田中甚平はじめ小池政七などが養蚕方面の勲業に活動している。田中は前期以来すでに全県的な養蚕家として知られ、二十一年に選ばれて佛伊の養蚕視察に出張し帰朝後この方面の科学的飼育技術の向上に資した点は大きい。小池は永い間の養蚕経験にもとづいて二十年代初め「養蚕経験俗説」を筆述し、原種鑑定法原種貯蓄法発蚕取扱法発蚕掃立法飼育法等に関して詳細な経験技術を示した。三十年代から四十年にかけても蚕業経済談を記述し特に三十八年には蚕業懇話会を設立し郡内蚕糸家を糾合研究している。

二 産業と経済

第6—35表 田中甚平家の養蚕飼育段階日程（明治35年）

上 簇	桑四 眠付	桑四 留眠	桑三 眠付	桑三 留眠	二 眠起	桑二 留眠	分二 宿眠	初 眠起	桑初 留眠	分初 宿眠	桑 留	掃 立日	日 蚕種
6 /16	後6 /11	6 /8	後3 /2	前11 /31	5 /26	前5 /10	後4 /25	5 /21		午前5 /20	午後5 /19	5 /12	赤熟1
6 /16	後1 /10	6 /8	後3 /2	前11 /31	5 /26	" /25	5 /24	5 /21		" /20	5 /19	5 /12	又昔1
6 /18			後5 /3	後4 /1	5 /27		前9 /25				午後4 /20	5 /13	赤熟2
6 /18	前5 /11	後3 /9	後5 /3		5 /27		5 /25				5 /20	5 /13	又昔2
6 /22	前5 /13		前5 /8	前5 /6	前11 /31	後10 /29	5 /28	5 /25	5 /24	5 /23		5 /19	小石丸1
6 /24	後7 /14		前9 /9	前10 /7		後9 /30		5 /26	5 /25	5 /24		5 /20	小石丸2

田中甚平家の養蚕 三十年代の日記には農耕畜産養蚕の記帳に詳しい。特に三十五年のものは極めて詳細なので、この年の養蚕の状況をあげておく。



田中甚平日記（明治35. 5. 20—21）

①春蚕 4月5日蚕種赤熟又昔倉庫ヨリ産室ニ移ス。5月2日蚕種小石丸倉庫ヨリ産室ニ移ス。5月3日蚕筵洗4日蚕種先口催青器入……12日赤熟又昔一番掃(雨後2時48度冷式甚シ)

13日又昔二番掃(後3時・59度)今朝霜害……19日小石丸一番掃 春蚕の各掃立蚕種別

各飼育段階一覽表(第6―35表)によると、五月中旬十一日、十三日、十九日、二十日と四回にわけて掃立てる。

十九日掃小石丸一番は二十四日に一一三時間で初眠桑留、

二十九日二五二時間で桑留、上簇は六月十六日、十八日、

二十二日、二十四日である。六月十六日から急に忙しくなり労働力九人になる。六月二十日には桑刈養蚕総掛り桑二

十三駄、扱桑七〇貫採取とある。二十三日桑買始四〇貫

(五円) 二十六日桑刈養蚕一般多忙期、桑四〇貫六円、二

十七日繭乾燥始、七月二日繭かき始、七月四日蚕祝(休)

②秋蚕 8月8日「七月三十一日付秋蚕今朝発生(七五付四枚信州種三〇〇蛾)」8月13日初眠桑留(午後六時)15日初眠桑付(午前5時)18日二眠桑留(午後10時)後口初眠桑付、二十三日先口三眠桑留(午前九時)二十四日三眠起桑付、後口は8月29日三眠桑付となる。9月2日先口四眠起四日目になり、9月4日夕刻熟蚕、5日先口上簇(一〇一枚)給桑不足、6日上簇六〇枚、7日先口上簇一八七枚の計、8日秋蚕北海道先口六日目熟蚕始、三三枚上簇、9日午前九一枚午後百枚、10日より繭かき始まる。十日より十四日まで繭かきの結果収量上繭四十一貫三五〇匁、中繭三貫三〇〇匁、玉繭九貫一五〇匁計五十三貫八〇〇匁、9月17日秋蚕祝休

4 商工業の発達

明治前期の中之条町の職業は、農が中心で商工は少ない。雑業も多い。当時の商工雑業には固定した専業者は少なく、流動的渡世が多かった。前期の町の営業形態をみると、実に多岐にわたっていた。全般には仲売が主で小売がこれに付いた。専業に近い商売では小売を中心に仲売ないし卸売も兼ねるものもみられたが、当時はなお表向きは農業を営みながら商品の仲売小売に走り廻るという兼業型営業が多かった。

こうして明治も十年代までの町の商工業は、近世以来の農間の兼業渡世が主であった。従って中之条や伊勢町の町



明治30年代の福田屋旅館（田村豊三郎）

部といっても、まだ農村のなかの人家の立ち並んだ農中心の「まち」の形態を存続していたのである。

(1) 明治後期の商業形態

さて後期になると、新町の成立に伴う行政制度の整備、郡の中心地として郡役所はじめ諸官庁学校等の設立、道路交通運輸機関の発達による人や物資の交流の頻繁、そして商品経済の進展に伴う地方産業金融の活発化等が現れて町並を中心にして当地方の商工業が発達した。商業者にも専業者が出現するし、商売様式にも移動型仲売から固定型の小売店舗への転換が行われた。しかし町部全体ではなお商人の多くが農業に従事していて農業はやはり主要産業としての地位をしめていた。かくて明治後期の中之条町はまだ前代の農業から新時代の商工業への転換の過程にあったといえる。すなわち町の農業は専業と主業（農を主にして一部他業を兼ねる）とが相半ばしており、新しい商業では専業はまだ少数で、農業を一部兼ねる主業者が大半であった。町並の商家でも当時は商品化のたかい養蚕業を兼営しているものが多かったという過渡期であった。前期の形態は、仲売型であった。そして後期の商業形態は前期の仲売型が多かったのとちがって、漸く小売型の方が多くなってきた。これは町の商業が後期になって漸く店舗式に固定され、ここで小売を主業ないし専業として経営する様式に変わったこと、これに伴って村風の商売から町部として商業に移行していったのである。

第6—36表 明治40年代の1町
3カ村の業種別商業
戸数

	中之 条町	沢田 村	伊 村	参 名 田	久 田	原町
宿屋	23	11	0	1	8	
飲食	11	4	0	0	3	
遊技	0	1	0	0	0	
芸	8	0	0	0	0	
酌湯	21	2	0	0	3	
質屋	1	0	0	0	0	
古物	5	7	1	1	1	
髮商	32	14	4	9	15	
理業	16	11	1	1	5	
周旋	2	0	0	0	0	
火薬	1	0	0	0	0	
人力	21	12	1	0	5	
馬車	1	1	0	0	1	
代書	8	1	0	0	1	
牛馬	6	7	2	3	3	
計	156	71	8	16	45	

田舎町の商業の性格 まず三十二年町治一覽に掲載の県税營業稅者としての商業戸数をみると三二四戸で、大字別で中之条町一二九戸伊勢町一〇二戸で町部だけで七二%をしめていた。他方職工数をみると全町で一二四人、うち中之条町三八人伊勢町四二人で町部が六五%をしめた。商業では大字中之条町が伊勢町よりも多かったが、工業では伊勢町の方が大字中之条町より多く、明治後期においてすでに両町の産業的性の差を現わしていた。そして両町の商業について業種別にみると、物品小売業四一戸で最も多く、ついで飲食店二五戸、当時町部には各種のサービスの職業があり、旅館料理飲食業理髮髮結等を併せて四二戸で全体の三割もしめていた。現在もまたサービスの職業が多いが、明治以来の顕著な特色として田舎町らしい職業的性を示している。当時はまた貸金業質屋等の私的金融業も十五戸もあり、当時の経済事情を反映していた。両町の業種をくらべると当時の田舎町として共通の性格の方が多いが、貸金貸家等ではやはり大字中之条町の方が圧倒的に多かった。つぎに隣町の原町と商業を比較するため四十四年警察署取締と關係の營業者数をわが一町三カ村と原町のものを示しておく（第6—36表）。中之条町が各業種とも他町村

にくらべて圧倒的に多く、原町とくらべて關係業者数が三倍以上も多かった。四万沢渡温泉をもつ沢田村がかかる対象業種が多く、原町よりも相当多くなっている。中之条町は前述のように警察取締対象のサービスの營業が主たる關係もあつて表示のような營業者数が特に多かったといえる。さきの三十一年にくらべてこの十年間に宿屋が相当ふえている

が、また明治末年になって芸妓八人酌婦二一人も抱えていたことは山間の田舎町としての性格を示すもので注目される。

明治三十七年の中之条町の店舗 さて日露戦争前後の頃になると中之条町でも漸く町並に小売店舗が立並び町部が形成されはじめるが、当時の実態を三十七年の「群馬県営業便覧」によって一覽しよう。中之条町伊勢町の店舗配置図を次に掲げる(九〇〇〜九〇三頁)。

この店舗図でみると、三十七年においてもさきの三十二年の場合と同様にサービスの商業が多く、中之条町で旅館業七、料理屋三、飲食店八、伊勢町でも旅館業五、料理屋二、飲食店九、ついで主食副食関係で米穀商が五(中)、六(伊)、魚乾物商が四(中)、四(伊)、茶砂糖酒商が五(中)、三(伊)、菓子商は七(中)、六(伊)、さらに生活用品関係では荒物小間物商一三(中)、六(伊)、金物商三(中)、〇(伊)、薪炭商三(中)、二(伊)、肥料商三(中)、一(伊)、さらに煙草屋七(中)、二(伊)、売薬商三(中)、一(伊)、そして衣料関係では呉服太物商三(中)、二(伊)、足袋商二(中)、〇(伊)、また理髪店は二(中)、二(伊)であった。

他県出身商人の進出 総じてこの頃になるとわが田舎町にも住民の生活欲求の向上に応じて各種の商品を取扱う店舗が生れてきていた。ところでこの町並の商店の配置をみると、明治十年代(十一年十六年)の家並にくらべて、その変化がはげしい。十年代後半や二十年代の時折の不況恐慌で、町並から姿を消した近世以来の住民も多かった。これに代って他県他村出身の人々の町並への定着もみられた。特にこの期には越後出身者の町並進出が著しい。主な店舗をあげると小野塚熊吉(材木商) 小山文治郎(米穀肥料商) 後藤元治郎(煙草商) 渡辺力蔵(魚乾物商) 吉原仲蔵・廣吉(金物商) 長田栄吉(魚乾物商) 畔上丈三(菓子商) 小林三之丞(酒造業) 等であった。幕末から明治前期に渡来した越後商人がこの頃には町並に店舗を構えるまでに伸長したのが注目される。三十年代前半期の直接町村税納額

[illegible]

中之條町

[illegible]

和洋酒類商 杉田富五郎

旅人宿	弓矢製造業	永利商	染物商	旅人宿
		境屋	境屋	
	開源六	有馬佐尔	齊藤民作	齊藤民作
		丸山喜藤太	齊藤民作	

小坂橋富藏

魚類乾物商會
小坂橋菱三郎
日野屋助次
板飯伊能登大
谷金水師範館
馬菜子干荒物商
藥草買額商芳桂堂
乾菓子調進所
下駄荒物商

田村米吉
山賀推

七位
 上平
 保雄
 山
 片昌
 小池
 柳亭
 商
 豐茂
 萬物
 元
 中
 屋
 本
 多
 大
 元
 作

[illegible]

大 小 神 宮
産 婆 藥 師

桑田屋
 所造製
 大柴山
 善作
 廣作

[illegible]

荒物	新物	吳服太物商	飲食店	鐵物製造	米穀肥料商	鐵器業細工者
佐田小	藤池	新井長八	西形	折田伴次郎	折水町原	町田歸一
龜安	福太郎	龜松	龜松	龜松	龜松	龜松
實郎	實郎	實郎	實郎	實郎	實郎	實郎

青物菓子商	田村久太郎
荒物商	田村佐吉
古物商	篠原六郎次

桶屋	鍛冶職	林昌寺	高橋新次郎
田村			
廻吉			

建 飲 物 薪 炭 殺 虫 類 商
 職 店 食 具 科 商
 桑 原 支 店
 中 澤 留 吉
 小 久 保 林 田 廣 青 造
 全 す あ や め

穀類雜貨商 上 根岸伴次郎
 糸蘭薪炭商 山口八平次
 酒造業 小林三丞
 穀類商 根岸善作
 四凸旅館 久保田爲吉
 大豆 小矢軍次
 工 大矢軍次
 製塩 小矢軍次
 中條所 松屋
 中之條 唐澤松太郎
 木造宿 唐澤松太郎
 材燈籠 唐澤松太郎
 村提燈 唐澤松太郎

[illegible][illegible]

吉米田西藥天理醫料創荒藥
 吉莊形劇業
 小園林林小
 園公

吉野 櫻井 池田 小坂 熊太 吉野 櫻井 池田 小坂 熊太 吉野 櫻井 池田 小坂 熊太

荒物商 高橋佐次郎

[illegible]

油紙穀類商
町田儀平

茶 商 國 北 三 郎

古物店	旅人宿	吳服太物商
町田明七	運送店	伊能八平
松本徹吉	矢島市太郎	望月藤吉
町田明七	富岡	

飲具
飲食
店屋

藥秋
原元
政平
書吉

中之條女子尋常高等小學校

提燈製造
農具金物商店
糸蘭仲買商

越後屋

鈴木
吉原
吉重
鈴木
瑠璃
廣理
吉作

紙製煙草烟葉足步商
茶葉古商
罐頭商
全三野屋
二宮伊三郎

煙草荒物商
萬年屋
小池榮七
增小池元利次郎

中之條巡查駐在所
第五土木役所
吾妻郡役所
田中甚平

煙草荒物商 萬年屋
糸商仲買商 小池榮七
足歩古着 小池元太郎
紙茶砂糖 堀田利男
紙玉器類 商全三野屋
二宮伊三郎

第6—37表

(中之条町、明治30年代前半期)

		地価割	営業割	戸別割	所得税割	營業稅割	合 計
		円錢厘	円錢厘	円錢厘	円錢	円錢厘	円錢厘
地 元 出 身 層	田 村 喜 八	3.348	9.76	19.408	4.200	4.900	32.950
	中 沢 祥 平	1.559	—	10.048	—	3.168	14.775
	町 田 儀 平	16.362	2.000	28.260	8.868	17.335	72.825
	関 喜 三 郎	.762	—	5.338	—	2.764	8.864
	伊 能 八 平	7.302	3.300	23.750	6.860	3.650	44.870
	望 月 藤 吉	.644	.376	7.535	—	5.293	13.848
	田 中 甚 平	16.161	3.820	28.260	8.424	.500	57.165
	小 池 栄 七	.485	—	7.535	—	3.557	11.577
	小 池 元治郎	2.788	—	16.328	2.438	6.570	28.114
	折 田 件次郎	.949	—	10.048	—	4.353	15.650
	小 池 安重郎	3.387	—	16.328	—	3.300	23.391
	桑 原 竹治郎	16.050	1.376	28.260	8.714	6.200	60.600
	小 池 熊 吉	.833	2.451	10.048	—	2.344	15.711
	中 沢 要 八	1.143	.376	13.180	3.300	7.332	25.339
	小 池 政 七	2.301	2.226	10.048	—	—	14.575
	田 村 栄太郎	2.665	2.626	13.488	2.154	2.106	22.739
	高 橋 啓 八	1.358	6.440	7.535	—	4.195	19.528
他 町 村 (外 来) 出 身 層	仙 田 寿 作	1.187	2.476	13.188	2.150	4.804	23.805
	小 山 文治郎	.139	1.116	5.338	—	2.978	9.581
	今 井 芳之助	.150	.750	7.535	1.932	5.984	16.351
	小 出 源 吉	—	—	7.535	1.800	9.660	18.995
	海 野 清太郎	—	—	3.768	—	1.876	5.645
	長 田 栄 吉	—	—	2.513	—	1.575	4.088
	間 宮 捨五郎	—	—	2.513	—	1.760	4.273
	渡 辺 力 蔵	—	—	3.768	—	2.495	6.263
	小野塚 熊 吉	.079	—	5.338	—	3.663	9.080
	後 藤 六左エ門	—	—	7.535	—	4.637	12.172
	村 山 岩太郎	—	錢厘 .376	3.768	—	4.195	8.039
	新 井 長 八	—	—	5.338	—	3.623	8.961

二 産業と経済

第6—38表 (中之条町・明治33)

等級	一戸当り金額	地元出身者数	他県出身者数	人数計
1	円 糧 15.000	5	0	5
2	12.040	3	0	3
3	10.500	6	0	6
4	8.900	10	0	10
5	7.000	14	3	17
6	5.501	13	3	16
7	4.800	14	1	15
8	4.100	14	7	21
9	3.400	25	3	28
10	2.800	40	6	46

註 全町民を25等級に分けこれに免除者を加え合計796戸である。

戸で地元出身層一〇六戸に比して約二割にすぎなかった。以上納税上層の十等級までに位した他県出身層の数は二三戸で全戸(十等級までの)のうち僅か一四%にすぎなかった。

(2) 明治後期の商況と物産流通

総説でも述べたように、明治後期には当地方にも商工業が本格的に勃興して商業も活況を呈した。しかし町村の景気は当時なお農業中心の時期

によって他町村出身の新興商人層の台頭状況を地元出身層と対比して検討しよう(第6—37表・前頁)。当時では地価割を納付しないものが大部分で、納付者は僅か四戸で、そのうち一戸並とみられるのは一戸であった。戸別割では一戸が地元出身の上層に肩をならべた。つづく三、四戸は地元中層に位した。所得税割を納める他県出身商店は三戸だけで、営業税割でみるとこの人々のうちにも相当伸長してきたものもいた。すなわち小出源吉(売茶古物商)今井芳之助(酒造業)仙田壽作後藤六左エ門等は地元上層商人にならびうる営業活動をしていたように思われる。かくて三十年代になると明治維新前後に入來した人々は新興商店として発展途上にあつたが、なお屋敷持土地持には至らず、多くはまだ借屋店舗人であつた。この人々も日露戦争後から大正期になると急速に町における経済的地位が上昇してくるのである。もう一つの資料(三十四年町会議事録)によって、地元出身と他県出身に分けて町の上層を十等級までの県税戸数割賦課等級で示すと第6—38表になる。上ノ上(全戸の五分の一)にあたる五等級までには他県出身層は僅か三戸、それも四等級までには一戸もなく、上ノ下(全戸の五分の一)に当る六(一〇等級)には他県出身層が二〇

として農作物の豊凶によって左右されることが多く、町の商況は年々極めて浮動的であつた。この期の商況を日清・日露戦争を境にして二十年代三十年代四十年代の三期に大別して考察する。

二十年代の商況 まず二十三年について

「今年ハ去年ヨリ米價ノ騰貴甚ダ烈シク七八円ヨリ十円迄騰リ小賣相場上等八升下下等ニテモ一斗ヲ下ラザリシ位ニテ随テ諸物價非常ニ騰貴シ金廻リノ悪シキ事又甚ダシク其不景氣云ハン方ナク……余ハ故郷ナル伊勢町ニ歸省シ果シテ此地また二十六年については、

「昨年（二十六年）養蚕不作ト桑樹風害ヲ蒙リシヨリ殆ド経済ノ車輪ヲ失シ殊ニ近來金融閉塞ノ折柄中等以下ノ部民ハ家産ヲ蕩盡シ地書ノ賣買書質入ヲナスモノ年々ニ増加スルニ至レリ。又日雇稼荷車運搬ヲ業トスル者等ハ賃銀低キヨリ終

日労働スルモ僅ニ妻子糊口ヲ得ルニ過ギズ、所謂手ヨリロヲ喰ムノ窮況ニシテ粒口辛苦ノ内ニ生活セリ」（二十七年町役場事務報告書）

モ非常ナル不景氣ニシテ去ル四月二十六日ノ如キハ近來稀ナル寒氣大霜ニシテ桑葉多クハ皆真黒トナリ枯果テタリ。……故ニ吾妻郡内農商ノ云フ所ハ只困窮々々ト唱フバカリナリシ」（柳田阿三郎二十三年四月二十九日の日記より）

とあつて二十年代の養蚕不況時の住民生活の状況が察せられる。当時における繭糸日用品の相場を第6—39表に示す。糸値は二十三年が一斤五円代で五カ年間で最もたかく、二十四五年がそれより幾分やすかつた。米価麦価は年々上昇していて、五年間に石当り米が三円三十二銭、麦が一円七十銭あがつている。醬油は二十三年がたかつた。灯料の種油も二十三年がたかつた。生産における米と糸の値段、生活では米麦種油等の値段に規制された。日清戦争後の物産流通 まず二十八年九年中之条町の物産流通を第6—40表でみると、まず糸類（生糸製斗糸）の生産量取引高が多かつたこと、当時製糸業の勃興期でその工業者三〇人女子工員二〇〇人にも達し、これに伴つて糸繭商人も七十五人の多数にのぼつた。生糸の販路は三分が管外七分が管内で、熨斗糸の販路はすべて管内だけだつた。

二 産業と経済

第6—39表

(明治21~25年)

年次		明治21	22	23	24	25
商 品		円錢厘	円錢厘	円錢厘	円錢厘	円錢厘
改 造	捻 造 糸	3. 58. 6	5. 70. 0	5. 76. 8	4. 85. 0	4. 45. 0
提	(1斤) 糸	2. 98. 8	5. 14. 0	5. 39. 8	4. 45. 0	3. 83. 0
精	(1石) 米	5. 46. 6	6. 64. 0	7. 55. 0	8. 18. 7	8. 78. 2
	麦 (1石)	2. 50. 0	2. 60. 5	3. 68. 0	3. 77. 5	4. 20. 8
	酒 (1石)	14. 29. 0	13. 00. 0	20. 00. 0	14. 00. 0	14. 50. 0
醬	(1石) 油	14. 66. 5	15. 87. 0	16. 00. 0	12. 60. 0	11. 37. 5
味	(1貫目) 噌	16. 6	16. 6	20. 0	20. 0	20. 0
	塩 (1石)	1. 71. 4	26. 5	1. 13. 0	?	2. 40. 0
種	(1貫目) 油	21. 66. 6	28. 67. 5	24. 91. 0	23. 08. 0	22. 00. 0
	薪 (1貫目)	8	1. 1	1. 2	1. 1	8
	炭 (1貫目)	2. 6	2. 8	2. 3	2. 1	3. 5

(群馬県統計書明治25年による)

第6—40表

(中之条町明治28、29)

		生 糸	熨 斗 糸	清 酒	醬 油
明 治 28	数 量	貫 1,550	貫 162	石 1,020	石 91
	価 格	円 69,750	円 583,210	円 204,000	円 1,456
明 治 29	数 量	貫 1,162	貫 122	石 949	石 91
	価 格	円 52,290	円 439,200	円 237,250	円 1,638

(町役場郡役所提出書類による)

第6-41表 (中之条町明治30)

	品 目	数 量	価 格
輸 入 品	米	2,400石	30,000円
	糯米	120	2,000
	小麦	912	4,560
	大麦	1,643	14,250
	綿	1,400	3,600
	糸類	4,200	8,750
輸 出 品	綿織物	12,000	12,000
	大豆	320	2,400
	繭繭糸	650	26,000
	坐繰糸	2,000	80,000

資料 前表に同じ

橋高崎方面へ搬出されていた。当時(二十八年)輸出入物産量運賃をみると、輸出は一万六千箇二千二百貫で運賃千円、輸入は一万三千箇五千四百貫で運賃十一万二千五百円という数字が示されている。なおこの外町の輸送業者を介して継越の物資一万四千七百箇十万八千貫という膨大な数量にのぼり、その運賃額も全部で八十万円の巨額であった(二十九年郡役所提出書類)。さらに町の丸通を介しての三十年前後の物資の発荷着荷状況をみると(第6-42表)、日清戦争後は産業の伸長によって毎年商品の発荷量が着荷量よりも多いが、年々両者ともに増加してゆき、就中三十年以後には急増が著しい。当時の町の経済事情を

第6-42表

(中之条町)

	発 荷		着 荷	
	箇 数	数 量	箇 数	数 量
明治28	16,000	22,000貫	1,300	5,400貫
29	19,200	26,400	16,600	6,480
30	259,250	382,800	205,600	102,000
31	301,500	583,800	250,000	355,250
32	361,800	700,560	3,000,000	426,300

資料 前表に同じ

ついで清酒が千石前後の二十万円余の流通だった。さらに三十年の物資を輸出入でみると(第6-41表)、おもな輸入品は米麦綿糸綿織物類、輸出品は繭坐繰糸大豆等であった。輸入物資ではすべてが前橋方面から年間を通じて(綿のみ冬期)搬入された。輸出貨資は大豆は冬期に群馬郡へ、繭坐繰糸は夏から冬にわたり前

示す商況については毎年の郡役所への提出書に記述されているが、三十一年のものによると、

米麦其他穀類ハ明治二十七八年戦役ノ後ヲウケ、加フルニ
前年ノ不作ノ結果ニヨリ漸次昂進シ来リ晩春ヨリ初秋ニナリ
テ暴騰ノ極点ニ達シヌ。生糸酒油薪炭木材紙類ニ至リテモ米
麦ト共ニ一時暴騰ヲ極メタルモ……降ツテ又年末ニ至リテ諸

物價俄カニ暴落ヲ始メタルハ豊作ノ結果ト生産夥多ニヨルハ
勿論ナリト雖モ寧ロ上半年ニオケル暴騰期ノ反動トイフベキ
ナリ

と報告している。戦後の町の商業の活況は繭糸類の取引に左右されていることが大きく、さらにこれが金融事情とも結びついて町の商取引の景気に作用していた。

四十年代の商況 日清戦後の三十年代における中之条町の商工業の発達はこの地方の物産の流通を著しく膨張させた。就中養蚕製糸の急速な伸長は地方金融の支援と相伴ってこの期の商況を活気づけた。かかる状況は日露戦後の四十年代にも引続き継承してゆく。農林業の進展養蚕製糸業の伸長、就中製糸業の機械化等によって地方物産の輸出量の増大・住民の生活上による生活需用品の輸入量も増量とが累積してこの期には商工業の発展を加速し、さらに交通通信運輸機関の革新に支えられて大正期にかけて飛躍的發展をとげていった。中之条町も新町発足二十年をへた四十年代に行財政も膨張發展をとげていて、行政も産業もともに新時代（大正期）を前にして一転機でもあった。かくて四十三年編纂の町誌でも当時の町の商業について、

養蚕業ノ発達ハ長足ノ進歩向上シ、此ノ方向ニオケル商業
又繁盛トナレリ。糸繭商ノ増加シ売買取引額ハ多大トナレ
リ。生活程度ノ高リタル結果衣食住共ニ面目一新、商家店頭

ニ陳列スル貨物一変シテ高雅優美トナリ。……又春秋ノ候温
泉媒ヲナシテ幾万ト數フル浴客当地ヲ過グル者明カニ増加ス
ル傾向トナリ……準商業地ト化シ郡中主邑トナル

と述べている。この期の町の日用品相場を第6—43表に示す。さきの二十年代の同じ相場表と併せみると、二十五年〜三十五年間に各商品石当りで米・麦も四円二十銭から五円五十六銭、醤油は十一円三十八銭から二十五円、そし

第6—43表 (中之条町)

商品	年次	
	明治 35	43
米	円錢厘	
精 (1石)	15.97.6	13,500 (玄米上1石)
麦 (1石)	5.55.7	5,133 (大麦1石)
酒 (1石)	46.33.3	31,708
油		
醬 (1石)	25.00.0	26,000
味噌 (1貫目)	27.8	400
塩 (1石)	3.86.7	7,000
油		
種 (1石)	37.50.0	65,000 (荏油1石)
薪 (1貫目)	18.7	150
炭 (1貫目)	79.5	682

(群馬県統計書 明治35年 明治43年による)

て種油は二十二円から三十七円五十銭へ、各商品とも二三十年代を通じて都邑物価はかなり上昇している。さて四十三年日用品相場では物資品目の少しずつ表示がちがうので兩年の正確な比較はむずかしいが、全体としては三十年代よりは幾分低くなる趨勢だったように思われる。

(3) 会社と銀行

中之条地方における会社の嚆矢は明治十四年四月に発足した金融業としての生産会社である。その後この生産会社が十九年十二月に吾妻銀行となり、さらに明治後期には地方産業の発達に伴って顕著な発展をとげた。この期には銀行として吾妻銀行のほか、その姉妹銀行の吾妻貯蓄銀行(三十一年)と吾妻興業銀行(三十三年)が相次いで設立された。さらに銀行のほかの会社として二・三十年代に織物書籍販売業の共成会(二十一年)、四万温泉合資会社(客屋賃貸業、三十二年)、繭糸業の中之条乾燥所(三十三年)等があった。なお日露戦後の四十年代になると一斉に諸企業の台頭のなかで交通運輸業が活発化して草津馬車株式会社(四十年)、四万温泉馬車合名会社(四十二年)、吾妻温泉馬車軌道株式会社(四十三年)等が相次いで創立された。なお四十年代には東谷風穴蚕種貯蔵合資会社(四十年)、中屋合資会社(物品販売四十二年)等もみられた。これら諸企業会社のうち地方産業経済の支柱をなしていたのは金融銀行であり、当時の資本主義経済の勃興期に際会して小地方ごとに独立の産業経済圏が形成されつつあった。吾妻地方もまた前述のような産業を背景にしてこの領域に一独立経済圏の台頭をみた時代であったが、これの総元締としての機能を有していたのが地方銀行であった。従って当

二 産業と経済

第6—44表

(明治21~25)

	明治21	明治22	明治23	明治24	明治25
	円錢	円錢	円錢	円錢	円錢
国立39銀行	14.700	14.700	13.900	10.000	11.000
国立40銀行	17.218	17.541	14.400	11.908	11.600
大間々銀行	9.000	9.000	9.000	9.000	9.000
碓氷銀行	7.500	8.000	8.000	8.000	8.000
松井田銀行	5.000	5.000	6.000	7.000	7.500
渋川銀行	15.440	10.500	10.500	10.000	9.000
伊勢崎銀行	4.830	8.000	9.000	9.640	8.000
吾妻銀行	6.000	8.000	9.000	10.000	9.500

各年次の群馬県統計書による

時の銀行は産業と経済の中核として、自らまた地方政治の拠点にもなっていた。地方銀行家は多く地方政治家でもあって、銀行と役場との二つの拠点の往来は極めて頻繁であった。

吾妻銀行 吾妻銀行の発足は明治十九年十二月中之条生産会社の満期解散によって、改めてその主腦者たちの田中甚平外数名が発起人となり新銀行を設立したものである。頭取田中甚平で資本金は五万円であった。新銀行の開業は翌二十年二月十一日であった。新銀行の前身生産会社時代の実態については別に明治前期において詳述した。

創業当初の事情を群馬県統計書でみると、二十二年に株主総数七四人、年間預金八七、〇六一円余、年間貸付金三

一、三四六円余、(創業以来積立金千円)、二十五年には年間預金一〇七、二二三円余、年間貸付金四〇、六七三円余に増加している。

当時県内銀行は国立銀行二、私立銀行六であったが、これら八行の純益(百円ニ対スル)の状況を第6—44表でみると、吾妻銀行は他銀行に比して二十年代前半の伸びが著しかったことが知られる。これは当地方の産業活況の反映であろう。二十年代の銀行活動の一端を銀行員二宮勤策の日記メモでみると、西は草津村から信州水内郡まで、南は坂上の大戸村から群馬郡の長井権田三ノ倉村まで伸びていて、各地との常時往来が頻繁であった。その金融の範囲は町周辺の村々は勿論、広く矢倉岩下松谷小雨長野原草津、本宿大戸など郡内全域のほか、さきの信州水内郡、群馬郡長井権田三ノ倉等にも及んでいた。



明治30年代の後半期からの吾妻銀行の幹部

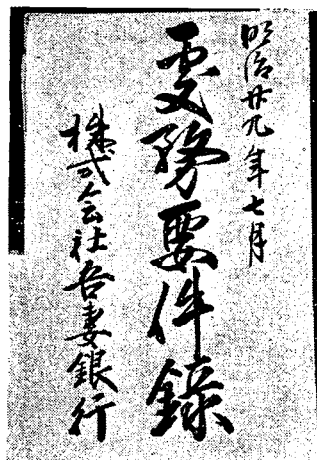
片貝新十郎の重任のほか、伊能八平が新任している。かくて三十五年の満二十五周年を契機として吾妻銀行は重役陣の大幅の交代が行われ、頭取はじめ新しい人的構成をもって次期の発展にそなえた。ところで当時の銀行を「吾妻銀行処務要件録」でみると、三十年代には県内外にわたって他銀行との爲替取引約定はじめ其他契約が相次いで行われている。

三十年代に入ると一段の発展がみられる。三十四年には創立満二十五周年を迎えて一月十一日祝典が挙行された。当日は倉庫の新築落成の竣工式を併せ行い、田村喜八を新支配人に選任している。翌三十五年一月の第二三期定期総会において開業以来の頭取田中甚平が辞任し新たに桑原竹治郎が交代した。なお当日町田儀平も取締役を辞任し山田次郎平・町田善三が新任した。さらに監査役も満期改選で

第6—45表

	利益金	配 分			
		積立金	準備金	配当金 役員賞与 金	繰越金
明治30前半期	円銭厘 440.00.0	円銭厘 240.00.0	円銭厘 200.00.0		
明治33前半期	1,117.12.7	500.00.0	617.12.5		
明治33後半期	7,720.98.0	200.00.0 500.00.0	400.00.0	6,000.00.0 500.00.0	円銭厘 120.98.0
明治34前半期	818.62.2	500.00.0			318.62.2
明治35前半期	1,902.83.7	500.00.0			543.83.7
明治36後半期	8,684.67.2	1,500.00.0	434.67.2	6,000.00.0 550.00.0	434.67.2

吾妻銀行処務要件録（明治29.1）による



第6—46表 (明治43年)

	諸預り金	諸貸付金
	円錢厘	円錢厘
貯蓄銀行	45,074.14.3	44,052.65.5
興業銀行	14,652.43.6	32,511.66.1
町原銀行	60,939.40.7	54,448.90.0
岩島銀行	36,084.84.9	45,658.65.7
高山銀行	2,968.39.1	15,404.94.5
吾妻銀行	131,594.53.6	126,893.72.2

明治43年群馬県統計書による

ニ達シタリト云フニ至
リテハ該銀行ノ隆盛ヲ
驚嘆スルト共ニ又地方
農商界が日ニ月ニ向上
発達シツツアルヤヲ知
ルニ足ラン。而シテ該
銀行ノ資産ハ同年度調
査ニ因ルニ約拾八万ニ

この期の業績の伸長はめざましく、これを示す業績表(第6—45表・前頁)を掲載しておく。表によつて、三十三年頃から急速に発展して配当金や役員賞与金まで捻出しうるまでになった。積立金も各期ごとに五百円にも増加し、創業以来の積立金が一万四千円に累積している。かくてこの時期の吾妻銀行は統計上からも著しい発展の実態をうかがうことができる。そしてこの発展期には三十一年九月別に姉妹銀行として吾妻貯蓄銀行を設立した。三十五年の吾妻銀行は資本金六万四千円、従業員は五人であったが、日露戦争後になるとさらに一層発展をとげて四十三年には資本金八万六千六百二十四円、従業員も八人に増えている。そして銀行活動の成果としての預金貸付金の状況を見ると、三十五年とくらべて四十三年には諸預り金(定期、当座預金その他)、諸貸付金ともに大きく伸びている。特に預金の伸びは大きく八年間に十万七千円余も増加している。他方貸付金もまたこの期間に五万六千五百円も増大しているが、四十三年には預金の著しい増額のため貸付金との年末差額が五千七百円にもなったことは、三十五年の状態にくらべて顕著な発達の現われであろう。かかる状況について、「吾妻銀行四十二年度ニ於ケル出納運用高六拾万ノ多額

達スト云フ」(四十二年町郷土誌)と述べている。なお四十二年の郡内他銀行の預金貸付金を第6—46表に示す。吾妻銀行と他行を対比すると預金貸付金ともに前者が格段と巨額であることがわかる。姉妹銀行の貯蓄銀行と併せると、預金は十萬をこし貸付金は十三萬を超過する。他行が郡内各町村を中心の狭域金融であるのに対して、吾妻銀行は全域にわたる産業経済圏の金融を支配していたことの現われであろう。

吾妻貯蓄銀行 当銀行は三十一年一月吾妻銀行頭取田中甚平外六名を發起人として大蔵大臣に設立申請をし、三月三十一日付で認可され、五月十六日創業総会が開催された。出席人数五十一名(代理者十九名)その権利数五〇六点、役員選挙で三名の取締役(田中甚平桑原竹治郎田村喜八)が当選、頭取は三取締役の互選で田中甚平に決定、監査役には町田儀平菅谷慎三郎小泉文四郎の三名が当選した。役員給料は頭取年俸二十円、取締役年俸六円、監査役年俸三円であった。九月五日から開業、支配人田村喜八、計算方二宮勤策(翌年一月関保四計算方に採用)、書記蟻川伊佐八等であった。当行設立の趣旨については、「一面ニハ益々金融ノ順和ヲ謀ルト同時ニ、一面ニハ各人ヲシテ貯金ヲ忽セニスベカラザル事ヲ奨励誘導シタリ」(四十二年町郷土誌)と記述している。

さて創業後の各期の会議録、処務要件録によって、同行の発達の跡を利益金及その配分表によってたどってみよう。

開業一カ年の三十二年下半期には純益一、四五三円余で、株主配当金九六〇円、役員賞与一四五円を捻出してゐる。

二年目の三十三年下半期になると純益金二千元近くで、株主配当配分一六八〇円で一割四分の高配当をなすうる成長ぶりであった。その間三十三年二月五月に預金利子改正を執行し

ている。その後三十年代後半から四十年代にわたって急速な発展をとげ、例年下半期の純益金も三、五〇〇円(三十六年)から四、五〇〇円(四十二年)、さらに四十五年末には四、八〇〇円と急上昇して配当金も二、七〇〇円で一割二分配当を存続しえたほどである。

その間三十五年一月には田中甚平が辞任して新頭取桑原竹治郎に交代している。また三十七年七月には戦時町政へ

第6—47表 (明治43)

	人 数	金 額
		円錢厘
農 業	671 62.6%	26,617.07.3 65.8%
商 業	75 7.0	4,749.23.0 11.7
工 業	16 1.5	330.17.1 0.9
雑	310 28.9	8,744.61.6 21.6
計	1,072 100.0	40,441.09.0 100.0

群馬県統計書(明治43年)による

の専任のため田村喜八が支配人を辞任し、四十年一月になって二宮勤策が新支配人に就任している。さて四十三年末における当行の貯金人を職業別に人数金額等でみると(第6—47表)、人数金額ともに農業者が中心で人数金額とも六〇%余をしめていた。町の商人は七%であるが貯金額では全体の一二%であった。工業者は僅か七%で、貯金額もまた九%にすぎなかった。これは当時この地方の農業社会構成上からみて当然だったと思う。

吾妻興業銀行 当銀行は明治三十三年七月二十日木暮茂八郎外七名の伊勢町有力者(他一名小泉村中沢喜惣治)を發起人として資本金五万円を以て銀行設立をはかった。十月二十八日創立総会を開き、取締役五名(木暮茂八郎、小池徳十郎、柳田阿三郎、山田金伝次、中沢喜惣治)を選任、さらに五名によって頭取木暮茂八郎を互選、また監査役三名(平田宗三郎、小坂橋藤平、小坂橋菱三郎)を選任した。十一月二十日山田金伝次を支配人に任用し、伊勢町五〇番地に開店した。さて創業時には一株五十円一千株のうち四分の一(二五〇株分)の払込金一万二千五百円を以て出発したが、その後三十五年三十七年さらに大正二年六年と四回払込みで満株終了、大正七年一月には資本金十万円増資を実施している。一応順当な進展をとげているが、ここでは明治三十五年と四十三年について預り金貸付金の状況を表示する(第6—48表)。この表から創業十年をへた四十三年になると三十五年にくらべ預金の伸びが著しい。貸付額も六千円余ふえているが、預金の伸長額の方がはるかに大きい。創業直後には預金少く貸付金が大きく、金の出入が極度に不均衡であったが、十年後にもなると預金入りが急増して貸付額との均衡に近づき健全金融に向っていたようにみえる。ただ郡内他行の吾妻銀行には勿論原町岩島銀行にくらべても

第6—48表

		明治 35	明治 43
諸 預 り 金	期座	円錢厘 295. 80. 0	円錢厘 6, 204. 63. 9
	定 貯	3, 238. 20. 0	8, 374. 98. 1
	其 他	—	—
	計	2, 534. 00. 0	73. 71. 6 14, 652. 43. 6
諸貸付金	貸 付 金	21, 928. 50. 0	28, 848. 06. 1
	当 座 貸 越	4, 407. 00. 0	3, 663. 60. 0
	計	26, 335. 50. 0	32, 511. 66. 1

(群馬県統計書 明治35、43年による)

一カ月余にして退任している。柳田は三十五年には銀行とは別に中産階級以下の住民のための金融機関としての信用組合の設立に奔走し、これが設立発展に尽力した。しかし柳田とても其の後当銀行から絶縁したわけではなく、三十二年一月から三十八年七月までは再び取締役に就任していることに注目したい。

共成社 当社は中之条町の民間商會社としての最初のものである。二十一年十二月の設立である。その設立願によると、「吾妻郡ノ地勢タル山間ニ僻在シ四方交通ノ便百貨運輸ノ利ニ乏シク自然物価ノ騰貴ト不定トヲ免レズ不都合少カラズ候ニ付、今般私共相謀リ一社ヲ設立仕リ専ラ内外ノ織物及各種ノ貨物ヲ蒐集シ一手販売仕リ度、サスレバ自

なお預金貸付の金額の規模がずっと小さかったことが注目される。これに遅れて創設した興業銀行が先行の吾妻銀行に有力地盤を確立され、すでに進出発展の分野の少かったためであろう。ところで創業以来大正期にわたって頭取は木暮茂八郎が就任していたが、支配人は四十一年四月山田金伝次が辞任し翌四十二年二月に折田藤七が就任している。創業以来重役陣の進退も多少はあったが、ほぼ伊勢町有力者たちによって運営されてきたといえる。その間他町村からのものも入ったが主導権は地元伊勢町の有力者にあった。青山村永井佐一郎、平村劍持喜兵・中之条町伊能八平なども四十三・四年から重役の一翼に加わっている。ここで創業時には木暮山田等とともに当銀行の設立に対して中心をなした柳田阿三郎は当初取締役に就任したが

社則によると当社は有限責任会社として二十一年十一月から二十六年十月迄満五カ年間とし、その後の継続は株主会議の決定によるとしている（第五条）。その内容は、資本金三千円を百二十株に分割（一株二十五円）、役員四名（社長副社長各一、検査二支配人二）で、給料は年給社長百二十円副社長八十円支配人百円検査人旅費日当三十円であった。役員の任期は満二ケ年で株主総会で改選する（第十一条）、定次総会は毎年四月一日に開き、臨時総会は社長必要と認めた時、或は株主三分の一以上の同意を以て要求する時に開けるようになっていた（第十二条）。営業の純益金は株高に応じ



ラ価格低廉ト平準トラ得候様相成リ、全郡其便益ヲ享受仕ル可シト存シ候間、右設立之儀御許可下サレ度ク因テ別冊社則及株主名簿相添へ此段願ヒ奉リ候ナリ」として織物書籍内外の貨物（雜貨）販売をめざして資本金三千円で発足している。社名「共成」（共盛）は社長小池政七の商法の主旨たる「得意信用厚、問屋取引陸、社内真平和参繋言供盛」に由来している。

て配当し（第十六条）、その配分は純益の一割を積立金とし、尚一割を役員賞与金に充てる。但し役員賞与金は株主配当金の高一割二分に満るときでなくては支給せずと規定していた（第十八条）。当社の人的構成を株主名簿からみると、発起人社長小池政七（四〇株）櫻井伊兵エ（高崎本町二〇株）相川藤平（高崎本町一〇株）を中心に、郡内の親類同族及び有力上層の縁故者が株主として参加している。これによって当社は社長自身が発案企図したものであるが、高崎商人櫻井伊兵エ相川藤平の問屋資本に支えられ、これに社長の同族親族及永い間の有力な顧客でもあった多くの郡内縁故者達

をバックにしたものであった。

さて株資本構成から社長四〇株（一千円）問屋資本全体で八人で三九株（九七五円）、地元資本（主として顧客資本、一部は同族資本）十七人で二九株（七二五円）となっていて、社長個人資本はじめ地元資本の弱体が顕著である。当社の成立事情を見ると、近世後期から明治初期にかけて町商人として繁栄してきた穀屋小池政七が明治十年代後半の不況期に際会し下降過程に入った家運を挽回せんとして新時代に即応して発案企図した有限責任商事会社であったといえる。つぎに当社の営業実態を三年目の二十五年でみると、織物関係物品の総計一、八九九円五七銭六厘五毛、書籍紙類筆墨品の総計四二三元五七銭五厘であった（二十五年七月七日所在物品目録による）。なお二十五年四月より二十六年四月の一年間の営業活動の実態を統計調査簿（二十六年一月）から三ヵ月毎の収入支出を表示すると第6—49表（次頁）で、売上高は十月～十二月が一番多く、四月～六月（農繁期）が少い。盆暮を含む時期の売上高が多い。年間一万一千円余の売上である。支出では仕入先入費で運賃払利足払、社費として諸給料を中心に家賃等が主な入費であった。なお二十五年七月～二十六年五月迄十一ヵ月間の決算によると第6—50表（次頁）になるが、貸借方資金不足分は三八二円六三銭六厘であった。なおこの間の商業利益金は五四八円八六銭八厘になっているが、不足分の内訳をみると書籍筆墨損金約一八一円はじめ調査物品減金八八円余、創立費不戻分六一円余、株主貸金流質三〇円余などがある。上げられているが、かかる不足を生じた原因について、その第一が資本の不足のためだったと述べている。共成社は二十三年～二十五年の三年間の売上高は年々上昇していたのにも拘らず、資本不足から商方に対して仕入方がほとんど困却し、これを借入金でカバーしていた。しかし益々増加する商方とこれに伴う使役人運輸脚夫賃其他臨時費等の増大のため却って借入金が増加した。しかも商売上から薄利多売の売行迅速を以て償わんとしたが、思うにまかせず資本の欠乏と販路競争から解散するに至った。当社は二十六年六月迄存続し、七月からは個人経営の商店に引継がれた。

二 産業と経済

第6—49表

(明治25~26)

		明治25 4月~6月	明治25 7月~9月	明治25 10月~12月	明治26 1月~3月	合 計
売 上 高		円錢厘 1,858.54.4	円錢厘 3,285.34.1	円錢厘 4,214.63.1	円錢厘 2,235.13.4	円錢厘 11,593.64.0
仕 上 先 入 費	運賃払	8.30.0	25.15.4	27.66.5	10.69.0	71.80.9
	利足払	10.37.4	13.24.5	23.91.1	24.00.0	71.53.0
	旅 費	4.60.0	11.40.0	10.70.0	8.40.0	35.10.0
	計	23.27.4	49.79.9	61.64.6	43.09.0	178.43.9
社 費	諸給料	48.00.0	48.00.0	51.00.0	61.50.0	208.50.0
	家 賃	24.00.0	24.00.0	16.00.0	—	64.00.0
	税 金	8.68.2	2.32.0	9.38.9	—	20.39.4
	商業費	1.54.0	3.03.0	9.10.0	3.87.0	17.47.0
	器具費	1.06.0	2.14.5	—	10.95.0	13.47.5
	雜 費	1.78.0	6.70.2	13.60.5	6.26.5	28.35.2
	交際費	80.0	7.53.8	4.94.0	4.27.0	17.54.8
計		85.86.7	93.73.8	105.78.7	86.61.2	369.73.1
臨時費其他		—	3.83.8	16.88.8	7.72.0	34.60.8

資料 共成社「統計調査簿」(明治26年1月)による

第6—50表

(明治25.7~26.5)

貸 方 資 金		借 方 資 金	
円		円	
呉服太物現品高	2,001.95.7	元 金	1,375.00.0
紙類現品高	73.86.0	23年5月訂正再調	975.75.0
書籍方	230.61.9	25年7月調損益高	(-)192.14.8
古書籍見切分	12.00.0	差引後年度へ繰越資金	782.85.2
貸方売掛積算高	813.78.6	正金借入資金補足	825.00.0
現在高	26.14.8	貨物借入高	3,178.29.6
器物代見積高	37.29.0		
計	3,195.66.0		

資料 前表に同じ

(4) 製糸業の発展

製糸所の変遷 前期に設立された研精社と木檜製糸場は二十一年になると平村清水由太郎経営の揚工場も一括して前橋岩崎製糸に合併し、第四岩崎製糸場になった。そして木暮茂八郎がこの新製糸場の主任に就任している（四十三年町郷土誌）。他方二十二年十一月には田中甚平外数名によって新たに吾妻改伸社が中之条町に設立された。この改伸社は資本金五百円で発足している。平村上層関直八家なども当時改伸社に糸を出荷していた。これは二十三年七月六日（十月十一日）に至る開業から八回にわたる当社の相場票によって立証される（関伸一所有のもの）。なお改伸社は直接横浜市本町の大河原商店に出荷していたが、大河原商店発行の生糸商況報告（関伸一所有）によると「上州座繰吾妻改伸社」の\$立相場が掲載されている。二十五年には資本金四千円になっていて（同年群馬県統計書）、発足以来の伸長がうかがえるが、この改伸社も二十年代後半には解散している。さきの岩崎製糸所が二十三年組織改正で前橋生糸商會に所屬していたので、伊勢町の製糸工場はそとで業務を継続していたが、其後二十五年生糸商會が解散

横浜市大河原商店生糸商況報告

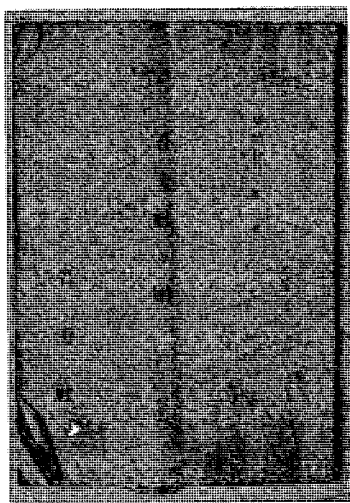
(第11号、明治22. 9. 24)

上州坐繰吾妻改伸社13捆 620 弗

になり、その結果同年五月には再び地元の吾妻製糸共算組合が設立され、七月からは地元農家の成繭を製糸しこれを共同販売するようになった。この共同製糸販売組織が幾多の変遷の後、三十四年に碓氷社中之条組に発展する。とに

かく二十年代においては郡内製糸所は幾多の曲折を重ねて後に共同組織に到達するのである。この点西毛就中碓氷郡地方では既に二十年において地元養蚕農家の共同組織としての碓氷社の町村組合が進展していた。

吾妻社の設立 企業会社としての製糸所の解散後に二十五年五月吾妻製糸共算組合を設立し、新しく地元中心の組合製糸として吾妻社の設立が木暮茂八郎等により企図された。



明治25年設立の吾妻社の社則

吾妻社々則（木暮久弥所有）によると、結社ノ趣旨ハ「各自製糸業者共、同品位一定ノ良糸ヲ精製シ、合一販売スルヲ必要トス」会社は有限責任、中之条町に本社をおき、そのもとに組、区をおく、組は「社員三十名以上の聯合、一ケ年製糸百貫目以上ヲ製出スル揚機械一工場ヲ有スルモノ、社員一人デモ一ケ年製糸二百貫以上ヲ製出スル揚機械一工場ヲ有スルモノ」一區ハ「社員一〇名〜二〇名ノ最寄ノ適宜連合」と資格づけている。役員は本社が社長副社長各一名、取締二名書記未定、各組役員は組長副組長各一名、書記未定、区には世話役一名としている。

この吾妻社中之条製糸所は翌二十六年七月開業している。田中甚平の日記二十九年から三十三年までの記録をみるとその状況の一端を知ることができる。

田中甚平日記―29年12月23日、共算組合ニテ銀行借入金証書調印、30年7・21製糸所開業、9・4大河原商店ヨリ為替金共算組合分一、二〇〇円手形落手、9・5折返シ十三俵九貫〇直シ十七俵発送、9・17共算組合荷物四箇出荷、10・14共算組合生糸八箇八七五枚売却ノ報。

33年7・16製糸所開始、7・23製糸所先貸ノ件ニツキ木暮（茂）ト協議、製糸買入五分下ゲト改正、8・10銀行金融必迫ニ付キ生糸買入停止、9・8生糸値下ゲ相談一円安トナス、9・17糸荷造始、10・1木暮（茂）ト糸値下ゲ協議、10・30製糸所仕舞祝、共算組合ヨリ糸代前借金五〇〇円、勝山

製糸ヨリ糸量目調入手、乾燥所資金銀行ヨリ借入拂込。

この中之条製糸所は吾妻銀行頭取でかつ殖産事業家でもあった田中甚平の支援によって三十年代初めの生糸好況期には横浜市大河原商店に出荷していた。かくて製糸家木暮茂八郎と銀行家田中甚平との協力によって地元共算組合中之条製糸所の経営が進展していったといえる。しかし三十三年七八月における糸況不安と銀行金融の逼迫によって製糸所は経営難に陥り、ついに翌三十四年には解散して共算組合の碓氷社加盟となった。

三十三年の糸況不安について、田村喜八の日記によると、

6月29日 桑価非常ニ騰貴シ四十貫ノ値十円ナリ、7・1桑拂底非常ニ高価四十貫十円以上トイフ、8・1祇園祭商況不振

人氣引立タズタメニ人出甚少シ、糸値下落シ四百円ノナレトナル。尚下落ノ模様ナリ、8・6糸況不安三八〇円見当ナリ、金融界非常ニ必迫ス、8・11盆市商業稀有ノ不振

さて中之条製糸所の三十一年度の製糸売上高年間九、七二七円、うち給料（木暮茂八郎ほか、男五人、女四人計十人分）が二六九円余をしめていた。

碓氷社中之条組第一工場 さきの中之条製糸所の解散で共算組合は碓氷社に加盟した結果、製糸所の揚工場は碓氷社中之条組第一工場として存続した。四十三年碓氷社の組織変更による改革までの十年間において、初めは繭の揚返しが主であったが、四十年代になると次第に製糸もまた行うようになった。田中甚平日記中から第一工場の実態をみておこう。

三十六年7月13日 碓氷社揚場始（生繭一貫目相場四円六七十銭位）、三十七年7・4製糸釜出し初、10・30揚場二万台祝、三十八年7・11中之条組開場、三十九年2・10座繰部開設、3・10碓氷社中之条組役員選挙、7・15碓氷社中之条組開業、10・6中之条組一万台入梓祝、四十年4・7碓氷社創業三十年祭、7・20製糸場開始、8・15町会製糸場相談会、

四十一年9・17中之条組男工四名ストライキに付樋田嘉吉ニ相談依頼ス、9・26中之条組一万台祝、四十二年10・18碓氷社中之条組二万台祝、12・20碓氷社組織会、四十二年二万台達成を契機に組織改組が議せられ、四十三年には2・6製糸所新築協議、2・12製糸所設立協議会、2・20製糸所組織替と相次いで新しい動きに向けて活発になった。

二 産業と経済

第6—51表 (中之条町)

	製造所	自 宅	計
明治28	1	160	161
30	1	200	201
31	1	250	251
32	1	255	256
33	0	265	265
34	0	293	293
35	0	265	265
38	0	284	284

郡役所報告書綴による

第6—52表 (中之条町)

	製造所	自 宅	計
明治28	貫 300	1,250	貫 1,550
29	150	910	1,060
30	230	945	1,175
31	180	520	700
32	1,073	407	1,480
34	0	貫 486,842	貫 486,842
35	0	471,838	471,838

郡役所報告書綴による

四十三年産業組合法の改正により碓氷社製糸組合として経営されることになったが、中之条組では田中省一郎が中心となって揚場から製糸への転換のための組織の変更を実施し、碓氷社中之条信用販売組合とした。そして組合員二七七人、出資口数五一五、資金一〇、三〇〇円(第一回払込一、三〇〇円)をもって蒸気機械を導入して製糸から糸揚げまでを行うことにしたのである。かくて碓氷社中之条組は三十四年には社員二〇〇余名であったが、四十三年には二七七名に増え、三月の組織変更に伴う出資によってはじめて製糸の機械化が実現されたわけである。これによって養蚕の隆盛期と平行して製糸の大量生産への第一歩がぎざかれた。四十年代初めの碓氷社揚返し出来高をみると、四十七年七十万八千五百貫、四十一年百六万四千百貫、さらに四十二年には百二十二万四千三百貫と年々急速な生産上昇を上げていた。

製糸戸数・製糸生産高の伸長 明治三十年代における中之条町の製糸業の戸数の推移を第6—51表に示す。前述のようにこの時期の町の製糸業には器械工場はなく、普通には自宅の座繰製糸がほとんどすべてであった。表の製造所

(揚工場)は座繰式の共同作業場で、いわゆる手工業のミニファクチュアであった。二十八〜三十二年の製造所一は吾妻製糸共算組合中之条製糸所である。自宅

第6—53表 座繰製糸戸数
(明治38)

	製糸戸数	生産高
中之条町	戸 284	362,887
沢田村	430 (5)	500,794 (6,300)
伊参村	260	434,050
名久田村	293	494,049

沢田村の()内数字は玉糸製糸戸数と数量、〈資料〉群馬県統計書明治38年による

(前頁)でみると、二十八年をピークに年々減少している。自宅座繰も戸数が増えているのに、その生産量は逆に減少していったのがめだつ。ただ三十二年中之条製糸所の生産高が例年をはるかに超える千貫余にも増大したのが注目される。そして翌三十三年からは製糸所が解散し自宅座繰だけになったために全生産高は急減したのである。この自宅座繰は初め折返しづくりが主で、これに提づくりが少量であった。三十四・五年頃からは技術的にも向上して島田づくりがされるようになった。製造所の座繰は捻造式であった。

村の製糸 ここで三・四十年代におけるわが一町三カ村の製糸の実態をみる。まず三十八年(戦時)における製糸戸数・生産高を示す第6—53

座繰戸数も年々増えて十年間には百戸以上もふえて三百戸近くにもなった。これに従事する男女も三十三年三九八人、三十四年四四〇人、三十五年五二二人と急速に増えていた。つぎにこの期間の生糸の生産高の推移を第6—52表

第6—54表

(明治43)

	器 械		座 繰		玉 糸	
	数 量	価 格	数 量	価 格	数 量	価 格
中之条町	貫 匁 173.514	円 9,040	貫 匁 535.874	円 25,646	貫 匁 —	円 —
沢田村			849.000	40,631		
伊参村			490.450	23,472	0.200	5
名久田村			600.000	28,715	35.000	883
岩島村	620,000	32,302	52.000	2,489	35.200	898

明治43年群馬県統計書による

表によると、戸数生産高ともに沢田村が最も多く、名久田伊参村はほぼ同じ位だった。中之条町は戸数は二村と同数に近かったが、生産高は一番少量であった。一戸当りの生産高では名久田村が一番多く、ついで伊参村、沢田村そして中之条町の順であった。つぎに四十年代になって器械製糸が導入された四十三年における製糸の状況を第6—54表(前頁)でみると、中之条町では碓氷社中之条組が器械製糸になり、その生産量一七三貫余、九千四十円だったが、当時は器械製糸は郡内では東村太田村岩島村等にも導入されていた。特に岩島村では表示のように六二〇貫、三万二千三百二円に及ぶ生産をあげていた。座繰は四十年代も沢田村が一番多く、ついで名久田村中之条町伊参村の順であった。

(5) 糸繭商人の抬頭と発展

糸繭商人の発生過程 明治後期における養蚕業の著しい発達、これに伴う製糸業の隆盛については前述したが、この時期になると繭の生産にたずさわる養蚕農家と製糸工場、さらに工場と生糸問屋とをつなぐ繭の流通過程の専門的担当者としての糸繭商人が大いに発展した。幕末の横浜開港の頃の郡の糸繭集荷には、村方地主が資本提供によって繭の集荷から座繰式の製糸過程をへて糸の出荷まで担当し、これを郡内の中小糸繭商の手を通じて問屋に渡すもの、或いは少数の村方地主の中には直接に前橋の問屋ないし横浜の問屋に渡すものなどがあつた。ところが明治中頃からほとんどの農家が養蚕をやるようになると、養蚕技術の進歩などによって村方地主は蚕種製造ないし生産飼育のいづれかに力を集中するようになった。他方収繭量の膨脹は、養蚕組合の結成以前の当時の段階では、自ずと従来の糸繭商がその流通段階を専門に分担するようになった。そしてこの流通過程には大小様々な糸繭商人とそれを動かす大小問屋が複雑に介在するに至つた。さて養蚕では県の平均レベルから遅れていた吾妻郡の場合には、その流通過程においてもまた遅れがめだち、県前橋の問屋につながる幾人かの郡内の糸繭商と、その手先の集荷人たちが混在して、糸繭をめぐる流通は非合理的な遅れをもつていた。

四十年代の糸繭商人 それでも当世風の職業としての糸繭商は、その経済的地位がたかく、当時の派手な職業だった。糸繭商人が増し真に活況を示してきたのは、四十年代に入つて機械製糸化して集荷生産量が増大してからである。三十年代は二十年代の急速な発展にくらべると幾分か停滞の時期といえる。この時期には二十年代の製糸所は消滅するし糸繭商人も少なかった。

明治三十七年群馬県営業便覧によると、町並に居をしめる主な糸繭商（仲買）は五戸であった。大字中之条町では今井春吉（吾妻屋上ノ町）小池元治郎（亀屋下ノ町）小池安重郎（和泉屋曲手町）浅尾林平（曲手町）、大字伊勢町には小板橋春吉・関猶吉などであった。そしてこの仲買人のもとで直接農家を奔走する繭差商人が多数いたのである。日露戦争後の糸繭関係の商人は七十五人の多数にのぼった。当時の生糸の販路は管内七分管外三分の割合であった。町の商業交易の活況は、日清戦争後の三十年代になると概して繭糸類の商況に左右されることが多くなり、さらに糸繭の値段が金融事情とも結びついて町の商取引一般の景況にも作用していた。この間の事情について、三十四年の町の繭糸類商況（郡役所報告）によって年間の値段の動きをみておこう。

前年ヨリ引続キタル商況不振ハ益々沈滞ニ傾キタリ。……取引高一二月ハ糸価恢復見込シテ売放タザリシモ、五六月ハ不景氣ノ絶頂ニ達シ遂ニ売買ヲ見タリ。故ニ其取引高ハ五月ヲ以テ最も多シトス。価格高低順次下落ノ一方ナリシモ、浜相場好調ニ從ヒ六月新好値ヲ顯ハセリ。七月ハ繭收穫期ニシとあるように、その変化は極めてはげしいものであった。

本年三月頃ニ至リ当地特有物産タル生糸ノ販路大ニ開ケ、一般停滞セル金融社会モ稍々緩漫ノ姿ヲ呈セリ。而シテ四五

テ其月及八九月ハ商況活況ナリシモ、相場安キタメ品物前年ニ比シ減少セズ。取引高多キハ收穫季節ニシテ少キハ年末トス。価格七月稍々好調ナリシモ、漸次下落シ、秋ノ央ニオイテ再び活氣ヲ呈シ、十二月ニ至リテ新好調ニ從ヒタリ。

また二十九年の金融景況をみると、

月ニ至リテハ、養蚕發生期ニ係リ、自然増加シ資金放下シ、以テ之ガ運転ヲ補助シタルタメ稍々引締リ景況ヲ呈セリ。

二 産業と経済

第6—55表 中之条町の糸繭商人

		明治39	明治40		明治41		明治42		明治43		明治44
		後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期
大字中之条町	小池元治郎	円錢 36.59	円錢 40.33	50.05	50.50	50.05	61.76	61.76	54.75	54.75	51.62
	倉林又十郎	9.25	9.25	—	—	—	—	8.00	7.37	7.37	6.50
	中島平四郎	11.50	9.63	11.57	5.95	—	—	—	—	—	—
	小池安重郎	16.63	19.13	20.37	21.50	21.50	25.20	—	—	—	—
	小林 信吉	11.13	11.75	11.75	9.87	9.87	8.14	8.14	7.50	7.50	6.41
	今井 春吉	11.10	10.48	9.85	8.60	8.60	9.60	9.60	7.97	7.97	7.04
西中之条村	高橋 徳平	8.60	7.35	7.35	7.35	7.35	7.36	7.36	7.35	7.35	7.44
	小山儀一郎	5.00	5.00	5.00	5.50	5.50	5.26	5.26	5.25	5.25	4.55
	鈴木 萬作	—	—	—	—	7.25	7.26	7.26	7.25	7.25	6.71
	高橋 庄作	—	—	—	—	4.55	4.56	4.56	4.55	4.55	4.88
青山村	宮崎喜平太	7.75	9.00	10.25	10.50	10.50	10.64	10.64	10.62	10.62	9.05

(註) 資料は明治年代の県會議員選舉人名簿台帳による。

とあるように、繭糸価と金融業とは極めて緊密な関係にあった。こうして四十年代になると糸繭取引額の増大が町の面目を一新したことについて、四十三年の郷土誌は商業の項で、「養蚕業ノ発達ハ長足ノ進歩向上シ、此ノ方向ニオケル商業又繁盛トナレリ。糸繭商ノ増加シ売買取引額ノ多大トナレル。生活程度ノ高マリタル結果、衣食住共ニ面目一新、商家店頭ニ陳列スル貨物一変シテ高雅優美トナリ、……準商業地ト化シ郡中ノ主邑トナル」と。かくて養蚕の発達に伴って糸繭商の取引売買が活況を呈し、近村郡内各町村はじめ他郡他県の商人の出入も繁くなつて、漸く郡の中心町としての実が具備したわけである。

糸繭商人の経済的地位(四十年代) 四十年代における主な糸繭商人の營業税を第6—55表に示す。主な糸繭商人は町部中之条と西中之条に多く、町部伊勢町二、青山二、市城一と少数

だった。中之条の亀屋元治郎と和泉屋安重郎の二戸が仲買として大きかった。そのうちでも亀屋元治郎は他の糸繭商よりもはるかに大きく、町全体における経済的地位も、四十四年には十番目で、県税戸数割賦課等級でも七等級だった。和泉屋安重郎は三十一位で十六等級であった。大正に入り糸繭取引も一層増大した大正三年には亀屋元治郎は全町六位の五等級と、さらに上昇している。

村の糸繭商人 明治後期の養蚕業製糸業の繁栄は村部にも糸繭商人の台頭がみられた。明治後期の当時になると村の場合には町の糸繭商人とちがって独立した資本、特に相当な資金をもって広く活動しうる商人は少く、主に地元村内を中心に町の仲買商のもとで奔走する繭差商人が多かった。前橋はじめ中之条町などの糸繭商（仲買）につながる極めて零細なものであった。沢田伊参名久田全村の状況は資料をかくので明かにできないが、四十年代の伊参村糸繭商の実態を示しておく。「人数十六人、資本金五六、〇〇〇円、活動資本一、二〇〇円、収益金一、一二〇円収益歩合五分」（四十三年伊参村郷土誌）とある。一村十三人はかなり多数といえるが、資本金は一人平均三五〇円活動資本も一人平均八〇円足らず、収益金七十円足らずという極めて零細なものであった。

三 交通運輸と通信

1 道路と橋梁

明治後期には地方自治制の確立に伴う新しい県郡町村の行財政の進展、資本制経済の発達に併行した地方産業の伸長等によって必然的に当地方の道路橋梁も少しずつ改善されていた。すでに明治十五年吾妻郡長真野節は地方税の補

三 交通運輸と通信

助を仰いで中之条、渋川間、ついで中之条、原町間の道路改修工事を施行している。その後も地方税による道路改修が郡内各主要道路について実施された。しかし大正八年（一九一九）四月の道路法発布後にくらべると、発布前の明治後期の当地方の道路橋梁の改修と新設はまだ本格的なものといえなかった。

(1) 道路の改修・新道の開さく

幹線道路 道路法発布前の主要道路は県行政上から類別すると、仮定県道、県費支弁里道、県費補助道になっていたが、中之条町とその周辺関係道路では、長野街道（中之条町原町間）と中之条四万線が仮定県道に、中之条沼田道（伊勢町から名久田高山村を通り利根郡境に至る）が県費補助道になっていた。ところで明治二三十年代四十年代の群馬県統計書により当地方の主要幹線道路をみると、ほとんどが道幅二間で荷車が通れる程のものであった。これらを一表で示しておく。

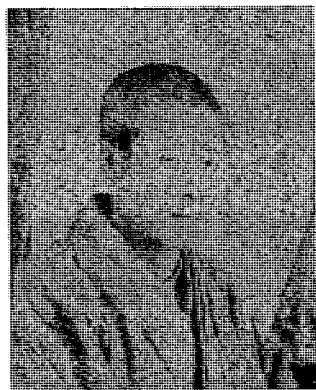
街 道 名	区 間	道 幅	総 里 程	荷車通ズル里程	車ノ通ゼザル里程
渋川・信州中野道	渋川～中之条	二間〇	五里一四町五六間〇尺〇	五里一四町五六間〇尺〇	
"	中之条～上沢渡	二、〇	二、一六、五五、四〇	二、一六、五五、四〇	
"	上沢渡～草津	二、〇	二、一六、五五、四〇	二、一六、五五、四〇	
中之条・四万道	中之条～四万	二、〇	二、一六、五五、四〇	二、一六、五五、四〇	三、〇四、一五、一三
四万・上沢渡道	四万～上沢渡	二、〇	二、一六、五五、四〇	二、一六、五五、四〇	
中之条・信州道	中之条～原町	二、〇	二、一六、五五、四〇	二、一六、五五、四〇	

（総里程・荷車通ズル里程ノ右側数字ハ明治三五年、左側数字ハ明治三五年）

町・道の道 県政郡政のもとで主要幹線道路はいち早く整備されていたが、在来からの町・道の道は幹線道路にくらべるとその整備は遅れていた。それでも明治後期には、これら里道も漸次改良されていた。各町村の明治四十三年の郷土誌などによって町村の里道の状況をみておくことにする。

④町の道 吾妻川の谷口集落として江戸時代初期に旧村の中之条町と伊勢町が現在の王子原と上ノ原に町づくりを敢行して以来、「市」を通じて漸次発展して明治十一年には郡役所が設置され、それ以後特に明治後期には郡都としての諸官庁学校等の諸機関施設の整備を通じて町並を中心に新町として著しい発達をとげた。この主要因はなによりも有利な地理的条件に基づく交通の要衝に立地していたことである。当時における吾妻地方の交通の基盤は道路であった。江戸時代以来、特に明治になつては吾妻の人々の新しい文明開化への道は、吾妻溪谷の東口の要衝中之条町を媒介としていた。その中之条町に連結する村々の道路は村民にとつてはまた新しい生産生活を通じての文明開化への道筋となった。前述の真野郡長による中之条町に入るいくつかの主要幹線の整備は外界からの迅速な文明導入を意味した。幹線外の道路も逐次改修整備されていった。明治二十年田中甚平の主唱による大字中之条町の裏町新道の開さくは郡都としての諸官衙誘致の土台づくりとなった。そして二十五年には町田儀平が中心になって岩井（吾妻町）への道路開さくが行われた。新町発足後には郡都としての町づくりには町民有志が心をくだいた。特に後期の歴代町長は町の発展が交通の便を計ることにありとして里道に対しても種々方法を講じて改善に尽したという（四十三年郷土誌）。かくて二十年代後半には早くも軌道馬車鉄道の計画が町の指導者たちによってたてられている。

⑤沢田村の道 村を貫通する主要幹線道路は中之条四万道で、この道が下沢渡村で分れ沢渡温泉に至る中之条上沢渡道で、これはさらに沢渡温泉から暮坂峠をこえて六合村を経て草津温泉に通じていた。この道は道陸神峠の開さく以前の当時においては、東西吾妻をつなぐ主要道であった。四万沢渡の両温泉をもつ沢田村では、これら幹線道の整



上越新道（四万一新潟県浅貝）開きの先駆者 角田広作（沢田村山田、
慶応2～明治40）

備によって夏季の浴客の賑わいのほか、外社会との物資の流通、地元民の中之条町への往来などにも大きな便益となっていた。なおこのほかに原町と山田村下沢渡村に通ずる里道は二村と原町との人と物産とを連結する主要な役割をはたしていた。中部吾妻の人々はこの道を通って沢渡四万温泉にも頻繁に往来していた。また上沢渡村から岩島村へ通ずる道、さらに下沢渡村や四万村から伊参村へ通ずる道は旧くからの地元の人々が利用してきた山道であって、当時はまだ親しい生活の道として往来していた。前者は入山の人達が馬荷で高間への物資の輸送に使用していた。後者は四万村と原岩本村五反田村蟻川村とが旧村時代からのながい親しい交誼にたって当時もお生産と生活を媒介にして夫々地元の人達が互に往来しあっていた。明治後期になって越後と四万温泉を結ぶ浅貝街道の開きが計画されたこともあったが、この新道開き事業計画も半ばで中断した（別項で詳述）。

①伊参村の道 村を通る主要道は二つあって、一つは中之条町から蟻川村を通って利根郡新治村へゆく里道、他は中之条町より五反田村原岩本村大道新田を経て利根郡新治村に通ずる里道である。いづれも明治前から長い間地元民の通いなれた生活の道であって、当時もお日常頻繁に利用し続けたものであった。特に利根郡から四万温泉にくる浴客は大道峠をこえ原岩本村を経由する里道を利用していた。その他近隣の各村に通ずる小道があつて日々の生産生活には随分と利用してきたものであった。伊参村の道はほとんどすべてが中之条町に通じていて、町とのつながりも格別緊密であつた。そして物資の運搬は主に馬の背によつていたが、稀に材木等の運搬には荷車もまた使用されていた。

上越新道の開き計画と運動 明治三十年代に四万温泉から新潟県の

浅貝に通ずる道路（上越新道、俗に越後新道）の開さく工事が企図されたことがあった。この企図は途中で中断され、その実現をみなかつたが、その計画は戦後の新中之条町の四万日向見をこえる国道新設運動につながる先覚的な企図として着目すべきことである。この時の上越新道開さくの計画と運動について述べておこう。

明治三十一年（一八九八）十月十六、十七、両日の田村喜八日記には、「沢田村ヨリ四万線道路ノ件ニ付来談アリ、当町有志竹の屋ニ会ス」（十六日）、「両町惣代トシテ小池政七（中之条町名督助役）角田広作（沢田村上越新道開さく担当者）両氏越後ニ赴リ」（十七日）、田中甚平日記にも「四万線測量者訪問トシテ越後ニ出立」（十七日）、二十日には「越後浅貝行の小池角田帰来」と記している。そして翌三十二年十月六日県会副議長に就任した田中甚平のもとに九日「角田広作来方、四万線測量十三日始」（甚平日記）とあり、十一月十九日にも「四万道路ノ件ニテ角田広作県庁ヨリ帰リニ立寄」っている（同日記）。翌三十三年十月にはこの開さくの設計調査のための寄附金募集運動を始めている。上越新道開さく費寄附簿（三十三年十月）、「本簿決定御記入ノ儀ハ、明治三十六年七月三十一日迄是非其御終結相成リ候様、御尽力賜ワリタク願上ゲ候」と述べている。さて寄附簿に附した趣旨文をみると次のような主意であった。

此ニ於テカ数年ノ久シキ線路搜索ニ汲々タリシガ、其功空シカラズシテ略ホ世人ノ渴望ヲ癒スベキ適當ノ好路線ヲ、沢田村大字四万字日向見ヨリ稲包ノ山脈ヲ越ヘ新潟県南魚沼郡浅貝村トノ間ニ発見シ、新潟県庁ハ明治三十一年中、本県ハ三十二年ヲ以テ実測ヲ完了シ、其適當ナルヲ認メラルルヲ得タリ。而シテ該結果ハ山脈ノ儘ニテモ十五分ノ一ノ勾配タルニ過ギス、モシ二町半ノ隧道ヲ穿ツトキハ二十分ノ一即三寸勾配ニ止ルベシ。又其里程ノ如キハ日向見ヨリ国境迄僅タ三

里弱ニシテ、之ニ越後分ノ二里強ヲ加フルモ僅ニ五里許トス。……大橋梁ヲ架スル必要ナキヲ以テ洪水ニ破壊セララル怖レナク、又崩雪ノ憂モアルコトナシ。

且ツ積雪三尺ヲ超ヘサルヲ以テ嚴寒ノ候ト雖モ、行人ノ跡ヲ絶ツニ至ラザルベシ。実ニ天然ノ好路線タルハ敢テ贅言ヲ要セザル所ナリ。果シテ然ラバ地元町村ハ勿論、吾妻全郡卒先シテ奮ツテ其開通ヲ試ムルハ国家ヲ利シ併セテ己ヲ益シ、所謂一挙兩得ノ要務ト謂フベシ。……先づ仮リニ人馬ノ通行

二十分ナル開通ヲ試ミ、序ヲ逐テ車道ニ変ジ、其機運一旦熟スルニ及ハバ勞セズシテ其業ヲ大成シ、即チ毛越ヲ横断シテ鐵道ヲ布設スルモ敢テ難キニアラザルベシ。其第一着手タル人馬通行ノ開さくニ要スル金額ヲ略ホ設計調査スルニ一万円

ニテ足ルヲ認メタリ。伏シテ諸君ニ懇フ。希クハ主旨ヲ洞察セラレ贊成努力セラレンコトヲ
明治三十三年十月
地元群馬県吾妻郡沢田村

さて上越新道の開さくは明治二十二年以来の有志の喚起するところのもので、三十二年の实地測量の開始までに十年近くも経過していた。実測結果にもとづき好適地であることが認められ、三十三年十月から三十六年七月までの期間を目標に広く郡内町村を中心に有志の募金運動を行った。その結果多数有志の募金をうけた。三十三年十月の寄附簿には地元沢田村五四八名、伊参名久田村五十七名、原町有志多数の寄附者名が記載されている。その他三十四年～三十六年の諸寄附帳簿によると、中之条町はじめ郡内各町村の有志名寄附金が記載されている。「三十七年十月寄附簿」をみると新潟県南魚沼郡各町村有志の寄附金が記載され、三国村代表富沢新平・三俣村茂木重五郎外三十七名、湯沢町樋口良朗外二十八名が記載されている。

明治三十七年において、その時までの既支出収入を示してあるが、これによると次表の通りであった。

既 支 出		収入 (但シ実収ニアラズ寄附決定額)	
七六八円七八錢四厘	三十四年分	一、三三〇円〇〇〇	沢田村
七六七、八八、〇	三十五年分	一六〇、〇〇〇	名久田村
一、七八九、八九、二	三十六年分	七九、〇〇〇	伊参村
三、三二六、五五、七	小 計	九〇八、〇〇〇	中之条町
本年度施工其他目論見		三五、七八〇	木松下代
一二五円〇〇〇	中之条町寄附人夫一人二五錢	二、五一二、七八〇	小 計 (実収一、一〇〇円)
二〇〇、〇〇〇	残部 施工岩切費	本年度寄附金募集見込	

一〇〇円〇〇〇 寄附金募集費
 九〇、〇〇〇 五百円ニ対スル一カ年利子
 三、八三二円五五錢七厘 合 計

収 支 差 引 九一円二二錢三厘 徴収不足見込

一〇〇円〇〇〇 原 町
 五〇、〇〇〇 岩 島 村
 六〇、〇〇〇 六合津長野原端忍坂上高山
 五〇、〇〇〇 太 田 村
 五〇、〇〇〇 東 村
 一〇〇、〇〇〇 伊 香 保
 一〇〇、〇〇〇 前 橋
 一〇〇、〇〇〇 渋川高崎
 八〇〇、〇〇〇 中之条沢田再寄附
 一、四〇〇円〇〇〇 小 計
 三、九三二円七八錢〇厘 合 計

ところで上越新道開さく事業は三十年代の不況や日露戦争等にぶつかり予測通りに進捗せず、事業の収支上から破綻の危機に瀕した。そこで沢田村役場でこの仕事を一身に担い東奔西走してきた角田広作は、ついに三十八年三月二十八日村内有力者たちに、その窮状を訴え、次のような陳情書を送った。

上越新道ノ開さくハ二十二年以来有志ノ喚起ニ伴ヒ今ヤ七分ノ成功ヲ見ルニ至リシガ、別表ノ如ク該収支ヲ差引キ千有
 余円ノ不足額ヲ生ジ、己ムヲ得ズ、且下小生名義ヲ以テ負債
 シアリ。実ハ当事者トシテ如何ニモ願慮ヲ欠キタル次第ニテ
 慚愧ノ至リト離モ、之レ工事ヲ取急ギシハ他町村ニ向テ寄附
 勧誘ノ予想ノ如ク運バザリシト、利子ノ嵩ミシ為負債ヲ増加

セシトニヨリ、斯クノ如キ結果ニ陥リシノミナラズ、客年
 以来ノ時局ハ非常ニ本事業ニ打撃ヲ与ヘ、且小生ガ資産ヲ蕩
 尽シ意ノ如ク運動シ能ハザリシハ実ニ不結果ノ大原因トス。
 然レドモ之ガ回復策ニ至テハ小生ニ於テモ苦心ヲ重ネタリト
 雖モ、今ヤ如何トモ為シ難ク、此ニ於テカ敢然該結果ヲ報告
 シ資産ヲ尽シ金二百円ヲ調達提供シ賢明ナル貴下ノ高慮ヲ仰

三 交通運輸と通信

ギ之ガ救済策且ツハ前後策ヲ指示セラルルノ外策ナキニ至レ
リ 右謹テ陳情ニ及ビ候也

明治卅八年三月廿八日
田村茂三郎殿

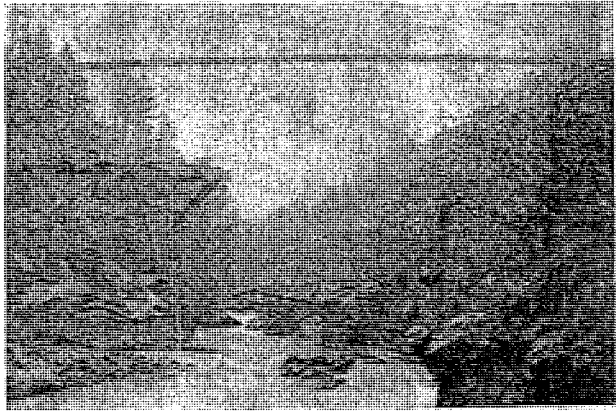
上越新道開さく担任者 角田広作

このような多数の人々の賛成支持をえた道路開さくの先覚的企画と運動、特にこの担当主任角田広作の献身的尽力も日露戦争に遭遇しての人手不足、また四囲の諸情勢の悪化などのため工事を中断のやむなきに立ち至った。やがて担当者角田も四十年一月病死して、この先覚的企画は挫折してしまった。

(2) 橋梁の改修と新橋の架設

交通運輸の発達に伴って道路とともに橋梁の改修新設も次第に行われるようになった。主要幹線道路においては通行人旅客たちの往来も頻繁になるにつれて在来の橋の改修のみならず新橋の架設も実施されるに至った。町うち村うちの里道に架けられていた古橋もまた改修新設されることもあった。各村々から町へでかける機会も多くなって、就中物資を積載した荷車等の往来が頻繁になるに従って、在来の小橋の修繕・架換新架も多くなっていった。ところで二十年代前半の郡内における橋梁の改修新設の費用支出をみると地方税と一部寄附金によっていた(群馬県統計書三十五年、五十二頁)。この県統計書からわが町村における当時架設された大橋梁をみると山田橋と竹林橋があげられている。

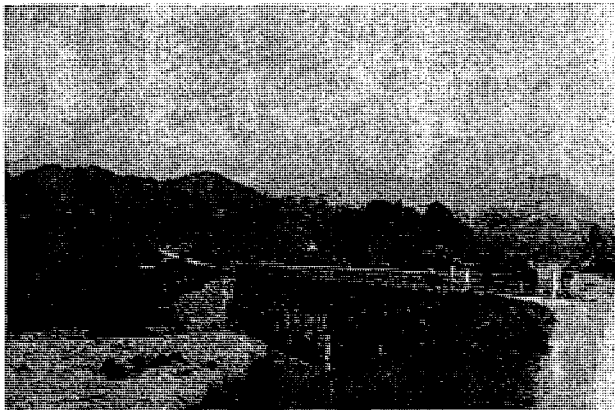
橋 名	費 途	橋 質	長 さ	幅	架 設	
					年 月	経 費
山 田 橋	地方税	木	一三間	一間	明治十四年 九月	一、〇三三円〇九五
竹 林 橋	地方税	木	二三間	一間	十七年十二月	一、〇九七円五六八



竣工した上妻橋（沢田村）

八一円の工費で竣工した。この開通式の日（十七日）の様子について、「雨中松見橋渡初を行う、参列の人々は吾妻郡長、農学校長・警部・工営所員町民一同なり。古式に依り三夫婦の先頭にて以下順次通過した。其三夫婦は市城中沢源吉氏の一族なり。祝宴会場は竹の屋な

ついで二十六年九月に松見橋（木造・長さ四八間幅二間一尺）が県費二五三二円余で竣工、さらに三十年十月には天然橋（木造・長さ二七、二間・幅二間）が県費二二三六円余で架設されている。三十年代前半までは県内の大橋もほとんどが木造であった。三十二年利根橋三十四年板東橋三十七年吾妻橋と相次いで鉄橋を新設したが、これは県内橋梁架設における一大技術革新であった。そして三十八年八月には中之条町の松見橋もまた木・鉄混合橋として架橋された。長さ一六、一間・幅二間で五、三



新装後の松見橋（中之条町）明治39年10月



中之条町栄橋の渡初式（明治43年4月3日）

り」（当時町長田村喜八日記より）、戦後の四十年代になると県内の道路橋梁とともに格段と進捗するが、四十三年県統計書によって中之条四万道の橋梁の状況を見ると、三尺五間のもの三〇（八五・五坪）、五間二〇間のもの四（九四・三二坪）となっている。

町の橋、明治三十八年新しい橋梁になり、その後明治四十年代から大正初期にかけて軌道馬車が走った松見橋について、当時の思い出として中之条町十四区の関運蔵（明治四十三年生）は、次のように述べている。

当時は吾妻川の本流が、ごおごと大きな川音をたてて流れ、松見橋の上から眺めると、川風に吹きされた美しい枝振りの松の木が一面に枝振りをきそい、青々と遠く伊勢町の渡船場（今の竜ヶ鼻橋のところ）の方まで続きとても美しい眺めでした。西山に沈む夕日の影色に又格別の風情だった。それでこの橋を松見橋と名付けられたらしい。明治時代の監獄人が鎖付きで土運びをし、只則方の道路を作りこの橋をかけたと聞く。橋幅はとても狭く、軌道馬車が渡る時は当時の運送（馬力車）は案々通れない程の幅だった。

大字中之条と大字伊勢町の境に架けられたさかい橋は、明治四十三年に新しく架橋されて、^{さかい}栄橋として四月三日に渡初式が挙行された。

村の橋（名久田村の橋）名久田村の道路橋梁等は明治期の村資料を欠くため、大塚の富沢作太郎（八十八才）から聞いた話によって、明治四十年代の村の橋の状況を述べておく。

明治四十三年の大水害で名久田川に架けられた橋はほとんど流失してしまった。上名橋矢場橋の場橋名久田橋などが流された。

その西名久田橋では、復旧工事施工前の応急措置として、平の開口五郎平さんの考案で、直径四・五尺もある踏みダライ（半切り桶）を渡舟代りに使用することをもちろみ、渡舟場のように対岸まで太い針金を張って仮渡船場に急造して通

行人の便をはかった。

上名橋の工事、明治四十三年秋から四十四年春にかけて実施、工事の請負は大塚小林信吉氏、私は小池登与吉君（壁谷）と工事の世話役で働いた。賃金は二十銭か二十五銭位だったと思う。橋の長さは八間、橋幅九尺、欄干のついた板橋で、橋脚は二基だったと憶えている。

2 交通運輸機関

この地方の道路は真野郡長の道路改修実施の前には、道幅狭く峻坂多く人力車貨車も容易に通ず、一度降雨出水の場合には道路は泥濘馬脚を没するという悪条件にあった（四十三年中之条町郷土誌）。しかるに十五年以降は真野郡長による車道奨励のための相次ぐ道路改修の結果、明治後期には郡内の交通事情はかなりの進展をみた。

(1) 交通運輸機関の推移

中之条地方ではどうか 中之条町の郡役所報告によって明治後期における町の諸車数の推移を第6—56表（次頁）でみると、①人力車は二三十年代に最も多く、四十年代からは減少していった。②馬車は四十年代から大正初期にかけて馬車時代を迎えて町にも馬車会社が設立されて乗用馬車が新交通機関として殷盛した。③荷車は輸送用として三四十年代には町にも百台以上が稼働していた。荷積馬車も当時は漸次増加していた。自転車は日露戦後になった町にも導入されたが、四十一年には早くも十三台にもなり、明治末から大正にわたって急激にふえてゆき、町民一般に利用されるようになったのは大正時代になってからである。

三 交通運輸と通信

村部の諸車数 四十年代でみると（第6—57表・次頁）、沢田村には沢渡四万温泉があるため人力車馬車ともに他村よりはずっと多かった。四十二年二月に四万温泉馬車会社が設立されて馬車数が六輛にふえた。



お客人力車で帰る（大正2年春、沢田村山田町田庄藏家）

第6—56表

（中之条町）

年 時		明治29	33	41	44
車種	乗 用	3	?	12	16
	荷 積 用	12	26	35	44
荷 車 人 力 車 自 転 車		111	126	139	165
		25	26	27	16
		—		13	22
其 他		—	21	—	—
計		160		226	263

（明29、33 中之条町役場の郡役所報告）
（明41、44 役場書類警察署移転上申書）



運送車町通りをゆく（明治40年代）

第6—57表

（明治41、43）

	乗合馬車		人力車		自転車		荷積馬車		荷 車	
沢 田 村	3	6	17	9	1	5	3	6	68	96
伊 参 村		0		0		2		0		9
名久田村		0		0		0		0		11
原 町	2	0	11	6	11	14	9	8	68	61
岩 島 村	0	0	4	1	1	13	15	14	72	62
坂 上 村	0	0	0	0	4	4	15	18	22	14
太 田 村	0	0	0	0	1	8	19	21	29	29
東 村	0	0	2	1	4	9	4	3	24	21

各欄 左 明治41、右 明治44、明治41、明治44それぞれ警察署移転上申書（中之条町役場）による

(2) 交通運輸企業の発生

大字西中之条の福田の剣持畠一老人の話によると、大字中之条中ノ丁の南側の福田屋横町の傍に人力車の停車場があった（別図明治三十七年大字中之条町商店配置図参照）。ここには三十年代には人力車が四五十台もあって、四万波川等に客を運び組合もできていたという。また貨物輸送には十年

前後に陸運会社があって江戸時代以来の間屋の町田明七（マル通）がやっていた（大字中之条下ノ丁北側）。そして隣の矢島市太郎が馬車経営をしていて三十年代には繁昌した。円太郎馬車が二台あったとのこと（右掲の大字中之条町商店配置図参照）。

山間吾妻地方では道路交通の不便は住民の生産と生活の遅れをもたらしていたが、明治後期になって産業の発展や町村制の整備に支えられつつ道路交通も漸次進展をみたことは前述の通りである。三十年に入ると産業や文化の急速の伸長に伴って何よりも一段進んだ交通機関の必要性がこの地方の有志たちからも唱えられるようになった。吾妻の文明開化の曙光は道路交通のあたりからはじまったともみえる。この方面における先覚者たちの種々の構想や計画、その実現への精進がみられた。二十年代のなかばにおける地元県議野口茂四郎による道陸神峠の開さくが提唱され、これが実現の結果東西吾妻交通上の一大革新をもたらされた。かかる新道開発の基盤にたつて原町山口六平等による上信鉄道・吾妻馬車鉄道などの企業計画が現われた。

上信鉄道株式会社の設立計画 この具体的内容は太田村誌（五〇〇～五〇四ページ）に掲載されているが、この大要は、渋川を起点に吾妻郡を縦貫し鳥居峠を越え、一つは長野県大屋に至るコース、他は松代に達しさらに分れて一は篠ノ井、一つは豊野に至るコースの全長八十哩に及ぶ汽車鉄道計画である。その会社発起人をみると在京有力者はじめ県内同志及び渋川はじめ鉄道沿線の郡内有力層の名を列ねているが、総員三十九名という壮大なものである。山口六平等を筆頭発起人として二十九年七月十三日付で設立請願書を通信大臣に提出した。このコースは渋川から日蔭道（金島村・東村太田村）を通り、金井から日向道原町に渡り岩島村松谷にて再び日蔭道の川原湯に移り、鳥居峠を抜けるものである。かくて中之条町は通過せず、従って当会社の発起計画には町の有志は一人も参加していないのが特色である。会社は資本金五百万円（十万株一株五十円）というあまりにも大規模なものであった。この夢のような大計画は当時こそ実現されなかったが、爾後相次ぐ地元鉄道敷設計画の拠所となった。その構想は爾後の諸計画にまさる規模の雄大さをもち、後人をして吾妻開発の夢として大きなげみの源泉であった。

吾妻馬車鉄道株式会社の設立計画 汽車鉄道会社とともにこの馬車鉄道会社がほとんど同じ頃（二十九年五月）こ



吾妻馬車鉄道株式会社 発起申請書（明治29年5月）

社の設立資料（発起申請書・起業目論見書・仮定款・特許状等——木暮久弥所有）によってその内容をみると

まず目論見書によると、会社の資本金十八万円、一株五十円三六〇〇株に分つ。会社の経理の見込は年間収益六二、四四〇円、年間経費三六、八三六円差引純益が二五、六〇四

円、うち積立金役員賞与夫々百分の十、株主配当金一割一分三厘六毛余。発起人とその引受株数は次の如し。

百株	山口 六平（吾妻町原町）	五十株	伊能信一郎（太田村岩井）	五十株	菅谷慎三郎（岩島村郷原）
"	塩谷 真雄（太田村小泉）	"	中沢 重平（中之条町市城）	四十株	佐々木一二（東村箱島）
"	木暮茂八郎（中之条町伊勢町）	"	根岸 善作（中之条町伊勢町）	三十株	萩原慎三郎（長野原町川原湯）
五十株	茂木 佐重（太田村植栗）	櫻井傳三郎（長野原町大津）	三十株	宮崎角治郎（長野原町）	

れも山口六平等十三人によって発起出願された。七月十日許可が下り、翌三十年九月一日付会社設立を農商務大臣に申請して十月に認可された。会社設立のため山口らの尽力奔走にも拘らずこの馬車鉄道会社も当時としてなお時期尚早のために実現しなかった。この馬車鉄道のコースには中之条町も入っており、従ってまた町の有志たちも幾人か会社発起人に参加していたので、これについては少し記述しておく。このコースは渋川より日蔭道を通り太田村植栗（吾妻町）に至って日向道に渡り、伊勢町中之条を通り原町岩下（吾妻町）長野原町を経て草津温泉に達するものである。会

三十株 浦野

安(長野原町林)

以上十三人

なお当会社の馬車鉄道敷設願をみると、「我が吾妻郡ハ群馬ノ北部ニ位シ其面積ニ於テハ即チ県下唯一ノ大郡ナルヲ以テ人口多キ物産ノ饒ナル贅辯ヲマタズト雖モ、今其主要ヲ掲グレバ繭糸麻ハ勿論硫黄薪炭ノ如キ近年頗ル産額ヲ増加シ前橋附近巨大ナ操絲ヲ使用スル薪炭ハ殆ト本郡ノ供給ニ仰グモノナリ。而シテ中之条原町ハ郡衙警察裁判所等設置ノ地ニシテ所謂郡中ノ好市場ナレバ聚落シ来テ産ヲ成スモノ頗ル増殖シ、加之草津四万川原湯ノ如キ著名ナル温泉ニ富ムヲ以テ幽邃清雅ニ暑ヲ避ケ其奇功ニ浴セント本道ニ依テ是等各処ニ往

復スル行旅路繹織ルガ如ク貨物運搬ノ額又予想外ノ多額ニ出ヅ。然レドモ高價ノ賃銀ヲ拂フテ不便ナル荷車人力車ニ據ル外ナキハ隔靴搔痒ノ歎ナシトセズ。況ンヤ上越鉄道ノ渋川ニ汽笛ヲ発スル將ニ近キニ在ラントスル際ニ於テヲヤ。是ニ以テ私共資本金十八万円ヲ以テ吾妻馬車鉄道株式會社ヲ創立シ、渋川町ヲ起点トシテ上越鉄道ニ接続シ、中之条原町岩下長野原ヲ經テ草津ニ至ル三十五哩余ノ県道路上ニ馬車鉄道ヲ敷設シ運輸ノ業ヲ相営ミ申度、開通ノ曉ハ經快至便ノ為貨物行旅ノ便捷スルハ勿論、公衆ノ便益渺カラザルノミナラズ收支ニ於テモ充分營業上ノ見込相立候間、御詮議ノ上速ニ御免許相成度……此段願上候也」

さて中之条町関係では木暮茂八郎はじめ前町長根岸善作中沢重平の三人の有力者が名を列している。木暮の同志田中甚平の名がないのはなぜか。大字中之条町関係者や吾妻銀行の有力者たちが一人も参加していないのが目につく。ところで山口六平の汽車鉄道と馬車鉄道の二つを同時に企画していることについては原町誌のなかで新井信示は、「二兎を追うように思われぬでもないが、氏の真意は年月を要する汽車鉄道完成までの間の繋ぎとして手軽に出来る馬車鉄道を先ず通じ一日も早く交通の便を開きたい一心であったのである」(七四二頁)と述べている。この二つの計画はいずれも実現に至らなかったが、山口六平の先進的予見性に当時の郡民は勿論指導層さえもついてゆけなかったこともあろう。また六平の余りにも理想主義性(非現実性)なのと対照的に、中之条町の有力層(田中桑原田村)の現実主義性であったことが共同行動しえなかったのではないか。しかし六平死後六年にして今度は中之条町有志たちによる馬車鉄道会社はついに実現の運びになるが、やはり時期尚早だったのであろう。

吾妻温泉馬車軌道株式会社 馬車の開通―さきの吾妻馬車鉄道が企画され実現をみずに終つてから十年余、明治四十年代に入つて（今度は）郡都中之条町の有志によつて再び馬車会社設立の機運が台頭した。さきの二十九年當時に比して日露戦後の四十年代になると、吾妻地方の産業発達に伴う物資の流通人々の往来就中温泉客の出入が急激に頻繁化して、再び新交通機関として馬車軌道敷設の要望が昂つた。こういう背景のもとで馬車会社設立への動きを田中甚平の日記からみてゆくと

四十二年十一月十二日 鉄道馬車発起計画、馬車停車場敷地巡視、十一月十九日 馬鉄株募集ノ件打合せ（金幸）、十一月廿五日 小野上村に馬鉄運動として蠟川（七）柳田出張、四十三年一月十九日 馬鉄敷地測量始、二十一日 鉄道馬車出願調整調印、二月三日馬鉄株募集、蠟川柳田名久田高山村行、三月六日 馬鉄線路協議、川南各村原町岩島村と郡役所にて相談不調。三十一日 馬鉄陳情書 各町村長に依頼す、四月二十日 馬鉄の件反対派陳情ありし由通報、二十七

会社設立までの経過をみると、馬車軌道と併行して水力電気事業が進捗していたので全くの東奔西走の多忙さであつた。加えてこの日向道の馬車鉄道敷設については日蔭道の各村の反対があつて問題を紛糾させた。これが解決にも大変心勞したようだ。この間の日蔭村の動きについて太田村（吾妻町）小泉の白石実太郎は「回顧八十年」のなかで、「鉄道馬車事件」として次のように述べている（同書一二三―一二四頁）。

原町山口六平氏が多年奔走し、日蔭村民も之に共鳴して渋川から原町に至る鉄道馬車敷設の件が、日向街道に変更するやの風説が伝はつたので之が対策を講ずべく、渋川金島東太

日 馬鉄事件日蔭派大勢押出し金島村金井で帰る。五月十日 馬車鉄道創立委員選挙会、委員長、山名令明、副委員長、田中甚平、委員、桑原竹治郎、木暮茂八郎、柳田阿三郎、蠟川伊佐八、十三日 馬鉄事件に付き三代議士来郡、十四日 馬鉄技師来郡。そして五月二十日すぎは連日株募集に町の有志が各地有力者をまわっている。七月十二日 馬鉄測量終了、……十月十二日 馬鉄事件解決に付帰宅 十月十七日 馬車鉄道会社創立総会

田原町の各町村代表者が結束して運動に着手し、先ず吾妻郡長に陳情することとし、再三会見したが、要領を得ないばかりか、関係町村民の多年の努力に対しても、何等考慮を払は

三 交通運輸と通信

ないといふ態度に出たため、郡長弾劾を訴願するために、明治四十三年日蔭通り二町三ヶ村の住民大挙して出県することとし、昼間では当局の弾圧もあるうと、夜蔭に乗じて密行することとし沿道の警官には道路から相当距離ある民家に招い

て變応することにしたのである。これがため先頭が渋川に達するまでは全く無事であったが、遂に渋川原町の兩警察署及び前橋署からの応援があつて、一行はついに阻止され代表者数名だけが出県することになり、私外五名が出県陳情した。

四十三年十月に設立した当社は翌四十四年一月四日から早速事務開始、二月二十五日第一回総会では田中甚平は社長に選出された。会社設立後は軌道敷設工事に着手し、二、四月には小野上村甲里地区の工事が実施されている。大工事を伴う馬車軌道会社の運営は当時として難事業であつて資金問題については幾度も前橋東京に出張している。その間重役会議や郡役所等とも緊密な連繫をとりながらこの事業を完遂している。なおこの馬車事業のほか、これと併行して進めてきた電灯事業が四十四年六月からはその取付工事も始まり、また水電水路工事が四十四年から四十五年一・二月にかけて実施されていた。そして五月には町の街灯に点火するまでに進捗したのである。かくて四十五年七月には渋川・伊勢町・林昌寺前の全コースの軌道工事が完成している。この成功には明治の町の有志たちの連帯協力にまつ所が大きい。特に吾妻銀行頭取辞任後の甚平が社長として、そのもとに柳田蟻川兩理事の三者協力にまつ点が大であった。この馬車軌道会社は資本金十五万円であつた。なお開通当初の鉄道馬車の発着時間を次に掲げておく。

渋川・中之条時間表

渋川 発	◎午前	八、〇〇	九、〇〇	一〇、〇〇	◎一〇、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	◎午後	一、〇〇	二、〇〇	◎三、〇〇	四、〇〇	◎五、〇〇
中之条着	七時〇〇分	九、五〇	一〇、五〇	一一、五〇	一二、五〇	一、五〇	二、五〇	三、五〇	四、五〇	五、五〇	六、五〇	七、五〇	

◎符ノ分ハ当分ノ内乗客アルトキノミ発車ス

第6—58表

(明治44年4月)

項	金額	備考
法定積立金 $\frac{5}{100}$	円錢 637.69	株主第1回払込金 4,500円
減資償却積立金 $\frac{10}{100}$	1,275.37	社債金 45,000円
特別積立金	637.69	一時借入金 201,000円
賞与金	円 637.69	物品購入代延納金 160,000円
株主配当金(年2割)	9,000.00	
後期繰越金	165.26	
計	円錢 12,353.73	

◎符ノ分ハ当分の間乗客アルトキノミ発車ス

中之条発	中之条
六時〇〇分	六時〇〇分
七、〇〇	七、〇〇
八、〇〇	八、〇〇
九、〇〇	九、〇〇
一〇、〇〇	一〇、〇〇
一一、〇〇	一一、〇〇
一二、〇〇	一二、〇〇
一三、〇〇	一三、〇〇
一四、〇〇	一四、〇〇
一五、〇〇	一五、〇〇
一六、〇〇	一六、〇〇
一七、〇〇	一七、〇〇
一八、〇〇	一八、〇〇
一九、〇〇	一九、〇〇
二〇、〇〇	二〇、〇〇
二一、〇〇	二一、〇〇
二二、〇〇	二二、〇〇
二三、〇〇	二三、〇〇
二四、〇〇	二四、〇〇
二五、〇〇	二五、〇〇
二六、〇〇	二六、〇〇
二七、〇〇	二七、〇〇
二八、〇〇	二八、〇〇
二九、〇〇	二九、〇〇
三〇、〇〇	三〇、〇〇

中之条～渋川時間表

これで見ると、中之条から渋川間(上り)は二時間五十分、渋川から中之条間(下り)は二時間半を要している。一応一時間毎の時間表になっているが、常時は一日六回であった。つぎに区間乗車賃をみると、中之条～渋川間四十五銭、中之条～青山間四銭、中之条～市城間八銭として中之条を起点に村上迄十六銭、甲里迄二十銭、北牧迄三十六銭、鯉沢迄四十銭であった。なお渋川迄の往復は割引で八十銭、一車貸切では片道三円六十銭、往復七円であった。

最後に温泉馬車軌道会社が四十四年四月にたてた収支予算書(中之条町桑原雄一郎所有)から、まず大略をみると、総収入金四四、二五五円二十銭、総支出金三一、九〇一元五十銭差引純益金一二、三五三円七〇銭であった。この配分は第6—58表に示しておく。純益金の配分のうち株主配当に九千円をあて、これは年二割の高配当になっている。

ることに注目したい、なお収入支出の細かい内容については次に示しておく。

収入のうち、乗車賃その季別乗車賃高では、三〇六月七、
 〇二七円二〇銭（稼働運転車輛二四台、一台平均六人）七〇
 一月二二、七九二円二六六、一台平均十人、十一月
 二月三、七〇八円（一四四台、一台平均六人）
 支出では、給料八、四三四円、内訳社長年額百円、取締役

六人、一人年額二十円で百二十円、監査役五人、一人十円で
 五十円、理事二人、一人月額二十五円で六百円、馬匹は毎日
 平均使用頭数六〇頭（一日一頭五里片道限り使用）予備十頭
 計七〇頭。

(3) 町村民の交通事情

最後に明治二十年頃からの町村の交通事情について、特に地元住民の立場から色々と考察を加えておく。まず中之
 条の町部の道路交通について剣持畊一老人（西中之条新田）の談話から紹介する。

明治の中頃はまだ道が悪く、雨後など馬や車が通ると、泥
 土がうまり土が流れ易く、そのため所々に「土どめ」が設け
 られた。道普請などもよく行われた。明治廿五年前後には、
 大きな荷物は八八車で運搬され、運送店はみどりや（邦さ
 ん）とまるやのとうさん（曲手町伊能金治郎）の二軒だけだ
 った。町の中心の道路は、十年代の中頃までは道幅もせまく
 車の交通も思うようでなかったといわれるが、明治十五年の
 長野街道について四万道等が大改修されて交通機関の土台がで

きた。二十年すぎになって荷車人力車馬車電車など相次いで
 発達してきたが、明治時代の交通はおもに人力車と馬車が中
 心でした。貨物輸送には、十年前後に陸運会社があつて昔か
 らの問屋の町田明七が経営していた。その後馬車時代になつ
 て隣の矢島市太郎が馬車経営をやつて、一三十年代には、こ
 の乗合馬車が栄えたという。円太郎馬車が二台あったといわ
 れる。四十年代になって鉄道馬車会社が設立された。

さて中之条町の人々が当時渋川前橋又は東京に出かけるには、どうだったか。

明治二十二～二十四年柳田阿三郎の慶応義塾へ遊学当時の日記によつて中之条町から東京への道筋をみると、中之
 条～渋川は徒歩、さらに渋川から箱田まで歩き、箱田から鉄道馬車で前橋にゆく。前橋駅から汽車、品川駅で下車、

徒歩にて慶応義塾の宿舎にゆくという順序であった。出京の際は朝二〜三時に起き、四〜五時に出発し、歩いて渋川に着くと日の出を迎えることが多かったようだ。

また二宮勤策（吾妻銀行員）の二十年代における覚帳から、中之条からの各地への交通事情をみておこう。

①明治二十五年、中之条〜渋川（人力車）四五〜五〇銭。渋

川〜前橋（鉄道馬車）十二銭（渋川〜半田五銭、橋錢一銭、半田〜前橋六銭）。

明治二十八年、中之条〜渋川（人力車）五〇〜五五銭。渋

川〜前橋（鉄道馬車）十五銭

②前橋〜高崎（汽車）七銭―明治二十六年二月、二十八年五
さらに三十六年の状況を同じ勤策日記でみると、

①中之条〜渋川（人力車）八〇銭村上橋錢三銭、渋川〜前橋

（鉄道馬車）二四銭五厘、時間をみると朝午前五時出立渋川八時発、前橋九時半着。（二月廿六日）、午前六時半発、

渋川発八時半、前橋十時二十分着（四月十二日）、なお明治三八年同じ日記から、中之条〜伊香保（人力車）二人分一

ついで、四十年代の交通費をみると、

四十年、山田の高沼〜郷原（人力車）往復一円、四十五年には山田高沼〜原町（人力車）五十銭、原町〜郷原（人力

月

③渋川〜高崎（鉄道馬車）一二銭―二十六年十一月、十八銭

―二十八年五月

④中之条〜伊香保（人力車）四〇銭―二十六年一月

⑤明治二十六年、中之条〜沢渡（人力車）三五銭、草津〜沢渡（馬二匹）三〇銭―明治二十三年九月

円（四月十八日）渋川〜中之条（人力車）九一銭、時間は午後二時五〇分〜六時四〇分（十一月十七日）。さらに、明治三十一年五月の田村喜八の覚帳には、中之条〜渋川（人力車）七五銭、渋川〜前橋（鉄道馬車）二〇銭

車）六十五銭、中之条〜高沼（人力車）二回分（医者）二円。



中之条郵便局 円内は桑原清作郵便局長

3 郵便・電信・電話

(1) 中之条地方の郵便のはじめ

まず中之条町についてみよう。近世以来の町の間屋だった町田明七は通運会社として貨物輸送業を継続していた

が、明治五年郵便制度が実施されると、町の郵便業務をも兼ねて行った。明七（丸通）は最初の町の郵便担当者となった。その後の輸送と郵便の分離によって郵便は二宮半重郎（柏屋）に移った。その後さらに田村徳重（中ノ町南側で柏屋の向側）に、ついでまた田村安之衛（中ノ町南側、太田屋）と移っていった。そして十九年一月には桑原清作（堅町南側現在郵便局の所）へと移っていった。この桑原清作になってからは明治大正昭和を通して三代にわたって町の郵便局長を勤めてきている。

ところで明治十三年群馬県統計表（五八頁）による吾妻郡内の郵便局は中之条（四等局）のほか十四局（五等局）にふえているが、中之条地方にも中之条沢渡のほか四万に設置されている（十年七月一日）三局の発信受信数（第6—59表）をみると、郡都の中之条局が一番多い。ついで草津が多い。特に発信数では中之条よりもはるかに多いが、これは長期逗留客をもつ温泉としての特色であろう。草津が四万上沢渡にくらべて圧倒的に多いのも当時の草津温泉の殷盛の反映であろう。

第6—59表

	発信数	受信数
中之条局	4,782	7,395
上沢渡局	525	307
四万局	1,029	1,345
草津局	7,412	5,777
長野原局	1,496	2,088
中山局	935	1,109
原町局	4,507	5,457

資料 明治13年群馬県統計表による

になった。

郵便取扱の増加 二三十年代における吾妻郡の郵便状況をみると（第6—60表）、郵便局数は明治十三年以来同じであったが、郵便切手売下所や郵便函の設置数はふえている。郵便物取扱量も大きく膨張している。県内他郡とくらべると邑楽新田の東毛地方よりは多かったが、碓氷北甘楽多野の西毛地方及び利根郡よりは少なかった。これは当時の産業や文化の一指標としても参考になろう。さらに小包取扱個数や郵便為替の振出払渡金額等をみると、県内他郡と比較して吾妻郡はかなり上位にあったことが注目される（群馬県統計書・明治三十五年）。

電信の導入 群馬県の電信は、はじめ前橋高崎と産業上重要な桐生大間々伊勢崎富岡館林太田、また季節的に浴客の往来の盛んな伊香保をも加えて九カ所の郵便電信局

(2) 明治後期の郵便電信電話

明治二三十年代になると新町村制の施行産業の発展などによって郵便取扱が増大したが、そのみならず新しく電信が県内各地に導入された。新聞の発刊や日清日露戦争の勃発はこれを促進したといえる。これと併せて電話もこの期に架設されていった。はじめ県庁警察署はじめ鉄道駅などから始まって官設電話が先行したが、三十年代後半からは民間の一般用電話も漸次導入されるよう

第6—60表

（吾妻郡）

	郵便局	郵便切手 売下所	郵便函	郵便物	
				発信	着信
明治25	14	46	50	187,471	286,485
明治35	14	68	72	444,894	634,245

資料 群馬県統計書による

三 交通運輸と通信

第6—61表 (中之条局・草津局)

		中之条局		草津局	
		発信	着信	発信	着信
明治	32	1,618	2,973	1,784	1,389
"	35	1,733	2,076	2,121	1,702

資料 群馬県統計書(明治32、35)による

の設置によって発足した。続いて二十六年に郡役所所在地にも架設された(群馬県百年史上巻七三七頁)。従って日清戦争当時の中之条地方の電信は伊香保から郡役所を通じて入ってきたものであろう。これを立証するように、「日清戦争の時には伊香保からの電信により招集の連絡があった」といわれる(中之条町伊能八平や、中之条町生れで岩井居住の高橋勝三郎談話)。さて三十年二月十六日に中之条局に電信が開設されたが、当時この状況について田中甚平日記には、三十年一月五日、「電信柱設置、工夫中之条市内堀初メ」、二月十六日、「電信開局、竹の屋宴会」と記録されている。三十年代の中之条局の有料電報通数をみると、第6—61表により年間四千通前後であった。草津局とくらべる

と郵便と同様に草津では温泉地のため発信数の着信数よりも多いことが特色であったが、中之条局では発信数の方が着信数よりも少なくなっていた。さて日露戦後の四十年代になると急激な産業の伸長と文化の発達及び住民の生活上等によって電報の発着数もまた大きく伸びてきている。この状況を四十年代の数字によって次表に示しておく(第6—62表)。

第6—62表 (中之条局)

着信	発信	
一九、六三	二五、九六	明治 40
一七、三三	一四、三九	41
一七、四〇	一四、〇五	42
一七、三三	一四、三〇	43
一七、三三	一五、二一	44
一七、〇四	一五、四三	45

資料 大正八年中之条町郷土誌(三七—三七三頁)による

電話の導入 群馬県における電話の架設は警察関係から始まり、警察署を主として二十年代に急速に拡がった。そして二十九年には県下の各警察署と各郡役所に架設さ

れた。一般用電話が導入されたのはずっと後になった。明治三十六年七月十一日前橋と高崎に電話所が設置されたが、一般住民もこれを利用して東京横浜等と通話ができた。日露戦争中は電話拡張が抑止されていたが、戦後には電話の需要がふえて、三十九年八月伊香保渋川に、四十年三月桐生伊勢崎に電話所が設置されていた。吾妻郡の電話の導入は、四十三年六月一日中之条長野原町草津の四局の通話開始であった。交換開始は翌四十四年二月であった〔群馬県百年史〕（上）七三八～七三九頁。なお郡役所と各町村役場とを連絡する電話架設が四十三年に竣工完成したことも特記すべきであろう。また四十四年二月六日には中之条局に特設電話が開通したが、これによって各町村役場諸官署其他各所との通話が行われ、従前に比して極めて便利になった（四十三年伊参村郷土誌八四頁）。この郡会による郡内電話架設について吾妻郡誌（三九九頁）に次のように記述している。

四十年三月山崎郡長が提案したが否決された。翌四十一年 年支出金を六、七七三八二銭にして、同年中に竣工開通を
一月再度の提案で承認されている。四十一年、二年の二ヶ年継 めざした。四十三年の伊参村郷土誌をみると、「この事業は
統事業として議決された（四十一年度三、五〇〇円、四十二 未だ工事中の箇所もあって開通の運びに至らず」。
年度五、二九一元五一銭）四十三年二月関郡長の時、四十二

さて中之条町地区の電話の導入の経過をみると、まず官設電話として二十九年に郡役所に架設された。この時原町警察署にも架設になった。一般用電話は、ずっと後になって明治も終り近くの四十三年六月に中之条郵便局に入ったのがはじめで、翌四十四年二月には、特設電話の架設もあったが、一般住民の利用にまだ程遠かった。町家にも入って直接通話ができるようになるのは大正時代になってからである。四万局沢渡局に電話が導入されたのは、中之条局よりもずっと後で、大正十年七月十一日であった。

各郵便局区の状態 まず中之条地方にある三つの郵便局（中之条・四万・沢渡）の郵便事務の開始一覽を掲げてお

こう。

局 名	通常郵便	小包郵便	電 信	電 話		為 替	貯 金
				通 話	交 換		
中之条局	明治五、セ、一	明治六、セ、一	明治三、ニ、六	明治四、六、一	明治四、ニ、六	明治三、ハ、一	明治四、〇、五
四万局	" 一〇、セ、一	" 二五、二、六	" 四、二、六	大正二、セ、二	大正二、セ、六	" 三、四、一	" 二、四、一
沢渡局	" 六、セ、一	" 二五、二、六	" 四、二、一	" 一〇、セ、二	—	" 三、一、一	" 三、一、一

資料 吾妻郡誌九二九〜九三〇頁による。

さらに三局の郵便地区を併せて掲載しておく。

中之条局	中之条町・名久田村・伊参村・沢田村のうち折田
四万局	沢田村のうち四万
沢渡局	沢田村のうち上沢渡・下沢渡・山田の一部

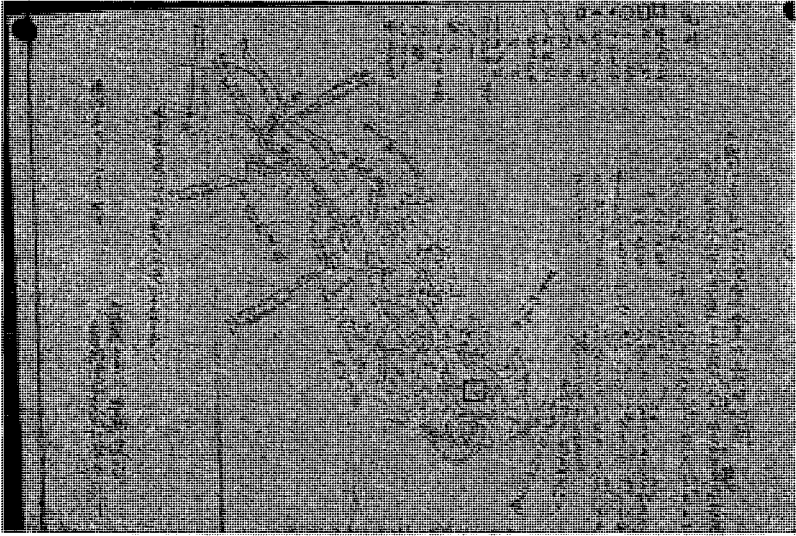
山田局のうち、
原町地区は、
沢田地区に属
す。

つぎに各局別に明治期の状況を述べ
ておく。

中之条局 郵便箱は伊勢町に、明治
十四年四月に設置された。周囲の各村

への設置は遅れたが、三十二年に五反田岩本、三十四年蟻川青山、三十五年大塚、三十八年平に設置されている。そして大正十年には市域に掛箱がおかれた。中之条局は明治二十一年に三等郵便局に採用され、二十六年四月には貯金事務が開始された。二十七年郵便貯金の非常払をはじめている。ところで明治二十六年には郵便局が新築されている。そして三十年には先述のように電信事務が開始され、四十三年には通話事務がはじまった。

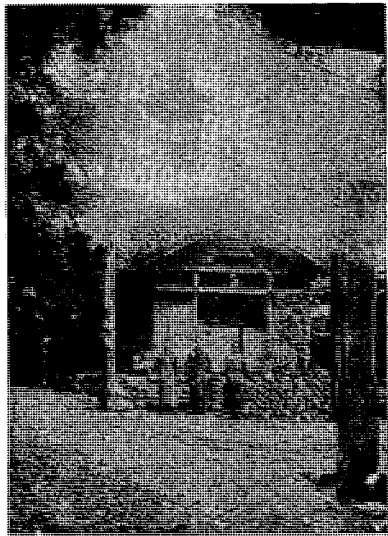
四万局 明治十年七月一日開局、当時は郵便取扱所で、局長は取扱役という発令だった。十九年五月に郵便局に昇



四万郵便局区市外集配巡路組織図

格、以後二十六年四月為替貯金業務、二十九年十一月小包業務四十一年十一月電信業務が開始された（そして大正になって五年十月保険業務 七年十月電話通話業務 十五年七月電話交換業務 同年十月郵便年金業務が開始されている）。そして歴代の局長名をあげると

- 初代 田村茂三郎 明治一〇、七～二五、五
- 二代 田村源太郎 明治二五、六～二八、八
- 三代 田村茂三郎 明治二八、八～三九年
- 四代 関 善 平 明治三九、～



四万郵便局（四代局長関善平時代）

三 交通運輸と通信

郵便局舎の変遷をみると、開局十年七月から三十九年までは田村茂三郎屋敷内にあったが、三十九年局長関善平に交替すると現在大沢屋酒店のところの浴医局を局舎に変更した。以後昭和二十六年十二月桐の木平の新築局舎へ移転するまで執務を続けてきた。

明治二十五年十月から施行された四万局の郵便物集配時刻表をみると次のようになっていた。

市		内	
局	便名	一回	
午前五時	開函	午後六時四十分	
午前八時四十分	帰局	午後七時四十分	
	配達	午後六時四十分	
前日到着ノ郵便物ハ翌日配達ス又四月カラ十月七カ月間 午前五時、十一月カラ三月五カ月間ハ午前六時ニ配達ス	事由	毎日局前函ハ中之条へ差立前凡ソ二十六分前ニ開函 毎日持戻シ便販局直ニ配達	

沢渡局 沢渡局は明治六年（一八七三）に通常郵便取扱を始め、二十九年十一月に小包郵便、四十五年二月には電信事務を始めている。為替と貯金は、これよりさき二十七年一月から開始していた。明治期には郵便局長は短期に更迭していたが、大正二年九月に現在の局長の父関口市太郎が就任以来、戦後の二十四年六月現職で死去したが、続いて息子の関口昭義が局長を勤めている。沢渡局は群馬県内で三十五番目の局として記号「きいみ」が用いられている。現在の局長が前局長の父から聞いた話として明治期の沢渡局の一挿話を記述しておく。沢渡局では昔草津郵便局と暮坂峠の頂上で郵便物を交換したという。草津局は沢渡局配達区域内の郵便物を、沢渡局は草津宛郵便物を、相互に一括して交換していたとのことである。現在もお山形県か新潟県の積雪地帯で、このような郵便物交換が行われ

ているのをテレビでみた局長は非常な関心を以て語ってくれた。これは昔から草津温泉の入湯者はよく沢渡温泉に仕上げる湯として入来した。こうした入湯客の便宜をはかるために郵便物の交換というような特殊な事例があったと思われる。草津と沢渡の両温泉の緊密な関係を示すものとして、まことに興味ある話である。

郵便電話と地域住民 つぎに郵便通信及び電話等について各地区ごとの諸状況、就中各地区の住民からみた色々の問題点などをみておきたいと思う。

伊参村 四十三年郷土誌（八三―八四頁）によると

「中之条局区内だが遠隔のため市外地として取扱われ、郵便物は一日一回の集配、従って其日発行の新聞は一日おくれで配達された。電信電話も中之条局まで出頭して依頼しなければならなかった。電報などの至急のものは市外地でも即刻配達されていた。電話は前記の郡事業により郡役所と町村役場に布設されたが、未だ工事中の箇所もあって四十二年には、

未だ開通に至っていなかった。しかし四十四年一月中之条局特設電話が開通になったため、役場諸官署間では通話ができるようになって、この点では村でも確かに便利になった。さらに吾妻軌道ができて郵便物の通達が迅速化して新聞も其日のものが配達されるようになった」

と、明治三四十年代の村の事情が記述されているが、明治末になって漸くそれまでよりは幾分とも便利になったようだが、役場に電話が架設されて行政事務連絡では随分よくなったが、村民一般は電信電話等では遠路町の局まで出向かなければならなかった。当時の道路事情を考えると中々大変だった。中之条町に吾妻軌道ができて郵便物の通達が迅速化し新聞も其日に配達になるようになったのは大きな前進で村にも文明の訪れの一片がうかがわれる。

沢田村 明治時代には四万地区には四万局、上沢渡下沢渡には沢渡局があつて、郵便通信為替貯金等の通常事務を行っていたので、これらの地区の住民は普通のことなら地区内の局で間にあつていたと思う。しかし電話は大正期まではほとんど地元局からは通話ができなかったので、今からみると確かに不便だったと思われる。しかし当時の村

の人々には電話利用を必要とするほどの緊急迅速な用事は当時の生活環境では現われなかったもので、村民一般からの要望も少かった。折田地区は中之条局の管轄地区だったので、町に出向いて用を足した。折田は他地区に比して中之条の町に近く、また道路事情も比較してよかったので伊参地区等の人々のような不便さはなかったのではない。山田村の大半は原町局の管轄であったが、ここは中之条局よりも原町局の方が近かったし、昔からも色々な用事では原町に出向くことが多かったので、気軽に足を運んだことであろう。四万温泉などは四十年代になると浴客の往来も少しずつ頻繁になり、特に夏季にはかなりの賑いだったから、大正期にも電話がなかったのは非常に不便だったと思う。郷土誌にも「電話は中之条町より四万温泉場に達するものあり」と記されているが、中之条町を通じて外社会と連絡することが多かった。大正期になって中之条局に一般電話が入ると温泉旅館もこれに加入したので滞在客の電話連絡は大分便利になった。

名久田村 名久田村には郵便局がなかったが、明治も終りに近い頃と思われる時期から大正初期にかけての時分の郵便通信について、同村大塚の老嫗吉田きん（吉田兵三郎母で数え八十三才）が話してくれたことを、次に記述しておく。

私がいくらか世の中のことをわかるようになった頃、私の村の郵便物の配達は、今と同じく、中之条郵便局でした。只今のように電報電話局はなかったから、電報も中之条郵便局が取扱ってくれました。まだ赤坂には郵便局はありませんでした。今でも名久田郵便局は、郵便物の集配はいたしませんけれど……。ポストは大塚に一カ所、辻の国さんの家だけで（小池国吉さんの家）、その頃雜貨店を経営し、郵便切手の売

捌きをした。……郵便物の配達には、自転車もオートバイもなかったから、郵便屋さんが毎日テクテク徒歩で各戸を配達いたしました。手紙のとどくのは大抵夕方近くで、冬の日特に大雪の日などは、おくれたり、とどかない日もありました。近所の人が郵便屋さんに頼まれてとどけてくれることもありましたが、新聞配達でなく、遅れてしまつては古聞になります

すが、郵便屋さんに配達して貰うのが大分ありました。電報の扱いも今のように迅速ではありませんでした。悪口のようにですが、ただ局から名宛の家にとどけてくれるだけのようでした。よくわからないけれど、別紙とかいう特別の配達方法

があったり、配達距離によっては、どういう都合だか、郵便屋さんが届けてくれるような電報もあったように記憶しております。その頃村内の電話は役場に一本あっただけのようでした。

四 文化と思想

はじめに

明治になると開国によって新しく輸入された欧米文化が、まず政府の新制度の採用を通じて地方にも入来した。明治前期には文明開化が叫ばれ、その波にのって衣食住の面でも洋風生活が採り入れられた。特に鹿鳴館時代の欧化主義に示されるように上からの洋風奨励もあってその傾向を促進させた。そして地方社会においては、県郡はじめ町村の諸制度、学校制度及び徴兵制度等を媒介として新しい文明に接触していた。しかし私的な家庭生活や町村の社会生活では従来你的生活様式がほとんどそのまま存続していた。産業経済はじめ交通運輸通信などでは既に通観したように、わが中之条町地方における新文明の導入は、主として日露戦争後の明治も末期になってからであった。わが町村の人々の衣食住を中心とする日常生活への新しい様式の浸透は、後述のように大正時代以降になる。もちろん、それぞれの分野における新しい文化の萌芽や一部の住民による採用はみられたが、広く一般の人々への普及は主として大正期以降になる。

さて、この節では明治後期の精神文化の状況を述べるが、明治前期には当地方では新しい近代文化の曙光はあまり見られず、主に近世以来の伝統的な精神生活の存続であった。しかし二十年代になると、前述のように産業交通通信等の物質文化の面から新しいきざしが現れた。精神文化では、何よりも学校教育の普及、社会教育の勃興などを通じて、町村民の精神文化も次第に新しいものにもむけられてきた。明治後期には日清日露の二大戦争が勃発したが、就中日露戦争は精神文化の進展に大きな影響を与えた。そこで、この戦争を境にして二三十年代の文化と四十年代の文化との間には大きな変化がみられた。

1 新しい文化思想のめばえ

明治後の精神文化は学校制度の発達にまつことが大きい。近世も幕末になると、吾妻東部でも寺小屋私塾がかなり普及していた。この地方の文化は原町を中心に伸長してきた。産業経済では近世中期から後期にかけて中之条町が漸次原町を圧して吾妻東部の中心地になってきたが、精神文化面の中心は依然原町であった。学問好きの文化人は原町の方が多く、明治前には寺小屋家塾、明治後には吾妻漢学書院（明治十一年）、吾妻英学校（明治十九年）・吾妻中学院（明治二十七年）などが原町の有志の文化人によって設立されていた。明治五年学制頒布による学校設立では、原町学校が群馬第三番学校として、山口六平ら町有志の尽力により郡内各町村に先がけて開校された（明治六年十月）。中之条町の地区でも遅れて各地に学校が開校された。発足後の町村小学校は明治十年代に幾度かの制度改正を重ねながら発展したが、二十年代になって中之条町には、郡都として当時最高学府の吾妻高等小学校が設置された。ここに各町村からの俊英少年たちがつどい学んだ。そして卒業後この学友達によって吾妻地方の新しい文化の基礎がきづかれた。ところで明治二十年前後になると、吾妻東部にも学校によるもののほかに、広く新しい文化を誕生させる各種

の動きが台頭した。

(1) 二十年前後の新文化の胎動

明治十年代の後半には勸業の勃興によって吾妻郡にも生産会社が成立したが、これはやがて各地の銀行に発展していった。また養蚕製糸業の台頭に伴って蚕業技術の向上を目ざす共進会の開催や吾妻養蚕試験所の創立などもみられた。このように興隆する勸業企業の背景には、これを支える地方有志たちの旺盛な精神の胎動があった。この精神は殖産業以外の他の分野にも広く発揮され、郡の諸官衙、町村の学校、各地の道路改修等々における地方有志の積極果敢な実践力としても発揮された。このような自由・果敢な精神は十年代から二十年代を一貫した時代精神でもあって、これは自ずと吾妻地方の指導者たちの精神でもあった。この精神が文化面にも表出しはじめたのが二十年前後からといえる。新しい英学校創設の動き、キリスト教の導入の動き、青年会婦人会の結成はじめ文化団体の創立への胎動、そして吾妻教育会の設立と教育雑誌の創刊の動きなどが相次いでみられた。さらにこういう新文化の胎動の波は二十年代後半から三十年代にも延長されていった。明治二十三年は憲法発布・帝国議会の開設・衆議院議員選挙を迎えて、吾妻地方にも政治への関心が昂まり政談演説会なども開催された。かかる時代的背景のもとで、当地方の政治文化思想の動きも漸く台頭した。ここではこの時期を代表する主な動きを述べておく。

英学校の創設 この二十年前後には県内各地に英学校が設立されたが、その状況は萩原進「群馬県史」(五六九～五九〇頁)に詳しい。吾妻郡にも中之条に英学校夜学校(二十年四月創設)、原町の吾妻英学館(十九年六月二十八日設置願)、さらに草津温泉でも青年たちによる英学校設置の動きがあった(群馬日報、二十年六月十三日)。

さて中之条英学校夜学は、田中甚平外四名によって設立され、修業年限二年、十四才以上を入学資格とし定員三十名であった(吾妻郡誌八四七頁)。開講は二十一年二月二十日だった(田村喜八日記による)。こうして当時吾妻郡の

二つの文化拠点であった原町と中之条に英学校が設立された。一つはキリスト教による理想主義者山口六平によるもの、一つは勸業を主とする実学の信奉者田中甚平によるものであった。原町の英学館の趣旨目的は「専ら英語ヲ以テ普通科ノ教授ヲスル」と明示されているが、中之条の英学夜学校の趣旨目的等は資料なく明かでない。とにかく当時の郡の二人の主義信条のちがう先覚者が、ともに英学校を創設したことに着目したい。

キリスト教の導入 吾妻郡におけるキリスト教の到来は明治以降である。明治以前の切支丹の痕跡は見出されない。明治後の最初のキリスト教との接触は尻高地地区で、ついで原町、続いて中之条町へと伝播していった。群馬県における明治のキリスト教の主流は新島襄につながる安中教会の系譜に属するが、吾妻郡のキリスト教もまたこの系統のものであった。

さて明治二十年前後における吾妻郡のキリスト教は、高山村尻高地地区と原町地区が中心であった。ともに教会が設立され牧師も常駐して活発な布教活動文化活動が行われた。

尻高地地区 明治十四年頃尻高小学校教員に赴任した山梨県人林壽太郎や十七年安中在峯村の茂木一郎の入村によって最初のキリスト教の火が点せられたが、十八年には西群馬教会牧師星野光多同光吉鈴木安三郎等によって説教会が開かれ、この時村の有力者有馬俊平都築佐金次劔持源六の三人が洗礼を受けたのが契機で、年々村民中から受洗者がふえていった。二十年九月には教会堂が竣工し、二十一年には信者も五十名に達した。二十三年頃が村のキリスト教の全盛期となった。その間西群馬教会から分離して原町教会とともに日本伝道教会に属して、協会から牧師が派遣されて布教の拡大に努めている。こうして吾妻の一山村にキリスト教を通じて新しい文化が導入され、僅かの期間に伸長したことは非常に刮目される。これは群馬の農村キリスト教の典型である。村の有力者有馬俊平ら三人をはじめ、堅信の提携者として奈良茂平次・松井貫一・同七郎・竹淵弥平次・福田友平・吉田梅重郎等の村の上層農家がキリス

ト教を受容する中心になっていた。これは群馬における明治キリスト教の導入地域に共通する性格でもあった。有馬俊平は明治前期の旧村戸長から高山村初代村長を勤めた。同時に北毛農商銀行頭取として村の政治経済の指導者であった。しかもキリスト教を通して新しい文化の開拓者でもあった。同信の奈良茂平次は前述のように名久田村の初代村長、さらに明治後期を通じて村政の重鎮であった。吉田梅重郎も八代名久田村長として村政に献身した。なお有馬俊平の長男嘉市は明治十九年洗礼を受け（十七才）、二十年に京都同志社に入学、在学三年二十三年、二十一才で帰郷し、農業とキリスト教に精進した。

原町地区 原町のキリスト教は、有力者山口六平によって始められた。六平は明治十八年八月星野光多等が来郡した時に三十七才で洗礼を受けた。自家の書院を教堂にあて白石村治を招いて布教した。白石は前述のように原町英学校で英語も教え、新文化の伝達に大きな役割をはたした。二十年三月教会を建設して、ここを拠点に名久多教会とも協力して当地方の布教に努めた。こうして原町でも明治二十三年頃にキリスト教の全盛期を迎えた。しかしその後はいくつかの教育勅語発布などによってキリスト教排斥の気運が昂まり、布教の拡大は困難になり、六平の晩年には教勢は振わなかった。それに何よりも中心人物の山口六平の死去（明治三十九年）は原町地区のキリスト教を衰微させた。明治二十年頃の原町キリスト教の盛況を示すものとして二三の事例をあげておく。

去る二十四、五日の両日、吾妻郡原町原沢屋にキリスト教の説教の記録がみられる。二十一年一月八日（日曜日）、原演説会あり。雪中にも拘らず、百名内外の傍聴人ありて田舎には珍しき盛会なりしとぞ（「上野新報」明治二十年一月二十八日）中之条町の田村喜八日記にも随所に原町キリスト教あり。

山口六平はキリスト教への信仰に厚く、有馬俊平が長男嘉市を京都同志社に送ったように、六平もまた長男六兵衛

を同志社に入れて新島襄の薫陶をうけさせた。それより先に長女次女の二人をキリスト主義の神戸女学院に学ばせていることにも注目したい。

中之条地区 二十年頃にはキリスト教の中心地ではなかった中之条町も、尻高と原町両教会の活動によって屢々キリスト教の牧師も往来し、その演説会も開かれている。町の有力者や有志のうちには関心をよせるものもあったと思われるが、両地区のように先にたつて献身するほどの有力者はなかったようである。中之条町の有力上層には、専ら産業企業金融などの振興を志向する現実主義の考え方の人達が多く、その思想も実学的であった。従つて田中柳田などにみられる福沢諭吉の影響の方が強かつたようだ。山口六平にみられるようなひたむきのキリスト教的宗教信仰にもとづく理想主義的志向は有力層一般には薄かつたように思う。こういう背景を考えると、当時有力上層を通じて導入された地方社会のキリスト教は中之条町には中々入りえなかつたのではないか。しかし若い田村喜八や柳田阿三郎などは、かなりの関心をよせていた様子もうかがえる。田村は二十年代の日記中に所々とりあげているし、柳田もまた日記雑録を通じてこれに言及している（詳しくは後述）。柳田は明治三十年の十二月二十七日の日記に、「当夜クリスマスを聞く」とあることを示しておく。ここでは二十年前後の町におけるキリスト教の催しの主な記録だけをあげておこう。

明治二十一年一月三十一日 田中七郎平方にキリスト教説教あり。弁士星野光多、沢田義武（田村喜八日記より）。

明治二十六年四月三十日 北米合衆国人、伝導師デシーグリ

イン氏来泊、夜七時ヨリ大津屋に於て同氏、杉田潮、原甚三郎氏のキリスト教演説開会（田村喜八日記より）

青年会婦人会の創立 二十年前後には文明開化の進展で百事改良の気運が昂まって、旧慣から解放されて新しいものを形成しようとする動きが台頭した。古くから各部落ごとに存続してきた伝統の若衆組に代って新しい若者の集り

をめざす動きも生れていた。吾妻郡内からもこのような胎動がうかがえた。

吾妻青年会の創立 吾妻東部でも二十年三月山口六平ら原町有志を中心にした吾妻青年会がいち早く創立された。その趣旨書を見ると、欧州文明に刺戟されて人文の開化国運の進歩をはからんとして、当時各地の青年会の発生をうけて吾妻でも同志相謀^{はか}つて青年会を設立したことがわかる。その目的は、「弁論を練磨し知識を交換し徳義の念有爲の氣象を養ひ併せて交誼を厚うするにあり」としている。この趣旨目的を通じて二三十年代における明治の新しい自発的青年会のあり方がよくわかるが、後述する伊勢町青年会などにもこの精神が貫流していたのである。主な役員と会員の地域分布などを次に示しておく。

会頭 山口六平 副会頭 吉田庸橘、幹事 桑原雄司、木樽 平外三名、山田村一（山田磯吉）、植栗村三、中之条町一三四郎

（豊田宣）計三十名。

会員の地区別人数 原町二〇、川戸村一、尻高村四（有馬俊 当時二十年前後に生れた県内の青年会にはキリスト教関係のものが多かったが、吾妻青年会もまたその色彩が濃い。会頭山口六平はじめ有馬俊平都築爲吉等の有力会員は、いずれもキリスト教徒であった。なお第四回新入会員には沢渡村福田和五郎の名もみえる。この会員には中之条町からの参加者は少なく、豊田宣はじめ郡徳隣武田源重郎（第四回入会）の三名の教員だけであった。地元生れの町の青年は一人も参加していないのは注目してよい。吾妻青年会について萩原進は次のように述べている（「あがつま史帖」二二八頁）

会員は名譽・通常の二種に分ち、春秋大会を開き、其他毎月第一土曜日に小会を開くの都合にて、小会は演説討論あり。大会の際は親睦の爲、会食及野外運動を執行し専ら交誼を厚うし、各自経験を交換し、徳義の念有爲の氣象を養ひ併せて弁論を練磨するにありと。

なお二十年四月には、植栗岩井小泉泉沢の四カ村が連合して戸長役場員や村内有志の尽力で、吾妻学友会が設立さ

れた。この会も討論、演説、談話の三項を設けて毎月第一第二日曜日に開会された。（『群馬日報』明治二十年四月十二日―前書三二九頁）さらに前書所載の上野新報二十年三月三日の記事によると、吾妻興学義会が福田和五郎其他二三の有志によって結成された。趣旨は文明主義の学問を旺盛ならしめることと記述してある。

吾妻婦人会の創立 明治二十一年二月十一日、原町原沢楼に婦人会設立準備のため婦人親睦会が開かれた。参会者三十一名、役員選挙が行われ、山口かく（山口六平夫人）と新井きよ（新井浅次郎夫人）の二人が幹事になった。会員は原町を中心に隣町村にも及んだ。当初の会員を年令別にみると二十才以下若い娘が六割、二十四才まで含めると会員の八割になるという若い女性を中心とする婦人会であったことがわかる。

さてこの婦人会の活動をみると、二十一年には毎月一回必ず集会を開き編物を中心に育児家政学なども勉強している。当初一カ年の講師をみると、牧師（沢田義武）と教員（郡徳隣武井源重郎、岩崎閑三桑原雄司）などであったが、なおこのほか、山口六平の娘とよは神戸女学院を卒業して帰郷、編物の講師を担当していた（原町誌より）。

このように郡内で最初に結成された吾妻青年会と吾妻婦人会の設立の背景をみると、一つは当時のキリスト教青年会の全体的な動向に刺戟されたこと、一つは当時県会議員だった山口六平の指導力と、郡内最高学府の吾妻高等小学校の教員有志たちの支援が大きかったことがあげられる。

2 新しい地方文化の成立——二三十年代の文化と思想——

明治十年代後半から二十年代初めにかけて吾妻地方にも胎動をみた新しい明治の文化と思想は、二十年代から三十年代を通して一つの潮流となって、山間吾妻の谷間にも地方文化の結実をみた。ここではその諸相を考察しよう。

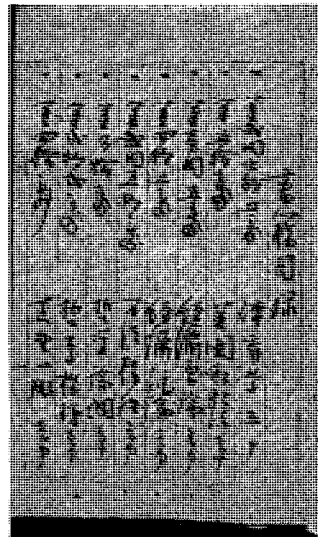
(1) 販売書籍にみる吾妻文化人の思想

中之条町の共成社の「在庫書籍目録」（明治二十五年）から、当時この地方の上層町村民が愛読したとみなされる和漢書を除き、主な書籍をあげると次の通りである。

政治経済……経済原論、財政論、商業百論、商業原論、銀行例題、米國政教論、仏國政典、法律……万法精理・万国公法・立法論綱、法律原論、法律概要、現行法律、法律解釈学、民法草案、民法俗解、刑法論綱、仏國治罪法、英國私犯法、仏訴訟法、村田刑法治罪法、仏六法、白耳國法、市町村制実務規則書……市町村制講義・市町村議員必携、町村制質疑録、市町村制注釈、選挙実要、歴史地理……英史、通俗英國史、仏蘭西史、仏國史、合衆國史、大東史略、万国通史、哲学、倫理、教育……哲学論綱、哲学楷梯、倫理通論、教育新論、学

校通論、思想……社会進化論、民約論、民情一新、自由大
世界未来

政治経済法律はじめ歴史地理、哲学倫理思想など万般にわたっているが、就中法律関係の書籍が多く、全般に基本的な学問書も含まれていた。当時の一部地方人の新文化への知識欲の旺盛がしのばれる。なお町村制などの新制度に対する理解を求める強い意欲もうかがえる。思想書としても社会進化論・民約論民情一新などを通じて当時の文明開化と自由の思想が吾妻地方にも入来していた様子も察知される。なおこのほかに、体育学植物学などもあり、英語独学案内書なども多数在庫していた。他方また漢書や中国の文献も非常に多く、五経・左氏伝・通覽要・文章規範・四書正文・正文蒙求・八家文・十八史略……等々、こうして東洋西洋の異質多彩な精神文化を内包する書籍が、明治の田舎町の小さな店頭に並列していた様相は二三十年代の明治文化の縮図でもあったように思う。



中之条町共成社在庫書籍目録
(明治25年)

さてかかる法律書はじめ政治経済哲学倫理歴史書などを購読したのは町村のいかなる階層であったか。中之条町には郡役所はじめ官衙学校等があり、役人教員も在住していたことから、この人達があげられるが、なお町村の豪農上層のうちには、かかる書籍の購読者もかなり存在したことも実証されている。これに関しては、後述する当時郡内出版雑誌を通じて明かにしよう。とにかく明治前期の文明開化とともに新思想として輸入されたスベンサーの社会進化論やルソーの民約論が時代思潮の流れにのって二十年代には吾妻谷の田舎町の店頭に現れていたことに注目したい。

(2) 教育会雑誌の刊行

わが吾妻教育会は明治十九年六月二十五日に創立したが、この年一月上野教育委員会の創立会に参加した綿貫元治・桑原雄司の二人が郡教育会の設立を企画したのに始まる。発会式は八月十五日に行われた。当時の役員をみると、会長石原蔵蔵（郡長）、副会長根津鼎二（郡書記）、村山武三郎・桑原雄司・石沢屠龍・武井源重郎（校長）幹事綿貫元治・福永穂太郎・飯田春房等であった。発足三年目にして機関誌の発刊を計画し、二十一年七月一日に第一号を刊行した。これよりさき二十年十二月にかんたんな会報を発行したが、さらに発展して機関誌となったのである。機関誌は当初は不定期だったが、二十二年三月からは月刊誌として四十二年五月第二四五号まで定期刊行を続けた（吾妻郡誌八八五頁）。本雑誌が三十年代を通じて月刊誌として月々十年間にもわたって百回以上も継続刊行されていたことは、実にすばらしいことである。「県下教育雑誌中の白眉」といわれたことも十分に肯（うけ）られる。当時のこの雑誌についての詳細は、吾妻教育会事務所の日誌（二十二年五月～二十六年五月）によって知ることができる。二十年代前半の会員の動きをみると、まず入会退会の動きがはげしいのが目立つことで、入会者も多いが退会者も多い。会員は郡内各町村の教師一般人のほか、他郡他県の人々も参加している。郡内も広く全町村にわたっていて、この期間におけるわが一町三カ村関係の入会者を次表に示す。当時全国各県でも教育会雑誌が刊行されておって、栃木埼玉千葉神

中之条町	木暮茂八郎 二宮勤策 柳田種十郎 町田繁太郎 有馬佐平 木暮林平 田村政吉 山田金伝次 中沢重平 篠原周作 竹田国治郎 沼野欽之 (田中小重郎) (蟻川伊佐八) (中沢親次) (二宮勘藏)	福田六右エ門 関謙平 関善平 田村茂三郎 小山真三郎 福田幸三郎 山田次郎平 (関根卷太郎) (永田忠綱) (猿谷倉之進) 加瀬駒太郎(校長) 関口亀吉 本多大三郎	唐沢饒平 高橋大喜 神保修之箕 (飯塚喜文造) (飯塚喜文造)	関八郎 並木馬藏
沢田村				
伊参村				
名久田村				

註 ()は入会後の退会者

奈川各県はじめ長野県遠くは大阪府の堺などからも教育会雑誌が送付されてきていた。県内では群馬教育会雑誌や西群馬教育会雑誌・東群馬・南勢多教育会記事録などが交換送付されていた。このほか各種雑誌として教育評論(東京)、地学雑誌(地学会・東京)、学びの友(東京・三育社)、^{ろま}羅馬字雑誌(羅馬字会・東京)、数学雑誌(東京・数理学館)等が常時送付されてきている。この月刊小雑誌を窓口にして中央地方各県との交流を通じて広い知的交換の場を

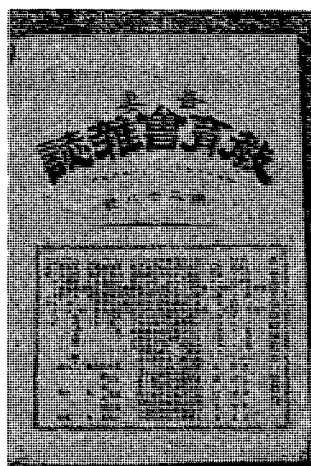
四 文化と思想

構成していたことがわかる。会員数の変遷をみると、二十年十二月一〇一名、二十四年十二月一四五名、そして十九年十二月一七〇名で、発足以来十年余にして漸次会員数が増加していたが、特に二十一年機関誌発刊を契機に増加しはじめた。その間会員の出入も多く、二十四年二月には一時百八十名をこえたこともあった。一般会員のほかに客員がおかれていた。二十四年三月の客員は十七名で、群馬県六名、東京府六名、福岡・宮崎・愛媛・三重県各一名、洋行中一名で、四国九州からの客員があるほか、中央の東京府からも六名（山家吉彦東京工科大学教授など）を委嘱していた。当時月刊で毎月二一〇部前後を印刷していたようである。各号により代金は違っていたが、大体五円〇九円であった（二十五号八円六十八銭、二十七号七円二十四銭、二十八号五円四十八銭二厘五毛）、当時の決算報告書を見ると、

収入金	八二円四七銭	支出金	一一六円六六銭三五（二三年一月〜二四年三月）
差引不足金	三四円二九銭三五	前年度不足金	六円三三銭八〇
基礎金	二五円九九銭	差引不足金	一四円五四銭一五
		合計不足金	四〇円五三銭一五

月々の雑誌刊行は赤字決算の苦境であったので、総集会には度々廃刊ないし年四回刊行の提案もされたが、敢えてこれを押して月刊を続行していったが、担当者たちの雑誌刊行への執念と意欲のほどが察せられる。

さて、この雑誌の内容を通して二三十年代の思想と文化を考察しよう、さきの日誌の二十三年十二月三日をみると、二十一号・二十二号にわたる論説につき警察本部から注意を申渡されていることが記載されているが、いま、ここに該当の雑誌論文の資料がないので、その内容を検討することはできない。二三十年代においては前述のように青年会少年会などの集会では必ず討論会をよく開催していたが、教育会の集会でもまた随時議題をきめて討論が行われた。二十四年四月二十六日の総集会において、一、「小学校生徒ノ姓名ヲ呼捨ニスルノ可否」一、「基督教信者ハ小学



吾妻教育会雑誌第28号

(明治24年3月25日発行)とその目次

の態度—思想を表示したものとして注目したい。

つぎに、雑誌の中からいくつかの論説を拾って、その文化思想を具体的にみておきたい。

「俱不戴天ノ国賊ヲ誅スベシ」(篠原龍策)——二十八号(二十四年三月二十五日)掲載—筆者はキリスト教徒植村正久・押川正義・三並良・丸山通及巖本善治等が内村鑑三事件について告白した文章をみて悲憤慨歎して、キリスト教徒の考え方を反駁し、かかる邪蘇教徒とはともに天を戴かず、国賊として誅すべしと訴えている。その主文によると、

明治ノ社会ハ信仰自由ナリ。宇宙唯一ノ上帝ヲ信ゼヨ(キリスト教)、因果応報ノ真理ヲ信ゼヨ(仏教)、其他回教ニアレ、猶太教ニアレ、猫ニアレ狗ニアレ、唯人々ノ任意ナリトス、然レドモ己ハ之レ日本臣民タル事ヲ忘ルヘカラズ、毅然堂々旭日民族タルノ体面ヲ破ル可カラズ……

夫誠心誠意以テ君ニ奉仕シ、恥ヲ重ンジ、死ヲ軽ンジ、義

ヲ見テナサザルナキハ我旭日民族ノ特得スル所ニシテ……サレバ各小学校ニ於テ幼キ臣民ヲシテ其影ヲ拝セシメ、勸語ヲ拝聴セシムルハ、彼ノ一種ノ宗教徒ガ十字架上ノ模像ヲ礼拝シ、佛教徒ガ彌陀ノ前ニ跪クト同日ノ論ニアラザルナリ。コレ則チ親シク龍顔ヲ拝スル心地ニシテ識ラズ知ラズ忠誠愛國ノ心ヲ感発セシムルニアルナリ。

校教師トシテ不都合ナリヤ」の二つの議題について討論された。前者では「否」とすることに決した。後者では討論結果、基督教信者は「小学校教師としては不都合なり」ということに決したと記してある。前述のようにキリスト教は新思想として二十年代には吾妻東部には名久多教会と原町教会を拠点にして布教活動が行われており、教師間でもキリスト教思想は当時大きな関心事であったと思う。それだけに小学校教師として基督教信者の不適は大いなる課題でもあった。この結果は吾妻教員のこれに対する一つ

この思想は明かに十年代の欧化主義文明開化主義に対して、二十年の国粹主義（日本主義）の系統に属するもので、反キリスト教的である。二十三年十月の教育勅語発布によって、これが教育思想の主軸となるが、筆者は教育者としての立場から、教育勅語に則して、毅然としてキリスト教思想と対決する姿勢が示されている。そして、この論説は前に掲げた「小学校教師として基督教信者は断然不適なり」という思想を最も明確な形で示しているといつてよい。

筆者 篠原龍策は吾妻郡堀室村三原の出身、名久田小学校で教鞭をとり、綿貫形治郎氏はその教えを受けた。非常に勤勉家で朝早く訪問しても必ず勉強していたという話を聞いた

と赤坂の綿貫義一氏（七十八才）が話した。実弟篠原範次郎氏は関恒斉の婿養子である。

「美風を挽回すべし」（加瀬駒太郎）―百二十三号―三十二年三月 内地雑居が実施される年に当り西洋に阿る風潮が再び盛んになろうとする際、我国の良風美俗を挽回し、之が改良を計れば必ずや教育上にも一大利便をもたらさんと主唱している。まず、はじめに

抑も開明の議、一たび皇国に行はれてより、百般の事皆則を西洋に取る。制度に學術に、文学に、兵制に、法律に、実業に、挙げて然らざるものなし。崇西の気性は自ら其中に培養せらる。崇西既に厭ふべし。阿西に至りては我之を何とか

云はん。阿西猶ほ堪ふべし、阿西の結果我が固有の国風を幼穉視して、以為く我百般の事総て彼れに及ぶものなしとして彼に屈從するが如きことあらば、争か之を黙視するに忍びんや。

と述べ、ついで三月上巳の節句、五端午の節句の行事について、その子女への教育的意義をのべている。

この論説もまた、欧化主義への反論であり、特に内地雑居の実施を前にして、「崇西阿西」への強い反駁をうちだし、わが国の淳風美俗の挽回を主唱している。教育勅語発布後七年を経て、教育界にもその精神の浸透を示す一つの論説といつてよい。(1)の論説とともに当時の吾妻郡の教師の思想の一面を現わしていたものと思われる。

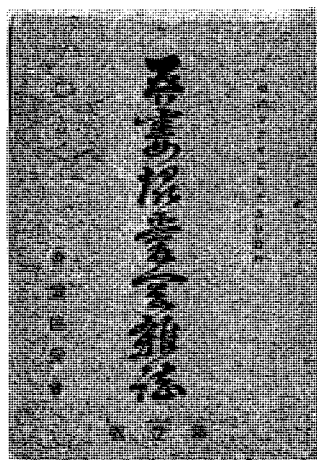
筆者 加瀬駒次郎は茨城県出身で、明治二十三年一月山田尋

常小学校校長に就任、以来十五年間勤務三十七年十二月三原

小学校に転任する。

(3) 吾妻学友会の雑誌刊行（吾妻協愛会雑誌・吾妻学友会雑誌・学友志叢）

吾妻学友会は明治二十年代における吾妻郡の最高学府であった吾妻高等小学校の卒業生の会である。この同窓会が中心となって、当時相次いで文化雑誌を連続的に刊行している。明治二十六年二月「吾妻協愛会雑誌」第一号の発刊にはじまり、これが第七号（二十七年二月）まで刊行され、ついで題名を「学友会雑誌」と改称して、二十七年四月から隔月に改題で四号（最後は二十七年十月）まで刊行し、さらに二十七年十二月から「学友志叢」と改称して、三十年代の初めにわたって隔月に続刊している。このように吾妻地方に高等小学校の学友会組織を母胎にして、二十年代後半から三十年代初めの三カ年余にわたり、活判刷りの文化雑誌が隔月にきちんと刊行されていたことは、まことに特筆すべきことではなかったか。当時吾妻郡内の最高学府の「吾妻高等」の学友会員を基盤にした青年文化雑誌がつかられ、これを媒体に新しい地方文化が形成された。三月八日には雑誌刊行の願書を内務省に発送している。その願



書を見ると、発行人は中之条町の桑原友蔵（二十一才・吾妻高等小学校職員、柳田の義兄）編集人は柳田虎八（阿三郎）十九才であった。かくて愈々創刊号は二月十五日に刊行された。印刷は前橋市成立社（現在の上毛新聞社）であった。なお発行所は協愛会仮事務所、伊勢町五十番地柳田方に置かれた。

吾妻協愛会雑誌 二月十五日発行の第一号をみると、菊判本文二十頁と附録八頁（協愛会規約と会員名簿）である。まず巻頭の「発行の趣意」には、最初に

今ヤ世道開明ニ属シ文運旺盛教育普及進化ノ潮流ハ滔々
々、将ニ底止スル処ヲ知ラサントス。吾人二十六世紀（註・
日本紀元）ノ青年タル者誰レカ奮發興起セザル者アラシヤ。
……我大日本帝國ヲシテ万邦ニ卓越シ世界ニ雄飛セシメント
欲セバ、須ラク深遠ナル智識、淳美ナル德行ト活潑ナル元氣
トヲ養成セザル可カラズ。夫レ既ニ智ト仁ト勇トヲ養成セザ
ル可カラザルノ必要アリ。豈ニ俱ニ提携シ勵精シ訓戒スル所
と述べて、「本誌ガ告白セントスル所ノ趣旨ハ即チ我が吾妻協愛会ノ目的ニ外ナラズ」として、

學術的重要問題ノ討論社会的的重要問題ノ審議、及ビ吾人青
年ノ義務責任ヲ尽サンガ為メ紛々タル堅薄社会ニ立チ大声疾
と主唱している。そして本誌を五つの欄に分けて、各欄の性格を次のように明示している。

- (一) 論説欄は、會員の名文高篇を掲載して、吾妻青年の思想
氣力の存在する所を明かにする。
- (二) 文芸欄は、優美の種を頭の中に蒔くために詩歌小説紀行
文をのせる。
- (三) 雜纂欄には、寸鉄人を殺す小品をのせ、公平無私の批評
さて、第一号の雜誌内容を各欄別にみると次のようである。

ノ一大青年団結ナクシテ可ナランヤ。颯テ顧レバ吾人カ一致
結合ノ勢力ヲ知得シ共同団結ノ必要ヲ感ジ來テ我が吾妻協愛
会ヲ發表シ広ク青年相互ノ氣脈ヲ通ゼントセシモノハ誠ニ兩
三年ノ前ニアリ。爾來幸ニ先師諸君及ビ有志諸君ノ翼賛ヲ得
テ会務漸ク整ヒ正員ノ數百三十余名ニ達セリ。……是ニ於テ
乎、吾人ノ熱血ハ更ニ目的ニ拡張ヲ加ヘ新ニ機關誌ヲ發刊シ
テ將ニ將來ノ活天地ニ向ヒ一大運動ヲ試ミントス。

呼シテ世ノ注意ヲ喚起シ以テ其北斗タラント欲スルニアリ。

を下す。

- (四) 學説欄には、數年の研究成果を發表、理科数学化学文学
算術に及ぶ。
- (五) 本会記事の欄には、会の報告をのせる。

(一) 論 説

吾妻人

錦 溪 学 人

欠 点
所感ヲ述ブ

錦 岳 樵 夫
鴻 山 居 士

吾妻協愛会雑誌発行ニ就テ

吾妻青年ニ告グ

大当リ

(一) 文芸

詩 十一首 歌 十四首

(二) 雑纂

吾妻協愛会雑誌・紀元節・東京ノ会友吾妻美術展覧会・

東山小史

紫水学人

一山生

吾人希望・幽霊

(四) 学説

日本小文典

数学雑問

(五) 本会記事

数件

環翠堂主人

東山小史

雑誌の購読者層と組織 前述のように購読者は吾妻協愛会員である吾妻高等小学校の卒業生及び会の目的を認めた

有志(以上正員)を主体にして、そのほかに名誉ある諸先輩(客員)を含んでいた。ここでは会の組織が、すなわち

雑誌の組織であった。会の役員をみると、会長田村直次郎、副会長柳田虎八、幹事(五)山口六兵衛・小坂橋謙二郎

・根岸伴次郎・剣持熊吉・桑原友藏などで、幹事が雑誌の編集会計を担当した。編集の主幹は柳田であった。購読組

織として地区別に区幹事があつて区の事務の管理会費の取纏め等を担当していた。区幹事は一区二名で、十三区二十

六名が置かれ、その区幹事をあげると、

第一区	中之条町	永井佐一郎・柳田寛三郎	第十区	岩島村	一場喜市・小泉定平
第二区	名久田村	綿貫形次郎・小池伊勢松	第十一区	原町	都所壽雄・樋口儀作
第三区	伊参村	唐沢儀平・斉藤燐造	第十二区	太田村	寺島喜一郎・田中助三郎
第四区	久賀村	西山照吉・見城柳一郎	第十三区	東村	佐藤喜十・佐藤次
第五区	沢田村	折田谷次郎・関口亀吉			

第六区 草津町 第七区 嬌恋村 第八区 長野原町 第九区

坂上村の四区は会員組織をつくりつつあり、地区幹事はま

だ決定していなかった。

四 文化と思想

第6—63表

	明治25年		26年		27年	
	6月	12月	6月	12月	6月	12月
中之条町	37	39	46	41	47	54
名久田村	10	10	11	15	16	11
伊参村	5	5	4	4	6	6
久賀村	2	2	3	2	2	2
沢田村	15	15	17	16	16	17
草津町	1	1	1	1	8	11
婦恋村	0	0	2	2	2	2
長野原町	1	1	2	4	6	7
坂上村	1	1	2	1	1	1
岩島村	11	11	15	15	15	14
原町	13	13	21	22	25	30
太田村	13	13	14	14	15	15
東村	7	7	11	12	14	14
高山村	2	2	2	5	6	4

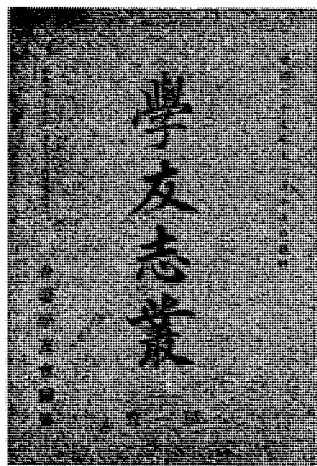
学友志叢第3号（明治28.4.15発行）1～2頁より

つぎに、購読者の母体たる学友会の会員数の変化をみると第6—63表になる。

二十五年四月三日吾妻協愛会が発足し、二十六年二月機関誌第一号が創刊された。二十五年～二十七年の二年間の会員数（購読者数）は全般的に各地区ともに増加している。雑誌刊行によって増えた傾向もうかがえる。西吾妻地区でも二十七年にはかなりの会員増がみられた。さて第一号附録の二十五年一月末日調による会員名簿から会員

購読者の階層を推察すると、吾妻高等小学の卒業生ということから自然に郡内各町村の農家上層の子弟が多く、これに郡内の教師が多い。

吾妻学友会雑誌と学友志叢 二十七年四月からは学友会雑誌と改称して前号からの通号で八号が刊行された。この学友会雑誌が八号から十一号まで隔月四回刊行された。体裁内容は大体協愛会雑誌と同じであった。その間日清戦争に遭遇したので、執筆内容なども戦時色が現われている。二十七年七月の役員会で雑誌の部門担当として論説兼文芸欄は柳田虎八、学説欄は剣持熊吉、雑録欄は田村直次郎、交詢欄は折田谷次郎と決めた。



て、青年の活発激烈なる特性によって将来の拡張進歩をになう責任に言及している。そして吾妻学友会の形成にふれ、これが過去三年間に青年社会を警鐘した事実の顯著だったことを述べている。

この学友志叢は体裁内容ともに前の二雑誌を踏襲していたが二十八年から三十年初めにかけて、隔月毎に十号以上も刊行している。ちょうど日清戦争中から戦後にわたる時期として、戦争に関連する詩歌論説はじめ会員の出征入營をめぐる記事、また戦後昂揚する青年の心情が新しい文芸にも現れている。台頭する新思潮をうけた諸論調、特に各種の新しいテーマをめぐる青年たちの討論の数々が掲載されている。

3 日清日露戦争と文化思想

明治二十年代・三十年代には相次ぐ対外戦争があった。近代日本が開国以後に最初に経験した戦争だったので、これが日本人に与えた衝撃と影響は大であった。ここでは思想という立場から、わが地方の人々が二大戦争にどのような

さて二十七年十二月から再び学友志叢と改題され、その第一号が刊行された。学友志叢と改題発刊に際して、改めて一号としたのは、一旦出版法にふれ発禁処分による廃刊の危機に陥ったためといわれるが、しかしとにかく一カ月おいて十二月には改題第一号を刊行するという意欲はまことに壮なりといえよう。再出版に際して、その「発刊の主旨」をみると、まず国事多端紛騒の際、日新の大勢のなかで青年の現在と将来に負担する義務責任の

重大なる所以を述べ、特に現在を掌握する老成人の事業に対し

に対応していたかをみておく。

一般に日本人にとって日清戦争と日露戦争とは、その対応の仕方が相当ちがつていたことが、多くの体験者の記録などによって明かにされている。わが町村の古老たちの話からも、日清戦争について語る言葉には比較的明るいそして楽しいものが感じられたが、十年後の日露戦争の思い出を語る言葉には、その重大さ深刻さから一種の悲壮感と不安感がこめられていた。これを裏付けるかのように、日清戦争と日露戦争とは、明暗がはっきり分かれていた。庶民にとっては、日露戦争は日清戦争にくらべて、はるかにきびしく、それだけに悲痛な気持で対処していたのである。

(1) 日清戦争下における戦争観

前掲の吾妻学友会の機関誌は偶々日清戦争を中心に、その前後にも及んだ時期に刊行されているので、まず日清戦争の全期を通じてこの雑誌から当時のこの地方の人々、特に青年たちの戦争観、戦争に対する態度や行動等を含めてみておく。

東山小史の戦争観 まず二十八年四月学友誌叢第三号の東山小史「戦争」をみる。戦争について、これを悪むものとこれを愛するものとが並存する。戦争自体のもつ性格の中にも、「悪まれるべき」要素と、「愛されるべき」要素という相反矛盾するものを有すると述べている。

そして聞ク「戦争ノ害ヲ知ラザル者ハ儘ク戦争ノ利ヲ知ラザル者ナリト。一利アレバ一害伴フハ数ノ免カル可カラザル所也」。故ニ曰フ「儘ク戦争ヲ難ズルハ懦夫小人ノ寢言ノミ。愛スベキ戦争ヲ愛スルハ英雄傑士ノ本意ナリ」として、結論には、「成ス可キノ戦争」と「成ス可カラザルノ戦争」とあり、「能ク之ヲ思ヒ、然シテ後ニ戦争ヲ愛セザルベカラズ。余が愛スル所ノ者ハ乃チ成ス可キノ戦争ナリ、此戦争に際会セバ身分財産何ゾ曰フヲ為サン。

一死以テ国恩ニ報ズルノミ」。

時は日清戦争中であつて、この戦争を成すべき戦争、すなわち愛すべきものとして捉えていることが特徴である。柳田虎八の戦争観 日清戦争勃発後に最初刊行した「学友会雑誌第十一号」に掲載された主幹柳田虎八の論説「世界ノ我が日本国」の戦争観をみよう。まずその冒頭において、「時機ハ来レリ、今ゾ今、…敷島ノ大和魂ヲ奮テ世界ノ大局面ニ、大ナル日本ヲ建設スルノ時機ハ来リヌ」と書きだし、「今ヤ我が国民ノ眼中ニハ国家アリテ個人ナシ。四千万ノ同胞ノ皆日本国ノ名譽ヲ思ヒ、日本国ノ利益ヲ思ヒ、日本国ノ勝利ヲ望ミ、日本国ノ膨脹ヲ希カフ、……我が日本ノ状態ニシテ今日ノ勢ヲ以テ進ンデ止マズンバ、人トシテハ天下無比ノ忠良タリ、国トシテハ万国随一ノ強國タリ」と述べてきて、ついで日本国体の万邦無比なることを強調して、

上ニ下ヲ虚スルノ天子ナケレバ、下ニ上ヲ蔑スル民衆モナク、風雲長ヘニ静カニ四海永ク平ニ、国威赫々トシテ六合ヲ照ラシ。皇統綿々トシテ天壤ト共ニ窮リ無カラントス。秀デタル此ノ皇統、美ナル此ノ国体、是レ豈ニ天佑ノ然ラシムル

勉タルヲ知ラザランヤ。……大日本帝國ハ其ノ地理ニ於テモ、其ノ歴史ニ於テモ、其ノ武勇ニ於テモ、世界ノ盟主タルベキ權理ヲ有ス。

と高調子で叙述している。柳田も日清戦争に際会して、この戦争に対しては極めて積極果敢に主戦論を展開していた。

以上東山小史にせよ柳田にせよ、当時の郡の青年指導者たちは、一点の疑心さえなく日清戦争の「戦うべき戦争」としての意義を認めていた。日清戦争に対しては当時の識者たちも殆んど一致して主戦論を開陳していた。柳田の尊敬する福沢諭吉にせよ、基督教思想家の内村鑑三にしても、また徳富蘇峯にしても、ひとしく戦争賛成論者であった。国民世論もまた一致してこの戦争には協力的だった。こういう状況のもとの当地方の戦争協力の実態について

は、学友会雑誌の郡内各地の報告が掲載されている。

ただこの吾妻学友会が日清戦争勃発に際して臨時総会に於て議決した会としての宣誓條款を掲げておく。日清戦争下における青年の戦争への思想・態度・行動を示すものとしても主要である。いまその五カ条をあげると、

- (一) 支那征伐ハ天下ノ義戦ニシテ、我國運ノ消長ノ大時機ナレバ、吾人青年ハ陰然父兄先輩ノ後循トナツテ其大目的ヲ達スルヲ期スル事
- (二) 吾人ハ八月七日発セラレタル詔勅ノ御趣旨ヲ奉体シ、敢テ浮薄ノ行動ヲナサズト雖モ、常ニ義勇奉公ノ四字ヲ念ジテ不時ノ緩急ニ応ズルノ覚悟ヲナス事
- (三) 輕率盲動ヲ慎ミ自己ノ業務ニ勉勵スル事
- (四) 宴会又ハ之ニ類スル会合ヲ節シ、若シ不得止必要アルトキハ可成質素ヲ旨トスル事
- (五) 神社ノ祭典、佛事ノ供給等ハ専ラ静肅ヲ旨トシ、不要ノ飾物興行等ヲ廃セシムル事

(2) 日露戦争前の思想家の影響

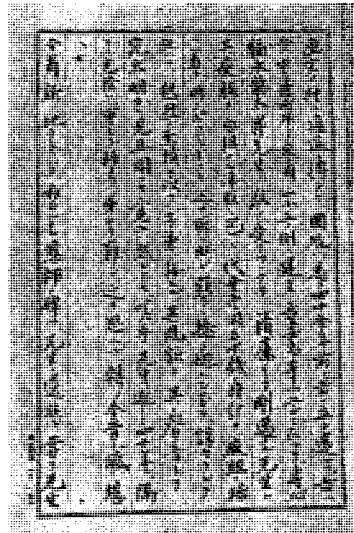
さて日露戦争時における文化と思想の状況を述べるに当って、まず日清戦争から日露戦争に至る間の思想状況をみしておく。わが吾妻の指導者たちに影響をもった当時の思想家たちの動向からみてゆく。二十年代の吾妻学友会の会員たち（一般会員としての青年はじめ、客員としての壮年たち）は、二三十年代から日露戦争後の四十年代にわたる郡内各町村の指導者たちになっている。従つてこの人達に大きな影響を与えた思想家とその思想をみよう。

福沢諭吉の思想的影響 まず明治の先覚者福沢諭吉があげられるが、福沢は前述のように実学思想を通じて明治前期以来郡内の明治前生れの町村指導者にも影響を与え勸業実業の先覚的思想を培ってきた。田中甚平新井伊三郎等によって代表されよう。そしてこれは明治前後生れの指導者たちにも影響を与え、柳田虎八・根岸伴治郎、永井佐一郎田中省一郎（中之条町）、折田谷次郎、田村茂登馬（沢田村）片貝治四郎（岩島村）唐沢為一郎（長野原町）など多数の卒業生を慶応義塾に進学させている。この人々を慶応へ送ったのは、福沢思想の信奉者だった吾妻高等小学校長で若

諭吉との関係について、次のように述べている。

二十三年四月唐沢為一郎折田谷次郎永井佐一郎ノ諸子ハ慶応義塾ニ入塾セリ。是蓋シ先生ガ教壇ニ立チ、常ニ福沢諭吉先生ノ偉大ナル先覺的大教育家タルヲ説述推奨怠リ無カリシニ因ル。先生ノ弟子ニシテ慶応義塾ニ学ベルモノ、吾々ノ同級生ノ外ニ、故片貝治四郎、柳田阿三郎根岸伴次郎田中省一郎諸君アリ。僻陋ノ地ニシテ斯ノ多数ノ入塾生ヲ見タルハ福永先生ガ福沢先生ノ大人物タル所以ヲ高調シタルニ由ル。

かくて当時福沢諭吉の思想の影響は甚大であつた。特に福永鋳太郎を紹介して福沢の実学的経済思想が吾妻郡の若い次代の指導者たちに決定的な影響を与えていた。この福沢諭吉は日清戦争に対しては「正義の戦」として積極的に認めていたことは、若い吾妻学友会員たちの主戦論の方



田村茂三郎の福永先生碑前の辞より
(昭和7年)

い俊才福永鋳太郎に負うところが大きかった。福永は若くして病に倒れたが、彼が教育を通じて吾妻の青少年に与えた感化はまことに大なるものがある。福永の教えをうけた先代田村茂三郎は、「福永先生碑前の辞」の中で、福永鋳太郎と福沢



福永鋳太郎先生と先生の碑

向を大いに鼓吹したに違いない。しかし福沢諭吉は明治三十四年（一九〇一）二月三日六十三才で死去した。多くの吾妻の有識者たちを悲しませた。田中甚平田村喜八等の日記にも福沢の死や葬儀のことが記帳されている。甚平はいねいに弔電を送っている。次の日露戦争の際には、吾妻の人々もはやこの戦争に対する福沢の意見を聞くことは不可能であった。

徳富猪一郎（蘇峯）の思想的影響 福沢諭吉と並んで当時の郡の有識者たちに影響したと思われるのは徳富猪一郎ではなかったか。明治二十年代当初の若き蘇峯は民友社の「国民之友」を通じて盛んに平民主義の新思想を主唱していた時期だった。彼はキリスト教徒として群馬県の新思想とも関係が深く、特に安中の湯浅治郎（県会議長）とは義兄弟でもあるところから、しばしば群馬の地にも足をふみ入っていた。安中教会とつながる吾妻の名久多教会、原町教会及其の教徒たちには思想的つながりをもったと思われる。徳富と吾妻のつながりを考えるに当っては、それ以上に湯浅次郎を介して蘇峯の民友社の国民之友で活動した福田和五郎（尻高村の都築伊藤家に生れ、母の実家沢渡福田喜左衛門家に婿入りした）の存在を忘れてはならない。湯浅は県会議長として和五郎の才能を認めて県会名誉書記長に採用し、「自由の建白書」を起草させた。そして翌年には湯浅が資金を提供していた義弟蘇峯の民友社に紹介した。ここで和五郎は国民之友の編集にたずさわった。さてこの民友社の「国民之友」はじめ、その出版物は吾妻の有識者たちにも広く購読されていたようである。柳田虎八（阿三郎）や新井伊三郎（原町）などは、この「国民之友」の熱心な愛読者で、民友社の思想をめぐる、吾妻学友会雑誌紙上で論争を展開している。当時の民友社の思想は、中産階級の小地主自作農はじめ商業者たちに日本の新しい市民階級としての発展を期待して、平民主義という進歩的思想を説いていた。従って中之条地方にも福田和五郎との関係もあったためか、この雑誌や民友社を通じて新思想が有識層の間に浸透しはじめていた。さて蘇峯は日清戦争がおこると、「挙国一致清国にあたる事を当面の急務とし

て、それに向って一切のものを犠牲にした」(自伝)というほどの戦争への態度は、さきの福沢諭吉と同様で、蘇峯もまた当地方の指導層の戦争観にかなりの影響を与えていたと思う。

他方福田和五郎は二十三年二月に「国民新聞」の発刊にたずさわり、編集主任として活動したが、父の病により一度帰郷した。しかし再び上京し、二十六年には「二六新聞」を創刊した。日清戦争中はこの新聞によって活躍したが、二十八年五月ついに休刊するに至った。日清戦争後五カ年の浪人生活の間、江湖倶楽部(革新主義者の社交団体)を組織したり、東亜同文会(日支親善を目標に東亜問題の研究)を形成したりした。そして三十三年三月には、「二六新聞」を再刊し、奔放辛辣な筆を揮った。

さて日本は日清戦争後に三国干渉にあい遼東半島を還付したが、蘇峯はこれを聞いて、「涙さえ出ない程口惜しく覚えた……干渉に腰を折ったわが外交当局者が憎かった」と述懐しているが、これを契機に蘇峯自身の思想の方も大きな転換がなされた。そして其後は次第に彼の「国民新聞」の論調も変化していった。そのため国民新聞の読者数も減少していった。このような蘇峯と和五郎の思想の変化は、わが中之条地方の青年指導者たちにどのような影響を与えただろうか。

(3) 日露戦争下の思想

日清戦争後十年もたらずして再び大国ロシアとの戦争になった。七博士の意見書、対露同志会の動きが対露強硬策の推進役となった。対露強硬の世論を背景に開戦論が次第にたかまってゆく中で、政府は和戦両様の姿勢を以て世論を操作したと云われている。

吾妻教育会雑誌にみる戦争観

①「教育と戦争」(吾妻教育会雑誌百四十号、三十三年八月) 日清戦後の教育勅語發布十年を経た時期のものであ



吾妻教育会雑誌 第140号所載の論説
「教育と戦争」(無念坊)

たち勝者の地位をしめる国家をつくるには、文雅教育によらざるをえないことを述べている。

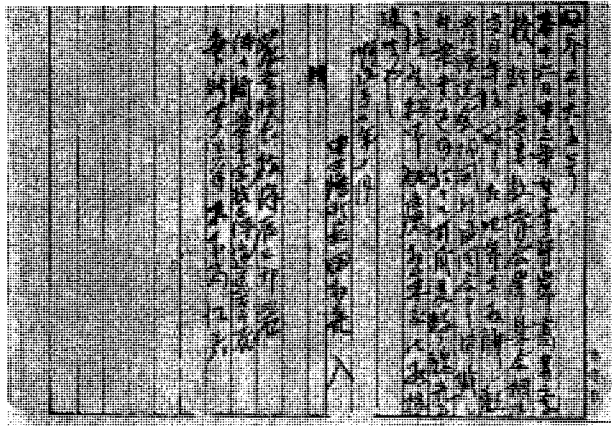
②つぎに三十七年三月吾妻教育会雑誌(百八十三号)日露開戦の翌月の雑誌には、まず我が国の宣戦の詔勅、併せて露帝の宣戦詔勅をも掲載している。開戦に関連して知事の訓示が掲載される。ここでは宣戦に関しての文部大臣からの「学生生徒と宣戦」についての訓令四カ条を掲げている。それを見ると、

一は戦時の教育における基本として国家への奉仕と責任の原則を示したもので、二は日清戦争中の日本人の清国民に対する嘲罵の悪弊を反省して、露国民に対する嘲罵をいましめた

もの、三は出征兵の送迎に当り、学生の課業を廢してまでなさざる様、行き過ぎを訓令したもの、四も児童献金に際して父兄にねだってまでなすことのないようなど……

細心の心掛けを示しているが、全体を通じて戦争下といえども教育の本道にもとづいて極端な行き過ぎを抑止する

る。筆者は、「戦争は国家的競争上に起る一つの現象で、この競争のやまざる以上は依然として持続すると考へます」と把えていて、戦争と教育を「国家的競争と教育」として論を進めている。そのために(イ)祖国(父母の国)のために己の身を犠牲に供すという精神を煥発する。実利主義教育を排除する。(ロ)科学教育はとかく実利に走る傾向がある。公共心とか国民的精神を養ふに功が少い、特に国家的競争の変時(国難の場合)に効力が少い。教育には科学教育と文雅教育の二大潮流があり、競争場裡に



木下尚江講演会の通知（中之条町長より）明治37年10月

考え方の基調が示された。

木下尚江の教育演説会事件 日露戦争勃発の三十七年十月十六日に吾妻教育会の主催で、農学校長、伊勢崎染色学校長と毎日新聞主筆木下尚江の三人を講師とした一大教育演説会が中之条女子校（現在の町役場）で開催された。まずこのつぎのような演説会の開催通知が町長名で発せられている（写真参照）その内容を見ると、

△収第二〇六五号△ 本十六日中之条女子尋常高等学校ニ於テ吾妻教育会常集会相開キ、当日午後一時ヨリ左記弁士ヲ招聘シ教育演説会ヲ相開キ候由、同会ヨリ申シ越シ候条、貴区内ニ於テモ成ルベク多数ノ聴講者候フ様、御配慮相成度、此段通知候也。

中之条町長 田村喜八

農学校長松沢辰三郎君 伊勢崎染色学校長 伊達道太郎君

毎日新聞主筆 木下尚江君

町役場でも吾妻教育会から申越されて、各区長を通じて教育演説会開催の通知を発送している。ところで主催の吾妻教育会が木下尚江を招聘した経由や理由については資料を欠くので不明である。木下は毎日新聞主筆として講演会に臨席している。尚江については既に群馬県とは関係が深く、三十五年頃からは時折出入していた。三十五年八月の衆議院議員選挙には県内市部から立候補して広く運動をしていた。従って県内の有識者には広く木下のキリスト教社会主義の信奉者たることは知られていたと思う。

当時キリスト教にかわる教育勸語の思想が日清日露戦争を介して国の教育方針として確固たる地盤が形成されていて、郡内の教員はじめ指導層の大半が戦時下の行動規範としていた。こういう際に教育会が木下を招いて、その演説に期待したものは何であつたか。

木下は演説来郡の事情について、「群馬県吾妻郡の郡教育会より招かれしかば、万障を差繰って之に赴きぬ」(平民新聞五一号・六四頁)と記している。

十五日夜は前橋市の深沢氏に一泊し、翌朝八時出迎の人を相伴つて出発、渋川にて鉄道馬車を下り、それより吾妻川の清流に沿ふて漸く山路にかかりぬ。午後一時中之条町に着、

鍋屋と云へるに昼餐を調べ、やがて会場なる小学校に赴けり。伊勢崎染色学校長伊達氏の演説の最中なりき。

さて木下は演説について、「此日余は当今の教育者の反省を促がさんがために、教育勸語の発布によりて新紀元を開ける最近の思想界を聊か評論し、文部省的教育主義の害、無益なりしことを論断……」(前掲平民新聞)と述べているように、当時文部省の教育基本方針の主軸たる教育勸語の思想を批評するのが主旨であつた。

ところが、「この演説中に突如不敬漢と絶叫して座の一隅より起立するものあり。一場の紛擾を醸しぬ」(前掲新聞)、そして絶叫したのが太田村小泉の白石実太郎であつた。白石は、その時の様子について(回顧八十年 一一九頁)、「講演中に不敬に亘る言辞があつて、聴者中にも意外の感に打たれたものが多かったが、私も聴講者の一人として黙過することとは出来ないで、之を詰問してその取消を要求したのであるが、之がため木下氏と押問答となり、一同不快のうちに講

演は終つた」と詳述している。木下は講演終了後の様子について、「閉会後茶話会あり、席上社会主義に就て懇実なる質問を發するものあり、談論漸く佳境に入らんとせしが、時既に黄昏、惜しき散会を告げたり」と述べ、さらに、「夜は同所の劇場(朝日座)に一場の宗教演説を試み、翌十七日には午時まで来客と快話に耽りしが、此夜前橋市にて演説の予約ありければ、雨中腕車を驅りて山を下れり」と中之条町における行動を述べている。

ここで注目したいのは、茶話会中に社会主義について真面目に質問するものがいたこと、またその夜には朝日座で

木下がキリスト教の演説をしていることである。社会主義について関心をもっていたものが、この地方にもあって、それが誰れで何人位いたのかはわからないが、既に吾妻地方にもこの思想が入っていたことがわかる。どういう経路で導入していたのか。木下もこれを知って入来し平民新聞の購読者の基盤づくりだったのか。木下はこの来条の印象について、「如何なる山奥にも新思想の鬱勃たるを見るは、真に嬉しきことなり」と述懐していて、吾妻教育会の招かれ万障を差繰って来条しただけのことがあったのを喜んでいたように思う。また夜のキリスト教演説会は誰れが主催して開かれたのか、前述のように木下来条の一カ月前に中之条町では牧師片瀬清次郎が派遣され、牧師住宅兼会堂ができ、布教活動のはじまっていたことを考えると、吾妻東部のキリスト教信者たちであろう。この様子については木下はふれていない。とにかく木下の演説来条はその後の吾妻地方の社会主義思想やキリスト教の発展にどんな影響を与えたのであろうか。

ところで、あとでこの女子校の教育演説会が問題となった。問題はやはり木下の演説内容が教育勅語の思想に対する批判で、文部省的教育主義の弊害を論断したためであろう。このことは当然予測されたことであつた。これが演説中に白石実太郎の「不敬漢」と絶叫、質問押問答等で紛騒を生じたことで表面化したのである。田中甚平の日記には、十月二十三日に、「教育会ニ於テ木下尚江演説に対スル件ニ付、柳田白石小池徳十郎来談」と記録してあるが、問題化した事情が察知される。白石の回顧録には、その事情について「主催者として吾妻教育会の問題ともなり、県より視学官が私の家まで来訪されたり、深田吾妻郡長松沢農業学校長なども心配してこの問題の解決に尽力されたりしたが、吾妻教育会ではこの問題のために臨時総会まで開いて前後策に就いて協議したのであるが、会長一場宇八郎始め役員一同総辞職して責任を負い漸く解決したのである」と述べている。さてこの件は主催者の吾妻教育会の責任問題として会長以下全役員が辞職して解決された。

出征軍人の書簡にみる戦争の意識　日露戦争は日本人にとって国の運命をかけてのものという意識がつよく、戦場に赴くものもそうでないものも、ひとしく敵愾非痛な気持で戦争に対応していた。日清戦争にくらべて、郷土から出征する人々もはるかに多く、この戦争のきびしさから、送る人送られる人ともに戦争に対しての態度はまことに敵愾であった。出征兵たちは戦地から折をみて郷土の家族、友人そして町村役場等に幾多の書簡を送っているが、それを見ると、郷土の兵士たちの戦争へのきびしい態度―戦争への確信、生死を超えた覚悟―がにじみでている。いまその一つだけを紹介しておく。

まず中之条町青山の染川啓藏の書簡からみておく。

我軍開戦以来陸に海に連戦連勝、攻めて取らざるなく戦つ

民の戦勝をして帝国臣民の名譽と確信致し候。……

て勝たざるなく、大ニ敵軍をして疲労困憊土崩瓦解せしめ再び

征露貳年八月廿七日

起つ能はざるに至らしめ、我民威を世界に發揮したるは御

在清国

同様慶賀の至りに候。是れ畢竟陸下の御後威の然らしむる所

染川啓藏拜

なりと雖も、亦公等の後援其の宜しきを得たるの致す所にして

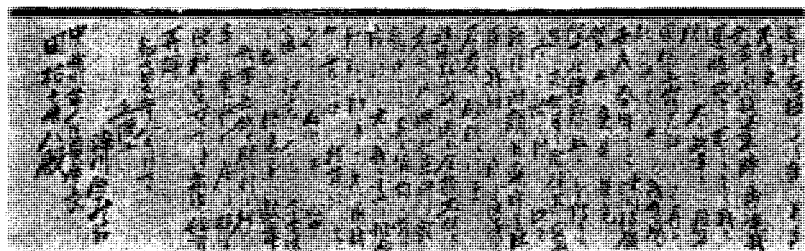
中之条町軍事援護会長

日頃の戦勝に所謂日本帝国臣民の戦勝に、所謂日本帝国臣

田村喜八殿

以上のような語調の書簡は枚挙しえない程に多数である。日本帝国の臣民意識にもとづいて、戦勝は畢竟天皇の御後威のしからしむる所という考えは前線の軍人のもとより、広く当時の日本人に共通した国民意識になっていた。この臣民意識は明治の二大戦争、特に日露戦争を通じて確固不拔なものとなった。

講和談判にみる出征兵士と銃後住民の意識　三十八年五月の日本海海戦における日本の大勝利の結果、既にこの戦争も終結に近く、六月に入ると米国大統領によって両国に対して講和の勧告が行われた。そして両国は十日十二日と相次いでこの勧告を承諾している。かくて七月一日付で外務大臣小村壽太郎と駐米公使高平小五郎が講和全權大使に



出征兵士の書簡（明治38年8月27日中之条町青山染川啓藏）

任命され、米國ワシントンで八月一日から会見が始まることとなった。さて講和談判は当時全国民の焦点になっていて、その進捗状況について新聞は詳報を掲載していた。町長田村喜八は、これをみながら日々刻明に日記に記録している。

八月二十四日 講和談判の成否両説種々ありと雖も、新聞の概況不成立を唱ふるもの多し。

八月二十六日 講和談判又々延期となり、会見廿六日と云ふ。

そして講和談判が成立したのが八月二十九日であった。九月一日の喜八日記をみると、「其の条項中最も重大なる要求の軍費賠償・海軍力の制限・中立国竄入軍艦の引渡し三条件を全部譲歩し、併せて樺太北半部を無償にて還付するに至りたるものにて、甚だ不満足の講和条件なり。故に国民何れも憤慨せざるはなく、此の喜ぶべき講和も人氣更に揚らず全国一般火の消えたる有様なり、嗚呼」と不満と嘆息を發している。国民の世論は噴激した。日益しにつる国民感情を吐露するかのようになり、三日「大屈辱講和の為全国一般大不平の声のみなり」と述べている。四日「新聞紙は皆一樣に大屈辱講和につき不平の記事をうめたる有様なり、嗚呼」と再び大きな嘆息を發している。九月三日四日には全国各地で講和条約破棄と戦争継続を要求する市民大会が開かれ、全国騒然となった。そして五日には東京日比谷公園で全国大会が開かれたが、主催は講和問題同志連合会であった。この国民大会の騒擾事件について翌六日の日記に、「警察の干渉により古来未曾有の大騒擾を起し、全都の公憤爆発し、警察分署各巡査駐在所の焼打、内相官舎の焼打、遂に血をみるに至り、軍隊を繰出しとなり非常の大騒擾を極めたり、

嗚呼是も当局者の斯くの如くなるに至らしめたるもの悉く彼等の責任なり」と、その鬱積たる心情を爆発させている。

ところで、さきに三十三年三月、二六新報を再刊した本郡出身の福田和五郎は、相変らず強硬論を唱え政府を攻撃し続けた。日露戦争中には益々これが強化され、ために五十日近くも未決監に入れられることもあったが、この五日の国民大会焼打事件にも佐々木安五郎等とともに首謀者の一人と目され起訴されたが、免訴となった。九月七日の二六新報は政府外交を激しく非難したが、万朝報都新聞報知新聞等とともに発刊停止になった。当時二・六新聞は最も辛辣な政府攻撃をしており、二・六新報は田村喜八町長も日々購読していた。

二十年代前半に吾妻の青壮年指導者の思想にも相当影響を与えていた徳富蘇峯は、前述のように三国干渉を契機に思想的転向をとげ、三十年代からは力への転向により政府当局者への鞭撻を意として政治実力者との密着を強めていった。従ってその論調も著しく変化して徳富の国民新聞も政府の御用新聞化し、そのため購読者も減少したといわれる。日露戦争については、その宣戦の詔勅を快事として受取ったほどだ。そしてこの戦争への協力と、挙国一致当局を鞭撻することと第三国の理解と同情をうることなどに尽力したと述べている（蘇峯自伝）。そして桂首相と一体となり、国民新聞を通してその役割を果たしていた。かくて日比谷事件では国民新聞が国民大衆から御用新聞として焼打の対象となったのである。この間の事情については「蘇峯自伝」に詳しい。日露戦争中における吾妻の指導層に対する当時の蘇峯の影響は余り明確ではないが、蘇峯と同じ考え方のものが大半だったことは確かである。ただこの人達の戦争観が蘇峯の影響なりと断定することはできない。

先述の中之条町長田村喜八日記によって講和条件への不満と反対の思想をみたが、これはまた当地方の大半の人々の意見でもあった。そしてかかる不満反対は戦地の出征兵たちの意見でもあって、これは町長や軍人援護会宛の書簡

にはっきり示されていた。その二三を紹介しておく。

さて、さきの日魯両国は米国の勸言を容れ、合同商議せられたつありしが破れ、果せるかな、談判日を追って不調の傾向ありとの報に接し、余等出征の途にある者尚臍を堅め交戦続行すべき覚悟致し居り候処、意外なるかな媾和成立せりとの報に接し、吾人の驚愕一方ならず、彼れ魯も我が要求に応ぜしかと、喜悅を抱き、其情報を待ち居たりしに、屈辱的……成行き国民の憤慨天地を動揺し、書を上帝に奉上せりとか、哀請裁可するに至りて益々交戦を継続し敵地要塞を陥れ

つぎに日比谷事件の騷擾状況について、内地勤務で第一師団の補充馬廠にいた町田貞良の町役場宛書簡を掲げておく。

講和問題に関しては、小兵等の敢て論ずる処に之無く候へども、御承知に本月五日日比谷公園に於ける国民大会以後、都下の暴行に付、当廠も某任務の下に日夜行動致し居り候処、日々平穩に復し候故、幸に御座候。其暴動当時の景況は已に新聞紙上に御承知に候へども、実に悲壮なるものに之有り候。市街に人間の死体横たはり、血痕ある衣あり劔あり、之を処理するものなく兵士は諸処を駆馳し、天幕を街傍に張

……扼待罷り在り候処、無能なる我が政府は国民の請願を容れざると見へ、派満の軍に停戦命令を布告し、帰還を促すに及ぶ。実に千載に遺憾とする処に御座候

在清国在洲大盤嶺

高井市平拝

明治三十八年九月廿四日

中之条町軍人援護会 山田金伝次殿

り夜間は諸所火災は立つも警鐘なく殺氣ある声は四方に起り、店頭を閉し、交通機関たる電車は不通にて実に彼の開城當時に於ける旅順の威之有り候。暴徒の駐在所に放火の様は実に機敏のものに之有り候。

明治三十八年九月十六日

陸軍騎兵一等蹄鉄工長

町田貞良

4 日露戦争後の文化と思想——四十年代の文化思想——

日清日露の対外戦争は日本国民にとっては実に大試練であった。その戦前と戦後では日本社会の状況が大きく変化

した。特に日露戦争後の四十年代になると、二三十年代に比してその社会変貌が各方面にわたり明確になってきている。すでにこの地方における行政はじめ産業経済交通通信教育等については、その実態を明かにしたが、ここではわが地方の人々の文化や思想について、その変化の様相を示したいと思う。

日露戦争の勝利も講和談判に関しては国民の不満を爆発させたが、とにかく戦後日本は国際的地位をたかめ、世界の一等国に仲間入りをし、これにふさわしい体制づくりとしての戦後経営に乗り出した。地方社会では新町村の行財政整備、地方産業経済圏の再論成、新しい交通運輸機関の導入等々に努めた。そしてこれらを推進するには何よりも新しい世代の成長が期待されたのである。これに応ずるかのように日露戦争後には新世代としての青年の意識の変化がみられた。この意識変化の基盤として、まず青年層そのものの変化を見ると、明治後期になると前期の学校卒業者が相次いで青年になり、二三十年代からは学校卒業生の数もふえた。そして三十年代後半からは地元の農学校卒業の青年達も輩出された。そして吾妻高等小学校や農学校から県内外の上級学校へ進学する者も現われ、帰郷後町村に定着する青年も多かった。後期には新思潮にふれた遊学者の青年リーダーと新学制の洗礼を受けた青年達の織りなす四十年代からの若い世代の台頭は自ずと新風に溢れていた。

(1) 戦後の青年意識の変化

日露戦争後になると、まず一般に青年たちの意識の変化がみられたが、その第一に①「個」の意識の成長があげられている。ながい伝統的な「家」の意識にかわって個人中心の意識が強くなった。産業が発達し都市の社会が開けてくるに伴って個人々々が家を離れて自分の力を伸ばす機会が生れてくると、離村向都して立身出世が可能になる。かくて日露戦後にはこの個人の意識が①「成功」への憧れとして現われた。従来の家にはむすばれた「立身出世」にかわって、家から離れて自己自身としての「成功」ということが云われるようになった。日露戦争後は「成功」が社会のキ

ヤッチフレーズとなり、地方の青少年の夢となった。

青年の海外雄飛の思想 三十年前後には吾妻高等小学校の卒業生たちのなかにも成功を夢みて上京進学するもの、職を求めて離村するもの、そして海外渡航するものも生れている。しかし二十年代の吾妻高等においては進学者も少く、毎年五・六人で、全卒業生中のおよそ五分の一にすぎなかった（学友志叢九号三頁）。明治二十年代後半に早くも台湾に渡航した片貝治四郎石坂莊作はじめ当時の一部の青少年の盛んな感慨のほどは吾妻学友会雑誌中に示されている。

岩島村片貝治四郎は二十八年七月慶応義塾を卒業し八月十四日帰郷。氏は更に大企画を懷き、台湾に渡航せらるるに付、八月二十二日に岩下村応永寺に於て歓迎送別会を開く。

片貝氏はその席で将来台湾が亜細亜商業の中心地として商權を蒐集する所、余が属望遂に今般の渡航を企てし所以、且つ余の希望は事業百年を期する見込なることを述べている（学友志叢六号）。

原町石坂莊作は、二十九年三月六日台湾に於て大事業を計畫せん為に出立す。学友志叢九号には折田村の水出永三郎が「送石坂君」のなかで、「這般奮然として台地に航し製糖の

実業に従事せんとす。誰か君の勇膽を嘆称せざるものあらむ。先きの日わが同窓片貝治四郎君始めて彼の地に到るや人にて異数となす。然り而して石坂君の境遇に至りては大に其趣きを異にするものあり。尋常一般の勇氣豈敢てよくすべけんや。……嗚呼君が行や吾人青年社会に幾何の感激を与へ、如何に吾人の精神を鼓舞せしことよ。……君常にいへらく、事を企て成らずんば死あるのみと。決心は可なり。然りと雖も君の敵父同胞故山に在りて花の晨月の夕憂は常に君の身邊にあり。而して死必ずしも國家に忠なるにあらず、願はくは自愛せよ。」

日露戦争後になると、その状況はずっと進展している。明治四十三年までの中之条農業学校卒業生をみると、すでに上京進学十人、渡米者十二人の多数にのぼった（中高七十年史一〇八頁）、戦後になって、日本の国際上の地位の向上のためか、渡米者の数が十二人もあったのは驚くべきことである。「当時既に渡米していた太田村出身の青木儀平がいて、卒業生の石坂浦次郎と文通が繰返され、石坂の渡米が機縁となって友人の渡航熱を煽ったものと考えられる」

（前書一〇八頁）とあるが、その当時はまた「成功」とか「渡米」とかいう雑誌が発行されていて青少年の夢をかりたてていた。石坂浦次郎の中高史刊行に当たつての寄稿文によると、当時の渡米者としての木暮篤太郎・柳田実（中之条町大字伊勢町）、田村栄一（中之条町大字西中之条）、永井富三（名久田村大字横尾）の様子が記してある（前書一〇九―一二三頁）。

木暮篤太郎、農業学校卒業後、進学を志し東京の学校の試験に不合格。石坂より一年遅れて渡米、サンフランシスコ市でスクール・ボーイとして働く。オークランド市に移り高等学校に入学四年間勉学、其後サンフランシスコ市の歯科大学に入学、在学中は同市で開業の歯科医師のスクール・ボーイをして通学、同大学卒業しサンフランシスコ市で開業す。

柳田実、農業学校一回卒業、石坂より一年早く渡米、初め

上京進学にせよ上京就職にせよ、また海外雄飛にせよ、日露戦争後の産業交通の発展もあつたが、個人意識の解放による自己一身の「成功」を志向して、特に致富を求めて田舎を出立する青年たちが多くなつた。ところでこの致富への考え方、すなわち金銭観をみると、資本主義経済の発達によつて封建時代以来の武士的ないし町人的金銭観が大きく変化してきたことがあげられている。

新しい金銭観 慶応義塾に進学して福沢諭吉の革新をうけてきた柳田虎八の二十年代における金銭観をみよう（二十三年五月四日の日記より）。

実ニ金銭ト云フモノハ貴重ニシテ父母ニ次ギテ吾ガ父母ナリ。父母ハ吾ガ肉体ヲ生ミ出シタル父母ナリ。金銭ハ吾レノ知識ヲ増サシムル本源即チ父母ナリ。故ニ余ハ父母ニハ孝養

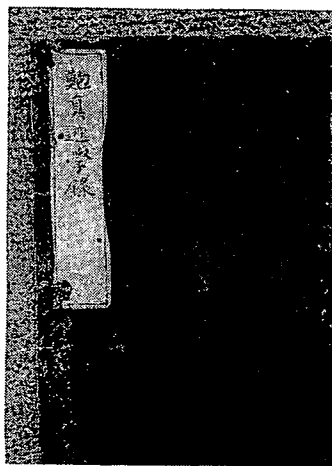
スクール・ボーイとして働く。料理を見習珍田大使の家で料理人として働く。貴金屬商食料品商などをする。田村栄一渡米は卒業生中で四番目、青木、石坂、木暮、柳田は、いづれもサンフランシスコで働いたが、田村はオークランドへ来て働いた。当時農業学校卒業生は皆オークランド市に来ていた。永井富三 渡米後画家となりニューヨークで個展を八回もやる。白人と結婚している。

ヲ致シ又金銭ニハ冗費セズシテ遂ニハ巨万ノ富ヲ得テ、以テ金銭ニ孝養セント欲ス。然レドモ余ハ徒ラニ守銭奴タルヲ欲セザルナリ。

早くから近代的金銭観を主張してきた福沢諭吉の思想をうけた柳田の考え方には新しい市民的金銭観があった。そしてさきに示した実業論とも関連して事業を通して一旗あげようと志向、すなわち事業（実業）による「成功」（富者たらむ）は、すでに二十年代の柳田虎八・石坂莊作の立志の内容であつたし、戦後の四十年代には農業学校卒業生の渡米者たちの動機でもあった。そしてこの地方の離村向都する多くの青少年たちにとって、その主要な動機になっていた。

柳田虎八 二十三年三月（慶応在学中）の感想録による
と、「余ノ目的ハ己ニ決定セリ。乃チ富者、タラシ事ヲ、其ノ方
法ハ農業ナリ。」と述べ十二月十八日にはその農業について、
「然レドモ自身労働スルノ小農ニ非ズ、百万人ヲ指役スル大
農タラント欲ス。然シテ其用意ノタメ来一月ヨリ四ケ年間東
都ニ於テ勉学セント欲ス。父ニ此事ヲ乞フ事トシ、許サレズ

バ其レ迄ナリ」、又二十三年一月末ノ「偶感」の中で北海道
移住ノ大利益アル事ヲ知り、末ハ北海道ニ移住シテ百万ナリ
十万ナリノ家産ヲ興サント志ス事久シ。断然故郷ヲ去テ彼地
ニ移住シ彼地ニ於テ百万ノ財ヲ得、以テ衣ヲ飾リ。故郷ニ帰ラ
ントス（虎八・十七才の日記）



中之条町 柳田虎八（阿三郎）の鮑
真遊学録（慶応義塾在学中の記録）

この個人意識の伸長は戦後には一般に(四)青少年の享楽傾向を強めていったが、中之条地方でこれが現われるのは主に大正時代になってからである（大正期の項で後述）。個人の意識のめざめは、第三に(イ)青年の間に在来（の）「家」や「部落」の制度や意識及びその人間関係に対決して懷疑や煩悶となって現われた。これは四十年代の明治の文学者夏目漱石島崎藤村などの小説に最もよく現れているが、わが中之条地方でも日露戦争後になると、青少年の間に少しずつ表出されてきていた。すでに二十年代における若

き日の柳田虎八日記をみても、「家」や父との意見の衝突から屢々懊悩煩悶をし、幾度か家を出て郷里を去らんと決意している。まず明治二十二年四月吾妻高等小学を終え慶応義塾への進学志望をめぐって父と対立する。その時のことについて、虎八自筆の「鮑真遊学録」をみると、

既ニ其校ヲ竣[＊](終)ヘルヤ父諭スニ家業ヲ励ムヲ以テス。
蓋シ一理アルナリ、予遂巡シテ為ス所ヲ知ラズ空シク書籍ヲ
友トシ数日ヲ送ル。偶大ニ感起スル所アリ。一日慫慂父ニ説

また慶応義塾修学なかばで帰郷した二十四年八月初旬の日記をみると、

八月二日 今日午後五時頃父君何処ヨリカ帰リケン。予ガ
書籍ヲ読ミツツアル其際、何ヤラン小言ヲ云ヒツツ予ノ愛ス
ル八大伝ノ書ヲ便所ニ没シタリ。是ニ於テ決心ス。予暫ク郷
ヲ辞シテ父君ノ短慮ヲ諫メント。如何ナル理由カ知ラザレド
モ、予ハ夏五月時分ヨリ一日モ父君ノ罵言ヲ受ケザルノ日ナ
シ。其時屢々予ハ去郷ノ意アリ果サズ。是ニ於テ即チ去郷ヲ
決ス。其辞郷モ又数日ニアリ。三日、今日舊々トシテ案マズ
前途ヲ思ヒ軋タ其墓[＊]無ラ嘆セザルヲ得ズ。予又今日熟々考勘
スルニ東京ニ出京シテハ必ズ商業ヲサセザル可カラズ。商業

クニ右ノ事ヲ以テス。父大ニ悟ル所アルモノノ如ク欣々然ト
シテ遊学ノ志ヲ嘉ス、予感喜涙下ル数行。

ハ未知ナリ。故ニ改メテ余ハ新潟県ニ至リテ以テ農業ヲナシ

家ヲ興シ名ヲ挙ゲント欲ス。六日予ハ亦々父君ノ叱責ヲ蒙レ
リ。予ハ実ニ愚者ナルガ故カ、度々叱責、嗚呼予ハ親ノ教育
トハ云ヒナガラ、毎日々々公然タル多人中ノ中ニテ罵詈訾
ヲ受ケルヲ恥ゾ。否々予ハ親ニ対シテ不孝ナリ。故ニ暫ク国
ヲ去ツテ親意ヲ安ラカニセン欺、養育ノ恩ニ報スルニハ他日
業成リ名遂ゲテ而シテ後セン。嗚呼慙ナリヤ／＼。
(目ニ千行ノ涙ヲ湛エツツ泣ク泣ク之ヲ記シタリ柳田鮑真)

柳田の場合父との衝突も、常に家の倫理や伝統的な親子関係の孝の倫理のなかで解決せんとしている。この点戦後四十年代の次の世代の「家」の拘束による煩悶は、家や親子関係の倫理をふりきって「家」を出てゆく行動となつて現れるのは大きく違っている。時代思潮の進展に伴つて二十年代から四十年代への青年の倫理意識の変化は実に大きい。四十年代の農学校卒業生の渡米少年の意識や行動にはこのような新しい動向がみられた。

(2) 青年集團の文化変貌——討論型から勤労型へ——

日露戦争前の青年集團の文化 江戸時代に生れた各村々の若衆組も、明治二十年代になると、新時代の波をうけて旧来の地方気風を変容するきざしが見え、旧風の改善を目的とした矯風会が県内各地に生れた。中之条町にも明治十七八年頃各大字に矯風会が設立された。しかしこれらは其後永続したものは少く、消滅ないし変容していったものが多い。もともと地方青年の集りは地域生活と結ばれた性格から土俗的伝統をもつが、若衆組が明治の新時代に適應できず、一方では旧来の頹廢的淫風蠻風に対し、他方では都市化洋風化の華美に対して、その矯正を目的とする矯風会が発生するのは自然の趨勢であつた。当時の中之条町の各大字の状況を見ると

大字中之条に共同団（代表 二宮勘藏）、大字西中之条に矯風会（代表 蟻川伊佐八）、大字青山に青山義会（代表 永井佐一郎）、大字市域に交誼会などがあつた。なお大字中之条では共同団の沈滞墮落を矯正するために正義派青年による正義会（代表 二宮作司）が二十七年に設立されている。伊勢町の青年会（代表 柳田虎八）もこの矯風を目的にして二

十八年一月二十五日に発足している。この青年会は二十七年の消防規程の發布を契機に消防手で組織されている。地域消防と青年との緊密な結びつきを示していた。この青年会の規約や実際の活動を見ると、新しく文化的啓蒙的であつた。これは会長柳田虎八の指導理念によるものである。

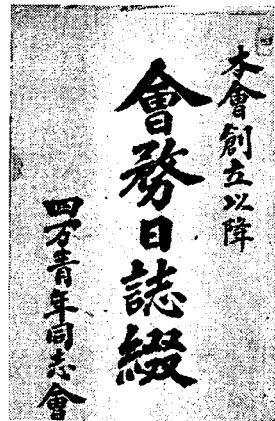
さて中之条町のまわりの村々でも旧時代の若衆組にかわる風俗矯正会的なものが生れていた。さきにあげた太田村の小泉青年会をみても、青年会の無気力と風紀頹廢の矯正を目的としたが、その活動は生産生活上の多方面にわたる実践活動を行っていた。この点で後述する日露戦争後に群生した農事勤労型の青年会の嚆矢であつた。このようにして旧来の若衆組にかわる明治期の新しい青年集團をみてくると、若衆組の弊風の矯正を目的とする矯正会的なものだつたが、新時代に即応する文化的啓蒙的なものとして、先にあげた県内各地のキリスト教的青年会があげられる。吾妻地方では吾妻青年会（二十年三月）がその先駆であつたが、この系譜をふむものとして吾妻学友会の雑誌購読者た

ちの集団などである。前述のように英語の学習をはじめ外来思想を受け入れ、高い理想を求めて討論に熱中した。主知主義的で理論型の青年集団として、日露戦争前の指導者型青年の二典型であった。他はすでに小泉青年会にその片鱗もみえた勤労主義的な実践を重視する文化型の青年集団のゆき方である。地域生活と密着して農事や生活の改良実践に邁進するものである。一つは洋風理論型であり、他は土着勤労型を志向する互に相異する文化思想に立脚していた。前者は明治二三十年代の文化思想を背景としており、後者は戦後四十年代の文化・思想を背景として新しく台頭したものである。

勤労実践型青年会の群生 さて日露戦争中から青年組織の性格が一変して、勤労実践型のものが優勢になってくるが、まず三十三年十二月沢田村に青年講話会が発足している。その設立動機をみると、沢渡温泉地の影響による青年の気風好ましくならず、好学心の欠乏等を矯正するためとある。また会の目的は、「智識の交換・學術研究・弁舌の練磨と品行矯正・風俗改良・勤儉奨励等により文明青年たるの資格を養成する」としている。この動機目的からは主知主義型と勤労実践型とを併有したような性格を示している。二十年代と四十年代への過渡的な移行期における青年会の色合いを現わしている。しかし実際上の活動内容では勤儉貯蓄を中心に撃劍の奨励等が実施されていて著しく四十年代の青年会の特色に近くなっていた。さて日露戦時中の三十八年五月二十八日四万青年同志会が発足し、同じ五月には五反田青年同窓会が設立されている。

四万青年同志会 智徳の研修、相互親睦をはかり村の上進改良を計ることを目的に十五才〜二十八才までの青年、四万村下三組を地盤に発足、活動―当初軍人送迎慰問凱旋軍人歓迎会の主催、その後農業の講話演説をきく。農業上の実験談の交換

農産物立毛品評会、毎年一回実業視察旅行、会としての桑園苗圃の経営……
五反田青年同窓会 智徳の開発と相互親睦を目的とす。五反田村の十六才〜三十才までの青年で組織 四十五年四月五反田青年会と改称



十三年三月に大道新田青年同志会（十五才〜五十才）等が設立された。伊参村の各大字の青年同志会は村風改良と親睦を主旨とした「矯正会」的色彩をかなり強く示していた。これら旧村の青年会は四十五年一月に統一して伊参青年団連合会が創立された。

ところで、このように戦時から戦後にかけて急激に各町村に青年会が群生してきたのはなぜか。戦時における青年会の活躍がめざましく、これが国や県などに注目され、青年会指導が教育行政の一環として重視されるようになった。特に戦後経営に当って青年達を組織化し、かかる青年会をして国民社会と地域社会の再建に役立たせるべく、教育と行政を介して積極的な官治指導に着手した。三十八年における内務省や文部省の通牒をうけて、翌三十九年一月に県知事は、郡市長召集の席上にて「青年団体の誘掖指導に関する件」として、次のような訓示をしている。

近來各地方に於て風俗の矯正、智徳の啓発、其他各種公益事業の補助を目的とする青年団体の設置を見るに至れるは、社会教育上の効果尠からざることにして、実に喜ぶべき現象

なり。就ては此等の団体をして益々良好の発達を遂げしむると共に、旧來の習慣に依れる若連中と称する青年団体に於ても、其弊習を排除して有益な活動をなさしむる様、適宜誘掖

この二つの青年会は戦後四十年代の勤労実践型青年会の性格を明確にうちだしたものの第一号である。特に四万青年同志会はその後の四十年代の展開を通じて農村型青年会の典型的活動を現わしている。さて戦後四十年代に入ると、全地区にわたってかかる性格をもつ青年会が相次いで設立された。沢田村では四万温泉青年会（四十一年十二月一日、同じ月に下沢渡青年会、伊参村では、四十二年一月に蟻川青年同志会（十五才〜四十五才、同十二月に原岩本青年同志会（十五才〜四十才、ついで四

指導せられむことを望む。

続けてその中で、各地で行われている青年夜学会の如きはその成績良好なるについて、未だ普及せざる所に一層奨励されるよう発言している。さらに四十三年には郡長を通して町村長に対し、青年団体の組織指導についての具体的な方向を明示している。

一 青年団体は一町村一ツ、大字区に支部を設け町村長を会長とすること

二 会員満十四才以上廿五才迄とし其町村居住の青年すべてを含むしめる。

三 小学校教員、町村長助役、警察官、区長、町村会議員、

四 青年会の事業は数種とすべきこと
 1 補習教育 2 体育
 奨励 3 風紀の改善 4 産業の振興 5 衛生上の施設 6
 公共慈善事業の削除 7 共同の養成 8 基本財産の蓄積
 と増殖

報徳主義による諸団体の発生 萩原進によると、二宮尊徳の思想にもとづく報徳主義が群馬県に導入された時期は不明であるが、前橋市野中の清水及衛が明治二十三年の十七才で同志青年とともに「縄ない貯金」（報徳主義の現われ）を始めていることから、当時は既に県内農村の一部に行われていたと見られると述べている（「群馬県青年史」一四一―二頁）吾妻郡における最初は白石実太郎などによって創立された太田村の報徳会であろう。明治三十一年であった。その思想の摂取並びに会の創設の経過については白石実太郎「回顧八十年」に詳しい（八六頁）。この報徳主義運動が県下に広く普及するに至ったのは、日露戦争後の四十年代になってからで、この思想による新団体としての「戊申会」の設立と、これに関連して県内各地に青年報徳会が設立された。このようにこの思想とこの団体が県下広く普及したのは神山潤次県知事が報徳会設立に力を入れた結果である。知事は報徳主義思想の本部として「群馬戊申会」を四十二年三月に設立し、これを全県下に設置しようとした。いうまでもなくこの戊申会は四十一年十月十三日發布の戊申詔書の趣旨を実践するための組織であった。当時の羽田群馬師範学校長がこの実践に当って二宮尊徳の報



沢田村山田高沼報徳会第4回総会

徳思想を教育面にとり入れ、戊申会を通じて報徳主義と報徳会が各地に浸透していった。尊徳思想のもつ道徳と経済の統合を基本にして、一方では地方自治の発展を志向し、また他方ではこの思想を戦後の輕佻浮薄化の傾向をもつ青少年の精神教育の支柱として、報徳青年会を拠点として教育面から達成しようとした。かくて地方行政と教育との提携（知事と師範学校長）のもとで報徳主義原理によって戦後の地方社会の再建を計ったものである。

中之条地方におけるその動きをみよう。報徳主義による団体は、まず沢田村においてこの当時各地に相次いで発生している。最初に四万温泉に報徳会（戸主会）が四十一年十一月一日に創立された。ついで四十三年二月には折田村報徳会、同月に山田村に戊申会（通常会員十五才〇四十才特別会員四十才以上）と上沢渡村に戸主会、さらに四月には四万村に報徳会（戸主会）が相次いで設立された。かくて沢田村では四十三年四月までに各大字別に全部設立された。名称は色々であったが、いずれも報徳主義にもとづくものであった。なお山田村二区では四十二年十一月に青年報徳会がつくられた。会は毎月第三日曜の二回開会され、演説討論読書の研究を行った。四十三年二月には桑園経営の事業をきめ、これを実施している。なお報徳主義団体の一例として山田村戊申会を紹介しておく。

目的 教育勅語并に戊申詔書の御趣旨を奉戴実践し、本村の改善発展を図る。維持方法 会の経費は通常会員全部が負

担し会の事業資金にあてるため共同作業をする。事業 通常
会各部毎月（六・七・八月を除き）一回常会日を定め開会、
総会毎年春秋二回開く、年一回以上実業視察をする。会員各
自又は共同で勤儉貯蓄をする。共同作業 戊申会に附屬圖書
倶楽部をおく。三四五月の三ヶ月各部毎に通常会を開き、菓
桿細工物を売却、雑貨日用品の共同購入協議談話をなす。会
員は百二十名。

中之条町でも当時報徳主義の影響が現われて勤儉貯金と共同労働が農村区はもとより町部にもさかんになった。大字青山村に四十二年二月報徳会が設立され、日々集会所貯蓄の励行共同労働をなすほか、善行者の表彰等の活動が実施された。また町部では伊勢町上ノ町に報徳会ができ、一時貯金と共同労働及び集会などもみられたが、村部にくらべあまり振わなかった。さて当時中之条町に「中之条労働組合」という団体が四十三年一月に設立されているが、これは今の「労働組合」とは全くちがったもので、この頃の勤労と公益のための団体としてつくられたもので、「各種事業ヲ請負ヒ一般家庭ノ便ニ供シ傍ラ仕事ナキ労働者ノ便益ヲ計レリ」（中之条町郷土誌四十二年）とある。会員も百名をこえていた。ところでこのような報徳思想の普及のために戦後四十年代には県内各地で頻繁に報徳講演会が行われている。中之条地方でも早くも四十年三月二日～三日女子校で留岡幸助の報徳演説が行われている（田中基平の日記）。そして県知事の報徳思想報徳会の普及の施策にも呼応してか、四十二年頃からは当地方でも羽田群馬師範学校長の報徳講話会が催されている。四十二年二月二十七日、四十三年一月二十日の講話会の記録が田中基平の日記に記載されている。

また日露戦争後には戦争による疲弊就中三十八年の凶作不況とが重なったので、戦後はいち早く復興が主唱され、そのための国民の勤儉貯蓄の協力が要請された。勤儉貯蓄はじめ農事の奨励のための名士をまじえた講演講話会の開催が頻繁になった。こういう状況のもとに報徳思想はこれに最も適応した実践的原理として活用されたのである。各

町村とも農閑期には農事改良生活改善の講話会が盛んであった。三十九年一月二十三日金森通倫の勤儉貯蓄演説会、催されたが、これはその一例である。

(3) 日露戦後のキリスト教と社会主義思想

前述のように二十年代に原町を中心として盛んであったキリスト教も、有力者山口六平の死去後は衰微をたどった。三十年代になって中心地を原町から中之条町に移し、その復興をはかった。三十七年九月長野県人片瀬清次郎牧師が派遣され、説教集会等も開催された。三十八年には新会堂も建築され、其後は集中伝導も数次にわたって行われたため一時は町の信者も六十人になった（男三十六女二十四）。しかし牧師をめぐり内証が絶えず、四十二年牧師が転任したが、その後任がえられずに衰微していった（四十三年中之条町郷土誌）。三十七年十月のキリスト教社会主義者の木下尚江（毎日新聞主筆）を教育会が招聘して講演会を開催した際に、教育勅語の批判で問題を惹起したが、当時はちょうど中之条教会に新牧師が赴任した直後であったので、信者の意気もあがっていたか、その夜は朝日劇場において木下がキリスト教の講演会を開けたほどであった。この講演の内容はじめ木下の講演がキリスト教の布教浸透にどんな影響を与えたかは明かでない。とにかくキリスト教関係者は大きな期待をもったと思われる。三十七年吾妻教会を中之条に移し、牧師に片瀬清次郎を招聘した時期が一転機だったにちがいない。この移転には中之条町の信者田村丑十郎高橋角太郎等の尽力によるという（原町誌六三三頁）。さらに新教会の建築は他府県他都市の多大な援助と地元信者たちの奮起によって寄附金三八五円の浄財をえて実現された。こうして新しい再建の基盤はできて説教集会も開始した。名久多教会と連合して布教活動を行っていたが、四十年七月片瀬牧師は辞任している。その後しばらく後任なきために県内諸教会から交互に牧師が来て伝導が行われていた。四十二年十二月から翌年四月までであった。その間はやはり衰退ないし廃止に近い状態だったという。四十三年七月になって中之条と名久多との両教会によって連

合牧師に片桐鑄太郎を招いている。其後片桐牧師もまた大正二年には辞任している。こうして日露戦争中から戦後にわたる四十年前後からの中之条地方のキリスト教の伝導活動をみると、二三十年代にくらべて甚だ沈滞不振の状態であった。専任牧師の不在期が多かったことも一因だと思うが、何よりも日露戦前後からのキリスト教思想に対する時代の状況変化によることが大きい。前述の如く教育勅語の發布以来その精神の浸透に伴って、これがキリスト教思想と対立論争を惹起したが、就中日清日露特に日露戦争を通じてキリスト教思想は戦争反対の思想の性格を明示していた。日露戦争が全国民あげての形態をもつようになるに従って、地域住民への伝道布教の条件は悪化していった。他方初期の社会主義思想はキリスト教思想と緊密に関連して発展していたこともあって、戦争と教育勅語の問題とが交錯して、戦争中の三十七年十月におけるキリスト教社会主義の木下尚江の中之条町演説が紛擾をまきおこしている。さらに戦後には四十年十月戊申詔書が發布され、群馬県では戊申会報徳会を中心にして戊申詔書の趣旨と報徳思想とが一元化して農村地方に浸透していった。こうした時代状況のもとではキリスト教の伝導布教の地盤は著しく狭隘化したといつてよい。他方戦後の社会主義者たち（多数のキリスト教徒を含む）が「大逆事件」などを通じて「時代の閉塞」「冬の時代」として懊悩沈滞していたことは、キリスト教（思想）にとつてもまた停滞ないし活動停止の状況になったといつてよい。

5 明治期の俳句

吾妻郡における俳句の歴史はふるい。江戸時代後期からすでにかなり盛んだったことがうかがわれる。関怒濤の俳句報告によると、魯水（ちうすい）（沢田村山田のボーマルの主人）や瓜人（うりんど）（その分家ボーカクの主人）の名があげられている。当時は農業にはげむかたわら俳諧をたしなむ人々が多かったようで、村の旧家の古文書にまじって俳句の写本などに

郡内の村々の俳人名が所々に見出される。明治時代になると、(近世以来の系譜による村の俳人たちが多かったと思うが) 怒濤によると、この地区では中之条町の田中緑園(田中七郎平)の名があげられている。緑園は在郷の宗匠たちに見てもらってこの道に入ったと思われるが、芭蕉九代目の直系富所西馬と師弟をちぎり直接指導をうけたという。緑園は当時著名だった坂上の加部琴堂富沢義琴らと肩を並べる俳人だったといわれている。緑園は文政七年(一八二四)に生まれ、明治四十年(一九〇七)八十四才で歿した

散りて後有らばと思ふ牡丹哉(明治二十七年琴堂死亡の際の悼句)

あらためて古き道ふむ御慶かな(八十才の元旦の自作)

明治時代に育った俳人としては、まず佐藤義光があげられる。関怒濤は義光について、次のように述べている。

義光は芭蕉直系の宗匠(十二代目をつぐ)である。明治六年(一八七三)に生れ、昭和十九年(一九四四)に病歿したが、その間明治大正昭和三代にわたり吾妻の俳人として斯道において大きな貢献をした。義光の影響をうけたものは非常に多く、沢田村居村では香耘はか有力俳人のほとんどがその子弟であった。

義光の俳諧に入門した動機とその展開をみると、

郡役所にいた頃、各村誌編集執筆に当たっていた坂上村の義堂と知りあい師弟の契を結び正風俳諧の道を進んだ。明治三十年頃から義琴翁を中心に中之条の緑園平の玉蕉原町の天朗篠隣、川戸の一樹などと歌仙を捲き義光の名は高く評価され

た。明治二十七年琴堂、三十五年義琴病歿後には、義光は郡下第一の名声を駆せ、選句を乞うもの次第に多く、初心者に俳諧歌仙を教えるなど暇なき程だった。吾妻地方俳壇の中心人物になり、俳誌「秀峯」の選者にもなった。

6 外来者の来条と文化思想

明治後期になると、前期とちがって吾妻の地も開けて外からの人々の入来が頻繁になってきた。政府や県の役人技師などの視察や講話のための出張、知事や県会議員等の視察出張も時々行われた。そして選挙の際には、きまって中之条原町では演説会が開催されて、中央地方の名士の渡来も時々みられた。そのほか明治後期には官庁学校の公的機関はじめ民間の各種団体による中央地方の専門家としての学者思想家文化人宗教人また篤農家など、それぞれの名士を招聘しての講話演説会の催しも盛んに行われた。各時期々々の文化思潮を反映して来郡する名士の顔ぶれも違っていて興味ふかい。また山水風物にとみ温泉秘境にめぐまれている吾妻の地には、旅として訪れる文人旅客の数も昔から多かったが、明治後になると、さらにその数を増していた。これら様々な外来の人々の来条来郡を対象にして、文化思想の主題に則して、各時期別にその意義などについて述べておこう。

(1) 二三十年代の外来者たち

明治二十年前後には尻高と原町にキリスト教会が設立され、吾妻布教の二大拠点がおかれたので、当時は担当の牧師の渡来伝道が活発だった。キリスト教の宗旨の伝道だけでなく、英学校はじめ青年会婦人会の活動を通じて、牧師たちによる新しいヨーロッパ文化を導入したことは大きな意義をもつ。星野光多・沢田義武・白石村治などは、或いは婦人会青年会の講師として、或は英語学校の教師として、地方の人々に大きな影響を与えた。また明治前期から二十年代までの小学校教師には地元出身以外の人々に俟つ所が大きく、また校長はじめ正教員の殆どが外来教師だったので、その影響は大きかった。そのうち特に着目すべきは、吾妻高等小学校の福永鍾太郎であった。前橋藩士族の出身で若くして死去したので、就任期間こそ短かったが、当時の若い生徒たちに与えた精神的影響は忘れえないものだっ

た。明治末～大正にわたる吾妻町村の新しい世代の指導者の人間形成に対する貢献は大きかった。二十年代前後の新しい精神文化の拠点は学校と教会であったが、特に学校では郡の最高学府だった吾妻高等小学校、そしてその同窓会のもつ文化的役割が大きかった。

明治新政以来、諸般の新制度を通じて文化が導入される場合が多く、従って郡役所の指導性にまつことが大きかった。初期の郡役所は郡長のもと、地元出身の最上層役を勤めてきた大区長職の町田重平山口六平田中瑤一郎の三人を専任書記にすえて民間の協力体制をとっている。他の専任書記二名は士族出身で外来の役人をあてた（海老原崇と斉藤壬生雄）。このほか九名の雇を置いたが、その中には折田軍平、中井総平（県会議員になる）などがみられた。注目されるのは、後に県庁をやめ自由民権運動の指導者で自由党の幹部にもなった斉藤壬生雄（前橋藩士族）が郡役所に庶務科専任書記に就任していたことである。吾妻郡役所に就任当時の斉藤の動静は不明である。当時同じ書記だった山口六平（後にキリスト教の洗礼をうける。県会副議長に就任）も自由民権運動に関係したが、当時机を並べた二人の関係はどうだったか、今後の調査にまちたい。

二十年代前半 二十三年の国会開設をめぐって、その前後は所謂政治や選挙などで喧騒をきわめた時期であったが、吾妻地方でも時折のきまった演説会が開かれていたようであるが、比較的静穏であった。前述のように「日本小僧」といわれた壮士金津義次が巡回してきたのは、第二回総選挙（選挙干渉が行われた）の前後であった。しかしこの政治季節は若い青少年には魅力的であったようで、政治への関心、政治家への夢をうえつけていたようだ。政治的中心からも離れていたし、自由民権の動きの根のなかったためか、世間の喧騒とは程遠かった。キリスト教の動きは、二十年代前半から日清戦争当時までは、割合に活発だった。米人伝導師グリーンに来都布教したのは二十六年四月三十日だった。この月には上毛キリスト教会が発足している。

農事講話講習会（三十年代前半） 明治二十年代後半からは農事関係の各種講話会や講習会がはじまる。就中二十八年中之条町に農会が設立されてからは、これが頻繁になり三十年代には全盛期を迎える。いま二十年代のものからあげておく。

二十五年八月二十八日 蚕業講習会（講師農商務省技師柴山宗太郎、清見寺） 二十八年二月 中之条農会設立、二十九年一月十九日には郡農会も設立されて、この日赤羽技師の講話会が開かれた。そして二十九年八月一日には、県農会も設立されている。農産と農政の県・郡・町・村を一貫する体制も整備され、新しい農業技術指導の方も漸く近代的農業を目途に出立した。さらに前年三十八年四月からは県の農事試験場が新たに発足したことを附言しておく。三十九年二月の農会の総会では農事篤志家の表彰が行われ、早くも農政の第一歩がきざまれた。

ところで二十年代後半期からは国の農政指導も積極化して、全国的そして地方別にも農事大会は毎年開催されるようになったが、二十七年大日本農事大会が開かれたが、第三回大会には、中之条町からは山田金伝次が始めて出席した。そしてこの年の関東地区大会には町から田中甚平が出席した。こうして農会設立以後の町村の農業指導は活発になった。その最初は県出身の篤農家で農商務省の巡回教師だった船津伝次平が、三十年三月月上旬から中旬にかけて来郡し、郡内各地を農事講話をして歩いた。中之条町では五日林昌寺で行われた（田中甚平日記）。これは郡内各町村の農家に大きな刺激を与えたと思われる。郡農会では、新しい農業技術者を早急に育成するために、三十一年と相次いで冬期を利用して長期講習会を開催した。こうして三十年代には上からの積極的農政の指導を背景に、町村農会・郡農会の協力による各種の農事講話講習会が頻繁に催された。その主たるものをあげておく。

三十一年三月 十二日 高山社長 町田菊次郎 養蚕講演会

（林昌寺）

七月二十五日 農商務省技師 田中節三郎「浮塵子

三十二年三月 十二日 農商務省技師 安藤広太郎 農事講
について」農談演説（小学校）

話（小学校）

四月 二十日 農科大学助教 今井吉平 産馬講

話（岩島村産牛馬組合）

三十四年五月

六日 郡農会 第二回畜産講習会 五月二

五月二十七日 高山社長 町田菊次郎 養蚕視察に

来郡

十日 農商務省技師 山田忠純畜産
講演会

三十三年四月二十九・三十日 吾妻畜産品評会 九月廿六日

郡産牛馬組合創立（六月十日県産馬

十月二十五日 碓氷社萩原鏡太郎講演会

三十年代は町村農会の設立によって、国―県―郡―市町村を一貫する農政の系統組織化ができたので、農商務技師なども来郡して新しい農業技術の話を通して、その啓発への一役をになうようになった。

文化・思想の講演会 三十年代における当地方指導者の思想的課題は、キリスト教の思想と教育勸語の思想の対決に表象されているが、明治二十三年の教育勸語発布後には、その思想は教育界のみならず、広く地方社会全般のモラルとして浸透してきていた。就中学校では教師にとって日々の教育を通じて切実な問題になっていた。吾妻教育会雑誌や吾妻学友会雑誌を通じて、町村の指導者はじめ教師や若い青年たちが、二つの思想の論争に大きな関心を喚起させられたに違いない。この思想的課題に対しては、日清戦争の体験は一つの転換の契機となった人々も多かったと思う。三十年になるとキリスト教は一般に衰微過程をたどったが、戦争の勝利と三国干渉による遼東半島の還付は国民の臥薪嘗胆かしんじやうたんを通じて地方の人々にも国家を一層強く自覚させ、これを通じて教育勸語の思想への心情的共感を強めていった。こういう精神的状況にあって、明治三十二年（一八九九）八月二十四日には、国体主義思想家の井上哲次郎博士の講演会が中之条町で開催されたのは注目してよい（田中甚平日記）。その主催者については記述されていない。ちょうど同じ年の十月十六日には、吾妻学友会が主催で、島田三郎と岩崎勲の学術講演会が朝日座で開催された。島田三郎は自由民権運動の論客で自由党生え抜きの民主主義思想者であった。井上哲次郎博士の思想とは、まさに対照的な

立場にあった。同じ年に相反する立場の思想をもつ学者（国体思想）と政党人（自由主義思想）とが来郡していることは、誠に興味あることだった。民主主義者島田三郎を招聘したのは吾妻学友会であったが、国体主義思想の井上哲次郎博士を招聘したのはどの団体だったのだろうか。なお三十四年十月には吾妻教育会主催で、早稲田大学の高田早苗博士の講演会が開かれている。

日露戦争下の外来者 日露戦争下では新聞社の従軍記者の観戦談や幻燈会、及び恤兵演芸会などが度々催された。特に注目されたのは、義勇艦隊建立費の勧請のために来郡した八田海軍大佐の演説会が、三十八年二月二十六日に行われたが、旅順陥落の戦勝のあとをうけ、連戦連勝の頂点にあった時だけに、大盛況で募金も多額にのぼった（田村喜八日記）。この戦争も終末に近い三十八年五月二日、吾妻和敬会は加藤咄堂を招聘して清見寺において、「戦時における国民の覚悟」について講演を開催した。仏教徒たちを中心とする催しとしての特色が示されていた。

先述のように日露開戦もない三十七年十月二十三日に開催された木下尚江の講演会が、たまたま教育勸語による文部省の教育原理を批判したものとして一聴衆から不敬漢と呼号され、これが講演後に重大問題化して、主催者の吾妻教育会の全役員の総辞職にまで発展した。キリスト教社会主義者として通称されていた木下尚江の入郡が、特に日露戦争中であつたこと、しかもこれを招聘したのが吾妻教育会であつただけに注目してよい。

(2) 戦後四十年代の外来者たち 日露戦後の四十年代になると、二三十年代とは社会風潮も一変して講演会などで招聘する外来者たちも変ってきた。特にこの時期の特質として吾妻東部の各地に報徳会が相次いで結成されたことがあげられる。従つて四十年代には報徳思想を説く外来講演者の来郡来村するものが頻繁だった。まず明治四十年（一九〇七）三月二日三日の両日、留岡幸助の報徳演説会が女子校で開催された。神山知事によって四十一年十月群馬県申会が設立され、これを拠点に羽田群馬師範学校長が卒先して県内各地で報徳思想を説いて歩き、そこにまた戊申会

や報徳会が設立された。かくて県内、わが一町三カ村にも報徳思想とその実践が浸透していった。四十二年二月廿七日中之条男子校で羽田校長の報徳講演会が開かれた。ついで翌四十三年一月二十日にも中之条町で羽田校長の報徳講話が行われている。この講演講話などが契機に沢田村各地はじめ伊参村中之条町青山などにも報徳会戊申会戸主会などが相次いで設立され、この地方にも報徳思想が広く根をおろした。

他方二三十年来のキリスト教は日露戦争後は下降していたが、四十一年（一九〇八）十一月下旬集中伝道が行なわれ、網島梁川が十一月二十六日に来条している。

また日露戦後は在郷軍人分会や愛国婦人会などでも定期的な集会を継続して催していて、こういう催しにも時折郷土部隊の軍人や中央の愛国婦人会幹部などが来郡して講演していた。四十年七月十九日に愛国婦人会富樫まさ子女史の講演会が清見寺で開催されている。四十五年一月十七日には第十四師団旅団長の講演会が中之条町が行われて大盛況だったとある。

五 明治後期の教育

1 教育制度の変遷と中之条町

歴史的な第一次町村合併と共にまた歴史的な学校令時代に至った。二十三年には、教育勅語が下され、さらに「小学校令」が全く新しい形で制定された。その目的は「小学校へ児童自体ノ発達ニ留意シテ道德技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」とその目的が明示され、二十五年には「小学校校則」が制定され、教育課程および毎週の教授時間が定めら

五 明治後期の教育

れた。時に、学校は中之条町、沢田村、伊参村、名久田村の各町村毎に統合されて新発足した。

その就学状況は次表のようであつた。

郡内各町村学令児童百中

尋常科就学表

町村名	平 均	男	女
沢田村	七九、一五	八四、五九	七三、五六
原 町	七六、二三	九一、二二	六一、〇八
東 村	七六、一六	八九、三六	六二、一五
中之条町	七四、〇七	八七、二八	五九、九三
坂上村	七〇、〇六	八六、二三	五三、四〇
名久田村	六七、一一	七六、一四	五四、五〇
岩島村	六六、五八	八三、九八	四八、四八
太田村	六三、九九	七二、〇二	五〇、〇〇
△長野原町	五九、三八	七七、一一	四二、七二
△草津町	五六、四八	六三、六七	四八、〇二
△伊参村	五一、〇五	六七、九八	三七、五四
△嬭恋村	三七、五六	六一、二一	一〇、九二
△高山村	二六、五〇	三五、五八	一七、二一
郡 内	六一、三八	七五、一一	四七、六五

備考

明二十八、十二月末現在

- 一 本郡ノ等位八十二郡中十位ニシテ其歩合ハ未タ管内ノ平均数ニ達セス
- 二 町村名ノ上ニ△印ヲ附シタルハ未タ本郡ノ平均数ニ達セサルモノノ符合ナリ
- 三 男子ノ就学未タ其半ハニ達セサルハ高山村ニシテ女子ニ於テハ岩島、長野原、嬭恋、草津、伊参、高山ノ各村ナリ今後尚一層就学督責奨励法ヲ実行スルヲ要ス
- 四 町村学令調査簿生徒出席簿等不整理ノ結果或ハ統計ニ不備ノ点ナントセス自今学令調査簿ヲシテ完全ナラシムルハ勿論小学校教員ニ於ケル出席簿等ノ取扱方ニ付テモ尚ホ一層ノ督責ヲ要ス

三十三年に「小学校令」が改正され、尋常科四年制がしかれ、その上に四カ年の高等科が町村に新発足した。三十

七、八年の日露戦争後は、国民の教育に対する認識も高まり、近代事業の発達と相まって小学校教育は著しい拡充発展をみた。

四十年には義務教育年限が六年に延長され生徒数の増加にともなうて、校舎の増改築や尋常、高等小学校の併合もおこなわれた。

四十一年四月、四万温泉にある沢田尋常高等小学校第四分教場は、「群馬県師範学校附属小学校単級研究所」となり、近藤基平先生が赴任し単級つまり一年生から六年生まで一人で担任しての研究にとりくんだ。本県におけるへき地教育研究の先駆であった。

就学率については、明治前期の部で明治を大観したが、県下を通じて、四十二年には経済界の不況に伴って就学率は全国平均を下まわる結果となった。そのため学校では家庭訪問や女子に対しては裁縫を課すなどしているが、中条小学校では、子守に働く子女の為に放課後の時間をいわゆる子守学校を開設し、各町村でも就学督動のために学令保護会を設置して活動している。

四十二年現在の児童生徒数は次の通りである。

校 名	就 学 児 童 数			就 学 歩 合		
	男	女	計	男	女	計
中之条尋常高等小学校	四四九	三九九	八四八	九六、九九	九四、五五	九五、七七
沢田	四一九	三五五	七七四	九九、二九	九四、九二	九七、二四
伊参高等小学校	七五	七一	一四六	九一、三九	九一、〇三	九一、二五

五 明治後期の教育

五反田尋常小学校	八九	八七	一七六	一〇〇、〇〇	八九、七〇	九四、六〇
蟻川	五八	六〇	一一八	九八、三一	八四、五一	九一、四七
名久田尋常高等小学校	二二二	一八九	四〇一	九九、五三	九九、四七	九九、五〇

四十四年に本県で「教育ニ関スル訓令」が発せられた。俗に「教育四大方針」と呼ばれ就学率の向上、基本財産の蓄積、内容の充実小学校を教化の中心とする四項目で、昭和十四年までの本県教育の基本的な施策の基となった。

(1) 学区の改正

明治十八年八月、「教育令」の再改正にともない十九年一月に「小学校教則」が改正となり、本県では二月に明治十七年十一月の布達を廃し「尋常小学校小教場数及設置区域指定表」を示した。学区数は二六〇学区とし、これを一二区に区分し高等小学校一七を設置した。尋常小学校は一区一校を標準とするが、しかし学区によっては二ないし三校を設置した分教場をおくところもあった。

学区	町 村 名	位 置	名 称
147	中之条町、市城村 西中之条村、伊勢町、青山村	中之条町 市 城 村	吾妻第三西尋常小学校 東 〃
160	上沢渡村、下沢渡村 山田村、折田村	山 田 村 上 沢 渡 村 下 沢 渡 村 折 田 村 岩上沢渡村大字大	第十六尋常小学校 西 〃 北 〃 東 〃 小学教場

明治二十二年四月の市町村制、二十三年五月の府県制の施行に伴い、二十三年十月「小学校令」が制定された。これによって市町村が小学校行政の単位となった。

本県では、二十二年九月に「尋常小学校設置区域取調標準」が出

163	162	161
平村、横尾村、大塚村 栃窪村、赤坂村	原岩本村、五反田村 蟻川村、大道新田	四万村
横尾村 平村 大塚村	原岩本村 五反田村 蟻川村 大道新田	四万村字湯原 同村字山口
“ “ “ 北 南 “	“ “ “ 東 西 “ 小学 教場	“ “ “ “ “ “ 第十七尋常小学校 分校

された。市町村制の施行により一町村に一枚を設置することとなった。吾妻郡にも各町村単位に一枚づつ設置された。

中之条町 原町 東村 太田村
坂上村 岩島村 長野原町 嬬恋村 草津村 沢田村 伊参村
名久田村 久賀村

(2) 吾妻高等学校時代

この明治の教育の中に当町で特筆すべきいくつかがある。その一つに吾妻高等学校時代がある。

同校の設立についてはすでに見たが、当校が、郡教育に裨益した力は大きく、特に初代校長福永先生の感化に維新の精神をうけた福沢精神が子弟を啓発し、明治の吾妻に貢献した人々に慶応に学んだ多くの人士を輩出させたものの一つである。

その卒業生数を見れば次頁の第6—64表のようである。

(3) 中之条町における男子校女子校時代

前表の備考に見たように、中之条町に明治三六年—四三年に至る男女校分立時代があり、現在の中の条町役場はその当時の女子校であった。

いま三十六年創立当時の女子校を小学校の沿革誌に見よう。

五 明治後期の教育

第6—64表 吾妻高等小学校卒業生数（吾妻郡誌）

年	明治20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計	31	32	計	合計
男	4	17	21	25	23	31	43	35	37	32	30	318	43	51	94	412
女	0	0	3	2	2	2	1	4	0	2	4	20	8	12	20	40
計	4	17	24	27	45	33	44	39	37	34	34	338	51	63	114	452

備考 (1) 男女の就学率に格段の差があった。特に明治30年までは女子は10%にも達していない。

(2) 31年から女子の就学が増加したがこれは明治30年12月、文部省が地方庁に対し、小学校教育と師範学校教育の拡張をはかった時、クラスを男女にわけ、特性適応の教育を施すことの訓令を出した。女子就学歩合の向上は、このためと思われる。

(3) 明治32年の吾妻高等小学校の解散の後をうけて、中之条農業学校（現中之条高校）が創立されるとともに、4か年制高等小学校が、各町村に設立されたのである。

(4) ○印に注意

第6—65表

		尋常高等
生徒数	1	40 18
	2	60 12
	3	47 9
	4	39 5
計		186 44
教員		
教員	訓、長	1
	訓	2
	准訓	2
	代用	1
計		6
予算	教育費	円銭
	本町	3,659.06
	総計	7,916.23



吾妻高等小学校（中之条町）と生徒たち

注①戸数 939

人口 4,850人

第 6—66表

	学 級 数		教 員					計
	尋常科	高等科	訓兼 校長	訓 導	尋訓	准尋	代用	
中之条男子校	4	3	1	1	3	1	1	7
" 女子校	4	2	1	2	2	1	1	7
沢田高等小学校	—	2	1	准訓 1	0	0	1	3
"第一尋常" (山田)	2	—	0	1	0	1	0	2
"第二"(上沢渡)	3		1	0	1	0	2	4
"第三"(四万)	單級		0	1	0	0	1	2
"第四"(四万)	單級		0	1	0	0	0	1
伊参高等小学校	—	單級	0	1	0	0	0	1
五反田尋常小学校	單級		0	1	0	0	1	2
原岩本 "	單級		0	1	0	0	1	2
名久田尋常高等小学校	4	2	0	1	1	0	5	7
栃窪尋常小学校	單級		0	1	0	0	0	1
計	22	10	4	11	7	3	13	39

第 6—67表 (伊参高等小学校)

	1		2		3		4		計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
34年	13	2	10	1	4	0	1	0	28	3	31
35	10	2	10	2	10	1	3	0	33	5	38
36	8	3	10	2	10	0	10	1	38	6	44
37	8	2	8	2	9	1	7	0	32	5	37
38	10	1	7	2	7	2	9	1	33	6	39
39	10	3	9	1	7	3	7	0	33	7	40
40	11	1	10	3	10	1	6	1	37	6	43
計	70	14	64	13	57	8	43	3	234	38	272

高等科四四人は一クラスで、担任は植栗の樹下伝吉先生であった（第6～65表一〇一五）。

(4) 尋常高等小学校時代

尋常科四力年高等科四力年時代 明治三四年各町村に高等小学校が新設され尋常科四力年高等科四力年の尋常高等小学校時代で、すでに見たように明治四十年に尋常科が六カ年に延長されるまでの時代である。

その当時は明治三十八年度の上野教育会発行の職員録見れば、現代と比べてまさに隔世の感がある。

単級とは、一年～四年までを一クラスにしたものである。一校一人の教師の当然の姿である。次にこの単級を伊参高等に見れば第6～67表のようである。一年から四年まで合せて三、四十人、女子は、全体の何%になろうか。久保木三朗訓導が只一人、三十七年からこの職員録にはのっていない裁縫の吉村てつ先生が代用で入っている。一教員一学校の教師の人格が如何に貴重だったか今に語るものが多い。

六力年に義務年限の延長されてからの尋常高等小学校時代 これが正統時代にそして昭和戦前に引つがれるのでここには省略しよう。

(5) 群馬師範付属小学校としての四万小学校

六力年の単式学校 四万温泉の学校の開校についてはすでに見たが、明治四十一年には沢田尋常小学校第四分教場を本県初の「六力年単級小学校の実験」とし、近藤基平先生が赴任し、校名は群馬県師範学校附属小学校の代用となる。何分にも一人の教師が第一学年から第六学年までの児童を受持つのであるから、なまいたいの事ではなかった。実験授業は公開され、師範学校はもとより各方面からの参観者も多くみられている。先生はさらに婦人会、青年会、図書館といった社会教育にも尽力され、地域ぐるみの教育がされていた。まさにへき地教育の先駆者である。

当時の四万温泉学校の学年別児童数を第6—68表に示しておく。
 当村の学校の模様として、研究所設置および編成の特徴、時間表、修学旅行記（前橋市群馬県師範学校、高崎見学）をあげてみる。

第6—68表 学年別児童数

	明治41年			明治42年		
	男	女	計	男	女	計
第1学年	7	4	11	7	2	9
第2学年	4	6	10	7	4	11
第3学年	3	5	8	4	6	10
第4学年	3	3	6	3	5	8
第5学年	5	3	8	5	3	8
第6学年	2	0	2	4	1	5
合計	24	21	45	30	21	51

当研究所設置および編成の特徴
 の実際的なること 附属小学校に於ける研究は往々にして、地方実際の状況に超絶して之れが範を取るに過ぎざるこ

とあり。殊に単級の如き特殊のものにありては、最も其の弊に陥り易し。然るに実地存在せる単級小学校を以て之れが研究をなすに依り、實際に離るるが如き事、毫もこれなきのみならず、児童教育を完全にし、研究の結果を直ちに模するを得べく、村経済を適合せる模範的小学校として他を励ますを得べし。且又村民教育、青年教育等の如き、社会教育部面に於ける研究をもなすことを得べし。ただ本校との距離余りに遠きを以て教生指導の上に遺憾あるを免かれず。

◎理想的なること 近時教育社会に於いて唱へらるる小学校教員俸給は県費支弁とすべし。或は国庫補助にすべしとの論は、最も賛する所なれども、まだ之れを実地に試みしを聞かず。然るに本研究は恰も県費を以て教員給を支弁するが如き情況にて、前論者の好参考資料たるべしと信ず。単級小学校にありては、一家庭の如き有様にせんことは頗る望ましくところなるに、本研究の教師は夫婦にして其の下女は学校の使丁を兼ねるものなれば、全く一家庭の如き組織となれるものにて頗る興味あり。

また研究の自由にして多方面なることは得易からざるの特点なりとす。

五 明治後期の教育

改定 教授時間表

土		金		木		水		火		月			
算術	書方	算術		算術		算術	書方	算術		算術		教科目	第一時
丁丙乙	甲	全		全		丁丙乙	甲	全		全		学年	第二時
遊戲	体操	遊戲	唱歌	修身		遊戲	体操	遊戲	唱歌	修身		教科目	第三時
全		全		全		全		全		全		学年	第四時
読話	綴方	読話		読話		読話		読話		読話		教科目	第五時
丁丙乙	甲	全		全		全		全		全		学年	第六時
綴方	歴史	書方	理科	綴方	歴史(週隔)	書方	理科	綴方	地理	書方	女裁縫	教科目	第七時
乙	甲	丁丙乙	甲	乙	甲	丁丙乙	甲	丙乙	甲	丁丙乙	甲	学年	第八時
	(女裁縫)	図画	男図画	女裁縫	唱歌	女裁縫	(国語)	書方	図画	手工	女裁縫	教科目	第九時
甲		乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	学年	第十時
			(理科)		(歴史)				(地理)		(算術)	教科目	第十一時
			(甲)		(甲)				(甲)		(乙)	学年	第十二時

(備考) 1. 全は全校。甲は第五六年、乙は第三四年、丙は第二学年、丁は第一学年なり。

2. 第五時及第六時の()符あるは自働的復習時間自習時間なり

四万小学校の修学旅行

第一日 明治四十一年十月二十五日

午前五時校庭集合、五時半出発(馬車にて)

七時半中之条町着、八時出発(馬車にて)

十時渋川着(鉄道馬車に乗替)十時渋川発鉄道馬車にて十一時二十分前橋細ヶ沢町着、徒歩にて十二時師範学校着、運動会參觀

午後五時宿舎(横山町鍋屋)に着

第二日 十月二十六日

午前六時起床 七時半出発(徒歩にて)前橋停車場參觀、午前八時十五分発汽車にて高崎市に行き兵營其の他參觀

午前十一時三十九分発汽車にて前橋市に帰る。師範学校、龍海院、懸應其の他市内観

覽、午後五時半宿舎（横山町鍋屋）着

第三日 十月二十七日

午前五時起床 七時出発、女子師範学校參觀、十時四十分前橋発、鉄道馬車にて十二時渋川着駅前より馬車にて午後三時中之条着直ちに出發 午後六時帰校

この修学旅行の経費をみると、

旅行費

一 金拾円也	四万渋川間 往復馬車代 老人金 四拾錢ヅツ 二十五人分	一 金拾五錢也	雜費
一 金參円五拾錢也	前橋高崎間 往復馬車代 老人 金拾四錢ヅツ 二十五人分	一 金參拾五錢也	記章用 リボン代
一 金貳円貳拾五錢也	宿泊料 一泊 一人 金參拾錢ヅツ 二十五人二分	一 金參拾五錢也	台計 金 參拾貳円六拾四錢
一 金拾五円也	通信費	一 金參拾五錢也	寄附金 總計 金 四拾參円拾五錢
一 金參拾九錢也	茶代	一 金參拾五錢也	寄附金 總計 金 四拾參円拾五錢
一 金壹円也		一 金參拾五錢也	内支出金 參拾參円六拾九錢
		一 金參拾五錢也	尋常 一、二年 壹円五錢
		一 金參拾五錢也	三、四、五、六年 參拾貳円六拾四錢
		一 金參拾五錢也	殘金九円四拾六錢あり、これを以て理科教授用機械購入のことに決せり。

(6) 実業補習学校

明治二十年代に入ると、小学校教育の上に一般勤労青年の実業補習教育の必要が高まり、とくに、政府・森文相は、その補習教育を通じてさらに、義務教育を進める構想をもっていた。群馬県において、二十七年、山田郡桐生町（現桐生市）山田第一高等小学校内の実業補習学校の設立の動きがあった。その後明治三十五年に県下で七校が認可設立された。

明治三十七年五月現在

名 称	位 置	創立年	実業科目	修業年限	生徒入学資格	教授季節	授業料	校長氏名
中之条女子実業補習学校	中之条町	明治三十五年	女子は家事裁縫	本科一年	尋常小学校卒業	九月十六日より翌年五月十五日まで	月二〇銭 増田 滝蔵	



明治30年代の中之条町女子実業補習学校生徒

渋川農商補習学校（渋川市）、筑井農業補習学校（前橋市）、尾嶋実業補習学校（尾島町）、三原田農業補習学校（赤城村）、原市実業補習学校（安中市）、国衛実業補習学校（安中市）、高崎商業補習学校の設立と共に、県下八校中の一つとして中之条に設立された同女子実業補習学校は、すでに三十四年十一月五日、女子高等補習科設置の件が町会にて決議され、十二月認可されていたが、三十五年一月八日から開始された。学科は修身、国語、算術、裁縫の四教科で毎日午後二時間、期間は十一月十五日から翌年四月末日までである。三十五年十一月に規則を改正し、女子校に併設して中之条女子実業補習学校として開設された。教授時間も以前の午後二時間から毎日五時間とし、学科は前の普通科目の外に裁縫、家事を課し特に裁縫に重きをおいた。（別表参照）。三十九年四月に、従来の補習学校生徒を第一部とし、子守を第二部としたが、四十三年度に大改正を行い子守教育は削除された。

当時の補習学校の状況は次のようであった。

沢田村立実業補習学校規則

第一章 総則

第一条 本校は実業補習学校規程に基き農家の子女に日常適切な智識技能を授けると同時に小学校教育の補習をなすを以て目的とする。

第二条 本校は沢田実業補習学校と称す。

第三条 本校は沢田尋常高等小学校に附設す。

第四条 生徒定員は 男子 六十五名

女子 五十五名

(7) 県立中之条農学校

本県で最初の農業学校は、明治三十二年四月に創立した郡立吾妻農学校である。当時、全国的にみて農業学校は一県一校に達しない時であった。農学校設立の動きは、すでに三十年頃より吾妻郡下でおこり、同年十二月の通常県会において簡易農学校設立の審議を地元の野口茂四郎議員が表明している。この頃前橋中学校の六分校設置の問題とか

伊 参	名久田村立 久田実業補習 学校	沢田村立実業 補習学校
伊 参 村	名久田村	沢 田 村
四十四年	三十六年	三十六年
	農 業	男 農 業 女 裁 縫 蚕 業
	二 年	三 年
	高等小学校卒業	男 高等小学二 女 年修了以上 尋常小学卒業
	八月二十六日より翌年 五月三十日まで	十一月十五日より翌年 三月三十一日まで
	月 一五銭	男 月二五銭 女 月三〇銭
	福島 理作	桑原音次郎

第二章 修業年限教授季節休業日

第五條 修業年限は三ヶ年とす。

第六條 学年は小学校に準ず。

第七條 教授の季節は毎年十一月十一日に始まり翌年三月二十日に終る。

第八条 学期を定むること次の如し

一、**第一期** 十一月一日より翌年一月二十日まで

二、第二学期 一月二十日より三月二十日まで

2 教育の目標と行事儀式

(1) 教育課程

明治後期の教育史を考える時、まだ忘れもしない太平洋戦争の敗戦に覚めて、人々が改めて見直したのは、明治二

外からも入学し年令はまちまちで妻帯者もいた。三十三年四月一日から「群馬県農学校」と改称し県立に移管された。

学校生活の一つを見ると日清戦争後のことで教練もあり、発火演習なども行なわれて原町の願徳寺裏まで出かけた。遠足や旅行もあったが、交通機関のない時代であるから大変なこと、第一回生の房総旅行は、まず前橋まで草鞋ばきで歩いた。羽織袴で風呂敷包を背負つての旅姿である。東京の馬

喰町の旅館に着くと女中が盥に水を汲んで出し、洗足から始まった。霊岸島から船で房総へ渡り、東大駒場の演習林そして誕生寺・鯛の浦を見学して一泊。翌日本校より二年早く創立された茂原農学校を見学し交歓した。当時、茂原は制服制帽で服装が整っていた。

第6—69表 出身地別生徒数
明37. 3.15現在

	第一学年	第二学年	第三学年	計
前橋市	—	—	—	—
高崎市	—	—	—	—
群馬郡	7	2	1	10
勢多郡	4	8	2	14
新田郡	2	—	1	3
山田郡	—	—	—	—
邑楽郡	—	—	—	—
佐波郡	1	—	—	1
多野郡	—	—	—	—
北楽郡	—	—	—	—
碓氷郡	2	3	—	5
利根郡	3	—	—	3
吾妻郡	15	16	14	45
長野県	—	1	1	2
千葉県	1	—	—	1
埼玉県	1	—	—	1
計	36	30	19	85

(『吾妻郡教育会雑誌』第185号)

らんで、これを契機に吾妻郡下に農学校を設立しようとする要望がうかがえる。

三十二年の二月の郡会で郡長の提案で、中之条町に郡立甲種吾妻農学校の設立が議決され、同月知事から認可された。

当時における農学校生徒の出身地を第6—69表に示す。最初の入学生は三九名で、郡内はもとより群馬、勢多、碓氷をはじめ県

十三年十月三十日に下賜された教育勅語であった。

この敗戦に至る一貫の教育精神は、この明治後期のこの年、同じ十月、小学校令がしかれて、その第一条に、「小学校へ児童身体の発達ニ留意シテ、道德教育及国民教育ノ基礎並ニ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と、まず国家に有用なる人間の陶冶と育成がその目途とされた。

しかし、それをさらにさかのばればすでに明治二十年の尋常小学校読本巻三に、「正直もの」、「まこと」等の、国民道德を教えながら、招魂社のうたをのせ

命をすてて、ますらをが、

たてし功の あめつちの

あるべきかぎり 語りつぎ

いひつぎ行かむ 後の世に

妻子にわかれ 親をおき

君が御為と つくしたる

其いさをこそ やまざくら

後の世かけて なほかおれ

と、忠君愛国が、学童の魂に、特にその当時の教師が、士族出身の多い中に、教えこまれたことを思うのである。

万延元年生れの私の父が、明治三十二年生れの兄を始め、子供達四人にすでに小学校入学前に教育勅語を毎夜抱いてねるその中に覚えさせてしまったのも教育勅語がやがてご神影が小学校に下された明治後期の教育と相まっていかに国家主義教育の徹底が民間にまで徹底していたかと思う。が、しかもその父がへんな節で君が代をよく歌ってく

教育勅語略解

朕惟フニ、我が皇祖^{ミコノ}皇宗^{ミコノ}、國ヲ肇^{ハジメ}ムルコト
宏遠^{ヒロエ}ニ、徳ヲ樹^{ツキ}ツルコト深厚ナリ。

朕^{ミコ}が惟^{ただ}ふに我が先祖^{ミコノ}の日本^{ニッポン}を開^{ひら}き肇^はめ賜^{たま}ひたる、功^{いさ}業^{わざ}の盛^{さか}に宏大^{ヒロエ}であつて、又思^{おも}ひ深^{ふか}き御心^{ミココロ}を以^{もつ}て、人民^{タタ}を愛^{あい}し養^{やしな}はれたることか、誠に深^{ふか}く厚^{あつ}いのである。

我^{ミカド}ガ臣民^{シンミン}克^{よく}ク忠^{ちゅう}ニ、克^{よく}ク孝^{こう}ニ、億兆^{億兆}心^{シン}ヲ一^{いつ}

れたもので、何かにつけていつも国の為、国の為と教え、朝は必ず神前に立って天皇陛下万歳天皇陛下万歳とくりかえし、そして家内安全無事長久と言って柏手をうったのを、今になつかしまれるが、明治の教育は田舎の百姓までこうして天皇が国家が、人心を捉えていたのである。

いま、戦勝後の明治三二年の小学校読本上の一つをとってその内容を見れば

明治三二年の小学読本に天皇の国家を教たえものに、伊勢神宮、元寇、鎌倉、源頼朝、木曾の山林、日光山、日本三景開港場、我が国の工業、有用の金属、貨幣及紙幣、きいと、我が国の地理一斑、豊臣秀吉、黄海の戦、そして最後に皇后陛下の御歌「水のうつわ」で結んでいるが、二五課目中一八は、天皇の国家の教育である。時に、神社に見る鉄砲の奉額もこの時代の国民感情を象徴している。

なお、教育課程には、まず修身を第一とし、そこには、教育勅語が、必ずのせられるようになった。

(2) 校 規・校 訓

この国家主義教育の進む中に、各学校では地域に即応した学校教育の目標を校訓として制定してその徹底を図った。

次は、明治三二年当時、生徒の手帳に示された中之条町の校訓でそこには、共同一致、勤勉節約、清潔整頓の三大目標がおかれ、一つ一つに、例えば共同一致の一項に「互ニ乱暴ヤ、無礼ノ行ヲ慎ミ温順ニ事ヲ共ニスベシ」といった風に具体的に示されていた。

沢田小学校は（私の少学校時代・明治四三年）勤勉・親切・共同・勇気があげられ、朝礼の庭では、「雨だれに、くばみし軒の石みてもかたきわざとて思いすてめや」の皇后陛下の、点滴岩をうがつの御歌が、斉唱され、私には「おもいすてめや」がわからなかったのを今でも思い出す。勤勉共同が、どこの学校の校訓にもあり、中之条校の児童手

帳には、さらに、児童心得が記され、ここには省略するが、学校職員には五二条からなる規則があった。(明治三三年)

校訓(中之条尋常小学校)

共同一致

- 一 互ニ乱暴ヤ無礼ノ行ヲ慎ミ温順ニ事ヲ共ニスベシ
- 一 下級生ヲ愛シヨキニ導クコト我ガ弟妹ノ如ク上級生ノ命ヲ奉シソノ指導ニ従フコト兄姉ヲ仰クカ如クスベシ
- 一 先生ノ教ニ従ヒヨク規律ヲ守ルベシ

勤勉節約

- 一 課業ニ熱心ナルハ勿論復習予習ニツトメ佳良ナル成績ヲオサムベシ
- 一 学校園ノ手入教室又ハ運動場ノ掃除其他ノ当番等ハ最も誠実ニ努ムベシ

(3) 明治後期の体操・運動会

明治期の体操として隊列運動があったが、二十一年の一部改正によって、兵式体操とかわった。また異色のものとしては球竿体操・啞鈴体操、根棒体操があった。

球竿^{きゅうかん}というのは、長さ一、五メートルばかりの細い棒の両端に木球をつけたもので、これを前後上下にふるのである。

啞鈴^{おびん}というのは、長さ二四センチ位で、鉄製または木製の棒の両端に球形がついていて、この二個を両手にもってかち合せてリズムに乗って行なったもので、児童が好んでおこなったものである。

- 一 稼業ニ手伝ヒ勤勞ヲ以テ大切ニシテ尊ムベキコトト心得ベシ

- 一 着物食物其ノ他日用品ニ贅沢ヲ云ハズ要ナキモノヲ購

- ヒ無駄遣ヲナス等ノコトアルベカラズ

- 一 働キタル褒美等ニ貰ヒタル錢アラバ貯金スベシ

清潔整頓

- 一 着物ヲ汚サヌ様ニ注意シ下着ハ特ニ時々洗濯シ入浴ヲ

- 怠ラサルコト

- 一 各自常ニ机ノ中ヲ整頓スルハ勿論教室内ノ清潔各級分

- 担ノ掃除等尤モ忠実ナルベシ

- 一 学校用具其他自己ノ物品ハ常ニヨク整頓スベシ



明治35年中之条男子校のベースボール

根棒というのは、木製の徳利状の二本一組のもので男子用には大きいもの、女子用には小さいものがあつた。当時の運動会についてみると、広い運動場をもった学校は極めて少なく、学校独自の運動会は比較的少なく、郡全体または数校が一諸になった連合運動会が多くみられた。会場は、野原や川原または広い庭をもつ学校とさまざまであつた。

次に明治二十年五月二十三日のみの原の運動会の様子を当時十一才で小学校四年生であつた新井信示の手記に見れば、この日東部吾妻の尋常小学校、恐らく三年以上参加の学校もあつた。（この時吾妻高等も連合したとある）が、五反田のみのばらで一大運動会があり、参加校は一人数箇の毬を作つて持参した。初め徒手体操をした。「広い広い野っぱらで多くの学校が連合したので技術の巧拙はともかく実に壮観だつた。

ついで、毬を投げ合つての戦争のまねごとがあつて、これもまた壮観であつた。それから太い太い、長い長い綱を引き合う綱引があつた。多勢が、二手にわかれてエイエイ声をかけて引きあふのですがに太い綱もまん中からぱつり切れて両手の生徒は各々勝つたつもりで引いたのはよかつたがおり重なつて倒れるという有様だつた。

その中に一天俄にかきくもつて来て、大雨盆をくつがえすがごとくふり注ぎ、と、もの凄い雷鳴の中を全身ずぶぬれになつて帰つたとある。

三十年十月十六日吾妻高等小学校庭の運動会を見ると高等小学校と中

之条、原町、金川、名久田、沢田第一、沢田第二、太田、奥田の八つの尋常小学校が連合して秋季運動会を開催している。

種目としては「尋常男子柔軟体操、女子軽体操、高等男子柔軟体操中隊運動女子遊戯」などをおこなっている。

「会場には別に装飾を用いず只来賓席上各校生徒控所とを設けたるのみ、生徒の集るもの千三百余人、石川郡長は丸橋郡書記を随えて之に臨みぬ。来観者無慮数千人、聴て午前九時を報ずるや各校生徒整列、次いで尋常男生徒柔軟体操、同女生徒の軽体操、高尋生徒の柔軟体操、同中隊運動、男生徒の軍歌、女生徒の唱歌、フットボール其の他諸種の遊戯あり。午

後二時半、一同天皇陛下万歳を三唱して散会せり。此運動会が生徒の父兄其の他人民をして就学の念を起さしめ、教育上多少の効益を与へたるはまた、疑を容れず実に質素ながらも近來稀なる盛会なりしという。」とある。(明三〇、十一「上野教育会雑誌」)

3 校舎建築・開校式

明治八年の全国小学校々舎調査によると、全体の約四〇％が寺院、約三三％が民家をそれぞれ借用しており、新築はわずか一八％にすぎなかった。小学校の七割以上が旧来の建物を転用していたことは、実際の条件において寺子屋ふうの教育との連続面が色濃いことをしめしている。

(1) 名久田小学校の開校

明治二三年四月の名久田小学校の開校については既にふれたが、吾妻教育会雑誌第二三号の記載をみれば、

学令生二百五十八人(男一三五、女一二三)

就学生二百一人(男一四〇、女六一)

校舎は「字形で東南に面す。東面の一棟は幅四間、長さ十

五間にして三つの教室と一つの事務室とした。なおこの棟の中央に二間の玄関があった。南面の一棟は幅五間、長さ十一間にして二つの教室と小使室部屋があった。二棟とも一間な

いし一間半の廊下を設け、雨天の日など生徒の扣所にあてゐる仕掛にしたという。

窓は総ガラスにして採光および通風の工合を能くしている。

開校式の様子については

先づ正面より当学校を一瞥すれば、正面にはアーチをつくり、之に国旗を交叉し、玄関には幔幕を張り、中央を半は掲げてまた国旗を交互する等式の如くす。運動場の中央には一長竿を立て、三方に綱を張りて之に「名字」を染めぬきたる球燈百余を掛け、いづれも美麗に飾り付けたたり。

(2) 沢田尋常高等小学校

明治四十二年三月八日、校舎新築の許可を得て大字下沢渡九十七番地に新築された。なお四月一日沢田尋常小学校へ沢田高等小学校を合併して沢田尋常高等小学校となつた。

校舎落成につき開校式の次第に次のように行われた。

- 一 開会の辞 村長 町田品五郎
- 二 君が代唱歌 一同
- 三 勅語奉読 校長 中島小三郎
- 四 工事報告 収入役 山田治郎
- 五 知事告辞 沢口篤五郎

さて当日の来賓には県庁より岩神学務課員、郡役所よりは鳥山郡長始め、根津・町田・古屋の三書記、其の他収税検税大森区裁判所の諸官吏警部、西群馬郡高山村長および尋常小学校長、中之条、伊参の各町村長および高等尋常諸学校長、本村有志者等にして無慮百余人ありたり。

兼て定め時刻即ち十一時に至れば一同着席、郡長先づ祝文を朗読し、岩神氏演説以て祝詞に代う。当奈良村長の答辞、其の他校長職員総代、生徒総代、有志総代等各自の祝辞をのべ、全く式を終りしは零時十分なり。それより暫時休憩の上別席に於て祝盃を呈したり。」

- 六 郡長告辞 郡長 関銓三郎
- 七 祝 辞 農業学校長 鐸木近吉外総代
- 八 答 辞 村長 町田品五郎
- 九 落成式の唱歌 本校 職員 児童
- 十 閉会の辞

4 吾妻教育雑誌に見る明治終末期の教育

明治四十四年一月一日号に、明治を終るころの吾妻教育会の動向を見よう。

日清日露の戦勝につづき、つい前年韓国を併合し東洋の立憲君主国として、世界の一等国と任じた輝かしい明治日本の新しい新春を迎えた。記念すべき第二五〇号であった。その口絵には篤行家安中五郎次翁六六歳の写真をかかげ、中に、太田校の一場宇八郎と同翁との対談をのせている。そこには「やろうと思えば長い月日には大概のことはできます」と、粗衣粗食、朝は早く夕はおそくまで働き、一銭とて浪費せずお金はことごとく父母に与え、且公益につくした数々をのせている。巻頭の論説新年によせては誰の作か、明治四十四年ああ吾人はこの新春を迎へ、年頭に立てり、隆なるか我が帝国は」と日韓合併の領土拡大をのせ、「旭日と共に皇威弥々輝く、茲に謹で聖寿の万歳を祝し、皇運の無窮を祈り奉る。——中略——吾人教育の本務たる——剛健なる精氣自強不息の意志このみ、相愛なる本郡教育諸賢、常に健在なれ」と、昨秋下賜された、戊申詔書の精神の意を表し、終りに郡立実科高女子学校の設立を望む、U・Tとある。U・Tは、中之条の田村丑十郎校長であらうか。

次に、教授欄に、学校基本財産設定の一策として植林を相原櫻里が、訓育欄に唐沢仲太郎が、「学習的訓育なき者に向つて施す術なくと訓育を教育の根底とす。」とのべ、さらに「わが国の現状、国債五〇億、国民平均五〇円、今こそ「質実剛健なる人材を要する」困苦欠乏に堪えて奮闘努力せよ」と述べている。

文苑には、

寒月照梅花 坂山

深夜天寒日影明、梅花如雪小園清

五 明治後期の教育

幾回吟誦古人句 香氣襲窓万感生、外の詩あり、
新玉の年たちかえる朝より

初日と共にまた励なむ等の歌がある

教育俳句として、在草津 黒岩長紅

転任の君を見送る四月かな

理想あれば悲しみもある若葉かな

また、ゆけむりとして 氏の

霜月の草津はいとどうらさびて

ただなつかしき思い出もなし

越の雪信濃の雪の吹きすさぶ

峠境ひのふもと原かな、などがある。

そして誰の作か、明治四十三年として、

「嗚呼四十三年は、多乱の勞き年なり、活動の大なる年なり」に始まる。この一年の記念すべき教育歴史的反省があり、そこには、幸徳秋水事件に対する吾妻教育人の見方もあるが、最後には、嗚呼快なるかな明治の世や：「去れる四十三年に鍊りし鉄石心を驗さん」と来る世の試練を敢然として戦いぬく意気で結んでいる。明治の教育にはこの気概の貫いているのをしばしば見る。



明治36年中之条女子校生徒の遊戲

5 明治後期の中之条小学校の思い出

唐沢縫司（三四年四月八日入学）

長距離競走が今迄続いておりますが、私共高等二、三年生は竜ヶ鼻を舟で渡り太田小学校より走りました。小使さんに着物をたのみメリヤスの上下、はだして原町の槻の木を廻り小学校まで、後から只今の田島病院の先代田島栄吉院長が馬に乗ってついて来てくれました。

運動会等は、生徒が少ないので中之条、沢田、名久田等台同で、山田川、今の住宅がたくさん建っている所でした。綱引きの時、わらじをはいている学校が優勝したので、其の後は、わらじは失格になりました。

強い人が農学校へ選手になり、当時より中之条は赤いユニホームでした。

剣持てる（明二六年四月入学）

私は七才の時今の役場の建物になっている中之条尋常小学校に入学しました。

当時の生徒の服装は、着物にメリンスのエビ茶のはかまをつけて、竹の皮の草履や下駄をはいて風呂敷に本や石板を入れて、背中に背負って学校へ通ったものです。

学校で習ったのは読本、算術、修身、習字、唱歌、体操などでした。唱歌の先生は、原町の西沢勇三先生で、オルガン

をひいて歌を教えてくださいました。その頃はじめて運動会に遊戯がとり入れられ、たすきをかけて桃太郎の遊戯をおどったのを思い出します。

当時の小学校は校庭にすべり台もブランコもなく、学校の入口に二宮金次郎さんの像があり、今もある大櫓（役場の庭にある）があり、その根元で、お手玉やきしゃごなどをして遊んだのを覚えています。

休みは、今の夏休みに当る暑中休暇と、二月十一日の紀元節、十一月三日の天長節には二階の三教室をとりはらって式をしました。

四年で尋常小学校を卒業し、今の財務事務所の所にあった吾妻高等小学校にいきました。高等小学校も四年間で、教科も多くなり、珠算や裁縫も習いました。修学旅行では、伊勢町から軌道馬車に乗って前橋へ行き、住吉屋という宿屋に一泊したのは楽しい思い出としてよく覚えています。

樋口実（明三五年入学）

当時の先生方は詰えりに金ボタンの制服でふかゴムという靴、女の先生は和服にえび茶のはかまで、下駄をはいての登校でした。

ぼくら生徒は和服、そして風呂敷に学用品を包み、背中に

背負って竹の皮そうりか、わらそうり、弁当はにぎりめし、二、三人は先生と同じように弁当箱を持った生徒もおりました。四年生のころだったと思うが、生徒数がまして、中之条の学校（現役場）が女子校となり、伊勢町の学校（現一小）ができ、男子校となった。

校門に向って左右に多行松というイタリ國産の松が並び植えられた坂道を通る。校門にはいと校舎が東西にのび、ここにも松がならび植えられ、その前に清流がせせらいでいた。この小川は体操の時、手や顔や足を洗ったりした。

新校舎は三教室とし仕切が杉戸になっていて、取り除くと式の日に式場になる。またまた生徒の増大で西側の大人の丈より小高い畑を堀りくずし、校舎と並び、ちがいに棚式に新校舎落成、その前に今の大櫓の所へ築山、その下に池が出来、ひごいや金魚が放されていた。学校のまわりは皆畑、南面は竹やぶで生徒の外は通る人もなく、さびしいかぎりでした。

高等科三年生（明治四十一年）の時、ベースボールといって野球がはじめて入ってきました。そのころキャッチャーだけがミットを使い、他は素手でしたがけっこう楽しく運動が出来ました。

学校生活の思い出 鈴木一寿（明四三、四、八入学）
その頃の生徒の服装は和服で、洋服を着る人はありません

でした。夏は単衣物、冬は綿入れに足袋で、履物はズック靴でなく、みな下駄また藁草履でした。雨や冬のぬかるみのときは大変の事でした。学校で下駄の鼻緒が切れた時は、小使室に麻が備えてあってそれをもって来て先生に直してもらった事も度々ありました。本や其の他の学校道具は風呂敷包みにして背負って行きました。

入学して二、三月で弁当を持って行くようになり、弁当は大体麦飯で、副食は味噌や菜漬が多いようでした。時々さつまいも、じりやき等で、米の飯などはほどとおいものでした。先生も教室で弁当をつかい、それから昼休みに、おとぎ話を聞かせてくれるのが大変に楽しみでした。二年までは石盤と石筆で鉛筆などは使いませんでした。冬にはストーブなどはなく、教室の隅に一メートル四方の火鉢があつて暖をとりました。三年になつてはじめてストーブになり、弁当をあたためる箱に入れて暖かくして食いました。そのころ二年までは本校（今の小学校）に通学し、三年になると中之条学校（今の役場）に通学し六年になると本校に通学しました。いろいろの式や運動会の際は全部本校にあつりました。三学期になると各部落毎に大きな家を借りて学芸会を開いて唱歌や劇や書き方、化学実験等をして部落の父兄に見ていただきました。

六 世相と生活

1 明治後期の世相の変遷

明治期とは、いかなる時代だったか、またどういふ社会だったのか、そしてこの明治の時代と社会の様相が、わが中之条地方ではどのように現われていただろうか。特に明治後期の中之条地方の世相（時代社会の様相）をみたいと思う。

明治時代は、今の昭和時代と同様に半世紀にも及ぶ長い歴史をもち、新しい近代日本の起点であった。しかし明治期も前期には、各般の制度上からも未だ近代的なものは出立しなかった。政治経済文化にわたって国や地方の近代的な諸制度が発足したのは、明治二十年すぎの後期からであった。従って明治前期の時代社会は、この近代の出発までの各般の準備段階であって、この二十年間は制度上からも新旧交代の動揺過程を繰返してきた。前半の十年間（明治十年まで）は、明治維新时期として幕末期からの連続しての不断に動揺の反覆があった。特に地方社会では目まぐるしい新制度への大転換（戸籍制・大小区制・学校制徴兵制地租改正など）に対する不安からくる動揺が大きかった。後半の十年間（明治十年代）には、旧い江戸時代の町村から新しい明治の町村づくりへの合併が進められ、一次二次にわたる町村合併をへて漸く新しい近代的な地方自治に対応する新町村の母胎ができたのである。地方行政制度も新しい県郡町村の形態ができたが、国会開会を求める地方豪農層による自由民権の動きも活発で、明治政府との対立を通じて政治社会の動揺が継続していた。経済的にもこの十年代の後半はその前半のインフレの反動による不

況と凶作から地方経済は苦境に陥って、その結果は地方社会の中核だった自作農の大半が没落していった。中之条地方でも明治十七～十九年頃を境にして、町村の新旧社会の中堅層の一部の交代がみられたのである。ともあれ、明治前期には、まだ新しい明治らしい時代や社会の様相は現われず、新しい明治づくりの過程の準備期であった。かくて明治二十年代に始まる後期から新しい近代の明治の時代社会の様相、すなわち「新しい明治らしい世相」が現れてくるのである。一般に明治の（時代）精神は日露戦争頃までに形成されたといわれるが、明治の年号上の終りは四十五年であるが、日露戦争後の明治期は、大正期につらなる新しい時代の出発といつてよい。真の明治の精神の終焉は日露戦争の頃までといえるだろう。こうして明治三十年代が最も明治らしい明治の時代や社会の様相が表出した時期であったのである。この観点にたつて、これを中之条地方の人々や社会の動きを通じて、その実相をみてゆくことにする。(1)二十年代の世相（主として日清戦争前）、(2)日清日露戦争下の世相を中心に述べておく。

(1)二十年代の世相

明治二十年代のはじめは、国や地方を通じて新しい国家体制と地方行政体制の確立した時期であった。明治二十二年（一八八九）二月には大日本帝国憲法が發布され、この祝典は全国各地で行われ、当地でもこれが実施されたが、人々はどう受けとめていたろうか。そして同年四月には町村制が施行されて、五月には新しい中之条町はじめ沢田伊参名久田の各村が発足した。そして翌二十三年五月には府県制郡制が公布され、ここで国―県―郡―町村と一貫する近代国家の中央集権的な行政体制が樹立された。この年七月には第一回の衆議院議員選挙が実施され、そして十一月には第一回帝国議会が開かれた。従って二十二年から二十三年にわたつては新しい政治季節だった。さきの明治十年代の国会開設を請求する急進的な自由民権期の血なまぐさい騒擾とはちがつていたが、新体制下のはげしい演説合戦による喧騒にみちた世相を展開していた。またこの年十月三十日には教育勅語が發布され、十二月二十二日には県内各学

校に、これが下附された。この年十月には小学校令も出された。こうして明治二十三年までには、日本の新しい政治行政と教育道德にわたる基本的な国家体制がほぼ確立された。このような相次ぐ重要な国家施策を地方住民がどのように受けとっていたのだろうか。

憲法発布の日 この時のことを原町の新井信示（明治十年生）は、その手記の中で次のように述べている。

私は高等四年を将に終らんとする十三才になったばかりであった。私たちは残雪のまだらに残っている校庭の一隅に集められて、先生から鹿爪らしい訓示を与えられた。多分今日は憲法発布の記念日であるといふことを聞かされたのであらう。東京の法律学校で学んだといふ地理の櫻井倉造先生は、何だかわからなかったが、慷慨淋漓とした一場の演説をして、その最後に曰く「今、皆は今日が如何なる有意義の日であるか、よくわかるまい。しかし少し大きくなればわかる。

今私は皆に話したいと思ふことの一端をコンニャク版ずりにして持ってきた。之を一枚つつとっておいて後年読んで見られよ。即ち之をここに投じます」と云って、一束のコンニャク版ずりの紙束を雪の中に投げた。私たちは争って之を拾ひ、読んでみたが、甚だ残念なことに、雪が之にとけこんで紙がぬれた。丹念にかわかったが、文字がボヤットしてよく読み下せなかった。いつの間にかその紙もなくなりましたのは残念なことだった。

国会開設と総選挙 国会開設を前にして明治二十年頃からは県内でも自由党系改進黨系にわかれて政治結社の分裂統合等の動きもめまぐるしく、各地で各派の演説会も活発に行われていた（詳細は「群馬県百年史（上）六一―六一九頁）。二十三年十一月国会開設に先だって、その年七月一日に初めての総選挙が行われた。さらにその前哨戦としての県会議員選挙が、その前年二十二年九月に実施された。まさに政治的季節であった。こうして第一回総選挙を前にして二十三年には新春早々から選挙気分が県内各地にみなぎっていたというが、わが吾妻郡は第四区に属し、郡出身の野口茂四郎（川原畑村出身）が上毛民会派から立候補したが落選した。四区では木暮武太夫（群馬公議党派）が当選した。当時の政情や選挙の詳細はわからないが、当時少年だった新井信示や柳田阿三郎の手記によって僅かに当時の世

相の一端を知ることができる。

新井信示は「国会開設は少しはわかったような気がした。国会に先立って、先づ議員選挙が行われた。之は少年ながらも候補者批評などして極めて印象的だった。何といふ印刷物か知らなかったが、漫画で当時の元老院の廃止になるところを画いたりしたのを時局に関連した事象として理解した覚えがある」

柳田阿三郎は二十三年は東京の慶応義塾に遊学中であつたが、その手記（鮑真遊学録）から、国会開院（十一月二十九日）について、長文の意見を開陳している。その一部を示すと、「明治十四年国民一致ノ請願ヲ以テ明治二十三年ヲ期シ

とところで、国会開設前後から引続き二十四年にわたつて、吾妻地方にも政談演説が流行して、地方住民にも政治熱を浮きたたせた。このような政治的な社会世相は、当時の若い青少年たちに将来への政治家の夢をもたせたという。当時この地方の政談演説については、次のような諸記録がみられる。

「日本小僧」などという弁士が廻つてきて、昼に夜に、学校に劇場に、素人家に快弁を揮つたのを面白く聞いた記憶がある」（新井信示手記）。

「今夜中之条町木村屋ニ開会セル政談演説、傍聴ニ行キシニ満場ベ切ニ付帰宅セリ、日本小僧ノ政談演説会アリ但十三、十四ノ両日ノ間ナリ。」（柳田日記、二十四年三月十三日）二十五年十月二、三日にも日本小僧の政談演説会が富沢

帝國議會ヲ開会スルノ詔ヲ発セリ。国民ノ欣喜限リナク期年ヲ待ツ一日千秋ノ思ヲ為シ、新聞ニ著書ニ二十三年ノ未来ヲ論ジ、諸政党ナルモノ起リ、以テ其法ヲ講究スルコト十年、茲ニ吾人ガ待チニ待チタル帝國議會今十一月廿九日ヲ以テ開会ヲ見ルニ至ル。日本臣民タルモノ豈祝セザル可ケンヤ。豈賀セザル可ケンヤ。……吾人ハ大杯ヲ傾ケテ帝國議會万歳陛下万歳ヲ唱ヘ欣喜雀躍シテ大日本第二ノ紀元ナル明治二十三年国会開設ヲ祝スル亦故ナキニアラズ……」と、少年として昂揚する気持を以て、日本の明るい未来に心の躍動を感じていた。

吾妻地方にも政談演説が流行して、地方住民にも政治熱を浮きたたせた。このような政治的な社会世相は、当時の若い青少年たちに将来への政治家の夢をもたせたという。当時この地方の政談演説については、次のような諸記録がみられる。

屋で開かれている。この「日本小僧」とは壮士の会津義次であつた（柳田日記）

「午後旧伊勢町学校ニ於テ開会シタル自由党ノ政談演説会ニ臨ム。此日臨監ノ巡查六人、警部一人、而シテ弁士ハ左ノ如シ。

総選挙ニ就テ久野初太郎。選挙競争ノ景況ヲ述べ、併セテ

諸君ニ望ム所アリ、反町瀧二郎。解散及総選挙、柴崎梅吉。タニ至リテ閉会。此等ノ弁士ハ熱心ニ第四区撰出議員トシ

テ長坂八郎事新井八郎氏ヲ推サレン事ヲ述ベタリ。」(柳田日記二十五年二月十三日)。

式典と教育勅語の奉読 二十三年十月三十日教育勅語の発布によって、群馬県では翌十一月二十五日に知事訓示を成文として県下各学校に交付した、この際同時に「勅語奉読心得」が示されたが、そのうち主な事項を示すと、

一 勅語奉読式は毎年三大節、冬季夏季休業後、授業始、卒業証書授与当日、其他学校式日に行なうこと、二、勅語奉読式には御真影下賜の学校では必ず天皇陛下奉拝の式を行

これで学校行事や儀式の際には、必ず教育勅語を奉読することになった。中之条町の田村賢一の明治二十七年日記(当時吾妻高等小学校四年生)の中から、一月八日(始業式)と二月十一日(紀元節)における式進行次第をみよう。

一月八日は冬休みを終えて新学期の開校式が行われた。その式順序などをみると「桑原先生ノ勅語ヲ奉読シ、其他桑原先生沢口先生ノ演説アリ」。

二月十一日(紀元節) 九時学校ニ於テ式始、紀元節ヲ祝ス。最初ニ敬礼シテ、次ニ君ケ代の唱歌ヲ生徒一同唱ヒ、次

ニハ桑原先生ノ勅語ヲ奉読セラル。次ニ生徒総代トシテ唐沢仲十郎氏紀元節ヲ祝ス。而シテ木村先生ノ演説アリ。次ニ紀元節ノ唱歌ヲ唱ッテ而シテ散ス。四年生ノ出席三十三人アリ。

不景気と住民の困窮 柳田日記では、二十三年、歳の景況について、次のような記述がみられる。

今年ハ去年ヨリ米価ノ騰貴甚ダ烈シク七八円ヨリ十円位迄騰リ、小売相場上等八升、下々等ニテモ一斗ヲ下ラザリシ程ニテ、随テ諸物価非常ニ騰貴シ、金廻リノ悪シキ事、又甚ダシク不景気云ハン方ナシ。貧民日々ニ加ハリ、諸処ニ盜賊ノ

聞ヘ数多クニシテ慈善ノ舉、又諸処ニ興ル。続けて中之条地方の景況についても、

……当年四月二十日根岸伴二郎氏ト共ニ一度故郷ナル中之条町大字伊勢町ニ帰省シ果シテ此地モ非常ナル不景気ニシ

テ、去ル四月二十六日ノ如キハ近來稀ナル寒氣且ツ大霜ニシテ將ニ芽出サントセシ桑葉多クハ皆眞黒トナリ結果テタリ。

リシ。嗚呼今年ハ是如何ナル年ゾ。帝國議會第一回ノ開クル年、併モ紀元二千五百五十年ナルモ今迄四月迄ノ所ヲ以テス

……吾妻郡内ノ農商ノ云フ所ハ只困窮々々ト唱フバカリナ

レバ、實ニ不幸ノ一年ト云フベキカ（四月二十九日）。

この年六、七月の柳田日記は、吾妻群馬の養蚕・農作物等の不作不況の記録が多く、東京にあって故郷の景況を心配している。そして「翌二十四年モマタ引続イテ不景氣ノ沙汰アリ」（一月一日）とか、「今春ハ不景氣ノ声四方ニ鳴リ実ニ困難ノ年ト云フベシ」（二月十三日）とあって、二年つづぎの不況が阿三郎の退学を決意させた一因にもなったほどである。この年も五月三十日「大霜ニテ人々困窮シ、蚕ヲ川流ニ棄テルモノ多シ」という状況だった。そしてこの年は十月二十八日に濃尾地震があつて死者九七〇〇人と報ぜられた。これは安政三年江戸大地震から三十七年目のもので、不景氣の年の上ぬりとなつた。柳田日記によると、伊勢町でも「甚ダ烈シカラザリシモ尋常ミル所ノ地震ヨリモ大ナリシコト数等」とあつて、二十四年は地震の多かった年で、十月以後数十回もあつたという。

さて二年つづぎの不景氣につぐ二十五年をみると、この年の春蚕は不作で皆が愁然としたとある（六月三日）、七月二十二〜二十四日にわたつて大風雨があつて洪水騒ぎとなつた。古老は曾てないものと語つていたというが、橋梁の落ちたもの多く通運杜絶したために米価が騰貴して一円に五〜六升位になつた。こうして二十五年も総じて不作の年となつたが、この状況について、柳田日記では、「今日予ガ宅ニテ大豆ノ入上ヲ取立テシ処、平年ナレバ四十余俵ト来ベキトコロ、今年ハ皆不作々々ト云ヒテ漸ク三俵程取立ヲ得タリ。蓋シ斯卡ル不作ノ年ハ例ナシト云フ驚クベキナト云フ可シ」（十一月三十日）と述べている。

若き日の柳田阿三郎の日記によつて、二十年代前半における当地方の景況の動向を通観したが、二十三年以来は例年概ね不景氣で農作物の不作、就中当時養蚕収入に依存することの多くなつてきた当地の住民にとっては、霜害によ

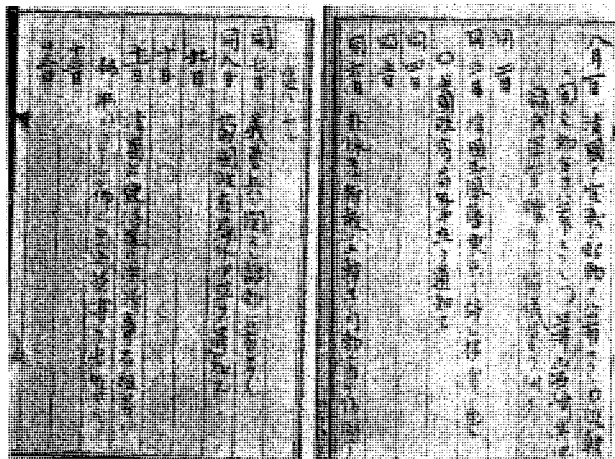
る不作つづきは生活経済の苦渋につながった。これに米価騰貴が加わると大半の住民は困窮に陥った。明治十七、十九年当時の不況による土地の質入抵当流しで、大半の自作農が没落したが、その頃の苦窮ほどではなかったとしても、山村地方の住民たちの暮しは相変らず苦しいものだった。新町村が生まれ、帝国憲法もでき国会が開設されて、新しい学校制度も順調に進展していったが、吾妻地方の人々の暮し方は、未だ低い水準の苦渋にみちたものだった。

しかし明治も二十年を経た時期になると、明治初年生れの人たちも二十才を迎える時代で、漸く新世代の青年の台頭もうかがえるようになるが、これが開花するのは前述のように二十年代後半から三十年になる。二十年前後になると、今までの明治とは違った生氣と活況にみちた世相が現われた。これは時代の動向に比較的敏感な郡内の町村指導者たちの動きを通じて看取された。

(2) 日清日露戦争と町村の世相

明治二三十年代には日本は相次ぐ対外戦争に直面したが、この二つの戦争に対応する町村民の心情や当時の世相には幾分ちがったものがあるように思う。

日清戦争と町村の世相 正式の宣戦布告は明治二七年八月一日だったが、七月に入ると「日清関係ハ切迫シ」、七月下旬には「一髪ノ急迫ル」の状況であった(田村喜八日記による)。二十五日には陸軍臨時召集が行われ、郡役所は繁忙だった。中之条町からも八月三十一日後備第一充員召集で八人(地元住民五人他三名)が出征した(木暮茂三郎備忘録より)。この見送りの町の援武会共同団はじめ有志らたちにより整然と行われた。この戦争勃発で郷土の高崎十五聯隊にも動員令が八月三十日に下った。戦争の勃発で八月一日の中之条の祇園祭は自肅裡に執行され、伊勢町でも八月二十三日の祇園祭が質素を旨に実施された。他方戦争のための軍事公債募集が八月下旬に始ったが、中村知事が来条、募集演説を行い、終了後直ちに一万円の応募ができた。町の有志は卒先して抛金した。銀行家の田村日記をみる



日清戦争開戦当初の木森茂郎備忘録（明治27年8月）

と九月十三日には郡全体で応募額五万円に達したとある。特に群馬県は応募成績がよく全国第五位をしめた。これも開戦以来戦勝の報が相次いでもたらされ、九月十四日には早くも平壤陥落の報をうけるという状況だったためである。戦線の進展に伴う次々の勝報に銃後の国民の戦意の昂揚が軍事公債への応募となって発揮された。明治の先覚者福沢諭吉は時事新報を拠点に、日清戦争を「文明開進のため」と唱えて国民の愛国心を鼓舞し、貧富に応じて献金し

一気に軍費を償却しようと訴えている。キリスト教思想家の内村鑑三もまた、福沢と同じ戦争観をもって日清戦争の意義を内外に発表している。かくて新聞は連戦連勝の武勲を次々に報じ、指導者は声を大にしてこの戦争の倫理的意義を主唱した。日露戦争の時と違って、全国民が一致して非壮な気持で戦争に対処していたようだった。明治開国以来はじめて際会した対外危機に臨んで悲壮な愛国心がいつか異常な敵愾心をかきたてることになった。沼田町出身の小説家生方敏郎は日清戦争当時（生方氏は高等小学校二年生）の地方人の心情を次のように述べている（『明治大正見聞史』より）。「国民の興奮は非常なものだった。大人も子供も老人も、女も明けても暮れても戦争のことばかり談じ合った。……」と、国民の全関心が戦争の成り行きにかけられていた様子がよくうかがえる。各所の戦闘で名誉の戦死をとげたものは新聞雑誌に、また絵草紙や芝居などに組み込まれて広く国民的英雄となった。そして難攻不落といわれた

平壤城が想像以上早々と陥落し、この捷報に対しては多くの国民は啞然とした態だったという。この時の実感を生方は、「この時くらい人々の悦んだ時はなかったろう。仕事をしていて男は仕事を止めて悦んだ。……子供は絶叫した。女や老人は涙をこぼした」と記述している。木暮茂八郎は平壤の陥落を知り、「右ノ報ニ接シ国民悉ク歡喜、各々思ヒ思ヒ祝意ヲ表ス」と述べている。

ついで九月十七日に黄海の海戦があり、ここでも大勝利をえた。戦の方は大方すんだ感じがしたという。この頃になると開戦当初いっていた不安と危惧がいつしか次第に消失していった。しかしまた反対に相次ぐ戦捷によって、はやる気持と敵を侮蔑する心が国民のなかに生れてきた。当時の軍歌にはこの世相がよく現れていた。

さて二十八年になると、一月三十日、日本の聯合艦隊の威海衛攻撃が始まり、二月一日威海衛を占領、十一日の紀元節には清国水師提督丁汝昌が日本聯合艦隊司令長官伊東祐享のもとに投降した。三月になると講和談判が開始され、三月三十日に日清休戦条約の契結、四月十七日下関にて講和条約が調印された。ところでこの調印直後の四月二十三日独露伊の三国が遼東半島の還付を勧告してきた。日本政府はこの三国干渉を前にして五月三日涙をのんでこれを受け入れた。こうして戦争は終結した。

中之条町では五月二十七日凱旋奉祝会を中之条尋常小学校庭前で開催し、集まる者千余人とあるから非常に盛大だったことがわかる（柳田阿三郎「錦溪行事」より）。当日竹酒屋にも奉祝会があり、会費三十銭だった。そして五月二十九日には高崎十五聯隊の主力が帰還しはじめた（吾妻郡東村誌）。六月十日の柳田阿三郎日誌には、「此日十五聯隊兵士ノ凱旋帰郷セラルルアリ。之ヲ迎フルモノ数百千人、予ハ中之条消防組第二部ヲ引卒シテ青山駒形神社附近ニ出張ス。伊勢町ヨリハ劍持勇三郎氏凱旋帰郷ス」出征兵帰郷第一号であった。六月十四日には木暮熊太郎が凱旋した。さきの生方敏郎の「見聞史」では凱旋兵士の様相について次のように述べている。

誰の胸にも勲章みたいなものが一つ二つずつ閃いていた。

兵士は軍服を着、剣を吊ったまま懇意の家々を挨拶して廻った。聯隊旗を大きく金で描いた大きな盃、彈丸のはじけたか

けらなど持って来てくれた。私たちの地方で聞いたこともない言葉に交り漢語を非常にまぜて語った。それが何となく豪そうに地方民の耳に響いた。

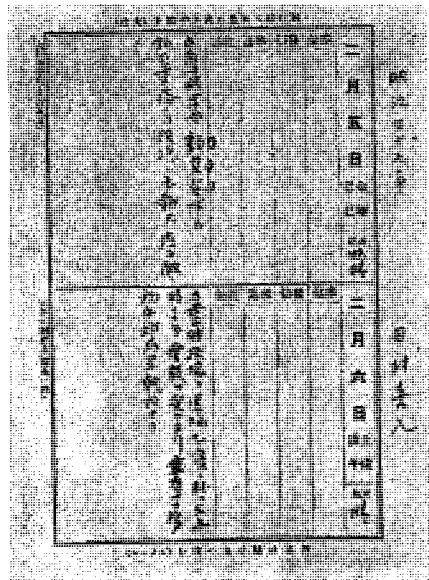
外地の前線から凱旋帰郷した兵士の誇らかな得々たる姿が目には浮ぶようである。

どこの町村でも凱旋を祝う歓迎祝賀会が盛大に催された。中之条町では共楽園（今の財政事務所や税務所など官庁舎のある場所）の丘陵に征清記念アーチを設けて町民による歓迎会が開催されたと聞いている。

とにかく日清戦争は、十年後の日露戦争にくらべて開戦当初には大国との戦争に対して国民的不安があったが、当時国民の間にはまだ軍国主義的雰囲気のようなものは殆んどなかったようだ。ただ戦争が次々と勝ち進むにつれて相手国に対する侮蔑と好戦心理とがたかまって、いつしか軍国的風潮が昂まっていた。

前述のように郷土部隊への動員令で中之条町の地元住民からの出征兵士五人が三十一日に出征したが、その見送り風景をみても日露戦争の際のような多数数の出征ではなかったこともあって、華やかな風景はみられず、むしろ大国相手のはじめての対外戦争として出征するもの、送るもの双方ともにきびしい表情があった。そして戦局の勝利の情報も次々に入ってきたが、当時は「日清戦争実記」（一冊七銭）が相次いで刊行され、町村民の間でもこれが読まれた。この本は極彩色の錦絵によって戦争の光景をみせてくれた。他方軍歌が次々に生まれ、俗謡も現われて地方人の心を抱えた。戦争中にはよく幻燈会が催され戦争や軍艦、野線看護婦の画などが次々に登場し、弁士の説明と相俟^あって人々を感動させたときいている。

日露戦争と町村の世相 さて日清戦争後わずか十年たらずで、日本は大国ロシアと再び戦争に入った。明治三十七年（一九〇四）二月十日ロシアに宣戦布告した。これに先だち「二月五日午後十時四十分、動員令中之条役場ニ達



明治37、年2月5、6日の田村喜八の日記
(開戦動員令下ル)

もはじまり、奨武会援護会などが活動した。戦勝祈願も行われると同時に奨武会などは出征兵の家族扶助料などをとりあげた。また田中甚平の長男省一郎は父の命をうけて出征軍人家族を訪ね、貧困状況を視察、役場にその詳細調査を依頼している点などが注目される。海陸ともに前線の戦闘は拡大してゆき、三十七年には各地で激戦が継続していた。陸戦では五月第一軍の九連城、第二軍の金州の占領、六月(二十日)満州軍総司令部の設置、蓋平城占領八月十九日から旅順総攻撃がはじまり、九月四日遼陽の占領十月沙河会戦十一月下旬から第三回の旅順総攻撃が開始された。他方海戦では二月下旬に旅順口閉塞作戦の開始八月十日の黄海の大海戦、十四日日本の第二艦隊とウラヂオ艦隊との開戦などが行われた。日清戦争の際の戦闘にくらべて各戦闘ともに規模も大きく海陸両面を通じて戦線は拡大していた。このような大戦争を遂行するに至った日本は戦費をまかなうためには、前述の日清戦争とは比較にならない

シタリ」(田村喜八日記)、そして七日には、「町在住ノ軍人一同ヲ朝日座に招ジ大送別会ヲ開ク。会スル者軍人四十四人、会員三九九人、発起人ニハ中之条吏員一同 中之条同志会 西中之条矯風会、伊勢町青年会 青山村青年義会 市城村交誼会」(前掲日記)、そして八日九日にはすでに仁川港と旅順港で海戦が開始された。この捷報が到着している。この開戦に先だった諸戦の勝利によって町村民も湧きたった。三月六日には第一師団の動員令があり、八日には三人の出征兵が出立した。この三月には早くも戦時下における銃後活動



明治38年1月3日東京日々新聞
旅順陥落の報道

ほどの膨大な資金を国の内外から徴達せねばならなかった。国内でも幾度かの国債募集が実施された。最初三十七年三月一日～十日までの応募額では吾妻郡が十六万八千四百円、他郡市にくらべると県内で一番少額だった。

さて日清戦争にくらべて、さらに大規模な日露戦争、そして戦時下の諸動向を、わが町村民はどう受けとめていたか。当時の世相と関連させて述べておく。三十七年開戦当初幾人かが動員応召で出征していった。その後三十七年後半期には前線の戦闘が漸く熾烈になったが、大動員はなかった。しかし身近な親類知人などが少しずつ出征する姿をみて夫々その安否が気づかわれた。町の助役二宮勘蔵も後備軍曹として応召された。人の動員馬の徴発そして軍事国債募集などが相次いで行われ、日毎に戦争気分も昂揚していった。銃後活動も活発化した。戦時下で奨励会援護会なども強化整備されていった。十二月には恤兵会（五日）と篤志婦人会（十二日）が設立された。そして十八日には

町当局と町の諸団体の協力で戦死者の公葬が執行された。この激しい戦争下では人々は平時とは違った気分支配されて、私生活の変革一新がみられた事例も多い。田中基平は日曜日以外には廃酒した。町長田村喜八も生活節制を誓って深酒を慎んだと記帳している。さて戦争第二年次は正月早々から旅順要塞の陥落によって国民の志気は非常に昂った。この報をうけた町の様子について町民の日記を示しておこう。

二日旅順陥落ノ報ニ接シ人氣湧クガ如シ……町民一同国旗ヲ掲ゲ祝シ燈灯ヲ吊シ、夜ニ入り燈灯行列ヲ挙行シ、

大々的ニ祝シタリ」(中之条町二宮勸策日記)

この三十八年正月初頭二三日間は国をあげての勝利を祝う人々の歓喜と昂揚が最高項に達した時だったろう。こういう零闘気の中で一月七日中之条恤兵演芸会は異例の盛況を極め、十一日には農学校生徒の旅順陥落を祝う運動会も開催された。戦勝気分の中月中旬もすぎた十九日第一補充兵の動員下令があり郡全体で二十六人の多数だった。夫々が盛んな見送りをうけてあわただしく出征していった。二月には上毛新聞田村記者の観戦談(二十五日)があり、続いて翌二十六日には八田海軍大佐の義勇艦隊建設のための巡回講演会が朝日座で開会され千二百三十人もの聴衆が会するという大盛況だった。その結果建設義金の募集に大成功をもたらした。そして三月に入ると陸軍の奉天を目ざした北進が急で、十日ついに奉天占領した。ここではまた十日以降一週間は戦捷に湧きたった中之条町では十六日臨時町会が開かれ、満洲軍総司令官と当地出征軍兵士一同に感謝状を贈呈する件が議決された。翌十七年祝勝会、夜は提灯行列が行われた。さて三月下旬に第四回国債募集が行われ、郡割当額十三万五千三百円、中之条町の配当額は二万八千四百円であつた。三月下旬一週間町長自ら勧誘に出かけた。三月末日には郡民の応募額は割当をこえ十五万五千四百二十五円にも達するという状況だった。続いて四月下旬には第五回の募集が発表され、五月一日～五日まで、町の応募額は三万四千九百五十円に達した。

さてこの五月にはこの戦争の命運を賭した日本海海戦が開かれた。田村喜八日記によると、五月三十日に「海軍大勝利の一大快報に接す、大本営の公報として新聞号外左の如し」とあって、号外の全文が記載されている。この日本海々戦の大勝を祝して、中之条町では六月三日午後五時から男子校で大祝勝会が挙行された。式終了後小学生の旗行列があり、有志が竹野屋で祝宴を開いた。この日町会では東郷聯合艦隊司令長官に頌功状を贈呈することを議決している。大海戦の詳細が次第に判明するようになると、人々は今さらのようにこの勝利に感嘆しかつ奮いたった。この

海戦の決着によって日露戦争もすでに終焉に近く、六月に入ると米大統領によって日露両国に対して講和の勧告が行われた。そして八月から米國ワシントンで会議が始まることになった。ところで八月になってからも、なお補充兵動員があり、中之条町から三人が召集されていた。

講和条約と世相 講和条約の進捗については国民の関心の焦点になっていた。当時の新聞は詳報していたが、これについて田村喜八は日記中に刻明に記録している。その経過については省略するが、不成立の声もあり延期を重ねる等の曲折をへて、とにかく八月末に成立をみた講和の圧倒的有利を期待していた国民も、日々の新聞を通じて仲々話がまとまらぬのに焦燥していた。辛く成立した条約をみて人々は驚いた。田村喜八日記九月一日に

其の條項中最も重大なる要求の軍事賠償、海軍力の制限を
全部譲歩し併せて樺太北半部を無償にて還付するに至りたる
ものにて甚だ不満足の講和條件なり。故に国民何れも憤慨せ
ざるなく此の喜ぶべき講和も人氣更に揚らず全国一般火の消
えたる有様なり。嗚呼

と国民一般の氣持を吐露するかのように「嗚呼」という嘆息を發している。日ましにつのる当時の国民感情を反映してか、三日には「大屈辱講和の為全国一般大不平の声のみなり」と述べている。四日、「新聞紙は皆一樣に大屈辱講和につき不平の記事にてうめたる有様なり。嗚呼」と再び大きな嘆息を發している。そして九月五日開催された東京市主催の日比谷公園の国民大会の有様について、翌六日の日記をみると、次のように鬱積した心情を爆発させている。

警察の干渉により古来未曾有の大騷擾を起し、全都の公憤
爆発し、警察分署各巡查駐在所の焼打、内相官舎の焼打、遂
に血をみるに至り、軍隊の繰出しとなり非常の大騷擾を極め
たりと。是も当局者の斯くの如くなるに至らしめたるもので
悉く彼等の責任なり。

銃後町民を代表する町長田村(喜)のみならず、戦地にある町の出征兵たちも、軍人援護会長や町長宛の書簡のうち

で皆一様に講和条件に対する不満を述べ、これを屈辱条約として強い戦争継続の意志を開陳しているのが目立っている。そのうちの一書簡の一部を掲げておこう。

(講和) 談判日を追って不調の傾向ありとの報に接し、余等出征の途に在る者、尚臍を堅め交戦続行すべき覚悟致し居り候処、意外なるかな講和成立せりとの報に接し、吾人の驚愕一方ならず……其條項を来り待ち居りしに屈辱的……成行き国民の憤慨天地を動揺し書を上帝に奉上せりとか、哀請採可するに至りて益々交戦を続行し敵地の要塞を陥れ、最後に大捷を占め、威儀堂々凱歌を奏する期を扼待罷り在り候処、無能なる我が政府は国民の請願を容れざると見へ、派満の軍

に停戦命令を布告し帰還を促すに及ぶ。実に千載に遺憾とする処に御座候……

在清国在満洲大盤嶺

高山市平拝

明治三十八年九月廿四日

中之条町軍人援護会

山田金伝次殿

2 生活の諸相

この地方の人々の明治期の生活は、全般としては旧くからの伝統的慣習にもとづく土着民俗的なものであった。それでも明治二十年前と後とでは、生活の各分野において少しずつながら変容してきていた。衣食住はじめ仕事や娯楽、家族近隣及び町村の社交等を通じて、二三十年代になると各方面に新しいものが現れてきた。その頃になるとこの地方でも社会の移り変わりが早くなって、町と村また家々の間で生活の様式や内容に相違がでてきた。まちとの往来も次第に頻繁になって洋風都会風も自然に入ってくるようになる、在来の伝統的土着的なものも少しずつ変容していった。日露戦争後の四十年代には当地方でも生活の変容がめだつようになった。家や地域の生活様式、経済的な暮しなどを通じて、この明治後期の住民生活の諸相をみてゆこう。

(1) 衣食住の生活様式

衣生活 明治期は全般に町も村も和服（着物）で、ほとんど木綿が中心だった。村では前期までは自家織りが行われていたことが県内村誌などにはみられるが、中之条町では呉服衣料品などを用いていた。前期の町の呉服商いは二店（山文と山十）で、その買物帳などみると家族の衣料は大半が木綿物だった。後期になると、呉服太物商もふえ、新しく洋品商も現れて、この地方の人々の衣生活の向上進展のほどが知られる。明治二十五年七月の町の共成社の「呉服衣料品在庫目録」から当時の住民の衣生活が推察できる。着物には各産地の木綿絣が多く、下衣には各種のシツ股引類がみられる。

洋服は郡役所の役人はじめ町の官衙の勤人たちや巡査など、主に外来の人々の服装だった。三十七年に県下の小学校男子教員の制服がきめられて、先生達が着用したが、地元の農業学校の先生たちも洋服をきていた。そして生徒も小倉木綿の詰襟の洋服に学生帽をかぶっていた。三十年代後半から四十年代になると、町の若い銀行家（町田歸一、



若い銀行家 2人
（左町田歸一・右蠟川七郎次）
明治39年10月

蠟川七郎次）なども洋服をきるようになった。ふだんは着物が多かったが、旅行や公務で出かける際には洋服になった。それでも町村役場は和服が多かった。明治の若い柳田阿三郎は洋服が割合に多かった。公私を洋服と和服で区分する人もあった。明治三十七年の営業便覧をみると、町に洋服屋が一戸（曲手町の寺井庄松）あるのがめだったが、地元の人々の需要に応じていたのだろうが、詳細はわからない。村では公生活に村長郡会議員などで洋服の着用が時折みられたが、まだ町村ともに公用



明治39年中之条女子校高等科卒業生たち

でも和服の方がなじめた時代であった。明治三四十年代の中之条町の生徒の卒業写真をもても、三十年代では校長が背広蝶ネクタイ、先生は制服、女の先生は和服に袴、男生徒二十八人全員着物で帽子は二人、女生徒三七人で袴一五人、田中甚平桑原竹治郎田村喜八すべて和服、四十年代のものでは、校長モーニング、男先生一人背広詰襟十人、男生生徒全員和服で学帽十五人、袴八人（学帽と袴着用七人）山田金伝次蟻川七郎次中沢祥平井上重徳桑原竹治郎全員和服であった。

頭髮については町の髪結業の篠原いとさん（明治六年生）の話によると、「町の商家のおかみさんは丸髷を結った。三十七八年頃から「二百三高地」という髪がはやった」というが、四十年代の女子補習学校の生徒などの髪型は中々はでになり、二三十年代の髪型とは一変した。既にそれより当時女生徒の服装が都市風に華美の傾向になったことを心配していたことが記述してある。

かぶり物は日露戦争後には青壮年の間に烏打帽がはやって、青年達の集りの写真などには何人かが必ずこれをかぶっているのを見る。トルコ帽は田中甚平がよくかぶったといわれている。

食生活 ハレの日モノ日の食事とふだんの日の食事の区別は衣生活以上にはっきりしていたようだ。毎月一日十五日二十八日には、ふだんの日の食事とは違っていたことが多い。当時町では主食は米麦の混食が上層の家でも普通だ

ったが、一般農家などでは米麦に稗粟も混ぜた場合も多かったようだ。ふだんの日の米麦の混合率も家々でかなり違っていたという。水田の少い群馬の農村では主食は大麦が主で、石臼で挽き割にした。明治二十五年芳賀村（現前橋市）の調査では、米三分麦七分の割合で一人一日六合の麦飯の家が五七％という（村誌）。四十五年薄根村（現沼田市）の調査では米麦五分五分のものを一日七合食べるものが七〇％と述べている（村誌）。当時町の一般家庭の日常食では米麦半々から麦六米四ぐらいが普通だった。これに味噌汁に漬物が主で、副食には野菜の煮しめなどを加へることもあった。町並で雇人を使っていた商家などでは、主人と子供は他の者とは違った食事のことが多かった。こういう家々でもハレの日だけ全員にご馳走をして米食干魚塩引等をだした。食事のしかたも食卓をかこんで全員が揃って食事するようなことは少く、各自は別々に箱膳でとった。村の農家では仕事が忙くなる春の彼岸から秋の彼岸までの労働の忙しい時期にはオコジョハン（間食）をとった。主に焼餅だったが、朝鮮びえ、麦粉もちこし粉を使ったものが多かった。

調味料はみそが主で、飯にみそ汁が中心の食事であった。みそは盛んにつくられた。みそは古いものほど良いといわれ、二三年保存したヒネのものから食べる家も多かった。村ではなめ味噌などをどこでもおかずにした。町でも調味料にニボシが使われカツオブシはお客用に偶に使う程度だった。砂糖はあまり使われなかったが、町の家々でも四十年代になるとその消費量がふえたようだ。村では黒砂糖が使われ、正月などにこれを使ってあん餅などが御馳走として喜ばれたという。白砂糖は貴重とされ、手のひらにのせてなめるというぐらいだった。菓子では明治の村の子供にとって鉄砲玉やカリントーが喜ばれたというが、進物用の塩がまや金平糖は上等の菓子だった時代である。日露戦争当時町には菓子屋が七軒もあって、大体各町内に一二軒はあったほどだった。主に駄菓子干菓子で、当時生菓子果物は店にはなく縁遠かった。

魚や肉も交通文化の発達で入手することが多くなるが、三四十年代からは少しずつ町民の日記にも現われてくる。

町の銀行仲間の会食に時々牛肉もでるが鹿肉をよく食べた。当時町では牛豚馬鳥等の肉類は全部あったようだ。三十年代後半には伊勢町で金幸が肉屋をやっていたし、竹酒屋でも肉を料理していた。しかし個人の家庭の食前にのることは殆んど少かった時代である。田中甚平家で三十七年一月三日に「はじめてハム料理」をしている（甚平日記）。田中甚平家などでは当時乳牛を飼育していたので自家用に飲用したり、町の親戚などに分けてやっていたが、一般の家では無縁のものであった。さて酒は明治になると全国的に消費量もふえたといわれるが、自家用の濁酒が造れなくなり（明治五年）、買いい酒がふえたためだろう、酒は主としてハレの日のもので、商人のエビス講・職人の太子講、そして農家の生産のケジメの際の祝などには皆んなで酒をたしなんだ。晩酌する人々も多かった。明治中頃までは町にも村にも酒造家が多く酒の出ることは多かったように思われる。町や村の各種の寄台には酒は附物のように決って出ることが頻繁だった。明治期には役場銀行などを拠点に仕事や政治には酒が人間関係の媒介剤として大きな役割をになつた。大正になると仕事や政治のほかに、若い人々の遊びにも酒が結びついて、さらに好況期になると町に芸妓酌婦がふえたので、遊びと女と酒の結びつきが現われて大正の時代風潮をつくった。

住生活 中之条町では江戸時代における屢々の火災で幕末期に建てた家が多かった。町の商家の屋根は板葺のものが多くなっていた。こうした板屋の間に伍して近世以来の農家風の萱葺の家屋も散在していて、近世の定期市場町としての外観が多分に残っていた。明治十四・五年頃からの道路改修や官衙銀行学校等の建築物の変化から漸く明治風の注入もみられた。しかし前期の二十年前までは古い江戸時代の町の面影が強かったようである。明治も十四年までは狭い道路の中央を用水が貫流していて、通りに面した町並の家々の宅地も相当広く、市日以外はふつう静まりかえった農村の町だった。二十年代後半から町の産業の発展とこれに伴う官衙学校などの新築、定期開市の町から固定店

舗型の町への転換が徐々に進み、特に新しい商家が町並に店舗をはるようになると、急速に町も活況を示してきた。女子校（現役場）はじめ税務所区裁判所小林区署・吾妻銀行吾妻興業銀行などの建物の外観には、多少の明治新風がみられた。しかし明治期の商家農家も家屋の外観内部の構造様式も急変することなく近世以来のものが良く存続してきていた。町並の宅地割りは近世初期の今の王子原移転の時の真田式町割により通りに直角に縦割り分割したために、間口五・六間にして奥行（裏）二十間余に及ぶ長方形の地所に家屋が整然と道路沿いに建っていた。

村の農家では萱葺屋根が多く板葺も次第に多くなってきた。瓦葺は非常に少なかった。養蚕が盛んになるにつれて、二階建が多くなった。二階を蚕室に使用した。二階屋の増加につれて板屋根もふやした。板屋根の上に平石を置いておさえる「石置き屋根」が上州の名物とされるようになった。商家では普通家屋又は土蔵造りのものも現れた。

町では表を店にして奥を居間に使ったが、古いつくりの家が多かったので、居間の採光が悪く明り採りが必要だった。明治期には当地はまだ電灯はなく、明治後期は大体がランプ、二十年前の前期にはまだランプ以前の家々も多かったようだ。農家などでは二十年後の後期になってもまだランプ以前のものが主であったのではないか。この地方の明治期の灯火文化の歴史はいくたびかの変遷をへているが、町と村、同じ町村のなかでも家々によってもその移りかわりに相違があったようだ。中之条町の明治の燈火の変遷について中之条町新田の剣持畠一（明治十五年生）から聞いた話を述べておく。

私が七、八才の頃（明治二十三年頃）は手ランプの時代で、石油を燃料としていたので烟がたって仕方なかった。それ以前は菜種油を灯蓋という皿に入れてアカリにした。仕事

や食事の時だけでもして他は炬のアカリによった。日清戦争後にランプが現われた。これにも色々なものがあって、上から吊せるもの下に置くものとあって、下に置くものはシンが

二分三分五分等があり、上から吊すランプには一番二番三番しんとあって、アカルサが違っていた。普通の家では灯台の数も少かったが、旅館などでは二〇から三〇もつけていたので、掃除が大変だった。外には街燈の三分シンのものがつけ

てあったので（日露戦争前）、宵のうちは明るかった。普通外を歩くには各戸提灯をつけた。燈油はよく行商がはかり売りをしたが、町でも売っていた。

明治期は多くの町村では電灯以前で、ランプ或はランプ以前の行燈ローソク、さらに松根肥松のあかりも全国的に用いられた。農家の夜なべ仕事の大半は松の根や桑ねっこの焚火の下で行われた。わが地方の農家でもそうだったろう。ランプの使用で明るく便利になり、養蚕が楽になり商店の営業や農家の仕事等も能率的になった。日清日露戦後の好況期に広く普及したが、なお充分使用できない農家もあった。そしてランプ使用の期間は短くて、却ってカンテラ時代が長かったといわれている。

(2) 明治期の家計―町と村の暮しの経済

つぎに明治期の町や村の生活を経済的な面からみておく。当時の町や村の人々の家計を通じてくらしの経済からみた実態を明かにしておきたい。この当時家計支出については日常支出を正確に記録したものはなく、特にこの地方では商家も農家も自給経済が多く、現金支出それも主なものだけの記帳が多いようである。特別の出張や旅行の際には堪念に日記にも記載されている場合が多いが、ふだんの日々の記帳になると、一二の特別の家以外にはなく、それもきわめて不完全な資料であることを予めことわっておきたい。当時はこのような家計支出の記帳は、当地方にも貨幣経済が浸透してきたことを示していると同時に、かかる記帳をしたのは現金支出の多い上層の家に集中していることである。従ってこれをもって、そのまま広く一般の町や村の住民家計の示す暮しの実態でないことを断つておきたい。

さて明治期の家計は半年で区切り盆暮二期に分けて家計をたてていたが、農家商家勤人で自ずから家計構造は異っていた。農家では年々の農業の豊凶によって生計は揺らぎ、しかも近世以来農のみで生計をたてえないものが多く、駄賃市場稼の農閑兼業に大きく依存してきた。明治以後産業の発達によって、行商はじめ卸売仲売職人仕事等で働く場も多少拡大して、現金収入の途も幾分開けたが、生活の途はけわしかった。中層以下の住民農家は多く自小作小自作として、上層農家からの小作によって営農を続けるとともに、上層の農家商家への出入を通じて農作業や家事及び商売の手伝いなどによって生活を支えていた。特に後期には養蚕の急速な発達によって大半の農家商家が、一時期を過激な生産労働をしながら短期の現金収入をはかったもの、また養蚕雇には他作業よりは比較的恵まれた収入源も見出された。またこれとつながる賃挽座繰による製糸の稼ぎも新しい家計の大きな柱となった。種々現金収入の途も明治前にくらべて確かに拡大したとはいえ、実際の入金は節季々々だった。物品の購入販売も多く掛買掛売りであった。盆勘定は正月からの貸借利子店借日雇賃医者札（払）など。暮勘定は利子家賃地代店借り小作料等の決済だった。この時期には盆礼歳暮礼はじめ親類縁者への社交贈答も行われた。明治になって、特に後期からは農家生活も大きく変って、衣食の生活も自給分野が縮少して現支出出面が少しづつ増大した。そしてまた従来なかった新しい交通費衛生費時に文化費等もでてきた。

町民の家計 ここでは町の上層旧家で主人が銀行勤務していて、家では商店をしている一町民の家計をもって、明治後期の町の暮しの経済の一面を考察する。整備されてはいないが、二十年代・三十年代・四十年代の家計の一端の記帳があるので、この資料によって三期の家計の主なる費目別変化を中心に見ることにする。（当家は近世中期では町の最上層の経済上の地位をしめた旧家であったが、後期には下降し、明治前期には分家の方が繁栄していた。幕末期から明治前期にわたって二代続いて婿養子を迎えているが、吾妻銀行開業以来の銀行勤務を続けていた。三十年代

の後半から家運の著しい上昇で四十年代には町の経済上層（等級割で十五六位）をしめた。三十年代からは息子二人が東京の学校に進学していることも特徴であろう。家計費を主要項目別にみると、次のような特色がうかがえる。

④食料費 二十年代は正月などの特別な際を除き、ふだん食生活はきわめて地味だったようである。ふだんは魚肉の記帳はなく、牛乳は二十七年から牛乳屋からとっていた（牛乳一合三錢）。廿八年から多少副食分の種類がふえるのがみえる程度にすぎなかった。三十年代特に後半になると、ふだんの副食品や調味料などがすっかり向上してくる。砂糖茶油は販売していたので店の品物を使用しているが、店商品の使用状況をもても、砂糖は主に玉砂糖、時々白砂糖、茶は友白髪、油は胡麻油で油揚げはかなり常用していた。さらに王子牛乳、魚にはにしん、さんま、ます等が時々記帳されている。これら副食の摂取を通して当時の生活水準は相当高いものだったと思われる。そして四十年代（四十二三年）をみると、三十年代に比して茶菓子や砂糖の消費頻度が著しくふえているのがめだつ。砂糖でも白砂糖の使用がふえている。魚肉類の使用は二三十年代に続いて少い。

⑤衣料費 三期を通じて特別にめだった変化の特色はみられない。二十年代の記帳には地元呉服太物店からの絆類反物はじめ足袋下駄などが主だった。三十年代には綿類糸類の購入記帳が多い。これに加えて主婦の水油元結類髪結代等のものが主である。反物購入は少ない。

⑥家具什器費 二十年代には主としてタンス建具類などが購入されたが、三十年代特に四十年代には、生活上の日用品類として石鹼ようじ歯みがきソーダふのりマッチ紙洗粉等の多様な生活必需品がふえてきていることがうかがえる。四十年代になると日常生活の著しい変遷向上を示していた。

⑦医療費文化費 医療費は殆んどが医者を支払薬代払であつて、二十年代の子供が幼く家にいた時と、三四十年代のよう成長して進学不在の時とは、その支出はちがった。文化費は新聞代を中心に、時々の雑誌や書籍の購入がある。二十五年のものをあげると、新聞代（寸鉄新聞一月二日一三三）二十四錢、吾妻教育会雑誌半年分三十六錢、史海一三三六十六錢三厘……、子供不在の三十年代は文化費は大巾に減少する。

⑧教育費 二十年代には子供の小学校時代の授業料が記載されているが、二十六、七年の小学校の授業料が三四カ月一括して記帳されている。二十八年四月からは高等小学校になり、毎月二十五錢がみられる。三十年代の後半上級学校の息子二人の学費をみると、三十六年で毎月十七十八円、時に教科書代なども記帳されている。

⑨交際費 二十年代のものに詳細な記帳がされているが、

正月の年始年玉、盆暮及節季の進物贈答、冠婚葬祭における贈答返礼、公職の交替、官公吏教員の就任転任の送迎、町や区の寄附……家や個人につながる附合上の出費が、他の費目に比して非常に大きいのが特色である。特に当家では主君が地域と職場（銀行）を通じて両面における広い範囲をもつていた点で特殊な事例であらう。

村民上層の家計 つぎに資料の關係から村の最上層の旧家の家計記帳簿によって、明治後期の村の暮しの実情をみることにしよう。まず明治二八年（一八九五）～四五年（一九一三）の生活費の動きを第6～70表に掲げる。この表によると、(イ)日清戦争後から日露戦争前までの生計費の動きでは、日清戦後の二年から三年にかけて（二九年から三十年）生計費が急上昇していること。一般に三十年代の前半の生活費の上昇が著しかったことがあげられる。(ロ)日露戦争中（三七・八年）の生活費が特別に多額で、明治後期を通じて最高額だったこと。(ハ)日露戦後の四十年代の生計費は戦前に比して伸長が停滞して、明治末の四四年四五年になって再が上

第6—70表

	生 計 費	円 銭 厘
明治28		761.45.8
" 29		839.95.0
" 30		1,781.55.7
" 31		1,148.96.7
" 32		1,032.13.1
" 33		1,346.64.3
" 34		1,436.38.3
" 35		1,357.94.3
" 36		1,345.87.1
" 37		1,847.18.6
" 38		1,774.24.1
" 39		1,285.90.5
" 40		1,228.59.3
" 41		1,130.48.8
" 42		1,219.83.8
" 43		1,308.43.8
" 44		1,560.95.3
" 45		1,824.61.8

①交通費 銀行用務のための出張が多かったのだ、この点の記載は詳細である。これは公用職務上の支出であって、私的な家計ではないが、交通機関の発達により二三十年代から四十年代と順次に路線の延長、交通機関の整備によって、支出もまた増えてゆくことがうかがえる。私的な旅行支出はあまりみられなかった。

明治廿貳年
費用帳
丑第壹月良日

昇しはじめたことなどが指摘される。

七 明治後期の伝染病

増補中之条町誌をみると、厄病について、「昔古ハ^{ほうそう}瘧瘧五六年目ニ流行シ、^{はしか}麻疹ハ二十年三十年ニ一回流行スルハ天然ニテ、是が為メ死亡者ヲ出来スル事尠カラズ。医術至ラズ。故ニ天命ニ任ズル如シ。恐ルベキ流行病ハ傷寒（チブス）痢病是ハ伝染セルモノ、然レドモ交通延引シテ親族ノ外立入ラズ、医師モナルベク退ク風習ナリシ。痢病強キハ下血スル事アリ。傷寒下痢ニ陥入り重症ニ及ブモアリ。廁ヲ^{かわ}分ケル位ニテ注意外ナシ。普通痢病患者ハ疫果テ飲食セズ、二十日余ニテ藥ナクシテ病退ク事アリ。斯ノ如ク不養生ニシテ只厄神アリテ病煩セシナル者ト考ヘ信ジ、神仏ニ助ケ祈リ疫界ヲ送り出ス等ノ事ヲ修験者ニ託セリ」と記述してあるが、幕末には「嘉永三戊年冬傷寒流行、文久戊年麻疹流行シ、人多ク死ス。文久元年コレラ流行始ル」とあるが、さらに明治になると、「明治十五年コレラ流行、同二十九年赤痢流行、以来年々赤痢多シ」と述べてある。衛生施設衛生思想の未だ不十分だった明治前期においては、その治療対策も実に変だだった。天然痘やコレラの流行には全く苦渋したときいている。明治十五年（一八八二）八月二十六日から伊勢町にコレラ病が発生して町民は恐怖におののき、町民総代、衛生委員戸長等の連署で避病院設置願を提出している。

さて明治十年代初めには郡内の開業医師は二十六名で、新中之条町地区には、中之条に佐々木穀堂、横尾に関恒斉、赤坂に田村玄策、大塚に林松太郎、蟻川に斉藤良齊などがあつた（原町山口六平手記による）。なお公立病院として原町に吾妻病院があり、医員一薬剤生二、患者八一五人と記録されている（明治十三年、群馬県統計書）。明治前期の旧

町村時代にも衛生委員もおかれていたが、明治後期の新町村制のもとでは諸条例の整備の一環として衛生委員も常置された。また町村内には衛生組合も漸次設置されていった。衛生行政の整備への契機となったのは、日清戦争後の明治二十九年（一八九六）の赤痢病の大流行であった。この大流行は全県的なものであったが、吾妻郡では特に猖獗を極めた。中之条地区内では沢田村伊参村などがひどかった。

1 明治二十九年の赤痢病の流行

近代日本がはじめて際会した対外戦争の日清戦争では、戦争には勝ったとはいえ、戦後の庶民生活は中々きびしくなった。大戦争の遂行の結果の経済的社会的な苦渋は戦後になって各種の病理現象となって現れた。戦後の赤痢病の大流行もその一つである。吾妻郡でも戦争終った翌二十九年には未曾有の赤痢病の蔓延がはじまり、引続き二三年間にわたって毎年七月から九月の夏三カ月間、赤痢病の猛威に郡民生活は痛く苦しめられたのである。

(1) 赤痢病の蔓延状況

二十九年六月一日岩島村に発生したのが群馬県の赤痢病のはじめであったという。「根古屋の日清戦争の帰還勇士田中文重郎氏が戦地からの保菌伝染か、赤痢病に罹り、その附近の者数人に感染したが……」（岩島村富沢廣吉「回顧録」より）、沢田村では六月十一日の発病のものが最初で、この夏一杯すさまじい勢で大流行した。まず六月の統計によると群馬県全体の患者数は五十六人であったが、沢田村だけで二十四人もしめていた。七月になると「益々蔓延シテ患者総数一八〇余名ニ達ス。就中惨然タル流行地ハ長野原沢田村ニシテ、其他伊参嬭恋三原等各所ニ流行セリ」（七月十六日田村喜八日記）という状態だった。

中之条町の赤痢病 田村喜八日記の七月十八日に、「赤痢病愈々西中之条村ニ侵入シ来リ、高橋市五郎方雇女発

病ス」が中之条町のはじめである。六月初め岩島村に発生した赤痢病は七月には郡内各町村に伝染し、七月下旬には中之条町にも流行しはじめた。偶々この月二十日二十一日に大風雨が襲来して出水による橋の流失破損の大被害が重なった。しかも大風雨後の七月下旬は連日九十度をこす酷暑が続き、赤痢病は益々猛威をふるった。

このように郡内一帯の悪疫大流行の二十九年には、各町村の夏祭（祇園祭）も自然中止又は延期となった。中之条町では、「各戸軒提灯ヲ掲ゲ祭意ヲ表ス。是レ本年ハ流行病ノタメ同祭延期センモノナレバナリ」（田村喜八日記）八月上旬には西中之条地区の赤痢感染はものすさまじい状況だった。八月十日には西中之条だけで二十人をこした。八月に入ると、今までの隔離所には収容できず、新しく裏町長屋をこれにあてている（二日）。こうして連日幾人もの人が次々に収容され、うち何人かが死亡していった。この最流行期には内務省技師高木友松が来郡し、八月五日高等小學校において赤痢予防についての講話を行っている。八月も中旬に入ると、十一日には伊勢町西部にも赤痢病が発生し、益すぎには青山方面で患者が急増した。そして八月二十日前後には赤痢病対策をめぐって郡会議員、県会議員の動きがみられた。田中甚平日記によると、その詳細は次の通りであった。

八月十九日 赤痢流行地救済策ニ関シ郡会及県會議員会
合、本日患者六名、初発以来六十七名、今夕木檜三四郎県庁
ヨリ帰郷、赤痢ニ関スル県庁ノ意向ヲ語ル。

八月二十日 赤痢病ノ状況、陳情委員トシテ野口折田上原
ノ三名出県スルコトニ決定ノ処、石坂知事ノ巡視来郡ニ付、
当地ニ於テ面談陳情スルコトニ決ス。：今日死亡二人。：

石坂知事は二十日に来郡し、二十一日に高等小學校で講演している。この際婦恋村長野原町草津町沢田村の四カ町村は赤痢予防消毒に関する出費ができない旨を陳情している（田中甚平日記）。

八月下旬になると、患者増加の勢は幾分低下してきた。八月下旬の患者数をみると、「初発以来八月二十八日までノ調査ニヨルト、三、三〇三名ニ達ス」（田村日記）とある。ところで八月は全県的にも七月にくらべて、一段と大流

第6—71表 (明治29.8.19中之条町)

	中之条	西中之条	伊勢町	青山	市城	計
全 治	1	6	—	—	1	8
死 亡	—	3	2	—	1	6
未 治	7	17	5	5	6	40
計	8	26	7	5	8	54

吾妻郡誌1440頁郡赤痢患者日計表より

行を来し、前月一、七九二人の約三倍余の五、八〇〇人に達した。
九月に入ると田村田中二人の日記が、ともに赤痢患者の記載が少くなる。九月六日には稲荷西の隔離所が閉鎖された。こうして六月以来四カ月間にわたり未曾有の猖獗を極めた赤痢病の流行も九月の末にはやっと鎮静に帰した。その結果十月一日には悪疫のため延期してきた中之条の祇園祭礼も行われるようになった。隔離所もこの日に引払われた。なお伊勢町の祇園祭も引続き十一日に行われた。

ここで二十九年八月十九日調による中之条町の大字別患者状況を掲げておこう(第6—71表)。石坂知事の来郡前日の状況で、まだ中々猖獗を極めていた時期である。西中之条の患者が他大字にくらべて最も多かったことが特徴であった。しかし当時の他町村とくらべると、患者数死亡者数とも少なかった。

沢田村の赤痢病 前述のように二十九年の赤痢病の流行では、中之条町の地区内では沢田村が最もはげしかった。患者数でも吾妻郡各町村のうち草津町長野原町について多く、五九八人に及んだ(郡会からの建議書に所載の患者数)。村内発生の最初が六月十一日であったが、六月中に二十四人、七月に入って蔓延し、月末には一九四人にふえ、さらに八月に入ると四五〇人にも激増している。八月十九日調による村内各大字別の患者状況を、次の第6—72表に示しておく。患者の多かったのは上沢渡と四万である。さきの第6—71表(中之条町患者状況)と対比して目につくのは、(イ)患者のうち死亡者が非常に多かったことである。全患者数のうち四分の一(二五%)も死亡している。全治は僅か一二%にすぎなかつ

第6—72表

(明治29. 8. 19沢田村)

		四万	山田	折田	上沢渡	下沢渡	計
全 死 未	治	30	—	4	13	6	53
	亡	37	23	10	26	15	111
	治	42	68	20	126	33	289
計		109	91	34	165	54	453

吾妻郡誌1440頁 吾妻郡赤痢患者日計表による

おく(次頁)。

(2) 赤痢病対策の諸相

吾妻郡内における赤痢病の蔓延とその対策の状況について、郡会が知事宛に提出した予防費の県費補助建議書によると、

六月一日赤痢病始メテ岩島村ニ発生シテヨリ玆ニ約一百日、其病勢極メテ猛烈ニシテ暫時ノ間忽チ郡内各地ニ伝播シ、十三ヶ町村之ニ侵サレ

た。中之条町では死亡が少数だったことと併せ考えると、村部の衛生施設や村民の衛生観念のことが問題となる。沢田村にはこの年の「伝染病患者名簿」があるので、詳細なことは次巻の特論にゆずる。九月になると新患者は二十一名に減じて鎮静しはじめた。沢田村の二十九年の患者戸数は二七九戸、患者総数六三九人(男三三二人、女三〇七人)で、うち死亡者数は一四七人(男七八人、女六九人)であった。参考としてこの年の全県の患者数を、次にあげておこう。

全県患者総数九、九〇九人、月別に、六月五七人、七月一、七九二人、八月五、七九九人、九月一、六六六人、十月三九〇人、十一月一五七人、十二月四九人

伊参村・名久田村の赤痢病 二十九年の赤痢病の流行のとき、伊参村名久田村は沢田村にくらべると患者数もずっと少なかった。これの詳細は次巻にゆずり、

ここでは両村の患者状況を次の第6—73表と第6—74表に示して



六 世相と生活

り。

春からポツポツ流行りはじめた赤痢のために愛児を失った

人々はいかに多かったらう。子供ばかりじゃない、老人も死

フニ至レリ。更ニ赤痢病が本郡ノ生産力ニ及ボシタル影響ニ至リテハ其損害ノ多大ナル為ニ精確ナル統計ヲ為スニ違ナシト雖モ、病者ハ勿論、義務人足等ノ為メ産業ヲ事トスル能ハ

フニ至レリ。況ヤ全家悉ク羅病シテ病床ニ呻吟スルモノノ如キニ至テハ其慘状筆紙ノ尽ス所ニ非ズ……

この時の赤痢病の恐怖について、利根郡で見聞した生方敏郎は次のように述べている（「明治大正見聞記」よ

第6—73表

（明治28. 8. 19名久田村）

		平	横尾	大塚	赤坂	栃窪	計
全	治	1	3	1	—	3	8
死	亡	3	—	—	2	1	6
未	治	1	3	—	15	15	34
計		5	6	1	17	19	48

吾妻郡誌1440頁吾妻郡赤痢患者日計表による

第6—74表

（明治29. 8. 19伊参村）

		原岩本	五反田	蟻川	大新道田	計
全	治	13	25	3	—	41
死	亡	2	3	—	—	5
未	治	13	18	18	—	49
計		28	46	21	—	95

吾妻郡誌1440頁吾妻郡赤痢患者日計表による

ザルナク……、之ヲ郡内ニシテ患者総計三千六百十一人、内死亡者四百十人ヲ出スノ惨況ニシテ……。蓋シ斯ル蔓延ヲ来シタル所以ノモノハ、一ハ衛生上ノ不注意之アルト雖モ、恰モ六七七月農蚕ノ多忙期ニ属シタルヲ以テ遂ニ斯ノ結果ヲ見ルニ至ル。爾来各町村拳ツテ之ガ予防消毒ニ従事シ隔離所ノ新設或ハ消毒器具ノ新調、町村医看護婦ノ雇入等、是ガ使途ニ供シタル金額二万一千八百三十一円五十九銭五厘シテ、ソノ義務人足ノ如キハ三万二千五百九十九人ノ多キニ達シ、特ニ長野原沢田嬌恋草津ノ如キハ予防費支出額遙ニ經常予算ノ数倍ニ上リ、今日ニ至リテハ其議決金額ノ徴収ニ苦ミ、己ムナク一時ノ借入金ヲナシテ焦眉ノ急ヲ救

んだ。血氣盛んな若者も一週間から十日の間にたをれた。しかし戦争のために亡びた数よりも何百倍も多かったことだろう。その病者は初め白い便を下し、後は赤い血のような便を下して忽ち衰弱するといふのだ。聞いただけでも人を戦慄させるに十分だった。

住民の衛生観念 中之条町でもこの年は一家揃って何人もが罹病し、親子兄妹など死亡するものが多かった。沢田村などでは、こういう事例に数えつくせない程であった。当時は一般に衛生知識も全く低く、川水井水の使用、飲食物に対する注意、蠅の駆除にも殆んど無関心であった。従って家族に患者がでると忽ち家族の何人かに感染することが多かった。しかも伝染病の場合は世間体を怖れて隠蔽の弊があり、医師の診療を避ける傾向も強かった。また病氣には加持祈禱にたよる慣習もごく普通だった。こうして患者の発見や医師の診察に至るまでに病氣の悪化蔓延はさけられなかった。さらに手持の置薬売薬などによる姑息な自己手当によって思わざる病氣の深化拡散をまねくことも多かった。

医師の活動 中之条町で診察治療にあたった医師は、井上重徳・樋田定四郎らであった。主治医には町村医として樋田定四郎を用い・平田宗三郎小谷春樹などもこれに当たった。沢田村では「患者名簿」により診断医をみると、福田縫作・高平長郷・神岡元三郎・三宅延一・塩原直道・小池金次郎・高橋力之助・富沢保らの名が連ねてある。医師の不足は各町村とも大きな悩みの種であった。看護婦なども少なかつたために各町村ともこれが採用に大変苦労したという。生方敏郎のさきの書によると、「医師は目の廻る忙しさで、中には感染して倒れるものもできた。人夫や看護婦は一日一円という破格の給料であったが、病をうけて死んだものもあった。……」町の医者も全く忙しく、樋田医師などは次女が罹病したにも拘わらず、町内から近隣の村々を広く患者を診療して歩いた。七八月の猖獗期には人夫看護婦等多くの人手が必要だったが、人手不足で苦しんだという。こういう状況のもとで看護人看護婦の問題もお

第6—75表

(群馬県)

	明治29年	30	31	32
1月		7	7	5
2		6	3	13
3		6	10	17
4		17	5	4
5		4	5	428
6	56	17	32	515
7	1,792	216	677	1,201
8	5,799	3,450	2,007	901
9	1,666	1,702	712	284
10	390	294	246	120
11	157	86	116	43
12	49	25	24	11
計	9,909	5,830	3,844	3,164

こつたり、巡査の赤痢隠蔽もあつたり、また患者の逃走事件も時折おこっている。

2 明治三十年以後の赤痢病

つぎに、その後三〇〜三二年の群馬県の赤痢の発生状況を第6—75表にみておこう。日清戦争直後の二十九年の患者数九、九〇九人をピークにして、その後は年々患者数は減少していった。三十年五、八三〇人、三十一年三、八四四人、三十二年三、一六四人と逐次減少していった。しかし毎年真夏の八月にはまだ相当数の患者が発生していて、衛生施設・医療薬剤の不備さらに衛生思想の低かった当時においては、一度に急減することは不可能であつたろう。

つぎに中之条町の明治三十年三十一年の状況を見ると(第6—76表)、三十年には患者数六九人患者数四〇戸、死亡者数一七人である。三十一年には急減して患者数が九人、患者数七戸、死亡者四人である。三十年にはまだ前年の残滓があるためか、患者数患者数も例年よりもまだ多かった。伊勢町が一番多かった。青山市は前年に比して激減している。三十一年には各大字とも急減している。

第6—76表

(中之条町)

		中之条町	西中之条村	伊勢町	青山村	市城村	計
明治30年	患者	19	12	29	4	5	69
	死亡	4	6	7	—	—	17
	患者家	13	5	16	2	4	40
31年	患者	4	3	2	—	—	9
	死亡	2	—	2	—	—	4
	患者家	3	2	2	—	—	7

明治32年町治一覽による

第6—77表

(沢田村)

			山田村	折田村	四万村	計
明治30年	患者家者治死亡	患患全死	5 14 10 4	26 64 46 18	12 19 11 8	43 97 67 30
		患者家者治死亡	1 5 5 0	5 8 7 1	0 0 0 0	6 13 12 1
		患患全死				
		患者家者治死亡				
明治31年	患者家者治死亡	患患全死				
		患者家者治死亡				
		患患全死				
		患者家者治死亡				

割で、死亡者三十人で、約三割であった。大字別では折田が多かった。三十一年には前年に比して各大字とも急減している。こうして戦後の二十九年の赤痢病の大流行も、翌三十年にはなお幾分の患者の発生もあったが、三十一年からは急減して、以後極めて少数になっていった。

さらに二十九年に猖獗を極めた沢田村の三十年三十一年の状況をみると(第6—77表)、三十年には患者数九十七人、患者家四十三戸で、一戸当りの患者数は二、三人である(中之条町では一、七人)、全治者は患者数の約七

第七章 大正期

第七章 大正期

一 大正期の町村政

——大正デモクラシーと町村政——

日露戦争後の明治四十年代に成立二十周年を迎えた新町村は、これを一転機としてその後大正時代に入って、どのような展開をたどったか。戦後日本の産業経済は急速な発達をとげたが、これが反映としてわが吾妻地方でも町部の商工業の賑盛をもたらし、特に交通運輸及び水力電気的地元企業が発足して、未曾有の活況を呈した。このような地方産業の隆盛に伴って、大正時代はこの地方の人々に生活面においても、はじめて近代文明の曙光を招来させた。このような産業と生活における活況は、大正の町村政にいかに関与したか。また近時大正期は国政上ではデモクラシーの時代と評価されているが、地方政治、特に町村政では、これがどのように反映しているか。とにかく大正の新時代を迎えて町村政にも幾多の課題が生じている。半世紀に近い長期の明治時代にくらべるならば、この大正時代は僅か十五年の短い時期であったが、政治史上では中々重要性をもつ時代として、大正デモクラシーとの関連という視点からも、わが町村政の展開をたどってみよう。さてこの十五年間の短い町村政の歩みをたどるに当たっては、大正時代

の性格から、第一次世界大戦を時代指標にする。この影響による地方の景況の浮沈もめまぐるしく変動して住民の生活を動揺させた。これが町村政にも影響したわけであるが、とにかく大戦の終結（大正七年十一月）を境にして、二つの時期に大別して町村政の展開をみることにする。しかもこの大戦後には暫時好況と平穩の時期が継続したが、やがて関東大震災（十二年九月）を契機に不況と不安の時期が顕在化した。この意味では、三時期に区分して把握する方がよいが、紙数の関係もあるし、また町村政の考察の上では、第一次大戦終結の前後に二分して取扱っても差支えはないと思う。以下、大正前期（七年まで）と大正後期（八年以後）に分けて考察する。

1 大正前期の町村政の展開

市町村制も二十年を経過し、装を新たにして再発足するに当って、四十四年四月には町村制も改正公布された（法律第六十九号）。日露戦争終結五年後を過ぎて戦後経営も各般にわたって鋭意遂行されつつあった。地方社会における産業経済はじめ生活文化等の戦後の急速な進展のなかでは、戦後経営として市町村制の再編成は不可欠の重要な事業であった、かくて、これにもとづいて町村政の組織も新たに整備されねばならなかったし、これを運営する人もまた新たな陣容を要請された。このような人と組織の要請に応じて、すでに明治四十年代において、わが一町三カ村でも新町村としての諸々の整備が実施されたことは前述した通りである。この趨勢は、明治天皇の崩御、そして新しい大正時代を迎えて、どう展開していったか。

(1) 中之条町

町政の展開 大正時代の町政は町の名門両町田家の若い後つぎの町長からはじまる。明治末からの蟻川七郎次町長の後をうけて、二年二月からチギリ一の若い饒平（善造三十七才、三年一月病死）、ついでカク一の若い歸一（三十五



中之条町、町田帰一町長時代の町政
担当者（大正3—4年）

才）が相次いで就任した（四年十二月退任）。二人とも町政には余り関心もなかったのに、町会がこの二人を相次ぎ選任したことに注目したい。これは大正黎明期の新しい時代思潮の現われのように思う。そして二人の性格と若さがまた大正的な色あいを実によく表象していて、新時代の開幕にふさわしい登場であった。二年二月儀平町長就任の際には役場内では大きな人事移動があった。収入役に中沢鄙雄が登用され、桑原友蔵と田村孫三郎が書記になった。そして助役にはベテランの田中小重郎（五十二才）が引続いて担当した。そしてこの若い町長の背後には新時代の実力者の柳田阿三郎が支援していた。つづく歸一町長期には名誉助役は木暮雄平（四十一才）有給助役は田村孫三郎（三十八才）で固めた。かくて大正初期二年間の若い名門の後つぎの町政も柳田木暮（雄）はじめベテラン田中（小）及び新世代の書記たちに支えられて支障なく進展していった。ところで大正開幕の二年四月には一級二級町議選挙も行われて、新町会（十六人）のもとで発足したが、選挙結果には一級二級とも幾分の新味が認められた。さて両町田町

長の後には壮年の中沢祥平（四十七才中之条）が選ばれた。中沢家も川原町以来の所謂名家ではあったが、近世以来はずっと中層として町役をもつ家格ではなかった。しかし中沢は県立中学西ヶ原蚕業講習所に学び、そのうえ漢籍詩文にすぐれ弁舌に優れた逸材であった。明治三十年代以来引続き町議に当選、また町の収入役助役も勤めたうえ、大正初期には郡会議員としてその才腕を広く郡民からも認められていた。従って第一次大戦途上にあつて町の新時代に即応する産業経済の振興という課題をになう当時の町政に対して、衆目の期待をもって登場したといえる。家格よりも実力才能を望まれた町長の出現は、やはり大正の時代風潮のためであった。当時大正初期の国政で

は、なお明治の元老による陰の力が強かったが、それでも元老中心の官僚政治から次第に政党中心の新しいデモクラシーへの動きが進展していた。中之条町政でも明治の三元老（田中、木暮、桑原）はなお健在だったが、既にその実権は日露戦後から十才若い明治生れの田村山田蟻川へ、さらにそれよりも十才若い柳田などへ移っていた。このような世代交代に即応して、同時にまた時代風潮としての個人主義とデモクラシーから、旧来の家格に代って人物力量を重視する傾向が強くなっていた。柳田は家格と実力を兼備した当代の最高実力者だった。柳田につぐ人物として中沢が登場したのは、やはり時代の反映とみられる。しかしこの中沢も任期は僅か一年余にして六年一月には辞任せざるをえなかった。これもまた前代からの伝統的慣行の根強い残存の現われだったといえよう。かくて大正も漸く中頃になって実力者柳田阿三郎が再登場することになった。時に柳田は働き盛りの四十四才であった。柳田は日露戦争後の町政を担当し、新町の基礎がためとしての基本財産の設定はじめ小学校補習学校の拡張及び神社合併などを実行した。その後明治末年から大正初期にかけては、電気交通事業の設立運営に専念し地方産業の開発に主力を傾注した。しかもこの期間にもなお町政は柳田の背後からの支援が必要だった。山田蟻川町政の後、前述の若い両町田と壮年中沢とつづき、柳田は大正になってからの四代目の町長として再登場するに至った。そして第二期柳田町政は大戦中から戦後二カ年にわたり（六年～九年）最も大正らしい一時期に任期一ぱい就任した。柳田就任の六年四月には大正期の第二回目の町議選挙が行われ、前回より一二級各一名ずつ定員増となり、新たに十八人による町会が構成された。この新議会を基盤に柳田町政は就任前半期（六～七年）に小学校の新校舎の建築と町役場の移転を実行した。つぎに大正期の各町政の主な業績並びに事件などを列挙し簡述しておく。

④町田（饒）の町政期（二年一月～十二月）

二年一月十二日町会ニテ町長選挙ニヨリ当选、八月二十六

日農学校存置問題ニ付キ木暮（茂）中沢祥平町田饒平伊能八平柳田阿三郎ノ五人横田内務部長山本理事官ニ陳情、九月十

九日大芝知事一行来郡、竹の屋歓迎会、町有志五十余名出席、三年一月二日病死。この間の業績としては、前からの継続工事岩井線、中之条ノ須川線、中之条ノ伊参の道路改修の完成などである。

◎町田（歸）の町政期（三年一月ノ四年十二月）

三年一月十九日町長に推挙される。町政期には間歩用水組合の結成をみた。日々町役場に出勤して、よく吏員の督勵をしたという。町政の現場のわずらわしさに煩悶し何度か辞意を表したが、慰留された。大正の人間にふさわしく白樺派のヒューマニズムに共感してきた。四年一月七日町会で原町警察署移転の建議を決める（第一期柳田町長以来相次いで町会で決議され、屢々県に陳情している。日露戦後の町の発展の表象でもあった）十四日木暮（茂）町田（歸）柳田と県庁にて知事警察署部長に会見陳情す（桑原竹次郎日記）。

◎中沢町政期（四年十二月ノ五年十二月）

中沢町長選定までの経過をみると、十二月七日町長候補者相談会があったが不調、九日再会の事となる。八日にはこの問題で桑原（竹）宅に中沢祥平山田金伝次が来る。九日役場に町長選考委員会が開かれ中沢祥平に決った。かくて十一日町会で選挙が行われ中沢に決った。任期中中之条商業会長を勤め、商工業振興に尽した。

◎第二期柳田町政期（六年一月ノ十年一月）

①六七年の柳田町政前半の主なものをみると、小学校建

築の落成。柳田と学校建築とは関係が深い。明治三十年代の建築には助役として、また四十年代の建築には町長として、再三学校建築を手がけている。この時は第一期町長として四十年代第一期の学校行政の完成を意図したものといえる。大正六年三



中之条町、第2次柳田町政期の町政三役ら
（大正6～10）

月ノ五月にわたり町会で検討議決され、五月廿九日県知事宛校舍建築認可稟請書を提出している。これによると、「大正六年五月廿四日町会増築決議、建築着手六年七月、建築費一万六千五百円、支出起債一万円、町基本財産充用三千円、賦役徴収三千五百円」となっている。起債については、その借入先群馬県から借入率年五分、借入金償還は借入月より七年三月三十一日まで据置き、七年度より十一年まで五ヶ年賦になっている。その返却財産としては町税をあてることになっている。建築工事請負人は前橋市曲輪

第7-1表 (中之条町)

			歳出額 (經常費)
			円錢
明	治	44	11,349.29
大	正	1	12,355.00
	"	2	12,869.47
	"	3	13,436.70
	"	4	13,740.46
	"	5	12,487.55
	"	6	14,840.62

及び新旧別で示すと次表(次頁)の如し(公職員名簿による)。

まず大正二年をみると、一級に両町田家の三十代の後つぎ、他に宮崎関平(青山三十八才)及び木暮雄平(四十才)が伯父茂八郎に代って新人で登場した。二級でも新人二人で、三十代伊能八平(中之条)と塚田松五郎市城が新登場した。全体としてみると、明治期にくらべて大正はじめの議会は年令的にまた新人の三名登場で新しい空気が感ぜ

町長谷川豊吉であった。当初請負金額は一万三千三百円であったが、落成時の工事費総額をみると、一万八千四百六十一円九十三銭にふえている。

②役場の移転、当時の町役場庁舎(桑原竹次郎の所有、榮壽亭横町現在の十一区公民館)は狭隘で間取りが不完全のため執務上また町民の出入等に不便であったので移転改築を必要としていた。旧校舎に多少改造を加えて町役場に充

用するのが最も適当とし、役場の移転予定期日を七年五月一日とし、修繕、改築見積金七百円(尚旧校舎のうち二階一棟土蔵造りを町役場利用、他の木造一棟に移転改築して伝染病舎に充用した。修繕見積金二百円改築見積金五百円)この金額は小学校基本財産及罹災救助資金等の現金を一時充当するとしている(先の稟請書による)。役場の現在地(旧女子校跡)への移転は七年九月八日行われた。

ここで大正前期の町の財政を、まず歳出額(經常費)でみておく(第7-1表)。明治末から少しずつ増大しているが、大正元年度と大正六年度の歳出額は前年度に比して大きい。特に柳田町政のもとの大正六年度の歳出額が一万五千円近くにまで増えていることに注目したい。

町会・町会議員 大正前期には町会議員選挙が二回(二年四月と六年四月)行われている。二年四月の選挙結果をみると、一二級別の当選者の得票数及年令別を示すと次表(次頁)の如し(田村辰雄日記、柳田阿三郎日記)。つづく六年四月の町会議員当選者を一二級別に年令別、大字別、

票				一級議員 (8人)
4	5	5	5	
桑原竹治郎	木暮雄平	町田儀平	町田歸一	
53(新)	40	37	34才	
票				二級議員 (8人)
4	4	4	4	
宮崎関平	山田金伝次	田村喜八	田中甚平	
38	45	49	59才	
票				二級議員 (8人)
40	42	46	50票	
柳田阿三郎	塚田松五郎	中沢祥平	蟻川七郎次	
34(新)	38	45	45才	
票				二級議員 (8人)
34	34	35	36票	
木暮林平	唐沢磯吉	伊能八平	小池徳十郎	
47	41(新)	33	43才	

(註) 上欄は得票数、下欄は年令 (新) は新当選者

一級議員 (9人)				
田中甚平	町田歸一	伊能八平	桑原竹治郎	蟻川七郎次
63才	38	37	57	49
中	中	中	中	西
木暮雄平	柳田阿三郎	塚田松五郎	高橋市五郎	
44才	44	42	24	
伊	伊	市	西	
二級議員 (9人)				
中沢祥平	鈴木萬作	田村喜八	山田金伝次	永井佐一郎
49才	38(新)	53	42	49(新)
中	西	中	青	青
木暮林平	小池徳十郎	望月藤吉	久保田為吉	
51才	47	52	54	
伊	伊	中	伊	

(註) 下段の上欄は年令、(新)は新当選者。年令の下欄は出身大字 (頭文字)

られる。一方には元老田中桑原のほか、田村山田蟻川柳田の六人の前町長をふくむ町政のベテランたちがおり、他方には若さと新しさをもつ両町田伊能木暮(雄)などがおり、中央に働きざかりの四十代の才腕者柳田中沢小池などをすえた人的構成は変化にとんだものであった。このような町会構成のもとで町田(儀)町田(歸)の町政、つづいて中沢町政が展開したのである。さて六年四月の町会議員になると、まず一二級とも一名ふえて十八名になり、その人的構成では一二級の入替えがあったが(柳田蟻川伊能が一級へ、田村山田が二級へ)、二年よりは新人の登場は少な

った。特に一級議員には一人もなかった。定員増で二級に町の商人望月藤吉、久保田為吉、糸蘭商人鈴木萬作などの登場に幾分の新味がみえた。議員の出身大字別でみると、中之条七、伊勢町五、西中之条三、青山二、市城一、特に一級議員では依然として中之条は四名で圧倒的に多かった。こういう町会構成のなかで第二期柳田町政ははじまったのである。

(2) 沢 田 村

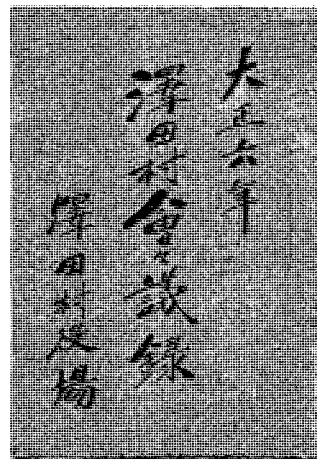
村政の展開 明治末の四十四年に村長就任した田村茂三郎は、明治期でもふれたように、新町発足後はじめての明治生れの若い村長であった。四万温泉旅館の御曹子として慶応義塾で新しい知識と思想を学び帰郷した大正新時代にふさわしい村政の責任者だった。既述のように大正開幕の一町三カ村の首長のいづれも明治生れの新世代に変わっていたが、就中柳田（中之条町）とともに沢田村の田村村長は福沢の実学思想の信奉者として、この思想の村政への反映が期待された。既に自家の旅館経営を通じては、これに着手していたが、村政経営ではどのように具現されていたか。田村村政はまず四万街道の道路の大改修から実行した。当時就任の伊参名久田の二人の村長もまた夫々村政の中心の一つを道路改修においた。田村自身温泉経営が何よりも道路交通運輸の開発にあるという信念にもとづいて、明治末期から大正期にわたって温泉開発のための道路交通機関の近代化に寄与した点は大きい。大正以後は温泉の発展が沢田村の発達、広く吾妻東部地方の発達となる方向をたどってきた。それだけに四万温泉の旅館関係者が沢田村長になったのは、まさしく新しい大正時代の現れでもあったとみてよい。つづいて大正二代目の村長には大正四年十一月から沢渡温泉のマルホン旅館福田六右エ門（四十六歳）が就任し、引続いて二期八年の村政を担当した。かくて大正前期から後期にかけては田村と福田と相次いで四万と沢渡の温泉旅館の主人公が村政を担当したことに注目したい。ここに明治の沢田村政と対比して大正の村政の変化が現れていた。伝統的な純農山村としての農林業主主体のものから、

温泉観光をも考慮した新しい途を歩みだしていた。大正前期から後期にかけての時期は、ちょうどそれにふさわしい機会でもあって、田村福田両村長はその新旗手として登場した。

村会・村会議員 大正前期には二年四月と六年四月の二回村会議員選挙が行われた。田村村長と福田村長のもとでは、これら議員が村政の審議に参加した。当時の村議を次表に掲げておく。

大正二年六年ともに新議員は五人であった。大正二年の新人議員の年令は三十代二人、四十代二人、五十代一人だが、一級議員に新人三人でいた。大正二年の議員平均年令は四九歳とかなり高令であった。そして有力ベテラン議員折田軍平関善平（いづれも六十歳代）も含まれていた。大正六年の議員になると平均年令は五十一才とさらに高令化し、新議員は前回同

一 級 議 員						任期
大正 2 年 4 月 ~ 4 年 4 月						議員 名
関 善 平	折 田 軍 平	唐 沢 一 二	山 口 福 八	福 田 六 右 衛 門	宮 崎 順 治 郎	年 令
60	68	36	52	44	36	出 身 大 字
四 万 村	折 田 村	四 万 村	山 田 村	上 沢 渡 村	下 沢 渡 村	別 新 旧
旧	旧	新	新	旧	新	
二 級 議 員						任期
大正 2. 4 ~ 4. 4						議員 名
関 慶 藏	山 田 福 松	関 安 十 郎	高 平 清 吉	福 田 常 吉	町 田 虎 三 郎	年 令
55	40	47	48	51	49	出 身 大 字
四 万 村	山 田 村	上 沢 渡 村	上 沢 渡 村	折 田 村	山 田 村	別 新 旧
旧	新	新	旧	旧	旧	



一 大正期の町村政

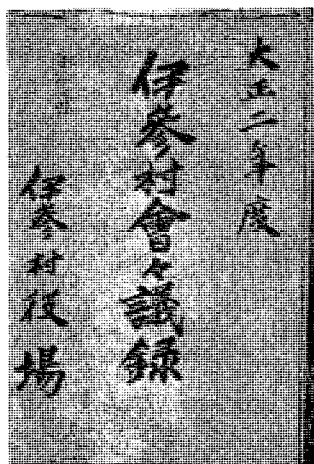
様五人だったが、いづれも高令者に近かった。大正六年になると議員の顔ぶれも明治期とかなり変わってきた。当時の議員を出身大字別にみると、大正二年六年ともに山田村上沢渡村四万村が各三人づつで最も多く、折田村二人、下沢渡村一人であった。一級議員に四万村出身が多くなっている、明治期とややちがった傾向が現われてきた。

さて大正前期の沢田村政は、こうした村会議員の協賛のもとに、四万沢渡温泉の旅館経営主の田村福田村長が、若い山田村旧家の山田次郎と町田波雄（いづれも三十代）を助役収入役として、平穏な大正期の村政を運営していた。

(3) 伊 参 村

村政の展開 伊参村の大正時代村政は綿貫宇十郎村長期からはじまる。綿貫村長は、明治四十四年村長就任以来大正九年まで三期約十年間の長期にわたり村政を担当した。当時四十代の働き盛りの時期で、

一 級 議 員					
大正 6.4~10.4					
関 唐 折 山 田 宮	沢 田 田 村 崎	慶 一 軍 福 八 順	藏 二 平 松 平 治		
59	40	72	44	81	40才
四	四	折	山	四	下
万	万	田	田	万	沢
旧	旧	旧	旧	新	旧
二 級 議 員					
大正 6.4~10.4					
本 林 田 関 関 関	多 村 村 本 本 旧	梅 紋 茂 安 貞 衛	吉 吉 市 十 二 衛		
60	42	39	51	40	46才
上	上	山	上	折	山
沢	沢		沢		
渡	渡	田	渡	田	田
新	新	新	旧	新	旧



助役には大正元年唐沢成五郎（三十九才）、ついで三年五月から唐沢龍太郎（五十八才）、さらに七年五月からは本多藤吉（五十二才）と三人の補佐をえて村政を運営していた。大正前期における綿貫村政の展開を村会議事録、特に年次別事務報告書などによってみると、新村の基盤づくりとして村有基本財産の整備はじめ村政運営のための諸条令規定の改正新設、さらに学校及び社会教育の普及を積極的に推進し、村風民風の改善に意を尽し、農会青年会及び婦人会軍人会等の指導督励に努めている。かくて着実にして穩健な村風を樹立して、大正五年二月十一日には県知事より自治模範村として自治旗と賞状が授与されている。これを役場事務報告書でみると、

大正四年事務報告には、「村治方針ハ専ラ積極的經營ニヨ

リ教育ノ普及ヲ計リ、民風ノ改善ニ勉メ勤儉ノ美風ヲ奨励シ産業ノ發達ヲ促シテ以テ民資ノ充実ヲ企テ最モ共有財産ノ造成ニ尽シ、村農会青年團軍人会婦人会等各種団体ヲ指導督励シ互ニ連絡ヲ保タシメ極メテ穩健ニ且ツ確實ニ予定ノ事業ヲ遂行セントスルヲ以テ、実務上ノ増加ハ倍々著シク事務ハ愈ニ繁劇ヲ加ヘタリ。然レドモ村吏員ノ誠実精勵ナル曾テ倦ムナク事務ニ従事シ村勢發展ノ前途ヲ楽シミ……曾テ事務ノ決

滞ヲカモシタルコトナシ。」

大正五年事務報告書には、「數年來難問題トシテ村民憂慮ノ内ニアリシ部落有財産統一ノ件モ、二月全部村基本財産ニ統一セラルルヲ見タルハ、村基本財産利殖上誠ニ慶賀ベキ現象ナリトス。村有林（大字五反田字嵩山四七〇三番ノ一、総面積八町歩余）御即位大札記念事業トシテ計画シタル造林經營事業ハ四月ソノ実施ニ着手スルニ至レリ。」

このように大正前期の伊參村政は諸般にわたって村の基盤づくりの前進がみられたが、これを当時の毎年の村の歳入歳出の決算を通じて一覽してみよう（第7―2表）。この表から前年に比して特に歳出額の増えているのは、大正四年と大正七年である。四年には村費負担による道路橋梁の工事、就中蟻川中之条町への道路及び広前橋の改修工事が郡費補助をえて工事を完成した。七年には赤坂中之条の道路のうち当年度改修工事設計額一〇八三円八銭が支出され、郡費補助をえて予定通り大半の工事を竣工している。年々少しずつ歳出入ともに増加しており、七年にはつ

一 大正期の町村政

大正2年議員

註 大正五年一月十八日村會議員補欠選挙が行われ小淵六之助・森田良太郎が当選している。

議員番号	1	2	3	4	5	6
議員名	原沢賢作	関惣太郎	綿貫字十郎	唐沢奎平	斎藤五平	斎藤哲平
出身大字	蟻川村	岩本村	蟻川村	五反田村	五反田村	岩本村
年令	47	51	43	71	39	32
議員番号	7	8	9	10	11	12
議員名	須藤林藏	島村豊吉	唐沢龍太郎	斎藤善吉	富沢元吉	蟻川喜平 (重郎平)
出身大字	蟻川村	岩本村	岩本村	五反田村	大道新田村	蟻川村
年令	57	46	57	40	47	33

第7-2表 (伊参村)

	歳入	歳出
大正1年	円銭厘 5,980.93.7	円銭厘 5,771.30.4
2	6,425.32.8	6,243.16.2
3	6,334.05.0	6,085.36.7
4	9,070.01.3	8,912.35.7
5	9,157.80.6	9,046.30.0
6	8,476.65.6	8,311.20.0
7	10,878.13.6	10,705.96.0

村會議事録各年次歳入歳出決算書による

そして新町村発足当時の議員年令にくらべると・かなり高令になっていた。二年では三十才代は三人(一番若い議員

いに一万円を越すに至ったことをみても、村政運営の前進が予算の決算書によっても十分にうかがえる。

村会・村會議員 大正前期の村會議員選挙は二年と六年の二回行われたが、各期の村會議員の年令・出身大字名及び新旧別などを表示しておく。まず平均年令では、大正二年選出議員は四七才、六年選出議員は五十才であった。澤田村議員はくらべて僅かに若い、当時の中之条町議員にくらべると、村の議員の平均年令は一般にたかかった(中之条町議員では大正二年が四十三才、六年が四十七才)。

	開 會 數	審議件數 件
大正 2 年	4	19
3	7	17
4	5	?
5	4	23
6	4	28
7	8	29

する。出身大字別では二年には岩本村蟻川村が各四人、五反田村三人、大
五反田村が各四人、岩本村三人、大道新田村一人であった。新旧別でも当時
はもはや旧議員が圧倒的に多く、新人は極めて少くなっていた。さて村会
の動きをたどると、年間開会数(第7表)は普通四回五回であつて、審議件
数は年々件数もふえてきていて、七年には八回開かれ、二九件も審議が行
われた。なお、当時村会の審議状況については、「会議ハ最も平穩ニシテ
議員ヨク出席シ、此間ニ於テ議員二三名病氣又ハ事故ノタメ欠席シタルモ
ノアルノミナリ。村会ノ状況ただニ本年ノミナラズ、コノ円満平穩ノ状況ニ
ナリタルハ数年以來変ラザル所ニシテ、議員ハ忠実ニ村政ヲ顧慮シ、深ク
村当局ヲ信シ輯睦協賛シタルモノトス。又村会決議事項ハソノ都度告示

三十二才)、六年では三十才代二人と減少する。出身大字別では二年には岩本村蟻川村が各四人、五反田村三人、大道新田村一人であつた。六年には蟻川村五反田村が各四人、岩本村三人、大道新田村一人であつた。新旧別でも当時

一 級 議 員						議 員 名
塩 原 逸 五 郎	田 村 理 市	島 村 豐 吉	唐 沢 龍 太 郎	本 田 藤 吉	綿 貫 宇 十 郎	
大 道 新 田	五 反 田	岩 本	岩 本	五 反 田	蟻 川	出 身 大 字
51	38	50	61	50	47	年 令
新	新	旧	旧	旧	旧	新 旧
二 級 議 員						
森 田 安 四 郎	蟻 川 茂 八 郎	原 沢 賢 作	蟻 川 喜 平	斎 藤 五 平	唐 沢 奎 平	議 員 名
岩 本	蟻 川	蟻 川	蟻 川	五 反 田	五 反 田	出 身 大 字
65	65	51	37	43	44	年 令
旧	新	旧	旧	旧	新	新 旧

第7—4表 各議員選挙有権者数

	大正4年	大正6年
衆議院議員	88人	92人
県會議員	210	221
郡會議員	211	221
村會議員	360	381

シ、ソノ概況ヲ村民ニ周知普及セシムルモノトス」(大正五年村會議事録)と報告されている。特に村会で決定した事項を村民に周知普及させていたことは、大正デモクラシーの時代として注目すべきである。この方法の現われとして五年からは毎年伊参通信を発行していた(五年八月二十日第一回発行)。

なお当時における伊参村の選挙有権者数を示しておこう(第7—4表)四年と六年を比較して各選挙有権者数ともに僅かずつふえていた。

(4) 名久田村

村政の展開 大正期の名久田村政は十三代吉田良平村長時代からはじまるが、大正前期(七年まで)の村政は五代にわたって頻繁な交代が行われるという変動期であった。吉田良平(就任期間一年四ヵ月)から唐沢甚平(八ヵ月)、唐沢から高橋辨次(一年六ヵ月)、高橋から剣持熊吉(八ヵ月)さらに剣持から吉田森平(一年三ヵ月)、吉田から小池条八(六年十一月就任)へと激変していった。この時期にはたまたま役場庁舎の移転問題(平村柳田から赤坂村矢場へ移転)という難かしい村政に直面していたが、明治三十年代前半につぐ村長交代のはげしかった時期である。旧村意識のつよい時代だっただけに役場庁舎の移転は難問題であり、平村地区から赤坂地区への移転をめくり、地元の平村と大塚村とが反対し、赤坂村と横尾村とが賛成して対立紛争があった。吉田(良)村長(大塚村)はじめ唐沢(甚)村長(横尾村)等は部落感情の融合に尽力して奔走しつづけた。そしてついに元老高橋辨次が押されて、三年四月第四期目村長に就任して、これが調停解決に当った。高橋村長はこれを調停して一年半勤め、四年九月に退任し、剣持熊吉村長に代った。この間この変動期に処して大正初期から四年間四代にわたる村長のもとで助役を勤めた小林定吉(赤坂村)の役割は極めて重要であったと思う。そして高橋村政後には剣持熊吉田

(森)の二代の短期村政期がつづくが、この間の助役は小林定吉(五年四月まで)から高橋辨次(五年九月～六年二月まで十カ月間)さらに劍持熊吉(六年三月から十年三月まで満期四年間)と有力助役の協力によって支へられていった。役場移転問題以後の村政は、旧村感情の融合のもとで新村単位の基盤がために元老高橋辨次も村長退任後なお助役に就任しており、劍持熊吉も村長退任後同じく助役として協力している。かくて有能助役の支援のもとで着々として名久田村としての村政基盤が確立してゆき、大正の第三回目の村会議員選挙後(七年三月)には、この新しい村会を背景として、第十八代小池桑八村長(六年十一月就任)以後は満期就任の安定した村政期が継続したのである。この間六年一月からは全国一斉に新行政村発足以来大字村として残存してきた旧村中の「村」が部落観念の解消のうえからの必要で削除されることになったことを附言しておく。かくて名久田村につづく大字名の下にしていた横尾村・平村・大塚村・赤坂村などの「村」という字がとれたことは、先述の旧村感情の融和、すべてが新村への意識統一に資すること大であった。

役場移転問題 さて大正初期の名久田村政上の大問題であった。平村柳田にあった役場の移転の件は明治末年頃から問題として登場し、当時の吉田良平村長(大塚村明治四十五年二月就任)はすでにこの移転問題では部落対立の融和のために奔走尽力していた。大正二年(一九一三)には四月四日村会議員選挙が行われて十二名が当選した(後掲の二年村議一覧表参照)。この時の村会の大字別議員構成は平村三、大塚村三、横尾村四、赤坂村二で、役場移転についての賛否は全く伯仲の状態であった。こういう状況のもとでは役場移転の問題処理は極めて困難であった。名久田村役場蔵の沿革誌(明治二十二年～大正十四年)によると、村議選挙の一カ月後の五月四日村会で村役場位置変更を議決した。このために紛騒を生じ平村の名誉職は全部辞職してしまった。その結果五月三十日には吉田村長有給助役関専衛が辞職、ついで六月二十三日収入役松本和作も辞職して村の行政機能は停止状態になった。かくて六月二十五

日に横尾出身村議の唐沢基平（三十九才）が村長に就任した。続いて六月二十八日収入役に福島要、八月十九日有給助役に関専衛を選任、さらに書記二名（吉田伊三郎・宮崎駒次）も選任されて唐沢（基）村政が発効した。唐沢基平もまた移転の難問題をかかえてその解決に尽力した。しかし就任僅か八カ月にして三年二月十三日村長を辞任している。そしてついに「三月六日役場位置問題ノタメ議員総辞職トナル」（前掲の沿革誌）という非常事態になった。その間の詳細な経過内容は明かにしないが、唐沢（基）村長の辞任について、横尾出身村議三名全員が辞任し、同時に赤坂二名大塚二名の議員も辞任した。かくて全村会議員の総辞職ということになったものであろう。かかる非常事態に際会して、三年三月十八日に前年の定例村議選挙後僅か一カ年にして再び異例の村会議員選挙が施行された。その結果新しい村議の顔ぶれは多少変ったが、村議の大字別の人数割合では前年と少しも変らなかつた。相変らず平村三、大塚村三、横尾村四、赤坂二であつた。ここで四月十八日村政の元老格の高橋辨次（横尾村村議）が村長として登場しこれが解決に当ることになった。沿革誌は、「六月十三日付ニテ名久田村役場位置許可セラル」と記述してゐる。

こうして新しい村役場は赤坂矢場の地に竣工した。この工事を請負施工としたのは大道の吉沢要作であつた。村会・村会議員 先に述べたように名久田村では大正初期に二年四月と三年三月に二度にわたり村議選挙が行われている。まず二年四月選出の村議を示すと次の表になる。

級	一		二	
	議員名	出身大字	議員名	出身大字
級	吉田良平	大塚村	関豊八	平村
	綿貫形治郎	赤坂村	吉田梅重郎	大塚村
	45	40	46	62
	年令	年令	年令	年令

議 員			
唐 沢 甚 平	伊 能 孝 十 郎	高 橋 弁 次	福 島 弥 伝 次
横 尾 村	大 塚 村	横 尾 村	平 村
39	35	54	54
議 員			
劔 持 虎 吉	小 林 銀 重	劔 持 源 六	小 林 定 吉
横 尾 村	横 尾 村	平 村	赤 坂 村
36	35	47	42

村議の平均年令は四四、六才、出身大字別には平村三、大塚村三、赤坂村二、横尾村四という構成であつた。年令別にみると、三十才代四人、四十才代五人、五十才以上三人であつた。役場移転問題が喧しかった時期だったので旧村出身による賛否議員構成が問われたが、大字連合による賛否が全く同数になつたので村会運営は中々むづかしかつた。ちやうど一カ年後に再び村会議員選挙が行われ、その結果新しい村会構成は次のようになった。

一 級 議 員						議 員 名	出 身 大 字	年 令
高 橋 弁 次	吉 田 良 平	本 多 熊 蔵	関 新 作	劔 持 熊 吉	宮 崎 浦 平			
横 尾 村	大 塚 村	赤 坂 村	横 尾 村	平 村	横 尾 村			
55	46	48	57	48	47			
二 級 議 員						議 員 名	出 身 大 字	年 令
劔 持 源 六	小 林 定 吉	小 池 糸 八	小 池 国 吉	小 林 銀 重	福 島 弥 伝 次			
平 村	赤 坂 村	大 塚 村	大 塚 村	横 尾 村	平 村			
48	43	41	42	36	55			

三年選挙結果では、村議の大字出身別をみると、平村三、大塚村三、赤坂村二、横尾村四と前回の村議と全く同じ

であった。年令では平均四六、六才、三十才代一、四十才代八、五十才以上三となつて、前回より高年令化した。部落別で対立していた役場移転問題の村会における賛否の議員構成は全く変らなかったのである。

2 大正後期の町村政の展開

第一次世界大戦の終結によって軍縮平和の時代が到来するが、この時期にはまた大正のデモクラシーが開花して、本格的な政党内閣時代が展開した。さてこのような時期を迎えて、大正後期におけるわが町村政はいかに展開したか。

(1) 中之条町

町政の展開 第一次世界大戦後の大正後期の町政は、第二次柳田町長期の後半（八～九年）と、これにつづく第二次田村喜八町長期（一〇～一三年）と、さらに町田崇山町長期（一四年～昭和三年）の三代の町長期にわたる。

①第二次柳田町政期（柳田町政後半の八～九年） 前述のように大正六年一月推されて第二期町長に就任した柳田は、その町政の前半期に小学校新校舎を落成し（七年八月）、さらに女子校跡地（今の役場の地）に町役場を移転を成した（七年九月）。この年九月には原敬の政友会による政党内閣がはじめて発足するし、十一月にはドイツの休戦によって大戦も終結した。こうして翌八年からは日本にもいよいよ戦後の好況期が訪れるとともに、平和とデモクラシーの時期が到来した。中之条地方でも産業交通運輸の諸企業が活気を呈し、金融業も伸長して町も盛況の一時期を迎えた。町でも八年二月十一日世界大戦の休戦と町の千戸に成長した祝典を併せて小学生の旗行列が行われた。この年はまた新町発足三十周年にもあたり、六月には中之条町郷土誌が発刊された。新町三十年にして戸数千を超え、産業交通企業はじめ町並商店も好況をうけて収入も伸長をたどっていたし、町民の生活も電気電話電車等の新文明が導入



中之条小學生の旅行列（大正8年2月11日大戦の
休戦と町の千戸祝をかねて）

され、衣食住も向上しはじめていた時期として町をあげて文明と平和の時代を謳歌した。この町の繁栄期の表象が柳田町長による町の郷土誌の発刊であった。この八年にはまた中之条農業学校が開校二十年を迎えて五月五日記念式典が行われ、同時に志賀重昂を招聘して、その記念講演も催された。さて大正の柳田町政期は、ちょうど町の産業と生活の隆盛期に当り、しかもまた戦後の平和と景気の好機にも遭遇して、四年間の任期を通じて各般の業績を残した。特に新時代に臨む町政の体制として町の条令規程等を整備している。柳田はこの二期目の町長を満期退任して間もなく急逝した。享年四十八才の働き盛りであった。とにかく柳田は日露戦後と欧州大戦後の一期二期の町長期とも、いづれも戦後の新体制を要請される重大な地方自治の転換期に、再度にわたって町政の再編成をなした。

②第二次田村町政期（一〇年～一三年）、柳田の後をうけて当時町の最長老になっていた田村喜八の再出馬となった。柳田より一期さきに日露戦争中の町長を勤め、その後郡政や県政にも参与してきた田村が柳田を継承する適格者として押し出された。その間の事情について田村自身の日記によって示しておく。

一月十七日 中之条町長柳田阿三郎氏本日ヲ以テ満期ナル
ニ依リ後任町長選挙会開会、出席者全員十八名ニシテ、十三

票田村四票伊能一票木暮（雄）ニテ余ノ当選トナル。二十二
日午後四時町議協議会ニ臨ミ、諸氏ノ勸告止ムヲ得ズ就任ノ

承諾ヲシタリ。二十七日町長事務引継ヲ受ケタリ

田村と前町長柳田とは当時の政府党の政友会に所属していた同じ仲間であつたし、また各種の事業を通じても非常に親しい間柄であつた。しかしその人柄では全く対照的だつた。田村はもともと銀行畑の育ちで、性格は地元特有の温厚篤実の好人物であつた。その風貌をみても悠揚迫らざる大人風のところがあつて、これが柳田とは対照的な意味で地元の人達の衆望をかちえていた。柳田田村という全く持味のちがつた二人のベテラン町長による二期八年間の町政は極めて安泰平穩であつた。もとよりこの時期の世相の特徴が平穩であつて、それは時代色の町政への反映でもあつたが、田村も柳田と同様第一期町長期にもまして積極的に町政のため活動していた。これは田村の日記を通じても察知できる。田村町政期の大正十一年は一方では大戦後の町経済の發展が最頂点に達した年であつて、その結果町民一戸当りの納税額もまた最高に達した（七九円一一錢）。しかし他方では町民の中から漸く納税に苦しむものも現われてきていた。そしてこの年八月には町税不納者二四〇余名もでて納税者の集會が開かれるという状況だつた。大正の町の經濟成長は町民間の階層分化を促進していたし、戦後の好況の後に襲來した不況が十二年九月の関東大震災を契機に、その後になると地方の産業と生活にも不況と不安が顕在化していった。かくて吾妻地方にも漸く大正期の社会問題が発生している。田村町政期も後半の十一年以降には、納税問題はじめ小作料問題（十年十二月、十二年十一月）などが現われて、これが解決に精力的な動きを示した。なお田村は郡都中之条町長として吾妻郡町村会長でもあつたので、当時の郡全般に関連する諸問題——上信鉄道敷設請願（十一年二月）、郡立実科高等女学校県立移管問題（十一年十月）郡内材木商伐業者による対群電会社問題（十一年十一月）、郡道を県道へ編入問題等——について県内県外にわたつて東奔西走している。田村は政友会吾妻支部の重鎮として、当時の与党政友会知事とのつながりによって政友憲政の党派をこえて郡内町村有志等の先頭にたつ活動が期待されていた。

③町田崇山町長期(十四年～十五年) 第二次田村町長に大正十年から四年間の任期を精力的活動に終止して、次の時代の指導者と目されていた町田崇山(四十三才)に町長をバトンタッチした。前町長田村をはじめ町長経歴をもつ元老格の山田蟻川中沢と町田(帰)、先輩格の小坂橋(菱)高橋(市)さらに叔父甚平の長男省一郎(大正後期の県会議員)などの町議たちに取り囲まれながら、時代の進展に即応してか、次代の町政指導者として全町会議員の期待が一致して名門チギリイチの若い当主で新知識の町田崇山に寄せられていた。崇山は前町長善造の弟で、町田家の二男で東京帝大薬学科卒業の最高知識人であった。兄善造の死によって心ならずも町田家をつぐ立場になった関係で、早晚町長就任は予測されていたのである。ちょうど大正から昭和への移行期に町長職に就任した。一月二十二日町長選挙会において出席十五名の議員中の十三票の圧倒的多数を以て選出された。

町田新町長は就任早々二月下旬の十五年度予算の通常町会に臨んだが、この町会も「本町はじまって以来の平穩無事な町会」として終了した。さて当時三月には懸案の普通選挙法案が大騒動の末三日衆議院を通過、二十六日貴族院を修正可決、二十九日両院協議会で可決された。田村前町長の言葉の如く、「万身傷手負ひながら遂に互譲案を以て妥協成立した」のである。かくて五月五日から普選法が公布になった。こういう時潮の中で発足した町田(崇)町政は、新年度の四月には新しい町会議員選挙を実施した。この十四年四月の町議選挙は、町村制改正後の最初の選挙で有権者が著しく増加していた。選挙人名簿記載人数で八三〇人、投票数七九六票(うち無効票九票)であった(十五年町会議事録中の事務報告書)。従来の有権者数四四八人(大正八年末)にくらべると約四〇〇人もふえていた。さらに普選法の実施によって新しく公民権をえたもの(二十五才以上の男子で二年以上町に居住するもの)は一二五五人になった(十五年十月一日現在)、これを旧法による同じ場合の五八九人にくらべると約二倍にも増加していた。これをみても普選法の実施がいかに大きな変化であったかがわかう。普選法公布を迎える昭和の新時代を目前にして、

第7—5表 国税納入額（中之条町）

	地 租	営業税	所得税	資本子税	計
大正 1	円 5,927	3,156	3,216	—	円 12,299
大正15	5,480	5,386	5,729	10	16,603
増 減	円 △ 447	円 2,228	円 2,513	円 10	円 4,304

従来の納税額二円以上の町民だけに制限されていた階層選挙を基盤にした旧い町政のあり方から、なお不十分とはいえ一応貧富に拘らず二十五才以上の男子なら普通誰でも町議選挙を通じて町政へ間接参与できる新しい町政に転換しようとしていた。この新時代に対応する町政がどう展開されたかは、次の昭和時代の問題となるが、普選法実施期を前にして町田町長就任当初の町行政については、「自治権ノ拡張ニ際シ町村役場ニオケル行政事務ノ刷新ヲ図ルベキハ勿論、自治ノ振興上町村民ノ自治的自覚精神ノ涵養ニ努ムル施設ヲナスハ亦自下ノ必要ノ事務ナリト信ズ」（事務報告書）と述べてあるが、その具体策として自治懇談会を部落毎に開催した。吏員や小学校の先生などが巡回出席して町勢の概要や法視の周知等を行い、広く町民と協議懇談している。この方法は従来にはみられなかった新時代に即応した町民教育であったが、これも新知識の若い町田崇山のアイデアが含まれていたのではないか。ここで町の歳出額（決算額）によって大正初年と末年とを対比すると、二年には一万三六九五円余であったが、十五年には四万六二五円余に膨張していた。これを町民の国税県税の納入額から兩年を比較すると（第7—5表、第7—6表）、国税では地租が減じて営業税所得税が急増している。これは町の商工業の発達による産業構造の変化のためであった。国税総額では十五年は元年に比して約三分の一も増えている。県税では各税目とも大正末年には相当額の減少だった。しかし営業税関係にくらべて、地租割の方が依然大きな比重をしめていた。とにかく大正期は僅か十五年間であったが、初期と末年とでは商工業の発達による町の産業構成の変化、これに伴う町民の所得源が一変していて、これは当然町政にも反映しているわけで、前期の町政と後期の町政とは自ずから大きく変化していた。

第7-6表 県 税 納 入 額 (中之条町)

	営業税	雑種税	営業税 附加税	所得税 附加税	地租割	戸数割	特別地稅	計
大正 1年	円 1,388	9,924	3,808	553	5,990	6,552	598	円 28,831
大正 15年	678	2,211	384	137	3,089	2,335	—	8,734

中沢町政期頃から柳田町政期を通じて商工への比重に増してゆき、田村町政期には実業懇話会も誕生し、漸次不況が顕在化とともに商工業対策も町政の重要な課題となっていた。

町会・町会議員 大正期の第三回の町会議員選挙は、二級議員が十年四月二十三日、一級議員が翌二十四日に行われた。二級議員選挙は二十三日午前八時から午後

一級議員 (9人)									
得票数	議員名	出身大字	年令	新旧	得票数	議員名	出身大字	年令	新旧
4	山田金伝次	青 山	53	旧	55	蟻川七郎次	西中之条	53	旧
3	望月 藤吉	中之条町	56	旧	54	町田 崇山	中之条町	38	新
3	田村 喜八	"	57	旧	53	剣持 真平	"	38	新
3	木暮 雄平	伊 勢 町	48	旧	48	町田 歸一	"	42	旧
3	中沢 祥平	中之条町	53	旧	45	久保田為吉	伊 勢 町	58	旧
3	伊能 八平	"	41	旧	40	中沢 文平	市 城	39	新
3	永井佐一郎	青 山	46	旧	40	小池徳十郎	伊 勢 町	51	旧
3	高橋市五郎	西中之条	44	旧	39	柳田阿三郎	"	48	旧
3	田中省一郎	中之条町	46	新	38	唐沢 弥八	西中之条	53	新

柳田阿三郎 十年十一月二十二日死亡ニヨリ補欠選挙デ小坂橋菱三郎当選

議員名		出身大字	年齢	議員名		出身大字	年齢
			新旧				新旧
小坂橋 菱三郎	伊勢町	52	旧	清水 晴三	伊勢町	50	新
中沢 文平	市城	43	旧	青柳 千万吉	"	50	新
山田 金伝次	青山	57	旧	高橋 市五郎	西中之条	48	旧
井上 重徳	中之条町	58	新	町田 崇山	中之条町	42	旧
中沢 祥平	"	57	旧	田村 正平	西中之条	50	新
町田 歸一	"	46	旧	木暮 亀太郎	伊勢町	52	新
剣持 真平	"	42	旧	鈴木 萬作	西中之条	46	新
小池 遵正	伊七町	32	新	田中 省一郎	中之条町	50	旧
蟻川 七郎次	西中之条	57	旧	小池 熊吉	"	62	新

四時までに行われ、選挙人総数四六七人、投票人数四五〇人、不在棄権者一七人、投票数四五〇票のうち無効六票であった。一級議員選挙は二十四日午前八時から午後三時までに行われた。一二級議員の選挙結果と、その当選議員を一覧表で示す（前頁）。この選挙では新議員が五人（一級一人二級四人）でたが、この時の全議員の平均年令は四十八才で、前回の六年の議員にくらべて一才の年上になった。五十代八人、四十代七人、三十代三人（中沢文平・剣持真平・町田崇山）で、六十以上はなく四五十代を中心の構成だった。また出身大字別にみると、中之条町八人、西中之条三人、伊勢町四人、青山二人、市城一人で、特に町の中之条の議員が圧倒的に多数だった。

つぎ十四年の町会議員選挙では前述のように町村制改正によって議員の一二級別がなくなり、また選挙資格者数もふえて八三〇人にもなった。四月

月十三日八時から三時まで投票が行われ、投票者数七九六人、棄権者三十四人であった。午後六時には当落が判明した。この選挙では二十二人が立候補して当選議員は十八人であった（四人落選）。当選議員一覧表を示す（上表）。新議員の八人も、ほとんどが五十才以上だった。全議員の平均年令は五十才で、

六年よりは三才、前回の十年よりは二才も年上になった。小池遵正の三十二才が特別若くて目だっていた。この十四年の町議改選は改正選挙法のもとで新人の進出も多く、半数に近い八人を数えた。商人層の進出がめだったが、医師（井上）や校長経歴（青柳）をもつ人々の議員入りも注目される。地区別には、中之条七人、伊勢町五人、西中之条四人、青山一人、市城一人で、中之条伊勢町が十二人の七割をしめ、村では西中之条四人が多かった。普選法による選挙をひかえて町議の性格の変化のきざしがかがえた。

さて当時の町会議員選挙の様子をみておこう。まず中之条町の場合について、田村喜八日記によると、①大正十年の町議選挙、投票日の四日前の十九日に大字中之条町の町会議員詮衡会が朝日座で開かれ、委員が選定され協議がはじまっている。二十日になると各大字ともに議員選定に奔走しだした。西中之条地区では定員三名のところ四名が立候補したので、二十一日にその調停工作が行われ、夕刻迄には三名にしほることに成功した。なおこの日伊勢町でも立候補者の調停が行われたが、遂に不調に終っている。投票前日（二十二日）の選挙運動は激烈を極めたと述べられている。田村喜八は当時町長就任中であつた。

②大正十四年の町議選挙 田村喜八日記によると、二十三日の投票日をひかえて、十七日大字中之条町上ノ町（田村の居住区）で町議候補者推薦の件で町内有志の協議が行われた。そして四日前の十九日には、各地区別の立候補者が決定発表された。大字中之条町が八名、西中之条が五名、伊勢町が七名、青山一名、市城一名、計二十二名（定員十八名）が発表された。二十日には上ノ町に中沢祥平の選挙事務所が今井春吉（吾妻屋）方に設けられた。この時三十二才で立候補して見事初当選した伊勢町の小池遵正は「町政回顧三十年」のなかで次のように述懐している。

父（小池徳十郎）は町村制実施以来町会議員を引続いてや
つており、この四月が改選期だったが、この三月に死亡した

ので、四月と云うに私は町内の青年に推されて町議に当選し
てしまった。実に当時私の選挙が町の有志者などでも問題に

されたのである。というのは大概その当時は町村毎に有志が寄つて適當とする候補者を予め公認という形式をとつたのである。私に限り父の死後であり例の祖母などがやかましく反對したのにも拘らず、私には告げないで青年のみの手で非公認を覚悟でやつてしまつたのである。当時としては三十余の

私が四十才以上の他の議員候補とかけ離れた年令であつた為、小僧のくせに生意氣だというような気配も一般町民間にはあつたので、当選は期せられなかつた。当日開票の結果は中位近くで当選しておるというので驚かされたのである。

若輩小池遼正の当選の背景には普選法案の議會通過に示される当時の大正デモクラシー昂揚期であつたことや、前述の町村制改正による有権者数の著しい増加、それに父徳重郎の長期に培つた選挙地盤と父死亡による息子への町民の同情も大きかつたにちがいない。さらに青年たちの純真な選挙運動が大正デモクラシー時代の零囲氣に支えられて町議選挙に新風を注入したことの意義は大きかつた。

(2) 沢田村

村政の展開 第一次世界大戦終結後の大正後期の沢田村政は、第二期福田六右衛門村長期からである。前述のように、大正の村長田村と福田はともに温泉旅館主として村の觀光開発のため、道路橋梁の改修と交通機関の整備に主力を注いできた。大正期には交通機関の発達によって吾妻の温泉地も漸く外来浴客の往来が頻繁になってきていた。大正前期以来四万沢渡温泉ともに少しずつ浴客も増加していた。各温泉には馬車によって往来していた。沢渡温泉は古くから草津温泉への交通路になっていたため暮坂峠を通じて旅客が頻繁に往来していたが、文明時代になって隘路の改修拡張が要請された。日露戦争前後からは郡会でも道路問題が年々とりあげられた。福田は明治三十六年以来毎度郡會議員を勤めてこの道路開発に尽力した。この間沢渡温泉の発展につながる草津沢渡道の改修には献身的な努力を傾注した。また温泉電話架設に関する建議（大正五年）にも加わつて長い郡議期間を通じて地元温泉開発に貢献した。大正四年村政を担当するや、今迄の郡會議員時代の経験を生かして二期八年間にわたり村有財産の維持、道路橋



大正14年町田庄藏村政期の沢田村役場吏員

梁の改修開発等に尽力している。就中遅れた沢渡温泉の復活には格段の努力を傾けた。

田村福田と四万沢渡温泉出身の村長について、震災後の大正終わりの村政担当者には再び山田村出身の旧家町田庄藏が選ばれた(十二年(昭和二年)。町田(庄)村長期はちょうど大正期から昭和期への過渡期で、昭和の農村恐慌の前夜であった、欧州大戦後の好況も終って、時流により華美浮薄化した人心のなかに、現代的不況が漸くしのびよってきた時期であった。大正の農村はまだ近代化されないままであった。かくて封建的旧慣のなかに軽薄な都市化が侵入して離村的傾向が強まっていた。経済的な恐慌不況の激浪の襲来する直前の農村の危機時代であった。すでに日露戦争後からその趨勢がみられた。若い町田庄藏はこれを察知してか、県立中学を卒えて帰郷以来、青少年期を通じて地道な村づくりに献身していた。日清戦争後の二十八年十九才にして沢田村相愛会を組織し、村民の智能文化開発と生活向上を志向した。家と村の農業に専念しつつ、日露戦争後の四十年代には山田村報徳会を創立し、戦後の村経営には経済と道徳との融合に基づく報徳思想の信条によって三十才代の精魂を家づくり村づくりに傾注した。就中山田村戊申会のなかに読書会を設立し、村づくりの基礎としての人間づくりに着目し、これを実践したことはすばらしいことであった。政治嫌いであった町田(庄)が震災後の村長に推されて登場したが、その村政には報徳思想がどう具現されたか。その業績をみると、(一)一坪一本を目標に村有林四三〇町歩の計画的

一 大正期の町村政

一 級 議 員 (9人)										任期
大正10.4 ~ 大正14.4										
山 口 高 藏	関 本 貞 二	折 田 軍 平	林 紋 吉	福 田 六右衛門	安 原 嘉十郎	木 暮 延 壽	山 田 実	関 善 平	議員名	
山 田	折 田	折 田	上 沢 渡	上 沢 渡	山 田	下 沢 渡	山 田	四 万		出身大字
46	44	76	46	52	53	35	41	68		年令
二 級 議 員 (9人)										任期
大正10.4 ~ 大正14.4										
角 田 虎 松	唐 沢 一 二	宮 崎 順治郎	関 慶 藏	関 旧 衛	田 村 儀 作	田 村 茂三郎	関 安 十 郎	中 沢 作 馬	議員名	
山 田	四 万	下 沢 渡	四 万	山 田	折 田	四 万	上 沢 渡	下 沢 渡		出身大字
44	44	44	63	50	61	48	55	59		年令

植林を実施し、(ロ)大岩部落埋野下の原に水田開発を行い、その用水路の建設にセメント土管を寄附して之を奨励した。(ハ)農業機械(岩田式粃すり機石油エンジン等)を導入して労力の合理化をはかり、(ニ)結婚式はじめ農村生活の簡素化を推進した。(ホ)国有林の下刈、愛林思想の普及等々……があげられているが、青年時代から部落で永年実施してきた報徳精神による村づくりの体験と実績を生かして、村長として沢田村全体の経営を農業生産と農村生活を拠点にして諸般の改善を実施している。たまたま大正終末の農村再建が要請されていた時期でもあったので、町田村政はきわめて啓蒙的かつ効果的であったといつてよい。明治以来の沢田村政全体を通じても僅か一期四年の短い期間ではあったが、特徴ある村政の展開であった。村民の生活に根をおいた純農村に即応した村政として「村の政治とは何か」

について示唆するところが大きかった。

村会村会議員 大正期になつての村会議員選挙は二年六年について十年四月に第三回選挙、さらに十四年四月には第四回選挙が行われた。この大正後半期の二回の選挙で選出された村会議員を上二表に掲げておく。十年四月選出議員をみると、前回までにくらべて一二級とも各

一 級 議 員							
大正14.4 ~ 昭和4.4							
岡田太郎	宮崎庄平	山口福八	町田潤一郎	関田龜松	福田常三郎	福田六右衛門	飯塚胖四郎
山下田	山田	山田	山田	上沢渡	上沢渡	上沢渡	上沢渡
43	31	60	46	49	49	56	48
63	63	63	63	63	63	63	63
二 級 議 員							
大正14.4 ~ 昭和4.4							
木暮延壽	宮崎順治郎	本多高十郎	新井藤吉	田村七平	田村茂三郎	宮崎角太郎	今井仲藏
下沢渡	下沢渡	四万	四万	四万	四万	四万	折田
39	44	37	57	45	52	52	48
34	34	34	34	34	34	34	34

三名づつふえて全員十八名になった。

新議員が七名選出されたが、大正の前二回選挙の際は五名であった。大正期三回の選挙を通じて新人の選出率は大体四割であった。大字出身別には山田村五人、四万村四人、上沢渡下沢渡・折田各村は各四人であった。議員平均年令は五十二才と

高令化していた。新人七人の平均年令も四十八才と高令化していた。山田村では五人中四人が新人であったことが注目される。さて十四年の村会議員選出からは町村制改正によって有権者も著しく増えた。議員の一二級別が廃された。この改正選挙を機として新人議員十二人が進出しているのは刮目してよい。すなわち十八人中十二人と大きな交替が行われた。ベテラン議員としては田村茂三郎と福田六右エ門の二人だけになった。議員の平均年令をみると四十七才で、前回十年の選出議員にくらべると五才も若くなった。新人議員を年令別でみると、三十代三人、四十代七人、五十代二人であった。村会全体では四十代八人、五十才以上六人、三十代四人の構成である。新町村発足当時にくらべて大正末になると、大字から選出されてくる議員の年令層はずっと高令化してきているが、有権者が拡大し議員定数がふえても、当時の議員年令は一般に四五十年代が中心であった。出身大字別では四万村が最も多く五人、上沢

渡・山田が各四人、下沢渡三人、折田二人であった。

(3) 伊 参 村

村政の展開 大正後期の伊参村政は第三期に入った綿貫村政期からである。①第三期綿貫村政（大正八年六月～九年十二月）既に二期の村長を勤め、その間に村政の堅実な基盤を確立したが、八年五月村会で三たび望まれて村長職に就任した。三期目の綿貫村政は引続いて村の基本財産に関する諸条例はじめ吏員報酬給与額条例、罹災救助資金蓄積条例等の改正整備、新規に工事及物品調達請負規程の新設などが行われた。さらに道路改修工事を積極的に推進しているが、八年度には村費支弁郡費補助による蟻川地内の里道修築を地元住民に請負わせて施行している。八年四月道路法の公布を機会に村会も道路関心が昂まり、九年二月の村会では五反田地区村議田村理市外二名により、中之条～伊参村役場の道路が郡道編入諮問に洩れたことを遺憾として、新たに郡道編入の請願を建議している。また九年三月村会では村長から道路法による村道認定を村会に諮問している。そして十六路線が村道に認定された。

②本多村政期（十年二月～十一年四月）第三期綿貫村長は一年六カ月を勤めて九年十二月退任し、その後約二カ月間は本多藤吉助役が村長代理を勤めてきたが、十年二月三日の村会で本多は村長に選ばれた（五十五才）。まず助役の選任を行ったが、島村豊吉ついで原沢賢作が村会で一度承認されながら辞退したため、第三人目の蟻川重郎平が選任されたのは七月中旬になった。大正七年以来綿貫村長のもとで助役を二年九カ月余も担当してきた関係からも、本多村政は大体のところ綿貫村政の継続といえる。時代の変化に対応しての諸条例の修正整備が引続き行われた。また道路修築工事（郡道中之条伊参線の災害復旧工事―名久田村横尾地内―の請負い執行）を大正九年度中に実施している。ところで本多村長期の大正十年にもなると、大戦後も二カ年を経過して経済不況も進展しはじめた時期で、十年二月の村会には村基本財産造成費支弁のために「村債を起す件」が提案された。その起債理由をみると村財政の苦し

い事情が示されている。

サキニ払受ケニ係ル不要存置国有林野買入代ハ其地上立木売却代金ヲ以テ其大部分ヲ償ヒ得ル見込ミナリシモ、昨年来財界俄カニ不況ニ傾キ物価漸次低落スルニ至リ、之ガ立木売却ニ際シテモ大ナル悪影響ヲ蒙リ約七八分ノ売却ヒヲ行ヒ一時中止スルニ至レリ。而シテ其売上額七千二百余円ニシテ買入代二万四千余円ニ対シ約其ノ三分ノ一ヲ充スニ過キズ、爰

ニ於テ或ハ各種基本財産積立金ヲ運用シ或ハ之ヲ以テ買入費ニ充當シ之ガ補充ヲ行ハントスルモ、尚不足額ヲ課税ニ求メザルベカラズ。然ルニ己ニ村民ノ負担輕カラザルノミナラズ、經濟界益々不況ニ陥レル今日一時ニ之ヲ賦課スルハ事情ノ容レザル所ナルニ依リ、ヤムナク村債ヲ越シ以テ財政ノ円滑ヲ図ラントスルニ在リ。

さて本多村政が直面した當時の最大の問題は小学校の統合問題であつた。学校問題については綿貫村長期の七年二月二十三日村会に五反田の村議齊藤五平外三名によつて、「五反田尋常小学校ヲ伊参西尋常高等小学校ト改称シ明年度ヨリ併置校トナス」という建議案が提出された時点にさかのぼる。當時七名の調査委員によつて検討されたが、建議案は否決廃棄された。しかし三月に再び「伊参西尋常小学校ト改称シ、同校ニ高等科ヲ附設スル」の建議案として再提出され、原案が村会で可決され、村会は次のような意見書を村長に提出した（三月十一日）

本村教育ノ普及振興ヲ図ランガため本村会ハ明年度ヨリ五反田尋常小学校ヲ伊参西尋常小学校ト改称シ、同校ニ高等科

ヲ附設シ、校名ヲ五反田高等小学校ト為スノ必要ヲ認メタルニ付至急之ガ施行方法ヲ講ゼラレ度

そして二年後の九年二月二十七日、前回の不備な点を改めて再度同様な建議案（唐沢平外二名）が提出された。これは五反田の高等科生が中之条校に通学していたのを、中之条町から通学を拒絶されて始めて学校統一の声が上がったのを契機としている。しかしこの時は村經濟の将来と人心の統一などの点から建議案は否決された。しかし学校統一問題は村民の要望も増しており、地元の熱意も加わつて早晚解決を要求されていた。しかも不況の進展する時勢のもとでは実現は難しくなつていた。本多村長就任当初の三月十二日には、五反田村民からは五反田小学校に高等科併

置の陳情書、そして岩本村民と蟻川村民からは連署を以て五反田小学校に高等科を附設することに反対する陳情書が同時に村長宛に提出されている。そして同じ十二日に大道住民の連署を以て、大道分教室設置の陳情書も提出された。このようにして本多村政は就任当初から早くも懸案の学校問題と直面していた。そして当時経済不況の影響による村財産の維持運営の方策にも色々と苦慮していた。「不要存置国有林野延納代金ノ分納ノ件ノ猶予許可願」(十年三月十五日)、この国有林野払下代金にあてるための「罹災救助資金運用ノ件ノ許可申請」(同日)、「大正十年歳入全繰上充用ノ許可申請」(六月四日)、「基本財産(立木)処分許可申請」(七月十七日)などが相次いで出願された。そしてついに村債を起して払下代金を支弁するに立ち至った。このようにして大正十年度の村政を担当した本多村長の時期は、大正前期から中期にわたって伊参村の基本財産と村風を樹立した綿貫村政を継承したが、その就任期が折柄の経済不況の影響によって村財政の運営はまことに苦しかった。しかも、従前からの五反田小学校に高等科附設に伴う学校問題も再燃して部落感情の対立もおこっていた際でもあって、村議会の運営もまた多難であったようである。不況の影響による村財政の苦しさは既に綿貫村政の末期(大正九年度)にも現われていたが、これが解決を迫られたのが本多村政期だったといつてよい。この点学校問題でも、その就任当初に蟻川大道の住民からの陳情書の提出があり、十年度末の二月二十八日には地元五反田出身議員による「五反田小学校ニ高等科併置ノ件」の建議案も提起された。かかる難局に直面して、ついに在職一年二カ月にして辞職するに至った。その間学校敷地の購入等で種々奔走もしたと云われている。なお本多村長は道路についても中之条―五反田線の改修に尽力したといわれている。

③蟻川村政期(十一年五月―十二年十二月) 本多村長の苦難の村政を引継いで、助役の蟻川重郎平が十二代村長に就任した。蟻川村政期もまた短期(一年七ヶ月)であった。長期の綿貫村政期は、ちょうど折柄の日本経済の勃興過程と大戦前後の好況に支えられて、伊参村政の経済的社会的に堅実な基盤をつくりあげた。村の基本財産が累積さ

大正10年4月～

14年4月議員

一級議員			議員名(6)	出身大字	年令	新旧
塩山田	原崎村	逸嘉政				
五太郎	太郎	藏				
大道	蟻	岩				
新田	川	本				
55	55	54				
旧	新					
二級議員			議員名(6)	出身大字	年令	新旧
唐綿森	沢貫田	龍貫安				
太郎	字十郎	四郎				
岩	蟻	岩				
本	川	本				
65	51	69				
旧	旧	旧				



伊参村唐沢至平村政期(大正13～昭和3)の三役と役場吏員

れ、諸団体も育成され、村風の精神的基礎も確立して村自治の模範村が建設された。その土台を継承して大正後期の伊参村政が展開されたが、もともと産業の経済的規模の小さな山村として、大正十年すぎ頃からの不況の余波は、せっかく大正前期にきづいた村の基本財産さえも揺がした。この維持運営の対策への苦慮が、本多村政から蟻川村政にも引続いていった。

村会・村会議員 大正後期の村会議員選挙は十年十四年の二回行われたが、十四年の選挙では、町村制改正により有権者数も増えるし、村議の一二級の区別が撤廃され、普選制をひかえて民主政治の前進をみた。両年の村会議員を表示しておく。

十年の村議選挙では、有権者数は三八一人で、議員一人当り有権者数を見ると三一、八人であった(沢田村三二、二人、名久田村二九、五人、中之条町二五、七人)。新議員は十二人のうち四人であった。

一 大正期の町村政

議員の平均年令は五十二才と高令であつた。出身大字別には五反田と蟻川が四人、岩本三人、大道新田一人という構成だつた。

大正十四年（一九二五）～昭和四年（一九二九）の村会議員を次の一覧表に示す。

議員名	大字	年令	議員名	大字	年令	議員名	大字	年令
綿貫嘉重	蟻川	53	綿貫字十郎	蟻川	55	富沢重作	五反田	37
田村政藏	岩本	49	山崎嘉太郎	蟻川	59	斎藤哲平	五反田	44
唐沢奎平	五反田	53	山崎金作	川	44	富沢武一郎	大道	36
唐沢龍太郎	岩本	69	森田安四郎	岩本	73	唐沢九十	五反田	36

一二級撤廃後の選挙では、新議員が五人も入れ替つたが、三十才代三名四十四才二名という若手の進出がめだつた。平均年令では五十一才であつた。新議員の構成は旧いベテランの森田綿貫唐沢等三人を中心に、新たに若手五人が加わつて生氣を注入するかにみえた。地区別には前回と同様に五反田蟻川が四人、岩本三人、大道一人という構成だつた。

(4) 名久田村

斎藤五平	五反田	47	富沢重作	五反田	34
原沢賢作	蟻川	55	蟻川重郎平	蟻川	41
唐沢奎平	五反田	49	生須兼吉	五反田	55
				新	

村政の展開 大正六年吉田（森）村長のあとをうけた小池桑八村長（四十四才平村）は村長経歴をもつ劍持熊吉助役の協力をえて四年間の任期を無事完了した。明治四十年代前半における綿貫村政以後ながく短期の村政時代が続いていたが、大正中頃になって漸く四年の任期満了の村政が出現したことは、名久田村政の安定化への歩みであった。

小池村政以降は引続いて小林（定）村長、高橋（辨）村長と長期村政が継続するが、その第一歩がきずかれた時期といえる。当時役場書記だった赤坂の田村一三は「小池村長が満期まで勤められた時、村内村外から珍しいと取沙汰された。小池桑八さんは伊参の綿貫宇十郎さんと親交のあった人で、常々その指導鞭撻を受けていた。小池さんは人柄が円満で争いなどは極力回避し、急迫した事態になっても八方接衝でうまく急場を切抜けてゆくといった姿勢の人でした。小池さんの任期満了の後をうけた小林さん（小林定吉）も任期一杯勤められ、これで村も静かになった。安定したかと私なりに安心したのが、あの時の私の偽らざる心境でした」と述懐している。従って小池村政はこの任期中に幾多の仕事を行っていた。大正六七年には橋梁の架設（名久田橋）、村有林数十町歩余の植林、また九年十年には沼田中之条線の道路の県道編入、そして米不作の年に政府払下米四百石の受入れなどがあげられている。

ついで小林定吉（赤坂村、五十才）が十一年十二月に村長になった。小林（定）は明治末から大正五年にわたり吉田良平、唐沢基平、高橋辨次劍持熊吉の四代の村長のもとで助役を勤めて、ながい変動期の村政を支えてきた実績は大きい。村長就任後も地道な村政を続けて名久田村政の安定化の基盤を確立したといつてよい。大正後半の農村不況がはじまる時期に際会して、煙草栽培に着目して、これが導入につとめ、煙草耕作組合を創立するなど、恐慌前夜においてすでに経済更生のための一石を投じたことは大きな業績といえよう。当時の助役は劍持四郎（三十三才）であった。

小林（定）村長の任期満了の後をうけて、大正十五年一月、第二十代村長として高橋辨次（六十七才）が登場した。第五次高橋村政となるが、この時の助役には前村長の小林定吉が就任している。新進氣鋭の劍持四郎助役が家事

一 大正期の町村政

大正11年～14年の村会議員

議員名	出身大字	年令	新旧	議員名	出身大字	年令	新旧
高橋 辦次	横尾	63	旧	松本 和作	横尾	50	新
小池 衆八	大塚	49	旧	劍持 四郎	平	34	旧
松本 子之吉	赤坂	59	新	田村 虎次郎	大塚	41	新
綿貫 形治郎	"	49	旧	劍持 虎吉	横尾	45	旧
茂木 吉三郎	大塚	48	新	関松 太郎	横尾	42	新
山口 角次郎	窪	56	新	劍持 久平	平	52	新

(病氣)により退任後をうけて、小林(定)の助役就任となった。村長助役と最高の顔ぶれをえて大正末から昭和初期の村政がはじまるが、小池(衆)村長以来大正後期の名久田村政は三期十二年間にわたって最も安定した村政期が継続したのである。この期間に名久田村政の確固たる基礎がすえられた。

村会・村会議員 大正期になって名久田村の村会議員選挙は、前述のように大正二年四月四日、つづいて翌三年三月十八日に行われ、以後その満期によって七年三月十八日に三回目の選挙が実施された。かくて大正期の村議選は他町村より一年遅れて十一年三月十八日と十五年三月に実施された。この両年の選挙で当選した村会議員一覧表を示しておく。十一年議員をみると、平均年令は四十九才で、新議員は七人もでていたが、すべて四五十代であった。議員中に元村長が四人もいた。一番若い議員は劍持四郎三十四才一人だけであった。出身大字別では横尾四人、大塚三人、赤坂、平各二人、板窪一人であった。

つぎに十五年議員を次頁でみると、新議員は前回同様七人ではいるが、ほとんど五十代であった。全議員の平均年令は五十一才と前回令はよりも二才も高令になった。三十代は二人であった。高橋綿貫劍持(虎)の元村長は引続いて村議を勤めており、小林定吉も加えて四人の

大正15年～昭和4年の村会議員

議員名	出身大字	年令	新旧	議員名	出身大字	年令	新旧
高橋 辦次	横 尾	67	旧	劍持 虎吉	横 尾	49	旧
富沢 長十郎	平	56	新	飯塚 村作	大 塚	41	新
劍持 四郎	平	38	旧	茂木 龜三郎	赤 坂	62	新
綿貫 形治郎	赤 坂	53	旧	小林 定吉	赤 坂	55	旧
小池 政晴	大 塚	36	新	小管 形次郎	大 塚	53	新
原沢 信吉	横 尾	54	新	茂木 吉三郎	大 塚	52	新

二人、栃窪一人で、前回にくらべて横尾が一人減じ赤坂が一人増えた。

二 産業と経済

1 総 説

日露戦争後の中之条地方における産業経済の動向は、概して上向き過程をたどっていた。各種の地方事業が漸く計画実施の緒について、そのいくつかは明治四十年代に発足した。しかし多くの民間会社工場が設立されたのは大正期に入ってからである。明治末年から大正二年への好況、二年後半から三年前半への循環的不況、そして欧州大戦の勃発により四年からの大戦ブームと全国的には景気波動は大きかったが、この地方の産業では蚕糸業の抬頭と相俟って製

元村長が村議に列して、高橋（辦）村長小林（定）助役のもと、村政当局と村議会との一体化が察せられる。出身大字別では横尾赤坂大塚が各三人づつ、平

糸工場の設立はじめ物産倉庫業交通運輸業などの諸会社が相次いで発足した。既に明治末に発足した電信電話電気なども大正になると急速に伸長した。電話は官庁用から町の上層商人の取引にも利用されるようになった。電気も大正時代には郡内町村の家庭に次第に点燈されるに至った。明治四十年代に導入された馬車が、大正前期にはすでに町を起点として四万川原湯草津など郡内温泉地に広く交通網を拡張していった。大正九年には新しく電車が中之条渋川間に開通した。大正前期は町の企業や交通通信等の黎明期であって、大正一―三年には僅かではあるが、商工業の戸数人口ともに増加していた。そして町の寄留人口の動きをみても、これもまだ僅かずながら流入人口が減り流出が伸びようとしていた。(町の人口が本格的に都市に流出するのは大正末期から昭和初期になってからである)。大正三―四年は不況であったが、その後の第一次世界大戦中の期間(五―七年)は戦争景気の影響をうけた時期で、この地方の産業経済も順調に伸長して、会社工場もその数を増し、電話数も年々ふえていった。草津馬車会社(三年九月)や四万馬車会社(五年三月)はじめ吾妻製糸所(二年十二月)大勝館製糸所(三年十一月)や吾妻物産株式会社(六年六月)など相次いで設立された。なおそのほか新しい文化を示す映画館の求友館(六年四月)や吾妻印刷会社(七年九月)なども生まれた時期である。この大戦期(五―七年)とこれにつづく戦の直後(八・九年)の期間には商業の伸長が著しかった。商業戸数も五―七年に二十四戸、七―九年に四十八戸と三―五年の増加にくらべて倍増している。会社工場なども、単に数の増加だけでなく増資による規模拡大するものも現われた。こうした地方産業の伸長を示すものが地方銀行の発展である。戦後の十年十一月における吾妻銀行と吾妻貯蓄銀行の合併によって資本金百万円で郡内最大の中之条銀行が成立したことは、何よりもその有力な現われであろう。

さて大戦後には、前述のように戦後の好況と軍縮平和のなかで、大正時代の殷盛期が到来する。すなわち中之条町では八年二月に戸数千戸になった祝典が挙行された。大戦中からの産業経済の発達には戸数人口の増加となって示され

たが、それ以上に地元産業の隆盛の反映として町におけるサービス業の発展となった。旅館業、飲食店、料理屋等が繁昌し、芸妓、酌婦等のサービス業従業者がふえた。折からの戦後の太平と地元商工業、養蚕の伸長と相俟って、戦後の町は活気にみちた。かかる戦後の世相は町や村の青壮年を祭や遊びの世界に吸引した。当時としては飲み食い以外にはさして娯楽にも乏しかった住民たちは農休みや祭日、市日などを中心に町の飲食店や劇場、映画館などが賑わった。こうして太平と好況が地方の人々に新しい大正の娯楽や派手な風俗をも生みだした。ところで大正中頃（六〇八年）の地方産業の発達は道路の改修整備となつて現れたが、八年四月の道路法公布を契機に郡内の幹線道路も漸く県道に編入され整備の緒についた。その後大芝知事時代には道路が政治の対象になつて郡内道路の改修も曲折をへたが、八年の道路法改正と翌九年一月の郡会の郡道認定に関する諮問案への答申などによつて、郡内の各幹線支線の改修が大きく前進した。大戦後には、道路の改修のほか、電気文明の導入による広く郡民の生活文化の向上があげられる。明治四十五年の名久田発電所は吾妻の人々に電燈文明をもたらした嚆矢であつたが、水力発電所の建設が広く郡内各町村に及んだのは大正八年以降である。三年には四万発電所、五年には川原湯発電所が建設され、四万川原湯温泉の住民もその恩恵に浴した。八年になると草津洞口発電所、伊参発電所が建設され、草津町伊参村、名久田村の人々もまた電燈文明に浴すに至つた。そして十年には高山太田六合の各村、十一年には原町一円、十四五年には嬬恋村へと伸びていった（吾妻郡誌七三四～三五頁）。このように大戦後の八年～十二年頃までの期間は、大正全期中で最も恵まれた豊かな繁栄期といわれているが、中之条地方の住民にとつても、この時期は産業経済の隆盛によつて一般に生産増による所得の膨張が認められた。その結果住民一人当りの納税額もまた最も多い時期でもあつた。わが一町三力村の九年～十二年の一戸当りの納税負担額を第7-7表に示す。これによると、各町村とも一戸当りの合計の納税額は、大正十一年が一番多い年であつた。十一年について町村別にみると、中之条町が七十六円十一銭で一番多く、ついで沢田村六十

二 産業と経済

第7-7表 一戸当り納税額

		国 税	県 税	町村税	計
中之条町	大 正 9	円錢 15.75	14.59	34.86	円錢 65.20
	10	16.53	14.98	33.30	64.81
	11	18.17	17.84	40.10	76.11
	12	17.32	17.94	26.58	61.84
沢田村	大 正 9	9.97	8.91	33.55	52.43
	" 10	10.29	8.66	33.18	52.13
	" 11	16.49	11.50	41.01	69.00
	" 12	12.39	12.66	31.07	56.12
伊参村	大 正 9	8.18	7.81	36.48	52.47
	" 10	7.87	6.67	37.60	57.10
	" 11	8.78	7.93	46.44	63.15
	" 12	8.63	7.94	33.96	50.53
名久田村	大 正 9	9.36	7.61	33.18	50.15
	" 10	9.11	6.51	32.88	48.50
	" 11	11.01	8.31	41.91	60.23
	" 12	9.95	7.88	32.36	50.19
郡町村平均	大 正 9	9.18	9.76	32.95	51.89
	" 10	9.93	9.09	31.79	50.81
	" 11	12.18	11.49	38.15	61.82
	" 12	10.52	11.54	30.56	52.62

九円、伊参村六十三円十五銭、名久田村六十円二十三銭の順であった。郡町村平均にくらべて中之条沢田村伊参村は平均額より多かったが、名久田村は平均より額少かった。税種別にみると、国税では伊参村が少く、県税では伊参村名久田村が少い。町村税では伊参村が一番多くなっていた。大正中頃からは次第に町村住民間に所得の階層分化も進展していたと思われるので、全般的に一戸当りの納税負担額の増大は、低所得階層にとっては納税負担がつよかったと思われる。不況の顕在化する大正十年すぎからは、このような状況のもとで税金納入の遅延者や滞納者が現れるに至った。さて第一次世界大戦終了後の経済情勢は一般に好況期といわれ、平和と好景気で最もよい時代のように思われてい

るが、中味を詳細にみると戦後数年間は経済的には景気の起伏がはげしく、物価の高騰もあって中々波瀾にとんだ時期であった。従って好況景気といわれながら、庶民大衆にとっては却って苦渋の多い期間でもあった。詳細は「生活と世相」で後述する。戦後の景気をみると、八年四月頃から九年二月頃までが戦後景気の時期で、「投機ブーム」を現出した。やがて九年三月中旬には経済恐慌がおこり、株価期米生糸綿糸などの市場崩落をみた。しかしまた九年後半から十年前半にかけては、戦後景気の余燼から所謂「中間景気」とよばれる時期が到来している。しかるにこの好況期も十年十月襲来した周期的な不況の波によって崩解し、その後は漸次不況化のコースをたどりだした。特に十一年四月における株式の一斉下落を契機に、資本主義的な不況も慢性化の徴候をみせはじめたのである。こうした戦後の一般景況を背景にして、戦後八年八月頃には吾妻郡内にも好況がおとずれたが、諸物価もまた高騰している。しかし翌九年七・八月になると不景気のためか中之条町にも桐生の織物商人が来て廉売をやり、これに對抗して地元商人もまた大売出しをやるということもあった。またこの年八月下旬には戦後不況から澤田村山田部落に税金不納同盟がつけられている。このように関東大震災前から吾妻地方にも不況は侵入してきていたが、十年前後まではまだ戦後好況の情性が続いていた。好況不況といっても、少しづつズレて到来している吾妻地方では、震災前はまだ好況ムードがかなり強かったといつてよい。十一年は大正期中で戸当りの納税額が最高だったことにも示されていたが、大正十年は産業企業活動のピーク時で、その後十一年にはまだまだ新規に製材会社の設立が相次いでいた。従って地元住民にとっては、少くとも外見的には「よき時代の継続」と映じていたのであろう。

ところで、このような太平の夢を破ったのが十二年(一九二三)九月一日の関東大震災だった。この前年四月町には清見寺の大火があり、町民の暁の夢を破ったが、今また首都東京を灰燼に帰せしめたこの大災害は、時代の激変を予感せしめた。この年三月吾妻地方は霜害に見舞われ、翌十三年十四年と引続いて霜害と雹害を蒙った。なお十三年二月二

二 産業と経済

十一日には糸値が暴落し売り止めが実行される等、吾妻地方にも農村不況のきざしが現れ始めた。農村部では自ずと奢侈矯正勤儉節約への動きもめばえてきた。この大震災を契機に、以前から潜行していた経済不況もいよいよ顕在化しはじめ、わが町村民にも経済的危機感を与えるようになってきた。この経済的不況の進展と大震災とが累積して、その影響が十三年後半から十四年に現れてきている。何よりも地方産業企業が停滞した。製糸工場では操業を短縮し企業収益が半減した。十一年以来続出した製材会社の中には休業状態に近いものもでてきた。町の商店の営業にも漸く不況の影響が現れていた。また大正末年の四万沢渡温泉の浴客数をみても、震災前の十二年にくらべて急減しているのは不況の影響とみてよいだろう。こうした大震災後における不況の進展は、大正末年になるほど深化して各方面に色々な様相をもって顕在化した。十三年には郡内の民間不正金融業者が増加してくるし、十四年上半年になると銀行は金融不況が著しくなった。そして必然的に税金の滞納者が増加してきていた。中之条銀行の大正十四年上半年（一月～六月）における営業状況について、その報告書をみると、

中央市場ニ於ケル金融ノ硬塞ハ山間地方ニ波及シ、木材ハ外材ニ庄倒セラシテ殆ド伐採サンズ、薪炭ノ価格亦低落シテ製炭業者ハ皆幾分ノ損失ヲ蒙リ、生糸ノ輸出ハ順調ニ行ナハレタレドモ、原料不足ノタメ満ノ相場高騰シテ採算面白カラズ。機



自動車を通る中之条町の通り（大正期）



電車が通る伊勢町の通り（大正期）

業地ノ不振ハ国内用糸ノ売行ナク、金融円滑ヲ欠キ諸商況ニ
活氣ナク人氣沈衰シテ到ル処不景氣ノ嘆声ヲ聞クニ至レリ。

之ガ為メハ預金ハ漸次減退シ貸出増加ノ傾向ヲ示シ資金ノ回
収意ノ如クナラジ……

と、当時のきびしい不況の実情を示している。かくて震災後の町民村民の生活は必然的に苦しくなっていた。その結果農村からの都市への出稼離村が多くなっていった。就中女子の出稼が急増した。このような不況に追われた出稼離村が、昭和戦前にかけてのその深化とともに、吾妻地方の人々の本格的な農民離村に発展していった。

2 土地と農民の動き

(1) 大正期の耕地集積の進展

明治後期の耕地集積の状況については、既に前章で詳述したが、これに続く大正期の耕地集積の進展を追ってみよう。

大正期の小作地化 はじめに、さきの明治後期の吾妻郡の自小作地別の土地の動き(第6―21表)に連続する大正期の同じ動き(第7―8表・次頁)をみると、田については大正期中頃は毎年小作地面積が増大してゆき十年がそのピークになる。小作地の比率も四割以上に達する。明治後期に比して大正期には田の小作地化が本格的に進展したといつてよい。他方畑についてもこの時期は緩慢ではあるが全般的傾向としては少しずつ畑の小作地化が進展し、小作地面積がふえる傾向にあったし、また小作地の比率も僅かながら多くなっている。大正期には吾妻地方でも田畑併せて耕地の小作地化は一般的に進展していたといえるが、これを全県的にみれば他郡に比してその進捗の度合はかなり遅れていた。この点について吾妻郡誌は、「本郡に於て自作地多く小作地少きこと県下第一に居るは、時代の弊風を余り受けざる事実として……。本郡に小作争議等の問題少きはこれ一原因ならん」と述べている。つぎにわが中之

二 産業と経済

第7—9表

(中之条町・伊参村)

田畑	町村	年次	自作地		小作地		計	
			反	%	反	%	反	%
田	伊参村	大正5	593	66.5	299	33.5	892	100.0
			632	71.3	254	28.7	886	100.0
		6	630	68.9	285	31.1	915	100.0
			642	69.3	284	30.7	926	100.0
		9	630	68.9	285	31.1	915	100.0
	中之条町	大正5	285	34.0	552	66.0	837	100.0
			293	34.8	550	65.2	843	100.0
		7	298	34.3	570	65.7	868	100.0
			313	32.6	646	67.4	959	100.0
		9	313	32.6	646	67.4	959	100.0
畑	伊参村	5	3,059	86.2	491	13.8	3,550	100.0
			3,105	86.5	483	13.5	3,588	100.0
		7	3,068	84.6	559	15.4	3,627	100.0
			3,082	84.6	561	15.4	3,643	100.0
		9	3,082	84.6	561	15.4	3,643	100.0
	中之条町	5	1,732	58.8	1,215	41.2	2,947	100.0
			1,701	58.3	1,219	41.7	2,920	100.0
		7	1,671	58.4	1,188	41.6	2,859	100.0
			1,483	51.8	1,381	48.2	2,864	100.0
		9	1,483	51.8	1,381	48.2	2,864	100.0

伊参村は大正各年の村役場事務報告書、中之条町は郡役所提出書類による。各年次の下欄の数字は%をしめす。

第7—8表

(吾妻郡)

田畑	年次	小作地	
		面積	比率%
田	大正5	町反 373.0	37.5
		6	397.2
		7	416.5
		8	424.7
		9	437.8
		10	470.8
	11	418.3	39.2
畑	大正5	町反 1,772.2	28.7
		6	1,760.7
		7	1,789.1
		8	1,785.8
		9	1,860.0
		10	2,372.8
	11	1,837.8	28.9

(吾妻郡誌553頁の表より算出)

条町と伊参村について大正期の小作地の動きを第7—9表でみる。田について伊参村の大正期の小作地比率は三割前後で郡平均にくらべて低く、また年々小作地化の進展もあまりみられない。これに比して中之条町は大正初年すでに田の小作地率六

五%だったが、七八年頃には漸次小作地がふえて比率も六六・六七%に上昇している。この動きは明治二三十年代の二〇〜三〇%の時代にくらべると大きな変動で、これは四十年代から大正初期において小作地化の激しい変動によるが、その後この表に示されたように大正中頃には少しずつ進展して七割近くまでに達した。大正期中之条町の田の小作地化は郡内他町村にくらべると相当進んでいたことがわかる。畑の小作地化は田のそれにくらべると一般に遅れているが、伊参村では一四%前後であるが、大正七年以降には幾分か小作地化の動きがうかがえる。中之条町では大正期畑の小作地の割合は大正初から五六年頃までが四〇%ほどであったが、七八年頃から自作地の減少小作地の増加がみられ、九年には四八%と急上昇して、この傾向が大正後期に続いている。総じて田畑の小作地化の動きをみると、町部の中之条町は周辺の村部にくらべて明治末〜大正期にわたって相当進捗していたが、村では田畑ともに小作地化、土地の集積は進まなかった。沢田・名久田両村の場合には十分な資料をかくので正確な考察はできないが、少くとも伊参村よりは田畑ともその小作地化が進展していたのではないか。表で示した中之条町と伊参村とは小作地化・土地集積では郡内町村中の両極に位する代表的町村だったといってもよからう。当時吾妻郡の小作地の平均が三〇%余であったのに対して、一方の伊参村はかなり少かったし、他方の中之条町の小作地化は相当多かったのである。

大正期の小作農化―農民分解 つぎに大正期の土地所有による農家の動きをみよう。中之条町と伊参村について第7―10表(次頁)でみると、伊参村では明治末〜大正初期にかけてまず自作農が減少して自小作や小自作がふえてゆく動きがみられ、さらに五、六年頃からはまた自小作は自作へ、小自作は小作へ変ってゆく傾向も察知されたが、自作農の割合は毎年四割を保持し続けていた。伊参村では大正期でも明確な小作農化は進展せず、小作農は例年一七%前後にとどまり郡平均二五%前後にくらべても極めて低かった。これに対して中之条町では明治末〜大正初期に、すでに自小作小自作及び小作農を含めて七割前後をしめていたが、この表の六年以降には自作農が減少して自小作小自

第7—10表

町 村	年次	自 作	自小作	小 作	計
		自 作	自小作	小 作	計
伊 参 村	大正 5	176戸 42.6%	186戸 45.1%	51戸 12.3	413戸 100.0%
	6	177 42.7	167 40.2	71 17.1	415 100.0
	7	181 40.7	180 40.6	83 18.7	444 100.0
	9	176 42.4	167 40.3	72 17.3	415 100.0
中 之 条 町	大正 4	140戸 29.3%	150戸 31.4%	188戸 39.3%	478戸 100.0%
	5	143 29.1	160 32.6	188 38.3	491 100.0
	6	102 21.6	173 36.8	196 41.6	471 100.0
	7	114 23.7	195 30.4	173 35.9	482 100.0
	8	120 23.7	197 38.9	189 37.4	506 100.0
	9	121 23.5	201 39.1	192 37.4	514 100.0
吾 妻 郡	大正 4	2,502戸 35%	2,836戸 42%	1,638戸 23%	100.0
	5	2,509 36	2,930 42	1,572 22	100.0
	6	2,529 36	2,931 41	1,649 23	100.0
	7	2,541 35	2,774 39	1,870 26	100.0
	8	2,580 35	2,882 39	1,871 26	100.0
	9	2,607 36	3,026 41	1,649 23	100.0

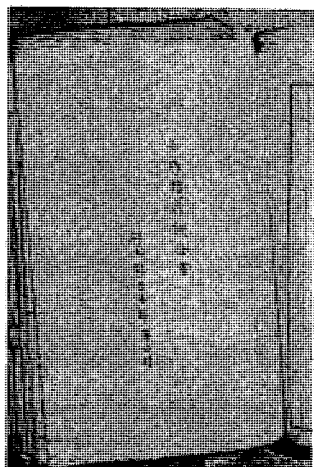
(資料) 伊参村役場事務報告書、中之条町郡
役所勸業報告書、吾妻郡、吾妻郡誌

作及小作がふえている。大正中頃には小作農化が相当進捗している。総じて全県的には小作農化の停滞していた吾妻地方において、特に中之条町では他町村に比してその進展が速く、反対に伊参村は遅滞していた。

(2) 小作慣行と小作料問題

大正期の小作慣行 ここで大正期における中之条地方における地主小作関係を通じての諸慣行をみておく。さきの明治四十五年（一九一二）の全国調査の際における中之条町の小作慣行を述べたが、大正期には十一年（一九二二）にまた全国調査が実施されたので、この資料（群馬県庁文書課）によって四カ町村をみておく。

①小作契約の締結 中之条町では、八割が小作証書による文書契約であって、これがごく普通になっていた。当時



大正11年小作賃行調査書
(沢田村分、県庁文書)

吾妻郡の他町村では、まだほとんどが口約束によっていたのとは全く対照的だった。沢田村名久田村では九〇%、伊参村では八〇%が、まだ口約束であった。しかし三村とも証書による契約がふえつつあった。

②小作契約期間 中之条町では定っているものが全部であった。郡内他町村には定めなきものの方が多くところが相当多数である。期間をきめないものが、沢田村九割伊参村六割、名久田村は期間をきめているものが九割をしめていた。

③作物別による小作期間(年数) 中之条町では稲大豆麦などすべて三年であった。沢田村でも蔬菜を含めて、これらの作物の期間は三年だった。桑は十年で、これは郡内各村々でも多かった。さて契約期間がすぎて後に黙認のまま継続小作することとは郡内各町村ともほとんどなかった。伊参村では、契約期間は作物の種類によって契約期間の異なることはなかった。名久田村では米麦豆等は五年というかなり長期契約だった。契約期間は町村をくらべると、町ほど多少短く村々では一般に五年契約が多かった。大正になって三村ともに次第に短縮されてきていた。

④小作料 小作料をきめる標準には、町では土地の等級によっていた。沢田村伊参村では地味の上中下及び収穫高によってきめた。また名久田村では土質の上中下によって一坪何程という決め方だったという。

⑤桑園の小作料は中之条町沢田村名久田村など、いづれも金納であった。

⑥減免慣行 中之条町では平年作の時には、一般に減免はなく、不作の際には、二%のとき五%の減免、三〇%不作で一〇~二五%、四〇%不作で一五~三〇%、五〇%不作になると、二〇~三五%の減免になると報告されている。

第7—11表

不作率	伊参村	名久田村
10 %	5 %	2%～
20 %	10 %	10 %
30 %	15 %	20 %
40 %	30 %	30 %

して、地主がこれを決めていた。伊参村名久田村では、中等作畑のところを坪刈し、地主小作人と協定していた。

⑨ 小作人の納入期・場所・運賃負担等、つぎに表示しておく（左表）。

	中之条町	沢田村	伊参村	名久田村
納入期	八月 十二月	十二月廿五日	十二月末～一月上旬	九月 十二月
納入場所	地主宅	"	小作人宅	地主宅
運賃負担	小作人負担	"	地主負担	小作人負担

る。沢田村では、すべて不作減収額の五〇%と報じている。伊参村と名久田村における不作率とこれによる減免率の関係を第7—11表に示しておく。

⑦ 減免するか否かを決定する方法 中之条町では「収穫前被害地の小作人は各地主に申請し相互実地踏査の上、之を決定す」という。沢田村伊参村でも、中之条町と同様な方法だった。名久田村では、「収穫前小作人の申請により地主実地踏査し、見積又は坪刈の結果決定す」と記述されている。

⑧ 減免歩合の決定方法 中之条町では、「一畝歩につき二ヶ所位の割合を以て、中等作を坪刈りし、相対の上決定す」。沢田村でも、中等作畑のところを数カ所坪刈

⑩ 小作料滞納の場合 中之条町沢田村伊参村等では利息を徴することはなかった。ただ名久田村は一、一、五割の利息を徴した。西吾妻の長野原町婦恋村六会村などでは二割までぐらいの利息を徴していた。

⑪ 耕地整理が小作慣行に及ぼせる影響 中之条町では、「小作の利益分配を比較的宜しくなりたり。小作地の修繕改良費を減ずるに至り、耕作上

の利便多くなりたり」と報じている。

大正期の小作料問題 大正期も十年（一九二一）以降になると、全国的に小作争議が急激に多くなるが、群馬県でも十年には前年の三倍の二十三件も発生している。十一年（一九二二）四月には日本農民組合が結成されると、群馬県からも幾人かが参加し、その後小作組合がつくられ、小作問題が全県各地で取り上げられるようになった。吾妻郡内においては、大正後期にはまだ小作組合の結成もなかった。個々の小作農の動きには、漸く時代を反映して小作料の軽減などの要求も昂ってきていた。昭和六年（一九三一）十月に日本農民組合中之条支部が結成されたが、昭和以前の大正期においては、前述のような伝統的な小作慣行によって取り扱われていた。それでも大正も後期になると、小作人が個別に地主に対して小作料軽減の嘆願的交渉を行なうようになった。この間の事情を、中之条町の田中平太郎（昭和六年結成の日農中之条支部長）の記録によると、「大正十二年頃から中之条地方では暮の十二月頃から、小作人から地主に対して、契約小作料の今年一回限りの嘆願的交渉が行れるようになった」という。こういう動きのなかで、当時の小作料をめぐる調停の事例について、この調停に当たった田村喜八（当時中之条町長）の日記によってみておこう。大正十年（一九二一）十二月に田村は地主会と小作人会の間にたつて小作料の調整をはかり、坪当り五合五勺を三割減、坪五合を二割減、坪五合以下を一割八分減と協定している（十二月二十四日の日記）。ここでは、この二年後の十二年（一九二三）十一月における小作調停の進捗経過について、その内容を少し詳しくたどってみよう。同じ田村日記によると、

十二年十一月十一日、十三日に、伊勢町の小作者総代六七名が町長田村（喜）を訪ね、小作料について地主と協定したいと申込んだ。内容は字天神分の田圃に限り三割減の協調を求めた。そこで早速農会の評議員会が開かれ、小作料軽減につい

て協議された。かくて十九日には、関係地主の桑原・伊能・町田（歸）・町田（崇）の四人の集会を請うて、この年の小作調停の件について協議して、次のような軽減額を協定した。「一水田一坪ニツキ五合以下ノモノ一割減、一、水田一坪ニツキ五

合以上ノモノ一割五分減」ところが、二十六日に役場に小作人達が集って協議した結果は、「一、水田一坪ニツキ五合以上二割五分減、一、水田一坪ニツキ五合以下二割減」と決まり、さらに地主側に調停を申込んだ。そこで廿八日再度地主側の集合を求め、小作側の申立ての件につき協調を試みたが、地主側の協議の結果は、「一、坪五合五勺以上二割五分減、一、坪五合二割減、一、坪五合四合一割五分減、一、坪四合以

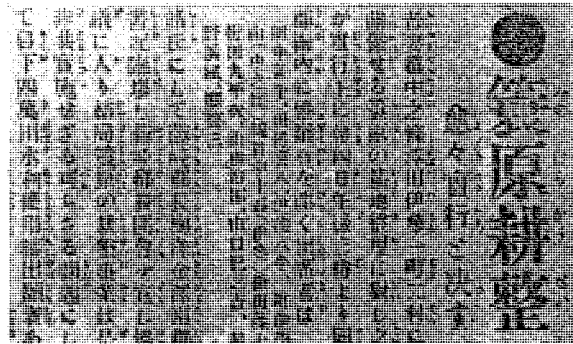
下一割減、其他特殊条件ニ対シテハ、各自地主ト相對シテ協定ヲナスコト」ところで十二月廿一日になって、小作代表は三度役場にきて、小作料低減の調停を依頼す。そこで三度目の調停を銀行で行ったところ、次のような協定になった。
「一、坪五合以上二割五分減、一、坪五合以下二割減、但シ俵代一俵三十錢奨励米ハ与ヘザルコト」

以上、再三にわたる両者間の調停内容の推移をみると、小作側の要求に次第に接近してゆき、小作側の二度目の要求（初回の要求を幾分減じたもの）に近い線で、第三回目で地主側が協調している。この事例による当時の小作調停の経過では、小作側の動きが、時流のバックもあったのか、相当強い自己要求とその実現のための執拗さも認められるように思う。ここにおける小作人の行動は、小作調停という枠内の行動として、地主側と仲介者を通じての間接的交渉であるため、地主小作間の直接交渉にみられるような両者の力関係に如実に示されていない。しかし大正も後期になると、従来の地主小作関係のあり方とは、かなり変貌した様相がみられた。

(3) 耕地整理（事業）の進展

明治三十三年耕地整理法発布以来漸く耕地改良がはじまり、全国的には日露戦争後から四十年代にかけて盛んに実施された。吾妻地方の場合には、これが遅れて耕地整理が本格的に一步ふみだしたのは、大正期になってからである。先覚者の田中甚平による早くからの実施計画も明治期には実現されず、大正期に繰越された。その詳細は既に明治期で述べたが、大正期の土地改良はいかに進展したか

伊勢町の耕地整理 大正期には、まず伊勢町耕地整理組合によって三年から六年にかけて伊勢町田圃が整備され



美野原耕地整理実行に決まる（上毛新聞大正 7.2.7）

た。これによって従来の四町四反の田圃が一躍十二町三畝七歩に整理拡張されるに至った。この耕地整理事業は工事費として二六六二円を要した。

中之条沢田地区の開田計画の推移 明治以来の懸案だった四万川用水路関係のこの開田計画は、大正期には新たに食糧政策と相俟って取りあげられた。まず大正五年郡農会が調査費二六九円をだして調査をはじめた。県や国の技術者による踏査の結果、この事業の価値が認められ、更めて県による詳細な導入開田地調査が行われ、六年一月に計画設計を終了した。これによると、新しく成田原美野原も加えて開田三一六町歩という巨大な面積になり、そのため発電事業との兼営による事業費負担を考慮して事業費二十五万円を計上している。このように当初の開田計画が本格的大事業に拡大したために、本来の耕地整理そのものの実施は自然遷延されていった。その後の進展においても、米価の低落景気の不況其他諸事情によって幾多の曲折を重ねた。中之条沢田耕地整理組合の設計経過報告書により、その前後の経過事情をみておく。

大正十年に至り、前述の計画を変更し、美野原を除外し成田原折田西中之条・中之条の地域を以て地区とし、事業の大部を負担する用水路の開さくを群馬電力株式会社に委ね、同会社の発電権を認め、地区には二十五箇の用水を分与するの協議成立し、桑原竹治郎外十四名は、群馬電力株式会社と覚書を作成せり。然れども機未だ熟せざるか、群馬電力との折衝

経済界の推移は徒らに事業を遷延し、大正十四年三月に至り、群馬電力は早川電力と合併して東京電力と改称し、ついで、発電計画を進めたり、東京電力では調査の結果第一発電所（成田原）の工事は後期に繰延べ、前期工事として第二発電予定地を変更して工事を着手する事となれり。

かくて、東京電力の事業計画の変更によって開田計画は中之条・西中之条と折田成田原の地区にもどり、成田原を後期とし、折田・西中之条・中之条町の団地を以て中之条沢田耕地整理組合を設立したのが、大正十四年（一九二五）五月であった。そして東京電力の工事と相俟って事業を開始しようとしたが、この組合地区の開田が進捗したのは昭和期になるが、十年に第一期としてこの四地区の開田、さらに十五年からの美野原地区の開田が進んで、これらの事業が完結するのは戦後にまでわたった。かくてこの開田計画は実に明治大正昭和の三代にまたがる大事業であったが、今にして思えば、戦後の中之条地方の農業発展にとって大きな礎石となったものである。組合の発足当初からこの仕事に尽力した田村喜八の日記によって、組合の成立事情を記述しておく。

大正十四年五月二日 組合設立発起人会、田村喜八は委員長に推薦される。盛田亀七専任書記になる。組合事務所を町役場内におき、五月七日から業務開始、十一月廿五日組合設立が認可され、十二月一日組合の創立総会がもたれ、正式に発足した。役員は、組合長 田村喜八、副組合長、折田九平次、町田崇山、評議員、桑原竹二郎、田中省一郎、高橋市五郎、蟻川七郎次、折田軍平、水出永吉で、各地区から辯々たるメンバーを揃えていたのが注目される。十二月十二日組合議員の選挙が行われ、中之条十二人、西中之条十人、折田八人が選ばれた。十八日第一回組合会議で翌年三月までの予算がつくられた。創立費は二五二五円だった。こうして十四年には一応組合が発足するに至った。

さて十五年を迎え組合事業の開始に当って、まず起工費として年三万円の助成申請をし、九月二日付でやっと起債許可がさがり、十月中旬から漸く地区内道路変更実施測量の仕事に着手した。そして道路工事は十一月二十三日に始めて着工された。

(4) 耕地増大の動き

中之条町では大正前期に伊勢町田圃の開田がなされたが、西中之条折田地区では大正十四年十一月に耕地整理組合ができたが、まだ開田事業には未着手だった。こういう状況のもとで一町三カ村の大正期における耕地の動きをみ

第7—12表 (中之条町)

	田	畑	計
	町反	町反	町反
大正 3	80.9	236.5	327.4
4	80.8	296.2	377.0
5	83.7	294.7	378.4
6	84.3	292.0	376.3
7	86.8	285.9	372.7
8	94.6	286.1	380.7
9	95.9	286.4	382.3
14	94.5	290.0	384.5
15	95.2	290.0	385.2

郡役所報告書による

年にかけて、伊勢町田圃を中心に水田面積の増大は、明治以来の農民の願望の結実であるとともに、食糧危機による時代の反映でもあろう。

3 農林業の展開

(1) 耕種農業

さて日露戦争後の明治末期には農会産業組合等の指導があつて、新しい農業発展の契機となつたが、続く大正期には地方改良施策とも相俟つて町村の農業振興の強化によって、この時期の農業生産力の伸長はめざましかった。大正期における米麦はじめ主要作物の作付収穫の状況を中之条町の場合と伊参村の場合についてみておく。

中之条町の米作 第7—13表から作付では大正初期には早くも四十年代の六七十町歩から八十余町歩にふえ、さら

る。中之条町では大正期の田畑別の耕地の動きをみると第7—12表になる。これによると、水田は七年から八・九年にかけて約八町歩もふえているが、これは前述の伊勢町田圃の開田拡大によるものが大半であらう。畑の方も水田面積の拡大にも拘らず、全町としてはさほど減少していない。大正初期に比して寧ろ多少ふえている。

これは耕地が初年にくらべてかなり開墾されているためであらう。米価騰貴の結果として米騒動まで惹起した大正七八

二 産業と経済

第7—14表 大正期の米作反当数量

(中之条町)

	粳	米	糯	米	陸	稻
		石斗		石斗		石斗
大正 4		1.7		1.6		1.0
5		2.0		1.8		1.3
6		2.1		1.8		1.4
7		2.0		1.7		1.4
8		1.9		1.7		1.4
9		2.0		1.8		1.5
10		1.8		1.7		1.4
11		2.5		2.3		1.3
12		1.8		1.7		0.9
13		1.5		1.5		0.7
14		1.8		1.6		1.0
15		1.7		1.6		0.9

第7—13表 大正期の米作

(中之条町)

	作付面積	収 穫 高
	町反	石
大正 4	82.9	1,397
5	84.7	1,653
6	89.9	1,812
7	92.7	1,790
8	102.4	1,842
9	102.8	1,959
10	103.2	1,827
11	104.4	2,470
12	104.8	18,37
13	107.0	1,548
14	104.0	1,799
15	100.5	1,652

に伊勢町の耕地整理を完了した八年以降は百町歩をこえた。作付面積のピークは十三年で大正末年は少々減する。収穫高は年次による災害凶作もあって必ずしも作付面積と対応しないが、作付の大きかった十一年が二五〇〇石で最高収量の年だった。大正の反当収量の変遷をみると、第7—14表により粳糯米陸稻を通じて大正初期から中期にかけて毎年上昇し十一年が最高だった(粳米では反当二石)。震災後には低下する。特に陸稻は減反もあって低下した。大正期を通じて米作状況は大正中期の欧州大戦後が一番よく、米作の活況のこの時期がまた町の商工業でも最も好況であった。以後米作低減と平行して町の産業も停滞不況化していった。

伊参村の米麦作 第7—15表から米の作付は明治四十年から大正初期は八九十町歩だったが、欧州大戦後の大正中期の九年には増反で百町歩をこす。反当収量では四十年代は一石未満であった

第7—15表

(伊参村)

	米		麦	
	作付面積	収 穫 高	作付面積	収 穫 高
大正 2	町反 85.3	石斗 1,083.2	町反 122.8	石斗 1,668.3
3	85.5	1,798.9	131.0	1,873.8
4	85.9	1,500.9	126.7	1,508.0
5	88.6	1,454.0	145.1	1,731.0
6	92.0	1,577.0	133.3	1,694.0
7	95.4	1,792.0	128.9	1,654.0
9	115.1	1,921.0	130.1	1,798.0

(伊参村大正期の村会議事録による)

が、大正になると毎年一石余に上昇し、特に三年六年の反当収量がたかく、三年には二石をこした。この米の生産力の向上は郡農会技手の技術指導や品評会開催等による鋭意努力した結果である。麦類(大麦小麦)の作付は百二十町歩であったが、収穫高では明治後期にくらべてかなり増大している。従って麦の生産性もまた相当伸びている。其他大豆小豆も明治後期に引続いて相当量の作付収穫があった。このように大正期には米麦を中心に農産物の生産力は著しい進展をとげたが、これには郡農会技手が村に駐在して種々新しい指導に尽力したこと、また農事品評会が頻繁に開催されたこと、農事施設の改良等にもつとめたことなどが大きな支柱となっていた。

コンニャク栽培を第7—16表でみると、反当収量二百貫—三百貫で、当時全村で五町歩前後を作っていた。収穫高や価格をみると、当時コンニャクの栽培がいかに浮動的なものであったかが示されている。吾妻郡誌追録によると、「大正五六年頃コンニャクの需要が急増し価格が上昇したので郡内各地で多額の資金を投じて集团的に栽培するものが現れたが、栽培法の拙劣と生産の貯蓄法に欠陥があったため、全部腐敗して財産を傾けた農家もあった。その後栽培法の改善と貯蔵法の研究によって、漸次その栽培面積も増大した。殊に名久田村横尾や沢田村山田などは栽培適地と認められたため、コンニャク栽培は増加した。また大正十年には郡内の有志によって吾妻郡蒟蒻組合こんじやくが設立された。組合

第7-16表 (沢田村)

	大正14年	大正15年
作付面積	6町0反	4町3反
收穫高	18,000貫	9,600貫
価 格	9,000円	2,940円
反当収量	300貫	200貫

では生玉を郡内で荒粉にし製粉販売を行い副業の増加を図る計画をし、一時相当量の出荷をみたが、相場関係等のため生玉販売の方の有利さと養蚕収入減による現金不足の補填等のため郡内の八九割は生玉販売が行われた」と述べている(吾妻郡誌追録)。このように大正期は当地方の蒟蒻栽培の濫觴時代であり、先進農家も幾多の苦難を重ねたが、大正末から昭和期に至って吾妻地方でも定着をみるに至ったわけである。名久田村横尾や沢田村山田などは当時の先進地域であって、横尾の唐沢七郎平は十四年全国副業協会主催の品評会に生玉を出品して一等賞を獲得し、吾妻郡のコンニャク栽培の創始者といわれている。

煙草栽培 ところで、葉煙草栽培が大正九年から高崎専売局の奨励によって十年すぎに、この地方でも盛んになった。吾妻地方の葉煙草栽培の歴史は江戸末期に遡及するが、明治中頃には各農家が任意に製造していて、二十三年調査では郡内で十八町四反、二六一〇貫も収獲していたが、煙草製造会社の勃興によって漸次衰微し、特に煙草専売法施行後(明治三十七年四月)は絶滅した。しかるに前述の大正九年一月高崎専売局の煙草耕地拡張の照会によって、まず高山村の希望者七十五人により四町二反六畝六歩の試作が行われた。その成績結果が良好だったことで、十年には名久田・中之条にも耕作者がでて、一七一人にふえた。その後十一年十二年と耕作農家が増加した。特に十二年には郡の耕作組合が組織され、指導員の設置、品評会の開催、奨励金の交付等も実施された。こうして沢田伊参太田村にその栽培が行われて、六百七人にも激増した。この十二年二月十六日の専売局との打合せ会について、田村喜八日記は、「高崎専売局平草課長一行四人、本日公会堂ニ於テ煙草耕作ノ件ニツキ諸事打合せ且ツ協定セラル。耕作者側ハ中之条太田伊参沢田名久田ノ五ヶ町村民ニシテ集合シタル者百八十余名ナリ」と記述している。しかし翌十三年に

は沢田村其他町村で耕作を中止するものが生じて二八四人に減少している。

(2) 畜産と林業

畜産 大正期の畜産状況について、まず中之条町の大正中頃までの牛馬豚の各年次別頭数を第7—17表でみると、大正期には豚の飼育が盛んになって毎年百頭をこえた。役用農用には相変らず馬が主として飼育されており、牛はほとんど使用されていなかった。乳牛は多少ふえてはいたが、これは主に搾乳業者のもので一般農家の乳牛飼育はごく僅かであった。中之条町では輸送運送用の馬がいたので、大正中期には百頭をこえ、農用馬より多くなった。つぎに

第7—17表

(中之条町)

		大正 3年	4年	5年	7年	8年	9年
牛	役用	4	4	4	3	—	—
	乳用	10	9	9	10	14	12
	繁殖	9	6	7	1	2	1
	その他計	23	19	20	14	16	13
馬	運搬	32	69	48	105	106	85
	農用	95	16	100	70	73	72
	其他	1	4	4	0	9	3
	計	128	169	152	175	188	160
豚		20	133	145	104	129	127

町役場からの各年次郡役所報告による

大正後期の十三年におけるわが町村の畜産状況を、まず①飼馬でみると(第7—18表)、飼育戸数頭数いづれも沢田村が一番多いが、二頭三四頭飼い農家では伊参村が多い。

つぎに②牛をみると、飼育戸数頭数は、中之条町十一戸十五頭、沢田村二十二戸四十三頭、伊参村五戸五頭、名久田村九戸九頭であった。なお③豚については、飼育戸数は中之条町六四戸(うち二頭以上飼育十三戸)、沢田村一四九戸(うち二頭以上飼育二九戸)伊参村一三戸(全戸一頭飼育)、名久田村六戸(三頭飼育三戸)、沢田村では養豚組合が組織されていた(管理者折田九平次)。さらに④大正期に入ると養鶏も少しづつ盛

第7—18表

(大正13年)

		中之条町	沢田村	伊参村	名久田村
飼育戸数	1 頭	115	363	260	225
	2 頭	1	16	30	10
	3~4 頭	0	0	5	0
	5 頭 ~	1	0	0	0
飼育頭数	牝	62	392	252	198
	牡	76	10	15	19
	計	138	402	267	217

吾妻郡誌680—81頁

んになって、六七年以来專業的に飼育するものも郡内に二三現われたが、経営は思わしくなかったという。大半は副業経営であった。十三年の飼育戸数は、中之条町一六四戸、沢田村三七五戸、伊参村一七八戸、名久田村一三九戸で、郡内の多くの町村に養鶏組合がつけられていた。中之条町には二組合で組合員八〇人、沢田村一組合二五人、伊参村三組合一五〇人、名久田村一組合三五人であった（吾妻郡誌六八九、六九一頁）なお明治三十三年設立の吾妻郡産牛馬畜産組合は大正期にも引続いて各町村の畜産振興のために、技術員の派遣指導、セリ市場の開設、産犢品評会、種付場の設置、さらに家畜診療、種牡牛馬の管理及び奨励金の交付など活発な活動を展開していた。

林業 山間地帯の吾妻地方は旧くから山林資源に恵まれながら、

明治中頃まではその開発は遅れていたが、三十年代からは漸く町村及び郡の基本財産の蓄積等の奨励によって林政の進展が緒についた。日露戦争後の四十年代になると林業の諸施策が実施された結果、一段の進歩をみたことは明治後期で述べた通りである。大正期になると、三年民間樹苗の養成奨励の目的で苗圃補助規定が發布され、四年には公有林野の整理が開始された。そして八年には部落有林野の統一補助規定、十一年には治水関係地造林補助規定、保安林並びに森林開墾禁止制限地等の造林奨励などの諸施策の推進によって、林業指導も行われた結果、当地方でも林業の前進がみられた。

第7—19表 (大正後期)

	町村有 林野	部落有 林野	私林	有野
中之条町	43.8	—	—	町 401.9
沢田村	237.4	—	—	2,169.9
伊参村	159.0	—	—	1,434.4
名久田村	42.9	—	—	830.3

吾妻郡誌637・639・641頁より

として蓄積したものである。

①伊参村 村政の項で前述したが、大正四年綿貫村政のもとで部落有財産としての部落有林野を村の基本財産に統合している。四年二月には部落財産の村財産への統一を完了したが、五反田村の部落有財産の山林原野七筆を併せて十八町六畝十一歩を村有財産に統合した件について述べておこう、四年二月二十四日村会提出の「部落有財産統一ノ件」によると

原野 八反五畝拾壹歩
山林 九町二反八畝廿六歩
山林 貳町一反七畝廿八歩
山林 一町七反一畝廿歩
山林 貳町歩
山林 九反六畝貳歩

五反田村字名沢
五反田村字滝山
字白久保
字馬溜
字滝山
字後界戸

原野 一町六畝拾四歩
合 計 反別 拾八町六畝拾壹歩
字滝山

右土地ハ本村大字五反田村ノ部落有土地ニシテ点々数筆ニ分レ各所ニ散在シ之レガ管理並ニ経営上頗ル不便ニシテ從ツテ利益亦尠少ナリ。而シテ別紙記載ノ土地ハ筆数僅カ三筆ニシテ之ヲ合スル時ハ一区域トナリ便利ノミナラズ地味肥沃且ツ

まず郡全体の林野の大正後期の現況をみると、国有林地七万九千六百歩、公有林地一万四千四百八十九町歩（うち町村有林地一万四千二百町歩）社寺有林地三百六十七町歩、そして私有林地二万五千五百九十一町歩であった。つぎにわが一町三カ村について、大正後期の町村有、部落有及び私有の林野面積を表示しておく（第7—19表）。町村有私有の林野とともに沢田村が一番多く、村有林野二三七町歩余、私有林野二一七〇町歩で、伊参村は村有林野一五九町歩、私有林野一四三町歩であった。中之条町は僅か四四町歩（町有林野）、四百二町歩（私有林野）にすぎなかった。この町村有林野は各町村が明治後期から大正期にわたって基本財産

村道ニ接続シ居ルヲ以テ経営上遙ニ部落有土地ヨリ有利ニ之
有リ、先ニ所有者ト相謀リ該地ヲ部落有土地ト交換シ、以テ
伊参村基本財産ニ無条件ニテ統一ノ協議相繼リタルニヨリ、
之ガ交換ニヨリ部落有財産ヲ統一シ、以テ本村基本財産ノ利
殖ヲ画ラントス

大正四年二月廿四日 伊参村長 綿貫字十郎
(別紙)によると、山林 一町四畝八歩 五反田村字嵩山、山
林 七町六反六畝武歩 五反田村字嵩山、原野三町二反六畝
廿三步 五反田村字嵩山

また四年四月からは、大正天皇即位大礼記念事業として計画した造林経営事業も実施に着手している。そして八年には基本財産林施業案を編成している。

② 沢田村林友会 明治三十九年に発足した林友会は、四十年代における村の林業発達に大きな寄与をなしたことは明治期で述べたが、大正期に入っても引続き各種の活動を遂行していた。大正初期(三年)における役員をあげると次の通りであった。

会長 町田虎三郎 副会長 福田六右衛門 幹事 山田治郎
町田波雄 組長 町田勘平次、関安十郎、吉田馬造、金井亀
伯、今井仲藏 評議員 山口福松 山口福八 町田虎三郎
福田六右衛門 関安十郎 高平清光 関慶藏 唐沢一二、関

善平、福田常吉、折田軍平、宮崎順治郎
そして特待員に現村長田村茂三郎、現名誉助役関旧衛を推
薦している。

会の活動は明治後に続いて下刈植付枝打間伐整地防火線等の林業労働の請負事業であった。そして大正四年度からは時代の進展に即応して事業請負の形式と事業執行の方法を変更している。これについては、四年三月二日の組長会議で次の事項が協定され、三月七日定期総会で承認されている。

一、事業ノ請負ハ各労働組合ニ於テ直接請負フモノトス、
二、組合ニ於テ請負ヲナシタルトキハ直チニ林友会長ニ報告
スルコト、三、組合ヨリ請負報告アリタルトキハ会長ハ組長

会議ニ付シ該分担方法ヲ決定ス可シ。但シ小事業ニ付テハ会
長ノ定ムル処ニ依ル。四、請負事業ハ大凡左ノ如シ
(一)植付 (二)下刈 (三)防火線 (四)地拵 (五)成林撫育手入其他ト

ス五、事業資金ハ会ヨリ供給スルコト、六、資金ノ回収ハ必ズ金券ヲ以テスルコト、八請負金額百分ノ五ヲ会ノ収益トス

九營業稅ハ会ニ於テ支弁スルコト（七ハ省略）

第7—20表 （沢田村林友会）

	大正2年度	大正3年度
	円錢厘	円錢厘
防火線請負金	261,44.0	194.95.0
整地 "	697.18.0	837.54.0
枝打間伐 "	169.58.0	337.50.0
植付 "	1,159.98.0	1,479.55.0
下刈 "	3,115.50.0	3,526.97.0
標抗制札 "	16.00.0	—
計	5,419.68.0	6,376.51.0
	円錢厘	円錢厘

各年次収支計算書による

五円一八錢	四万	防火線	一〇三円六〇錢ニ対スル歩合金
十二円六四錢	四万	整理	二五二円八八錢ニ対スル歩合金
四七円八一錢	植付	九五五円六四錢ニ対スル歩合金	
一五六円三五錢	下刈	三一二七円一一錢ニ対スル歩合金	
二二一円九八錢	請負事業	四四三九円二三錢ニ対スル歩合金	
八四円七五錢	整地	三九六円八〇錢ニ対スル利益金	
四〇八円七五錢	手入	二、二二八円六五錢ニ対スル利益	
四九三円五〇錢	請負金	二、六二五円四五錢ニ対スル利益金	

さて大正二三年度の収支決算書より請負事業の状況を第7—20表でみると、二年度に比して三年度が各事業とも金額上から増大している。注目されるのは三年度に四万労働組合請負歩合金三一円三五錢八厘（防火線の請負百三円六十錢に對する歩合五分）が入っていることで、前述の四年度の組合會議協定に先だつて四万労働組合から林友会に請負金歩合が入金されていた。この二年度からは会の基本金は三千円にふえている。このように会の請負事業の伸長のなかで、大正期からは会として毎年学校の運動会行事や学校備品類の寄附が実施された。さて事業請負の形式方法の変更された大正四年度の収支決算書から請負事業の歩合金と利益を次に示す。

③用材産出額価格 わが四カ町村の大正五年の用材の産出額及び価格を第7—21表に示す。沢田村が四千石をこ

二 産業と経済

第7—21表 用材（大正5年）

	産出額	価 格
中之条町	石 410	円 858
沢 田 村	4,140	11,200
伊 参 村	319	1,527
名久田村	499	1,783

大正五年郡勢一斑による

え、郡内では六合村（五万八千石）、坂上村（七千六百石）について第三位の産出高であった。

④製炭 吾妻郡の木炭は林産物中の第一位をしめ、県下では利根郡に次ぎ第二位であった。従って木炭の

重要産地として郡内の有志が相寄って大正二年吾妻郡木炭同業組合をつくり（三年組織変更）、製炭改良販路拡張及び木炭品評会の開催を実施し、斯業の発展に資した。大正五年と十三年における四カ町村の木炭製造の状況を第7—22表に示す。大正五年の産額価格をみると、沢田村は郡内では嬭恋村長野原町について第三位をしめていた。伊参村名久田村は郡内で五位六位であった。しかし大正十三年になると、沢田村が嬭恋村長野原町をこえて郡内トップになっ

第7—22表 木炭製造 （1町3カ村）

		中之条町	沢 田 村	伊 参 村	名久田村
大正5年	産 額 価 格	— —	470,000 46,000 円	100,000 10,204	90,000 9,500
大正13年	産 額 価 格	4,500 1,575	928,000 213,040	88,000 23,760	50,000 17,500



沢田村の村有林施業計画（上毛新聞 大正6. 3. 1）

た。

⑤其他として吾妻郡誌には椎茸栽培を奨励して一時沢田村でも相当生産があったことが記載されている（六五五頁）、また山蔡について大正十三年から郡農会の奨励で沢田村などに栽培者がたとあるが（郡誌六五六頁）、詳細は昭和期に記述する。

(3) 養 蚕 業

大正期は明治後期に引続いて養蚕業の発達した時期で、すでに明治後期以来、斯業の発展は農家経済をして養蚕収入により年間経済を左右させていた。従って町の商業はじめ諸産業もまた養蚕業に規制される点が大きかった。当時は春蚕夏蚕秋蚕と三期飼育が行われていた。大正期のわが町村の養蚕の実態をみよう。

中之条町 大正期を通じて年次別の蚕の掃立戸数掃立量及び収繭量などを第7—23表（次頁）に示す。これによると、夏蚕は少なく、主として春蚕と秋蚕を中心にしていた。掃立戸数は繭価の好況不況によって年々の増減があったが、大体春蚕三百戸前後、夏秋蚕が三百三十戸前後であった。掃立量は春蚕が最も多かったが、大正十年以降になると春蚕も夏秋蚕ともに倍以上にふえた。特に夏秋蚕の増量が大きかった。収繭量は春蚕が一萬貫以上に急増している。夏秋蚕も十一年には四千貫にふえ、さらに大正末年には六千貫余に急伸している。これは当時吾妻農村全般に養蚕が急伸しているが、全体的にみると県平均以下の水準であった。

名久田村 同様に大正期における村としての名久田村の養蚕飼育の状況を第7—24表（次頁）に示す。これによると、大正中頃までは春蚕と秋蚕が中心で夏蚕は少なかった。当時は春蚕秋蚕も飼育戸数では、ほぼ同様に近かったが、掃立数量では春蚕にくらべると、まだごく少量だった。従って収繭量もまた春蚕に比して少なかった。秋蚕は大正初期から中頃までは掃立量も不安定だったようだったが、大正十年すぎには掃立戸数校数及び収繭量も急増した。

二 産業と経済

第7-23表

(中之条町)

	掃立戸数			掃立数量			収繭量		
	春蚕	夏蚕	秋蚕	春蚕	夏蚕	秋蚕	春蚕	夏蚕	秋蚕
大正4	戸 331	38	297	枚 1,380	71	669	石 957	32	275
" 5	337	43	320	1,300	78	732	937	37	405
" 6	337	23	324	1,300	25	683	1,114	19	548
" 7	340	9	292	1,130	8	452	1,561	60	341
" 8	336	4	310	1,110	8	501	1,094	24	482
" 9	283	5	301	1,150	15	456	1,125	42	481
" 10	280	—	—	1,460	—	—	5,110	—	—
" 11	348	336		3,045	1,349		10,287	4,162	
" 12	341	338		3,257	1,428		9,276	4,176	
" 13	317	345		2,858	1,619		13,204	4,418	
" 14	317	330		2,868	1,845		10,663	5,535	
" 15	320	338		2,500	1,812		10,523	6,598	

(註) 群馬県統計書(各年次)、町役場郡役所報告

第7-24表

(名久田村)

	掃立戸数			掃立数量			収繭量		
	春蚕	夏蚕	秋蚕	春蚕	夏蚕	秋蚕	春蚕	夏蚕	秋蚕
大正2	戸 327	33	401	枚 1,200	44	660	石 756.5	15.8	277.2
" 3	330	33	396	1,250	40	610	690.0	15.3	253.1
" 4	380	143	233	1,350	193	478	892.0	111.0	270.0
" 5	405	95	308	1,380	156	709	857.0	111.0	348.0
" 6	337	85	367	1,347	153	627	994.0	96.0	417.0
" 7	351	52	336	1,118	30	376	901.0	24.0	421.0
" 9	356	53	375	1,211	43	412	1,267.0	32.0	470.0
" 13	364	398		2,688	1,750		13,071.0	3,806.0	

大正2-9年県統計課資料室資料、大正13年吾妻郡誌

第7—25表

(沢田村・伊参村)

		掃立戸数			掃立数量			収 穫 量		
		春 蚕	夏 蚕	秋 蚕	春 蚕	夏 蚕	秋 蚕	春 蚕	夏 蚕	秋 蚕
大正6	田 参	616	73	560	枚 2,640	130	1,450	石 1,816	81	719
	沢村伊村	337	130	350	1,276	250	579	1,089	199	380
大正13	田 参	533	622		5,307	3,530		22,439	10,385	
	沢村伊村	349	331		3,107	1,446		14,516	3,758	

資料 各年次の村役場資料による

夏秋蚕専用桑園の設置や飼育法等の改良によるものであろう。

沢田村伊参村 両村については大正前期（六年）と後期（十三年）の養蚕状況を示す第7—25表を掲載する。六年をみると、沢田村では夏蚕をやる農家は伊参名久田両村にくらべて少なかったが、十三年をみると夏秋蚕飼育が春蚕飼育よりも戸数がふえる、夏秋蚕の収穫量も相当増大してきているのがかえる。

養蚕指導機関と養蚕組合の設立 明治四十二年嬌恋村に夏秋蚕講習所が設置され、ここで新しい夏秋蚕飼育法などの講習が行われていたが、大正四年廃止とともに、長野原町の郡立農事試験場でその一部を担当して指導も継続してきた。大正期には養蚕業の発達に伴って県は蚕業の自発的発達を促進する目的をもって、五年二月二十五日養蚕組合奨励規程を發布し四月一日より施行された。かくて大正期には郡内各地に相次いで養蚕組合が設立された。中之条地方では、はじめ五年三月に下沢渡養蚕組合が設立され、ついで七年には岩本中組下組に、八年四月には岩本上組はじめ五反田上組中組、蟻川に設立された。この八年には四万と折田にも養蚕組合が設立をみた。おくれて中之条町の青山に九年四月、只則地区（十一年）、十二年市城、十三年十四年と西中之条に二組合が設立されていた。他方沢田村でも十年九月下沢渡、十一年三月に山田地区に、この月にはまた大道にも組合が設立された。かくて各

二 産業と経済

大字を単位に三四十戸の小養蚕組合が設立された。こうして斯業の発展に伴う飼育法の改善技術桑園の改良等の蚕業行政の指導も末端組合の組織を拠点に養蚕農家への浸透をはかることができた。

蚕種製造―東谷風穴について― 東谷山麓^{ちまろ}の名久田村大字栃窪字山主坂に所在する東谷風穴を開発したのは、郡内東村の奥木仙五郎であった。奥木は県の蚕業取締所吏員であったが、退所して蚕種製造に従事していた。氏は風穴が蚕種製造にとって如何に便利かを考えて、地元赤坂村の綿貫形次郎等有志と協議の結果、東谷風穴の開発の同意を得た。そこで中之条小林区署に地所借受の手続を進め、風穴の諸施設を完成して、明治四十三年（一九一〇）に事業をはじめた。風穴の内部は三段階になっていて、地下一階は整理室、地下二階は冷蔵庫、地下三階は氷庫になっていた。周囲を堅牢な石積でかこみ、それに上屋根を載せた氷蔵で、三十メートルほど離れた北側に事務室と従業員住宅を設けた。奥木死亡後は綿貫形次郎が代表者となり事業を進めたが、事業は極めて順調で、蚕種製造家は勿論、一般の養蚕農家の利用も多く、遠く利根郡方面からの利用者もあった。昭和十七年蚕種製造家の企業合同から利用者は漸減して、今次大戦の終末頃には殆ど事業休止の状態となったという（以上、名久田村栃窪小菅四郎の資料による）。さて大正年間における東谷風穴の蚕種製造状況をみると、冷蔵期間は二月一日から七月三十日までで、温度は最高三八度（華氏）―最低二十七度（華氏）であった。冷蔵庫は大正四年には普通蚕種二九〇二枚、特別蚕種二九八四枚、大正六年には普通蚕種三六〇五枚、特別蚕種四九四五枚であった（群馬県統計書による）。当時県内の蚕種冷蔵所は四年九カ所、六年十三カ所であった。そのうち風穴装置は四年が五カ所、六年には七カ所であった。

つぎに当時名久田村栃窪の蚕種製造家小菅形次郎は、明治四十年（一九〇七）にはじめて昭和十七年蚕種企業の合同まで自家製造を続けてきた。その間主として碓氷社指定の蚕種を製造し、栃窪地内では殆ど総ての養蚕農家がその分場となつて原蚕を飼育した。各種製造の管理者は、高山村尻高の林喜作（名久田農会技手）、村内の小菅伊惣次福島

丑五郎の両名は販売を担当し、村内から利根郡はじめ群馬郡の小野上・長尾・白郷井村（子持村）等へ売捌いた。製造蚕種卵量は年々五万グラム位だったという。蚕種は製造場所が高燥涼温の地形にある関係から、春蚕種より秋蚕種の方が多く、蟹蛆きようその被害、微粒子検査等の歩合検査も成績良好で利用農家には比較的好評であったという（資料は小菅形次郎の長男四郎による）。

4 商工業の殷盛と停滞

明治後期からの中条町の商工業交易業の発達は、特に日露戦争後の四十年代になると急速な伸長となって現れた。かくて町の殷盛は明治四十一年四十四年、さらに大正四年と三回にわたって原町所在の警察署を中之条町に移転させる運動となって示された。前述のように日露戦後から大正前期にわたる時期は商業交易のみならず広く町の諸企業の勃興によって、生産面ではじめて町民の生業の機会が拡大するし、生活面では新しい照明文化の導入や道路交通機関の整備を通じて文化享受の領域が生れた。都市では明治期に行われた文明開化が、わが中之条地方では四十年を経た大正期に到来したのである。この近代の文明開化期を招来したものは、何よりも大戦をはさんで大正前期から後期の前半にわたって殷盛した商工業の発達であった。日露戦争後に漸く本格的な発達がはじまった町の商工業は、大正初期に勃発した第一次世界大戦を契機に伸長の契機をつかみ、大戦後の好況の波にのって商工金融業はじめ交通運輸業などの殷盛期を迎えた。しかるに戦後の好況が不況に転化する十年前後からの国内景況のなかで、十二年九月の関東大震災の衝撃によって、大正後期の後半には町の商工業金融業は停滞期に入った。

このような大正期の産業経済状況の推移を考慮して、町の大正期の商工業の展開については、関東大震災の発生時（一九二三年九月）を境界指標にして、それ以前の殷盛期とそれ以後の停滞期とに二分して、町の相反する明暗二相

二 産業と経済

第7—26表

(中之条町)

		農業	商業	工業	雑業	計
大正1年	専業主業計	戸	45	30	—	戸
		281				356
		282	170	10	—	462
		563 (61.1)	215 (23.3)	40 (5.4)	104 (10.2)	922 (100.0)
2年	専業主業計	281	48	30	—	359
		284	177	11	—	472
		565 (60.6)	225 (24.1)	43 (4.6)	100 (10.7)	933 (100.0)
3年	専業主業計	282	50	32	—	364
		280	178	13	—	471
		562 (60.0)	228 (24.5)	45 (4.8)	102 (10.2)	937 (100.0)

註 右欄の各年次の二段目の計の数には専業主業のはかに副業戸数を含むことに注意。()内の数字は%

資料 町役場資料民力調査報告書(大正6年)より

日露戦後の町の商工業の地位 まず大正初期における産業構成にしろる商工業の比重と、その業態をみよう。これを示す第7—26表によると、大正初期(一—三年)には戸数上からは農業六〇%、商業二四%、工業五%、雑業一%の比重であつた。主業戸数比では商工業は四割をしめて年々少しづつ増大せんとする趨勢であつた。当時戸々としての生業形態では、農業は専業と主業が半数づつで、工業は三分の二が専業、三分の一が主業だつた。これに対して商業は八割が主業で、専業は僅か二割位、大半の商家は兼業に農耕を営んでいた。さらに商業の業態をみると、明治後期でも述べたように、明治前期の仲買や仲買小売を中心とした業態から漸次小売型に変化していった。そして日露戦争後は、ますますその趨勢をたどり、大正四—九年の毎年勧業報告でみると、町の商業の小売型は八割前後をしめるようになっていた。

つぎに、日露戦後の四十二年資料によつて当時の町の産業別生産額からみた商工業と農業との生産性の比重をみておく。これを示す第7—27表から、まず総生産額にしめる各産業の比重では、農業が六割近く、商業雑業は各々約二割で、工業はわずかに四%にすぎな

の具体的実態を明かにする。

(1) 大正初期の商工業

第7-27表

(中之条町明治42年)

		総生産額	一戸当り 生産額	一人当り 生産額
農 業 工 業 商 業 雑 業 計	円錢	125,812.43.9 (56.7)	円錢	135.57.3
	円錢	8,675.00.0 (3.8)	円錢	9.34.8
	円錢	44,161.56.0 (19.9)	円錢	47.58.7
	円錢	3,432.81.0 (19.6)	円錢	46.80.2
	円錢	222,081.85.9 (100.0)	円錢	25.58.7

明治43年中之条町郷土誌より。()内の数字は%

についての状況を第7-28表(次頁)でみると、明治末と大正初期とは関係業者数に僅かの変化がみられる。中之条町の宿屋数が十三戸も減っているのがめだつ。各業種とも中之条町が郡の中心として一番多かった。四万沢渡の両温泉をもつ沢田村が一般に関係業者数が多かったのも一つの特徴である。

工業については当時製糸業のほかには見るべきものが少く、

取締の対象業種)
す一部業種(警察

大正初期の商工業 ①町の商工業 大正初期の中之条町の商業を示

かった。これを当時の各産業の戸数比とも対照させて考えると、全町戸数六一%をもつ農業は生産額では全体の五七%をあげていたが、これに対して商業では二四%のものが二〇%の生産額を、工業は五%のものが四%の生産額をあげていた。なお商業の中には大半が農業にもたずさわっており、其他をいれると八〇%余のもので五七%の生産額をあげていることになっていて、農業の生産性の低さを示していたといつてよい。一戸ないし一人当り生産額が当時において農業が商工業に比して相当たかかったのは、町の商工業者の営業水準が極めて低かったためである。



大正期の竹野屋(中之条町大字中之条)

二 産業と経済

第7—28表

		中之町	原町	沢田村	伊参村	名久田村
宿 屋	明治44 大正 3	23 10	8 7	11 8	0	1
飲食店	明治44 大正 3	11 9	3 5	4 3	0	0
質 屋	明治44 大正 3	5 8	1 2	7 2	1	1
理髪業	明治44 大正 3	16 15	5 6	11 7	1	1
人力車 営 業	明治44 大正 3	21 20	5 6	12 4	0	1
馬 車 営 業	明治44 大正 3	1 1	1 1	1 1	0	0
代書業	明治44 大正 3	8 6	1 1	1 0	0	0
牛馬商	明治44 大正 3	6 4	3 3	7 7	2	3
売薬商	明治44 大正 3	— 21	— 5	— 15	0	0
古物商	明治44 大正 3	32 33	15 15	14 12	4	9

〔資料〕 町役場警察署移転上申書の参考附表より

（製糸業については別項で詳述）近世以来の古い雑多な職人的職種が残存していた。四十四年調では職工数一〇六で、職種別にみると、鉄業職四、菓子製造七、大工一七、左官、四、建具指物三、石工五、畳職四、下駄職七、鍛冶職一五、荷鞍職一、和洋仕立一など、新しいものでは洋服裁縫一、時計職一、印刷彫刻師三、写真業一、自転車職一などであった。洋服裁縫自転車職写真業などは中之条町のほか東吾妻には一人もなかった。

②諸会社の設立 日露戦後の明治四十年代から大正十年頃までの間に、町には多くの企業会社の設立をみた。四十年代の町の会社は八を数えた。銀行（株式会社）三、交通機関の会社（株式会社）二、製糸の合資会社一、商事の合資会社一、蚕種の合資会社（東谷風六会社）一であった。大正初期になると、二三年間に相次いで製糸・倉庫などの会社が現れたが、大正四年の町の会社の経営状況を第7—29表に示す。銀行は明治期以来順調に発展していた。就中吾妻銀行の利益金は一万一千円を超えていた（明治三十六年後半期には八六八五円）。積立金も三十六年後半一五〇〇円に比して八倍に近い膨張だった。配当も一割二分であった。そして新設の吾妻軌道株式会社も創立以来順調に発展していた、

第七章 大 正 期



大正期の鍋屋旅館（中之条町大字中之条）

企業利潤は九千円にものぼっていた。そして配当も四分五厘であった。大正三年四月創立の吾妻倉庫も貨物商品の交流の殷盛に伴って進展していて、一年半をへたこの時点ではまずまずの業績といつてよかった。

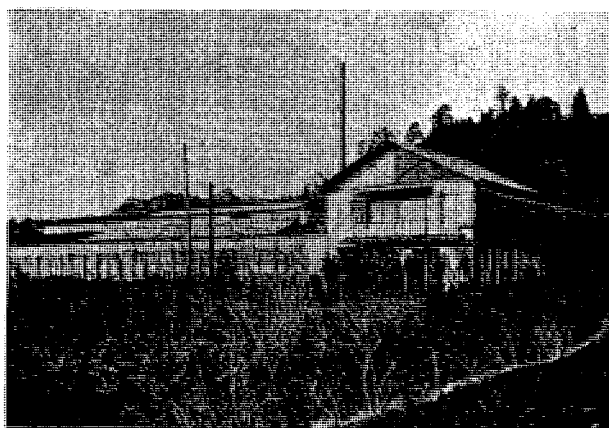
第 7—29 表

（中之条町・大正 4 年）

		資 本 金		積立金	利益金	配 当 金	
		総 額	払込額			金 額	配当率
銀行業	吾妻銀行	万円 10	円 62,500	円 48,500	円 11,452	円 7,500	割分 1.2
	吾妻貯蓄銀行	3	22,500	14,000	5,034	2,700	1.2
	吾妻興業銀行	5	40,000	10,400	8,063	3,200	8
製糸業	吾妻製糸所	3	12,530	20	2,962	0	0
	大勝館製糸所	3	6,000	40	円銭 372.85	0	0
交通業	吾妻軌道会社	15万	150,000	1,850	円 8,768	1,750	分厘 4.5
倉庫業	吾妻倉庫会社	万 2	9,520	100	円銭 585.17	0	0
商 事	中屋商店	円 1,500	1,500	0	円 23.00	0	0

町役場郡役所報告会社票（大正 4 年）

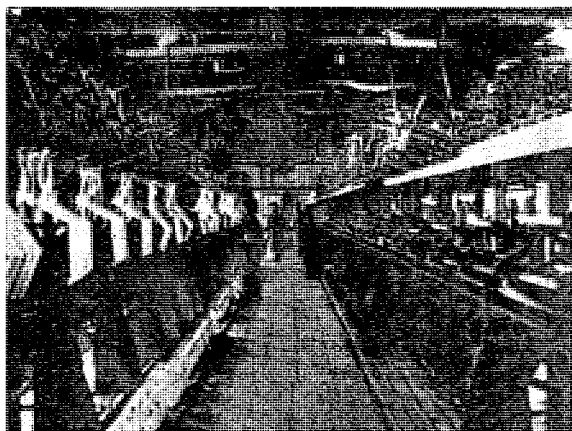
二 産業と経済



大正初期の吾妻製糸所（中之条町伊勢町）

生糸だけの生産量を示すと、機械生糸では一〇五月四〇貫三一九匁、五〇十二月一四二貫六二五匁であった。他方座繰の生糸生産量は一〇五月はなく、五〇十二月だけの繰業で二四五貫六五二匁だった。いま五〇十二月のものについて三年における一貫目当りの価格を示すと、工場で相違があって碓氷社が最もよく四八円二八銭、ついで須田社が四二円三七銭、大勝館は四一円六八銭であった（郡役所の年次勧業報告による）。つぎに四年十二月の製糸所の実態を

③製糸業の革新 製糸業は明治期には永い間自宅座繰が中心であった。製糸業が技術革新によって蒸気機関を取付けるようになったのは日露戦後の四十年代からである。明治後期で既述したように碓氷社が四十二年三月これを据付けて製糸から糸揚げまでも行うようになった。この機械化を契機に町の製糸業も大正期に入って本格的発展をとげた。まず大正二年七月碓氷社第二工場が西中之条に設立された。続いて十二月吾妻製糸所（須田社岡島忠三郎）が資本金二千五百円で発足した。翌三年十一月には大勝館製糸所（資本金一万五千元・原島藤七郎）が設立された。これは六年十一月中之条製糸所と改称した。かくて大正四年には町の製糸工場は四つになった。当時の製糸業の実情を示しておく。機械製糸の須田社大勝館はいづれも百人繰以下の規模で、三年末で釜数二〇〇、従業者一二八人（男一三女一一五）、これに対して碓氷社は百人繰以上の規模で、釜数一五〇、従業者一四四人（男七女一三七）であった。他方座繰の方は同じ三年末で、戸数一三〇、従業者二二〇人であった。



大正期の碓氷社中之条組

みると、経営状況では須田社（資本金は其後の増資で三万円になる）は損失続きで積立することができず、利益金（二八六〇円）は三年の損失金の返金にあてるという不況停滞だった。また大勝館は資本金一万五千円利益金三七二円八五米とあるが、勸業報告の備考には、「工場全部ヲ渋川町長塚ノ平方直一郎ニ賃借シ、ソノ賃借料ヲ以テ経営ナシ、直接製糸業ニ関係セズ」という不操業状態だった。ところで碓氷社中之条組と須田社では当時（大正四年）就業労働状況に大きな相違があった。第7―30表（次頁）によると、年間就業日数で百日以上、一日労働時間で三十分も須田社の方が多い。しかも賃金では女工の場合日給で九銭も安くなっている。生産量では人数の少い碓氷社の方が多くなっていた。機械の設備において須田社は碓氷社よりも一馬力小さなものであった。

ところ大正初期に設立された碓氷社中之条組西中之条分工場（第二工場）について、西中之条の唐沢登米蔵（六十歳）が、当時の製糸工場の様子について詳細に報告してくれたので、つぎにその要旨を述べておく。

西中之条山崎の西端に近い山際に、五十釜取りの製糸工場が建設された。工場は動力を水車とし、煮繭其他に観音沢の水を使用する計画だった。西中之条工場では工場長は唐沢磯吉、汽罐士は大前喜作、揚返しは本社で行われた為、梓運びは綿貫和吾八などであった。工女（昭和初年迄は工女と呼ん

だ）は主に西中之条と折田の養蚕家の子女であり、稀には横尾から通いで従事したものもあった。五十釜の人員はいつも満杯だった。従事時間は午前五時から午後八時迄だった。原則として加工繭は自家生産の繭があてられ、今のように一元集荷でなく、各自が自家乾燥した繭をその日に挽くだけ革袋

二 産業と経済

第7—30表 (大正4年)

		碓氷社	須田社
従業員	男	9	11
	女	70	76
	計	79	87
年間就業日数		日190	300
一日就業時間		時間11.5	12
生産量	機械	貫1,153.300	貫929
	産線	貫83.700	生皮470貫
生産額	機械	円銭67,188.91	円銭52,295.00
	産線	円銭5,238.15	円銭1,760.00
機械設備		6馬力 蒸気	5馬力 蒸気
賃金	男	銭30	銭30
	女	11	20

に入れて持参した。毎年の操業は七月十一日に始まり、翌年三月末日に終る。其間自家生産の繭が終れば、大養蚕家の繭、又は繭商人の繭を借りて質挽をした。中には質挽専門の子女もあったが、自家生産の繭加工が原則だったので、資産家の子女の工員又は嫁の工女が少くなかったという。従業員時

間の長いことなど気にとめる人はなく、良い糸を挽きたいという一念から常に緊張した作業だった。皆真剣に操業して一種の花嫁修業の場でもあった。しかしこの工場も生産合理化のため幾何も経ず大正五年遂に伊勢町の本社に合併された。

④大正初期の町の景況 第一次世界大戦が勃発し

たのは大正三年（一九一四）三月であるが、この大戦によって吾妻地方の産業経済も少からず影響をうけている。まず大戦勃発当時の吾妻地方の景況については、吾妻銀行が三年の景況として次のように報告している。

本期ニ入り月余ナラズシテ歐洲ノ戦乱突発シ、米麦及糸値ノ前途ヲ悲観シテ少シモ資金ヲ放下セズシテ回収一方ニ吸々タリシモ思ハシカラズ。金融ハタメニ近感ズル至大ナリシモ亦如何トモスル能ハズ。金利ノ如キモ騰貴スルノ止ムヲ得ザルニ至レリ。

と、大戦の影響は地方産業界にも大きな衝撃を与えていた事情がよくわかる。上昇過程にあった町の製糸業はじめ二三の企業などの沈滞の様子がうかがえる。この年の糸値は、一貫目につき一〜五月の六五円六二銭が、五〜十二月には四八円二八銭（碓氷社）、四二円三七銭、四一円六七銭（大勝館）と急下落した。そして製糸価格は時局の影響によ

って全く不安定であつた。また沢田村山田の醤油屋山田実は、その回顧録のなかで、三年四年の経済事情について「昨年の世界大戦以来財界前途不安で糸値底抜け相場につれて威勢の悪いことおびたらしい」と書いているが、当時世間の不景気を示すものとして中之条町和泉屋小池熊吉（山田実の義父）から聞いた話として、「昨年（大正三年）以来利根の山で製炭事業をとり、資本も既に一万を投じたが売口がなく山と積んだ炭俵は雨雪に曝されて形態も存せぬ状態になった。この上追つかけても見込みがないから、いっそ捨てようかと思案中である」と述べている。さらに山田は四年末の情況については、「世界大戦はいわば対岸の火災で戦争の進展に伴い物価昂騰し、株式の如きも連日活況を呈した。原料の如きは僅か一ヶ月前に比して約二円の値上りを示し、十一月下旬には大豆一駄七円六十銭、小麦一駄九円で大急ぎ買漁^{あさ}った」。かくて山田の家業の醤油も五年十二月十日、六年八月十一日、つづいて九月十四日と相次いで値上げしている。その間の事情については日記のなかに次のように記載されている。

五年十二月十日チギリ一と相談の上醤油の値上げをした。
最上品九升入樽共、廿銭上げの二円八十銭、次品同じく二円
四十銭にした。廿銭の値上げにも四圓の状況を察して大決心
の上で断行した。五月十六日仕込完了、五十六名、床三郎君の
給金従来日給卅銭の処、三日一円と改め支給した。二月十四

日から休みを引いて六十三日で二十一日を払った。八月十一
日醤油又値上げ、万歳一樽々共三元十銭にする。廿日より蔵
人の日給四十銭にあげた。
九月十四日 又醤油値上げ三元四十銭

(2) 大正中期の商工業の殷盛

会社企業の活況 大戦中から戦後にかけては町の会社企業の設立が相次いだ。年々の会社をみると、五年八、六年一一、七年一三、八年一四、九年一四、十年一三と大正初期にくらべて会社の数がふえてゆき、十社をはるかに超えた。五年三月には四万馬車台資会社（木暮雄平・遠藤定吉）、六年四月には株式会社求友館（柳田阿三郎）、同年六月には吾妻物産株式会社（町田歸一）、七年九月には吾妻印刷株式会社（萩原太一郎）、同年十一月には市城石材株式会社

二 産業と経済

(田村喜八)、そして八年一月には中之条味噌合資会社(田村信次郎、田村正平)など、続々と設立された。そこで戦争終結直後の八年は好況期を迎えて、この夏八月は吾妻郡内も好況で諸物価も高騰した。八年は平和と好況に恵まれたよい年であった。この年の町の十四社の会社経営状況を第7—31表に示しておく。まずこれを先掲の四年の各社の経営状況(第7—32表)と対比すると、銀行業交通業ははじめ大半の会社が利益金を多少のちがいはあれ生みだし



大正期の吾妻銀行

第7—31表

(中之条町・大正8年)

	資 本 金		積 立 金	利 益 金	配 当 金	
	総 額	払 込 額			金 額	配 当 率
吾 妻 銀 行	円 100,000	円 67,500	円 70,350	円 21,922.79	円 7,500	1割2分
〃貯蓄銀行	100,000	100,000	29,500	12,868.25	9,125	1割
〃興業銀行	150,000	75,000	23,694	15,478.25	7,500	1割1分
吾 妻 軌 道	250,000	170,000	12,330	12,114	6,562.50	1割5分
四 万 馬 車	5,195	5,195	—	813.65	—	—
吾妻製糸所	21,500	11,825	(法定)320	7,160.06	5,912.50	5分
中之条製糸所	15,000	6,130	(〃)90	673.95	429.10	7分
吾 妻 倉 庫	20,000	15,000	(〃)430	1,213.35	750	5分
吾 妻 物 産	20,000	20,000	(〃)50	816.60	500	5分
求 友 館	3,000	3,000	(〃)5	0	0	0
吾 妻 印 刷	10,000	2,500	—	0	0	0
市 城 石 材	20,000	5,000	(〃)125	1,258	500	1割
中之条味噌	1,000	500	—	—	—	—
中 屋 合 資	1,500	1,500	—	143.48	0	0

大正8年 郡役所報告会社票による

第 7—32表 (中之条町)

	利益金	配当率
大正 5 年	10,055 ^円	5分
6 年	50,612	6.5分
7 年	11,341	5分
8 年	12,114	7.5分
9 年	4,440	0
10年	41,979	7.5分

ていた。

① 銀行業 まず銀行の利益金の伸長が著しかった。伊勢町吾妻興業銀行は資本金を一躍三倍に増資十五万円とし、この年の利益金は四年の約二倍に伸びている。また吾妻貯蓄銀行も資本金を三万円から十万円に増資して、利益金は二倍余に伸長している。

② 吾妻軌道会社 そして明治四十三年十月創立した馬車軌道会社はその後順調に発展して、大正七年からは資本金を十五万円から二十五万円に増資して電車軌道計画にふみきり、九年十一月三日から電車を開通させた。当社は十年には四万円を超えた。従って配当率も四年の四分五厘から五分、五分五厘、さらに七分五厘と上昇していった(吾妻軌道会社の電車交通の詳細については第三節に記述)。

③ 吾妻倉庫会社、吾妻物産会社 吾妻倉庫は大正三年四月、吾妻物産は大正六年六月、いづれも地元中之条町の有力者たちによって、ともに資本金二万円で設立された。当時町の諸産業の振興に伴って一つは倉庫業、他方は運送業を主とする企業として発足した。この二会社は大正期の地方企業の特質を示す代表的なものであった。二会社ともに大正期にふさわしい地方産業として相当な企業的役割をになっていたが、大戦後特に大正終期から昭和前期にわたる経済不況によって消滅していった。創立当初から大正中期の十年までの二社の企業状況を第7—33表(吾妻倉庫)と第7—34表(吾妻物産)に示す。これによると、(イ)吾妻倉庫会社では創立三四年たった大正六七年になると相当の利益金を生み、その結果五七分の配当率を示した。大戦後の不況のはじまる九年すぎには営業成績が下降しはじめて、

二 産業と経済

第7—33表

(吾妻倉庫)

	資本金		積立金	利益金	配当	
	総額	払込額			配当金	配当率
大正4年	2万円	円 9,560	円 100	円 585.16.7	0	0
5年	"	9,560	100	112.00.0	0 円	0
6年	"	14,047.50	200	3,351.47.8	587.50	4分強
7年	"	15,000	360	3,267.00.0	1,050.00	7分
8年	"	15,000	430	1,213.34.5	750.00	3分
9年	"	15,000	490	687.09.5	450.00	3分
10年	"	18,925	1,500	0	0	0

註 10年には損失金1,167円71銭 [資料]各年次会社票より

第7—34表

(吾妻物産)

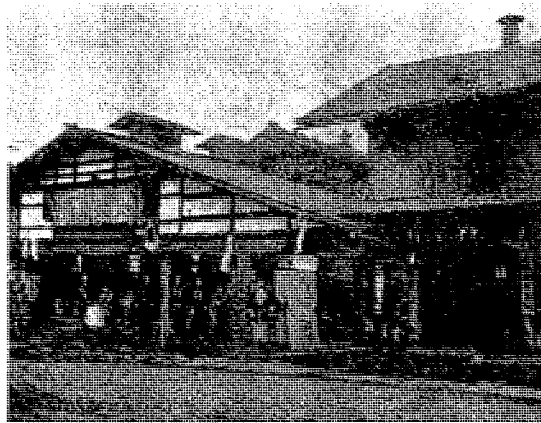
	資本金		積立金	利益金	配当	
	総額	払込額			配当金	配当率
大正6年	2万円	円 5,000	円 0	円 0	円 0	0
7年	"	10,000	0	152	0	0
7年	"	20,000	50	816.60	500	5分
9年	"	15,000	200	699.05	500	5分
10年	"	15,000	200	141.75	0	0

(資料) 前表と同じ

十年にはかなりの損失を出すに至った。そして不況の一般化する大正末期には、さらに営業不振は深刻になっていった。(四) 吾妻物産会社は六年六月発足以来当時の景気上昇過程のなかで、早くも三年後の八年には資本金の全額払込みを完了し、八年の営業成績は七八百円余の利益金を生み、五分配当をした。しかし十年から営業は下向いて、十年すぎになると不況のもとで営業成績は益々下降沈滞していった。そして昭和不況の深まる六年



大正期の吾妻物産株式会社（中之条町大字中之条）



ちぎり一町田商店（中之条町大字中之条）

（一九三一）前半期まで停滞存続していったのである。

製糸業も大正四年にくらべて戦後八年には好況で、第7―31表をみると吾妻製糸所も利益金七千円うち配当金五千九百余円をふりむけ、五分配当までしている。

大正中期の町の商店 大正時代の町の全部の商店を示す資料がないので、主な商店だけしかわからない。大正中期

二 産業と経済

の七年（一九一八）には電話加入者が六一番までにふえたが、この内訳をみると、官公署一三、会社二〇、民間個人企業三六であった。この三十六口はほとんど町の商店であった。これを業種別に一覧表で示しておく。

（中之条町）

番電話	10	11	13	15	17	18	19	20	21	22	24	26	27
業主名	小山文次郎	今井芳之助	金井幸八	小池時次郎	小池元治郎	井上重徳	澁井いね	伊能八平	木村市太郎	中沢清八	町田ハル	田村豊三郎	門屋丑五郎
業種	米穀商	醸造業	肉料理商	糸繭商	医料店	質料店	料理店	質料店	料服店	呉服太物	米穀商	旅館商業	乾物商業
番電話	28	29	30	31	32	34	35	36	37	38	39	43	44
業主名	倉島壽作	久保田為吉	柳田阿三郎	桑原竹次郎	田村喜八	蟻川七郎次	望月藤吉	町田徳十郎	宮崎羊十郎	佐鳥竹二郎	中沢祥平	柿沼寅吉	清水晴三
業種	料理店	旅館業	産業園	質料店	旅館商業	質料店	呉服商業	運送業	製糸業	呉服商業	染物商業	菓子製造	菓子製造
番電話	49	50	52	53	54	55	56	57	58	59	61		
業主名	後藤奥次郎	小坂菱三郎	小池熊吉	高橋宗平	山田輝太郎	小池遵正	大沢清藏	伊能耕三	関梅吉	高橋啓八	小林喜代作		
業種	薪炭商	藥種商	材木商	料理店	呉服店	藥種商	古着商	薪炭商	薪炭商	薪炭商	醸造業		

ここにあげた個人商店は町における有力な商店であり、業種別には旅館料理店八、呉服太物商六、米穀薪炭商五、質商三、糸繭商二、醸造業二、菓子製造二などが主なものであった。電話所有からみた殷盛商人のうちには、大正中期になると地元出身者以外のものが多く進出していて、優勢商店のうちで約三分の一をしめるようになった。製糸業 ①製糸工場の伸長 大正初期から中期への町の製糸工場は碓氷社中之条組（木暮茂八郎、工場は西中之条と伊勢町にあった）、吾妻製糸所（平田宗三郎）と中之条製糸所（原沢藤七郎）であった。大正七年の四工場の実態を

第7—35表に示す。

第7—35表 (大正7年)

工場名	釜数	就業員数	年間 就業日数	一日 就業時間	生産		高	賃金	
					製造量	金		男	女
碓氷社伊勢町工場	一一八	七四	一九五	一一	生糸 生皮芋	五二貫 一八八	五、二〇〇円	六五	四八
西中之条工場	五〇	二七	一〇七	一一	生糸 生皮芋	一一、二八五	一、一〇〇	五五	四八
吾妻製糸所	一五二	一三五	三〇〇	一四	生糸 生皮芋	二、六五〇	二、二五〇	六〇	五〇
中之条製糸所	一三〇	一三〇	三〇〇	一三	生糸 生皮芋	一、五八〇	一、八〇〇	四〇	三五

大正7年郡役所報告より

この表によつて吾妻製糸中之条製糸と碓氷社工場を比較すると、吾妻、中之条両製糸の方が碓氷社よりも釜数従業員数を通じて規模が大きく、従つて生産量、生産額もはるかに大きかった。大正三年においては、碓氷社工場の方が須田社大勝館よりも規模生産量、生産額が大きかったが、この七年には吾妻製糸中之条製糸の方が碓氷社よりも、すべて大きかった。しかし従業員の労働条件をみると、碓氷社工場の女工の方が年間労働日数は百日ないし二百日近くも少く、また一日の就業時間でも二〜三時間少なかった。しかも一日の賃金は両製糸所の女工にくらべて割合よかったことが注目される。吾妻製糸の一日十四時間労働は県内製糸工場中でも最長労働時間になっていた。賃金では中之条製糸は県内製糸工場の平均賃金にくらべて低い方であった。大正期の三年八年に共通した碓氷社工場の特質は、まさに従業員の労働条件が他の製糸工場に比して、相当よかったことが指摘される。

②座繰農家の衰退 さて以上四つの機械製糸工場のほか、なお明治以来残存し続け、大正期にもまだ生産的役割を

第7—36表

(中之条町)

		大 正 7 年			大 正 9 年		
		数 量	価 格	1貫目 ニ付	数 量	価 格	1貫目 ニ付
機械製糸	生 糸	4,947.000	4,947.000	100	4,989.300	381,665	78
	屑 糸	1,267.000	6,335.000	—	2,079.000	18,957	—
	計	6,214.000	501,035.000	—	7,068.300	400,622	—
座繰製糸	生 糸	211.000	2,068.00	98	121.000	7,381	61
	屑 糸	10.000	120.000	—	23.000	276	—
	計	221.000	2,188.000	—	144.000	7,657	—

各年次郡役所への勸業報告による

になっていた大正中期七年九年の座繰製糸の実態を附記しておく。機械製糸と座繰製糸の生産状況を対比するため第7—36表を掲載する。(大正七年には機械製糸四工場四五〇釜、座繰製糸は一四五戸二一六釜、大正九年には機械製糸四工場四一九釜、座繰製糸四三戸四三釜であった)七年においては座繰製糸による生産量は全製糸生産高の三、四%にすぎず、販売価格は全製糸販売額の僅か〇、四%にすぎなかった。九年には座繰製糸の生産高は全生産高の二%におちる、しかし販売価格の上では全体の販売価格の一、八%になっていた。いづれにせよ、機械製糸化した大正期になると座繰製糸のもつ生産量の比率は、もはや僅少になってしまっていた。機械製糸の生産性の圧倒的優位のまゝに、座繰農家の役割はもはや消滅に近かったといつてよい。

物資流通の拡大 日露戦争後から大正期にかけて当地方の諸産業の賑盛は、交通運輸機関の発達と随伴して、諸物資流通の活況をもたらした。大正初期から中期にわたる町の郡役所への勸業報告から町への輸出入物資の流通量とその価格をみると、その間の事情がうかがえる。景況の変動の大きかった大正期には、その影響によって年々の物資流通量や価格にかなりの浮動性も認められ

第7—37表

(中之条町)

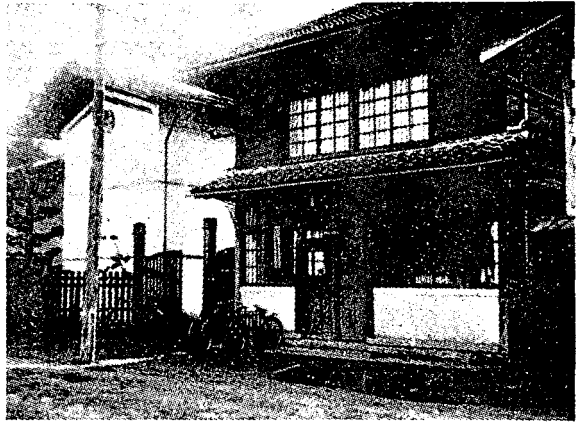
		大正7年(1918)		〃 8年(1919)		〃 9年(1920)		輸出入先
輸 入 物 資	粳 米	500石	20,000	525	29,280	495	13,365	新潟、埼玉
	糯米	100石	4,000	95	5,225	90	2,520	〃
	蚕 種	1,030枚	1,545	3,538	4,245	1,650	2,805	長野、岐阜、 静岡
	綿 織 物	370反	740	1,225	6,125	650	1,950	東京
	馬	23	3,450	22	2,250	12	1,200	青森、埼玉
	甘 藷	500貫	750	455	2,665	500	1,500	
	農産種子	25石	1,000	23	1,160	18	1,000	岐阜、東京、 埼玉
	落 花 生	1,200貫	720	1,150	1,150	50	100	東京、神奈川
	茶	310	930	456	2,074	320	1,500	埼玉、東京
	醬 油	18石	1,080	38	2,511	15	1,020	千葉
	壳 藥	—	400	—	460	—	450	東京、富山
	化粧品小 間物	—	2,500	—	2,850	—	2,500	東京
	足 袋	8,100足	3,240	7,700	5,200	5,200	3,120	埼玉
	帽子雜貨	—	2,000	—	4,200		4,000	東京
	布 団 敷	—	600	—	1,050			
輸 出 物 資	床 木			10.200				
	皮 製 品			—	1,120			
	下 駄 緒			—	1,420			
	計	44,280		74,035		39,801		
	計	29,850		111,700		7,760		

各年次 郡役所への勸業報告による

たが、大正前期から中期への物資流通上の動きをみると、大正三・四年頃には主に輸出が中心で、輸入は少額であった。これが大正七八九年になると、輸入額の方が輸出額をはるかに超過するようになった。三四年の輸出品は繭生糸、材木等年間七〇八万円で相当額をしめていた。繭百石四千元（長野埼玉両県へ輸出）、生糸一五〇〇貫前後七万円（神奈川へ）、材木五三〇石二千元余（東京埼玉へ輸出）であった。輸入は蚕種（七百枚長野県から輸入）はじめ綿織物、絹織物、綿糸、醬油、茶紙類等であった。ここでは中期の輸出入物資の品目、数量、価格及び輸出入先などの一覽表を掲載しておく（第7—37表前頁）

銀行の發展——中之条銀行の設立——企業の活況と併行して金融機關も拡大發展していった。明治三十年代に一時業務不振や経営停滯だった県内銀行が、大正期に入ると経済界の好況によって再び生氣を取りもどして新銀行の創立をみた。かくて小銀行の分立による営業上の競争が激化し、そのために不健全な営業方法によるものも現れ、その過程から幾多の解散合併による自然淘汰が行われた。こういう経済状況のもとで、吾妻郡内の原町、高山、岩島銀行及び中之条町の三行がともかくもこの競争期をのりこえて存続してきた。大正元年十二月における郡内各銀行を全県的にみると、資本金の規模では他郡の銀行に比してかなり小規模なものになっていた。明治二三十年代においては県内でも上位にあった吾妻銀行なども、日露戦争後には既に下位にさがっている。この当時五万円ほどの小額資本金の郡内六行がともかくも解散合併も行われずに存続できたのは、吾妻谷における資本主義経済の遅れと郡民性のしからしめた結果と考えられるが、大正期の産業経済の伸長と交通通信の發達は郡内の銀行界も早晚新たな対策を必要とする時期にきていたといえる。

さて大正中期になると、吾妻貯蓄銀行が大正七年五月定款を改正し、新たに資本金も三万円から十万円に増大した。このため旧株千二百株三万円に加えて新株二千八百株七万円を増資し、第一回払込金一万七千五百円（払込金一



大正期の吾妻興業銀行（中之条町大字伊勢町）

葬に付六円二十五銭）を七年九月三十日迄払込完了している。また吾妻銀行は既に大正前期に十万円を増資していた。そして吾妻興業銀行も大正七年一月資本金十万円増資をきめ、十月末日までに増資金二万五千元の払込みを完了している。ここで吾妻興業銀行も資本金十五万円（内七万五千元払込済）に拡大した。かくて大正中期には中之条町の三行がそれぞれ飛躍的な増資を実施して従来とは面目一新をはかった。ここで大正四～九年の営業状況を毎年の積立金利益金及び配当金配当率等を指標としてみると第7—38表（次頁）になる。各行とも概ね順調に伸びているが、他の二行にくらべて吾妻銀行が最も安定性がたかかったようである。一般に積立金をふやしつつ尚利益金も増しているが、配当金では吾妻銀行が毎年七五〇〇円と一定していたのに対して、他の二行は年により増減幅があり、貯蓄銀行では増資後の八九年には九千円一万円と急増している。配当率も大正四年一割二分に対

して、九年には二割（吾妻銀行は二割四分）と高率にしている。
 さてこのような発展をとげてきた中之条町の銀行は、大正十年（一九二一）に、まず大字中之条の姉妹銀行の吾妻銀行と吾妻貯蓄銀行とが合併して資本金百万円の中の条銀行の設立をみた。今その合併成立の事情をみると、合併増資の理由として次のように記している。

小資本の分立ハ營業上ノ競争ヲ生ジ、其結果稍モスレバ營

業方針ノ堅実ヲ欠クノ嫌ナキニ非ズ。且ニ經濟界ノ膨張ハ到

底設立当時ノ資金ヲ以テシテハ資金ノ需給ヲ円滑ニ充タス能ハズ。又小資本ノ銀行ニシテ多額ノ預金ヲ吸収スルハ一朝財界ノ変動ニ際シテハ預金者ニ不安ノ念ヲ与ヘ、計ラザル恐慌ヲ来スノ憂アリ。之ヲ以テ資本ヲ増加シ資金ノ運営ノ途ヲ講ズルト共ニ、一般預金者ニ対シ銀行ノ信用ヲ保ツハ時世ノ進展ニ伴フ自然ノ処置タルベキヲ信ズ

まさに合併増資は時代の進展に対応する必然的処置であつて、全県的にはむしろ遅すぎたといつてよい。

合併に対する処置については、

吾妻銀行払込資本金六万二千五百

円、諸積立金八万五千八百円（計十四万八千三百円）ト吾妻貯蓄銀行払込資本金十萬円、諸積立金三万二千八百七十円（計十三万二千八百七〇円）トヲ合併シテ、資本金百萬元ノ中之衆銀行ヲ設立シ、兩行ノ払込済資本金及諸積立金ノ合計

二十八万千七百七十円ノウチ二十五万ヲ此ノ第一回払込金（四分ノ一）ニ充テ、ナホ二万円ヲ解散慰勞金トシテ支出シ、残余ノ一万千七百七十円ヲ積立金トシテ保留セリ。

と記録している。当時として百万円の資本金は県内でも大規模の方であつた。合併した十年十二月の会社票をみると、利益金一万五千九百三円で配当金と配当率では、払込資本金二十五万円に対する一ヵ月半の普通配当率八分の月

第7—38表

		積立金	利益金	配 当	
				金 額	配当率
		円	円	円	割合
大正4年	吾妻銀行	48,500	11,452	7,500	1.2
	貯蓄 "	14,000	5,034	2,700	1.2
	興業 "	10,400	8,063	3,200	0.8
5年	吾妻銀行	51,000	12,122	7,500	1.2
	貯蓄 "	15,000	7,434	2,850	0.95
	興業 "	11,900	5,675	3,200	0.8
6年	吾妻銀行	58,160	19,672	7,500	1.2
	貯蓄 "	18,270	15,114	4,500	1.5
	興業 "	14,800	6,723	3,750	0.75
7年	吾妻銀行	62,097	18,835	7,500	1.2
	貯蓄 "	19,095	18,126	4,125	1.2
	興業 "	16,694	13,294	4,300	0.75
8年	吾妻銀行	70,350	21,923	7,500	1.2
	貯蓄 "	29,500	12,868	9,125	1.0
	興業 "	23,694	15,478	7,500	1.11
9年	吾妻銀行	80,773	15,971	7,500	2.4
	貯蓄 "	31,500	13,920	10,000	2.0
	興業 "	27,194	18,221	6,400	0.8

割利子二千五百円、同特別配当金七千五百円計一万円だった。尚新株の配当率は四分であった。さて新しく設立した中之条銀行の役員をあげておくと、頭取桑原竹次郎、常務取締役町田崇山・山田次郎平・蟻川七郎次などで、中之条町の最上層を支柱に、郡内農村部の最上層の有力者たちを加えたもので、吾妻地方における最大の銀行としての陣容を揃えていた。大正十四年前半期の営業報告書から主な株主の持高を示しておこう。

二、〇五六株	桑 原 竹 治 郎	六〇〇	町 田 崇 山	三四七	桑 原 治 三 郎
一、三三三	伊 能 八 平	五〇〇	町 田 義 一 郎	三四六	山 田 次 郎 平
一、一八八	田 村 喜 八	五〇〇	二 宮 岨 二	三〇九	郷 原 共 産 金 総 代
一、一二六	小 泉 文 四 郎	四六〇	高 橋 栄 三 郎		菅 谷 勘 三 郎
九六六	菅 谷 勘 三 郎	四一〇	町 田 歸 一		
七七一	片 貝 新 十 郎	三五〇	蟻 川 七 郎 次		

最高株主は頭取桑原竹次郎で、全株の一割余を所持していた。

大正中期の町の景況 ①年々の景況 大正七年十一月に第一次世界大戦も勃発五年目でやっと終結した。八年（一九一九）からは大正の戦後期になるが、一般にこの大戦後は戦後景気の到来によって成金時代、物価高騰そして生活上などによって特徴づけられている。先掲の山田実は日記の中でこの大正七年（一九一八）を回顧して、

「この年は第一次世界大戦の勝負がついた歴史的には重大な意義ある年であったが、日本としては目にみえてどうい

うだが、いまだ翌々年（九年）に実現した熱狂時代のことなど夢にも考えたことはなかった。そしてこの当時醤油は値上げを重ねて四円五十銭だったが、頂上は翌八年の冬で九円

町の有力上層はじめ、郡内東部の地主上層の人々が中心株主となっていた。全株二万株、株主数百六十七人であった。そして

までなつた。経済界の変動の口切りだった。あと一年で上りきり、下り坂に向つて止めどなく、もう良からうが中々良くなく落調十年に及んだ。しかし山田自身は三十八才で「年令的には元氣横溢の時期だったので商売(醤油製造)の方には目覚ましい努力の連続だった」と述べている。氏のその年の売上高は三千円を突破して最高記録を作つた。翌八年になると、さらに景気上昇物価騰貴の波は昂まり、五月卅日の日記には、「定期市場一斉暴騰、東株三十円高で三百円を抜き、米も三十八円をこした」と。六月廿三日には、「チギリの一一番番頭芳さんと相談して醤油の値上げを決めた。当時は自分勝手に決めるのであつた。新値は一樽五円であつた」。そして八月九日には、「品物を動かしさえすれば何でも儲つた。売買の処へ一寸顔を出せば割前にありつけるといふ不健全なさて十年(一九二一)の景況について、山田実日記は

「昨年中値下げを重ねた醤油の値段も九月で一先づ止つて今日に及んだ。昨今少し景気も見直した状態なので、十月十八日チギリ一と相談の上で一樽五十銭上げて七円とした。そして十月頃は景気が立直つたかに見たのは誤りで、この後十年に及んで経済界は落莫の一途を辿つて行く処まで行きついた」と回顧している。こうした経済的情勢のなかで山田実は十一年十二年と相次いで醤油の仕込量を増造していった。十一年八十石、十二年八十四石だった。ここで大正中期(七

世相だったと述べている。さらに大正九年(一九二〇)の動きをみると、一月下旬株式落調、あらゆる物価は此時を天井として崩壊、二月三月の物価は小麦一俵十二円、子守給金三十円、薪伐り賃一坪一元五十銭、三月十五日株式暴落一挙三十円から七八円下げた。六月二十日醤油値下げ断行八円、僅か九日後に又七円とした。このように戦後の八九年の時期は余りにも激動する景況の浮沈のなかで、人々は大きな衝撃をうけ、これといった術もなく唯ひたすら混乱、今後襲来が予想される更に大きな激変の不安におののいていた。前述したように九年夏には桐生商人が中之条で織物の廉売をしたが、これに対応して地元呉服店が大々的に大売出しをした。また伊勢町の銀行が預金引出しで苦境に陥つたという噂がたつたのもこの頃だった。

年)から後期にわたる山田家の醤油の値段の動きを第7-39表(次頁)に示しておく(山田実日記より)。

この間の醤油値段は八年後半期から九年前半期が一番たかく、一升一円になったが、十年すぎには下向してゆき、大正末年には大正八年六月前後の値段にまで下つていった。この醤油は食生活の必需品として、その値段の動きは町の人々に大きな影響を与えたものだけに、この時期の生活指標としての意義をもっていた。

第7—39表

	万歳 (1樽9升)	万歳 1本(1升)
大正7年 10月29日	円錢 4.50	円錢 55
12. 1年 大正8年28	4.60	55
6. 28	5.00	60
8. 1	5.80	70
9. 1	6.50	80
11. 4	7.50	90
11. 20	8.50	1.00
12. 1年 大正9年15	9.00	1.00
5. 15	8.50	1.00
7. 1	7.00	90
9. 1 大正10年20	6.50	90
10. 20	7.00	90
大正11年9. 10	6.50	80
12. 1 大正13年22	6.10	80
7. 22	5.70	75
10. 1 大正15年2	6.10	80
4. 2	5.80	80
6. 7	5.30	70
9. 1	5.00	70

を行うようになった。特に年末になると不況下の金集めとして慣例的に行うようになっていった。大正十一年の年末の大売出しについて、「年末になると一般商家はあせり出し、景品付大売出し又は福引きなどで顧客争奪に血眼の態であった」と述べている(山田実日記)。

さて大正中期特に八・九年にみられた物価高騰は大正二年(一九一三)一月を二〇〇とすると、八年(一九一九)の最高が二九〇・三、九年(一九二〇)の最高は三一五・八という急騰ぶりであった。かくてこの間で企業家商人などには発展や膨脹のための好機になったものもあったが、消費者たる一般市民特に労働者や農民には生活の苦渋の時期であった。就中大正年間には米価の変動がはげしく、ために米の需給調整に対する諸施策も相次いたが、不正の米商人の横行と風水害なども加わって、大正七年(一九一八)各地に米騒動の発生をみた。

(3) 震災後の商工業の停滞

町の商業の停滞 大正期の町の商店については、さきに六年(一九一七)の電話のあるものについてのみ示した

ところで九年七月下旬に町の呉服店が実施した大々的な大売出しも余り景気付けにならず寂しいものだったが、これがはじめて其後の不況が連続するなかでは、時折大売出し

二 産業と経済

商店・医院・その他<中之条町営業案内より> (大正14年)

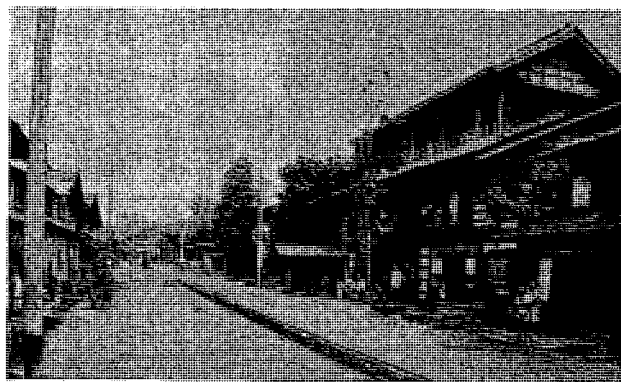
業 種	屋号称号	氏 名	大字地区
呉服太物	河内屋	望月 藤吉	中之条
	ヤマギン	佐島 竹二郎	"
	笹川	山田 奥助	伊勢町
太物雑貨	越後屋	石黒 長松	"
	ヤマ十	中沢 清八	中之条
	田村屋	田村 房藏	"
洋品雑貨	トラヤ	伊能 耕三	"
衣 類	榊屋	坂西 隆太郎	"
足 袋	十一屋	小林 盛吉	伊勢町
小間物	カネブン	小山 文治郎	中之条
米 穀	亀屋	小池 元治郎	"
穀 物	関野屋	関 梅吉	"
" 木炭	銘酒広盛	近藤 兵吉	中之条
醸 造	玉ノ井	小林 喜代作	伊勢町
取次	一統	今井 経雄	中之条
	明関	竹田 分店	伊勢町
	一松屋	清水 晴三	"
製菓羊羹	山木屋	都築 利三郎	中之条
	チギリイ	町田 商店	"
	チ	日野 新吉	伊勢町
梅羊羹	日野屋	田村 喜八	中之条
乾物魚類	鍋屋	田保 田為吉	伊勢町
旅 館	凹凸館	久保 田為吉	伊勢町
	山木屋	木暮 亀太郎	"
	済生館	蟻川 武	西中之条
料理旅館	竹の家	木村 市太郎	中之条

が、その後欧州大戦後の好況と産業交通の発展及び温泉地の繁栄などによって、大正十年以降は次第に商店数もふえ、その取扱商店も拡大していった。漸次新しい商業町らしくなっていた。さて大正十四年（一九二五）の町の営業案内（同年町勢一覽所収）に記載されている主もな商店について業種別に整理して表示すると次のようになる。

業 種	屋号称号	氏 名	大字地区
料 理	金 幸 棲 柳 亭 カフェー 朝日バー あやめや 和 泉 屋 甲 州 屋 越 後 屋 活 文 社	金 井 亀 雄 高 橋 宗 平 あ づ まん 佐 藤 で 蔵 小 沢 丑 吉 小 池 熊 明 加 藤 泰 吉 吉 原 藏 内 山 口 喜 所 中之条活版印刷所 吾妻印刷製造所 橋本ゴム印株式會社 斎藤民作 吾妻新聞雜誌株式會社 浅川源三郎 富沢仙次郎 田村丑五郎 小坂橋菱三郎 大井沢清藏 樋上重定四郎 田島栄吉 劍持雄次郎 平田三郎 久保齒科 望月 川越場 馬 田 運 送 町 村 与 留 川 上 條 製 材 所 中 之 田 製 材 所 宮 崎 羊 重 郎	伊 勢 町 " 中 之 条 " 中 之 条 伊 勢 町 中 之 条 " " 伊 勢 町 中 之 条 " 中 之 条 伊 勢 町 中 之 条 " " 伊 勢 町 " 中 之 条 中 之 条 伊 勢 町 " 中 之 条 伊 勢 町 " 中 之 条 伊 勢 町 " 中 之 条 伊 勢 町 " 伊 勢 町
休 泊 家 具 銅鉄金物	紫 雲 長 髯 堂 真 保 堂 太 田 屋 ヤ マ セ 堂 芳 菊 屋 毘 世 堂 天 真 堂 田 島 医 院 劍 持 医 院 平 田 医 院		
活 版			
石版活版 ゴム印			
新聞通信 新聞取次 時計判 写真籍			
藥 種			
医 院			
医 院			
齒 科			
運 輸 請 負	マルツウ 土 建 木 築		
製 材			
繭 糸			

これを見ると、さきの大正六年(一九一七)當時とくらべて旅館料理店などのサービス業種の多いことなどは変わっていないが、新しい文化的な業種の活版印刷業、新聞販売業・書籍雜誌販売業・写真業などが現われてきた。また大衆新聞大衆雑誌の刊行に伴って新聞販売店や雑誌書籍販売店、さらに大正も後半期に入って地方の人々も漸く家族の写真

二 産業と経済



伊勢町通り（大正期）

撮影をすることも多くみられるようになって町にも写真業が進出した。そして医院の数もふえて明治以来の井上毘世堂医院や天真堂樋田医院のほか、新しい大学出の田島医院や劔持医院も開業した。加えて大正期には町に歯医者や四軒も開業していたことも注目される。こうして新しい文化文明時代を迎えて大正の田舎町の様相も漸く変貌しはじめたことがうかがえた。次の昭和期の現代を前にして、江戸時代以来の市場町的な旧い町の姿と、漸く新しい大衆文化の色調が導入しはじめた新しい町の姿とが入り混って、閑静で平穏な田舎町にも幾分不調和なものがみえはじめてきていた。

町の会社企業の停滞 大正十年（一九二一）十月に襲来した周期的経済不況の波は、九年後半期からの中間景気を崩壊し、大正不況のコースをたどりはじめた。特に翌十一年四月の株式の一斉下落以後には全国的に不景気が一般化する徴候になっていった。しかしわが吾妻地方では、このような不況の慢性化は少々遅れておとずれていて、大正十一年（一九二二）のその後一・二年間は銀行会社や商店なども、さほど不況の表出することもなかった。震災前後の時期においては、町並の商店会社企業主などの気分には、まだまだ明るく不景気による沈痛の色は見出せなかった。しかし前述のように大正中期の七年以来の米価はじめ諸物価の昂騰は、漸次増えてきていた勤人層の生活を脅かしていた。特に十一年は町民一戸当たりの税金が最高になった年として、そのため納税に苦渋する

ものが多く、延納や不納の町民が多くなった。商店もまた年末大売出しを始めた年でもあった。静かにしのびよる不景気に漸く不安こそあったが、なお好況の余燼に一般商店はじめ会社企業主などの場合には、さして危機意識なしに暮っていたといつてよい。

大正十一年（一九二二）以後の会社企業及び商工団体等の動きを、つぎの一覧表に示しておく。

一二年 一月	九三製材会社設立	一四年 三月	吾妻軌道、東京電力の 経営になる 四万自動車株式会社設 立	一四 一二	合名会社、中屋商店休 業はじまる 中之条信用組合新築落 成
一二 五	中之条銀行新築開店	六	吾妻雜誌新聞会社設立	一二	
一 一	三友製材所設立	六	中田製材所設立	一五 一	中之条製材所設立
一 一二	吾妻製糸所設立	七	須川屋製材所設立	一五 二	群馬無尽中之条代理店 発足
一三 一〇	吾妻軌道、群馬電力会 社に合併	一四 一一		一五 一〇	中之条商工業会設立

この表から、(イ)製材所が相次ぎ設立されたこと (ロ)吾妻軌道（電車・電気業）が地元企業から大企業に合併されていったこと (ハ)新しい交通機関の自動車企業の地元会社が設立されたこと (ニ)地元外の金融機関群馬無尽（群馬大生相互銀行の前身）の代理店が出来たこと (ホ)町に商工業会が設立されたことなどがめだつたこととしてあげられる。

さて震災後の会社票（町役場から郡役所への勧業報告中に所収）によると、会社数は大正十二年一三、十四年一七十五年一五と増減している。大正十二年（一九二三）の会社票によって諸会社の経営状況を第7—40表でみると、純益をあげていた企業は銀行業と交通業だけで四社にすぎず、他の八社はすべて欠損をだした。九三製材は休業状況だった。①吾妻軌道株式会社は大正中期中に引続いて営業実績は良好で五万円近い純益を生んでいた。従つて配当金に二万二千五百円、配当率九分であった。十年の業績を上回る成績であった。②また銀行二行も十年前から引続いて経営

第7—40表

(大正12年)

	資本金 (払込金)	積立金	純益金	配当		純損金
				配当金	配当率	
中之条銀行	万円 100 (25万円)	円 26,000	円 27,266	円 12,500	5分	ナシ
吾妻興業銀行	15万 (10万)	30,194	15,447	8,000	8分	"
吾妻軌道株式会社	25万 (25万)	18,255	49,720	22,500	9分	
吾妻製糸所	21,500円 (16,125円)	10,975	—	—	—	円 銭 4,135.72.0
中之条製糸株式会社	15,000円 (6,130円)	130 (法定)	—	—	—	96.95.0
吾妻倉庫株式会社	2万円 (19,325円)	580 (法定)	—	—	—	2,063.66.0
吾妻物産株式会社	2万円 (15,000円)	200 (")	—	—	—	1,301.93.0
吾妻印刷株式会社	1万円 (5,000円)	0	—	—	—	650.00.0
中之条味噌製造会社	1千円 (500円)	15 (")	—	—	—	100.00.0
中之条製材株式会社	5万 (12,500円)	50 (")	—	—	—	5,715.13.0
丸三製材株式会社	1万 (5,000円)	—	—	—	—	—
合資会社宮崎商店	5千円 (4,250円)	—	—	—	—	3,000円
四万馬車合資会社	5,195円 (5,195円)	1,700	円 2,340.71.5	円 519.50.0	1割	

〔資料〕 大正12年 会社票 (役場より郡役所報告所収)

成績がよく、中之条銀行は純益二万七千円余、配当金一万二千五百円配当率五分、伊勢町の吾妻興業銀行も純益一万五千元余、配当金八千円、配当率八分であった。③そして四万馬車合資会社は資本金五一九五円の小規模の合資会社で、創立の大正五年三月から三か年間に乗合馬車で中之条と四万と上沢渡の温泉を往来していたが、八年五月からタクシー営業に変更してから漸次発展をとげた。さきの八年には純益八一三円余で、配当金を出す余裕はなかったが、タクシー営業が順調に伸びてきていた十二年には表示のように二千三百四十円余の純益を生み、

配当金も五二〇円配当一割という会社になった。さらに十二年以降になると、まず十三年六月渋川との自動車路線を開拓し、十四年七月には四万自動車株式会社、さらに昭和二年八月には群馬自動車株式会社に発展して、吾妻地方の交通のために大きな役割を果たしたのである。

ところで大戦直後の好況期の八年（一九一九）には純益金をあげていた吾妻倉庫吾妻物産及び製糸会社の吾妻製糸・中之条製糸なども（以上八年の会社票第7—34表参照）、この十二年（一九二三）になると、いづれも赤字経営に転じた。吾妻製糸の四一、三五円余をはじめ宮崎商店の三千円、吾妻倉庫二〇六三円余、吾妻物産一、三〇一円余の赤字欠損をだしている。町の製材業では早期に発足した中之条製材会社（小池熊吉）も、この年には五千七百円余の欠損を出した。かくて中期の八年頃とちがって、その後の不況期に入った十二年になると、一部の交通業（電車とタクシー自動車）と銀行業などを除くと、他の企業のほとんどすべてが不景気の影響によって経営上欠損を生じてきていた。ところで震災後になると、諸会社の営業状況も漸く不況の進展に伴って停滞が続いて休業状態に近いものも現れてきた。まだ会社の解散するものこそ出ていなかったが、組織変更によって存続をはかったり、操業停止や休業によって景気回復を待機するもの、その他様々な不況対応の姿がみられた。明治四十三年発足の合資会社中屋商店は大正十四年十二月に株式会社（資本金五万円）に組織変更し、引続いて休業していた。大正末期には苦しみながらも各種の対応策をとって企業停滞のなかで維持存続していたが、昭和期に入り不況の激浪に襲来されると企業解散が頻発した。昭和二年には既に解散がはじまっていた。

製糸業の停滞 十三年の勸業報告によって中之条町の生糸生産の状況をみると、機械製糸によるもの五四三三貫価格六、一〇八円、座繰によるもの僅か一三、三貫、価格一三二二円であった。報告書の備考によると、「座繰製糸ノ大イニ減ジタルハ十三年度中ハ座繰生糸ヲナサズ、繭ノママ残存セリ」とある。翌十四年の製糸工場三社の状況を第7

二 産業と経済

第7—41表

(大正14年)

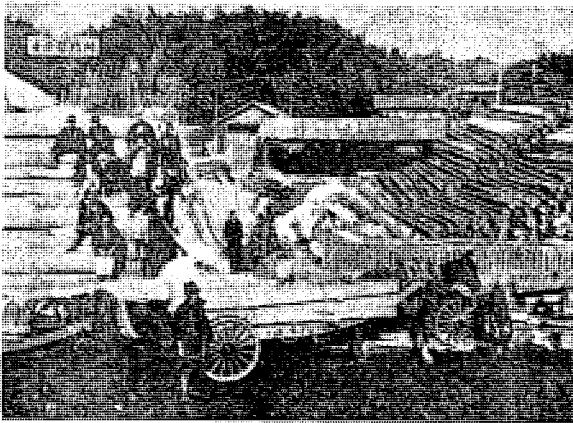
町 村	組 合	製 糸 高	製 糸 販 売 額	繰 糸 釜 数	組 合 員 数
名 伊 澤 中 久 参 " " 之 田 参 田 条 村 村 村 町	碓氷社中之条組	八五五、五四七 三八一、五〇〇 四一三、三八六 一三八、〇三七 二五〇、〇〇〇 七六八、六〇〇	一一一、七五三 四九、二六三、八二 五三、五四九、三五 一七、八一、九七 三二、二五、五〇 九九、四三四、六八	一五〇 五〇 七〇 五〇 七〇 一六〇	三七一 五五 七五 一七七 二二二 三六六

	原沢製糸所	吾妻製糸所	碓氷社中之条組
生 産 高	生糸 2,700貫 生皮芋 720貫	16,560斤 570貫	815貫 90貫
生産価格	生糸 34万円 生皮芋 10,800円	322,920円 11,920円	103,525円 1,824円
従業員数 (女工)	123人 (119)	105 (89)	49 (40)
作業日数	250日	309	155
一日賃金	70銭	男女 70銭 60銭	男女 125銭 85銭

〔資料〕 郡役所への勧業報告

— 41表でみると、この年の生産高生産額は、さきの大正中期の七年とくらべて、いづれも多くなっている。しかも従業員数は原沢製糸中之条製糸ともに減員(碓氷社は二十二増員)していた。労働日数は吾妻製糸はほぼ同じだったが、原沢製糸は五十日減、碓氷社は四十八日減であった。しかし一日の賃金は三社ともにあがっていた。三社を比較すると、碓氷社に比して両製糸は操業日数が多いにも拘らず、賃金はかなりひくかった。さらに十五年七月調査によると、中之条製糸所は二、七〇〇貫、三十万円、吾妻製糸所は二、七七〇貫、二十九万円であった(吾妻郡誌七二五頁)。ここでわが一町三カ村碓氷社各組における大正十一年(一九二二)の製糸状況を表示しておこう。

中之条組と名久田組が組合員数、釜数も多く、製糸高及その販売額も多く、郡内では一位二位をしめていた。



創業当時の中田製材所（大正末期）

製材業の群立と企業停滞 吾妻地方は山村地帯に属し、もともと木材資源に恵まれていたため、原木としての搬出は明治以前から行われていた。しかし加工業としての製材業の設立は主として大正期に入ってからであった。中之条地方における製材業の発生は大正七年（一九一八）の頃であった。田村辰雄（中之条町鍋屋旅館）の日記の七年三月五日をみると、「小池龍一経営ノ製材所創立会アル由ナリ。六千円ノ資本金ニテ製材所ヲ設立シ、内二千円ハ小池

氏、他ノ四千円ヲ二十円券デ二百株ヲ一般募集ノ事ニ決シタリ」と記録してある。また龍一の父小池熊吉は五年二月に既に石油発動機による屋根板づくりをしていたことが、熊吉の娘婿の山田実日記にみえている。七年当時は全国的に投機的な企業欲がさかんで、町でも諸々の企業設立の動きのあつた時期でもあつた。町に製材業が群立したのは、欧州大戦後の好況のあとをうけた大正十年（一九二一）すぎであつた。大正十一年十一月に丸三製材（資本金一万円、加藤泰明）が設立し、ついで翌十二年十一月三友製材（資本金二千元、平形林平）、さらに十四年七月には中田製材（桑原準一）同年十一月須川屋製材（資本金四千元、高橋幸吉）そして翌十五年一月には中之条製材（村山平次郎）と相次ぎ群立された。これら製材所の規模をみると、当時は職工は三〜四人、機械はいづれも十五馬力のものであつた。いま十四年（一九二五）の工場票によつて丸三製材と中田製材について、その状況をみると、年間生産額が丸三製材千二百円、中田製材一万一千五百円、年間労働日数は丸三製材百

二 産業と経済

二十日中田製材二百五十日であった。製材工の一日賃金は一元八十銭（中田製材）であった。丸三製材所は当時ほとんど休業状態に近いものだった。大正十年すぎに相次ぎ群立した町の製材所も設立直後から不況に遭遇して経営苦境に陥り、年間の操業短縮やほとんど操業停滞のものが多かったが、それでも大正末期から昭和前期にまで存続維持していった。しかし不況の深化するなかで、やがて解散に至るものの方が多かったのである。

醸造業 明治二十年頃までは、町の造酒は江戸時代以後引続いて地主上層の家々でやっていたが、明治後期の二十年代から漸次造酒をやめるものがでて、その後ほとんどの上層地主家の造酒は廃業された。これに代って越後から酒造杜氏で専門の造酒者の土着する人々に酒造権が譲渡されていった。こうして大正期になると町の醸造業者は、新たな装いをもった専門の商人として登場した。広く県内各地においても、大正期には地元の上層地主の兼業的造りから多くは越後から入来土着した専門的醸造業者に変っていたのである。これら醸造業者は漸次各町村の有力商人として、その経済的地位も上昇していった。わが町でも大正期には中之条町の今井酒造店（銘酒一統カク一支店・今井経雄）、近藤酒造店（銘酒広盛、近藤兵吉）、伊勢町的小林酒造店（銘酒玉の井・小林喜代作）などが町の有力商店として

	酒 造 者	設 立 年 月	醸 造 高
澤田村折田	仙田 万 藏	明治二十九年一〇月	一三四石五一四
伊参村蟻川	山崎 嘉太郎	" 三二、九	一五一、五〇六
" 五反田	唐沢 奎平	" 三三、一〇	一〇八、三一八
名久田村大塚	吉田 正明	" 三九、一〇	一二八、〇九八
" 平	川島 常次	" 三五、一〇	一二七、八八三

進出していた。このうち今井小林の二店はすでに明治以来の二代目の経営主に代っていた。大正十年代における二酒造所の状況をみると、年間生産は今井酒造所が四五二石、四五、二〇〇円、小林酒造所が二三八石、二三、八〇〇円で、年間作業日数では今井酒造が一三四日、小林酒造が三六二日、常時の職

第7-42表 (中之条町)

		大正4	大正13
絹	無地物	137反 234円	80反 240円
	捺染物	130反 142円	150反 600円
	染糸	23貫 337円	20貫 100円
綿	無地物	50反 43円	—
	捺染物	10反 7円	—
	染糸	160貫 340円	100貫 600円
其他		200反 60円	— 200円

工数は両酒造ともに五人、職工一日の賃金は今井酒造が一元五十銭、小林酒造が一元であった。中之条町のほかに周辺の村にも明治後期の三十年代に開業した酒造家が大正期にも引続き斯業に精励していた。大正十四年(一九二五)における周辺三カ村の酒造家はじめその醸造高をあげておく(前頁の表参照)。

染物 町には大正期染物屋が三〜四戸あったが、大正四年(一九一五)と十三年(一九二四)の生産高生産額を第7-42表にみると、四年四戸が十三年には三戸に減り生産量も絹の無地物は減り、捺染物は少しふえている。綿について染糸だけになって、全体としてはやはり減量になっている。

ところで、日露戦争後から大正期を通じて地元資本のもとで膨脹発展をとげてきたわが町の交通業、電気業及び銀行業が、第一次世界大戦後からの経済不況を契機に、当時すでに日本資本主義の急速な発達から、もはや県内各郡単位のような狭い独立経済圏としての存続は到底不可能な段階にまで到達していた。従って明治以降長期にわたって繁栄してきた地方経済圏の崩壊は、もはや目前に迫っていたのであった。事実大正十年前後からは、これに関連する動

きが中之条地方の諸企業を通じて現れてきていた。ここでは郡内の代表的企業だった中之条銀行の不況への対応と合併統一への過程をみておくことにする。

(4) 中之条銀行の合併統一への動き―不況への対応として―

大正後期の中之条銀行の営業状況 大正十年(一九二一)町の二行の合併によって設立した中之条銀行は、十二年五月にはコンクリート二階建の庁舎を構築し、装いを新

たにして次の飛躍的發展をめざして開店した。経済不況の進捗していた十四年上半年期（一月～六月）における営業状況について、その報告書をみておこう。まず営業之景況欄をみると、「中央市場ニ於ケル金融ノ硬塞ハ山間地方ニ波及シ、木材ハ外材ニ庄倒セラレテ殆ンド伐採サレズ。薪炭ノ価額亦低落シテ製炭業者ハ皆幾分ノ損失ヲ蒙リ、生糸ノ輸出ハ順調ニ行ハレタレドモ、原料不足ノタメ繭ノ相場昂騰シテ採算面白カラズ。機業ノ不振ハ国用糸ノ売行キナク、金融円滑ヲ欠キ諸商況ニ活氣ナク人氣沈衰シテ到ル処不景氣ノ嘆声ヲ聞クニ至レリ。之ガ為メニ預金ハ漸次減退シ、貸出ハ増加ノ傾向ヲ示シ資金ノ回収意ノ如クナラズ……」とあつて、當時の不況の実情がよくうかがわれる。この期における中之条銀行の現金勘定をみると、入金高二七九万六三九〇円、出金高二八〇万五、五二六円で、入金高よりも出金高の方が多くなっている。又当期の預入高七万六千八百二円に対して、当期の引出高七万八千七百四十八円で引出高の方が多くなっている。銀行を通して吾妻地方の人々の不況の実態が知られる。当期の総益高は二万四千七百九十八円、配当金一万一千二百五十円、配当率は大正中期の年一割二分ノ二割の時と違って、当期は年九分以下に下っていた。

地方銀行の経済対応の遅れ 大正十年に一挙百万円の大資本を基礎に新時代に即応せんとして再出発した中之条銀行が、二三年後には早くも不況の前兆期に際会して、地方産業の停滞のために大きな試練をうけた。この試練を一時적으로는何とか克服しえても、長期化する趨勢のもとでは、吾妻地方経済圏の規模ではもはや対処できない経済段階にきていた。この当時の銀行は、やがて襲来する昭和初期の全国的な不況旋風のために、地方銀行の一斉崩解の前夜の様相を呈していた。明治十九年創業以来地道すぎるほど健実な歩みを続けてきた吾妻銀行にとっては、大正十年の再出発はいささか遅きにすぎたため、幾ばくもなく不況期に遭遇し新銀行の基盤を培う時間さえなかった。明治二三十年代にはすぐれた銀行企業としての実態をもっていた吾妻銀行が、その後の資本主義経済の急速な発達に対応する措

置をとりえなかったのは何故か。吾妻郡の産業発展の遅れによるが、これはその基盤としての新時代に即応する商工業の発展の脆弱さに帰因しよう。養蚕業と関連して横浜貿易に直結した糸繭出荷に先覚を見出した吾妻郡では、明治前期には産業経済の活況から銀行業にも自ずから優れた基盤をもつことができた。これが明治中期から後期への新しい産業革命による機械製糸化を通じて、他郡に比して遅れを生じたことも一因であろう。産業経済の脆弱にも拘らず、狭隘な郡内に一時に余り多くの銀行が濫立しすぎたのは明治三十年代であった。これは一面では郡内各地の指導層の企業精神の活気を示すものでもあったが、しかし郡内諸銀行は日露戦争後の地方経済の膨脹に対応しつつ、早急に大同団結によって統合すべきであった。少くとも中之条町の三行はこの時期に統合して資本の拡大をしておくべきであったと思う。仮りに百万二百万の資本金による吾妻一円に一銀行が設立されていたとしても、昭和の銀行恐慌期を克服できたとはいえないだろう。しかし不況期における統合合併の際には金融界の指導権を把握しうる可能性をもちえたと思う。これには何よりもそれだけの指導者の資質をもつ人材をまたねばならなかった。明治の郡銀行界の指導者は田中甚平木暮茂八郎桑原竹次郎であったが、その後の新時代を継承する人材が期待された。大正期の新しい地方企業として電気業交通業にうちこんだ柳田阿三郎は、若い時代には吾妻興業銀行や信用組合の仕事にも一時期専念してきたが、日露戦争後には既に手をぬいていた。銀行業には地道な健実守衛型の人物には富んでいたが、新しい時代の経済状況への先見的判断と積極的実践力をもった人材を欠いていた。明治後期から大正期にかけての地方経済の発展期において、広く吾妻郡、特にその中心の中之条町の企業金融のもつ先見的指導性の立ち遅れが問題であった。

合併前夜の金融業界 ①個人金融の増加 とにかく大震災を契機に不況化傾向が現われてきた大正末期は、次の昭和期の本格的な不況に突入する前夜としての特異な諸様相を示していた。大正十三年九月五日の吾妻郡東村の村報に掲載された「金融業ニ関スル件」の記事によると、「近来貯蓄銀行若シクハ無尽業等ノ類似ノ金融業者ノ増加ノ傾向ア

二 産業と経済

リテ殆ど全国ニ充滿シ、本県内ニ於テ此程加入者又ハ出資者ノ間ニ紛擾ヲ惹起シタル事例之有リ、斯クノ如キハ政府ノ貯蓄奨励ノ趣旨ニ反シ國民貯蓄思想ノ涵養上遺憾ノ次第二付、此種組合又ハ会社ニ加入シ若クハ出資スルニ付テハ一層其ノ内容性質ニ付注意セラレタシ」とあるが、当時震災後の不況と混乱に乗じて悪質の個人金融業者がばっこして地方人を苦しめていた様子がよくわかる。中之条町においても当時貸付業者はふえていた。大正十五年（一九二六）には町に五十二戸もあった。特に営業に貸付金融を営むものが四十九戸もあったことは不況の現われであった。貸付件数二四七件で、金額にして百二十万円余にものぼった。これを業種別にみると、商業者への貸付額が一番多く七十三万九千円余で全体の六二%もしめていた。農業者への貸付額は約三十四万七千円で二九%だった。これをみても町の中下層の商人の営業不振と零細農家の生活難は、個人経営の高利の金融業者に依存せざるをえなかった事情が現れていた。なお十四年（一九二五）の銀行や信用組合による貸付をみても、件数二〇二九、貸付金額十六万五千元余にのぼっていた。さて個人金融業者と銀行信用組合との貸付件数を比較すると、個人金融の方が銀行組合よりも多かったのは、一般庶民には小口金融の方が気安く安易に近づくことができたからであった。それだけに庶民には小口の個人金融への依存度が極めて大きかったことを示していた。このことは同時にまた当時でもなお前近代的な金融による不合理な高利に悩まされることの大きかったことを示すものである。

②合併直前の郡内諸銀行 大正末期の地方銀行は、やがて襲来した昭和初期の不況旋風をうけて一斉に崩解する前夜を思わせる脆弱な様相を呈していたといつてよい。既に大正中期以後の不況の進捗するなかで、県内銀行も漸次合併が行われていった。特に十一年末の金融恐慌後には政府が銀行合同を強力に推進したこともあって、一段と合併が促進された。かくて大正十五年には資本金百万円以上の県内銀行は八行を数えた。わが中之条銀行もまた、その規模ではそのうちに位置づけられていた。ここで昭和二年（一九二七）郡内諸銀行の合併が行われたが、その直前におけ

第 7—43 表

(大正15年)

	定 期	当 座	特別当座	そ の 他	計
	円	円	円	円	円
中之条銀行	520.12.4	48.29.3	318.73.2	1,070.57.9	1,957.90.6
吾妻興業 "	87.64.4	9.85.5	67.52.8	87.3	165.90.0
原 町 "	29.47.4	111.12.7	—		405.87.0
岩 島 "	98.61.9	51.24.7	30.20.3		180.06.9
高 山 "	45.89.5	4.3	22.70.2		68.64.0

(資料) 吾妻郡誌712頁吾妻郡銀行預金表による

る各銀行の状況を一覧しておく。まず大正十五年（昭和元年）の郡内各銀行の預金額をみると（第7—43表）、中之条銀行が圧倒的に大きく、他行の総額と対比しても二倍以上の金額である。取引関係も郡内各町村の有力層はじめ、郡の中心銀行として各般の公金取扱いなどを通じて他行に比して圧倒的な優位を始めていた。つぎに同じ十五年の各銀行の貸付金額をみると、郡内他行に比して中之条銀行が圧倒的に大きく、一二七万円で、原町銀行四万余円、吾妻興業銀行二六万七千円、岩島銀行二三四千円高山銀行一〇万四千円の四行を併せた貸付額よりも大きかった。郡内の商工業はじめ農業への産業金融に対しても、金額上からみても大きな役割をになっていたことを示していた。

5 水力発電事業

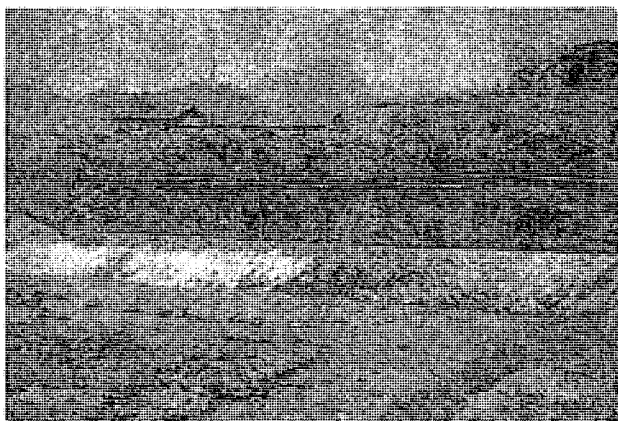
群馬県にはじめて発電所がつくられ、発電気による電燈が点火されたのは明治二十七年（一八九四）で、前橋電燈株式会社と桐生電燈合資会社によるものであった。群馬県に電燈がついたのは東京より七年おくれたわけである。ついで三十六年に高崎水力発電株式会社設立され、三十七年に点燈された。三十年代後半からは本格的な電気時代に入って水力発電事業が相次いだ。吾妻郡における発電事業のはじめは、高崎水力電気会社による明治四十三年（一九一〇）一月東村箱島発電所の設立である。ついで当社は大正年代には坂上村大戸

字城山に厚田発電所と岩島村厚田字新井に温井発電所を設立した。明治四十年代になると電力需要の増大に伴って、県内の各電力会社が供給区域の拡大につとめ需要者の争奪が行われた。四十三年の前橋市における共進会の開催は会場に電燈を使用することで、発電事業の推進にも大きな刺激を与えた。そして、このような争奪競争を通じて明治末年迄には県内の中小発電会社は、高崎水力電気株式会社と利根発電株式会社の二社に合併統合されていった。以上のような県内発電事業の推移と現状のもとで、わが中之条地方においても、地元有志たちの吾妻軌道会社によって水力発電事業がおこった。

(1) 吾妻温泉馬車軌道会社の水力発電事業 吾妻軌道会社は前述のように軌道馬車交通事業を経営したが、他にまた水力発電事業も営んだ。ここでは発電事業について述べておく。

この事業についても、日露戦後の明治四十一年（一九〇八）七月の町会で水力電気事業の件が協議されたことから始まる。これが採択を決定し、十一月には町会内に水電委員が選定されて、田中甚平が委員長として、その設立に当たった。四十二年にかけて水路の踏査測量を実施し、そして二月五日には役場で会社設立の発起人会が開催されるまでになったが、ついに中止のやむなきに至り、三月五日の協議会で正式に中止された。しかしこの年九月からは再び水電事業の件で町有志の動きが活発になった。そしてこの年十一月に鉄道馬車発起計画が作成され、それ以後は馬車鉄道事業を主として会社設立が推進され、四十三年（一九一〇）十月に馬車軌道会社として設立された。会社設立後には軌道敷設工事とともに水電事業の方も進められた。四十四年六月からは電燈取付工事が始まり、水電水路工事は四十四年から四十五年一、二月にかけて実施された。そして四十五年（一九一二）五月二日には町の街燈が点火された。一方この年九月には浜川く伊勢町林昌寺前の全コースの軌道工事も完成している。

名久田発電所の設立 吾妻馬車軌道会社は四十四年（一九一一）に名久田村横尾に発電所（七十五KW）を設立



発電所貯水池（名久田村横尾）

し、早速翌四十五年四月には創業している。発電所は名久田川の水を使用して水路を通して引水発電させた。当会社の専務支配人柳田阿三郎の大正二年の日記には発電関係の記録も多いが、これによると当社の電工は六人だった。支配人自らが時折横尾発電所に出かけ電工六人と打合せをしている。発電水路もたまたま故障などをおこし、漏水止等の修築工事もしばしば行っているが、工事関係の仕事は西中之条字新田の蟻川直枝がよく請負った。

原町電燈工事の進捗 当時の電燈工事の状況を知るために、ここでは当社が行った原町の電氣工事の進捗状況について、柳田日記の大正二年（一九一三）中から引用しておく。

原町の電氣工事は大正元年十二月二十八日付で認可された。早速蟻川直枝と電柱の腕木の請負契約をしている。（一月九日）、十五日には柳田は原町電燈工事施設につき、電工三人をつれて原町の有志の家を訪問する。二十日、柳田は電燈問題について原町有志と会見、夜は有志総代二人と会って、電燈料を中之条町と同一率に引下げることが協定、二十七日柳田は電

工六人を横尾発電所に集め原町電燈増設工事の打合せをする。二月二日原町電燈送電線の経路実測のため工夫を率いて原町に出張、十日藤倉電線へ電線注文、三月九日柳田は電氣工事監督と電柱建設敷地交渉のため原町出張、二十一日原町電氣拡張工事電柱建設終了、そして四月二十六日の夜から原

町における送電点燈がはじまった。工事の認可後から点燈まで四カ月間であった。そして五月五日には四万温泉場発電所の敷地買入れのために四万に出張している。そして四万温泉には翌三年十月から送電された。

こうして電燈導入のための水電事業は、まず中之条町の町を中心とした電燈工事（明治四十五年）を終えると、翌二年には直ちに原町の電燈工事に着手した。さらにまたその年のうちに西中之条村本村及び山崎方面の電燈工事へと相次いで拡張されていった。新文明をもたらす電気工事に對しては、地元住民の需要が非常に多く、馬車軌道と電燈との兼業の地元企業規模をもつては、早急には到底供給の方は対応しえなかったのである。それでも工事の方は拡張につぐ拡張が行われた。しかしそのためには資金の調達について常時奔走し続けざるをえなかったのである（柳田日記から）。

電燈の点火 吾妻郡にはじめて電燈が点ぜられたのは、中之条町の町の家々であつて、その時期は大正元年（一九一二）九月であつた。街燈がついたのは明治四十五年五月だったが、正式に家屋内についたのは九月頃になつた。田中甚平の日記には、九月二十日に「次ノ間ニ電燈取付ニツキ今夜ヨリ点燈」とある。伊勢町の湯本あいさん（明治三十五年生）は電燈がついた時のことについて、次のように報告してくれた。

電燈が中之条に始めてついたのは、何んでも小学校四年生の時と覚えてゐる（明治四十二年小学校入学従つて四年生の時は四十五年）。家では九灯だったので、とても明るくて、
家から出たり入ったりして、うれしくてはね廻つて喜んだものだった。

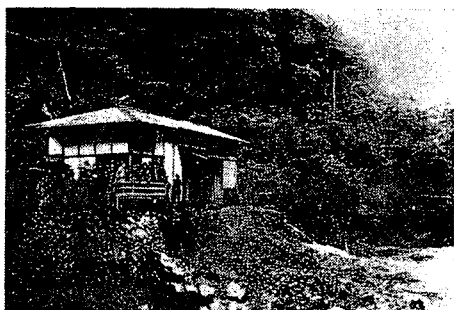
中之条町鍋屋旅館の田村辰雄（明治二十二年生）の話では、「最初電燈がついた頃は電燈とランプとを併用した。町通りには一斉についた。鍋屋では客間にそれぞれ一燈つけた。各家々では一、二燈ぐらいだった」ということである。辰雄の父喜八の日記には、五月二十日「電燈本月初メテ点火シタリ。成績先ヅ優良ナル方ナリ。開始以来殆んど四ケ年ナリ」とある。三十一日には、「電燈故障アリ。点火七時過ギトナリ、尚時々明滅シタリ」という。また六月二日にも、「昨夜来、電燈シバシバ故障アリテ明滅常ナク、人々煩ニ堪エズ、大イニ苦情盛シナリケレバ、ついたからラ、

ンブを消せばまたも消え、人騒がせのこまる電燈」と、点燈当初の町の電燈が時々の故障で悩まされたことを述べている。この電燈がつくまでの町の旅館(鍋屋、竹野屋、福田屋)では表にガス燈をつけていた。最初大正元年に町家に電燈がついたといっても決して中之条町全域ではなかったし、また町でも全戸ではなかった。主な家々だったようである。其後順々に電燈取付戸数もふえていった。燈数もはじめは普通一〜二燈程度で、次第に増燈していった。只則地区の点燈について、木暮久弥(明治三十九年生)の話では、「中之条の町よりはずっと遅れて、電燈がついたのは大正四年であつたと思う。私の家では三燈つけていた。まわりの家々では普通一燈ぐらいだったように覚えている。当時の電燈は大体一〇燭光ないし一六燭光で、二四燭光のものは少かつた。はじめは数が少かつたが、だんだん電燈をつける家がふえてきてからは、次第にくらくなつていった」という。同じ中之条町のなかの農家地区の様子を話してくれた。町の朝日座なども大正二年四月十四日に電氣の取付けを全部終り、其日に試験点燈をしている(柳田日記)。

大正元年創設当時の吾妻軌道の電氣料金は不明であるが、三年二月利根発電会社の一カ月の定額電氣料金をみると、炭素線電球では一〇燭光四十五錢、一六燭光七十錢、二四燭光九十錢であつた。(金屬線電球では一六燭光四十五錢、三十二燭光七十錢、五〇燭光九十錢)。タングステン電球一個二十錢(以上、群馬県百年史下巻一一頁)。中之条地方の電氣料金もほぼこれに近いものだったろう。当時の電燈は夜だけ点燈で、料金も電球の燭光とその箇數によつて使用時間に拘らず、月々定額料金を支払つていた。発電力が小さく時折故障も生じ渇水期湿水期などによつて明るさに波が多かつた。一般の家々の一〇燭光程度の一、二燈では、極めてうすぐらいものであつたし、時折の点滅が多く、「ホタルの尻光」のようなことが多かつたといわれる。それでもランプから電燈への発展は人々を驚かせたが、まだはじめのうちはランプを併用し、時にランプの光の方が明るかつたといわれた時期だった。

四万発電所 吾妻軌道の電氣事業は大正二年五月には四万温泉の電燈供給のため発電所の敷地買入れに着手した

二 産業と経済



四万発電所

一四一〇、点火料（電燈料三一七二円）と計上されている（群馬県統計書、大正元年）。その後年々電燈事業は拡大されていったが、大正四年（一九一五）と六年（一九一七）の状況を示しておく（第7—44表）。大正元年創業当時にくらべ年々伸長している様子がわかるが、大正初年四百戸たらずから、四年七百戸をこえ、さらに六年には千戸をこえた。燈数も初年一、四一〇から四年二、三

が、日向見の譲葉地区（現在の日向見橋の所）に発電所を設立し、大正三年（一九一四）十月から送電をはじめている。温泉旅館の電燈送電を主としたが、当時は閑善六〇燈、山口館四〇燈、鍾壽館、四〇燈、日向見館二〇燈が点燈された。なお温泉の一般商店その他で六〇〇七〇燈が点燈されたという（四万温泉組合田村喜一郎談）。大正前期の電燈供給状況 ここで吾妻軌道株式会社の当時における発電及び電燈供給の状況をみておく。大正元年創始期の発電力は七五キロワット、有効馬力一〇一馬力で、県内他社にくらべると極めて小規模のものであった。これは当時温泉馬車軌道会社として軌道運輸事業を主とし、電燈電力事業は兼営であった。それに電燈電力事業を専業とするには資本金もまた余りに少額だった。大正元年電燈事業をみると、電線路長も二五町四間、電線条長一里二〇町三間という他の電力会社に比して極めて短かいものだった。街燈基数七三、各戸への配電は三九五戸、その燈数

第7—44表

		大正4 (1915)	大正6 (1917)
電 路 延 長	哩	7.6	15.8
	分	11.1	30.5
電 灯	常時 ワット	2,384	3,421
	燭光	37.4	45.7
電 力	装置 ワット	23,824	36,099
	需要戸数	732	1,024

（各年次群馬県統計書による）

八四、さらに六年三、四二一と増えていった。

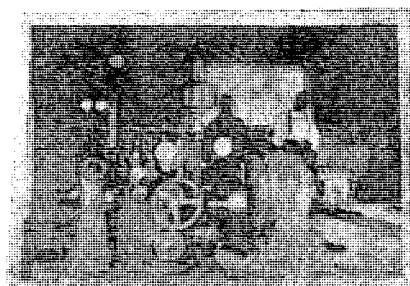
農村部落へ電燈導入 山田実の回顧録によって沢田村山田部落への電燈導入についてみると、山田に初めて電燈がついたのは、大正七年（一九一八）六月十四日とある。この間の状況について、山田は次のように述べている。

「中之条原町と順々に電灯がついてうらやましいと思ったが、期至って村にも引ける時節が来た。五月八日熱心な小淵元吉氏の手によって申込書をまとめて会社に出した。伊勢町の軌道会社で鉄道馬車の経営が主であった。横尾に小さな発電所を造ったが、規模の小さいものであった。四月十八日、ランプ屋に有志の会合をして、之に応ずることにした。二十八日から工夫がきて、翌二十九日に初めて電柱を一本建て

た。六月一日柱は全部たち、五日室内取付け、十三日には大仕掛けで電線は四万川を渡った。かくて遂に十四日から点火し、劃期的文明の恵沢に浴することが出来た。亡母が生前口癖に電燈がほしいと云ひ暮したが、いま一年まったら望みが叶えられたのにと残念に思っている。なお神沢組では、さらに遅れて八年三月二十九日に初めて電燈が点じた。又名久田村平、大塚では、さらに大正九年に電燈が入っている。

さて吾妻郡の人々に最初に電燈の恩恵を与えたのは、地元有志による吾妻馬車軌道会社が設立した名久田発電所であつたが、つづいて当社は三年四万発電所を建設した。これが契機で、其の後郡内の各町村でも地元有志たちによって小規模な水力発電所が相次いで設立された。これらはすべて地元町村民に電燈を供給することを主としたものであつた。五年には川原湯発電所、八年には四万温泉の田村旅館による自家発電所、また同年に伊参水力電気会社による発電所、十年には高山水力電気会社の中山発電所、さらにこの年泉澤と小雨にも発電所が建設された。このような地元住民への電燈供給を直接目的とした地元民有志による小さな発電所のほかに、地元以外の大企業による東京はじめ広く関東一円にむけ電燈供給をねらいにした大規模な発電所の設置も併進していた。とにかく大正初年からはじまつた吾妻郡における発電所の相次ぐ設立によって、遅ればせながら郡内各地のほとんどの住民が、大正末年までに新しく電燈の生活を享受できるようになった。わが中之条地方では、旧中之条町の各大字地区はじめ温泉地を中心にした

二 産業と経済



伊参水力電気峠壁谷発電所の発電機

第7—45表

		大正15年	昭和3年
架線電線路 亘長 架設電線延 長		哩分 30.80	哩分 31.80
		77.4	79.7
燈 電	常時燈筒 数 ワット 燭光	1,294 W 20.0 16.008	1,374
電力	装置筒数	—	—
	ワット数	—	—
需用戸数		844	830

沢田村の各地区は、吾妻軌道会社の電燈事業によって電燈生活に浴するようになった。名久田伊参両村の住民たちは大正八年（一九一九）十二月になって、両村有志の尽力で新たに水力電気会社が設立され、中之条町沢田村よりは遅れたが、電燈による新生活に入ることができた。

(2) 伊参水力電気会社の水力発電事業 伊参、名久田両地区の有志の尽力によって伊参水力電気株式会社が設立されたのは、大正八年（一九一九）十二月であった。創立時の会社の状況を示す資料がないので、その詳細は不明である。鳴沢川の水力を利用して大塚壁谷に発電所をつくり、両村地区の住民に電燈を供給する目的で創立されたが、資本金十万円といわれている（払込五万円、社債五万円）。初代社長は蟻川元平だった。壁谷発電所は四五馬力であった。創業七年目の大正十五年（一九二六）と昭和三年（一九二八）の状況を第7—45表に示しておく。二年間に架設電線はじめ常時燈等が増えていたことがわかる。

昭和三年の電燈取付数をみると第7—46表になるが、内燈は一〇燭光ないし一六燭光が最も多かった。一戸当たり平均の電燈数は名久田村は一、五燈、伊参村は一、四燈であった。両村ともに一六燭光と一〇燭光の家が大体半数ずつだった。この会社の昭和三年の営業成績をみると、貸借対照表

第7—46表 (昭和3年)

	名久田村	伊参村	計
50	1	0	1
32	7	6	13
24	6	6	12
16	290	341	601
10	254	223	477
5	8	10	18
休	33	37	70
計	599	593	1,192
幹	16	18	34
衛	15	19	34
公	41	38	79
無	20	17	37
計	92	92	184
養蠶燈数	435	548	983

資料 伊参水電 第8期營業報告書による

により、年間純益期が一、六七三円余であった。この純益金の配分をみると、株主配当金に千円（一株ニ付五〇銭）をあてていた。ところで昭和三年の会社役員をみると、社長綿貫形次郎、専務綿貫字十郎で、取締役小池衆八、山崎嘉太郎などであった。当時の会社株主名簿によって、主な持株を示しておく（左上表）。

さて、この伊参水電の壁谷発電所の設立によつて名久田伊参両村

株数	株主	株数	株主
二六二株	山崎嘉太郎	三七	高沢武一郎
二三四	綿貫形治郎	二〇	塩原秋次郎
九五	劍持庸三	二〇	劍持熊吉
三六	塩原逸五郎	二〇	吉田停一郎
三一	小池喜作	二〇	富沢藤吉
三〇	劍持四郎		
八三	劍持九平		
八一	綿貫字十郎		
八〇	小池衆八		
三〇	福島彌伝次		
三〇	金井鍋重		
二六	田村虎次郎		
六一	川島常治		
六〇	蟻川重郎平		

て名久田伊参両村に送電され、大正八年（一九一九）十二月から点燈された所が多かった。当時十六才だった名久田村大塚の伊能義一は、はじめて家に電灯の

ついた時の思い出を、次のように語っている。

第7—47表 (大正10年)

燭 光	室内燈 (一ヵ月)	軒燈 (一ヵ月)	街燈 (一ヵ月)
五 〇 " " " "	五〇銭 七〇銭 八五銭 一〇〇銭 一〇一五銭 一四四五銭	四〇銭 五五銭 七〇銭 八五銭 一〇〇銭 一〇二〇銭	三〇銭 四五銭 五五銭 七五銭 九〇銭 一〇一〇銭

大正八年十二月 お勝手のいりりばたの旦那座敷の上へ、パッと明るい電燈がついたときの一種異様なうれしさは忘れられない。大晦日までは配電申込した家全部に点灯したいという会社の方針で、送電柱の運搬や建込みなどに、各戸で労力提供をしたように覚えていた。外線工事がすめば、直ぐ内線工事に取掛るという必死の作業でした。私の家はその頃は、まだ茅葺の古い家だったので、電工の内線工事をしているのを見て、祖母は「こんな古家に明るい電灯をつけるなんて勿体ない」などといっていた。その日夜五時になると、電

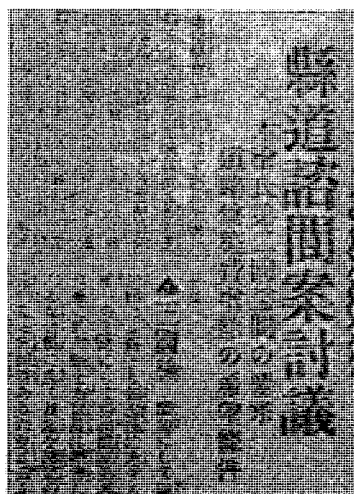
燈がついた。燭光は十六燭光だったが、その明るいこと、このまぶしいような光に驚異の眼をみはらずにはいられなかった。流し先で洗いのをしていた母は、手を拭きながら、電灯をみあげ乍ら、こう云った。こんなに明るけりゃあ、畳の上へ針が落ちたって、よくわかるべエなあ、弟は「兄ちゃ、はア、あしたからランプのボヤ磨きをしなくもいいなあ」と一役済んだという面持ちで、こういったのをよく覚えていた。

最後に伊参水電の電気料金(大正十年四月)を第7—47表に示す。また電燈の新設ないし増設料金は一灯につき一円、一時の取除再取付は一灯につき七十五銭、いづれも前金受付であった(大正十年四月伊参水電会社の電燈供給規程による)。

三 交通運輸と通信

1 道路と橋梁

日露戦争後の明治四十年代（一九一〇年代）における交通機関としての馬車鉄道の創設、大正期に入ってからの方産業の勃興、特に第一次世界大戦後における商工業の発展などは、自ずから道路橋梁の改修新設整備となって現れた。明治時代にはじまる町を中心とした幹線支線の改修も郡費県費の補助支弁によって漸次実施されていった。その間郡会議員や県会議員などによる里道から県道への移管の努力もなされた。大正中頃までの県会の議事をみても道路関係のものは非常に多い。主要幹線である渋川―中之条―草津間は既に県道として改修された。なお主要線の中之条―四万線は仮定県道であった。当地方の多くの支線は未改修に近かった。当時における道路の改修整備といって、ほとんどが国や県の道路行政の施策に依存していたが、明治時代から大正初期に至る県の道路行政もまだ極めて消極的なものであった。道路管理はただ砂利敷を行なう程度であって、道路を建設整備するということではなく、従来の道路を補修するに過ぎなかった。しかし大正時代になると交通機関の発達により道路も人が歩く道から車の通る道に変わっていた。かくて県行政もまた道路施策の一新が必要になっていった。ここに大正期に道路知事といわれた大芝知事が登場し、県内の大道路整備計画がうちだされたのである。さて大正期における当地方の道路については、大正八年（一九一九）四月の道路法公布を契機にして郡内を含めて幹線が漸く県道に編入されるようになり整備への緒に付いた。大芝知事の時代には、道路がとかく政治と結ばれて郡内の道路改修も曲折を重ねたが、とにかく八年（一九一



県会で県道路諮問案討議はじまる
(上毛新聞大正 8.12.17)

正時代の道路交通を総覧すると、地方産業の急速な発達による貨物の輸送や外来の温泉浴客の往来を通じて、交通機関の方が先行的発展をとげ、道路の改良整備はこれに比して遅れたといえる。かくて郡内の実質上の道路革命は次の昭和時代に入ってからになった。

主要幹線の県道編入、九年四月の道路法の施行に伴って大芝知事による在来指定県道の再編成として大道路政策が打出された。そして九年から実施されたが、その後の経済不況や大震災等で財源が不安定となつて計画の修正も行われたが、とにかくこの計画は十四年までは実施された。この際当地方で県道編入されたものは、前橋中之条線、中之条上田線、中之条四万線、中之条草津線（沢渡小雨経由）、中之条沼田線（名久田高山村経由）、松井田中之条線（坂上村原町経由）などであった。

都道の認定 道路法施行による県道再編成等に併せて、郡会では九年一月二十九日に郡道二十四線を認定した。これによって郡内の主要道路は多く郡道として認定され、中之条地区の主なる路線はこれに組入れられた。

九)の道路法の改正と積極的な道路県政のもとにあって、大正中期からは毎年郡会でも道路の件が審議され続けてきた。なかんづく大正九年（一九二〇）一月郡会における「郡道認定に関する諮問案への答申などは、郡内の各幹線支線道路の改修を大きく前進させた。この郡会における道路関係の建議をみると、明治四十五年（一九一二）にはじまり、大正期になると五年二月、六年一月、七年二月、九年一月九月、そして十年二月と、ほとんど引続き毎年行われていた。しかし大

かくて八年の道路法改正を契機に県の道路政策によって、この時期になって県下の道路体系が確立された。ここで昭和の自動車交通時代を迎えての道路整備の基礎ができたといつてよい。

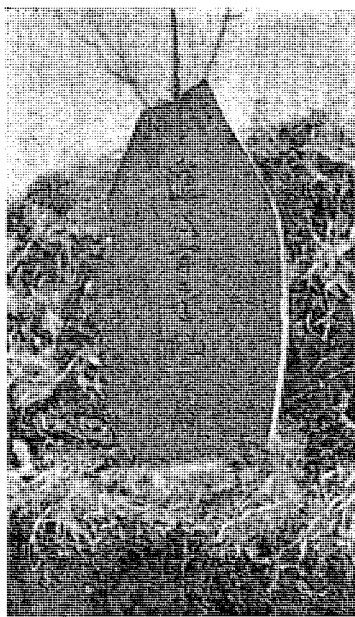
(1) 大正期の道路

主要幹線道路 大正期になると交通機関の発達によって主要幹線道路には馬車や電車そして乗合自動車が行きわたるようになった。そのためさきにあげた県道編入になった大半の路線には、大正前期は馬車、後期には乗合自動車が行きわたるようになった。中之条上田線の渋川中之条間の日向道には、大正初期には軌道馬車、中期には電車、そして後期には電車と乗合自動車が平行して運転されたことは前述の通りである。そしてまた地元民もこの道を歩行するという三重往來の道路となった。戦後の現在のはげしい自動車の往來とは違つてはいても、大正期の三重往來の道路では、從來の人間歩行中心の道路時代と違つて、新たに交通問題が発生した。新しい交通事故（人身事故）を僅かだが惹起させていた。中之条四万間には大正前期には青馬車赤馬車が対抗して走つていたし、中期からは乗合自動車が華やかに運転されていた。そして中之条川原湯草津間にも馬車や乗合自動車が動いていた。ここでも時折交通事故が発生している。こうみてくると、さきの県道編入の主要路線などの道は、もはや明治期の主要路線が地元民の生活のための人間の道だった時代と變つて、地元民と外来者、主として外来者たちによる乗物のための道となつてきた。主要幹線では道路はもはや地元の人々の生活の道の意義が失われはじめてきた。

町の道・村の道 主要県道などの幹線道路は大正期になると、地元民にとって日常の生産や生活に直結した道の意味を喪失してきたが、町や村のなかの道路や、町と村、村と村をつなぐ小さな道路には、なお地元民の生産や生活が結びついていた。

① 赤坂道路の改修 名久田村の赤坂を南北に貫く道路は、狹隘のうえ急坂急曲の悪路だった。ここ赤坂の下組から

めポンプの操車が不可能の結果だったということからの反省が、道路改修に着手する動機となったという。工事委員長綿貫其次郎、副委員長小林定志、事務局長田村一三で、赤坂地区の人々の総力提供は勿論、村内他地区の人々も労力を提供し、農閑期を利用し、五カ年継続事業をもってこれを完工した。起点に近い新道路の傍には道路開鑿記念碑が建立されている。「改修道路は延長六三〇〇米、総工事費三、八八八円六七銭就労総人員六、九七五人」であった。



赤坂道路の開さく記念碑
(大正後期)

②蟻川新道の開設 交通不便の蟻川の開発のために、大正二年当時伊参村長綿貫宇十郎（蟻川村百々）が新道開設工事を計画し、二年（八年）にわたる継続事業として実施された。その工事施行の内容をみると、新道は蟻川字奥山原を起点として蟻川字百々（下貫）を終点とするもので、道路は延長五杆、幅員三・六米で、経路は奥山原から倉沢熊野神社前を経て原・沼田上・字原野下を通じて下貫まで実施したが、ここで工事が中断となったという。さてこの新道工事は毎年農閑期を利用しその勤労奉仕的な作業で、提供人夫の各戸への割出しには等級割等の方法によった。こ

中組上組を貫く延長一里半以上の中核線がこういう悪路では、居住者の日常の生産生活を通じての不便難渋は一方ならずで、その改修は地元民の多年の要望であった。しかし多額な経費支弁と多大な所要労力を要するという難工事のため実施できずに何年も改修が見送られていた。大正十三年（一九二四）一月赤坂上組上の貝戸に大火があり、三戸十一棟が焼失した。この原因が悪路のた

の道路工事では労力提供の多い人では一期間三十人で、延一カ月も出労という家もあったといわれる。(この新道開設に関する資料は当時この工事の中心者綿貫宇十郎の子息佐忠が地元の長老綿貫菊蔵小渕儀一等から話をきいて報告されたものである)。なおこの伊参村の蟻川新道の開設工事と併行して名久田村側でも、これに対応するかのようにな横尾道路の改良工事が実施された。これは中之条町と名久田村の境界点を工事起点とし、横尾から長久保下・高津部落のなかを貫通して終点奥山原に至るもので、この路線の旧道路の各所に新道を開さくした。この工事に当って村当局は大正二年に臨時土木委員に宮崎松蔵(高津部落代表)と唐沢七郎平(長久保部落代表)の二人を委嘱している。工事は道路延長約三軒幅員三米で、工事の人足はすべて地元民の労力奉仕によった。蟻川新道開設と上横尾道路改良の二工事は同期間における互に関連した一連の道路として、その工事期間には自ずと協力しあうことが多かったようである。(上横尾道路改良についての資料は横尾字高津宮崎敬太郎の提供による)

(2) 大正期の橋梁

大正期になってこの地方でも交通運輸が発達し、馬車から電車そして乗合自動車貨物自動車と交通運輸機関も伸長して交通量も頻繁になるに伴って、まず主要幹線上に架設される橋梁も改修新設などによって強化されていった。交通機関の往来の多い幹線道路と町村内の道路とでは、ここに架けられた橋梁の状態にも相違があったが、総じて明治の橋にくらべて大正の橋は次第に改善されていったことは確かである。特に村政上でも大正期には道路と併せて橋梁土木への関心が昂っていたので、幹線上の橋梁の改善と併行して町村道の橋梁も少しずつは改善されていった。

県道架設の橋梁 大正末期から昭和初期におけるわが一町三カ村関係の県道に架設された橋梁で長さ十間以上のものをあげると次表の如し

三 交通運輸と通信

第7—48表 (大正6年)

長さ別	種別	中之条道	沢渡道
		四万	津草
1~10間		20	74
10~30間		3	8
30~		0	0
種別	鉄橋	0	0
	石橋	0	1
	木橋	18	20
	土橋	5	34
計		23	55

(資料) 大正6年群馬県統計書より。

町の橋・村の橋 町村の里道や橋梁は明治大正期にはまだ自動車の交通はなかったし、重量積載のトラックも通らなかった時期で、村人たちが仕事や生活のため徒歩や荷車馬などをひいて通ったぐらいだった。道も橋も村では暮らしに直結した村民のものであった。大正期の村の橋から紹介してゆこう。

①名久田橋の吊橋架渡 これは大正六年四月(起工)の

ところで道路法の改正以前の大正前期の六年(一九一七)におけるわが幹線道路(中之条四万道・沢渡草津道)に架けられた橋梁の状況を表示しておく(第7—48表)。

橋名(位置)	種別	長さ	幅	橋名(位置)	種別	長さ	幅
松見(中之条町・青山)橋	木橋	二五、〇尺	一四、五尺	天然(澤田・下沢渡)橋	木橋	一四九、〇尺	一四、〇尺
境(中之条町・中之条)橋	土橋	七五、〇	一八、〇	高砂(澤田・下沢渡)橋	木橋	六三、〇	一二、〇
山田川(中之条町・原町)橋	土橋	一九六、〇	二三、六	桃瀬(名久田・横尾)橋	木橋	六六、〇	一二、〇
月見(澤田村・四万)橋	木橋	七八、〇	一二、〇	名久田(横尾・平)橋	木橋	一〇八、〇	九、〇
萩(沢田村・四万)橋	土橋	六三、〇	一五、〇	神名(名久田・大塚)橋	木橋	九〇、〇	九、〇

(吾妻郡誌九二—九三頁掲載)

ことだった。この時の事を名久田橋東橋詰近くの農家の老婆角田りう（明治二十五年生）から聞いて報告された話によって述べておく。

名久田橋が吊橋になる前は、欄干の上部の開いた形の橋（木桁土橋）で、橋脚は四本立か、五本立か、はっきりした記憶はないが、大塚の小池国吉さんの請負いで架けた土橋で、長さは十五間以上ありました。この土橋が落ちて通れなくなったので、吊橋にかけ替えたもので、臨時の仮橋を下流にかけ、一般の人が通れるように手配しました。女ですから工事のことはよくわかりませんが、今迄の土橋だと、橋梁

が何本もたっていて、洪水の時、これに濁水があたって、橋が大揺れになったり、川上からの立木板ごみなど皆脚の所に流れたまっつて、橋を破損したり流失したりする心配がありました。吊橋になると、そんな心配がなくなり、どんな大水が出ても橋の流れる心配はなくなり、新しい工夫だと村の人々は喜びました。しかし橋が揺れるのは気味が悪かった。

さて工事を施行したのは、横尾の野口喜八・山田東吉・山田廉の三人でした。橋の長さ十八間、橋の幅一丈、橋の両側には、この土地では弁慶柱とよばれる大支柱が二基でした。しかしこの吊橋が後年弱体化して昭和九年四月一日に松本錦枝一座が芝居道具を満載して通橋中に突如破損墜落するという大惨事を惹起した。しかしこの大正の架設当時には「つり橋」という村人たちには全く珍しい着想の橋だったのである。

2 交通運輸機関の発達

大正時代になると、温泉地をひかえた吾妻地方にも田舎町の中之条町を起点として、赤馬車青馬車や軌道馬車が走り、温泉への浴客を運び入れた。やがてこのテト馬車がチンチン電車に変わり、そして乗合自動車に移っていった。短い大正時代の交通機関の変遷は全くめまぐるしかった。大正時代には、まだこれらの交通機関の利用者は主に外来客であって、地元の住民たちの利用はさして多くはなく、遠く郡外への旅行や遠距離の外出のほかはまだ徒歩による

三 交通運輸と通信

第7—49表

(吾妻郡)

		明治20 (1887)	明治40 (1908)	大正2 (1913)	大正5 (1916)	大正7 (1918)	大正8 (1919)
馬車	乗用	—	6	28	12	20	33
	荷積用	—	113	153	164	237	245
荷車 人力車 自転車 其他	荷車	104	467	556	556	571	602
	人力車	33	98	41	39	36	34
	自転車	—	—	116	295	485	632
	其他	—	22	118	—	—	—
計		137	706	1,013	1,066	1,349	1,546
小船		—	8	3	3	3	3

(資料) 各年次群馬県統計表より

この方が中心であった。それでも電車時代になると、幾分ずつ地元の利用者もふえていた。明治後期に郡内に入った自転車も、大正期には漸く商用に利用されてきた。当時はもう前橋高崎商人の吾妻廻りには大半が自転車利用になっていた。そして糸繭の運搬はじめ商品貨物の搬出搬入には、明治の荷車に代わって荷馬車になっていた。町の表通りを定期に通うテト馬車ののんびりしたヒズメとワダチの音と、運送引きの叱咤で鼻息もせわしげに馬が引く荷馬車のワダチのきしむ音とは大正期の町通りの情景を現わしていた。そして馬糞を表通りの各所に残してゆき、後仕末は町並の家々の朝夕のきまった仕事だったことも大正時代の懐しい思い出である。

大正時代の交通機関は、馬車から電車へ、電車から乗合自動車へと、短かい僅か十五年の間に変遷したが、その時期がちょうど大正時代を三分した前期(一〜七年)と中期(八年〜十二年)、そして後期(十三年〜)にほぼ一致しているので、以下この三期区分にもとづいて、その展開を述べてゆく。

(1) 大正前期の交通機関——馬車時代——

新しい交通機関 まず吾妻郡内における明治末から大正前期の交通運輸機関の動きを第7—49表に示す。これで見ると、馬車荷車の

第7～50表

(大正3年)

		中之条町	原町	沢田村
馬車	乗用	20	1	7
	荷積用	34	10	14
荷人力自転車	車	193	79	103
	力	17	5	5
	転車	64	40	12
計		338	135	141

(資料) 大正4年警察署移転上申書
附属参考資料から

大正前期の交通業従事者の数をみると(第7—51表)、営業者車掌馭者馬丁等いづれも交通機関の中心地中之条町を含む東吾妻の方がその数はるかに多かった。

乗合馬車の賑盛 吾妻東部の交通機関のはじまりは馬車輸送であったが、明治四十三年(一九一〇)に中之条町の有志による吾妻温泉馬車軌道会社が資本金十五万円で設立され、軌道工事が完成して鉄道馬車が鯉沢～伊勢町間に開通したのは四十五年七月十九日であった。かくて大正前期には中之条～渋川間は、小さな箱型車体が二頭の馬に曳かれて軌道の上を走っていたのである。大正前期には主要な交通機関は馬車であつて、吾妻郡の入口中之条町を起点に四万温泉沢渡温泉はじめ川原湯温泉

時代になり人力車は既に年々減少していた。自転車は大正になって急速な発達段階に入った。大正二年一一六台が年々急速に数をふやして八年には約六倍の六三二台になった。これを中之条町について大正三年の状況をみると(第7—50表)、郡内他町村にくらべて各交通機関ともに中之条町が郡内では圧倒的に多かった。温泉地のある沢田村の馬車の数は原町を上廻っていた。また郡内を原町警察署管区(東吾妻)と長野原町警察署管区(西吾妻)とに分けて、

第7—51表

		営業者	車掌	馭者	馬丁	馬車
大正2	東 吾妻	3	9	25	9	84
	西 吾妻	1	—	5	2	7
大正4	東 吾妻	3	13	31	12	45
	西 吾妻	1	—	4	3	9
大正6	東 吾妻	4	8	28	9	59
	西 吾妻	2	—	4	3	11

(資料) 大正2、大正4、大正6各年次の群馬県統計書により



大正前期の鉄道馬車の活況
(林昌寺前の温泉馬車軌道会社附近)

草津温泉に通ずる乗合馬車が走っていた。大正初期には四万温泉馬車合資会社（代表猿谷倉之進）と吾妻軌道株式会社（二年に名称変更）の乗合馬車が動いていた。三年（一九一四）九月には草津馬車合資会社が設立されて、中之条と草津間の乗合馬車の営業をはじめた。そして五年（一九一六）三月には四万馬車と吾妻軌道乗合馬車部とが合併して新たに四万馬車合資会社が発足している。さらに翌六年八月には草津馬車が中之条と川原湯間の馬車営業を四万馬車に譲り、川原湯と草津間の営業だけに変更している。こうして大正前期における馬車交通は、郡内の各温泉に通ずる全路線に乗合馬車が走っていたが、各馬車会社の営業権が錯綜しあっていたし、またそれぞれの会社間はじめ各温泉地及び旅館や料理店相互の利害関係などが交錯しあって、乗合馬車の乗客の争奪競争も中々はげしかった。

青馬車と赤馬車 青馬車と赤馬車の対立紛争などに当時のきびしい状況の片鱗がうかがわれる。中之条町の鍋屋旅館田村辰雄の話によると、

「大正初めには伊勢町の軌道会社の傍に四万温泉の田村旅館が中心の青馬車会社があり、又中之条の鍋屋旅館の傍に赤馬車会社（代表佐藤代吉）とがあった。これにつながる案内

所が軌道の傍に青馬車系の榮壽亭支店と赤馬車系の竹野屋支店とがあつて、相互に客引き競争をしていた。」また同じ田村辰雄の大正二年七月二十八日の日記にみると、「伊勢町ノ



赤馬車会社の従業員
(中央、佐藤代吉) (大正初期)

栄壽亭支店対竹野屋支店ノ客引き一件益々激烈トナリ、原町警察署ヨリ署長出張、之ガ予防ニ尽力シ、結果双方ヲシテ番頭ハ客呼びサセヌ事(女ハ宜シ)、双方トモ客ノ入ルヲ待ツノミナリ。其結果ハ比較的馬車ニ便利ナル栄壽亭ノモノトナラシ」と記載されている。さらにこの青馬車赤馬車紛争について

ては、当時吾妻温泉軌道の支配人だった柳田河三郎が大正二年三月下旬から十二月までの間、この仲裁のため奔走していたことが、その日記に記載されている。四月四日には「四万温泉馬車会社紛騒事件和解仲裁方ヲ柳田支配人ヨリ井上郡長及新居署長ニ依頼セリ」とある。

さらに同じ田村辰雄の四年五月十五日の日記には、「四万馬車経営ニツキ従来ノ四万青馬車トノ悶着客易ニ定マラズ。益々紛争ヲ極ム。誰カ中立ノ人ナキヤ。四万ノ馬吾妻ノ馬一大奮発片付ケタキモノナリ」と記載されている。そして六月十一日には、「四万温泉田村旅館対関、軌道問題ハ今回佐々木潔中裁ノ勞ヲ取リシモ、田村依然軌道ノ無法ヲ難ジテ、或ル重要条件ツキナラデハ応ジカネルト通知シ来レリト。軌道モ確カニ横暴ノ処置ナレドモ此際断然平和ニ向ワレル様ニシタキモノナリ」と。この青馬車赤馬車との対立紛争は大正前期の馬車時代を通じて引続いていたが、上毛新聞六年八月十二日付に、この件の記事が掲載されている。

四万温泉行きの青馬車は渋川町に於て高崎電車と連絡を取り浴客を吸集しつつあるに對し、赤馬車は前橋電車と連絡をとり浴客をとりに勉める所あり。互に嫉視競走の姿なるが……」として両馬車の事務員が九日正午過ぎ乗客の奪合より烈しく衝突し互に口論の果つかみ合を始めた。

また中之条町の旅館も草津温泉旅館と提携して草津温泉行の浴客を宿泊させ、馬車を仕立てて輸送していたことが、錫屋の田村辰雄大正二年の日記からうかがえる。当時の様子について、

六月二十一日「昨日午後馬車ニハ草津行客六人許リアリテ仲々景氣付キシモ、時モ時トテ長統キスベキ筈ナリ。今日ハ朝カラ迄唯一人、馬車屋悲観モ無理ナシ」。二十三日、交通開ケテ行人多ク町ハ益々繁カランナレド、実ハ反対ニ途上宿ハ客返ツテ少ク、宿屋ハ上ツタリノ窮状ナリ」。七月十日「今朝草津行四人アリ、竹野屋二人、トニカク支店ヲ出シタ

オカゲニハ幾分カナリトモ草津行御客泊リタレバ、之デ少シハ我慢出来ルナランモ、損ト知ツテ永統ナリガタシ。之ヲ永統キデキザルベシ」。そして七月二十九日、「今朝珍シク草津行満員、然カモ竹野屋二十五人、聞ケバ昨日ノ一番草津行馬車ニ間ニ合ヒン客ヲウマク説キ伏セテ一泊セシモノト云フ。斯ル不正ヲナス故ニ草津行ハ年々減ズル訳ナリ」。

さて大正五年（一九一六）三月に設立された四万馬車合資会社は木暮雄平・蟻川七郎次・佐々木潔等を中心にして、新たに遠藤定吉を支配人として発足した。前から引続いて中之条と四万温泉、沢渡温泉間に乗合馬車を走らせていた。当時の乗合馬車の諸状況を蟻川潔所有の「資料綴」によって述べておく。

① 乗車賃

小人	大人	中之条町～四万温泉		中之条町～沢渡温泉	
		高等車	普通車	高等車	普通車
往復	片道				
		四〇銭	三〇銭	三五銭	二五銭
			五〇銭		

大人区間乗車賃

一〇銭	一〇銭	一〇銭	一〇銭	一〇銭	一〇銭	一〇銭
中之条 上折田	上折田 下沢渡	下沢渡 君之尾	君之尾 駒ヶ岩	駒ヶ岩 秋鹿	秋鹿 四万温泉	四万温泉 上沢渡

その後、乗車賃改正は、六年六月、六年九月、七年一月、

九年一月と四回行われた。九年一月には、中之条～四方

間、大人片道高等車二円五十銭、普通車は一元二十銭、賃

切高等車十五円、普通車十二円となった。一区間乗車賃二

十銭となる。

② 馬車 高等車六人乗六台、普通車十二台（十人乗十一台、六人乗一台）馬匹九頭、車体は四輪車、木製塗装、屋根麻布製、但し高等車は黒羅紗ゴム引製の屋根。

大正二年当時吾妻軌道会社の専務支配人だった柳田阿三郎の日記をみると、この年の馬車交通についても詳細に記録されているが、馬車関係の従業員も運転手、車掌、車掌見習はじめ馬丁、鍛冶、鍛鉄師及び獣医など多数を雇用していた。そして馬匹購入調達には県内はもとより遠く福島県などにも出張していた。ここで大正前期の吾妻軌道会社の乗客馬匹車輛等の状況をあげておく（第7―52表・次頁）。車輛は客車三一、貨車二八、馬匹は五〇頭前後であった。乗客数は年間で、四年四万二千九百人（一日平均百十七人）、六年五万七千七百人（一日平均百五十八人）と、二年間に相当ふえていて、一日平均では四十一人増と伸びている。他の二会社とくらべて客車数貨車数ともに一番多かった。大正前期の軌道馬車についての思い出を、関運蔵（明治四十三年生）は次のように述べている。

馬車は八人乗りは馬一頭引き十人か十二人か覚えはないが、それは二頭馬がレールの両側を並足で目をかくしてバックバックカ走る（四万行は馬一頭引きレールなしの道路を走ったと思う）。伊勢町軌道会社（今の亀やガソリンスタンドの所）を出発した馬車は、只今の小野上小・中学校西前辺りに中帳場（馬替場）があり、そこで馬を替えて渋川へ行く。又渋川からきた馬車は中帳場で馬を替えて伊勢町へ飛んでく

また中之条町西中之条の岩崎志づ（明治四十一年生）も、同じ馬車の思い出を色々と述べてくれた。大正四年春休

私は子供の頃市城のさいかち辺かち小野上の中帳場まで軌道馬車に乗った記憶がある。歩かなくもいいのだというので乗ったが、子供心にとまらなければこまる、馬が暴れだしたらどうしよう、目がまわるような気がして歩く方がいいと思いいながら乗って行った。下りてから楽なものだと思った。遠い昔の思い出である。

第7—52表

				吾妻軌道 会 社	利根軌道 会 社	緑野馬車 道鉄会 社
客 車	大 正	4		31	20	7
	"	6		31	16	3
貨 車	大 正	4		28	20	—
	"	6		28	19	—
乗 客	大 正	4		42,878	58,302	101,040
	"	6		57,670	8,924	105,790
馬 匹	大 正	4		50	53	19
	"	6		48	90	17

(資料) 各年次群馬県統計書による

県内の他の二馬車鉄道：利根軌道株式会社は沼田—
渋川間、緑野馬車鉄道株式会社は、藤岡新町間と藤
岡—鬼石間を走っていた。

みに高等二年の長兄に連れられ、父の郷里勢多郡横野村
宮田に行った帰りに、鯉沢から鉄道馬車に乗り、途中で
馬が動かなくなった。「宮田のおばあさんから貰ってき
たお節句のおもちを、兄が馬にやり、馬はおもちを食べ
ると又歩き出しました」と述べているが、大正初期のの
んびりした話として面白かった。こうして馬が動かなく
なることも度々あった。

人力車の減少と自転車増加 明治期にくらべると、
人力車交通時代は去ったためか年毎に減少していった。
東吾妻地区では大正二年には営業三五人、人力車数三八
台、挽子三八人が六年には営業者二六人、人力車数二六
挽子二六人と減少にむかった。明治後期の中心の乗物で
あった時代にくらべると、大正の人力車は、いささか斜陽化していった。これに対して明治時代には僅かに一部の町村民
だけがもっていた新しい自転車は、大正時代に入ると急速にふえてきたことは前表に示す通りである。かくて一般町
村民が広く自転車を利用するようになった。祭には余興として各地で自転車競争が行われるし、男子青年たちのうち
では自転車による遠乗りなどをするものも現れた。明治期の草競馬に代って、大正期には新しい自転車競争になった
のである。吾妻地方における自転車の状況をみると第7—53表から、西吾妻ではまだ販売業者も賃貸業者もなく、利
用者も四年頃までは十台前後で、六年頃から急にふえはじめている。東吾妻では四年頃にはすでに百台をこえていた

第7-53表

		自転車 販売業	自転車 貸業	自転車 台数
大正2	妻 吾 東 妻 吾 西	3 —	3 —	67 9
大正4	妻 吾 東 妻 吾 西	3 —	3 —	117 16
大正6	妻 吾 東 妻 吾 西	6 —	— —	333 48

(資料) 各年次群馬統計書による

し、六年には急増して三百台以上になった。このように大正前期においては吾妻も東部西部では自転車利用で大きな格差があった。大正二年(一九一三)八月当時の中之条町の自転車流行の様子について、「自転車流行ハ驚クバカリ、魚屋デアレ青物屋籠屋ハ申スニ及バズ大工マデガ自転車トハ一寸、誰モ驚ク外ナシ、拙者モ流行ニ追ハレテ松谷荒神様マデ遠乗リス」と述べている(田村辰雄日記、八月十六日)。しかし町と村とは大きな差があつて、沢田村山田などでは大正十一年(一九二二)頃には、まだ貸自転車の会(愛輪会)によって少数者だけが利用している状況だった。山田実なども渋川ぐらい迄は、よく自転車を利用していたことが、その日記から知られる。山田日記によると

大正四年(一九一五)十一月十三日、「自転車で前橋を午後三時半出発、最大速力を出して渋川まで四十五分を要し、又頑張つて中之条迄来たら四時半だった。この脚力は偉とすべきである」と自ら述べている(三十五才の時)。また大正十

三年(一九二四)三月二日には朝七時三十分上野発、渋川着午後一時、自転車にて一時二十五分渋川四ツ角を出て中之条に三時十五分に着いている(渋川々中之条所要時間一時間五十分)

自動車導入の試み さて大正前期の青馬車赤馬車時代から大正末期になって自動車時代に入るまでの間に、町の有志によつてタクシー営業が試みられたこともあった。鍋屋の田村辰雄日記によると、大正四年(一九一五)六月上旬に東京麻布の谷村清衛伊達秀三が自動車運転開始の計画を以て米国製キャデラックを操縦して試運転に来郡し、草津温泉や四万温泉など各地を乗り廻したが、その時の様子を田村辰雄日記から拾つてみよう。

三 交通運輸と通信

つけた。随分犠牲を払って努力したが、当時はまだ利用者が少く営業としては成り立たず、やっと震災当時までは続けたが、震災によって東京の安



大正初期の中之条町に自動車（タクシー）が走る
（大字中之条鍋屋旅館附近）

六月八日「本日自動車草津ヲ一時ニ出発シ、午後四時半中之条着、都合ニテ四万温泉行、色々相談アル由、実ハ内々田村茂三郎方ニユキ、自動車運転開始ノ計画ナリ、草津ハ全員ノ都合ニテウマクマトマリツカヌ様ナ形勢アリ」

六月十二日「草津行自動車一件、今朝草津側一人ダケ中之条ニ来リ牧謙治氏ト談判スル由ナリ、談判ノ都合ハ至極円満ナル交渉ノ如クニシテ結局草津ハ金銭サヘ出サズニヤル仕事ナレバ大賛成トノ事ナリ」

この自動車運転計画は結局失敗したが、この時のことだろうが、山田実日記には、四年（一九一五）六月八日「自動車が初めて折田の道を通るとて人々大騒ぎで見に出た」と記録している。また七年（一九一八）には、田村辰雄の旧友の林重助が自動車二台でアジャ貿易商会出張所の看板をさげ、鍋屋の西側に車庫をつくり自動車運転を開始している。その間の事情について田村は、「青馬車赤馬車時代には伊勢町の軌道会社から中之条までは御客が徒歩だったので、大字中之条の発展を考えて客を運ぶためのタクシーに目をしては成り立たず、やっと震災当時までは続けたが、震災によって東京の安



大正中期の自動車（タクシー）営業所
（アジャ貿易商会自動車東部吾妻出張所、
大字中之条鍋屋旅館）

第7—54表

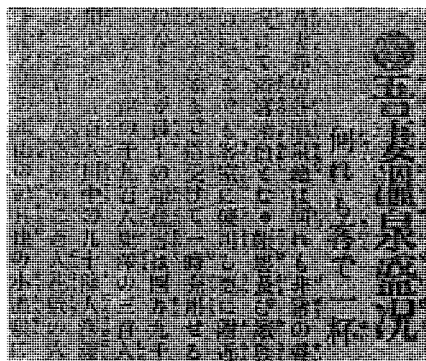
(四万温泉・沢渡温泉・大正1～6年)

		大正1年 (1912)	大正2年 (1913)	大正3年 (1914)	大正4年 (1915)	大正5年 (1916)	大正6年 (1917)
四万温泉	温泉宿数	4	4	4	4	4	4
	浴客数	66,505	88,120	77,123	69,447	104,326	123,834
沢渡温泉	温泉宿数	4	4	3	3	4	4
	浴客数	9,133	4,865	7,239	5,192	5,641	4,416
川原湯	温泉宿数	4	4	4	7	7	7
	浴客数	19,601	19,203	18,141	17,574	26,222	32,310
草津	温泉宿数	70	68	71	75	74	73
	浴客数	56,661	136,523	116,898	103,881	146,986	160,575
伊香保	温泉宿数	33	33	33	33	32	32
	浴客数	207,082	225,556	213,187	196,646	267,263	305,370

(資料) 各年次群馬県統計書による。各年次8月末現在宿数、浴客数は延人数

否を気づかった運転手が自動車で逃げ去ってしまった」と語っている。

温泉客の往来 大正前期の交通の動きと併せて吾妻溪谷に入来する当時の温泉客の出入状況をみておきたい。第7—54表によると、各温泉ともに大正三四年は浴客数が前年よりも減少しているが、沢渡温泉を別にして、大正に入ってから概ね浴客数がふえ続けていた。特に大正五年(一九一六)年以後には急増している。四万温泉では明治四十二年(一九〇九)の五一、六二二人であったが、大正二年(一九一三)には八万八千余人にふえ、さらに五年すぎには十万人以上になった。草津温泉では大正に入ると早くも二年には前年浴客数より倍増している。沢渡温泉では四十二年五、二三八人であったが、大正元年(一九一二)には九千人と浴客数の膨張をみたが、その後浴客数は停滞しつづけていた。参考として伊香保温泉の浴客数をみると、大正前期には毎年二〇万人をこえていた。当時の温泉宿の数をみると、四万沢渡温泉は各々四軒であった。大正前期の吾妻温泉への往来は、すべて中之条町を起点に、こ



大正期の夏の吾妻温泉場の盛況
(上毛新聞 大正 6.8.23)

れを経て各温泉へ馬車によっていたことは前述した通りである。大正六年（一九一七）には郡内各温泉の浴客数が急増した年であったが、この年の夏の吾妻温泉の盛況について、上毛新聞は八月二十三日付で、次のように報じている。

吾妻郡各温泉地は何れも非常な盛況にて浴客満員となり、帳場家族の寢室までも客室に使用し、更に附近の素人家まで借受けて一時充用せる程なりしが、日下滞在客四万九千三百人、草津の千九百人……沢渡の二百五十人……殊に四万温泉の発展実には驚くべきものにして田村、関善、山口、鐘鐸館の各旅館にては客室の増築をなし尚収客し切れざる有様にて、浴道は之等の避暑湯浴客にて賑はひつありと。

荷馬車同業組合員の共済会 大正時代になると、商品貨物の輸送は主と

して荷馬車を利用するものが多かったが、吾妻東部の荷馬車による輸送従業者たちの間に大正五年（一九一六）に共済会がつくられたことは注目してよい。この同業組合員共済会規定によると、共済を行う方法は、(イ)馬匹の死亡負傷及疾病 (ロ)組合員の死亡廃業及病氣休業としている。そして共済会の贈与金額は三円以上十円以内として、贈与金額の標準は三年以上、五年以上、十年以上の営業年限によって区別されている。そしてこの共済会は毎月一人五銭の払込みをしている。一人で一台以上荷馬車を使役する場合には、その台数に応じて払込金をすると規定している。さてこの共済会の設立当時の主な役員をあげると、会長蟻川賢次郎、副会長中島金五郎、委員関長十郎、塩谷円次、小板橋弁次郎、高山市平などであった。

(2) 大正中期の交通機関

馬車時代から電車時代へ、大正時代も中期になると馬車交通から電車交通になった。と同時にまた新しく貸切自動車も入ってきた。第一次世界大戦後の好況の訪れに伴って温泉地も活気を呈し、外来の浴客の往来も明治時代にくらべると頻繁になった。のんびりしたテト馬車やチンチン電車のほかに、貸切自動車を利用する新風が当時から次第に吾妻温泉郷にも流れ込んできた。これは時代の動きの速度が馬車風から自動車風に変化してきて、大正的な穏かさ・

のんびり調から昭和の現代的なスピード調に移行する動きの反映であったともいえる。産業の賑盛による物資の交流と、これに伴って町の内外にわたる人の動きも漸くはじまった時期であった。

馬車交通の草分けだった吾妻軌道株式会社が、馬車営業による順調な伸長によって、大正七年（一九一八）からは資本金を十五万円から二十五万円



吾妻軌道会社の電車計画
(大正 6.3.17 上毛新聞)



大正期の中之条一河川間の電車

（二千株）に増資して、電車軌道計画にふみきった。また四万馬車合資会社の方も大正八年（一九一九）七月から馬車のほかに自動車営業をも開拓していった。そして大正中頃の七八年が、まさに転換への好機で

もあって、これを捉えて一つは電車へ、他は自動車（タクシー）へ進出していった。

吾妻軌道の電車計画 この計画は大正六年三月十七十八両日の上毛新聞に詳細が報ぜられているので、つぎに、その要点だけを示しておく。

「軌道は在来のまま即ち軌條十八磅軌間二呎六吋とし、屈曲若くは勾配の箇所に多少の改正を加へ、之に電車路線を架設して小型の電車を運転するものとす。故に多額を要するに及ばずして容易に動力に変更することを得べきなり」として、岩手県花巻電気株式会社的方式を採用して、はじめから大規模の計画をたてずに電車に切替えてゆくとした。電車化する成果として、運転時間の短縮、鉄道馬車では渋川より中之条迄二時間四十五分、中之条から渋川間二時間十五分を要したのが、電車になると上下とも運転時間一時間三十分で、これを實現するための工事費七万二千元としていた。この電車軌道工事が完成して日向道に電車が開通したのは九年（一九二〇）十一月三日であつた。その間の経過について上毛新聞から二三を掲げておく。

さらに将来計画までをかがけている。

馬車の約半分時間で到着する。上下運転時間差がなくなる等の便がある。乗客の増加運転時間の短縮により温泉地の浴客が増加し繁昌しよう。特に草津温泉へは便利になり、今迄八割をしめていた沓掛廻りの客が中之条廻りにならう。貨車の増加、今までの軌道馬車では貨物積載量は一噸未満で運送馬車と同量のため常に競争の立場にあつた。電車になれば積載量はふえ電車の方が独占するに至らう。副業の収入電燈事業の拡大、電車開通後の電燈は副業として最も有利とならう。

七年三月八日付には、「中之条渋川間動力變更出願中であるが、三月五日には測量完了す」。七年十二月十二日付「輕便電車への變更願は近く許可さるべきを以て軌道改修工事は八年一月早々着手予定」

四万馬車の自動車営業開始 大正五年三月創立以来乗合馬車を営業してきた四万馬車合資会社は、八年（一九一九）七月から自動車営業をはじめた。当時の自動車営業の状況を見ると、車輛は米國製スチールドベーカー新品一台五人乗、路線中之条（伊勢町）～四万間で、営業時間は午前六時～午後六時迄、料金は大人三円小人一元五十錢、回

数は中之条発三回（十時、二時、四時）四万発三回（六時三十分、十二時、三時）、貸切りの方は米国製フォード（五人乗）を使った様である。これは四万へ十五円、前橋へ二十五円、渋川へ十八円、伊香保へ二十八円、四万温泉へ十五円、草津町へは三十円であった。なお中之条へ四万間における中之条を起点とした乗車賃を示すと、

中之条へ折田 六十銭、へ下沢渡 一円二十銭、へ君の尾 一円八十銭、へかま平 二円四十銭、へ四万 三円

この自動車営業への進出が会社の経営発展の契機となり、十三年（一九二四）六月には渋川までの路線を拡大するに至った。

大正期の筏輸送―吾妻水運木材組合の成立 この大正時代になると江戸時代以来の吾妻川を利用した筏による物資輸送の水運業も終末期であった。大正八年（一九一九）十一月に吾妻川筏下材木業者によって吾妻水運木材組合の定款がきめられ、十年四月から行われた。主もな役員をあげると、組合長大塚丈七、副組合長唐沢本平、幹事神保寛五郎、小野塚熊吉などで、郡内木材業者ははじめ沿岸の小野上村、金島村、長尾村、駒寄村、渋川町及び前橋市の木材業者たちも加入していた。筏一枚（長さ三丈巾六尺五寸厚サ一尺二寸）で筏一枚（ト定ム）についての運賃をあげておくと、

郡内各地ヨリ前橋市迄ノ運賃ヲ以下ニ示ス。岩島村、岩下岸	四十四銭。筏組ミ乗リ河岸地代其代諸材料負担デ、尺一本
ヨリ五円八十四銭、原町田辺ヨリ四円七十一銭、原町東橋ヨ	ニ対スル賃金ノ標準ハ、山田川河岸から前橋大渡河岸迄、杉
リ四円四十一銭、中之条町山田川ヨリ四円三十四銭、伊勢町	角六十八銭、杉丸太八十銭、松角八十四銭、栗角一円ト定マ
ヨリ四円十九銭、市城村ヨリ四円一銭、東村五丁田ヨリ三円	ツテイタ。

なお一町三カ村関係の組合員数を示すと、中之条町十四人、沢田村十一人、伊参村四人であった。

温泉客の到来の盛況 交通機関の発達と戦後の好況とによって、この時期には温泉客の往来が一段と活況を呈した。その状況を第7―55表でみると、九年を別にして四万温泉は年間十二万人以上の浴客が入り、特に十三十四年に

三 交通運輸と通信

第7—55表 温泉浴客数（四万・沢渡温泉・大正7—12）

	大正7年 (1918)	大正8年 (1919)	大正9年 (1920)	大正11年 (1922)	大正12年 (1923)
四万温泉	124,289	121,160	26,107	138,350	143,677
沢渡川 "	5,523	4,638	646	12,167	6,737
原湯 "	31,629	27,842	2,523	20,744	18,406
草津 "	109,705	238,871	45,744	172,857	171,524
伊香保 "	354,541	346,345	79,829	241,030	246,975

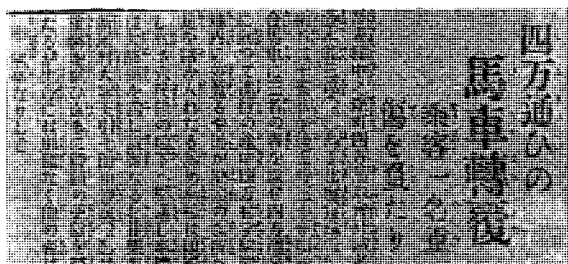
（資料） 各年次群馬県統計書による

は十四万人前後にまでふえていた。沢渡温泉も前期よりも幾分づつか浴客がふえる傾向を示した。この中期の温泉の様子について、八年六月九日付上毛新聞によると、

吾妻郡四万温泉は三四月は地方一般に
景気よかりしたため、例年に比類を見ざる
程浴客激増し、山口館鐘壽館柏屋関善田
村の各旅館は京浜及地方の浴客にて殆ど
満員の盛況を呈したるが、五月に入り養
蚕の季節に入ると共に漸く減少して目下
四百を超えず……

また盛夏に向う温泉客入来の好機にそなえて吾妻軌道では、六月十一日より湯治客のため軌道馬車を数回増発していた。四万温泉は七年は八年よりも浴客が多い年だったが、この年春の状況について、三月二十一日付上毛新聞では、「吾妻軌道馬車及中之条より四万に至る馬車は日々三台或は四台を以て三四回往復をなし満員の有様にて、各旅館には現在百名の浴客が滞在し、十数年前における盛夏の如き盛況なり」と、そしてこの年の夏七月には、「浴客日々三百余名に達するの盛況を呈しておれるが、目下の滞在客は……四万温泉の千三百名沢渡温泉百五十余名……」と記述している。

交通事故の発生 馬車や自動車などの往来が頻繁になるに伴って、自然に交通事故も発生した。八・九年の上毛新聞には時折こういう事故の記事が目につくが、二三の事例をあげておく。



馬 車 転 送 (上毛大正9.4.17)

① 八年八月三日付「一日午後二時四十五分、乗客十二名を乗せた四万馬車が澤田村四万字かま平進行中、断崖より墜落、破壊した車台の下になり乗客五名重傷を負い人事不省となる」

② 九年四月十七日付「十五日午後五時三十頃分四万馬車の

乗合馬車が三人の乗客をのせ、四万温泉に向い進行の途中、四万村字駒岩にて馬が缺壊場所に足をふみ入れたため、車体顛覆高さ一丈の堤下に墜落し、車体破損乗客一名重傷を負い医師の手当を受けたるが生命には別条なく」

(3) 大正後期の交通機関

自動車時代への移行期 馬車にはじまった大正期の交通も中頃には電車自動車が現われてきたが、震災後の大正後期から末年近くなると、交通機関も次第に自動車時代に入りはじめた。乗合馬車は減じてきて、大正二年（一九一三）町に二十台あったものが、十四年（一九二五）には僅か九台に減った。代って自動車が町に二十台以上にもなっていた。大正初期にはその姿さえみられなかった自動車が、大正末年近くには自動車の営業が現れるまでに発展した。人と貨物の輸送に自動車が営業用として成立しはじめたが、まだ乗合タクシー時代で、主に温泉客の輸送に利用されるだけであつたし、貨物輸送のトラックも当時はまだ僅かで、商品物資の輸送にはまだまだ荷馬車が中心だったのである。人の輸送に乗合バスが入って広く地元の人々にも利用されるようになるのは、昭和の新時代になってからである。かくて大正後期における交通機関の状況は、やがてくる本格的な自動車時代の前夜としての過渡期であつて、一部の人々の自動車利用はみられたが、なお明治四十年代からの馬車人力車も動いていたし、当時電車が地元の人々

にとつては渋川と中之条間をつなぐ第一の交通機関の役割をもっていた。それに自転車、汽車が漸く地元住民の日常生活上では欠くことのできない便利なものになり始めていた時であった。

四万馬車会社の自動車路線の拡大 大正終期の十四五年当時に自動車営業をしていた会社は四万馬車合資会社と群馬温泉タクシー株式会社であった。大正八年七月自動車営業を始めた四万馬車は、はじめ中之条と四万間を走っていたが、十三年（一九二四）六月には中之条と渋川間の日向路線と日蔭路線の営業もするようになった。当時の会社代表委員は木暮雄平から蟻川七郎次になっていた。その営業をみると、(イ)車輛は米國製フォード十台（乗客五人）、(ロ)営業時間は午前五時と午後七時、(ハ)乗車料金は渋川と中之条町と渋川（日向道）一円二十銭、日蔭道一円五十銭、二路線の沿線各地の乗車賃をみると、日向線は一区間大人十五銭で渋川迄八区間だった。日蔭線は渋川迄五区間で、一区間三十銭だった。(ニ)発車時間は渋川駅着車ごとに渋川発、中之条発は渋川駅発車にならって同時刻に中之条より発、さらに同年十月には沢渡温泉までの路線の自動車営業をも実施した。その内容は(イ)車輛は米國製フォード二台（五人乗）、(ロ)営業時間は午前五時と七時、(ハ)乗車賃は大人片道五十銭、(ニ)運転回数は二往復であった。

四万馬車から四万自動車へ ①四万自動車会社の人と組織 八年以来四万沢渡温泉路線から渋川（日向日陰両道）路線へ自動車営業を拡大してきた四万馬車合資会社は、大正十四年（一九二五）には愈々馬車会社から自動車会社へ、そして合資から株式の本格的な会社へ組織変更する時期に達していた。かくてこの年六月三十日に四万自動車株式会社の創立総会が開かれ、資本金二十五万円の自動車（並に乗合馬車）運輸中心の本格的な株式会社が成立した。社長には吾妻銀行から田村喜八を迎えた。当会社の人や組織について、当社の「会社組織書類綴」（蟻川潔所有）によってふれておこう。

当社の設立は四万馬車合資会社の代表委員蟻川七郎次が中心となり、新会社設立の發起入会をつくり、大正十四年一月二十八日会社定款を作成している。当社の株式は一株五十円、総株数五千株とし(第六条)、最初四分の一払込みをして(第七条)。役員は取締役一〇名以内監査役五名以内と

し、取締役は百株以上、監査役は五十株以上とした(第十八条)。株式所有は、五千株中、發起人引受株数三四〇〇株、その他株主一六〇〇株であった。

会社の役員及びその株数をあげると、次の通り。

役 職	役 員 名	株 数	役 職	役 員 名	株 数
取 締 役	田 村 喜 八	一〇〇	取 締 役	木 暮 雄 平	一〇〇
"	佐々木 潔	一〇〇	"	遠 藤 定 吉	六五〇
"	蟻 川 七 郎 次	六五〇	監 査 役	関 善 平	二〇〇
"	菅 谷 勘 三 郎	二〇〇	"	猿 谷 倉 之 進	八〇
"	町 田 崇 山	一〇〇	"	福 田 六 右 衛 門	一〇〇
"	田 村 茂 三 郎	一、六〇〇	"	田 中 省 一 郎	二〇〇

当社はその成立の経過から四万馬車合資会社の自動車営業の新段階に即応した発展的解消による株式会社として、企業組織の拡大強化を目的とするものであった。従って新組織の会社重役には四万馬車時代の代表委員三人(蟻川、木暮、佐々木)、特に蟻川七郎次遠藤定吉を主軸として、四万温泉旅館の田村積善はじめ猿谷田村(八)等が中心であった。これに当時の県会議員菅谷、田中と中之条町長町田崇山、沢渡温泉丸本の福田六右衛門等をも加えて、吾妻地方における有力な企業として発足した。なお当社の株主の地域的分布をみると、中之条町沢田村をはじめ原町太田村東村等の当社の自動車営業路線に関係する各町村の有力者たちを株主としていた。社長に就任した田村喜八は創立

総会のあった六月三十日の日記に、「創立総会に於て取締役社長に推薦せられ辞する能はず、やむをえず就任することとなりたり」と述懐している。田村は長く吾妻銀行の重役支配人をしてきた銀行家で、桑原竹治郎をつぐ次期頭取を予定されていた（十五年一月二十二日総会で頭取となる）。この年一月には二期目の中之条町長を辞任していた。既に町長郡会議員県会議員等の政治歴も重ね、何よりも銀行家産業家及び地方政治家として大先輩であった。なかんぐく当社の発起人代表格の蟻川七郎次とは銀行を通じて兄弟関係の親しい間柄であって、田中木暮桑原去り、柳田なき当時に於ては田村の社長就任は当然だったのであろう。

②大正十四五年の四万自動車 新しく発足した四万自動車にとって、当時中心の交通機関であった電車との間の乗客の争奪が問題となった。当時の電車の経営は地元企業から離れて東京電力会社に移っていた。従ってこの件については東京電力側と書信による連絡や時に上京交渉等も行われた。社長田村喜八の日記にも次のような記録がみえる。

十四年八月十二日「東京電力社より来書、電車客と自動車客との影響につきて、四万自動車と温泉タクシーとの協調なりて、電車客を奪取しつゝあるとの事実上の調査の件なり」とあり、翌十三日には、「東京電力社長よりの書状に対して返書を差出す」。

また温泉タクシー会社との間にも競争があつて、時折妥協や協定が行われている。従つて両社は早晚合同ないし合併を必要としていたが、これをめぐる動きが当時の田村（喜）日記にもみられる。

十四年八月二十三日 桑原竹治郎の仲介で、中之条銀行にて四万自動車側から田村（喜）、蟻川（七）専務、タクシー側から伊能が会し、合同案を双方より提示し、協定会を開くことに決した。

さて発足後の営業活動を見ると、渋川駅―四万温泉間の乗合自動車を四万馬車時代の十台から二十台にふやしている。十五年八月当時の渋川―四万間は大人片道二円六十銭になっていた。また二月十七日には、営業拡大のために原

町々川原湯間の営業路線延長願（米国製フォード号二台による午前六時半から午後五時迄の営業）を提出したが、これは群馬県知事より六月七日付で不許可となった。大正十五年（一九二六）七月九日知事許可による当時の乗車賃、及び同年十月八日知事許可による改正乗車賃と発車時間を示しておく

- (イ) 乗車賃（中之条町を起点として） 中之条～四万間 上折田四〇銭、君の尾七五銭、駒岩一円一〇銭、秋鹿一円四十五銭、四万一円八十銭。中之条～原町～渋川間 新巻二〇銭、五丁田三〇銭、箱島四〇銭、祖母島五〇銭、川島六〇銭、金井七〇銭、渋川八〇銭。
- (ロ) 時間表

	中之条発	四万発
	午前 9.30 10.30 11.00 午後 1.00 3.00 4.30	午前 6.30 10.00 午後 12.30 3.00
中之条～四万間		

	中之条発	渋川発
	午前 7.20 8.20 9.50 11.50 午後 1.20 2.50 4.20	午前 6.20 8.19 9.53 11.41 午後 1.51 5.09 8.12
中之条～渋川間		

十五年五月十八日の田村（喜）日記には、「四万温泉田村外二人来条し、自動車賃金値下げの件につき協議す。協定は渋川～中之条 八十銭、中之条～四万 一円八十銭」とある。

創立二年余をへた大正十五年八月の会社営業状況について、田村（喜）日記には「十三台の自動車全部活動し、八月一日以来平均七百円の収入を算しうる好況なり」（八月十五日）との記録をみても順調な発展を上げていたことがわかる。そして大正も終る十二月二十日には温泉タクシー会社との合併もほぼ円満に協定ができ、翌年の昭和二年（一九二七）一月十四日には前橋にて契約調印が行われた。

第6—56表

(四万・沢渡温泉 大正13~15)

	大正13年 (1924)	" 14年 (1925)	" 15年 (1926)
四万温泉	87,297	211,632	87,412
沢渡 "	5,105	5,923	3,942
川原湯 "	13,791	24,959	10,275
草津 "	142,847	183,478	49,600
伊香保 "	196,404	225,037	153,017

(資料) 各年次群馬統計書による

③大正期の自動車の種類 他方町にもう一つの自動車営業会社として群馬温泉タクシーがあったが、本社は東京小石川区戸崎町、営業所は大字中之条九六二番地であつて大正十三年(一九二四)二月一日開業した。社長都築保巳(東京)で、渋川中之条間と中之条川原畑間の路線を走っていた。十四年の自動車の状況をみると、フォード車四、シボレー車四計八台、各々幌型五人乗であつた。同年四万馬車の自動車は、フォード車六(五人乗二、七人乗二、九人乗二)、シボレー一(七人乗)、ヘッドソン二(七人乗)、ビュック一(七人乗)、オーブランド一(七人乗)など計十一台であつた。翌十五年には四万自動車は十五台にふやし、群馬温泉タクシーも十台にふえた。十五年六月の自動車調査によると、温泉タクシーの車は、シボレー五人乗五、フォード五人乗四、オーブランド五人乗一、四万自動車の車は、フォード七人乗三、ビュック七人乗三、チャルマー七人乗三、ヘッドソン七人乗四、ハップ七人乗一、スクップス七人乗一、レキシントン七人乗一などであつた。

貨物自動車 当時は荷物輸送に自動車が使われはじめた時で、個人営業者二人の名がみえる。小坂橋弁次郎・樋田泰吉、その貨物自動車はいずれも大正十三年のフォード型一噸積載であつた。十四年八月には碓氷社中之条組がフォード型を購入、そして十五年十月には伊勢町水上常重郎がチェルマン型一噸積載一台を入れている。十四年の自動自転車(オートバイ)の所有者は町で四人、武田幸次郎小林盛吉茂木亀壽今井経雄で、武田はデハンス、小林はビーエツチェーを十三年(一九二三)から使用していた。

大正末期の温泉客の状況 震災後になると不況が少しずつ現われたが、温泉

客の動きにどう響いたろうか。十三～十五年の三カ年の年間浴客数の動きを第7—56表（前頁）に示す。これによると、十五年（一九二六）は各温泉ともに前年よりも浴客数が急減しているのがめだつ。特に草津温泉の場合の極端な減少はなにか。四万沢渡温泉についても、大正中頃的好況期にくらべると減少傾向にあったようだ。ただ十四年の四万温泉は二万以上で大正期を通じて一番多い年であったことは注目される。

自動車による交通事故の発生 乗合馬車時代の大正中期以来すでに時折交通事故が発生していたことは前述したが、その当時から早くも自動車の事故も発生していた。一つ二つの事例をあげておこう。

① 八年八月二日付「三十一日午前九時五十分頃、吾妻軌道（載）」

道の自動車数名の客を乗せて運転し、群馬郡金島村金井田中の堀地先を疾走中、子供を背負い歩行中の老姿を轢き、数カ所に重傷させ、人事不省に陥らせた上、自動車は客を乗せたまま田の中に顛覆破壊した（上毛新聞八年八月二日付掲）

② 田村喜八日記大正十五年八月十六日には、「太田村内新巻と小泉の中間泉沢橋より自動車転覆し重軽傷者数名を出したり、四万自動車系タクシーなり」の記帳がみられる。

3 郵便電信電話

(1) 郵便と電信の伸長

日露戦争後は諸産業の勃興、教育文化の進展に伴って、自ずから郵便や電信の取扱量は増大した。特に大正前期からの前期から中期にわたる好況と平和はその趨勢を一層促進させた。

郵便電信取扱量の増加 中之条郵便局の郵便の引受配達数、電報の発信受信数及び為替の払出払渡高等の大正前期（一九二二～一九一六）各年次別の推移を第7—57表に示す。①郵便の引受配達ともに大正になって増加するが、就

三 交通運輸と通信

第7—57表

(中之条局)

	郵便 引受数	郵便 配達数	電報 発信数	電報 着信数	為替払出高	為替払渡高
明治40年	125,948	192,783	2,745	3,594	円 40,907.907	円 20,547.129
大正1年	156,451	193,004	2,041	2,738	47,217.390	22,131.020
“ 2年	174,027	213,372	2,095	2,389	44,548.180	22,201.680
“ 3年	202,646	224,536	1,995	2,250	46,030.790	20,606.920
“ 4年	249,590	298,453	3,033	2,533	52,888.495	23,222.610
“ 5年	283,067	283,067	3,286	2,758	62,576.830	29,369.410

(資料) 中之条町郷土誌 (大正8年) 371~373頁

第7—58表

(大正4年)

	貯金人員	貯金額	一人 貯金額
中之条局	2,621	円 31,206	円 11,906
四万局	489	5,033	10,292
沢渡局	614	2,511	4,090
原町局	1,909	14,690	7,690
草津局	1,308	20,193	15,438

(資料) 大正4年群馬県統計書より

中三年(一九一四)すぎは急増している。はじめ郵便を受領する方が出ず方より相当量多かったのが、年々郵便を発送する方がふえてきて、大正五年には発送受領が同数までになった。これは中之条地方における住民の文化の向上を示すものであろう。②同じことが電報の発信受信数の推移にもみられる。大正初期の三年間は発信数が明治四十年(一九〇七)よりも減少していたが、四年五年と急増して四十年を上廻った、電報でも大正三年までは発信より受信の方が多かったが、四年五年(一九〇五~六)発信数の方が多くなる。これはそれだけ当地方の会社銀行諸団体はじめ住民たちの生産や生活の活動が迅速化してきたことの反映であらう。さらに中之条四万沢渡の三局はじめ原町局草津局の郵便貯金の状況を第7—58表でみると、やはり中之条局が郡内で一番貯蓄人数、貯金額が多い。沢渡局は郡内で一番少額、一人当りでも最も

低い。

大正初期の四万郵便局 さて大正初期の三、五年頃に四万郵便局の事務員をしていた吉田篤繁（旧名久田村大塚、数え七十八才）は、当時の四万局関係のことについて、次のように語っている。

当時の局長は、前県議関善平さんの祖父さんで、局長代理が関県議のお父さんの関環三郎さんでした。四万局の取扱区域は貫湯平湯原までで、四万市内の配達が一日二回、市外は一回だった。局員は、秋田県の人族だという男と私の二人だけでした。局舎は新湯に大沢屋という酒屋があるが、そこでした。配達には柏原貞重さんという人、電報配達のは受持は、今朝さんという局の合間には牛を飼っていて乳など搾っていた。四万局から毎日規定の時間に中之条局へ出頭し、四万局向けの郵便物を受領して、四万局に帰る通送係は二人で、私

の家の近所の吉田代五郎さんは、私が四万局に勤めた時にはもうやめていて、その代りにやはり大塚の関岩吉さんという人でした。通送車は大八車ほど頑丈ではなく、型は割合に大型だが、もっと軽そうな、郵便物を積込んで走っても、紛失のおそれのないように格子に組んだ箱を車の上にのせ、その上に綱を被せた特殊な手挽き車でした。片道四里八町の道を四時間と十八分で帰着しなければならぬというきびしいものでした。

郵便物の輸送 ところで、大正初期の渋川方面への郵便物の輸送について、伊参村郷土誌（明治四十三年）をみると、「吾妻軌道ができて郵便物の通送が迅速化して新聞も其日のものが配達されるようになった」と述べてあるが、このことは柳田阿三郎の大正二年（一九一三）の十一月十六日の日記によると、「本日ヨリ郵便物運搬開始」とあって、大正初期には吾妻軌道会社の軌道馬車によって郡外との郵便物の出入がになわれていたことがわかる。吾妻郡における吾妻軌道による交通革命は、また吾妻の人々にとって新しい外来文化の導入を迅速化した精神革命にもつながる役割もはたしていたといつてよい。また同じ柳田日記から、十二月十六日には「降雪ノタメ中之条及渋川発午後四時双方トモ中止……郵便物ハ駄馬ニテ輸送ス」、翌十七日に「午前三時中之条発車ハ円太郎馬車ヲ以テ郵便物ヲ

輸送ス」という郵便物輸送の記録がみえる。

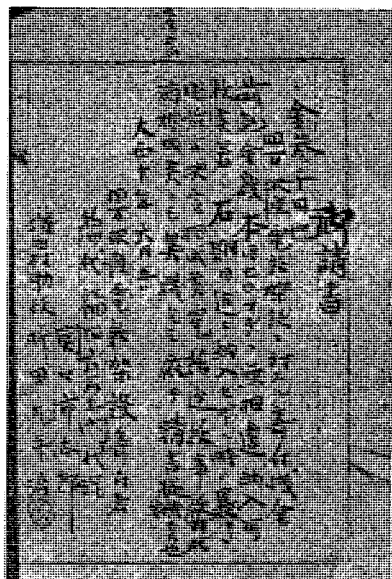
そして交通機関の発達に伴って郵便物の通送もまた変遷するが、九年軌道馬車から電車への転換によって郵便も電車輸送に変わった。

四万郵便物の自動車通送 大正前期には四万局の郵便物は、毎月一定時間に係員二人が中之条局まで出頭受納して、通送車で四里余の道を四時間以上もかかって運びあげていたが（吉田篤繁談話）、大正後期に入って乗合自動車 が定期に中之条―渋川間を往来するようになる、自動車による通送に変わった。四万自動車によって、大正十四年（一九二五）十月二十一日から実施された。毎日上下便各二回の自動車通送の請負が東京通信局との間に締結された。これによって四万温泉はじめ四万局管内の郵便物の配達にさらに迅速化した。

(2) 電話の導入と普及

中之条局の電話の普及 明治も四十三年（一九一〇）になって、はじめて中之条郵便局に電話が入ったが、一般町民の家に電話が入ったのは大正期になってからである。四十四年に郡内各町村の特設電話がはじまると同時に、一般町民への電話の加入を三十三口ほど獲得した。これにもとづいて、まず大正元年（一九一二）に九、二年三、三年二、四年一と架設されていった。六年には一度に十二口が架設された。大正初期からの産業と交通の状況による会社銀行及び商店の発展に伴って、外社会との通話交換の必要から、町の主な家々商店などにも相次いで電話が入っていった。当時の市外電話の状況について、鍋屋旅館の田村辰雄は大正二年八月十三日付の日記に、「東京ニ電話ヲカケシモ仲々出ズ、漸クノコトデ通話出来タラ三時間モカカッテハ閉口ナリ」と述べている。今日のダイヤル直通電話の時代と対比すると、昔日の思いである。

大正中期の七年（一九一八）には電話が六十一番までふえた。さらに大正十四年（一九二五）には七十八番になっ



東京通信局からの文書に対する
沢田村・四万沢渡電話架設同盟
の連名による請書。(大正10.6.5)

た。こうして大正末には町の主な商店には電話が導入するようになった。大正前期における中之条局からの市外電話料は次のようであった。

東京三十五銭、渋川十五銭、前橋二十銭、高崎二十銭、伊香保十銭、沼田十五銭、安中二十銭、草津十五銭、長野原十五銭、原町五銭

四万、沢渡局の電話 二局では電話通話が
大正十年(一九二一)七月十一日から始った。四万局は十五年七月十六日電話交換も始めている。そして

大正十五年には電話加入者は二十七人となった。ところで大正期になって十年に四万局沢渡局が電話通話業務を始めたが、その開始に当っては四万沢渡電話架設期成会がつくられ、期成会の名によって地元村はじめ中之条町にも寄附金募集が行われた。十年三月二十九日付東京通信局からの文書によると、「電話業務事務開始ハ九年度事業トシテ決裁サレタモノニ付急速ニ開通工事施行ヲ必要トスルコト」、そのための「寄附金完納ニ至ラザレバ(全部納入ノ見込ナクバ)事務開始ヲ見合スノ外ナキコト」が示達されている。それだけに寄附金完納のためには寄附金募集は中々きびしいものであった。当時中之条町長田村喜八は、十年三月十八日記に「四万沢渡特設電話架設費中寄附金募集ノタメ伊勢町方面ノ諸家ヲ訪フ、桑原郵便局長同伴」、三十日も、「関善平氏来訪ニ付、伊能八平氏トトモニ四万電話寄附金募集ニ諸商店ヲ訪ヒ、寄附金ノ承諾ヲ受ケタリ」との記録のように四万沢渡電話架設寄附金募集に援助奔走している。そして関口沢渡郵便局長から沢田村助役宛の十年六月十日の書簡によると、六月十一日から工事に着手、七月

三 交通運輸と通信

一日には通話事務開始の運びになったことがわかる。この時の中之条町全体の寄附額は千円であった。四万局の電話交換開始の大正十五年（一九二六）七月の電話導入は二十八番（一番郵便局で、民間人二十七人加入）であった。当時の電話加入状況をつぎに示しておく。

電話 番号	加入者名	職 業	電話 番号	加入者名	職 業	電話 番号	加入者名	職 業
1	郵便局		11	株式会社 山口館	旅館業	21	和泉屋 齊藤一齊	
2	関 善平	旅館業	12	高砂館	"	22	よろずや 田村 徳藏	
3	"	"	13	四万自動車株式会 社	自動車営業	23	山野 善作	料理店
4	"	"	14	"	"	24	本多 高十郎	
5	田村 茂三郎	旅館業	15	日向見館	旅館業	25	橋本屋 樋田 金次郎	料理店
6	"	"	16	豊島屋（田村はつ）	"	26	小倉屋 田村捨三	土産品店
7	"	"	17	三木屋 田村七平	"	27	竹 洩 長吉	菓子製造
8	田村 八平		18	唐沢屋 角次郎	料理店	28	関 てる	
9	四万温泉取締所		19	木 檜 伊重郎	薬屋			
10	鐘壽館 （猿谷 倉之進）	旅館業	20	住吉屋 湯浅邦吉				

大正十年開通当初の市外電話料金をみると、四万〇中之条 十銭、呼出料十銭であった。
四万〇東京 四十銭 呼出料二十銭、四万〇新潟 六十五銭 呼出料二十銭。

4 ラジオの導入

日本におけるラジオ放送は、大正十四年（一九二五）七月十二日から始められた。当時ラジオ受信機は高価だったので、一般庶民には中々購入できなかったようだ。放送開始に際して受信契約台数は全国で五四五五台にすぎなかった。中之条町のラジオ導入の第一号は正確にはつかみえないが、田村喜八日記の十四年十一月十七日に「萩原秋木方に初めてラジオを取付けたり。有志拠金による」とあるのを見ると、これなどこの年放送開始後僅かに四カ月余であって、町のラジオ導入では早い方だったと思う。山田実日記でも、この年十月一日に原町のカネ上（阿部酒店）で初めてラジオを聞いているが、当時の状況について、「ごく珍しい頃で滅多になかった。四百円とか五百円とかだと聞いて手が出なかった」と述べている。またこの時聞いたのは講談だったが、あまりよく聞きとれなかったというが、昭和初期頃までのものは雑音が入って聞きとりにくかった。そして山田実は昭和二年二月の大正天皇の葬儀の模様を本家の棒丸に行ってきたという。当時ラジオのある家は原町のカネ上や山田の棒丸のような資産家か、或は特別の文化人の人たちに限られていた。鍋屋旅館にも昭和のはじめにはなかったらしく、鍋屋に下宿していた若い農学校教師鈴木辰夫のラジオで東京本場所の大相撲を聞いたことが、喜八日記に記帳されている（昭和三年五月十三日）。とにかくラジオ放送が始ったのは、関東大震災（大正十二年九月）の二年後になるが、もし今少し早くラジオが導入されていたら、あの震災の流言蜚語による大混乱もかなり防止できたのではなからうか。

つぎに名久田村の医師の家で、はじめてラジオを聴いた同村の伊能義一（当時二十二才）の話を次に述べておこう。これは放送開始の大正十四年の十二月はじめだったという。この医者は奈良養作という人で、名久田村出身の医者で、東京湯島の新花町から村に転住してきていて、伊能義一はこの医者さんの座敷でラジオを聴かせて貰ったと

第7—59表

(昭和8年)

	有料	無料	計
中之条町	88	2	90
沢田村	28	2	30
伊参村	4	3	7
名久田村	6	0	6
原町	39	2	41
草津町	64	45	109
長野原町	54	3	57
嬬恋村	70	3	73
六合村	0	0	0
東村	20	0	20
岩島村	38	0	38
太田村	14	0	14
坂上村	14	1	15
高山村	8	0	8
郡計	447	61	508

最後に前橋放送局の開局した昭和八年(一九三三)末における吾妻郡の町村別ラジオ加入数を第7—59表に示す。吾妻郡全体で五〇〇(有料四五〇)で中之条町草津町が加入数が九〇をこえた。まだ村々では珍しい時代で六合村は加入数〇で、名久田伊参両村(高山村も)とも一〇人以下であった。

奈良先生はカメラの名人で、機械いじりが好きで必要な部品を買ってきてラジオを自分で組立てたのだということでした。私は小池要一君という友人と二人で先生宅へ参上して、午後三時頃小説家吉田紘二郎さんの講演を聴かせて貰いました。幸に来診患者がなかったので、奈良先生は受信機を調整

してくださいました。少しジージーという雑音が入りましたが、話はよくわかりました。有名な作家が物静かな、どこかサビのあるような声で、淳々と語る講演ぶりは、まことに印象深いものだったので、あの時の感銘は未だに忘れられません。

いう。

四 大正期の文化と思想

大正期の文化や思想については、最近各方面からの諸研究によって種々の新しい特質が提示されている。大正期は半世紀に及ぶ長い明治時代と昭和時代にはさまれた十五年の短い谷間の時代であった。従って明治の近代と昭和の現代との間にたつ過渡期であった。そのために、大正期の文化や思想は、明治的な近代の性格と昭和的な現代の性格とを併有している。しかも短い十五年間のなかで、大正前期には、まだ明治期の引続きとして近代的性格が強く、大戦終結後の大正後期には、次第に現代的性格がおもてに現れてきたといわれる。ところで中之条地方の大正期をみるとどうか。日露戦争後から大正初期になって、漸く明治前期の文明開化の波がやってきて生産や生活の面に新しい近代の色が現れた。しかし生産面の近代的な地方産業の開花も僅かの期間で、やがて外来の大企業に合併統合されるという現代化の波をうけた。生活面でも明治末期からめばえた近代的な文化も、大戦後の大正後期には大衆性をもつ現代的な文化が到来して、近代と現代がほとんど同時に並存してしまっている。こうした時代的社会的状況のもとでは、中之条地方の大正期の文化と思想の性格も中々複雑である。しかも明治以前からの伝統的なものも強く存続してきているので、近代以前のもの、近代のもの、そして現代のもの、土着的なもの、外来的西洋風のもの等、各種の要素が入り混っていた。ここでは大正期も前期、後期にわけてその内容性格をみてゆくことにする。

1 大正デモクラシー

(1) 大正冒頭の護憲運動と一青年

大正期は全般を通じてデモクラシーの時代思潮がながれているといわれるが、これが中之条地方の人々にどう反映されたか。まず大正期の冒頭におきた憲政擁護運動について町の一青年への反応からみよう。当時慶応義塾を卒業し町の旅館業の見習いをはじめた一若主人田村辰雄の日記からとらえてみる。明治天皇崩御による諒闇のうちの大正二年（一九一三）正月は淋しいものだったが社会の動きは前年の暮から中々騒がしかった。第一次護憲運動のなかで成り立した桂内閣への国民的不満も、二年正月当初は鎮静したかにみえたが、小正月の終る頃から再燃した。この間の動きについて若い多血漢だった辰雄には強烈に反応し、これが当時の日記によく現れていた。

一月十五日、前橋市で群馬県民大会が開催され、吾妻郡からも多数出席し、実行委員に五人が指名された。辰雄もこの政界や社会の動きには、大きな関心をもち、当時愛読していた雑誌「日本及日本人」のなかの閥族打破につき、官僚派を痛罵している論説には全く共鳴していた。そして、「政友会染シタル拙者イササカ愉快ノ念禁ズル能ハズ」（一月十七日）と述懐している。さて十九日には政友会国民党も揃って東京に大会を開催し、それぞれ現内閣への反抗的感情を吐露した。かくて桂首相も愈々新政党を起し、対政友国民党にぶつかる姿勢を示した。そして一月下旬に入り政局は急速に激化した。廿二日は朝から降雪により新聞が来ないため議会の

様子がわからず、翌廿三日になって二月四日まで議会の停会のことを知った。そして廿五日には第二回目の憲政擁護聯合大会が開催され、その様子について「数千余の群衆熱狂シテ凄マジキ国民ノ声以テ埋マリヌ。弁士ハ尾崎氏犬養氏……大隈伯新政党ヲ評シテ大ニ賞ス。理想選挙同盟ニテハ伯ノ行動慚タラズ、遂ニ伯ヲ除名ス。徒ラニ長命スレバ恥多シ」と述べている。一月廿九日になると、「政府側ハ愈々干渉ノ氣勢現レ、大阪ノ憲政擁護大会ニ悪害ヲ加ヘツアリ」という情勢だった。二月に入り、一日には「朝日新聞ヲトル。此紙ヤハリ民僚党臭味アリ。文ニ桂公政友会ト妥協シテ国民党ノ残皇大養ヲ全滅サセン計画ノ由、死守セル国民党ノ首領木堂

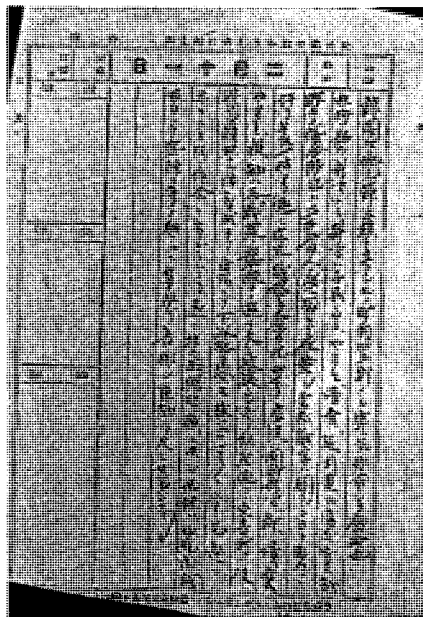
氏奮戦シ最後マデ戦へ、好男子……」二日、「関西聯合憲政擁護大会大ニ振フト、最後マデ奮闘スル。政友国民両黨ノ意氣亦憂フベキ哉」九日には、「近時憲政擁護ノ声各地ニ拡ガリ、益々激甚ヲ加フルノミ。桂内閣モ近々瓦解ノ事ナラン由報ゼラル……早稲田大学ニテハ二千ノ学生大隈伯ノ言動怪ト同盟休校セントノ議決セラレタリト。宜ナル哉」。そして十日になると、「午後五時頃小池甚一郎氏（岩島村）ニ問ヘバ、議會ハ開院前ノ三日間ノ停会ノ由、茫然タル間モナク青柳二郎氏ヨリ電話ニテ、三日間停会、桂内閣総辭職ノ由報ジ來ル。亦同氏ヨリ電話、目下東京ハ国民、やまと、みやこ、読売焼打チノ由、俄ニ起レル亦大變事、信ジ難ケレドモ、午後十一時頃、武藤金吉氏（政友会県出身代議士）ヨリ電報ニ接

さてこの中央政局混乱の二月初旬には、偶々郡会が開催されていて、中央政界の動きは自然に地方政治の動きにも影響したように思う。郡会開会の前日（四日）の日記には、「国会解散ノ今日此頃郡会モ一寸賑アフ哉、政友会内、幾分カ動揺ノ模様、第一ノ血祭ニ本県代議士日向輝武氏除名サル。上州ノ俠客肌ヲ以テ名ヲ得シ本県ヨリ官僚派ノ腐レ金を貰ヒ受ケテ其走狗タルニ至ルトハ痛嘆シヤマザル所ナリ」と記述してある。

以上、大正二年の護憲運動を通じて、これを見る二十五才の若い田村辰雄の目には、反官僚的な当時の庶民の心情があった。父喜八は吾妻郡の政友会の中心人物であつたため、彼も政友会色に染つていたのも事実であろうが、何よりも若い正義観と慶応で培われてきた反官僚的な独立自尊の民衆精神によるものだった。後述するように、辰雄は町の青嵐会の幹事として「太陽」、「日本及日本人」、「中央公論」などを通じて当代の新思想の強い影響もうけていた知

シ其確カナルヲ知ル」。そして諒闇中の紀元節にあたる二月十一日には、「弔旗ヲ立テシモノ町内四五軒ノミ。只待ツ号外新聞ノミ。新聞ハ国民・みやこ・読売延引見ルヲ得ズ。昨日議會附近ハ二千五百人ノ警官ニテ嚴戒シ、今哉、戦争ハ開カレンカト思ハル許リ、午後一時ヨリ宛然戰場ノ景ヲ現出セリ。余波ハ国民新聞・都・読売・やまと・報知ハ各群集ノ襲撃ニ遇ヒ、大ニ破壊サレタリ。銀座通りノ交番所ハ破損サレ、溜池ナル誠一郎（辰雄ノ弟）ヨリ電話ニテ下谷警察モ放火セラレタリト。之ヨリ先、遂ニ三日間停会ヲ命ゼラレタリ、遂ニ内閣総辭職ト決シ、後継ハ山本伯（山本権兵衛）

哉」



田村辰雄日記（大正2年2月11日）

識青年でもあった。そして大正初頭の自由思潮としてのデモクラシーに大きな関心をよせていたのである。

（2）選挙とデモクラシー

大正期は戦前（昭和二十年前）においてデモクラシーの風潮がみられた唯一の時代であった。自由と平穩の時代的雰囲気のおかげで様々な政治運動ははじめ文化・社会運動が現れた時期であった。国政では官僚と政党とが対決抗争した時代で、両者の抗争を通してデモクラシー思想に裏付けられながら、次第に政党政治が確立していった。明治以来の選挙は地租納入額を基準とした町村民の一部の人々を有権者（公民権者）とした階層的な制限選挙であった。大正のデモクラシーによる政治は何よりも一定年令以上の全住民の選挙を通じての政治参加を目標として、いわゆる「普通選挙」をめざして運動が展開された。普通選挙が実施されたのは、昭和期に入ってからであったが、大正期には、これが実現のために、まず普通選挙法の成立を目ざして枢密院（閥族）対議會、衆議院（政党）対貴族院（官僚）、さらに政党間などの幾重にも累積した厚い壁との抗争が継続された。その間つねにデモクラシー思想を理論的または精神的な武器として普通選挙が推進された。これも随分苦難の途の連続であった。しかし不十分ながら取あえず大正十四年（一九二五）三月には、普通選挙法がまがりなりにも成立した。勿論それ以前に何度か選挙法改正が行われて、その都度少しずつは町村の有権者もふえていったが、抜本的改正はやはり大正終りに近い十四年の普通選挙法の成立をまたねばならなかった。大正期は

元年からずっとデモクラシーの風潮と思想に支えられながら推進していった。

大正四年の衆議院選挙 大正初期の中央政界の動きについて、山田実は回顧録で、「天皇崩御により一旦宮中に引込んだ元老桂大将が再び廟堂に立つて政党者流を丸めに掛ったが成功せず、代って山本権兵衛内閣が又野党連の総攻撃に居たたまらず、お鉢は意外にも万年野党の親玉として大言壮語で世間に愛敬をふりまいていた大隅伯爵に我が世の春が巡ってきた」と述べている。この大隅内閣のもとで行われた大正四年（一九一五）三月の衆議院選挙について、山田は「やり方の花々しく子供じみた事は従来見ざる所であった。巨口伯（大隅首相のこと）吹込のレコードを運動員が持ち廻り、各町村で蓄音器をかけて有権者に聞かせるのだが、当時は女には政談演説は聞かせない規則だが蓄音器だけは次の間あたりでそと聞く位は咎めないとのお達しだった。かくて三月の演説は盛りであった」と、蓄音器吹込みという新しい選挙方式も現れて、デモクラシー時代にふさわしい選挙運動の前ぶれであった。三月には選挙演説が盛んで、十二日小林丑三郎（法学博士）の演説が原町高砂座、十四日須藤嘉吉が朝日座、十七日は葉住利蔵が朝日座、十八日には日向輝武が原町高砂座と連日のように行われた。山田はそれぞれの演説をきいて、その批判を述べている。このうち須藤嘉吉の演説の際、山田一二（山田実と同じ沢田村山田在住）が民主主義（デモクラシー）の一言が失言だといって聴衆席から立って、皇室に対する不遜不敬を追究して人々を驚かせたという出来事があった。

この大正四年の選挙では、既に護憲運動などを通じて民衆のエネルギー結集のために、各政党もデモクラシーを選挙運動に堂々と掲げて訴えていた。しかし民主主義を強調する結果は、明治終焉後いくばくもたたず、特に天皇崇拜皇室尊嚴の思想が強靱だった地方の人々には、皇室に対する不遜不敬と感受された。当時としてはこれも自然の成行であった。また一方先に述べた大正政変を通じて閥族と官僚が国民の天皇への尊崇を楯にして権力を保身している姿

に強く反撥し、護憲運動の側に好感を寄せていた心情も大きかった。大正初期の時代思潮では政党の訴えるデモクラシーが時に不遜不敬にふれても、なおそれ以上に大きな時代の流れとして人々の心をとらえるものをもっていた。こうして須藤候補のデモクラシーにふれた演説に対して、山田一二の不遜不敬の追究も当時では、さほど問題にもならず却って聴衆者は山田の行動に驚いたという状況であった。明治三十七年日露戦争勃発の当初、中之条町における木下尚江（キリスト教社会主義者）の演説が、太田村小泉の白石実太郎に不敬を指摘されて、これが町の有志達の大問題になったことと対比すると、それぞれの時代環境に大きな相違はあっても、須藤のデモクラシーを訴える選挙演説がこの地方の人々にもさほどの反対もなく受容されたことは、何よりも吾妻地方における時代思潮の大きな変化を示すものであった。

このデモクラシーの考え方については、大正八年（一九一九）十二月群馬県会において森川抱次の質問と県参与員馬場一衛の答弁を通じて、これがよく現われていた（群馬県議会史第三卷九七〇頁）。

森川「……デモクラシーについては遺憾な点がある。一面之は人間の自覚から出た問題で善導すれば、国力を充実する思想となり、抑圧や導く方法を誤るならば危険思想を生む……世界の大勢は人間の自覚により人格の向上発展を期するという思想の潮流に向っている。その大勢に順応する道方はどういう風になさるか。……」参与員（馬場一衛）「デモクラシー

については私は国情に合わぬ思想ではない考えている。見方によれば、国体と相容れぬ民主思想がデモクラシーであるが、今日唱えられているデモクラシーは立憲主義という意味で、今日唱えられているデモクラシーは立憲主義という意味である。これは我國古来から取り来った政治上の主義で国体と容れない所のものではない。」

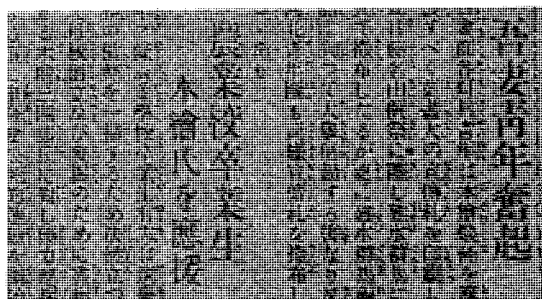
当時の進歩的な考え方をもっていたと思われる県議森川は、デモクラシーを世界の大勢を示す思想として、「人間の自覚により人格の向上発展を期するという思想」としてとらえていたのは、根本的に正しいとらえ方だった。従って「人間の自覚から出た問題で、善導すれば国力を充実する思想となる」として、このようなデモクラシーが世界大

勢に順応するとして、その具体的方法を質問しているが、当時として進んだ卓抜な質問だった。これに対する答弁中の県官のデモクラシーについての考え方は、やはり国体との関係から、これと矛盾しないとらえ方として「立憲主義」「万機公論に決す」という思想なりとしている。そして「国体と相容れぬ民主思想」としてのデモクラシーを排除している。とにかく地方官吏が明治憲法に立脚したデモクラシー、日本における民主主義のあり方を示したものであるが、大正初頭以来の護憲運動の進展のなかで、一定の限界（国体との共存）のものとデモクラシーは地方官僚にも公認されていたことがわかる。

木槍三四郎の衆議院立候補と地元青年の動き―デモクラシーと選挙運動― 大正九年（一九二〇）二月、憲政会国民党の普通選挙法案を討議中に、原内閣は衆議院を解散し、その結果改正小選挙制のもとで衆議院選挙が五月に実施された。その時には第四区（定員二名）において、地元吾妻から木槍三四郎が県議から衆議院にはじめて立候補した。この時の郡内の選挙へのたかまりは実にすさまじかった。この選挙運動について、以下当時の上毛新聞から引用してその様子をみてゆこう。

四月二十三日「意気を尚ぶ上州男児の堪え得る所ではない」との見解から、吾川將軍は憤然として起って馬を陣頭に進めた。第四区の非政友派は、この意気に感じて木槍氏を擁立し結束固くして応援の軍を行ふ事になった……として、立候補の理由として、地盤擁護・選挙区の腐敗防止・非政友の面目の三つをあげて、「庄迫も干渉もあるだろう。然し正義の戦いの前には、何等の恐るる所は無い、正義の為の犠牲である」と出馬の意向を昂然と語っている。二十日吾妻郡非

政友大会が中之条町久保田旅館で開催、出席五十有余名、木暮県議を座長に推し、万場一致木槍三四郎氏を推薦し挙郡一致必勝を期すべく壮烈なる決議あり。眞田菊四郎、戸谷金次郎、木暮雄平、福田六右衛門を委員にあげ、二十二日岩六の同区委員会に出席せしむる事として同郡委員長に高橋辨次、副委員長に戸谷金次郎氏を、顧問に木暮茂八郎、木暮雄平、干川捨五郎、白石実太郎、佐藤島吉、眞田菊四郎氏等を推し委員を選定し散会せり（四月二十三日、上毛）



吾妻郡内の青年、農学校卒業生の木檜三四郎氏に応援活動
(上毛新聞 大正 9.5.7)

に木檜軍兵頓に昂るの報伝わるや、ある魔軍突如として出現し、盛んに同軍の行動に牽制を加え来れるものの如く、これがため、郡各町村青年数十名よりなる一隊は同候補の護衛団として応援のため群馬郡下に転戦している」と報じている（九日、上毛新聞）。しかし選挙結果は木檜三四郎が見事最高点当選となった。（木檜三四郎、四六七六票、今泉嘉一郎四一八九票）特に吾妻郡内の開票結果は木檜三四郎二一五五、今泉嘉一郎八一八、木暮八郎二二一、児玉一、本間一で、十三日付上毛では「流石に木檜氏優勢なるものあり。今泉氏も力戦の跡を窺ふに足るべく、児玉氏僅

木檜三四郎の衆議院立候補は、政友会内閣のものと選挙において、止むに止まれず当選など度外視して、上記の三つの理由をあげて正義のための戦いとして立ちあがった。この意気に非政友派が一致して之を支援した。地元吾妻郡非政友派の挙郡一致の協力はじめ、地元原町の挙町一致の強力な支援も大きかった。こうした多数の人々と団体の支援と期待を一身にうけて出発した。さて五月になると、投票日十日を前にして次々に支援が拡がっていった。五月二日付上毛は、「一身の利害を放擲し敢然邦家の重きに任じ、言論を唯一の武器とした理想選挙に感銘して、何よりも青年たちが躍起している。まず「吾妻郡の各町村青年は葉書大の宣伝札を印刷して、五月五日榛名例祭に当り群馬碓氷両郡に撒布、さらに碓氷群馬にも大挙出動する筈なり。また河北青年団も同様宣伝札を撒布しつつあり」。そして中之条農業学校卒業生有志は、「母校創立及発展のために尽力せる木檜三四郎氏に対し極力応援する事を申し合せ、決死的運動を開始している」（九日、上毛新聞）。しかも日々激化を加へるにともなうて、「特

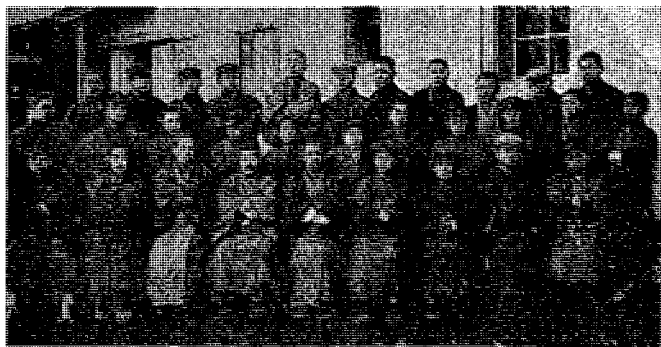
に一点にすぎず」と評している。大正九年、大正デモクラシーの昂揚期において時の政友会内閣下の総選挙において、わが吾妻郡から衆議院に初出馬した木檜三四郎の颯爽たる選挙運動を記述したが、この時の選挙は、後にふれる戦時中の翼賛選挙の際と併せて、生涯を憲政擁護のデモクラシーのために献身した木檜の真面目を最も如実に現していた。と同時に大正デモクラシーの機運のなかで、これを支援する吾妻人の感慨と風格が窺われるものでもあった。そして木檜は、その後大正期の総選挙においては、折柄の護憲運動の昂揚に支えられながら、有利な情勢のもとで相次ぐ選挙をちとっていった。大正デモクラシーのもと木檜三四郎はその議会人としての信条から、選挙ごとにこれを通じて郷土の吾妻の人々のために、その行動を通じてデモクラシーの教育をしていたといえるであろう。

2 大正期の自由な文化と思想

大正期の文化思想は、その時代や社会の性格を反映して人間性・自由性を特質としている。前述した日露戦後からの青年会の方向には漸く上からの官治的指導が強く現われてきていたが、大正期に入ってもこの基本的方向は変わらず、国から県郡町村を通じて青年団体へ通達指令された。大正前半の地域青年会の一般的性格は青年たちの修養を基本目標とした。かくて修養团的性格が非常につよかった。デモクラシーの基本理念たる「人間の自覚により人格の向上発展を期そう」という考え方や観点になつと、この「修養」志向はどのような意義をもつのか。ここでは新しいデモクラシー思想の流れに沿って、自由な文化と思想の系譜に属する大正青年の動きからみてゆく。

(1) 中之条青嵐会の文化活動

その性格 明治二十七年（一八九四）に発足し、すでに長い歴史をもつ中之条青嵐会は、同年に設立した伊勢町青年会とともに、町の青年グループとして、当時の村の青年会に比して、かなり異色の活動を展開してきた。柳田虎八



明治40年代中之条青嵐会員たち

小坂橋謙三郎を中心とした伊勢町青年会に比して、中之条の青嵐会は、土地柄や指導者の思想などの相違もあって、発足以来違った性格の活動がみられた。四十年代の青嵐会の動きには、大字地区の青年同志相互の親睦交誼を主旨に、各種の行事活動が展開されていた。小学校（男子校）と高等小学校を拠点に、在学時代の少年会の交流などを基盤とし、卒業後も在住青年たちの定時交流を目的に様々な集合の機会がつけられていた。学校中心の同級会同窓会などが緊密な連繫をもちながら、青嵐会の人的つながりが持続されてきた。

さて大正初期の青嵐会の動きについては、当時の中心幹事だった田村辰雄の日記からみてゆく。

大正二年一月四日「午後二時ヨリ青嵐会ノ将来ニツイテ熟議ヲコラシタリ。一宮（丁）、伊能（泰）、小池（俊）、桑原（良）等ト会シ、会則等ヲ議ス、後トランプが始マリ、五銭均一ノ茶菓ニテ盛ナリキ。……」

回覧雑誌 田村日記から前述のように「書籍雑誌部の再発足」（二年三月六日）とある。このことから明治期にも青嵐会で書籍雑誌部が活動していたことがわかるが、一時中止していた活動を大正二年に再発足し、書籍の貸出しと雑誌の回覧が行われたのは四年一月十八日に会のなかに講読会ができてからである。会費二十銭で、講読雑誌には太陽、日本及日本人、中央公論、文芸倶楽部、演芸倶楽部などがあった。会員は十人限度とあるが、その講読会メンバーをみると次の名前がのっている。

小池龍一、桑原雄一郎、田中省一郎、小池俊治郎、河野仁、桑原良一、田村宇吉、田村辰雄、増原薫三、町田波衛の十人であった。増原のみは新婚当初の若い農学校の先生で、

他は全員地元生まれの同窓会の人々だった。このメンバーで増原先生はどんな立場と役割を期待されていたのか。

まず①十人の青嵐会員はほとんどが会の幹部で、いづれも中学・農業学校或いは慶応義塾等の卒業生で、町でも高い文化水準をもつ知識青年であった。大半が中上層の家々のアトツギであった。鍋屋の借家にいた増原先生は東北農科大学出身の二十八才で、講読会員と同年令層で、彼等のよき同僚であり、時にまた指導者にもなった。②その購読雑誌をみると、当時の最高水準の総合雑誌としての太陽、日本及日本人、中央公論は、町の青年指導者にかなる影響を与えたか。政治経済文化にわたる広い視野と新しい時代の文化と思想が注入されたことであろう。新時代のデモクラシー思想やヒューマニズムの精神も自然に注入されたに違いない。日本のデモクラシー思想の源泉となった吉野作造の「憲政の本義を説いて有終の美を済すの途を論ず」(中央公論)大正五年一月号)も当然目にふれたことだろう。さらに文芸倶楽部と演芸倶楽部によつては、新思潮にたつ小説文学演劇芸術の動きにふれて、若い青壮年の胸裡に豊かな人間性や情操を培つたに違いない。そして漢学的儒教的なものによつて鍛練されて毅然たる礼儀型をもつ修養主義的な明治の人間とはちがつて、自由で豊かな型のない教養主義的な大正の人間形成に影響を与えたことであろう。なお当時周辺の村々の青年のうちにも太陽、日本及日本人などを購読していたものもあったが、町の青嵐会が、これらを集团的に回覧していたことが注目される。この回覧を通じて自然と、その論説主題に関しても話しあうことも多かったにちがいない。その詳細は明かでないが、田村辰雄日記からもその片鱗が十分に察知される。③雑誌回覧、雑誌貸出の様子をみると、大正二年から始めているが、少くとも大正七年まで六年間は継続されていたことが確証される。この間講読会員の出入も少数あるが、ほとんど初めからの会員を中心にして継続していた。五年からは新

会員に町田崇山、町田帰一、湯田勝治（農業学校校長）遠藤勘三郎、浦野興平、佐島竹二郎などが参加している。回覧方法をみると、会員住所によって回覧順をきめて、各雑誌が常時会員に廻っているように配慮されていた。大正四年二月号をとってその回覧状況を示しておく。

太陽二月号（二月三日） 田村宇吉からはじまり、田村辰雄、増原薫三、町田波衛、小池竜一、桑原雄一郎、田中省一郎、小池俊二郎、河野仁、桑原良一、中央公論二月号（二月三日） 田村辰雄からはじまり増原薫三、町田波衛、小池竜一……、演芸画報二月号（二月三日） 増原薫三からはじまり町田、小池（竜）……、文芸倶楽部二月号（二月三日） 町田波衛からはじまり小池（竜）、桑

原（雄）、田中……、日本及日本人は、二月十五日小池竜一からはじまり、幸原（雄）、田中、小池（俊）……

そして大正五年一月号中央公論（吉野作造「憲政本義……」の論文掲載）の回覧は町田崇山からはじまっている。この講読会は「青嵐会十人会」とも称していたが、会費は毎月二十銭、年二円四十銭であった。

(2) 村の文化活動

大正前期には町では中之条青嵐会が自由な青年たちの集りを中心に各種の文化活動、特に一部青年有志によって総合雑誌の回覧が行われていたが、同じ頃周辺の村でもごく少数のものが読書会や同人雑誌などをつくって回覧していた。戊申会図書倶楽部の活動 沢田村大字山田では、すでに明治四十三年（一九一〇）報徳精神にもとづく戊申会を設

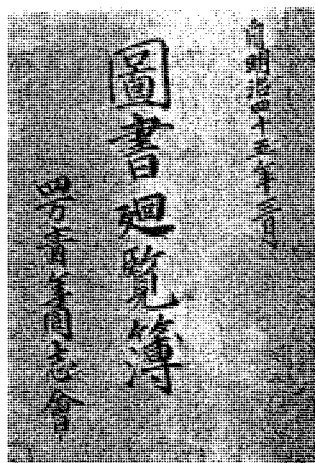


大正前期、青嵐会十人会による
回覧雑誌の回覧順番

(明治43~44年)

所 有 人	借 受 人	図 書 名	貸渡日付	返戻受理日付
山田 実	町田義一郎	湯 島 詣	43年 月 日 4 / 2	43年 月 日 4 / 5
"	"	初 姿	"	"
町田義一郎	山 田 実	オ セ ロ	4 / 2	4 / 9
"	"	ハムレット	4 / 5	4 / 10
町 田 波 雄	町田嘉太郎	農学世界 3 月号	4 / 8	5 / 7
町 田 庄 蔵	"	蔬菜栽培法	4 / 0	5 / 7
"	町田潤一郎	七 郷 落	4 / 10	4 / 18
山田次郎	町 田 研 作	数学公式	4 / 10	4 / 21
町田義一郎	山 田 実	草 合 せ	4 / 11	4 / 21
山 田 実	大 島 茂	二人女王	4 / 17	4 / 25
町田義一郎	"	太 陽 3 月号 4 月号	4 / 20	4 / 30
"	"	ひとむかし	4 / 25	5 / 5
町 田 庄 蔵	外濶久太郎	日本外史 2 冊	9 / 1	10 / 10
"	山 田 実	濠 済 集	9 / 12	9 / 21
"	町 田 研 作	死の問題	44年 1 / 12	44・ 1 / 20
山田次郎	"	月世界旅行	1 / 12	1 / 22
山 田 実	一場和五郎	金色夜叉	2 / 9	2 / 23
山田治郎	町 田 鯨 一	思い出の記	2 / 16	2 / 23
山 田 実	一場愛重	指 輪	2 / 23	3 / 6
岡田太郎	"	順礼紀行	3 / 6	3 / 15
町田藤一郎	町 田 公 平	滑稽大日本史	4 / 26	5 / 2
"	"	日本海賊史	4 / 26	5 / 2
"	"	世界女性史	4 / 26	5 / 2
"	"	軍 国 訓	5 / 3	5 / 9
"	"	処 世 訓	5 / 3	5 / 9
"	"	死 生 訓	5 / 3	5 / 9

立し、これに附属図書倶楽部（自由図書館）をおいたことは明治後期ですでにふれた。これには図書二五〇〇冊会員五十名があったといわれたが、当時の図書整理簿の一部を次に示しておく。



図書貸出についての閲覧料は大体一冊二銭で、予定返却期日は一週間であった。会員の貸出図書の内容は様々であったが、有志所有の図書を提供され、会員が相互に利用していたようである。所有者名をみると町田義一郎、町田庄蔵、山田実などのものが多かった。

さてこの山田村には町田義一郎はじめ山田実などの読書好きが多く、知識欲も旺盛だったためか、当時から大正前期にわたって山田村を中心に読書会がもたれていた。このグループでは回覧雑誌をつくっていたが、山田実の大正五年三月の日記をみると、「町田義一郎君主宰の読書会に入り、回覧雑誌に毎号執筆した。これは暫く続いた」とある。また同じ山田日記の六年一月をみると、「鞍馬会は高沼の町田義一郎君の率ゆる俳壇である「井蛙」と題する回覧雑誌を編集した。」これもしばらく続いたようである。読書好きで、演劇はじめ文学の愛好者でもあった山田実は、村にあってこの方面の文化活動でも中々活躍していたが、九年五月には沢田本校の先生吉田英等に相談して、文学雑誌「蟹の足」（騰写刷）を発行している（山田日記）。

四万青年同志会の文化活動 ①読書活動 四万青年同志会は四十年代から図書を備えて貸付を行なっていたが、四十五年三月十六日の通常会で雑誌の各区回覧をきめ、早速これを始めている。この時の回覧等によって当時回覧雑誌名をあげておこう。群馬之産業、実業之日本、日本之青年、国民雑誌、斯民、日本少年、青年雑誌などであった。その後大正二年からは青年と青年団、戦友、少年世界なども購読されている。大正七年の図書台帳をみると、書籍が一五〇冊余に及んでいる。図書内容を見ると、当時の修養团的青年会の方向にふさわしく修身教育や産業関係のものが

圧倒的多数であつた。各部門別に二三の書籍をあげておく。

明治天皇聖徳録。軍人勅諭講義、二宮尊徳と其風化、乃木
的修養、国民の新修養、報徳の実践、立志の礎、米麦大増収
法、蔬菜収利、養鶏必携、儲かる山葵、推茸栽培法、農村道

話、頓智と成功、処世訓、青年と金、実業読本、大正農村青
年に告ぐ、新時代の常識、立憲国民訓

②演説談話 四万青年同志会では会員の演説会討論会を行つてきた。創立当初特に盛んだつた。大正期になると、その実施回数が減少していったが、色々な行事のなかで時々実施していた。大正各期の会員の演説談話の題目内容を通じて、各期における農村青年の思想の一端をうかがうことにする。まず大正五六年のものをあげると、修養道徳的なもの、農業関係のものが圧倒的に多いことが特徴である。その事例をつぎにあげておく。

五年九月廿日演説 らしくせよ(金井勝司)、不真面目な男
(山田留次郎)、言を慎め(山田三九二)、早寝早起(関運造)、
害虫駆除法(唐沢嘉市)、ありまきの駆除法(島村繁蔵)、農家
の副業(宮崎牛雄丸)

及ぼざるに然かず、忍耐、鳩翁道話の一節。一休の頓智話、
一口噺、如噺、滑稽話なども出てくる。

同年十二月廿一日 油断するな、自慢するな、過ぎたるは

六年十月十五日 席順に談話練習をしているが二十七人が
実施している。朗読が多い。内容はやはり道話にちなんだも
のが多い。

さて八九年の中期になると演説がほとんどなくなつてしまふ。八年二月二十二日に一回実施されている。九人が演説しているが、題目をみると、時間に関した題目で次の如し、「時機ヲ失フナ、日記ニツイテ、時間ヲ確守サレタシ、今ト昔、時ト金ヲ悟シメ」当時の地域青年会は修養団であつて、「自己の修養」を目的としたので、会員の演題もまた前述したような題目内容がとりあげられたのは当然であらう。

(3) 俳句の隆盛—句会

中之条町の田村喜八は快哉と号して、明治期の日記中にも時折その俳句が記載されているが、当時はまだ俳句会開

催の記録はない。これが大正期になると、俳句会の記帳がみられる。大正五年の喜八日記をみると、

一月三日 余力会初会、井上江東方開会、出席十五名ニテ頗
 ル盛会十四時〜二十四時、出題手まり嫁君廻礼の三題ナリ。
 二月六日 余力会俳句会にゆく。五月十四日 竹の屋余力会
 開催。二十一日 朝日座藤下ニ於テ余力会ヲ催シ題藤螢、青
 簾。十月八日 午後六時竹の屋俳句会ヲ開ク、会スル者七
 名、江東、一草、眠石、松頼、海男、一丁ナリ。新タニ会名
 ヲ七種会トス、会費九十五錢海男氏ニ払フ。十九日 午後四
 時ヨリ松頼海男一草江東等銀行ニ集合、炉辺俳談ス。十二月
 十日 余力会小宴。

町の俳句会の発生 大正五年（一九一六）の中之条町では、既に活発に句会が開催されていたが、当時の俳人仲間
 のグループに「余力会」があったが、その成立のいきさつはわからない。正月の句会に十五名も参加したことから、
 郡内でも有力な俳句会だったと思う。集る俳人は中之条町の俳人だけだった。初会は井上江東こと井上重徳医師宅で
 開催されたことから、当時はこの句会の中心だったのではないか。そして十月八日の竹の屋俳句会に集った七人で
 「七種会」をつくっているが、中心は井上医師や町田崇山（一草）等であったようだ。大正中之条の錚々たる人々を
 会員にもっていたので、時々句会の後には酒を飲むことも多く俳句と酒を通じて心の交流が行われた。翌六年二月九
 日には、町田一草主催で、竹の屋で七種会が開かれた（句題は写東風）。この中之条町には俳句愛好者も多く、大正
 期を通じて時折句会が開催されていたようである。俳人同人の私宅のほか、銀行竹の屋あやめ屋等に集まり俳句を通
 じて生活の無聊をなぐさめあった。大正後期になると会員もふえて年々盛んになっていったが、田村喜八日記をみる
 と、公務の繁忙に追われていた当時でも、時折の句会の記録が見出される。十四年五月五日には長谷川零余子が来条
 して金幸で句会が催され、三十六人も集まるという盛会だった。大正中頃からの田村（喜）と町田（崇）と二代にわ
 たる実力者の町長が、いづれも俳人だったのも、この当時町の俳句の隆盛の表われであった。先に示した二人の町政の

バトンタッチの際の俳句のやりとりは俳人町長の二人の面目躍如たるものであった。大正の町の主な俳人をあげると、二宮梅窓（作司）・丸山似年（房吉）・小渕松影（莊一郎）・小池静波（時次郎）・田村雪鴉（徳太郎）・町田松斎（繁太郎）・萩原秋水（太一郎）・佐島海男（竹二郎）・桑原一丁（良一）・町田眠石（歸一）・町田一草（崇山）田村快哉（喜八）・井上江東（重徳）・田島壽山（栄吉）等であった。

ところで大正期からの町の指導的俳人の一人町田一草については、別に昭和期で詳述するが、一草は早くから「ホトトギス」の愛読者で、子規虚子の客観写生を主とするもの、特に新しい写真にたつ近代俳句の系譜であった。この近代俳句の系譜には一草のほかに、沢田村山田の宮崎三木（庄平）がいたが、三木も早くからホトトギスに寄稿していた。当地方では大正期にはまだ伝統的な諸系譜が主であった。そういう中で一草と並んで三木はやはり地方の俳句に新しい道をきり開いたといつてよい。三木についても別に昭和期で詳述するが、大正の町の俳人で一草について大正七年ホトトギスに入選した樋田一卷子（巻二）について述べておく。一卷子は明治二十五年に西中之条樋田嘉吉三男に生れ、小林区や中之条郵便局に勤めた。俳句は大正五年頃から始めたといわれるが、ホトトギスに投句して句作に精進した。大正七年二十六才の時ホトトギスに初入選した。

提灯燃えて人駈けよるや祭の戸

伝統的俳句の時代に写生派の近代俳句をやる人が少数だっただけに先端をゆく自負をもっていた。入選句に続いて随筆「顔」がホトトギスでとりあげられた。彼の俳句の才能は忽ちの間に認められていったが、大正十一年病気になる、句作を休んだ。大正十四年長谷川零余子（ホトトギス系俳人）、続いてホトトギス同人池内たけしの吾妻入りによって、相次いで俳句会吟行会が開かれたが、一卷子はこれに刺激されてか再び句作活動を始めた。しかし病気が重くなり、昭和四年三十七才の若さで病歿した。昭和十四年小板橋山梔子の編集により句集が世に出た。墓碑に刻まれ

た一卷子の秀句は、

月の句を作り鳴子の句をつくる（高浜虚子編歳時記）

一卷子は天才とまでいわれた俳人で、俳句をはじめてから僅かの間に次々に優れた句作を発表している。新鮮なホトトギス派の写生俳句を実作で示した俳人として、その影響も大きいといわれている（関怒濤の調査による）。

村の俳句 大正期には俳句は町だけでなく、周辺の各村々でも中々盛んだった。どこでも熱心な俳人はいたが、就中盛んな村々では仲間同志が相寄って句会がしばしば催された。俳句は近世以来の伝統的な村生活と結ばれて仕事と休みの間をぬって広く庶民の間で創作され、また享受される文学として郷土に根をおろしたものであった。特に大正時代の太平な世相と生活は、町や村を通じて、この庶民的文化としての俳句を盛んにしたように思う。村々のなかでも沢田村の山田や折田、伊参村の五反田、名久田村の平などが盛んだった。大正六年頃山田には町田羊我（義一郎）主宰の鞍馬会があって、「井蛙」という回覧誌をつくっていた（山田実日記）。折田では佐藤義光・星野香転・黒崎櫻月・水出壽仙等が相寄って当時中々盛んであった。戦後昭和三十五年（一九六〇）に折田の離れ山公園に句碑塚が建てられてたが、大正末期に発刊された後に掲げる郷土の文学同人雑誌「創土」には、折田の俳人たちの投稿が多数みられた。星野香転（政太郎・明治二五年生）は折田の俳句について次のように語っている。

大正時代折田で句作に精進した人たちの中心だったのは、佐藤義光（喜与平昭和期に沢田村長）で、その門下に星野香転、折田光有、黒崎櫻月、水出壽仙等がいた。折田の俳句は松尾芭蕉から十代目の承譜をもつ一簾居琴堂―峨琴―峨光

と、芭蕉の直系句の正統をうけついだという誇りを以て、いづれも努力研鑽を重ねた。句誌は発行しなかったが、俳句の勉強会は年に何回も開催し、その集合には中之条町の人々が多数参加した。大正時代の句を示しておく。

蒟蒻の囲い火燃やし粟仕事

香転

朝顔のこもみの色の少くて

櫻月

草の上に落ちしばかりの一葉哉

壽仙

伊参村五反田では、大正七年二月に俳句会がつくられた。この如月会きさらぎは現在も引続き俳句仲間によって継承されている。大正期の村の俳句について、五反田唐沢姫雄の報告によると、

折田の佐藤義光の指導をうけ、五反田小学校長佐藤軍造が事務的な世話をして、唐沢木詮人（本平）、小林一輪（文平）、田村梅鶯（理市）等によって句会が開催されていた。毎年の親都神社の奉納句会などが催されていたという。大正期の句会の様子をみると、大正七年三月五日如月会衆議第二回句会における（課題 鶯雛桃）秀句は次の通りである。

天位 鶯の斧休めたる木樵かな 一輪

地位 桃咲くや田舎にあまる家かまえ 覚月

人位 白酒に酔ふたる客やひな祭

大正十年四月嵩山石葉師如来奉燈句会（題 陽炎、燕、草餅）では

地位 陽炎や硯洗ひしこぼれ水 不二木（蟻川）

人位 雨の日や燕往来の忙しく 好斉（むら）

名久田村の大正期の俳句について、平村の三沢正紀の話によると、

名久田村の俳人は、村内各所にいたが、平が最も多く、当時ここに玉蕉柳芳西湖などの宗匠がいたので、他部落に

くらべて句活動は活発だった。大正十年前後には最盛期を迎えた。ここでも句誌は発行されなかったが、年何日か句会を開き、作品を衆議判形式によって採点しあった。なおここでも神社等の奉納のための俳句を募集した。

そこそこに眠る山ありうすかがみ 玉蕉

鶏が鳴く吾妻の大鼓祭りかな

明日もよき照込見えて雪の峯 柳芳

魚より卵よりよし初わらび 西湖

風もよし月は尚よし夕涼み

抽んでし岩に西日や蔦紅葉

旧派には茂木玉蕉はじめ柳芳西湖などがいて、新派には剣持桃華などがあげられている。

元朝の芋銭の幅は小松原 桃華

虫干や赤い表紙の魚山抄

大津絵の夜の屏風をたてくれし



同人雑誌「創土」の同人たち

(4) 同人文芸雑誌「創土」の刊行

大正期も終りに近い十三年（一九二四）十二月十日に、中之条地方の文芸愛好者たちによる同人雑誌の「創土」（四十七頁）が発刊された。山田実も十四年一月二十日の日記に、「農業学校の国語の先生川瀬十剣氏が主宰する「創土」という雑誌の創刊号に和歌を応募した」と述べている。この創刊号をみると、編輯兼発行者は富沢猪作（名久田村大字平）、印刷中之条活版印刷所高橋豊治、そして発行所は中之条町創土社とある。定価は三十五銭であった。雑誌の同人をあげると次の十六人の名がつらねてある。

石井黒葉、一場四郎、袴田華子、丹羽壽、富沢吾妻、河瀬十剣、田中涼葉、高橋豊治、高橋冬子、中島雨郷、山口草太郎、福島露穂、後藤竹葉、近藤辰治、蟻川八郎、毛木敏（十六人）

そして編集後記にあたる「創土室」の項に、主宰者十剣は「創土がよいよ生れた。初号であることと、種々の不便のため出来上りが不体裁になったのは、どうぞ御許しを願ふ。次号には佐々木信綱氏、木下利玄氏、千家元麿氏などの玉稿が載けることと思ふ。……生れた「創土」はどこまでも成長させてい。所謂三号雑誌の誹りは絶対に受けないつもりだ」と昂然と述べている。そして目次をみると

四万の湯雑唱（河瀬十剣）、草の実（富沢吾妻）、秋夜寂唱（中島雨郷）、寂心（田中涼葉）、秀唱數語（十剣草太郎、吾妻辰治、涼葉雨郷黒葉）、山畑（高橋香山）、サフランの花（福田露穂）……短詩（一場四郎）、コスモス（後藤竹葉）、秋の
憂（袴田華子）、爐辺雜唱（石井黒葉）、朝露（六合冬子）、秋
雜詠（みなみ八郎）、秋（山口草太郎）、破レノートより（高橋豊治）これに社友詠草、社友吟唱、さらに断片などが折り込まれている。

ついで翌十四年一月十日早速二号が発刊された。創刊号は三百部印刷で社友の方々にさえ配布もれがあったので、二号は五百部にしている。創刊号の反響がよかつのか、同人たちはすっかり欣喜雀躍している。「まるで豊穡の地のたけのこのように「創土」がずんずん伸びてゆく。なんとすばらしい勢ひだ。……なんと恵まれた「創土」だ。私達ももっと精進しなくてはならない」と述懐している。さてこの二号になると、同人に山本たけぢ・小坂丑作・坂本秋翠の三人が参加した。さて二月号の内容をみると、巻頭には歌壇の元老佐々木信綱博士の玉稿「自分が今もってゐる第一の希望」が掲載されている。ついで佐藤緑葉氏（吾妻東村五丁田出身の文学者）が創刊号の同人の歌を懇切に批評しているが、総じて好評のものが多かった。氏は編輯者（十剣）に宛てた私信（「東都より」）のなかで、「中央の雑誌に出しても決して恥しくない人が沢山居られる事は何よりも愉快だと思います。……今日本の文化の狀態は、このような雑誌が色々地方に出来て、さうしてそれぞれの地方の權威を支持してよろしい時代になっているやうに思われます」と述べている。そしてこの二巻二号でも、新しい同人に浦野白葉・古屋雨詠・藤井義晴・青柳しんが加わった。

さて「創土」は毎月十日二号三号四号と発刊されるに従つて、同人及び社友応募者の数がふえてゆき、県内では前橋高崎に、県外には東京富山に、四つの支社が設けられるほどに伸びていった。二巻三号からは俳句面も拡張した。静岡高等学校生徒丸山武夫（中之条町出身）も応募していた。二巻三号に掲載された投稿募集の要項を示しておく。

雑詠短歌 特別社友二十首普通社友十首を限度とす。題詠
短歌編輯同人選。四月号発表（青麦）一人三首入賞歌賞金一
円宛、五月号発表（朝）一人三首入賞歌賞金一円宛。題詠俳
句村上鬼城選四月号発表（春雨）一人三句入賞句賞金一円
宛。五月号発表（雲雀）一人三句入賞句賞金一円宛。締切四
月号発表三月廿日、五月号発表四月廿日。

ところで二巻四号刊行を前にして会計主任田中涼葉の東都遊学にぶつかって一危機に陥いた。しかし雨郷八郎辰治の三人の援助をえて、これを克服しえた。そのため四号は遅刊した。そして四号から社友をやすくして、より多くの

読者を求めた。その時分からは多少ずつ変っていったようであるが、とにかく創刊後三年目の大正十五年の一月号に掲げられた同人をみると、十人に減っている。川瀬十剣の名はみえない。しかし田中涼葉、高橋豊治、中島雨郷、蟻川八郎、近藤辰治等地元に根をすえている熱心な文学愛好の同志結合に支えられて継続していった。

さて創土に掲載された短歌、短詩及び俳句のうちの主なものをおいておく。当時の創土の同人の中島雨郷(忠雄)が選んだものである。

短歌

浴びるものみななごやかに眼をとぢぬ

此の暁の川辺のいで湯

青空につと投げ上げしよつぐみの

その真赤きにうす陽光れる

湯上りの少女のはだへうすものの

ひとえをすきてにはやかに見ゆ

紺青の山はだ清くさわやかに

秋来りけり風の音きく

朝な朝な置くつゆ霜にくれないの

サフランのしべのみづみづしかも

この朝霧深ければさにはべの

松の葉末の白く見えけり

暮れ近み夕明りせる木かくれに

静かなるかもこほろぎ鳴くは

たらちねの母のこもろふおくつきを

河瀬 十剣

田 中 涼 葉

富 沢 吾 妻

袴 田 華 子

福 田 露 穂

六 合 冬 子

みなみ 八 郎

北風あらみふき凍てましを

一台の馬車は過ぎたり山峡の町は

寂しく夕日の光る

あぜゆけはいなごとびざりとびきたる

いねのはなみのつづきてはてなし

道はたにすがれはてたる草茎の

ほほけ穂もちて吹かれてゐるかも

語り合へば皆心持よき人なりき

そも知らずして吾は然し居し

故もなく秋雨の音をきき居れば

啼くせきれいのこゑかそかなり

思ひてもすべなきことぞと床に入りて

このまま永久に眠れと思ふ

たまきはる命そそぎて為すすべや

ついにむなしく年たけてけり

柴山のなそへに続いたかむらの

丸 山 武 夫

新 井 六 郎

山 口 草 太 郎

高 橋 香 山

池 田 み つ き

山 田 た け じ

青 柳 の ち 女

神 保 冷 平

ふかきにこもり鶯のなく

朝 持 雅五郎

晝たけて陽ざし明るき冬の日を

古 屋 雨 讀

もの書きながらひとり家居す

古 屋 雨 讀

若き日はかへらぬものと知りつつも

相 京 鈴 蘭

あだに過しぬ今日の一日を

冷やかな秋のこぼれ日この日暮れ

中 島 雨 郷

服葉のやりに寂しさを噛む

ところで、当時の短歌には、曰井大翼や橋田東声の朝玉

樹、島木赤彦のアララギ、若山牧水の創作其他北原白秋、尾

土柴丹などの流れをくむものが多い。雨郷は「現代人は現代

語で」という主張で、西村陽光の芸術と自由に拠って口語歌

短 詩

一 場 四 郎

教へ児をしかる其の声の我に答へて夕暮の教室

幾年ぶるか五円の札を手紙に入れて心の満足を感じし

(5) 中之条農業学校校友会雑誌

明治三十二年（一八九九）四月群馬県で最初の県立農業学校として設立された本校は、三十九年（一九〇六）十二

月に校友会雑誌（会報）第一号を創刊した。爾来毎年一回ずつ刊行してきているが、ここでは大正期の校友会誌に発

表された論説詞藻を通じて、当時の吾妻地方の農業学校の教師・卒業生（知識人）及青年学生たちの文化と思想をうか

がいたいと思う。創刊以来の校友会誌を一覧して、その論説をみると、農業学校の性格上から自ずと農業農村関係

（技術・経済を含む）のものが多く、ここにもまた時代や社会を反映した多くの諸問題が示されていて関心をよぶ。

飯事まじりごとのエブロンにはもう春が動いている

中 島 雨 郷

私一人が空間を占める雪の夜更けた

水仙の花が眼にしみる朝

草にねて起き上がるまでの私の幸福

この短詩は安齊一安（嬭窓村出身の弁護士）の創刊した短詩

の会員として作詩したもので型式のない短い詩である（雨郷

談）

俳 句

四圍雪の峻峰にして 空せまし

富 沢 吾 妻

萬歳は 去れりいとし 子おどけ舞子

星 野 光 雲

寒月の 庭に光れる ガラス瓶

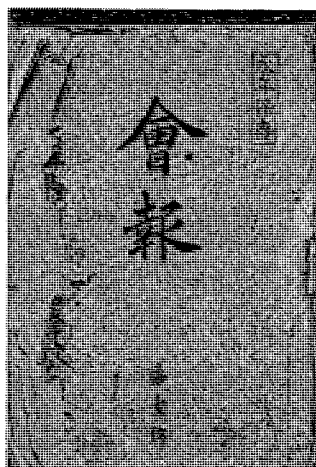
相 京 鈴 蘭

厨窓に 小鳥糞して 春は浅し

古 屋 雨 讀

装ひも 松の内なり 妻若く

折 田 光 有



中之条農業学校校友会雑誌
「会報」創刊号（明治39.12月）

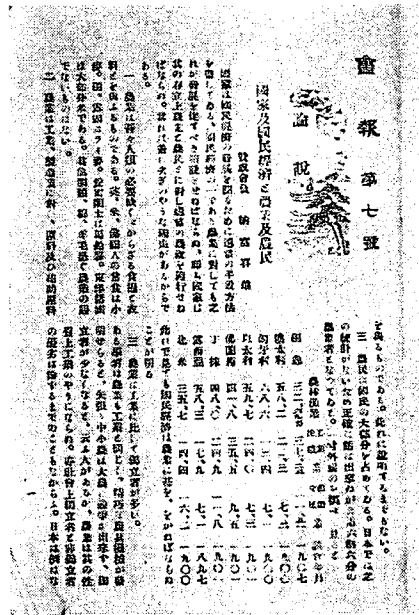
また隨筆感想文はじめ詞藻には、若い青少年の自然や社会及び人生への声が吐露されていて、人々の共感をそそる。創刊時がたまたま日露戦争直後でもあつてか、発刊の辞をみても、「征露の挙、已に局を平和に結び、我が国光赫々として東天に輝き、其の動靜一に世界の形勢に関する……」という時期で、論説にも特別會員猪熊廣作「殖民と青年」や伊能界知「戦後農業経営策」等が掲載されている。戦後の四十年代を反映する論説を示す次のようなものがあげられよう。

戦後農民の時務を論ず 卒業生儘田亀七。農業小言 三年田村丑太郎。戦後日本国民の覚悟 一年関口与重（以上第二号）。起て農界の青年 二年後藤和三郎。農界の青年に与ふ 二年原田代太郎。移民論 三年大島茂（以上三号）。農業と国

家との関係 三年小池角作。農工商論 二年渡辺基（以上四号）。天は自ら助くる者を助く 二年宮崎薫一（以上五号）。農村繁栄策 三年宮崎薫一（第六号）。

四十五年二月五日学芸部第三回例会には、「現今農村其荒廃極度に達し、今や農業界最大憂苦と目され救済の声喧々として聞ゆ。我校はここに生徒を教組に分ち、農村繁栄策を研究せしめ本日これが発表をなさしむべく開催さる。関郡長郡會議員諸氏等來賓多かりき。各組代表としての発表者は、一年 中沢久雄、阿部経義、田村晋四郎、二年 宮崎国一郎、小池秀雄、三年田中稻三、松井鶴壽、斉藤春三、生徒の外豊田技手納富先生滔々これが手段を説かる。以上いづれも有益なりき」とある。

さて大正期に入り二年刊行第七号の巻頭論説が納富先生の「国家国民経済と農業農民」で、まず注目される。これ



農業学校「会報」第7号の巻頭論文
 納富先生「国家及国民経済と農業及農民」
 (大正2年刊行)

国民社会における農業農村農民の価値を主張して、国家に適正なる農政を要請している。こういう農業農村農民をめぐるきびしい状況のもとで、大正期の農業学校の教師生徒の関心の焦点は、自ずからこれらの現実直視とこれにもとづく農業者としての自覚が主張されている。この校友会誌には幾多の先輩たちの海外はじめ国内各地の職場からの体験報告や篤農精農家達の見聞と提言等があつて、若い生徒たちの自覚や奮起を促していた。これを反映するかのよう

に大正四年の会報九号で湯田校長は「会員諸士に一言す」のなかで、一、各自修養に勉め人に迷惑をかけざること、二、修身齊家は勿論常に人の師表となり、地方改良の指導者を以て任すべきこと、三、各自其天職を自覚し、自己及社会の向上発展に努力すべきこと等を訴えている。大正期の会報に掲載された主な農業農村関係の論説をあげておく。

は戦後日本の資本主義経済の急速な発達に伴う商工業の膨張によって国民経済にしめる農業と商工業の地位が逆転し、近代日本における農村が遭遇した最初の危機であつた。農業忌避や農民離村の趨勢が現れはじめ、新渡戸稲造柳田国男、河上肇等の農政論がうちだされ、改めて農業農村農民と商工業都会商工業者との比較において、その国民社会における経済的文化的地位が問われた時期であつた。納富先生は広く欧洲諸国との比較から、この問題を多角的に論及して

國風其他 三年細田要之助（七号大正二年）、吾人の自覚
 増原薫三（教諭）、農民の性格 三年神保富治（九号大正四年）、我が農業者の自覚 三年飯塚鉄哉（十号大正五年）、青年と農事思想 三年剣持武司（十一号大正六年）、誠心と農業 三年黒岩多六（十二号大正七年）、我が農民 三年眞下八郎（十四号大正九年）、農業と競争について 三年佐藤与四男、

農との対話 一年田村基一（以上第十五号大正十年）、現代の小作農 三年竹内松雄（十六号大正十二年）、農村問題と振興策 卒業生豊田三郎、農村のこと 卒業生新井恒民、吾妻郡の副業 卒業生竹渕佐重（十七号大正十三年）、農村の形と影の中から 卒業生新井恒氏（十九号大正十五年）

これら大正期の論説を通読すると、多少とも転換期の日本の農業農村の立場を反映していたように思われる。商業の隆盛のなかで、かつての農業の優位が転落してゆく姿を目の前にみて、若い農学生の自己将来の進路に苦悩している姿が所々に散見された（田村基一「農との対話」）。また若い生徒のヒューマニズムは、「小作農だって人間だ」という絶叫をあげさせている（竹内松雄「現代の小作農」）。これは階級意識からの叫びというよりも、大正期にめばえた人間尊重のヒューマニズム心情からの叫び声であった。さてこの会報にはこのような農業農村についてのことだけでなく、広く自然や人生に関する若い生徒の思想を詞藻や随筆に託したものが毎回のようには散見された。郷里の山河草木を素朴な心情で描写しているものが多い。

麦の緑を瞭然と彩っている中を溜瀉色の吾妻川が悠然と流れているが、大河の岸に沿うた二三の茅屋に窺^{うかが}ひく白い煙が静かに空をさして立ち上って居る。町の方から長閑な鶏の声が聞えて、軌道会社の馬を繋ぐ声が始ると、余韻を長く漂わ

せ町に遠く広がった。すると一番の馬車は渋川をさして運転する（一年山本繁次「田舎の春」大正二年）。大正初期の中之条町の朝の姿をうかがひあがらせている。

大正六、九年当時農学生だった金井幸佐久は、その頃の学生間に高山樗牛^{しうぶ}が盛んに読まれて、人生論議に花を吹かせたと語っているが、まさに自由とデモクラシーの時代の反映だった。しかしこういう学生は全体からみるとごく少

数であったが、学芸部を拠点に熱心な先生をかこんで読書作文及び討論などに集中していた。こういう一人に中之条町の丸山武夫（後に東京大学教授）もいたが、木暮久弥談では「一年休学して、私たちと同級になったが夏目漱石のものなどよく読んでいたようだ」という。丸山武夫の論説詞藻が会報（大正十年十二年）に掲載されているので、その優れた論説「主義と理想について」を紹介しておく。

物には皆特徴がある。……特徴とは事物に付いて其の著しい性質を概説するのである。……従来他人委せの所謂社会道徳に順拠した自己無視の倦厭たる生活に飽足らず多くの少壮なる青年世の新人に因って、「因襲伝統を打破せよ個性の發揮尊重に意を注げ、新生の建設に励め」と提唱されるのを耳にするようになった。個性の發揮とは特徴の表明であり、新生の建設とは相互謙譲により特徴の表明をなすべき新世界の経営である。然して個性―特質を具体化したものが現時の何タイズムと云ふものである。……イズムは偏重性偏個性の

ものである。偏質なるものは必ず欠点が伴ふ。であるから主義を目的の爲の手段とするのは、如何か知らぬが、理想として見るときは、吾人たる者疑惑の念を挟まざるを得ない。……即ち徒に主義を以て理想也とするのは明瞭に違なりと断ぜざるを得ぬ。さて主義は価値なきものと云ふに、大に有之と云はねばならぬ。先づ主義のない者は傲慢であることは免れない。主義のない者は精進が出来ないのである。……一言以て之を蔽へば、主義は吾人向上の爲にして主義の爲の吾人ではない。

この論説を貫く思想の中心には、ヒューマニズムを基調とする大正時代の自由思想の影響が現われている。大正後期以来抬頭してきた偏重的な様々なイズムへの哲学的批判を示した若き日の丸山武夫の不屈な思惟を示していた。この丸山がまた「靈魂の孤独」「若さ」など秀逸な小詩教編を会報にのせていることも見逃がすことができない。

3 大衆文化の発生

日露戦争から大正期になると、中之条地方でも人々の日常生活の変化に伴って、地域文化の状況が多少ずつ変容し

ていった。永い間の伝統的な地生えの文化を集団的に享受してきた人々も、外社会との交流が開けてくるにつれて、新しい外来文化が享受できるような機会が多くなってきた。明治期にはなお地芝居草競馬はじめ地相撲や地元の素人義太夫等を、これをやる人と見る人きく人とが一諸になって楽しんできたが、次第に外来のくろうとのうまい演技をひたすら享受するようになっていった。これは娯楽文化における大きな変化であった。

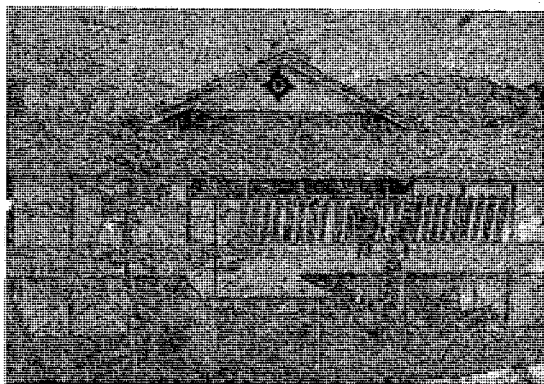
(1) 娯楽文化の変貌

大正期の朝日座の殷盛　すでにこの地方の人々の芝居の殿堂朝日座は、明治三十一年九月十九日に開場して以来、時折の出し物を通じてくろうと演技を十分に楽しめてきた。大正期になると朝日座の芝居その他催物は一層頻繁になり、人々をひきつけた。大正五年（一九一六）の主な催物をあげておく。

三月三日　女義太夫竹本小土佐一行、三月十六日　浪花節　　る。田村喜八日記には、「一行ノ芸道熟レモ妙手ニ入り面白
桃中軒雲右衛門、四月十六日　芝居橋松座一行、七月二十一日　カリシ。特ニ雲右衛門ニ至リテハ全ク頭目ノ質量アリテ衆人
日　浪花節桃中軒菊之助、九月十九日　活動写真（高崎電気　ノ聴ヲ集メ感心シタリ」と。一行は総員十五名で鍋屋に宿泊
館から）。し、翌朝九時に出発している。

雲右衛門の浪花節は午後五時開演、聴衆千人余入場していた

大正五、六年頃には女義太夫が盛んで、六年九月には朝日座に竹本素行（七日）、求友館に竹本綾之助（二十五日）が相次いで開演している。また当時は壮士芝居が大変な人気で志村松之助一座が県内各地を巡業していて、朝日座でも頻繁に開演された。六年十月十六日からの開演は連日大入り大繁昌を極めた。ついで翌七年三月二十六日から四日間の開演も大入りだった（田村喜八・辰雄日記）。そして第一次世界大戦中から戦後にわたる好景気と軍縮平和の波ののって、吾妻地方でも人々の娯楽演芸などの見るもの聞くものが繁昌した。こうして大正中期における朝日座は、この地方人の娯楽文化のセンターとして繁栄していった。当時の朝日座の雰囲気は大正時代の色合をよく示してい



開場当時の朝日座（明治32年）
（中之条町大字中之条）



「風雷」に連載した梅津春代の随筆
「みぞれ」(3)から

た。これについては当時朝日座の経営主佐藤代吉の娘梅津春代の随筆「みぞれ」（「風雷」十九号～二十六号連載）に詳しいが、この一部を引用して当時の面影をしのんでみよう。

芝居小屋と言っても舞台と呼ばれるだけあって、両花道から回り舞台まである本格的な設計で、当時の吾妻の山村の人々の娯楽の殿堂といっているくらいではないだろう。父も母

も、そこに働く人々も皆そう自負していたようであった。出し物は、ちよ ぼ が 入 る 本 格 的 な 歌 舞 伎 や、そのころ珍しい映画のシーンなど入る新派もの、当時流行の浪花節劇……父は歌

舞伎座の真似をして朝日座を飾り立てたのだ。舞台の飾りつけばかりではなく、裏方から木戸で働く若衆まで揃いの印判天、紺の井腹掛、股引紺足袋に、麻裏草履……大正七、八年の頃は何しろ景気がよかった。満員が続くと、「大入袋」が出る。白地に赤で「大入」と書かれた祝儀袋に二十銭三十銭

入っていた。役者衆から出方、勝手元から子供にまで配られた。若い衆達の中心になっていたのは、菊さん、竹さん、晋さんの三人兄弟だった。三人とも男っ振りがよく敏捷だったので女達の間では騒がれていたが、相憎女房子持で、こんな仕事には珍しい堅人で礼儀正しかった。

そして芝居を運ぶ出方さん達の舞台装置・幕引き・本入れ・せり出し・回転などをつとめる地元の人々についての細かい観察が述べられているが省略する。芝居興行に先だつての宣伝に町廻りの行列が行われたが、その懐しい情景を紹介しておく。

原町中之条伊勢町の人力車が全部集められ、一番前はたしか口上大鼓、次が旗持ち、そして其後に主だった役者が乗る。下足番のおじさん達はちらしを持って両側に、この旗持そして入場の様子についても、

外木戸には興行師側が上がる。中木戸は役所側から上る。

……客は三十銭か五十銭の木戸銭を払い、手あかのついた木さらしに旅役者の志村立之助、中村燕重、松本錦枝などについても、ふれているので、そのうち志村立之助のことをあげておく。

志村はメランコリーな苦風をもった俳優で、ハムレットには打ってつけであり、間貫一も適役だったといえよう。彼はカブる役者ではなかったが、町の人々には人気があった。「今度志村が来るんだってねえ」と楽しみにされた。家の女達も

ちは一廻りしてくると五銭玉一つもらえるので学校休みの日など小学生の上級生の男の子達が集ってきた。

戸札を受取り、下足を預けて中木戸に札を渡す。下足は五銭払って預けるのだが、……

志村さん志村さんとさん付けで呼んでいた。いくら山の中の人々もいいものはいいい、くだらないものはくだらないと見分けていた。

さて創業期から大正中頃までの間、ずっと芝居興行を中心に、義太夫浪花節そして時に安来節や説教節等の公演を交えて、町民たちに喜ばれながら伸長していった。芝居中心に経営してきた朝日座も、大正後期になると明治以来の世代交代に伴って、若い世代の志向の変化によって、大衆文化時代を迎えて経営の内容や形態の変化が要請されていた。芝居から活動写真（映画）への転換が要求されてきた。そして十三年（一九二四）三月には朝日座（組合）から朝日劇場（株式会社）と改称した。と同時に資本金を九、七〇〇円にふやした。この際新装なった朝日劇場開業式には参列者二百人余、初演は中村竹右衛門一行であった。この当時の主な公演をあげると

大正十四年二月十九日 片岡十蔵一座開演、四月十六日 況）、十五年三月二十五、二十七日 市川市蔵・中村大郎一
市川愛十郎開演、十月十三、十五日 長岡金六一一座開演（盛 座開演、十月十一日 沢村源之丞一座開演

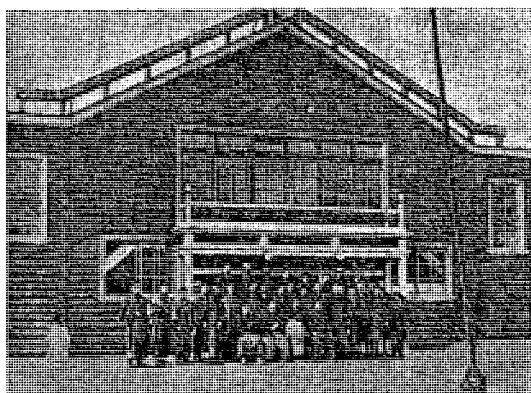
ここで大正初期の状況をつけ加えておく。まだ明治期の引継ぎで活動写真の方は珍しく、よく幻燈会が催されていた。青嵐会・吾妻医師会などでも幻燈会が催されていた。二年八月朝日産開催の活動写真の模様を田村辰雄日記で見ると、

今日より活動写真朝日座で始まる。楽隊までべ九人、それ ならん。十九日 今夜もライオンの活動写真の見物にやる。
が入場料としては五銭、大袋のみあれば行き見られるとは何 自分も終りの二組ばかりを見にゆく。

そして時々映写の活動写真は方々から借り入れたものであった。県内活動館からの借用もあれば、東京の活動館からのものもあった。六年一月十四日鳥追祭には浅草富士館の活動写真をもってきている。

求友館と活動写真 大正期には中之条町の朝日座と並んで、伊勢町に求友館が六年（一九一七）四月十四日開館され、その後ずっと演芸特に活動写真を通じてこの地方の人々に心の慰安を与えた。伊勢町には大正初期に電気館がで

には年輩の大人達が集まり、求友館には若い男女が押しかけた。これが又二つの町柄をも現わしていて、住民の性格とも一致していた。この活動館への往復は町村の若者達の新しい楽しみにもなっていて、活動帰りの夜道の語らいは単調な日々の生活への格好な刺激でもあった。こうして活動写真を通じてこの地方の青壮年達にも新しい話題が生まれ、求友の契機にもなっていた。求友館も開館当初には義太夫や説教節などの演芸もやっていた。主なものをあげる



大正期の求友館（中之条町大字伊勢町）

きて義太夫などを興行していたが、中期になると求友館に変わった。求友館は柳田阿三郎等伊勢町の有志の発起によるもので、その趣旨は、「演芸興行及貸席ヲ目的トシテ……」とあるが、「求友」という文字からも新時代

に即して演芸娯楽を介して友を求めるという柳田等の理想主義があったように思う。求友館はその後の映画時代に即して青壮年の娯楽の殿堂に発展していった。明治時代の幻燈から活動写真へと発展して大正時代に、この求友館でみた色々の活動写真には懐しい思い出が宿っている。無声映画時代の英雄だった「目玉ノ松チャン」（尾上松之助）は人々の人気のまゝであつた。チャンバラものと活劇が多かつたが、大正も末になると、松チャンの時代から阪妻（阪東妻三郎）や伝明（鈴木伝明）の時代になった。當時は「連続もの」がふえて次週から次週へと楽しみをつないでいった。ふつう朝日座では芝居が多く、求友館では活動写真が多かつたので、朝日座

大正六年九月二十五日 竹本綾之助女義太夫開演、七年二月十一日 活動写真「クオーボデス」上映、八年二月八日十日竹本朝太夫義太夫公演（木戸六十銭）。大正七年五月五日前

後には欧州戦争活動写真上映され、各町村の小学校五年以上ぐらいが観覧している（東村報）。

特に求友館で外国映画のキリスト教と関係のある「クオーボデス」が大正七年二月当月上映されているのは注目される。これをみた田村辰雄は日記に次のように述べている。

二月十一日「午後八時求友館「クオーバジス」ナル活動写真ヲ見ル、写面鮮明、ローマノ古事、邪ニ対スル正ノ教嬉シ

ク感ジタリ、キリスト教ニ基ク事トテ一般ニハチト考ヘモノ」とある。

そして十年すぎ頃から次第に活動写真の上映の方が主になっていったものと思う。なお特に活動写真の上映が盛んになったのは大正末年の十五年であった。一般に求友館朝日座ともに当時の開演は祭日市日などの日を中心に時折のものだったので、県会議員衆議院議員等の選挙の際の演説会などには、両館ともによく利用された。また名士などを招聘する講演会などにも時々使用されることも多かった。

はやり歌（流行歌）

大正中頃のお況平和の時代には、色々な歌や踊りが町を彩った。料理屋旅館などにも芸妓連がよく出入して三昧の音と歌声が町通りにも響いた。端歌小唄都々逸なども流行して大人たちもよく口吟んだ。これに並んで各地の民謡と踊りがはやり、安来節・新磯節・鴨緑江節などが、この地方の人達にも好まれた。大正八年出雲名物中村小奴が十月一―三日朝日座に來場した。こういう民謡と踊りのほかに、大正後期になると新しい歌謡が住民の口から歌われだした。これには大正になると相当手広く町の家庭に入ってきた蓄音器や活動写真が媒介となった。当時は「はやり歌」として町村の若衆壮年たちの間に急速に浸透していった。船頭小唄・かごの鳥・カチューシャの歌・スットトン節・馬賊の歌などが相次いで歌われた。大人の流行歌がいつの間にか子供たちにも口吟まれるよう

になった。こういうなかで、大正の町の人々には庶民とか民衆とかいう感覚が自然に醸し出されるようになった。

見せもの 明治にはじまった草競馬は、大正になっても前期にはまだ盛んに行われていた。大正期になると漸く普及しはじめた自転車競技がこれに代って、時々祭りなどの際には余興として自転車競争が盛んに催された。

大正二年三月十二日 西中之条祭典ノ余興ニ自転車競争アル由ニテ、朝来自転車ニテ西中之条へ行クモノ絶ヘズ。見レバ話ニナラナイ程小サイ。コノ場所デヤレバ負傷者二三名出ズベキ事必竟ナリ。十九日 数日来待チニ待ッタ西中之条ノ明神祭モ余興ノ自転車競争ナキ事ナラバ、至ツテ振ハザルコトナラン。四月十八日 昨今両日催サレシ吾妻競馬会ヲ見物ス。……

大正八年四月三日 伊勢町諏訪神社本日祭典、余興ニ吾妻輪友会自転車大競争会が小学校デ開カレ、大盛況(以上田村辰雄日記)。

明治に続いて大正になっても、素人相撲が祭りの日などに開催されたが、大正期にはよく玄人相撲(大相撲)の地方巡業が中之条町で催された。当時開催された相撲興行をあげると

大正五年十一月二十六日～二十八日 横網鳳、大関大蛇渦 行が来た。そして十一年十月二十二日には大関大刀光三杉磯一行相撲興行、八年五月二十六日にも横網鳳、小結玉ノ海一の相撲興行があった。

さて大正中頃の好況泰平期には、各種の見せ物興業が中之条地方の人々の前にくりひろげられた。手品奇術・小人の曲芸・サーカスはじめ大蛇・移動動物園などがよく催された。時折やってくるサーカス業者は人さらいといわれて子供を怖わがらせた。共樂園(現在財政事務所辺一带)の空地に大きな天幕小屋ができてしばしばサーカスが催された。大蛇の見せ物は市日の仲店にはられた。山田実日記にも大正十二年十月二十一日「中之条へ大蛇の見せ物を稲作(実の長男)が見に行った」とある。

義太夫の流行 大正期はまだラジオの現れる前で、マスコミ以前の地方文化として自分でのしむ文化の範圍が多

かった。楽器にしても古くからの三味線をたしなむ人もかなりいた。素人の義太夫浄瑠璃が町でも村でも流行していたし、世界大戦後の太平の世には町に芸妓連のふえたことも併せて、町民の間にも小唄端唄に三味を喜ぶ風潮も盛んだった。玄人、芸妓衆のお稽古とは別に、町の娘達の間にも琴の稽古がはじまったのが大正中頃からである。新しい大正琴の流行で、これをたしなむ少女も少数現れた。大正時代には庶民の間に義太夫がはやったことがあげられるが、町では盲人師匠のもとに集まる義太夫好きの人たちも多かった。村の流行の様子については山田実日記に詳しい。

大正十三年三月の時分のことについて、此の月は若い衆が沢山義太夫を習った。二月十一日行つて稽古の様子を見た。三月二十一日から二日間昼夜を通じて義太夫のおさらいがフクベ屋にあった。少年青年から四五十の孫のある程の人まで気がそろつての稽古だから前代未聞の盛会だった。財力豊かな人の後援によつた。四月八日の村社例祭の日と翌日、今

一度は宿を変えて義太夫が上森の家で公開された。皆さんなみの保身の秘決で村中一戸一人はお義理で拝聴にくるから、又盛会だった。義太夫の盛んだった當時の話に、義太夫の仲間をしない若者が若衆仲間の交際からはずれたかどで、祭の日に獅子が舞い込むという噂がたったとの事。

(2) 遊びとスポーツ

大人の遊び 毎日の労働に追われ、これという遊びもなかったのが明治以前の町村民一般の生活であつた。遊びにしても遊びらしい遊びというものはあまりなかったといえる。日露戦争後からの社会状況が、人々の心に従来とは違つて生活をたのしむことを教えた。この地方では世界大戦後の好況と太平の時期に生活享受の考え方が生れた。観桜の会観梅会などは明治から行われていたが、大正の新時代の花見や遊山は明治のものとは幾分違つてきていた。明治期の一部有志たちによる観桜会と違つて、大正期には青年会・製糸工女はじめ町内各々の職場や地区ごとに盛んな花見の宴が催された。新しい旅行なども時折行われるようになった。遊びといえば、大正中頃には町の料理屋がど

四 大正期の文化と思想

四年の五月節句に、「青嵐会が日ノ出ニ青嵐ノ二字ヲ現ハセシ風ヲアゲル由ニテ大騒ギ、町田儀平竹野屋郵便局等も風ヲ揚ゲル、サテサテ現代ヲ超越シテ昔ニ返ル様思ハル」(田村辰雄日記)にみられた。八日にも、「天気快晴ノ事トテ節句ノ風揚ゲ中々盛ンシテ、青嵐連中モ局長御大(幸原良一郵便局長)ニテ鍛冶峰(鍛冶屋小池峯吉)トガ、カラミツコして首尾



大正期の花見の宴
(中之条町英雲殿の庭)

こでも三、四人の芸妓をかかえていたが、好景気の際とて寄合い宴会が多く、町や村の旦那若旦那衆などが不断に遊ぶ機会も多かった。そんなことから芸妓たちとの艶話も生れたわけで、大正時代の平穩な田舎町の社会に花をそえた。さきの中之条町出身の梅津春代の「みぞれ」には、浮沈の運命をたどる彼女たちと地元の旦那衆とのやるせない人生行路が見事に描写されていて、大正期の町の一つの時代相を示している。最後に、大人の風揚げについてふれておく。大正前半期には五月節句にはよく風揚げ競争がされたが、



農業学校入口(金幸)の桜花の満開の頃

ヨク勝利ヲ得タリ」とある。

子供の遊び 子供の世界の遊びをみて、明治にくらべると大分違って兵隊ごっこやチャンバラ遊びが多かった。明治のタコ揚げ、コマ廻し、メンコ遊びなども引続いて行われていた。町通りの広い商店の庭先は子供達のよい遊び場だったし、奥行のながい町並の裏手もまた子供達が遊び廻るには格好の場所だった。カクレンボ・冒険探偵ごっこなどにはいつも使われた。中之条町で子供時代を過した丸山武夫（元東京大学教授）は、「大正初期の子供の世界」（寄稿）について、次のように述べている。

学校から帰ると、内の様子を窺い教科書を包んだ風呂敷を玄関から投げこむと、一目散に逃げた。そうまでして遊び廻った生活圈も今考えてみるに、生家（大字中之条下之町栄壽亭横町）現在佐藤病院横町）の周囲百メートルか二百メートルの範囲であったようだ。例えば上がると下之町の通り、下れば裁判所のある新道が限界で、何かの事がなければ中之町や曲の手はめったに出でいかなかった。兵隊ごっこの腰にさげたサーベルに用のない衛生兵にされ、吉池の裏あたりまで駆けさせられると、まるでもう家へ帰ることのできない、遠い見知らぬ魔法の国にでも迷いこんだような不安を感じた。

学校から帰ると小遣をねだることがあった。母は煙草盆の底をまさぐり、一銭銅貨を摘み出して呉れた。五厘で沢山だ、と兄に睨まれたことがある。一銭をもって駄菓子屋へ行くと煎餅は六、七枚、饅頭は二つ、飴玉なら十箇くれた。私の子供の頃の交通は遠出なら人力車しかなかったように思う。それがいつの頃か、四万や沢渡にラッパを吹いて馬車が通うようになった。下（渋川前橋）の見知らぬ世界へ通ずる鉄道馬車ができたのは、また後のことである。青山が私の行手を遮る障碍として大きな精神的圧迫と感ぜられた頃、私の少年期はようやく終ろうとしていた。

大正の子供は中之条町では勉学修養の場として町内別に少年会があった。夜学会も開かれて上級生が下級生をよく教えてくれた。学校の予習復習の勉強のほかに、自由な読書も盛んだった。昭和の子供のように、まだ漫画本は少く、おもに少年講談本が多く、岩見重太郎、猿飛佐助、霧隠才蔵はじめ、真田十勇士、荒木又右エ門、柳生十兵衛、



村の子供の竹馬遊び

た。そしてベースボールも町内の広場で行われた。新しい憧れのまともになった。

(3) 新聞と雑誌

大正中頃から、特に十二三年頃からは、従来の見るもの聞くもの、遊ぶものとは違った新しい形態の文化すなわち大衆的な文化様式が登場してきた。

明治期にもすでに新聞雑誌を購読する人達がいたが、これは村でも町でも一部のものに限られていた。この地方でもごく一部の上層の家々であった。近村有数の財産家の町田庄蔵家の明治期の資料をみると、この家々の購読新聞は

里見八犬伝等々の武勇伝が愛読された。また大正期には少年倶楽部（大正三年）少女倶楽部（十二年）が発刊されて、子供達によく読まれた。大正末に出た新しい小学生全集なども上級生には身近かなものだった。勉強ごっこ図書館遊びなどを通じて、戦後のテレビ時代の子供とは違った性格がつくられた。それに季節毎の遊びの中で、草つき・魚とり・山登り・夏の祇園祭の大鼓のけいこ・盆の度胸だめし・秋の運動会の練習・冬の雪合戦・氷すべり・正月のカルタ会・十四日のドンド焼・鳥追いなど、大正の町の子供の遊びの年中行事だった。

新しいスポーツの導入 大正も、終末になると、子供の遊びにはスポーツが現れて、トビックラ（競争）のほか、走高跳・走幅跳・槍投、円盤投などの競技も子供の世界に入ってきた。町の家裏庭に砂場がつくられ、高跳幅跳が盛んになった。竹による槍投・大きな石による砲丸投などが流行して危険なことも多かった。

二十年代と三四十年代にわたり、ずっと上毛新聞を月々とっていた。なおこの外万朝報・中外新報・時事新聞・国民新聞、時に貿易新聞なども購入していた。田中甚平家では三十年代から中外商業新報上毛新聞はじめ国民新聞や時事新聞・さらに英国商業新報（三十年代）等も購読していた。田中甚平は殖産事業家として各種の実業関係の機関新聞などにも目を通していたことが日記からうかがえる。また木暮茂八郎・桑原竹治郎はじめ田村喜八・柳田阿三郎の日記手帳などによっても、各種の新聞をよくみていたことがわかる。国民新聞時事新聞上毛新聞のほか、東京日々、毎日新聞などからの記事が引用されている。特に日清日露戦争の時には、その戦果の記事を実に詳細に新聞から転載している。明治後期の町村長などは新聞には中々よく目を通していたように思うが、大体この地方の各町村の有識者たちの間では新聞を購読するものが多かったようだ。そして購読方法は直接に新聞社に注文送金している場合が多かった。

さて雑誌書籍類をみると、各家々で様々であったが、旧家費用帳などで見ると、書店払いくという記載が多く、書名のわからないものも多い。農業書法令書はじめ歴史書等様々であった。雑誌類では地元の吾妻教育会雑誌はじめ少女界（明治三十五年）などと明示しているものは少く、雑誌何冊いくらという記載が多い。

さて日露戦争後から大正初期になると、新しい時代風潮のもとで、この地方にも新聞雑誌はじめ読書への関心がたかまってきていた。産業交通の進展による生活の向上に伴って、知識や文化への意欲も漸く現れて新思潮への憧憬が若い世代を中心に盛りあがった。郵便電信電話も開通し、馬車交通も整備されて外社会との交流も少しずつ便利になったので、新聞雑誌なども住民の手元に早く届くようになった。それでも雨や雪が多いと悪路となって、そのため中之条―渋川間の馬車軌道が不通になることもしばしばあって、新聞や郵便も遅れることが多かった。若い知識欲の旺盛だった田村辰雄が大正二年一月当時の護憲運動の昂揚期に、二十二日「降雪甚シク……其上甲里隧道七日間余決潰

セシメタ軌道運転中止、交通杜絶シテ新聞来ラズ、待チニ待ツタ議會ノ様子未ダ知リガタシ」と焦燥するようなことも生じた。

大正前期には既に述べたように、町では青嵐会、山田村では図書館などによって書籍雑誌の回覧が行われていたが、個人でも注文購入して各種の書物雑誌を読んでいた。中之条の神保書店(やませ)、原町の朝陽堂などに注文して取寄せる人々も多くなった。さきの町田庄藏家などでは、四十年代から続いて「太陽」や「女学世界」、「少女画報」を定期的に購読していた。山田実もまた「太陽」や「幼年画報」などを直接注文して購読していた。四年一月十日に「太陽と幼年画報を各一カ年分注文した。金額は合せて六円十六銭、近年の物価安に比すれば定めし大奮発であった」と述べている。そして大正になると三年少年倶楽部、五年講談倶楽部、面白倶楽部、婦人公論、六年主婦之友、九年婦人倶楽部と、少年婦人及び一般向の雑誌も少しずつ創刊されて、大正中頃からは大衆化の趨勢も次第に現れてきて、これまで新聞雑誌書物の購読では、ごく一部の町村民だけに限られていたのが、大正後期になると町の場合には、一般の中産層にまで購読されるようになっていった。

デモクラシー風潮のもとで、県内新聞も大正十年頃から急速にふえた。これと併せてこの頃から購読者数もふえている。大正十四年(一九二五)には、市内発刊の新聞(月一〜三回)が十紙以上になったほどで、購読数も又増大していたことがわかる。大正末には町では中産層までが新聞の購読者になっていた。これを裏付けるように、大正十四年六月には、吾妻新聞雑誌株式会社が設立されている。それ以前にも、この地方の新聞を取扱う販売店が大正期には色々な人がやっているが、伊勢町の柳田産業園、中之条町では徳間茂重郎、佐藤代吉……幾人かの手によってこの仕事がなされてきたが、大正末に近くなって漸く大衆新聞雑誌の時代を迎えて、吾妻地方にも斯業の会社が生れるようになった。町の書店も神保書店のほかに、新しく太田屋書店(田村丑十郎)が開店した。大正十三年十二月には新し

い大衆雑誌として「キング」（講談社）が七五万部も発刊された。新聞紙上で前から宣伝予告されていたので、町村民の予約も多かった。発売日には書店の店先にキングが山と積まれ、店頭に人々が殺倒した。キングは田舎町でも書籍文化の一劃期をつくった。他方子供向雑誌も漸く少年・少女倶楽部が出揃って、この地方の小学生にも読まれるようになった。また十一年には小学館からは小学生雑誌が発刊されて、子供達に愛読された。進んだ若者のなかでは「新青年」や「現代」などを手にするものも現れた。当時毎日新聞は一〇〇万部、朝日新聞一〇五万部発刊と公表された（十三年一月）。かくて大正期も末になると、中之条周辺でも大衆化した新聞雑誌が漸次広く多くの人々にも親しまれるようになった。

五 大正期の教育

大正期における群馬県の教員は、明治末期における「本県教育ニ関スル四大方針」に基づく実施運用の過程であった。まず行政面では就学督励のため、就学率をあげて義務教育の普及をはかるとともに、この時期から教育の内容を充実させる努力も本格的にすすめられて、その効果も次第に認識されるようになった。県では、まず目標を出席率、校舎、校具、児童生徒の学習成果を優秀ならしめることにおいている。また貧困児童に対する特別教授学齡児童保護会が各地に組織され盛んに活動した。

明治四十三年に「普通教育奨励規定」が定められ優秀校に対しては「教育旗」、優秀な市町村に対しては「自治旗」を授与している。大正五年伊参村が本県の模範村として「自治旗」が授与される。なお吾妻郡としては岩島村（五回）原町（一回）が自治旗を受けている。

教育面では、従来の注入主義の教育に対する反動としてか、児童活動の重視、自学自習の風潮に基づく教授法改善の動きは、研究会講習会を通じて教育界に活況をもたらした。

一方、徹底した鍛練主義、技能優先の方法をとった中心は矢島鐘二（男子師範学校教諭）である。各種体操遊器具の充実、教員の体操講習会が開催され、「群馬の体育」は全国的に有名であった。吾妻郡でも矢島教諭をまねいて学事会で、体操研究会を開催している。

大正四年十月には、吾妻郡連合体操会が、第一部 中之条校、第二部 岩島校、第三部 長野原校の三会場で開催されている。なお肋木、平行棒、平均台、跳箱といった体操用具も整備されていた。

前期体操研究会には高学年の児童も参加しており、各校の体育は面目一新して其の発達は目覚ましいものがあった。児童の姿勢と行動が一新したともいわれている。

1 四大教育方針をうけて

(1) 就学の督励

明治四十二年度における本県の就学率は、九六・三％で、全国の平均九八・一〇％に比べると、かなり下まわっていた。県の「四大教育方針」の第一が就学督励であったことはいうまでもない。

県では教育方針四綱領実施方策を出し、そのうち就学については、次の通りである。

第一 学令児童ノ就学出席ノ成績ヲ良好ナラシムル方法

一、法規ノ施行並当事者ノ家庭訪問

二、奨励ノ事項

(イ) 団体奨励

1 学級 2 部落

(ロ) 個人奨励

第7—60表 児童出席歩合表（吾妻郡報より）

	大正 5年4月	大正 10年10月	大正 5年4月	大正 10年10月
学校名	尋 常 科	尋 常 科	高 等 科	高 等 科
	%	%	%	%
中之条	95.64	96.61	99.33	97.15
東	94.55	92.37	99.02	95.45
太 田	98.04	98.28	99.90	99.06
原 町	98.01	98.47	98.17	99.58
岩島東	99.38	96.44	100.00	—
岩島西	97.45	96.20	98.98	—
坂 上	95.25	93.96	98.32	—
長野原	92.62	81.95	96.45	—
婦恋東	84.31	79.63	95.97	—
婦恋西	82.54	78.11	97.83	—
六 合	92.16	85.56	95.88	92.62
草 津	96.58	92.30	99.11	94.31
沢 田	97.66	96.07	100.00	98.91
伊 参	98.35	988.3	999.2	98.34
五反田	99.21	96.22	—	—
蟻 川	99.23	99.14	—	—
名久田	96.44	97.31	99.44	99.73
高山	—	—	99.70	92.72
尻 高	97.23	95.23	—	—
中 山	95.52	—	—	96.28
平 均	95.27	89.11	98.63	95.98

行なつた。

学令児童保護会の活動、特別教授が実施される一方、郡市町村行政担当者と学校が一体になって就学、出席督励を

(イ) 奨励方法

1 奨励旗

1 毎月皆出席
3 六学年間出席

2 一年間皆出席
4 遠距離ヨリ通学生ノ精励

2 褒詞賞状賞品等

(ニ) 3 就学出席状況ノ揭示
保護者ニ対シテ

極貧ニシテ能ク就学出席

伊参村学令児童保護会々則によると、その第十一条には「本会ハ其目的ヲ達スル為貧困ナル児童ニ学費ヲ給与シ若クハ貸付スルモノトス」とあり、学用品金二円、弁当料（一食三銭として年間延二四〇食と仮定す）七円二〇銭、用具料三〇銭、被服料（夏・冬各一着づつ）二円五〇銭等がきめられている。

出席の月別統計は毎月五日



中之条尋常高等小学校第2号樹栽地（明治37年4月）

までにまとめられ、学級―学校―郡役所―県へと報告された。吾妻郡では、管内小学校ごとに出席率に順位をつけ『吾妻郡報』にのせ、その意識を高めた。また学校でも、個人別、学級別、部落別などの区分で統計をとり、順位によって賞を与えるという方法をとった。

吾妻郡各町村の小学校における児童の出席率をみると第7―60表（前頁）になる。大正五年（一九一六）にくらべて、五年後の大正十年（一九二一）の方が出席率が低下しているのが注目される。

(2) 基本財産の増殖

学制による小学校の設立維持費は文部省の扶助委託料であったが、その額は少なく、授業料、寄附金、学区内集会、学校資本金等の方法で学区内住民が負担した。学校の維持費を安定させるには学校が資本金を所有し、その利息金を経費にあてる方法、すなわち学校資本金を蓄積することが必要であると考えられた。

現金を得て蓄積していく方法と、このほか学校で植林を行ない学校林を育成して、その収益を基本財産にする考えがあった。

開校三十年代になると国有原野の払い下げを受けたり、村共有地などに植林がはじめられた。この方法は小学校の児童、教職員が中心になって作業を行なう関係で、学校からあまり遠くない所に造林地をえなければならなかった。三十九年に県では「小学校基本財産蓄積管理規程準則」を示し、四十四年には本県教育の四大方針の一つにとりあ

げ施策の重点とした。

ここで沢田村小学校基本財産蓄積条例をあげると次のとおりである。

第一条 本村へ教育ニ関スル資金ノ充実ヲ図リ必要ナル教育費ニ充ツル為毎年度小学校基本財産ヲ蓄積ス

第二条 左ニ掲クル収入ハ沢田村小学校基本財産トシ蓄積スルモノトス

一、小学校基本財産ヨリ生ズル収入

二、学校不用品払代

三、学校園、学校樹栽地、全農業実習地、其ノ他学校所屬

財産ヨリ生ズル収入

四、指定寄附金

五、小学校及実業補習学校生徒授業料

第三条 左ニ掲グル場合ハ村会ノ議決ヲ經テ第二条第二号及

第三号第五号ノ蓄積ヲ停止スルコトヲ得（各項省略）

こうして一町三カ村の各小学校はそれぞれ植樹栽培を実施したが、明治四十年五月現在における状況は次のとおりである（下表）。

小学校樹栽町村合計表
（明治40年5月現況）

町 村	樹 栽 反 別	樹 種 別 ・ 植 付 数	従 事 セ ン 児 童 数
中 之 条 町	九、一〇二歩	杉 七、一、五〇三本 松 一、八二三本 杉 一、四八四本	九三人
沢 田 村			
伊 参 村	二、九〇七	杉 桐 四〇〇本 杉 九五〇本	二八人
名 久 田 村	七〇三	杉 五〇〇本	七六人

(1) まず中之条小学校をみると、

○明治四十年 桧三百本を学校樹栽地二号地に高等科生徒によつて補植し、田村校長は卒先して宇津間の学校林にも相当数植樹した（中之条小学校沿革史）による）

(2) つぎに沢田小学校では、

○明治四十四年 十一月二十日より三日間青年連合会主催農産物品評会を開催、其の売上高より一切の費用を差引き、十五円三十四銭を小学校基本財産に編入す

○大正十三年 大字山田字吾嬬山の地、本校基本財産中に編入せられしをもつて、皇太子殿下御成婚記念事業として五月六日、杉二五〇本、扁柏二五〇本を植樹し、八月十三日 下刈を行う。

2 大正期の学習

(1) 教科課程

大正期における教科課程は、明治四十年三月の小学校施行規則によって定められた基準がほぼそのまま用いられた。大正期においては、華麗ともいえる新しい教育改革があいつぎ、大正新教育として一時代を画したのであったが、それは法規上の指示などによって行なわれたものではなく、教育独自の成長と大正デモクラシーなどの影響による教師の自主性伸長によって実践されたものであった。

大正七年五月に、臨時教育会議は、小学校教育の改善に関して答申をし、八年三月小学校施行規則が改正された。改正の要点としては、従来五学年になって加えられていた理科を四学年におろしたことである。第一次世界大戦後の反省として科学技術教育の振興が要望され、それに応えるための処置であったといえよう。

高等小学校の教科課程に関しては比較的大幅な改訂が行なわれた。

即ち必修教科は修身、国語、算術、及び歴史、地理、理科、唱歌、体操、裁縫（女子）とし、これらのほかに、手工、農業、商業、家事（女子）のうち一科目ないし数科目を選択科目として加え得るとし、また土地の状況によっては図画、外国語などを加えることができた。次ぎに尋常科・高等科夫々の学年別教科課程を一表に示す（次頁）。

(2) 教科書

教科課程についての改正点は少なかったが、教科書については大正七年から大幅な改定が行なわれた。

国語の読本は、これまでの『尋常小学校読本』が修正されるとともに『尋常小学国語読本』となり、これまでの黒表紙から灰白色の表紙になる。前よりいくらか明るくやわらかい感じのものとなった。巻一の巻頭の第一ページは桜

尋常小学校教科課程表

計	手 工	裁 縫	体 操	唱 歌	図 画	理 科	地 理	日本 歴史	算 術	国 語	修 身	教科	学 年
二二			四						五	一〇	二		一年
二三			四						五	一二	二		二年
二五			三	一	一				六	一二	二		三年
女男 二九七		二	三	一	一	二			六	一二	二		四年
女男 三〇八		二	三	二	女男 一二	二	二	二	四	九	二		五年
女男 三〇八		二	三	二	女男 一二	二	二	二	四	九	二		六年

高等小学校教科課程表

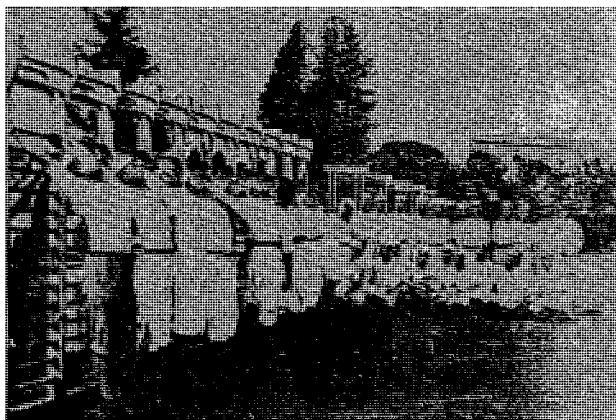
計	裁縫	体操	唱歌	理科	地理	日本歴史	算術	国語	修身	教科	学年
女男 二二 八四	三	一	一	二	二	二	四	八	二		一 年
女男 二二 八四	三	一	一	二	二	二	四	八	一		二 年

の花の絵に「ハナ」とあり、つぎに「ハト マメ マス」「ミノ カサ カラカサ」となる、すこしすすむと「ガン ガトンデ キマス。一二三四五六七八九十バ トンデ キマス。ガンガン ワタレ。」となり、童話、昔話の類は数は少なくなったが、文章は長くなり、「サルトカニ」は十ページの物語となった。

五 大正期の教育

(3) 体育と運動会

大正期の群馬の教育で、全国的に有名になったのはまず体育であった。体育教育の中心となったのは群馬県師範学校附属小学校の矢島鐘二先生である。先生の指導は県下各地に及んだ。ここでの実践は主として

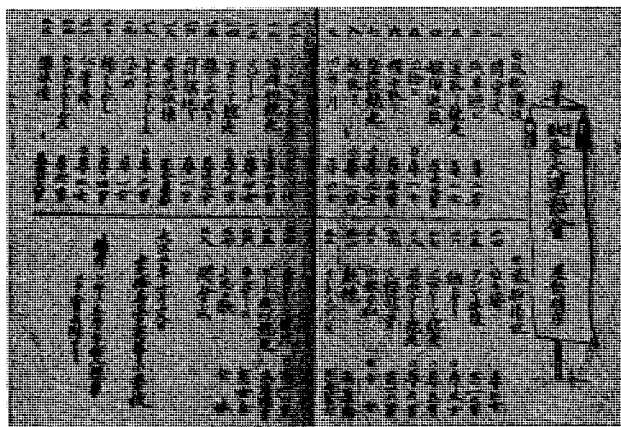


大正8年度教員の体操夏季講習会
(中之条尋常高等小学校)

算数の教科書も大正七年から十三年にかけて大修正が行なわれた。豆細工や色紙細工などの作業による算数教授もとりいれられ、児童の生活や活動を重んじたことは、当時の教育思想の反映したものであるといえる。

歴史の教科書は、大正十年から『尋常小学国史』となり、その後『高等小学国史』も編集された。

地理の教科書も時代の変化に応じて修正され、理科も新しく第四学年が編集され、大正十一年から使用された。



秋季大運動会順序(大正2年)中之条尋常小学校

器械体操と教練が中心で、きびしい指導が技能の向上をめざして行なわれた。この実践にならない県下各地に体操熱が高まり肋木、小鉄棒、跳箱、マット、はん登棒などが各地の小学校に整うようになり、群馬の体育は全国的に確固たる地歩を築いていった。

体育講習会 体育の隆盛は県当局や村行政当局の熱の入れ方であり、県下の教育会が中心となって三〇四日間講習会を開催している（下表）。

この講習会は、所謂一般講習会とは大いに気分を異にし、極めて厳格なる性質をもっていたという。

大正十五年体操器械の代金

沢田尋常小学校第四分校（現中之条第三小学校）

肋 木 四十七円四十銭
 平行棒 三十三円十銭
 平均台 七円五十銭
 肋木用腰掛 十二円

運 動 会

伊参校秋季連合運動会

大正九年十一月

一 開 会 式

二百ヤード 尋一二男
 三宝探シ 四五六女
 四百ヤード 高一二男

年 度	主 催 者	会 場	日 数
大正四年	第二区学事会	岩島東校	四 日
大正六年	第一区学事会	中之条校	四 日
、	第二区学事会	岩島東校	四 日
、	第三区学事会	長野原校	四 日
大正七年	第一区学事会	中之条校	四 日

五 大正期の教育

五	環クグリ	尋一二三女
六	百ヤード	尋一二三女
七	二百ヤード	尋三四男
八	三百ヤード	尋五六男
九	農装	青年
一〇	栗拾ヒ	高一二女
一一	玉送リ	尋一二三男
一二	戴蕨	尋一二三男
一三	八百ヤード	青年
一四	紅葉狩	尋一二三女
一五	提灯	青年
一六	提灯	尋四以上女
一七	計算	青年
一八	スプーン	尋四以上女
一九	六百ヤード	青年
二〇	戴蕨	尋四五六男
二一	耐重	青年
二二	提灯	処女
二三	マラソン	青年有志
二四	俵負	高一二男
二五	リレ	尋五以上男
二六	体操	尋五以上の男
二七	提灯	来賓及役員

二八 閉 会 式

「伊参精神」を思う 関 佐 団次

私の母校は、旧伊参村岩本に設置されていた伊参尋常高等小学校である。私の尋常科の高学年頃から毎年、学事会単位（中之条、原町、東、太田、沢田、伊参、名久田、高山）で、中之条の校庭を会場に体操会というのが開催された。これは、各校が平生演練した体操（集団体操）の技量を発表し合って、学童の体位向上を図ろうとする意図によるものであったと思う。私は五年生になった時、初めてこれに参加した。担任の先生の特訓を受けて、級友互に励まし合いながら出場したのであるが、その結果は実に惨たんたるものであった。それというのは、自校の運動場は正規のテニスコートもとれない程狭小なものであるのに、会場の校庭はその何十倍もある広大なもので、まずそれに度肝を抜かれてしまったのである。それと、私どものクラスは五・六年男女合せて僅か二十数名という小規模なもの、これに対して他校の出場組のほとんどが単式学級で一クラス四・五十名、そのうえ服装も立派でいかにも堂々たるものであった。こうした外見のことにも威圧されて、すっかりおじけづいてしまったのである。まさに、井の中のかわずが大海できもをつぶしたのである。実演中、先生の号令など全く耳に入らない。もっとも、散来自身もあがっていたのかも知れない。こんなことで、散

々な不成績にみんなくちびるをかみ、涙をのんだ。平素小さな山村、そして小さな学校ということに何となく抱いていた劣等感が、この日さらに、いやというほどじめじめに打ちのめされたのである。

その頃の伊参村の教育組織は、私の母校が尋常科と高等科の併置であつて、尋常科一年から三年までが複式学級で約三十名、四年から六年までが複式で約三十名、高等科は一・二年複式でこれも約三十名、合計八学年で児童数僅かに百名前後、先生は校長を含めて男三名（学級担任）と裁縫科担任の女教師一名という過小規模学校であつた。このほかに、蟻川と五反田にそれぞれ尋常科だけ（一学級児童数約五・六十名）のこれまた過小規模学校が設置されていた。山地という地形上の悪条件が、小さな村にこのように過小規模学校を分立させ、それが学童たちに劣等意識をもたせる大きな要因をつくつてしまつたのである。私どもは、このつらい体操会を翌年もまた経験し、コンプレックスは一層深刻になるばかり、その劣等意識は小さな山村のすべてに対する価値観をゆがめてしまつたようにさえ思われたのである。

たまたまその頃、わが伊参村が自治業績優秀の故をもつて県から表彰を受けたのである。いわゆる模範村であつて、当時県下に五指を屈するほどしかない、自治体にとっては最高の栄誉であつたのである。ある日、私たち小学生も村民と共に、村長さんが捧持（ほうじ）して来る自治旗を村境まで出

迎えたが、その自治旗は実に尊貴なものに私どもの心に映じたのであつた。それから後、「模範村を誇れ」「自治旗を汚すな」といったキャッチフレーズが生れた。「山高きが故に尊からず、木あなをもつて尊しとなす。お前たちはその木になるのだ、大木になり、名木になるのだ。」「小さくとも光れ」当時の校長福島理作先生は、私どもにこんなことを毎日のように繰り返しては激励された。小学生だけではない、青年団や婦人会に対しても、また一般村民に向つても、この精神の鼓吹浸透に懸命の努力をなされた。そして、この精神は純朴（ぼく）な村民の心にじつくりと根を張つていつたのである。

さて、高等科になつてまた体操会の日を迎えた。私どものクラスは前述のように、さきたる小規模学級であつたが、伊参スピリットに燃える私たちには、もはやその頃劣等意識などはなく、「小さくとも光れ！」を合いこばに最善を尽してがんばつた。閉会式の時、指導教官である群馬師範の矢島先生から「伊参学校は小さいがよくがんばつた。とくに態度がきつだつて立派であつた。」と、一きわ高い声で賞詞をいただいた。みんな喜んだ。感激の涙がみんなのはおをつたわつた。帰途、宇津木沢の坂を登りあげたところで、買つて来た焼まんじゅうをはおばりながら、夕闇（やみ）の迫る頃まで喜び合つたことがなつかしくよみがえつて来る。

人がよく「伊参気質」という。それは「小さくとも光れ」

で、肩肘（ひじ）を張ってひとをかきわけて出ることではない。純朴なあなたがたの心に支えられたがんばり、換言すれば「みがかれた人格耐力」であって、これが、伊参氣質であり、伊参精神である。

小学校を卒業すると、私は村を離れた。それから今日まで、波乱もあり曲折も多い長い人生を過して来たが、私をいつもあたたく支えてくれたもの、また時にきびしく励ましてくれたもの、それが伊参精神であったことは事実である。

そして、小学生をはじめ広く村民に、この伊参精神をうえつけ、育ててくださった恩師福島理作先生の偉大な教育業績に對し、あらためてその功をたたえたいと思うのである。

いま、わが郷里伊参はあらゆる面に開発の恩恵を受け、大きく変貌（へんぼう）して昔日の面影はないが、今も昔に変わらないものは、自然の美しさと人情のこまやかさ、それといま一つ、地域のひとびとの心の底を流れている伝統の力「伊参精神」である。

3 大正期の学事会活動

学事会は明治二十八年（一八九五）七月設立されたが、甲種学事会は各町村に開設され、町村長学務委員学校医及び町村小学校長らによって組織し、学校設備、学令児童の就学勧誘、学校衛生等について研究してきた。乙種学事会は小学校教員だけで組織し、吾妻郡内を三地域に区分して組織されていた。わが一町三カ村の小学校教員は第一区に所属していた。この各区学事会は教育理念はじめ教科内容教科教育法及学校管理等について頻繁に研修を実施した。総じて学事会は戦前の学校教育における役割は極めて大きかった。大正期における第一区学事会活動の状況を大正五年度についてみておこう（「大正六年巡視吾妻郡状況一斑」県文書課資料による）。

- | | | | | |
|---|------------|-----------|-----|----------|
| まず五年度学事会開催数は通常会五回、臨時会十六回だった。事業は(1)講演講習会は次の如し。 | 3 | 理科講習会 | 七日間 | 平松師範学校教諭 |
| 1 体操講習会 | 四日間 | 矢島師範学校教諭 | | |
| 2 農事講習会 | 四日間 | 橋本師範学校教諭 | | |
| 4 | 独乙教育の哲學的基礎 | 松本 | | |
| 5 | 人格の感化 | 山室軍平救世軍大佐 | | |
| 6 | 歐洲動亂ニツイテ | 栗田第十四師団長 | | |

7 郡内教育状況

関耕平郡視学

関スル方法調査、第一区トシテ実行案ノ調査等が行われて

(2) 研究調査会は九回、その内容をみると、学事会区域ニ於

ける。

ケル善行者調査、学校児童の体格不良原因調査家事教授ヲ
適切ナラシメル方策研究、吾妻郡小学校聯合体操会施行ニ

(3) 師範学校の研究会へ二回にわたり、教員を十七名派遣し
ている。

4 大正期の補習教育

吾妻郡の補習教育は明治後期にはじまるが、中之条町では町立実業補習学校が設置された。女子は明治三十五年（一九〇二）一月まず女子高等補習料として出発し、十一月には女子実業補習学校に発展している。男子はこれより遅れて明治四十年（一九〇七）一月に発足している。その詳細な内容は大正八年の中之条町郷土誌（一三三頁～一四二頁）を参照されたい。

前掲の郡役所巡視報告から大正五年度の補習教育の状況を見ると次の通りであった。

其ノ成績ニ関シテハ女子部ハ概シテ良好ナルモ、男子部ニ至ッテハ、其ノ組織ニ於テ従来ノ青年会夜学会ヲ改造シテ現在補習学校ニシタルノ故ヲ以テ、未ダ夜学会的状况ヲ脱セザルモノアリト雖モ、近来其ノ補習学校本来ノ趣旨ニ適合セシ

ムベク諸般ノ指導ヲナシ、一面ニ於テ郡ハ従来年額二百円ヲ支出シ、本年度ハ之レヲ三百円ニ増額シテ其発展ヲ奨励シ、又其ノ内容ノ充実ヲ計リタリ。

伊参村実業補習学校学則（明治四十四年十二月制定）を、大正十二年（一九二三）十二月十七日に改正し、十三年四月一日から施行した。この改正学則による補習学校の要旨を示しておく。

一、目的 小学校ノ教科ヲ梓ヘ農業ニ従事スル者ニ対シ、主
トシテ知識技能ヲ授クルト共ニ、公民生活ニ須要ナル教育

ヲ為スル以テ目的トス
二、男子部 予科二年、本科三年、研究科二年、女子部 予

五 大正期の教育

科二年、本科三年、研究科二年
三、学年別にみた学科目とその内容及び教授時数などを次の

一覧表に示す。

男 子 部

計	農 業 大 意 業	数 学 珠 筆 算	国 語 普通文ノ講 読 文・習字	修 身 道徳ノ要旨	学 科 目	予 科
					教 程	
200	72	43	68	17	一年	科
200	72	43	68	17	二年	
400	144	86	136	34	計	
計	農 業 地方ニ適切 ナル農業上 ノ事項	数 学 算 術 実 用	国 語 普通文ノ講 読 文・習字	修身・公民 道徳ノ要旨 公民ノ心得	学 科 目	本 科
					教 程	
160	80	16	32	32	一年	科
160	80	16	32	32	二年	
160	80	16	32	32	三年	
480	240	48	96	96	計	
計	農 業 地方ニ適切 ナル農業上 ノ特殊研究	数 学 算 術 実 用	国 語 普通文ノ講 読 文・習字	修身・公民 道徳ノ要旨 公民ノ心得	学 科 目	研 究 科
					教 程	
100	70	5	10	15	一年	科
100	70	5	10	15	二年	
200	140	10	20	30	計	

女子部

授業料ハ徴収セズ。

計	裁縫・実業	数 学	国 語	修 身	学 科 目	予 科
	農方・普通 業方・縫衣裁 大縫ヒ方裁	珠 筆 算 算	作 読 普 文 文 通 ・ 文 ノ 習 字 講	道 徳ノ要旨	教 程	
360	216	48	72	24	一 年	
360	216	48	72	24	二 年	
720	432	96	144	48	計	
計	家事・裁縫・農業		国 語	修身・公民	学 科 目	本 科
	事ル地裁通家育衣 項農方方常庭食 業ニ縫衣看 食 上適ヒ服ノ 住 ノス方ノ護児住		作 読 普 文 文 通 ・ 文 ノ 習 字 講	公 民 ノ 心 得 道 徳 ノ 要 旨	教 程	
360	276		48	36	一 年	
360	276		48	36	二 年	
360	276		48	36	三 年	
1,080	828		144	108	計	
計	裁 縫 ・ 農 業			修身・公民	学 科 目	研 究 科
	事ル地裁通家育衣 項農方方常庭食 業ニ縫衣看 食 上適ヒ服ノ 住 ノス方ノ護児住			公 民 ノ 心 得 道 徳 ノ 要 旨	教 程	
100	70			30	一 年	
100	70			30	二 年	
200	140			60	計	

5 大正期の吾妻教育会

明治後期で前述したように、明治十九年八月県内各都市に先がけて吾妻教育会が創立した。爾来「吾妻教育会雑誌」の刊行はじめ準教員養成講習会を頻繁に実施してきた。本会は事務所を吾妻郡役所内におき、会長は代々吾妻郡長が就任し、副会長には郡内小学校校長代表（時に郡書記郡視学等）が就任した。年々通常定期総会が一回開催されたほか、臨時に何回かの集会ももたれた。会の運営は会費（年七十銭）基本財産よりの収入金等によったが、郡費の補助に依存するところも大であった。事業は教育に関する講習講話会等の開設を主とした。教育会雑誌の刊行については明治後期の項で詳述したが、講話会講習会の開催はじめ特に雑誌の定時的発刊を通じて教員はもとより、広く郡民にも大きな役割をはたしてきた。雑誌に関しては明治二十二年三月～四十二年五月までは月刊としてよく継続的に刊行されたが、明治四十三年頃から大正期にわたっては、経費などの事情から年二～四回程度の刊行となった。ともかく明治後期から大正全期を通じて約四十年にわたって一地方の教育雑誌が継続刊行されていたことは大いに注目される。

さて先の郡役所巡視報告によって、大正五年の吾妻教育会の事業活動をみると次の通りである。

- (1) 通俗講話会 講師小林正盛氏を招聘し各町村を巡回して開催
- (2) 吾妻教育会雑誌の刊行（一月、五月九月の年三回刊行）
- (3) 講習会 陸軍一等軍医吉田章信氏を招き体操科に関する講習
- (4) 他府県へ学事視察 関西方面へ六名派遣
- (5) 教育者追弔法会と講話会の開催
- (6) 教育品陳列所設置（中之条・長野原町の小学校の一部に大正二年より設置された）
- (7) 小学校農業科裁縫科の展覧会、中之条尋常高等小学校に十一月十五～十七日（三日間）開催、出品物四七八四点を数えた。

6 大正期の教員と教員団体

明治期の学校設立以降、明治の前期から後期にわたる中之条町の教員の諸状況については、明治前期後期の教育の項を参照されたい。明治後期になって学校制度が確立し、就学児童数も増加し、これに伴って教員数も増加してくると、市町村の学校教員の待遇改善についても当然整備が必要とされた。明治二十九年（一八九六）市町村立小学校教員年功加俸国库補助法の制定は形式上の整備の第一歩であった。群馬県でもこれに則して市町村立小学校教員年功加俸給与細則（県令第十七号）を定めた。この細則により教員給料月額は上級俸と下級俸とに分け、さらに一〇等級まで正教員準教員の資格階層別と、高等本科尋常本科との学年階層別とが結ばれて、教員の俸給階層区分がなされている。その大要をみると次ぎのとおりであった。

高等科、本科正教員	七等下級（一〇円）以上
準教員	九等上級（七円）以上
尋常本科正教員	十等上級（八円）以上
尋常本科準教員	十等上級（五円）以上

つぎに教員俸給階層区分を次の第7—61表に示しておく。

第7—61表

	上級俸	下級俸
1等	円50	円45
2	40	35
3	30	25
4	22	20
5	18	16
6	14	12
7	11	10
8	9	8
9	7	6
10	5	4

明治後期には経済的経過とともに身分的待遇法として校長及び正教員の判任官同一待遇が決まった（明治二十四年十一月勅令）。また四十年十月には奏任官同一待遇が規定された。さらに教員の職務服務についても、前期の十年代における相次ぐ教員の心得の令達頒布、職務心得の布達等があったが、後期に入ると、これが強化されて小学校長及教員職務及服務規則（文部省令第二号）が規定された。これに基づいて明治二十五年（一八九二）六月職務服務細則

五 大正期の教育

第7—62表

(大正6年6月調)

		中尋小	之常小	条高等校	沢 " "	田 " "	伊 " "	五反田 尋常小	田 常小	蟻 尋小	川 常小	名 尋小	久 尋小	田 高等校
学級数	尋常科	14		15		2		3		3			7	
	高等科	2		2		1		—		—			1	
	計	16		17		3		3		3			8	
教員数	本科正教員	10		6		1		1		2			4	
	尋常科 "	5		7		1		1		—			2	
	専攻科 "	—		1		1		—		1			—	
	本科準教員	—		—		—		—		—			—	
	尋常科 "	1		3		1		—		—			2	
	代用教員	3		4		—		2		—			2	
	計	19		21		4		4		3			10	

(資料) 県文書課蔵、大正六年巡視報告書「吾妻郡状況一斑」より

(県令第四九号)によって、その職務内容要項を定めた。その後細則の改正などを経て三十年代には職務規則上では漸く整備をみた。服装についても、明治三十年六月男子教員の執務上の洋服着用の訓令、女子教員には明治四十一年二月に執務上筒袖及袴の着用が訓令によってきめられている。

(1) 大正期の教員の状況

学級増と教員配置 まず大正期におけるわが一町三カ村の小学校の学級数と教員数の状況を、大正六年(一九一七)六月調査によって第7—62表に示しておく。中之条では十六学級で教員十九人、うち正教員十五人、沢田では十七学級で教員二十一人、正教員十三人だった。名久田では八学級に教員十人うち正教員六人という構成であった。伊参村の三校では、伊参本校は三学級(尋常科二、高等科一)で、教員四人、正教員三人、五反田・蟻川小学校は各々三学級に対して、五反田小が四人、うち正教員二人、蟻川小は三学級に教員三人(正教員三人)という構成であった。これが昭和二年(一九二七)四月に

第7—63表

(昭和24年4月調)

	田久高等小	川尋常小	蟻尋常小	田常小	五反尋小	伊参	田沢	条之高等小	中尋小
学級数	7	3	3	3	3	3	18	15	
	2	—	—	—	—	1	3	3	
	9	3	3	3	3	4	21	18	
教員数	10	2	2	3	3	4	18	14	
	2	2	2	1	1	1	7	8	
	12	4	4	4	4	5	25	22	

(資料) 吾妻郡誌798～799頁より転載

は上の第7—63表のように変った。大正六年にくらべて、中之条校は二学級増で教員も三名増えている。沢田校では四学級増に対して教員四名増えている。名久田校では一学級増に対して教員二名増えている。伊参校では一学級増に対して教員は一名増である。五反田校では学校教員数ともに変わらず、蟻川校は学級数は変らなかったが(三人)、教員は一名増えた。

教員の待遇 大正期には敍上のように就学児童数の増加に伴って学級増、教員数も増加を必要としたが、第一次世界大戦後には経済変動も激しく、そのため一般に市町村教育費は著しく増大した。こういう趨勢のもとで市町村の教育費の軽減緩和のため「市町村義務教育費国庫負担法」が大正七年三月施行された。それは小学校の正準教員の俸給の一部を国庫負担とし、年度の総負担額一千万円、総額の一割を特に財産困難な町村に交付し、残りの半額を教員数、他の半額は就学児童数に応じて比例配分するというものであった。群馬県には一九八・八三七円八〇銭が交付されたが、この金額は市町村教育費の七・八％に該当した。学級増、教員俸給、臨時手当の増加分九〇万円に比べて僅少ではあったが、義務教育費の一部国庫負担が始められた意義は大きかった(群馬県百年史(下)一一二頁)

①伊参村の学校教育費 ここで伊参村について、当時の教育費はじめ教員俸給等の状況をみておこう。まず大正元年～六年の学校別教育費を第

五 大正期の教育

八・九年の決算書には義務教育費国庫下渡金として、八年に五七五円六〇銭、九年に五九四円七六銭を受入れている。この下渡金額年は各年次の村の教員給料支出の一八％（八年）か一一％（九年）にすぎなかった。この国庫負担法は全市町村長等の要請もあって、大正十二年と十五年に改正され、補助金も増額、大都市と中小町村との配分の不公平な是正されていた。一般に教員の俸給は小学校費の約七七八割をしめ、町村財政上大きな負担であった。小学校教員の俸給は明治末から大正七年までは改正されず、七年の改正で男子は平均二割の増俸となったが、当時の物価上昇によって生活は極めて苦しかった。群馬県では七年十月臨時手当の増額をしたが、各市町村の財政状況により支給額

第7—64表

（伊参村）

	伊参尋常 高等小学校	五反田 尋常小学校	蟻川 尋常小学校	計
明治41年 (1908)	円 886 (100)	円 745 (100)	円 593 (100)	円 2,219 (100)
大正元年 (1912)	1,054	991	890	2,935
2年	1,102	1,001	915	3,018
3年	1,099	995	904	2,998
4年	1,118	1,068	997	3,183
5年	1,174	1,036	1,052	3,262
6年 (1917)	1,204 (136)	1,178 (158)	1,052 (177)	3,434 (155)

明治41年を100として大正6年の指数を（ ）のなかに示す。

（資料 大正7年伊参村役場事務報告書による）

7—64表でみると、村内三校ともに大正元年以来逐次教育費が増加していった。明治四十年の教育費を一〇〇として、十年後の大正六年の教育費は、伊参校が三六％、五反田校が五八％、蟻川校が七七％の増加、三校平均で過去十年間に五五％増加であった。

②伊参村教員の俸給 さきの「国庫負担法」施行前後の教員俸給をくらべるために、大正六年と九年の村の決算書から各学校の教員俸給支出をみると第7—65表（次頁）になる。各学校ともに俸給支出は増大していたが、国庫負担法施行後の八年九年には相次いで大きな伸びとなった。ところで

第7—65表

(伊参村)

	伊 参 尋 常	高 等 小 学 校	五 反 田	尋 常 小 学 校	蟻 川	尋 常 小 学 校	計
大 正 6 年	本科訓導料 本給	円 723.00	円 610.00	円 535.00			
	専科訓導料 本給	119.00	115.66	120.00			
	計	842.00	725.66	655.00	円 2,222.66		
大 正 8 年	本科訓導料 本給	円 1,006	円 857	円 830			
	専科訓導料 本給	168	156	168			
	計	1,174	1,013	998	円 3,185		
大 正 9 年	本科訓導料 本給	円 1,768	円 1,511.12	円 1,488			
	専科訓導料 本給	300	289.99	280			
	計	2,068	1,801.11	1,768	円 5,637.11		

いて大正六年八年九年の伊参村各校の教員の月給をみると次の通りである。

大正六年 伊参校……高等科担当訓導(一人) 月給二十七円、尋常科担当訓導(二人) 平均月給十六円、専科訓導一人 月給十円

五反田校……本科正教員一、尋常科正教員一、代用教員二、本科訓導三人 月給平均十七円五十銭、専科訓導月給十円
蟻川校……本科正教員二、専攻科正教員一、(六年六月現在)

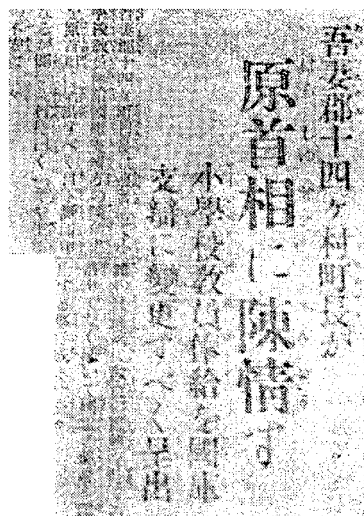
大正八年をみると、伊参校は、本科訓導(高等科担当)一人、月給四十円、尋常科担当二人、月給平均二十一円五十銭、五反田校は、本科訓導三人、平均月給二十八円、専科訓導一人、月給十四円、蟻川校は、本科訓導三人、平均月給二十

は異っていた。このような経済事情を反映してか、七、九年には教員の退職者が増加して県内の本科正教員は年々減少してゆき、これを補うために代用教員が採用された。大正九年再び月俸が改正されたが、平均物価にやと追いつく程度にすぎず、市町村財政の窮乏もあって中々額面通りには支給されず、一割程度を減額した「当分給」という形がとられていた(群馬県百年史(下) 一三三頁より)。

つぎに予算計上の積算基礎にもとづ

十三円三十二銭、専科訓導一人、月給十四円、大正九年をみると、伊参校は、本科訓導高等科担当一人、月給四十円、尋常科担当一人、平均月給三十円、専科訓導一人、月給十五

円、五反田校は、本科訓導三人、平均月給三十円、専科訓導一人、月給十五円、蠟川校は、本科訓導三人、平均月給三十円、専科訓導一人、月給十五円



吾妻郡町村長小学校教員俸給の国庫支弁方を陳情
(大正8.12.6上毛新聞)

なお大正八年十二月六日上毛新聞によると、「吾妻郡十四ヶ町村長が小学校教員俸給を国庫支弁にすべく陳情書を原首相に呈出すべく目下調印中」という記事が掲載されたが、当時の郡内町村財政の事情が察知される。同じ上毛の八年十一月二十日には、県内小学校教員のこの年十一月一日現在の本俸と臨時手当加算の月収額が教員資格別に表示されているので、これを第7—66表(次頁)にあげておく。

本俸でみると本科正教員三十一円余、尋常科正教員二十四円余、専攻科正教員十八円余、準教員十七円、代用教員一四円余で、手当を含む月収額で本科正が四十七円、尋正が三十七円、正三十七円と十円づつの開差があり、準教二十五円、代用二十一円という序列であった。さらに六年末との対比増額程度をみると、本正二十五円増で最も多く、ついで尋正十九円、専正十四円、準教十二円、代用十円という順で、増額の開差も大きかった。なお大正年間の教員月俸の状況を次ぎの第7—67表に示しておく(次頁)。

(2) 教員団体の成立

教育行政と教育課程の研究等を目標とする教育団体については先述したので、ここでは教員の生活援助保護を目的

第7—66表

(大正 9.11.1 群馬県)

	11月1日 本俸平均額	臨時手当 加算月収額	対6年末 の増額
本科正教員	円 銭 31.634	47.451	24.573
尋常科正教員	24.642	37.113	19.147
専攻科正教員	18.362	27.543	14.181
準教員	17.045	25.567	12.730
代用教員	14.305	21.456	10.383
平均	25.169	37.753	18.944

の…五〇七〇円 (イ) 疾病の爲休職退職…八〇円。二、死亡…五〇円。三、罹災…五〇七〇円。四、脱退する時…脱退支給金五、満五ヶ年以上本会々員の退会…勤続支給と規定されていた。大正五年度の会員数をみると全部で一五八人で、わが一町三カ村では、中之条町二〇人、沢田村一五人、伊参村九人、名久田村九人であった。

とする互助会と大正デモクラシーのもと台頭してきた女教師の向上発展のための女教師会について述べておく。

吾妻郡教員互助会 郡内小学校実業補習学校教員で疾病死亡その他不時の罹災等の際の相互救済のために、また離職に備える目的をもって、明治四十二年十月十四日に本会が設立した。会長田村丑十郎(中之条尋常高等小学校長)が就任した。当局の指導をうくる必要から、会長の上の総理に郡長を推戴し、さらに評議員中に郡視学や学務担当書記を加えた。郡より補助金の交付をうけた(最初五十円、後に百円)。この互助金規程によると、互助基金は会員の月俸の百分の三と寄附金又は補助によつていた(九条)、そして互助金の支給については十条により、一、病氣 (イ) 一ヶ月以上…

五〇四〇円、(ロ) 三ヶ月以上病状軽からざるも

第7—67表

年次	最 高 月 俸	平均月俸	
		男	女
大正1	円 80	円 24	円 16
3	80	24	16
5	80	24	16
7	90	29	24
7	136	62	47
11	180	64	45
13	180	66	47
15	180	66	46

群馬県百年史(下) 122頁掲載

吾妻郡女教師会 大正期にはデモクラシーの思潮のもとで、婦人の地位向上を目ざしての婦人運動も盛んに行われた。なかんづく婦人の社会的な職業進出もあって、職業的また社会的に女性の立場を擁護する動きが各分野におこった。教育界にも大正期になると女教師の進出がめざましかった。群馬県では明治後期まではまだ全教師の二割以下であったが、大正期には女子師範学校の独立と整備もあって、群馬でも女子教員数も増加していた。こういう趨勢のなかで前橋の女子師範学校で県下女教員大会が開催され、これが刺激で各都市に女教師会の設立機運も醸成された。丸山郡視学のすすめもあって、大正十二年（一九二三）七月三十日、中之条尋常高等小学校で発会式を行った。この郡女教師会の会則の主な点について簡単にふれておこう。本会は、郡内有志女教員だけで構成され、会の目的は郡内女教員の親睦を計り、相互の向上発展を期するにあると明示している。創立当時の会長は木暮くに、副会長は品田志満という顔ぶれであった。会は事業として各種の講習会や講演会を開催していた。

7 中之条小学校の校舎建築

中之条小学校は中之条校舎（現役場）と伊勢町校舎と二校からなりたっていたが、大正六年には尋常科十五学校、高等科二年级の計十七学級となる見込みから早急に校舎建築がもちあがった。すなわち中之条校舎は土蔵造と木造校舎からなりたっていたが間取の不便採光の不完全は苦痛にたえざるものがあつたという。伊勢町校舎に新しく一棟建築が町会で検討議決された。

○木造板葺 間口 二十一間 奥行 五間半

二階建にて十教室を設備する

○建築着手年月 大正六年七月

○建築費 一万六千五百円

県知事に校舎建築認可の票請書を提出したが、その票請書に附した建築理由としての「現在ノ校舎状況及児童収容状況」は次の通りである。

「小学校学級編制ハ尋常科十四学級高等科二学級計十六学級ナレドモ来年度ニ於テハ更ニ一学級（尋常一学年四学級編制）ヲ増シ十七学級トナル見込ナリ。実業補習学校男女両部ニ分レ、男子部夜学校ナルヲ以テ小学校ノ教室ヲ利用シ、女子部ハ裁縫室ヲ要スルモノトス。今現在校舎ハ大字伊勢町所在ノ本校ハ二棟ニシテ教室ニ利用シウルモノ十一室図書器具室一室ヲ有スルモノナルガ、之ヲ教室九室裁縫室一室職員室一室ニ充テ図書器具室ヲ唱歌室ニ充用セリ。而シテ裁縫室ハ小学校及補習学校用トシテ少クトモ二室ヲ必要トスルモノナレドモ、校舎狭隘ナルヲ以テ一室ニ収容スル窮状ヲ呈セリ。大字中之条所在ノ仮教室ニハ土蔵造及木造ノ二棟ニシテ十室ヲ有ス。之ヲ教室七室裁縫室一室職員室一室唱歌室一室ニ充用セリ。此仮校舎ハ土蔵造ハ三十余年前、木造校舎ハ二十余年前ノ建築ニ係リ塾レノ教室モ長サ幅共ニ不適当ニシテ児童

ノ収容及出入ニ不便アルノミナラズ採光方法甚ダ不完全ニシテ而モ之が改良ヲ施サンニ大部分取崩シ的改築ヲ施サザルベカラズ。殊ニ土蔵造リ二階ハ大広間ナルヲ以テ仮ニ三室ニ区分シ普通教室ニ裁縫室一室充用シ居ルモ其間取ノ不便ト採光ノ不完全トハ全ク苦痛ニ堪エサルモノアリ。亦土蔵ノ両袖ノ上下合セテ四室ハ全ク狭隘ニシテ全然教室ニ利用スル能ハザルヲ以テ二階下ノ二室ハ一ツハ唱歌室トシ一ツハ職員室トシ、二階上ノ二室ハ教授用図書及器具ノ置場トシテ利用シ居ル状況ナリ。蓋シ仮校舎ハ全然教室トシテ不便ニシテ到底学級トシテ利用スル能ハザルモノナルヲ以テ断然本校ノ位置ニ増築ヲ決行シ、全校生徒ヲ同一ノ場所ニ収容スルト共ニ教授管理其地ノ統一ヲ計ラントスルハ目下ノ急務ナリトス。」とのべている。

8 大正期の教育・学校の思い出

小学校時代の思い出を綴ったものとみると、明治大正昭和の三代それぞれの時代と社会を背景にして、その時期々々の学校・教育の様相が実によく現われている。ここでは大正期の中之条町の小学校の様子について、当時小学生だ

った町の人々と当時の先生の思い出をあげておく。(中之条小学校PTA会報より)

○(入学大正七年四月、卒業大正十三年)今 井 松 代

入学当時は修身読み方の本と石板を風呂敷につつんで背負って学校に行きました。カバンはなかったと思います。雨が降ると足駄を履いて行くのですが、雪の時などは下駄の齒の間に雪が入って歩けなくなるのでつえを持って学校に行ったこともあります。長靴など無い時代のことですので、

運動会の時は、着物にはかまをはき足の方は白足袋に麻裏の白い緒の草履といういでたちで、オルガンを中心に円を作って、一年は「うさぎと亀」の遊戯をしました。とびっこは「紅葉がり」というので、途中に本物のもみじの枝に短冊がついたのが置いてあるのをかついで決勝点まで来るのです。はかまのすそをまくって走るのですが大変でした。そして全校生徒「国の形は舞う鶴の姿に似たる上毛は、山々秀いで水清く平野も遠く開けたり」と、上毛の歌を歌いながらグラウンドを行進しました。

高等科の男生徒は大きくおちさんのように感じたのを今でもはっきりおぼえています。

二年の時、ほうびをもらったので、学年末休みに鉄道馬車で渋川まで汽車を見に父に連れて行ってもらったことがあります。鉄道馬車というのは線路の上に小さい電車の箱を一つのせ、馬が二頭でひっぱるのです。馬がつかれるので途中で

馬をかえます。

四年の時、遠足でかつま山に登り、お昼の時おにぎりを山上からコロコロと落しました。昔は春秋の遠足はみんな歩きでしたので歩くことには当時の子どもは自信がありました。

六年生の九月一日に関東大震災があり、窓から外を見た時、地ふくがゆらゆらと大きくゆれていました。

夜になると東南の空が真赤に染り「どこの火事だ」と、町中の人が大さわぎをしました。局へ電話をかけて聞いてくれた人の話しでは「県内ではない」とのこと、そんな馬鹿な話はないなど、わいわいしていました。東京が火災だということとは二日になってやっとわかった様な次第で、情報も今とは比べものにならないおそいものでした。三日三晩も燃え続きました。考えるとほんとに大正も遠く思われます。

○(大正八年〜十四年在学) 桑 原 清

一年生は松竹梅に組分けされ、竹は男子、梅は女子、松は男女合同でした。女子と一緒にすることで竹組の連中にひくめを感じました。この組分けは二年まで続き、三年になって男女別に分けられました。その頃赤い鳥運動が盛んになり、新しい形式の童謡を中島忠雄先生、関福太郎先生に教えて頂きました。特に印象の深いのは、三年の時、中島先生が教えた「足長犬」と四年の時、関先生が教えた次の童謡でした。

トロロン／＼鳥が鳴く

*さめるにやさめたが

ネンネの森から目がさめた*

まだねむい

：同級会の席では今でも必ずこの童謡が合唱されています。五年担当の池田税一先生には冒險小説を読んで貰いました。雨で体操が出来ない時等、先生にせがんで読んで貰いました。「だん原健斗児」という小説でした。狼を犬のように

手なづけた少年が飛行船に乗ってアジア大陸で大活躍する物語でした。これは私達にとってどんなに楽しかったでせう。

○（大正十年／＼昭和二年在学）

小池（旧高橋）きく

小代校長先生の勸語奉読の巧な事は今でも懐しく思い出せます。その当時は、天長節紀元節等々、祝日の度に御真影の奉拝を致しました。オルガンの音に合わせて最敬礼を行うと御真影の幕がスル／＼と上げられて静かに校長先生の奉読が始められたものでした。その頃は講堂がなくて私達の松竹梅組は式の度に大戸を取りはづし三室を開放して腰掛を廊下に運び出さねばなりませんでした。……入学当初は鉛筆を使いませんでした。石板と石筆で「石板フキ」も自分で持っていて

書いては消し／＼して勉強したものです。……音楽会も丁度童謡の最盛期だったのでせう。白秋や雨情の詩が歌われました。会場も中之条原町岩島と度々変えて連合音楽会が開かれました。

○（大正初期の先生）

湯本貞司（六合村）

大正二年（一九一三）の四月、新卒訓導として意気洋洋として赴任した。詰様の新調服に白いカラーをつけて、校長は田村丑十郎、首席木村保次郎、次席青柳相助、一年先輩河野仁という諸先生を囲んでの職員室風景、男女十六・七人の教員をして一人一人が目に見えかぶ。当時はどしどし殴なぐって厳しくかかれと言われたが、容易くはなぐれず、ようやくKという子をなぐったが、後味の実に悪いものでした。……大正三年の卒業記念写真を見ると、男女の児童に一人の洋服もない。女生徒は竹長をつけた桃割れ髪で、エビ茶の袴、女教師は皆和服で二〇三高地というヒサシ髪、男の先生もいく人か和服で、大正初めの頃の中之条の縮図のようだ。私の新採用給料は十八円、下宿代六円五十銭位だった。

六 世相と生活

1 大正期の世相の変遷

大正期とは、いかなる時代か、またどういう社会だったか。そしてこの時代や社会の様相が中之条地方では、どのように現れていたろうか。大正という時代は、長期で比較的是きりした時代色をもった明治と昭和の間にはさまれた十五年という短い谷間の時代で、しかも明治と昭和の二つの歴史的社会的性格を併せもつ複雑さ多様さがある。明治以後の近代現代史の通観して、大正は、明治や昭和のような独立した時代的社会的性格を欠くといわれている。大正時代については、「くすんで、あまりはつきりしない時代」とか、「何となく活気に乏しく極めて停滯的、な時代」、また「あくびの出るような退屈な時代」というような把え方がされてきた。しかし他方明治以後の唯一のデモクラシーが芽をふきだした時代―護憲運動普選運動、労働農民運動婦人運動などを通じて民衆がもりあがりを示した時期で「一種の明るさが見られた時代」という見方も現れている。とにかく大正期の歴史的位づけは中々複雑である。明治から大正昭和の三代を生きてきた町や村の人々の、この大正という短い時代の把え方は、一般に明治や昭和にくらべると余りはつきりしていないようである。それは明治や昭和の歴史的体験があまりにも強烈な印象を与えていたためでもあろう。

短い十五年間のこの地方の大正の世相といっても、また明治と昭和にはさまれて、一、明治から大正への移行期の世相 三、大正から昭和への移行期としての震災後の世相、そしてその中間期としての二、第一次世界大戦前後、すなわ

ち最も大正らしい時期の世相にわけて観察してみよう。

(1) 大正への移行期の世相……大正初期

明治天皇崩御の前後 明治天皇がなくなつて新しい大正になったが、何もそう急に世の中が變つたわけではなかつた。明治時代は何より天皇中心の聖代とみられていたので、漱石の言葉をまつまでもなく、文字通り天皇の死とともに明治時代は終焉したという感じが、すべての国民の心情だった。天皇の崩御につづく乃木大将夫婦の殉死は更にその感を深くした。天皇の崩御の前後の様子については、田中甚平・田村喜八日記とともにその心痛のほどを詳しく表現している。

七月七日 去月六日発病以来、三十一日漸ク回復、十九日

聖上内不例。二十一日 天皇陛下御病氣重大ナル旨新聞紙ニ

報ゼラル。二十四日 聖上御快癒ノ御祈禱、伊勢神社ニテ、

二十六日 陛下御容体又々重大トノ報新聞ニ報セラル驚懼ニ

堪ヘザルナリ。二十九日 至尊陛下愈々御重態ニアラセラル

ト、悲痛ニ堪ヘザルナリ。三十日 至尊陛下〇時四十三分遂

ニ崩御アラセラル。嗚呼悲シイ哉。大行天皇ト諡名セラル。

御年六十一。皇太子殿下直チニ踐祚、大正元年七月三十日改元。

九月十三日 明治天皇御大葬執行ニツキ本日ヨリ三日間銀

行ハ休業シタリ。午後十一時小学校庭前ニテ遙拜式。

十月四日 御大葬儀式行列、乃木大将葬儀ノ活動写真朝日

座ニ開場ス。

そして乃木大将の殉死について、中之条町の田町青年団の発起で、その碑の建設が計画されている。

諒闇と歐洲大戦勃発 ところで天皇崩御後滿一年を諒闇といつて祝祭娯楽歌舞音曲などすべて停止となつて世間が

火の消えたようになったのは、国民の沈痛な氣持を一層暗いものにした。山田実日記には、大正二年の正月について「お正月を迎えても平日と異らず閑靜だった」という。さて喪のあけた三年正月を迎えて「大變面白いように見えた」と述べている。しかしこの年七月には第一次世界大戦が勃発し、ドイツと連合国との戦争になった。やがて日本

もドイツに宣戦布告し、中国の青島を攻撃し膠州湾を占領した。山田実回顧録をみると、「膠州湾陥落の捷報で提灯行列を催し、折田を廻って勝負瀬まで一巡した」(三年十一月七日)。大戦の最初のうちは対岸の火災視していたが、青島陥落では日本国中の大人も子供も同じ気持で勝利を喜んだ。しかし大戦を契機に当初は明治四十二年以来の好況も転換して不景気が到来した。大正三年から四年の前半は不況ムードだった。

天皇御大典の祝祭 しかしこの不況ムードの中でも、新帝の御大典の奉祝は四年十一月中旬を中心にして盛大に行われた。国をあげての祝典だったが、この時の中之条町の様子について山田実日記によると、十一月十三日から十七日まで催され、「伊勢町中之条は御大典の大祭りでは通り抜けられない程の人出だった。さて世はお祭りで連日わたり底抜けの騒ぎ……十六日十七日も中之条へ行く。町の人達は山車を数台引出し青年が仮装してふざけ廻るが、今少し上品にできぬものかと頻りに腹が立った」とある。この底抜け騒ぎは先帝崩御による長い一年間の諒闇や激しい経済変動のための不況と物価高で平常沈痛な気分閉ぢこめられてきた鬱憤を一度に発散させたものとみてよからう。なお明治天皇の喪明けの三年春には新時代を現わす大正博覧会が上野公園で開催され大変な賑いだっただった。三四年は博覧会ばかりで、四年五月上野で家庭博覧会、七月同じ上野不忍の池で江戸記念博覧会、十月京都円山公園で御大典博覧会などが相次いで開催された。さて大正五年十一月三日の佳節(明治期の天長節)には立太子式があげられた。この日各町村小学校では奉祝式が行われた。中之条町でも午前九時から奉祝式があり、夜は七時から提灯行列が行われた。原町小学校では吾妻聯合軍人分会総会があり、銃剣術相撲等の余興が行われて近來にない盛会だったという。このように明治天皇の崩御の喪明けにつづく諸行事を経て、ここで漸く明治も終って新しい大正がはじまったという感じがした。

(2) 第一次世界大戦中から戦後への世相

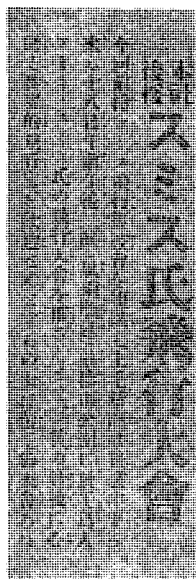
新しい世相の出現　大戦も進行過程で四年後半から五年になると、物価が上向きだしてきて、世相もやっと転換しはじめた。東京では既に四年頃から大戦の好景気によって成金が出始めていた。しかし四年の吾妻地方では、まだまだ不況が停滞していた。吾妻では景気上昇は少くとも五年、特に五年後半になってからだった。山田実の記録では大正四年末頃から戦争の進展に伴って物価は昂騰し株式も連日活況を呈した。醤油の原料も僅か一ヶ月前にくらべ約二円も値上りで、十一月下旬には大豆一駄七円六十銭小麦一駄九円で、大急ぎで買い漁ったほどだった。五年十一月十三日の日記には「其頃物価が急に上向き一駄九円内外で買っておいた小麦が一気に一円二十三銭も昂った」。かくて十二月十二日には「醤油の値上げをきめた」と述べている。こうした五年六年の景気上昇の過程で、遊びや娯楽の気分がこの地方にも流れ出して新しい世相に変わっていった。町の劇場に浪花節や女義太夫などが頻りに公演されはじめたものこの当時であった。

こういう新しい社会相の中で、六年（一九一七）七月には米人スミスが前橋で飛行機の宙返りを公開し、木戸をとって見せた。当時日本人の飛行機に対する関心はたかまわっていて、非常に人気を呼んで県内各地から見物人が殺到した。当日上毛新聞は七月四五日頃から連日その関係記事を大々的に掲載した。当日（十九日）の前橋市中は十万人の出入と報じている。その様子について二十日付上毛によると、

鉄道院にては、伊勢崎新町横川の各駅及び中間駅より前橋まで往復の賃金三割引をなし、尚伊勢崎前橋間の臨時列車を出したる程にて、列車の到着する毎に吐出さるる人は実に万

余人、尚荒川電車大胡及玉村の馬車にて運ばれし人或は各街道を徒歩にて来りし人、自転車走らせし人団体をなしたる人々を合すれば僅に十万余人なるべく……

この情景は、まさに当時の庶民の動向を示す大正期の一世相を物語っている。こうして大正五六年からの新しい風



米人スミス氏の
飛行大会開催
(前橋公園、
上毛新聞社後援)
大正6.7.4 上毛掲載

潮の中で、中之条地方でも明治期とは自ずと異った社会の動きがみられることは、既に各項でもふれた所であるが、ここでは世相の変遷を示す二三をあげておこう。

新世相をしめす諸相 町も村も大正らしい自

由解放の空氣が現れて、若い青壮年の奔放自由な遊びなどが盛んになった。

大正バクチの世相 こういうムードの中では地方の人々もまた自然に投機心をかきたてられ、当時流行の「大正バクチ」が現われた。吾妻地方では大正八九年頃からだった。また町の若い商人たちが株価の動きに興味をもちだしたのも同じ頃であった。「大正バクチ」について、山田実日記は、八年二月八日に「其頃求友館の裏の竹藪に仕掛をして石炭を堀るといふ人があった。石炭だの油だの鉄鉱だのの話が各地にあり、大正バクチのはじまりであった」と書いている。名久田村赤坂の石炭堀りもこの世相の現れだった。当時の好景氣による株価の上昇・物価の昂騰で成金が生れた反面、庶民は物価高による生活の動揺苦渋のあがきを頻発していた。とにかく時流の動きが激しく、それに伴って一刻千金の夢が庶民にもたれる時代であった。こうして手堅い明治の世相とは全く違った新しい大正の世相が生みだされた。

町の後継者の生き方 大正の若い町の後継者たちは、当時の好景氣と太平の波のなかで、酒や遊びの空氣にしたることも多かったことは自然の成行であった。株式へ関心をもち、これを通じて国内国際への經濟に対する目も養われた。明治の古い御曹子とは違って遊びや投機で家や自分をもちくずすということもなかった。新しい電氣交通新聞などの仕事に入ったものもみられた。地元の農業学校出身の町のアトツギ層は、青年期を大正の自由な空氣を十分に吸

いながら、農業以外の新しい生活の道を進んだ。明治の町の後継者たちとはちがった自由で合理的な生き方を探し求めている。

大正七年の世相 大正七年（一九一八）という年は大正史の中でも色々な事件が相次いで中々重大な年であった。

何よりも経済的にみて物価上昇がはげしく、一般庶民の生活がきびしい苦渋に追い込まれたことがあげられる。国内的には七八月を中心に米価の昂騰、手持米の不足等から米騒動が各地に勃発した。その影響は群馬県内の各地にも波及したが、わが中之条地方でも色々な余波が現われた。これにもまして十一月頃にスペイン感冒（流感）が蔓延して猖獗（せうけつ）を極めた。他方この年はまた日本軍のシベリヤ出兵があり、郷土の高崎十五聯隊がシベリヤに派遣された。すでに前年の六年（一九一七）二月と十月にロシア革命がおこり、ロマノフ王朝が滅亡しソビエト新政権が誕生した。第一次世界大戦中の社会主義革命として参戦諸国に大きな衝撃を与えたが、シベリヤ出兵もこれと関係がある。そしてこの七年十一月には三年以来続いた大戦も終結することになった。全くめまぐるしい世界の動きだった。しかも国内ではこの年九月に政友会による初めての政党内閣（原敬内閣）が成立している。かくて大正デモクラシーの開花した記念すべき年でもあった。これらいくつかの重大事件はいづれも大正という時代を反映する代表的な出来事であったが、夫々互に相反する矛盾した性格をもっていて、明るいものと暗いものとが入り混っていて、全く複雑であった。こういう重大な出来事に相次いで遭遇した町や村の人々は、これらの出来事をどのように受けとめていたろうか。

① ロシア革命については、田村喜八が六年三月十六日付の日記に、「露国ニ革命起リ政府顛覆ス。親独派ヲ逐セントスル傾向ナル由」さらに十九日には、「露国革命後新内閣成立シ皇帝ハ退位シ帝位ヲ皇帝ミハエル・アレキサンドルヴィツチ太公ニ譲ラレタリ」と記載している。これは二月十二日のペトログラードにおける二月革命の新聞報

ある」。八年には、三月二十八日、四月八日さらに十月二十七日に高崎聯隊からのシベリヤ出征の記事がみえる。戦地からの情報では、七月七日ハフ市よりの派遣軍からの手紙、七月二七日茂木大尉のシベリヤ戦線便り、八月十四日出征兵士の陣中日誌、さらに戦闘状況では七月十七日過激軍との決戦、十一月十一日高崎聯隊大いに苦戦等の記事が掲載されている。そして十一月九日には高崎聯隊の戦死者名がみられる。そしてシベリヤの撤兵が終るのが大正十一



大正9年シベリヤ出征兵士健康祈禱会（中之条町役場）

道を記録したものであろう。十一月七日報道の十月革命についての記載はみられない。

② シベリヤ出兵は連合軍がロシア革命軍にそなえて、これが撃退を目ざして行われた。日本は八月二日チェコ軍救援の名目で出兵宣言をした。高崎十五聯隊でも訓練された優秀部隊が派遣されたが、極寒地の戦闘には相当な苦戦をしたと伝えられている。現役兵の出兵だったためか当地方からの出征兵も幾人かあったが、その当時は出征兵士の情報あまり把握されなかったようである。上毛新聞七年十二月二六日付に、シベリヤ出征兵西形左五七の戦地からの書信を掲載し、冬営出征軍の生活状態を報じている。「寒気酷烈を極め日中でも零下二十五六度で夜間は更に甚し。防寒設備が十分なればその程の困難を感じぬが、只身体が防寒具の重味で自由にならぬのは困って居る。……物価の昂騰甚しく白蠟一本七十銭、マッチ一個七銭、洗濯石鹼一個七十銭という風に日本内地のまず十倍であるが、それでも物資は不足し煙草などは常に品切れで

年（一九二二）になるが、十年の田村喜八日記によると、一月九日にはシベリヤ北滿方面出征兵凱旋軍人十五名の歓迎会が開かれている。なお田村辰雄の大正九年日記には、尼港（ニコライエフスク）事件について東京日々新聞からの抜き書き記事が掲載されているのが目につく、九年六月八日尼港発の名村従軍記者電報によるもので、「同胞幽閉の獄屋を見る」という題字で「死の前の悲しき記録」として、「丸太造り敵めしく繞らせる高塀は陽を避く」という一段小さな副題の見出しが附せられている。シベリヤ出兵や尼港事件については、上に述べたような新聞報道によってその実情を知ることが主であったが、現地からの帰還した軍人の談話や講演などによって後になって知る機会の方が多かった。郡内の東村報などをみると、九年八月二日に東村小学校では五年生以上の児童に対して海軍航空兵曹上原芳太郎が尼港惨劇状況の視察談をしている。また十年三月には高崎十五聯隊将校のシベリヤ実戦談も行われている。こういう催しが他町村でもたれたと思う。それにシベリヤの戦場からの帰還した兵士たちからは自ずと実戦談を通じて色々な実情も聴取したことであろう。そして朝日座求友館などに上映される活動写真を通じてその片鱗をうかがうことができた。

③ 第一次世界大戦の終結 五カ年間も続いた戦争の終結は、やはり嬉しかったようである。この戦争が明治期の日清日露戦争のように、日本人には直接的なものではなかったので、戦争の生々しい緊迫感はなかった。しかしながら世界大戦の終結による平和の到来は、日本国民にとって大きな喜びだった。八年には平和回復の諸行事が中之条地方の各町村で催された。中之条町では町の千戸祝を兼ねて小学生の提灯行列が行われた。七月一日は「平和克服の祝日」とされたが、田舎では別に催しもなく、ただ国旗を掲げただけであった（山田実日記）。国際平和を祝う行事は田舎の人には現実感がなく、却って戦勝を祝う気持の方がよく理解できたようである。

(3) 関東大震災と中之条町の世相

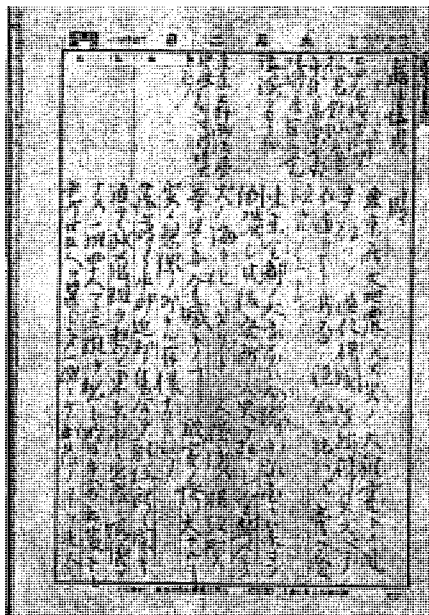
大正十二年（一九二三）九月一日午前十一時五十八分、東京横浜両市を中心に関東一帯を襲った大地震は、空前の大被害をもたらした。この大震災は明治以後の日本における最大の自然災害であったが、それ以上に、これはそれまでの明治大正期と次の昭和期を区分する歴史的意義をもつ大きな社会的災害でもあった。

震災時の混乱 さてこの大震災が同じ関東地方の罹災地にも近かった中之条地方の場合、どんな状況をもたらしたか。特に住民がこれをどう受けとめ、いかに対応したのだろうか。いく人かの住民の思い出をまづえつつ、主に当時の中之条町長田村喜八と沢田村山田実の日記を中心に述べてゆく。

田村喜八日記の九月一日には、「昨夜ヨリ大暴雨ニテ午前十時頃止ム。午前十一時強震アリ。震動寒ニ激甚ニシテ何レモ家屋外ニ走出ス。吾等生レテ以来初メテ知リタル長キ強震ナリキ。……東方面ニ当リ大火災ナルベシ。恐ラク天ニ火ノ映スルヲ見ル」山田実日記の一日にも、「……正午頃大きな地震がして振子が止った。……」、そして田村日記の二日には、「東京上野両駅ハジメ警視庁……焼失トイフ。東京府大地震大火災ノ大被害トノ風聞伝ハル。通信運輸機関ハスベテ不通トナリ、安否ノ程知ル能ハズ、密ニ憂煩スルノミナリ。東

京全都ノ大家屋ハ勿論小家屋ニ至ル迄倒潰シ……全都全ク火ノ海ト化シタリト。又横浜横須賀等は亦全滅トノ事、……午後六時本郡近村ノ集合ヲ郡役所ニ開キ、直チニ救護班ヲ整ヒ、東京都ニ出発ノ協議ヲナス。一班四十人ヅツ三班ニ製シ、明日午前出発トシ、本町二十五人ヲ選シ、第一班トシテ出発スルコトニ決ス。そして同じ一日の山田日記には、「飛報あらゆる方面から伝はり、東京は震災激甚で全滅との事、してみると、昨夜東南の空遠く異様な火光を認めたが、あれが東京の火事とは全く意外であった。

二日になって東京の出来事とわかった。激甚で全滅との情報も伝わった。町長だった田村喜八は警察等からの詳細な情報伝達を入手していたが、住民は一般に情報入手が遅れていたと思う。勿論色々な風聞や流言などが入り乱れていて不安感に包まれていた。夜になって郡役所の指導のもと各町村に救護班が編成され、早速三日午前に出発が決定



田村喜八日記（大正12年9月2日）

狂憤シ、高崎前橋渋川等モ夜中誰人モ不眠ニテ警戒ニツトム。被害三々伍々婦郷スルモノアリ。惨状実ニ見ルニ忍ビズ。……夜ニ入ッテ驟雨アリ。夜警ハ消防組軍人分会等ニテ勤ム（喜八日記）とあるように、消防組軍人分会を中心に自警団がつくられ厳重な警戒網がしかれた。山田実も、「朝鮮人が毒をもつて井戸に投下するという噂が伝わって人々の心胆を寒からしめた」と述べている。さてこのような鮮人の暴動襲来の流言も、やがて事実無根とわかったが、その時には既に流言は各地に拡がっていて、ために民衆の恐怖と不安による異常心理から、各地で残忍な暴行や血なまぐさい殺害も行われるに至った。

群馬県内における動きをみると、罹災地東京横浜に流布されていた鮮人暴動計画とか、毒薬投入などの風聞が、三日には埼玉県から群馬県内に伝布されて全県中に拡がった。県内では藤岡高崎などに事件が発生した。藤岡町の事件

された。中之条町では二十五人が選出されて、郡の一班として出発する手配に奔走している。そして三日には、第一班第二班が米三升と副食物を携帯して消防服で、午前九時十分出発した。この日町では義損金毎戸五十銭以上、白米一升以上の募集のため区長副区長の総会をひらき、町当局も愈々罹災地罹災民対策に着手した。そして三日頃から「不逞鮮人入り込ミ悪事ヲ働クトノ風聞ニテ人心恟々タリ」（喜八日記）とあるように、朝鮮人の騒擾の風聞が中之条地方にも到来してきた。四日には、「昨夜ハ到ル処種々ノ悪風聞ニテ人心



大震災中之条消防関係者救護班
(吾妻郡第1班)

じめた。伊勢町でそれらしい人に出会った」という。山田部落では七日になって村の佐藤幾太郎町田研作の二人が帰来し、皆んなに集まって貰い、東京の様子を報告が行われた。八日には「新聞によって、やっと諸状況が判明しはじめた」と述べている。当時住民の気がかりだったのは、東京横浜にいる自分の身内親類等の安否であった。交通通信が杜絶^{とぎや}していたので心配と不安の気持で待機させられたが、待ちきれずに出かける人達が多かった。出かけた人々の話によると、やっとの思いで汽車に乗りこんだものの、人のすしずめと屋根まで鈴なりの超混雑の

は発展して大きな問題になり、高崎聯隊から一個中隊が出動した。わが中之条町でも町民は恟々^{きょうきょう}たる心理をもって連日夜警を実施した。そして田村日記の四日には、「鮮人ノ陰謀ハ全ク無根ノ説ニテ今夜ヨリ警戒ヲ解ク」とある。震災後四日目になると、被害状況も少しずつ発表されてきた。そして東京の親類知人の安否も幾分かわかってきた。五日には震源地も判明した。そして五日になると、漸く震災罹災者の帰郷する者も出始めた。六日には救護団の第一班が帰郷した。佐藤源八郎(元巡查)も東京から帰来した。こうして漸く震災の惨状が詳しく伝えられたが、帰郷者の話によると、「まことに

凄惨で目もあてられない悲惨事で、言語に絶する」と語っている。また山田日記でも六日に、「東京から避難の人が来は



大震災沢田村消防関係者救護班

ノロノロ運転で出車した。大宮より先にはゆけず、ここで下車させられて東京まで歩かされ、身内や親類のところまでたどり着くという状況だった。そしてせっかく出してやった人達の安否を、地元ではまた気づかうという状態であった。出発に当って自分等の食料のほか、罹災の親類のものの食料や衣類なども持てるだけ持参しての死物狂いの上京だったという。当時八〇九月にかけては吾妻東部ではちょうどチブスが流行していて、多くの家々から、避病院に出ていたので、震災とチブスが重なって町では全く大変の時だった。

罹災救援活動 さてこの時の罹災救援についての県の対策が、群馬県百年史（下巻二七二―二七四頁）に掲載されているが、これをみると、大震災の翌二日に県はこのための救護団を組織し義損金品の募集の活動を開始している。九月一日夜半東京からの電話で罹災状況の報告をうけ、山岡知事は直ちに部課長の非常召集を行い、救援について協議し、救護団の設置や義損金品の募集を決めた。この決定によって各郡市の在郷軍人分会青年団消防組等の各種団体によって救護班を編成し、被害地に派遣したり、県内の避難者への救援活動などが実施された。かくて九月三日までに結成された救援班は、県内で九十一班、三、三三九人にのぼった。この外民間有志による救護班が十八班三五一人であった。

ところで吾妻郡では、県の指令にもとづいて二日午後六時各町村が郡役所に集合して救護班を編成し罹災地派遣を決めている。三日午前には第一、二班、四日には第三班が一番で出発した。前述のように中之条町では三日の区長会議で義損金義損米の募集をはじめている。ついで十四日に第二回の救済金募集の町有志協議会が開かれた。田村喜八は、この募集について「第一回十円、白米一斗、第二回五十円、赤十字愛国婦人会五円」と記帳している。郡内各町村でも同様な動きを示したが、東村では罹災地へ十人派遣、義損金は第一回分は団体関係係四〇六円五〇銭、第二回分は個人団体一、一一四円三五銭であった（東村報）。坂上村では、第一回義損金品は、三七一元九〇銭、白米三石四斗

一升であつた（坂上村誌）。

さて大震災は首都東京の壊滅によって日本の中枢機能の麻痺^{まひ}や停止を意味するものであつた。この面からの地方の政治経済への影響は計り知れぬほど大きかつた。前述のように交通運輸通信等は麻痺され、新聞その他情報機関は全く発刊停止になつた。産業経済の中核も破壊され株式市場は閉鎖された。銀行の機能も一時停止の状況だつた。こういう状況のもとで、県内の各銀行は四日から一週間臨時休業をきめた。しかし中之条銀行は独り休業しなかつた（田村日記四日）。山田実は中之条銀行を訪ねて剣持真平に財界の状況などを聞いたところ、剣持は「県下一斉に銀行は休業したが、吾妻では警戒しつゝ戸は開けていたい」と答へたと述べている（五日山田日記）。また九月には二十五日に県会議員選挙が行われることになっていて、八月下旬以来立候補者引出しの動きがはじまつていた。たまたま一日には田村は非政友派三人と金幸で会見し、全町一致で町田崇山を県議候補に推薦することを協定している（田村日記）。そして田村は三日に政友会支部からの電報で出県し、協議の結果大震災のため二三日間候補運動も見合わせる事になつた。崇山引出し運動は難航し、十三日には政友からは小池甚一郎の推薦を決定、憲政会からは菅谷勘三郎と田中省一郎が推薦出馬した。かかる動きが、この震災によるあわただしい混乱の渦中で展開されていたのである。九月中旬すぎには、罹災地の様子も大方判明してきて、直接の恐怖や不安は緩和されてきていたが、その余波はなお継続していた。山田日記では、八日附新聞で色々の様子を知つたという。また一カ月たつてやつと加藤龍雄からの震災の実際談を通じて本当の事がわかつたと述べているほどだつた。各町村長宛てに、摂政宮殿下の御成婚は大震災に付今秋挙行予定の結婚式を延期する内務次官通達があつた。また臨時震災救護事務局交通部からの知事宛の次のような「上京者への注意」の電文が発せられている。

九月二十一日ヨリ鉄道ハ平常ノ營業狀態ニ復スルコトナ
 リタリ。此際地方ヨリノ上京者俄カニ殺到スル時ハ折角ノ秩
 序回復ヲ妨グベキニヨリ上京者ハナルベク必要止ムヲ得ザル
 者ニ限ル様計ラレタシ

さて県議選挙も終つた九月二十九日から大震災の実況を知らせる活動写真が朝日座に上映された。田村は子供等を
 つれてこれを見物し、「今回東京府ノ大惨事実写ニシテ実ニ凄惨ノ極ニシテ只々悲涙アルノミ」と述べている。そし
 て十月になると東京横浜の罹災類焼者たちが吾妻にも入ってきている。十月五日には吾妻樹徳会による大震災死者の
 追悼会が清見寺で執行された。そして二十一日には、八千代生命保険会社主催の震災活動写真が朝日座で催され、入
 場者は千四百人にも達し会場に溢れたという。この年は不作のためか、田村は町長として小作料の調停に奔走してい
 る。大震災の翌日（二日）に成立した山本（権）内閣も僅か四カ月にして十二月二十九日には総辭職した。

(4) 震災後の世相

ところで大正末期の起点となつた関東大震災が、この時期の世相に与えた影響は実に測り知れないほど大きなもの
 であった。とにかく大正も終りに近い時に勃発した大震災は、それまで裏面に陰影こそ秘めてはいても、なお相当明る
 さをもっていた世相を一変して、その暗黒さを露呈した。この天災に加えて経済恐慌に由来する不況という人災が、
 更にその暗黒さを増大させた。大正の不況は未だ本格的なものではなかったが、なお好況に酔いしれていた人々に
 は、極めてきびしいものだった。山田実は大震災のあった大正十二年（一九一三）の概観で、「此年は大正八年好景
 氣の不健全な絶頂から顛落の^{きまつ}一途を辿つて昭和五六年のどん底に落ち着く道中のまだ始まりであつたが、人々はそう
 思はずもう快復する筈だと果敢^{はか}ない望みをかけつつ送つた活氣のない年でした」と述べている。このはかない望みを
 もちつつ暗い陰鬱な世相の中で、これから逃避するためには新しい娯楽や遊びが求められた。明治前からの伝統的な
 庶民の遊びや気晴しとは全く異質の現代風のマスコミがや々と到来してこの欲求に答えた。この大震災が新時代の文

化の起点となったことは、多くの学者たちの認めているところである。大震災を首都にあって直接経験した人々、特にその若い世代の人達にはその後の彼等の人生への大きな影響となった。震災後の東京は古い江戸以来の伝統的文化を一払したが、この年十二月上京した山田実は震災直後の東京の様子について、「日比谷公園内に一ぱい出来たバラック街の間を頭にタライをのせたヨカヨカ飴屋が流していた風景は異様であった」と述べている。

さて震災後の世相をみよう。震災後の帝都は復興も目ざましく進展して、新しく再生した東京が震災前の東京とは全く別世界として生れ変わった。大正末の東京には急ピッチの復興途上にみられる市民の巨大なエネルギーが横溢していた。東京の活気にくらべて、田舎の中之条地方では、すでに経済的不況や霜害などが続いていて、次第に大正中期の活気が失われてゆく過程にあった。それでも中央の経済情勢よりはかなり遅れていた当時の中之条地方では、大正中期の好況時の余韻がまだ続いていた。中之条町民所得の最高水準の年は十一年であって、大正末には次第に低下していったが、好況ムードは相変らずのようであった。特に生活上の文化では衣食住を中心にして大正末のこの期間に大きな変化がみられた。人々は好況の夢の余波にひたりつつ、新しい文化に関心をふりむけていた。ラジオの出現、大衆雑誌の普及等による大衆的な現代文化に心を寄せるものも多かった。衣生活における洋風化の動きが少しずつ現れた。食生活でも米食が従前に比して多くなっていたし、公の生活領域に洋食化が入ってきていた。住生活では家庭生活を通じて電気の導入はじめアルミ用品の利用などがみられた。建築にも町並に新しく鉄筋コンクリートの建物も見られるようになった。生活文化の上では洋風化への方向が第一歩をふみだした。経済的不況化の進捗するなかで、生活文化では漸く現代化の出発がみられた時期だった。この点でも暗さと明るさが混淆しあった過渡期でもあった。町々には好景気の余燼がくゆんでいたが、周辺の村々には早くも不況の波はかなり強く現われはじめていた。震災後の東村報をみると、不況対策として勤儉貯蓄の実行奨励(十三年十一月〜十二月)季節出稼者の増加傾向(十四年十二月)、国

產品の奨励（十五年八月）の記事を通じて、当時のきびしい社会相が反映されていた。中之条町でも十二年の震災の年には米が不作のせい、小作料軽減の要求がとりあげられ、町長が仲介となって地主と小作の間の小作料の調停が行われた。他方町民所得の最高水準になった十一年が、また納税上でも最高になって、延納ないし不納の町民が多く現れてきたことをあげておく。税金関係の問題が不況のもとで大きく浮びあがったのである。

2 生活の諸相

日露戦争後の産業の伸長と、これと併進してきた交通運輸通信の発達によって、大正になると、この地方にもはじめて新しい近代文明が到来した。これら産業交通の発達によって、住民の生活面も明治期にくらべて格段の進歩が認められた。この生活の進歩は、主として交通運輸通信の発達のため外界との自由な交流が開けたことによるが、外来の新文化に対する地元住民たちの意識や態度の変化によることも大きい。

(1) 衣食住の生活様式

衣生活 明治の生活にはまだ前代からの慣習が強く存続支配していて大体伝統的土着的のものが中心であった。ところが大正になり、特に大戦後には漸く新しい衣生活の様式が導入されて、少しずつ変容がみられるようになった。町と村ではかなりの相違があった。

町の衣生活 大正になると町では流行も比較的自由にとり入れるようになった。洋服化は少しずつふえていたが、ふだんは男女とも一般に和服が着用された。明治ではまだ子供の洋服はほとんどみられなかったが、大正中頃から少数ながら洋服の子供が現れた。大人では男の先生巡査はじめ出先官衙の役人は洋服着用だったが、町村役場の吏員はまだ和服の方が主であった。制服規定のあるもの以外は、公私ともに着慣れた和服が大半だった。馬車乗合自動車

鳥打帽が流行した。大人には中折帽、そして夏にはカンカン帽などと生徒や巡査などは制帽に白い覆布をかぶせた。冬などは和服のうえにインパネスを着用する人たちも多かった。履物は和服にに応じて色々の下駄や草履が用意された。大正期にはゴム製の足袋や靴が便利のためかよく用いられた。前代からのわらぢばきもまだ多かった時代である。

さて町並の商人など仕事の際には、和服に角帯前掛姿というのが多かったが、時に洋服も着るようになった。農家でも仕事着は少しずつ変化していたが、シャツ股引袴などを着用し、ゴム足袋をはくようになった。小学生の服装は紺かすりの筒袖に三尺或は兵児帯^{へいごおび}を結び、下駄やゴム靴をはいて登校した。この頃の児童には洋服はまだ少数で、はづかしいように思えた時期だった。大正末期になっても革靴やサージ服はほとんど見られず、ごく少数が小



中之条尋常高等小学校教員たち
(大正15年度)

などの取者運転手は洋式な服装だった。男子に比して女子の方は、まだ洋服のものはほとんどなかった。女の先生は相変らず和服に袴の姿であった。郵便局の女交換手や女事務員も和服に袴というのが普通だった。当時は公の職業や公務活動の際の服装には和服の場合に袴が着用された。子供もまた学校の式などにはよく袴を着用した。帽子をかぶるものがふえて大正期には大人の男の帽子には色々な種類のものが現れた。季節々々のもの、時代々々によって移り変った。青壮年間では



田村茂縫塾の娘たち（大正11年頃の服装・髪型）

し遅れて昭和初めの短い一時期だった。

村の衣生活 このことについては名久田村大塚の伊能義一の報告によって述べておく。平常着では男女ともに殆んどが和服で、履物は下駄と草履、女は白足袋だったが、若いものは色足袋も用いた、村外に通う勤人と先生は洋服だったが詰襟が多かった。冬は中折帽に外套は二重廻し、若い人は鳥打帽に釣鐘マントだった。さて農用着は自家用の

倉服にゴム靴という姿だった。さらに髪型は男はふつう丸刈りだったが、角刈が流行した時期もあった。女性特に娘の髪型は明治にくらべて大分変わってきた。和裁塾などに通う娘達の髪型は大半が束髪であった。町の商店の主婦はよく丸髷を結っていた。娘達の間でも束髪のほか日本髪の内う返しや桃割れ姿も相当多かった時代である。町には髪結さんが何人がいて、お得意の家々を順番に廻り歩いた。芸妓達が多かった大正の町では、髪結は日本髪が中心で、よく繁昌していた。洋髪専門の髪結はまだ現れなかった。郡誌によると、「明治三十八九年頃から二〇三高地と称して前髪を高く広く出せる束髪が流行したが、大正に至りて髪の前にて七分三分に分け後にて束髪とする結方流行せり」とある。大正末になると都会では新しい「耳かくし」が現れたが、当地方では町でもこの新しい髪型はみられなかった。日露戦争後には前髪を高くだす庇髪の色々な型が流行したが、大正中頃からは町の女性の髪型も落着いた束髪に統一されてきた。大正末の耳かくしが町にも流行したのは、少

シャツと紐つきの股引が多く、ズボンはまだ一般に使われなかった。婦人は手甲・脚絆・前掛タスキ手拭被りで、一部に地下足袋も使用されたが、石裏足袋にわらじがけ姿だった。老人は和服の尻を端折って筒状の白股引わらじ掛け姿で腰に鎌などをさし野良へ出かける姿もよく見かけたという。なお名久田出身の小野塚敏太郎（新治村在住）は当時の小学生の衣服について、

着物は木綿の縞か緋の手縫いで、制服といえば中等学校生徒の専用にも似たもので、小学生が服を着せてもらうようになったのは、大正末期で、極く進んだ家庭とされていた。地下足袋やゴム靴が出廻ったのもその頃である。

食生活 **町の食生活** 明治期の町民一般のふだんの食事は米麦混合の主食にごく簡単なおかずを配したものであった。四十年代になると副食の内容が向上してきたが、この傾向は大正中頃の好況期になると一段と進んで、町部の家の食生活の内容は著しく向上した。都市化によって食事の変化も顕著になった。他方村（在郷）の農家では、まだ単純な食生活の連続であった。それでも副食の方では幾分ずつでもよくなっていたようだ。様々な自家用づくりの食料が使用された。味噌の仕込みなどは農家は勿論、町の商家でも自家自給していた。村の家々も町の商店から新しい商品を買いはじめたし、町でも家庭内の食事と料理屋の出す食事とを比較すると、かなりの開きがあった。一般に食生活の内容は外からは中々把握にくいのが、町の各家々の間で、かなりのちがいがあったようだ。地味な家風で消費をきりつめてきた町の旧家上層でも、食生活になると今とは違って中々つましいものだった。こういう家でも旦那衆たち



大正期の服装
（釣鐘マントと巾折帽子）

は外のつきあい上の食生活では割合に派手だった。旧家の主婦嫁などの女衆の食生活は一般町民にくらべても格別よかったということはなかった。大正五年十一月には竹野屋でも洋食開店披露がなされたように、大正期には男衆の外の会合などでは洋食にぶつかることもあった。大正時代にはまだまだ家の外と内、男と女とで食生活にかなりの差があったようだ。大正中頃から次第に増えてきた外来の勤人の家庭は一般に生活が都市風で、生活様式も相当ちがっていたように思う。就中震災によって町に入室した東京生活の体験者などが、地元生れの人々の衣食住の生活に与えた影響は大きかった。ともあれ、外来の勤人家庭の食生活水準は当時では、地味な伝統的な土着の町民にくらべると相当かかったようだ。大正期になると、明治とちがって主食の米麦の混合率もはっきり米中心の食事が多くなり、麦飯をたべない町民も相当ふえてきていた。副食にも調味料を重視するような食生活様式も生まれていった。醤油砂糖の使用量もふえるし、肉や生魚はふだんにはまだ僅かで、モノ日として祭日や一日十五日二十八日などには塩鮭などが食膳にのびた。

村の食生活 さきの伊能義一（七十才）の報告でみることにする。「白米の飯が食べられるのは大晦日の歳とり、正月三が日、小正月一二回といった一年中の僅かの日だけでした。よその人に百姓仕事など手伝って貰う時は、米五分麦五分の半メシ、他人の入らない内々の時は麦（挽割）七分米三分のメシ、場合によって稗をかくというご飯を食べました。時々二十人鍋一杯の「おきりこみ」もたべました。それに村では焼餅がある、米粉のときは少く、稗・朝鮮稗・麦粉もろこし粉とうもろこし粉等の利用が多かったという。つぎにおかずでは、沢庵漬と菜漬が主で、なめ味噌ふすま味噌をどこでも使った。魚は使うこと少く、また少量だった。醤油など一升買いどころか五合と買ったことがなく、山田の醤油店で一升樽を買うほどの余裕ある家は村でも幾軒もなかった。さて子供の弁当のおかずについては、沢庵たくあんが漬かれれば毎日沢庵だけ、漬菜の食べ頃になれば菜漬だけだった」と述べている、名久田村の学校に通った

時分のことを次のように書いている。

鉄板の箱に瀬戸をひいた旧式の弁当鉢に 麦飯を詰め、弁当鉢の隅に沢庵か漬菜のおかずをとっさり入れ、祖父や父親の作ったワラ草履をはいて、ウドン粉の粉袋を利用して作った風呂敷に、教科書と石板石筆を包み、学校にせっせと通い

ました。弁当は場合によってはエリ焼、炭酸饅頭、サツマ芋二本焼餅などと、いろいろ変りました。私と並んでいた友達などは、お汁を壺につめて自家製うどんなどを弁当に持ってきたことがあります。

「漬菜に醬油をかけるのはゼイタクだ」と云われたのも当時の百姓ぐらしを示していたと思う。大正期には町でも村でも各自が箱膳を使用し、食事では家長や祖父（時に総領ないし幼い子供等）が特別の扱いをうけるということが多かった。そして大体すわる座がきまっていたのがふつうだった。

住生活 町並の家々 外観は明治とくらべて大きく一変したわけではなかったが、大正期になると多少とも新しい装いも現われた。新築の店は少なかったが、屋根替で葺ぶきから板屋根に、板屋をトタン屋根に直すものが出てきた。小売店舗になると表屋根に店看板をあげるもの、掛暖簾や垂暖簾をおく店も現れた。何よりも大正期は電気時代になって町並に電柱がたって点灯されたし、屋内でもどこにも一二灯は電灯がついたことは住生活上の大きい変革だった。大正八年の町の郷土誌に掲載された主なもの商店の写真をみると、当時漸く商店らしい外観をもってきたことがうかがえる。しかし大正期の町並全体としては、古い農家がまだ相当多く介在して、伸長期の町の雑然とした不統一を示していた。それに町並の道幅も今にくらべて非常に狭く、そのかわり店先が広がったので、ここが子供の遊び場になっていた。こういう状態から大正の町の様子は到ってのんびりしたものだった。さて商店の多い町並の家々の内部をみると、奥座敷はじめ間取り仕切り調度品の配置等は、それほどめだつた変り方もしなかったが、大正期には屋内に電気がついて急に明るくなったので、人々の立居が便利になった。商家も農家も夜の仕事は大変しやすくな



大正期の吾妻郡役所（中之条町大字中之条下之町）

った。ただ家のつくりかたから昼間でも室内は薄暗くて、所々に明りとりが設けられていた。身廻りの家具生活用具はじめ台所なども明治にくらべて、さほど改善された様子も少く、土間や板間座敷とのゆきかい、つるべ井戸から手桶で日に何回もの飲み水の運搬等細かい家屋内の婦人の立居動作には明治期と余り変化はなかった。それでも大正十年すぎ頃からはガラス製品やアルミ製品なども出てきて、少しずつは便利な生活に向かっていた。商店の木造りの重い表戸で閉された長い夜の家並は異様な静寂がたよっていた。ところで大正になると、町も漸く郡都として役所会

社がふえて外来の勤人の定住者が増加した。新しい職業者の借家住宅もできはじめたが、大正期にはまだ一戸建の借家は少く、旧い家屋を改築したものや二三戸つづきのものが多かった。長屋づくりは明治中頃に田中甚平によって裏町に造られたのが最初というが、大正になって多少ふえていった。中之条町では明治前からの旧い横町として朝日座横町・山十横町・福田屋横町・栄壽亭横町などがあって、ここには明治から引続いて長屋づくりがあつて職人衆行商人勤労者など町の庶民層が定住していた。夫々の横町には夫々の気風がたよっていて、大正の田舎町の一様相を示していた。裏町通りは新設の官庁に通ずる道筋として明治二十二年に開かれたが、その後多少とも人家もふえたが、まだ大きな発展はなかった。大正期には産業交通の発達で会社工場が新設されたが、町並でめだつ新しい建物としては役場（旧女子校）を除いて少なかった。町通りを引立たせるものとしては大字中之条では、吾妻物産株式会社と富沢写真館（曲手町）、大

六 世相と生活

て近村の人々を驚かした。上之町のカネブン小山文治郎商店や中沢要八商店、下之町河内屋呉服店などだった。大正も後期になると、中之条銀行が十二年五月に二階建てのコンクリート洋館を新築して町通りの現代建築のはじめとなった。

村の住生活について、衣食の生活と併せて伊能義一の報告によってみてゆくことにする。大正期では現金で五百円



二階屋根裏に照明装置をつけた中沢商店
(中之条町大字中之条)

字伊勢町では軌道会社・吾妻倉庫・求友館に二三の製糸工場などで、いづれも大正期に新築されたもので当時の町に美観をそえた。伊勢町の凸凹館の三階建てもその頃の話題だった。中之条の反町の剣持源吉さんの養蚕のための三階造りもめだった建物で、「反町の三階」と呼ばれていた。電気時代を迎えて商店でも店の二階屋根に電灯の照明を設備するものも現れたが、市日には、一斉に点火され



村の農家の屋根替
(大正2年5月)



大正期の井戸の水汲み

もあれば立派な二階建の住宅が建てられる時代だったが、村ではのびのびならぬ事情でもない限りは家を建てるものなどなく、修理程度のものが多かったという。屋根替えなどもトタン板などの使用は少く、杉皮葺が多く、栗材を玉伐り、それを割って造ったササ板を使って釘をとめる所謂トントン葺屋根が最上のもので、多くはササ板を葺き並べて、風に吹きとばされないように押付用に竹で割ったものを使ったり針金でとめたりした。石屋根などもあったという。この葺板を捨てる板割職人が何人もいた。伊参村の「大洞杉」の板割職人で外来のものが二軒あって入山して小屋をして杉を使って屋根板や四分板を引いていたこと、そしてこれら製品を馬につけて中之条まで運搬する駄賃かせぎをしていたこと、そして板割り仕事が大正末頃まではやっていたという（伊参の民俗「三三頁」）。

最後に大正期の村民の生活を変えた照明文化についてふれておく。大正期には吾妻地方の村々にも大体電灯がつくようになった。これは各町村また各大字地区で電灯点火に時期の差があった。中之条町の町並の家々で明治四十五年（一九一二）五月に点灯されたの



大正期の衣類の洗張り

を嚆矢として、郡内各地に次々に点灯されていったが、わが一町三カ村では、中之条町部について、三年には西中之条地区、この年四万発電所設立に伴って、十月から四万温泉地区、四年只則青山市城地区、さらに七年六月沢田村山田地区、そして八年十二月伊参名久田地区という順に、大正初期から中期にかけて、わが四カ町村の各村落内にも新しい電灯が点じていった。

(2) 大正期の家計——町と村の暮しの経済

大正期は産業や交通の発達によって中之条地方の人々の生活経済も全般的に向上した時期であった。特に第一次大戦中から戦後にかけては好景気が到来して町は活況を呈して生活を享受する風潮もたかまつた。しかも好況後には再び不況のきざしが現れて、次第に景気は下降し、住民の生活経済も停滞をたどりはじめた。しかし新しい現代文化の導入によって新生活への関心も昂揚した時期でもあったので、苦渋な産業経済にも拘らず消費家計はそれほど大きくは縮少しえなかつた。農村地区では好況不況がさほど直接家計に反映することも少なかつたが、全般に地味な勤儉節約の消費経済が継続していた。特に大正末に近づくにつれて、この点が強まってきたといつてよい。

いま、町と村の家計（生活費）を通じて大正期の住民のくらしの実態の一端にふれながら、大正の地方生活の問題などにも言及してゆくことにしよう。

一 商家の家計 まず町の一商家の大正期の生活費調査を基礎にして、当時の町民のくらしの問題を考えることにした。大正七年（一九一八）と十四年（一九二五）の家計をとって検討しよう（第7—68表・次頁）

大正七年の家族は夫婦と子供（四才）と母よりなる四人家 二人の七人家族、七年から十四年の間には商売は伸長した時族、十四年夫婦と子供三人（十一才、七才、二才）と使用人 であつた。

七年と十四年における家計費を主要な費目別に比較してみると、①食料費は人数もふえて当然増えているが、②衣

第7—68表

			大 正 7 年	大 正 14 年
食 料 費	主	費	円 錢厘 124.425	円 錢厘 215.160
	副	費	17.080	96.520
	計		141.505	311.680
衣	料	費	155.900	117.940
家	具 什 器	費	112.920	106.520
光	熱	費	38.880	58.700
社	交	費	30.900	90.960
教	養 娛 樂	費	—	17.600
旅	行 厚 生	費	30.000	116.550
医	療	費	49.330	148.200
租 稅 公 課	家	賃	66.000	180.000
	公	課	7.460	20.400
	租	稅	30.100	133.800
	計		103.560	334.200
貯	蓄 掛	金	41.640	775.730
雜		費	10.365	82.510
合 計			676.180	2,162.590

(資料) 各年次の金銭出納帳による

旅行支出が多いのは商取引先の問屋の招待旅行が主である。次に食料費だけについて、特色がうかがえる。

食料費、主食の米の購入は四人家族で、ほとんど二斗ずつ買っている。八年二月まで続いている。米の消費量は二十日に二斗、十日に一斗の割合だった。七年下半年は米価騰貴がはげしかった。十四年には七人ぐらしの時期になり一俵買いで、米の購入は二〇〜三〇日に一俵づつだった。五〜九月は

米価の値上り、一〇月〜一二月には米価の値下りで、振幅が大きい。震災後の十四、五年の不況期に、主食費の騰貴は、一般家計に対する影響が大きかった。副食費、味噌の購入が主もで、塩・時季々々の大根菜(漬物用)の一括購入、牛乳もよくとっている。食生活のあり方は、主食中心の食生活で、

料費家具什器費は幾分減っている。この部門の節約が一つの特色である、他の費目はすべて増えている。③貯蓄掛金が衣料什器費の節約と対照して増加が著しい。社交費厚生医療費雑費の増加が大きいのは子供の成長もあるが、前述の大正期の国民生活上の反映の現れであろう。また租税公課が急増しているのは商売の伸長の結果である。さらに

第7—69表

		生 計 費	
		円	銭厘
明 治	41	1,130.	488
	42	1,219.	838
	43	1,308.	438
	44	1,560.	953
	45	1,824.	618
大 正	2	1,779.	332
	3	1,658.	259
	4	1,390.	563
	5	1,582.	593
	6	1,417.	139
	7	1,197.	868
	8	1,845.	970

景況の動きがよく反映していたように思う。ここでの家の大正元年（一九一二）の費用帳から生活費の使途にみられる生活状況をみよう。主食は自家消費なので記帳されていない。衣食費だけを次ぎに詳述する。

肴肉は少く、玉子も病後其他特別の場合に限られていた。ふだんと晴の日との食事のけじめがあり、子供の祝、病氣、町の祝事などの時は、ふだんとは違ってささやかながら食緒が

整えられた。お客に対しては料理店からの御馳走をふるまっている。

この商家は町全体のなかで中層に位するものと見做されるが、大正前半から後半にわたって急速に営業が伸長した特別な事例であると思う。大正末年には県税戸数割賦課額では納税者千百六人のうち七十三番目にランクされるようになった。中層下から中層上に急昇した一商家の家計費を示した。

村の上層家の生活費 つぎに村の家族の家計を、資料の関係から中層家のものが見当らなかったもので、最上層に属する旧家の大正期の家計（生活費）を通じて、当時のくらしの状況をさぐってみよう。まず日露戦争後の四十年代から第一次世界大戦の大正八年までの生活費の変化を第7—69表に示す。この表によると、日露戦後の四十年代には年々生計費が向上してゆき、明治末年（一九一二）には千八百円余になるが、大正初めの三カ年間は年々減少していった。そして五年（一九一六）から再び上昇してゆき、特に欧州戦後の好況期の八年（一九一九）には急激にふえて千八百四十六円になった。この生活費の年々の変動をみると、この期間における経済

① 食料（副食費）

目につくのは、豚肉の購入が年間割合麗々購入されていること、鶏卵支出も多い。その他肴は生でなく乾魚でかなり購入していること、やはり鰯いわしがよく買われ塩引も間々みられている。肉は一度に四五百匁位購入する。牛乳も月々とっている。砂糖類なども三百匁以上まとめて時々買っている。総じて副食物の種類も多くにわたり、特に

豚肴卵はじめ砂糖類など豊富にとり入れている。菓子類の購入も多い。最高水準の農家の食生活レベルを示す。

② 衣料 家族のための衣服の購入は少いこと。地味な衣料の購入であること、使用人の仕着せや家族の下着股引下駄草履等が購入されているだけであること等から、旧家の家計費の使途の特色がみられる。

総じて生活費支出の特色をみると、①食料費のうちの副食の種類が多く、十分に配慮していること、②衣料家具什器費の使途は、日常生活に不可欠なものだけに限定され、華美なもの無駄なものへの支出がみられないこと、③交際費に対する細かな配慮がなされ、村内から広く近郊町村の知り合い、使用人たちにも及んでいて、義理がたいつきあいがなされていた様子が十分にうかがわれる。④医療厚生費には置薬売薬等の常備薬がよく用意されていたこと、⑤特に教育文化費の支出が豊かな点に大きな特徴があるように思うが、四種類にもわたる新聞を注文で購読し、広く書籍を購入していて、高い教養に心を向けていたこともわかる。

(3) 米価の高騰と町民の暮し

大正期には明治期にくらべて町の人々の生活は全般的に向上し、食生活においても大きく変化した。主食における米の比重が増していた。特に町の人々の間では米食がかなり一般化してきた。このような食生活の内容の変化とともに、食生活における貨幣経済の面が拡大して、主食の米を購入する町民が増えていた。現今のように純消費者こそ少なかったが、零細な農民職人はじめ商人層などを含めて町民のうち自給食糧に依存できるものは少数にすぎなかった。従って大正期における町民の暮しをみると、米価の動きによって日々の家計に大きな影響をうけるものが極めて多数になっていた。

六 世相と生活

第7—70表

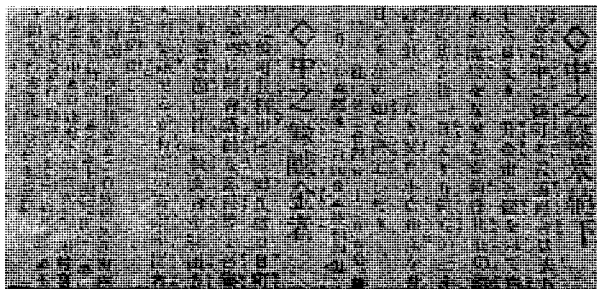
(大正7—8年)

		別 上		上 白		並 白	
		一 円 の 量 数 升 合 勺	一 升 代 錢 厘	一 円 の 量 数 升 合 勺	一 升 代 錢 厘	一 円 の 量 数 升 合 勺	一 升 代 錢 厘
大 正 7 年	月 日 4・17	3.2.5.	32.5	3.3.0.	31.0	3.4.0.	30.0
	5・7	3.1.0.	33.0	3.2.0.	32.0	3.3.0.	31.0
	8・1	2.6.1.	38.0	2.7.0.	37.0	2.8.0.	36.0
	8・15	2.1.0.	48.0	2.1.5.	46.5	2.6.0.	45.5
	9・1	2.2.0.	46.0	2.3.0.	44.0	2.3.5.	43.0
	10・15	2.1.0.	48.0	2.1.5.	47.0	2.2.0.	46.0
	11・2	2.2.0.	46.0	2.2.5.	45.0	2.3.0.	44.0
	11・27	2.1.5.	47.0	2.2.0.	46.0	2.2.5.	45.0
大 正 8 年	2・15	2.2.5.	45.0	2.3.0.	44.0	2.3.5.	43.0
	3・1	2.3.0.	44.0	2.3.5.	43.0	2.2.0.	46.0
	3・15	2.5.0.	40.0	2.5.5.	39.0	2.6.0.	36.5
	4・6	2.4.0.	42.0	2.4.5.	41.0	2.5.0.	40.0
	5・16	2.1.0.	48.0	2.1.5.	47.0	2.2.0.	46.0
	5・26	2.0.0.	50.0	2.0.5.	49.0	2.1.0.	48.0

(資料) 大正7、8年中之条町米穀商組合「公定米価表」による

さて米価の騰貴の最もはげしかった時期は大正七年下半年から八年上半期(一九一八—一九一九)の頃で、七年七月八月には全国各地で米騒動が勃発した。米価高騰に苦しむ住民に對して国や地方自治もまた各般の救済策が打ち出された時期であつた。

米価騰貴の動き 中之条町を中心にした米価の動きをみよう。まず大正四—五年の頃の米価を町の一商家の家計帳簿から調べると、両年の同じ月別を比較すると僅少ながら上昇しているが、まだそれほど騰貴ではなかった。同じ資料で大正七—八年の米価の動きをみると、七年後半期に急騰をつづけている。ここでの七—八年における町の米穀商組合の公定米価表を示すと第7—70表に



大正7年8月(米騒動期)における中之条町の米価
(上毛新聞 大正7.8.23)

なる。並白で四月には三十銭が十月には四十六銭、翌年五月末には四十八銭と高騰している。一円で七年三月には三升四合買えたのが、十月には二升二合、翌年五月末には二升一合しか買えないという急騰ぶりだった。こうして米食に依存することの多い町民の食生活の苦渋がうかがわれた。

米価高騰下の社会施策 この期間県や郡が示した通達と町の報告書などから当時の施策やその実施状況などを知ることができる。これらによると、①外米の奨励布や②白米の廉売及び③混食代用食の奨励等が行われた。

①外米の奨励の趣旨にもとづいて、中之条町でも七年八月中旬から九月下旬までは何回かに分けて白米の廉売を施行してきた。しかし九月三十日限り白米廉売を中止して、生活苦渋な町民を対象にして三回にわたって外米の購入希望者に頒配した。その詳細をみると

第一回外米配布 一銭。配布石数七十八石五斗一升。第三回外米配布 八年四月八日、五月三十日、三十七級以下の町民、一回買受数量一斗以内、配布代金一升二十二銭、配布石数三十八石三斗九升一台、現品引換券発行枚数四二八枚であった。第一回・第二回大字別の外米配布状況を表示しておく(第71表、第72表)。

申込数量五十四石六升。配布代金一升十八銭。配布石数五十一石八斗六升。第二回外米配布 八年一月廿五日三六〇三〇等級の町民、申込数量八十二石二斗八升、配布代金一升二十

第7—71表 第1回外米配布

	数 量	戸 数	1戸当り 平均配布量
中之条町	石斗升 17.4.3.	60	石斗升合 2.9.0.5.
西中之条	9.6.7.	28	3.4.5.4.
伊勢町	13.2.0.	27	4.8.8.9.
青山市	5.4.4.	10	5.4.4.0.
	6.1.2.	7	8.7.4.3.
計	51.8.6.	132	3.9.2.9.

第7—72表 第2回外米配布

	数 量	戸 数	1戸当り 平均配布量
中之条町	石斗升 18.0.3.	48	石斗升合 3.7.5.6.
西中之条	20.4.5.	57	4.3.5.1.
伊勢町	22.6.9.	53	4.2.8.1.
青山市	8.5.0.	11	7.7.2.7.
	8.8.4.	11	8.0.3.6.
計	78.5.1.	170	4.6.1.8.

②白米の廉売を八月中旬から九月中旬にわたって所定の細民を対象にして実施している。その詳細については次の通りである。

第一回 七年八月十六日～廿三日（八日間）一升卅五銭、販売数量一戸一日三升以内、販売総石数五十二石二斗、販売所中之条チギリ一商店、伊勢町求友館前。

第二回 七年八月廿四日～廿七日（四日間）販売数量一戸一日三升以内、廉売米対象資格 三十七等級以下 現在戸数

九九三戸のうち該当戸数二八九戸、販売量三石八斗六升、販売所中之条町内の各米穀商店。

第三回 七年八月廿八月～九月十三日（十七日間）販売価格・販売数量・販売所等すべて前回に同じ、対象資格三十六等級以下（該当戸数四七四戸）。

第7-73表

(大正5~8年 中之条町)

		内地米		外国米	計
		生産家米	商入米		
5月	大正5年	石 580	石 620	0	石 1,200
	" 6年	600	610	0	1,210
	" 7年	566	601	0	1,167
	" 8年	580	102	5	687
7月	大正5年	434	268	0	702
	" 6年	497	297	0	794
	" 7年	450	73	34	557
	" 8年	456	996	22.4	578
11月	大正5年	305	150	0	455
	" 6年	220	158	0	378
	" 7年	130	66	0	196
5月	大正6年~5年	石 20	石 - 10	0	石 - 10
	" 7年~6年	-34	- 9	0	- 43
	" 8年~7年	14	-499	5	-480
7月	大正7年~6年	63	- 29	0	92
	" 7年~6年	-47	-224	34	-237
	" 8年~7年	6	26.6	-11.6	21
11月	大正6年~5年	-85	8	0	- 77
	" 7年~6年	-90	-92	0	-182

資料 中之条町管内在米高報告

③ 混食代用食の奨励については、県が米価暴騰に対し各都市町村にあてた訓令のなかで、「……混食及代用食ヲ実行シ以テ米穀ノ消費ヲ節スルハ独リ目下ノ急務に應ズル所以ノ途ナルノミナラズ、将来ニ処スル食糧政策トシテ最も必要ノ事タリ」とあり、その実施方法について馬鈴薯の調理方法などが示された。しかしこれは果してどれだけ実施されたものだろうか。

町の在米保有状況 七年五月~八年七月までを中心に管内在米高を調べると第7-73表になる。この表から七~八年の各月の対前年の同月の在米高の増減をみると、①まず五月時では六~七年が四十三石減、七~八年が四百八十石

減と手持米が大量に急減していた。米価高騰期の七、八年には商人持米が大量に減少し管内僅か百石の保有しかない状況だった。逆に農家には前年よりも少量多い五八〇石を保有していた。②七月時では、まず七年は前年同月より内地米二八〇石減、特に商人手持米が二三四石と大幅に減少していた。これは郡への報告では輸送力の少きためとあるが、それだけの理由ではあるまい。さらに八年七月になると、内地米の手持が全体で前年よりもふえているが、商人手持米は五・六年七月よりは百石近くも減少していた。米価高騰による影響で米穀商手持米が平年に比して著しく減少していたのであろう。③さらに十一月時では、前年にくらべて一八〇石余も少く、農家持商人持夫々九〇石余ずつ減少していた。七年後半期～八年前半期には、農家持米には大きな変動はなく、主に商人手持米が大量に急減していた。そのため町民、中でも下層の町部の人々の食糧事情が苦渋だった。当時町にはまだ勤人層は少数で、大半の町民が多少とも農事にも関係していたし、また地元出身者が多く長年農家とも縁故関係をもっていたので、日々の主食に事欠く程ではなかった。しかし主食を米穀商からの配布にまつ町民層が次第にふえていた時期だけに、米不足とこれによる米価高騰に苦しむものが相当数いたことはたしかであった。

七 大正期の伝染病と社会問題

1 大正期の伝染病

(1) 大正期の赤痢病の流行

日清戦争が終った翌年の二十九年には、大陸からの帰還勇士によってもたらされたといわれる赤痢病が大蔓延した。わが吾妻郡内でも西吾妻の三町村のほか、沢田村などでは、この年の大流行によって住民たちが大変苦しんだ。

死者も多数でた。翌三十年にはまだ幾分前年流行の残菌のあったためか、例年よりはまだ患者数も相当多かった。しかし三十二年からは年々患者数も急減して鎮静化していった。次の日露戦争の直後には日清戦後の二十九年の時のような伝染病の流行は見られなかった。これも三十年代後半から四十年代にわたって、衛生行政の普及、衛生施設の新設、医療薬剤の逐次整備、そして何よりも住民側における衛生思想の年々の向上等による結果の現われであろう。

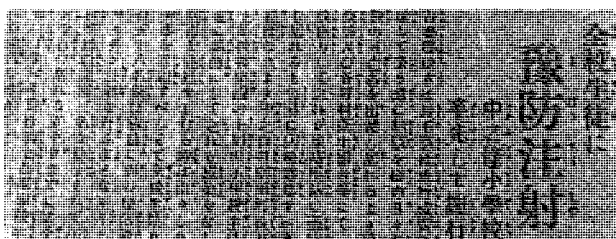
まず日露戦争後の明治四十年代から大正期にわたって中之条町における赤痢患者数の動きをみると、二十九・三十年の五・六十人にくらべて急減していた。大正期になって四年十五人、五年には二十七名にふえて、この五年は大正期における赤痢病の流行した年となった。なお大正期の伝染病をみると、中之条町では腸チブスが大正元年に四十五人もの患者がでてゐる。また子供のデフテリア患者が毎年十三・四名平均に出ていたことにも注目したい。ここでは大正五年（一九一六）の赤痢病流行から取扱う。中之条町では六月下旬から七月にわたって蔓延した。田村喜八日記でみると、

六月廿日 中沢町長老母昨夜赤痢病にて収容せられると聞く流行の傾向となりしや懸念の至りなり。小淵松頼の妻女三人枕を並べて病院にあるを見舞ふ。廿四日 田村助役父妹小池熊吉妻も赤痢にて隔離す。廿五日 農学校生徒四名 赤痢患者を出し、尚三名にて都合十三名となる 廿八日 新田町赤痢患者を出し、愈々本町は県下第一の激甚地と称せらる。午後 田中甚平方に衛生委員協議会 各町村区域に「ア

イセル消毒薬」配布に決し、明日決行の筈。廿九日 衛生組合 本日 消毒薬を各戸に配布せり。七月一日 小池熊吉方又々一名患者を出す。目下患者数十八名となる。農学校は本日より二日間休校とし専ら予防につとむ。十日 佐藤代吉方（朝日座）より赤痢患者を出す。十二日 折田村よりも赤痢患者を出し猖獗となる。十五日 田中甚平氏老母赤痢にて昨夜収容される。

(2) 大正期のチブス流行

大正期の赤痢病は次第に減少していったが、他方チブス患者の方が現れてきた。中之条町では大正元年に四十五名



中之条小学校生徒に流感予防注射
(大正 8. 3. 2 上毛)

もの患者がでた。この年吾妻郡全体では赤痢四十四名に対して、チブスは七十五名もの多数にのぼった。大正期は一般に赤痢よりもチブスの方が多かった。大正十二年の震災の年にもチブスが流行して八月下旬から九月にかけて中之条の町からも患者がでたが、沢田村山田の花曾根でも八月二十五日から二十七日の間にバラチブス患者がでて収容されたもの二十名になったという(山田実日記)。

(3) 悪性流行性感冒(スペインカゼ)の流行

一九一八年世界的に大流行したスペインカゼが、この年(大正七年)日本全土を襲った。このカゼはスペインに始ったといわれて、その名がつけられたが、これが日本に入ったのがヨーロッパより三・四ヶ月遅れて八月下旬～九月月上旬になって患者が発生し、翌八年夏まで続いたという(第一波)。第二波は八年十月～九年七月に流行し、さらに第三波が十年まで続いたといわれている。群馬県でも各波にに応じて大流行をしているが、県内の詳細な状況については、群馬県百年史(下)二二四～二三〇頁に掲載されている。はじめは碓氷郡坂鼻小学校の生徒に感冒続出し、高崎市内にも襲来し、さらに前橋市にも移っていった。十一月二日には中之条小学校が休校になった。

上毛新聞八年二月十一日付の累計表によると、二月一～七日の吾妻郡の新患者百人、累計では一一、三五五人、死者六人と発表されている。二月五日田村辰雄日記では、「新田町二名死者アリト。皆流行性感冒トハアキレタル次第ナリ」と驚いている。この年三月二日の上毛新聞には、「中之条小学校卒業先して全校生徒に予防注射を施行した」ことが報ぜられている。そして

吾妻地方は目下悪性流行感冒蔓延して至る処猖獗を極め、日々多数の死亡者を出だし居れるより、警察署及各町村衛生組合等にて一致協力して之が予防撲滅に尽瘁し居れるも容易に病勢終熄すべき模様なきにより、柳田町長井上学校医協議

の上……全校生徒八五八名及職員に対し予防液ワクチン注射を行うことになり、井上校医は看護婦三名を助手として注射を行ひ居れるが、十月までには全部完了すべく尚県立農業学校生徒百余名も同時に之を行ひたり。

さらに四月十八日付上毛によると、この流感が馬に感染し、「荷馬車又は駄馬等の役用馬に罹病し農馬には更になきが如し」と書かれている。さてこのような大流行した悪性流感は必然的に社会的問題を惹起し、県内各地で流感から生活難に陥り縊死するもの病氣から発狂し狂死するもの、妻子を惨殺するもの……などが生れた。欧州大戦後の戦争余波がもたらした戦争被害以上の犠牲を人々に与えた。

2 大正期の社会問題

大正期になると、明治期に発足した資本制経済の発展膨張によって、産業構造の変化が生じ、これが変化する過程で地方の町や村の人々の生活基盤を揺り動かし、住民の生産と生活を通じて、新しい社会問題が発生した。就中大正期は明治期とちがって自由と平和な世相が現われて、政治上でもデモクラシーが台頭した時期であった。庶民とか民衆の動きも表面に現われて、時代や社会に影響を与えるようになった。全国的な動きを通じては、都市の中小商工業者の税金問題はじめ、新しく職業人として成長してきた給与生活者（中間層）や労働者の生活問題、そして都市労働者の労働問題……そして農村においては都市の発達に伴う離村向都の問題、地主制の成立発展のものと小作料問題等々が、大正期の時代と社会を背景に社会問題として発生した。産業経済の発展の度合や住民の社会意識の成長の度合などのちがいによって、これが実際に発現するのは都市と農村で、また同じ農村間でも時間差があるが、吾妻地方

でも大正中期から後期にかけては、このような全国的な社会問題のいくつかの胎動がみられた。ここでは二三の社会問題をあげて、その様相をみておく。

(1) 町の税金問題

日露戦争後には国家財政地方財政ともに拡大する行政に伴って諸経費が膨張した。この膨張は自然に町村民の租税負担を増大させた。不況が成長する中では、町村の小商工業者の営業沈滞と相俟って納税負担を加重にした。都市では商工業者を含む民衆の台頭がデモクラシーの時代思潮と重なって、早くも大正三年（一九一四）には営業税反対運動が発生し、これが憲政擁護運動の一翼にもなった。山村の中之条町では大正前期には、このような動きはみられなかった。大正初期の町の商工業は既に述べたように、古い近世以来の伝統的な職種業種が大半をしめ、零細な家業としての商工業と農業であった。新しい会社工場などの現れる前夜であった。しかし当時の町の財政をみると、日露戦争後には歳出額が年々膨張していた。これをまかなう歳入における国税納入額を税種目別にみると、明治末（大正初期においては、地租は既に五〇％以下になって、営業税と所得税が五〇％をこえる構成に変わっていた。この営業税（国税・県税）と雑種税（県税）について、郡内他町村と比較すると、原町岩島村沢田村の二倍以上、其他近村に対しては十倍以上になっていた。これは、中之条町では税構成上からみて、当時から漸く零細な小商工業者の納税にも依存しはじめてきたことを示すものである。さて明治末期の（四十二年）の中之条町の大字別の戸当りまた一人当りの納税負担額をみると、町部中之条が一戸当り約四七円、一人当り九円五十二銭で、他地区より圧倒的に高額である。これは中之条では他大字に比して高額の納税者が幾人かいたためである。しかしここではまた寄留渡世人や下層の雑業者や日稼人なども多く、他の古くからの土着先住の農業者（地租納入者）中心の地区にくらべると、納税負担額の格差は一番大きかった。明治四十年代の一般町民の生活様式について、町の郷土誌（明治四十三年）は次のよう

第7—74表

(中之条町)

	税 額			一 戸 当 り			一 人 当 り		
	国 税	県 税	町村税	国 税	県 税	町村税	国 税	県 税	町村税
大正 9	円 銭 16, 118. 89	円 銭 14, 940. 65	円 銭 35, 700. 12	円 銭 15. 74	円 銭 14. 59	円 銭 34. 86	円 銭 3. 07	円 銭 2. 85	円 銭 6. 81
" 10	16, 958. 05	15, 365. 80	34, 168. 06	16. 53	14. 98	33. 80	2. 92	2. 64	5. 88
" 11	19, 879. 86	18, 059. 34	41, 585. 89	18. 17	17. 84	40. 10	3. 34	3. 11	6. 99
" 12	18, 985. 73	19, 605. 21	29, 127. 98	17. 32	17. 94	26. 58	3. 18	3. 29	4. 90

(資料) 中之条町役場各年次の事務報告書による

に述べている。

近時頻リニ生活難ヲ叫ブモノ多ク、町税未納ノ輩等続出スルヲ見レバ、文明ノ風未ダ到ラザル昔時ニ於テ名モナキ農村トシテ農蚕ニ衣食セシ当時ノ如何ニ苦痛少ナキカヲ覚フル感アリ。

これは日露戦争後になって、当地方でも産業経済の発達による新しい文明社会への変化によって、社会問題の発生する基礎が生れてきたことを示すものといえる。生活難と町税未納者の続出とは緊密に関連するが、納税問題の現れる中期以後を考察する。

大正中期の納税額の増大 大正期には一般に景氣の変動がみられるようになるが、特に第一次世界大戦後になると、その変動が激しくなる。そのために庶民生活は目まぐるしい好況と不況の入れ代わりに不安定な浮沈を続けた。そうしているうちに、大正末期になるといつか不況の底に沈んでいつてしまったのである。かかる景氣動向のなかで町の諸企業が設立されたが、景氣の浮沈をうけて少数のものだけは存続できたが、大半の工場会社は衰微消滅していった。とにかく大戦前後に群生した会社企業のために町民の所得も膨張し、町も課税基盤の拡大によって町民の納税額も自ずと増大していった。この状況を第7—74表に示そう。国税県税町村税ともに年々増加して、就中国税町村税は十一年(一九二二)が最高額であった。特に十一年には町村税が急激に増大したこと

第7—75表 (中之条町)

	納 税 額	
	一 戸 当	一 人 当
明治42	円錢厘 32. 91. 1	円錢厘 9. 51. 6
大正 9	65. 19. 0	12. 73. 0
" 10	64. 81. 0	11. 44. 0
" 11	76. 11. 0	13. 44. 0
" 12	61. 84. 0	11. 37. 0

対する實際上の負担の比重は明示しえない。ただ大正期以降のように町民間に階層分化が相当進捗しているとみられる時期には、各階層間の納税負担にはかなりの格差が生じていたと考えてよい。従って町の中層以下の家々にとっては、年々膨張し続けた当時の納税額の増大は相当きびしいものになっていたといえる。

税金問題の発生 このような町の納税状況のもとで大正十一年(一九二二)には税金問題がおこっている。田村辰雄日記によると、大正七年(一九一八)一月の納税期に際して、二十四日に「営業税ニツキ税務署ノ所置ニ不満ヲ抱ケル者竹野屋ニ会合ス。竹野屋ニ会合セシモ結局同ジモノナリ」とある。そして二月二日には「営業税益々紛糾、商業会ノ寄合数度催サル」とあって、七年の営業税の賦課について町の商人たちの問題となっていたことがわかる。この当時の町の景況を示すものとして、「聞ク、中之条ノ料理屋ハ一般ニ不景氣ニテ芸者ハオ茶引キ姿ナリト。之ニ引換ヘ渋川ハ目下四十人ノ芸者毎晩引張り風トハ。サテ中之条ノ不景氣サヨ」と嘆声をもらしている。(一月二十六日田村辰雄日記)。こういう不景氣のなかで町の商人層には営業税が不満の種となったのである。

である。これがこの年の町村税の滞納額がふえたことと関連する。つぎに一戸当り納税額でも年々増加しているが、特に町村税額が大きい。最高の十一年には町民一戸当り平均は四十円をこえた。当時町の各家にとってこの額は非常な巨額だったといつてよい。さらに全納税額についての一戸当一人当の納税額を年次別に示した第7—75表をみると、大戦後の四年目の十一年が一番大きく、一戸当り七十六円十一銭、一人当り十三円四十四銭の巨額だった。郡内他町村の同じ平均額と比較すると、一戸当り十四円二十九銭、一人当り三円十三銭も多額になっていた。これら平均額だけでは町民各戸各人に

さて大正十一年頃は相変らず不景氣風が吹いていたが、前述のようにこの年に中之条町民には納税額が大正期のうち一番たかい年だった。就中町税関係のものが非常に増大していた。七月下旬から八月初旬にかけて戸数割賦課を不当として町税不納者多数を生じるといふ事態をおこした。七月十五日からの町会で、この戸数割賦課の件で調査委員会が三日間も開かれているが、大変難航したことがうかがわれる。この納税標準を不当として新田町はじめ各地で問題とした。当時の町長村喜八日記の七月三十一日を見ると、

戸数割賦課ニ付、納者ニ苦情ヲ生ジ、納税者中三分ノ一ノ
不納者ヲ生ジタルモ、追々了解ヲ得ル曉ニハ無事完納ヲ見ル
ニ至ルベシ

とあるように、不納者が全体の三分の一（二四〇余名）にも及んだことは重大な問題になったことを意味するが、田村町長はこの時点では追々了解して完納に至ろうと案外に楽観的だった。そしてこれがちょうど夏の祇園祭中でもあったが、三日後の八月二日には町役場から町税不納者二四〇余名に対して三日十二時迄に完納すべきよう督促状を出した。これによって三日には町長と新田町の有志連と会見が行われた。「何事もよく了解して退散す」（喜八日記）とあるが、同日朝日座で、納税者の集合が開かれた。町長自身は「未ダ詳細ハ不明ナリキ」と記載されているだけで、その後この件については日記中に何等の記載もみられないので、その結末は詳細にできない。多分これで一応おさまったのであろう。不納者二四〇名の納税はどうなったか。とにかく納税該当者の三分の一の多数の町民が不納だったというのは、町税の基準の賦課方法ないし賦課額等についての不満があったと思う。しかし不景氣の中で十一年は大正期中で最も納税額がきびしかったということが、多数の町民の不納の基盤であったに違いない。そして大正中期から後期にかけての中之条町は、ながく農業主体の地租に依存してきた町財政から、漸く商工業主体の營業税所得税等による町財政へ転換しはじめた過渡期に当たっていたのである。しかも当時においては、担税力の脆弱な小商工業

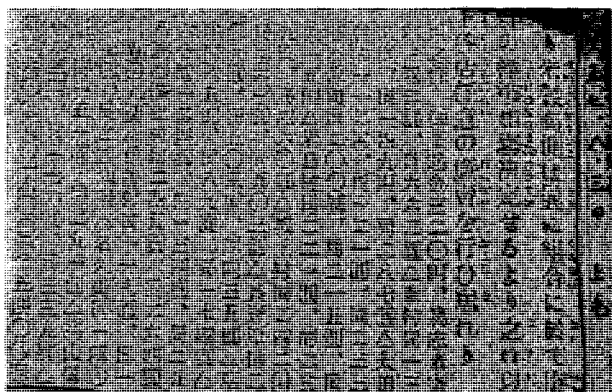
や雑業の町民たちには、相当加重だったようである。大正期は全期を通じて町民の経済基盤の实质は、まだまだ土地にもとづくものであった。

(2) 村の税金問題——山田部落の税金延納運動——

大正九年（一九二〇）八月に全く突然村の税金に関係した一問題がおきた。沢田村山田の村民たちによる村税延納運動が発生した。この部落の山田実日記にも記載されているように、大正八、九年は景気変動がはげしく、吾妻地方にも不況は襲来していた。九年七、八月は中之条町の商人たちも不況対策として大々的に売出しをはじめるような経済状況だった。山田家でも醬油の値下げを断行するという状況だった。従ってこの年には村の農家も不景気のため金とりができない状態のもとで、昔から地味で平穩な山田部落にも、全く突然ともみえた税金の延納運動が発生した。山田実日記の八月二十七日に、「峠の一二君とマル久の栄太郎君の二人の主唱で、宿は山半、税金未納同盟の結成のための会合を催した。事重大とみて集る人は多かった。両君の説く所は、この不景気では金とりができないから、今月納期の村税戸数割の徴収を延期されたいという書面を連署で役場に出そうということだった」と記載されている。その後の推移をみると、八月三十日に納税延期の願書を各戸に持回り皆さんが調印した。この延期の願書を実際に役場に提出したかどうかについては、山田日記の記録はみられない。日記によると、この出来事は一時は沢田村中を震撼させたこと、小さな村落内の瑣細な動きだったものが部落外に伝聞されて予想もしなかったことだが、さも大事件のように喧伝されたと述べている。特に警察の知る所となって社会問題と化した。さらに九月九日には警察から村人に呼び出し状が来て、村人たちはびっくりしたという。山田実日記では、この出来事を回顧して次のように述懐している。「一時は村中を震撼させた不納事件も、以上列挙したこと以外の何物でもなく消滅した。児童としては少し念が入りすぎた馬鹿々々しい話であった」と。

(3) 米価騰貴と町民の動向

県内の一般的動向 大正七年（一九一八）



吾妻郡における米の廉売（上毛新聞 大 7. 8.30）

折柄の米不足と米価高騰の状況のなかで、たちまちに全国各地に米騒動を誘発した。八月中旬をピークに約二ヶ月近くの間全国三十三市百四町九十七村に米価問題による民衆旋風をまき起した。この騒動は主として東海道近畿九州関東といわれているが、群馬県でも、その胚胎ないし蠢動らしいものは各地にみられたとしても、少くとも表だった米騒動はほとんどみられなかった。当時の上毛新聞には連日のように県内各地の米事情や米価の動き、米穀商米穀組合はじめ県民の詳しい動向などが掲載されていた。八月十三～十六日頃の記事には中々緊迫した社会状況が察知されるものも多い。八月十五日には、「米騒動は東漸して遂に帝都に勃発せるも、本県内には未だ何等動揺なし。之れ官憲の努力もあれども、上州人士の義侠心に発する廉売資金も寄附若くは特志廉売の挙、今日の如く各地に統出するにあらざれば遂に大勢を緩和し得ざりしならん。上州人士の意気を以て賞するに足るべし」という記事がみえる。表に現れた米騒動の記事こそなかったが、当時のきびしい生活状況については、「米価暴騰して殆ど空前の高値を現はし、生活難のため縊死或は投身する者県下のみにも日々数名ある有様のみならず、細民の困難一方ならず実に見るに忍びず」（八月六日上

毛」というように、中下層の住民には極めて深刻な実情だった。各地の胎動などについては、当時新聞掲載の差止めもあって、知られざる動きも多かった。

米価問題への動き さて当時における中之条町の米価高騰下の生活状況については、前節（第二節）で詳述したが、ここではこの時における町や村におけるこの問題に関連する一部の胎動にふれておく。七年八月十七日の山田実日記によると、「炎暑の中を八本半の車を引いて一松君と平迄行った。そして中之条の米騒動の話をきいた。物価特に米価高のために貧乏人は立ち行けないから何かしろと表面役場に迫り裏面は資本家を襲ふ計画があるという事を誰れ云ふとなく言いふらした所謂流言蜚語という奴である」という記述がみえる。町には実際の騒ぎはおこらなかったが、かかる流言が生ずるような状況であった。こういう時には明治維新期にも、きまった平常の不満が金持に対して向けられたが、とかく貧富の差のはげしい山間地方では、表だった騒動にはならなくても、時機をえてこういう動きが頭をもたげることが多かった。この時の町の動きについて、八月十六日米穀事件有志大会を共楽園で開催する計画があったことが報ぜられている（井上渡部著「米騒動の研究」第三巻）。

山田実の記録によると、この時分、村でも同じような動きがあったことがあげられている。八月十七日の晩に、「誰が発起したか確かなことは分らないが首謀者があったとみえて学校の校庭に集合し、地主の倉庫を開かせて米を出させる決議をしたさうである。……夜中は村長が居るまいと間もなく三々伍々解散したのであった。翌十八日警察から来て昨夜の顛末を調べたが、確たる根拠は捕捉しえなかったようであった」という当時の緊迫した一状況が察せられる。なお八月二十日には、「区長山田一二宅に米価問題の寄合いがあって、その結果役場に陳情して外国米の斡旋を要求したように考えられる。これは二日に区長の許に外米一袋の申込みをした事実から推しての推察である」との記述もあって、米価高騰のもとにあって、村でも米価問題への動きがみられた。

第八章 昭和戰前期

第八章 昭和戦前期

一 昭和不況下の町村政

大正十年前後からはじまった不景気は、昭和に入ると二年（一九二七）冒頭に、早くも金融恐慌となって襲来した。これは地方銀行にまで波及して中之条銀行も空前の危機に直面した。この昭和の経済恐慌によって不景気が次第に吾妻地方にも蔓延してゆき、郡内農家の窮乏も深まっていた。昭和二年には郡内各地で大凍霜害を蒙ったのをはじめ、五年（一九三〇）には糸価が大暴落に見舞われた。養蚕を主な収入源としてきた郡内農家は苦境に陥った。しかもこの五年は米が豊作だったため米価の暴落が加重されて大打撃をうけた。かくて農業経営の改善や生産制限をはかる必要に迫られた。ところで農家の苦境の影響によって昭和初期の町の商家の営業は停滞下降していった。また町の製材業製糸業にも大きく影響した。なかんづく大正中期中に相次いで発足した町の機械製糸工場が農家の養蚕の沈滞から相次いで倒産消滅していった。このように郡内各町村を襲った未曾有の昭和不況は自然に町町村政にも大きく反映して、不況に直面した町村の行財政も各般の施策に苦慮したが、大正期の平穏な町村政の時代にくらべると、特殊な性格を現わしていた。

さて昭和期には、大正後期からの政党政治の時代を迎えて漸く次第に盛り上っていた町村民の政治的関心が、普選

法により多くの住民が選挙権を獲得して一段と昂揚した。町村有志は民政が政友のいずれかの政党に加担して選挙運動も熱心に行われたので、地方政治も著しく活気を帯びていた。ところで昭和期の町村政をめぐる政治の動きには、明治大正期とちがって、国政県政との関連が強くなっていた結果、叙上のように各種の選挙が町村政にも重要な意義をもってきた。

昭和期も五十年も経たが、これを時期別に区分すると、戦前・戦時・戦後の三期にするのが一般で、ここでは戦前期を、昭和十二年（一九三七）七月の日華事変発生までとし、戦時期を、それから太平洋戦争終結の二十年（一九四五）八月までとし、戦後期を、それ以後現在に至るまでとする。戦時期以降は次巻で取扱う。戦後期は町村合併による新中之条町の成立を境に二分する。戦前期は満洲事変発生六年（一九三一）九月を境に二分し、戦時期は大政翼賛会成立の十五年（一九四〇）十一月を境にして、それ以前を準戦時期とし、それ以後を戦時期として取扱ってゆくことにする。

さて、町村政の展開も、以上の時期区分にしたがって述べてゆくことにする。

1 中之条町政と議会

(1) 町政の展開

大正十四年（一九二五）二月にはじまる町田崇山の町政は引続き昭和五年（一九三〇）一月に及び、二期五年間にわたった。当時町の最高の人材だったし、また町田家は町の名門として代々町の重鎮であった。昭和五年（一九三〇）には従兄田中省一郎に代って県議員にも当選し、昭和戦前から戦時にかけて三期県議に就任した。その間町長は何人か交代したが、町政の実力者は町田であった。大正末期から昭和戦前期にわたる政党政治の時代には、中之条

町は憲政会や民政党の有力な地盤として、町の有力者たちも国政県政を通じて憲政民政色が濃厚だった。この点では衆議の木槍三四郎―県議田中省一郎町田崇山町長町議という系譜が確立していた。ところでこのような政党色も町政上では殆んど表面化することもなく、町政町会の運営は全く円滑であった。明治以来すでに家の系譜と政党色とが多少とも関連していて、古くは田中・木暮系と幸原柳田系の流れもうかがえたが、町政上ではこれがもとで問題となることもなかった。昭和四年までの町田町長期には実力者の町長のもとで助役永井佐一郎伊能八平小坂橋菱三郎、収入役高橋角太郎で、町政も平穩に運んでいった。五年一月崇山が県議に当選して町長を辞任した後には、まず当時町の有力者中の先輩格だった小坂橋菱三郎（明治七年生）が推されて町長に就任したが、翌六年二月脳溢血で倒れ僅か一年にして辞任するに至った。小坂橋は五十七才の円熟した年齢で初めて町長に就任し、加えて円満な性格によって、とかく対立しがちだった当時の町会を極めて円滑に運営していたと云われる。さて小坂橋氏の病氣引退で次期町長には町田崇山の支援によって六年（一九三二）三月伊能八平（明治十四年生・五十一才）が就任した。伊能家は近世以来の町の旧家であり、町田崇山よりは三才も年上だった。若い時代から銀行や町の多くの公職も歴任してきていて、この点では町田（崇）など同世代中ではむしろ先輩格だった。町議なども既に大正初期から勤めていたが、大正昭和の町の政治勢力の系譜からみると、主流から孤立した立場にあったようだ。特に伊能は実直で地味な性格から町長就任は少々遅れていたといわれている。伊能町長のもとで長く助役を勤めた小池遵正は、この当時の事情について次のように述べている（「町政回顧三十年」）。

町田町長の退職と同時に、小坂橋助役が昇格して町長となつたが、さてこの助役に好適な人がないので、町田小坂橋と相談の挙句、伊能八平氏を押そうとしたのであるが、伊能は

過去に何回となく助役を勤め、無為にして退職の運命にあつて幾分利用され気味だったので、中々承知すべくもない。そこで伊能と別懇だった私に両先輩は伊能を引張り出すべく何

とか骨を折って貰いたいと云うのである。私は両氏に向つて今度こそは御両氏に誓つて次回こそは伊能を町長に推薦す

べく努力することを誓約して貰はねば望まない旨を語つて、この点を肯定せしめた。

伊能町政（六年三月～十一年五月）かかる経過によつて六年三月二日の町会で助役の伊能八平が町長に推薦された。助役には始め木暮壽雄が就任し、一年ほど勤めたが、その後をうけて七年六月からは小池遵正が助役として伊能町長辞任まで彼を援けている。伊能にとつては中々多難の町議会であつて、幾度か苦しい立場にも直面しながらも、とにかく二期五年余にわたつて町政を担当した。

①銀行前道路開さく問題 伊能町政期における最大問題は大同銀行前の新設道路開さくであつた。この問題について小池遵正は次のように述べている（前掲「回顧録」）

町田前町長と提携してこの場所を選んで押切らうとしたが、大字中之条方面の与論と町会の議論が沸騰して行詰り状態になった。当時町会では中之条太田村の架橋問題が取上げられておつたので、伊勢町方面の町議は伊能町田の力にかかつて一気に架橋を遂行しようという腹で町長の方針に協力

したので、町会の方を通つたものの、中之条中西部の町議町民が当然承知すべくもなく、ひそかに知事官邸に町長と同行して訪ねたこともあつたが、知事も中々慎重で決断を与えなかつた。そのため一時は混迷に立ち至つて町長の地位も危く

この問題は地元の町民町議の反対で一時大変紛糾したが、やつと解決できた。

②省営自動車の導入問題 伊能は郡の町村会支部長として省営バス誘致運動の主唱者であつた。従つてこれを彼によつて実現させようという後援者も多数あつて、実現までということ、任期後も再選させた大きな理由でもあつた。この誘致運動では郡内町村長はじめ渋川町長とも協力して、卒先尽力した功績は大きい。この点についても小池遵正は、

郡内町村一丸となって鉄道省方面の運動や其他で良くやったものである。群馬自動車なども立場上から、これを喜ばなかったことは当然のことで、これら反対を押し切つての彼も容易なことではなかった。鉄道大臣は当時三士忠造で、政務

次官に名川千一という強心臓の人が居て、彼が押し通してくれたことは、私どもの感ずるところだった（町政回顧三十年）。

③救農土木工事 政府の農村不況対策としての救農工事は県や国の補助による農山村民の困窮救援の国策の一つだったが、これを活用してさきの銀行前道路の新設工事をはじめ、中之条反町から岩井へ通ずる道路、伊勢町から植栗に通ずる道路などが計画された。これが町会で決定されるまでは相当喧騒を極めたという。伊勢町へ植栗道（龍ヶ鼻道）の決定は、やがて龍ヶ鼻橋架設への大きな礎石になった点で評価したい。

剣持町政（十一年五月～十四年五月） さて省営バス完成までということとで再選した伊能町長は、その開通（十年十二月十日）の翌年五月ついに辞任することになった。伊能町長の後には、とかく町会の紛糾による町政不安などにより実力者町田（崇）の復帰の声もたかかったが、事情があつて実現されず結局町田と同級生の剣持真平（明治十七年生、五十四才）が就任した。世間はよく「身替り」とか「間に合せ」人事とかいったが、これもその間の事情を物語っていた。その間の事情を小池遵正と田村喜八は、それぞれ次のように述べている。

「後任として町田という意見もあったが、当時彼が会長の吾妻郡農会に職員の仕事々件なども起りつつあった為、固辞する立前となつたので、氏の子分ともいふべき剣持真平に話が廻つた。勿論之は当座の間に合せ町政の気分が議員にも濃厚であつた」（町政回顧三十年）

「中之条町長選挙は昨二十八日町役場において選考会を開き、全員一致を以て剣持真平氏を選定し、漸く決定したり。旧来の問題たる龍ヶ鼻橋の件も架橋費二万五千円、半分県費負担のことに漸く決定したることとなり」（昭和十一年五月廿九日村喜八日記）

剣持は中之条町反町の剣持一族の出身で、早くから銀行に關係しつつ町の諸公職を歴任してきた。町議の経験もな

かく小板橋町長のもとで助役も勤めてきたこともあって温厚円満な人柄とも併せて、紛糾後の町政には無難といつてもよかつた。就任時（十一年）はまだ日華事変発生以前で町政もさほど繁忙でもなかつたが、その就任一年余にして戦争勃発となり、その進展に伴つて町政も次第に戦時事務に転換されてゆき、身辺も多忙になった。剣持の任期中の三分の二は事変下の町政だったが、任期中の仕事としては、永年の懸案だった龍ヶ鼻橋が竣工したことや町営屠殺場の設置などがあげられている。特に龍ヶ鼻橋は日陰道の太田村東村と中之条町をつなぐ交通上の意義をもち、これは其後の町の産業経済の発達にも大きな役割をはたしたといえる。ところで就任三年目の十四年五月、その人事が非難をうけ、突如かつてないような不信任動議が提出され、これが成立した。これがもとで五月十九日ついに辞任した。剣持は温厚で頭脳もよかつたが、仕事の面で稍々消極的だったといわれている。

昭和戦前期の町政を回顧すると、まず昭和初期には中之条銀行が経済恐慌をうけて解体に瀕し、町の有力者桑原町田（歸）田村などがあげてこの解決に没頭した。町長町田（崇）もその渦中に入ったが、町田は持前の知性と才能によつて普選法のもとの新時代にむかう町政の方に専念していた。そして昭和五年までの町田町長期が最も安定した町政であつたといわれている。しかし彼の県議出馬による辞任後は、小板橋―伊能―剣持と町長交代が相次いで、とかく町田を欠く町政運営は不安定だった。当時の町田は町郡県にわたる諸公職を兼任し、町政に深く関与する余裕のない時期だったが、町政上の重要な人事には彼の指導が働いていた。これは町田の生存中続いたが、十年前後には町政の表裏にわたつてこれがよく示されていた。

(2) 選挙と町会 普選法の施行によつて町議の選挙基盤がどう変つたか。新法によつて町で新しく選挙権をえたものは、二十五才以上の男子で二年以上町に居住する全員になった。これを大正十五年九月十五日でみると一、一二五人になる。旧法による選挙権者五八九人（十五年十月一日）と比較すると二倍近くもふえている。これでみても住民

の町村政への参加という点で、普選法がいかに大きな変化だったかがわかるだろう。さてこの基盤にたつて昭和期の町議選舉をみることにする。

四年（一九二九）四月選舉（普選下初回町議選舉）、投票日四月二十三日前後の様子を田村喜八日記でみると、

四月十五日上ノ町町會議員候補者選定会に列し、太田屋田

二十日、中之条町會議員大体名乗りをあぐ。西中之条四、

村丑十郎氏を一同にて推薦したり。十九日至る処町村會議員

中之条八、伊勢町九、青山一、市城二、合計十八名のところ、

改選さる。新人物の當選をみる。前橋市會議員當選者は新旧

ろ、二十四名の立候補をみる。

半数ずつとなる。

四月二十三日は午前八時から午後四時まで投票が行われたが、次のような結果であった（田村喜八日記）。

當選議員を新旧別にみると、定員十八名中新人が八人もしめていた。新人のうちには前議員の息子が五人をしめてゐる。全体としては明治大正期よりは多少の前進も認められたが、まだ家柄門閥の遺制が十分にうかがわれた。

八年（一九三三）の選舉 八年四月二十二日普選下第二回目の町議選舉が行われたが、この選舉では立候補者二十一名（定員十八名）で二名の落選となった。前回六名の落選にくらべると幾分競争は緩和された。この選舉については、当時の新聞記者の関喜平がその様子を詳細に記述しているが（風雪三十年「二六―二九頁」、これによると、

立候補者は選舉事務所をたて顔役が座り込んで表を見張る。街頭演説はやらない。もっぱら潜行運動である。いつの

候補してゐるだけに争いもげしい。関心もふかい。票よみが出来るから票の奪いあい血をあげる。

時代も町村會議員選舉はにぎやかだ。身近かなところから立

また田村喜八日記をみると、投票日一週間前の十七日には各候補者全部が事務所開きを終えている。投票は当日午前九時から午後四時まで行われ、午後八時開票結果が発表された。

費目	全額	説明
選挙事務費	七、二〇円 二〇銭	推薦状挨拶状筆工料（一人一日八十銭）
集会场費	六、〇〇	事務所借上料（一日一円）
通信費	四、五〇	推薦状挨拶状配達人夫料（一人一日五十銭）
印刷費	二、三〇	推薦状一、二〇〇枚 挨拶状一、一〇〇枚 名刺一、〇〇〇枚 封筒二、二〇〇枚 当選礼状一、〇〇枚
筆墨紙費	一、五九	模造紙墨汁筆計紙
飲食物費	二、六〇	候補者委員労務者等十人百六十食（一人十五銭） 茶九十銭菓子一円七十銭
雑費	一〇、二七	炭、ゴムテープ、煙草類
合計	七九、四六	

時の選挙運動費が記載されているので参考として掲げておく。総額七十九円四十六銭とある（規定では八十二円八十銭以内とある）。その詳しい内訳をみると右表のようになっていた。

ここで昭和戦前当選の町議について大字別職業年令別及び新旧別などを示す一覧表を掲げておく（次頁）。

表から昭和戦前期の町議をみると、地域別では大字中之条が一番多く八人、伊勢町六人、西中之条二人、青山市域各一人（以上昭和八十二年）昭和二十八年期には伊勢町が四人西中之条四人で同数だったことが注目される。つぎに平均年令は二期とも四十八才で、大正期とほぼ同じである（大正十年四十八才、十四年五十才）。しかし内訳をみると、三十才代二人（蟻川唐沢小池邊等）四十代前半三人で、町田（崇）町長はちょうど四十六才の中年令層に位し、

八年当選の議員の顔ぶれをみると、大正期の顔ぶれにくらべてかなり変化している。第一期普選下で選ばれた人々には大正期に比してまださほどの変化がめだたなかったが、八年には各区内から新人が登場して十一名を数えた。特に中産層からの人々の進出がめだつようになってきた。この時の選挙における桑原雄一郎の選挙事務日誌から当

市城	青山	伊勢町	中之条町	西中之条	大字	
塚田松五郎	永井佐一郎	小木暮壽雄 小池遵正 木暮龜太郎 小林喜代作	町小桑伊町剣田井 田池原能田持村上 歸龍雄八崇真丑重 一一郎平山平郎德	田鈴蟻唐 村木川沢 正万磯 平作潔吉	議員名	昭和4
農	農	農商商 酒造(工)	銀行重役 農農 銀行重役 銀行員	商商農農	職業	昭和8
54	54	55 36 56 43	50 42 42 49 46 46 53 62	54 50 31 37	年令	
新	元	新現現新	現新新元現現新現	現現新新	新旧	
中沢佐五郎	宮崎羊重郎	小小小加田久保 池池橋藤村田 政遵菱泰与四 衛正郎明吉郎	桑小桑伊町剣佐桑 原池原能田持島原 良龍雄耕崇真竹準 一一郎三山平郎一	蟻福 川田 豐三郎 潔	議員名	昭和8
農	工	農商商商工農	郵便局長 農農商商 銀行員	農農	職業	昭和12
47	43	41 40 60 55 57 48	47 46 46 56 50 50 55 35	35 41	年令	
新	新	新現元新新新	新現現新現現新新	現新	新旧	

昭和四年以降の議会運営は、その人的構成からは働き盛りの町田には最適の時期だったように思われる。昭和になると戦後の町政の指導者となった人々が漸く若い新人として議会に進出してきているのがめだったが、大正末に登場した小池（遵）について蟻川福田桑原（準）宮崎等が揃って登場して昭和の議会に新風を吹き込みはじめた。

2 沢田村政と議会

(1) 沢田村政の展開

昭和の村政は町田（庄）村政につづく山田（治）村政で開幕した（二年十二月）。戦前期は山田村政四年間について佐藤村政もまた四年満期を勤めて辞任した（十一年一月）。佐藤村長の任期満了に際して、次期村長の選出で詮衡難に陥り、次期村長の決定をみずに辞任することになった。ちょうど十年九月の大風水害により沢田村の被害は特に甚大であった。そのため村では災害復興という難しい課題に直面して次期村長を受ける人がなかったという。かくて全く異例なことであったが、県吏細井福司が職務管掌として十五代村長に就任している。しかしこの異常事態も暫時で解消され、十一年（一九三六）一月二十四日町田義一郎が村長に就任した。管掌村長は僅か五日間にすぎなかった。町田（義）村政はその後戦時体制化に向うきびしい時期を十七年（一九四二）三月まで引続き村政を担当した。

山田（治）村政期 経済不況の進む昭和三年～六年（一九二八～三一）の農村苦境期に村政を担当した。治郎は三代村長の治郎平の長男で、山田村旧家棒丸として早晚村長就任が予想されていた。日露戦争から帰郷以来引続いて村政にもながく参与して収入役助役を勤め、また村議の経験もつみ、当時村の行財政通にもなっていた。村長就任後は前代の助役佐藤喜与平が引続いて勤め、堅実な村政が運営された。その任期中には不況のもと五年を中心にして国

や県からの農村施策も相次ぎ、自作農創設資金の貸付、そのための起債、救農土木事業としての村の道路橋梁の改修等が行われた。こうしたなかで、沢田小学校の新築、第一分校の改築が行われたことに注目したい。

① 第一分校の改築 地元の山田実の日記でみておこう。

昭和四年一月十七日、新校舍建築の寄合で、大竹下山田上組から十三四人、成案をえて夜八時散会、十八日下山田だけの寄合多数、大変の意気込みで寄附金額の割当てまで出来上った。その後二月二十二日、二十四日に三回四回と寄合っ

たが、寄附金額は、折田千円、中組千五百円、下山田は十八日に既に千五百円を確定した。後に上組も千五百円になった。

農村不況のもとで各部落農家からの寄附金集めは大変だった。反対の声もあったが、とにかくこの年九月十五日の指定期日までに全部を集金した。山田日記によると、十一月六日の工事入札で高崎井上工業が九三七〇円で落札した。翌五年一月二日建初式があり、四月十三日には第一分校校舎は新築落成している。間口十四間奥行五間の二階で工費一万八百円だった。請負人は井上保三郎だったが、実際は池原省三が担当した（山田日記）

② 昭和六年の上妻橋の改修 同じく地元の山田実日記によると、「大正二年（一九一三）に竣工したのだから十八年目になる。今回は騒ぎもなしに出来た。殊に今度は請負人が学校の刷毛ついでに続いて着手しえたのは何よりも仕合せだった」とあるように、学校建築と併せて続いて着工したので面倒なく実行できたようである。五年四月に第一分校場が新築落成し、これに続いて上妻橋の架けかえが行われることになった。六年四月二十一日に工事入札が行われたが、池原省三に決まった工事費七七八〇円だった。ついで四月二十七日に起工式が行われ、九月七日には架けかえが完成して盛大な開通式が実施された。

佐藤村政期（昭和七～十年） 山田（治）村長満期辞任の後をうけて、助役の佐藤喜与平（折田六十才）が村長



沢田村報創刊号（昭和8.5.10）

長就任中に村役場が竣工し、これを契機にまた八年（一九三三）五月十日沢田村報が創刊されたことも着目してよい。農村不況下にあつて国の自作農創設対策をうけて資金の貸付や村の起債を実施するとともに、救農土木事業として道路橋梁の改修を行っている。村報によって佐藤村政期中の主要な事項を次に述べておこう。

① 昭和八年農村振興土木事業して、(イ)高渡橋際～島沢村有林迄五五三(工事費三、二〇〇円) (ロ)折田～山田上妻橋三八三(一、〇五五円) (ハ)四方君尾～寺社平二、一二二(六、〇七三円) 災害林野復旧工事手古沢の災害林野復旧工事

(八年九月着手、四ヶ月にわたり暗渠排水堤防等を築き工事費三千円を投じ竣工)、九年度の同事業では下沢渡地内加賀森中組線五五八米巾員三(工事費四七四円) 八年十一月十五

日～十二月十三日竣工、五七九人就役、尚同線二六五を農村応急事業として九年二月一日～三月十二日竣工、(工事費八〇四円) 六九八人就役。

② 勸業昭和九年桑園整理助成をうけ、六町八反四畝二〇歩を施行す(奨励金六八四円二十銭)、桑園混作奨励助成をうけ、七町一反を施行(奨励金四九七円)、十年桑園整理助成二六養蚕実行組合の行うべき反別二十一町六反四畝二〇歩、奨

に選出された。氏は村の小学校卒業後吾妻から邑楽の郡役所、さらに桐生市役所と他郷にあつて役所づとめをしていたが、町田庄蔵村長から懇望されて十四年（一九二五）四月郷里の沢田村に帰り助役に就任した。爾来町田山田両村長のもとで助役としての業績は大きかった。さて佐藤村政期は山田村政期に続いて漸く深まってきた農村不況下の村政に対処して、まず農会を通じて技術員を設置、極力農事指導奨励につとめた。特に八年五月には椎茸生産販売組合を設立し、自ら組合長としてその発展につくした。氏の村

励金二一六七円二〇銭、桑園混作奨励助成反別二町四反九畝補助金六二二円六〇銭、昭和九年度において、農会は経済更生のための経営経済計画を作成する。

③ 教育全職員参加して郷土研究が行われる。昭和十年五月

佐藤村政期には各種の施策事業が実施されているが、これは経済不況にもかかわらずともいえるが、また不況なるが故に国の施策をうけて或は不況克服策に対処して一部は自主的に村の有志が奮起している様子もみられた。

④ 風水害対策 ところで佐藤村政四カ年目の九月二十五六日に群馬県に襲来した暴風雨は各町村に大風水害を発生させたが、なかんづく沢田村はその最大激基地の一つであった。その被害状況等については、次巻の特論災害の項を参照されたい。ここでは村政上から村当局としての災害対策について要旨だけを述べておこう。村報（十年十二月発行）によると、「災害直後は被害の甚大なるに驚き、いづれを先、いづれを後にするか種々転回し来る問題に忙殺されて混乱の状態に到らんとせり」とあって、十月二十三日漸く災害対策ができ統制ある活動に移りえたという。「村の災害対策計画」によって、その要項を次に示しておく。

役場内に水害復旧本部（本部長村長副本部長助役）がおかれ、復旧委員会が設置された（委員長村長）、そして復旧事業は七部に分担遂行された。(1)調査部（部長唐沢富壽）災害状況の調査計画遂行、(2)救済部（部長折田英三郎）罹災者の衣食住治療等救済に関する計画遂行、(3)作業部（部長本多高十郎）道路の応急修理其他の全般に亘りて計画遂行、(4)配入部（部長小林三喜藏）町村内の作業に従事する者の配当、他町村よりの応援者の配当等に関する事、(5)作興部（部長佐

本校と第四分教場との改築工事はじまる。請負額本校二万三千元（井上保三郎）、第四分校一万七千六百円（佐藤栄太郎）、両校とも九月中にはほぼ竣工した。

藤新治郎）村民全体の精神作興のこと、(6)庶務部（部長中沢泰三）各部の連絡、文書の発送受理、其他復旧事業遂行に關し他部に属せざる事務、(7)会計部（部長関儀一郎）一般会計事務、なお十月十九日村会において災害復興委員規程が議決された。これによって委員二十二名が定められた。復興委員会事務所が役場内に設けられ、委員中より特別委員として復興部長（田村茂三郎）同副部長（本多高十郎）常任委員（宮崎弘、町田義一郎、唐沢竹次、山田一二、小林三喜藏）等が

囑託された。

町田（義）村長の就任 ①災害復旧への尽力 未曾有の風水害の復旧に奔走し続けているうちに村長助役ともに満期退任の後をうけて、本格的な災害復旧から村の再興という重大使命を負って登場したのが、町田義一郎であった。前述のように災害復旧のための組織がつくられ漸く活動が緒についた時点で、前村長からその任務を継承した町田（義）は県災害復旧本部と提携しながら、村会はじめ村の災害復旧組織の協力をえて、山崩れや道路橋梁の改修整備、罹災者の救助再建対策等に全力を注いだ。災害一周年を迎えた十一年九月二十五日には祈願祭や犠牲者追悼会等が行われた。

②経済更生指定村としての発足 農村不況克服のために国が打ち出した農村経済更生政策に対応して、昭和十二年度にはその指定をうけて、災害から一気に新しい村としての再生復興にのりだしている。そして早速五月五日本校に於て経済更生事業の主旨を村内に周知徹底するための第一回指導協議会が開催された。当日村からは経済更生委員はじめ農会産業組合村内各種団体及び学校関係者等百三十余名の出席のもとで、全村あげての村の経済再建へ向って発足した（村報十二年四月十日号）。経済更生の詳細については別項で述べる。

(2) 村会議員選挙と村会

普選法下の第一回の村議選挙（四年四月二十九日）では、有権者数は一二〇一人で、旧法下の有権者数よりも三七〇人増加となった。比率では四・五％増だった。実際に投票者数は一〇八五人で棄権者一一六人だった。普通第一回選挙で投票率九〇％をこえたことは、上々だったといってよい。当選議員を次にあげておく。

得票	村会議員	大字	年令	職業
64	田村茂三郎	四万	56	旅館業
64	折田次三郎	折田	38	農
62	山口福八	山田	68	農
62	本多高十郎	四万	41	農
61	宮崎角太郎	四万	56	農
59	小林三喜藏	折田	52	雜貨商
56	福田常三郎	上沢渡	53	農
55	関壁城	上沢渡	44	農
54	町田庄藏	山田	53	農
得票	村会議員	大字	年令	職業
53	宮崎順治郎	下沢渡	52	農
53	宮崎常吉	山田	49	農
52	町田藤馬	下沢渡	57	農
52	田村八平	四万	47	旅館業
51	関倉治郎	上沢渡	56	雜貨商
50	猿谷倉之進	四万	63	旅館
42	新井藤吉	四万	63	請負業
41	福田六右エ門	上沢渡	60	旅館業
35	山田一二	山田	50	農

この選挙に関する村からの県内務部長宛報告書によって、その状況をみると

この選挙は普選下初回のものとして、前回村議選挙との比較した事項が多い。

当選者について、(一) 年令と教育 三十才代旧四新一、四十才代旧八新五、五十才代旧四新九、六十才以上旧二新三(年令的には前回より老令化している)。(二) 学歴では中等学校卒業以上旧七新九。

(三) 資産状況(再選は旧五、新一〇、新選旧二三、新八)新旧選挙における資産状況を示す第8—1表では、普選下の

方が却って経済上層が多く出ている。

第8—1表
(沢田村)

	旧	新
特に資産あるもの	1	3
直接国税以上10円納	9	10
その他	8	5

折田 九平治	田倉 茂三郎	関田 義一郎	町田 八平	田村 善平	本多 高十郎	唐沢 藤吉	新井 藤吉
折田 萬	上沢 渡	山田 萬	四萬 萬	四萬 萬	四萬 萬	上沢 渡	四萬 萬
58	60	43	51	31	45	37	67
農、	旅館業主	雜貨商	農	旅館業主	旅館業主	農	請負業
宮崎 正司	小林 三喜藏	町田 藤馬	関田 清作	山口 正壽	山田 弘郎	宮崎 吉弘	山口 福八
折田 萬	下沢 渡	四萬 萬	上沢 渡	山田 萬	四萬 萬	上沢 渡	山田 萬
42	56	61	20	46	52	46	58
農	雜貨商	農	農	農	農	農	農

村議の平均年令も大分高令化して五十三才をこえた。議員の大字別地域をみると、四万が一番多く六人、ついで山田上沢渡が四人、折田下沢渡二人という構成だった。当時村長助役は山田折田出身だったので、村会の数的構成上では均衡のとれたものであったように思われる。

普選下二回目の村議選挙 昭和八年（一九三三）四月二十九日に実施された。当選村議を一覧表で示す。

(四) 職業別 新旧選挙における職業別を比較する第8-2表によると、今回の方が前回より地主層が多く前回は農業者中八割は自作乃至自作小作だったが、今回は地主と自作小作がほぼ同数となる。特に今回は商業者がふえたことが特色である。なおこの報告に示されているようにこの選挙では居住部落を背景として当選したものが九割をしめていた。

第8-2表
(沢田村)

		旧	新
農 業	地主	3	5
	自作小作	12	6
	小作	0	0
工 業	企業者労働者	0	0
	労働者	0	0
商 業		3	7

この選挙では新人が各地区から当選した。年令的にも前回よりも若返って平均五十才になった。議員の大字別を見ると、四万出身が前回よりもまたふえて八名をしめ、上沢渡四、山田三、折田二、下沢渡一という村会構成において、四万出身議員数の比重が大きくなってきた。

3 伊参村政と議会

(1) 伊参村政の展開

大正十三年一月にはじまった唐沢(奎)村政が昭和二年に任期満了し、続いて唐沢龍太郎村長が(七十二才、岩本村)が三年(一九二八)一月に就任、約一年半を勤めたが、老令病氣を理由に辞任し(四年五月)、代ってまた綿貫宇十郎(五十九才・蟻川村)が村長に就任した。僅か三カ月余にして辞任し、その後任には岩本のヤマセ神保耕一(五十才)が四年(一九二九)九月村長に就任した。氏の任期もまた一年九カ月で六年五月には辞任している。このように唐沢(奎)村政後の昭和初期五カ年間の伊参村政は農村不況のもと短期の村長交代が継続していた。その間事務的には助役に唐沢九十、収入役に伊能保則の兩人が引きつづいて勤めていたが、不況下の村政不安はさげえなかった。六年七月再び唐沢奎平が村長に就任したが、以後氏による村政は戦前から戦時を通じて昭和二十年十月まで四期にわたって継続した。ここでは昭和戦前期における村政上の主な事項について述べておく。

昭和二年の村政 この年は凍霜害で春蚕農作物の大減収のため農家経済が大打撃をうけ、県内各町村とも応急救済策に迫られた。伊参村では夏秋蚕指導員の設置、霜害資金の借入、夏秋蚕種の無償交付等をえて善後処理に努めた。この年霜害救済資金の借受金額は合計三二、一五〇円、借受人数三八六人、借受団体は十八団体に及んだ(二年事務報告書)。ところで二年の村会開催は八回、会議日数十日、議件三二件に及んだ。土木では村内三十四の橋梁改修工事に対

して主用材料の原木代を村費支出したが、この年の主な橋梁工費二二円二八銭であった。

唐沢（龍）村政期 唐沢村長就任期間は一年四カ月であったが、二年の経済不況の打撃をうけた直後だけに村財政の多難時であった。自作農創設資金借入額は千円（三人、畑六反九畝十八歩）であった。税額負担一戸当りをみると四六円五五銭九厘（国税五円四一銭五厘、県税一二円八九銭五厘、村税二八円二四銭九厘）で、前年一戸当りに比して一円六十三銭増となった。いづれにせよ経済不況下の農家にとって五十円近い現金負担は重荷だったといつてよい。

氏は既に初代村長のもとで村議に当選し、適材として書記に登用され、爾来創立期の村政の整備に尽してきたが、其後も明治後期から大正初期には収入役助役を歴任し、爾後は村議として村政に名実ともに半生をささげてきた。そして昭和不況突入時には七十二才の老令で村長就任した（三年一月三十日）。①学校統合問題の前進、就任当初の三年二月二十七日村会に学校整理改善についての実現促進の建議が森田安四郎（岩本）綿貫宇十郎（蟻川）富沢武一郎（大道新田）から提出され、これが全員一致で可決され、唐沢（龍）村長も自らその実現方に努力することになった。この学校整理改善案について、つぎに簡述しておこう。

昭和三年一月二十三日村の教育調査会によって発表された「学校整理改善ニ就テ」の要項中に示された整理案は三案であった。一案は、全村児童ヲ一校ニ収容スル案。二案は、現在校舎ニ一二学年ヲ置キ、三学年以上、全部ヲ本校ニ収容スル案。三案は、五反田蟻川校ニ各一二学年、大字大道ニ一、二、三学年ヲ置キ、岩本全部及他ノ三、四学年以上ヲ本校ニ収

容スル案。建議の第一案について簡単に内容を示すと、(イ)新築費として校舎二階建（間口四十間奥行五間半）教室十三、工費三万三千円（坪百五十円）、(ロ)經常費新経費九千九十三円（旧経費一万二千百三十八円で三千四十五円減額となる）。特にこれら三案の実現に当っての財源方法についても極めて具体的に示されているのが注目される。

建議は整理第一案の実現促進であった。そして不況期に突入した当時にあつて勿論早急には実現しえなかつたが、既に明治以来ながく学校問題で苦勞してきた伊参村が教育調査会の整理案作成を契機に、その第一案に焦点をおい

て、その実現に一步ふみだしたことは学校問題解決への大きな前進であった。

②村会会議規則の改正整備 四年四月改選された新しい村議による第一回の村会(五月八日)に村会々議規則改正の建議案が綿貫宇十郎外二名から提出された。これが新村会の冒頭に審議可決された。普選下第一回選挙によって選出された新しい村議による村会運営についての新規則が建議可決されたことは大変注目される。大正四年七月綿貫村長時代に議定された前規則が十四年を経た普選下の初村会の冒頭において、同じ綿貫宇十郎発案建議によって新規則がきめられた。前規則の八章三十八条から、改正の新規則は十一章六十条の整備されたものになった。

ところで唐沢龍太郎村長辞任の後任村長には、当時なお村会の実力者だった綿貫宇十郎が選出された。氏は明治末から大正前中期にかけて三期にもわたり村長をつとめ、既述のように伊参村の行財政の基礎づくりをしたが、その後も引続いて村議として村政に参加してきて、村会では森田安四郎、唐沢奎平等と並んで村政の実力者であった。まだ五十代の働き盛りでもあり、何よりも過去の村政上の実績と村政への精通者たることから、村議からは常に村長就任の期待がよせられていた。特に不況の深化する昭和前期の村の難局時にはその登場が渴望されていたように思う。昭和初期に一度推薦をうけ辞退したが、安政生れの大長老唐沢(龍)村長が老令による辞任後にも圧倒的多数で推挙され、ついに固辞しえず四年五月第四期目の村長に就任している(五十九才)。しかしこの時は、やむをえざる一身上の事故によって就任僅か四ヵ月たらずで辞任した。

神保(耕)村政期 綿貫村長の辞任により、八月十五日の後任詮衡会がもたれ、ここで岩本の神保耕一が決定された。かくて八月十八日の村会では村長選挙は投票によらずに選衡会の決定した神保を議長が村長に指名推薦する旨を述べ、かつ被指名者を当選者と定むべきかどうかをはかった所、全員挙手を以て村長が決定された。神保村政期も二年たらずではあったが、氏の就任期はちょうど農村不況期で国や県からの諸対策が次々にうちだされていて、これ

第8-3表

(伊参村、昭和6年)

		借受希望 団 体 数	同連 帯 人 上 者 数	同 上 金 額
事業 耕地 拡張 改良 資金	小 開 墾 費	6	156	14,200円
	田 畑 水 害 復 旧 費	1	17	1,200
	小 設 備 改 良 新 設 費	1	40	500
	小 用 排 水 改 良 事 業 費	1	26	500
良資金 蚕糸 改良 事業	荒 廃 桑 園 改 植 費	12	252	20,600
畜産 諸 施設 資金	牧 野 整 備 費	1	40	1,000
	畜産ニ関スル共同諸施設費	4	82	1,700
計		26	613	39,700

資料 昭和6年伊参村役場事務報告による。

らに対応するだけでも村政は中々多忙であった。

①耕地調査の実施 四年九月現在で耕地調査を実施した。この調査ではまず耕地図の作製、耕地台帳の調整が吏員によって行われ、ついで耕地の予備踏査実地調査には十四区に分け調査区を設定、十四人の調査員を委嘱し、その協力によって調査は真剣に執行された。調査票は九三八九票にのぼった。

さて神保村政期の第二年次の昭和五年から六年（一九三〇～三一）にかけては、経済界の不況が益々深刻化して、農家経済は極度に窮状に陥った時期で、従ってこの年は村当局も「救済資金ノ借入租税ノ軽減等ヲ行ヒ、極力之ガ対策ニ努メタリシモ……効果十分ニ挙ケ得ザリシハ洵ニ遺憾ナリ」（五年事務報告書）と述べている。

②救済資金の借入 政府の失業救済のための農山漁村向の臨時対策として、県が融通する低利資金貸付を受けるべく、昭和六年一月十三日の村会において貸付規程設定が議決された。これによって、(イ)耕地拡張改良事業、(ロ)山林開発事業、(ハ)蚕業改良事業、(ニ)畜産諸施設、(ホ)副業及農業共同施設等の六種の資金借入の途が開けた。かくてこの年村では(イ)、(ロ)、(ハ)の三種資金について借入希望団体二四、借入延人数六一四人、借入総金額

(伊参村)

第8-4表

	昭和4年 (1929)	昭和5年 (1930)
	円 銭	円 銭
地 租 附 加 税	1,607.11	603.00
特別地租附加税	615.95	626.50
営業収益税附加税	90.95	78.06
家屋税附加税	586.06	553.67
営業税附加税	139.55	114.09
雑種税附加税	660.21	831.97
特別税戸数割	9,866.97	7,659.67
計	13,566.80	11,466.76

資料 昭和4、5年伊参村役場事務報告による。

は二千百円減少だった)。

④町村道五反田中之条線の道路改築工事の施行 昭和六年度工事として二月中旬に着手している(総工事費四千二百七円)。第二工区工事は長さ七二間、全巾二間。第二工区工事は長さ三三五間、全巾一間半だった。

唐沢(奎) 第二第三村政期 神保村長辞任後をうけて六年七月再び村長に就任した(五十八才)。第二期唐沢村政期はちょうど農村不況の一番深刻化してきた時期にぶつかり、そのため村政上も各般にわたって色々な苦慮が重ねられた。一般には不況の絶頂は六年(一九三二)といわれているが、吾妻地方などではむしろ六年過ぎの七・九年頃の方

三万九千七百円に及ぶという状態だった。これら各貸付金にあてるための起債(総計一万九千二百十円)が実施された。つぎに救済の低利資金借入希望一覧(第8-3表)を示しておく(前頁)。

③租税の軽減 五年の租税をみると、前年四年に比較して一戸当りの税額では国税県税の場合はほとんど変わらないが、村税において二十八円七四銭三厘から二十四円一九銭一厘になり、一戸当りで平均四円五十五銭二厘の軽減になっている。村税について税目別に四年五年を比較すると第8-4表になる。特別地税と雑種税の附加税以外はすべて四年より減額しているが、特に村税中の大半をしめる特別税戸数割において二千二百七円も減じているのは村当局の軽減措置がうかがえる(村税総額で

が状勢は悪化していた。そのため伊参村では七年には村と小学校の夫々の基本財産蓄積条令による蓄積をその年限り停止して特別税戸数割負担の軽減を計った。また村税第一期徴収期日の五月下旬を、七月下旬に延期したり、さらに自作農創設資金の償還について、七、九年度の三カ年間の中間据置処置を議決したりなど、種々の施策によって深まる不況下の村民負担の軽減について種々苦慮している。以下第二期唐沢村政期の主な事績を列示しておく。

昭和七年（一九三二）の事績……土木については、道路中之条五反田線改築（三五・八・七）、中之条岩本線改築（二・三〇・三）、河岸修築岩壺川通（二・八）、五反田川通（五・二）、林道開設碓石行沢線（大道・蟻川地内一、四六・二）、政府の資金貸付規程の設定（自作農創設維持資金貸付規程、農村及中小商工業関係支払資金貸付規程）、方面委員の設置（県令第九号による）、事変下出征軍人後援会の設立、さらに学校給食の実施。

八年（一九三三）の事績……貧困者（三人）の救護、村議選舉の実施（四月二十八日）、土木については、七年度県費補

助農村振興土木事業として、前年に引続き道路中之条五反田線（七年十一月十日～八年三月三十一日）、中之条岩本線（上と同期間）河川改修、五反田川及岩壺川通（八年一月十日～三月三十日）、林道碓石行沢線牛馬道（七年十一月十五日～二月二十八日）、国防義会設立（十一月十八日発会）、社会教育委員会発足（十月四日）経済更生計画指定村となる。そのための趣旨徹底活動をなす。恩賜救療巡回診療所の建設議決（七月二十九日村会）。昭和九年（一九三四）の事績……村有林施策要領の作成、議決五月十二日。小学校建築準備積立金条例設定の議決（七月三十一日村会）

(2) 村議選舉と村会

普選下の初の村議選 四年（一九二九）四月二十八日に行われた。有権者六二二人、投票総数五四九人で、投票率九八％の好成績だった。この普選法下の村議有権者数を制限選挙下の村議有権者数（大正七年の場合の三八一人と対比すると、実に二四〇人（約四〇％近く）も増加している。さてこの選挙の結果四年～八年の村会議員を一覧表で示しておく。

議員名	大字	年令	議員名	大字	年令	議員名	大字	年令
齊藤 五平	五反田	55	唐沢 奎平	五反田	56	齊藤 半七	五反田	35
綿貫 為之佐	岩 本	57	小林 文平	五反田	40	蟻川 吉郎治	蟻川	53
森田 吉郎平	岩 本	54	綿貫 字十郎	蟻川	59	綿貫 嘉重	蟻川	57
富沢 武一郎	大道	40	齋藤 哲平	五反田	48	須郷 賀重	蟻川	40

目につくことは、従来と変わって六十才以上が一人もなく、四五十才代だけの議員構成になったことである。平均年令では四九才である。綿貫字十郎（元村長）五十九才を年長頭にして、五十代七人、四十代四人、三十五才一人という全体的に若返った構成になった。地区別には、前回よりも五反田が一名ふえて五人となり、蟻川四人、岩本二人、大道一人という構成だった。かかる議員構成による村会は、神保村長と唐沢（奎）第二期村長の時代であった。

昭和八年（一九三三）の普選第二回到村議選挙 四月二十八日に行われた。その結果、昭和第二期目の村会は次のような村会議員によって構成運営されることになった。一覧表に示しておく。

議員名	大字	年令	議員名	大字	年令	議員名	大字	年令
田村 一郎	岩 本	36	唐沢 奎平	五反田	60	須郷 賀重	蟻川	44
森田 吉郎平	岩 本	58	齊藤 五平	五反田	59	小池 久次郎	蟻川	49
唐沢 参二	岩 本	42	小林 文平	五反田	44	蟻川 吉郎治	蟻川	57
齊藤 半七	五反田	39	綿貫 字十郎	蟻川	63	富沢 武一郎	大道	44

この選挙では新人村議は三名であった。うち二人は岩本からで、三四十代の若い田村一郎と唐沢参二の二人だった。

平均年令は昭和一期の議員と同様四九、五才で、大正期などにくらべて昭和の村会は多少若くなった感じである。地域別にみると、五反田蟻川が各四名、岩本三名大道一名という割合であった。こういう議会を背景にして唐沢（本）第二期村政は展開されていった。

4 名久田村政と議会

(1) 名久田村政の展開

昭和初期の村政は大正十五年一月就任した第五期の高橋弁次村長が担当した。昭和二、四年のちょうど不況にむかう農家苦境の際の村政を満期勤めて、五年（一九三〇）一月に若い剣持四郎に交代した（四十三才）。剣持は在任僅か二カ月にして病気で辞任し、代って五年四月関専衛（平村・四十六才）が村長に選出された。関は五、九年（一九三〇～一九三四）の農村不況の絶頂期の村政を担当して、国や県からの農村不況の諸施策に対応して、農家の苦境打解に尽力した。関村政の満期任了の後をうけて、九年四月には再び小池衆八（六十二才）が村長になった。氏の再就任は当時学校問題で混乱した際その收拾のためといわれているが、在職一年で一時その目的を達したが、偶々在職中に脳溢血で倒れたので辞任するに至った。代って十年（一九三五）五月には高橋（辨）が七十六才が第六回目の村政を担当した。氏の村政はその後日華事変直前まで続いた。

不況下の村政 不況の本格化する昭和五年（一九三〇）以降について、年次別に主な村政事項を述べておこう。

勸業土木施策 五年には、糸価暴落に伴って金融が極度に逼迫し、未曾有の不況が招来したため、難局打開に当り金融緩和の一助として各種低利資金の供給に努めている。自作農創設資金一九〇〇円貸付を内定した（同年事務報告書）。この年四月的場橋を改築した。七月三十一日の豪雨による橋梁破損字妻橋流失等に対する応急工事を施行して



名久田村関専衛村長期の役場吏員たち（昭和7年）

いる。

六年には、前年に引続き、不況に対処し難局緩和のため政府よりの各種低利資金の貸入れに努力した。その一つとして失業救済農山漁村臨時対策低利資金についても貸付規程による村民への貸付をきめた。この資金の事業資金別の借受の団体数・延人数及金額を示す第8—5表をあげておく。このような村民への貸付資金をまかなうために、村当局は起債二五、七一〇円を実施している。

六年の土木工事は横尾の栃瀬と長久保地内の道路橋梁改修を行った。

七年の勸農施策は前年からの

時局匡救事業としての小設備小開墾を引続き進捗中であつた。各種低利資金の貸付指導にも努めたが、その供給も十分でなかつた。自作農創設資金も県から配当をうけるなど、深まる村民の不況対策に尽したが、未だ十分の様子だつた。この年の土木事業は、(イ)貧農救済土木事業費によって横尾湯宿線・高津中沢線・長石川河岸修築の三カ所の改修工事が行われた。

第8—5表

(名久田村、昭和6年)

	借 受 団 体			
	数	連 延 人	帯 数	金 額
耕地拡張改良事業 資金	5	67		1,480 円
山林開発事業資金	2	52		3,500
蚕桑改良事業資金	12	211		15,400
畜産諸施設資金	11	225		2,880
副業共同施設資金	6	146		2,450
計	36	701		25,710

これら工事は夫々各部落請負によって実施された。(四)農林省所管の林道開設事業は、赤坂行沢地内上ノ貝戸ではじめられた。宇妻林道も同時に着手された。

五年以降は不況対策として毎年村当局が中心となつて農会養蚕実行組合・各部落農事組合等と連繫協力して、農業経営改善副業奨励等に努めてきたが、きびしい経済状況勢のもとでは、中々思うにまかせなかった。しかし八年頃から例年の努力の積み重ねによって漸く少しずつ成果が現われてきた(八年役場事務報告書)。この年も村内各所に小開墾耕作道の改修事業がはじめられた。この年は、また経済更生負債組合が計画された。さらに農林省令にもとづく米の生産調査が十五名の生産統計委員によって実施された。土木の方では農村振興土木事業費が前年よりは幾分増加して、八年の事業費二万二千元で、中之条沼田線の大塚地内県道工事もこのなかで実施された。

九年十年と引続き不況下の農村対策費による勧業土木事業が毎年実施されていたが、特に十年(一九三五)九月二十五日の風水害による被害が大きく、この対策のための勧業土木事業がいろいろ進められている。十年の村事務報告書によって勧業土木の項をみると、

(イ) 勧業……風水害ノ善処ト冷害対策ニ寧日ナシ。経済更生等ノ方面ノ成績十分ナラザルハ遺憾ナリ。本年稲作ハ前年以上凶作ニシテ平均反収約七斗八升、平年作ノ四分作ニモ当タラザルガ如キ惨状ニテ、県主唱ノ下ニ着々実行施策ノ万全ヲ期サントス。米作貯蔵倉庫ガ八月末起工シ、十二月下旬ニ竣工シタ。

(ロ) 土木……九月廿五日ノ風水害被害ハ道路橋梁河川水路ノ殆ド全部破壊シ家屋農作物等ノ被害ヲ合算スレバ損害総

額二十万ニ垂^{なん}ントス。爾後之ガ復旧ニ努力シ、工事ノ最モ容易ナラザル場橋外三ヶ所ニ国庫補助ヲ受ケ、之ガ工事ヲ施行スベク手続ヲ進メ、内務省ノ査定ヲ了シタリ。其他被害ケ所モ県耕地課ト協力復旧ニ努メントス。昭和六年ヨリ継続的ニ工事ヲ施行シツツアリタル県道改修工事モ本年ヲ以テ略々完成ヲトゲントス。目下横尾地内道路ヲ県道直営ヲ以テ改修中ナリ。

そして十一年には、勧業として栃窪に負債整理組合をつくったこと、大塚に製炭農事実行組合が成立したことがあげられている。土木では、十年の災害復旧工事は横尾落合の道路工事が行われた。県道中之条沼田線工事も実施された。なおこの年には青年団と提携して名久田青年道路愛護会が組織され、村内主要道路の修理が行われていることに注目したい。

不況下の税対策 昭和戦前期の農村では困窮化してゆく村民への税対策には各村とも大変苦労している。伊参村の場合の村税（特別税戸数割）軽減について前述したが、名久田村の場合には五年以降の特別税戸数割の推移をみると、第8―6表から五年から七年までは毎年減少していったが、八年―十年には再び増加して、十年には五年の税額にもどった。十一年には再び八年水準に減少している。この特別税戸数割の軽減について、昭和七年の場合をみると、六月八日村会提出の原案では賦課総額が五、八三九円になっていたが、その後十一月七日村会提出の更生賦課額では、五、一三二円三四銭となった。これが更に村会で修正されて終局的には第8―6表で示した七月税額では二千百近くも減額になっている。この七年がこの期間では戸数割の最低税額の年であった。このような七年の経過をみると、一面ではこの年が村の農家にとって一番苦しい時期であったようだ。この七年の村債は四千十六円であった。こ

第8―6表

	昭和	特別税割	税戸数額	
			円	銭
	5		7,325.	87
	6		6,442.	51
	7		4,922.	60
	8		5,341.	22
	9		6,561.	00
	10		7,485.	46
	11		5,584.	00

の年の税額をみると、国税三、九五九円五三銭、県税六、八八九円九七銭、村税八、四二八円〇三銭、計一九、二七七円五三銭で、一戸平均で三五円六九銭になる。特別税戸数割だけの一戸平均をみると、九円十二銭であった。昭和五年の特別税戸数割は総額七、三二五円八七銭だったが、うち滞納額が一、〇二六円三四銭もあって、総額の約一四%もしめていたことは、やはり不況期の納税負担の重さを示していた。

学校建築の問題 八年の事務報告書によると、毎年児童数の増加によって校舎が狭隘になり、また校舎も老朽化して、校舎の増改築問題が村会でも取りあげられるに至った。その経過について、村の事務報告書では次のように述べている。

増改築問題ニ付、年内数回ニ亘リ、村会協議会、学務委員会合同協議会ヲ催シ、審議シタルモ、中途ニテ感情的蹉跌ヲ

来シ、思ハズ紛擾ヲ醸シタルノミニテ、問題交渉中止ノヤムナキニ至リタルハ子弟教育ノ将来ノ為メ遺憾トスル所ナリ。

この学校増改築問題をめぐる紛糾は八年・九年の関村長の後半期の大きな村政問題となった。当時の各新聞紙面、当時新聞記者関喜平の「風雪二十年」中のこの問題の記録など参照しながら、少しその経過内容を述べておこう。昭和八年八月十日朝日新聞記事によると

吾妻郡名久田村では、小学校腐朽狭いのため移転改築すべく関村長が今春村議と協議し、敷地候補地として、第一平、第二横尾、第三赤坂を選んだところ、平横尾が譲らぬので、去月二十三日村長は村議学務委員の連合協議会を開き一挙に解決せんとしたが、何等まとまらず、(八月)七日更に村議学務委員長長伍長各種団体長を小学校に集め、今日までの経過を報告し、当局の苦衷を訴へ閉会せんとした利那、平の代表から「もっと親切に報告せよ」と要求し、村長がこれに答へず退場したため、村長の横暴を叫び出席者総立ちとな

り、不穩の気がみなぎり、程なく平大塚の二大字民は村長不信任案を決議し、かつ両大字の名譽職は全部総辭職を執行した。両大字の反対理由は、改築に反対するにあらず、改築は認むるも村長が主張する新敷地を決定しての改築は非常時の今日巨額の費用を投ぜねばならぬから中止し、四十年の歴史を有する現校舎の敷地に接続拡張せば少額の工事費で足るから理想に走らず実質本位で進むべく近く県に陳情して目的を達成し景氣が本直りとなってから理想的の校舎を建てよといふにある。

こうして平・大塚地区では名譽職の総辭職となったが、関村長は自分の信念をまげず動じなかった。そこで両地区では平の剣持三郎方で村民大会を開いて村長辭職勧告の決議をした。決議文を受けた村長は頭として勧告を受けつけ



名久田村小学校改築問題
(昭和18.8.10 朝日新聞)

の上州新報は六月十二日号に次のように報じている。

選挙の結果珍しくも従来の形を破って議員外のものばかりで、村長は増築派の小池衆八氏、助役は意外にも小林角三氏に決定。小池村長は身を堵してもこれが円満解決をみるべく期をうかがい不日学校問題をとらえて村会を開く意向である

が、如何に新築派は少数といへ多年村政に経験ある手腕家ぞろいであるから、相当秘策をめぐらして肉迫するは勿論であり、昨年に倍し一波瀾はまぬかれない状況である。

当時上州新聞記者だった同村の伊能泉三が記者として私情をすてて敢然と学校問題に取組んでいて、この記事もまた「世論喚起」と新聞切抜帳に記してある。九年には学校問題はさほど表面化せず落着いていた。しかし校舎は腐朽し児童もふえる一方だったから、早晚学校問題は解決されなければならなかった。小池（衆）村長は就任以来健康に

なかった。かくて村長案を支持する横尾赤坂と、これに反対する平・大塚とに村が二分して、対立紛糾が続いた。年が明けて九年三月に村会の改選期となったが、この選挙では村長派は、敗北したといわれている。四月七日には関村長が満期辞任し、次期村長には大塚から元村長小池衆八氏が引き出された。六月の満期をひかえて新助役の改選が行われたが、関村長のもとで改築移転案作成者でもあった小林応太郎は僅か一票差で敗れた。こうして昭和九年小池（衆）村長のもとの学校問題の状況について、当時



名久田村學校問題紛糾
(上州新聞 昭和12.3.27)

喜平「風雪三十年」四九〇五〇頁。この十二年二月の學校問題の紛糾について上州新聞は次のように報している(三月二十七日付)。

県で決定せる敷地に対しては異存なしと表明していた大塚平岡地区民が俄然現地へ改築せよと騒ぎ出し、二十四日部落協議会を開き反対の猛烈な氣勢をあげ、役場側の不当をならし、村会を開けば荏旗を押し立て役場を襲撃せんとの不穩な形勢が出たので原町署では警戒に努めた。

他方吉田署長町田県議剣持中之条町長唐沢伊参村長都築高

すぐれず一年で辞任した。代つて村の非常事態に際して學校問題解決を一身になつて又々横尾の老公高橋弁次(七十六才)が十年五月に担ぎ出された。高橋村長は今迄の移転改築案を修正して現場に隣接の二沢耕地に移転を提案した。県学務部もこの案に賛成、係員が現地踏査し、村議会も県で支持する候補地なら賛成の空氣が濃厚だった。村長は改築費八万円を上程、一氣に可決し懸案の移転改築を実現するため十二年三月二十五日村会を招集した。ところでまたも波亂が勃發した(関山村長等が仲裁に乗出し、反対派村議四名、反対委員長副委員長を小学校に集め和協を奨め、一方役場派村議八名学務委員四名を村役場に集め意見を聴取、来月二日まで両派の意見を取まとめることになり、村会に保留して其後に開くことになった)。

こうして四月五日に村会が開かれたが、万一にそなえて警官の物々しい警戒があった。この本会議において小学校位置は現場と隣接の下平へ改築すること、改築費八万円などが可決された。

こうして昭和八年の紛糾から足かけ五年、一時は名誉職も返上して対立紛争してきた学校問題もここに解決され、村民にとって実に二十年にわたる宿望がやっと達成されたといつてよい。

方面事業活動 八年村にも方面委員六名が任命され(十一月十一日)、年内二回方面委員会が開催された。以後九年十年と救貧防窮福利の問題を取扱う方面事業活動が経済不況下で喧ましく主唱されて、村でもこの方面のことが色々行われた。方面事業助成会が創立され、会員一六二名に及んだ。少年教護委員二名が設置され、児童保護事業としての相談会や映画会も催されている。

(2) 村議選挙と村会

名久田村の普選法下の選挙 初回は昭和五年(一九三〇)三月十八日に行われた。十二名の当選村議を一覧表に示す(表中の・印は新人)

議員名	大字	年令	議員名	大字	年令	議員名	大字	年令
関 専衛・	平	47	蜂須賀栄吉・	横尾	37	小林定吉	赤坂	59
小林角三・	赤坂	44	小菅形次郎	横窪	57	茂木吉三郎	大塚	56
唐沢藤吉・	横尾	43	関 忠作・	横尾	53	綿貫形次郎	赤坂	57
金田伊三郎・	赤坂	53	割田鹿作・	横尾	50	劔持久平	平	60

新議員は七人で半数以上入れ替って、特に横尾地区出身の村議は全員四人が新人になったのは特徴的だった。高橋

一 昭和不況下の町村政

辨次劔持虎吉等旧村長が退いた。昭和五、九年の村会では綿貫形次郎小林定吉（いずれも赤坂）の二人で、当時関専衛村長小林角三助役も村会では新人だった。この期の村会は綿貫小林（定）の経験者と関小林（角）の村政当局者との関係を通じて運営されていたと思われる。中でも横尾四人の新人議員と赤坂平大塚などの旧議員との関係交渉が村政進展上の焦点ではなかったろうか。これがまた前述の学校問題などの村政を考える基礎になろう。(2) つぎに昭和の第二回目村議選舉は九年（一九三四）二月十八日行なわれ、この結果九年、十三年の村議を次の一覧表に示しておく（表中の・印議員は新人）

議員名	大字	年令	議員名	大字	年令	議員名	大字	年令
金田 伊三郎	赤坂	57	田村 一二・	赤坂	37	小林 定吉	赤坂	63
小池 国吉・	大塚	62	福島 英・	平	56	小菅 形治郎	栃窪	61
吉田 重太郎・	大塚	41	小林 応太郎・	横尾	48	関 専衛	平	51
劔持 兼吉・	平	67	高橋 弁次	横尾	75	唐沢 藤吉	横尾	37

昭和の二期目の村議にも新人は半数の六人も選出された。大塚は二人とも新人、平も三人中二人の新人が出ている。平均年令は今迄よりも三才以上も高令化して五十五才になった。地域別議員数をみると、昭和二期目の村会構成は横尾赤坂平の三地区は各三名づつ、大塚二名栃窪一名というように変った。このような村会構成を背景にして九年、十三年における小池（衆）第二期村政から高橋（辨）第六期村政が展開されたのである。

二 昭和不安下の産業と経済

1 土地と農家の動き

(1) 昭和戦前期の農地の動き

大正後期から昭和戦前期にかけての耕地所有関係の動きをみておこう。

戦前期の所有耕地の動き まず吾妻郡における大正十三年（一九二四）と昭和七年（一九三三）の自作地小作地別面積を第8—7表（次頁）でみると、兩年の間で田畑耕地総面積で千六百町歩余も減少しているが、自作地の減少は一四六四町歩、小作地の減少は一四二町歩で、自作地の減少面積の方が圧倒的に多かった。大正昭和の兩年の耕地の小作地率を比較すると、大正十三年より昭和七年の方が僅かにその比率がたかくなっている。田畑別に小作地化の進展をみると、田は全体で二百町歩近く増えているが、そのうち田の小作地が一三〇町歩余もふえていて、昭和七年の田の小作地率は大正十三年の三八％から四三％に上昇している。畑は逆に全体で千八百町歩も減っていて、自作地小作地とも減少し、特に自作地の方の減少面積が多かった。畑の小作地率も大正十三年に比して昭和七年には三六・三％と上昇している。資料の関係から昭和の年次別の動きをたどることができないが、昭和七年の田畑の小作地化率は、大正期における小作地率の最もたかかった大正十年（一九二一）の水準とほぼ同位にあったといつてよい。この点から昭和初期の農村不況期における小作地化の動きは、吾妻山村の場合、総じて大正中期から引続いて停滞的だったといえる。昭和七年の耕地の小作地率三六・三％は県内他郡とくらべると、北甘楽郡と並んで最も低かったのである（県

二 昭和不況下の町村政

第8—7表

(吾妻郡)

		自作地	小作地	計
田	大正13 (1924)	町 反 675.3 (61.1)	町 反 420.3 (38.4)	町 反 1,095.6 (100.0)
	昭和7 (1932)	738.0 (57.2)	552.6 (42.8)	1,290.6 (100.0)
畑	大正13 (1924)	4,478.0 (71.1)	1,823.1 (28.9)	6,301.1 (100.0)
	昭和7 (1932)	2,949.9 (65.6)	1,548.8 (34.4)	4,498.7 (100.0)
計	大正13 (1924)	5,152.3 (65.7)	2,243.4 (30.3)	7,396.7 (100.0)
	昭和7 (1932)	3,687.9 (63.7)	2,101.4 (36.3)	5,789.3 (100.0)

〔資料〕 大正13年吾妻郡誌 553 頁、昭和7年群馬県統計書による。

() 内の数字は%

平均四五%)。

地とがほぼ半々だった。名久田村では、自作地六、小作地四の割合をしめていた。沢田村の場合には、二年から三年にかけて一四〇町歩が自作地から小作地へ変動し、その結果小作地の比率が六五%にも急上昇していることが注目される。伊参村でも同じように三一七町歩のうち二九〇町歩近くが小作地に移動し、その結果全畑地のうち九二・四%が小作地化しているのはなにを意味するか。沢田村の場合と併せて検討すべき問題である。

耕地整理の動き 中之条地方では大正十四年(一九二五)五月中之条沢田耕地整理組合が設立され、明治以来の当地方の開田計画も本格的に実施された。従って組合地区の開田が進捗したのは昭和期であった。昭和十年(一九三三)に四地区(中之条西中之条と折田成田原)の第一期開田、ついで十五年(一九四〇)から、美野原地区の開田が

つぎに、中之条町外三カ村の昭和初期(一一三年)の小作地化の状況を第8—8表でみよう。①田は沢田村を除いて、殆んど不動で、沢田村では田の自作地化が進んで自作地の割合が六三%にふえている(資料不足で、その後の動きが把握されない)。中之条町の場合には、五年の事務報告書から四年(一九二九)の田の動きをみると、自作地が二五、九町減少し、逆に小作地が七六・九町にふえて、この年の田の小作地率は七四・八%に上昇している。②畑の動きをみると、一三年には中之条町と名久田村では、殆んど不動で中之条町では自作地小作

第8—8表

(昭和1～3年)

田 畑		自小作地別		自作地	小 作 地	計
		年 次				
田	中之条町	昭和元 (1926)	町反 31.4 (33.3)	町反 63.0 (66.7)	町反 94.4 (100.0)	
		昭和3 (1928)	31.5 (33.0)	63.9 (67.0)	95.4 (100.0)	
	沢田村	昭和元 (1926)	29.5 (47.6)	32.5 (52.4)	62.0 (100.0)	
		昭和3 (1928)	38.9 (62.7)	23.1 (37.3)	62.0 (100.0)	
	伊参村	昭和元 (1926)	78.1 (76.8)	23.6 (23.3)	101.7 (100.0)	
		昭和3 (1928)	78.1 (76.7)	23.7 (23.3)	101.8 (100.0)	
	名久田村	昭和元 (1926)	72.5 (62.1)	42.7 (37.9)	115.2 (100.0)	
		昭和3 (1928)	72.5 (62.1)	42.7 (37.9)	115.2 (100.0)	
畑	中之条町	昭和元 (1926)	町反 150.8 (51.9)	町反 140.0 (48.1)	町反 290.8 (100.0)	
		昭和3 (1928)	149.9 (51.7)	140.0 (48.3)	289.9 (100.0)	
	沢田村	昭和元 (1926)	389.0 (58.0)	282.0 (42.0)	671.0 (100.0)	
		昭和3 (1928)	238.0 (35.5)	433.0 (64.5)	671.0 (100.0)	
	伊参村	昭和元 (1926)	317.3 (82.1)	69.3 (17.9)	386.6 (100.0)	
		昭和3 (1928)	29.5 (7.6)	357.1 (92.4)	386.6 (100.0)	
	名久田村	昭和元 (1926)	196.8 (62.0)	120.8 (38.0)	317.6 (100.0)	
		昭和3 (1928)	196.9 (62.0)	120.8 (38.0)	317.7 (100.0)	

() 内の数字は%

行われた。これらの開田事業の完了は昭和戦後期になった。まさにこの開田計画は明治から大正昭和の三代にわたる大事業であったが、これが本格的展開をみたのは昭和になってからであった。昭和戦前期における中之条沢田耕地整理組合による開田事業の各地区の進展をたどってみよう。

開田土木工事の進捗 すでに大正期に当組合がこの開田事業の開始に当って関係者たちの苦勞について前述したが、事業は大正十五年（一九二六）十月中旬から着手された。従って昭和二、五年までには各地区において開田工事

はかなり進捗していた。五年（一九三〇）七月十六日には四万川用水取入口からの幹線導入路が開通して、水田稲作への基盤がつくられた。これによって各地区とも真剣に取組まれるようになった。六年には各地区で開田工事の竣工検査が相次いで実施された。六年三月十日すぎには連日畑地の抗打が折田上組から西中之条、中之条裏畑までの区間で始まっている。ところどころかかる工事の急速な進展は、また工事費の捻出や工事負担金の問題で組合幹部は大変頭をいためた。連担地負担金や低利資金の借入等で四苦八苦しつつ県庁や勸銀前橋支店などへ頻繁に往來した。こうしたなかで六年八月中旬には評議員が連名で辞職提出という危機もあったが、交渉の結果辞表が撤回され、共同一致して事業達成に努力することになった。この時もまた助成金の交付の遅れから事業計画に大きな支障をきたしている。そして六年度開田工事は十一月二十三日が起工はじめという大きな遅れとなった。助成金四万四千三百余円の交付指令が十一月二十六日にやっとあったという状況だった。しかしこのような苦しい状況下であって、ともかくも事業の方は進捗していった。以上発足時からの組合長だった田村喜八の昭和期の日記によったが、以下昭和八、九、十年におけるこの事業の進捗状況を同じ田村日記からみておく。

昭和八年一月廿七日「堅町有志早朝訪問し、同町北裏新道の開さくの希望を談ず」。三月十日堅町北裏開さく道路を実地検分し、中棚より長岡に通ずる耕作道路を検分す。三月二十日中棚開田地、二十三日長岡第二区開田、四月五日永田原開田地（旧稲荷穴）、八日長岡区内第五区開田などの工事の竣工検査が実施された。そして四月十八日には、西中之条へ折田上組の道路開通、二十一日には組合事務所より折田公礼坂迄の開通道路の竣工検査、五月四日には、小川組開田工事の

竣工検査、八日には高台永田原の排水利用、横線土管理立工事を見廻る。十三日には篠原慎吉等請願の長岡開田及び水路工事竣工を見廻る等の記述をみると、急速な工事進捗の状況がうかがえる。昭和八年には暗渠排水工事が各所で実施されたが、この県費補助金一、八八二円五〇銭が五月十六日下附されている。

さて昭和十年（一九三五）の耕地整理組合の動きをみると、この年は開田床締用のトラクタの借入を農林省に懇

請し、県を通じて執拗な運動によって目的を達している。かくて五月四日待望のトラクターが県耕地課を経由して組合に到着し、早速一反歩の試験を実施している。そして五月五日から長岡地区、ついで西中之条台地区と順次に床締作業が実施された。作業成績はすばらしく、一日の出来高は六〇七

一反歩と記録されている。ところでこの十年もまた、組合の借入金について長期低利資金への借替の運動が続けられた。町田(崇)県議や木檜三四郎代議士を通じての働きかけが、たえず行われている。

こうして中之条沢田耕地整理組合による前掲の四地区の第一期開田事業は大正十五年(一九二六)十月から着工して、昭和十年(一九三五)八月三十一日に竣工した。その間九カ年足らずで第一期開田事業を完了した。途中幾多の苦難に遭遇しながら、とにかく予定通りの竣工をみたことは、それが空前の大事業だっただけに大成功だったといつてよい。この事業の成果は、四地区の農家の農業生産力の急激な増大をもたらしたが、そのみならず明治以来の古い道路交通を大きく改変させた(昭和戦前の道路交通を参照)。戦後の現在から顧みて、その事業がわが地方住民の生産や生活に与えた成果は極めて大きかった。とにかくこの第一期の開田事業は、総面積七十五町八反八畝、総工費二十万六千余円という大工事だった。

沢田村大岩地区の開田 大岩地区は水田がなく米の生産が行なわれなかった。沢田農会長町田庄蔵の提唱で、大正十五年(一九二六)開田を試みたところ結果良好だったので、本格的な開田工事を実施した。国有原野十二町歩を払下げ、開墾助成組合を設立して、この事業を進捗している。

(2) 昭和戦前期の農家の動き―農民分解―

つぎに農家の土地所有と兼業化の状況をさぐり、農村不況下の農家の変貌(分解)を観察しておく。

農家の土地所有状況の変化 まず吾妻郡農家の動きについて、大正十一年(一九二二)と昭和七年(一九三二)の自小作別農家数をみると(第8―9表)、大正十一年に比して昭和七年には、自作自小作ともにふえたが、小作は僅か

家になったものがふえて、十四年（一九三九）には自作農が今迄の二割から三割余になった。しかし小作農家は昭和初年以來引続き、なお百戸余（二割）をしめていた。このように十年以降自作農が七〇戸近くもふえたのは、自作農創設施設策によるものである。

ここで昭和三年（一九二八）の四カ町村の自小作別農家構成を示しておこう（第8—11表）。四町村を比較して、自作農が最も多いのは伊参村で全体の約半数に近い。逆に小作農の最も少いのがやはり伊参村で約一割にすぎない。そして小作農の一番多いのは、中之条町である。名久田村は自作の割合が最も少く全体の二

第8—9表 (吾妻郡)

	大正 11 (1922)	昭和 7 (1932)
自作	2,485 (34.0)	2,862 (36.0)
自小作	3,209 (44.0)	3,601 (46.0)
小作	1,594 (22.0)	1,442 (18.0)
計	7,288 100.0	7,905 100.0

大正11年郡誌 545 頁
昭和7年群馬県統計書
() 内の数字は%

減少している。小作農の比率も昭和七年には二〇%をわって一八%にさがった。昭和七年を十年前にくらべると、自作農家が実数比率ともに上昇した。この実態を名久田村について昭和十年前の変化によつてみると第8—10表になる。昭和九年（一九三四）までは、自作農の比率をみると五年すぎから自小作の割合が幾分ふえ、純小作農の割合が多少減っているが、全体としては余り大きな変化がみられなかった。しかし十年（一九三五）以後になると、自小作農家のうちで自作農

第8—10表 (名久田村)

	自作	自小作	小作	計
昭和 3 (1928)	101 (20.8)	277 (57.0)	108 (22.2)	486 (100.0)
" 4 (1929)	101 (20.8)	277 (57.0)	108 (22.2)	486 (100.0)
" 5 (1930)	100 (20.8)	276 (57.5)	104 (21.7)	480 (100.0)
" 9 (1934)	102 (20.7)	275 (57.5)	105 (21.8)	482 (100.0)
" 10 (1935)	103 (21.2)	285 (58.5)	99 (20.3)	487 (100.0)
" 14 (1939)	170 (33.5)	297 (46.0)	104 (20.5)	568 (100.0)

資料 各年次名久田村勢要覧による。() 内の数字は%

第8—11表

(昭和3年・4ヵ町村)

	自作	自小作	小作	計
中之条町	121 (23.4)	202 (39.1)	194 (37.5)	517 (100.0)
沢田村	195 (28.4)	375 (54.7)	116 (16.9)	686 (100.0)
伊参村	218 (46.8)	201 (43.1)	47 (10.1)	466 (100.0)
名久田村	101 (20.8)	271 (57.0)	108 (22.2)	480 (100.0)

() 内の数字は%

昭和七年(一九三二)まで十年間に兼業化の比率は殆んど変わっておらず、ずっと兼業農家の比率は二二%であった。七年の県平均の兼業農家の割合は二四%で、これに比較すると吾妻地方の兼業化はかなり遅れていたのである。つぎに中之条地方の四ヵ町村の昭和三年(一九二八)の兼業化を第8—13表でみよう。各町村の兼業化を比較すると、中之条町が一番進展していて、兼業農家は四割に近かった。ついで沢田村二二%、名久田村で一九%、そして伊参村ではほとんどの農家が専業で、兼業農家は七%にすぎ

割であるが、小作もまた二二%、自小作の比率が他の三町村にくらべて一番多く六割に近かった。総じて昭和初年の四町村をくらべると、土地所有別の農家分解は中之条町が最も進展していたが、名久田村でも自作に比して小作農の割合がややたかくなっており、沢田村は逆に小作より自作の方が多かった。伊参村は中之条町とは対照的で、自作が小作より圧倒的に多かったのである。名久田・沢田両村では自小作農が半分以上をしめて、この階層の自作農化が期待されていたように思う。自作農創設事業がこの階層にどのように作用したかという点が注目される。

農家の兼業化の進展 まず吾妻郡全体の農家について大正後期、昭和戦前期の兼業化の状況を第8—12表でみよう。これによると大正十一年(一九二二)か

第8—12表

(吾妻郡)

	専業	兼業	計
大正11 (1922)	戸 5,715 (78.4)	戸 1,572 (21.6)	戸 7,288 (100.0)
大正13 (1924)	戸 5,978 (78.7)	戸 1,656 (21.6)	戸 7,634 (100.0)
昭和7 (1932)	戸 6,216 (78.6)	戸 1,689 (21.4)	戸 7,905 (100.0)

大正11、13年は郡誌 545 頁 昭和7年群馬県統計書による。

下段の () 内の数字は%を示す。

第8—13表 (昭和3年・4ヵ町村)

	専 業	兼 業	計
中之条町	319 (61.7)	198 (38.3)	517 (100.0)
沢田村	534 (77.8)	152 (22.2)	686 (100.0)
伊参村	434 (93.1)	32 (6.9)	466 (100.0)
名久田村	388 (81.0)	91 (19.0)	479 (100.0)

(資料) 昭和3年群馬県市町村別統計書による。()内数字は%

なかった。三年の県平均の兼業農家率は二四・五%であったが、これと対比すると中之条町を除く三村のすべてが県平均よりかなり低かった。すなわち三村とも専業農家の割合が県平均よりも相当多かったわけで、これは、わが三村の農業が農業だけに依存するものが極めて多かったことで、昭和の農村不況下において、兼業の機会が極めて少かった山村農家として、農家経済の苦境も、それだけきびしかったのである。

(3) 地主小作関係と小作料の問題

その経過 明治後期から大正期における中之条地方の小作慣行については、明治四十五年(一九一二)と大正十一年(一九二二)の兩年の全現われるようになると小作料をめぐる紛争が全国的に急激に増加してきた。群馬県内でも小作組合が増えて、集团的に小作料減額の要求をもちとする方向が強まった。大正十一年四月日本農民組合が結成されると、群馬県からも幾人か参加し、以後県内各地に小作組合がつくられ、いくつかの村々で小作争議が現われるようになると、その影響が次第に全県的に波及していった。こういう状況のなかで当地方においても小作料に対する農民の関心は漸く昂っていった。昭和期に入ると農村の不況が次第に強まってゆくに伴って、農業生産と農家生活における困窮が表面化していったが、当時における小作料の実情をみておこう。当時日本農民組合中之条支部が結成され(昭和六年十月)、その支部長だった田中平太郎に当時の小作料の実態を報告してもらったが、これによると、

上田小作料玄米一石三五〇一、六五、中田小作料玄米一石〇〇一、二〇、下田小作料玄米〇石六〇〇、八〇（一石は現在の約一五キロ）。それもその部落の大並おおよその際に用いられ、例外がいくつもあった。山林に近い山際畑等生産力の低い畑は一束当りの面積が多く、上畑（生産力のたかい）は面積が少ない慣例になっていた。大字中之条町伊勢町では大体一束は五十坪だった。土地台帳には反畝歩が用いられていたが、貸付小作地一ヘクタール以下の零細地主の場合には、これにはお構いなしというようなことが、小作契約の時にはよく用いられた。成田原や美濃原の耕地などでは三畝を一束として、小作料をめぐる地主小作間の交渉方法の変化について、次のように述べている。

小作料軽減の嘆願的交渉は、始めの頃は地主对小作個々の交渉であったが、昭和に入った頃からは、同人地主ごとに小作人達の集団交渉に発展していった。このことは地主の人々も賛成が多かった。公平な結果と関係者の納得のもと万事うまく行く場合が多いのと、話し合いの時間が省けることが大

する慣習だとも聞いている。水田については、畦畔の面積を除く場合と、これを含む場合とがあって、畦畔を賃借面積に入れた地区では、軽度の不作の年でも、ごたごたが起きやすかった。小作人は地主に対して頭があらがないという状態だったから、耕地の賃借の際に、小作人は地主に対して主張しなければならぬことも主張しえず、地主のいうがままに契約してしまうから、いざ小作料を支拂うときになると、ほんとうに困ってしまう。そして減額嘆願になるという例も少くなかった。

きかったからである。これは小作人の側からすると、個々の交渉の場合には、地主对小作の関係以外に、恩義や恩顧或いはまた山林の落葉枯枝下草刈取り権等の特殊な関係までも織り込まれてきて、容易に話し合い交渉もまとまらないので、勢い集団交渉が多くなった。

農民組合の結成と小作問題 さて昭和期になってからは、小作人たちによる地主への集団的交渉になっていったが、これがまた小作問題を中心として、中之条伊勢町の小作人たちの間に農民組合をつくる気運を醸成し、昭和六年（一九三二）十月に日農中之条支部の結成になったという。

ところで、この農民組合の結成は小さな中之条町の大きな話題となった。田中によると、当時中之条町の農会の主

任技術員だった塚田国一郎は町当局との連携のもとに、中之条町の小作問題の実情調査を実施し、さらに郡外の実態をも併せて資料を整えたうえ、農会と農民組合幹部の協議会が重ねられ、この結果到達した合意点について、地主小作人双方側に対して勧奨通知が出されたと記述してあるが、その内容の要旨について、次のように述べている。

一、小作契約には、作付可能面積を用い、耕地等級格付は

役場の土地台帳の地価を基準とする。

両者間の参考としての小作料表の一例が案として示された。

二、従来の小作料は他地方（郡外）にくらべ高率である故、

伊参村の小作料 昭和八年作成の経済更生計画のなかの詳細な現況調査資料によって考察しよう。伊参村では前述のように四カ町村中では、全農家のうち小作農の比率が最も少く、自作農の比率が最も多い村であった。昭和七年（一九三二）では全農家四四二戸のうち小作料を支払っていた農家（自小作と小作）が二四一戸で、五四、五％であった。この半数以上の村の農家の小作料の調査でみると、反当小作料（換金計算による）、田十五円、畑十円、桑園十二円になる。一戸当りの小作料は百三十五円八十銭で、内訳は田三十五円六十銭、畑四十円、桑園六十円であった。この小作料額は、農家の総支出中にしめる比率はきわめて高く、七七％だった。全肥一一％其他一二％に比して八割近かっただけに、不況期にもなると、小作料支払の重荷は大きく感ぜられた。

2 昭和不況期の農林業

(1) 農業の技術指導と農家の現状

農業の技術指導 明治三十年代に町村農会郡農会が設置されてからは、新しい農業技術がこれら指導機関を通じて導入された。特に日露戦争後から大正期にわたって、町村や郡に農会技術員が設置されて、その生産指導が系統的に

実施されていた。新品種の導入、肥料の分配改良及び栽培法の改善等について新技術が系統的組織を通じて浸透していった。大正期には四年（一九一五）郡立農事試験所の設置、六年（一九一七）県原蚕種製造所の支所設置等もあり明治期に設立された産牛馬組合夏秋蚕試験所及び県立中之条農業学校等々とも併せて当地方の農業技術の指導を担当していた。他方大正期には各町村農会の末端組織として農事組合も設立されて、系統機関の農業技術の普及浸透を迅速化した。このようにして昭和期には町村当局と農会を主軸とした技術指導体制はすでに確立していた。

(2) 水田耕作の慣行農法

ところで、昭和初期において中之条地方の一般農家の行っていた耕作方法は、なお伝統的な慣行農法であった。当時の水田耕作のやり方について、田中平太郎は次のように記述している。

当時の水田耕作の方法は、ほとんど人力と鋤に頼っていた。田の代掻は中之条伊勢町で牛馬が使われていたが、小作人の家では牛馬を飼うことは至難だったから、牛馬を飼う田掻きの上手な人に頼んでやつてもらうのが普通だった。稲刈りは鋤鎌、脱穀は千歯扱きが主で、足踏回転脱穀機が普及しはじめた。稲の調整には「くるり棒」、箕、透篩、唐箕、万石が用いられ、稲の乾燥には筵「ねこ」（藁製の厚い大判のじゅうたん風のもの）が用いられた。稲すりは粘土と堅い木片で作った「するす」（摺田）とか、「土田」と呼ばれた

人力で動かす道具が用いられた。玄米の容器は俵と唄で、俵

の場合は、地主から小作人に俵代金、検査の票箋代とともに支拂われるのが通例だった。動力脱穀機とゴムロール式自動調整装置付稲摺機が中之条町に来たのは、昭和十一年の秋でした。

稲使用の肥料は、硫酸、過燐酸石灰、大豆粕、魚粕、草木灰等であったが、大豆粕が割合多くの人達に使われていた。肥料の使い方も下手で失敗が多かったので、使用量も少量だった。稲作には病虫害防除の為の農業薬剤の使用は皆無といつてよい程だった。

(3) 米と繭の生産状況

米作 昭和十年前の農村不況期における当地方の主要作物として、まず米作の生産状況を中之条町、沢田村の作付

二 昭和不況下の産業と経済

第8—14表

(中之条町・沢田村)

		作付面積		収穫高		反当収穫高	
		水稲	陸稲	水稲	陸稲	水稲	陸稲
中之条町	昭和2	町反 94.5	町反 8.0	石 1,712	石 88	石斗升合 1.7.3.5	石斗升合 1.1.0.0
	“ 3	94.0	5.0	1,493	53	1.5.5.8	1.0.5.0
	“ 4	94.6	4.0	1,745	29	1.8.4.5	7.2.8
	“ 8	124.7	3.2	1,973	35	1.5.8.2	1.2.0.7
	“ 10	149.8	5.1	2,635	43	1.7.5.9	8.4.3
沢田村	昭和2	63.0	35.0	935	300	1.4.5.0	9.0.0
	“ 3	63.0	38.0	872	277	1.3.5.0	7.5.0
	“ 5	78.2	37.0	1,316	278	1.6.5.0	7.5.0

(資料) 中之条町役場勸業報告、沢田村役場勸業経済資料綴

面積収穫高反当収量を示す第8—14表でみよう。①中之条町では、昭和二三年には水稲の作付は九十四町歩だったが、八年頃からは百町歩以上になる。これは五年すぎの水田改良事業によるものであった。収穫高も八年頃から急増したが、反当収量は豊作不作の波があつて、二三年と十年前とで余り変化はみられない。当時の反当収量は一石五斗七斗であつた。②沢田村では、中之条町にくらべて陸稲の作付収穫高が多かつた。水稲作では、昭和初めは六十三町歩だったが、五年には七十八町歩余にふえ、九年には開田事業の進捗によつて九十八町歩余になつた。こうして水田面積が大正十三年(一九二四)にくらべると、中之条地区では五十町歩、沢田地区では三十五町歩も急増した結果、水稲の収量は二町村とも急伸した。沢田村の水稲反当収量をみると、二三年に比して五年には急伸しているのがめだつ。昭和になると米作は、水田拡張とともに米作技術の向上、また優良品種の普及栽培等が農家組合を通じて実施されたこと、さらに昭和初期の繭価の下落から食糧生産に指導の重点が志向されたことなども加わつて、昭和十年前の米作は順調に増大していた。しかし八年からは冷害が相次いで、郡内各村にわたつて減収が著しかつた。③ここで当時

の名久田村の米作状況を示す第8—15表をみると他町村にくらべて反当収量がたかかったことがわかる。特に八年（一九三三）には反当三石をこえた。④伊参村では、この年の米の

第8—15表 米作 (名久田村)

		作付面積	収穫高	反当
		町反	石斗升合	収穫高
名久田村	昭和2	107.3	2,630	2.541
	" 3	107.3	1,962	1.819
	" 4	129.1	2,417	1.866
	" 8	117.8	3,552	3.015

(資料) 昭和各年次の村勢要覧による。

作付は一一〇町三反、収穫高二八八〇石 反当収量二石六斗であった。前年の七年には、水稻が作付一〇五町、収量二一八四石反当収量二石八升、陸稲は作付五町三反、収量六七石 反当収量一石一斗三升であった。

麦作 昭和十年前の中之条町沢田村名久田村の麦作状況を第8—16表に示す。沢田村が作付面積では一番多かった。収量では沢田村が大麦では多かったが、小

第8—16表

(3カ町村)

		作付面積		収穫高		反当収量	
		大麦	小麦	大麦	小麦	大麦	小麦
中之条町	昭和2	町反 63.5	町反 25.5	石 480	石 147	石斗升合 7.6.0	石斗升合 5.7.7
	" 3	61.8	23.6	159	49	2.5.7.0	2.0.5.0
	" 4	63.8	17.9	1,073	350	2.4.9.5	2.0.1.1
	" 8	68.4	25.1	1,720	388	2.4.8.8	1.5.4.6
	" 10	67.8	43.9	1,160	790	2.4.4.4	1.8.0.0
沢田村	昭和2	164.5	40.0	2,961	360	1.8.0.0	9.0.0
	" 3	164.5	40.0	3,293	400	2.2.5.0	1.0.0.0
	" 5	164.8	45.0	2,322	270	2.7.0.0	6.0.0
名久田村	昭和2	58.0	25.0	1,147	376	1.9.7.8	1.5.0.4
	" 3	58.0	25.0	1,147	376	1.9.7.8	1.5.0.4
	" 4	53.0	25.0	1,212	438	2.0.9.0	1.7.5.2
	" 8	75.0	30.5	1,373	530	1.8.3.1	1.7.3.8

(資料) 中之条町：役場勸業報告、沢田村役場勸業経済綴
名久田村：村勢要覧による。

二 昭和況下の産業と経済

麦では反当収量が低かったためか、収穫高は割合少なかった。伊参村の当時の麦作の収穫高を第8—17表に示したが、作付面積は大麦五六・七町歩、小麦五七・六町歩、反当収量は大麦二石六升、小麦一石二斗であった（農林統計調査）。

繭の生産状況 米とともに農家の主要な収入源の養蚕と繭について、昭和十年前の生産状況（中之条町と沢田村）を第8—18表に示す。当時は一般に夏秋蚕より春蚕の方に重きをおいていたが、春蚕期には凍霜害などのため実際には夏秋蚕の方が掃立戸数や掃立量がふえる年も多かった。しかし収穫量は年により増減があったが、ふつう春蚕の方が多かった。年次別にみると、中之条町の場合、昭和初期の三四年には春蚕は一万貫以上もあったが、七十年には九千貫余である。夏秋蚕では、春蚕期に凍霜による大被害のあった昭和二年（一九二七）が掃立枚数も多く、収

第8—17表 (伊参村)

	大 麦	小 麦
	石	石
昭和 2	730	383
" 3	1,212	571
" 4	1,225	573
" 5	1,290	730
" 7	1,134	675
" 8	1,247	964

各年次の村役場事務報告書による

第8—18表

(中之条町・沢田村)

		養蚕戸数		掃立枚数		収繭量		価 格	
		春蚕	夏秋蚕	春 蚕	夏秋蚕	春 蚕	夏秋蚕	春 蚕	夏秋蚕
		戸	戸			貫	貫	円	円
中之条町	昭和 2	185	336	728枚	2,258枚	3,649	9,791	21,877	37,963
	" 3	346	350	2,414	2,164	15,315	6,505	83,606	27,996
	" 4	339	335	1,918	1,843	10,367	7,406	72,102	46,663
	" 7	331	340	20,566 g	21,039 g	9,772	7,486	21,390	25,629
	" 10	314	311	18,366	20,784	9,378	7,265	26,971	27,658
沢田村	昭和 2	514	614	5,080枚	3,434	19,984	8,276	100,541	36,624
	" 3	511	583	4,821	3,288	25,833	13,608	151,446	73,029
	" 5	567	583	4,715	34,947 g	24,294	12,522	69,757	23,222

中之条町各年次事務報告書・沢田村各年次勸業経済資料による。

第8—19表 (中之条町)

	春 蚕	夏秋蚕	計
	円	円	円
昭和 2	118	113	231
" 3	271	80	351
" 4	213	139	352
" 8	65	75	140
" 10	86	89	175

中之条町各年次役場事務報告による。

第8—20表 (昭和10)

	收購量	価 格	實当り額
	貫	円	円 銭
中之条町	16,684	54,629	3.27
沢 田 村	28,079	83,431	2.94
伊 参 村	18,808	57,823	3.07
名久田村	20,384	64,115	3.15

(資料) 吾妻郡誌追録 446 頁

第8—19表(中之条町)でみると、昭和三四年が最もよく、五年以後の七、八年になると一五〇円前後に急落している。特に春蚕の収入が急減したのが著しい。七年の伊参村における各蚕期の一戸当りの養蚕収入をみると、春蚕八十四円二十銭、秋蚕四十五円、晩秋蚕二十七円五十銭で、年間で百五十六円七十銭という低い収入であった。

ここで十年の一町三カ村の收購量や価格を第8—20表でみると、收購量価格ともに沢田村が一番多いが、貫当り価格では一番低かった。逆に中之条町は收購価格ともに一番少いが、貫当り価格では三円二十七銭で、沢田村より三十三銭も高かった。昭和五年の繭価下落は農家経済に甚大な影響を与え、この対策として荒廃桑園を整理し、食糧作物の栽培を奨励した。七年九月には県は桑園整理改植の助成金交付規程を制定して、これを推進した。特に各町村の養蚕組合がその実行に当った。

さて中之条町の養蚕収入を昭和四年と七年で比較すると、七年は四年より春蚕で五万円余、夏秋蚕で二万一千円計

繭量も九千八百貫と多かった。七年十年には七千貫代に減少した。これを繭価でみると、年々の変動がはげしく、春蚕では昭和三年(一九二八)が最もよい年だった(中之条町八万四千円、沢田村十五万一千円)、夏秋蚕でも三四年当時が最もよい年だった。一般に五年前にくらべて、五年、十年には收購量は増えても繭価が安く養蚕収入は減少している。つぎに一戸当りの養蚕収入の年次別の動きを

二 昭和不況下の産業と経済

第8—21表

		作付面積	收穫高	価 格	反当収量
沢田村	大正14	町 反 6.0	18,000	9,000	300
	昭和2	5.0	10,000	3,000	200
	" 3	4.7	9,400	3,760	200
	" 5	9.0	18,000	4,500	200
名久田村	昭和4	4.6	17,900	7,965	389
	" 8	9.8	36,260	12,691	370
	9 9	15.1	55,590	19,457	368

七万二千円余の大減収であった。特に春蚕収入では、町全体で三分の一以上の減収であったことは、個々の農家にとっていかに大きな痛手であったかが推測されよう。

(4) その他農産物

コンニャク栽培 大正期に沢田村名久田村ではじまったコンニャク栽培の昭和十年以前における生産状況を第8—21表でみると、両村ともに昭和五年（一九三〇）すぎから作付面積がふえてゆき、收穫高も増加した。名久田村の勸業資料によると、九年には、四年に比して作付反別收穫高ともに三倍以上に増大している。

しかし反当収量では逆に四年以降は次第に低下していた。両村をくらべると、名久田村の方が反当収量がかなり高かったようである。名久田村では昭和五年前には蒟蒻栽培組合が独立していて組合員一一四人だった。七、八年になると各地区の農家組合に包摂されて農会のもと強力な指導推進が行われた。伊参村の蒟蒻生産は、七年統計によると、作付四町三反收穫高六〇二〇貫であったが、村の経済更生計画によると、作付面積が八町六反（二倍）、收穫高一七二〇〇貫（約三倍）を目標としている。

葉煙草の栽培 大正期で前述したように、吾妻郡の葉煙草の栽培は、高崎専売局の奨励によって大正九年（一九二〇）高山村の希望者による試作にはじまり、十年すぎにはわが一町三カ村でも耕作者が現われた。十二年には吾妻煙草耕作連合組合が結成されて、一時は中々盛んであった。十二年には六百人の耕作者がいたが、翌十三年には各町村で耕作をやめるものが

第8—22表

(名久田村)

	人 員	面 積	収 穫 量	代 金	1 kg当代金
		町 反	kg	円	円 銭
大 正 14	27	18. 210	2, 487	1, 201, 590	0. 483
昭 和 元	25	15. 913	2, 283	1, 252, 830	0. 549
" 2	30	21. 204	1, 101. 300	2, 558, 850	2. 323
" 3	47	36. 820	1, 371. 400	2, 776, 330	2. 024
" 4	52	43. 521	1, 893. 200	3, 195, 370	1. 688
" 5	46	32. 919	1, 657. 600	2, 606, 950	1. 573
" 6	46	29. 121	1, 383. 200	2, 117, 610	1. 520
" 7	36	22. 023	4, 342. 5	1, 645, 650	0. 379
" 8	33	22. 011	5, 608. 5	2, 416, 110	0. 431
" 9	34	21. 916	5, 445. 5	1, 989, 480	0. 365
" 10	33	22. 111	4, 615. 5	1, 836, 080	0. 398
" 11	34	22. 005	4, 683. 0	1, 918, 700	0. 410
" 12	32	22. 006	4, 618. 5	2, 059, 110	0. 446

(資料) 名久田農協伊能久雄の提供資料による。

で減少していった。その後昭和期を通じての葉煙草栽培は、先進の高山村を中心に各村の有志たちによって担われていった。昭和不況の十年前後の葉煙草耕作の資料は名久田村を除いて殆んど見当たらないが、名久田村の場合には、村の経済更生計画のなかでも、この葉煙草をとりあげていた。先進村高山村に隣接している関係もあって、大正期に引続いて葉煙草栽培に熱心な農家が存在していた。名久田村について当時の栽培状況をみると、昭和四年（一九二九）には、作付四町四反、收穫高一八、九二一貫、価格三、一九五円であったが、八年九年には作付面積が半減して二町二反、收穫高も三分の一以下に減少し、価格も二四一六円に減少している。さらに十年代には作付が二町歩に減り、価格も二千円をわるようになった。十年頃の煙草耕作人は三十三人であった（各年次の村勢一斑、経済更生計画の現況調査による）。このよ

うに昭和期に入って漸次減退をたどっていた煙草栽培を村の経済計画中で更生振興をはかっている。すなわち作付面積は二町二反を維持し、反当収量の増加により総収量の増大を意図している。そのための実施要領として、(イ)肥料の配合、(ロ)集団栽培の奨励、(ハ)部落実行組合の督励などがあげられている。ここで名久田農協の伊能久雄の提供資料によつて、名久田の葉煙草栽培の毎年の実態を第8—22表(前頁)に掲げておこう。昭和三〇六年が栽培戸数面積で最も多かった。従つて収量価格もまた多い年であつた。七年以降はキロ代金が急減しているが、栽培人数も減っている。名久田村栃窪部落で葉煙草の耕作を始めたのは昭和二年(一九二七)で、二三戸がやつていたというが、この年名久田村全村で三十戸だったので、栃窪がその大半をしめていたことがわかる。昭和のこの当時の葉煙草耕作の中心は栃窪部落であつて、ここでは戦後の昭和四十三年に中止したが、四十二年間のながきに亘つて煙草と取組んできている。栃窪の福島丑五郎(明治十九年生)は葉煙草五畝歩をやつて収納代金九十七円だったと語っている。

(5) 畜産と林業

畜産 昭和十年前の畜産状況を、各町村の家畜の飼育戸数飼育頭数についてみると(第8—23表)、当時養豚が盛んになっていた。山羊の飼育も年々ふえていた。特に不安下の経済更生策として家畜飼育が奨められて、一部の農家を通じて色々な中小家畜の飼育が行われるようになったことが、この時期の特徴である。

綿羊飼育 綿羊は飼料の獲得が容易な点で農家の副業として有望だったので、まず伊参村五反田に昭和六年(一九三一)綿羊組合が設立された。続いて郡内各村にもその飼育者が現われ組合がつくられた。十年当時の状況をみると、郡内で綿羊組合五、飼育戸数四五、飼育頭数一二七であつた。先覚地の伊参村組合の飼育戸数一四戸で、頭数は六四であつた。当時名久田村にも綿羊組合が設立されていた。また綿羊飼育に伴つて、この製織事業のホームズパン講習が開催され、その普及に努めた。最初五反田の堀口貞次郎が、その技術を県種畜場で学び、その製品が九年の群馬県

で大演習が行われた際天覧の光栄に浴した。これ
 が大きな刺激がとなって、十年（一九三五）一月
 に県畜産組合連合会主催の講習会が五反田小学校
 で開かれ、郡内からの参加者も六十名に及んだ。
 五反田組合では細毛による洋服地はじめネクタイ
 襟巻等の製織販売にも努めた（吾妻郡誌追録四五
 六―七頁）。さて当時五反田細羊組合長は田村耕
 作だったが、その長男武一郎は、当時の村の様子
 について次のように話している。

五反田の細羊は、はじめ県の種畜場から入れたが、
 後にはニュージールランドから直送した。昭和六・七
 年頃から五反田にはじまり、蟻川岩本にも拡がって
 いった。私の家（当時組合長の家）でも一二―一五頭ぐら
 い飼っていた。大演習の時ホームスパンを宮内省で買上げた。

第8—23表

(4カ町村)

		牛		馬		豚		山 羊	
		戸	頭	戸	頭	戸	頭	戸	頭
中之条町	昭和3	13	26	67	70	189	276	23	30
	" 4	19	38	82	89	165	255	29	36
	" 8	16	26	87	88	207	399	49	62
	" 10	15	29	80	84	135	253	69	79
沢田村	昭和2	11	17	285	289	115	156	—	—
	" 3	12	18	278	280	180	242	—	—
	" 5	21	32	242	249	148	189	—	—
名久田村	昭和3	7頭		234頭		50頭		15頭	
	" 4	8		239		81		20	
	" 8	22		232		217		83	
	" 9	23		236		152		136	
伊参村	昭・7	10	18	224	242	126	186	43	66
	" 8	10	13	227	244	99	159	48	75

戦時中には軍に供出した。細羊は一頭二十円ぐらいで、飼料
 は草が主であった。

林業 大正期には新町村の財政基礎づくりとして、旧部落有林野の町村有財産への統合が各町村で推進された。こ
 れと併せて明治後期以来の町村の基本財産の累積が各町村で実施されてきた。ところが昭和期になると、経済不況の
 ため各町村ともに住民の生業維持のための諸施策への支出の増大から借入起債が行われて、在来からの例年の基本財
 産の蓄積も延期ないし停止された。あるいは基本財産としての立木造林等の売却がされることも多かった。しかし他

第8—24表

(伊参村)

	林班	小班数	面積	うち 施業地
峠大沢十二原西ノ沢	1	7	17.90	16.64
轉石・行沢・長坂	2	4	31.55	31.53
轉石・行沢	3	4	21.66	21.66
大倉岳	4	4	22.90	22.90
蟻川岳・富士沢	5	6	21.97	21.97
池田・白久保	6	6	16.97	16.97
嵩山	7	8	13.32	9.32
滝山	8	5	18.10	17.62
糊桃田菖蒲土ノ原前	9	6	6.13	6.13
計	45	50	170.50	164.74

方ではこのような経済的苦境におかれていたなかでも、各町村ともにこの不況対策として立案した経済更生計画をみると、造林ないし林産物の増産等の計画の推進もなされていたことがわかる。

伊参村の村有林施業 昭和九年(一九三四)五月十二日の村会に村有林施業案が提出され、これが議決された。伊参村の村有林の沿革としての大正四年の部落有林野の統一については、大正期の林業で述べたが、当時村当局では既に森林経営に意をよせており、大正八年(一九一九)には村有林施業計画を編成して、その施業に当たっていた。その後九年国有不要存置林野の払下げなどで施業が煩雑化したため、十四年これを改案し、全面積に対する施業方針を樹立して、これに則して事業を実施してきた。ちょうど第一施業期の完了を契機にして、再検討のうえ立案したものが昭和九年の施業案であった。当時の村有林野の詳細な現状調査と将来の施業方針とが、村会提出の附属資料の「施業要領」に記述されている。従ってこれによって次にその要旨を簡述しておく。

一、村有林野の現状 台帳面積一五九町歩、実測一七〇町歩、村有林は村内各所に散在し、大小二〇団地をなす。樹種別面積では杉林五、一一町、杉檜混生林一、八四町、赤松林一、三三町、落葉松林〇、一二町、雑木林一五六、三四町、除地五、七六町、全村を地区別に九林班に分け、各班別面積及施業面積を示すと上表(第8—24表)になる。

総面積一七〇、五町歩のうち、施業地面積一六四、七四町歩である。(除地は岩石地五、七六町歩)。
二、将来の施業方針 (1)樹種作業種及伐期令について示すと左表(第8—25表)になる。

第8—25表 (伊参村)

作 業 種	面 積	伐期令
すぎひのき皆伐喬木作業	六、九五 ^{ha}	五〇年
あかまつ皆伐喬木作業	一、三二	五〇
雑木矮林作業	一五六、四七	一五
計	一六四、七四	

(2) 雑木矮林作業は本期間(昭和九〜十八年)に於て大半は伐期に達するを以て、なるべく多数の製炭業者に依らしむる關係上、毎年三四ヶ所に分割伐採す。

(3) 造林、本期間には新に造林を行う個所なく、植栽後の撫育事業と雖も、三林班及六九班に僅かに存する杉落葉林に対し一〜四回の下刈を行うのみにして、他は雑木伐採跡地に対し伐採後四年目に至り萌芽の整理をなす。

(4) 本期間(九〜十八年)の収支、各年次の収支を下表(第8—26表)に示したが、本期間(十年間)の支出のうち、造林費は五六七円二銭、管理費毎年八五円二五銭で八五二円五〇銭計一四一四円六二銭、収入は主伐と

第8—26表

(伊参村)

年次	収 入	支 出		
	(主伐・間伐)	造 林 費	管 理 費	計
昭和 9	円 銭 1,279.06	円 銭 11.94	円 銭 85.25	円 銭 97.19
10	1,094.95	12.01	85.25	97.26
11	1,202.49	—	85.25	85.25
12	1,102.26	7.53	85.25	92.78
13	1,184.81	83.36	85.25	168.61
14	1,189.36	93.36	85.25	178.61
15	1,937.37	88.64	85.25	173.89
16	1,496.41	102.16	85.25	187.41
17	1,491.31	83.12	85.25	168.37
18	1,512.62	80.00	85.25	165.25
計	13,490.54	562.12	852.50	1,414.62

間伐によるものだが、総計一三、四九〇円五四銭差引一、〇七五円九二銭の収益となっている。

二 昭和不況下の産業と経済

第8—27表

(沢田村)

		大正14	昭和2	昭和3	昭和5
白炭	数量(kg)	185,000	170,000	266,500	393,550
	価格(円)	55,500	51,000	66,625	59,033
	単価(銭)	30	30	25	15
黒炭	数量(kg)	2,000	10,200	7,935	108,000
	価格(円)	520	2,040	15,870	12,960
	単価(銭)	26	20	20	12
計	数量(kg)	187,000	180,200	274,435	501,550
	価格(円)	56,020	53,040	68,212	71,993

(資料) 沢田村役場勸業経済資料綴より。

名久田村の林業改善計画 名久田村の林業の基盤をみると、林野総面積一、〇三一町歩、うち立木地九二三町歩で、樹種別には針葉樹七二、四町歩、潤葉樹六九九、七町歩、その混合樹一三一、二町歩、竹林一九、七町歩であった。そして改善計画をみると、用材林としては杉落葉松栗、薪炭林としては櫟を植付け、用材林には下刈を実行して林相を改善し樹種の改良をはかる。そして原野一〇八町歩については、開墾五町歩、植林四五町歩、採草地(牧野)五八町歩に按分して経営すると基本方針を示している。

沢田村の山林原野をみると、大正十四年(一九二五)から昭和五年(一九三〇)の間、年々全く変化がなかった。さて五年の山林面積をみると、公有林三四〇町六反(うち村有林三三六町四反)、私有林二一四八町二反、社寺有林四五町六反であった。山林総面積は二五三四町四反であった。同年の原野面積は二五町六反で、山林原野併せて二五六〇町歩で、伊参村一四三三、八町歩(うち山林一七三、一町歩)、名久田村一八一七町歩(うち山林一六五九町歩)にくらべて、最も大きな面積を有していた。

製炭 昭和六年(一九三一)県営の木炭検査が実施され、県木炭検査所の支所が中之条町に設置、郡内十ヶ所に派出所ができて検査が励行された。これと併せて年々六七回ずつ製炭改良講習会が開催されて品質改善にも努めた結果、年々増産の趨勢にあった。かくて品質向上とともに県内出荷のほかに東京市場にも多く出荷されるよ

第8—28表 (昭和9年)

町 村	白炭 (kg)	黒炭 (kg)	計 (kg)
中之条町	五七、九三〇	二二、九七五	八〇、九〇五
沢田村	九六〇、三三〇	八九九、六四〇	一、八五九、九七〇
伊参村	四六〇、八三〇	二〇八、五三〇	六六九、三六〇
名久田村	三九六、九七五	一六一、三七〇	五五八、三四五

て総価格では上昇していった。昭和九年(一九三四)における一町三カ村の製炭数量を次の第8—28表に掲げておく。前表の沢田村の五年と九年を対比すると、白炭黒炭ともに急激な生産増であり、特に黒炭製造の伸長が著しく、八倍以上だった。

椎茸栽培 昭和の農村不況の深まるなかで、農村の経済更生のための有望な副業として、村当局によって椎茸栽培が奨励された。沢田村では林木に恵まれこれを利用する椎茸栽培が相当な収益源になることが着目された。特に昭和不況による林木価格の暴落と填木法による培養法の改善の結果、椎茸栽培が山村農家の収入源の仕事となった。県と村農会の講習会がしばしば開催されて、その栽培技術の伝達がされた。沢田村報第三号によると、八年(一九三三)五月二十五日沢田村椎茸生産販売組合が設立された。組合長佐藤喜与平(村長) 副組合長山田頭太郎(助役)、田村佐平で、組合員は百五名に及んだ。

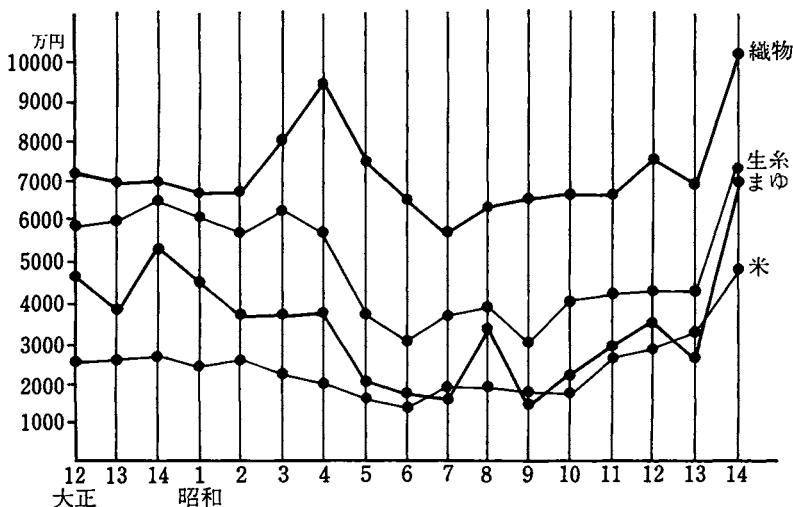
(6) 昭和不況と農家経済

農産物価格の暴落 昭和十年前後における当地方の農村窮乏が激しかったのは、何よりもまず農産物価格の急落、特に農家の収入源だった米と繭の値段の暴落によることが大きかった。全国的には昭和元年を基準にすると、米は

うになった。ここで大正末と昭和五年における沢田村の製炭状況を第8—27表に示す。大正末期から昭和初期には、白炭では急激な生産増大、黒炭では昭和五年の急伸が著しかった。総じて数量の急伸と不況下単価の年々下降にも拘らず、生産量に伴っ

二 昭和不況下の産業と経済

第8—I図 米、生糸、織物、まゆの生産価額の移り変り



群馬県百年史（下）386頁の図表より

半分以下（六年）、春繭が三分の一以下（七年）に暴落した。群馬県では次の第8—I図によって大正十四年（一九二五）を基準にすると、繭は約三分の一（昭和七年九年）に下落している。米は昭和二年から六年まで漸落しているが、繭の暴落にくらべると僅かの下降にすぎず、七～十年までは米価は停滞的であった。当地方の農家経済においては養蚕収入の比重が極めて大きかっただけに、繭値の暴落が農家窮乏の主因だった。当時の繭値の暴落について県から農林省への報告によると、「昭和五年以来の繭価暴落の打撃は深刻にして其前年繭価一貫当六円二十銭が翌五年に至り依然二円六十銭に暴落せる為、昭和四年の産額五八〇余万貫、価格三六〇〇余万円（養蚕家一戸当四五一円）が翌五年には産額六七〇余万貫に増加せるも、価格一七〇〇余万円（一戸当二一九円）に激減するに至り、不況其極に達せり」と述べている。さらに農産物価格と農家購入品価格との格差（シエレ缺状価格差）によって昭和十年すぎになっても、米と繭の値段は依然安値に停滞していた。

第8—29表

	水 稻 (反当価格)		春 蒔 (貫当価格)	
	円	銭	円	銭
昭 和 2 (1927)	54.	71	6.	00
" 3 (1928)	47.	66	5.	46
" 4 (1929)	48.	63	6.	95
" 7 (1932)	32.	13	2.	19
" 10 (1935)	48.	14	2.	88

(資料) 年次別町役場事務報告書
による。

に示す。これを図示すると第8—Ⅲ図になる(次頁)。

農業外収入 昭和期になっても当地方の農村では兼業の機会に恵まれないため、低収入の専業農家が大半だった。それだけに農業不況の昭和戦前期には、多くの農家はきびしい苦境にたたされた。この不況克服策として農業振興施策のほかに、農外対策としての副業奨励や救農土木工事などによる労賃収入の途もとられた。折柄の経済恐慌下には主要農業収入の米麦と養蚕の価格の暴落による大打撃を蒙りながら、これに代わる大きな農外収入源も狭いままに、各般の細々した現金収入の途をもとめつづけて、生存のための窮迫販売が継続されていた。この不況期には養兔養狸養

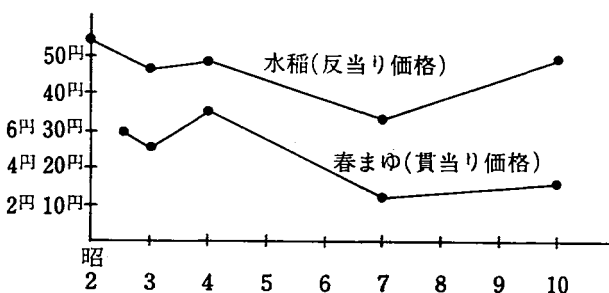
中之条町の米と蒔の価格 昭和十年前の水稲(反当)と春蒔(貫当)の価格の推移を第8—29表に示す。これを図表に示すと第8—Ⅱ図になる。

沢田村の米と蒔の価格 大正十四年(一九二五)から昭和五年

(一九三〇)の概

米(反当)と春蒔(貫当)の価格の変化を第8—30表

第8—Ⅱ図 中之条町の水稲(反当)、春まゆ(貫当)の価格推移



昭和2.3.4.7.10 各年次役場事務報告による水稲(反当)春蒔(貫当)価格を図表化する

二 昭和不況下の産業と経済

千三百円余であった。これは村の農家の総収入十四万三千二百円のうちの割にもたらなかった。副業と労賃的收入を次頁(第8—31表と第8—32表)に示しておく。この農家の労賃的收入は村の農家一戸当たりになると、僅か年間十六円六十銭にすぎなかった。副業収入と労賃収入のきびしい実態が知られる。

②名久田村の副業と労賃的收入 第8—33表(次頁)によると、伊参村にくらべて副業収入労賃収入は余りにも僅少だった。副業と労賃を併せても村で年間千円たらずであつた。

第8—30表

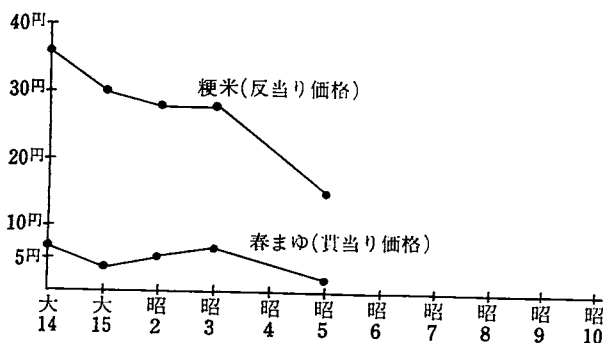
	粳 米 (反当価格)	春まゆ (貫当価格)
大 正 14 (1925)	円 銭 36. 00	円 銭 6. 02
" 15 (1926)	30. 00	4. 01
昭 和 2 (1927)	28. 00	5. 08
" 3 (1928)	28. 00	5. 86
" 5 (1930)	15. 00	2. 87

(資料) 沢田村役場勸業経済経

狐のほか十姉妹やセキセイインコの飼育なども流行した(山田実日記昭和三年)。

昭和初期の兼業収入の現状を、伊参村名久田村の経済更生計画のための調査から抽出してみよう。①伊参村の副業と労賃的收入をみると、副業収入四五五円、労賃収入七六九〇円で、計一万二

第8—Ⅲ図 沢田村の粳米(反当価格)と春繭(貫当価格)の推移



大正14. 15. 昭和2. 3. 5. 各年役場勸業資料による粳米(反当), 春繭(貫当)の価格の動きを図表化する

第8—31表 (伊参村)

副業収入	数 量	価 格
蒔	4,150枚	170円
縄 類	264束	80
穀俵・炭俵	9,650俵	246
竹 細 工	285	70
モロコシ簀	417	60
木 炭	7,145	3,930
計	—	4,556

(資料) 経済更生計画の現況調査による。

第8—32表 (伊参村)

労賃収入源	金 額
労 役	1,240円
賃 仕 事	5,200
俸 給	1,000
そ の 他	250
計	7,690

(資料) 前表に同じ。

さて山田実日記から、当時の農村の労賃のことなどをあげておこう。

昭和五年女中の給金は去年百円だったが、今年は九十円に決めた。昭和八年中の雇人として前年来の一人は通勤百三十日で日給一円二十銭、他は八十六日で日給九十銭、此頃は緊縮が叫ばれ、失業者が氾濫して労働者は困まるというので、

救農土木事業を起して収入の途を与えた。しかしそれも辨当持で、五六十銭どまりであった。昭和十年には、女中給金は六十円(夏冬衣服付)であった。

不況期の農家経済の実態 つぎに当時

の農家経済の実態について、いくつかの事例をあげておこう。

① 栃窪の福島丑五郎の場合(名久田農協伊能久雄の調査による) 昭和初期

第8—33表 (名久田村)

副業収入	戸数	金 額
製 縄	40	100
製 蒔	40	300
ネコ蒔	4	20
製 俵	7	20
木炭俵	20	300
計	111	740

労賃収入	人数	金 額
糸挽賃	170	170.00
車 力	10	8.00
賃 機	2	0.40
製炭賃	47	47.00
駄馬賃	15	750
計	244	232.90

(資料) 経済更生計画現況調査による。

には養蚕は春蚕と秋蚕を二回やった。収繭量は二〇〜二五貫位で代金は五十円程であった。夏秋蚕は連蚕が多く蚕作が安定しなかった。農閑期には製炭に従事したが、当時の木炭の価格は五貫目俵で、一俵二十五銭だった。年間平均二五〇俵ほどで、粗収入で七十三円ぐらいだった。この木炭の駄賃稼ぎをしたが、当時栃窪から中之条町まで一回馬の背に四俵つけて運賃が十六銭（一俵四銭）という時代だった。栃窪は高冷地だったので、米は収穫の全くない年も多かった。従って平年作の時でも米はたりないで買米だった。昭和初期の食生活を思い出すと、主食は少量米のまじった麦稗粟だった。副食はフスマ味噌菜漬たくあん漬で、醬油の使用はぜいたくといわれた。正月の用意に醬油五合と油五合を買うぐらいという乏しい生活であった。地下足袋など買えないで草鞋・藁ぐつという生活であった。

②農閑期の蕨織りの副業収入に精出す主婦（現在七十六才の老婦人）の話から、

蕨の値が一貫目二円五十銭か三円という馬鹿値だったから、蕨の値も問題にならない程安価でした。しかしどんなに安くても私は姑を相手に一生懸命蕨を織りました。金がないので新式のものを買えないので、旧式な先祖伝来の蕨織り機で一生懸命織りました。それでも一日八枚か十枚織っても一

円にも足りない収入でしたが、生きるためと覚悟して真剣に働きました。毎日漬菜に沢庵では、あまりにも子供がかわいそうで栄養失調になっては大変です。偶にはみかけ練の一把やますの切身位は買わなければなりませんからね。一枚でも多く織らなければならぬと頑張りましたよ。

(7) 経済不況下の農家対策と農民の動向

第一次世界大戦後にはじまった不景気は、大正末期から昭和初期にかけて漸く本格化して、全国各農山村にも浸透していった。昭和四年（一九二九）のアメリカ株式市場の暴落から、世界恐慌への拡大のなかで、五年（一九三〇）には三月の糸値、九月の米価と相次ぐ空前の暴落を契機に、農家経済は破綻の途をたどっていった。かくてこの時期には政府は農村不況打解のために、相次いで農家対策をうちだしたが、これにもとづく国の諸施策が県当局を通じて

第8—34表

(伊参村)

	貸付人数	貸付金額	対象小作地	
			地目	反 別
昭和2	3人	800円	畑	反畝歩 6.523
" 3	3	1,000	畑	7.318
" 5	5	1,650	畑	16.925
" 6	8	2,100	田畑	5.925 17.701

(資料) 各年次村会議事録より。

町村に導入された。ここでは町村が実施した農家対策について、総括して述べておく。

不況下の町村の農政 農業恐慌のもとの不況対策として、何よりも農家の収入源の途を開拓するために、農業内の施策として自作農創設事業はじめ失業救済農山漁村対策の各種事業（耕地拡張改良、山林開発、蚕桑改良、畜産諸施設、副業及農業共同施設等）が打ち出された。さらに農外収入の途として救農的土木事業が推進された。これらに加えて、生活面に対する施策として勤儉節約による家庭経済緊縮策や農家生活の合理化方策、すなわち農家と部落の生活改善施策が同時に進捗していた。これら国や県の上からの行政を通じてのものと併せて、下からは産業組合が中心になって経済更生の運動のよりあげが推進された。かくて昭和農村の不況打開を目ざして総合的な家づくり村づくりが行政的に、また運動的に進展していった。特にこの時の農村苦境の克服には、自力経済更生による起死回生が強調されたのが特徴であった。

さて、農村不況打開のための上からの諸施策を、わが一町三カ村の現地ではいかに受けとめ対応していたか。

①自作農創設維持事業 大正十五年（一九二六）五月に自作農創設維持補助規程が公布され、これに基づき群馬県は自作農創設資金を設け、これを年三分の利子で市町村に貸付け、市町村をして管内の勤勉篤実な小作農に土地購入資金を貸付けさせる計画をたてた。この事業及其資金貸付の趣旨によると、これは農村不況の直接対策であったが、それ以上に大正以来の小作争議や社会問題への対処であったと思われる（この資金貸付とそのための町村起債理由書による）。とにかく各町村とも一斉にこの事業のために県資金を利

二 昭和不況下の産業と経済

第8—35表
(沢田村)

年次	貸付人数	貸付金額	対象小作反別
昭和四年	三人	一、四五〇円	反 畝 九、二、二二
五年	五人	一、八〇〇円	九、〇、〇四

ておく。不況が進む五六年には借受人数がふえていった。しかし不況がさらに一段深刻化する七八年には、失業救済のための各種事業資金はじめ各種資金の借受の用途が拡大するにつれて、農家の資金関心はこれに転化していった。つきに沢田村の四年五年の自作農創設維持資金の借受人数、借受金額及びその対象農地(畑)反別は次の第8—35表のようである(各年次村会議事録による)。

そして、この件についても中之条町の状況を第8—36表にあげておく。中之条町の場合は他村にくらべて、一般に貸付金額が大きかった。

②失業救済農山漁村臨時対策事業と諸資金の貸出 農業恐慌のもと不況の深化してきた昭和五年(一九三〇)八月、政府は農山漁村救済のための各種事業の設定とこれら諸事業への低利資金の貸出しを閣議で決定した。これにもとづいて群馬県ではこの資金貸付規程を十二月五日付県令八七号を公布している。これをうけて県内市町村でも、そ

第8—36表 (中之条町)

	貸付人数	貸付金額	対象小作地		
			地目	反	別
昭和3	1	900	畑	4.1	畝 歩
" 5	8	2,900	田	1.5	0.00
" 7	7	3,100	田	7.8	0.16
" 8	1	250	畑	1.9	0.25
" 9	6	3,350	畑	13.6	0.14
" 10	5	1,350	畑	1.3	0.17
" 11	5	1,350	田	11.6	0.03
			畑	7.7	0.18
			原野	2.11	
			畑	7.1	0.08
			畑	7.6	0.15

(資料) 各年次の町役場事務報告書による

用した。中之条町と伊参村についてみよう。伊参村では大正十三年度より自作農創設のための資金貸付をはじめている(大正十三年度には四人に二五〇円宛、大正十四年度には四人に二千元を貸付けている)。昭和初期の貸付金及びその対象田畑反別を第8—34表(前頁)に示し

の貸付規程を設定している。わが各町村で翌六年一月の町村会で夫々貸付規程を議決した。これの各種事業に対応する農家の実態については、すでに村政の展開の項で、伊参村と名久田村について述べておいた。両村のこの事業資金の借入については、村当局農家ともに積極的に対応したようであった。中でも蚕桑改良事業資金を中心に各種事業資金の借入を行った。全部では伊参村三万九千七百円、名久田村二万五千七百十円の巨額にのぼった。この事業資金の貸付形式をみると、「村内農家十人以上の連帯を対象とした。返済期限は一年五年十年とし、短期のものは無担保、長期のものは担保を要した。利率は年四分三厘だった」

③救農土木事業の施行 この事業は農村不況下にあつて、農林省が農家をして農閑期を利用して農道や耕地の開さくを通じて農業生産基盤の拡充をはかるとともに、何よりも農家に現金収入の途を得させることを目的として昭和七年（一九三二）に起したもので、七十年にわたつて郡内各町村でも盛んに道路や河川工事が実施された。沢田伊参名久田の三村については、すでに村政の展開を通じて、その様子を述べておいた。この事業施行のための資金借入については、借入利率年三分三厘であつた。この事業の趣旨について、中之条町が八年十月四日町会に提出した当事業のための起債理由書に明示されているので、その一部を次にあげておく。

今般政府ニ於テハ市町村ヲシテ土木事業ヲ起興セシメ、之
ガ事業費ニ対シテ四分ノ三ノ補助ヲ為シ、尚事業資金ハ農林
省預金部ヨリ貸付スルノ途ヲ講ゼラレ、以テ窮迫セル農村ノ
振興ヲ図リ、併セテ之ガ自力更生ニ資セントスルノ計画ヲ樹
メ事業ヲ期セントス。

立セラル。仍テ本町ニ於テハ右事業ノ四分ノ一ニ相当スル金
一千一百円ヲ一般町費ヨリ支弁セントスルモ、目下行詰レル
町財政ノ実情ニ鑑ミ到底之ガ支弁不能ニツキ、之ヲ起債ニ需
メ事業ヲ期セントス。

ここでは中之条町における土木事業を付記する。まず昭和八年度この事業資金千百円を借入れ起債したが、引続き九年度には三百円、十年度にも三百円の起債によって夫々この事業を実施している。こうして八十年の三年間に救

農土木事業費は補助金と町費支出を併せて七千五百円にのぼった。昭和九年（一九三四）の郡内町村営の農業土木事業における使役人数と労力費をみると（群馬県百年史下巻三九〇頁）、沢田村では、一、三七一人が就役して七万八千七百二十四円労賃支払をしている。沢田村の救農土木工事について、八年の山田実日記には、次のように記載されている。

其の頃は緊縮が叫ばれた時代で、失業者が方々に氾濫して労働者が困るというので、いわゆる救農土木事業を起して収入の途を与えたいというのだが、それも弁当持で五〇〇八〇

錢であつた。そのため山田の幹線林道、大竹の支線及び床場の前から吊橋までの新道改修も行われた次第である。

とにかく、当時のこの事業によって四カ町村の村道林道の開さく改修、河岸の改築等が数多く施工された（村政の項で前述）その工事には中之条土木出張所の指導監督のもとで進められ、部落請負に委ねられたものも多く、農家は労賃稼ぎによって不況をしのぐ涙ぐましい努力がみられた。

④農林及中小商工業関係 元利支払資金の借受 さきの失業救済臨時対策事業資金（昭和五年設定）の借受農家も、その後の不況深化のために償還期限が到来しても元利金支払不能のものが多く、かかる農家への対策として昭和七年（一九三二）にきめられた施策であつた。本資金の借受けによって失業救済資金の返済に振替えることができて、そのため辛うじて元利金を償還しえたというほどに、当時の農家はきびしい困窮の状態だったのである。この資金を対象農家に貸付けるため、七年十二月二十四日村会に起債（一、二三五円）を求めた議案によると、次の通りである。

借入金利率三分六厘、据置期間昭和七、九年度まで三年間、償還期限は一〇、一九年の十カ年賦となっている。そして対象農家群一〇を数えた。

沢田村では貸付決定額（村債額）一、一〇〇円で、村内貸付対象農家九であつた。名久田村では貸付額（村債額）



一、八三三円で、対象農家群は一六にのぼった。

⑤経済更生計画の樹立と経済更生運動 昭和六年は全国的に経済不況の絶頂になったが、農業も恐慌的現象が表出して、翌七年には各般の施策がうちだされた。八月に第六十三臨時議会が開会されたが、救済農議会だった。こうして七年（一九三二）九月以降は農山漁村への総合策として経済更生の諸政策が現われた。十二月農林省からこのための計画樹立方針が指示された。これにもとづいて政府は各県を通じて経済更生のための指定村をきめ、逐次計画作成からこれが実施の指導

を促した。早速八年（一九三三）には、まず伊参村、ついで翌九年には名久田村、さらに十二年には沢田村と順次に経済更生村に指定された。

さてこの計画策定のために各町村に経済更生委員会が設置され、(イ)計画樹立に必要な調査研究、(ロ)経済更生計画の策定、(ハ)村内各種団体と連携して計画実行事項をまとめることなどを行った。この事業は挙村一体で推進する昭和の不況克服の新しい村作りであった。これには当然全村的にこれを推進する下から盛りあがる村づくり運動が要請されたが、これを担当した主体は産業組合であった。特に産業組合青年部（産青連）が中心になって経済更生のための諸運動が展開された。つぎに各村の計画をみると、次のように構成されていた。

- 一、耕地利用計画。二、主要農産物増収計画（増収方法として品種改良、施肥改善、病虫害駆除予防）。三、肥料改善（自給肥料増産計画、施肥改善計画）。四、桑園改良計画（桑園整理改植、桑園施肥改善）。五、養蚕改善。六、養畜改善計画。七、林業改善計画。八、副業計画。九、購買販売計画。以上農業生産面における改良を主とするものだが、このほ

二 昭和不況下の産業と経済

かに生活面の改善にも主力をおいた点が特徴だった。これには実行委員をおき、冗費節約生活改善刷新の申し合せ、実行に当った。各村とも生活改善規約をつくり、冠婚葬祭の改善、旧来の弊習の打破等をはかった。

さて伊参村名久田沢田村それぞれ村によって経済更生の重点志向に相違があつて、村柄村風による特色が示されていた。なお経済更生計画の一環として、主要な支柱だったのは負債整理計画であつた。不況下に益々負債が累積し、これの整理償還が中心の課題であつた。前述のように負債整理組合をつくり、これに委員会が中心となつて、各種の仕事を行つた。特に債務条件の緩和交渉等にあつたが、社会状況の激変などから十分な成果はあげられなかつた（名久田村の桁竪整理組合など）。

ここで当時の不況対策として名久田村が振興対策事業として行つた特殊な事例―農村工業（ドリル工場）の導入について述べておく。

⑥ 理研名久田ドリル工場の導入 名久田村では不況対策として農外収入の増大をはかるため、村当局は県農務課小松碧などの幹旋もあつて、種々検討の結果農村工業の導入を決定した。村の勸業主任伊能義一、農会技術員小林鷹一らが中心になり、県や関係方面と連絡研究のうえ、「ドリル」の製造の一工程を行う工場を設置することに決定、これが具体的作業に入った。県が名久田村に農村工業の導入を幹旋したのは、村の産業組合はじめその諸条件からみてこれを受入れうると判断したからである。事業実施の主体として名久田金工農事協同組合をつくり、組合長には助役小林角三が當つた。まず親工場の新潟県の理研柿崎工場の指導をうけることになった（十二年九月）。その後十三年一月から三月まで技術者養成のため男子二名を派遣した。この時ドリル工場主任を勤めた小林貢は当時を追憶して次のように述べている。

柿崎工場の主任柳沢氏は、長野県小県郡塩尻村や新潟県中頸城郡からの人たちと一緒に、わが村からの派遣員の技術養成に当った。技術者養成が終了と同時に操業開始すべく、名久田村碓氷社の建物を改造を行った。ドリルの製造機械は特殊な機械のために間にあわず、昭和十三年六月設備完了と同時に操業開始した。当初は工場主任一名、副主任二名、女子工員十名で操業した。(主任小林貢、副主任小池喜久治、富沢保、女子工員吉田しげ、関いね、関かはる、綿貫茂野、関なを、伊能きく子、牛木まさ、割田たけ、伊能もと、茂木小とめ)

当初は機械操作の不慣れと立作業のため疲労が甚しいため、思うように成績も上らず、かくて将来の見透しも暗かったが、工員たちが努力に努力を重ねた結果、数ヶ月後には相当の成績をおさめうようになった。こうして工場もいよいよ

よ軌道にのった。十四年八月に東洋経済新報主幹で日刊工業新聞社長だった石橋堪山が来訪し、色々と貴重な意見を与えてくれた。これで村当局工場関係者が考えを一新し、今後の発展を期して日々生産向上につとめた。そして機会あるたびに一年早く操業した北群馬郡小野上村のナット工場や長野県浦里村のドリル工場等を視察研究してきた。ところで操業三年目の十五年になって、突然親工場(柿崎工場)が「農村工業の整理」を発表した。当工場は順調に操業していて将来有望視されていましたので、早速親工場に対して存続を請願しましたが、農村工業は一時閉鎖するとの事で、名久田工場も止むなく閉鎖せざるをえなくなりました。十五年六月のことでした。こうしてドリル工場は操業二カ年間に終ってしまいました。

せっかく村民の期待をもたれて出発した農村工業も、折柄の戦局苛烈によって原料の入手難、物資輸送の悪化等の悪条件山積し、ためにドリル工場もついに閉鎖に立ち到ったものである。こうして金工農事実行組合も解散した。

不況下の農民の動向 つぎには経済不況下にあつて各村の農家農民の動き、特に自主的な諸動向をみてゆきたい。

①不況下の町村農会の動向 昭和な況期における全国道府県ないし群馬県内の農会長会議は、農村不況打開策について、(イ)政府への要望。(ロ)農会の自主的実施事項に分けて、主要項目をあげて決議している。このうち県内郡市町村農会長会議決議事項を次に示しておく。

二 昭和不況下の産業と経済

県への要望事項、(一)県補助金ハ本年度予算額ヲ減額セザルハ勿論、不況打解ニ関スル施設ニ対シテハ相当補助金ヲ交付セラルルコト。(二)荒廃桑園ニ対シ速ニ適当な方策ヲ講セラルコト。(三)産業指導奨励方針ヲ確立シ、各種団体ノ統制ヲ期セラルルコト。

農会自ラ行フベキ事項 一、一般経費ニ対シ可及的節約ノ方法ヲ講スルハ勿論ナルモ、苟モ農村不況打開ニ関スル直面ノ事業ニ対シテハ一層之ガ施設実行ニ努ムルコト。

二、農村ニ於テハ此ノ際進ンデ経済緊縮ノ実ヲ挙げ農家ヲ

シテ左ノ如キ方法ニ依リ特ニ自給主義ニ則ラシムルコト、(一)農業生産ニ関シテハ勤労主義ニ依リ収量ノ増加、品質ノ向上、生産費ノ低減ニ極力留意スルコト、(二)余剰労力ヲ利用シテ商品価値アル副業品ノ生産ヲ奨励スルコト、(三)農家生活並ニ農業経営上必要品ハ出来得ル限り自給品ヲ使用シ冠婚葬祭ノ冗費ヲ省キ極力物品購入ニヨル現金支出ヲ節約スルコト。

三、農家生産物ニ対スル留意事項(省略)

四、農村更新ニ関スル計画ノ樹立ノ促進ニ努ムルコト、五、各種産業団体トノ連絡提携ニ努ムルコト

町村農会は県郡の農会組織を通ずる系統的指導のもとで、町村当局と一体となつて農事改良振興のため尽力してきたが、特に農村不況の深まる五年すぎには不況対策を焦点にして、諸対策の計画実行に農家の督励に精進している。特に経済更生村に指定されると、早速その調査計画はじめ、計画実施のための各般の農事実践に従事していた。農家組合の組織を基盤に、鋭意諸活動を展開していた。なお昭和九・十年と連続する凶作への対策としての備荒貯蓄奨励計画(十一年九月)への協力なども、その一例であった。

②不況下の産業組合とその運動 明治三十三年(一九〇〇)六月産業組合法が公布され、吾妻郡内では、いち早く中之条町に三十五年(一九〇二)九月柳田阿三郎の主唱によって信用組合が設立されたが、明治四十年代から大正期にかけて、殆どどの郡内町村各部落に産業組合が設立された。爾来各時期に応じて農家の経済生活の維持向上をはかる諸事業を営み、これを通じて地域農民に幾多のサービスをしてきた。特に昭和になつて農村が経済不況に見舞われるようになる、農家経済の困窮から組合経営も受難期を迎え、営業不振のものが群生しはじめた。ここに産業組合

第8—37表 各町村産業組合の実態(昭和2年3月) (1町3カ村)

		組合員数	出資金	購 買	販 売	貯 金	貸付金
中之条町	中之条信用組合	1,100	52,000	—	—	229,185	290,165
	碓氷社中之条組	373	22,080	—	1,011	47,448	7,755
沢田村	四万温泉信用組合	104	9,630	—	—	3,917	14,542
	四万信購組合	83	1,350	1,716	—	8,656	9,216
	碓氷社四万組	52	4,550	—	447	4,234	700
	山田信用組合	156	8,430	—	—	24,574	15,520
	碓氷社上妻組	78	5,440	—	562	5,659	380
	折田信用組合	116	4,560	—	—	15,178	16,309
	下沢渡信用組合	74	3,480	—	—	1,897	3,459
	碓氷社沢田組	177	5,800	—	237	3,368	10,845
伊参村	五反田信用組合	135	4,880	—	—	10,838	12,044
	原岩本信購売組合	73	900	183	—	238	1,394
	碓氷社伊参村組	238	10,860	—	552	4,319	14,977
名久田村	碓氷社名久田組	343	15,760	1,030	1,445	54,970	29,059

(資料) 吾妻郡誌756~759頁。

の経営再建、さらに村の経済更生を目標に、産業組合精神の原点にかへって、自主的運動が主唱されたのである。

まず昭和期のはじめ二年(一九二七)三月調査による、わが一町三カ村の産業組合(信用組合)の実態を示しておく(第8—37表)。中之条信用組合は、多数の商工業者を組合員としていたので、村の信用組合とちがって、貯金貸付金が断然多額であった。沢田村では碓氷社が三組と部落信用組合五で、各部落単位に信用組合があった。四万温泉・山田・折田組合はいづれも組合員百人以上で、山田・折田両組合は貯金貸付金とも多かった。四万温泉組合は貸付金に比して貯金がごく少額であったことが目立っている。伊参村には五反田岩本に部落組合があったが、岩本の組合は活動規模が小さかった。名久田村は村一円に一組合

二 昭和不況下の産業と経済

第8—38表

(伊参村)

		昭和6年	" 7年	" 8年
		円	円	円
出	資 総 額	31,680	34,380	34,440
運 転 資 金	払込済出資	19,016	19,951	20,374
	金準備金積立	5,545	5,920	6,725
	借 入 金	37,084	35,308	54,675
	貯 金	51,634	56,195	56,703
計		113,279	117,375	138,577
貸 出 金		71,577	77,854	79,531
販 売 額		1,482	568	7,579
購 買 額		1,700	5,630	8,084
利 用 料		390	437	522
余 裕 金	預 金	3,546	4,032	2,287
	有 価 証 券	—	—	—
	現 金	3,571	2,464	1,907
計		7,127	6,497	4,194

(資料) 昭和7～9年の年次別事務報告書による。

で、組合員も多数で貯金額貸付金も一番多く、購買販売活動もかなり行われていて、全体として他組合にくらべて機能が活発だった。

つぎに不況の深化する昭和六～八年(一九三一～三三)における伊参村の産業組合の経営状況をみよう(第8—38表)三組合の総計の数字であるが、六年と八年を比較して運転資金が二万五千円余もふえている。貸出金も八千円余ふえている。販売購買ともに八年になって急増しているのがめだつ。他方預金現金等の余

裕金は年々減少して、六年にくらべて三千円近くも減少した。これは農家の経済的窮迫を示すものだが、組合の経営活動自体は八年から活発化しはじめたようにみえる。

さて経済不況下における農村の経済更生の運動をみよう。この運動の中核になったのが産業組合青年連盟(産青連)であった。昭和七年には全国各地で経済更生運動が起っていたが、産業組合では、不況下の新しい産組づくり村づくりの推進隊として産青連を結成したが、これは八年(一九三三)四月八日であった。この運動の第一目標は、何よりも産業組合精神に徹し、これによって購買事業を拡大強化する運動を展開することだった。当時硫安一袋が藪一

賃目という超高価の時で、この不合理に挑戦すべく、全購連では、直営肥料工場を設立して、安価なマル産肥料を全国農家に安定供給しようとした。当時の全購連会長千石興太郎は、不況下で一致結束し、共存共業の精神に則り、相互の福利増進をはからねばならないと主張した。全国の農業青年たちは、これに呼応して起ち上った。この時の吾妻郡の動きについて、当時郡の産青連の初代会長になった剣持尚一（名久田村平）は、次のように話している。

当時吾妻郡駐在の土屋長男（前婿恋村長）、須藤農林主事補と私の三人はまず手始めに名久田村から着手しようと約した。村内各区を巡回して座談会を開き、共鳴参加の同志、男女六十名とともに産青連の旗を掲げて、その結成式をあげた。私が二十二才の時である。事務書記は綿貫山四郎君が兼務だった。それから私は中之条町の田中平太郎君、太田村の塩谷次郎君、伊参村の宮崎重作君、東村の谷保君その他有志と協力して、全郡的に活発な運動を展開し、昭和十一年三月に

③ 農民組合の結成とその動き 前述のように中之条町伊勢町の小作農民によって昭和六年（一九三一）十一月に吾妻郡にも農民組合がつくられた。その結成大会の様子について、組合長だった田中平太郎は次のように述べている。

昭和六年十月二十五日午後一時伊勢町帝国館で、日本農民組合中之条支部の結成大会が開かれた。参加する農民は堂を埋めた。来賓は日本農民組合群馬県連の事務局長石井繁九氏（開業当初の弁護士、現在前橋市長）で、原町警察署から警部補と警官五名が臨席した。会場に掲げられたスローガンは何回かの準備協議が重ねられ、次の通り定められた。

は産青連吾妻連合会が誕生し、私はその初代会長に推された。続いて県連合会が結成され、私は理事に就任した。会長清水圭太郎氏、副会長古屋栄吉氏だった。私たちの運動も着々と奏功して、名久田の組合事業も、剣持四郎組合長のもとで当時引継いだ多額の赤字債も、四カ年の短日月で完済整理ができ、組合の事業運営を順調な軌道にのせることができた。

一、小作料の減免と公正化。一、小作地取上げ絶対反対、耕作権の確立。一、政党支持の自由、外に重要なスローガンとして、一、侵略戦争反対の一項があったが、大切なことは準備会に集った人々にはよく理解できるが、これを掲げれば恐らくごく少数の農民しか結果できぬ見透しになるから将来の適当の時期まで待たうということに衆議一決した。役員には

二 昭和不況下の産業と経済

支部長田中平太郎、副支部長富沢初藏、神保嘉藤次、会計金井栄一、幹事金井五三郎、関長重郎、神保宇四郎、関駒次

郎、小坂橋雷十郎等が選出された。

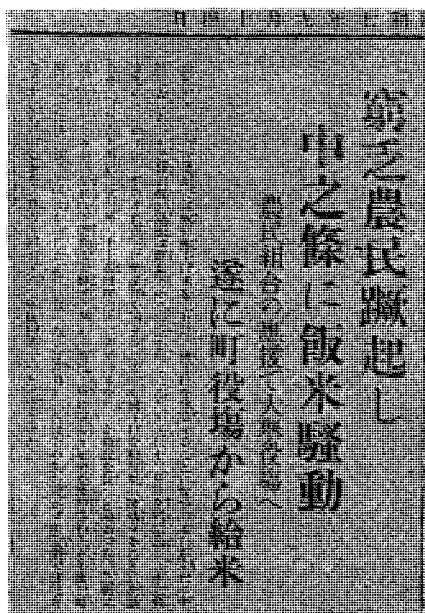
組合員は発足一カ月後に二百数十名に達し、組合員は一人一カ月五銭にきめられた。ところで小さな田舎町における農民組合の結成は、色々の波紋をよび「赤だ」、「社会主義だ」、「非国民だ」などの攻撃が組合や役員個人にも集中したという。

ここで当時の農民組合の動きを、(イ)飯米獲得闘争と(ロ)木炭規則改正(撤廃)運動について述べておく。

(イ)飯米獲得闘争 昭和不況のもと町村民の主

食(米)の購入の苦渋状況に対処して、町村当局では政府所有米の払下げをうけて、困窮する町村民への配給によって打開を計っていた。他方きびしい経済恐慌下の社会状況のなかで全国に蔓延してきた飲米闘争が昭和七年(一九三二)九月に中之条町におこった。この当時はちょうど前述のように政府米払下げ配給を申請していたが、これと飯米闘争が重なって当時の食糧事情のきびしさを浮き彫りにした。この時

(九月十三日)の様子を十四日付東京日々新聞によると、



中之条町の飯米獲得闘争
(東京日々新聞 昭和 7.9.14)

中之条町では政府払下げ米の申請を未だ申請しないので、町の細民は当局の不誠意を叫んで、十二日夜農民組合中之条支部応援のもとに協議会を開き救済米即時払下げを町役場へ陳情することに決議し、十三日午前九時八十七名が町役場に

(イ)木炭検査規則撤廃運動 まずこの運動の動機について、報じている。

当時、吾妻郡では冬期の農家副業として炭焼が盛んで、中之条町にも四十数戸、農民組合員の中にも二十戸位あった。当初は吾妻木炭同業組合によって自主的に製品規格を定め、俵装方法をも含めて組合の検査員によって製品検査をして、木炭の商品価値を高めるようにしていたが、昭和五六年頃から群馬県木炭検査規則が制定され、県の検査員によって検査されなければ販売できぬようになり、検査証紙も高価になった。検査のための等級も複雑な規格になった。炭を炭焼カマドから出して選別したり切り揃えるのに非常に手数がかかり、仕事がかどらなくなった。之に追うちをかけるよう

この木炭検査反対運動について昭和七年九月九日付「上毛新聞」の報道を掲げておく。

吾妻郡中之条町全農支部長田中平太郎氏は、七日同郡伊参村大字蠟川富沢義一郎方に同村木炭業者数十名を集め、規則撤廃の陳情運動を活撥にすべく種々熟議したが、農民組合が

押掛けた。急報で原町署も総動員で警戒に努め、一時不穏だった。午後三時町役場では事務妨害で解散を命じたが、十三名ほどはその場を動かず、仕方なく米二升づつ買って与え、午後一時やっと解散した。

田中は当時の木炭製造の実情にふれながら、次のように

に、不況のため木炭相場が暴落した。一俵四十銭のものが、一円三俵になり、次に一円に四俵になった。原木を国有林から払下げをうけ、どんなに切りつめた計算でも一俵二十五銭の生産費のものを二十銭で売らねばならない羽目になった。組合の役員中の炭焼きをする人達が、どうしたら苦境を抜けだせるかについて、昭和七年正月早々から毎晩のように協議が続けられた。役員が手分けで炭焼き部落の人々に意見を聞いた上で再度協議の結果、日農中之条支部が発起人になって、県木炭検査規則改正のため署名運動に立ち上ることを決めた。

小作争議以外の後立てになり、積極的な応援に参加したのは、この陳情運動をもって最初とされ、成行を注目されている。

3 昭和不況下の商工業

(1) 町の商業の不況

昭和期の開幕は経済不況にはじまるが、吾妻山村の田舎町中之条町の場合も、これは極めてきびしいものであった。町の商業不況は、市日の景況を通じて、どう反映されていたかをみておく。

市日の景況 年次を追ってみてゆくが、町の茶商小池秀雄と山田村の醤油醸造販売業の山田実の日記を併用しながら、その実態を述べる。昭和二年（一九二七）の町の初売りは、「諒闇と不景気のため相変らず売れずして昨年の二日の半分なり」、十一日の初市も、「ダルマ屋二三あるのみ。木の売人もなく穂垂等の買人もなし。午前中町は水をうったるが如し」、三月一日の雛市は、「仲々人出多く賑はし、売上振はず」といった状況で、全く暗い商売の門出であった。四月には田中内閣によるモラトリアムが施行されて、不況は一段と進んだ。そして十六日の安市には「市日とは申せ、経済界の沈静にて商業など全く休業状態なり」となった。かかる市況の沈滞に加えて五月十二日には吾妻全部が大霜害をうけ、さらに六月七日にも中之条折田地区一帯が大降雹による甚大な被害をうけるといふ悪条件が連続した。そのため春蚕は全く不振で、「町内の人気もたたず」という大きな沈滞に陥ち入った。農家の相次ぐ被害に加えて、六月田植期には水不足などもあって農村不況に襲われた。町商人も正月以来の商売不振が続き、四万沢渡の温泉商売もめっきり不景気になり、集金も急減した。こうして六月下旬からは下ノ町堅町に夜店がはじまった。こうして八月一日の夏の祇園祭の市日には、「本年は霜雹害に諒闇に大不景気のこととて花火を少しも打上げて之にかえる。日中人出少し、天王廻りの頃はよく人も出て一寸賑かなりし」という状況だった。

さて二年に続いて三四五年と不景気は益々膨脹していつて、六年（一九三一）には不況の絶頂になった。山田実

六年を回顧して、「六年は不景気の絶頂、物価の下落は果し而知れない。大正九年（一九二〇）三月から不況の風が吹きだし、小足の後戻りがあっても大体に於て下げ足一方、茲に十二年に及んだから誰だつてうんざりする。訳がわからなくなった。農家の疲弊困憊は其極に達した」と述懐している。つぎに不況のピークといわれた六年の町の実相を、小池秀雄日記でみてゆく。まず初売市、鎌市、安市、節句市、さらに祇園市と市日の商況をみると、相変らず不振の連続であった。七月になり市日も殆んど休業状態で、繭は金になっても不景気のため来客なく店不振とある（七月十六日）。八月一日の祇園祭も花車が出なかったため店商いも平日と変わらず、中店も少なかった。前橋の百貨店と称する合同店が出て意外の売上げをみせたという。十一月中旬からは不景気は全く深刻となり、何にしても売上悪し（十一月十三日）。十二月中旬に福引売出しをしたが、客は到って少なく店は振はず（十二月十六日）。そして二十六日の幕市には、前橋、渋川方面から露店商人入り込み、地元商店も大売出しに近年稀にみる人出で賑った。堅町の青年連も共同店を出した。

(2) 企業会社の停滞不振

昭和二年（一九二七）十二月調査による中之条町の会社数は十四社であった。大正期から昭和期になって二社が解散し一社が新設された。不況下に三友製材所が一月解散し、四万自動車会社は六月解散して、群馬自動車会社に発展していった。そして新設は旭製糸所（高橋幸重郎）であった。また二年には吾妻興業銀行が八月一日中之条銀行に合併し、中之条製糸が新しく群馬製糸第五工場となった。さて昭和戦前における会社数の動きを、県への勧業報告中の会社票でみると、不況の深まる四、五年以降は解散するものがでて減少した。しかし十年前後からは再び少しずつ増加してきていた。三年以後の解散新設の会社をあげると次頁の表の通りであった。

六・七年の不況ピーク時には町の会社企業のうちには實際上営業活動をしていないものが多く見られた。つぎに十

二 昭和不況下の産業と経済

三 年	四 年	五 年	六 年	七 年	八 年	九 年	十 年
新 設	解 散	解 散	解 散	合 併	新 設	新 設	新 設
合資会社海老屋商店 二月設立	昭和館製糸所（五万円 宮崎羊重郎 十月設立） 吾妻製糸所 十月	中之条製糸所 十一月 合資会社中屋商店 七月	宮崎商店 三月	山木星製炭合資会社 九月 丸三製材所 七月	合資会社松屋商店（四千元 山田竹次 八月設立） 中之条銀行が上州銀行に合併（九月）	吾妻物産株式会社 五月 吾友商会（桑田生産販売 蟻川丑朝 一月設立）	合資会社須川屋製材所（四千元 高橋幸吉 十月設立） 合資会社中澤商店（五千元 呉服太物荒物小売 中沢清 八・八月設立）

た。大正好況期に相次いで発足した製糸工場や製材所なども、昭和不況の襲来で、その存続維持も極めて多難だった。また大正中期以降郡民大衆の文化を目的の事業で発足した求友館朝日劇場及び吾妻新聞雑誌株式会社等も、この恐慌をのりきるのは中々の難事であった。ただひとり群馬自動車株式会社は、新しいバス時代の波にのった企業だけに、

年（一九三五）における町の会社企業をみると、合資会社七（資本金平均一四、二四三元）、株式会社五（朝日劇場・吾妻新聞雑誌・群馬自動車・昭和館製糸等で、資本金は二社が一万円前後、二社五万円、群馬自動車が最も大きく七万円）であった。合資会社七のうち三社は不況により休業状態だった。総じて昭和戦前期の会社の営業状況をみると、大半が零細な資本金のために、大正末期からの毎年の不景気の累積に加えて、さらに昭和二年以来の金融恐慌をうけて、営業沈滞や解散に陥っていた。

第8—39表

年次	会社形態	会社 数	資本金	損	益
昭和 3年	合資会社	5	14,600	3,850	200
	株式会社	10	1,724,650	7,500	61,249
	計	15	1,739,250	11,352	61,449
" 4年	合資会社	5	27,600	2,067	100
	株式会社	8	1,659,650	6,057	32,362
	計	13	1,687,250	8,124	32,462
" 8年	合資会社	5	11,600	100	2,980
	株式会社	5	192,000	348	4,954
	計	10	203,600	448	7,934
" 10年	合資会社	5	20,100	1,136	—
	株式会社	7	99,700	908	7,125
	計	12	119,800	2,044	7,125

(資料) 中之条町役場事務報告書による。

い黒字額を示していた。これが八年十年になると、株式会社の数も減じたが、その業績は著しく低下していた。総計では企業利益こそ示していたが、前半期にくらべると急激な減少となっていた。株式会社企業に対する昭和不況のきびしい影響とみてよからう。二三の会社について、その営業状況を示しておく。

朝日劇場・帝国館 明治二十九年（一八九六）九月資本金三千円で創立した朝日座（組合）は、明治から大正にかけて芝居を中心に義太夫浪花節など多彩な興業を催して地元民を喜ばせてきたが、新しい大衆文化時代を迎えて大正十二年（一九二三）二月株式会社朝日劇場に衣替えした。資本金も九、七〇〇円に増資した。劇場を毎年競争入札に

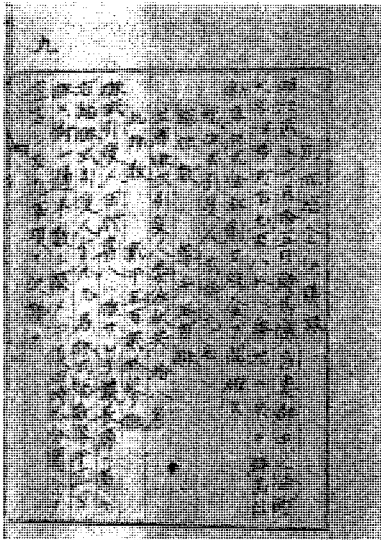
不況時代にも拘らず営業の伸長がみられた。最後に昭和五年を境に、その前後における会社企業の実績を示す第8—39表によって年次別に検討すると、金融恐慌下で他銀行に合併吸収された中之条銀行（株式会社）なき後半期（八・十年）と前半期（三・四年）では、全体の損益の計に大きな差があるのが目立つが、そのほか五年以降不況が深まってくるに伴って、町の会社企業も沈滞していたことが損益計算の数字によって如実に示されていた。三四年には既に合資会社では赤字が大きかったが、この期の株式会社ではかなりの黒字経営だった。しかも三年は四年にくらべて二倍近

よって賃貸していた。活動写真映画の興行をふやして不況期にも経営を存続していた。他方伊勢町の求友館は、柳田阿三郎によって文化的企業の夢も託されて、大正六年（一九一七）資本金三千円で創立されたが、主にも活動写真で興行を続けてきたが、八九年頃から赤字がふえて、資本金五千円に増資して存続をはかった。その間柳田が死亡し其後木暮雄平に引継がれた。昭和になると二年三月から前橋市の野中康弘の所有に変わり、中之条帝国館と改称された。ここで新たに野中興業傘下の映画チェーンとして、大正以来の映画興行の伝統にたつて、おもに松竹映画を中心にして次第に常設興行へと向けられていった。野中のもので、その興行は地元の田村与吉が担当していた。

吾妻物産株式会社 大正六年（一九一七）六月、当時の地元産業の発展をうけて、地元の町の有力者たちによって資本金二万円で、運送業を中心の企業として発足した。当時地方産業として典型的な会社であった。そして好況期には相当な営業実績もあげたが、大正十年すぎになると、不況のもとで営業実績も下降していった。そして不況の深まる昭和初期の数年間は営業沈滞のまま辛うじて会社を存続していた。大正末期から昭和初期には、新しいトラック輸送の進出に圧迫されながら、営業停滞を続けた。こうした状況のもとで不況の頂点の六年前半期になって解散するに立ち至った。解散に際して「権利金及物件一切を四千円で高山書記に譲渡し、同人に於てこれ迄通り営業を継続させる。但し明七年三月三十一日迄とする」ということになった。解散に際しての配分金は六千円であった。

群馬自動車株式會社 四万自動車と群馬温泉タクシーの合併によって、昭和二年（一九二七）六月十五日に群馬自動車株式會社が創立した。新会社は資本金七万円で社長堀内良平、取締役十名、監査役四名、おもな役員の持株数をあげると、次表の通りである（次頁）。

創立に当っての財産目録をみると、車輛はフォード号五台、ハドソン号一台、シボレー号六台、オーバランド一台、アンコ一台、計自動車十四台と乗台馬車二十一台、馬も九頭いた。以上は創立時の当社会社組織綴（鎌川潔所

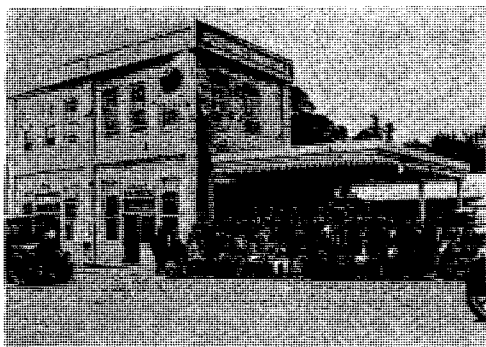


群馬自動車株式会社創立総会決議録
(昭和 2. 6.15)

蔵) によった。さて新社が最初につかつた問題は会社の移転の件であつた。四万自動車会社時代からの当社の地所は、持主が電車会社の東京電力会社で、以前から借地明渡しの要求がされていた。副社長田村喜八の献身的努力によつて、大字中之条上ノ町の鍋屋旅館隣地に新築移転が行われた(三年五月一日)。これには先住者数軒の立退き移転とその保証の問題があつたが、田村の人格と手腕及び犠牲的努力によつて解決された。この新築移転で新会社の基盤が固まり、さらに九月中旬には草津出張

株 数	役員 名	住 所
七〇株	田村茂三郎	沢田村
六〇〇	堀内良平	東京府
三七〇	杉本直寛	東京市
三〇〇	蟻川七郎次	中之条町
二五〇	遠藤定吉	中之条町
一八〇	菅谷勘三郎	岩島村
一〇〇	田村喜八	中之条町
株 数	役員 名	住 所
一〇〇	町田崇山	中之条町
一〇〇	飯塚太市郎	渋川町
一〇〇	田中省一郎	中之条町
六七	田村八平	沢田村
六五	柳井兼徳	前橋市
五八	伊能八平	中之条町
五二	都築保己	東京市

二 昭和不況下の産業と経済



新築移転した群馬自動車会社本社
(中之条町大字中之条上之丁)

所も落成している。創業後はちょうど経済不況下で会社経営には苦しみながらも、時代の要請に応じて自動車車数は増加していった。その間昭和五年（一九三〇）二月十七日に前橋乗合自動車株式会社（社長堀内良平）を合併して、資本金総額十二万二千五百円となった。この合併に際して前橋自動車会社株主に対しては、五株に対し一株の割合をもって群馬自動車会社の株式七五〇株（株面二十円）を割当交付した。こうして前橋乗合自動車会社の営業路線を引継ぐとともに、新規に駒形駅より王村町の路線営業が七年五月に認可された。昭和期の乗合自動車時代を迎えて群馬自動車会社は順調な発展を遂げたが、沿線の温泉地への旅客の頻繁な往来に対応して乗客へのサービスのため種々の便益に努めている。①ジャンパン・ツーリスト・ビュローとの間に「ク

ーポン」発売契約を結んでいる（昭和二年十月）、また、②渋川と四万温泉、草津温泉間の自動車については、鉄道省との間に列車との連絡の便益を計って、手荷物小荷物等の連帯運輸契約を締結している（昭和七年六月）、さらに、③草津温泉組合との間に提携して旅客誘致に最善の努力を尽すことの申合せをしている。群馬自動車により送り込まれた乗客に対しては帰客の八五％を保証する申合せをしている。さて会社は毎年二月と八月に定時総会が開かれていたが、三〇五年の営業成績を示す資料を欠くので、その詳細はわからない。ただ不況のピークの六年九月総会後の田村（喜）日記をみると、「本期の成績甚だ不良にして欠損を生ずる有様なるも、時代の不景気に帰因するものなれば、是如何ともしがたき次第にて、残念ながら止むをえず認定して継続営業のこととしたり」とあって、さすがに深刻化する不況下では営

第8-40表

(群馬自動車会社)

			9年下半期	10年上半期
利 損 繰 差	金	102,032.61	円 銭	81,821.32
	益	70,635.09		
	失	1,378.32		
	越	31,667.52		
そ の 内 訳	金	16,000.00		14,500.00
	却	1,100.00		800.00
	償	2,800.00		1,500.00
	法定積立金	1,200.00		1,000.00
	従業員基与金	3,500.00		3,500.00
	優待賞当金	6,000.00		3,500.00

業績も悪化していたことがうかがえる。ところで昭和九年下期と十年上期（一九三四―三五）の会社業績表が、田村日記に掲載されてあるので、これを一覧にして示しておく（第8-40表）。群馬自動車は当時半期三万円前後の企業利益をあげ、バス時代にふさわしく他企業とはちがって、常時一定の利益を継続していた。その結果株主配当も年一割程度を保持した。役員も常に一定の賞与金をうる事ができた。とにかく大部分の地方企業にくらべて、乗合バス経営の当社だけが、よく利益をあげていたことは注目すべきことだった。

(3) 昭和不況と製糸業

町の製糸工場 大正期で示したように、十四年末の製糸工場は原沢製糸、吾妻製糸、碓氷社等であったが、昭和二年には中之条製糸が群馬製糸第五工場に変わっている。この年には新しく小湊商店製糸所（二月）、旭製糸所（七月）が設立された。不況が進むなかで製糸所の変遷はげしく、三年十月には吾妻製糸の解散、四年十一月には中之条製糸所も解散した。他方三年十月に昭和館製糸所、五年二月には中之条製糸所が創設されている。吾妻製糸（合名会社）は大正十三年から昭和三年まで操業していたが、三年十月解散した。そのあとを宮崎羊重郎が昭和館製糸所として資本金五万円で創設した。昭和五年二月創設の中之条製糸所は、合資会社で、社長は高橋代太郎であった。小湊製糸所は小湊光平によって大正十四年七月創業、昭和三年二月

二 昭和況下の産業と経済

第8-41表

(昭和4、5年)

			昭和館製糸所			小淵製糸所			碓氷社中之条組		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計
昭和4年	従業員	職員	4	0	4	8	1	9	3	2	5
		職工	20	110	130	0	59	59	7	114	121
		計	24	110	134	8	60	68	10	116	126
	生産額	生糸	数量斤 138,800	価格円 180,440	数量捆 166	価格円 11,812	数量匁 1,416,395	価格円 112,209			
		生皮苧	貫 305	3,407	貫 250	2,250	336,280	2,093			
		その他	貫 生糸 屑糸 386	667	貫 ビス 揚繭 200 30	300 120					
		計	184,514			14,482			114,998		
		賃総 支払 材料 原使	金高 料額	23,407			13,799			10,529	
			146,083			90,000			87,780		
	昭和5年	従業員	職員	3	2	5	2	1	3	3	2
職工			17	103	120	12	56	68	8	128	136
計			20	105	125	14	57	71	11	130	141
生産額		生糸	貫 2,400	円 104,880	貫 851,352	匁 25,540	貫 1,982,440	匁 92,275			
		生皮苧	貫 500	3,000	貫 102,000	匁 600	貫 305,800	匁 917			
		その他	繭 4,998	250	振綿 150	90	繭 3,980,000	匁 199			
		計	108,130			26,230			93,391		
		賃総 支払 材料 原使	金高 料額	72,000			6,872			12,642	
			10,866			25,000			62,646		

(資料) 各年次工場票(中之条町役場蔵)による

第8-42表

(昭和6、7年)

		昭和館製糸所			小湊製糸所			碓氷社中之条組			
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	
昭和6年	従業員	職 員	2	2	4	2	0	2	1	3	4
		職 工	15	126	141	0	62	62	9	115	124
		計	17	128	145	2	62	64	10	118	128
	生産額	生 糸	数量 貫 3,423	価格 円 139,054	数量 貫 1,712	価格 円 69,560	数量 貫 1,470	価格 円 57,390			
		生皮芋	502	3,571	222	1,510	148 185	886 163			
		その他	761	637	377	300	1,400	84			
		計	其他在庫 ・あり	143,262		71,370		58,523			
		賃総 支払金高		23,200 (16%)		11,286 (16%)		5,248 (9%)			
		原総 材料使用額		121,510 (85%)		51,371 (72%)		44,940 (77%)			

昭和7年	従業員	職 員	男	女	計	男	女	計	男	女	計
		職 工	15	145	160	9	50	59	7	78	85
		計	17	148	165	11	52	63	10	81	91
	生産額	生 糸	kg 13,830	円 158,800	貫 1,938	円 77,533	貫 1,175	円 58,750			
		生皮芋	1,714	4,350	259	2,309	133	1,573			
		その他	4,312	3,035	699	2,037	187	405			
		計	其他在庫 多量	166,185		81,879		69,728			
		賃総 支払金高		25,540 (15%)		8,772 (11%)		6,544 (11%)			
		原総 材料使用額		121,400 (73%)		45,109 (55%)		44,950 (74%)			

(資料) 各年次工場票(中之条町役場蔵)による。

二 昭和不況下の産業と経済

第8—43表 製糸工場の経営所得額（昭和4～7年）

	昭和館製糸所	小湊製糸所	碓氷社中之条工場
昭和4年	13,024円 8%	△ 89,317円	16,689円 15%
5年	25,264 23%	△ 5,642 -21%	18,099 19%
6年	△ 1,448 -1%	8,713 12%	8,335 14%
7年	19,245 12%	27,998 34%	9,234 15%

（備考） %は総生産額にむする経営所得費の割合 △は赤字を示す

伊勢町の現在地に移転し、当時は絹糸製造工場として個人経営の製糸所であった。旭製糸所は高橋幸重郎によって、二年七月資本金二二〇〇円で設立され、七年まで操業していたが、不況のため八年一月より操業停止をつづけた。戦時中十八年八月に解散している。

ところで、不況期において製糸業の状態はどうだったか。昭和になって霜雹害に見舞われたり、繭価の下落等によって農家不況が進捗していたが、ピークの六年を境に前半（四五年）と後半（六七年）に分けて製糸工場（昭和館製糸所・小湊製糸所・碓氷社中之条組）の経営状況の実態を検討しよう。これを示す第8—41表・第8—42表（前頁）及び第8—43表を掲げておく。

昭和館製糸所 (イ)従業員は他の二社にくらべて最も多く、四・五年（六・七年にかけて一三〇人）一六〇人余にふやしている。(ロ)生産額も他社にくらべて最も多く、毎年十万円をこえた。四年十八万円で一番多く、五年が下降十万円余、六七年は再び増大した。(ハ)原材料費も他社に比して多額の支出で、後半六・七年には十二万余であった。(ニ)賃金支払額、これも他社にくらべて極めて多い。(ホ)経営所得（第8—43表）四カ年間のうち五年が一番よく、二万五千円余で総生産額中の二三%をしめた。七年一万九千円余で一二%であった。特に六年は千四百円余で赤字だったが、同年には原材料費の比重が総生産額の八五%もしめたことに注目したい。五年の経営所得が最高だったのは原材料費が例年の一割弱だったことに帰因する。また賃金支払額では前年



昭和初期の創業時代の小淵製糸所

の三倍余にもなったが、なお総生産額中の二三%もの経営所得を生みだしたわけである。昭和館製糸は他二社にくらべて、相当違った経営内容をもっていたようにうかがえる。

小淵製糸所 個人経営で、他の二社にくらべて小規模だった。(イ)従業員六五〇人、(ロ)生産額も四・五年が一、五万〇三万円未満、六・七年になって七〇八万円にふえる。(ハ)原材料費 創業三年目の四年には、まだ材料購入費が多額をしめて九万円で、総生産額の六倍以上になっていた。六・七年には次第に減ってゆき、これに對比して生産額がふえていった。(ニ)賃金支払額 四年が一番多い。特にこの年は従業員数で二倍近い碓氷社工場よりも三千二百円も多い賃金支払をしている。(ホ)経営所得四五年には赤字であったが、六七年には黒字になる。この六七年には他社にくらべて経営所得額が最高になった。特に七年には二万八千円の黒字を示したのが注目される。六年の黒字額は総生産額の一二%にあたるが、七年の黒字額は実に三四%という高いものだった。これは昭和館製糸の四カ年中の最高の五年における二四%を一〇%も上回るものだった。七年の経営では、総生産額中の原材料費と賃金支払額の比率は夫々五五%、一一%であった。

碓氷社中之条組 明治以来の古い歴史をもつ製糸工場である。表からこの四年間を通じて一度も赤字経営の年がなかったことに注目したい。四・五年には相当額の黒字を生んでいたが、六・七年には之が半額近くに減少している。しかしとにかく四カ年とも黒字だったのは何よりも安定性を示していたといえる。小淵製糸が前半期の赤字から後半

二 昭和不況下の産業と経済

第8—44表 製糸従業員の賃金

		昭和館製糸	小淵製糸	碓氷社
男 子	昭和4年	70 銭	円 1.00	円 1.17
	5	42	45	1.05
	6	61	45	93
	7	65	45	82
女 子	・・4年	78	85	85
	5	42	38	63
	6	55	45	42
	7	60	45	41

(資料) 前2表に同じ。

期に黒字に成長してくる経営の様相、また昭和館製糸が新興製糸として三工場のうち一番の経営規模で変動しながら成長をとげていた当時、とにかく歴史的な経営基盤にたつて、地道な安定性をもって不況期に対応していたようにうかがえる。(イ)従業員数 百人前後(後半一四一人にふえる)(ロ)生産額 四・五年一〇万前後で昭和館製糸よりも僅かに少額だったが、六・七年にはさらに減つて他二社より少額の六万円前後になる。(ハ)原材料費 常時七割前後の一定比率で安定性をもっていたことが特徴である。(ニ)賃金支払額 他の二工場にくらべて賃金の比率が低いこと、実績でも四・六・七年ともに総支払額が最低だった。経営の安定していたことの要因として賃金比率の低かったこと、賃金

支払額が全体として少なかったことがあげられる。その結果、(ホ)経営所得としても他の二工場に比して不況による経済変動期の四年間を通じて、振幅が最も少く常に一五%前後の黒字を保持していたのである。

つぎに製糸工場の従業員の賃金を、上記三工場の職工一人一日当りの金額を四〇七年でみると、第8—44表になる。三工場ともに不況の深まる七年には、四年にくらべて賃金は低下している。女工では碓氷社小淵製糸は半額以下に、昭和館製糸でも二三%にさがった。職工賃金では従業員の多かった昭和館製糸は一人一日当り賃金が四年では低かったが、その後他工場が賃下げ幅が大きかったのにくらべて、その幅が少かったので、七年には女工賃金が逆に他工場よりずっと高くなっていた。この

第8-45表

(沢田村)

		製糸 場数	繰糸 釜数	職工数		
				男	女	計
器 機 絲	大正14	3	170	10	176	186
	" 15	3	170	10	176	186
	昭和2	3	170	10	176	186
	" 3	3	170	10	180	190
	" 5	3	170	10	180	190
座 繰 絲	大正14	250	250	10	426	436
	" 15	220	220	10	396	406
	昭和2	220	220	10	396	406
	" 3	208	208	10	388	398
	" 5	23	23	12	203	215

(資料) 沢田村役場勧業経済書類綴

第8-46表

(沢田村器械製糸)

		生 絲			屑 物
		白 糸	黄 糸	計	
数 量	大正14年	貫 1,276	貫 755	貫 2,031	貫 395
	" 15年	1,100	60	1,160	330
	昭和2年	1,050	150	1,200	150
	" 3年	1,060	410	1,470	151
	" 5年	1,276	755	2,031	395
価 格	大正14年	円 52,316	円 29,445	円 81,761	円 1,225
	" 15年	110,000	5,400	115,400	1,920
	昭和2年	84,000	12,000	96,000	570
	" 3年	68,900	24,600	93,500	499
	" 5年	52,316	29,445	81,761	1,225
単 価	大正14年	円 銭 41.00	円 銭 39.00	—	—
	" 15年	100.00	90.00	—	—
	昭和2年	80.00	80.00	—	—
	" 3年	65.00	60.00	—	—
	" 5年	41.00	39.00	—	—

(資料) 前表に同じ。

三工場以外の群馬製糸第五工場、中之条製糸所、旭製糸所などの同じこの不況期の毎年の賃金をみると、前の三工場にくらべて、さらに低かった。女工の場合一人一日賃金が中之条製糸所では五年四十二銭、六年三十五銭、旭製糸所では四年七十五銭、六年四十銭と低水準だった。

村の製糸業 つぎに大正末期から昭和初期にわたる沢田村における製糸業の状況をみておこう。器械製糸工場と座繰農家の戸数及び製糸従業者数を年次別に示すと第8-45表になる。器械製糸は碓氷社三工場で、職工は女工一八〇人前後、男工一〇人だった。農家座繰製糸は大正十四年から漸次減少してきて、二五〇戸が、昭和三年には二〇〇戸

二 昭和不況下の産業と経済

た。

第8—47表

(沢田村・座繰糸)

		生 糸			屑 物
		白 糸	黄 糸	計	
数 量	大正14年	貫 43	貫 2	貫 45	貫 27
	" 15年	375	—	375	55
	昭和2年	330	—	330	47
	" 3年	300	—	300	40
	" 5年	43	2	45	27
価 格	大正14年	円 946	円 40	円 986	円 54
	" 15年	26,250	—	26,250	275
	昭和2年	19,800	—	19,800	188
	" 3年	16,500	—	16,500	140
	" 5年	946	40	986	54
単 価	大正14年	円 銭 22.00	円 銭 20.00	—	—
	" 15年	70.00	—	—	—
	昭和2年	60.00	—	—	—
	" 3年	55.00	—	—	—
	" 5年	22.00	20.00	—	—

(資料) 前表に同じ。

になった。特に五年には座繰農家が急減したのは、この年糸価の下落によって、繭を殆んど地元碓氷社工場に送り出したためと報じている。ところで、この不況期の村の器械糸と座繰糸の生産量と価格を表示しておく。①器械糸(第8—46表前頁)碓氷社三組の生糸生産量は、大正十四年と昭和五年が多く、大正十五年と昭和三年は減少している。生産額(価格)では、反対に糸価のよかつた大正十五年が十一万五千円余が一番多く、糸価の安かつた大正十四年と昭和五年が最も生産額が少く、五万二千円余だった。両年の一貫目値段は大正

(4) 不況下の製材業

昭和初期の中之条地方の製造業のうち、製糸業につぐ地元企業は製材業であった。製材工場は既に第一次大戦後の活況をうけて大正後期に群生したが、昭和の経済不況に際会して、その大半が互解ないし沈滞していた。大正十一年十一月設立した丸三製材（資本金一万円）は、昭和五年七月には解散した。大正十二年十一月創業の三友製材（資本金二千元）も昭和二年一月に早くも解散してしまうという浮沈のはげしいものであった。昭和の不況期には中之条製材所と中田製材所とが主に操業していたというきびしい状況だった。中之条製材所は村山平治郎により大正十五年一月設立されたが、まだ零細な操業をしていた。中田製材所は大正十四年七月桑原準一によって創立されたが、昭和初期の経済不況を克服して現在町の大工場の地位をきずいたが、これが伸長をみるのは昭和十年代に入ってからである。昭和十年前における製材工場の操業経営の実態を示す資料を欠くので、不況下の製材業の具体的様相を明かにできないが、昭和十年前後には中田製材では、大正十四年創業時には三人だった職工が、すでに三十人以上にふえていて、経済不況のもと操業経営の発展のほどがうかがえる。操業経営の内容については昭和十二三年の詳細な工場票による資料があるので、戦時期の記述の際一括して取扱うことにする。なお昭和戦前の九年十月に須川屋製材所が資本金四千元で高橋幸吉により設立されている。

(5) 昭和の金融恐慌と中之条銀行

郡内銀行の合併の進展 昭和期に入り二年（一九二七）八月二日早くも郡内の吾妻興業銀行はじめ岩島銀行高山銀行が中之条銀行に合併した。昭和二年という年は天皇崩御による諒闇と金融恐慌による焦慮と不安に包まれた実に暗い一年だった。三月から金融恐慌による銀行の休業が始め、四月十九日政友会総裁田中義一への大命降下、続いて二十二日から三週間にわたる全国モラトリアムが施行され、全銀行はじめ金融機関が停止するという大きな危機に襲

われた。このような金融恐慌と不安のなかで、郡内各銀行と中之条銀行との間に合併の議が進捗していった。この合併の経過については、資料的に完備されていないが、当時中之条銀行における中心であった田村喜八の日記に詳しいので、これによって日付を追って合併経過をたどると、次のようである。

昭和二年一月二十三日中之条銀行株主総会開会、岩島銀行高山銀行よりの合併の件は、重役の外十名の委員を選定し、双方の協議に関係せしめることを決定す。二月二十一日岩島銀行日野氏来店す。銀行合併の件で出県の顔末を話し、原町銀行の異変行動については、かねての申合せは無効となりたるを以て、進捗上幾分の遅れはまぬかれぬことを話す。三月十日銀行合併に関し県の内田氏来店協議、当方の案は、一、岩島は期年内に整理の上更に協定の事、二、興業高山中之条の三行を平等に持寄せ、資本金百三十万円とし、中之条銀行

は特別資産に於て優に払込資本に対し三割以上の価格を有するを以て、興業高山銀行の資本を二割減として、中之条銀行の払込株券にて交付の事。五月十五日県属内田氏来り、三銀行の合併談を協議す。種々談判の後、県の調停案に中之条岩島は賛成し、高山興業は二三の注文を出し、為に容易に整いかねたるも、調整の後、夜に入って協定整い無事に合併の仮調印することとなりたり。六月五日吾妻興業高山岩島の三銀行は中之条銀行への合併を臨時総会にて決定す。中之条銀行も三銀行との合併を総会で決定したり。

叙上のように、昭和二年一月からの種々の経過を経て、郡内四行の合併が成立したが、すでに中央からの指導もあって県が媒介役として統合に一役かつていたことに注目したい。ところで、この合併について当時中之条銀行の平重役だった伊能八平は、その手記「弘安日記」のなかで、次のように述べている。

各銀行重役は、割当株数に於て議論があつたが、岩島銀行高山銀行等は余り宜しからず。殊に岩島に至りては合併出来さえすれば足るといふ立場にて可成り減殺せられた。高山も多少割引せられた。本元の中之条と吾妻興業とは対立となり、談の進捗は難色を示した。中之条銀行方の重役は専ら自

尊的にして、吾妻興業との割合は優位を極力主張した。一方興業側は更に強硬にして、却って中之条以上のもので……中之条側に対して最も優位の主張を固守すると云ふ対立で数刻を過した。此交渉は正午頃より続き遂に夕食時迄継続した。……此時大体県商工課主務官立会の上、立案は提議せられ

た。中之条側五〇、対興銀側五六余に提案、実に平重役中之条側は一驚した。却って期する所と正反対ではないか。寧ろ交渉の破裂を幸とする決心であつた。……合併促進、比率原

案賛成とありて、半日以上の強硬態度も空しく、玆に遺憾不滿の中に服従することにて終局を告げた。

こうして合併は興銀側が最上位の比率、つぎに中之条、ついで高山、さらに岩島という順序で出来たといわれる。とにかく二年八月二日には中之条銀行三行の合併報告会が町の公会堂で開かれ、増員重役の選挙や重役報酬額の決定等、皆原案通り決定され、役員も会長指名で取締役六名監査役四名が推薦決定された。ここに新中之条銀行が成立し、この日から各支店も一斉に開業した。新しい合併銀行は公称資本百五十万円（払込資本五十六万円）、預金約百五十万円と称した堂々たる姿であつた。

合併後の中之条銀行 大正後期、特に大正末期における経済不況の進展は、全国的に地方小銀行の合併への途をあゆませた。昭和に入ると経済不況は一段ときびしく、特に四月には田中内閣のもとモラトリアム政策により金融恐慌の襲来を招き、その結果さらに銀行の整理統合を促進させた。こういう経済状況のもとで、前述のように、吾妻郡内の四銀行の合併も進展してゆき、八月には新銀行の成立をみた。しかし二年に襲来した銀行恐慌は、その後さらに一段と拡大深化する金融恐慌のなかで、昭和五年（一九三〇）九月には、この新中之条銀行も上州銀行に合併されていった。新中之条銀行の成立から上州銀行への合併までの経過については、当時の中之条銀行が、きびしい金融恐慌下に内外にわたって未曾有の危機に際会していた時期だけに、色々と悶着や紛争が重ねられたようである。ここでは、①まず合併した中之条銀行の人と組織と、②合併後の中之条銀行の展開（昭和二年～五年）について述べてゆく。

①中之条銀行の人と組織 郡内四行の合併によって成立した新銀行は、当初から既に色々な問題をかかえていたこ

とは、合併過程を通じても推測されよう。まず四行間の重役配当では、元中之条銀行が資本総額の多いため、自然と多数をしめた。元中之条系七人、興銀一人、高山一人岩島一人で、中之条銀行系統が圧倒的に優勢で、人的構成では中之条系が中心となった。各銀行からの重役をあげると、次のようであった。

中之条銀行からは、田村喜八(頭取)、桑原竹治郎、町田歸一、小泉文四郎、伊能八平、町田崇山、蟻川七郎次(七人) 吾妻興業銀行からは中沢伴藏(元頭取一人)、高山銀行からは笠原喜和造(一人) 岩島銀行からは浦野判平(元頭取一人)

合併時には、株数割当では旧中之条銀行は吾妻興業銀行にくらべて遙に低い比率だったが、新銀行の重役配当では圧倒的優位をしめた。さらに本店は元中之条銀行に置かれた。ここに田村(喜)頭取、町田歸一常務、剣持真平支配人を中心に、書記に蟻川波衛・田村利雄・桑原治三郎・青柳二郎・小池信二等をおいた。元興銀は伊勢町支店として中沢伴藏常務と支店長小淵瑳一、剣持金井の三書記が勤務した。元岩島銀行は岩島支店として常務取締役浦野判平と日野富沢片貝の三書記がつめた。元高山銀行は高山支店として、支店長に奈良長作書記一人が勤務した。三支店のうち岩島高山支店の行務は整理する方針であった。伊勢町支店の行務は預金貸出送金商取引等相当の取扱量をしめていたという。このように発足後の新銀行の組織と人の構成をみると、中之条銀行が中心となっていた。合併経過や新銀行の発足を通じて、中之条銀行と他行との間においては、人と組織の両面から摩擦圧轢などから生ずる要因をもって、特に経済不況の深化をたどる悪条件のもとでは、多難な途が予想された。

②合併後の中之条銀行の展開 郡内四銀行の合併によって、昭和二年八月二日に新発足した中之条銀行は、当初から多くの問題を内包していた。恐慌不況のなかで地方銀行の大同合併は時代の趨勢であって、中之条銀行もまたさらに高次の合併への途が予測されていた。この年九月には大蔵省銀行局長が来県して県下銀行合同を勧奨したり(七月)、十二日にも、県内銀行家たちは県庁において、銀行検査官一行の前で将来適當の合併については万般に異議なき

ことを上申している（田村喜八日記）。前述のように元中之条銀行中心の人（重役）と組織についても、内には不満を秘めてはいたが、少くとも表向きでは当初は平穩にすべり出した。そして半期をへた翌三年一月二十九日の株主総会の様子をみると、重役改選について減員説や調停説等が種々協議されたが、結局次期満了まで全員重任し、次期改選期に取締役九名、監査役五名に減員することに決定した。そして議長から全部で二十名が指名推薦された。ついで二月五日の重役会で頭取の互選があったが、これも今迄通りの重任と決定された（以上、頭取の田村喜八日記による）。この年の中之条銀行の動きを、田村日記からみてゆくと、七月二十九日に定期総会が開かれたが、「原案に決定、配当金年五分なり」との記録だけである。九月中旬頃からの記載中に合併前の元中之条銀行時代の問題が現われてきている。ところで、四銀行の寄会い合併で出発した新銀行も、時がたつにつれて夫々の銀行のもっていた内情もわかってきた。特に中心の元中之条銀行の内情が次第にわかってきていた。これに関連する元中之条銀行時代の不良貸付問題をめぐって、内々裡の解決に努めてきたが、結局この当時においては、未だ十二分の解決をみるに至らなかった。この問題の真相が多少ともわかってくると、旧銀行時代の重役間の問題も生じたり、前述の四行間特に元中之条銀行と他の三銀行間の問題が表面化する契機にもなりかねなかった。これに併行して、当時の銀行に対する風評が流布されて、不況の進展のなかで郡内の預金者をもつ銀行への不安を増大させて、新銀行の危機を予見させた。その頃の銀行に対する世評と人々の動きについて、伊能八平（元中之条銀行重役）の「弘安日記」をみると、

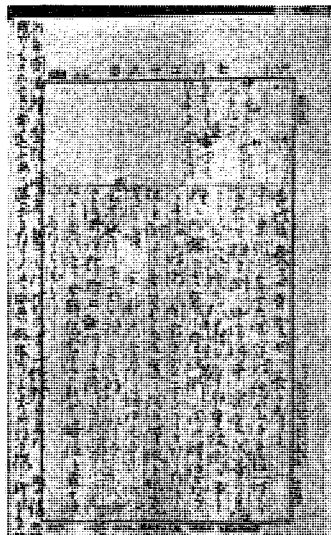
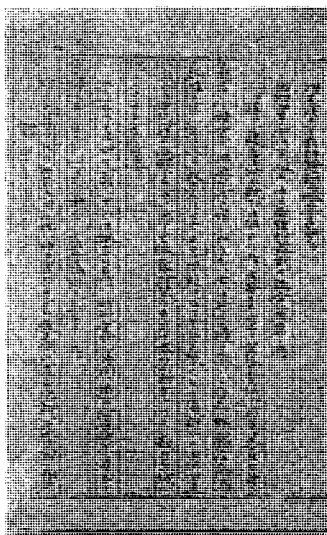
此時分は世評も大体は具体的にして、真に近きものもあり。亦以上の渾大なる缺陷あるやも伝はり、銀行の信用上又株主側の懸念する者も出来、株式の移動も緩慢ながら始まっ

た。是迄は株式の移動は誠に少きものであったが、遂に永年の金城鉄壁へも亀裂が入り、預金者も漸く不安を露に私語するに至りました。

また三年九月の山田実日記には、「中之条銀行の悪い評判を耳にした。町田庄蔵氏が来られ、近來とかく噂がある

二 昭和不況下の産業と経済

では、再び議論が沸騰し、ついに紛争の結果重役側は一同辞任となった。翌二十九日には株主側代表と重役中の有志（改革派）とが会談して、次の事項が決められた。(一)旧中之条重役の辞任、(二)八月十五日臨時総会を招集し、役員



昭和4.7.28 中之条銀行の臨時総会の記録、左山田実の日記、右田村喜八日記

が、本当らしいと告げられた」と述べている。

さてこの年には群馬銀行・上毛実業銀行・伊勢崎銀行の三行が合併して、三年七月から群馬中央銀行が発足した（頭取江原桂三郎、業務南雲仁八郎、専務須田馬太郎・森村堯太）。そして十月には渋川銀行・渋川産業銀行・横野銀行と原町銀行の四銀行が合併し、上毛銀行として発足した。こういう全県的に銀行の大同合併が進捗していた過程で、わが新中之条銀行は内部的に大きな難関に直面しようとしていた。昭和四年になると、これが次第に表面化していった。昂まる銀行不安に対して、四年二月八日には銀行将来の件について株主一同宛に重役の意見を声明書で発表している（田村日記）。他方不良貸付金の解決処理に対しても、五月以降は弁護士を介して連日のように旧重役連は協議や奔走に明け暮れていた。こうして七月七日の臨時株主総会において、夕刻近くになってこの問題の処理解決に到達した。しかしまた有志株主側の銀行改革断行への声も急速に進展していた。七月二十八日の臨時総会

補欠選挙を行なう、(三)預金払出に備へ財産換金の必要を認め、委員により調査に任ずること、八月十五日臨時株主総会が開かれて新重役が選出された。そのメンバーは次のようであった。

取締役 菅谷勘三郎、山田次郎、小泉文四郎、脇屋新治郎、中沢浦次、田村喜八、伊能八平(留任) 七人

監査役 町田崇山、小池元治郎、山田 実 三人

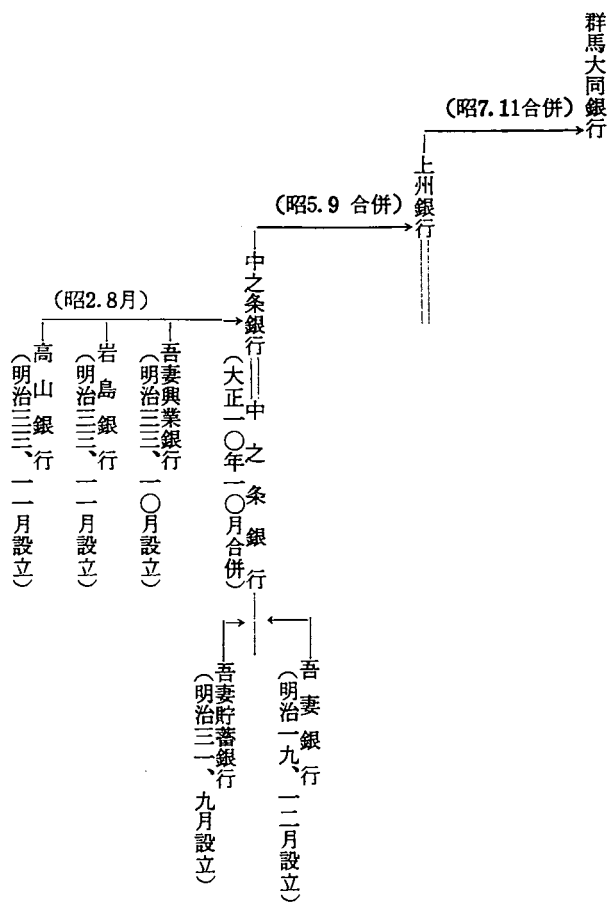
改選後重役会を開き、頭取選挙を行い菅谷が推薦されたが、すぐには承諾がえられず、八月二十九日にやっと受諾された。こうして中之条銀行も四年九月から頭取菅谷常務伊能で新しく発足した。しかし菅谷は難局打開には銀行業務に経験ある者の入行を望んだが、役員間で意見一致をみられなかった。なお当時は不況も深化して資金も益々涸渇して動きがとれなくなっていて、換金方策にも四苦八苦する状況だった。十月下旬菅谷の辞任申し出に対して、十一月には留任懇請をめぐって各般の動きもあった。そして十二月一日臨時株主総会が開かれ、役員改選も行われた。取締役に町田崇山須田馬太郎兩名が選ばれた。しかし当時の銀行の状態について、田村喜八日記によると、「銀行臨時総会に対する悪評各新聞に散見さる。前途憂慮さるものあり、実に困り入る」(十二月四日)とあるし、また山田実日記にも、「役にもたぬ小田原評議に日は経って十二月になった。一日総会、七日重役会、八日は大株主会と会合ばかりするが、病人の机元にへボ医者ばかり集っても肝腎の薬も滋養分も給与しないではやせるばかりである」という混乱状況であったようだ。そして町田崇山が十二月に頭取に就任している。とにかく不安の状態のまま現状維持で昭和四年も終っている。とにかく中之条銀行では四年の年末をひかえて相当額の仕払準備金の用意も例年に比して半額にも達しえなかったため、大変心配し続けたというが、ともかくも歳末の難関を切り抜けた。しかし五年になると益々窮迫化する当行では、何よりも融資口を求めている関係者たちの奔走と苦悩に明け暮れたようである。就中町田頭取が三月末から六月末まで病臥にあったため、伊能八平常務を中心に重役等は当時県や大蔵省にまで救援救済方

の陳情に出かけた。伊能（八）の弘安日記から当時の動きをたどると、深井日銀副総裁（群馬県出身）を訪ねて、その救援方を願ったこともあった（五月一日）。伊能によると、これが上州銀行への併合の端緒を作ったという。この当時は上州銀行へは親銀行と頼んで可なり多額の借款を重ねていたが、特に五年六月末の資金ぐりは全くの窮状に陥ち入った。閉店の危機を目前にして県当局の斡旋により上州銀行への併合が決まったのは六月二十九日の深更であった。

これで五年前半期末（三十日）の準備資金の約束もできて解体の危機を脱却したという。そして七月二日の重役会でこの承認を議了し、七月二十三日の合併総会の開催をきめた。しかし上州銀行との併合はやはり株主にとっては衝撃であった。総会の前々日の二十一日には反対株主会がもたれ、数十名も集って可なり氣勢をあげたが、議論百出で結局決議をするに至らず、一時は不穏といわれたが、夜に入って静穏に帰した。さて二十三日の総会には珍らしく多数株主が参会し百数名に及んだ。中之条銀行最後の総会のためか、前日までの紛擾もあったので混乱も予想されたが、開会議事は平穩に決了して四時半終了した。この日の心情について伊能は「今日は城明け渡し（しろやめ）の役で、茲（ここ）に立退きの迫ったので落武者の立場、悲壮な思ひであった」と述懐している。こうして明治以来地元の人々によって創立され育成されてきた諸銀行の合併によって成立した最後の吾妻地方の独立銀行だった新中之条銀行もついに終焉した。そして高山支店は上銀として閉鎖と決定されたが、他の三行は上州銀行の中之条支店、伊勢町支店、岩島支店として八月一日から開店した。

さて上州銀行支店として中之条・伊勢町・岩島支店は、其後七年（一九三二）十一月に上州銀行と群馬銀行が合併して群馬大同銀行となったことによって、その傘下に所属した。この際伊勢町岩島両支店は閉鎖となり、郡内には群馬大同銀行中之条支店が営業を継続した。ここでわが銀行の変遷を図示しておこう。

群馬大同銀行中之条支店（中之条町大字中之条）



三 交通運輸通信の発達

1 道路と橋梁

大正中期から昭和期にかけて道路交通の発達は著しく、特に昭和期になると、吾妻地方にも自動車時代が到来し、中之条町を中心に、郡内温泉地をはじめ各町村をつなぐバス交通が普及していった。自動車路線の敷設と併行して、バス沿線の道路橋梁の拡張改修が進捗していった。のみならず町村内の狭小な道や橋もまた拡張補修されて、大正期にくらべると全面的に面目を一新したといえる。昭和期は、新しく大衆時代を迎えて現代人としての生活欲求の拡大が、外来人の吾妻地方への出入を頻繁にしたが、他方昭和になると地元の町村民もまた生活圏の拡大によって、電車やバスを利用して外に出かける機会が多くなった。昭和の電車バスは、もはや地元の町村民たちの大衆利用の機関に変わっていた。しかし昭和戦前期には、営業用自動車が、まだ一―二時間おきに郡内の主要路線を往来するという悠長なものだった。道はふだんは、人が歩いて通行するもの、そして時折自動車のはしる時代だった。橋もまたたみに自動車をはしり抜ける時代だった。交通機関の発達に即応して道幅橋幅も広げられ、道路橋梁が改裝ないし新設されると、地元民の生活意識も次第に変化してきたように思う。昭和期の道路交通の発達は、地元住民に少しずつ伝統的な生活から現代生活への意識の変化をおこさせていた。

(1) 道路

昭和期に入ると郡内の県道改修工事が進捗し、六七年から十年後にかけて各路線が著しく改良された。町村道もま

たこの期間中に各町村ともに改修工事が進展している。前に述べたように農村の経済不況対策としての農林省の救農土木工事によって各町村とも主な町村道が随分改修されたことがあげられる。これについては各町村政の展開のところで一部は述べておいたが、ここでは県道町村道にわけて各町村ごとに整理総括して記述しておく。

これは大正十年（一九二一）すぎにはじまるが、特に中之条沢田耕地整理組合の設立した十四年（一九二五）十一月前後から進捗する。中之条町の道路橋梁の状況を町役場土木綴でみると、大正十四年末には、道路延長一・二五五キロ（山地五・一五二キロ平地六・一〇三キロ）、一般幅員二・七、橋梁では木橋一十橋十一（いずれも一十間未満）、さらに翌十五年十一月の県の報告から重要路線をあげると次の通りである。

路 線	起点・終点	道路延長	橋梁延長
中之条― 名久田線	伊勢町県道― 名久田村境界	十五町 十七間	二間
中之条―東村線	市城県道― 東村境界	五十間	渡船場延長 三十五間
中之条―太田線	伊勢町県道― 太田村境界	七町十八間	渡船場延長 五間三十間
中之条―伊参線	大字中之条県道 ―伊参村境界	十九町 三十五間	七間
路 線	起点・終点	道路延長	橋梁延長
中之条― 西中之条線	大字中之条県道 ―西中之条県道	十三町 二十六間	二間
中之条―裏町線	大字中之条県道	八町二十間	
中之条―岩井線	大字中之条県道 ―太田村岩井境界	五町十一間	

中之条町の道路拡張は、昭和に入ってから中之条沢田耕地整理組合の事業で実施された。田村喜八日記によると、二年二月西中之条枯木橋再興にはじまり、十月六日には新田町片側の家屋移動工事に着手、十二日新田町道路拡張の地鎮祭が行われた。二十六日下之町裏町の開さく、十二月二日新田町裏工事、六日には新田町総出で道路工事に従事し

三 交通運輸通信の発達

た。そして二十一日は西中之条耕地整理道路（五間道路）の開さく工事を実施し、即日開通になった。なお二年秋には新田町から山田川橋までの道路改修工事が開始された。そして翌昭和三年三月二十七日には寿町（大字中之条）開削工事が中之条町住民により始められた。このように昭和二―三年にかけて町の道路拡張工事が急速に進捗した。銀行横町打ち抜き、の寿町通りづくり、朝日座横町や新田町の道路拡張、其他裏通りの改修、西中之条折田方面の道路改修等、現在の町道路の基礎づくりが実施された。その間地元地主や関係者との多少の紛争もあったが、適宜な交渉調停を重ねて円滑に事業は進捗していった。この道路改修については、既に各区毎に道路修築組合が設立されていた。大正中頃からの町の発展を通じて、住民の道路拡張への関心は、広く各区分の住民福祉上からの世論になっていったようである。従ってかかる背景のもとで、この昭和初期の大事業も比較的円満に進んでいった。なお道路改修に伴って、その当時から町を明るくするために街燈の点火がはじまっている。大正十四年九月の協議会で一一三燈の点火をきめている。そして昭和四年（一九二九）には二二三燈にふやした。

さてここで昭和九年（一九三四）十二月調査による県道・町村道工事を一町三カ村別にあげると次の通りである。
（吾妻郡誌追録一九八頁）

県 道 工 事

路 線	地 区	長 さ	竣 工 年 月
中之条線 四万条線	上折田	四〇〇	昭和七年七月
"	四万	五一〇	" 八、四
中之条線 草津線	下沢渡	八五〇	" 一〇、二
路 線	地 区	長 さ	竣 工 年 月
中之条線 草津線	上沢渡	九、六七五	昭和九年三月
中之条線 湯宿線	五反田	一、〇〇〇	" 九、三
中之条線 沼田線	平・大塚	八五三	" 七、八

町村道工事

路線	地区	長さ	竣工年月	路線	地区	長さ	竣工年月
中之条線	中之条字長岡	一、三六五	昭和八年三月	中之条線	岩本	三八九	昭和九年三月
伊勢町線	伊勢町字五良	六八〇	八、三	中之条線	蟻川・岩本	三、三三四	九、三
中之条線	中之条町	一、六四二	九、三	中之条線	蟻川・岩本	五〇〇	一〇、三
横尾線	山田	三、六四二	八、三	高津線	横尾	九二五	八、三
沢渡線	山田	四八三	九、一	ぬる湯線	横尾・赤坂	一、六九六	八、三
赤岩根線	山田	二、三三一	九、三	高津線	横尾	七〇〇	九、三
寺社の尾線	四万	二、二八〇	八、三	須川線	赤坂	一、五〇三	九、三
中之条線	五反田	四七八	一〇、三		赤坂	六五六	一〇、一
岩本線	五反田	一、二五九	九、三				
親中村線	五反田						

中之条線	上折田	二〇〇	昭和一〇年二月	中之条線	横尾平入会	二六〇	昭和二・
沼田線	大塚	一三〇	一〇、三			六二八	八、三
		六六八	九、三				

三 交通運輸通信の発達

(2) 橋梁・河岸改修工事

道路の拡張改修と併行して、昭和戦前期には橋梁河川の改修も行われた。各町村の主な工事をあげておく。

橋 梁 改 修

路 線	橋 梁	様 式	長 さ	経 費	竣工年月
県道 上田中之条線	松見橋	鉄筋コンクリート桁行	六七、一〇	一二、〇〇〇円	昭和九年六月
村道 中之条横尾線	瑞穂橋	土橋	一八	一、三〇〇円	九、三
村道 赤岩花曾根線	上妻橋	土橋	八〇	八、〇二〇円	六、九
村道 手古沢加賀森線	高渡橋	土橋	二三、五	二、八〇七円	七、一〇
県道 中之条沢田線	上奈橋	木橋	一九	二、三九五円	九、三
	名久田橋	鉄筋コンクリート丁型橋	三二	六、七〇〇円	九、三

河 岸 改 修

路 川	地 区	長 さ	幅 員	工 事 費	起 工 年 月	竣 工 年 月
名久田川通り	名久田村・平	一〇七、〇〇	一五〇	一、五二二円	昭和八年二月	昭和九年三月
名久田川通	名久田村・大塚・赤坂	一〇〇、〇〇	一五〇仕上	一、六二五円	昭和八年二月	九、三
		一一〇、五〇		一、四六七円	九、一	
				一、五〇七円		

名久田村大塚地区の名久田川河岸工事は、大塚字清河部落が水害危険地域だったので、水害防止河岸工事の施行を中之条土木出張所に懇請した。出張所の設計によって大塚全体の部落請負で工事が実施された。工事監督は中之条土木出張所技手小池寧二であった。

2 交通運輸機関の発達

昭和初期の交通機関の状況を見ると、まず大正期に引続いて電車が中之条―渋川間の日向道を走っていて、広く地元の人々の交通機関になっていた。特に渋川に通学する中学生女学生などにもよく利用されていた。昭和八年（一九三三）三月廃止されるまでは、電車は地元の人たちには極めて身近かなものであった。昭和になって自動車が本格的に導入されてからは、その迅速性と便利さにおされて電車の経営は次第に苦しくなっていた。同じ路線を並んで走るチンチン電車の悠長さと群馬自動車のスピード疾走とは全く対照的な姿にみえた。電車からバスに移行してゆく交通新時代の現代的様相が余りにも鮮かに浮き彫りにされていた。

ところで新交通機関の自動車は、大正十四年（一九二五）七月発足した四万自動車会社から、昭和二年（一九二七）八月には群馬自動車会社へと発展していったが、群馬自動車の其後の伸長は昭和の波にのって急速であった。中之条町を中心に、郡内各温泉地への自動車路線網が敷かれて、入来する都会客と出てゆく地元の人々とで定期的に往来するバスは大変な賑いだった。世間には経済不況の嵐が吹き荒れていたが、自動車による人々の往来は年々膨張していった。自動車の優勢は、ついに電車交通を廃止させた（昭和八年三月）。こうして一時は郡内交通が群馬自動車一本になったが、やがて昭和十年（一九三五）十二月には、省営自動車が出現して、渋川―中之条―草津温泉をつなぐ日向道の中心路線に官営バスが走るようになった。

(1) 昭和初期の電車交通

昭和期に入ってから電車交通をみると、昭和元年（一九二六）には、客車四台、貨車四台、年間乗客七三、三九五八人、乗用賃収入三二、六〇三円であった。これが電車廃止の前年の昭和七年（一九三二）になると、客車十台貨車十五台、年間乗客数は九三、六五六人に増加していたが、乗客賃金収入は一八、三九〇円と急減している。大正末期には自動車の出現によって、乗客を奪われ脅威をうけていた電車経営は、その後の自動車の伸長によって益々乗客数の減少、収入減を蒙っていった。すでに大正後期からの不況顕在化によって、電車経営のような大資本を要する企業では、折柄の不況期をのりきるためには、地元の小資本だけでは漸次負担加重になっていった。しかし新しい自動車の進出による脅威もうけて、ついに次々に大会社の経営に移譲していった。東京電力のような大企業の経営のもとでも、昭和の新時代では吾妻地方の場合もはや電車経営の存立基盤は失われていて、電車はついに昭和八年には姿を消すに至った。大正九年（一九二〇）十一月の開通から僅か十年たらずであった。しかし地元の人々はじめ吾妻の温泉地への外来客の招来、吾妻地方への新文化の導入等には、一時期ではあったが、大きな役割を担ったといっている。

(2) 昭和十年前の自動車交通

大正時代に始った自動車交通は、四万馬車会社から四万自動車会社、そして昭和になると群馬自動車会社へと発展してきた。大正の自動車時代の初めの頃（大正十四五年当時）には、自動車数は二五台前後だったし、運転手数も二〇～三〇人前後だった。さて昭和の本格的な自動車時代に入ると、当地方の自動車交通は専ら群馬自動車に統合された。会社発足当初の自動車数は二十一台で、前年にくらべて六台ふえていた。特に十四人乗の乗用車が購入されたことが注目される。この二年の群馬自動車の二十一台の車種別台数をみると次の通りであった。

第8-48表

(中之条町)

		昭和2年	3年	4年
甲種免許	～ 34 才	22	24	22
	35 才 ～	1	2	12
乙種免許	～ 34 才	8	14	24
	35 才 ～	0	0	0
計	～ 34 才	30	38	46
	35 才 ～	1	2	12

(資料) 町役場蔵自動車関係調査綴による

シボレー十四人乗二台、フォード六人乗四台、ハドソン六人乗四台、ビ
ウィック六人乗四台、エセックス六人乗二台、チャールマース六人乗二
台、レキシントン六人乗一台、スクリップスブース六人乗一台、バック
モビル六人乗一台

そして会社の運転手は二十人(町全体で三十一人)だった。なお群
馬自動車では発足に当って女子車掌二人を募集し、中之条町青山出身
の永井せん(二十一才)と宮崎まちが応募した。昭和二年四月二十二
日に入社して最初の女車掌となった。

翌三年にはシボレー十四人乗二台をふやした(このほか渋川営業所
では同じ車を三台ふやした)。運転手の方も五人ふえて二十五人にな
る。そして四年になると運転手を一躍三十五人に急増し、大型乗用車の方も増車された。このように群馬自動車発
足後二、三年には、車も運転手も増えていつて、自動車時代にふさわしい発展をたどっていた。ところで当社以外に個
人営業タクシーもあって、高橋新七一台(エセックス七人乗)、柳田廉平二台(チャルマー・ドッチブラザー夫々七人
乗一台ずつ)などであった。昭和三年には、自家用乗用車がはじめて田島医院に入った。ここで昭和二、四年の中之
条町の自動車運転手の増加状況を第8-48表で示す。町の自動車の免許者が年々ふえてきて、四年には五十名をこえ
た。特に乙種免許者は二年間に三倍にもふえたこと、三十五才以上の年長者が四年には一躍十二人にもふえたことが
注目される。ここで最初に女車掌になった伊能せん(旧姓永井、六十九才、中之条町)から聞いた当時の女子車掌と
しての思い出話をあげておく。

①車掌を志望した動機、私は丙午生れだったので、結婚の事を気にやんでいましたが、将来のことも考えて、何とか身のふり方のことを思い迷っていました。ちょうど、その頃裁縫を習いに通っていた伊勢町のこうかん樓横町の福島若十さん（群馬自動車配車係）の奥さんが、「群馬自動車で車掌を募集しているから応募してみてはどうか」と勧められたので、私もこれに応募しようと家へ帰って家族に相談してみました。ところが散々叱られ、車掌といえど男と一緒に乗るのだらう。風紀上悪い……と家中から非難的となりました。

さらに、伊能せんの話によると、「当時の自動車賃は、渋川中之条間が片道八十銭で、電車の方が安かった。最初のうちは乗客は少なかった。しかし次第に乗客もふえていった。昭和四年になると渋川と四万間が通し運転になったが、往復料金は五円だった。中之条と四万間は片道一元八十銭だった。バスの停車は、今のように入バス停車所がなかった。乗客が手をあげれば、どこでも停めなければならなかった。従ってその客の乗車賃の計算には一苦労だった」という。

さて昭和四年の乗合自動車賃は次表の通りだった。

渋川と中之条	八〇銭	渋川と草津	三円九〇銭	四万と中之条	一元二〇銭
渋川と原町	一、九〇	四万と川原湯	二、五〇	四万と原町	一、四〇
渋川と川原湯	二、一〇	四万と長野原	三、二〇		
渋川と長野原	二、七〇	四万と草津	四、三〇		

しかし結局近所から誰か一緒に勤める人があれば（夜中帰宅も心配ない）という条件で許されました。私は碓氷社で働いていた同じ村の宮崎まちさんを口説いて応募することになり、二人とも車掌になったわけです。

②車掌の勤め 当時バスは一日二回往復だったので、渋川駅で汽車うけをして発車まで二時間位は待たなければならませんでした。運転手は川島寿政さんと飯塚鶴次郎さんの二人、車掌の私と宮崎さんは交互に乗車勤務をしました。



群馬自動車の女車掌たち（昭和10年1月）

(3) 省営自動車の開通

ところで昭和十年（一九三五）十二月になると省営自動車が吾妻郡を縦貫して開通され、これを契機に群馬自動車会社中心の交通事情が一変した。省営自動車の誘致については、当時嬭恋村長戸部彪平が主唱者であったが、中之条町長伊能八平も吾妻郡町村会支部長として、郡町村会が中心となって、これが実現に尽力した（開怒壽「風雪三十年」八九〜九一頁、吾妻郡歴代町村長名鑑七〇頁）。群馬自動車会社の社長田村喜八日記の八年十月四日すでに、「省営バス愈々実現、六日鉄道会議で決定の上、予算に計上されると新聞に報ぜらる」と記載している。この渋川〜上田線の開さくは郡民にとって遠く明治時代に原町の山口六平等による上信鉄道敷設計画（明治後期に既述）にはじまり、代議士木曾三四郎に引継がれて、大正昭和を通じての鉄道建設運動に連続するものであった。群馬長野両県を結ぶ中之条〜上田線の改修は長い懸案だったが、まず八年六月に鳥居峠の開かぐが実現した。これで省営自動車の誘致運動も一段活発化した（塚田田一郎「吾妻線敷設に功あつた湯本監察官」より）、この誘致運動も郡の町村長会が中心となり、沿線の渋川町はじめ長尾村小野上村などの協力によって実現した。このように全郡的な世論の背景をもって推進してきた省営自動車の導入に対しては、直接影響をうけた群馬自動車会社の対策も自ら順応的であった。省営自動車の開通を控えて、八年十一月十七日重役会を開き、省営運転開始に関する諸件や鉄道省に対する委員選定等を議した。そして二日後に迫った開通の前にして十二月八日臨時総会を開催した。この重要件題として群馬自動車の一部路線運転廃止に伴う補償金のこと

ことが議せられた。鉄道省よりの補償金八万二千百十円は、会社側の要求の十万円には達しなかったが、鉄道省からの通告通り承認することに決した。こうして十年十二月十日から渋川町—中之条町—原町—長野原町—鳥居峠—直田までの吾妻本線七十九軒と、大津より分岐して草津までの草津線十五軒を省営自動車が走るようになった。その結果群馬自動車の渋川—中之条線（日向道線）と中之条—草津線は廃止された。当時渋川—草津間は二時間半で一円五十銭、渋川—中之条間は五十三分で四十八銭だった。ところで開通当初の国鉄バスについて、元新聞記者の関喜平（怒濤）は次のように述べている。（『風雪三十年』九〇～九二頁）

開通してみると、なるほど便利だ。大型の車体は鋼鉄のようにながちりしていて安定感がある。鉄道のように時間正確に停車場にやってくる。だが男車掌には面くらった。女子とちがってごつごつした客扱いだ。途中手をあげても乗せない。……このあたりはさすがに鉄道なみだ。

(4) 貨物自動車（トラック）運輸の発達

大正期までの物資輸送は主に馬による運送車であったが、大正十四五年頃から貨物自動車が現われて、次第に今のトラック輸送に変わっていった。昭和の戦前から戦時には、個人経営によるトラック業者に専ら依存するようになった。さて営業用貨物自動車は大正十三年（一九二四）三月使用の伊勢町小坂橋弁次郎と中之条町樋田泰吉のもの二台が、そのはじめであろう。調査票でみるとフォード型一噸積載であった。ついで十四年八月には碓氷社中之条組が一台（フォード型一噸）、十五年十月には伊勢町水上常重郎が一台（デュルマン型一噸半）を入れていた。そして昭和になると、まず二年（一九二七）には、大正以来の小坂橋弁次郎のほか、新しく福田定吉、畔上善作、後藤鏡三郎などがトラック営業をはじめた。ついで翌三年には貨物自動車は急増して自家用四台、営業用十二台、計十六台になった。営業者は新規に松島彦九二台、小見貞太郎二台、それに桑原準一、関梅吉が各一台であった。さらに四年には営業用



大正13年頃の貨物自動車
(中之条町大字伊勢町小板橋弁次郎所有)

トラックは三台増えて、吾妻物産協議会、今泉環、狩野隆次が営業を始めた。そして四年後半には田中平太郎、高橋常次郎氏もトラックを購入している。ところで昭和十年前後になると、町の商店の前橋高崎方面からの商品の購入と郡内の温泉旅館や商店への商品の輸送などには、専らトラック業者に依存するようになった。中之条町のトラックの業者だけでなく、原町の小島貨物、赤玉貨物はじめ、四万温泉の業者たち（新井貨物、小林貨物……）などが商人の商品輸送の荷物受注の競争にまで発展していった。

3 郵便電信電話とラジオ

(1) 郵便電信と電話の状況

大正後期から昭和期にかけては、新しい大衆時代を迎えて、吾妻の人々の動向にも明治以来の伝統的生活とはちがった様相が現われてきていた。すでに前述したように吾妻の地に外来する都会人の数も著しく増え、当地方の人々で都会に出向くものも急激に増加していた。道路や交通の発達がこの趨勢を促進させていた。このように当地方人の生活行動圏の拡大によって外社会との直接接触が拡大したが、このほか大衆向の新聞雑誌さらに新しくラジオの浸透などもあって、昭和十年前後になると現代的なマス・コミの普及で、間接接触に基づく生活範囲が著しく拡がってきた。これら現代的大衆文化の諸相については後述するが、昭和に入ってから郵便電信電話の伸長は、かかる間接接触を中心の現代社会を背景として、はじめて本格的に展開されたものであった。

三 交通運輸通信の発達

第8—49表 郵便・小包・電信

		中之条局		四万局		沢渡局	
		昭和元年	〃 9年	昭和元年	〃 9年	昭和元年	〃 9年
通常郵便	引受数	431,079	311,288	137,513	153,387	69,096	3,169
	配達数	407,830	376,634	108,823	154,577	121,777	4,245
	計	838,909	687,922	246,336	307,964	190,873	7,414
小包郵便	引受数	6,318	5,360	1,791	1,818	523	516
	配達数	11,156	9,690	5,189	4,863	1,101	1,325
	計	17,474	15,150	6,980	6,681	1,624	1,841
電信	発信数	4,988	3,650	1,749	1,164	642	479
	着信数	4,464	3,650	2,258	1,343	922	503
	計	9,452	7,300	4,007	2,507	1,564	982

(資料) 昭和元年 吾妻郡誌932～933頁。昭和9年 吾妻郡誌追録209～210頁。

昭和不況期の郵便電話量 わが一町三カ村の昭和元年と九年における郵便小包及び電信の出入の状況を第8—49表に示す。一般に町部の中之条局と村部の四万・沢渡局とのちがいは、取扱数量に大きな差があるのは勿論だが、郵便小包電信を通じて町部は発信発送の方が受信配達よりも多い。村部では逆に発信発送よりも受信配達の方が多い。これは町と村の人々の郵便通信利用の性格のちがいを示していた。つぎに①中之条局で元年と九年を比較すると、郵便小包電信ともに九年の方が取扱量が減少している。のみならず元年とちがって九年にはこちらからの発送よりも相手からの受領の方が多くなっていた。②沢渡局でも郵便量電信量が九年の方が著しく減っている(小包量は少しふえる)③四万局では郵便取扱量が九年の方がふえているが、これは温泉としての発達による数量増加のためか、小包電信の取扱量の方はやはり九年の方が減少している。このように昭和九年にくらべて元年の方が取扱数が量多かったのは、六年以降のきびしい経済不況の反映の結果であったのであろうか。とにかく昭和初頭に比して減少したことが注目される。しかし大正期にくらべると、や

第8—50表 電話

		中之条局	四万局	沢渡局
加入者		83	27	—
市内通話数		312,475	36,120	—
市外通話数	発信数	28,553	8,302	1,929
	着信数	28,308	—	266
	計	56,861	—	2,195
中継通話数		37	—	—

(資料) 吾妻郡誌 932—933 頁。

はり昭和は新時代として郵便通信量が増大していた。

昭和十年前の電話の導入 大正期で述べたように、中之条町では大正期の十五年間に一般町民の家々、当時は主に町の商工業者開業医など自営業者たちによって営業用として導入されていた。大正元年（一九一二）九番からはじまり、十五年（一九二六）には八十三番にふえていった。昭和に入り三年には百番をこえるに至った。当時の電話維持料金をみると、年間五九円で、一回払込が十四円七十五銭で四回払込みであった。

さて昭和の初頭における三局の市内市外別通話数をみると第8—50表になる。中之条局の一戸平均の通話数は、市内電話が中之条局管内では年間三、七六五（一戸、一日平均一〇、三回）、四万局管内では年間一三三八

（一戸一日平均三、七回）で、中之条が四万の約三倍の通話頻度であった。市外電話においては、中之条局管内の場合には年間六八五の通話頻度であった。

四万局では電話交換開始の大正十五年当時には二十八番までであった。昭和になると少しずつふえて、六年一月末には五番ふえて三十二番を数えた。七年は一番、十一年二番ふえた。

29 一力料理店船田和太郎、30 玉泉館岩崎仙右エ門、31 （柳屋）、34 野口幸次郎（菓子製造）、35 風月堂菓子店佐藤三保家棋吉（医師）、32 大沢屋（奥木茂三郎）、33 田村卯一 武、36 中之条営林署四万斫伐事務所

(2) ラジオの普及

ラジオ普及の社会的背景 ラジオ放送は大正十四年（一九二五）七月中旬から始まったが、ラジオが中之条地方に



ラジオ受信機
(昭和戦前)

誌よりも一段と迅速なニュース報導が要望されていた。地方人にも国の内外を通じての諸動向について次第に関心が昂っていた。これと併行して時代や社会の重圧や不安からの逃避を娯楽演芸及びスポーツなどの享受に求める傾向も強かった。このような庶民大衆の切実な要望に即応していたのが、当時おにける地方社会の中間層の人々へのラジオの普及浸透であった。偶々その頃は放送開始数年を経て受信機の技術の進歩もめざましく、鉱石時代からスーパーカ―時代に入っていた。しかも受信機の値段も買やすくなったのか、五六年頃からは一般町民の間にも漸く普及していった。群馬県の場合、ラジオの普及の大きい契機になったのは何よりも昭和八年（一九三三）六月の前橋放送局の開局であった。開局を機会に県内の加入者が急増して八年中に受信機は一八、二八六台（全県世帯数の八・四％）になった。当時わが吾妻郡は五〇八台で県下で最も少かった。郡内で十台未満の村が四カ村で高山名久田伊参六合の各村だった。名久田村は六台、伊参村は四台だった。

町や村のラジオ聴取者 ラジオ放送開始から昭和初期の頃にラジオをもつ家々は町村の資産家か、又は医者や農学

最初入ったのは各地区によって遅速の差はあったが、大体大正期と昭和初期には導入された。昭和五六年頃からの急速に国内国外問題が頻発して、庶民の事件ニュースへの迅速な把握が関心となってきた。昭和の初期は不況による市場閉鎖、銀行休業、大雨豪雪のための鉄道不通、全国各市の大火続出、政界財界はじめ各自治体等の汚職疑獄の頻発、そして各界の要人名士等の相次ぐ殺害事件、五・一五事件をはじめ相次ぎクーデター計画の発覚等々、不可解とみえた諸事変が続発する時代環境だった。従って新聞雑

校の先生のようなごく一部の文化人知識人などに限られていた。田村喜八日記によると、鍋屋旅館に下宿していた若い農学校教諭鈴木辰夫が自室にはじめてラジオを取付けていて、田村も鈴木先生の所で東京本場所の大相撲をきき、大いに愉快を感じたと述べている（昭和三年五月十三日）。五六年頃になると町ではかなりラジオが導入しはじめたようだ。沢田村山田の山田実家には六年四月に、中之条町の茶商小池秀雄家にも同じ六年四月にラジオが取付けられた。

ラジオの入れ方と聴取のしかた 昭和の初めには、まだラジオ商がなかったので、一部の人たちは前橋高崎のラジオ商から購入していた。昭和六年に入れた小池秀雄の場合をみると、東電の人の口ききで、そこからラジオをもってきて臨時に取付け（四月二十七日）、五月十六日に代金四十三円を支払う。二十日前橋の笠原ラジオ商が来て本工事をしている。そして番組聴取をみると、時々朝のラジオ体操をしたり、昼間は株式相場、夜はニュースなどにきまっていた。耳を傾けた。当時（六年）は九月の満州事変のニュース、十一月の明治節の日米交換放送にもよく聞き入っていた。特に春秋の六大学野球や夏の都市対抗野球と甲子園野球などは、町内の若衆はじめ近所の野球好きの大人たちも集ってきて、皆んなラジオに釘づけされて一喜一憂していた。この野球放送が町民の野球熱を刺激し、吾妻地方の野球の大衆化を促進させた役割は大きかった。

四 文化と思想

大正後期からのジャーナリズムの発達によって、新しい雑誌や書籍が相次ぎ刊行された。中之条町にも書店を通じて出版物を直接入手できる機会も多くなっていたが、地方の青年たちのうちにも、時折書店に現れて新刊書を購入な

いし注文するものも漸くふえていた。この地方でも大正末期頃からは勤人もふえて、教員官公吏などには田舎の文化人や文学青年もあって書籍雑誌を媒介とする小さな仲間も生れていた。大正のところで述べたように、町を中心に詩短歌及び俳句の愛好者たちによる同人雑誌の「創土」などが刊行されていたし、特に各町村では俳句の同好者の集まりが中々活発だった。他方青年会でもまた図書を購入増冊したり、機関誌などを刊行していたところもあって、大正の自由な社会状況を背景にして、同好同志の人々の動きは地味ではあったが、注目されるものがあった。

ちょうど大正終期から昭和初期にかけては、大衆的な文化の発展が著しく、映画ラジオの地方社会への浸透によって、この地方でも一般庶民層が、広く映画スポーツや流行歌などを通じて新しい現代文化にも接しうるようになった。そして新聞雑誌を媒介として大衆小説や恋愛小説に親しみ、その主人公がまた映画にも現われ、そしてまたレコードやラジオを通じて流行歌となつて、相乗的效果をもつて地方の人々の心をとらえた。このように昭和十年前後には、中之条地方にもマス・コミ文化が入ってきて、多くの町の人々や一部の村の人々に影響するようになった。こういう文化状況のもとでも、なお大正期からの小さなグループによる短歌や俳句及びテニス・撞球などのそれぞれの仲間同志の親密な交流が活発だった。地域に立脚した明治以来の町村の青年会は相変わらず慣例の行事活動を継続していた。また大正期に相次いで結成された処女会婦人会なども、時折の催しをやっていた。

さて昭和の現代になると、大正期にくらべて時代の思想状況も変化してきた。大正期の自由と軍縮は、前述のようにヒューマニズム・自由主義・個人主義を生み育て、民主政治（デモクラシー）を發展させたが、大正も震災後になると、不況の周期的襲来によって各種の社会矛盾を発生させ、労働問題小作問題婦人問題なども現れてきた。社会運動も漸く活発化してきたが、昭和期に入ると、経済恐慌の襲来によって不況が本格化して農村は苦境時代に入った。このきびしい政治経済状況のもとで、社会主義思想が地方青壮年の気持をとらえて、一部に浸透していった。しかし

地方ではまた昭和不況と戦争危機は、軍国主義ファシズムの思想と心理をも醸成せしめた。昭和六年（一九三一）九月の満州事変の勃発は、その契機となったが、その後の経済恐慌克服策も、戦争への途をたどるとともに、何時しか全体主義的統制に変化してファシズム化へ^ぞ邁進することになった。このような経過に対応して、地方の人々の思想的心理的動きはどのようなようであったか。ここでは昭和初期から十年前後までをみることにする。

1 昭和の地方人の文化と思想

(1) 青年の文化と思想

昭和初期の一般的な文化・思想の趣向を背景にして、中之条町と周辺農村部の青年の文化と思想をながめてみよう。

町の青年の文化と思想 町の青年の文化思想を捉えるために、中之条青年団発行の「中青ニュースと中青学芸部報（昭和七年五月創刊）」のなかから若干の資料を引用しつつ述べてゆくことにする。

①現状矛盾に対する告発 これに関しては、「一つの真理」（学芸部報第一号）と、「青年と政治教育」（学芸部報第二号）の二つの論説を最初にとりあげよう。(イ)「一つの真理」（池田西造）の要旨を簡述すると次のようになる。

凡そ集団生活には、人間的な一つの真理が不可欠であること、それは一国、一民族の真の道徳的文化の発達は、この一つの真理の有無によるからである。しかし頹廃せる真理の氾濫している時には、あらゆる思想が生れて一つの真理をその

支配下に服せしめんとして闘争する。凡そ集団はその存続を維持せんとする限り、思想統制を必要とする。支配者側としては、その存在を害^{そと}う如き思想は必ず排撃弾圧する。被支配者側としては、その集団維持に必要な負担義務を遂行する限

り、そのもつ権利を主張し、支配者側に公平を希望する。かくて集団を強固ならしめ、健全な道徳的民族的文化の発達のために、支配被支配の両者の提携を主張する。しかし世には支配者によって生ずる弊害に苦しむ集団が存在するとし、両者の不信により集団は破壊に導く。被支配者よ、目覚めよ、

大衆の覚醒を求める。これには大衆教育が前提であるという。そして偉大な一つの真理こそが現在の社会改造の一步として、大衆の教育を大衆の覚醒に意識的計画的に採用せられることを主唱している。

(四) 「青年と政治教育」(若月正寿)の論説は、昭和の現代政治における政治家と国民大衆の關係の矛盾をとりあげて、青年の政治的關心のすぐれている点から選挙権年齢の低下(満二十才)を主唱している。まず現代の政治矛盾について次のように述べている。

識者は、現代の政治的破綻は国民大衆の政治教育を怠ったためと云い、その責任を国民大衆に転嫁している。国民大衆は政治教育を怠られた者であつて、政治は直接自己の生活に關係しない様に考えたから、選挙の外に頭になく、たとえ自分達に不利益になる事が行われても平気で、否知り得なかつたと云うのが適切だろう。此の様に未開な国民が政治家に取

つて都合が良かった。この国民大衆を相手に政治家は選挙の時だけをつくり、後は自己の階級の利益のために欺瞞的な政治を行っていたのである。たとえ、一部の啓蒙された人がそれを知つたにせよ表現すべき機関なく、唯憤慨するより他に途がなかつた。

そして、「この矛盾が経済恐慌に關連して、政治破綻を来し、欺瞞を暴露するに至つた」として、その結果、「進取的な青年は外に手段なき為に暴力行為に出たものだろう」と述べている。これは昭和初期の政治と経済社会の根本的な問題にふれた把握を示していた。このような考え方の基礎には、当時的一部知的な地方青年の思想がよく現れていた。昭和維新を唱えて相次いで惹起した青年の暴力行為に対しても、当時の矛盾的な諸条件のもとでは、やむをえざる悪とみていたようである。

さらに学芸部報に掲載された二三の随想から、当時の地方青年の思想をうかがってみることにする。い「画題を求めて」(高橋政雄)、画題を求めて筆者は桜花の吹き乱れる町の公園にゆく。そこできらびやかな春着をつけた娘達の着物オンパレードに出会う。せっかくの自然美がかきむしられた気分になり、そこを離れて山の手に出る。そこでみた素朴な農家の姿、重苦しい様な感じの葛屋根を見て筆者は次のように述懐している。

此の村には春が訪れたのか、未だ訪れないのか疑われる様であった。だが麦の青々とした処を見ると訪れたらしい。其の中に立働く人がある。……「働かざる者は食うべからず」とは云うものの、働いても尚且食えないのが現代の世相だ。

儲からぬ事は目前に予期しつつも遊んでいる訳にも行かぬから動いている。そしてあの人の作った作物の何割があの人の手におさまるのだろうか。……

この随想に示された一青年の思想は、驕美に対する素朴、都市風(モダニズム)に対する田舎風(「里」風)により高い価値観をおいている。そして遊びに対する労働の優位、さらに働けど食えない現代社会世相への告発もある。そして農村問題(小作問題)に対する青年の鋭い目もむけられている。論説による正面きった主張としてではなく、静かなる随想を通して、却って強靱な青年のモダニズムと社会矛盾への告発が察知できる。

(二) 「夏祭等の寓話」(鶴木譲) この随想は、大衆的現代化をたどる昭和初期の社会における都市生活対農村生活の問題をとりあげて、農村の祭、郷土の踊りを中心とする固有の娯楽文化の発展を訴えている。

農村の生活は概して色彩に乏しい生活である。その色彩に乏しい農村に着色して行こうとするのが、これからの青年ではあるまいか。都会人には都会独特の娯楽機関があると共に、地方には地方固有の誇を持つ娯楽がある事を忘れてはならない。兎に角人間は自分の認識を忘れて人のものに気が移

って行き易い、……最低の農村、働けど働けど楽にならざる啄木の涙と御同様以上に疲弊した農民達は、その上過重な労働と粗食に体力迄消耗している状態だ。こうした忙中に祭とか休日とかの日を、もっと有意義に楽しむことは必要ではなからうか。

そして都市文化や都市化の浸透に対して農村文化のあり方を、次のように述べている。

都会の名士の社交場がダンスホールにあるなら、大衆農村には、それに匹敵する郷土の踊りがある。踊りは必ずしも社会を毒するものに非ず。健全なる踊りは青年の意気を揚げ、土に親しみを増すものである。近時カフェーの洪水は、あま

りにも青年間に娯楽機関がない事を意味している。こうした処が気持よい青年に相応しい談話場であるならよいが、多くは奇怪な場面を展開しているのは、まことに見苦しい次第である。

農村青年からみた都会のダンスホール・カフェーなどが、都市化大衆化によって農村にも浸透して奇怪な場面を展開させ、青年に悪影響を及ぼしていた様子を苦々しくとらえている。ここにも大衆的モダニズムに対する農村青年の反抗的思想がうちだされている。

②中之条町青年団員の文化状況 (イ)まず市町村青年団基本調査(昭和五年四月末)によって町の青年団員の状況を見ておく(中青ニュース第十四号掲載)、この調査は団員一六〇名について行われ、その結果は次のようなものであった。

まず一六〇名を職業別にみると、農八九、商二八、工二八、其他一五であるが、学歴で全員の約一割が中等学校卒業であった。年令は最高満二十四才、最低満十四才であった。そして青年たちのよく読んでいる雑誌をみると青年団本部発

行の「青年」「青年カード」はじめ、雄弁キングなどであった。新聞では、東京朝日、東京日々はじめ報知、上毛、都、国民新聞などが主なものであった。

(ロ)つぎに当時の青年団の演芸会や学芸発表会などに現れたものから、その文化や思想をさぐってみよう。昭和になると、青年たちの演芸の内容領域は中々広く、男子は謡曲・琵琶・茶番狂言・詩吟・剣舞・民謡はじめ落語漫談手品そして劇に合唱と多彩で、女子は舞踊と劇が多かった。学芸発表会(昭和六年三月)のプログラムから、弁論題目を

通じて、町の青年たちの関心テーマをうかがうことができる。

都会と田舎	唐沢ふさ	上州人氣質	田中敏雄	個性	高橋福次	科学の民衆化	軽沢茂太郎
愛国の女性	篠原とわ	青年時代	高橋政雄	青年に叫ばんとす吉原仁三郎	酒と煙草について徳茂正人	酒と煙草について徳茂正人	酒と煙草について徳茂正人
愛	青木とう	スポーツの民主化を望む	新井雄三郎	家庭生活	後藤七郎	家族主義	瀧沢保二
英雄とは何ぞや	梅松易二						

同じ発表会から演芸題名をみると、

琵琶劇召集令	遠田善一外三名	独唱	佐渡おけさ	倉林勇一	諸謔劇小唄ナンセンス	田中敏夫、高橋政雄	母のおしえ	小林きみ外二名
諧謔劇 断家の兵隊さん	千島栄三郎、都筑春美外四名	舞踊	波浮の港・浜千島	田村正二	対話劇 桜井の駅	青木とう	鉦をおさめて・山の唄	青年団中之条支部員
ハーモニカ独奏			佐渡おけさ	佐島匡子外四名	合唱	故郷の歌、逍遙の歌	青年団 伊勢町支部	木曾節おどり
カッポレ			上州小唄	剣持しか外四名	合唱	故郷の歌、逍遙の歌	青年団 伊勢町支部	商榷学校
オリエンタルダンス			吾妻小唄	佐島佳子外数名	燈台守	女青西中之条支部員	琵琶	桜狩
口笛とハーモニカ合奏	後藤七郎							
青空・出船	田村正二							
トラウメライ								

村の青年の文化・思想 日露戦争中から戦後にかけて発足し、各村の大字地区を基盤に発展した青年会は、村の青年会として旧村の生産や生活の行事暦と結ばれながら、その活動を進めてきている。従って部落の青年会は村の青年会として町の青年会とちがった共通な性格をもっているが、それぞれ青年会が旧村の特性を反映して、独自の個性をもちながら大正から昭和の青年会活動を積みあげてきた。大正期には行政村単位の青年団組織の傘下に入っていた

が、実質上の活動の基盤はずっと部落の社会と生活に密着した活動が中心であった。この点では町と村の青年団のあり方は、かなり違ってきていた。特に昭和期になると、違いがはっきりしてきたように思う。これは自然と地域に住む町と村の青年の文化思想のちがひとなって現れた。

四万青年同志会にみる文化と思想 昭和になっても、前代から引続き部落に即し諸活動の一環としての文化活動を進めている。通常会では相変らず会員の席順演説が行われていたし、図書館活動も中々活発であった。昭和三年の購入図書を見ると、「法規範覽六法全書」、近代文学評論、戦のあと、四十二年金色夜叉の真相、サーニン、糞桶物語等があげられている。そして昭和初期の意見発表をみると、次のような題目があげられている。

昭和三年……批評批判について（宮崎欣市）養蚕に關して（小林隆義）希望（関鶴壽）

（島村正夫）農村ノ衰退ト青年ノ自覺（宮崎一衛）吾人ノ苦惱（関仲三）一日（唐沢要）

昭和四年……時代ニ對スル青年ノ覺悟（唐沢要）新興日本と青年（関仲三）更生青年須ラク現実ヲ歩メ（島村佐重）禁酒（島村正夫）修養ト剣道（関鶴壽）人間タレ（宮崎欣一）

昭和八年……修養ト社会（関清作）自己修養ニ就テ（宮崎伸司）自力ノ強サ（島村武夫）

我自ラ開カン（宮崎高十郎）農家ノ経営（山口織部）

昭和九年……守れ郷土（唐沢要）帰質にもどれ（本多嘉久）農村窮狀ニ付對策方（本多嘉久）青年ノ意氣ヲ以テ進ムベク

昭和五年……農村青年ノ進ムベキ道（山田英治）移民ノ話

奮起ヲ促ス（唐沢要）

これらの題目から、当時の村の青年指導者たちの関心テーマは、農村不況を反映して社会的なものに関心が向けられていたことがわかる。他方また時代をこえて青年期に特有な人間修養や自己への沈潜も強い底流となっていたことが察せられる。特に四万青年同志会では、農業青年として部落と緊密なつながりをもって集団的に農作業（特に養蚕との関連作業）を重視してきた。従って勤勞尊重は青年たちの心に刻まれていたものと思われる。さらに会の伝統的活動として、昭和においても毎年会員中からの善行者の旌表が実施されていたし、村の高令者の旌表も毎年きまっ

行っていた。こういう勸善敬老のモラルは、同志会の先輩以来のもの、広く村風として継承されてきたもので、村の青年の中心思想であった。このモラルは当時この地方の村青年に共通するものだったのである。

一農村青年の文化的探求 沢田村折田出身の金井博之（現在群馬教育センター所長）の寄稿文から、昭和不況によって進学延期を余儀なくされた金井青年の在村二カ年の生活を通じて、その逞しい文化的探求心による若い日の人間形成の「こまをうかがうことにする」。

昭和五年三月、小学校高等科を卒業した。史上未曾有の大恐慌の年である。たくさんの友だちが進学したが私は諦めた。老父母と田んぼを耕し、蚕を飼い、水車で働いた。玄米一斗を白米にして十二銭、小麦一斗を粉にして二十四銭、これがわが家を支えた。盆と暮には、近隣の農家を掛取に回ったが、恐慌の波に洗われた農家は、その半分も支払う力がなかった。この生活は二年続いた。その間に私は陰影に富んだ世の中を見、人の善意や苦悩を知り、働くことの意味を知った。

その頃折田の教員住宅の二階にあった図書館の蔵書は、わずかに二百冊ほど、それでも漱石の「猫」も、阿部次郎の「三太郎の日記」もあった。たしか、堺利彦の「猫の首釣り」などもあった。私は大方読み尽した。上京して前田夕暮門下にいた宮崎一夫さんが帰郷したのは、たしかに昭和五年の八月だった。酒を飲んで都市の頹廃を歌う一夫さんの孤独と虚無のもつれ合う不思議な姿に、私は異常にひかれた。執

拗で詮索癖の強い田舎者の私を、一夫さんは嫌うようであった。しかし、この記憶はいつまでも消えない。いま新潟大に在る田村市太郎さんが盛岡高農本科に入って、初めて帰郷した夏休みもその年であった。盛岡のこと、ドイツ語のこと、石川啄木や宮沢賢治のこと、私は胸を躍らせて聞いた。私は学問のできる市太郎さんに羨望の火を燃やすと同時に、北方の風土に対する清澄な幻想を広げた。市太郎さんは失意の私を励ました。

私はわけのわからない詩を書いた。その詩を読んでもくれるのは、脚の不具な水出鳴芒子さんひとりだった。詩を持っていくと、鳴芒子さんは夜更まで語った。穏やかであったが全身燃えるような話であった。鳴芒子さんは、私のヴァイオリンの先生でもあった。このような水車小屋の少年時代（在村時代）の思い出を措いて、現在の私はあり得ない。

(2) 同人雑誌のつどい

大正十三年十二月に中之条地方の文芸愛好者たちによって同人雑誌「創土」が発刊され、地方の詩短歌俳句愛好の人々が大勢投稿し、中央の名士の批評や投稿もあつて、地方文学同人の夢をふくらませた一時期があつた。昭和になると新しい文学思潮をうけて、地方青年のうちにも自由な思想の表現を求めて集いくる新しい仲間も生れてきた。そしてこういう人々の間で幾度か同人雑誌が生れては消え、消えてはまた生れるという変遷をたどつた。昭和初期から戦時中、さらに戦後にわたつて、地元で新聞記者をしながら、不断に文学的情熱をもつて同人雑誌と二十六年間にわたつて取り組んできた関喜平の報告「同人雑誌遍歴」によつて、まず昭和戦前における地方文学青年の動向を記述しておく。

「芝」の発刊 昭和四年（一九一九）七月創刊、編集者は関怒濤、発行者は町田増夫（農業学校）、同人は高橋孝・丸橋直一郎（税務署）、剣持譲二（銀行）、小林貢（農業学校）、木村常萬（竹の家）、倉林勇一（新屋敷）山田泰三（教員）等であつた。いずれも二十才から二十一才の人ばかりであつた。「芝」という名称について、関は、「芝は人に踏まれても踏まれても不満顔もせず、なおも根強く頭をもたげるといふ意味からだ」といふ。毎月同人は伊勢町の高橋孝の下宿に集まり口角泡をとばして論じあつた。初め雑誌は騰写印刷だったが、終いには活版印刷にした。同人は誰もが短歌詩民謡などを寄せた。関は瀬木悦夫の匿名で連載小説「明暗の岐路」を発表した。「当時私は横光利一の新感覚派に心酔していたので、そういうひらめきを感じる文章だった。今読むと、どこことなく稚拙さがあつて、二十才の青年らしさを感じるものがある」と述べている。これが彼の小説を書いた始めであつた。この「芝」も八号でつぶれた。原因は同人間の分裂だったという。毎月の集りで文学論作品評で論争を重ねたが、熱心な論争は相手の自尊心を傷つけ反感を与え、ついに廃刊の運命をたどつた。

「蠅螂」^{なまきり}の創刊

「芝」の廃刊後、関は前橋や宇都宮の同人雑誌などに作品を出していたが、それでは自分の作品を十分に消化できない不満があつて、とうとう「蠅螂」という個人雑誌を昭和五年五月騰写版で出した。関は「かまきりは何物にも反抗する精神をもっていた。強権にも屈しないという意味で、この誌名をつけた」と述べている。創刊号は八篇の詩と小説二篇で構成し、殆んど関一人だけの執筆だった。しかし五号からは活版印刷にして、執筆者に県下の知名人も加わった。北甘棠の小須田薫（後に北原健）、利根の塩野筍三（後に児童文学者）、高崎の小林沙朶治（後に読売支局長）、渋川の南小路薫、利根の尾見鉄男らが参加した。前橋の荻原恭次郎とも詩集出版会で会い盟友を誓ったという。その夜恭次郎の家で泊めてもらい、そのときの詩として、関は次の一詩をあげている。

同 志

無気味な雨が番傘を打つ

暗夜だ 泥ねいだ

二人は一つの傘の下で がっちり

肩を寄せあつていた

荷馬車の轍が深く食いこみ

ともすると すべり落ちそうだ

ほう齒の高下駄は泥ねいに奪われがち

それでもおれは先を急いだ

路傍の商店の婆さんが差出した*

* マッチで バットの火を点け

一寸先きも視力の利かない暗黒

おれたちは煙草の火で道を明るくし

一本きりしかない煙草

プロレタリア意識の前提は君だった

雨はますます強い

暗黒泥ねいおれたちのゆく道は峻しい

二人は声を出して高らかに笑った。

「吾嬬」の刊行 昭和九年（一九三四）五月十五日創刊号を出した。関が編集で、吾妻青年連盟を基盤に発行部数五〇〇という大々的なものであった。それまでの文芸誌とちがって、「吾嬬」は郷土研究と農業研究に重点をおいた。この雑誌の各号の掲載文を次に示しておく。

第一号……篤農青年伊藤良一(西中之条)、原町青年団長初見文夫、草津少年隊長小林正治の発言、高野長英と吾妻郡の關係(新井信示)、伝説天狗にたまげて死んだ人(金沢佐平)、真綿加工(関田九平)、円心坊の供養(萩原秋水)、小鍛冶の伝説(丸山白羊)、俳句では田村農夫、小坂橋山梶子、丸山白羊、短歌では鬼法師、民謡で吾妻たかし、詩 瀬木悦夫。

第二号……八月十日発行、山岳号、白砂山踏破記(小坂橋君平)、浅間紀行(田村丑十郎)、山田のブゼンサマ(新井信示)、郷土異聞田植地蔵(金沢佐平)、俳句 町田一草、宮崎三木、樋口雀史、大矢揚子並、伊能松並、田村農夫、民謡 高橋潮風、吾妻たかし。

第三号……十月十日発行、産業号、産業ニュース(田村農

(3) 俳句と短歌

俳句 大正時代に入り吾妻郡にも新しい写生派の近代俳句がホトトギス入選の三人を介して導入されたことは大正の俳句の項で前述した。そのうち樋田一卷子は若くして昭和初年に病死したが、町田一草と宮崎三木の二人は昭和の俳句の中心となって活動した。関怒壽は昭和時代(戦後を含めて)の吾妻地方の俳句の系統を五つの流れに分けて、次のように捉えている。

- (一) 高浜虚子「ホトトギス」主宰 同人 宮崎三木
- (二) 富田うしほ「若竹」主宰 同人 田島壽山、石井映水
- (三) 前田普羅「辛夷」主宰 同人 星野光雲、水出鳴芒子、関怒壽、他は西部多数

夫、養蚕と桑園整理(奥木余八)、栗樹の栽培(吾妻郡農会)、漆樹の栽培(川村善七)、いちごの營養化(N・O生)、古人の經濟復興(新井信示)、俳句 町田一草、宮崎三木、大矢揚子並、沢沢水歩、加部緑頓、小坂橋山梶子、樋口雀史、伊能松並、田村農夫。短歌 鬼師子(山田竹次)。民謡吾妻たかし。

第四号……昭和十年二月一日発行、佐久間象山と野尻(新井信示)、組合製糸問答(編集部)、猪の話(金沢佐平)、養蜂の常識(松本生)、文藝欄では、相変らず俳句が盛んで三十八人の作品を掲載。

第五号……昭和十一年八月五日発行、新樹号と銘打って、俳句 宮崎三木選、佐藤峨光選で百八句を載せた。

- (四) 富安風生「若葉」主宰 同人 田村杉雨、石原清華女
- (五) 相葉有流「石人」主宰 同人 小林秀峰(三島に多数あり) 関怒壽

さて沢田村山田の三木は大正十五年笹鳴会をつくり、昭和二年三月二日、ホトトギス同人池内たけしを三木庵に迎えた。続いてたけしは四年一月（十三日）、五年四月と相次いで三木庵を訪れた。笹鳴会に集った三木を中心とした人々は、池内たけしの訪問を契機に次々に発展していった。笹鳴会は一年余で氷柱吟社と改称し、初めの人々のほか、新たに水出壽仙、黒崎櫻月、綿貫雪花、福田素光、斉藤不知、星野香転、涉沢露泉などが加わった。池内たけしと三木との交わりを中心に新しい俳句の輪はひろがっていった。関は三木を評して「吾妻俳壇に近代俳句を植付け、写生の大道を自ら教えた人であった」と述べている。

他方町田一草（崇山）は昭和に入ると町長から郡農会長、ついで三年十月に県会議員に当選、引続き連続四期県議をつとめ、戦時期十五年五月には三度目の町長に就職した。昭和期の崇山（一草）は四十代で、多忙な公職に奔走しつつ、油ののりきった昭和十年前後までのこの時期を句作と人々の俳句指導に意を注いだ。村上鬼城（七年十月二十九日）池内たけしを招いて句会を開いている。なかんづく皐月句会をつくり頻繁に句会や吟行を行なっている。当時の皐月句会の会員だった小淵磋一（俳薊）から、その句会日誌を詳細に筆録報告していただいた。この日誌をみると、九年七回、十年十一回、十一年五回と句会が開催された。一草を中心に、田島壽山、小淵松影、丸山白羊、佐島海男、石原清華、小板橋山梔子、平田一羊、田村杉雨、古屋雨読、中島雨郷（未央子）、大矢揚子並、石井映水、関怒濤、鈴木剣山、小淵俳薊はじめ多数町の俳句愛好者たちが集った。大同銀行中之条支店を常時の会場とし、時に金幸竹の家なども使われた。昭和十年前後における町の俳句の隆盛期の様子がしのばれる。こうして皐月句会を媒介に一草をかこんで昭和時代の新しい町の俳人たちが生れた。

短歌 大正期には三年の宮中歌会初めの勅題に詠進し、「社頭の杉」の予選に入選した歌人がでた。中之条町の医師井上重徳であった。氏は明治元年九月東京本所に生れた。父彦克は草津町画家宮崎竹坡、松前藩医師芳山家の女婿



昭和6年「社頭の雪」
勅題予選歌に入選した井上重徳医師
(中之条町)

となった。漢籍を学び和歌を善くしたという。また伯父宮崎千矛は有名な歌人橘守部の門弟で、その指導をうけた。重徳が和歌に秀れた才能を発揮したのも、この父や伯父の感化によるものであろう。重徳は幼時親族の井上家の養子となり医業を継いだ。江東を号して俳句もやったことは前述の通りである。明治二十九年縁故ある田中甚平の招きによって中之条に来て医者を開業した。医師として井上重徳は「資性が剛直寡欲で正義人道の鼓吹につとめ、診療費を病家に要求せず、事が公共事に関する場合には労費をおしなかった」（伊豆凡夫陸軍少将の碑文による）といわれている。勅題には明治三十四年雪中竹以来毎年詠進を続け、大正三年「社頭杉」の予選歌に入選した。

千代へたる杉より外の影もなし

御手洗川のきよき流は

続いて昭和期にも六年の「社頭の雪」でも勅題予選歌に入選した。

朝きよめ雪にまかせてははきとる

人かげもなし神の広前

この光榮を永く記念して昭和九年十月中之条小学校に歌碑を建てた。

続いて吾妻地方から二人目の勅題入選者が現れた。伊参村五反田の有力者小林文平だった。文平は昭和十一年一月、宮中歌会始めに勅題「海上雲遠」に詠進して、みごと予選歌に入選した。

みちしほの潮なりやみて一群の

雲はるかなりあかつきの海

この時には詠進歌四万二百五十五首のうちから選ばれたものだった。文平はこの歌作のため海辺まで出向くという苦労が秘められていた。小林は若い頃から俳句をたしなみ、一輪と号した。歌の方は昭和八年から始め、大日本歌道研究会に入会し、大町五城に師事した。昭和九年から勅題に詠進し、三回目に入選となった。入選について小林文平は次のように語っている（朝日新聞昭和十一年一月二十一日）

山国の者にとって海の歌には頗る不得手でしたので、海岸へ旅行して実感を歌にして、十二月十日帰郷想を練り十首のうち一つを選んで詠進したものです。

文平はさきに入選した井上重徳にも生前指導をうけたと語っていた。

2 大衆文化の発展

既然大正期でも述べておいたが、中之条地方でも大正期からは生活様式が漸く現代風になり、都会的な生活が浸透していた。都市化を媒介したのは、交通運輸機関の発達と新しいマス・コミ文化（大衆新聞大衆雑誌及び映画ラヂオなど）の導入による点が大きかった。特に大正から昭和になると、前述のように吾妻地方では道路の拡張整備、乗合バス路線網の拡大の基盤にたつて、広く地元住民がこれを利用することによって、都市生活との接触が頻繁になった。

しかも大正後期以来の新聞雑誌の購読層も著しく増大するし、さらに昭和の十年間にはラジオが漸次導入されてきて、新しいモダン文化もかなり浸透しはじめていた。かくて大正中頃からはじまった日本の大衆社会化の動向は、わが中之条地方でも、これを受容する諸条件が次第に整備されてきたことによって、昭和戦前期にはモダニズムの開花をみるようになった。

(1) 映画——無声時代からトーキー時代へ

大正期から当地方の人々の新しい娯楽として登場した活動写真については、大正期で述べておいたが、昭和になると活動写真は映画と呼ばれて一段と大衆娯楽化した。中之条町では、昭和になると、前述のように伊勢町の求友館が前橋の野中康弘の経営に変わり、新しく帝国館として映画興行を継続した。その結果野中の県内映画興行の一環として松竹系映画が比較的早く見られるようになった。昭和初期には松竹映画が業界をリードしていたので、蒲田の現代物と京都下加茂の時代物の代表的映画は殆んどみられるようになった。ところで昭和五年前後までの映画は、まだ無声時代であって、弁士による説明と伴奏音楽との相乗効果によって独自の映画情緒を醸成していた。弁士には大正大震災後からの久保田による名場面の映画説明は、今もなお六十代以上の町民には忘れえない思い出となっている。伴奏にはヴァイオリン・クラリネットを中心に、新規にピアノも入っていた。そのピアノを小学校より早く使用していたように思う。伴奏のボックスは客席から隔離されていて、弁士とともに伴奏者たちにも人氣が注がれた。

さて日本のトーキー映画は昭和四年（一九二九）に始まったといわれる。はじめは外国映画だけであったが、日本映画のトーキー製作の第一号は、昭和六年（一九三一）の「マダムと女房」であった。中之条町におけるトーキー映画は、昭和八、九年頃であった。小池秀雄日記には、八年（一九三三）十一月十九日に「朝日座にトーキーあり」また九年四月十九日にも、「朝日座に朝日新聞のトーキー活動写真あり」と記載があるが、新聞記者関喜平は九年五月一日に朝日劇場で新聞社の読者慰安映画会が催された際のトーキー映画公開の様子について、次のように述べている。

（同氏「風雪三十年」七三～七四頁）

会場は割れんばかりの盛況で、期待にそむかず観客の拍手喝采をあげた。映画の内容は忘れたが、言葉ははっきり聞き

とれなかった。雑音の方が大きかった。音楽となると断然よかった。唄は肉声できているようで、たのしかった。

ここで昭和戦前の町の映画、特に伊勢町の映画館のことについて、梅松公三（大正八年生、伊勢町）の話をあげておく。

伊勢町の求友館は、昭和二年前橋の野中興業部が帝国館として経営するようになり、一部内部の改造を実施した。その頃は、まだ畳の座席で、便所道など周囲の道路だけ土足で歩けるように改造した。流石に、よい映画を上映してくれた。しかし予想したような業績をあげることが出来なくなって、三四年で手を引いた。野中興業部の引揚後、また田村与吉氏が引受けたが、上映映画は大都映画という四流プロダクション製作映画でした。しかも節句盆など物日の時だけの興業で

あった。昭和十二年相川一郎二郎兄弟が田村与吉氏から上映権を譲渡されてからは配給映画は日活専属になった。日活系として長塚節の「土」、火野葦平の「土と兵隊」などの評判映画は、伊勢町にいても見ることが出来た。原節子、小杉勇、大河内伝次郎、阪東妻三郎、嵐寛寿郎主演のものには、お馴染めになった。東京で封切られた新映画も一年以内に伊勢町の映画館で観覧できた。

(2) 芝居其他催物

中之条の朝日劇場では、まだ芝居やその他の催物がかなり行われていた。諒闇あけの昭和三年（一九二八）と、不況のピークの六年（一九三一）、八年（一九三三）の催物を田村喜八日記から拾ってあげておく。

昭和三年……一月廿二日～三日間水谷八重子一行開場、二月は衆議院議員選挙で演説会が多い。三月二十日前橋孤児院主催活動写真、十月六日女義太夫竹本組春一座大いに賑う。十月廿一日青年会処女会後援活動写真「加藤清正」映写、十月卅日東京新俳優月岡誠大一座にて開場（この年原町昭和館新築開場尾上松鶴一座）。

昭和六年……三月廿一、廿二日女義太夫竹本文蝶一座開

場、三月廿三日吾妻小唄普及会による中之条草津芸妓の踊り、同廿七日新派高田憲太郎一座（木戸大小人とも五銭馬鹿げた安値なり）。七月八日～十二日千成屋一座の節劇（毎日雨続きにて閉口、本日を以て閉場の悲劇を極む）。九月廿四日天勝一座の奇術一行開場、十月九日東京歌舞妓中村吉十郎大一座開場、十一月十三日朝日劇場大人小人十銭均一で芝居開場、十二月六日賀川豊彦講演会、聴衆千余をこえ盛會を極

む。

昭和八年……国際連盟の脱退軍国化の趨勢の年で、四月廿

四日より岩井一座開場あれども不景氣にて入場至って少し。

八月一日尾上菊壽郎一座開場、九月十五日より新派高田憲太

郎一座開場、近來稀なる大入りをしめる。十一月一日新演劇

錦正会一座開場。

昭和六年すぎになると、農村不況が反映して芝居はじめ催物興行は入場者が少く、大人小人均一十錢十五錢という安値で人寄せを工夫しても、なおかつ不人氣のことが多かった時代であった。当時の中之条の朝日劇場は、まだ芝居の上演が多く映画上映は少なかった。新聞社のニュース映画を上映することが多かった。中之条町の高橋高次郎（七十一才）の話によると、「観客は芝居のときには町の人五〇％、村の人五〇％で、映画のときには町の人が七〇％、村の人三〇％であった。入場料は芝居のときは六〇錢、映画のときは三〇錢ぐらいだった」という。

(3) 流行歌——はやり歌から流行歌へ

大正期に引続いて昭和初期十数年前後にも歌はよく庶民の心をとらえた。大正期には、はやり歌として町村の若衆や壮年層に浸透していたが、昭和になると蓄音器によってレコードが広く大衆の間に普及しはじめた。特に五六年頃からはラジオが町の家々にも増えてきて、放送を媒介にして歌が庶民の間に広く流行していった。大正のはやり歌から昭和には流行歌として、現在の流行歌全盛時代の土台がつけられた。レコードとラジオを媒介として児童から老人にわたる全年令層にまで流行するルートが形成されたことは、本格的な大衆社会到来の現れであった。「東京行進曲」（昭和四年）にはじまるといつてよい流行歌は、大正のはやり歌の社会的背景とはくらべものにならない現代性をもっていた。「ジャズで踊ってリキユルでふけて、明けりやダンサーの涙雨」ジャズ・リキユル・ダンサーは震災後の現代昭和の東京を表象するもので、流行歌を通じて田舎の町や村の人たちの憧憬となるが、これは雑誌「キング」に連載された菊池寛の大衆小説が映画化され、さらにこれが映画主題歌になって流行した。引続き昭和八年（一

九三三)には「東京音頭」(勝太郎・三島一声)の爆発的流行が生れて、この歌と踊りが日本中に限なくゆき渡った。当時町民の集会や祭りには、きまって東京音頭の歌と踊りがとび出すという流行世相になっていた。十年前後になると、町のカフェーでもよく蓄音器(時に電気蓄音器)にたえず流行歌をかけ続けていた。女給たちも代表的流行歌を知らなければと一生懸命に覚えた。青年たちもここで覚えた歌も多かった。とにかくレコードやラジオを通じて町から村へ流行歌は伝播していった。「君恋し」「紅屋の娘」「酋長の娘」「祇園小唄」「酒は涙かため息か」「丘を越えて」「影を慕ひて」「涙の渡り鳥」「島の娘」「サーカスの歌」「赤城の子守唄」「急げ幌馬車」「二人は若い」と次々に流行歌は氾濫していった。東京音頭に続いては「さくら音頭」(昭和九年)が流行した。

さてこういう流行歌時代を迎えて、地元でも新しく吾妻小唄や四万小唄ができたが、レコードに吹き込まれて、当時地元の人々の間で広く歌われ、また踊られた。当時群馬県では、まず上州小唄が作られレコードになったが、新時代の流行歌として県内のみならず広く県外までも宣伝された。これに刺激されたか、吾妻郡でも吾妻小唄を作る気運が生れて、作詞を広く郡民から募集した。吾妻小唄懸賞募集、五年十二月三十一日限、賞金一等二十円、二等十五円、三等十円、審査は郡出身の文士佐藤緑葉に依頼した。そして吾妻小唄はこの当選作詩の山田泰三(沢田村)と島村浦平(中之条町)の合作になっていったという(新聞記者関喜平談)。こうして吾妻小唄の普及会が作られ、翌六年三月二十三日朝日劇場で午後六時から中之条草津の芸妓をまじえて発表会が開催された。当時レコードにも吹き込まれて、一枚一円五十銭で郡民に頒布した。続いて四万温泉のために群馬自動車を中心になって四万小唄が生れた。関喜平記者によると、当時群馬自動車会社の支配人だった蟻川潔が主になって松村義人に作詩を依頼した。作曲は石田友太郎、歌手丸山和歌子で昭和八年(一九三三)四月末にできたという。松村義人は何回も四万を訪ね各所を廻って調査のうえ作詞に着手したという(四万温泉組合田村喜一郎談)。キングレコードに吹き込まれた。中之条町では金幸の広間

で八年七月四日に発表会が開かれた。翌五日には四万温泉で発表会があった。続いて十五日には中之条と四万の処女会及び群馬自動車会社の主催で、四万小唄の大発表会が朝日劇場で開催され、大盛況だった。この歌は四万情緒をよく捉えて中々好評だった。そろいのゆかたに赤い前掛、赤い緒の草履^{ぞうり}をはいて踊る四万の娘は歌詞の文句通りの無垢の花をあらわしていた。ここで四万小唄の歌詞をあげておく。

四万の湯けむり

(一) 山奥のけむる湯けむり谷間の流れ

四万は湯どころほのぼのと

(二) すんなりと四万の娘は湯の香に育ち

浮世知らずの無垢の花

(三) きれないに燃ゆるもみぢは化粧をこらし

四万の川瀬に水かがみ

(四) シャンコシャンコと馬にゆられた四万への旅は

今じゃ車で一と走り

八年の中之条の祇園祭には若衆連を中心に、広く一般町民も加わって二日間、四万小唄の歌と踊りが町中にくりひろげられた。四万温泉では関善平田村茂三郎田村辰雄らが先頭にたち、若衆が大勢参加して、四万小学校々庭に太鼓を据えつけて踊ったという。好評だった四万小唄は引続いて県内県外にわたって披露された。しかし日華事変の勃発から戦時中においては、人々に歌われる機会も少くなったが、戦後にはまたこの地方の人々によって愛唱されてい



四万の湯けむりの踊り
(昭和10. 6. 23 群馬の夕に出演)

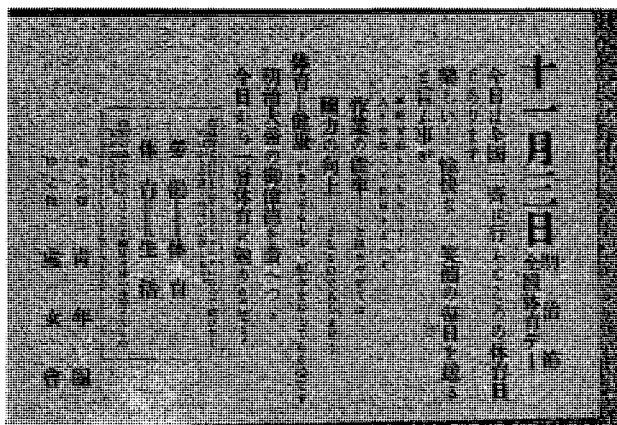
る。当時四万温泉はちょうど昭和の大衆時代を迎えて、群馬自動車によって大衆を導くバス路線も整備されて、一飛躍する画期でもあった。たまたまその頃大衆作家の牧逸馬が「主婦之友」に小説「地上の星座」を発表し、そのなかに四万温泉が登場した。この小説は映画化され、また主題歌もつくられた。作者の牧逸馬も四万温泉を訪ねている。四万の美しい溪流と釣橋が描写され、これを背景にして小説の主人公の男女が再会する場面は、広く全国の読者大衆を魅了するところとなった。こうして昭和十年前後には大衆時代をバックに、歌と踊り、また小説と映画等を媒体として四万温泉は新たに飛躍すべき好機でもあった。

(4) 新しい遊びとスポーツ

昭和期になって、わが町村の人々のレクリエーションも大正期にくらべると、次第に変わってきた。交通機関の発達によって住民の行動圏も著しく拡大し、新しいマス・コミ状況の出現、特に放送の影響などもあって、遊びの形態や内容が大きく変貌した。当時は不景気のため遊びどころではなかったと思われるが、実際には不況による人間不安や社会危機からの逃避と解放を求めて、却って遊びの享受が強烈であった時期ともみられる。そこで大衆社会状況にふさわしい新しい遊びと娯楽が発生している。麻雀や撞球の流行などはそのあらわれといつてよいだろう。

スポーツ ラジオ放送に刺激されて町民の中に漸く野球への関心がたかまり、町のチームが結成されて、他町村との試合なども時々行われるまでに発展した。大正末から昭和初期には町の子供達の間では、キャッチボールが盛んだったし、町内の広場では子供の一寸した野球試合もやっていた。これが青年や社会人の間に広がったのは、ラジオの野球放送を度々聴取するようになってからであった。

テニスは、大正末から昭和戦前期には、郡内の各町村どこでも皆盛んだった。毎年秋には、尋常高等と分れて男子は中之条農学校、女子は吾妻高女で郡内対抗女子大会が開かれて、これは広く各方面の人気をよんだ。この当時群馬



11月3日「体育デー」のビラ（中之条青年団・処女会）

県ではテニスは割合盛んだったので、県出身の優秀選手も幾人か生れた。当時の日本代表のデ杯選手佐藤次郎は隣郡長尾村生れて渋川中学出身という身近かな存在だった。また兄の佐藤太郎も庭球選手として時々吾妻にも指導に訪れた。吾妻地方のテニスの拠点は各町村の小学校で、先生達はその指導者であった。特に農学校と女学校は二大拠点であった。「吾妻五十年史」によると、小学校対抗庭球大会は大正十四年（一九二五）から始まったが、其後益々盛んになり、テニス隆盛の軸となった。学校テニスのほか、社会人テニスもまた中々盛んだった。中之条町では小学校農学校のコートで先生達に社会人も入り混って夕方遅くまで練習を続けた。学校のほか田島医院内にもコートが新設されてテニス好きの社会人が集った。原町とともに中之条町には、庭球倶楽部がつくられていた。清水正司、金井亀雄、剣持祐作、後藤要、今井経雄、河瀬重憲らが活躍していた。当時の指導教師は戸谷壮一郎、木暮千太郎などで、審判には田島栄吉医師などが当たっていた。この頃吾妻地方で最も盛んだったスポーツは、テニスと陸上競技であった。野球はまだ揺籃期で、これをやる青壮年は少数だった。町や村の青年会でもまだ対象スポーツではなかった。野球ルールを熟知している一般町民は極めて少数だった。野球の審判には田島医師や望月宗男、歯科医師などが当たっていた。これに対してテニスと陸上競技の参加人口は遙に多かった。郡の連合青年団の対抗大会でも、この二つの種目の勝敗が一番関心のまとであった。当時の陸上競技の青年指導者は桑原清ら

であった。各町村の青年団講習会にも時々出かけて指導にあたった。毎年秋には町村青年団の運動会、続いて吾妻連合青年団主催の陸上競技大会が開催され、トラックとフィールドにわかれ各町村の代表選手たちによって覇権争いが行われた。陸上競技も昭和初期になると、吾妻地方でもすでに近代スポーツに変わっていた。郡連合青年団では体育奨励規程が制定され、陸上競技武道及び力量の三部門に標準記録を設けて、これに達したものは体力章を与えていた。なお昭和期には十一月三日の明治節の日を体育デーとして全国的にスポーツの諸行事が行われた。中之条青年団、処女会が配布した「体育デー」のビラを示しておく（写真参照）。

吾妻山岳会の活動 吾妻山岳会会誌によりその成立の経過をみると、昭和七年六月十二日沢渡穴小屋研究に出かけた帰り途、山岳会を起し吾妻郡の全山を登攀し、傍に地質研究郷土研究をしようという議がでたのが発端で、この方面の会則を県の林豊体育主事に問い合せ、県山岳会規則を参照して会則の起草をはじめた。続いて六月十九日浅間山麓鬼押出鹿沢温泉田代湖への探勝視察を三十一名で実施したが、この二回の旅行を通じて山岳会設立の機運が促進された。そこで七月二十四日原町観音山に登り、ここで山岳会創立総会を開催した。当日参加者は三十余名であった。この日七年の登山計画として、(一)岩本浅貝間の神保道の縦走、(二)四万野反湖花敷道の二案が提示されたが、幹事会が検討の結果、(一)案は翌年に延期され、(二)案が実行された。なお総会において会長に田村丑十郎（中之条町、元小学校長）が選ばれ、幹事には二十六名が委嘱された（七月二十八日）。

吾妻山岳会第一回の行事は野反湖行であったが、その跋涉記は吾妻郡誌追録（二五～三五頁）に詳しいので省略し、参加者状況だけを会誌から抜がきしておく。

参加者を町村別にみると、中之条九、沢田二、原町四、太 生三、その他九であった。中之条町からは、田村丑十郎、小田一、岩島二、長野原一であった。職業別には、教師七、学 板橋君平、吉田毅一郎、関喜平、丸秀夫、渡辺千代丸、篠原

八郎次、吉原雄平、山田稻作等十九名であつた。

第二回行事は薬師吾嬬山登山（九月十八日）、第三回は十月十六日浅貝三国法師行（四人のみ、原町新井信示、金沢佐平、新井源八郎及び田村丑十郎会長）、さらに八年二月五日沢田村高田山に登山、なお八年の会の主もな行事は

五月七日 四万石門山探勝、十四五名参加

五月十五日 十二岳登山

六月一日稲包山登山

六月十一日浅間隠山登山

八月三日 四阿山登山東部より二十一名参加、それに第三区学舎員も加わる。

八月二十三日 野反より上信国境行十四名参加。

昭和九年の山岳会の活動をあげると、

五月二十日 石門山登山 十四名参加（寺社平山田常三郎案内）

四日 尻明ニ下り静養、五日 午後五時帰着。これについて「山岳会の最も成功したる快挙なり」と述べている。

六月二日 白砂山征服 五人（四万ノ佐々木案内）第一日

六月二十二日 浅間登山 十二名

木根宿ヨリ四万川ヲ遡行、六合沢田村境ノ屋根ニ出テ、之ヲ

八月五日 野反キャンプ（講帯武藤郁）

白砂川ニ下り岩洞ニ宿ル。三日 上ノ間山ニ登リ屋根伝ヒ白

八月十七日、二十一日 白砂夏山、白砂川踏破

砂ニ出テ八十三山ヲ経テ国境地蔵ニ出テ野尻小屋ニ宿ス。

昭和十年一月の会合で山岳会によって野反に完全なヒュッテを作ることを決めている。なお二月日本山岳会からの問い合せに対し、会の現況を次のように報告している。

会員数 一〇五名、機関紙吾嬬を昭和九年五月から隔月に発刊している。

野尻山小屋作成については六合村長と共力して寄附募集のため出京している。八月七日には野反山小屋の開舎式を

行つたが、この時の山小屋落成の会計報告をみると、主な寄附者は次の如し。

一一八円	吾妻山岳会	一〇円	菅谷勘三郎	一元	林 紋吉
一〇〇円	高崎山岳クラブ	五円	浦野判平	一元	福田禎三
一〇〇円	東京セクシヨン	二円	岩下郵便局		
三〇円	四万温泉組合	二円	丸本旅館		
計				三六九円	

吾妻山岳会誌は、昭和十年のこゝで終っている。

五 昭和戦前期の教育

1 概 観

昭和二年の正月は、昨年来の大正天皇の崩御の諒闇に明けて、子供達まで小さい黒章を胸につけて登校し、その二月七日は「きさらぎの空春浅く、寒風いとし身にぞしむ」と当日のうたった式の歌詞そのものの寒い日に、大葬が行われた。昭和の不況はすでに見たように「米価の暴落と、政府の軍縮方針のため、一般財界不振なり、金融最も逼迫となり、ために農村経済は極度の打撃をうけたり」と反下では永宝年代記に記しているが、この諒闇に明けた不況の年、日米親善の青い目の人形が、各学校を訪れた。

青い目の人形

昭和の初頭を飾る児童の行事として、昭和二年の春国際親善デーの催しの中で行なわれたアメリカの人形使節があつ

た。赤十字社の媒介によって、アメリカから県下の各学校へ「青い目の人形」が送られてきたのである。

各校からは学校長が、五月一日群馬県女子師範学校におい

て人形を受領された。

昭和二年四月十九日

小学校長殿

学務部長

米国世界児童親善会ヨリ送付セラレタル人形配付ノ件ニ
付依命通牒

米国児童親善ノ意ヲ表スル使者トシテ標記親善会ノ手ニヨリ
テ送付セラレ候人形を個其ノ校（幼稚園）ニ配付相成候ニ就
テハ来五月一日午後五時ヨリ交付可致候条、其ノ職若シクハ
代表者群馬県女子師範学校ニ御出頭相成度、当配付ヲ受付候
上ハ左記事項御了知可然御取計ヒ相成度依命此旨及通牒候也
追テ全日午前十時ヨリ女子師範学校ニ於テ本県教育会主催
トナリ人形歡迎会開催ノ筈ニ付繰合セ御参列相成度申添
候也

人形が送られて来た日、各校では人形の披露会が開かれ、児童たちは、童謡「青い目の人形」また「人形を迎へる歌」を歌って人形を迎えた。児童一同人形をとりかこんで喜び合いその遠路をねぎらった。

秋になると女の子たちは一銭ずつ堀金し、お返しに「黒い目」の日本人形をアメリカへ送った。

昭和二年九月七日

米国へ答礼ノ使者トシテ人形ヲ送ルニツキ女児童ヨリノ 陳

記

一、人形受領ノ上ハ人形ニ添ヘテ交付セル受領証（夫々）ニ
所要ノ記入ヲナシ学校名若クハ幼稚園名（県都市町村校
名、幼稚園名）ヲ明記シ直接寄贈者ニ送付セラレタシ尚小
学校児童ヨリハ寄贈者ニ対シ感謝状ヲ必ズ送ラシムル様取
計ハレタシ

感謝状ハ和文ニテ宜シク又児童自作ノ童謡、絵画、写真、
最寄地方ノ風景画、絵葉書等ヲ送ラレルコトハ寄贈者ノ
最モ喜フ所ナルヘシ

一、人形ハ学校幼稚園ニ保存シ三月雛祭等ノ諸行事ヲナス場
合ニハ陳列シテ講話ノ資料タラシメラレタシ

一、米国児童ヨリノ通信文及ビ本県児童ヨリ送ル童謡又ハ感
謝状ハ後日教育ノ参考資料トナスヘキニ付各写ニ通テ成ルヘ
ク速ニ教育課宛送付セラレタシ

出金ヲ經ム

十月十九日

日米親善ニ関スル答礼ノ使者タル人形ノ送別会群馬県師範学

校講堂ニ於テ行ハル

十一月十日

答礼ノ人形横浜ヲ天洋丸ニテ出発ス

(中之条町立第三小学校沿革誌)

人形を迎へる歌

一、海のおちらの友だちの

まことの心のこもっている

かはいいかはいいい人形さん

あなたをみんなて迎へます

二、波をはるばる渡りきて

ここまでおいでの人形さん

さびしいようにはいたしません

お国のつもりでいらっしやい

三、顔も心もおんなしに

やさしいあなたを誰がまあ

ほんとのいもうと弟と

おもわぬものがありますよう

この日米親善の人形使節の交換の中に、皮肉にも、不況打開の為に、田中内閣の山東出兵があり、教育の場は次第に軍国調を高めていくのである。

吾妻教育会五十周年を迎えた昭和十一年に、その五十年の歩みを①創立時代明治十九年—同二五年、②覚醒時代、同二六年—二七年、③頓座時代 同二八年—明治四一年、④郡長時代—同四二年—大正十五年、⑤順風時代—昭和二年—同十一年として、この戦前期を教育会の順風時代としている。

この順風時代として、三年の御即位大礼、四年の水戸における青年団の御親閲(吾妻五十年史一六九頁参照)五年の五・一五事件、同十月勅諭下賜四十周年を迎え、糸価暴落と教員の減俸問題、そして六年の満州事変を契機に満州をわが生命線として以後十五年戦争に突入する。そして各校共徹した節約の励行(吾妻五十年史一八六頁参照)し、六月太田小学校に始めて農村託児童所が開始され、各村々にも普及して銃後を守る体勢が始まる。同年熊川飛行士の訪欧と郷土訪問、青年訓練所吾妻郡連合演習の挙行、所沢飛行機から飛行機参加、終って中之条校庭にて盛大なる分列

式と、戦時意識は昂揚されて以後この演習は年中行事化する。

八年には、遂に国際連盟を脱退して、すでに決戦の腹をきめ、文部省の「非常時と国民の覚悟」が、学校に配布されて「非常時」の声に教育は緊張の度を加える。ここに教科書が一変して、大正時代の「ハナ、ハト」は、「サイタ、サイタ、サクラガサイタ」、の日本精神と「ススメ、ススメ、ヘイタイススメ」の軍国主義調に変わり、「海ゆかばみずく屍……」の万葉の古歌が各学校に配布され斉唱された。

そして、翌九年には、四月三日全国小学校教員代表三万五千を皇居前広場に集め、精神作興大会を開催し、天皇の御親閲が行われ、「国民道徳ヲ振作シ国連ノ隆昌ヲ致スハ、其ノ渊源スル所実ニ小学校教育ニ在リ事ニ其ノ局ニ当ルモノ夙夜奮励努力セヨ」の勅語を賜った。時に文部大臣は内閣総理大臣兼務の斎藤実であった。このご親閲前後の記録を「吾妻教育」では、「御親閲記念号」の特別号として発刊した。いまその状況を管見して当時を偲^{しの}ぼう。

- ① 昭和九年二月二七日、御親閲前会議開催 六回
- ② 乗物の便悪く、東京まで自動車往復となる。
- ③ 二月二四日払暁を期し各自最寄りの神社へ参拝、御親閲の恙なく終了せられん事を祈る。(全国連合小学校教員会よりの通知)
- ④ 終了後本会総会を開き、御親閲の感激を新たに実行を誓う。
- ⑤ 帰郷後直ちに神社参拝すべき事を会長より伝達あり。
- ⑥ 五月十九日 勅語奉読式挙行
- ⑦ 感激録蒐集
- ⑧ 御親閲拝受者 氏名 本町関係では、中之条校10名、沢田校9名、伊参校6名、名久田校6名、計31名で(内校長首席分校主任女教員代表7名)会長は宮崎貴であった。

次に感激録の二、三にその当時の教師を見よう。

松青き大内山 澤田校 古屋 次雄
春風におろがむ玉の宮居かな

松青き大内山や春の色
肅然と春雨に齒簿^{しぼ}拝しけり

生れませる皇子寿ぐや東風の庭
竜顔に咫尺す榮や風光る

天恩に浴して

澤田校 蜂須賀 要

不肖私は教育者の末席を汚して居る者であります、分教場主任の故を以て、辱くも千載一遇の御親閲の光榮に浴し、麗しき天顔を拝し奉る事の出来ましたのは、独り我が喜びのみならず、我家末代迄の誉と深く感激に咽ぶ者であります。

御親閲に際しては優渥なる勅語を賜わりまして、寔に恐懼感激の外はありません。私は元より不敏なる者であります、教育者としての自覚を新にし、一意専心その責務を尽し、以て聖恩の万分の一にも報ひ奉り度いと念願して居ります。

曩に皇太子殿下御降誕あらせられし時奉祝句を作りましたのを立句とし、我國古来より独特なる俳諧の連歌を以て、御親閲の感激を録し並に皇太子殿下御降誕を奉祝し度いと思うのであります。

俳諧之連歌 冬日晴之巻
首尾、独吟

皇子あれし国旗あかりぬ冬日晴

粒らに赤き軒の雨天

高砂も尾上も共に住みよくて

波も静けき浦安の邦

待たれたる名の夜の月の澄渡り

葉末葉末に露の輝く

色替えぬ松の映たる大広場

教の道に集ふ人々

畏くも雨の中なる御親閲

心に留て詔守らん

蕾より芳しき花知らるなり

竹の園生のふ春

畏き御親閲の光榮に浴して

伊 参校 吉 田 英

教草うあひろめよと詔る我大君のみむねたふとし
現世の神に在する天皇のみ声に涙と、め得ぬわれ

小学校教員三万六千の御親閲。何といふ有り難い思召であらう。北毛の山峽に勤務する数ならぬ我が身にも、高深遠なる御聖恩御仁慈を垂れ給うとは、誠に恐懼感激の極みである。

四月三日午前二時起床、本日の光榮は我が身一人のみならず、老母妻子一家九名の光榮であらねばならぬ。先づ身体衣服を淨め神を拝し、今は三十年の昔、同じく職を教育に奉じ、ついに日露の役に旅順に戦死したる我が父の靈前にも、今日の光榮を報告し併せて無事終了を祈つたのであった。此の光榮に浴する我が身の背後には、一家十人の魂があり、一校職員児童の魂があるのだ。

玉音朗かに賜はる御勅語には、其昔志士高山彦九郎の心事も思ひ出でられて、おのづから感激のはふり落つるのを奉じ得なかつた。

此の聖代に生れ、天顔に咫尺し奉り、剩へ、聖勅を拝し奉る事は、誠にかしこき極みであつて、此の無比の光榮を荷ひ

深遠なる、聖慮を拝察しては、いよ／＼己が責務の重大なるを思ひ、永く此の光榮を心肝に銘して、生命を献げて教育の道に邁進し、聖恩の万分一に報ひ奉らねばならぬと、心の底に深く／＼誓つたのである。

さらにその年十一月、群馬県を中心として特別大演習が行われ、群馬・埼玉・茨城・栃木・長野・新潟の六県下の中等学校・青年訓練所生・男女青年団・在郷軍人等の御親閲が行われ、九月九日高崎乗付練兵場で第一回予行演習、十月二一日、第二回が行われ、十一月十五日、教員(群馬師範校庭)、十七日男女青年団中等学校生徒(高崎乗付練兵場)の御親閲、高学年生徒は、高崎に沿道で聖駕を拝した。沢田村御親閲拝受者、男女青年団員四四名、青訓生四四名、在郷軍人七四名(以上沢田村報より)であつた。

時に女子青年団員によつて、天皇陛下の前で次の奉演歌が斉唱された。

一、菊の香の妙なるこの日

御軍を迎へまつれば

尊さに胸ぞとどろく

うれし今日の日　うれし今日の日(以下略)

時にその感激を昭和九年の坂上団報のこの御親閲感激録に見れば、

○ 昭和九年十一月十七日陛下には長くも私達若人に親しく閱を賜つた。

号砲厳かに轟きわたれば万場肅として声なく、軍楽隊の君が代につれ竜顔いと麗わしく玉座に着御あらせ給ふ。(中略)玉座まぢかに前進、軍楽隊につれて歌ふ「奉唱歌」そして、

「君ヶ代」たゞ聞え上ぐるは赤心のはとばしりのみ。あゝ私どもの光栄何物かこれにたとへん。光輝ある皇国に生れたこと今、六十をすぎた人々の齊しくこの日の感激を生涯の一日として持たれておられるであらう。この時の様子や天覧を賜ったものを沢田村報には次のように記している。

◎御親閲並に奉拝

菊花咲き匂う秋十一月、我が上毛の野に於て行はせらるゝ陸軍特別大演習御統裁の爲め、畏くも錦旗を進せさせ給ひ、又親しく地方行幸あらせられ九日に互り聖駕 御駐蹕の御事は無上の光栄と感激致しております。

十五日には、県下小学校、補習学校、中等学校教職員約五千男子師範学校々庭に集合し眼のあたり 御尊影を拝しました。この光栄と、この感激御聖旨の程を拝察し一意専心教育報国の至誠を致さなければならぬと堅く決心致しました。

十七日には青訓生三、四年次は、男女青年団と共に高崎乗附練兵場に於て 聖上陛下の御親閲を拝受いたしました。こ

この大演習後の十年には青年訓練所は、青年学校と改められ、年々昂まる天皇国家意識の中で入隊前の軍事教育はいよいよ徹底していった。

の幸福を心にしめて今より一層己が務めに精進して大御心に副ひ奉らん。（下略）

の光栄とこの感激、若人の胸に深く刻まれ一意報国の念に燃えてをることゝ信じます。

◎天覧成績品

左記三名の成績品は今回天覧の光栄に浴しました。右成績品は、額に納めて永く本校に保存して置くことに致しました。

書方 高等科二学年 関 重利

図画 同 一学年 折 田 好

書方 尋常科六学年 関 十一

○沢田木工品組合―天覧品八点、七点お買上の光栄に浴す。

○沢田椎茸組合―天覧品御買上の光栄に浴す。

○淡水産貝類 シマカハニナ

五 昭和戦前期の教育

第 8—51表

(伊参村)

	小 学 校 教 育 費 (A)	教 員 俸 給 (B)	歳 出 予 算 額 (C)	教 育 費 率 比 (A) (C)
昭和 2 年	円 11,895	円 8,664	円 21,530	% 55.2
3	11,992	8,712	22,323	53.7
4	11,608	8,640	20,946	55.4
5	11,290	8,621	20,520	55.0
6	10,745	8,604	24,484	43.9
7	10,379	8,604	23,678	43.8
8	10,936	8,340	23,285	47.0
9	10,608	8,340	23,324	45.5

(資料) 各年次伊参村歳入出予算書による。

2 昭和不況と教育

昭和初期から十年前後にかけての中之条町地区の経済不況の実情については、既に第二節産業経済で詳述しておいた。ここではこの不況期における教育の諸状況をみておくことにしよう。

(1) 教育費の諸相

教育費の減少と教育費比率の低下 昭和十年前における伊参村の教育費の状況をみよう。小学校教育費、教員俸給

及び村予算総額との関係(教育費率)を第8—51表に示す。

表から、(イ)小学校教員費は昭和二、五年と六、九年をくらべて、金額が減少していること、(ロ)教員俸給支出額も不況の深まる六年すぎ、とくに八・九年に減額していること、(ハ)他方村の歳出予算総額は五年すぎには、五年前に比して増えている。従って教育費の歳出予算総額に対する比率は、初期の五五%から、六年すぎには四〇%代に低下し、比率にして一〇%も低下している。この趨勢は沢田名久田、及び中之条町でも、ほぼ同じと思われるが、資料のそろっている伊参村の場合をとりあげて分析した。

一学級当り教育費、一戸当り教育費 つぎに昭和二年度予算にもとづいて、中之条地区の一町三カ村の教育費の諸相

第8—52表

(昭和2年)

	小学校 教育費	学級数	一学級当 り教育費	戸 数	一戸あた り教育費
	円		円	戸	銭
中之条町	19,476	18	1,082	1,106	17.61
沢田村	19,547	20	977	943	20.73
伊参村	12,138	10	1,213	471	25.77
名久田村	9,954	9	1,106	521	19.11

各町村昭和2年予算書による。

第8—53表 群馬県小学校教員の平均月俸および月俸実質指数

	平均月俸		物 価 指 数	月俸実質指数	
	男	女		男	女
	円	円			
大14	65.2	43.6	147.3	100.0	100.0
昭 1	65.3	46.7	130.7	112.9	120.8
2	64.9	46.3	124.1	118.1	126.4
3	65.5	47.4	124.8	118.6	127.8
4	64.7	47.1	121.3	120.5	131.2
5	63.2	46.4	91.2	156.6	171.9
6	60.1	45.4	77.1	176.1	199.0
7	60.7	45.6	85.5	160.4	188.2
8	60.1	44.9	98.0	138.5	155.0
9	59.4	45.6	100.0	134.2	155.1
10	59.3	45.2	102.5	130.7	144.0
11	58.9	45.3	106.8	124.6	144.3

物価指数——昭3～7年の平均を100とする。

(日銀の東京卸売物価指数の統計による)

平均月俸は小学校本科正教員(県統計書による)

月俸実質指数——平均月俸を物価指数で除し100を乗じた。(大正14年を100とする)

群馬県百年史(下)335頁掲載

を、次の第8—52表でみよう。小学校教育費は学級数の多い中之条町と沢田村が金額も多かったが、(イ)一学級当りの教育費では、伊参村が一番多く、ついで名久田村であった。(ロ)教育費の住民一戸当りの金額では、これも伊参村が一番多く、ついで沢田村名久田村の順で、中之条町が一番少なかった。

(2) 教員俸給・教員待遇

昭和不況のもとでは、町村財政は逼迫し、これが対策はこの町村でも心痛の種であった。昭和四年国は「地方財

五 昭和戦前期の教育

第8—54表

		伊参校	五反田校	蟻川校	県平均 月 俸
昭和3年	本科教員	円 62.0	円 63.3	円 62.0	円 65.5
	専科教員	35.0	33.0	34.0	
4年	本 科	64.0	62.7	60.0	64.7
	専 科	30.0	32.0	34.0	
5年	本 科	64.0	60.5	60.7	63.2
	専 科	32.0	35.0	32.0	
6年	本 科	64.0	60.0	60.7	60.1
	専 科	31.0	35.0	33.0	
7年	本 科	64.0	60.0	60.7	60.7
	専 科	31.0	35.0	33.0	
8年	本 科	61.3	60.0	60.0	60.1
	専 科	30.0	30.0	30.0	
9年	本 科	61.3	60.0	60.0	59.4
	専 科	30.0	30.0	30.0	

(資料) 各年次の伊参村歳出予算書より、県平均小学教員の月俸は前表による。

月には「市町村立尋常小学校臨時国庫補助法」が実施された。しかし町村財政の窮乏は続いて、県会でも当時俸給未払いや延滞問題で質問が行われていた。〔群馬県百年史〕(下)三三六頁

県小学校教員の平均月俸 さてここで群馬県小学校教員の平均月俸及び月俸実質指数を示す。前頁に第8—53表

〔前書「百年史」〕(下)三三五頁掲載)をのせておこう。

伊参村教員の月俸 村内の三学校について昭和三〇九年間の資格別に教員月俸(平均)を右の第8—54表に示す。

これで見ると、伊参校では本科教員が八年から減額、専科教員は、六年と八年に一円ずつ減額している。五反田・蟻

政節約の訓令」を出し、五年度の道府県並に市町村予算を四年度当初の一五%以上を削減することにした。群馬県では教員俸給削減寄附問題が五年後半から表面化し、六年になって社会問題化した。各町村側と地元教育会や小学校校長会側との折衝交渉が行われた。その結果県内でも町村によって相当のちがいがあったという。吾妻郡の一部にも俸給延滞のところもあったといわれる。六年七月に「公立学校教員の減俸」、七年九

川校では本科教員が四・五年から減額になった。尋常科教員は八年から相当額の減額がみとめられる。県平均の減額の動きは、はじめは年々一円位ずつの減少であったが、五年から六年にかけては大きく月三・一円平均の相当大幅の減俸がみられた。

(3) 不況と貧困児童

昭和不況は農家生活を窮乏に陥し入れたが、その実態については、次の第六節に詳述しておいた。経済的困窮は農村に貧困児童欠食児童を激増させた。これが対策として国は学令児童就学奨励金や学校給食施設の交付金等を出していたが、伊参村ではこの両方とも受けていた。学校給食については別に生活改善の項でまとめて敘述したので、ここでは就学奨励金関係について述べておく。伊参村では当時毎年三十円前後を受領していたが、その支出の状況を昭和四年についてみると、次表の通りであった。

	教科書・学用品		被服		食料		生活費		合計	
	金額	児童数	金額	児童数	金額	児童数	金額	児童数	金額	児童数
男	七、一〇〇 ^円 錢	四四	九、四〇〇 ^円 錢	一五	—	—	一、〇〇〇 ^円 錢	一	一七、五〇〇 ^円 錢	六〇
女	七、〇〇〇 ^円	四一	九、五〇〇	一四	—	—	—	—	一六、五〇〇	五五

生活費の附与をうけていた児童は一人であったが、教科書学用品代金をうけていた児童が八五人で、全村児童の約二割、一人平均一円六・七十錢であった。被服費代金をうけていた児童は十九人で、一人平均六円五十錢余であった。総じて就学奨励資金をうけていた児童数は延一一五人にも達していた。

さてこうした貧困児童に対する先生たちの配慮も中々大変なものだったという。昭和七年五月二十四日の朝日新聞・東京日日新聞によると、名久田小学校の女教師二人（唐沢・山田訓導）が今春以来それぞれの一受持児童の家庭の窮状を見舞い、薄給の中から何くれと世話をしていたことが報ぜられている。その結果二人とも再び登校できるようになり、この美談が役場にも知れて村当局始め村内有志は感激し、両家を救う具体的方法をたてることになったと附記してある。また沢田村学校沿革誌（創立八十周年記念）によると、昭和五年度のところに、同情家庭訪問日を設け厳寒の候遠路通学児童宅の訪問及び貧困児童を訪問するという記載がみられる。

3 昭和戦前期の学校生活と思い出

(1) ここでまた大正期に続いて、昭和戦前期の中之条町の小学校の様子について、当時小学生だった町の人々の思い出から語ってもらふことにする（中之条小学校P・T・A会報より）。

昭和三年～九年在学 山田正三郎（第十一区）

入学当時学校長小林岳二先生、その後三年生の時、五代直四郎先生、小池富次郎先生、六年生の時、宮崎貴先生に変わりました。私は松組でした。担当教師一年増田寛一、二年篠原定吉、三年今井松代、四年斎藤操、五年六年宮崎貴久雄以上先生方の御世話になりました。当時の児童手帳より校訓は、一共同一致二勤勉節約三清潔整頓でした（細目省略）。

児童心得

- 一、家を出る時も帰るときも父母長上に挨拶せよ
- 二、途中長上知人に遭ひたる時は挨拶せよ

三、登校したる時は教師同輩に挨拶せよ

四、始業前十五分迄に登校するをよしとする。あまり早きはよろしからず

五、遅刻するな

六、登校前学用品を整へ忘れぬ様にせよ

七、手ぬぐい茶わん等を持参せよ

八、課業に必要なき物品を持参するな

九、所持品には記号を附けよ

一〇、放課後は直に家に帰れ

一一、なるべく予習復習せよ

二

- 一、教師父母長上の命はよく守れ
 - 二、兄弟と友達と仲よくし身は幼を愛し幼は長に従ふべし
 - 三、危険なる遊び、かけ事に類する遊びをするな
 - 四、衣服は正しく着用し帯は後にて正しく結べ
 - 五、姿勢を正しくせよ
 - 六、みだりがましき流行歌をうたふな
 - 七、食物のわがままを云ふな
 - 八、言葉づかい起居振舞を慎み野卑にならざる様注意せよ
- 昭和初期の日本は不景気のどん底で大変なものでした。私達はカスリの着物に三尺をしめて下駄で登校したものでした。遊びは四月五月はタコあげ、大人も子供もつくって上げました。夏はくるみ沢など水がきれい、で魚取りや水あそびを

したものです。秋になると十五夜十日夜も楽しいものでした。冬がくると冬休みや日曜日には杉の葉をひろい山へ行き、正月は男の子は「コマ」まわし、竹馬などで、女子は「マリ」つき、お手玉で遊びました。ビー玉、めんこ、兵隊ごっこは男の子の年中の遊びでした。

昭和五年三月卒業 植松サワ

「講堂の落成式」それは私が六年生の十一月であった。山の町の赤い屋根のモダンな講堂、郡下で只一つの講堂、それは私達のほこりの一つであった。初の学芸会には歌劇「ジャンケン国」を演じて好評を博し、又ここで郡下連合学芸会も行われて引続き出演して小学校最後の楽しみを満喫して生涯忘れることが出来ない。

4 学事会の活動

吾妻郡第一区乙種学事会の昭和三年度の庶務報告によって、戦前昭和期における当地域の先生方の学事活動をみよう。

四月二十三日 通常会（中之条小学校）講演（木沢高等女学校長）

五月十二日 通常会、教授細目編纂三関シ研究部会
五月五～七日 三日間、手工講習会、講師群馬師範学校伊藤

万亀太郎氏

六月二日（通常会） 一、田村視学ノ講話 二、部会（教授細目作成進行ニツイテ）

七月七日（ ） 満州守備集団派遣員ノ町田崇山金沢佐

平岡氏講話

九月二十九日（ ） 教員競技会選挙予選

九月二十七日、二十九日 三日間、第四回初等教育研究会ニ

研究員トシテ片貝巳代四氏唐沢むら氏ヲ出席セシム

十月十五日（通常会） 中之条校庭ニテ区内連合運動会

十一月二十四日（ ） 奉祝記念展覧会及共進会ノ視察

午後佐藤少将・記念講演ヲキク

十二月十五日（ ） 田村県視学ノ修養講話

一月十五日（ ） 先ニ派遣シタル視察員ノ視察報告

（原町一場四郎氏）

二月九日（ ） 女師附属主事下村千代松氏講演「教育

的規範確立ノ趣旨」

三月九日（ ） 中之条小学校ニ於テ区内連合学芸会ヲ

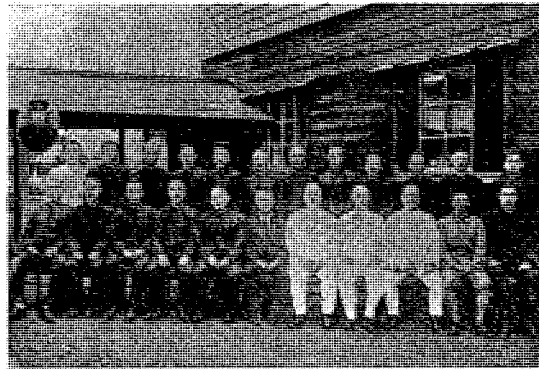
開催

5 「吾妻教育」創立五十周年記念号の発刊

明治、大正、昭和（終戦まで）と吾妻郡に奉職した全教員と有力者が参画した吾妻郡教育界唯一の団体に吾妻教育会があった。昭和十一年は、同会が明治十九年五月、清見寺に会同して吾妻郡私立教育会として発足してから丁度五十年を数えた年であり、大きく進展した吾妻教育会半世紀の歩みを発会当時からの人々の話し合いや、思い出を特集した「吾妻教育」の記念号が発刊された。

まずこの会発足の第一頁があり、発会当時の人々の写真がある。次頁に掲げた写真は、昭和十一年当時、本教育界のリーダー格の全郡の小学校長（当時中学校はなかった）と、教育会本部の幹事である。中央が、会長小池富次郎、その右が視学木暮国広（後吾妻高女校長）であり、場所は当時の中之条小学校である。

前列右端二人目は、青年学校の服装したゲートルばきの関有志三校長であり、すでに戦時色をのぞかせている。白服を除いた外はすべて絹毛交織の教員制服で、襟には一本の金筋には二つの星があり、一般教員は一つ星、県視学は二本の線がある、すべて金線である。



現在の役員

この記念号の目次を次に示しておこう。

吾妻教育第三百十九号目次

表紙 写真 創立当時の事務所（吾妻高等小学校）
口絵 写真 創立当時の役員

巻頭言
祝 辞

現在 役員
現在の事務所（中之条小学校）
創立当時の事務日誌

吾妻での思出

詩 二篇

懐旧片鱗

雑 感

本会今茲五十周年

感 想

五十年前の思出二三

吾妻教育会の昔を聴く―座談会―

吾妻教育界の古今片々

教育会創立五十周年に因みて

明治四十三年の八月十日を語る

日蘇外交の緊迫

日蘇通信社長 近藤義晴（註）
吾妻郡に於ける木曾義仲に関する伝説について

群馬県教育会長 君島清吉（一）

衆議院議員 木村三三四郎（二）

伏見稲荷神社宮司 高山昇（二）

文理科大学教授 綿貫哲雄（二）

關 耕平（三）

吾妻神職会長 浦野安（七）

澤口萬五郎（八）

小代傳三郎（九）

青柳千方吉（一〇）

佐藤喜與平（一一）

樹下傳吉（一二）

町田和五郎（一三）

伊 参 校（一四）

一場四郎（一五）

近藤義晴（註）

日蘇通信社長

吾妻郡に於ける木曾義仲に関する伝説について

五 昭和戦前期の教育

新井 信 示（四七）
 萩原 進（四九）
 武藤 郁（五五）
 金井 幸佐久（五九）
 中之条校 郷土教育研究同人（六六）
 小学校青年学校に於ける公民的訓練に就きて
 郷土教育方法論
 地理教育と災害について
 生活と地理研究
 加部 銀之助（七〇）
 藤井 吾一（八〇）
 宮崎 喜久雄（八三）

このうち「吾妻教育会の古今片々」町田和五郎のなかの一片をのせて当時の教育界を偲ぼう。

教員の制服制帽

私が尋常一年で教はった久保木三朗先生は、毎日海軍帽を冠って来られた。不思議程深くても底が短かい帽子、これが明治三十年頃の先生の制帽らしかったが、徽章は私が教員生活に入った頃のと同様だった。その頃は全部が制帽をかむって勤めてはゐるが前に云った様な格好の帽子ではなかった。大正十年六月吾等に宮城拝観の御許が出て、制帽に黒い詰襟服、白ズボンの揃ひで出かけたことがあった。十三年の夏だったと思ふ。初夏の日出先きで麦稈帽を買ひ、其の日かぶって来た制帽は人に頼んで下宿へ届けていたゞいたわけだった。後で見つけたこともあったがその帽子は遂に姿を見せ

山田 泰三（八五）
 武藤 郁（八六）
 篠原 貞雄（八九）
 児童作品
 予報 伊参同志教育会
 学事関係諸会記録
 雨説庵より
 吾妻教育会五十年史
 十三子（一〇〇）
 小池 富次郎（一〇〇）

なかった。けれども特に必要に迫られたこともなく過ぎて来た。大正の末期頃から制帽をかむる者は殆どなくなり、モダンな中折帽をかむる様になってしまった。それにつれ服も背広に変わって来た。それが又昭和九年から夏冬の区別もなく、いかめし過ぎる程の制帽着用時代となって来た。世は正に輪廻の法則に基いてゐると考へられる。

教員服も制式のが示されてはあったが、いつか自由型に流れて今日の様な劃一さはなかった。僕等は勝手に作って着用してゐたので、制式のを調べてさへ見なかった。大正の中期までは大体誰も、黒か紺の詰襟服に制帽をいただき夏は白服のものもあり、帽子に覆をかけて用ひた人、又は麦藁かバナ

マ式のものを着てゐた。女教員の服装は最近まで和服に袴の装ひであつたが、今日軽装で地味な制服の出来たことは喜ぶところである。然しスカートなど聊か改良の必要感に打たれる。靴はといへば踵の高いのがつちりした低いのが結局よさそうに見える。こゝ三年前までの服装では、余程教員臭味のぬけた様なハイカラ向きのが男女共に現はれてゐたが、稍乱に傾いた向も見出された結果として、現在のものが生れて来たのではないかと思はれる。

教員の俸給

私が教員に入つた頃、准訓導の六級下俸といふのが八円で、尋常科訓導になつて十二円の下ませへとんだ。師範卒業者の初任給が十八円の時代であつたらう。長い間には幾度もの俸給令改正があつて今日に及んでゐるが、大正九年の八月俸給の七割合算といふことが行はれて、私は二十五円だつたが一躍四十三円となつた。それでゐて当時の物価騰貴、所謂世の好景氣時代の荒風には、当時の俸給生活者は一たまりもなく苦境に喘いでゐたものだ。私がその前月給九円の准教員時代のこと、家の者は私を教員では食えんぞと馬鹿にしてゐた。由來一般からも小学校教員では食えぬものゝ様に思はれてゐた。あの先生は子供も沢山あつて苦しいらしいとか子供ながら耳にしたものである。又地方に長くゐた先生など聊か厄介がられてゐた様な傾向が見えた。大正中期の好景氣時代

の影響に作用され、卒業生の初任給も四十八円といふ飛躍的定価の下に出されたが、又そろ／＼月給取りはいゝの聲が起つて来た。暫くして四十五円と下げられた。世態の如何でなしに金を蓄めた人もある。やはり世の波にゆられながら土地風で金を残すことに心を入れた地方の者もある。教員は由來金など超越してやつて行くのが本来の性情であつて、その本質をよく理解し自覺して真一文字に進んで行かねば、外部的動搖に作用されてだめになる。私共が二三の地方を経て今日の地に長い、地方人は先生は大分金を残したそうだね、などゝ人がいふが馬鹿な話だ。万年筆一本を五十錢位に考へてゐるに對し、商売道具である万年筆は五円も出してゐる。こゝうした相違ある地方人の中に応酬する私共に金の残る筈がどうしてあらう。

雑誌吾妻教育と思ひ出に上る人々

吾妻教育会は明治十九年五月創設され、二十一年七月一日吾妻教育会雑誌第一号を機関雑誌として発行したとのことである。之を或時代には月刊としてよく持続し、故はリーフレットの時代もありましたが、昭和時代満十ヶ年一貫して改題吾妻教育は、体裁と内容充実味とを見せつゝ号を重ね茲に三百十九号発行の機運を招いた。これは取りも直さず吾妻教育発展のシンボルであつて、経営の任を帯びて努力せられた諸氏の適任であつたことによるものである。今明治末期より大

正、昭和時代にかけての雑誌を披けば古く上原樞南氏の如く毎号誌上に筆の華を載せられたる士あり曲折今日に及び益々発展の機運に進み來つたことを感謝と喜びとを以て酬るものである。

既往二十五年を回顧する時我が頭の中を往来する本会のために尽粹せられし諸先輩に対し失礼ながら漫筆を許されんことを乞ふ。

私の入会した当時中之条小学校長に田村丑十郎先生が居られた。正に元氣横溢してゐて断然激しくすべてに突撃を加へられた様に感じてゐる。その代り因循な仕事をめぐらす如き統監振りのなかつたことが愉快である。東校に小池富次郎先生が居られた。顔のまとまつた先生の印象、そして後輩がよく先生を中心に集つては何か聞いてゐた記憶があるが私共は遠くにゐて先生の声咳に触れたことはなかつた。先生が今日益々元氣で吾妻教育の中軸として関係して居られることがうれしい。太田校には異人さんらしい風貌の樹下先生があつた。只今健全、五十年も昔のことだらう沢渡の学校での生徒、私の兄などが横地傳吉先生時代を追慕してゐる。次いで太田校の藤井愼策先生は謹直そのものの教育者の典型的人物であられた。努力健闘の士として有名だったが、収入役としてお勤め中急逝されたことを悼むものである。次に坂上校に聳で有名な品田議一郎先生が居られた。後日私は坂上校へ転任した頃、厳父慈父として敬仰して止まなかつたが、大正十三年

二月十六日に長逝せられた痛恨事を記憶してゐる。吾妻郡西部の高地に先生の彰徳碑が建てられてある。今日この彼岸の中日にこの稿を書きつゝ思ひ出して合掌する。澤田村四万に悠々自適、晴耕雨読の山口留吉先生がある。私を教育会に引き入れて下さつた先生である。少年教師時代色々御面倒をかけたことは今更ながら万謝して止まぬ次第である。同じく澤田高等小学校一年の時の先生に吉田兵馬先生がある。日露戦争開始直後のこと動員令状によって出征された。その時動員令状の赤い紙であつたことや先生をお送りした記憶をもつてゐる。高崎聯隊に部属された先生は其後二〇三高地の激戦に戦死されたと報ぜられたが真偽は暫く子供の私共には確められなかつたがいつになつても帰られなかつた。満洲の忠靈塔下に眠つて居られる。同じ澤田校で里見輝先生の教訓を受けること一年、先生は感情もろく声涙併せ吞みながら私共に話されることが時々あつた。宗教家であつたが、警察官となられて沢川署長をつとめられた。その前のこと、前橋で曲輪町通りを歩んでゐた私を突然呼ぶ警官にハットしたが先生だった。篠原周作先生は私ども尋常三年頃から永く澤田校のため御健闘なされ其の後再度御赴任になられた頃から病を得させられて逝かれた。長男秀男氏が先日体操講習の節に助手として見えられたが先生も安んじて眠られるであらう。次に宮崎貴先生、私は私共高等三四年二ヶ年教への親となつてしまれる。厳格な先生だった。卒業して來られてすぐ私共

の訓育のために御骨折り下すった。其後澤田十年間の高等科卒業生は先生に強く或は優しく撫でていたがなかった者は

あるまい。(以下割愛)

六 世相と生活

1 昭和戦前の町村の世相

昭和の開幕は昭和二年(一九二七)といってもよからう。大正十五年も歳暮に近く、ながく病床にあった天皇が、十二月二十五日に崩御し、直ちに新帝が踐作されて元号は「昭和」となった。昭和元年は僅か六日であった。ちょうど、その頃は、すでに大正末期からの経済不況と新しい大衆社会化現象がもたらした人心不安が、漸く表面化してきた時期でもあったので、新しい昭和期の開幕は決して明るいものではなかった。しかも昭和冒頭の二年には、四月三週間のモラトリアムの実施によって全国銀行の一斉休業が行われて、全国民を経済不安に陥し入れた。そして五月六月には中之条地方は、相次いで霜害と雹害に襲われ、わが町村民の経済苦境の前ぶれとなった。折柄の天皇崩御による諒闇と春蚕期の不作とが累積して人々の心をいやがうえにも暗くしていた。そして其後の昭和経済の歩みは、大正期以来の不景気を本格化して、昭和六、七年から十年前後にかけて、わが町村の住民にもきびしい生活をもたらした。他方またこの昭和期には、明治大正期とはちがった全く新しいモダン(現代風)な生活や文化が生れて、これが大衆社会化の波にのって、中之条地方の人々にも浸透してきた。このモダニズムは、これまで土着的な伝統文化のなかに埋没しきっていた多くの住民の生活意識を少しずつ動揺させていた。

昭和六年（一九三一）九月には満洲事変がおこり、戦争への動きが町村の人々の日常生活のなかにも少々影響はじめていた。しかしこれより先、すでに昭和冒頭以来政府や財界の要人名士の殺りくはじめ、六年すぎには青年将校や右翼による不可解な諸事件（三月事件、十月事件）が惹起していて、さらに七年（一九三二）の五、一五事件から十一年（一九三六）の二、二六事件へと発展してゆくなかで、ファシズムと戦争への途が、経済恐慌や大衆社会のもつ現代的不安の心理とも相乗して開かれていった。こうして昭和十年前後までの昭和戦前期には、諒闇、経済恐慌、政界財界の腐敗、汚職、疑獄、個人的テロから集団的テロの横行、さらに大衆社会のモダニズムなども交叉しあつて暗い不安な世相を醸成していた。これがまた戦争やファシズムを培った社会的心理的な基底でもあった。

(1) 天皇崩御と昭和開幕の世相

大正十五年（一九二六）十一月二十六日に天皇御病気の発表以来、国民は御病状を気づかいつつ、全国各地で病氣平癒の祈願が行われた。山田実日記の十二月二十五日には、「今暁一時二十五分、天皇陛下崩御された。宝算四十八才であらせられた。到る所人氣鎮沈の有様であつた」と記している。ここでは大正天皇の御病気の重態から崩御、さらに御大葬、そして諒闇と暗いベールに閉された時期の町村の世相をみてゆく。

さきの天皇御不例の発表後の御病状は、十二月になつても、なかんづく中旬以降は思わしくなく、殆んど連日御容態が発表された。国民は毎日の新聞発表によつて、言い知れぬ不安と暗さに沈痛な日々を過していた。年末を控えて各種の集会や行事なども次々に延期中止になつた。御病氣平癒の祈願は、吾妻郡でも方々で行われた。山田部落では十五日村社で行われた。吾妻仏徒和教会でも林昌寺において御平癒祈禱会が開かれた。しかし十二月二十五日ついに大正天皇は崩御され、昭和と改元された。

ところで大喪中の新年の慣例について、中之条町では早速二十八日区長協議会を開いて、次のように協定してい

る。

- 一、門松飾リハ全廃ノコト、
- 一、新年賀廻礼ハ全廃ノコト
- 一、内神棚飾リ、餅ツキ随意タルモ、謹慎ノ意ヲ失ハザル

- 様、深ク注意スルコト
- 一、弔旗ハ各戸掲揚スルコト
- 一、大麻おしめノ配布ヲ受クルハ随意タルコト

これら協定は、さほどきびしいものではなく、かなり各自の随意に委ねられている所が多かった。明治天皇崩御後の諒闇期間にみられた国民生活に対する規制のきびしさ、また当時の世相のくらさにくらべると、この時の規制や世相は甚だゆるやかであったように思う。この点でも大正の十五年間は、確かに大きい変化だったといえる。さて昭和二年元旦を迎えて、田村家（鍋屋）や町の様子について、田村喜八日記でみると、次の通りである。

例年と変らず午前五時起床、掃除、神前燈を捧げ新年の御拝をする。ただ神社参拝の礼はしていない。新年の賀状は皆無とある。そして「諒闇中なるが故に、謹慎を以て元旦の祝意を表す」と記録している。二日「諒闇中、国民の謹慎誠意なる事、実に感にたえるの外なし」、四日の御用始には、「町役場新年の宴に招かれ列席し、御遠慮の旨意にて小使室炉辺にて小宴、銀行の新年宴も同様で、宿直室で開会す」という程

度であった。十一日の歳開きは、「初市も諒闇中ゆえ祭典は行はず、人出も少く非常に寂しかった」。十四日は、例年のドンド焼、鳥追祭は行はれなかった。十七日には、伊勢宮で今上陛下の御践祚の報告祭を行っている。そして一月二十五日には、林昌寺にて吾妻仏教会による初月忌御追悼会が執行された。

さて二月七日には大正天皇の御大葬が行われ、当日は各官衙学校銀行会社興行等すべて休業して哀悼の意を表した。中之条小学校では午前十一時校庭において奉悼式を行った。一般町民も午後十一時奉悼式を挙行し、一分間の黙禱拜礼を捧げたが、町民の参列者は頗る多数だったという。当日ラジオはニュース天気予報のほか一切を中止し、夜は大喪の模様を実況放送した。わが町村民でもこの放送を悲痛な気持で謹聴したものが多かった。ところで二年の祇園祭

たので、十一月になると、急に賑わしくなり、世間の空気も明るくなった。十一月十六日に天皇陛下は東京を御発駕になった。即位式当日十一月十日からの田村日記をみよう。



田村喜八日記（昭和2.2.6）

は大喪中のため山車は出さず、余興もやめて神輿みこの渡御だけだった。ただ霜雹害や不景氣風を掃うためか花火をあげている。九月十七日の秋祭は簡単に執行しているが、この二年はやはり諒闇と、また災害と不況に打ちひしがれて実に沈滞しんたいそのものであった。

「午前五時起床、御即位式祝祭の準備をなしたり。午前八時伊勢宮奉祝祭、午後一時小学校奉祝祭、二時一般人民奉祝祭、三時国民一斉に京都方面に向って万才三唱す」（十日）。そして十六日には、「地方撰撰を群馬会館敷地で挙行、栄誉をになふ者二千三百人なり。中之条町では、午後四時三十分町役場前に町民参集し、各自思い思いの提灯万燈をもってねり出し、伊勢町上ノ丁は山車を新装し、揃いの上下行列に目

をひいた。先づ役場前より柴宮神社前、田町を経て新道を、伊勢町青山市城と巡回して、引返して役場前にて解散す。実に近來になき大賑ひを呈したり」と述べてある。翌十七日には小学校生徒の旗行列があり、続いて二十三日より三日間、原町にて吾妻郡農産物連合品評会が開催された。町内協賛会では、各商店の大売出しを行い、余興に大神楽、角力、撃剣、弓術等で、朝から花火を打ちあげて大いに景氣を添えていた。

(2) 経済不況と世相

吾妻郡の不況は、昭和初期の銀行恐慌と、併せて二年五六月の霜害との二重の襲来を蒙ったことにはじまるが、さらに其後の打続く籾価米価の暴落によって農村不況は急速に昂進した。そして農村の不況は必然的に製糸業、多数の町工場及び広く町の商店の不況を招来して、郡内町村の全住民があげて経済不況による生活上の困窮と不安に苦しんだ。

さて、このような全住民的な不況は、当時いかなる世相を生んだか。既に新聞雑誌はじめ新しくラジオも導入されていた昭和戦前には、全国的な経済不況の実情はじめ、これが生み出す各地の社会的事件や社会不安の情況なども、かなり迅速に伝達されるようになっていた。それゆえに、こういう大衆社会状況下においては、全国的な社会事件や社会心理の動きは、直ちに当地方の人々の行動や心理にも反映されて現われていた。

自殺・恋愛・心中の発生 昭和初期の人間不安の世相を最もよく表わす社会事件として、二年七月の作家芥川龍之介の自殺があげられるが、このような社会事件は、何も現代知性のトップにいた芥川個人の異常な行動ではなく、まさに昭和のごく一般的世相の現われであって、当時の地方人の心理や行動にも現われていた。田村喜八日記の七月二十五日に、「創作家芥川龍之介氏の自殺には、右新聞紙は一斉に書きたて、為に賑ふ」と大書してあり、町の指導者にも大きく注目されていた。この事件への私見の記述はないが、一種のショックを与えていたことが察せられる。

さて群馬県でも昭和初期の自殺者数をみると、昭和四、五年から増えている。二年三五五人、三年三〇三人、四年三二七人、五年三三四人、六年三六八人とふえた。当地方の原町署管内の昭和二年をみると十五人（男一〇人、女五人）であった。当時の自殺原因を、県統計書でみると、病苦によるものが最も多く、ついで厭世によるもの、生活困窮、老衰や身体不自由によるものなどが多かった。当時の上毛新聞や朝日・日々・読売等の群馬版の社会面の記事に

は、自殺記事がふえていたが、世相の反映であった。吾妻地方でも老人や婦人の厭世による自殺もみられたし、不況の影響と思われる家族問題の紛糾なども現われていた。さらに昭和期になると、若い青年たちの間にもモダンな恋愛事件が数多く生れてきていた。明治大正期までは、まだ強かった家や地域社会のもつ拘束力が漸く弛緩したためか、また昭和になると新しい女性の職業が現われて、自由な男女の交流の場も開けたことのためか、若い男女のモダンな恋愛事件が生れるようになったのも、昭和戦前期の世相の現われであった。しかし当時でも一般の男女の交際は、なお極めて閉鎖的であった。それだけに若い青年たちの職業女性のもつ現代性への憧れは強烈だったといえる。

戦前昭和の一世相として、心中現象があげられる。自殺とともに心中がこの時期の社会現象の特色とされるのは、やはり新旧時代の転換が余りにも急速に到来したことによる点が大きい。明治大正を通じて、なお長期に封建遺制が残存していて、近代化が未熟不全のままの所に、大正末から昭和になって急激な大衆化（現代化）社会への転換を要請されたため、新社会への適応が困難だった。こういう人間的社会的ゆがみが自殺や心中を頻発させたとみられる。戦前昭和の心中には、きまって昭和七年（一九三二）五月の坂田山心中があげられ、当時のジャーナリズムは「天国に結ぶ恋」として若い二人を特別に神聖化し美化した傾きもあったが、昭和の心中事件も、ごく一般にはやはり昭和社會の矛盾の現れであった。この坂田山心中を追って、その年二十組もの心中があったといわれた。なおこの年にはいくつかの有名人の心中もおこっている。

ところで、この頃四万温泉に相次ぎ東京人の心中事件がおこった。八年十二月と十年六月であった。八年の心中は男四十五才、女二十四才の服毒心中で二人とも死亡した。たまたま歳の暮でもあって、当時各地に心中が頻発していた。田村喜八日記にも「心中がはやりだしたぞ年の暮」という川柳一首が附記されていた。十年の心中は男が株屋で二十三才、女はダンサーで同じ二十三才、四万の裏山でカルモチン心中をはかったが、女は絶命、男の方は生きかえ

り東京に逃げ帰って自首したという事件だった（関怒濤「風雪三十年」）。この事件は地元温泉でおきたもので、地元住民も多少の関心をよせたが、周辺の人々に影響することはなかった。

海外移住・移民 経済不況が深まるにつれて農村在住のままでは生活の脅威がつのり、そのため離村向都へ拍車をかけたが、さらに狭い国内における産業や経済の行きつまりから外国への移住移民が主唱計画された。すでに大正期においては、軍縮平和のもとで、わが国人口問題の解決として移民政策が強く打ち出された。大正後期にはブラジル移民がよく奨励されたが、昭和になって経済恐慌が強まるなかで、さらに大きく取りあげられた。満洲事変を契機に、日本軍の満洲占領によって日本の軍事的拠点がつくられると、積極的国策として満洲国移住が実施された。さらに内地の狭小な農地依存では、将来独立農民としての自作農にさえなれぬ危惧から、広大な北海道への農業をめざすものも輩出していた。かくて北海道への移住者募集が政府や道庁によって大々的に宣伝されていた。北海道移住は旧くは明治後期から行われて群馬県からも送出していた（県文書による）。昭和になっても北海道庁による移住募集は、県を通じて各町村役場にもきていた。農村不況の深まるに伴って毎年のように県を通じて北海道移民募集通達が発送されている。三年十二月通達には自作農移住者一、一五〇戸の募集が行われた。名久田村では平から十戸ほど北海道に移住した。

大正十三年三月に劔持直吉劔持義一が北海道中川郡幕別村奥ぬか内に、十五年三月清水甚作が同じ地に、そして昭和二年三月には、横尾後藤定吉、平の劔持勝藏、劔持安平、劔持

賢吉等が同じ幕別村に移住、さらにこの時横尾の青木^{いづみ}平は阿西郡大正町更別村に移住している。

ところで昭和十年前には南米への移民も行われている。昭和六年二月中旬に中之条町大字中之条下之町増田隆次一家がブラジルに移民で出立した。下之町住民たちは二月八日の出発に際して伊勢宮に参拝し、宮前で送別会を行っ

た。また昭和八年八月七日には、沢田村反下の関喜久司一家でもブラジル移民に郷土を出立した（反下部落の「永宝年代記」より）。

(3) 昭和のモダニズムと世相

すでに前項で詳述したように、中之条地方でも昭和の大衆文化が新聞雑誌映画及びラジオなどを通じて、かなりの範囲にわたって町村の人々の間にも入ってきていた。新しいマス・コミのなかのモダニズムは、当時の新しい社会風俗としてエロ・グロ・ナンセンスを生み出した。経済恐慌、汚職腐敗、個人的集团的テロの横行、そして自然災害等によって昭和初期の社会不安と人間不安は、一部の人々を自殺心中に追いやったが、大半の人々をして、かかる現代的不安からの逃避への途をたどらせた。そこにこの時期特有の流行文化と、それがかもしれない異常な世相を生んだ。ジャズ・カフェ・レビュー・ダンスホール・キネマ……などを通じてエロ・グロ・ナンセンス時代が出現した。まずいち早く発生した都会におけるこのような世相が、マス・コミを媒介として地方農村にも伝播された。そして昭和十年前には、その小規模版が田舎町の中之条町にも現れた。昭和七年（一九三二）七月には中之条町にもカフェが生れた。田村喜八日記によると、七月二日に、「三ツ井方、今回喫茶店開始、町内の者招かれ、五十銭会費、馳走になる」。また、七月二日に、「中央ビヤホール新装なり、本日宣伝に自動車二台に分乗、仲々景気をみせたり」とあるように、キングと中央ビヤホールがカフェを開店した。これに続いて新田町伊勢町にも相次いでカフェが現れて、盛時には各町内に一軒ずつぐらいあったように思う。伊勢町のカフェは出店でまの後藤要が店の半分を仕切って「天国」と名づけて開店したのが最初だったという。天国という呼称は昭和七年の流行歌「天国に結ぶ恋」にあやかっただったようだ。伊勢町下宿の丸二本店でも丸二という喫茶店（カフェ）を開いていた。中之条町にも「三毛猫」（原町の戸谷次郎経営）があった。女給は「天国」が二人で、他は一人であった。ふつうカフェはビールも多少売れて



昭和戦前期の中之条町のカフェ「スズラン」
(中之条町大字中之条、現在の忠霊塔のところで)

いたが、日本酒の方が多かった。その頃カフェーでは、友達三四人で行って、ある程度飲み食いして五円札一枚あれば、その代金を払って釣銭をチップだよといえ、女給は「過分にすみません」と喜ばれた時代であった。昭和の十年前後には、ふつうの若い衆は映画だったが、少し好奇心のある（不良がかったともいわれた）若衆や中年老人連はカフェーに足を運んだ傾向だったという。不況だったが、村からも大分カフェーに押しかけてきた様子だった。日華事変が次第に長期化して戦時体制化するに伴って、時勢を反映してカフェーは衰退していった。（以上は大正八年生れの伊勢町梅松公三の話によった）

大字中之条地区には、前掲の「キング」（上之町）と「中央ビヤホール」（中之町）のほかに、新田町に「あさま」があった。同じ中之町に「タカラ」も開店した。そして曲手かねのてには今の忠霊塔の所に「鈴蘭」すずらんがあった。「キング」「中央ビヤホール」「鈴蘭」などには女給がいつも二三人ぐらいはいて中々殷盛だった。カフェーでは酒が三十銭、ドンブリ並三十銭、上五十銭だったという。ここには町の人ほどではないが、村の人たちも紅い灯にここがれて大分出入していたようだ。その頃の流行歌の「酒は涙か溜息か」「東京音頭」などが賑かに流されていた。中之条町には多くの料理屋があり、一時は芸妓も大勢いて、その玉代祝儀と箱丁で一時間二十銭、宴会費は一円五十銭か二円の時代であった。当時の遊び費用で、料理屋にくらべるとカフェーの方がずっと安直だったので、カフェーは割合に客が集ったのであろう。（大字中之条町については明治

三十八年生れの高橋高次郎の話による)

2 経済不況と町村の生活諸相

昭和十年前の経済不況下におけるわが町村の産業の不振と困窮の状態についてはすでに詳述した。ここでは生活面における諸相を述べる。明治大正期を通じて漸次変化してきた衣食住の生活様式も、昭和期になると、交通機関の発達や新聞雑誌ラジオ等の媒介によって、急速に都市化現代化が進展して、わが町村の人々の生活も大きく変容する時期に際会した。しかしまた大正から昭和にかけてのこの時期に、ちょうど経済恐慌による不況の激浪をうけて、地方住民の家計は苦境に陥ったため、早急に現代的な生活革命へ邁進することは不可能になった。加えて不況に続く十五年間にわたる長期の戦争への歩みは、新しい現代生活化の途を遮断されてしまった。不況から戦争、そして敗戦から戦後復興と連続する二十五年(四分の一世紀)にもわたる昭和期は、人間らしさの喪失期でもあったので、新しい現代的な人間生活への途は大きく遅延してしまった。この経済不況と戦争への歩みの交叉する昭和初期の十年間における、わが町村民の生活を、暮しの実態からみてゆこう。

(1) 不況下の町村の暮しの経済

町の商家の家計 大正期につづき町の一商家の昭和十年前の消費家計の実態を、五年(一九三〇)と八年(一九三三)について示すと、次頁の第8―55表になる。昭和になると、子供たちが夫々成長して小学校や上級学校に進学下宿するようになる。しかも商売は不況で停滞減少した時期であった。まず家計費総額では八年は五年よりも僅かにふえているが、さきの(第7―68表)大正十四年(一九二五)にくらべると、相当少ない。商売上の最盛期だった十四年には、家計費も膨脹した。衣食住費はじめ社交旅行厚生各費目ともふえ、特に貯金掛金が全家計費の三割近くを

第8—55表

		昭和5年 (1930)		昭和8年 (1933)	
食料費	主食費	円 銭 203.25	% 13.8	円 銭 97.69	% 5.4
	副食費	28.87	2.0	30.30	1.9
	計	232.12	15.8	127.99	7.3
衣料費		84.01	5.7	43.60	2.7
家具什器費		13.43	1.1	6.20	0.5
光熱費		73.81	5.0	76.35	4.7
社交費		27.80	2.0	69.95	4.3
文化娯楽費		53.30	3.6	21.60	1.4
教育費		285.50	19.5	622.21	38.0
医療費		98.85	6.8	143.35	8.8
租税公課	家賃	180.00	12.2	168.00	10.3
	公課	38.19	2.6	6.25	0.5
	租税	149.27	10.2	107.22	6.6
	計	367.46	25.0	281.47	17.4
貯金掛金		129.27	8.7	70.98	4.3
雑費		99.99	6.8	173.86	10.6
合計		1,465.54	100.00	1,637.56	100.00

(資料) 各年次の金銭出納帳による。

に思う。勿論貯金掛金は急減した。教養娯楽費は僅か一、四%だった。商売不況のもと子供の教育のため精出す家計がいかにきりつめた最低限のものであったかを実証していた。商業不況のなかで耐乏の暮しは既にはじまっていた。主な費目について、少し詳しくみると、次のようなことがあげられる。

主食費から……米は一俵買いで、大体二十日前後で消費した。五年八年の米価の動きをみると、五年前半期には、一俵十一円四〇〜五〇銭、後半期には十一円五〇〜八〇銭（一斗 二円八五〜九〇銭）だった。八年には、米は値下りして、一月一〇円、二月九円八〇銭、三月九円三〇銭、四月九円二〇銭……七月九円五〇銭、八月九円三〇銭、九月九円廿五銭、

しめるほど増大した。これが昭和不況の五年には、衣食住特に衣住との費目が著しく減少し、貯蓄掛金も急減している。教育費は子供の成長で増大した時期で、特に八年長男が上級学校に進学した時には急増して、家計費の三八%もしめた。これに比して衣住費は三、二%で、この部分の極度の節約でカバーしていたよう

第8—56表

		昭和5年		昭和9年	
		円	銭	円	銭
1	月	12.	17	10.	72
4	月	17.	30	23.	06
7	月	15.	10	17.	29
8	月	42.	08	※不動産所得	6.59
9	月	7.20	※不動産所得	32.10	
			※特別戸数割追加	72.05	
			※家屋税	7.78	
10	月	20.	52	3.90	
11	月	34.	88	30.64	
計		149.25	※以外の計	144.99	
合計		149.25	※を含む計	90.32	
				235.21	

(資料) 各年次出納帳による。

たのでその分だけ(表に記載したもの)税金が増えていた。不動産所得・家屋税及び特別戸数割追加などであった。この分を除くと一四四円九九銭で、この税額と五年の税額を比較すると、幾分減っていたが、ほぼ同額であった。営業所得などは五年より九年が多少ふえていた。なお昭和不況期の町税特別税・戸数割賦課額について、五年と十年を第8—57表でみると、

十月九円〇銭と値下りした。十一月には九円五〇銭に上昇した。消費量は三〜四週間に一俵であった。
衣料費……主人の洋服以外を除くと家族の衣料費はきりつめられていた。家族の下着類其他衣料は盆暮の支払いだったが、五年八月十二日の支払額に比して、八年には非常に縮少している。和服関係の支出はほとんどない。特に主婦の衣料支出のものは殆んど見当らなかった。

光熱費から……(イ)電気料 五年は一カ月大体五円六〇銭で

あった。八年には、六円十五銭になった。(大正期からの動きをみると、七年一円九十八銭、十四年四円八十五銭)、(ロ)炭一俵の値段 五年には一月八〇銭、十月一円五〇銭、十二月六八銭。
教養娯楽費から……昭和五年ラジオが入る。八月内金として四十円、九月十円、ラジオ施設料一円だった。この年の新聞代は月一円二十銭、八年になると、新聞代九十五銭、ラジオ聴取料は月一円だった。三カ月払にしていた。

不況期の一商家の税金 大正十四年の税額一三三円八〇銭にくらべて、昭和五年の税額は、多少ふえていた。しかし八年には一〇七円二二銭に減少する。八年の税納めの記載に不明があるので、これの明細な九年(一九三四)と五年を対比して、月別納税額(第8—56表)によって検討する。九年には、この商家は前年に土地家屋を購入していた

第8—57表（中之条町）

	昭和5年	昭和10年
所得賦課	円 銭 32.38	円 銭 28.83
資産賦課	3.62	6.17
計	36.00	35.00

（資料） 各年次町会議事録による

前述した土地家屋購入によって、十年（一九三五）には資産賦課が急激に上昇しているが、所得賦課では不況のために下降していた。合計では五年に比して十年には一円減少になった。当時各町村ともに深刻になる経済不況下の住民の税金負担の軽減のため、賦課率賦課方法等の改正に尽したが、町でも当時この結果によって町民の税負担の軽減に資することができた。これが一商家の十年の町税特別戸数割の減額となって現れていた。

村の農家の暮し 昭和不況下の農家の家計を大きく規制したのは、小作料、税金及び負債（借金）などがあげられているが、まずこれらについて順次その実態をみるこ

とにする。

小作料 前述のように当地方の各村の農家で小作料を支払う農家は、村の農家の七〇八割をしめていた。戦前では収獲量中にしめる小作料の割合は一般にたかかったもので、それだけ耕作農家にとって、この負担は大きかった。農産物価格の下落によって手元に残るものだけでは農家生活は大変苦しくなっていた。先にあげた伊参村の一戸当り田畑桑園別の小作料額をみても、田三十五円六十銭、畑四十円、桑園六十円は、不況時の農家にとっては大変苦しいものだった。

村税（特別税戸数割） 昭和戦前期の農家には所得税はほとんどなかったといつてよい。村財政は今日のように国からの交付金がなく、専ら村税収入でまかなっていた。そして税収入の大半を戸数割に依存していた。ほとんどの農家が支払いの対象だったのは村税としてこの特別税戸数割であった。不況の深化する昭和六七年すぎには、各村とも乏しい税収財源のなかで、この戸数割賦課額の軽減について大変苦慮したことは既に述べた通りである。

第8—58表

(昭和7年伊参村)

	調定済額	一戸当負担
国 税	1,616,930	3,404
県 税	5,182,940	10,910
村 税	10,452,710 (52.6%)	22,005
農 会 費	1,258,780	2,650
衛生組合費	103,260	217
計	18,614,620	39,190
特別税戸数割	7,364,620 (39.6%)	15,500

の年の農家経済調査によって、その全国の平均農家の実態は次のようであった。

自作農家(平均一町三反)では、農家所得(農外収入を含む) 七十七円、租税公課八十八円、農家経済余剰は七十二円である。課二十円、余剰は五十二円である。

わが伊参村の一戸当り農家平均とくらべて、収入所得において余りにも大きな格差がみられる。租税公課額では全国小作農平均よりもなお四円低いだけだった。しかし全国農家の収入のたかさと対比すると、吾妻山村の一般農家の農業収入の低水準から、きびしい経済窮迫状態のほどが察せられる。村内納税区別の一戸当り平均戸数割賦課額をみると、最高賦課額は大道第一納税区(十戸)で、三十六円八十二銭、最低は五反田第九納税区で、四円九銭、上下の開きが非常に大きかった。そしてこの納税状況をみると、窮迫のもとにも拘らずその成績は極めてよく殆んどが完納

伊参村の特別税戸数割について、まず昭和七年(一九三二)の村民の公租公課額及びその農家負担額を第8—58表でみると、村税額が全額の五二・六%をしめていた。村税中の特別税戸数割は、全体の公租公課中でも約四割という高い比率をもっていた。さらに一戸当り農家負担額では、村税が二十二円、戸数割は平均で十五円五十銭であった。そして租税公課全体で一戸当りの三十九円二十銭だったが、この金額は、この年七年の村の農家一戸当り粗収入(農業農外を含む)二八二円に対して約一四%に該当していた。さてこの税金と公課の負担額は乏しい粗収入にくらべると、極めて大きな比率といつてよかった。ただ殆んど全農家が負担する戸数割だけをとると、粗収入に対して五、五%であった。こ

第8—59表

(昭和8年3月調査) (伊 参 村)

大字別 借入先		岩 本	五反田	蟻 川	大 道	計
個 人	内	円 21,506	円 48,512	円 19,627	円 3,445	円 93,090
	外	23,157	15,210	16,012	8,350	62,729
団 体	勸業銀行	2,850	14,700	20,480	5,400	43,430
	普通銀行	7,550	3,130	710	4,270	15,660
	産業組合	36,566	27,215	16,464	1,405	81,650
そ の 他		28,456	37,136	31,574	4,571	101,737
計		120,085	145,930	104,867	27,441	398,296
戸 数		140戸	154戸	147戸	34戸	475戸
一 戸 当 負 債 額		円 銭 857.75	円 銭 947.42	円 銭 713.38	円 銭 807.08	円 銭 838.52

その他—政府貸出の各種低利資金等の借入、保険会社その他借入先明記なきもの

していた。滞納は三〇円五十四銭で、全額の僅か〇・四％にすぎなかった。

農家の借金負債 昭和戦前の農家経済の困窮は農家の借金負債に示されている。農家の借金は、すでに大正十年（一九二一）すぎから累積してきていたが、昭和五六年の不況の上昇期には急増し、七年（一九三二）には全国で四十七億円にも達し、一戸平均八三七円にもなった。群馬県農家の総負債は一億円、一戸当り八百円だった（県農会勧銀の共同調査による）。

さてわが吾妻山村においても昭和不況下で農家の負債が増大していたが、各町村が経済更生計画を通じて負債整理計画をたてて、このために整理組合をつくり、組合中の委員会とともに各種の関係業務を担当した。伊参村では昭和八年（一九二三）三月現在で詳細な負債調査を実施したが、その資料から当時の実態をみておく。まず各大字別に借入先と負担額を示すと第8—59表になる。まず村全体の負債総額は三十九万八千三百円にのぼり、一戸当りでは八三九円で、七年の群馬県の平均と同額だった。借入先をみ

ると、個人からの借金が一番多く十五万六千円で、全体の四割近くをしめていた。その他のうちの借入先不明を含めると、全体の半分をしめていたと思われる。そして産業組合からの借金が二割余だった。銀行からの借金は一部上層農家に限られたものだった。当時政府貸出の低利資金の借入は三万四千二百円余で、全体中では少なかった。一般に旧来からの農家の借金の特徴として手近かな個人からのものが当時も多かったが、この中には小口高利のものも当然含まれていた。なかんづく一般の零細農家などには、明治前からのながい慣行としてかかる借金が相当額をしめていたように思われる。さて大字別にみると、五反田地区が負債が最も多く、一戸当りでも九五〇円に近かった。ついで岩本地区で一戸当り八五八円、大道地区八〇七円、蟻川地区七一三円であった。

ところで昭和不況期には、各村とも累積する農家負債の償還整理計画を樹立し、村の経済更生計画の一環として、これが実施に着手している。

農家の生活談話　ここで昭和不況のもとで税金や借金などをめぐる村の農家の苦しい生活談をいくつか記載しておく。

①税金の滞納整理といういやな仕事で農家を歩いた村役場書記（元名久田村役場勤務伊能義一）の話　伊能は二十一銭の農会費が納められない程の苦しかった当時の農家経済として語ったものである。

私は名久田村役場へ二度勤めました。最初（戦前）の勤めで、何が一番辛かったか、いやな仕事だったかというところ、それは滞納整理という仕事でした。名久田村はどうしてこんなに滞納者が多いのだろうと不思議でした。毎年決算前になると、収入役が滞納一覧表を作って、この滞納整理班は一班が

二人で、行政区を三ぐらい受持つて、役場事務の合間に滞納取立てに村内を巡回するのだが、その中には農会費の最少額二十一銭（会員割二十銭、地租割一銭）の滞納者が何人もありました。それほど村の不況は深刻でした。

②族の藁を執達吏に差押えられた婚家の話（六十六歳の老婦人のつらい思い出）

私の嫁いだ家は自小作の村内では中位の農家でした。四月に嫁ぎ、五月二十日過ぎに掃立った春蚕には、親たちに安心して貰うよう義母も驚くほど真剣に働きました。明日は繭かきという日の十時頃、私が独りで留守居をしていると、裁判所の執達吏がやってきて、全部のまぶし繭を差押えてしまいました。あまりのショックで頭がカッカして夫が畑から帰

③生活苦と借金苦を語る七十二才の老人の話

「首くくる縄切れもなし年の暮」とは、私の家の窮状を如実に表現した句だと思えます。私は第三人妹二人の長兄で、家は自小作で、小作田二反歩、自作田一反歩計三反歩、それに地味の悪い畑の自作が桑園とも四反歩、養蚕は春蚕が二五〇貫、夏蚕が一四〇一五貫、晩秋蚕は一〇貫前後でした。私とすぐの弟は、毎日弁当持で小さな企業に勤め、二番目の弟は他県で働き、三番目の弟は小学校、妹二人は製糸女工、父母は家にあつて農業という兼業農家でした。小作米を納めると残米が玄米三俵位しか手元に残らなかった。私と弟は恥かしいけれど、職場の会計から給料を前借して母に渡し、母に飯米を買って貰いました。

不況で繭値が安いから、買桑の代金を差引くと、毎期の養

(2) 経済不況と町村の生活施策

経済恐慌下のわが町村の人々の暮しの諸相を述べたので、

らないうちに実家へ逃げ帰ろうと、座敷に入って着替えをしようとしていると、夫が帰ってきました。夫の顔をみると、ただもう涙で一杯になって思わずそこに泣き伏してしまいました。嫁にくる早々体験した、こんなつらい、はづかしい経験は未だに忘れられません。

蚕収入の手元に残る金は僅かなものになるのです。私たち兄弟二人の給料は前借金を差引かれるから、残額は役場納めと公租公課と日々の僅かな生活必需品でも買えば、なくなってしまう。父は十二月中旬を過ぎると、毎日のように金貸しの所を廻り、ヘコヘコ頭を下げ一銭も払えない利子を元金に加算して借金証書を改訂して歩かなければならず、妹二人の稼いだ工賃など、一軒の金貸しの金利払いにも足りず、十二月二十六日の師走市の正月買物の算段など大変なものでした。大晦日の夜など、金貸し訪問の父の帰宅は十二時近く、それから泣きたいような気持をじっとこらえ、新年を迎える準備をするといった実にみじめな生活でした。

つぎには困窮した住民に対する国や自治体の生活上の諸

六 世相と生活

第8—60表 米の購入価格（1俵）の変化

	昭和5年	" 6年	" 8年	" 9年	" 11年
1 月	円 銭 16 11.50	円 銭 —	円 銭 11 10.00	円 銭 6 8.25	円 銭 —
2 月	6 11.40 26 11.50	—	5 9.80	11 8.80 17 8.70	13.60
3 月	18 11.50	2 15.40 29 15.60	2 9.30	21 10.40	9 12.40
4 月	23 11.40	—	28 9.20	18 9.70	14 15.20
5 月	14 11.40	22 15.20	28 14.00	12 10.00	22 12.60
6 月	5 11.40 24 11.70	17 15.20	9 10.00 28 10.00	29 10.30	28 10.30
7 月	30 11.80	15 16.00	8 10.00 12 9.50	28 10.80	22 13.60
8 月	9 12.50 30 12.50	12 17.00	25 9.30	23 11.50	—
9 月	23 11.70	21 16.40	23 9.25	12 11.60	—
10 月	19 17.40	—	22 9.10	—	17 13.60 27 12.20
11 月	12 16.00	4 15.00 30 15.00	10 9.50	2 12.50 19 12.40	11 12.20 22 12.20
12 月	6 16.00 29 15.50	22 25.50	—	2 12.40	3 13.00 26 12.00

（資料） 各年次金銭出納帳による、各欄の左上数字は購入日

施策及び住民側からの対応や運動について言及する。

米価の動き まず昭和十年前における米価の動きをみよう。さきの町の一商家の出納帳から当時の米の購入価格（一俵値段）の各年次別各月別を示すと第8—60表になる。五年以降の米の購入値段の動きを通覧すると、五年前半は一俵十一円四五十銭、後半からは一般にたかくなり、八年になると、五六年よりも安くなった。しかし翌九年の八月以降は前年よりかなり高くなっている。そして翌々年の十一年をみると、前半期は八九年に比して相当たかくなったが、後半期には少々おちついてきている。この米価の動きについては、

住民の日記にも、時折その実情の記載があるので、次ぎにその一部を示す。

六年十月の動きについて、山田実日記では「近頃米は安く、茨川で別上六円五十銭といふ。よって十一月より本家の依託で組合で売る米を下げて一俵七円といふことにした。」

のため米価二十二円五十銭（先物）の安値となる」と述べている。

（十月六日）、「茨川の米相場、田糶九円、陸糶八円十五銭、梗別上六円五十銭、特別七円」（十月廿二日）、さらに八年六月三日の小池秀雄日記には、「米は二十五円の先物に値がでた」また八月二十九日には、「厄日近づくも全国一般に好調

そして九年には、六月十五日「米は三ツ判が一俵九円七十五銭」、六月二十九日「米価たかく、糶価やすく、人氣沈滞なり、八月十一日盆市養蚕物は安い、米は高し……」。さらに九月十六日には、「中之条穀相場として玄米十一円五銭、小麦十一円……」とある。

政府米払下げ施策 昭和の不況進展のなかで、糶価の下落に加えて、五年には米の豊作貧乏が重なり、さらに自然災害をもうける地方も現れて、五六年すぎの地方住民の生活は極度に困窮していった。特に食料入手に支障を来す危機状況をはらんでいたために、政府は食料不足の地方住民に対して、その窮乏救済の意味をもって、政府米を随時払下げ配給する施策をうちだした。昭和七年（一九三二）七月十九日県内務部長から各市町村長宛へ上記の趣旨の通達が出された。その留意事項中に次のような指示がされている。

本払下米購入ノ必要最モ大ナル下層民ニ対シ、其恩典ニ浴セシメル為、此際町村長が町村会ノ決議ニヨリ町村費ヲ以テ

払下ヲ受ケ、少量宛実費配給ヲ行フハ最モ機宜ニ適セル処置ト認メラレ候条……

右施策をうけて、中之条町では八月八日に特別払下申請書を提出している。これによると、

本町ハ戸数及人口ニ比シ耕地極メテ狭小ニシテ従来養蚕業ヲ営ミ、其収入ニヨリ主食糧タル米ヲ購入シツツアルノ実情ニ之有リ候処、昨今未曾有ノ糶価暴落ニ遭遇シ、直接生活ノ

脅威ヲ受ケ、現今補足米ノ購入ニモ支障ヲ来シ、町民ノ生活窮乏誠ニ忍ビ難キモノ之有リ候。就テハ食糧ノ補ヒトシテ政府御所有米特別払下ノ御恩典ニ浴シ、左記ノ通り御払下ゲ下

サレ度、此段願ヒ上ゲ奉リ候ナリ。

記

出願数量 内地白米 五百十二畝（一回払下）

昭和七年八月八日

中之条町長

伊能八平郎

農林省米穀部長長瀬貞一殿

これに関する町会議決の主もな内容は、

一、払下資金ノ性質及金額 基本財産現金三千四百円ヲ一時
充用

一、払下数量及払下方法 一回払下デ人員五百五十人

一、払下米配給方法 一戸一回ノ配給数量ハ一畝ヲ最多限度

トシ、特別税戸数割納額三円以下ノモノニ配給ス。但シ町
長ニ於テ配給ノ必要アリト認メラレタルトキハ、特別税戸
数割三円以上ノ者ト雖モ配給スルコトヲ得。

この申請によつて九月二十九日付で玄米五十二俵（一俵五円四九銭、二、八一〇円八八銭）が認可された。早速区
長会議が開かれて各区への配当予定案が協議された。提示された三案を次にあげておく。

(一) 三円以下ノ者ノ家族数ヲ標準トシテ配給スル場合、五三

七戸、二〇五五人、一戸当り三斗八升一合三勺、一人当り

九升九合六勺五

八升四合四勺

(二) 五円以下ノ者ノ家族数ヲ標準トシテ配給スル場合、七一

四戸、二八五〇人、一戸当り二斗八升六合八勺、一人当り

七升一合八勺五

(三) 四円以下ノ者ノ家族数ヲ標準トシテ配給スル場合、六二

四戸、二四三五人、一戸当り三斗二升八合二勺、一人当り

三案中で一案（三円以下）が町会で議決され、これに家族数の標準が考慮されて各區別に第8—61表のように配給
された。

七年九月第一回の政府米払下げの配給について述べたが、この際に全農中之条支部の飯米斗争があったことは前述

第8—61表

(昭和7年)

	特別税戸数割 3円以下戸数	配給俵数
1区	17戸	18俵
2	20	20
3	26	27
4	11	10
5	47	37
6	31	30
7	14	10
8	32	32
9	16	13
10	21	22
11	35	36
12	46	42
13	33	32
14	43	43
15	52	46
16	16	19
17	22	19
18	12	14
19	13	13
20	17	18
21	13	11
計	537	512

(資料) 昭和7年町役場庶務課による

した通りである。ところで、この第一回の政府米払下げ配給に続いて、其後何回かにわたって配給が行われた。その一部について附記しておく。小池秀雄日記の九年十一月九日を見ると、「ヌレ米が下ノ町に四俵きたので、戸数割四円以下の人二十四人のうち二十人に分配することに手配した」とあって、九年十一月の配給は、四円以下の人が対象だったようである。また昭和十年二月四日町会において、政府払下米の件が議せられたが、この時には次のように議決された。

一、払下額二万四千円ハ基本財産ニヨリ一時充用
 一、払下米数量内地白米二千七百俵、配給人員九三人

一、配給計画一戸一回ノ配給数量ハ三俵ヲ最限度トシテ、
 特別戸数割納額七円以下ノ者ニ配給ス

こうして昭和十年には、七年に比して配給戸数と人数が相当上げられている。

この昭和九年には吾妻地方の春蘭が安値で、そのため景気は沈滞していたが、これに加えて七月から九月には県下全域が冷害をうけた。こうして九年は凶作と深刻な不況の年となった。この凶作対象として、中之条町ははじめとする

一町三カ村は政府米の借受配布をした。名久田村では、不足の飯米用として政府米五三石二斗を借受けて応急措置をしたという。全農家の八割に及ぶ三八〇余戸が借受けた。これの返済は各戸が穀にして三カ年間積みたてて村の食糧としての備荒貯蔵することにあてられたという（当時役場吏員伊能義一談）。また沢田村では、「政府ヨリ救助交付米ノ配布ヲ受ケ、沢田村ヘ二、二〇三俵、ウチ第七区ヘ一〇八俵交付サル」（反下村の永宝年代記の昭和九年の項）。この年は東北地方と群馬県が、気温冷温と干害による凶作に見舞われて、全国でも政府米交付をうける対象地域となった。そして翌十年にも、九月下旬沢田村を中心に吾妻東部の各町村民は激甚な大水害を蒙ったのである。

不況下の生活改善施策と村民の対応 経済不況のもとで、農村の経済更生計画と運動が、全国的に展開し、国県の施策として町村当局はじめ農会産業組合を中心に、町村の諸組織諸団体もあげて、これに協力一体化して計画の立案実践を、上から指導と下からの運動とが合体して推進されていった。八年九年そして十二年と相次いで伊参村名久田村及び沢田村が経済更生指定村となつて、総合的な調査から計画立案、さらにこれが実行に着手した。その両村の経済更生における農業生産の分野に関しては既に詳述しておいた。ここでは地域や家庭の生活分野、生産に対して消費生活分野における町村の施策、及びこれに対応する住民側の動向を述べてゆこう。

生活改善の目標・趣旨 村の経済更生の一環として家や部落の生活面の改善刷新が大きくとりあげられた。明治二十二年新しい行政町村が成立以来、国や県によって明治三十年代と大正十年前に新しい町村づくり計画と指導が実施されたが、つねにその中心は、役場農会産業組合の三つの主柱が一体化して推進された。そして農村の生活改良もあげられてきた。昭和の村づくりの経済更生でも、これは同じであった。ただ新しい現代化都市化のなかで、しかも経済恐慌下の農村危機の際の村づくりの特質は何であったのか。(イ)生活の冗費節約 すなわち生活の合理化を目標としたことが第一にあげられる。各村は生活改善規約を設け、そのなかでこの目標のもと、夫々の生活面の具体的実践事

項を列示している。特に冠婚葬祭についての冗費節約に重点をおいたことが特色であった。

沢田村では、経済更生計画樹立の目標（十九項目）のなかで、十六項に「生活ヲ合理化ナラシムルコト」をあげ、「家計経済ニオケル旧来、陋習トシテ冗費支出多ク、衣食住ハジメ、各般ノ生活ニ亘リ改善ヲ要スルモノ多シ。就中冠婚葬祭 等ノ社交儀礼費ヲ節約シテ経済的營養食ヲ勸奨スル」等を特に重要事項としている。そしてこれに基いて、村の生活改善規約第二条に「冗費ヲ省キ節約ヲ励行スルコト」、第三条「冠婚葬祭ニ際シテハ虚礼虚飾ヲ廃シ」をあげている。

(四)精神的作興の重視 第二には経済更生（村づくり）における精神的作興を重視し、その精神の教化に努めている。そのために沢田村では教化部、名久田村では社会部を設けた。生活改善においても、この実行の精神的趣旨に重点をおいた。名久田村の経済更生計画の社会部の仕事として、「村民ハ戊申詔書并ニ精神作興ニ関スル御詔書ノ趣旨ヲ奉体シ……」とあり、沢田村生活改善内規にも、「本規約ノ実行ハ国民精神作興ニ関スル詔書ノ趣旨ニ副フモノニシテ、一面本村ノ復興ト各自ノ福祉ヲ増進セントスルモノナルガ故ニ……」と規定している。

生活改善の内容項目 三カ村の生活改善規約ないし内規をみると、いづれも各生活分野の諸事項について具体的な行動様式を規定している。まず伊参村生活改善規約によって、これを示さう。(イ)時間励行(第三条)、(ロ)服装の質素(第四条)、(ハ)歳末歳始の儀礼(虚礼、贈答、招宴)の廃止、回礼の廃止、全休・半休日の設定、(ニ)兵士送迎における饗宴や土産物配布の禁止、(ホ)婚儀は分度質素を旨とし、式服調度品結納箱類等のあり方、饗応の質素化、式場用品の共同利用法の工夫、一般祝儀は五十銭以内とする。葬儀は謹慎静粛を旨とし、葬儀用具の共有備付けと、その共同利用が規定されていた。さて第九条には、一般生活改善事項と生活必需品の購買消費についての行動規制を、次のように指示している。

(イ)日用品ノ購入ハナルベク現金買、(ロ)金銭出納簿ノ備付け、家計ノ収支ヲ明カニスル、(ハ)酒杯献納ヲナサザルコト、(ニ)旅行土

産ノ廃止、(ホ)産見舞、病氣見舞ハ金デ二十銭以内……、(ハ)衣服成ルベク新調セザルコト、(ト)廢物利用、(チ)台所改善無駄ヲ省クコト

そして名久田村、沢田村の生活規約も、伊参村のそれと、ほとんど同じ内容であった。伊参村では自力更生第一年の必行事項（八年〜九年）を次のように誓ったという。それは昭和八年經濟更生村に指定され、九月八日金沢正雄知事を村に迎えたが、この際村民が誓ったものといわれる（関怒壽「風雪三十年」五十二頁）。これを掲げておく。

- 一、拳村一致更生計画ノ実行ニ精進スルコト
- 一、各家庭毎ニ經濟簿ヲ明記スルコト
- 一、労働表ヲ記入シ、家業ニ精勵スルコト
- 一、米ハ半搗米又ハ分搗米ヲ用イルカ又ハ大麦ヲ混用スルコト
- 一、日用品ハ現金買トスルコト
- 一、お茶うけハ漬物類ヲ用イ、菓子等ヲ用イザルコト
- 一、村内各種ノ会合ニハ成ル可ク酒ヲ廃スルコト
- 一、村内ニ於テハ巻煙草ヲ絶対ニ廃止シ刻煙草トナスコト

生活改善の実行方法 各村ともに委員実行委員などを設置し、委員長に村長があつた。伊参村では委員に区長在郷軍人分会長及び男女青年団長をおき、実行委員に伍長在郷軍人分会役員及男女青年団支部長をあてた。名久田村では生活改善実行委員には区長伍長農事組合長及更生委員をあてた。さらに名久田村では、この実行項目の趣旨普及をはかるために、毎年一回以上村と部落を単位とする戸主会及主婦会が開かれた。名久田村の実行方法について、当時役場にいた伊能義一は、「村内の各行政区を単位に実行委員を依頼し、村内各戸は冗費節約、生活改良刷新断行を固く申し合わせ、記名捺印して実行に當った。この結果は、かなりの実効を収めえた」と語っている。

澤田村では、昭和十二年に經濟更生村に指定されたが、これに先だつて十年には既に農会が自力更生のための經營經濟計画に着手している。また生活改善においては九年から高沼部落が県の指定村として実践していたし、学校給食も第三分教場で実施されていた。このように正式指定に先だつて、農業經營と生活の両面から新しい村づくりの胎動

があつたが、十年九月の大洪水によって、其後一カ年間は全村あげて復旧作業に精進していたので、正式の発足は十二年以降となつた。しかし大災害の教訓は沢田村生活改善規約第一条の中に生かされ、「本村民ハ昭和十年九月、災害ニ鑑ミ、之ガ復興更生ノ為メ、其生活ニ於テ常ニ分度ヲ守リ質素ヲ旨トシ、身分不相応ノ奢侈ヲナスベカラズ」と冒頭に掲げている。

山田の高沼では昭和不況下の農村更生の一環として生活部門の改善を実行していた。この時期には特に栄養改善を採択して、いち早く県の指定部落として先覚者の町田庄蔵を中心に卒先これにあたつた。八年には十一月二十四日（十二月十四日（三週間））にわたつて県衛生課の実地指導のうけ多大の効果をあげている。また当時農村不況下において村の学童の栄養への配慮から、各部落に働きかけてその後援のもとで、各分教場ごとに学校給食が普及していった。まず昭和九年第三分教場で部落内有志保護者の希望によって六月一日から実施された。県の戸井学校衛生技師や山田衛生技手などの出張指導が行われたり、高沼の町田庄蔵が二人の助手をつれての援助などもあつた。一カ月をへた七月二日戸井技師の調査結果によると、児童の口角靡爛が著しく減つたこと、体重が平均二二〇グラムも増えたことなど僅か一カ月で著しい成果が立証された。七月三十日の体格検査もその成果を反映して好成績であつた（沢田村報第八号）。その成果から第三分教場には九月十三日保護者会が設立し、栄養給食の完璧を期するとともに各種の教育事業を後援することを誓つた。翌十年には第五分教場が二月一日から栄養給食をはじめている（村報十一号）。十年九月に村が風水害の大被害をうけ、その復興に全力を傾注しながら生活改善や学校給食も継続している。風水害の一カ年後の十一年九月には第四分教場に児童給食後援会がつくられた。会員は三十四名であつた。その会則の主な事項を紹介しておく。

一、その目的 沢田小学校第四分教場児童ノ栄養摂取ニ関シ
其経費ヲ補助シ、コレガ所期ノ目的ヲ達成セントスルヲ以
テ目的トス

納入スベキモノトス。金参拾銭、金五拾銭、金壹円、金貳
円。

一、会費 毎年四、五、六、七、八、九、十ノ七ヶ月、ソノ

一、役員 会長ニハ第十四区長、副会長ニハ学務委員、理事
ニハ第四分教場職員

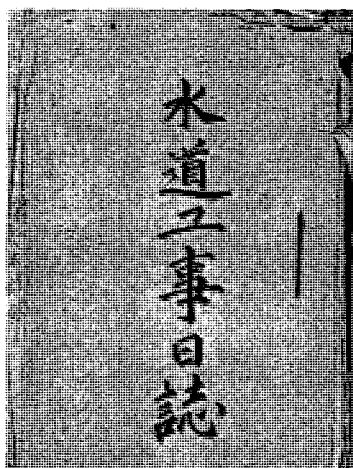
申込ニ従ヒ、左記月額ノ一ヲ選ビ、ソノ月二十八日マデニ

なおこの九月には二十七日、二十九日の三日間にわたつて第四分教場児童全員の血液型検査が実施された。これは
四万温泉取締所の幹旋で慶応医学部法医学教室原沢金一郎が助手を伴ひ検査したもので、この時秋鹿渡戸二夕井尾山
寺の人々の血液型検査も行われた（村報十七号）。

伊参村でも昭和十年前から学校給食を実施している。これは経済不況のもと農山村の疲弊窮迫の結果学令児童に昼
食を欠くもの或は粗悪な食事をとるものが急増したため、政府は昭和七年九月文部省訓令をもつて七年度から九年度
まで毎年学令児童就学奨励の目的で給食経費を各県に交付することになったためである。村では十月二十三日学校給
食実施方法について協議会が開かれた。七年の給食臨時施設費交付金二十三円、八年は三十八円であった。初年度
（七年）の十一月末迄の実施状況をみると、（一）食事を給与したものは村内三校で、一校平均給食日数二九日、給食実
人数二八人（延人数二四八人）給食一人当一食分の費用四銭、（二）特別の事情により白米や割麦を給与したものは六人
あった（七年度事務報告）。

つぎに名久田村大字横尾の高津部落において実施してきた環境衛生改善の諸事業をたどつてみよう。まず簡易水道
の敷設からはじまった。高津水道組合「水道工事日誌」を参照しながら記述する。

高津部落の簡易水道の敷設 この部落は旱天の続く時には屢々飲料水が欠乏していたところから、明治以来有志間
では不断に飲用水道の敷設が主唱されてきた。たまたま大正十四年十二月五日この問題が協議され、その席で水道敷



設のための調査委員四名が選挙された（劍持虎吉・劍持賢作・宮崎平三郎・割田龍助）。そして八日に郡内岩島村矢倉の既設水道を視察、翌九日には地元の弁天清水の湧出量を調べた。この結果、一時間湧出量五二三六合強、昼夜では一二五石五斗六升八合強とわかった。その結果、需要各戸給水能量は六石六斗八合八勺と判明した。続いて十三日水道敷設のための部落総会を開いた。全戸出席のもとで、愈々敷設実現のための実行委員七名が選ばれた。主任三名が互選された（劍持虎吉・劍持万平・割田竜助）。この日次の事項を協定した。一、敷設経費は産業倶楽部経理部から支出する。不足分は水道使用者全員の連帯で中之条信用組合より借入れする。その償還は倶楽部の桑園の収益を以てす。一、二月十四日に委員全員で水道敷設線の実地測量をする。一、二月十五日沢田村山田の既設水道を視察する。そして十七日には、倉地高崎支店を招き実地踏査のうえ材料の注文契約をした。ついに十八日に簡易水道工事に着手した。毎日十七〜十九人が出役就労し、ついに三月十四日完工した。所要日数二十五日、経費一、二二八円二二銭、人夫四二一人銭、馬五六頭を使役した。経費支出の内訳は、農家組合資産からの支出五一円四二銭、県補助金六九〇円、特別負担金が十六円八十銭だった。

さて完成した簡易水道をみると、給水戸数十九戸、幹線延長四八六間、支線一一八間余であった。この「水道使用規定」によると、次のようになっていた。

一、水道使用者ヨリ一戸一年一円二十銭ノ使用料ヲ徴収スル
コト

一、水道修繕費ハ右ノ事項ニ準拠シテ負担スルコト
(イ) 幹線ヨリ引水スルモノハ、チーヅ以下個人負担トス

(h) 支線ヨリ引水スルモノハ地幅以内ノ個人負担トス

(i) 前項ニ定メタル以外ハ全部組合ノ負担トス

台所改善と栄養改善の実践 簡易水道が敷設されて三カ年をへて、つぎに昭和四年(一九二九)三月高津部落では台所改善事業に着手した。このためにまず県内先進地として勢多郡粕川村金子与重郎宅はじめ新田郡笠懸村や群馬県国府村などの視察を行っている。県農会の指導のもとで各戸の台所改善が実施されたが、県農会からの助成金二百円をうけ、農家組合が中心で各戸に対し二十円宛を配布して、この仕事が行われた。台所改善の目標は、(イ)採光 (ロ)洗場 (ハ)調理法 (ニ)地盤 (ホ)カマド等におかれた。この事業は四年三月二十五日に着手した。同年五月十八日にその工事を完了している。

当部落では、つぎに昭和十一年から十二年にかけて栄養改善事業を実施した。最初第一次として三月十二日から三十日まで十九日間にわたって、県衛生課安生公平技師の指導で、全戸を対象に実施している。其後一カ年間献立表を作成して各戸に配布して、その実施につとめた。その間十月二日～五日の三日間(第二次)、翌十二年一月二十五日～二十九日の五日間(第三次)それぞれ安生技師を講師として研究指導が行われた。この際実施した共同炊事献立表と栄養改善実施前の献立表を次に掲載しておく。

① 実施前の献立表(一世帯消費単位)

主食 米飯一升四合(五六〇)、副食 朝食…みそ汁(菜二〇〇又、味噌三〇又、煮干五又、砂糖四又) 汁物二〇〇又。昼食 朝食残 夕食…煮こみ(小麦粉三〇〇又、味噌三〇又、煮ばし五又、砂糖三又、大根二〇〇又)

② 栄養献立表(10月17日～31日)

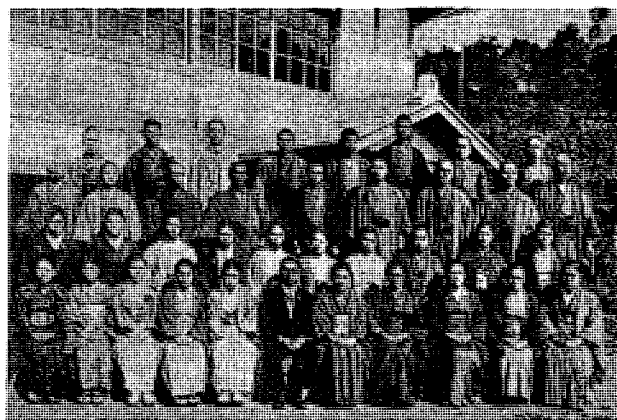
食昼	名	称	蛋白	カロリー	食夕	名	称	蛋白	カロリー
10月・17日	山海煮		11.8	187	味噌汁、小倉煮 酢ミソ和へ			15.4	259

第一次栄養食実施に際して昭和十一年三月十三日と二十八日の二回、全戸全員の体重測定を行い、栄養食の成果を

食 昼										
28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	10・18
炒ごぼうの煮	鉄火味噌漬	カレー	南瓜との合煮、酢味噌和へ	野菜豆	炒煮、浅漬	吉野煮	焼魚、豆ノ甘煮、おろし	あんかけ芋、青菜ゴム和へ	栄養しちゅう	鍋しぎやき
15.8	10.3	18.2	14.7	11.3	11.2	9.5	14.2	10.4	10.3	11.4
222	164	418	124	204	163	256	190	289	175	158
食 夕										
味噌汁煮	小豆煮	うどん、麩の辛煮	呉汁	里芋煮付	酢みそかけ、青菜ゴマ和へ	うどん、きんぴらごぼう	混ぜ飯	黄金ごぼう、カラシ大根	風呂吹大根、オシロイ汁	芋飯、味噌汁
22.1	17.5	29.5	15.2	16.1	26.0	29.2	25.6	21.3	14.1	14.6
311	322	750	799	302	349	738	307	265	296	286

検査したが、大半の人々の体重が増加していた。当時の栄養料理について、剣持ふみ（七十二才）は次のように話してくれた。

栄養指導を担当してくださった県衛生課の安生先生は、お若かったが熱心な方で、炊いた所を毎戸まわって下検分され



高津宮養改善実施記念撮影
(於高津公民館)

ました。最初のうちは、うのはな、んにく、黄粉、だいずめしなど平生あまり炊事に使わない食品を使うので、食べ物に戸惑った。栄養価は十分とわかっていても、どうもおいしくない食欲のわかないものもありました。しかしなれてくると全部おいしく食べられました。黄粉の使用もずいぶん多いのに最初はびっくりしました。鯀めし、鯀みそ、すり流汁、濃平汁など、今はなつかしい食べものです。農繁期の共同炊事、託児所など私も若かったから疲労など少しも感じないで働けたものと昔が懐しく思われます。

国の経済更生の村づくり計画の一環としてわが三カ村における生活改善施策の概況を述べたが、この昭和戦前期には、住民側からの生活改善を目ざす諸々の動きが各地にみられた。すでに大正期でもふれたが沢田村山田の町田庄蔵はこの方面の先覚者として高沼部落における農家生活の各方面にわたって改善の動きがみられたが、昭和期においても、これが簡易水道はじめ栄養改善や学校給食などを通じて実践されていた。

七 不況から戦争へ

昭和冒頭に襲来した経済不況は、吾妻地方にも大きな影響を与え、町の商家、村の農家はじめ俸給生活者たちの暮らしを苦境に陥し入れた。他方昭和期になると、中之条地方にも交通運輸機関の発達とマス・コミ文化の導入によって、住民の生活様式は漸く都市風になり、モダニズムの浸透もはじまった。こうして昭和戦前期のこの地方では、不況からくる暗さと、モダニズムによる明るさが交錯しあっていた。一般に昭和五年すぎの一九三〇年代に入ってからの方々の不況の深化は、日本資本主義も危機時代に突入したといわれている。農村の窮迫や政党政治の腐敗を背景にして、左翼の社会主義の盛り上がり、これに対抗しての右翼の軍国主義ファシズムの急激な台頭がみられた。こうして満洲事変の勃発前後の社会状況をみると、深刻な矛盾と危機をはらんだもので、まさに暗い昭和期の序曲として捉えられている。すでに六年（一九三二）の満洲事変によって、昭和の戦争時代（十五年戦争）に突入したのである。しかし当時の中之条地方の人々にとっては、戦時という実感は極めて乏しかったといつてよい。ただ事変の拡大に伴って満洲国の建設などをみていると、身近かな不況による暗さから解放されて、戦争がもたらした大陸への発展に明るい夢さえ託されるような気持ちになっていった。日本の軍国主義は第一次世界大戦後から台頭してきたイタリーのファシズム、ドイツのナチズムと合体して、一九三〇年代の巨大な歴史的潮流に成熟する。このような当時の国際的動向を背景に、戦争が又戦争をよぶ時流の必然性のなかで、国内体制も満洲事変後になると、次第に国防国家への途をめざして歩みだした。特に二・二六事件を契機にして政党政治は後退し、これにかわって軍部の政治関与が積極化していった。そして満洲事変から日華事変（一九三七年七月）、さらに太平洋戦争（一九四一年十二月）へと戦争

への道が拡大していった。

かくて昭和期は、不況と恐慌から戦争へと急進していったが、昭和戦時期の中之条町については、はじめ第一巻に掲載する予定であったが、紙数の関係から次の第二巻にゆずることになった。

したがって、通史編の第二巻は、私たち中之条町民の現代生活に直接大きな影響を与えている昭和の戦時期から筆をおこし、戦後の三十年にわたる私たち郷土の歴史のあゆみをたどることにする。ここでは昭和二十年八月十五日を境にして、戦争と平和とが、わが郷土の人たちにいかに相違した生活模様をくりひろげたかを明かにしたい。

あとがき

町誌編集委員の初会合があったのは、昭和四十六年四月二日の午後であった。会議は小林総務課長の進行で進み、福島町長が「町誌刊行の芽をつくり育てて行こう」と所懐を語り、委員からは、「新中之条町の一体観に立った町誌にしたい」と。ここに、この町誌編纂事業発足の第一日があった。こうしてよりよき総合的な町誌の為に自然誌・民俗誌・歴史関係委員がさらに加えられ二十名の委員は、月一度の定例会と必要に応じた小委員会を今に続けているが、その年八月三日、このまとめ役として小池善吉委員が互選により委員長に就任された。さらに十二月二十日に中之条町誌編纂委員会規則が制定され、町長を編纂委員会長とし、町助役、町議会議長、町教育委員長を副会長に、収入役、町議会議員、教育委員、管内小中学校長、農業協同組合長、商工会長、森林組合長、温泉組合長、学識経験者（前記編集委員二十名）が編集委員として委嘱された。そして、翌年三月二十九日の編纂委員会で、編纂方針ならびに発刊までの大綱が審議決定され、さらに、各区長、資料等の所有者・学識経験者を編纂協力員に委嘱し、ここに歴史的町村合併二十周年を画する中之条町誌編纂の町ぐるみ体制がつけられたのであった。

自然・民俗・歴史の三部門に分れた編集委員は各分野の資料の探訪に着手し、歴史委員は町内散在資料や古跡をたずねてまず目録をつくり、さらに県内はもとより遠くは吾妻と関係の深い長野県まで足をのびて資料を集め、自然誌委員は酷暑の山野を跋涉し、民俗誌では人びとの生活の歴史を家々に訪ね歩いて現在に至っている。

町誌の編纂事務は総務課が所管して今日に至っているが、四十八年五月から町誌編集室が庁舎内に設けられ、連絡調整係として専任一名が常勤となった。

同年五月十九日の編集委員の定例会で、各分野の資料調査の一応のめどの下に、(1)町誌全体の構成、(2)各編各部門の構成が審議され、特に第一巻に予定する歴史篇通史における執筆責任者とその協力者グループを決定した。(カッ
コ内はその後追加の分)

○歴史篇 通史関係

現 代			近世		中 世	古 代	時代区分	
昭和	大正	明治	後期	前期			執筆 者	中之条
		後			前			
夫・金井幸佐久)			小池善吉	金井幸佐久	山 口 武 夫	唐沢定市		
			吉田毅一郎	木暮久弥	同 右	全地区		
			金井幸佐久	唐沢定市		新井嘉男		
			小林文一	唐沢良姫秀雄重				
			福中伊島能忠義一雄	丸山不二夫				

(特論および社会誌の執筆者は第二巻に記すのでここには省略する)

○自然篇 戸谷啓一郎、本多由巳子、剣持久雄、小林勉、桑原忍(担当部門と執筆責任者は第三巻に記すのでここには省略する)

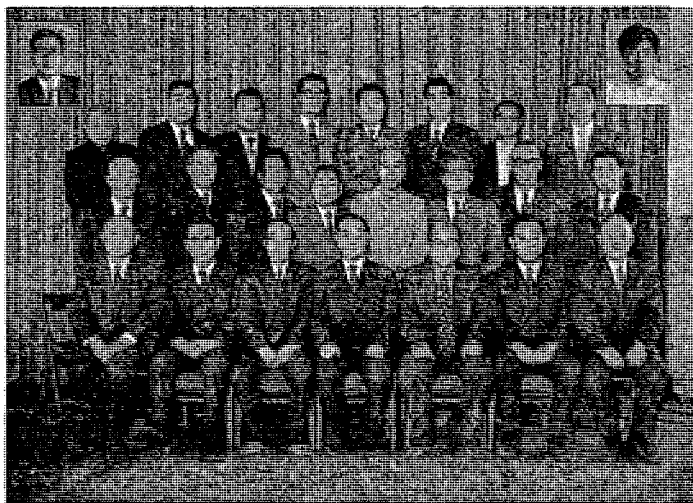
○民俗篇 阪本英一、木暮久弥。文化財関係は、町文化財専門委員

この構成で進める中にも、町誌はわれわれ町民でまとめよう、すなわち、よりよき町民の町誌にしようと、つとめ

て各地区に協力員會議をもち、あるいは老人クラブの参会を求めて資料を集め、時には他山の石として郡内の町誌編集者の会同を求め、あるいは萩原進前橋図書館長を招聘して、その貴重な体験も伺った。さらにまた、お互いの研修のために調査途上に発見した事項の研究発表も何回か交替して行ったりした。

調査執筆の進む中に、何しろ四カ町村の合併であり、合併以前の刊行なら当然四巻が必要とされる資料だけに、最初の二巻という予定は三巻に変更を余儀なくされ、しかも第一巻は町村合併に至る昭和期までの通史と予定したが、紙数の関係で、やむなく昭和戦前期でとどめて誕生したのがこの第一巻である。

念願とした町民の手による町誌として、ここに多くの人達の寄稿とご協力を深謝し、併せてこの印刷をお引き請け下さった朝日印刷工業株式会社の各位に厚く御礼を申し上げて世に送る次第であるが、続く第二巻、第三巻の刊行のために大方のご協力をお願いして、編集経過の主要の報告を終らせていただくことにする。なお題字は奈良委員の書である。



編集委員

本多由巳子

唐沢 姫雄

関 征児
(事務局)

金井幸佐久

奈良 秀重

小林 文一

小林春太郎
(総務課長)

小林 勉

中島 忠雄

山口 武夫

丸山不二夫

木暮 久弥

福島 真一
(町長)

剣持 久雄

桑原 忍

小池 善吉

阪本 英一

新井 嘉男

宮崎 徳郎
(助役)

唐沢 定市

福島 憲二

小池弘一郎
(収入役)

伊能 義一

吉田毅一郎

戸谷啓一郎

中之条町誌第1卷

昭和五十一年三月十日印刷
昭和五十一年三月二十日発行
〔非売品〕

編者 中之条町誌編纂委員会

印刷 朝日印刷工業株式会社

前橋市元総社町六七

発行 中之条町役場

群馬県吾妻郡中之条町
大字中之条町九四七ノ一